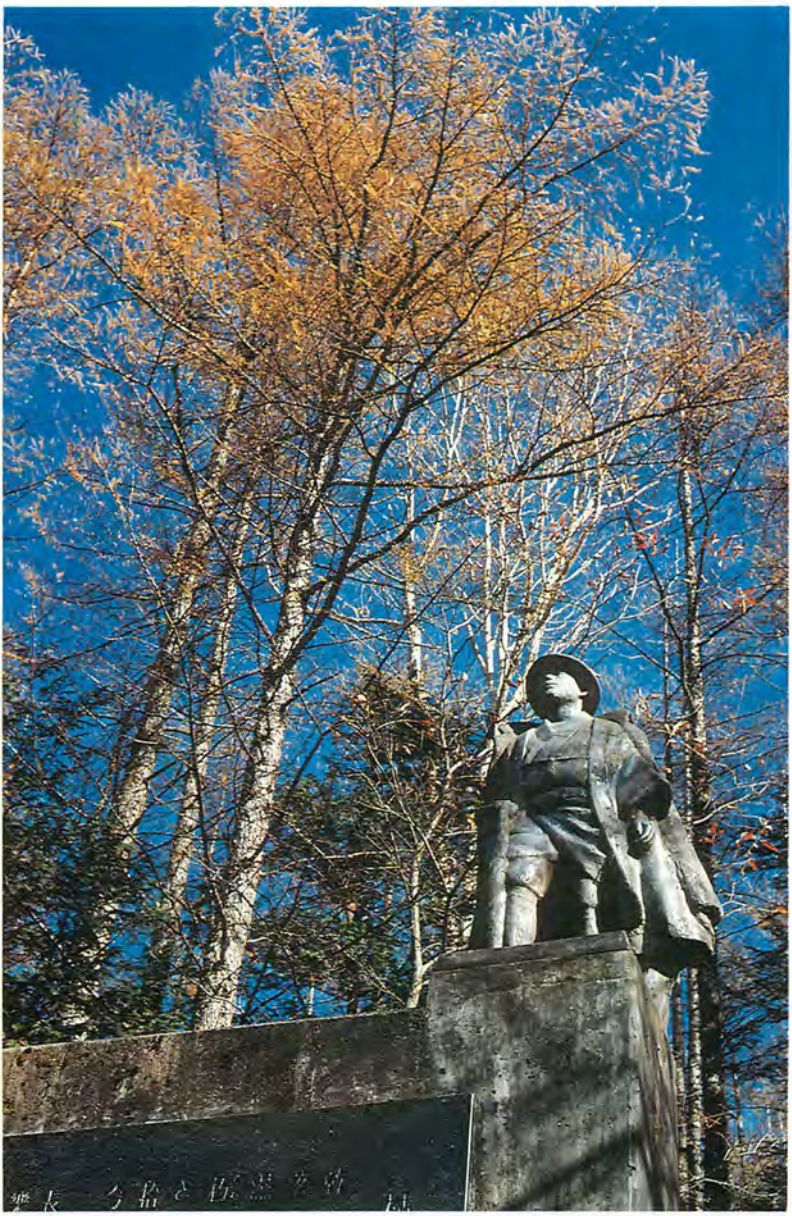
中之条町誌

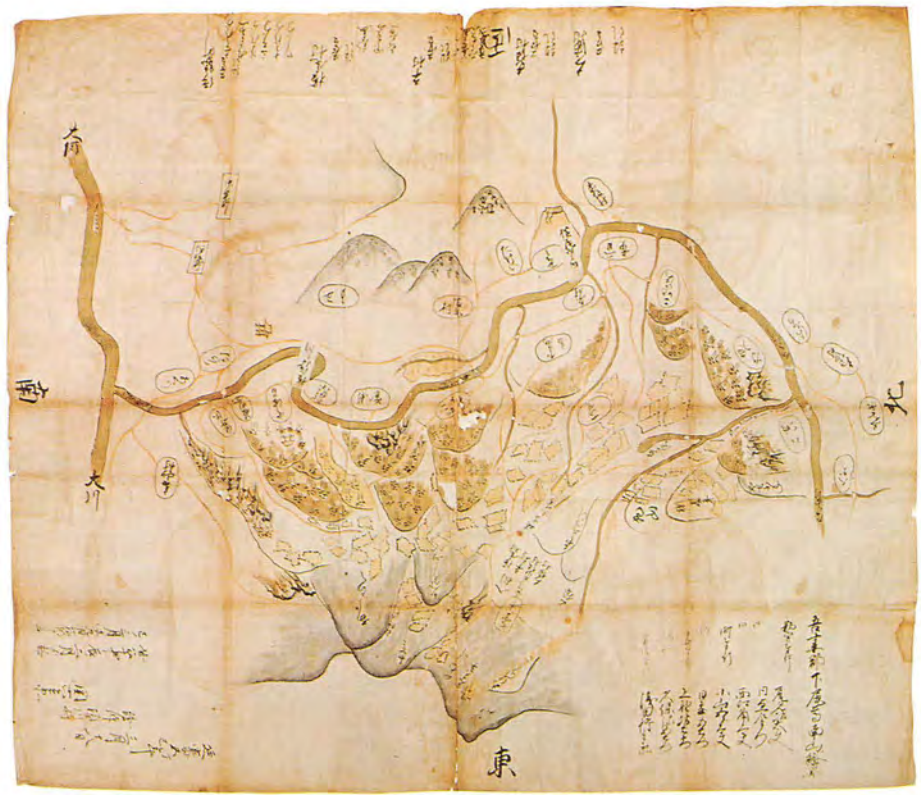
第二巻



中　之　条　駅



暮坂峠牧水詩碑



延宝5年南山山論絵図





地 租 改 正 絵 図



高野長英の学訓（点滴岩をうがつ）



日露戦争戦勝祝賀の中之条町

凡　例

一、読みやすくするために

1　本文はつとめて現代かなづかい、当用漢字を用いることとした。やむを得ないものにはかなをふった。

2　史料は読み下しを原則とし、原文はつとめて短いものの引用にとどめた。このため別に資料編をおくこととした。

一、氏名の敬称は省略した。

一、時代区分や町村名の時代による相違等については文中に付記した。

一、写真は執筆者の採択によったもので撮影者、提供者名は省略した。

中之条町誌　第二巻

目次

凡例
口絵
中之条駅　暮坂峠牧水詩碑　延宝五年南山山論絵図　地租改正絵図
高野長英の学訓（点滴岩をうがつ）　日露戦争戦勝祝賀の中之条町

第一部　歴史編　通史（続）

第九章　昭和戦時期……三

一　戦時期の町村政の展開……四

1　戦時下の中之条町政……四
(1)日華事変下の町政の展開／(2)太平洋戦争期の町政の展開／(3)選挙と町会議員・町会

2　戦時下の沢田村政……一七
(1)日華事変下の村政の展開／(2)太平洋戦争下の村政の展開／(3)村政関係者の報酬と給与／(4)選挙と村会議員・村会

3　戦時下の伊参村政……二七
(1)日華事変下の村政の展開／(2)太平洋戦争下の伊参村政／(3)選挙と村会議員・村会

4　戦時下の名久田村政……三四
(1)日華事変下の村政の展開／(2)太平洋戦争下の村政の展開／(3)選挙と地会議員・村会

二　戦時期の産業と経済……三九

1　美野原地区の耕地整理事業……三九

(1)農地開発営団による開懇／(2)県営工事の着工
2 戦時の農林業生産……四三
(1)日華事変下の農業生産状況／(2)太平洋戦争下の農業生産状況
3 戦時下の農業生産の諸相……五二
(1)「支那事変の農業及工業に及ぼした影響調査」から／(2)出征農家に対する勤労奉仕／(3)軍需供出と割当強化／(4)戦時食糧供出についての農民談話／(5)農業生産増強の諸施策
4 戦時下の商業の停滞休業……六三
(1)日華事変下の商況／(2)太平洋戦争下の商況
5 戦時下の会社企業……六七
(1)概観／(2)特殊会社の状況／(3)戦時下の群馬自動車会社／(4)戦時下の貨物自動車会社
6 戦時下の町工場……七六
(1)町工場の零細性／(2)戦時下の町工場
7 戦時下の町の製糸工場……八一
(1)昭和十年の製糸業／(2)戦時の製糸業
8 戦時下の町の製材工場……八五
(1)昭和十二年の製材工場／(2)昭和十三年の製材工場
9 戦時下の商店の企業合同と企業整備問題……八七
(1)繊維製品小売商業組合／(2)食料品・魚菜・雑貨小売商業組合／(3)企業整備問題
三 戦時下の交通運輸通信……九一
1 戦時下の道路と橋梁……九一
(1)災害復旧事業による道路と橋梁／(2)戦時中の道路と橋梁
2 戦時下の交通運輸機関……九四
(1)戦時下の自動車交通／(2)戦時下の貨物自動車／(3)長野原線の建設
3 郵便電信電話及ラジオ……一〇七
(1)戦時における郵便小包取扱量／(2)戦時における電信電話／(3)郵便従業員／(4)温泉電話の回収整理／(5)ラジオの普及
四 戦時下の町村組織と活動……一一三
1 国民精神総動員……一一三
(1)実践要項／(2)興亜奉公日の設定
2 銃後奉公会……一一五
3 町村の大政翼賛会……一一六
(1)町村の組織と役員／(2)翼賛壮年隊の結成／(3)太平洋戦争下の大政翼賛会
4 戦時下の地域組織と活動……一二四
(1)日華事変下の近隣組織と活動／(2)地域組織の再編成／(3)太平洋戦争下の地域組織と活動／(4)国民貯蓄・公債と町村民
5 戦略物資の回収と供出……一四一
五 戦時下の世相と文化……一四三
1 戦時下の町村の世相……一四四
(1)日華事変下の町村の世相／(2)満州開拓農業移民と満蒙開拓青少年義勇軍／(3)新体制と町村の世相／(4)太平洋戦争開戦前後の世相／(5)

翼賛選挙と世相／(6)終戦の世相と住民の心情
2 戦時中の地方文化……一六一
(1)日華事変下の青壮年文化／(2)戦争翼賛下の地方文化の変容／(3)戦時中の俳句文化
六 戦時期の教育……一七〇
1 国民学校の教育……一七〇
(1)発足／(2)教科課程
2 戦時下の学校生活……一七三
(1)日華事変下の学校生活／(2)太平洋戦争下の学校生活
七 戦時下の町村民の生活……一八三
1 戦時下の町村の暮しと経済……一八三
(1)町の商家の家計／(2)戦時期の町村税
2 戦時統制下の食糧問題……一九一
3 戦時下町村の配給生活……一九四
(1)日華事変下の配給生活／(2)太平洋戦争下の配給生活
4 電力統制による節電強化……二〇三
5 戦争末期の住民生活……二〇五
(1)空襲警報下の住民生活／(2)戦争末期の疎開
八 戦時下町村民の厚生保健……二一三
1 戦時における厚生保健……二一三
(1)戦時の厚生保健／(2)戦時の町の保健衛生
2 戦時期の農村の栄養改善……二一六
(1)農繁期の共同炊事の経営／(2)農繁期共同託児所の開設／(3)学校給食
3 戦時下の婚姻出生と妊産婦……二二一
(1)婚姻出生の動き／(2)戦時下の妊産婦／(3)優良多子家庭の表彰
4 国民健康保健の創設……二二六
(1)診療事業の問題点／(2)保健事業の問題点
5 吾妻保健協力会の活動……二二九
(1)その前史／(2)結核諸疾病／(3)吾妻保健協力会の設立／(4)会の事業の進展
九 十五年戦争の終結……二四二
第十章 昭和戦後記(昭和二十年代)……二四五
はじめに……二四六
一 終戦直後の諸状況……二四七
1 復員兵士と引揚者の帰還……二四九
(1)郷土兵士の復員帰還／(2)引揚者の帰還
2 終戦直後の人口流動……二五二
3 進駐軍の駐屯……二五五
4 終戦直後の経済と生活……二五七
(1)軍放出物資の流通／(2)不作と終戦直後の食糧事情／(3)預金封鎖と新円への切換／(4)戦後のインフレと住民生活／(5)戦後の配給生活／(6)闇価格と物交の横行
二 戦後二十年代の町村政……二七一

1 中之条町政の推移……二七一
(1)終戦直後の町政／(2)二十年代前半の町政／(3)戦後第二回の町長選挙／(4)二十年代後半の町政／(5)戦後の中之条町議会
2 沢田村政の動き……二九一
(1)第一期田村（茂）村政／(2)第二期田村村政／(3)宮崎（弘）村政／(4)戦後の沢田村議会
3 伊参村政の動き……三〇六
(1)第一期唐沢(参)村政／(2)第二期唐沢村政／(3)小林(文)村政／(4)第三期唐沢村政／(5)戦後の伊参村議会
4 名久田村政の動き……三一八
(1)唐沢(藤)村政／(2)小林(正)村政／(3)戦後の名久田村議会

三 戦後の産業と経済……三二八
1 その概観……三二八
(1)二十年代前半期の動向／(2)二十年代後半期の動向
2 終戦直後の農業の動向……三三三
(1)農業構造の変貌／(2)二十年代の農業生産／(3)戦後二十年代の食糧供出／(4)農業協同組合の設立／(5)戦後の農業振興計画の出発／(6)戦後二十年代の農家経済
3 商工業の復興と再建……三七〇
(1)戦後二十年代の町の商業／(2)戦後二十年代の町の工業／(3)工場労働者の労働条件
4 戦後の労働組合とその展開……三八七
(1)終戦後の労組の台頭／(2)二・一スト以後の労組の動き／(3)転機にたつ労組運動／(4)二十年代後半への労組
5 戦後二十年代の金融機関……三九六
(1)二十年代前半期の町の銀行／(2)二十年代後半期の町の銀行／(3)吾妻信用組合の創立とその展開／(4)二十年代の町村農協の金融状況

四 戦後の交通運輸と通信……四一一
1 道路橋梁の再興拡充への途……四一三
(1)道路橋梁改修整備の状況／(2)町の道路舗装工事
2 戦後二十年代の交通機関……四一七
(1)戦後二十年代の長野原線／(2)二十年代の自動車交通
3 郵便電信電話とラジオ……四二六
(1)戦後二十年代の郵便電信電話／(2)戦後のラジオの普及

五 戦後二十年代の文化と生活……四三一
1 終戦直後の文化運動の胎動……四三三
(1)新しい文化団体の結成／(2)新しい文化運動の諸相
2 戦後の地方文化の変遷……四四八
(1)終戦直後の青年文化／(2)青年演劇の覚醒／(3)新旧人形演劇の公演／(4)文化的行事の進展／(5)文化祭にみる戦後の地方文化／(6)俳句の隆盛／(7)地元新聞の発刊

3 大衆娯楽文化の復活……四六〇
(1)映画／(2)流行歌
4 戦後二十年代の生活諸相……四六三
(1)戦後の家計／(2)衣食住の生活様式の変容
六 戦後の教育改革……四七三
1 連合国軍による教育管理……四七五
(1)教科書の変革／(2)軍事教練と武道の廃止／(3)御真影の奉還と奉安殿の撤去／(4)修身歴史地理に対する授業停止／(5)社会科の登場／(6)教職員の適格審査／(7)戦後の学校給食
2 新制中学校の創設……四八一
(1)教育改革の経過／(2)中之条中学校開校の状況／(3)新制中学校の校舎建築
3 小学校の変革……四九〇
4 新教育の内容と方法……四九四
(1)山村社会科カリキュラムの研究／(2)新教育研究指定校／(3)戦後の小学校生活の思い出
5 P・T・Aの結成……四九七
(1)P・T・A結成の動き／(2)二十年代のP・T・A
6 教育委員会の誕生……五〇〇
(1)町村教育委員の公選／(2)教育委員の回顧談
7 戦後の社会教育……五〇三
(1)戦後の婦人団体の歩み／(2)吾妻連合婦人会の結成／(3)戦後の社会教育／(4)社会教育振興会の結成
七 戦後二十年代の保健と医療……五〇九
1 戦後における厚生保健……五〇九
(1)中之条保健所の設立／(2)保健所の医療保健活動／(3)戦後町村の保健衛生状況
2 戦後国民健康保健組合の保健活動……五二三
(1)戦後の町村国保事業の再建
3 戦後の農村医療の状況……五二九
(1)医療関係者・医療施設／(2)吾妻郡医師会の活動
八 戦後二十年代の社会福祉……五三三
1 社会福祉の登場……五三四
(1)吾妻福祉事務所の設置／(2)町村の生活保護状況
2 終戦後の町村の緊急援護対策……五三八
(1)町村の復員引揚者の状況／(2)復員引揚者への援護対策／(3)遺家族の援護
3 戦後町村の社会福祉……五四九
(1)生活保護の実施／(2)民生委員と民生活動

第一部 歴史編 特輯

特輯Ⅰ 戦争と生活……五六一
はしがき……五六二

一　西南戦争……五六三
二　日清戦争……五六六
1　町や村の動き……五六六
2　うすれゆく伝承……五七〇
3　明治二、三十年代の徴兵検査……五七〇
三　日露戦争……五七三
1　戦争と銃後の動静……五七三
2　陣中日記抄……五七九
3　軍事郵便に偲ぶ戦闘状況……五八三
4　在郷軍人会の設立……五八四
5　忠魂碑の建設……五八七
四　シベリヤ出兵……五八八
1　従軍者は語る……五八八
2　シベリヤ前線からの戦闘の郵便……五九一
3　軍縮時代の入営と除隊……五九二
五　満洲事変より太平洋戦争までの概観……五九四
1　まえがき……五九四
2　昭和戦前戦時期の徴兵検査……五九五
六　満洲上海事変から日華事変へ……五九七
1　満洲へ王道楽土を求めて……五九七
2　大陸の前線における郷土の人々の奮闘……五九七
(1)富沢稔雄伍長／(2)郷土部隊北支の奮闘／(3)人情部隊長南京一番乗り／(4)日華事変凱旋記念碑
3　銃後の美談と表彰……六〇三
(1)銃後の護りは固し／(2)多数の軍人を出した家庭の表彰／(3)子宝家庭の表彰
4　沢田村の戦時扶助……六〇四
七　太平洋戦争と総力の結集……六〇六
1　戦力の増強……六〇六
(1)物資の供出／(2)生産の増強／(3)勤労奉仕／(4)勤労動員と徴用／(5)女子挺身隊／(6)戦力増強と感謝激励運動／(7)農兵隊始末期／(8)東条首相の来郡
2　銃後生活の内幕……六一一
(1)配給と銃後の衣食住／(2)疎開者の現物交換／(3)戦争末期の窮迫状況／(4)防空演習と防空監視哨の設置／(5)竹槍訓練／(6)陸軍予科士官学校の疎開
3　戦線と銃後……六二四
(1)兵隊送りと入隊／(2)予科練の思い出／(3)動員一覧表は語る／(4)艦橋上より尺八の音／(5)思いのこもる軍事郵便／(6)戦病死した童謡作詩者／(7)遺骨迎えと遺骨伝達異聞／(8)若桜散る／(9)町村葬／(10)忠霊塔の建設／(11)遺族の会
4　復員と引揚げの記録……六六一
(1)満洲引揚記／(2)満洲引揚の談話から／(3)ソ連に抑留されて／(4)シベリヤ抑留の記／(5)終戦から復員へ／(6)引揚証明書と支給品

八　従軍三題……六七四
1　従軍看護婦の記録……六七四
2　田中稲三画伯の従軍慰問……六七六
3　在満の思い出……六七九
九　終戦秘話……六八三
1　吾妻東部防衛隊の設置……六八三
2　自決した塩原准尉……六八四
3　おろかものの碑の建立……六八五
4　奇しくも帰ってきた戦陣日記……六八七
5　激戦地の遺骨収集……六八九
一〇　戦歿者名簿……六九三
むすび……六九五
特輯Ⅱ　団体の歴史……七五七
一　中之条沢田耕地整理組合……七五八
1　開田記念碑……七五八
2　耕地整理組合の設立……七五九
3　組合の活動開始……七六三
4　東電用水路建設事業の放棄……七六五
5　独力による水路工事……七六八
6　開田工事……七七〇
7　遂に完全美田となる……七七一
8　普通水利組合となる……七七三
9　土地改良区となる……七七四
10　組合の現状……七七七
二　美野原耕地整理組合……七七八
1　開拓記念碑……七七八
2　美野原耕地整理組合の設立……七七九
3　幹線水路並に開墾事業……七八三
4　県営工事着工……七八三
5　開田開畑に農地開発営団……七八四
6　終戦後の苦難……七八六
7　農林省直営事業となる……七八七
8　竣工式……七八八
9　美野原土地改良区の設立……七八九
10　美田百町歩完成……七九一
三　伊参村の青年会……七九三
1　原岩本青年同志会……七九三
2　五反田青年同志会……七九六
3　蟻川同志青年会……七九九
4　大道新田青年同志会……八〇一
5　伊参村青年会……八〇三
6　伊参村青少年団の結成……八〇七
7　終戦後の青年団……八〇八
8　町村合併後の青年団……八一一
9　中之条町青年団伊参支部となる……八一四
四　名久田村の青年会……八一四
1　平青年同志会……八一四

2 名久田青年修養団から青年会へ……八一八
3 名久田青年団となる……八一九
4 戦時中の青年団活動……八二四
5 終戦後の青年団……八二五
6 青年団の再建……八二八
五 地域青年会にみる伝統形成……八三三
1 創立期の四万青年同志会の伝統形成……八三三
2 田町青年会にみる伝統……八三五
3 青年会にみる消防と剣道……八三六
六 中之条町の消防団体の歴史……八三九
はじめに……八三九
1 組長時代……八四〇
(1)伊勢町消防組の設立／(2)中之条消防組
2 勅令による消防組結成……八四七
3 中之条消防組……八五〇
(1)消防組の結成／(2)忘れ得ぬことなど／(3)中之条警防団／(4)戦後の中之条消防団
4 沢田消防組……八五八
(1)消防組の結成／(2)明治期の消防演習／(3)沢田警防団／(4)戦後の沢田消防団
5 伊参消防組織……八六三
(1)消防組の結成／(2)警防団の結成／(3)戦後の伊参消防団の結成
6 名久田消防組……八六七
(1)消防組の結成／(2)警防団の結成
特輯Ⅲ 災害の歴史……八七五
一 近世中之条町の災害史……八七六
1 わが町の災害史年表……八七六
(1)元禄―正徳期／(2)享保―元文―寛保―寛延期／(3)宝暦―明和―安永―天明―寛政―享和期／(4)文化―文政期／(5)天保―弘化―嘉永期／(6)安政―万延―文久―元治―慶応期／(7)明治元～三年期
2 特筆すべき凶作……八七九
(1)享保の凶作／(2)寛保の洪水／(3)天明の浅間あれ／(4)天保の凶作／(5)明治二年の凶作
3 凶作と質地証文……八八九
4 火 災……八九一
二 明治二十九年の赤痢の流行……八九三
――折田村の場合について――
1 村の臨時隔離所……八九三
2 患者の発見・消毒・予防……八九五
3 医師と看護婦……八九六
4 義務人夫と買上人夫……八九六
5 赤痢病予防法……八九七
6 赤痢病関係諸費用の支出状況……八九九
7 衛生組合の設置と組合規約……九〇一
三 明治四十三年の大水害……九〇三

1 河川の水位・雨量……九〇四
2 被害状況……九〇五
3 救援・救護対策……九〇六
4 水害善後策としての指導……九〇七
5 県道復旧工事請負願……九〇八
四 昭和十年の大風水害……九一〇
1 「大洪水惨害記」より……九一〇
2 沢渡温泉の山津浪……九一一
3 四万新湯の水害……九一三
4 山田大竹川と後川の被害……九一五
5 群馬県下の風水害被害状況……九一五
6 救援救護対策……九二一
(1)県の処置／(2)市町村の処置／(3)罹災救助金／(4)風水害罹災救助費支出／(5)県税猶予と減免／(6)義捐金品の募集／(7)警察署の救護
7 災害余録……九二九
8 災害哀話（五話）……九三〇
9 回想録……九三四
恐怖の一夜／水害当時を追憶して
五 昭和二十年の沢渡の大火……九三五
1 火災当時の沢渡温泉……九三六
2 大火の経過……九三九
3 大火の被害状況と復興……九四八
六 中之条町の地すべり……九五五
1 文政八年名沢の地すべり……九五五
2 戦後の地すべり防災工事……九七九
3 地すべり防止施設の設計……九八三
七 災害年表……九八七

第一部 歴史編 特論

一 中之条・原町市出入……九一七
1 序説……九一七
(1)原町と中之条市場の成立背景／(2)中之条・原町両市場紛争の経緯
2 近世前期の紛争……九八〇
(1)寛永事件（第一次中之条・原町市出入）
(2)真田伊賀守信澄時代の紛争
3 近世中期の紛争……九八四
(1)天和～貞享の紛争／(2)沼田本多氏支配下の中之条市場／(3)原町市場の動向
4 近世後期の紛争……九九三
(1)文政事件／(2)天保事件（第二次市出入）／(3)天保市出入の終結と中之条の大火
5 明治初年の紛争……一〇一六
(1)明治五年の第一次訴訟／(2)明治五年四月の第二次訴訟／(3)明治初年中之条市場の隆盛
付 天保改革と中之条町の経済状況……一〇二七
二 山論……一〇三六
1 序説……一〇三六

2 上・下尻高村、南山山論……一〇三七
(1)天正十八年の境界論／(2)寛永四年―正保二年の山論／(3)延宝四―五年の山論／(4)元禄六―八年の山論／(5)宝永四―五年の山論
3 青山村・市城村萩薪入会山論……一〇四五
4 四万山山論……一〇四六
(1)四万山の概況／(2)元禄期の四万温泉と農間商の台頭／(3)元禄八年の四万山山論／(4)山論以後の四万村の状況と安政事件
5 栃窪山山論……一〇五〇
6 山田山・原町山山論……一〇五一
(1)山論の背景／(2)岩下、矢倉、郷原三村の出訴／(3)山論の推移／(4)宝暦十一年の裁定／(5)入会山論の経費について
7 榛名山入会山論……一〇六五
(1)寛永期～寛文十年の紛争／(2)寛文十～十一年の紛争／(3)元禄十二年の紛争／(4)寛政期の紛争／(5)明治前期の紛争

三 刀工蟻川波右衛門……一〇八三
1 蟻川家の系譜……一〇八三
2 鍛冶宗匠三品家との交流書簡……一〇八四
3 鍛冶としての蟻川家の発展……一〇八九
4 むすび……一一〇一

四 蘭学とわが中之条町……一一〇四
はじめに……一一〇四
1 吾妻郡に見る長英史料とその書翰……一一〇五
(1)中之条町／(2)吾妻町／(3)嬬恋村／(4)六合村／(5)草津町
2 近世上野における蘭学はなぜ中之条町に開花したのか……一一〇六
(1)その素地を尋ねて／(2)高野長英との出会い／(3)わが町の蘭学者たち／(4)高野長英とわが町の親交
3 盗社の獄・長英の獄中・潜伏時代の吾妻……一一二五
4 ペリー来航から明治期に至る中之条町の蘭学……一一三七
(1)景作日記にみる幕末の蘭学／(2)福田宗禎文同／(3)最後の蘭学者関恒斉／東京日記
5 蘭学の影響寸見……一一五一
(1)西洋医学の学習による医術の進歩／(2)自然現象に対する迷妄の打破／(3)続恐惶新論（高橋景作日記にあり小板橋神官家蔵）に見る平和外交思想／(4)今に生きる高野長英の学訓／(5)高橋景作の門人たちの業績
終りに……一一五六

五 林昌寺神葬祭騒動……一一五九
はじめに……一一五九
1 明治以前の神道と仏教……一一六一
(1)神道／(2)修験道／(3)仏僧の俗化
2 洋学と国学の発達と尊王攘夷の思想……一一六五
(1)吾妻の洋学／(2)国学思想の系譜／(3)尊王攘夷思想の系譜
3 神仏分離と神葬祭……一一七三

(1)神仏判然令／(2)神葬祭の進行と離檀の状況
4 神社神道の国教化と新政批判……二八〇
(1)神道の国教化／(2)氏子守札の制／(3)高橋景作の明治新政批判
5 林昌寺神葬祭騒動……二八五
はじめに／(1)八幡山と林昌寺との関係／(2)事件の発端／(3)林昌寺破仏事件の情況／(4)天皇の尊牌を破棄／(5)事件後の情況／(6)林昌寺騒動の判決
6 修験道の解散と路傍の信仰物の除去……二〇三
(1)修験道の解散／(2)路傍の信仰物の除去
7 教派神道への道……二〇六
(1)廃仏毀釈の反動と教派神道の芽ばえ／(2)新田邦光と修成講社／(3)吾妻郡における修成講社／(4)講社の驚異的発展とその活動内容
8 結語……二一八

六 明治維新と地租改正……二二一
1 地租改正、その歴史的意義……二二一
(1)地租改正の性格／(2)その歴史的意義
2 群馬県の地租改正の進捗状況……二二四
3 中之条地方の地租改正……二二七
(1)地租改正の事業実施まで／(2)地租改正事業の実施段階／(3)地租改正と町村財政
4 地租改正の結果……二五二
(1)地租改正による住民階層の発生／(2)地租改正前後の土地所有関係／(3)地租改正と地主制

七 戦後昭和の農地改革……二六五
1 農地改革とその歴史的意義……二六五
(1)第一次農地改革／(2)第二次農地改革／(3)農地改革の性格
2 中之条町の農地改革の実施状況……二六八
(1)第一次農地改革に伴う問題／(2)第二次農地改革実施の進展(農地委員会人と組織)／(3)一筆調査／(4)農地の買収／(5)農地の売渡／(6)宅地建物の解放／(7)農地の交換分合／(8)牧野の解放／(9)未墾地の解放／(10)社寺の保有農地の解放
3 農地改革と地域住民の動向……二七九
(1)農地改革の趣旨普及と宣伝／(2)改革実施に対応する地域団体の動向
4 農地改革の総結果とその問題点……二八三
(1)農地移動の総括／(2)農家変動の総括
5 農地改革過程における各町村の諸問題……二八〇
(1)農地改革で最も苦労したこと／(2)委員会で最も問題になったこと／(3)改革により変化した諸点／(4)今後に残された問題

八 明治前期の町村合併……二三四
1 明治前期の町村制の変遷……二三四
(1)明治十年前の町村／(2)明治十年代の町村
2 明治二十二年の町村合併……二三二
(1)政府の町村合併の推進／(2)群馬県の町村合併実施概要

3 中之条町地区における町村合併……一三五
(1)総代人の選出／(2)旧町村の戸口・資力の実態／(3)各町村の合併への対応行動
4 町村合併の成果……一三八
(1)予算上からみた旧町村連合と新町村／(2)町村自治の担当者／(3)合併町村の課題
九 戦後昭和の町村合併……一三七
1 戦後昭和の町村合併の契機とその進展……一三七
(1)シャウプ勧告と町村合併促進法の施行／(2)町村合併の勧奨通達と各町村の動き／(3)町村合併推進協議会の結成
2 町村合併県試案の提示……一三八一
(1)町村合併計画試案について／(2)町村合併計画要領／(3)合併促進の広報宣伝実施の必要性とその方法
3 吾妻地方事務所を中心とした町村合併促進と啓蒙運動……一三八四
(1)県試案提示後の郡町村合併推進協議会の動き／(2)町村合併座談会の開催(3)町村合併会議の進展
4 高山村の合併離脱と中之条町外三ヵ村の合併進展……一三八九
(1)地元民の合併についての諸意向／(2)高山村の県試案合併離脱／(3)協議会委員の委嘱／(4)中之条外三ヵ村合併促進協議会の設置／(5)合併基本協定の作成／(6)起草委員選任・(7)合併事務局設置／(8)地域住民の合併に対する反応(9)基本協定事項の起案／(10)町村合併上の問題点／(11)中之条町建設計画の最終審議
5 合併実施議決の四ヵ町村議会一斉招集……一三九六
6 新中之条町の誕生……一三九七
(1)中之条町長職務執行者決定／(2)合併申請書の進達／(3)四ヶ町村合併の県手続／(4)総理府告示と町村合併手続の完結
中之条町歴史年表……一三九九
あとがき

見返し絵図

明治前期の下沢渡村地租改正の絵図を使用した。この絵図は町誌編集の過程で奈良秀重編集委員が昭和五〇年六月、下沢渡勿持正一方で発見したものである。和とじ二四頁の小冊子で、墨筆のスケッチに赤青の彩色がしてある絵図一九枚綴になっている。当時群馬県管下第二〇大区六小区の下沢渡村の地租改正における現地作業の実態をほうふつさせてくれる。この絵図の作成者と思われる「平三郎」という署名も書かれている。当時は断髪令が施行された直後で、県役人はザンギリ頭、地元民はチョンマゲ姿といった明治十年前後の風俗も描かれていて大変興味ぶかい。

第一部　歴史編　通史（続）

第九章　昭和戦時期

第九章　昭和戦時期

一　戦時期の町村政の展開

昭和十二年（一九三七）七月、日華事変の勃発によって、広義には戦時期に入ったとみられる。しかし、その後の太平洋戦争突入の前後にくらべると、当時はまだ準戦時期というべきであろう。しかし、事変の拡大は長期持久戦になってゆき、戦時体制へと進展していった。事変の発生により各町村から住民の前線への応召出征が相次いだが、政府は国民精神総動員計画を実施し、これに呼応して各町村も直ちに熱心に銃後活動を開始した。こうして日華事変の勃発とその長期戦争化を契機に、町村の人々の各般の生活を通じて、急速に戦時色に変化していった。町村政においても、戦争遂行の進捗とともに日華事変以降は戦時色になっていった。この町村政の漸次戦時化してゆく様相を、日華事変期と太平洋戦争期とを通じて、各町村別にみてゆくことにする。

1　戦時下の中之条町政

(1)　日華事変下の町政の展開

剣持町政後半期　昭和十一年五月町長に就任した剣持真平は、任期一年余にして日華事変にぶつかった。戦局の拡

大とともに町長職は繁忙になった。戦時になって町役場の業務も各方面にわたって強化されたが、まず動員事務が強化されたのをはじめ、この期間には配給統制も実施された。町長としては、何よりも町民兵士の入営応召帰還及び戦死などによる頻繁な送迎に対しては十分に意をつくさなければならなかった。また戦時統制に伴って新しい業務の伝達徹底のために各般の会議が重なって日々全く多忙を極めた。特に戦局の膠着化により非常体制化してきた十四年（一九三九）になってからは、消防団の警防団への再編成や新たに防空訓練なども行われて激職は一段と強化された。そして、任期三年を迎えた十四年五月に二三の町議から町長不信任の動議が提出され、これが成立して五月十九日辞任するに至った。その間の事情について小池遵正の「町政回顧三十年」には、次のように述べてある。

> 氏（剣持町長）の人事が非難をうけ、突如として町長不信任動議が提出されて、これが成立したことがあった。彼も仲々さるもの、そのまま月余を過ぎた。だがそのまま、すごせるわけもなかった。遂に元老ともいうべき町田、中沢祥平の両氏が中に入って奔走したが、良案もなく辞退勧告に腹をきめ、私がそのお使いをしたように思う。

とにかく剣持町政は日華事変をはさんで、前一年と後二年を勤めた。その間戦争に伴う諸行事にあけくれたが、戦争に関連した主要な町政をあげておこう。すなわち①国民精神総動員運動、②出征兵士祈願祭壮行会、③戦没兵士の町葬、④戦勝祝賀、⑤防空演習、⑥銃後奉公会の設立（十四年三月）、⑦警防団の結成（十四年四月）⑧部落常会の設立等が相次いで町政は銃後行政で繁忙を極めた。

桑原町政期　次期町長には旧家門閥の桑原雄一郎（五十二才）が十四年五月二十六日選任された。桑原家は町の最古の門閥で桑原同族の総本家として近世開町以来の問屋本陣を務めてきた家柄で、経済的にも長い間町の最高位をしめてきていた。先代竹治郎はすでに第三代町長をつとめるとともに、郡会議員、県会議員にも就任して、田中甚平木暮茂八郎と並んで明治の町政の実力者であった。桑原(竹)は明治大正両期にわたって銀行業、交通業にもたずさわり

大きな役割を演じてきた。雄一郎は先代竹治郎の長男で、大正期からは幾度か町議には選出されたが、町政にはさほど関心を示さなかったという。しかし昭和の町政実力者の町田崇山の胸中では、桑原が伝統的門閥の系譜であること、当時の有力者たちの均衡ということも併せ考えて、桑原（雄）も早晩町長と考えられていた。その布石でもあるかのように、この年四月二十二日付で桑原が新助役に就任していた。そして剣持町長の辞任についで町長就任となった。戦時体制の強化されてゆくなかで、強力な町政執行者が要請されていたし、また剣持町長辞任の経由からも、この辺で実力者町田自身の登場も期待されていた。しかもなお桑原が就任したのは、町田崇山の気持がそのまま町議にも町民の間にもあったためである（小池遵正「町政回顧三十年」）。助役には九月二十日高橋市五郎が就任した。桑原町政期は十四年から十五年にかけて本格的に戦時体制へ転換する時期で、町村政でもなかなかむづかしい時であった。加えてバックの町田（崇）も各種の公職のため一番の多忙時で桑原町政を支援する余裕もなかった。桑原自身はかなりの理想をもってはいたが、時局はその理想の具現をゆるさなかった。何よりも町議会からとかく孤立しがちで、議会の運営も不十分であったという。彼としては本来の律義さ真面目さをもって、この難局を精一杯努力したが、その志と違って町政はつねに不安定を続けた。かくて桑原町政は短命で約一カ年であった。十五年五月一日、桑原は辞任した。桑原町政期は、ちょうど、日華事変も長期化に伴って、いよいよ戦時体制へ本格的に移行しようとする時期であって、国や県からの新しい戦時行事も次々に伝達されていた。これに関連した主な町政を、つぎにあげておく。

①興亜奉公日の設定行事　十四年九月から毎月一日を興亜奉公日と定められ、国民的行事として早起、神社参拝、出征兵士の武運長久を祈願した。②防空演習の実施、防空訓練は次第に強化され、十四年には家庭防空群が組織され、七月二十一日警防団との訓練、続いて七月と十月、二回にわたり行われた。③体力検定の実施、十四年十一月二十三日小学校庭で実施、④町葬十五年三月十八日

十四年四月結成された警防団に、この年八月役員総辞退という問題が発生して紛糾し町長に幹旋方依頼ということになった。またこの月町会で助役が推薦されたが、まとまらず、九月になって漸く高橋市五郎に決着した。また翌十五年二月には警防団長の後任問題について、警防団役員会で蟻川潔が推薦され、桑原町長を通じて交渉したが、なかなか難行した。この後任が未決定のうちに町長の辞任となったが、この問題は町田町長就任当初の五月中旬に蟻川潔に決定している。

町田(崇)第三次町政期　町田は桑原辞任の後をうけて、十五年(一九四〇)五月八日、一身に衆望をになって再登場した。昭和町政の実力者として県議就任後は小板橋、伊能、剣持、桑原と四代にわたって背後から町政を支援してきたが、いよいよ自ら登場して多難な戦時町政にあたることになった。この間にあっても町長辞任交代の際には、常に出馬が期待されていた。従ってこの時期の復帰は、むしろ遅きに失したともいえる。この間の事情について小池遵正によると、「かくも町政の不安定が続いたのでは議員の立場としても、かんばしくないのみか、町民に対して申わけがない。そこで当時郡農会長であり町の長老であった町田崇山をかつぎ出すことが、とかくの非難はあっても所謂町政の安定には彼以外になしとして再出馬を促したのである」と述べている(「町政回顧三十年」)。先述の警防団長の後任難、特に戦時下の米不足の緊急対策の解決に町田(崇)の手腕が期待された。とにかく、すべてにきびしさの加わってきた戦時を迎えて、やっと町田の町政復帰をみた。この年は大政翼賛会が発足し(十五年十月)、中央と地方をつなぐ上意下達の一元的行政が推進された。こういう戦時的政治体制下では全権をもつ町長が信望ある実力者たることが町政の強力な推進となるわけであった。しかし本来知性人だった町田自身は、この翼賛政治体制をどうみていたのであろうか。

さて、昭和十五年後半から十六年にわたって急速に軍事体制化していったが、町政も十六年(一九四一)六月から

は助役に在郷軍人の指導者蟻川潔をすえた。日華事変も長期化する剣持町政後半期からは動員事務配給統制の施行、そして警防や防空訓練の実施などが実現されて在来の町政とは著しく変貌してきた。この戦時体制のもとで町田は県議兼郡翼賛会の首長として郡内各町村長を統轄して吾妻地方の戦時指導の頂点にすえられた。そして十六年（一九四一）十二月八日の太平洋戦争突入以後になると、地方も軍事色が一段と強化された。人々の服装は洋服から国民服に変わり、小学校も国民学校と改称されるというように、すべてが戦時型の生活様式一色にぬりつぶされていった時代であった。そして太平洋戦争も緒戦の勝利の雰囲気に包まれていた十七年（一九四二）五月三十日町議の翼賛選挙が行われた。そして当選議員たちによる初町会の日、町田町長は奇禍によって、六月十七日についに死去した（五十九才）。町民の衆望をになって復帰した第三次町田町政期も僅か二年二ヵ月にして終焉した。十七年の翼賛選挙後の初町会をへて、いよいよ新しい出発をした時点の奇禍死であった。第三次町田町政期は、大正末から昭和初期にかけての彼の第一、二次町政期とは全く異質の本格的な戦時体制下であって、町田の本領が町政に発揮しうる場さえなかった時期であった。にも拘らず彼の片鱗は所々に町政を通じて示されていた。まずこの時期の主な戦時町政をあげておく。まず①大政翼賛会・翼賛壮年隊の結成（十六年六月）と町としての諸行事　②興亜奉公日から大詔奉載日の設定に伴う町の諸行事　③区長会議・部落常会の定期開催により戦争遂行の徹底　④翼賛選挙の実施（十七年四月と五月）等が強力に実施された。その間中之条町長は翼賛会の郡支部長としての重責をおびて全く繁忙であった。

町田の就任時の昭和十五年には、戦時化への進展のなかで、郡内の生活物資の欠乏がめだってきていた。就中、米の不足が問題となっていた。この年の一月吾妻郡戦時食糧委員会が設立され、食糧問題の解消に尽力した。町田は郡の町村会及農会の長として塚田国一郎三木郡治田中平太郎等とともに奔走した。町にも食糧需給調整実行委員会がつくられ、町田が就任早々の五月二十日に初会合が開かれた。六月八日の委員会では塚田、田中などの奔走で米七十俵

が町に配給され、九日から引割麦二十俵余と混ぜて売り始めた(小池秀雄日記より)。また町田町長はこの年節米の趣旨から小学生千二百人の昼食にパンを支給するようにした。家庭では弁当の手数がはぶけるし、貧富の差なく皆一様に同じ弁当を手にすることができるとして好評だったという（関喜平「風雪三十年」一六三～四頁)。九区の六月の部落常会でもパン食の件が熱心に話しあわれている（小池日記六月十日)。米の問題がかたづくと、次には冬の炭の問題がでたが、夏から奔走してその確保に努めた。この年には八月砂糖、十月米と相次いで主要食料が切符制になった。七月七日の奢侈品の製造販売の禁令なども加わって町民生活が急激に窮屈になっていった。こういうなかで戦争遂行への大政翼賛という名目の政治体制が確立されていった。町政も必然的にこの体制の中に吸収された。そして戦争遂行のための公債や国民貯金の各区への割当と消化、そして供出と配給が、町当局による区長会議、そして各区の部落常会、各班組織を通じて実施された。十五年秋から十六年、十七年と次第に町役場を媒介に、新しい町の国民組織は町の人々の生活にとって大きな役割をになうようになった。

(2)　太平洋戦争期の町政の展開

蟻川町政期　大黒柱の町田（崇）を失って町政を継ぐ人としては、折柄熾烈化してきた戦局を考えると助役の蟻川潔以外に見出せなかった。かくて次期町長には十七年（一九四二）六月三十日蟻川が選ばれた。当時町長はいずれも明治十年代生れが多かったが、蟻川はそれよりも二十才近くも若かった。これも時代のしからしめたものであろう。さらに蟻川は県議の補欠候補者にも推薦され（七月一日)、無投票で町田の席をそのまま継承することになった。当時の町政の状況と町長就任の事情などについて、小池遵正は次のように記述している（「町政回顧三十年」による)。

> 愈々国をあげて軍事色の一途をたどり遂に地方の町村もこれに便乗せねば町村として立つことすら難しくなった。就中経済統制の漸次強化は然るべき方針に従うより他なく、却って時に於て進んで時局に便乗を計るものが多くなり、更に経済

人に於て最も然りとせざるをえなくなった。

町田町長の死後は助役である蟻川が多少の議論はあったとしても、彼が郷軍の重鎮であり、町田系の随一である以上、之が昇格は当然とされ、町会も一致の形式で彼を迎えた。だがその時における空気は必ずしも全員が歓喜して彼を推薦したのではなく、止むをえぬ行き方として、そうしたというのが、町の議会の元老組や軍人組でない階層には多かったということは、偽わらぬ話であった。

さて助役には在郷軍人で同志の塚田国一郎をすえた（七月十三日）。この日の町会で早速戦時町政の新体制として五部門制や忠霊塔建設の件がでて、後者は八月十二日の町会で議決された。深まってきた戦時町政の門出にふさわしかった。その後の蟻川町政の進捗をみると、当時の政治態勢から若い軍人出身の町長として多忙な激務を陣頭指揮で処理していった。物も人も窮乏化していった中で物心両面からの供出動員はますます強化された。そして戦時特有の事務繁忙のために役場機構の新部門設置と、これに伴なう大幅の職員増加が必要になった。町の各種団体長はすべて町長に集中した。国策の悉くが町長を通じて町民に上意下達された。蟻川は十七年十二月には警防団長を命ぜられた。十九年三月には農業会の設立によりその会長も兼ねるに至った。青少年団・農商工団体その他すべての諸団体はじめ、各種の報国隊等々の首長も兼務していたので、連日各所のあらゆる会合に出勤することが多く実際には大変な激務であった。こうした中で蟻川は中之条町誌の編纂を企画したこともあったが、町長現職中の応召によって実現されなかった。さて現職町長までも動員するほどに戦局が緊迫して、蟻川が出征したのは終戦の前年十九年十月一日だった。こうして蟻川潔は十七年七月から十九年九月まで、今次大戦の熾烈悪化していった最も激動期の町政を担当した。この時期は、すでに底をついた国民の生活物資の中から軍需用のために全廃品に及ぶ強制供出や、食糧対策として近隣単位の開墾食糧増産、そして町の商店や工場の企業整備も実施された。町の商店の営業も休業状態になっていた。特に長野原線の鉄道工事が進捗していて、町民の突貫工事への勤労動員もきびしかった時期であった。すべては戦争勝利を目標にして毎日の生活の異常さが次第に常態化していた。それだけに当時の町政はまことにきびしく、ま

た傷ましいものでもあった。蟻川町政における主なものを次にあげておく。

①忠霊塔の建設　その理由をみると、「明治維新以来尊キ戦ニ殉ジタル護国ノ英霊ノ遺骨ヲ納メ神霊ヲ祭リ景仰衷ヲ献ゲ篤ク其遺族ニ酬ユルト共ニ、御民ヲシテ永遠ニ礼拝セシメ国民精神ノ指導作興ノ指標タラシムルニアリ」とある。町会提出の収支概算をみると、町費支出三千五百円（敷地百五十五坪、買収費（謝礼）五〇〇円、墓塔建設費三千円）、町民より寄附三千五百円とある。この年十二月八日開戦一週年記念日に竣工した。町民の勤労奉仕により延二千人、総工費一万三千円で完成した。県下にさきがけてつくった。

②女子挺身隊の結成、十九年一月六日結成（志願者四人）、八日中島飛行機製作所に出発入所（バス駅見送り多数）。

木暮（壽）町政期　蟻川町長の応召による後任町長の選出には大分苦労したようである。戦時下特に町長職は最高責任をになう重大な職務上から一時の空白期も許されなかっただけに、おもな町議を中心に後任者の交渉が続けられたが、次期町長決定までには一ヵ月も要した。その間最初は桑原準一が町会で選考され本人交渉が執擁に行われたが、遂に承諾されず、改めての選考によって木暮壽雄があげられたが、木暮もまた承諾せず再三手を尽しての交渉の結果、十一月三日辛うじて承諾したという。ともかくも十一月十日の町会において正式に就任した。時に七十才の老令であった。ところで当時の戦局の段階は、この年七月サイパン島の陥落、東条内閣総辞職、小磯内閣の成立、日々後退し続ける戦局で本土はすでにアメリカの空襲圏内に入り、疎開児童も相次いで受けいれていた。食糧事情は悪化し生活必需品の遅配もめだってきていた。戦争も終末期を迎えて国政段階でも東条にかわる内閣首班として小磯、米内或は次の鈴木のような剛直かつ清廉な人物が要望された。町政段階でもまたこの時期にはかかる人柄が渇望されたに違いない。木暮（壽）は伊勢町只則の旧家の当主で近世以来永く町の名主役を勤め、先代茂八郎は町長県議などの諸公職を歴任して明治の町の三傑といわれた人物であった。壽雄は茂八郎の娘婿で、若い時には神奈川県でながい間単身教員生活を送ってきたが、大正七年（一九一八）帰郷、家業に専念した。義父の死後専ら町の信用組合再建のため

に尽力し専務から組合長を歴任した。剛直清廉を兼備して、まさに終戦期にふさわしい首長であった。木暮（壽）が就任した十九年十一月から二十年八月の終戦までの町政期は、殆んど連日のように日本本土への爆撃が続けられた時期で、町民も日々警戒警報、空襲警報に規制された生活であった。正常な生業活動は全くできず、昼間は食糧増産や松根堀りをはじめ農家への勤労奉仕、さらに配給や防空など各般にわたる隣保班の仕事等に追い廻わされた。そして夜になれば連日のように燈下管制下の暗闇の中で緊張と不安の交錯する生活であった。十九年八月中旬からは学童疎開が入ってきたが、二十年の京浜地区の空襲激化の時期になると、広く都市から多数の疎開者が入りこんできた。本土決戦期になって陸軍予科士官学校の疎開が実施されてからは町も急にごったかえしてきた。こういう決戦状況のもとで町政も各般の新しい業務のため繁忙を極めた。老令剛毅な町長にとって果敢な裁断を要する問題も山積していた。予科士官学校の疎開に際して町当局への強制的要求にも毅然たる態度で処理したと云われている。木暮（壽）町長は終戦までの九ヵ月間と、敗戦後の一年二ヵ月間に引続いて激職を担当した。二十一年（一九四六）十月十日辞任まで日本の最大難局といわれた終戦前後の二ヵ年余にわたって老骨に生命をかけて率先町政に当った。

(3)　選挙と町会議員・町会

昭和期になると普選法が施行されて町議選挙の有権者数も一躍二倍近くにふえた。二十五才以上の男子で二年以上町に居住するものの全員に拡大された。昭和十年前には普選法による町議の新選挙が四年と八年に行われ、各年次定員十八名のところ、四年には二十四名、八年には二十一名の候補者がたった。当選議員の顔ぶれをみると、普選第二回目の昭和八年になると、大正期とは大分変ってきて、新人が十一名にもなり、特に町の中産層からの人々の進出がめにつくようになった。この八年議員の任期満了によって、昭和十二年（一九三七）四月二十三日に町議選挙が実施され、午前八時から午後四時まで投票が行われた。

昭和第三回目の町会議員（十二年五月～十七年四月）　この選挙の当選議員は日華事変から太平洋戦争開戦当初までの準戦時から戦時にわたる町政に参与した。議員を一覧表で次に示しておく。

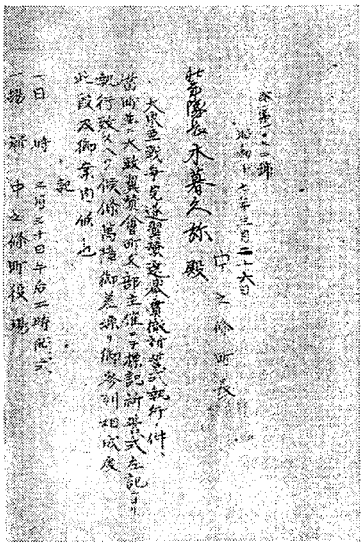
大字	議員名	職業	年令	新旧
条之中西	福田豊三郎	農	45	旧
	鈴木万作	商	58	旧
	川潔	会社重役	39	旧
町之条中	桑原準一	工	39	旧
	佐鳥竹二郎	商	59	旧
	剣持真平	農	54	旧
	伊能八平	農	57	旧
	桑原雄一郎	農	50	旧
	小池龍一	農	50	旧
	村山平次郎	工	55	新

大字	議員名	職業	年令	新旧
青山	宮崎羊重郎	工	47	旧
市城	塚田国一郎	農	42	新
町勢伊	小林喜代作	商	51	旧
	田村与吉	工	61	旧
	加藤泰明	商	59	旧
	小池遵正	商	44	旧
	小池政衛	農	45	旧
	清水晴三	商	62	新

昭和第三回目の当選議員には新人三人で、昭和第一、二回にくらべて新人が非常に少数だった。これは普選下の前二回の選挙で殆んど当時四十代の新人が出揃ったためであろう。議員中の三十代は蟻川と桑原（準）の二人だけとなった。従って年令をみても、平均五十一才で前二回よりも三才も年上になった。四十代五人、五十代九人を中心に三十代六十代各二人という年令構成であった。地区別では、町部が十三人で中之条七人、伊勢町六人、村部は五人で、西中之条三人、青山市城各一人であった。職業別では、商業六人、会社業務一人、工業四人で、農業は七人、商工業関係者の議員の進出が著しくなっていた。昭和期以来の中之条町の産業構成の現われでもあった。このような議員た

ちによって構成された町会は、日華事変から太平洋戦争初期にかけて、剣持―桑原（雄）―町田（崇）の三代にわたる戦時下の町政に参画してきた。

翼賛選挙と町会議員　普選法施行によって政党内閣のもと民主的選挙で開幕した昭和期の政治も、昭和七年（一九三二）犬養内閣を最後に軍部官僚政治へ移行した。その後戦時化の進展に伴って議会政治は弱められていった。日華事変の勃発とその長期化によって、国家主義的ファシズムが蔓延してゆき、十三～十五年（一九三八～四〇）にかけて各政党の解散が相次ぎ、政党は大日本政治会に統合された。そして近衛文麿公による新体制運動は、やがて十五年十月に国民組織としての大政翼賛会を成立させた。この大政翼賛会は長い間民意の反映にもとづく民主政治の理念にたつ各種政党組織とは違って、戦争遂行を最高目標に、その目標に向う上意を一方的に国民に下達する国民組織であった。戦時にあっても選挙や議会は存続していたが、既に政党自体が翼賛政治会に一本化されていたので、全く形骸化されたも同然だった。昭和十二年から四年を経過して任期満了した中央の衆議院議員と地方の市町村会議員は十六年に、さらに県会議員は十八年に当然新しい自由な選挙によって民意を問うべきはずであった。しかし戦時下非常時の名のもとに議員の任期が延長された。そして衆議院議員選挙と市町村会議員選挙は、一年延期して十七年（一九四二）四月と五月に戦争遂行を目的として施行された。この選挙は一般に「翼賛選挙」とよばれた。大政翼賛会の推薦という形をとり、これのない非推薦の者



戦争完遂翼賛選挙貫徹祈誓式執行の通知
（昭和17.3.26発）

を当選させない方針で極度の選挙統制のもとで行われた。もちろん、非推薦者でも立候補はできたが当選は極めて困難で、そのため中途で辞退せざるをえなかったり、たとえ当選しても辞任することが多かった。戦争遂行への翼賛協力という踏絵によって立候補から当選までの全過程において選挙自体が大きくゆがめられた。衆議院議員の翼賛選挙は十七年四月三十日に実施されたが、中之条町の町会議員の翼賛選挙は一ヵ月遅れて、十七年五月三十日に実施された。この翼賛選挙について、小池遵正は次のように述べている。

> 今から考えれば実に馬鹿々々しい話であるが、時の内閣は国民非常態勢の名のもとに、或少数の議員推薦委員なるものを半官制的につくって、一定の人々を予め推薦してこの枠内に於て保護選挙をした。従って警察の干渉もなく殆んど九〇パーセントは翼賛推薦議員候補者が当選して、間接に政府の御用議員にならざるをえなかった。私も種々問題になったということであったが、委員会をパスして来たので五回目の当選を得たのであるが、時局認識の点に於て稍々非協力だというような形で、当時ツンボ座敷におかれた形であった。議員としては先輩の方であっても、時の覚えは余りよい方ではなかったと思う。

中之条町でも五月三十日の町会議員の翼賛選挙に際して、議員の推薦母体の委員会がつくられた。小池秀雄の日記によると、五月十四日に推薦母体づくりの区長その他の会議が役場で行われたとある。推薦委員会では定員十八名に対して、十八名を推薦した。小池（秀）もこの時の町議選で推薦されたが、彼は十六日旅先で家から「町議選の候補者に推薦したから承知せよ」という電報をうけたが、「適人ならず、他に推薦たのむ。二十日帰る。良ければよろしく」と返電している。二十日帰宅、事情を聞いたところ出ざるをえないことになった。本家の兄（前町議）に相談した。第九区から一人だけ推薦とのことだった（以上小池日記による）。立候補の噂にのぼっていた人々でも非推薦ではなかなか立ちにくかった。立候補者は二十人、うち非推薦は二人だったが、投票前日になって非推薦の一人が立候補を辞退して、定員十八名（推薦十八名）、立候補十九人に対して投票が行われた。三十日は好天気で投票率は極めてよか

った。開票結果は、推薦候補者十七人と非推薦一人が当選した。非推薦者の当選で選挙後の処理には大変苦心したが、非推薦当選者が六月九日町議を辞任し、代って六月十五日に一人が繰上げ就任した。さて当選議員十八名は十七年六月から二十一年四月の間、太平洋戦争の終結までの最も熾烈な戦時期と戦争直後の混乱期にかけて約四ヵ年間の最もきびしかった町政に参画したのであった。議員を一覧表で示しておく。

大字	議員名	職業	年令	新旧
条之中西	福田豊三郎	農	50	旧
	鈴木一壽	農会社役員	40	新
	川蟻潔		44	旧
町	桑原準一	工	44	旧
条	伊能八平	農	62	旧
之	田島栄吉	医師	55	新
中	近藤太郎	商	46	新
	町田崇山	商	59	旧
	小池秀雄	商	47	新

大字	議員名	職業	年令	新旧
山青	永井佐一郎	農	40	新
城市	塚田国一郎	農	47	旧
町	加藤泰明	商	64	旧
	小池遵正	商	49	旧
	木暮壽雄	農	68	旧
伊勢	小板橋菱三郎	商	39	新
	金井亀雄	商	40	新
	小渕光平	工	39	新
	石黒善多	商	46	新

十七年議員をみると、昭和第三期の十二年議員にくらべて新人の推薦議員が多く、全議員中の半数をしめていた。前回議員で引退したものが多く、中之条町五人、伊勢町四人、西中之条一人、青山一人で計十一人も交代したのである。年令をみると、平均年令四十九才で十二年議員よりは二才若くなっている。三、四十代十二人、五十代六十代各三人ずつで、三、四十代が中心であった。地区別では、町部が中之条町六人伊勢町七人で計十三人、村部は五人で、西中之条三人、青山市城各一人であった。職業別にみると、商工業十人(商八、工二)会社業務一人、医師一人、農業

六人という構成だった。十七年の翼賛議員を一覧すると、戦時体制下の町政の審議機関たる町会の構成員が相当一新して若くなったことがあげられる。昭和四年八年十二年の三期の議員を通じて、大正期から漸次変化をしてきた町会の構成員は決戦体制下のこの時期に至って翼賛議員という名目のもとではあったが、かなり一新した空気が注入されたように見えた。当時は明治四十年代以後の生れ（三十歳代以下）の町民は殆んどが応召出征していた時代であったので、銃後にある在郷の町民中からは相当若い年令層が町会に進出していたといってよかろう。

2　戦時下の沢田村政

昭和十二年七月日華事変から太平洋戦争の終結までの八年間の戦時期の沢田村政を大別すると、日華事変下の村政は町田義一郎の村政期であり、太平洋戦争下の村政は宮崎庄平の村政期であった。

(1)　日華事変下の村政の展開

昭和十年（一九三五）の大災害復旧という村民の輿望を担って十一年一月に登場した町田（義）村長は、まず第一に災害復旧に全力を傾注した（昭和戦前期の沢田村政参照）。就任一年半にして日華事変にぶつかり、その後、事変の長期化とともに村政は次第に戦時色を強めていった。村民の動員応召出征はじめ、戦線からの出征兵戦没者の帰還等の送迎などに、まず村長として十分に意をつくさねばならなかった。また銃後における村民の前線への諸般の後援活動の先頭にたって奔走する用務が山積した。国民精神総動員運動の諸実践、皇軍慰問の斡旋、恤兵資金の募集、貯蓄や供出等々の指導督励に明け暮れするようになった。これと併行して事変勃発の十二年には、災害復旧をほぼ完了した沢田村では経済更生村に指定され、その計画と実施が始まっていた。この年の防空演習の実施に際して、沢田村防護団が編成された。村長を団長として、助役、消防組員、分会長、青年団長を副団長とする防空のための全村組織が結

成された。戦争の進展に伴って十四年（一九三九）三月には、この消防組が警防団に編成替されていった。そして同年四月には従来の村の国防義会・恤兵委員会・銃後後援会を合併して沢田村銃後奉公会が新たに発足した。こうして日華事変も二三年経過すると、漸く物資の窮迫から農家への供出が強化されていった。

このような窮迫せる戦時下において村当局は村長を陣頭に供出督励に奔走していた。農村では相次ぐ動員による人手不足や民間産業の衰退による肥料不足とが重なって増大する供出には大変苦労した。他方沢田村では十四年歳末をひかえて、十二月三十日頃四万沢渡温泉地区で五月の餅がつけないという住民からの訴えをうけて、町田村長は正月三元日中に全部落の実情調査をして、四日の御用初めに県農産物検査所の中之条支所長に訴願するというほどの困窮時もあった（田中平太郎「戦時食糧問題」の報告）。

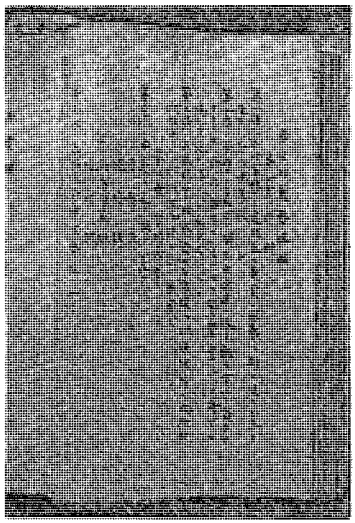
そして引続き第二期村長に就任した昭和十五年（一九四〇）になると、六月からは米の配給が切符制になり、翌十六年（一九四一）二月からは通帳制で一人二合の配給となった。こうした極度の物資不足のなかで経済統制はますます強化されていった。村の農家組合は法人団体としての農業実行組合となり、各種物資の供出と配給を一手に担う重要機関となった。

かかる生産消費を通じての戦時下の経済統制が強化されていった十五年後半には大政翼賛会が発足し、その後国から県―町村を一貫する上意下達の翼賛政治の国民組織が形成されていった。沢田村にも大政翼賛会の支部ができ、村長は支部長となった。そして十九年には農業団体の統合により村の農業会の会長にも就任した。当時は戦争遂行に一元化されて村内のすべての団体組織の首長が集中されて、全機能が翼賛会支部長たる村長のもとに統轄された。村の末端組織として部落常会隣保班が整備されて、これを足場に全ての国県村の諸行政が村長(支部長)を介して村民の間に浸透していった。郡内の町村長は毎月の定例常会をもつとともに、村でも月々に区長会議、そして例月の部落常会

が開催されて、供出配給納税貯蓄防空保健衛生教育等々万般の事項が村長から区長、そして部落常会を通じて村民へと下達されていった。十六年（一九四一）になると農家の供出は、ますます強化されていった。それ以上に七月頃には大動員があって村民の出征するものが多く、さらに軍需産業への徴用も続いた。ために村当局は全く繁忙に追われる状態だった。他方この年の夏は時局を反映してか温泉客は全く少なかった。秋からは鉄類回収や金属供出などもはじまって村は一段とあわただしくなった。村長は日々会議や農家への督励等のため村内村外にわたって東奔西走した。

(2)　太平洋戦争下の村政の展開

十六年になると銃後の村では、物資も人もともに少なくなるうえに、秋頃からは戦線も日米関係も緊迫した空気の中に明け暮れていたが、ついに十二月八日太平洋戦争に突入した。十六年歳暮から十七年の二、三月にかけて緒戦の連勝に銃後はわきたち、戦意は昂揚した。こうしたなかで十七年三月町田（義）村長は辞任した。町田は二期六ヵ年余、日華事変勃発から太平洋戦争の初期に至る戦時の激化する窮迫期の村政に精励し続けた。代って三月十二日の村会で同じ山田部落の宮崎庄平（四十八才）が選出された。



戦時下に整備された沢田村処務規程（その一部）

さて宮崎村長就任後の二ヵ月目の五月二十五日に村会議員選挙（翼賛選挙）が行われた。宮崎村長自らも立候補して当選した。この選挙では新人八人が交代して新村長とともに、きびしい村政の出発となった。

戦時下村政の整備　①まず十七年六月十五日有給吏員

定数規程が改正されたが（定員十一名が十二名に改正）、翌十八年四月十二日に吏員条例が議決され、助役二人（有給一名誉一）と定員十七名（主事四、主事補二、書記六、書記補二、技手三）に大幅増員した。さらに処務規程が制定され、事務分掌、処務、文書の編集保存、服務等にわたって整備されたものとなった。いま事務分掌について重要な事項だけを次に示しておく。

四課制となり、総務課、経済課、兵事厚生課、経理課に分れた。経済課の事務分掌は、一、食糧其他主要農林水産物、生産計画、実施及其指導ニ関スル事項　二、生活必需物資並ニ生産用資材配給　三、生産物供出集荷貯蔵ノ統制　四、労力ノ調整農業ノ協同化　五、職業指導　六、農地開発並調整　七、水利施設及治水　八、農道林道及農業土木　九、農林漁業ノ機械化及生産資材ノ改良　十、農林漁業ノ協同化施設　十一、農林水産物ノ加工　十二、自作農創設維持　十三、負債処理　十四、農業保険　十五、開拓移民　十六、資源調査其他農林商工統計　十七、度量衡　十八、産業経済ノ調査研究　十九、各種産業経済団体ノ綜合調整　二十、馬匹　二十一、国民貯蓄奨励　二十二、其ノ他産業経済ニ関スル事項（一～二二の多事項にわたる。）

兵事厚生課ノ事務分掌は、一、兵事ニ関スル事項　二、軍事援護　三、稿軍ニ関スル事項　四、軍事関係ノ祭祀　五、警防　六、国民徴用　七、敬神崇祖ニ関スル事項　八、宗教　九、史蹟名勝天然記念物　十、国民学校ニ関スル事項　十一、青年学校　十二、中堅人物ノ養成及教育　十三、国民文庫　十四、青少年婦人会教化団体其他社会教育　十五、国民体育　十六、医療施設ノ充実並保健衛生　十七、国民健康保険　十八、幼児保育妊婦保護　十九、託児所　二十、農村文化娯楽　二十一、住宅改善及環境整備　二十二、生活改善及風教ニ関スル事項　二十三、救済救護、方面委員其他社会事業　二十四、其他衛生文化ニ関スル事項、総務課については、従来からの各種事務のほか、戦時下として村常会（部落常会）ニ関スル事項、大政翼賛運動ニ関スル事項、国民精神錬成昂揚ニ関スル事項等がふくまれていた。

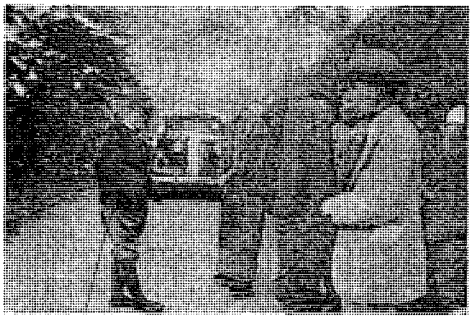
さらに吏員諸給与条例も改正された。同日助役佐藤喜代平は辞職し、代って名誉助役に折田英三郎、有給助役に町田波雄が村会で承認された。佐藤は村長辞任後町田（義）村長をたすけて七年四カ月間にわたり助役を勤続し、戦時期の町田村政の支柱となってきた。そして最後の置きみやげとして整備した処務規程を作成して退任した。町田（庄）

村政以来佐藤喜代平が沢田村政にはたした役割は極めて大きかった。②沢田村参与条例の制定、八月二十五日村会で議決されたが、これをみると、参与は六人で任期二年である。参与会が構成された。その審議事項は次のようであった。

一、村是村ノ教育是　二、村ノ振興ニ関スル基本計画　三、各種団体等ノ活動ノ綜合調整及ビ之ガ機能ノ発揚ニ関スルコト　四、各種ノ生産物ノ増産及供出　五、各種物資、資材ノ配給　六、分村移民其他労務需給計画　七、銃後ノ生活安定充実　八、防空其他警防　九、各種国民運動ノ実践　一〇、其他挙村的各種事項

参与会は月一回の定例会が開催された。

参与は「会議ノ内外ヲ問ハズ村長ノ統裁アリタル事項ニ付異議ヲ唱ヘ其他之ニ反スル言動ヲ為スヲ得ズ」と規定されていることが注目される。この参与制については、小池遵正も「町政回顧三十年」の中で、「中央からの指令で郡にも町村にも参与という制度がつくられた。これは郡域は町村の有力者が推薦されて、地方事務所長なり町村長の諮問に答えて所謂(いわゆる)挙国一致の態勢を之によってカモフラージする方法をとってきた」と述べている。沢田村の参与の報酬は年額三十円であった。翌十九年七月村会で参与は九名に増員された。



東条首相木炭増産督励に沢田村に来る（昭和17.8.14）左から　東条首相・宮崎庄平村長・塚田国一郎ら

供出の強制割当と村政の苦心　決戦体制下における食糧供出割当は、ますます強化された。各部落毎に割当消化を督励する村長の苦労は実に大変だった。

木炭の増産督励　十七年六月農林省須田総務課長が来所し、製炭現地を視察の上、増産戦士を督励したが、続いて東条首相が八月四日に反下の現地高

岳で増産戦士を重ねて督励した。この時随行した宮崎村長と東条首相との会話の様子について、新聞記者の関喜平は次のように述べている（「風雪三十年」一八〇～一八一頁）。

首相「今年の製炭目標はいくらか」村長の額は緊張のあまり青く光っていた。「はい、六十五万俵であります」。首相は口ひげのあたりがピリッと動いた。「去年はいくらか」。宮崎村長は空をにらんでツバをのんだ。「去年は五十万俵であります」。首相は製炭夫たちの列へ眼光を走らせながら「目標達成は出来るかね」「はい、出来ます」村長は力強く答えた。東条首相は満足の微笑をもらした。「製炭夫たちの配給食料はいくらか」などと重ねて質問した。

疎開児童の受入れ　十九年になると空襲の激化にそなえて、八月から東京の小学生たちが村内の四万温泉の旅館や寺院等に疎開してきた。学童は男女併せて三千人といわれた。村長は率先してこれが割当てに奔走している。その詳細は別に後の疎開の項で取扱う。

沢渡地区の大火と復旧対策　二十年（一九四五）四月十六日午後一時牧場大学村跡地から出火し、沢渡温泉全域、蛇野の一部、久森、前尻、湯原、古座部、伊賀野を全焼しつくし、山林千五百町歩を焼失した大火災に対して、その復旧は決戦体制下にあった村政としては大変なことだった。当時役場書記をしていた京田高十郎の話によると、「早速災害救助法を適用して村有林を伐採し、二間三間の仮宿舎をどんどん建てた」という。永宝年代記によると、「復旧ニツキ反下カラハ金三千円寄附、フトン十五枚、人夫各戸ヨリ十人宛応援ス」と記述している。

陸軍予科士官学校の受け入れ　終戦二ヵ月前頃に沢田村の国民学校に予科士官学校が入ってきた。当時学校は殆んど授業停止の状態だったので、本校に宿泊し毎日演習が行われた、将校は中之条町鍋屋旅館に宿泊していて、そこが本部だったという。生徒として東久邇宮殿下が来村したので村当局もなかなか大変だったという（詳細は特論「戦争と生活」を参照されたい）

(3) 村政関係者の報酬と給与

つぎに沢田村政関係者の報酬や給与を、内閣統計報告綴から、昭和六～十六年間の状態を第9－1表に示しておく。

①村長（名誉職）は六年（山田村長）報酬二〇〇円、七～一〇年（佐藤村長）の報酬は六〇〇円、一一～一六年町田（義）村長は報酬三六〇円であった。②助役収入役は有給吏員として表示のような給与だった。常設委員は報酬六〇円(月五円)、区長は報酬一八〇円(月十五円)であった。そして村の報酬給与の年間支出計をみると、昭和六～九年が四千五、六百円、昭和十四～十六年が五千円代であった。

(4) 選挙と村会議員・村会

昭和八年の村議の任期満了　十二年（一九三七）五月八日村議選挙が実施された。午前八時より午後四時まで沢田村役場で投票が行

第9－1表　村政関係者の報酬と給与　（沢田村）

	村長(1人)	助役(1人)	収入役(1人)	常設委員		区長		吏員(上欄)・雇(下欄)		計
				人員	報酬	人員	報酬	人員	俸給(年)	
	円	円	円		円		円		円	円
昭和6年	200	564	492	13	60	18	180	6 1	2,556 308	4,360
7 8	600	492	492	12	60	18	180	6 1	2,508 360	4,692
9	600	492	492	13	60	18	180	6 1	2,544 180	4,548
10	600	492	492	13	60	18	180	8 1	2,976 210	5,010
11	360	456	408	13	60	18	180	8 2	2,904 330	4,698
12	360	456	408	13	60	18	180	8 2	2.904 390	4,758
13	360	456	408	13	60	18	180	8 2	2,928 492	4,860
14	360	480	408	13	60	18	180	8 2	3,168 509	5,165
15	360	480	420	13	60	18	180	9 2	3,792 226	5,513
16	360	480	420	13	60	18	180	9 3	3,312 491	5,303

（資料）　沢田村役場「内閣統計報告綴」による

81票	79	79	75	73	69
山田良馬	関善平	田村茂三郎	関倉次郎	本多宗重郎	小林三喜蔵
61票	60	56	53	52	51
竹渕佐重	割田美由	折田九平治	本多高十郎	田村八平	関清作
49票	48	48	47	40	40
山口正壽	町田義一郎	宮崎庄平	新井藤吉	町田数馬	山田一二

われた。投票者数一、一四九人、棄権者一三八人で投票率は八九、三%だった。選挙結果は次の通りだった(上表)。

さらにこの当選議員の地区職業年令及新旧の別を次表に示しておく。

大字	村議名	年令	職業	新旧
渡上沢	関倉治郎	64	農	旧
	本多宗重郎	54	農	新
	関清作	43	農	新
	山口正壽	50	農	旧
四万	山田良馬	44	農	新
	関善平	35	旅館業	旧
	田村茂三郎	64	〃	旧
	本多高十郎	49	農	旧
	田村八平	55	旅館業	旧
	新井藤吉	71	請負業	旧

大字	村議名	年令	職業	新旧
渡下沢	割田美由	40	商	新
	町田数馬	65	農	旧
山田	竹渕佐重	44	農	新
	町田義一郎	47	農	旧
	宮崎庄平	43	農	新
	山田一二	58	農	旧
折田	小林三喜蔵	60	周旋業	旧
	折田九平治	62	農	旧

この時の議員は新人六名で、四年の時と同数だった。平均年令は五三才で、前回よりも三才も高年令になった。三四十才代が八人、六十才以上が六人で、五十才代は少数で四人だった。一番若い議員は関善平（一期目）三十五才だ

った。職業別では四万地区から温泉旅館業主三人のほか、請負業周旋業一人、商業一人を除いて十二人が農業者だった。なお大字別にみると、四万六人、上沢渡山田各四人、下沢渡折田各二人であった。

ところで十二年の市町村会議員選挙においては選挙粛正運動が推進され、これに関連しての部落推薦会（予選会）の適正なる開催要綱が県から通達されていた（群馬県報一一五九号）。この通牒によると次のような事項が注目される。

推薦（予選）方法として、1会同者ニ適当ナル候補者ヲ任意ニ発表セシメ、其会同者ノ意見略一致シタル推薦候補者アルトキハ之ニ決定スルコト、2会同者ノ意見略詮衡委員ヲアグルコトニ一致シタルトキハ、会同者中ヨリ適当ナル方法ニ依リ数名ノ詮衡委員ヲ選ビ、詮衡委員ニ於テ適当ト認メラレタル候補者ヲ詮衡シ、之ヲ座長ニ報告シ、座長ハ此ノ候補者ニツキ会同者ノ意見ヲ聴キ其ノ賛同アリタルトキハ之ニ決定スルコト、3投票ニヨリ選定スルコトニ会同者ノ意見略一致シタルトキハ、無記名投票ニヨリ得票多キ者ヨリ候補者ヲ決定スルコト、なお注意事項として一、推薦会（予選会）ハ純正公明ニ之ヲ行ヒ苟モ特定人ノ為ニ之ヲ開催スルガ如キ行為アルベカラザルコト、二、各個人ハ予メ特定シタル候補者ヲ推薦セントシテ他人ヲ勧誘スルガ如キコトハ絶対ニナサザルコト、三、推薦会（予選会）ハ絶対的ノモノニ非ザルヲ以テ、之ニ於テ決定シタル者以外ノ立候補ヲ阻止スルガ如キ挙ニ出デザルコト。

さてこのような指導がなされたが、選挙後に県は市町村議員選挙実績報告を求めたが、沢田村からの「推薦会予選会開催調」の報告から各大字別に整理すると、次の第9―2表のようになる（次頁）。

十七年の翼賛選挙と村会議員　昭和十二年就任の村議は十六年で満期改選のところ、先述したように戦時非常時の故をもって市町村議員の任期が一ヵ年延長されて、十七年五月二十五日に村議選挙が行われた。これは翼賛選挙とよばれているように、各市町村に選挙の推薦母胎（議員推薦委員会）がつくられ、ここで推薦をうけた候補者が極めて有利であった。非推薦のものも勿論立候補できたが極めて不利な立場だった。この選挙で当選した議員は十七年からの

であった。

第９－２表　各大字別推薦会の状況（沢田村・昭和12年）

	有権者数	推薦（予選）者数	同上当選者	自薦者数	同上当選者	其他の当選者
下四万	64	1	1			
中四万	131	2	2			
上四万	218	3	3			
下山田	63	流会		2	2	
大竹	92	〃		1	1	
高沼清水・寺社原	100	〃		1	0	1
大岩	56	1	1			
沢渡温泉	87	1	1			
反下	87	1	1			
湯原	91	流会		1	1	
下沢渡	122	〃		2	2	
折田	176	〃		2	2	
計	1,287	9	9	9	8	1

（資料）　市町村会議員実績報告（沢田村役場）による

決戦体制下の今次大戦の終末期の村会を構成して、当時十七年三月村長に就任した宮崎庄平とともに終戦までの村政に参画した。この時の村議の年令職業及地区別などを一覧表で示す(次頁)。

この十七年議員をみると、半数九人が新人に交代している。この新人中には六十才以上が三人、三十代三人と年令的には年輩者もあった。平均年令は五十才で、前回議員より三才近く若くなった。

三、四十才代が十人と半数をこえた。大字別にみると、四万六人、上沢渡山田各四名、下沢渡折田各二名という構成だった。そして職業別では四万から旅館業主三人で、商業者が二人、他はすべて農業

大字	議員名	年令	職業	新旧
四万	田村辰雄	39	旅館業	新
上沢渡	山口正壽	55	農	旧
山田	山口正作	60	農	新
四万	田村茂	39	旅館業	新
上沢渡	福田浩一	53	農	新
四万	本多高十郎	54	農	旧
四万	唐沢友重	48	農	新
山田	竹渕佐重	49	農	旧
四万	山田良馬	49	農	旧

大字	議員名	年令	職業	新旧
四万	関善平	40	旅館業	旧
下沢渡	柏原庄作	64	農	新
折田	折田藤七郎	63	農	新
山田	町田義一郎	52	農	旧
上沢渡	本多宗重郎	59	農	旧
折田	今井一二	38	農	新
下沢渡	割田美由	45	商	旧
上沢渡	関美雄	44	農	新
山田	宮崎庄平	48	商	旧

3　戦時下の伊参村政

伊参村長は昭和六年（一九三一）七月以来二十年（一九四五）十月まで四期十四年間の長期にわたって唐沢本平が引続き勤めている。従って満洲事変から日華事変、さらに太平洋戦争と長期にわたる準戦時期から戦時期を通じて多難な戦争下の伊参村政を運営してきた。ここでは日華事変時と太平洋戦争時とにわけて、戦時下の村政の状況を述べておく。

(1)　日華事変下の村政の展開

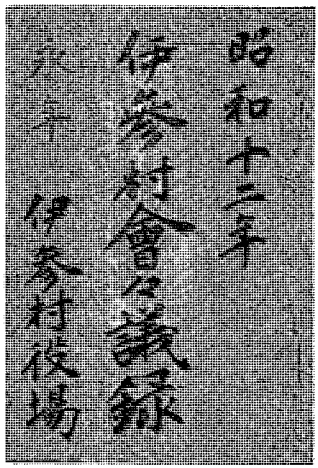
唐沢村長の昭和六年再任後の第二期目のちょうど半ばをすぎた時期に日華事変の勃発にぶつかった。戦争による動員応召の相次ぐなかで、村政も次第に戦時色になってゆき繁忙化していった。戦争下の村政の主な事項を村会議事録

からたどっていってみよう。

昭和十二年八月十一日、二十二日、十月十三日と相次いで区長会議が開催されて、次の事項が協議された。出征軍人遺家族救援資金の募集、地方馬検査施行、方面事業助成会の設置、学校建築人夫の出役(十一日)、出征軍人遺家族後援会組織について(二十二日)、出征軍人遺家族恤兵金募集(十月十三日)。

銃後軍事後援事業として方面委員会の開催はじめ、慰問袋援護資金の発送などが頻繁に行われた。慰問袋が十三年六、十四年一二四、十五年一六一、十六年二一七、援護資金は十三年一九八円、十四年一九八円、十五年一〇三円、十六年二〇五円であった。また毎年の定時的な防空訓練が実施された。昭和十四年度には家庭防空群が組織された。国民精神総動員強調週間行事、経済戦強調週間行事などの挙行も相次いだ。また戦時下十三年より軍用馬の飼育鍛錬が実施されている。

さらに戦時の進展に伴って国民精神総動員実践の強化のために、部落常会組織が重視され、指導者講習等も村の内外にわたり頻繁に実施された。伊参村では十二年二月に既に設置され、四百六十七の常会を数えた。これらが戦時下では各般の活動を担当した。特に十五年十月大政翼賛会が設立され、翼賛的国民組織として再編成されてからは、部落常会は強化されていった。また戦争の長期化に伴って国民貯蓄が奨励され、十四年になると各部落はじめ役場学校農事組合男女青年団支部等を単位に国民貯蓄組合が結成され、三十八組合にのぼった。この年農家組合が農事実行組合に改組された。



つぎに日華事変下において軍事以外の主要な村政事項をあげておく。

学校の整理統合の実現　まず第一に長年の懸案だった学校の整理統

合を実現して、新校舎が建造されたことである。その概要を次に示す。

昭和十二年三月二十八日にこの第一回協議会を開催し、村議区長小学校長等が会同して整理統合方針を決めた。五月十五日移転の位置につき知事の指定をうける。五月廿五日敷地買収の契約締結、六月二日学校新築に関し知事の認可をうける。九月五日工事請負入札執行、二万六千五百円、前橋市小林武四郎、十三年三月三十一日伊参尋常高等小学校新築工事落成、総工費（敷地買収費整地費設計設備監督費も含む）三二、三四七円四七銭。かくて五反田・蟻川尋常小学校は廃止、伊参尋常高等小学校に合併、四月一日同校位置を五反田字白久保に移転、同校分教場を三ヵ所に設置した。さらに十三年には尋常高等小学校内に御真影奉安殿を建設した。

水道敷設工事の実施　学校役場駐在所等の公衆用の飲料水のために水道敷設を行った。

水害復旧耕地事業の実施　年々この事業の補助金申請者たちによって実施された。乳幼児検診を十四年から実施し、国民体力法の発布により十五年度より満十七～十九才迄の男子に対し体力検査を実施した。またこの年には十五才以上の青少年たちに対し体力章検査も実施された。

第9－3表　事変関係経費（決算額）（伊参村）

	国庫補助（県費補助）	村費	計
	円	円	円
昭和12年	6	122	128
13年	67	213	280
14年	343	1,016	1,359
15年	568	762	1,330
昭和16.9月1日まで予算の額	730	300	1,030

（資料）　昭和16年議事綴（伊参村役場）による

ところで伊参村は大正期から自治模範村として表彰されたが、昭和十三年の自治制発布五十周年記念の際にも自治優良村として表彰された。つぎに日華事変中における事変関係経費調査資料によって、村の概況を示しておく。まず昭和十二年度～十五年度の決算額にもとづき年々の事変関係経費を、村費と国費県費補助に区分して第9－3表に示す。事変の長期化する十四年から経費が急増していること、すなわち五倍近く増大して村費及国費県費補助ともに約五倍に増加していること、そして十五年からは国県の補助が増大して

第９－４表　事変関係費目別の支出額と負担財源　　（伊参村）

		昭和12年	13　年	14　年	15　年
支出費目支出額	防空ニ要スル経費	72円	65円	91円	87円
	軍事援護・銃後施設ニ要スル経費		175円 (67円・108円)	348円 (69円・279円)	100円
	労務需給調整ニ要スル経費			50円	100円
	国民精神総動員大政翼賛運動ニ要スル経費	6円			69円
	応召職員等ノ補充経費			128円	
	職員ニ対スル臨時給与ニ要スル経費			96円	468円
	其他事変処理関係	50円	40円	646円	506円
負担財源	国庫補助金（県費補助ヲ含ム）	6円	67円	69円50円 128円96円	87円 100円 （労務） 468円
	税収入その他一般収入	72円　50円	65円 108円 40円	91円 279円 646円	100円69円 （軍事銃後） 506円

（資料）　前表に同じ

きていることがわかる。さらに各年次別に事変関係費の内容とその負担財源などをみると第９－４表になる。まず支出費目をみると、事変勃発の十二年には、防空費七二円（事変関係支出の五六％）と国民精神総動員関係費六円であったが、十三年になると、軍事援護銃後施設関係費の支出一七五円になって、これが事変関係支出の六三％をしめた。この村費負担が一〇八円、この費用の六割余が村費負担であった。さらに事変三年目の十四年には、防空訓練も頻繁に行われた（九一円）ほか、軍事銃後援護施設活動費も前年支出の二倍にふえた。新たに役場吏員の応召補充費一二八円、職員臨時給与支出九六円で、以上人事費は全部国庫負担であった。このほかに多くの事変関係費支出が六四六円と累積支出された。しかもこれはすべて税収入による村費から支出されたのである。つづく十五年の事変関係費支出をみると、軍事銃後援

護施設支出は減じたが、事変下職員の臨時給与支出が前年の五倍近くにもなった（しかしこれは国庫負担）。翼賛活動関係六九円の村費支出、さらに十四年につづく多種にわたる事変関係費五百円余がすべて村費負担であった。こうして事変関係費の支出を通じてみると、やはり事変の長期化する昭和十四、五年からは戦争が村財政に大きな影響を及ぼしてきていたことが察知される。

(2)　太平洋戦争下の伊参村政

日華事変中の昭和十四年七月第三期唐沢村政は満期を迎えたが、引続き第四期の村政も担当した。その半ばをすぎた十六年十二月八日太平洋戦争に突入した結果、十七年すぎは戦時態勢はさらに一段と強まっていった。十七年五月二十一日村議の翼賛選挙が行われて、七月三十一日その初村会が開かれた。この日村役場の位置変更の件が議決されて、産業組合事務所の建物に九月一日移転した。この太平洋戦争期間中の十八年七月九日第四期唐沢村長は任期満了になったが、七月四日の村会は引続き唐沢（本）の村長就任を指名動議により全

第９－５表　決戦下の軍事関係の扶助援護額
（伊参村・昭和18.19.20）

種　　目	昭和18年	昭和19年	昭和20年
	円銭	円銭	円銭
軍事扶助法による生活扶助	3,342.65	(31) 4,205.05	(46) 8,000.00
〃　国民徴用扶助	91.25	(1) 75.75	—
県援護会による生活扶助	101.10	(1) 109.50	(3) 429.00
〃　学資扶助	80.00	(32) 47.00	
遺家族歳末一時援助	55.00	(12) 65.00	(13) 65.00
〃　生業援助	35.00	(2) 200.00	(0) 0
召集解除者生業援助	775.50	(2) 143.00	(10) 1,650.00
県援護会一時生活扶助	—	150.00	(14) 1,680.00
乳幼児補給費	—	—	(4) 46.00
遺児学資扶助	—	—	(12) 578.00
埋葬費給与	—	—	(3) 90.00
罹災者臨時生活援護費	—	—	(1) 30.00

（資料）　村会議事録の事務報告書による。（ ）内は件数

員挙手で決定し、第五期唐沢村政が出発し、二十年十月二十五日まで継続した。つぎに村会議事録より十七年～二十年八月の戦争下の唐沢村政の主な事項をたどることにする。

(1) 忠霊塔の建設予算村費支弁二千円寄附金四千円計六千円で、整地費八百円、塔建設費五千円、雑費二百円、十七十八両年度にわたり建設する（十七年十二月二十五日村会可決）。

(2) 参与条例の設定（十八年九月三日村会可決）沢田村参与条例の場合と同趣旨で、伊参村では五人の参与をおき、戦時下村政上の重要事項の審議に参与して村長に翼賛協力した。任期二年であった。

(3) 決戦下における軍事扶助及軍事援護　昭和十八年二十年の三年間の状況を第9—5表（前頁）に示す。軍事扶助法による生活扶助は年々対象者が増え金額も増大していた。召集解除者への生業援助も二十年には十件にふえて一、六五〇円になった。この年遺児学資扶助十二人に対し五七八円と大きく増加している。

(4) 農繁期託児所の開設　十九年の開設状況をみると、村内三ヵ所で十日間開設され、第一託児所一〇五人（延一、〇五〇人）、第二託児所一〇五人（延一、〇五〇人）、第三託児所七五人（延七五〇人）計二八五人（延二、八五〇人）であった。

(5) 戦争熾烈化のもと太平洋戦争によって戦没者の遺骨の帰還、そして村葬が執行されている。

(3) 選挙と村会議員・村会

昭和十二年就任の村議　任期満了によって、十二年（一九三七）四月二十日村議選挙が行われた。有権者六三五人、

大字	議員名	年令	職業	新旧
岩本	唐沢参二	46	農	旧
岩本	森田吉郎平	62	〃	旧
岩本	田村一郎	40	〃	旧
五反田	唐沢李平	64	〃	旧
五反田	小林文平	48	〃	旧
五反田	齋藤五平	63	〃	旧

大字	議員名	年令	職業	新旧
五反田	齋藤半七	43	農	旧
蟻川	綿貫宇十郎	67	〃	旧
蟻川	須郷賀重	48	〃	旧
蟻川	小池久次郎	53	〃	旧
蟻川	吉郎治	61	〃	旧
大道	冨沢起作	43	〃	新

投票者数五五一人、投票率八七・八％であった。この時の当選議員は日華事変中から太平洋戦争勃発当初（十七年四月）までの戦時期の村会を構成し村政審議に参画した。村会議員の出身地区・年令・職業・新旧別等を一覧表に示しておこう（前頁）。

十二年の村議は新人は一人だけで、平均年令は五十三才で、前回の八年村議よりも三才も年上となった。年令別には四十代が六人（半数）で、五十代一人、六十代は五人であった。大字別の出身部落構成をみると、五反田と蟻川が各四名ずつ、岩本三名、大道一名であった。職業では村議全員が農業であった。任期期間のうち十三～十六年における会議日数と審議件数を年次別に示すと第9—6表になる。事変二、三年目の十三年十四年に審議の日数件数ともに多く、十五、六年には次第に少くなっていった。

第9－6表　伊参村会状況

	会議日数	審議件数
	日	件
昭和13年	8	45
〃　14年	9	48
〃　15年	7	37
〃　16年	6	35

（資料）　議事録中の各年次事務報告書による

太平洋戦争勃発　半年目の五月二十一日に村議選挙（翼賛選挙）が行われた。この時の当選議員は、十七年から二

大字	議員名	年令	職業	新旧
五反田	田村理市	63	農	新
岩本	唐沢参二	51	旧	新
五反田	唐沢李平	69	旧	新
蟻川	綿貫菊蔵	54	新	新
岩本	神保富治	45	新	新
蟻川	山崎孝	47	〃	新

大字	議員名	年令	職業	新旧
五反田	齋藤半七	48	農	旧
岩本	関昌平	53	〃	新
大道	冨沢起作	48	〃	旧
蟻川	小池市郎	46	〃	新
蟻川	須郷賀重	53	〃	旧
五反田	小林文平	53	〃	旧

第9－7表　伊参村会状況

		開会日数	審議件数
昭和19年		5	19
20年8月迄		3	10
昭和二十年	2月26日	1	4
	3月26日	1	2
	7月31日	1	4

（資料）　各年次事務報告書による

十年八月十五日の終戦までの最もきびしかった決戦態勢のもとの唐沢（杢）村政に参画した。この十七年村議の大字・年令・職業・新旧別の一覧表を示しておく(前頁)。表をみると、新議員が六人（半数）をしめた。平均年令は五十二才で、前回より若くなったが余り変化はなかった。年令別には、四十代五十代各々五人ずつ、六十代二人で、大体四、五十才が中心だった。前回より六十代が減ったことがめだった。出身大字別構成では、十二年議員と全く同じで五反田蟻川地区が各四人ずつ、岩本地区三人、大道地区一人であった。決戦下の十九年一月～二十年八月までの村会の開会日数と審議件数を第9－7表に示す。

前述のように日華事変勃発二、三年の時期にくらべて、年々村会開催の日数や審議件数が減少してきて、終戦前一、二年には年間五日以内、審議件数も二十件以内とごく僅かなものとなっていた。二十年二月二十六日村会では二十年度の予算と十九年度追加更生予算の議定が中心であったし、三月二十六日村会も十九年度の追加更生予算議定と更員定員規定改正の二件であった。そして終戦前最後の村会は七月三十一日に開かれ、十九年度歳入出の決算認定と二十年度追加予算議定を中心とした四件であった。そして戦後は終戦後二ヵ月をへた十月十三日に開催されている。そしてこの日の村会において村長選挙が行われ、唐沢杢平に代って唐沢参二が村長に選ばれた。

4　戦時下の名久田村政

昭和十二年（一九三七）七月四日に高橋辨次村長が辞任し、代って十一日に赤坂の小林定吉が村長に就任した（六十七才）。小林（定）は大正後半に一度村長を勤めていて、この時は二期目の就任だった。ちょうどこの年七月七日に

蘆溝橋事件が突発し、これが日華事変へ拡大していったが、小林（定）村政はこの事件直後に出発し、日華事変の拡大していった昭和十三・十四年、さらに事変の長期化から強力な戦時型国民組織へと動きだした翌十五年（一九四〇）前半期にわたった。従って日華事変下の村政は小林（定）の村長期だった。小林（定）辞任に続いて十五年七月に横尾の小林応太郎が村長に就任した（五十五才）。小林（応）は十九年（一九四四）七月任期満了まで四年間の村政を勤めた。この期間は、国際的経済封鎖陣（A・B・C・Dライン）の強化のもとで銃後の物資が極度に逼迫してゆき、大戦争必至の緊迫した状勢下に欝積した国民心理が充満した太平洋戦争突入前の一年半と、大戦突入後の前線における緒戦の勝利から次第に撤退を続けていったなかで、二ヵ年半にわたるきびしい本格的軍事体制下の銃後生活を体験した時期であった。小林（応）の任期満了による辞任をうけて、十九年七月二十九日に大塚の吉田勝三郎が村長に就任した（六十九才）。吉田（勝）は十九年後半から二十年八月終戦、さらに戦後の二十一年（一九四六）三月まで村長を勤めた。かくて太平洋戦争期の村政は、緒戦から撤退相次いだ十七年～十九年前半の時期（小林村長期）と、村に人も物資も全く逼迫し、日々警報と燈下管制下に明け暮れていた十九年後半～終戦までの終末期（吉田村長期）に分けて述べる。



小林（応）村長期の役場吏員たち

(1)　日華事変下の村政の展開

小林（定）村長就任の十二年には日華事変の勃発に伴って動員応召の村民は陸軍六十六名海軍二名に上った。翌十三年も引続いて応召二十四名を数えた。こういうなかで村長はじめ村民あげて応召兵の見送り武運長久の祈願千社参り千人針づくり等の銃後の村民活動がはじまった。徴兵検査や簡閲点呼も事変勃発後には参加に熱意と

活気がみられた。しかも前線の戦勝も加わって忽ち戦時的気分が昂揚していった。銃後の国民精神総動員の諸行事運動に支援されて十二年後半～十四年前半の頃には銃後の諸活動が活発に行われた。村政もまた昂揚する村民の軍事的昂揚をバックに前線に働く村民をしのんで慰問文慰問袋の発送や銃後家族の援護等に率先尽力した。このような戦時下特有の村政活動のほか、当時はまだ準戦時期として諸般の村政が展開されていた。村会議事録によって、小林(定)村政期における事変当初の十二、三年の主な村政事項をあげておく。

(1) 災害復旧工事、昭和十二年七月十四～十六日の豪雨によって道路橋梁河川の破壊で被害二十余万円を蒙った。この災害復旧工事も事変による事業の繰延べのため進捗がおくれた。

(2) 勧業、議事録をみると、十二、三年には「軍需品ノ供出、甘藷麦ノ増産等ニ忙殺サレテ」或は「支那事変ノ銃後事務ニ忙殺サレテ」、勧業本来の増産や経済更生方面は殆ど閑却されたことは遺憾であったと述べている。

(3) ドリル工場の開設……十三年十一月五日村の振興対策事業として農村工業ドリル工場（理研下請）の開設、事業開始する。

(2) 太平洋戦争下の村政の展開

小林応太郎村政は、昭和十五年後半期から十九年前半期の満四ヵ年にわたる文字通り戦争に明け暮れした時期であった。ちょうど第二次近衛内閣のもと新しい国民組織として大政翼賛会がつくられ、村でも支部が結成された。これに伴って村はじめ末端の各区班単位の常会組織が整備された。名久田村常会組織については別に詳述したので、村の翼賛会支部組織を簡単に述べておく。

支部長小林（応）村長のもと、理事六名小林（角）助役、吉田（勝）剱持（虎）伊能（重）小林（学）小池（祐）の各（藤）と産業組合長剣持（四）角田小学校長、参与に村議五名吉田（恒）、金田、田村（一）唐沢（儀）、関（松）の各氏が就任した。顧問五名村議三名小林（定）小林（銀）唐沢氏が就任した。

太平洋戦争の開戦以後（十七、八年）になると、戦争の熾烈化のもとで、村政が繁忙多端になるとともに、戦争完遂のための村内各戸への食糧供出が要請された。また生活物資の窮乏化するなかで食糧、衣料其他の配給及び国債貯金の割当消化という各種の村政の先頭にたって督励して廻る立場にあった。特に十八年後半期から十九年前半期には戦局の決戦段階では供出配給はじめ銃後の村民生活を村の最高責任者として保持するのはなかなかの苦労だった。十九年には産業組合が解散し、農業会の設立委員会ができ（二月二十五日）、村長は委員長としてその設立準備に当った。三月十五日には農業会役員も決定、新しく発足した。

会長村長、副会長剣持四郎、理事小林角三外二名、監事関省八外一名

決戦段階では村長は、農業会はじめ青少年団婦人会其他村内諸団体のすべての首長を兼ね、名実ともに全村の最高責任者の立場におかれた。当時村からの応召出征するものは後をたたず（十八年十一月末には村から現役兵九三名、応召兵一〇八名にのぼる）、村内労力不足のもと学童はじめ勤労奉仕の動員も激しくなっていた。

こういう最終の決戦段階のきびしい時期に任期満了の小林（応）村政に代って、吉田勝三郎が村長に就任した。吉田は十九年七月末から二十一年三月まで村長に在任したが、今次戦争の最終段階の一ヵ年余の最もきびしい時期の村政に当った。生活物資のますます窮迫するもとにおける配給、応召徴用による労力欠乏下のきびしい食糧供出、強化する公債貯蓄の割当消化、金属資源の回収等々のほか、この段階には松根油づくりのための松根掘りが続いた。十九年後半期からの学童疎開の受入れで名久田村にも疎開児童が入ってきた。二十年三月東京大空襲以降は一般疎開者の入村も相次ぎ、村政は新しい疎開者への対応の問題にも直面した。やがて戦争の終結で村の出征兵の復員、外地からの村出身者の引揚げ等、吉田（勝）村政は終戦の前後にわたって極めて繁忙であった。

(3)　選挙と村会議員・村会

十三年選挙と村会議員　昭和九年（一九三四）就任の村議の任期満了によって、昭和十三年（一九三八）三月十八日に村会議員選挙が行われた。この時当選した村議十二名は日華事変下の村会を構成し、小林（定）村長から小林（応）村長にわたる村政に参画した。十三年村議の大字別年令職業新旧別を一覧表に示しておく。

大字	議員名	年令	職業	新旧
大塚	吉田勝三郎	62	農	新
平	剣持四郎	42	〃	旧
横尾	関松太郎	58	〃	新
赤坂	田村一三	52	〃	旧
横尾	唐沢藤吉	51	〃	旧
横尾	小林応太郎	52	〃	旧

大字	議員名	年令	職業	新旧
赤坂	金田伊三郎	61	農	旧
大塚	吉田恒四郎	46	〃	新
栃窪	唐沢儀平	57	〃	新
横尾	小林銀重	60	〃	新
赤坂	小林定吉	67	〃	旧
平	剣持久平	68	〃	旧

この時の新議員は五人だったが、平均年令が五十六才で、当時近村の村議の年令にくらべて高年令であった。六十代五人、五十代五人で、四十才は僅か二人だった。大字別にみると、横尾四人、赤坂三人、大塚と平各二人ずつ栃窪一人という構成であった。さてまだ昭和九年就任議員の時期であった十二年の村会をみると、開会日数十一日、附議された議案件数四三、そして翌十三年村会では（七月三十一日村会から改選されてさきの一覧表の村議による）、開会九日、附議案件数四四と、事変下の一、二年の村会は中々審議案件も多かった。

翼賛選挙と村会議員　他町村と同様に十七年（一九四二）五月二十八日に村会議員選挙が行われた。いわゆる翼賛選挙であったが、この時当選した村議の大字別年令職業及新旧別の一覧表を示しておく（次頁）。

当選議員十二名の平均年令五十四才で、前回議員よりは二才ぐらい若くなった。大字別には、横尾四名、大塚三名平、赤坂各二名、栃窪一名であった。新人は三名でいずれも四十代の若い方の人たちだった。四十代が全議員の半数を

大字	議員名	年令	職業	新旧
赤坂	田村一三	56	農	旧
横尾	小林鷹一	46	農会技手	新
平	剣持四郎	46	農	旧
大塚	関次郎	41	〃	新
横尾	小池祐八	40	〃	新
	唐沢藤吉	55	〃	旧

大字	議員名	年令	職業	新旧
赤坂	金田伊三郎	65	無職	旧
大塚	吉田勝三郎	66	農	旧
横尾	蜂須賀栄吉	49	〃	旧
大塚	吉田重太郎	49	〃	旧
栃窪	小菅形次郎	69	〃	旧
横尾	関松太郎	62	〃	旧

しめたことも注目される。この時新人として四十才の最年少者で当選した小池祐八は、「私どもは翼賛議員候補として当選したので、当選者が一緒に挨拶状を出した記憶があります」と話している。

一一　戦時期の産業と経済

1　美野原地区の耕地整理事業

すでに昭和戦前期の耕地整理事業のところで述べたように、中之条沢田耕地整理組合によって、四地区（中之条・西中之条と折田・成田原）の第一期開田事業が完了した大正十五年（一九二六）十月に着工して、昭和十年（一九三五）八月にその竣工をみた。ついで予定に従って美野原地区の第二期開田事業が昭和十年代の戦時期に発足するが、この事業は偶々日華事変から太平洋戦争へと激化していった時期と重なった結果、事業の進捗が阻害停滞をきたし幾

多の曲折をたどった。以下美野原耕地整理組合の開田事業について、戦時期における経過を述べる。

顧ると大正十年（一九二一）四月、郡長の呼びかけで美野原の開墾問題を議題として協議会が開催されているが、第二期事業として当地区の開田が計画されていた。まず昭和十五年（一九四〇）三月十二日美野原耕地整理組合設立認可申請書が提出され、同月三十日には設立認可がおりた。当組合の役員をみると、組合長桑原雄一郎、副組合長唐沢杢年、折田九平治、高橋市五郎、そして評議員には田村喜八、蟻川潔、木暮壽雄、折田藤七郎、宮崎順治郎、柏原庄作、本多高十郎、斉藤五平、小林文平、斉藤半七という顔ぶれであった。組合はこの開田事業を県営で施行してほしいと願い出ていたが、五月県営施行の場合は分担金を県の指定の年度に納入したいので採納されたいと申請した。ところで、当事業は県と組合とで次のように事業分担がきまった。すなわち、県営は用水取入れの幹線導水路工事を担当する（地区内の用水路幹線、同じく幹線道路をも含む）。組合営は区画整理、開田開畑、支線用水路及び支線道路等を担当することになった。

(1)　農地開発営団による開墾

昭和十六年三月十三日に農地開発法が公布され、農地開発営団が設立されることになったので（設立は五月十三日）、早速三月三十一日の組合会議で組合営で実施の開田開畑工事を開発営団に移管することを議決し、組合及び地元運動もあって結局この事業は組合営から開発営団が実施することになった。こうして十六年十一月二十八日から翌十七年六月にわたって国によって土地買収が行われた。その間十六年十二月二十三日には農地開発営団美野原地区の起工式が行われた。そして十七年の七月二十四日現在で、早くも五十一町九反九畝一歩の開畑が行われたが、これは開田開畑の総工事の三割程度であった。

(2)　県営工事の着工

叙上のように農地開発営団による開田開畑事業の進捗に伴って、県側も十七年二月八日県営美野原開墾事務所の事務を開始した。そして県営工事の方は同年九月一日から着工している。県予算五十五万円、幹線導水路延長四、三四六間七分、取入水量秒六〇立方尺であった。この年十月七日には四万温泉県営三号隧道入口で地鎮祭が執行されている。

このように開発営団による開墾事業と県営の幹線導水路工事とが十六、七年を通じて進捗しはじめたが、その後十八年以降になると戦争の熾烈化により応召徴用等が激増のため極度に人手不足が続き、事業の方も停滞状態に陥った。そしてこのような状態のままで結局終戦に至るが、その間十九年四月一日に組合長の交替があった。桑原雄一郎が辞任し、伊能八平が選任された。副組合長は折田九平治、唐沢杢平であった。なお農地開発営団による開墾事業開始の十六、七年以降は太平洋戦争期で、沢田、伊参地区の青年団や中之条農業学校生徒などの勤労奉仕もしばしば実施された。伊参青年団文書をみると、十七年四月二十四日朝七時から労力奉仕に参加しているし、四万青年同志会も十九年九月十四日十五人、十五日二十四人が労力奉仕に出ている。戦後昭和二十二年（一九四七）九月農地開発営団が閉鎖、十月から新規に農林省の直営事業として県営導水路事業も併せて実施されることになるが、戦時期を通じて開発営団による農地買収は大体六十七町歩で、戦後になって大半の二百町歩余の買収を期して工事完成に邁進することになった。

2　戦時の農林業生産

昭和十年前後までの当地方の農林業は、経済不況から恐慌の激浪によって農業生産経営が大打撃をうけ、そのため農家経済は非常な窮乏におちこんだ。昭和十二年日華事変の勃発と、これに続く十六年十二月からの太平洋戦争期を

通じて、長い戦時期における当地方の農林業の実態について記述する。まず戦時下における各町村の農林業の生産量の実態から概観し、割当供出、其他戦時農業生産に伴う諸問題については後述する。

(1)　日華事変下の農業生産状況

米作　まず昭和十三・十四年の米の生産状況を中之条町伊参村名久田村について次表に示す(上表)。

町村別	作付面積	収穫高	価格	反当収穫高
中之条町	一五七、町四反	三、九九九石	一六五、四五二円	水稲二石五斗七升九合 陸稲一、八五
伊参村	一一七、五	二、六三二	一〇九、六五二	水稲二、三二一 陸稲一、七〇三
名久田村	一一九、五	二、五〇九	八三、三六五	——

(備考)　中之条町伊参村は町村会議事録所収の昭和十四年事務報告による。名久田村は十三年村勢一班による。十三年は十四年にくらべて収穫高の減少した年だった。

つぎに、中之条町と伊参村について事変下各年次の米作状況を第9—8表（中之条町）と第9—9表(伊参村)に掲げる。

①中之条町では、水稲は十四年から年々作付面積収穫高及び反当収量ともに減少していった。陸稲の方は作付面積は年々増反

町村別	作付面積		収穫高		価格		反当収量	
	大麦	小麦	大麦	小麦	大麦	小麦	大麦	小麦
中之条町	五四町七反	四七町〇反	一、三二八石	八八八石	一九、二五六円	二四、四二〇円	二、四二八合	一、八八九合
伊参村	——	——	一、一九〇	一、二五二	一七、三七四	三二、五五二	——	——
名久田村	七一五	四七三	一、五五八	八九四	二〇、二五四	一八、七七四		

(備考)　中之条町伊参村は昭和十四年。名久田村は昭和十三年である

していったが、反当収量の年々の減少によって収穫高は減っていった。総じて稲作は事変下十四年～十六年間は毎年減少していった。②伊参村では、事変勃発の翌十三年には前年に比して米の収穫高が六九〇石も減少したが、また翌十四年には八四〇石も増収になった。価格の変動も大きく、十四年には十万円をこえたが、十五年にはまた前年にくらべて収穫減少によって十万円をわった。

麦作　まず前掲の三町村について、十三、十四年の大小麦の生産状況は前頁に示した。つぎに中之条町と伊参村の事変下の各年次の麦作状況を第9—10表（中之条町）と第9—11表（伊参村）に掲げ

第9－8表　　米作　　（中之条町）

		昭和14年	〃 15	〃 16
水稲	作付面積	反 1,487	1,461	1,456
	収穫高	石 3,835	3,279	2,954
	価格	円 158,248	135,743	123,801
	反当収穫高	石斗升合 2579	2244	2026
陸稲	作付面積	反 87	121	152
	収穫高	石 164	158	116
	価格	円 7,204	6,559	4,866
	反当収穫高	石斗升合 1885	1306	753

（資料）　各年次中之条町役場事務報告

第9－9表　　米作　　（伊参村）

		昭和12年	〃 13	〃 14	〃 15
水稲	収穫高	石 2,259	1,573	2,409	2,177
	価格	円 70,987	52,315	99,394	88,916
陸稲	収穫高	石 137	120	223	103
	価格	円 3,920	4,031	10,258	4,464

（資料）　各年次伊参村役場事務報告

る。①中之条町では大麦は十四年から作付面積収穫高ともに減少した。小麦は作付面積を年々増反したが、収穫高は増量せず十六年などは大減収だった。総じて大麦小麦ともに年々反当収量が漸減していったのがめだった。②伊参村では全体の趨勢として大麦小麦ともに、事変後二～三年間は収穫高が増量していったが、四年目の十五、六年になると減少をたどっていった。この傾向が十五年にはすでに現われた。太平洋戦争下で米麦作生産は次第に減収していったが、次項で詳述する。

養蚕　①中之条町の養蚕について、昭和十四年～十六年の状況を第9—12表でみると、春蚕は掃立量収繭量ともに

第9—10表　　麦作　　（中之条町）

		昭和14年	〃 15	〃 16
大麦	作付面積	反 547	486	512
	収穫高	石 1,328	1,157	1,050
	価格	円 19,256	19,114	21,179
	反当収量	合 2,428	2,381	2,051
小麦	作付面積	反 470	602	677
	収穫高	石 888	1,034	674
	価格	円 24,420	32,416	21,110
	反当収量	合 1,889	1,718	996

（資料）　第9—8表に同じ

第9—11表　　麦作　　（伊参村）

		昭和12年	〃 13	〃 14	〃 15
大麦	収穫高	石 917	941	1,190	1,080
	価格	円 9,710	12,232	17,374	17,280
小麦	収穫高	石 1,160	936	1,252	1,190
	価格	円 23,200	18,720	32,552	36,890

（資料）　第9—9表に同じ

減じていた。夏秋蚕は年々掃立量を増していったが、収繭量の方は減少していった。総じて事変下の養蚕の収量は減っていった。特に十六年春蚕の収量減による春蚕の収入減少は大きかった。②つぎに伊参村の事変中の養蚕状況を第9—13表でみると、事変後三年目の十四年は養蚕には一番よい年だった。この年の村の養蚕収入は十九万円を突破した。その後十五年はまだよかったが、十六年になると幾分悪くなっていった。それでも春蚕、七、四六四貫、秋蚕七、九二二貫価格で春蚕が五六、一七九円、秋蚕が五八、六六〇円で村の養蚕収入は十一万五千円であった。③名久田村の事変下の十二～十四年の養蚕の状況を第9—14表でみよう。十二年と十五年とはそれぞれ夏秋蚕、春蚕の資料をかくた

第9—12表　　養蚕　　（中之条町）

		昭和14年	〃 15	〃 16
春蚕	飼育戸数	戸 276	289	268
	掃立数量	g 14,584	13,834	10,470
	収繭量	貫 10,113	10,048	6,806
	価格	円 78,747	107,156	49,744
夏秋蚕	飼育戸数	戸 318	318	324
	掃立数量	g 16,870	17,164	20,550
	収繭量	貫 10,720	9,582	8,954
	価格	円 92,272	67,703	63,089

（資料）　各年次役場事務報告による

第9—13表　　養蚕　　（伊参村）

		昭和12年	〃 13	〃 14	〃 15
春蚕	収繭量	貫 11,745	11,728	12,312	11,996
	価格	円 54,550	45,783	94,439	108,457
夏秋蚕	収繭量	貫 9,468	7,484	9,998	8,462
	価格	円 35,246	29,377	95,798	58,871

（資料）　各年次伊参村役場事務報告による

めに村の四ヵ年の養蚕の動きを比較しえないが、十四年はその前後において養蚕の一番よい年で、特に初秋蚕晩秋蚕がよかったため、村の年間養蚕収入が二十万円近くにもなった。前年の十三年よりも十一万七千円余も多かった。

畜産　①伊参村の十二～十四年当時の畜産をみると、牛馬豚緬羊山羊等が飼育されていたが、豚は減少し緬羊は増えていた。馬は飼育戸数頭数とも二〇〇内外で年々ふえる傾向だった。②中之条町でも豚は減少傾向にあったが、牛馬緬羊は少しずつふえていた。特に戦争勃発後は軍用馬の必要から馬が重要な戦力となった。伊参村では昭和十四年から軍馬資源保護法により軍用保護馬の検定検査が実施され、合格した馬は月々二回ずつほど、きまった鍛錬会が催された。特に十五年には三月十月十二月三回にわたって郡内各町村の軍用保護馬連合鍛錬査閲が実施された。

林業　①造林　日華事変下においても年々民有林の新植造林が実施されていた。民有造林への補助要綱によって造林申請者に対して補助がなされていた。伊参村の場合について、昭和十三～十五年の状況を第9―15表に示しておく。

第9―14表　養蚕　（名久田村）

		昭和12年	〃 13	〃 14	〃 15
春蚕	養蚕戸数	戸 347	320	346	—
	掃立数量	g 19,694	17,329	17,580	—
	収繭量	貫 12,540	11,772	12,187	—
	価格	60,000	46,960	94,560	—
初秋蚕	養蚕戸数	—	戸 346	369	358
	掃立数量	—	g 12,711	13,402	12,405
	収繭量	—	貫 6,886	8,168	7,567
	価格	—	円 26,443	62,342	48,272
晩秋蚕	養蚕戸数	—	戸 288	322	285
	掃立数量	—	貫 7,156	7,595	6,895
	収繭量	—	g 1,647	4,084	3,019
	価格	—	円 8,150	41,878	24,397

（資料）　吾妻養蚕組合連合会所蔵

第9—15表（伊参村）

年次	造林補助申請者数	造林面積	施業経費
昭和十三年	七人	四三五アール	五〇八、四〇円銭
〃 十四年	一八	九九六	一、六二〇、四五
〃 十五年	一〇	五〇九	一、〇二〇、八〇
〃 十六年	二〇	七九五	二、一三八、四〇

（備考）伊参村役場の各年次事務報告による

十六年になると木材統制法森林法の施行に伴って軍需並に生産拡充資材として木材生産を確保する必要がたかまって、十六年～二十年間の伐採並に造林予定表が作成され、十一月には県係官の実地調査が行われた。こうして戦時化の進展に伴って木材統制も強化され、民有林の造植伐採計画が実施されていった。

②製炭　事変下の伊参村の木炭生産の状況を第9—16表に示す。

戦争の進展による木炭需要の増大に伴って製炭量もふえていった。前出の永宝年代記によると、事変第二年目の十三年には、「木炭及材木等ハ戦時景気ニテ非常ニ高値」となった。戦時体制下の十五年（一九四〇）になると、木炭の取扱いは県購連に一元化され、木炭規格も改正されて十三種となった。価格は白炭で一等一円九十六銭、二等一円六十六銭、黒炭では一等一円八十一銭、二等一円六十六銭であった。さらに翌十六年には規格が改正されて、上物は騰貴し、下物は下降した。反下の庭先相場で白樫一等二円二十四銭、黒樫一円八十二銭になった。そして太平洋戦争へ突入後には、木炭増産は益々強化され、十七年には沢田村へ農林省課長の六月来場、ついで八月四日には東条首相も来村し、木炭増産の督励が相次いだ。反下

第9—16表（伊参村）

	昭和12年	〃 13年	〃 14年	〃 15年
製炭量	一三五、〇三六貫	一五五、四八四貫	一六一、五一二貫	一六九、〇二六貫
〃 価額	三〇、三〇五円	三七、六四六円	五二、五九一円	七七、九八五円

（備考）伊参村役場各年次の事務報告による

では十七年の木炭生産目標（割当）は八万貫であったが、生産数量は九万六千七百六十貫であった。当時の増産責任の組合長は本多宗重郎であった（永宝年代記より）。

(2) 太平洋戦争下の農業生産状況

日華事変の長期化により十五、六年（一九四〇～四一）からは生産資材は勿論消費物資までに及ぶ経済統制が強化されて戦時軍需産業本位の物資動員計画から民需産業は殆んど閉塞状況になっていった。国民食糧を負荷する農業生産をとりまく諸条件も極度に悪化していったが、逆に増産供出への要請は益々強まった。太平洋戦争下の十七年

第9－17表　米麦作（昭和17～20年・中之条町）

		昭和17年	〃 18年	〃 19年	〃 20年
水稲	作付面積	町反 145 6	143 5	132 3	126 8
	収穫高	石 348 5	184 3	294 8	223 3
	反当収量	合 239 4	211 4	222 8	176 1
陸稲	作付面積	反 172	143	137	125
	収穫高	石 197	182	161	36
	反当収量	合 1,151	1,273	1,175	288
大麦	作付面積	反 733	717	723	706
	収穫高	石 1,473	822	1,338	945
	反当収量	合 2,010	1,150	1,851	1,339
小麦	作付面積	反 814	959	928	751
	収穫高	石 1,099	1,089	1,176	797
	反当収量	合 1,350	1,136	1,267	1,061
甘藷	作付面積	反 207	221	237	280
	収穫高	貫 62,620	86,282	85,150	91,350
	反当収量	貫 303	390	359	326
馬鈴薯	作付面積	反 125	130	130	260
	収穫高	貫 40,000	41,600	44,250	81,120
	反当収量	貫 320	320	340	312

（資料）　中之条町役場各年次事務報告による

（一九四二）以降の農業生産はかかる諸条件の年々悪化するなかで、窮乏生産に追われた時期であった。

米麦作及甘藷馬鈴薯生産（食糧生産）　①中之条町の太平洋戦争下の十七～二〇年における生産状況を第9—17表（前頁）に示す。(イ)米作　水稲陸稲ともに作付が年々減少し、全体として収穫高も減収趨勢だった。特に終戦の二十年の収穫の減少が著しい。この年の陸稲の反収の激減がめだった。(ロ)麦作　作付で大麦が減り小麦が増反していったが、十七年にくらべると反収は大麦小麦とも年々低く、特に二十年は米作とともに減収が顕著だった。これに対して甘藷馬鈴薯は主食代用で供出割当もきびしかったが、年々の作付を増反し収穫高も増大していった。二十年と十七年を対比すると、馬鈴薯は作付面積収穫高ともに倍増していった。甘藷は作付面積七町三反を拡大して、収穫高が二万八千七百貫増収になっていた。②伊参村の十七年～二十年の米麦作については逐年の資料をかくので、十六年と二十年の米麦作の収穫高を対比したものを次表（第9—18表）に示す。二十年においては水稲陸稲併せて三八〇石減収、麦作では大麦は減少したが、小麦では四九〇石余も増収している。その結果麦作全体では三百石余も増収になった。③名久

第9—18表　（昭和16.20年・伊参村）

年次	米作			麦作		
	水稲	陸稲	計	大麦	小麦	計
昭和十六年	一、五三二石	一二六石	一、六五八石	九一二石	四九二石	一、四〇四石
〃二十年	一、二一七石	五一石	一、二七八石	七三七石	九八三石	一、七二〇石
差引	△三〇五石	△七五石	△三八〇石	△一七五石	四九一石	三一六石

（資料）　各年次伊参村役場事務報告による。△は減収を示す。

田村の昭和十八年における農産物の生産計画書（実行組合単位作付生産数量を組合長に明示）から、米麦甘藷馬鈴薯について全村の生産状況を第9—19表に掲示する。生産計画によると、(イ)水稲は反収一斗三升八合増　(ロ)陸稲で反収一斗九升一合増、(ハ)甘藷反収十貫増と供出増に応じての反当増の生産計画をうちだしていた。

第9—19表　農産物生産計画（昭和18年・名久田村）

		水稲	陸稲	甘藷	馬鈴薯
基礎	作付面積	反 1,143	反 124	反 1,900	反 760
	反収	合 2,320	合 1,120	貫 290	—
	基準数量	石 2,568	石 137	貫 55,100	貫 250,800
生産計画	作付面積	反 1,143	反 124	反 1,950	反 810
	反収	合 2,458	合 1,311	貫 301	一
	生産総数量	石 2,709	石 165	貫 58,697	貫 27,135

養蚕　①まず中之条町の太平洋戦争時における養蚕の状況を第9—20表に示す。十七年以降は春蚕夏秋蚕とも年々飼育戸数掃立量そして収繭量が減少していった。就中終年の二十年にはいずれも急減しているのは決戦体制下のきびしい戦時活動による影響である。二十年の収繭量は十七年の四六%までの減収であった。②つぎに名久田村のこの時期の養蚕状況を第9—21表に示す。名久田村の養蚕も大体中之条町の場合と同じ動きを現わしている。春蚕は、はっきり年々戸数掃立収繭量が減少し、初秋、晩秋蚕も戸数、収繭量は年々減少をたどった。掃立量が十八年より十九年に増量したが収量は前年より減少して

第9—20表　養蚕（昭和17～20年・中之条町）

		昭和17年	〃 18年	〃 19年	〃 20年
春蚕	飼育戸数	戸 270	262	246	198
	掃立数量	g 12,330	11,190	9,573	5,970
	収繭量	貫 8,241	8,688	7,173	4,137
夏秋蚕	飼育戸数	戸 300	272	278	225
	掃立数量	g 15,915	13,415	13,957	7,655
	収繭量	貫 7,488	7,735	5,664	3,026

（資料）　中之条町役場各年次事務報告による。

第9—21表　養蚕（昭和17～20年・名久田村）

		昭和17年	〃 18年	〃 19年	〃 20年
春蚕	養蚕戸数	戸 315	321	310	266
	掃立量	g 13,095	13,870	12,640	10,000
	収繭量	貫 10,189	11,196	8,387	4,935
初秋蚕	養蚕戸数	戸 362	332	331	273
	掃立量	g 11,970	9,650	12,590	9,020
	収繭量	貫 6,259	5,539	4,602	3,410
晩秋蚕	養蚕戸数	戸 238	230	228	162
	掃立量	g 6,825	4,990	7,740	3,600
	収繭量	貫 2,910	3,242	1,998	962

（資料）　吾妻郡養蚕組合連合会所蔵による

第9—22表　（昭和16～20年・伊参村）

年次		春蚕		夏秋蚕	
		収繭量	価格	収繭量	価格
昭和十六年		七、四六四貫	五七、一七九円	七、九二二貫	五八、六〇〇円
〃 二十年		四、一八六貫	一二一、三九四円	二、一五五貫	六六、九一七円

（資料）　伊参村役場各年次事務報告による。二十年の収繭高金額は上繭のみによる

いる。終戦の二十年の激減も著しかった。③伊参村の養蚕では資料の関係から太平洋戦争勃発の十六年と終戦の二十年の養蚕状況を第9—22表によって比較して示そう。収繭量は大きく減少しているが、価額上では収量の減少に拘らず増大していたことがわかる。終戦二十年は特別だったが十七～十九年間は毎年収繭高は減少していったが、戦時下でも農家の大きな収入源として養蚕飼育には銃後の婦人たちが特業として一層これに精出していた。従ってこの養蚕飼育への精進によって男子青年たちの出征による農家経済の落ち込みを辛くも防衛してきた役割も大きかったのではないか。

3　戦時下の農業生産の諸相

昭和十年前には経済不況によって農業生産は大きな影響を蒙って、農家経済は苦境の底におちこんだ。昭和十年代に入っても、その初期にはまだ不況は続いていたが、十二年七月、日華事変の勃発によって大陸の戦争が長期化するなかで、次第に戦時経済体制へ転換してゆき、いつか不況もまた軍需景気のなかに解消していった。そして新たに準戦時から戦時へと進展してゆく過程で、町の商工業や村の農業をめぐる諸条件は全く一変していった。日華事変から太平洋戦争に至る十年近い戦争遂行のもとでは、戦争と関連して農業生産や農家経済には特殊な諸相が現われている。

第9—23表　自小作別家族内地位別にみた応召兵数(沢田村)

家族内地位 ＼ 自小作別	経営主	家族 長男	家族 次男以下	常傭	計
地主					0
自作	5	3	1		9
自小作	3	3	2		8
小作	3	2	1		6
農業日傭	0	0	0	1	1
計	11	8	4	1	24

(資料)　県通達(総務部長)(昭和12年10月1日付)

(1)「支那事変の農業及工業に及ぼした影響調査」から

事変勃発三ヵ月目の十月一日付県総務部長から市町村長宛通達にて標記の件につき回答が求められたが、これに対する沢田村の報告によって、まず事変当初における事変の村の「農業への影響調査」結果を、つぎにあげておく。

(1)応召人員数　全農十名、半農、半林二名(現役兵にて出征せる者二十八名あり、しかし農業には従事せず。その細目を第9—23表に示す。(2)応召によって業務に支障を生じた戸数十五戸、救護を要する人数七十三人、(3)平年に比し雇傭労力の増力の程度、平年に比し約四分、(4)町村各種産業団体部落近隣において、現にとりつつある対策方針、目下の処夫役を免除するのは勿論、労役については主として青年

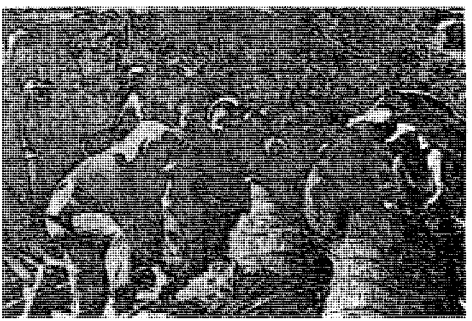
会統制のもとに、隣保扶助或は五人組部落等において遺憾なく扶助しつつあり、亦将来も之を継続実行せんとす。

この調査は戦争勃発直後ゆえ、農業への影響もまだごく少かっただろうが、いつそう長期化した段階では、もっと多面かつ深刻な影響が出現したと思う。ごく初期だったので問題視されるようなものはまだ現われなかった。

(2)　出征農家に対する勤労奉仕

日華事変の勃発によって、七月以降あいつぐ大動員によって村からの青壮年たちが戦線に出ていった。この年の秋の農作業には出征農家への勤労奉仕が各地で行われた。当時の各町村の青年会は早速出征兵士宅への勤労奉仕班をつ

団体名	出動延員数	奉仕出征農家数
岩本中組　農家組合	一〇人	二戸
岩本下組　農家組合	二三	四
伊参村青年団　第二支部	二四	一二
伊参村女子青年団　第一支部	二二	八
五反田上組　農家組合	一六三	五
五反田中組　農家組合	六九	八
伊参村青年団　第一支部	三四	一五
伊参村女子青年団　第二支部	二四	一二
蟻川北組　農家組合	一七人	四戸
蟻川東組　農家組合	四三	四
蟻川西組　農家組合	三八	六
伊参青年団　第三支部	二六	一三
伊参女子青年団　第三支部	一二	七
大道　農家組合	五一	七
伊参青年団　第四支部	二七	七
計	五八三人	一一四戸



戦時中の勤労奉仕（炭の搬出）

くって農作業の援助に出向いている。十二年十月二十日作製による伊参村青年団第三支部の「出征兵士遺家族勤労奉仕割当表」をみると、十四家族に対して班員二十八名が出動している。その注意事項によると、「時間は午前七時から午後五時までで、班員は道具弁当を持参し出征兵士遺家族に迷惑をかけざる様」とある。十月下旬の報告では畑耕耘水稲刈入桑園手入等の作業であった。十一月中旬すぎには水稲脱穀麦踏藁上げであった。また四万青年同志会の会務日誌によると、十二年十月八日十日十四日二十三日と相次ぎ会員たちの出征家族への勤労奉仕が記載されている。十三年における伊参村の各部落の農家組合や男女青年団支部の勤労奉仕状況を示すと前頁の表の通りである。五八三人が一一五戸に奉仕している。

この勤労奉仕は十二年戦争勃発以来動員応召出征が相次いで出征家族戦没兵士遺家族の農業に対しては農繁期を中心にして継続的に実施された。特に中之条農業学校吾妻高等女学校の生徒たちによる農家への勤労奉仕が十四年頃から行われた。戦争が熾烈化した太平洋戦争になると、各町村の国民学校生徒たちも農家の勤労奉仕を実施するようになった。当時新聞記者であった関喜平の日記から勤労奉仕増産関係などをあげてみよう。

(1)稲刈り部隊（昭和十八年十月十四日）郡農会でまとめた稲刈り部隊は、国民学校児童一一、〇七〇人、中之条農業学校生徒一八〇〇人、吾妻高等女学校生徒一、六〇〇人、青年学校生徒二、〇六八人、商業報国隊三四〇人、養蚕組合一一、二〇〇人、青年団三六〇人、鉱業組合一、一〇〇人合計四九、三〇〇人で、今月下旬まで収穫戦争の野に押しだし、サックサックと利鎌の奉仕を行う。

(2)学徒総出動（十九年二月十八日）吾妻郡には泥田が多い。泥田を改良して食糧を増産しようと学徒総出動方針が決った。

中之条農業学校二月二十八日から三月十八日までの十九日間延三千二百人が町村に宿泊して耕地改良工事に挺身する。

吾妻高等女学校延三千九百二十人の娘部隊は通勤で改良工事に協力する。

学童延七万八千六百三十六人は三、四月両月にわたり土木作業したり麦踏み堆肥製造に協力する。

(3)中之条町民の勤労奉仕（十九年三月十七日）区常会で炭焼き奉仕が決った。男手のある家は必ず出役すること。第一班の出動日は三月十七日、行く先は市城製炭場、トラックに乗って出掛けた。不動沢橋が集合場所だった。着いてみると、もう四五十人町民が来ていた。点呼をとると私の区、八区は十八人で、離山炭焼場と決った。離山炭焼場には五つの炭窯が煙をあげていた。作業は伐木で、雪の斜面に腰すえて鋸をふるうのである。巨木を伐るのだ。作業はなかなか苦労だ。すぐ疲れて憩んでしまう。……午後四時作業を打切り、帰りの駄賃として木炭一俵をふもとの小屋まで背負うことと決まり、例の岩梯子のところで困難した。

(4)山ぶどう採取と酒石酸工場へ勤労奉仕（十九年九月二日）山野に自生する山ブドウの茎葉から酒石酸をつくり、その酒石酸は科学兵器の原料となる。国民学校児童青年団翼壮団員などが狩り出された。……爪先あがりの山道をのぼり、やっと現場にたどりつく。山ブドウの大群落だ。スルスル巨木の梢によじ登るのも、丈なす野草をかきわけ、雑木に排戦するものなど、山ブドウの茎葉を伐り始めた。エイッエイッ打ちおろす利鎌のひびきは斗魂をこめて一茎一葉の戦果に凱歌をあげる。かくして背負えるだけ背負って、夕方酒石酸工場へ運び込まれる。われら勤労奉仕隊は何日も奉仕した。採取班と工場班に分かれて酒石酸づくりに奉仕活動をしたのである。



戦時下東京の女子大生の援農隊が入る
（中之条町大字西中之条）

(3)　軍需供出と割当強化

日華事変下では昭和十三年頃から早速軍需として大麦の供出や切干甘藷の出荷が始まった。十三、十四年の伊参村の場合を次表にあげておく（事務報告より）。

組合	大麦供出量（昭和十三年）	切干甘藷供出量 昭和十三年	〃 十四年
岩本上組農家組合	一五俵	五五俵	六八俵
岩本中組農家組合	五	三六	九〇
岩本下組農家組合	四二	一〇二	一三三
五反田上組農家組合	五三	一一七	一六九
五反田中組農家組合	二〇	一一四	一三五
五反田下組農家組合	三六	一三〇	一九九
蟻川北農家組合	三三俵	八五俵	九五俵
蟻川東農家組合	六〇	一二一	一七五
蟻川西農家組合	三八	七三	八八
大道農家組合	一四	四四	五四
計	三一六	八七七	一、二〇六

昭和十三年の軍需大麦供出量は三一六俵で、二、二四一円六六銭、翌十四年の同供出量九〇俵であった。甘藷供出量は十三年が八七七俵で、一、八一〇円九六銭（一俵二円七銭）、翌十四年の同供出量は一、二〇六俵で三三〇俵も増えたが、一俵二円五六銭（約五十銭値上り）で三、〇八七円三六銭であった。かくて前年に比して一、二七六円四十銭の増加だった。

さて太平洋戦争下では主食はじめ農産物の増産の要請は一段と強まり、これに伴って農家の供出は益々きびしくな

っていった。昭和十八年の名久田村農会による主要農産物の増産計画をみると次表の通りである。

	水稲	陸稲	馬鈴薯	甘藷	大麻	玉蜀黍
基準数量	二、五六八石	一三七石	二五〇、八〇〇貫	五五、一〇〇貫	二、八〇八貫	一、三六〇貫
増産数量	一四一	二八	二、〇五五	二、五九七	五一三	二、五九〇
生産総数量	二、七〇九	一六五	二七、一三五	五八、六九七	三、三二一	三、九五〇

第9—24表　　早出米の供出割当表
（昭和18年・名久田村）

実行組合	十月上旬	十月中旬	十一月上旬
	俵	俵	俵
宇妻	2	2	7
二区	3	3	11
柳田	3	3	8
下平	2	2	5
二日市	1	1	4
四区	4	4	18
五区	5	5	24
六区	4	4	20
高津	3	3	10
長久保	3	3	8
大塚	4	4	17
東大塚	4	4	14
共栄	3	3	15
赤坂下	3	3	13
〃中	3	3	12
〃上	3	3	14
栃窪	—	—	—
計	50	50	200

（資料）　高津実行組合書類綴(昭和18年)による

なお十八年の高津農事実行組合長宛の名久田村農会からの当年度の農作物割当数量をみると、南瓜出荷割当一四〇貫、稗増産割当三反八畝、産米供出割当一四九俵、麦出荷割当一六六俵、玉蜀黍供出割当八二俵食用干甘藷一一一貫、原料用干甘藷六三貫等の数字が示されている。麦供出割当数量が六

月八日通達され、十日にその全村協議会が開かれたが、この年の麦割当要領によると、「大麦小麦ノ内訳ヲ要セザルコト、割当決定案ハ町村長農会長産業組合長協議ノ上、之ヲ各農事組合毎ニ作製スルコト実行組合長ハ割当ヲ受ケタ数量ニ基キ組合員ノ供出額ヲ定メ共同責任ニオイテ遂行スルコト」が示達されている。この年村農会から六月十五日に実行組合長宛の通達では、雑穀応急増産計画が示され、①学徒団による大豆三町歩（道路側其他空地）、②各農事実行組合（雑穀）七八町六反（間作周圍作）、③稗九町七反など作付の増反とこれが増産の栽培技術や実践方法等が示されている。太平洋戦争の第三年目における国民食糧の苦境のもとで、戦時下農村の窮乏生産のきびしい実態が現われていた。

第9—25表　主要作物の供出量　（沢田村反下）

	昭和17年	〃 18年	〃 19年	〃 20年
大麦	俵 130	120	120	200
小麦	俵 15	13	80	
大豆	俵 7	8	1	—
王蜀黍	俵 35	21	6	—
籾（玄米）	俵 8	28	50	29
干藷、甘瓜	俵 45	24	—	4
麻	貫 170	105	—	—
南瓜	貫 380	800	—	—

（資料）「永宝年代記」による

つぎに十八年における早出米の供出割当をみると、十月上旬と中旬が五十俵ずつ、そして十一月上旬が三百俵になっていた。実行組合別に早出米供出割当表を第9—24表（前頁）に示す。この年の早出米の供出成績は郡平均一二五%という成績だった。名久田村でも全割当を完納している。

さらに沢田村反下部落における太平洋戦争中の主要作物の供出状況を述べておく。十七年～二十年の主要作物の供出量を第9—25表でみると、麦の供出は十九、二十両年に小麦の供出量が増大した。玄米は十八年から多くなり、十九年には五〇俵にふえたが、籾五十俵と大小麦二百俵の供出負担は部落農家にとってはどうだったのか。

(4)　戦時食糧供出についての農民談話

ここで食糧供出の実情についての農民の談話を紹介しておく。

伊参村五反田の山田大（ひろし）（六十五才）の話

作付反別に応じて肥料が配給され、供出量によって特別配給の酒煙草砂糖、また数えるほどしかない魚類の配給などもあった。供出しない農家には特配など全く考慮されないといった不公平な措置には、当時の組合長だった田村理市さんは、どの位苦労したかわからない。供出量は、耕作農家の家族一人当り二合三勺で（配給量は一合八勺だった）、秋作物に対する供出数は豆換算で行われ、豆で供出できなければ、その代替に、サツマイモ、麦がないときは代替は馬鈴薯といったように、必ず割当量に対しては、どんな代替でも供出量を完遂しなければならぬという厳重なものだった。

名久田村大塚の小池祐八（七十二才）の話

私は食糧調整委員だったが、この仕事は実にいやな大変な仕事でした。私どもは、村内各行政区から一人ずつだったと記憶しておりますが、村長の作成した供出割当書について、色々相談をうけたり、調べたりする役目でした。供出数量は収穫の六～七割にもあたるほど夥多量で、耕作農家の持てる保有米など全く僅少で、農家でありながら、食べ物が不足、不自由で困りました。その不足は雑穀などで補っていました。

私の部落は、戦争の頃は八戸で、米を百四十五俵、麦を五十俵供出した。随分多い割当だったが、勝つために農民は屑米や馬の食うようなものを食べて、どんなに多くても無理だとは百も承知で、歯をくいしばって完遂に努力したものである。私の部落の耕作田は家から大体千五百メートル位離れた所に散在しているが、手不足の対処策として、お互いに農家がゆいで窮状をきりぬけ、朝食前の一時間の早天作業の連続実施などで何とか間に合わせるといった実状だった。伊参村農会の技術員だった小渕富美夫さんは、この非常時のきりぬけには随分苦労されたのである。

村内には前年の残米を長期保存に堪える籾のまま保存しておく丹精な農家もありましたが、いつのまにか、みんな使い果してしまったようです。私どもの村（大塚）は小作田が多かったから、どうしても手元保有米が少く、供出完遂には実は大変な苦労でした。いくら役目とはいえ、私どもの仕事は実際は憎まれ役でした。

以上戦争が漸次深まってゆく過程で、逆に増産は至上命令になっていった。しかも男子労働力の大半は戦線に動員され、残る銃後の労働力も農業生産外に徴用動員されることが多くなっていった。また労働力の不足を補塡する農業生産用の諸資材も戦時統制によって不足していった。各種肥料はじめ農機具等にまで欠乏不足化現象が著しくなった。こうして人間と物資の双方から本格的な戦時態勢になった太平洋戦争下では、農業生産の増大強化に各般の諸施策がうちだされた。

(5)　農業生産増強の諸施策

共同作業・一斉作業　十八年五月十七日名久田村農会長より組合長に宛てた「農作業ニ関スル指示事項」をみると、次のように記述されている。

共同作業ニヨルモノ　(イ)水田耕耘整地　(ロ)田植　(ハ)麦ノ収穫調整。一斉作業ニヨルモノ　(イ)水田及麦ノ病虫害ノ防除　(ロ)水田除草　(ハ)堆肥ノ積込。実施時期　(イ)麦ノ収穫　穂揃ヨリ四十五日目ヲ刈取時期ト定メ刈取終了期ヲ穂揃ヨリ五十日目ヲ限リトス　(ロ)田植、山間地一毛作田六月十三日、平坦地一毛作田六月二十日、平坦地二毛作田六月三十日

さらにこの年次水稲収獲期を迎えて村農会は秋季農作業に対して九月二日付で各実行組合長に宛て、名久田村農業生産統制規程第九条により農作業の統制として共同作業一斉作業によるものを次のように示達している。

①水稲の収穫作業刈取時期について、早生種十月三日、中生種十月十日、晩生種十月十五日。刈取終了期は、早生種十月八日、中生種十月十五日、晩生種十月二十三日、②麦の播種田の大麦小麦は十月五日～二十日(栃窪ヲ除ク)、畑の大麦九月三十日～十月十五日(栃窪ヲ除ク)、栃窪は九月十五日～三十日、畑の小麦九月三十日～十月二十日(栃窪ヲ除ク)、栃窪九月十日～十月五日。

堆厩肥生産計画　戦時下の肥料統制の施行による配給肥料の減少に加えて、戦争遂行による年々の増産の要請は、これに対応する肥料欠乏が増大していった。こうして配給肥料と併せて自給堆肥の生産計画がうちだされた。昭和十

第9—26表　　各実行組合別厩肥生産割当量　　（伊参村　昭和17年）

	水稲		陸稲		甘藷	
	作付反別	所要量	作付反別	所要量	作付反別	所要量
	畝	貫	畝	貫	畝	貫
岩本上組	757	18,925	78	1,560	144	2,880
〃　中組	861	21,525	88	1,760	141	2,820
〃　下組	1,334	33,350	202	4,040	227	4,540
五反田上組	926	23,150	646	12,920	170	3,400
〃　中組	927	23,175	519	10,380	230	4,600
〃　下組	1,244	31,100	598	11,960	310	6,100
蟻川北組	857	21,425	114	2,280	177	3,540
〃　東組	1,410	32,520	175	3,500	280	5,600
〃　西組	720	18,000	102	2,040	138	2,760
大道	676	16,900	98	1,960	132	2,640
	畝	貫	畝	貫	畝	貫
計	9,712	240,070	2,620	52,400	1,949	38,880

（資料）　伊参村青年団（昭和16、17年）書類綴より

八年の名久田村農会の計画をみると、各実行組合単位の麦作面積を中心に所要堆厩肥数量が算出されているが、麦類は反当四百貫その他は反当三百貫を基準として各組合単位の堆肥生産計画数量が示された。全村で麦類一七三町七反に対し堆肥量五三一、四〇〇貫、其他を合計すると五七九・〇五〇貫の生産計画であった。この年は各町村一斉に堆厩肥料増産が実施されていて、八月一日～十日は堆肥生産倍増運動強調旬間が設けられていた。この運動は太平洋戦争突入当初から実施されていて十七年一月二十六日からの「堆肥生産倍加運動実施要項」によると、県・郡町村の各農会及び最前線の部落農事実行組合別に実行すべき事項が細かく明示されている（内容省略）。この際の伊参の各実行組合別の厩堆肥生産割当の一部を第9—26表に示す。全村では水稲九十七町一反二畝に対して二十四万貫、陸稲二十六町二反に対して五万二千四百貫、甘藷は十九町五反に対し三万八千八百八十貫であった。

生産増強運動と行事　日華事変下においても農産物の増産はたえず主唱実践されていたが、太平洋戦争のもと戦局が停滞から悪化していった十八年頃になると、戦争遂行のために食糧増産の要請は極度に強化されてきた。「増産報国」はこの時期の最大スローガンで、銃後農村の最前線の農事実行組合長宛の通達には、戦争遂行と増産報国の趣旨が必ず主唱されていた。当時の様子をうかがうために関喜平（新聞記者）の十八年七月一日の日記をみよう。

暁天会　増産報国のため、一月十五日は暁天会の行事を行なうことに決まった。県増産指導本部の計画だった。その通達をうけた翼賛壮年団も同調することになった。翼壮では団長副団長幹部のうち都合のつくものを派遣した。協議並に申合事項は、増産必行暦及び病害虫防除暦を活用することとなっている。一、麦類に関する事項　二、水稲　三、陸稲　四、水田直播水陸稲に関する事項　五、大豆　六、とうもろこし　七、甘藷　八、馬鈴薯に関する事項と、八項目にわたり原文ができているとはいへ翼壮幹部の中には百姓のことなど少しも知らない者もいる。その知らない者が百姓に講釈するのも、なにかおかしい。

このような増産運動に応じて十八、九年には各種の増産のための競技会や運動が展開された。

①挙国草刈運動　十八年頃の高津農事実行組合の通達書類綴から七月の会議で飼料自給増産と併せて、この件が打合わされて十四才以上の学徒一人一日当り十六貫の目標が示されている。この草刈運動は当時県内各町村で実施されていたもので、これも草刈競技会が町、村、郡そして県を単位に開催された。

②藁加工増産運動と競技会　名久田村農会において、さきの十八年七月の会議で、藁加工品増産推進本部の設置が決まり、この運動が推進された。関喜平の十九年三月十二日の日記によると、伊参村蟻川の東農事実行組合が藁加工品供出で、県下第一位の成績をあげた。それは藁加工品八千六百三十枚、縄一千四百貫の完遂だった。これについてはさらに次のように記述している。

訪ねてみると、そこで働くのは婦女子ばかりだ。組合長山崎邦さん（四七）は、「ワラ仕事は女衆の仕事でさあ、男衆は炭焼や山の下刈りに手一杯でさあ」と語ってくれた。ここでは風呂をわかす家があると藁をもって集まり、手縄ないの

競争をしてから風呂をもらうという。この伝統この慣行が藁工品の村を築いたという。現在製縄機十台、製莚機二十台あり、供出割当は機械一台に対して莚五百枚、縄五十五貫、手縄六束（三十貫）を規準に、家族数と過去の実績により負荷されているという。部落の高令者山崎八十四郎さんは八十四才であるが、なおかくしやくとして百尋の細縄を日課としているという、その孫娘ひささん（一九）は製莚機と取組み、青年学校通学の余暇に七百枚の莚を織り出して、供出完遂のけなげな健闘ぶりを見せていた。

農報勤労報国隊の設置　十八年七月名久田村では勤労報国隊が編成された。その趣旨によると、「農業報国連盟群馬支部ハ国民皆働運動ノ趣旨ニ基キ、之ガ完遂ヲ期スル為、県内農業者ヲ以テ勤労報国隊ヲ組織シ……統一アル総合企画ノ下ニ動員シテ直接生産増強ニ寄与スルト共ニ、益々皇国農民精神ヲ昂揚シ戦力増強ノ飛躍的進展ニ資セントス」とある。隊員は「村農会ノ統制ヲ受ケル農業者デ男子ハ一四才～五〇才、女子一四～二五才ノ未婚者タルコト」で、村の隊組織は群馬支部に属し、高津地区勤労報国隊の編成をみると、第一班六人（班長剱持賢作）、第二班六人（班長割田龍助）、第三班十四人（班長剱持一二）と報告している。



戦時中の女子青年団の勤労奉仕隊

4　戦時下の商業の停滞休業

満洲事変にはじまる昭和の十五年戦争のなかで、十二年（一九三七）七月の日華事変以後になると、漸く準戦時から戦時へと態勢が推移していったが、この間に当地方の商業は、戦争の進展にいかに影響されていったか。町の商況と商店の営業状況を通じてみておこう。

昭和十年前の不況は十年をすぎてもまだ続いていた。日華事変勃発の十二年以降の市日の商況について、町の茶商小池秀雄の日記を参照しながらみてゆくことにする。まず十二年の事変勃発前の一月～六月の商況をみると、初売り（一月二日）から始って、安市（四月十六日）、三月五月の節句市と続いて人出が多く、店もまずまずの忙しさであったと記述している。他方この年前半期の温泉商売の状況をみると、まだ商況は不振のようであった。こうして十年前からの不況は、十二年にもなお底流にあったが、それでもこの時分になると、商況も多少ずつ上向き傾向になっていた。しかも市日の人出こそ多くなってきたが、財布のひもはまだ中々ゆるまなかった。

(1)　日華事変下の商況

十二年の八月の祇園祭は事変拡大のため中止になり花車は出さなかった。近村からの人出もボツボツだったが、事変拡大の影響や豪雨による被害も加わって、例年よりは幾分下向きだった。この年は八月一日にも出征兵の見送りをする状況だった。事変の影響を一番強くうけたのは、何よりも温泉地であった。従って八月からの温泉地廻りの商売は不振であった。十二月の歳末景気も、大売出しで景気をつけたが客足はにぶかった。

事実一周年を迎えて十三年（一九三八）には物価統制が行われ、七月以後の商売は次第にきびしくなっていった。世間は物価統制による戦時体制の懸念で不安気分が濃くなっていた。中之条町でも七月十五日には、役場で物資統制法や暴利取締法に関する警察署長の話が行われ、商人たちも統制経済下の覚悟を痛感した。戦時気分のためか売行きも次第に低下傾向になった。七月十八日からは正札販売になった。この年も歳末には十五軒ほどが共同大売出しを行っている。ついで十四年（一九三九）になると、戦争も長期化してきて、統制経済も一段と強化され、公定価格制がきびしくなっていった。しかし十四年の夏の温泉地は浴客が相当多く、軍需景気のためか旅館も商人もホクホクだった。しかし四万のトラックがガソリン統制のためか、町に出てこないので商品の出荷ができないという事態もあった。そして八月末平沼内閣から阿部内閣に交代した頃からは、統制物資の木炭、洋品、地下足袋などの配給も少くなるし、菓子も統制されて出廻りが少なくなって商売がしにくくなってきた。町の商人たちも売物がないために、三回の廻りも次第に減らしてしまうようにな

っていった（九月～十月）。こうして日華事変三年目の十四年には、物資不足、商品不足、そして統制の強化で経過したが、年末の暮市には、そのためか却って人々は物資を求めて町に殺到し、人出も多く、店の売り上げも前年よりも多くなるという状況だった。なおこの年には農作物が豊作のため農家の懐工合もよかったことも加わって、二十六日の歳末市の売上増進になった。

ところで昭和十五年（一九四〇）になると、戦時体制が急速にたかまってゆく。商人たちの業種別の県や郡の組合が結成され始めた。正月元旦から区長会議が開かれて、木炭や地下足袋の配給が議せられるようになった。この年は生活必需物資の窮迫がめだってきた。前半期には米、後半期には木炭が不足で、その確保に大わらわであった。七月中旬からは砂糖も切符制になった。このような戦時体制へ急進するなかで、経済警察による商売統制は、売値価格に㊙㊙㊙などの各種レッテルがつけられるようになった。八月十六日には菓子の公定価格の実施、十月七日には奢侈品や金物類一部の販売禁止、さらに十月から米の切符制と相次ぎ商売統制が拡大強化されて、町の商人活動は閉鎖されていった。そして十一月二十日からは毎月二十日の公休日制がはじまった。時局柄町の商品流通の不円滑から町の米穀商が合同して吾妻商事がつくられた（八月十七日）。紀元二千六百年祭の行われた昭和十五年は、町の商人にとってはまさに戦時体制が本格的におとずれた多難多事の年であった。

さて十六年（一九四一）も前年から引続いて正月の三日間は休業で、四日が商売初めであった。この年の市日の商況を日記でみると、戦時下における商売の低調さがうかがえる。特に十六年夏の温泉地は、雨と冷涼と、さらに動員によって浴客が少く、四万温泉なども例年の半分位だった。商売の方も商品の欠乏で前年とは雲泥の差であった。特に十二月には戦時下の商業組織の再編成を目標として町の商店の資格審議会が開かれた。町でも商店が業種別の組合に統合される動きが現れてきたことが注目される。この年十二月八日太平洋戦争に突入したが、その直後の商況について、小池秀雄日記は、「日米開戦とともに気分沈み、八日、九日は店も閑だったが、シンガポール・マレー・ハワイ・ウェーク島等における大勝利の戦報入り、町も活気が出て店も中々忙しかった」と述べている。氏は十六年を回顧して「商人も商業組合再編成や統制に、また物品税の重課に多難な年だった」と述懐している。

(2)　太平洋戦争下の商況

十七年（一九四二）には相ついで商人の業種別統制組合が成立した。食料品雑貨品等の組合がつくられた。商人たちは

すべて統制組合のもとで商売は統制されて、自由な商行為の余地はなく、大半が配給用務に追われるようになった。個人営業から組合営業への転換の際に、配給所の権利獲得をめぐり業者間の紛争も生じた。商品不足は益々激化する一方で、統制経済のもとでは町の商人たちは自由な商業活動が出来ないため、商売上では却って閑が多くなるという状態だった。そうしたなかで経済警察の取締はますますきびしくなっていった。そして商人にも報国推進隊が結成された。

こうして太平洋戦争満一ヵ年をへた十八年（一九四三）正月頃になると、商品不足が激化し配給制が一般化してくるに伴って、消費者による商品の買いあさり買いだめが行われるようになった。当時の小池秀雄日記には、「衣料切符が改正になるので繊維商は買い出しの人で忙しい」（一月十八日）、「店は相変らず買い溜めらしい客で立て混んでいた」（一月二十三日）という記載が多くみられる。十八年三月中旬からは商店の業種別の整理（企業整備）がはじまった。町では整備の話でもちきりで暗い気分が充満していた。六月になると整備者に対する共助の問題や整備者の残留商品の引取りなどが行われた。そして七月末には整備も一応片付いた。当時町の商店は全く休業状態だったという。なおこの年三月一日からは物品税が一斉にあがり、戦時下町の商人の負担は加重された。小池秀雄の和泉屋などの場合には、セトモノ塗物は一円以上三割、茶は全部二割課税になった。十八年の市日の様子をみると、三月一日「雛屋は少なく二三店だけ、なるべく多く売らないように客に勧めながらも、なかなか忙しかった」。八月一日「祇園市、天気よく案外人出はあったが、露店商は少なかった」。十二月二十六日「暮市、品少く如何と思い居りしに人出は相当あり。自分の店は相当忙しかった。露店は四・五店しか出ず、いよいよ品物不足を如実に示していた」。

さて太平洋戦争も三年目の十九年（一九四四）になると、南太平洋方面の戦闘が愈々重大な岐路を迎えて最大な難局に直面した。これと併行して国民経済も戦争の長期化に伴って、次第に窮乏の底をみせてきた。町でも商報勤労隊が農家などへ勤労奉仕に動員された。就中当時は長野原線の突貫工事が進捗していたので、鉄道人夫としての出役が大きな仕事になっていた。町の商人にとって、この十九年という年は何よりも第二次企業整備が着手され、長い間存続してきた町の店舗が緊迫した戦時体制の名のもとで、至上命令としての大整理が実施された。十九年四月から七月頃を中心に、町の商人たちはこの件で追い廻わされた。さて十九年六月前後は、今次戦局の大転換した時期で、六月十六日に米軍のサイパン上陸がはじまり、七月十八日には全員玉砕、そして二十日には開戦以来の東条内閣が総辞職して、小磯米内内閣に交替した。そして八月から中之条町にも、東京都からの学童疎開がはじまった。こういう状況のもとで、町民はすべて各種の勤

労奉仕に動員された。もはや商人には売るものもなく店は休業にひとしい状態が続いていた。それでも品物を探し求めて買いだめのためか、閉ざされた商店の戸をたたく人々も多かったという。当時の町の店の様子について、「この頃店は毎日閉めておくので売上げもなく……」（十月七日の日記）、十月十日には、「朝のうち店が一寸混んだが、茶の買溜めらしいので、又店を閉じた」。十二月二十一日、「昔は市にて相当賑いをみたのだが、各商店は戸締めにて面影もなし」という状況であった。

こうして太平洋戦争も四年目の二十年（一九四五）を迎えたが、もはや商売どころではなく、前年の十一月下旬頃から日常化してきた本土へのアメリカ機の襲来のもとにおける警報下の異常な生活がはじまっていた。米機の東京への侵入に伴って関東北部や群馬県にも日々襲来するようになってきた。町でも防空壕堀りが町民の毎日の仕事になった。三月十日五月二十四日の東京大空襲で都民の大半が罹災した結果京浜地方からの罹災疎開者が相次いで吾妻郡内にも入ってきた。六月の沖縄における全員戦死は、本土を急速に決戦体制化させた。いよいよ戦争というものが本土にある人々にも生命と直結したものになってきた。こうしたなかで八月五日には県都前橋が空襲により焼失した。そして八月十五日にはいよいよ天皇陛下の放送によって戦争終結が宣言された。このように全く追いつめられた二十年においても、なお多少は市日も開かれていたが、その様子の一端をみよう。小池秀雄日記によると、

一月十一日初市木売りの店二、三みえて町内も多少賑やかだ。

三月一日節句市、雛屋がいくつか露店をはる。八月一日祇園祭なれども、本年は神社にて祭典をするのみ。八月十一日何も売るものとてもないが、盆市なので、女子供の町に出る人が多く、ストック品や仏事用のかけ紙などを売る。

そして終戦直後の十七日の日記をみると、「十五日以後の店の売行はピッタリ止み前途の指示を待つ姿となる」と、人も商いもともに放心虚脱の状態であった。

5　戦時下の会社企業

(1)　概　観

昭和十年代の会社企業の状況を県へ報告した会社票でみると、九年から十四年までの会社数は十二、三社であった

が、戦時体制の深まる十五年（一九四〇）以後になると、会社数も増加していって、十七年二〇社、十八年二二社になった。日華事変後の会社の動きを示すと、次の通りである。

昭和十二年一月、吾妻新聞雑誌株式会社が今迄のものを解散し、別に新会社を設立している（社長蟻川潔）、この年株式会社中之条中央魚菜市場（資本金一万円、社長日垣浅次郎）設立、魚菜卸売を目的とする。

昭和十五年には、八月に有限会社吾妻商事（資本金十万円社長田村誠一）設立、十月に有限会社吾妻タクシー（資本金二万八千円社長後藤元治）設立、十一月に有限会社吾妻貨物自動車（資本金十八万円社長小渕光平）設立、この年の会社をあげると十五社であった。右三社を除く十二は次表の通りである。

会社形態	会社名	資本金	備考
合資会社	中屋商店	一、五〇〇円	休業中
〃	旭製糸所	二、二〇〇円	八年一月以降休業中
〃	海老屋	二、四〇〇円	
〃	松屋商店	四、〇〇〇円	
〃	吾友商会	一、〇〇〇円	休業中
〃	須川屋製作所	四、〇〇〇円	
合資会社	中沢商店	五、〇〇〇円	
株式会社	求友館	五、〇〇〇円	
〃	朝日劇場	九、七〇〇円	
〃	群馬自動軍	八七、五〇〇円	純益二一、四六八円配当四二〇〇円
〃	吾妻新聞雑誌	三、〇〇〇円	
〃	中之条中央魚業市場	一〇、〇〇〇円	

昭和十六年には、十二月吾妻合同印刷株式会社（資本金一万八千円社長蟻川潔）が設立された。さらに戦時体制の強化するなかで、企業合同によるものを中心にして増えてゆき、昭和十七年設立の会社を示しておく（次頁上欄）。

さて、戦争が深まっていった十八年～二十年になると、会社の解散新設の動きが激化し、その動揺はさらに戦後に継続していった。この終戦前の三ヵ年間に解散した会社をあげると、海老屋商店（十八年二月）、吾妻貨物自動車（十八年五月）、旭製作所（十八年八月）、中沢商店（十八年九月）、中之条製菓（十九年六月）。また三ヵ年間に新設された会社を

会社名	資本金	社長	設立時
吾妻物産開発工業合資会社	五、〇〇〇円	丸橋勇	五月
吾妻蚕糸有限会社	三二、〇〇〇円	高橋幸重郎	五月
日本塗装工業株式会社	五〇、〇〇〇円	金井亀雄	九月
吾妻セメント工業合資会社	四、三〇〇円	今泉環	十月
伊勢町製菓有限会社	一一、一〇〇円	清水正司	七月
中之条製菓有限会社	一〇、〇〇〇円	坂入義一	八月

あげると、吾妻副蚕糸有限会社（十八年五月、三万二千円）、吾妻土建工業株式会社（十九年三月、原町より営業所移転）、大日本竹材工業有限会社（十九年五月、東京都より営業所移転）の三社であった。

ここでこの期間における各年次の会社数を示しておく（第9—27表）。

第9—27表

年次	会社数
昭和12	13
13	12
14	12
15	15
16	16
17	20
18	22
19	—
20	19

（資料）県会社提出による

(2) 特殊会社の状況

つぎに製糸製材交通運輸業などの主な会社については別項で述べるので、ここでは戦時統制下に設立された特殊な会社についてのみふれておく。

吾妻商事（有限会社）　日中戦争も第四年次に入った昭和十五年になると、米の不足が緊急課題となった。吾妻郡戦時食糧委員会が設立されて（一月二十日）、食糧の調達に東奔西走した。この年の前半期には、米の買付が困難、米屋にも米がなく、どこも米の買入方については大頭痛であった。中之条町でも五月二十日に食糧需給調整委員会が幾度か開かれ、窮迫した食糧調達に奔走した。こうした状況のもとで、町の主な米穀商五戸が合同して吾妻商事会社を設立した（八月十八日開業）。小池秀雄日記によると、「中之条の米穀商亀屋・関野屋・村山・カネ文・嘉多屋の五人が時局柄商品不円滑のため合同して有限会社吾妻商事をつくって明日より開業する由」（八月十七日）とある。十

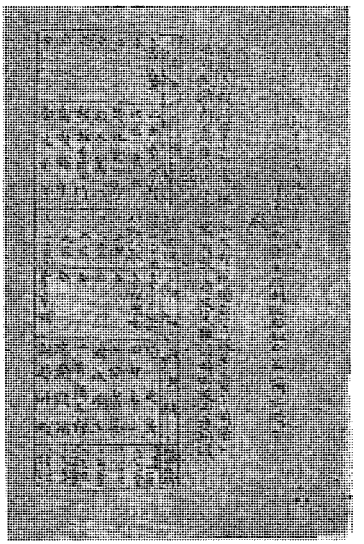
第9—28表　吾妻商事営業実績

		昭和15年	昭和16年
		円	円
営業収入額	卸売	5,000	4,865
	小売	48,200	214,330
	その他	—	452
	計	53,200	219,647
仕入額	販売仕入	49,730	190,860
	その他	0	0
	計	49,730	190,860
営業総額		(3,300) 3,470	(14,046) 28,787

（資料）　昭和15、16年商業調査票による

五・十六年の商業調査票によって会社の状況をみよう。取扱商品は米穀と砂糖味噌醤油其他であった。従業員数は十一人（十五年）、八人（十六年）で、営業資本は一万円であった。十五年（八月十七日から）と十六年の営業実績を第9—28表に示す。業態は小売業を中心にしたもので、第二年次（十六年）には、かなりの営業実績をあげていた。十六年の営業資金は二八、五四一円、営業負債は二六一円になっていた。

群馬酒販株式会社中之条出張所　物資統制は酒類にも及び、戦時化が進捗すると酒造にまわる原材料の統制もきびしくなって、また酒の自由販売もむずかしくなる。酒造販売業者の合同会社が県単位に設立され、中之条町にはその出張所が設けられた。十六年からは酒の配給がはじまっていた。「役場には酒屋の配給について話あり」（小池日記五月三日）と記録されている。酒販の中之条出張所は、統制会社として郡内酒販業者に酒を卸売していた。会社が郡内業者に卸す総額は、十六年が十二万四千六百円余、十七年が四十七万七千円であった。各年次の内訳をみると、十六年には清酒一二三、一二〇（一一万八二



中之条町菓子統制配給組合の役員会で共同配給所選定される（昭和16年9月）

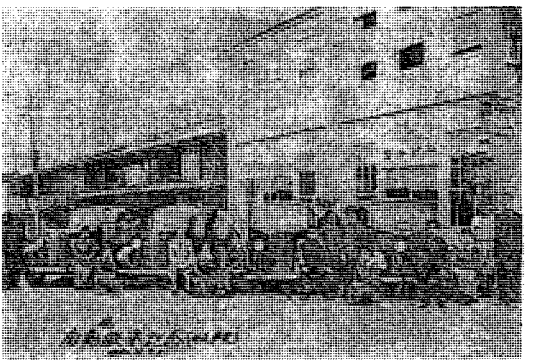
九〇円）焼酎六六六〇（六四三五円）、十七年には清酒二〇九六石（三八万五八二七円）、合成酒四八四石（八万三七三二円）、焼酎四〇石（七、四〇〇円）と報告している。

群馬菓子卸商組合中之条出張所　菓子類も統制商品として十六年には県の卸売商組合に統轄され、中之条出張所が九月一日に開業した。十六年十七年の商業調査票から出張所の営業収入額をみると、十六年（九月一日より）には、二万四千円、十七年には十一万七千三百円であって、営業費総額は十七年が一万一千三百円だった。

(3)　戦時下の群馬自動車会社

昭和不況下にも拘らず自動車交通時代を迎えて発展してきた群馬自動車会社について、昭和十年代、特に日華事変以後の戦時下における会社の状況をみておく。

省営自動車の開通に伴う経過をはじめ、これに関連した群馬自動車会社側の動きなどについては、昭和戦前期に詳述した。昭和十年代の吾妻地方の自動車は省営と群馬自動車の二系が中心であった。そこで鉄道省と群馬自動車会社との間に若干の契約が取交わされた。まず①省営自動車吾妻線の多客の場合における群馬自動車の臨時借受についての契約が開通の年の十二月二十四日に結ばれた。ついで②中之条駅の共同使用により生ずる運賃料金にして三線以上連帯運輸をなしたものについて、民間運輸会社間の清算契約が十一年六月一日に締結された。ところで昭和の自動車時代になると、吾妻地方の人々も次第に自動車を利用して遊覧旅行に出かけるようになっていった。日華事変発生の一年前の昭和十一年（一九三六）における群馬自動車会社の大型遊覧自動車の利用回数は実に四五六回に及んだ。その内訳をみると二六〇回が県内の修学旅行視察旅行はじめ温泉地遊覧地名所旧跡神仏巡拝等に使用していた。その他県外への遊覧旅行で利用度の多かった主な行先をみると、東京六二回、善光寺別所温泉二〇回、江ノ島鎌倉一九回、水郷めぐり一五回などであった。



日華事変勃発により群馬自動車会社から自動車徴発される（昭和12.7.21）

木炭車時代　さて戦争期に入り日華事変も長期化してきて国家総動員法にもとづく軍需中心の物資統制が実施されると、自動車業界も必然的に変貌していった。自動車は軍事上からも重要な資材であり、その使用する燃料のガソリンは軍需上から必要な統制対象であった。この点からも自動車会社の統合合併は促進されるようになった。戦時下ではまず燃料統制によって少量のガソリン配給のもとで、日華事変発生後かなり早い時期に代燃車としての木炭車時代に変った。代燃料の木炭はじめマキの入手や運搬が新たな業務として会社にも専属の職員が配置された。この時代の会社従業員たちの様子については交通の項に叙述した。戦争が熾烈になった十九年には沢田村反下には中島飛行機製作所太田工場用のガス薪工場が設置された。東亜林業株式会社も十六年に反下地区の国有林を払下げて製炭業を始めている。

自動車の召集徴発　昭和十五年四月から十六年三月に至る一ヵ年の期間において、原町警察署長と群馬自動車会社代表者（田村喜八）との間で、召集徴発事務実施に当って次のような契約がなされている（十五年三月二十五日）。

一、群馬自動車株式会社ニ於テハ何時タリトモ原町警察署長ノ指定ニ依リ指定数完全ナル乗用自動車ヲ差出スモノトス。

一、右ニ使用セル乗用自動車ニ対シテハ原町警察署長ニ於テ群馬自動車株式会社所定ノ料金ヲ支払フモノトス

戦時において十五年になると乗合自動車も召集徴発の対象となったのである。さてこの年の会社票によって群馬自

動車会社の営業成績をみると、資本金八七、五〇〇円、純益金二一、四六八円で、配当金四、二〇〇円となっていた。

東武自動車への合併　先述のように戦争の長期化によってガソリンの統制が十四年には強化される状態になった。そして十五年には代用燃料への転換が勧められ、その普及率も七割になった。十六年になると燃料資材及び運転手等の不足に加えてバスの車体の老朽化、代燃車による能率低下などの悪条件が露呈してきた。こういう状況のもとで、十七年（一九四二）八月には鉄道省の乗合自動車事業統合に関する要綱が発表された。こうして群馬県では同年十月に上信電鉄、群馬合同自動車、東武自動車の三社が統合の主体となり、三系統の会社を中心に統合がすすめられた。東武自動車会社はもともと東毛を基盤にした毛武自動車会社（資本金三十一万円）であったが、群馬栃木茨城埼玉四県にわたり路線を拡大し東武自動車会社と改称した。そして十七年までに既に利根川の東部地区の小会社は殆んど東武自動車に合併していた。そして十七年鉄道省令による自動車統合要綱にもとづいて群馬自動車、上武自動車茨城急行自動車が合併した。中之条町を中心に郡内温泉地はじめ大戸高山伊香保にわたる各路線網をもっていた群馬自動車は、昭和十八年四月十三日ついに東武自動車に統合合併された（叙上合併については群馬県百年史下巻五〇三～五〇五頁を参照）。合併当時の群馬自動車株式会社の様子については、さきの金井・田中・平形等三人の話によると次の通りである。

本社　中之条営業所は中之条町大字中之条九〇八（現東武バス上ノ町案内所）　出張所、渋川町出張所、四万出張所（四万駅長角田粂之助）、社長蟻川潔、首脳部は柳井兼徳、湯浅浪次郎などであった。

当時東武鉄道株式会社自動車局群馬事務所長露崎喬と群馬自動車株式会社長蟻川潔とは数度にわたる会談の結果、合併についての協定案が整い、諸般の手続を進め合併になったという。その頃の東武群馬事務所は渋川新町にあり、事務所の一階は自動車部バスの事務所、二階は電車部（電車は前橋渋川間、渋川高崎間、渋川伊香保間を走っていた）、

渋川駅前にはその渋川出張所があった。

(4)　戦時下の貨物自動車会社

昭和戦前期で述べたように、昭和に入ると吾妻地方の貨物輸送には自動車による小経営者が相次いで現われて、郡内各地にトラック業者が群立した。昭和十二年四月に小運輸法が施行されて業者に免許が必要となった。昭和十三年には小運輸者を合同する方針が決定され、地方陸運監理官等に指示してその趣旨を徹底させた。かかる状勢のもとで郡内のトラック業者間にも漸く各地区別に統合するような指導が行われていった。

吾妻貨物自動車有限会社の設立　吾妻川北の中之条四万地区などの個人経営の業者たちが合同して昭和十五年十一月に吾妻貨物有限会社を設立した（資本金十八万円、社長小渕光平）。当時郡内の各地区でも原町合同貨物自動車有限会社、草津貨物自動車有限会社、嬬恋貨物自動車有限会社等が相次いで設立された。郡内各地区のトラック合同の会社形態はいずれも有限会社であった。わが中之条地区の吾妻貨物自動車会社については、設立後第六期（二年半）にして北毛自動車運送株式会社に合併になるが、その間の会社営業成績資料のうち、合併直前の第五期事業報告書（十七年下期六月～十二月）により、その一端をつぎに示そう。当時の役員をみると、社長小渕光平、専務小板橋弁次郎、監査役富田松次郎（九月辞任取締役就任、代って村山平次郎就任）等であった。

損益計算書によると、収入中で運賃収入金一二八、七五九円一一銭、支出のうち、主なものは、車輛修繕費一八、三三一円八三銭、燃料費一九、二三五円三二銭、諸油費二、三九四円四六銭、諸給料三三、一九〇円二八銭、福利施設費一、五四八円二九銭、車輛償却金一四、一四一円五〇銭、営業権利金償却金二、四五〇円、諸税金二、四五〇円そして賞与金二、四八五円、当期利益金四、四三四円一銭などであった。さてこの当期利益金の処分をみると、法定準備金二五〇円、社員配当金三、六〇〇円、役員賞与金五〇〇円、後期繰越金八四円一銭であった。

北毛自動車運送株式会社への合併　郡内各地区別（中之条草津嬬恋）によって個人営業のトラックが合同して夫々

有限会社をつくって会社営業を進展させてきたが、戦争の完遂を焦点にして、さらに県内を六地域ブロック別に大合同した株式会社を設立することになった。十八年三月四日群馬県知事から各ブロック別に地区貨物自動車運送事業統合命令書がだされている。この渋川地区への命令書（県指令保第二三九号）によると、「渋川地区貨物自動車運送事業者ハ左記ニ依リ昭和十八年三月三十一日迄ニ統合スベシ」とあって、左記のうち主な事項をあげると次の通りである。

一、統合ニ依ル経営主体ハ株式会社トスルコト、一、統合方法　スコト、其他「現物出資ノ際ニ於ケル物件評価ノ標準ニツハ新設合併ノ何ニテモ可ナルコト、一、株金ハ全額払込トナ　イテ」も明示していた（内容は叙述省略）。

この命令書にもとづいて、まず三月十日渋川地区内の貨物自動車会社五社の代表者たち二十五名によって合同協議会が開催された。県保安課長清水警部が来席して運輸事業合同についての訓示説明があり、続いて合同方法其他について協議の結果、基本の重要事項が決定された。一、各会社ヨリ現物及現金出資ヲナシ新会社ヲ設立スルコト、一、資本金ハ大体八十万円位トスル、一、発起人十二名トシ、渋川自動車四名、吾妻貨物三名、原町合同三名、草津貨物一名、嬬恋貨物一名ヲ選出シ三月十五日迄ニ創立事務所ニ報告スルコト等々。そして第一回の発起人会が三月十八日に開かれた。吾妻貨物からは発起人として小渕光平、小板橋弁次郎、福田定吉の三氏が出席した。其後第八回にわたって発起人会を重ねて合同の新会社の設立に必要な諸事項を審議決定をしている。かくて設立された北毛自動車運送株式会社は、資本金八十八万円、社長小渕光平（吾妻貨物社長）であった。各社からの役員選出をみると、渋川自動車運送から副社長、専務取締役　常務取締役　取締役各々一名、吾妻貨物から社長、取締役一名（福田定吉）監査役一名（小板橋弁次郎）、原町合同から常務取締役　取締役　監査役各々一名、草津貨物から常務取締役一名、嬬恋貨物から取締役一名であった。さて各会社の現物出資と各人の現金出資の株数を次表に示すと

六、	一三八株	渋川自動車運送代表自	中田与三吉
四、	二〇五株	動車代表吾妻貨物自	小渕　光平
四、	二一三株	原町合同自	小島謙之丞
一、	二〇〇株	動車代表草津貨物自	臼田平次郎
一、	一〇〇株	婦恋貨物自動車代表	千川　好

	八六株	加藤正一	
	八八	羽島芳次郎	
	八八	飯塚伝吉	
	一四五	福田定吉	
	一五〇	小板橋弁次郎	
	八七	小池源次郎	
	一〇〇	山田鐘吉	



北毛自動車運送株式会社の定款（一部）

中之条には営業所が設置され、所長には福田定吉が就任した。中之条営業所には次長富田松太郎、営業係福田又市、庶務中島竹雄、車輛係村山義男という陣営であった。なお吾妻貨物より現場として自動車出資台数をみると二六台、車種をみると日産七台、トヨダ一台、フォード七台、シボレー十台、ファゴー一台であった。

6　戦時下の町工場

中之条町の工場は戦前には一般に零細な家族経営であった。それは家業として前近代的生産様式によるものが殆んど大半をしめていた。明治前からの伝統稼業型の延長といってもよかったが、日露戦争後から大正時代にわたる好況によって町の工場も幾分多様化はしても、昭和戦前までは総じて家族員を主体とした零細稼業的なものにすぎなかった。さて昭和十年代に入ると、昭和不況も漸く回復のきざしを見せたものの、日華事変が勃発し、それも十四年頃か

ら長期化が明かになるにつれて、次第に戦時的様相を現わしはじめた。まず昭和十四年（一九三九）の町の一般工場調査（町役場所蔵）から当時の実態を概観する。

(1) 町工場の零細性

各大字別の業種別工場数　をみると（第9—28表）、精米業、建具製造業、石工・畳造、下駄製造、ブルキ加工・鉄材加工など、さらに絹綿製造、綿打業、染物業、桶製造とみてゆくと、その業種内容は伝統的な家業職種のものが中心であった。江戸時代から明治大正昭和へと新しい生活変容によって製造品目こそ変化したが、職種の内容形態とも

第9—28表　大字地区別の業種別工場数

（昭和14年）

	西中之条	中之条町	伊勢町	青山	市城	計
精米業	2	3	4	0	0	9
製麺業	0	2	0	0	0	2
搾乳業	0	1	2	0	0	3
酒造業	0	0	1	0	0	1
絹綿製造	1	0	0	0	0	1
綿打業	1	0	2	0	0	3
染物業	2	0	1	0	0	3
洋服業	1	2	2	0	0	5
縫製業	0	6	1	0	0	7
下駄製造	1	3	3	0	0	7
建具製造	0	4	5	0	0	9
桶製造	1	1	1	0	0	3
靴製造	0	1	0	0	0	1
馬具製造	1	0	1	0	0	2
石工	0	2	1	0	2	5
畳製造	1	1	3	0	0	5
車輛農具製造	1	1	1	0	0	3
ブルキ製造	1	2	2	0	0	5
鉄材加工業	0	2	6	0	0	8
自動車修理業	0	2	0	0	0	2
クリーニング	0	1	0	0	0	1
印刷業	1	3	1	0	0	5
計	14	37	37	0	2	90

（資料）　昭和14年工場票による

第9—29表
（昭和14年）

経営形態			工場数
家族員のみ	1人		36
	2		21
	3		4
	4		1
	計		62
家族と雇用人	雇用者数	1	12
		2	6
		3	3
		4	1
	計		22
雇用人のみ			4
合計			88

ないし二人だけという状態であった。十四年の労働力状態は戦時化による多少の影響はあったともみられるが、この状態はむしろ戦前の町工場一般にみられた零細規模を示すものであった。②労働力形態第9—29表によると、家族員だけでやっている工場が約七割、これに家族員と雇用者一～二人の工場までいれると約九割に及んだ。こうして家族員だけか、せいぜい一～二人の雇用する家族員中心の零細経営がふつうであった。③年間労働日数（第9—30表）をみると、年間二五〇日以上稼働している工場が約七割をしめる。しかも三〇〇日以上も稼動していた工場が四三%もあって、全般的には稼動率はたかかった。戦時に向ってはいても当時ではまだ零細な町工場も平常時とあまり変らずによく動いていたのである。

(2)　戦時下の町工場

十七年（一九四二）二十年（一九四五）の工業調査によって、順次戦時化してゆく町工場の変化の諸相をみておこう。①従業員数　各年次の従業員数別工場数を第9—31表（次頁）でみると、戦争が深まるにつれて一～二人の小家族工場の比率、就中従業員一人だけの経営工場の比率が急にたかくなる。十四年調査では一～二人工場が七八・六%（うち一人工場は四三・八%）であったが、十九年になると八五%（うち一人工場は五九%）に、さらに終年の二十年には九三%（うち一人工場は六四%）となって、殆に大きな変革はみられなかった。従ってその作業労働も亦実質的には伝統的なものの延長に近いものであったといってよい。①従業員数をみると、全工場の約八割が一人

第9—30表
（昭和14年）

労働日数	工場数
日 300～	39
250～300	23
150～250	22
100～150	3
～100	1
不明	1
計	89

第9—32表　労働力形態別にみた年次別町工場数

労働力型	人数	14　年	17　年	19　年	20　年
家族員のみ	人 1	36 (40.4)	30 (40.0)	30 (51.7)	36 (59.0)
	2	21	16	11	15
	3	4	3	1	1
	4	1	3	1	0
	5	0	0	1	0
	計	62 (69.6)	52 (69.3)	44 (75.8)	52 (85.2)
家族員＋雇用人	人 1	12	6	3	3
	雇用人数 2	6	3	2	0
	3	3	5	1	1
	4	1	1	1	0
	計	22 (25.8)	15 (20.0)	7 (12.1)	4 (6.6)
雇用人のみ	人 1	2	2	4	3
	2	1	3	1	0
	3	0	2	0	0
	4	0	0	2	2
	5	1	1	0	0
	計	4 (4.6)	8 (10.7)	7 (12.1)	5 (8.2)
合　計		88 (100.0)	75 (100.0)	58 (100.0)	61 (100.0)

（資料）　各年次の工場票による。表中の（　）内の数字は％を示す。

第9—31表　従業員数別工場数

	17　年	19　年	20　年
1人	33	34	39
2人	21	15	18
3人	8	2	1
4人	11	5	3
5人	2	2	0
計	75	58	61

（註）　休業中の工場が19年5工場、20年4工場あり。これらを除く。

（資料）　各年次の工場票による

んど全体に近い町工場が一～二人だけの状況になった。②**労働力形態**　つぎに労働力を形態別に類型化して、(イ)家族労働力のみと(ロ)家族労働力＋雇用労働力と(ハ)雇用労働力のみの三つに区分して、各年次別の工場数を示すと第9—32表になる。これによると、各年次ともに家族労働力によるものが最も多い。その比率をみると、十四年から戦時化の進む十九年二十年には急速に家族労働力のみによると工場比率がたかくなる。十四年十七年にはまだ七〇％弱であったが、十九年には七六％、二十年に

第9—33表　年間労働日数別にみた工場数

	14　年	17　年	19　年	20　年
日 300　～	39 (44.3)	33 (41.3)	16 (28.1)	11 (18.0)
250　～ 300	23 (26.1)	21 (26.3)	11 (19.3)	10 (16.4)
150　～ 250	22 (25.0)	20 (25.0)	20 (35.1)	21 (34.4)
100　～ 150	3	2 (2.4)	8 (13.0)	6 (8.1)
～ 100	1	4 (5.0)	2 (3.5)	13 (23.1)
計	88	80	57	61

（註）　14年に不明1あり、17年不明2　（資料）前表に同じ　（　）内数字は％。

の雇用労働力で補足していたものも相当数あった。③**年間労働日数**　この年次別の変化を第9—33表に示す。これによると、十四年十七年はほぼ同程度であった。さきの第9—30表でみたように町工場の七割以上が年間二五〇日以上も稼動していて、特に三〇〇日以上も動いていた工場が四割余もあったのは、ほぼ戦前の常時の活動状況であった。これは十七年にもまだ同じ状態であった。しかしこれも

第9—34表　年間生産額別にみた工場数

生　産　額	14　年	17　年	19　年	20　年
円 10,000～	5 (5.7)	3 (3.6)	5 (8.9)	5 (8.2)
5,000～10,000	6 (6.8)	11 (13.8)	9 (16.1)	8 (13.1)
3,000～ 5,000	3 (3.5)	7 (8.8)	1 (1.6)	10 (16.4)
1,000～ 3,000	23 (26.1)	36 (45.0)	16 (28.6)	21 (34.4)
500～ 1,000	23 (26.1)	14 (17.5)	11 (19.8)	10 (16.4)
～ 500	28 (31.8)	9 (11.3)	14 (25.0)	7 (11.5)
計	88 (100.0)	80 (100.0)	56 (100.0)	61 (100.0)

（資料）　前表に同じ。（　）内数字は％。

は八五％と大半が家族員だけに依存するようになっていった。就中家族員一人だけのものが十四年十七年には四割だったが、十九年には五割余、さらに二十年には六割近くにまでなっていった。戦時化の進展に伴って、特に終戦の一、二年前から応召徴用によって雇用者は勿論、家族員中の青壮年労働力の不足するなかで、家族員のみ、それも一人だけの経営に迫られるものが急速に多くなっていった。のみならず基幹家族労働力の動員徴用による休業工場も生れたし、また家族の基幹労働力の応召を弱体

戦争の深まる十九年になると漸く変化して、年間三〇〇日以上の工場が三割をわり、一〇〇～二五〇日の工場が半数近く（四八％）にふえた。終戦の二十年には三〇〇日以上の工場は僅か一八％に減じ、逆に一〇〇日以下の工場が全体の四分の一近くまでふえた。ここにきてはじめて工場の稼動状態の戦時的様相が表出してきたといえる。なお二十年の調査結果には八月終戦直後の四ヵ月余の休業状況に近い当時の産業の麻痺が大きく反映していたことにも注目しておきたい。④**生産額**　年間生産額からみた工場数の状況を年次別に示すと第9―34表になる（前頁）。十四年には年間千円以下の下層零細工場が全体の六割近くをしめ、五千円以上の生産額工場は一二・五％（一万円以上の生産額は六％弱）にすぎなかった。特に年間五百円以下のものが三二％もあった。十七年からは年間生産額の上昇するものがふえて、千円以下の零細生産額工場の比率が低下していった。戦時の特相として一部一万円以上の生産額工場も少数あったが、全般には幾分かの生産額上昇によって年間生産額千円～三千円の工場の比率がたかくなった程度であった。しかし十九年にもみられたように、千円以下の生産額工場がなお半数近くあったことは町工場の体質を示していたといってよい。

7　戦時下の町の製糸工場

(1)　昭和十年の製糸業

十年の町の三製糸工場の業態を第9―35表（次頁）に示す。昭和館製糸所は従業員が最も多く、生産額原材料使用額も一番多額だった。賃金支払額でも従業員が一番多いだけに一番多かった。職工一人一日の実収賃金をみると（第9―36表・次頁）、男工では碓氷社が著しくたかかったが、女工では小渕製糸が他に比して特にたかかった。そして小渕製糸は男工女工の賃金差が少なかった。第9―37表（次頁）から経営所得額をみると、昭和館製糸は三〇、二七四円、小渕製糸

第9—35表　三製糸工場の経営状況表（昭和10年）

		昭和館製糸所			小渕製糸所			碓氷社中之条組		
従業員	職員	男 3	女 2	計 5	男 5	女 2	計 7	男 3	女 2	計 5
	職工	12	170	182	12	82	94	6	87	93
	その他	3	0	3	2	0	2	1	1	2
	計	18	172	190	19	84	103	10	90	100
生産額		数量kg	価額円		数量貫	価額円		数量貫	価額円	
	生糸	19,473	228,200		2,859	116,647		1,106	55,300	
	生皮苧	2,980	9,680		345	4,178		121	1,549	
	屑物糸	〃	4,193		揚繭 16 408	174 898		乾燥繭 101	313	
	計		243,073			121,897			57,162	
賃金総支払額		21,949円(9.0%)			18,536円(15.2%)			6,968円(12.2%)		
原材料総使用額		190,850円(78.0%)			84,632円(69.4%)			43,780円(76.6%)		

（資料）　昭和10年工場票による。

第9—36表　製糸工の実収賃金（昭和10年）

昭和館製糸所		小渕製糸所		碓氷社中之条組	
男	女	男	女	男	女
55銭	48銭	65銭	62銭	92銭	46銭

（資料）　前表に同じ

第9—37表　製糸工場の経営内容（昭和10年）

	昭和館製糸所	小渕製糸所	碓氷社中之条組
賃金支払額	21,949円 (9.0%)	18,536円 (15.2%)	6,968円 (12.2%)
原材料総使用額	190,850 (78.6%)	84,632 (69.4%)	43,780 (76.6%)
経営所得額	30,274 (12.4%)	18,729 (15.4%)	6,414 (11.2%)
総生産額	243,073 (100.0%)	121,897 (100.0%)	57,162 (100.0%)

（資料）　前表に同じ。

第9—38表　小渕製糸所の経営指標　（昭和12、13年）

		昭和12年			昭和13年		
従業員	職員	男 3	女 0	計 3	男 3	女 1	計 4
	職工	11	104	115	9	102	111
	其他	3	0	3	3	1	4
	計	17	104	121	15	104	119
生産額		数量 貫	価格 円		数量 貫	価格 円	
	生糸	3,837	198,400		3,938	179,693	
	生皮苧	501	5,522		397	5,683	
	屑糸				6	95	
	揚繭	219	666		45	233	
	計		204,588			185,704	
賃金総支払額		22,854円(11.1%)			26,250円		
原材料総使用額		146,712円(71.7%)			135,708円		

（資料）　昭和12年13年工場票による

は一八、七二九円、碓氷社六、四一四円となる。さらに昭和十年の経営内容を第9—37表（前頁）に示しておく。①昭和館製糸は原材料費の比率が一番たかく（八割近い）賃金の比率が一番低い。これと対照的に②小渕製糸では、賃金比率が他社に比してたかく（一割五分余）、原材料費は一番低かった。③碓氷社中之条組は、原材料費の比率は昭和館製糸とほぼ同率であるが、賃金の比率が一割二分余をしめて相当たかかった。昭和十年前から引続いて三社の工場経営の特質がよく示されていた。

(2)　戦時（昭和十二・三年）の製糸業

つぎに十二年十三年の戦時に入る初期における製糸業の経営状況を考察する。小渕製糸所の十二十三両年の経営状況を第9—38表に示す。①昭和十二年になると、小渕製糸は十年よりも、従業員をふやし、生産額も年間八万円余も膨脹し二十万円余になった。原材料

第9—39表　製糸工場の経営比較表（昭和12年）

	小渕製糸所	碓氷社中之条組
賃金支払額	22,854円 (121人) 11.2%	31,086円 (248人) 7.2%
原材料総使用額	146,712円 71.7%	316,182円 73.7%
経営所得額	35,022円 11.1%	81,569円 19.1%
総生産費	204,588円 (100.0%)	428,837円 (100.0%)

（資料）　昭和12年工場票より作成する

使用額は六万二千円余も増大している。賃金支払額も四万三千円以上にふえている。職工一人一日の実収賃金は、男工で十五銭、女工で十三銭上昇している。この年碓氷社中之条組では男工は小渕製糸と同額の八十銭、女工では五十九銭で小渕製糸より低かった。そして年間経営所得額をみると、三五、〇二三円で、十年に比して一六、三〇〇円近く増加している。さらに製糸工場の経営内容を示す第9—39表でみると、十年にくらべて（第9—37表参照）、原材料費の比率がたかまり、賃金費の比率が下っているが、碓氷社と対比すると、やはり賃金の比率がたかく、原材料費の比率が低いという特質はよく示されていた。②昭和十三年の小渕製糸の経営状況をみると、第9—40表から前年に比して、従業員が二人減り、総生産額も年間約二万円減少しているが、原材料費では年間約一万一千円ほど少くなっている。しかし賃金支払額は約三千四百円ほど増えている。この年の職工一人一日の賃金は、男工一円、女工八十銭に上昇している。ところで十三年の経営所得は前年より減少して二三、七四六円になった。この年の経営内容を第9—40表でみると十二年に比して賃金費の比率が上昇し（原材料費の比率も前年より上昇したが）、しかも経営所得の実額は前年よりも減じたが、比率では前年よりも一・七%上昇していることが注目される。最後に小渕製糸と碓氷社中之条組の

第9—40表　小渕製糸所の経営内容（昭和13年）

	小渕製糸所
賃金支払額	26,250円 14.1%
原材料総使用額	135,708円 73.1%
経営所得額	23,746円 12.8%
総生産費	185,704円 (100.0%)

（資料）　昭和13年工場票より作成

第9—41表　製糸工場の季節別労働時間（昭和12年）

	小渕製糸所			碓氷社中之条組		
	人数	労働時間	労働日数	人数	労働時間	労働日数
	人	時間	日	人	時間	日
1～3月	73	10	62	218	10	52
4～6月	92	10	82	235	10	60
7～9月	89	10	84	244	10	70
10～12月	98	10	84	248	10	80

（資料）　昭和12年工場票による

第9—42表　製糸工場の季節別労働時間（昭和13年）

	小渕製糸所			碓氷社中之条組		
	人数	労働時間	労働日数	人数	労働時間	労働日数
	人	時間	日	人	時間　分	日
1～3月	75	10	68	184	9　40	75
4～6月	99	10	85	199	〃	70
7～9月	103	10	85	184	〃	74
10～12月	102	10	86	186	〃	79

（資料）　昭和13年工場票による

季節別労働時間を示す第9—41表（十二年）と第9—42表（十三年）を掲げておく。

8　戦時下の町の製材工場

大正後半に創立した町の製材業も、昭和の経済不況に際会して大半が瓦解ないし沈滞した。昭和戦前期には中之条製材所と中田製材所が操業していた程度という状態だった。当時不況下の製材工場の経営状況については、資料不備のための詳述できなかったが、昭和十二、三年の戦時に入った当初の斯業の状況は工場票から把えることができる。

(1)　昭和十二年の製材工場

(イ)生産額　中之条製材が二万円（在庫七百円）、中田製材は八万九千百円（在庫三千五百六十円）であった。(ロ)従業員　中之条製材は職員二人職工六人（中田製材の資料

第9—43表　二製材工場の経営状況（昭和13年）

		中之条製材所			中田製材所		
		男	女	計	男	女	計
従業員	職員	0	0	0	1	0	1
	職工	8	0	8	20	0	20
	その他	0	0	0	18	0	18
	計	8	0	8	39	0	39
生産額		20,000円			113,000円		
（在庫）		（700円）			（4,180円）		
賃金総支払額		2,873円84銭			12,712円		
原料材料総使用額		18,000円			92,640円		

（資料）　昭和13年工場票による

をかく）。(ハ)賃金支払額　中之条製材は年間三千百円、中田製材は年間九千六百八十二円であった。

(2)　昭和十三年の製材工場

二工場の経営状況を第9—43表に示す。(イ)従業員　中之条製材は十人以下の少人数であったが、中田製材は当時職工で二十人、全従業員では四十人近い数であった。(ロ)生産額　中之条製材は二万円（在庫七百円）であった。これに対して中田製材は十一万三千円（在庫四千二百円）という規模になっていた。(ハ)原材料使用額　中之条製材一万八千円に対して、中田製材は九万二千六余百円と、その五倍であった。(ニ)賃金支払額　中之条製材一万二千七百余円、中田製材は、その四倍余の二万八千七百円余であった。つぎに、二工場の経営所得費を算出すると、中之条製材は百七十三円余の赤字になっているが、中田製材は一万一千八百円余の黒字になっていた。ここで二工場の経営内容を第9—44表でみると、中之条製材では総生産額のうち原

第9—44表　製材工場の経営内容（昭和13年）

	中之条製材所	中田製材所
賃金支払額	2,873円84銭（13.9%）	12,712円（10.8%）
原材料総使用額	18,000円（87.0%）	92,640円（79.1%）
経営所得額	−173円84銭（−0.9%）	11,828円（10.1%）
総生産額	20,700円（100.0%）	117,180円（100.0%）

（資料）　昭和13年工場票より作成

第9—45表　製材工場の労働状況（昭和13年）

		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
中之条製材所	人数	人 9	9	8	8
	労働時間	時間 8	9	9	8
	労働日数	日 28	28	28	28
中田製材所	人数	人 34	34	32	34
	労働時間	時間 8.5	8.5	9.5	9
	労働日数	日 82	85	85	85

（資料）　昭和13年工場票による

材料費支出が八七%もしめていて非常に高率である。中田製材では原材料費が八〇%をかける。賃金支出も一割余をしめていた。そして経営所得もまた一割をえていた。さらに製材工場の当時（昭和十三年）の労働時間を第9—45表にみると、製材工の労働時間は八～九時間であった（製糸女工は九・五～十時間）。労働日数をみると、中之条製材は三ヵ月間で約一ヵ月の稼動状態であったが、中田製材では三ヵ月間に八十五日、従って年間を通じてほとんど恒常的に稼動していたことがわかる。この労働状況は昭和十二年もほとんど同じであった。

9　戦時下の商店の企業合同と企業整備問題

戦時における地方商人にとって最も重大な問題は商業統制のもとで実施された業種別の企業整備（商店整理）であった。日華事変勃発後の戦争の長期化に伴って漸次商品流通が抑圧されて、殆んど商品の逼迫化により自由な個人営業ができなくなっていったことは、既に商業の項で詳述した。こういう戦時状況のもとでは商業体制も自由な個人営業に代って配給商品を主体とした業種別組合営業になった。吾妻郡でも各種商業の企業合同が行われて東部と西部に分れて若干の小売商業組合に統合された。主なものをあげると、食料品小売商業組合、雑貨小売商業組合、繊維製品小売商業組合、魚菜小売商業組合などであった。食料品組合は米・味噌醤油酒類油類はじめ、菓子パン料理乾物……等を取扱う広範囲にわたる業者を含み、旅館業者もこれに加入してい

た。雑貨商組合には荒物雑貨はじめ金物瀬戸物を扱う商店が加入した。繊維組合は呉服太物洋品類を扱う商店の加盟であった。そして魚菜組合は魚屋八百屋の加盟であった。

(1)　(吾妻東部)繊維製品小売商業組合

当時組合の書記長だった相京丑二郎(七十五才)のメモによって繊維業者の組合の戦時中の歩みをみると次の通りである。

昭和十三年十二月十九日吾妻郡一円の吾妻織物洋品雑貨小売商業組合を結成、創立総会を開く。事務所は中之条町河内屋望月藤吉宅、理事長望月藤吉、理事小林忠三郎他八名、書記長相京丑二郎。

昭和十四年十月一日の会議で、戦争いよいよ熾烈になり各種売出しを廃止、正月一、二、三日休業を決定。

昭和十七年一月二十一日郡を東部と西部に分離し、吾妻郡東部繊維製品小売商業組合を結成、設立総会を開く。理事長望月藤吉、理事佐鳥竹二郎他十一名、監事川村善七他二名、書記長相京丑二郎、統制委員十二名、信用評定委員十名を決める。

二月一日に事務所を望月宅から同町九三一番地に移す。一般衣料品切符販売になる。四月八日商業報国会を結成、農家へ勤労奉仕に行く。六月二十二日企業整備について懇談会を開く。

九月十日旧組合を解散、十八年三月頃より転廃業整理。

昭和十九年四月三十日　吾妻織物洋品雑貨小売商業組合清算、新組合吾東繊維小売統制組合を結成。

六月三十日　転廃業に依る必需衣料品指定、販売所決定十店、(二十二年二月二十八日命令により統制組合解散)

(2)　(吾妻東部)食料品小売商業組合・(吾妻東部)魚菜小売商業組合・(吾妻東部)雑貨小売商業組合

(1)吾妻食料品組合　十七年一月二十一日創立総会、事務所は原町におき、理事長高橋国太郎、専務理事小池秀雄、理事中之条町阿部貞二、伊参村村山音蔵、沢田村宮崎しず、名久田村関照衛、四万宮崎弘……事務長関口孫作に決まる(一月二十七日)。

(2)吾妻魚菜組合　十七年十二月六日創立発会式、組合長小板橋常太郎(伊勢町旭屋)で事務は日野新吉(伊勢町日野屋)が担当した。

(3)(吾妻)雑貨組合　昭和十七年一月二十一日創立総会、事務所は伊勢町松屋呉服店、事務は山田竹次が担当、理事長は小板橋菱三郎　十九年六月三日統制組合移行のために第二回定時総会

(3)　企業整備問題

吾妻東部地区における業種別の商店の転廃業整理（企業整備）が行われたのは、第一次が十八年（一九四三）三月中旬からで転廃業者の共助やその商品の残務整理まで行われて大方片付いたのが七月二十日前後であった。第二次整理は翌十九年（一九四四）の四月から七月中旬頃までかかった。菓子屋の企業整理は遅れてこの年九月から十一月初旬になった（小池秀雄日記より）。企業整備に関しては、まとまった各組合資料や行政資料も欠くので詳細なところは不明であるが、この会議にも参加した小池秀雄の日記を中心にして述べてゆく。

第一次企業整備　十八年に入り一月十九日地方事務所で整備の準備のための基礎調査打ち合せ会が行われた。翌々日二十一日には整備のための基礎票作りが行われた。そして三月五日六日に、この営業状態調査表についての査定委員会が地方事務所で行われた。この会合には吾妻東部の各業種組合が出席した。食料品組合からは高橋国太郎・高橋福次・小池秀雄、雑貨品組合からは小坂橋菱三郎・川村たま、繊維組合からは小池遵正、増田万作などが参加して査定委員会が開かれた。また三月十七日には雑貨商組合の整備委員会が開かれた。当時このはじめての企業整備について一般町民、就中町並商人たちは廃業命令への不安があって、「整備の話が町に充満して大分暗い」ふんいきにとざされていた（三月十八日小池秀雄日記）。この日記から第一次企業整備に関する記載をみると、

三月十六日　伊勢町雑貨商組合の整備委員会で共助金支出法が一、郡協議会作成の表の各業種の割合により売上金額に割当て出すこと、二、部会でなく組合全体として共助金を与えること等を決めた。

三月十八日　午後一時から一般商人に整備の話があった。

五月二十日　食料品組合第一回定時総会、五月三十日吾妻東部雑貨商組合総代会、六月八日原町食料組合事務所で整備者共助の問題協議、理事監事町村責任者出席。

六月二十五日　雑貨商組合で整備委員評価査定委員打合せ会。七月五日より取かかることにする。

六月二十九日　午前原町中の食料品関係の転廃業者の商品引取りに午後は中之条の引取り計画

七月一日　高橋理事長（食料品組合）が転廃業者、吉田屋、チギリ一、金子本店等を吾妻商事と立会にて残品調をした。

七月十六日　食料品雑貨繊維、魚菜の四組合の整備連絡会議、魚菜の事務おくれているため出来あがらず散会。

七月二十二日　食料品組合では整備の件大体片付く。

第二次企業整備　（十九年四月～七月）　小池日記によると、四月一日に「雑貨商組合と魚菜組合の第二次整備のための人名簿を出す」、二日に食料品組合では、原町岩島坂上太田東各村代表が集って第二次整備について調査表其他の打合せ会を行っている。五月に入り十二日には地方事務所で「第二次整備による残存店舗決定打合せ会」が開かれた。基本方針はじめ具体的内容方法等が指示されたとみられる。この会議にもとづいて各町村別に整備の仕事が本格的になった。以下第二次企業整備の主な事項を小池日記を中心にみてゆく。

五月二十二日　午後繊維組合にて明日の指導部会に出す整備に対する大体の案をつくる。小池遼正小板橋菱三郎その他六、七人寄り夕方までに作成する。五月二十三日　九時より役場に整備に関する指導部会を開く。百余名の業者に対し五十一名を選ぶので慎重を期して、午後三時半頃までに漸く終る。（詳細内容の記載はない）。

七月二十八日　雑貨商組合の整備委員会あり。

八月八日　四組合が寄り整備資金について打合せをする。

九月九日金子本店へ残品買受代金を支払う（六十二円八十三銭）。

これでみると、第二次企業整備では町の従前からの営業者のうち半数を整理する大仕事であった。従ってこの仕事に参加した各組合代表者にとっても極めてきびしい作業だった。それ以上に整理の対象となった転廃業者にとっては、戦争完遂のための国策とはいっても慣れた生業の転換と将来不安とを併せ考えると大きな心痛だったと思う。転廃業者への共助金の贈与はあったが、きびしいものだった。この二回にわたって実施された上からの企業整備による零細な商店の整理は、戦後の自由な商売再開の際会していかなる意義をもったか。また戦後三十年を経過した時点にたって、戦時下のこの企業整備の結果は、当地方の商業活動の再出発にどのような意義をもったかを、十分に検討すべき

であろう。

三　戦時下の交通運輸通信

1　戦時下の道路と橋梁

昭和期には吾妻地方にも自動車交通時代が到来して、自動車路線が敷かれ、その沿線の道路橋梁から拡大改修されていった。主要路線から支線の町村の狭隘な道路に至るまで、従来にくらべて大いに整備された。経済不況の影響によって道路橋梁の整備計画等も抑制ないし遅延された諸工事もあったが、全体的には昭和十年前後になると中之条地方の道路橋梁もかなり整備されてきていた。昭和十年（一九三五）九月二十五日の大風水害は、わが一町三ヵ村にも大きな被害を与えた。そのため昭和十年代の前半期は、道路河川橋梁はじめ耕地等の災害復旧工事に追い廻わされた。折柄まだ継続していた経済不況と、復旧工事の進捗過程に勃発した日華事変による影響をうけて、戦争下の軍需体制のため本格的な道路橋梁耕地等の整備は戦後にまで遅延されたものが多い。まず昭和十年代初期の災害復旧事業を通しての道路橋梁の改修を町村別にみておく。

(1)　災害復旧事業による道路と橋梁

中之条町　十年九月の風水害に対して、十一月二日町会に災害復旧工事費の県費補助のほか、市町村費支弁のために追加予算が提出議決された。災害復旧土木事業費一万二千七百三十三円うち九千三百三十二円十二銭は国庫補助金、町村費支出分(四分の一分)三千五百円は起債に求められた。追加予算の道路橋梁費は三橋の架橋費として二千百

年次	工事種類	工事場所	設計費
昭和十三年	道路復旧（災害土木費）	中組美野原線	一〇〇円
〃	河川復旧（災害土木費）	門野行入線	一、八三七円
〃	道路復旧（災害土木費）	花曽根大竹線	二、三二〇円
昭和十四年	橋梁復旧（災害土木費）	新湯川通り	二、六三〇円
〃	道路復旧（災害土木費）	上沢渡地内	一、三四〇円
昭和十五年	橋梁修繕（土木費）	内野橋	一、四四六円
昭和十八年	道路復旧（災害土木費）	寺社平線	一、八九七円二〇銭
〃	橋梁修繕（土木費）	反下線	二五〇円
〃	〃	落合橋	一、〇〇〇円
〃	〃	高戸橋行沢橋	二、一九八円

年次	工事種類	工事場所	設計費
昭和十一年	道路修築工事	中之条岩本線（岩本上ノ原）	五三二円
〃	〃	〃（岩本竹越）	二二三円
〃	橋梁修築工事	〃（蟻川大亀）	五二一円
〃	河川修築工事	五反田川	二二七円
〃	橋梁修築工事	広前橋	二、一九八円

年次	工事種類	工事場所	設計費
昭和十二年	橋梁改築工事	中之条岩本線岩本橋	一、二八〇円
〃	〃	寺尾橋	六六〇円
昭和十三年	〃	川坪橋（昭和十二年災害）	十三年十二月二十六日工事施工認可
昭和十四年	〃	竹越橋（昭和十二年災害）	十四年十一月三十日竣工
昭和十五年	道路復旧工事	上野原（昭和十二年災害）	十五年十二月二十日竣工

円、また河岸修繕費（吉池川）として一万六百三十三円が計上された。

沢田村　十年風水害の被害は郡内でも最も大きく、その災害状況と復旧事業等について昭和戦前期で前述したが、ここでは昭和十年代の歳入出決算書により各年次の土木費から道路橋梁関係のものを拾い出してみよう（上表）。

伊参村　風水害による伊参村の災害復旧工事について、十一年度からのものと十二年災害による復旧工事をあげておく（左表・上欄・下欄）。

これによると、十年九月の風水害復旧工事は道路二件、橋梁四件、河川修築一件で、十二年には大体完了している。十二年の風水害によるもの橋梁二件道路一件は十五年度までに工事は完了した。

ところで昭和十一年に各大字別に道路愛護会が設立された。会員により毎月一日に道路の手入れが行われた。その会則によると、会長副会長は戸主会の会長副会長が任じ、会員は社会奉仕の精神にもとづいて道路愛護につとめるほか、毎年二回（四月・九月）毎月一回受持区域一斉に道路の維持整理に必要な作業を行うことを決めている。この愛護会は大字別にあるほか、各小学校単位に岩本五反田蟻川小学校に夫々設立された。

名久田村　当村も十年九月の大風水害をうけたが、十二年七月の豪雨出水は十年に倍する烈しさから道路河川橋梁等に大被害を与えた。その復旧工事には多額の工費を要し、村当局も大変苦労した。十年災害の宇妻橋矢場橋等は十二年になっても工事が進捗しなかった。十二年七月日華事変の発生で事業繰延べとなり災害復旧工事の進捗を遅らせた。十三年には天神橋宮沢橋矢場橋落合橋及び落合道路が漸く竣工した。工区別設計費は上表の通りである。なお宇妻橋工事は物価高のため起債によって工事の促進をはかったが、十三年にはまだ工事着工に至らなかった。

工区別	設計費
天神橋 宮沢橋	四、三九〇円
落合橋	三、五六二円
矢場橋	三、六七四円
落合道路	六九三円

（資料）　名久田村役場昭和13年事務報告による

各町村の道路橋梁工事を通覧すると、昭和十年代の前半には十年九月の大風水害による道路橋梁の災害復旧工事に追われたが、これに続いて十二年七月の大豪雨による被害も大きく、両者が重なり、しかも日華事変の勃発のため復旧工事が遅延した。かくて二度にわたる道路橋梁の破損と、さらに農道耕地等の破損流失の復旧作業に追われていた。つづく太平洋戦争の時期には当地方には九年十二年のような被害はなかったが、戦争の熾烈化するなか

で町村政はじめ住民も軍需用でもない限り一般の道路橋梁の改修等には心をむける余裕さえなかった。町村土木費の支出をみてもこのことは十分にうかがえた。

(2)　戦時中の道路と橋梁

沢田村役場「内務統計報告綴」（昭和七～十七年）によって、沢田村の道路橋梁をみておく。

戦時（十三～十七年）の道路統計報告によると、村の路線数一六、主要路線の延長三五・一一五㍍、内訳で道路延長三四・二一五㍍、橋梁延長九〇〇㍍、主要道路を幅員別にみると、三・六㍍～四・五㍍の道路が三・二キロ、二・六㍍～三・六㍍の道路が六・一キロ、二・六㍍未満の道路が二五・八キロという現象であった。

沢田村の当時の橋梁をみると、桁橋六三、吊橋（木造）一、計六四で、桁橋の大半は木桁橋で五二、石造単桁橋三、木方丈桁橋八であった。橋はすべて二～三〇㍍未満のものであった。

2　戦時下の交通運輸機関

昭和期になると吾妻地方の交通運輸機関は乗合自動車の時代になった。昭和初期に群馬自動車株式会社が設立されて、当社の乗合バスと大正期以来の電車が渋川～中之条間の日向道を並行して走っていたが、八年三月電車が廃止されてからは、郡内交通は群馬自動車会社を中心とした乗合バスが郡内の各温泉地をつなぐ路線網を定期的に疾走していた。新しい大衆時代を迎えて外来の温泉客の往来も激しくなるし、地元の町村の人々もよく乗合バスを利用する時代になった。これに伴って郡内の路線も拡大されていった。昭和九年には原町～大戸間にバスが開通した。昭和十年（一九三五）十二月からは渋川～真田線草津線に省営自動車が開通した。従って昭和十年代の日華事変や太平洋戦争中の郡内の自動車は群馬自動車と省営自動車が、ちがった路線をそれぞれ相提携して走るようになった。

(1)　戦時下の自動車交通

さて日華事変がはじまり、特に戦局が拡大進捗するに従って軍需が中心になると自動車業界も次第に様相が変化してくる。自動車は軍事上また経済上からも重要になり、その使用するガソリン燃料は軍需からも主要な統制対象となった。このためにも会社の統合合併が促進されるようになったが、まずガソリン統制によって少量のガソリン配給のもとで、戦時期には木炭車時代を迎えた。

戦時下の群馬自動車　①木炭車　代用燃料として木炭車が登場したのは昭和十三年だったという（以下当時の群馬自動車会社から東武自動車にわたって中之条営業所にいた金井実・田中朝加・平形重吉等から聴いた話をもとに記述する）。

木炭、少し遅れてマキ、さらに遅れてコーライトが使用された。オイルは勿論割当制、タイヤも窮屈な割当であった。木炭も統制が厳重で切符制だった。木炭車時代の様子について三人の話によると次のようであった。

木炭やマキの入手や運搬で、中之条から沢田村の反下の山奥や高山村の梅沢開墾などの遠方までかり出された。木炭の炭は黒炭で、会社には専属の職員一名が配置されていた。棒状や大きなかたまりになっている黒炭を小型のマッチ箱位の大きさに砕き、これを一旦フルイにかけて粉を除去する。これで一日中真黒な炭ホコリを浴びて働かなければならなかった。

運転手として、この燃料で車を定時に発車させるには一時間から一時間半も早く出仕して発車を準備した。時に妻まで動員してバタバタ風車を廻わさせることも再々あった。渋川まで運転してゆくには、途中一回は燃料補給しなければならなかったから、砕炭した炭袋を携行しなければならなかった。遠出の場合には五袋六袋も車中に積載した。少量のガソリンで車を始動させ、これを木炭ガスに切り換えるという操作は、実に大変なことだった。木炭も入手が困難となり、マキを使うようになった。

運転手の勤務と給与　始発が午前五時二十分、終バスの作業終了の午後九時四十分までが運転手の勤務時間であっ

た。早出の場合の風車を使っての炭からガスを出すまでの特別な仕事をいれると随分長時間勤務だった。さて給料の方は安かった。さきの三人の給料をきくと、「平形さんは昭和十四年採用、日給一円十銭、田中さんは昭和十三年採用、日給一円二十銭、そして金井さんは昭和七年採用、日給一円（最初は電車で自動車へ移って日給が二十銭高くなったので同輩たちから羨ましがられた）、当時日傭とりの給金一日五十銭であった」という。

車掌の給与　初任給が日給六十銭で、少し経験が積むと八十銭位になった。その上に売上歩合が加算されたので、平常月が月三十五円、七八月の最盛期には六十円位の収入があった。運転手にはガソリン歩合（ガソリン節約奨励費のようなもの）が固定給に加算された。これは当時の車掌伊能せん（旧姓永井）の話である。

戦時下の自動車交通の問題　**運転手不足**　出征によって運転手不足が現れたが、この対策として免許状所持者なら誰でも文句なしに採用したような時期もあった。木炭車時代だったので、前述のように勤務時間がながくなったが、そのほか粉炭をふるいにかける時に多量の粉を吸い込んで身体異状を訴える運転手も多かった。一酸化炭素中毒をおこす場合も多かったという。急救処置として焼酎や清酒が使用されたという。

第９—46表　時刻表（省営自動車）

		省営 中之条	渋川	列車 渋川	発	上野	着
		時分	時分	時分		時分	
上り	初発	6.51	7.43	8.08		11.07	
	終発	8.35	9.27	9.50		12.18	

第９—47表　時刻表（省営自動車）

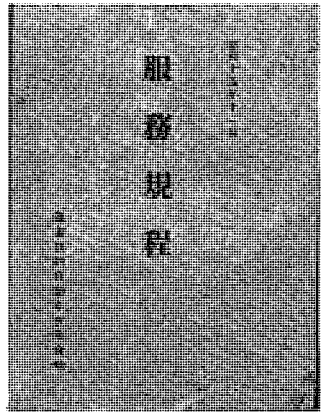
		列車 上野	渋川	省営 渋川	中之条
				時分	時分
下り	初発			6.20	7.13
		時分	時分		
	終発	4.15	7.15	7.20	8.13

省営自動車の運行　昭和十年十二月に渋川—中之条原町長野原町を経由して長野県真田に至る省営自動車の吾妻線が開通された。日向路線による渋川—中之条間の唯一の交通機関だったので、地元中之条町はじめ周辺の村々の人々の間に、漸次その利用者もふえていった。省営自動車は前述のように昭和十年進行開始当時には、上り下り各十五本（午前八本午後七本）であった。時

間表によると、渋川初発は五時五十分、中之条着六時四十三分、渋川終発八時五分、中之条着八時五十八分だった。所要時間は五十三分だった。十四年十月から時間表が改正されて、中之条発着の上り十六本下り十五本となった。列車連続をふくめて上り下りの初発終発の時間を示すと第9—46表と第9—47表になる（前頁）。東京には朝七時出発して十一時着、約四時間であった。帰りは上野発四時十五分で、中之条には八時十三分に着いた。

(2)　戦時下の貨物自動車

ガソリン統制と貨物自動車　自動車時代を迎えて吾妻地方の物資もトラックによる輸送が次第に増加していった。町の商人たちの商品の購入販売もまたトラック業者の輸送にまつことが大きくなっていった。大正期にくらべて商品貨物の輸送が迅速になり、それだけ地元民に多くの便益を与えた。昭和十年前には中之条町原町を中心にトラック輸送の小運送業者が群生した。荷車輸送から荷馬車輸送へ、そしてトラック輸送へと発展移行してゆく過程で、荷馬車業主からトラック業主に転換したものもあったが、新時代の職業に適応できずに転廃業する人々も多かった。とにかく昭和十年前後にはトラックによる輸送が中心になり、中之条町はじめ原町四万などの各貨物輸送業者たちが農林産物及商品其他物資の迅速な運送に大きな役割をはたした。戦時も次第に長期化してゆくに伴って、ガソリン統制が行われる十四年後半期に入ると、一時自動車が動かなくなった時期もあった。町の商人小池秀雄の日記にも、十四年八月四日には、「四万自動車はガソリン統制のため、出てこないので出荷ができなかった」という状態だった。その後トラックも木炭車になったが、十五年十一月には町のトラック輸送業が集って吾妻貨物自動車会社をつくった。十五年年末には町の商人たちも、「トラックが合同してから運搬が意のままならず、殊に沢渡は運送の便なく、売物も出荷できず閉口した」（小池日記十五年十二月二十三日）ということも一時現れた。当時トラック輸送の主な貨物は薪炭製材丸太等の地元生産物の出荷と米殻製粉肥料等の入荷を取扱っていた。戦時になると、自動車業界では燃料（ガ



ソリン）統制が行われ、トラック輸送においてもガソリン不足には苦労した。やがて木炭車に切りかえられていった。

従業員の服務規程　吾妻貨物自動車会社の従業員の服務規程（十五年十一月）によると、七月～十一月は六時、四月～六月は六時半、十二月～三月は七時と定められていて、勤務時間は十一時間であった。公休は一ヵ月二日以内だった。その他戦時下のこととして、出勤退社及上司に会った際には挙手注目の敬礼を規定していた。

(3)　長野原線の建設

鉄道開通の前史　吾妻郡と信州とは既に明治前から緊密なつながりをもち、旧道を通じて物資や人の往来も頻繁であった。こういう歴史的伝統を背景にして、明治になると新しい鉄道によって吾妻と信州をつなぐ意向がおこるのも当然だったといえる。明治二十九年（一八九六）原町山口六平が中心に郡内有志も参加して、渋川町から中之条町、長野原町を通って信州上田に至る上信鉄道敷設の計画を作成し、この年七月十三日上信鉄道株式会社の設立を出願している（明治後期の第三節交通参照）。これは一応認可を得たが、時期尚早のため実現されなかった。さて山口によって起案された上信鉄道建設計画は、その後も郡民有志の継続的念願となっていたが、大正十一年（一九二二）同じ原町出身の衆議院議員木檜三四郎によって、この敷設建議案が議会に提案され、一応議決されたが、これも関東大震災や経済不況などによって廃案となった。この年八月二十日には上信鉄道期成同盟発会式が上田市役所で開催され、吾妻郡から二十四名出席している。そして十一月七日には高崎市で長野県側の上田市長等と群馬県側とが鉄道測量の件について会合している（田村喜八日記）。昭和時代には、この路線に十年（一九三五）十二月から省営自動車吾妻線（渋川～

信州真田）が開通した。この間にも上信鉄道の念願は郡民の脳裏からきえなかったが、十二年以降戦争に突入し政府によって新設路線の中止延期が打出されたために見送りの状態になった。しかるに長期戦争によって十六、七年頃から国内の軍用資源開発が要請され、たまたま六合村の群馬鉄山の砂鉄の埋蔵量が注目されて、その開発の建言があり、これの輸送が急がれることになった。かくて十七年（一九四二）には従来からの廃案が復活して当年度の新規建設路線に採択されるに至った。かくて吾妻郡にも鉄道敷設の夢を実現する好機が再来した。先輩たちの努力に応え一気に実現を要望する郡民の熱意も盛りあがった。さてこの間の事情について塚田国一郎（中之条町市城、十七年七月町助役就任）は次のように述べている。

> 当時湯本昇氏（吾妻郡長野原町出身）は鉄道大臣官房監察官の要職に在った。湯本氏は吾妻郡の事情はよく知っている。草津の奥に鉱山のあることも知っていた。鉄道のことなら一切この人に頼めばよいと決定し、湯本さんを介して鉄道大臣に陳情し陳情の目的を果した。その後町村会は波状的に陳情団を送り込み熱心なる陳情を続けた。その甲斐あってか翌十七年度予算に渋川―長野原間四四、七キロを結ぶ新線の建設費が七百九十万円と決まった。……工期三ケ年、しかも突貫工事と決定した（塚田国一郎「吾妻線敷設に功あった湯本監察官」―湯本昇先生追悼録所収）

なお十七年一月六日に湯本昇が鉄道敷設につき用談のため来条し、その月十四日には長野原線敷設が議会に上程されている。

長野原線建設工事の進捗　小池秀雄日記でみると、十七年四月十五日に「鉄道敷設測量の飛行機が朝から二時頃まで空をとんでいた」とあるが、四月には既に空から測量が開始されているという迅速さだった。そして十月一日には鉄道工事施行のために渋川や小野上中之条に各々工事区が設立された。そして十三日には渋川に吾妻鉄道工事の地鎮祭が行われた。

さて十八年（一九四三）になると、町を通る鉄道路線と関連して耕地家屋及び種々物件の鉄道省への売渡し、停車



場の場所の設定、これに伴う附帯施設道路計画等々の問題にぶつかってからは、町民にも直接身近なものとなってきた。小池日記も十八年二月十三日に、「鉄道敷設、停車場中心に附帯場所の検分、竜ヶ鼻道路から剣持病院前迄を見る。金幸にて土地買収に対する協議をなし、委員会をつくることにした」と述べている。そして三月二十四日にはもはや「寺下（清見寺下）の鉄道工事も大分進んでいる」という進捗ぶりだった。またこの年九月二十日には町会に都市計画課長が来て、伊勢町停車場を中心の都市計画の説明があり、町会はこれを実行する方針をきめている。

土地の売渡　鉄道敷設によって町民所有の耕地山林原野宅地などの潰地面積は八四、三三六㎡であった。大字別には中之条一九、三五三㎡、伊勢町二三、〇八〇㎡、青山一二、四四一・五㎡、市城二九、四六一・五㎡であった。さら土地の大字別の関係地主数は、中之条二八人、伊勢町五六人、青山二九人、市城五六人であった。そして鉄道線路に家屋がかかって移転を要する者が十二戸（伊勢町五戸、青山一戸、市城六戸）であった。鉄道用地の土地家屋物件等の売渡については、町当局（代表として町長）を介して各地区別に土地所有者及び関係者総代との間で売渡契約が行われた。鉄道用地調書が作成され、まずこの調書に町長を仲介者と

鉄道用地売渡の受諾書

上記鉄道用地前記ノ代記ヲ以テ売渡ノ義承諾候也
但シ代金支払前何時工事ニ着手相成トモ異議無之候

鉄道省御中

昭和　年　月　日

前土地所有者及関係者総代

住所
氏　名　㊞
住所
氏　名　㊞
住所
氏　名　㊞

第9—48表　鉄道用地売渡面積価格

大字別	売渡面積	売渡価格
	㎡	円　銭
中之条町 28人	19,353	17,848.060
伊勢町 56人	23,080	20,170.091
青山 29人	12,441.5	8,883.005
市城 56人	29,461.5	21,351,311
計	84,336	68,252.467

して、当事者としての第二工事区調査員と各地区の総代との間で記名捺印され、前頁に示す文面によって地区総代が鉄道省に承諾書をいれている。各地区の総代人をあげると、中之条は桑原雄一郎、伊能八平、田村辰雄の三名、伊勢町は小池遵正、木暮壽雄、小板橋菱三郎の三名、青山は永井秀一郎、宮崎昌平、宮崎求の三名、市城は中沢佐五郎、中沢憲作、塚田松五郎の三名であった。

(イ)　つぎの大字別に鉄道用地売渡の面積と価格を第9—48表に示す。関係地主数の多い市城・伊勢町(五十六人)が売渡面積も二万㎡以上で二万円余であった。中之条は関係地主はその半数であったが、面積はほぼ二万㎡で売渡価格もまた二万円に近かった。従って一戸当りの売渡面積は他大字よりも相当大きかった。これは中之条に売渡面積の大きい地主が多かったからである。全町の売渡面積が八四、四〇〇㎡、売渡価格では六八、三〇〇円であった。(ロ)家屋移転　この該当者十二戸に対しては移転料金が補償されたが、その合計は二六、三九七円四二銭であった。さて鉄道敷設に伴って、土地家屋物件等を対象として国から関係者としての町民に支払われた金額を第9—49表に示す。全町で十万円余になっている。大字別では市城が最も多く三万七千円、伊勢町が三万四千六百円、中之条青山は各々一万円代であった。

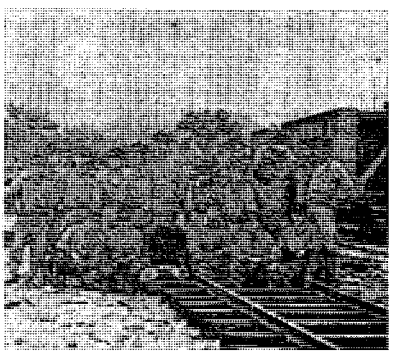
突貫工事と地元民の勤労奉仕　長野原線の鉄道敷設は本来軍需物資としての鉄資源の開発に伴う輸送を目標として着手されたもので、戦争完遂上から鉄道開

第9—49表

大字別	関係地主数	支払金額
	人	円　銭
中之条町	28	18,101.290
伊勢町	56	34,642.731
青　山	29	11,538.211
市　城	56	37,009.161
計	169	101,291.393

通は極度に急がれた。工期は、わずか三ヵ年のため夜を日につぐ突貫工事で開始された。渋川～中之条は熊谷組、中之条～長野原は大成建設が請負った。さて中之条は第三工事区で西本組、原町は第四工事区（大倉組）、岩島は第五工事区（大倉組）、長野原は第六工事区（大倉組）で、それぞれの地区に多数労務者が入った。この長野原線工事は戦争も漸く悪化した十八年から十九年であったので、労働力と物資が極度に逼迫した状況下で行われた。特に食糧不足が激しくなっていただけに多数の労務者たちの食糧確保は大変なことだった。その間の事情について塚田国一郎は次のような話をあげている。

朝鮮農民が急に三百人入ったときだった。食糧がない。さあどうしようかというときに食糧の元締食糧委員会が早速各町村農会から大量の南瓜（かぼちゃ）の供出をすることになり、南瓜を主体として十日間位過ごさせた。すると顔色が黄色くなったという今なお笑えない話が残っている。



鉄道工事に勤労奉仕する早稲田大学生

この突貫工事の強行と労働不足に対しては、まず地元民が各地域各職域をあげて勤労奉仕にささげられた。青年団・翼賛壮年団・在郷軍人分会・警防団・商業報国隊そして各町村民が何次かにわたって動員された。そしてなお不足する労力に対しては学徒や朝鮮農民が動員された。とにかく資材不足労力不足を克服して早急に工事の完成を急いだ。しかもこの路線は吾妻川の山間渓谷を貫通するコースだったので、いくつかのトンネル、架橋などには幾多の難工事があり、血のにじむ苦難と闘いつつ突貫工事が進められた。そ

して三ヵ年の予定が二ヵ年半で開通したのである。ここでは鉄道工事に対する地元民の勤労奉仕を中心に詳述する。地元民の鉄道工事への勤労作業は工事の酣になった十九年にはじまった。当時の新聞記者関喜平はこの年一月十一日の日記に次のように述べている。

新春八日より地元吾妻郡民の総決起となり、翼壮、商報、警防団、青年団の四団体は各二十名宛、一日に八十人が出動して、鉄の動脈長野原線の突貫工事に勤労奉仕している。三月末まで続き延十万人の奉仕活動となる。

第三工区中之条（西本組）原町の境界に難関、山田川の鉄橋がある。専門の就労者六百人に混り、地元の報国隊員六十人は橋脚作業に取組んでいる。丘の堀割りは専門労務者に頼み、土砂のトロッコ積みに三十人、トロッコ押しに三十人と区分されている。組の話では、六十人ではどこにも足らない。日に五百人のトロッコを押さねば完成予定日が狂う。現在二百五十台がそこそこであるという。昼夜の別なく続行しても、それだけがぎりぎりのところだ。地元の応援を是非頼むといっている。

(イ)中之条町隣保班商業報国隊の勤労奉仕　最初の鉄道工事への出役は十九年一月三十一日から三日間であった。その時の出動証明書を示しておこう(上掲)。六月になると中之条駅前道路の勤労奉仕もはじまった。六月三十日には午前七時から九区第一、二、三班の二十二人が出役し、二台のトロッコで終日土の搬出をした。この鉄道勤労奉仕は勤労動員署が取扱っていて、商報隊代表と動員署で打合せを行っている。小池秀雄日記七月十五日をみると、「商業報国隊の幹部が集まり、町長に会い隊員に米二合

No.

労務供出出動証明書

出動者名　中之条町第八班　小池秀雄

出動	第一日	第二日	第三日
出			

記

一、出動年月日昭和十九年　自一月三十一日　至二月二日

二、作業鉄道工事

右出動セシコトヲ証明ス

昭和十九年　月　日

大政翼賛会中之条支部長　蟻川　潔

ずつ都合して貰えるよう話した。動員署にも話入れた。午後一時より原町大倉組前に各県下から集った勤労奉仕と共に当町よりの隊員十二名参加して一日三百人の奉仕隊員が鉄道促成の工事に就く。繊維組合に寄り不出動商報人より醵出金を募集する相談をする」とあるように、県内各地からの奉仕隊も参集していた。小池日記によると七月八日には七日～八日おきに第一次から第五次にわたって商報隊や隣保班などが鉄道工事に動員された。七月二十四日には、「第二回目の駅前道路の勤労奉仕が廻ってきたので第一第二第三班が出役した。二十二名程の朝鮮人の専門のトロ押しに奉仕員は土を入れ二十五杯運び午後三時終って帰った」とある。そして商報隊の鉄道勤労奉仕は九月まで、さらに一ヵ月延ばすよう県の動員課から申渡しがあって、九月は四日から出役した。十九年各区からの町民によって中之条駅前道路の新設工事が行われてきたが、この勤労奉仕は十九年三月十五日から着手された。この年この駅前道路工事に出役した各区の町民数は第9—50表の通りである（十九年の町役場事務報告による）。延人数にして二千七百三十二人に及んだ。

第9—50表（昭和19、中之条町）

区	出役人数
区	人
1	57
2	87
3	121
4	34
5	187
6	109
7	127
8	175
9	121
10	118
11	128
12	167
13	194
14	159
15	136
16	171
17	229
18	79
19	141
20	36
21	43
22	66
23	47
計	人 2,732

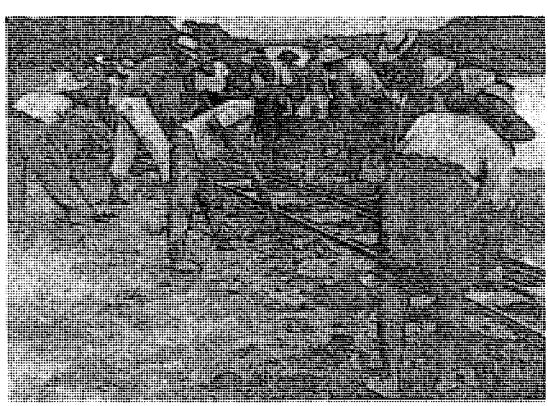
(ロ)伊参村勤労報国隊の出勤　昭和十九年七月八日、伊参村では村常会の指示及協議事項として「群馬鉄山開発鉄道吾妻線工事勤労報国隊出勤ニ関スル件」について、次のように決定している。

一、工事場所　岩島村地内（第五区）　二、作業土工ニシテ　四、勤労時間　六時ヨリ六時マデ　五、日当一日六円、内食危険ナキ作業　三、勤労期間　七月二十日ヨリ八月五日マデ　費一日一円二十銭　六、持参スベキ品物、蓑、寝具持参ノコト

損料一日三十銭支払フ　七、人夫ニ対シ往復ハ「トラック」ヲ提供ス　八、第一班ハ七月二十日、第二班ハ七月二十八日午前五時迄ニ伊参国民学校ニ集合ノコト

（上表ノヨウニ）各区長別ニ人員割当ヲシタリ。割当人員ハ必ズ出動セシムル様願フ

区	戸数	割当人員	第一班	第二班
第一区	三五	四	二	二
第二区	四二	五	三	二
第三区	五九	六	三	三
第四区	五一	五	三	二
第五区	四五	五	二	三
第六区	六二	七	四	三
第七区	六二	七	四	三
第八区	四四	五	二	三
第九区	六〇	六	三	三
第十区	四〇	四	二	二
第十一区	三四	三	一	二
第十二区	三四	三	一	二
計	五六八	六〇	三〇	三〇



長野原線線路敷設工事

(4) 朝鮮労務者・動員学徒の導入参加　関喜平日記をみると、吾妻線の鉄道工事には朝鮮勤労者が多数従事していたことが記述されている。

「第五工区岩島地区に十八年秋朝鮮の勤労者百名を迎え意気が愈々揚った。郷原公会堂に寝泊りしているが、作業始めから就寝まで一切軍隊式に行っている。この工区の最難関は矢倉トンネル二百米で軟い岩盤に死闘を続けている」。そして「第六区長野原地区では就労者が五百四十九人に朝鮮勤労者百五十人が加わっている。ここは吾妻線工事の最難関の吾妻谿谷があって、二キロのトンネル堀さくが人力を拒み、日に三歩間隔しか進まない」というところだった。

工事の難所にいどむ朝鮮労務者達の長野原線開通工事への実績は大きかった。また勤労動員によってこの鉄道建設工事に参加した学徒たちの勤労奉仕も忘れてはならない。小池日記八月十三日にも、「午後中之条国民学校にて学徒鉄道建設隊の入所式」と記録されているが、長野原線建設には多数の勤労動員による学生たちも参加していた。


長野原線山田川架橋工事

鉄道工事完成と長野原線の開通　工事予定三ヵ年のころ、十八年中に工事は完遂した。僅か二年半の突貫工事で、夜を日についで鉄橋隧道の難工事に、郡内の翼壮・商報・青年団・警防団・在郷軍人等あらゆる団体が勤労奉仕した。架橋工事の築堤、トロッコ押し、橋脚工事の石材打ち込み、隧道工事の岩盤残滓運び、枕木の配置等献身的努力の甲斐があった。女子青年団

第9—51表　通常郵便小包郵便の取扱数量　（中之条局）

	通常郵便			小包郵便		
	引受数	配達数	計	引受数	配達数	計
昭和10年	376,256	449,978	826,234	5,522	10,491	16,013
〃 11	312,871	428,547	741,418	6,300	10,140	16,440
〃 12	326,896	499,434	826,330	7,500	10,838	18,338
〃 13	364,955	450,522	815,477	7,488	11,009	18,497
〃 14	396,750	535,096	931,846	8,478	12,661	21,139
〃 15	492,855	577,910	1,070,765	9,423	12,411	21,824
〃 16	502,160	655,712	1,157,872	11,850	13,168	25,018
〃 17	500,673	612,961	1,113,624	13,744	13,820	27,564

（資料）　中之条局業務概要（昭和10～17年）による

婦人会も男子労力の補給に出役、砂ぶるい、石砂の運搬などに奉仕した。そして山田川架橋、原町岩島の嶮路鬼岩、全線中の難路吾妻渓谷等、困難に困難を重ねる専門作業陣に呼応して勤労奉仕隊の総力によって、ついに開通をみるに至った。

そして二十年一月二日、長野原線開通式と処女列車運行などが行われた。十九年十二月七日建設列車は川原湯駅まで貫通し、余す工事の勝沼・水車・須川の鉄橋も完成して全線開通に至ったのである。



戦時における四万局の女子従業員たち（戦地へ郵送の慰問袋）

3　郵便電信電話及ラジオ

昭和期になると大正期にくらべて大衆の文化が主流になる

が、新聞雑誌はじめ郵便電信電話を含めて間接的手段による情報摂取が次第に重要な役割をもつようになった。郵便電信電話の利用が中之条町はじめその周辺の人々にも少しずつ比重を増してきた。昭和期は大衆の時代といわれるが、郵便電信電話の分野でも大衆時代を感じさせた。満洲事変以来、特に日華事変からの戦争期に入ると、郷土の出征兵士を介して前線と銃後の郷土をつなぐ媒体として郵便は欠くことのできない心の糧ともなった。

(1)　戦時における郵便小包取扱量

昭和十年代における中之条局業務概要によって、戦時の通常郵便小包郵便の取扱数量を第9—51表(前頁)に示す。戦時には通常郵便小包郵便ともに年々引受数量がふえていった。配達数も同様に年々増加していった。中之条局では通常小包郵便ともに引受数よりも配達数の方が多く、特に小包郵便では引受数に対して配達数がはるかに多かった。

つぎに軍事郵便について、元四万局員の綿貫好蔵（六十五才）は次のように述べている。

戦時においては軍事郵便の取扱量は多く、軍事郵便規則及び取扱規程が定められてあり、この規則規程によって処理された。内地より軍人軍属宛に発送されるものは有料であったが、戦地の軍人軍属より差出される郵便物はすべて無料だった。郵便物には「軍事郵便」と表示されていて、なお検閲済という判が押されてあった。戦地には野戦病院が要所々々にあり、局員の身分は軍属か軍人扱いであったように思う。長いサーベルが下げられるというのが魅力で野戦郵便局員を志願しようと思ったものでした。当時の郵便局員の心構えとしては逓信報国ということが常に訓示されていました。また軍事郵便の到着は毎日あるというものではなく、時々まとまってきて三四十通から百通位だったと思う。慰問品は内地から時折区内からの出征兵士に区からまとめて送った。慰問文もよく送られたが、この慰問文が取り持つ縁で、四万の女子局員で埼玉県秩父の兵隊さんと結ばれた人もいたのである。

(2)　戦時における電信電話

電信　戦時中の電信状況を第9—52表(次頁)に示す。大体電信の発信着信ともに年々増えていったが、特に十四年

第9—52表　電信の発信着信状況　（中之条局）

	国内通信				外国	
	発信数	着信数	中継信数	計	発信	着信
昭和10年	3,702	4,252	18,169	26,123	0	0
11	3,702	4,537	18,157	26,396	4	7
12	4,503	5,531	20,922	30,956	7	5
13	4,399	5,369	22,008	31,776	2	1
14	4,630	5,578	28,440	38,648	1	0
15	4,574	5,331	27,917	37,822	0	0
16	4,131	4,924	24,780	33,835	0	0
17	4,421	5,040	27,797	37,258	0	0

（資料）　前表に同じ

第9—53表　電話（市内市外別）の通話状況　（中之条局）

	市内通話		市外通話（時数）		
	加入者相互間（呼数）	非加入者（通話時数）	加入者	非加入者	計
昭和10年	270,100	27	33,031	8,694	41,725
11	239,075	46	33,371	10,522	43,893
12	285,430	71	35,591	14,148	49,739
13	301,490	45	37,445	16,015	53,460
14	310,250	51	40,675	16,954	57,629
15	269,735	61	39,617	18,328	57,945
16	294,188	65	51,167	17,989	69,156
17	324,120	121	53,936	16,640	70,576

（資料）　前表に同じ

には前年に比して急増しているのが目だつ。十四年の通信数が一番多かった。

電話　まず電話加入者数を年次別にみると、十年一一九、十一年一一八、十二年一一九、十三年十四年一二一、十五年十六年一二三、十七年一二四と次第に増えていった。つぎに電話の通話状況を市内市外にわけて第9—53表（前頁）に示す。市内電話では加入者相互間の通話頻度は昭和十年代を通じて全般的に増加傾向にあった。十二～十四年間の通話回数の伸びが大きかった。十五年にはまた通話回数は減少するが、十六年と相次いで急増している。市外電話の通話時数は毎年増加していた。これも十二～十四年に急増、十五年は減少するが、十六年十七年と続いて増えていた。

第9—54表　中之条局の従業員数　（中之条局）

	通信手		通信職員＋事務員		（左のうち職員）		集配手
	男	女	男	女	男	女	
昭和10年	1	0	5	9			9
11	3	0	2	10			10
12	2	0	3	10			11
13	2	1	2	10			11
14	2	0	3	14	3	4	10
15	2	0	2	15	2	5	10
16	3	0	1	17	1	6	11
17	3	0	1	16	1	7	12

（資料）　前表に同じ

(3)　郵便従業員

十年代の中之条局の従業員数をみると、第9—54表になる。戦時下には通信手は二～三人であった。通信事務員は日華事変当初の十二、三年には十二、三人だったが、その後戦時の進展とともに通信電話業務の繁忙に伴って通信電話事務員は増加していった。十四、五年には電話事務員は女性十人、十六年には女性十一人になった。集配手はこの期間いつも十人前後だった。そのうち郵便集配手が七、八人であった。当時中之条郵便局長の手当は十四年には五六〇円、翌十五年から六〇〇円にあがった（月当五十円）。

(4)　温泉電話の回収整理

最後に戦争が決戦段階になって昭和十九年後半期における

観光地たる四万温泉の電話回収整理の実情を付記しておこう。十九年十月に不要ケーブル撤収の非常回収令が出され、決戦体制下では四万温泉の電話線などはこの回収令の対象となった。この時回収廃止または休止整理された局番も多かった。決戦下にあって温泉地の電話は不急不要と白眼視され、そのいくつかの局番が廃止又は統合整理された。この矢面にたたされた当時の四万郵便局長の種々の苦労と配慮のほどが察知される。この廃止局番も疎開学童の受入対処のために復活ないし共同加入等の制限緩和措置がとられた。これが対策は戦後二十一年になり関善平らが局長に協力されて全部復活している。

第9—55表　ラジオの加入普及状況　（昭和15年）

	加入数		増減	昭和15年普及率
	昭和8年	昭和15年		
				%
中之条町	100	359	259	27.4
沢田村	30	213	183	18.0
伊参村	7	102	95	21.3
名久田村	6	109	103	19.5
原町	41	275	234	37.2
草津町	109	404	295	28.9
長野原町	57	201	144	17.3
嬬恋村	73	274	201	15.3
六合村	0	53	53	8.4
東村	20	149	129	27.0
岩島村	38	197	159	18.3
太田村	14	99	85	17.7
坂上村	15	191	176	17.8
高山村	8	69	61	8.9
郡計	508	2,695	2,187	20.3

(5)　ラジオの普及

大衆文化の進展に伴って、わが町村にも映画流行歌雑誌等が急速に普及していった。特にラジオは昭和八年前橋放送局開局を契機に急速に加入数もふえていった。戦時下ではニュースはじめ警戒空襲警報の報知は、人々にとっては不可欠な生活情報になってきていた。日華事変四年目の十五年末におけるわが四ヵ町村はじめ郡内各町村のラ

ジオ加入の状況をみよう（第9―55表）。郡内では草津町が一番多く、八年～十五年間の加入増加数も第一位であった。ついで中之条町で三五九台で七年間に三・六倍の増加であった。十五年のラジオの普及率（百世帯当り加入数）をみると、郡内では原町が三七%で最もたかく、ついで草津町二九%、中之条町は二七%であった。伊参村は九五で二一%、名久田村一〇三で一九・五%、沢田村一八三で一八%であった。十五年の郡全体の加入数は二、六九五・普及率は二〇・三%であって、他郡市にくらべると非常に低率であった。県平均は三六%で前橋市は五一・六%であった。

四　戦時下の町村組織と活動

日華事変の勃発とその長期化は、一時的な事変から戦争の常態化に対応しての国民の心構えをつくることが要請された。事変二年目昭和十三年（一九三八）からは国民精神総動員運動が実施された。これは十二年七月事変発生を契機に、早速閣議でその要綱が決定され（八月二十四日）、その実施要綱にもとづいて展開された国民精神総動員中央連盟（十月十二日結成）を中心とする運動をいう。早速各県各市町村及び学校などに、その実践要項が伝達された。

1　国民精神総動員（運動）

群馬県では昭和十三年二月十一日から第二回強調週間を期して実践要項の具体的申し合せの諸事例を各町村に示達した。各町村ではこれを参考にしてそれぞれにこの週間の実践細目の申し合せ事項などを決めている。

(1)　実践要項

ここでは第二回強調週間の実施事項（沢田村報十三年二月十日、第二三号）を次に示しておく。

(1)我が尊厳なる国体、宏遠なる肇国の理想、日本文化の精神を国民に徹底せしめ、以て日本精神を昂揚せしむる事。

(2)我が国現下社会各般に見らるる弊害が、外国思想及外国文化を無批判に採り入れたることに因るもの多きに顧み、日本精神の根本義に立脚して、此の際国民をして深く之を反省せしめ、社会生活に於ける各般の弊の匡正に努むること、特に誤まれる個人主義、自由主義、功利主義、唯物主義の打破に努めしむること。

実施方法　(1)紀元節の奉祝に関すること、市町村にありては、市町村民の為めに、神社学校其他適当なる場所に於て祝賀式及武運長久祈願式を行ひ趣旨の徹底を図ること、当日午前十時を期し、紀元節奉祝の時間を設け、前号の式典に参列せざる一般国民は各家庭其他の場所に於て夫々宮城遙拝を行ふこと、各戸は必ず国旗を掲揚すること。

(2)国民精神総動員の強化に関すること、二月十三日を以て国民精神総動員実行会を開催し、講話会を開き、又町村実行事項の成績を反省し、其の実行強化に関し適当なる方法を講ずること

(3)克己精励に関すること、二月十五日を期し各自一時間の早起きをなし、各家庭の神仏を礼拝して、建国の古と祖先の恩徳を偲び、此の一日特に業務に精励すること

(4)青年の心身鍛錬に関すること、二月十七日の早朝を以て男女青年の耐寒鍛錬会を催し、神社参拝、建国体操等適当なる行事をなすこと。

この運動の実践には各町村に実行委員会が設立され、これを推進した。十三年二月十一～十七日の週間における中之条町の行事をみると、早起神社参拝出征兵士の祈願祭などが励行されている。特に十一日には消防手の記念行進・農学生、小学生の旗行列も行われた。国民精神総動員週間は十三年から十四年にわたり何回か催された。八月は経済戦強調期間として(一日～七日)、十月は統後後援強調週間として(三日～九日)、十一月は国民精神作興に関する詔書渙発十五週年を記念して、その強化週間として(七日～十三日)、また十二月には歳末に当って方面事業を中心に方面強調週間として、殆んど毎月のように戦争遂行目標として銃後の各般生活のあり方を規制実践している。この時の国民精神総動員運動で示達した実践事項は、其後戦時中の銃後国民生活のあり方の基準となった。このように国民精神即

日本精神を根本とする国民運動は、決して下からもりあがったものではなく、政府が行政系統を通じて上から各町村に指示したものであった。さてこの精神動員的な運動と併せて、同じ十三年四月に国家総動員法による物質動員のための法的措置が確立し、ここに長期的戦争態勢の基礎がきずかれた。

(2) 興亜奉公日の設定

つぎに日華事変の長期化するなかで、戦争遂行への国民の志気を昂揚するために興亜奉公日が設定された。事変二、三年目になると大陸における戦線も硬着状態に陥ったが、ちょうどその頃この事変の合理化のため日本の東亜における歴史的使命が主唱された。この意義に即して興亜を目標に銃後一般国民の奉公が強調された。戦争指導の混迷から平沼内閣が総辞職し、阿部内閣が発足したのが十四年（一九三九）八月下旬であった。阿部内閣のもと十四年九月から毎月一日を興亜奉公日と定め、新たに戦争に対する全国民の挙国一致的協力を要請した。さて毎月の興亜奉公日の町民の行動や町の行事をみると、必ず早起きして神社参拝、出征兵の祈願祭、警防団の集合、分列式などが行われた（小池日記）。これは国民精神総動員運動に掲げられた「神社参拝」を国民行事として制度化したものでもあった。この興亜奉公日は十四年九月一日から十六年（一九四一）十二月一日まで二十八回にわたって継続したが、太平洋戦争勃発後の十七年（一九四二）一月八日からは、毎月八日の大詔奉戴日にうけつがれていった。



興亜奉公日の県のポスター

2　銃後奉公会

各町村は昭和十四年（一九三九）四月一日に銃後奉公会を設立している。会の趣旨によると、「時局下銃後援護事業ノ益々重大ナルニ鑑ミ是等ノ団体ノ統合強化を図ルベキ……」として、県からの指示にもとづいて設立された。沢田村では、国防義会恤兵委員会銃後後援会等を合併して新たに銃後奉公会が設立された。沢田村では会費年額で一戸十銭（従来国防義会のみ五銭）であった。会則は県の指令によるもので各町村とも同じであった。会の目的をみると、「国民皆兵ノ本義ト隣保相扶ノ精神トニ基キ、挙郷一致、兵役義務服行ノ準備ヲ整フルト共ニ軍事援護ノ実施ニ当リ益々義務奉公ノ精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス」（第二条）、そして会の事業としては、「一、兵役義務心ノ昂揚、二、隣保相扶ノ道義心ノ振作、三、兵役義務服行ノ準備、四、現役又ハ応召軍人若クハ傷痍軍人並ニ其ノ遺家族ノ援護、五、労力奉仕其他家業ノ援助、六、弔慰、七、慰問慰藉、八、犒軍、九、身上及家族相談、十、軍事援護思想ノ普及徹底」、（第四条）などがあげられていた。奉公会の役員には、会長は町村長、副会長は助役軍人分会長軍友会長、評議員は各区長、方面委員、警防団長、男女青年団長、愛国並国防婦人会分会長などで、町村内の各種団体の代表を網羅した統合組織であった。会は町村の全世帯主で構成されていて、全戸を会員としていたので、町村予算から年々一定額の補助金が支出されていた。中之条町では昭和十五年に六百円が支出された。なお奉公会が結成された十四年には十月三日～九日の一週間、全国的に銃後後援強調運動が展開された。



3　町村の大政翼賛会

大政翼賛会は新体制運動を推進する国民再組織の中核体として、昭和十五年（一九四〇）十月創立された。この年前半期に近衛公の主唱した「新体制」に対する国民の期待はかなりのもりあがりをみせたが、近衛内閣によって設立された大政翼賛会の国民組織の現実は、在野時代のものとはうって変ったものだった。当時国民の中から辛くも昂揚しはじめた志気は再び沈滞しはじめたといわれている。とにかくこの年十二月二日大政翼賛会の県支部が発会し、翌十六年（一九四一）一月からは急速に各市町村支部が結成されていった。中央の指導はこの翼賛組織を通じて市町村の末端にまで浸透するようになった。大政翼賛会は「万民翼賛、一億一心、職分奉公の国民組織を確立し、その運動を円滑ならしめ以て臣道実践体制の実現を期することを以て目的とす」（運動規約第二条）とあるが、その組織構成をみると総裁（内閣総理大臣）のもと、各県支部長に知事、各市町村支部長に市町村長が就任し、全国を単一体とした上意下達の組織であった。群馬県では県支部のもと各郡支部、さらにその傘下に各町村支部がおかれた。吾妻郡では、郡支部組織として支部長のもと理事十名、郡協力会議員二十四名が任命された。

(1)　町村の組織と役員

町村支部は支部長（町村長）のもと理事六、参与五、顧問五が設置された。わが一町三ヵ村の役員（昭和十六年二月）は次表の通りであった。

町村別	理事	年令	役職	参与	年令	役職	顧問	年令	役職
田村	辰雄	58	前消防組頭	小池	遵正	48	町議	伊能	八平	61	警防団長

伊参村						村田沢						町条之中					
綿貫忠治郎	唐沢参二	山崎孝	塩原嘉藏	関和吉	小林文平	佐藤喜代平	宮崎庄平	折田藤七郎	関口夏太郎	柏原庄作	田村八郎	福田豊三郎	大沢利雄	金井亀雄	小板橋菱三郎	高橋市五郎	
44	50	46	37	40	52	69	47	62	43	63	35	49	35	39	38	64	
助役	村議		在郷軍人会分会長			助役	村議					町議	在郷軍人会分会長		翼壮副隊長	助役	
蟻川卯三郎	齊藤半七	唐沢九十	田村一郎	伊能保則		折田英三郎	京田高十郎	折田常盤	宮崎恒男	田村勤治郎		近藤太郎	清水晴三	塚田国一郎	木暮久弥		
39	47	52	44	44		40	34	37	25	25		45	66	46	36		
警防団長	村議	役場書記	村議			郡農会技手	役場書記	在郷軍人会分会長	青年団長				町議	町議	翼壮隊長		
冨沢起作	蟻川吉郎治	須藤賀重	田村理市	小池邦		関旧衛	関善平	本多高十郎	町田庄藏	佐藤新治郎		桑原雄一郎	木暮壽雄	田島栄吉	山田吾郎		
51	55	52	62	51		74	41	53	65	58		54	67	54	54		
村議	〃	〃		小学校長			警防団長	村議	元村長	小学校長		町議	町議	医師	小学校長		

久田村								
小林角三	55		関松太郎	61		小林定吉	70	
吉田勝三郎	65	農事実行組合長	吉田恒四郎	49	〃	小林銀重	63	〃
剱持虎吉	64	元村長	金田伊三郎	64	〃	唐沢藤吉	54	〃
伊能重郎	39	警防団副団長	田村一三	44	〃	剣持四郎	43	産業組合長
小林学	44		唐沢儀平	60	〃	角田馬喜太	42	小学校長
小池祐八	39							

(2)　翼賛壮年隊（翼壮）の結成

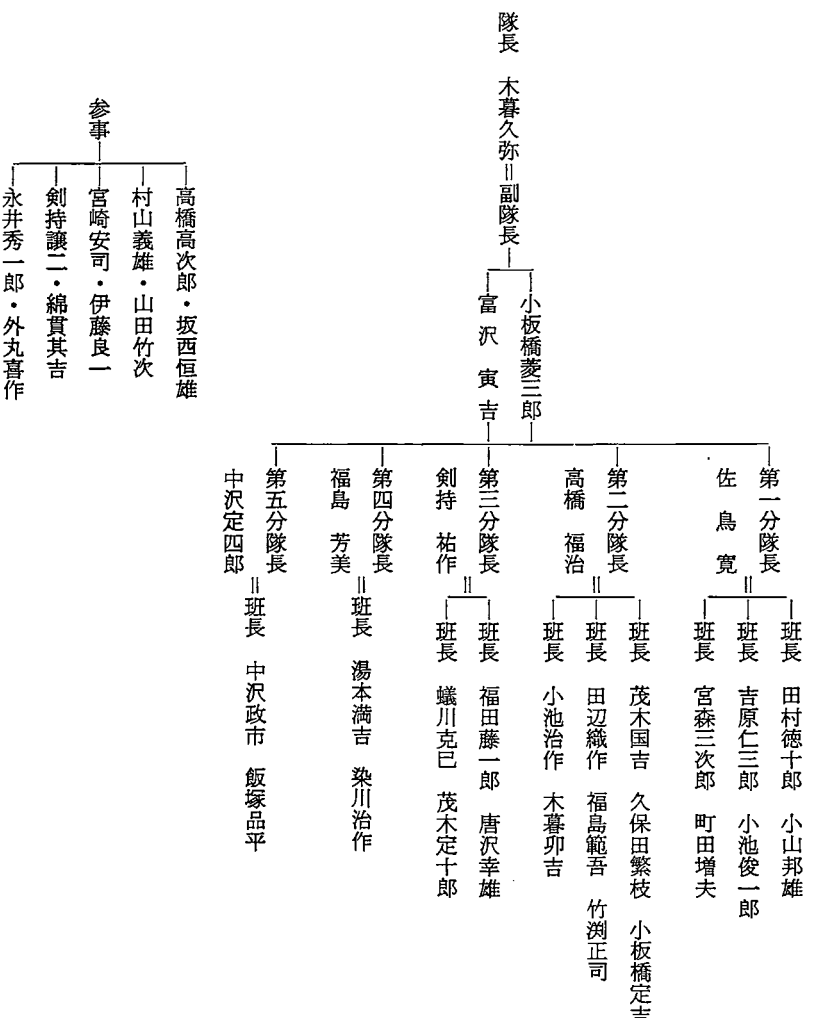
大政翼賛運動の推進のため翼賛壮年隊が設置された。翼壮は、市町村の満二十六才以上、満四十五才以下の男子で組織され、その実践事項は「日本精神ノ昂揚、隊員相互ノ修養錬磨、郷土ノ再建、積極的ナル生産拡充、常会ヘノ積極的参加、生活ノ刷新及文化ノ向上」（第二条）などであった。翼壮は大政翼賛運動に率先挺身し、戦争完遂のための実践組織であった。町村翼壮隊長は隊の重要事項については翼賛会町村支部長（町村長）の指揮を受け、隊長―副隊長―分隊長（又は班長）の命令系統組織によって活動した。

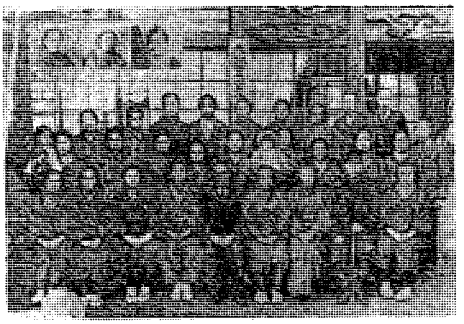
中之条町の翼賛壮年隊組織　中之条町では十六年六月十日に翼賛会支部と翼賛壮年隊が同時に発会している。発足当時の町の翼壮の組織と役員等を次頁に示しておく（一一七頁）。

町の翼社は四部制のもと常務委員を中心に活発な活動を展開している。特に指導者錬成の中央地方にわたる各種講習会が頻繁に実施された。

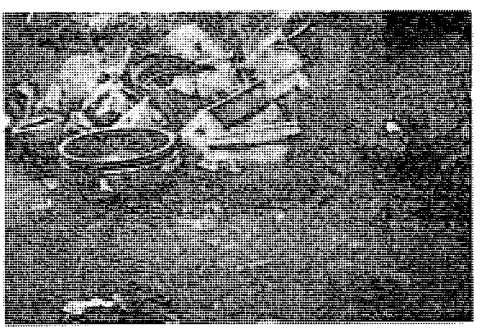
各種錬成講習会　十六年十月には二十三日から三日間吾妻郡第一回指導者錬成講習会が榛名山町で開催され、中之

翼賛壮年隊の組織図（昭和16年・中之条町）

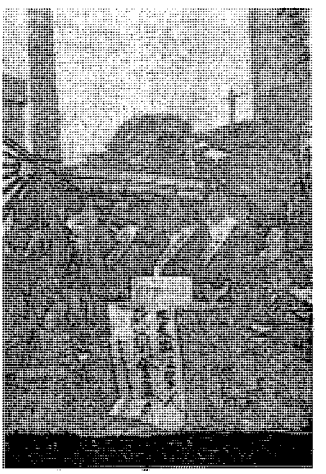




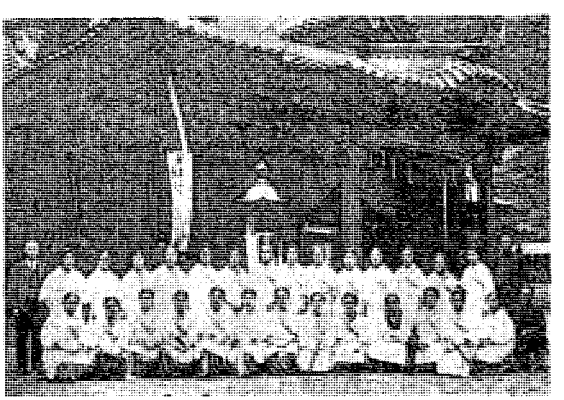
太平洋戦争期の中之条婦人会員たち



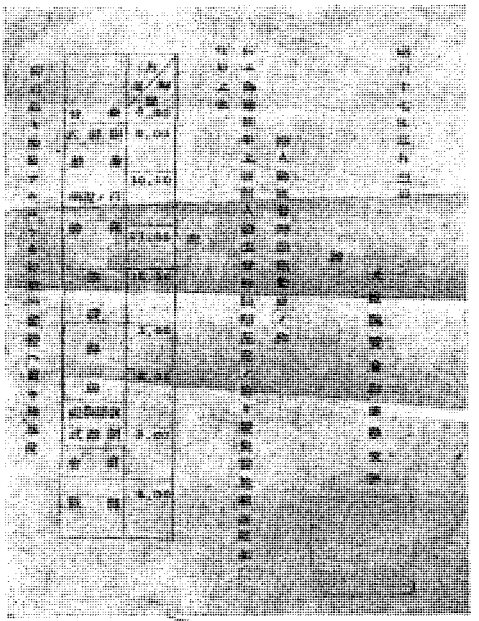
回収供出された金属用品



北支出征軍人慰問金募集のため街頭にたつ中之条町女子青年団員



妙義神社に戦勝祈願の中之条町婦人会員

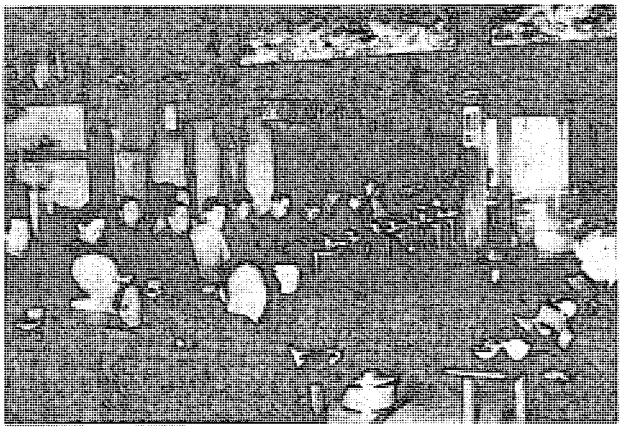


大政翼賛会県支部からの婦人錬成会の時間変更通知（昭和17.3.3）

条町から四人、沢田村から三人、伊参村から三人参加した。当時の錬成会の日程表によると、朝昼夕の三回の拝神と身滌（みそぎ）、禊祭川祭そして身滌によって終日厳しい錬成が続行された。そして十七年三月十二日には名久田村吾妻神社で、第一回婦人錬成会が中之条婦人団体員約五十名を対象に行われた。これら錬成講習会受講者たちによって錬成懇談会がもたれ、翼賛会郡支部に錬成組織がつくられた。懇談会員は中之条町十二名、沢田村七名、伊参村六名、名久田村三名計二十八名だった（十七年三月現在）。当時の町の翼壮活動を示す十六年の決算書によると、隊費一人五十銭で六〇三人分の収入三〇一円五十銭、支出を通しての活動は、講演会映画会の開催などで八五円五十銭、それに印刷費五〇円六十銭などが主であった。木暮久弥初代壮年隊長は十七年十二月で辞任し、十八年からは副隊長小板橋菱三郎が新しく翼壮団長になった。

(3)　太平洋戦争下の大政翼賛会

十五年十月に発足した翼賛会組織も、太平洋戦争開戦以後になると、次第に変容していった。特に生みの親の近衛内閣から東條内閣へ、そして戦争の後退に伴って国内態勢が次第に決戦体制に転換してくると、初期のものとは著しく活動内容も変貌した。県郡町村等地方支部の大政翼賛会関係の組織と活動も自ずから変ってきていた。「決戦」用



錬成講習会場

昭和十八年郡協力会議員			
中之条町	田島栄吉	56才	
〃	福田豊三郎	51	
〃	小板橋菱三郎	40	
沢田村	関善平	41	
〃	福田浩一	54	
伊参村（議長）	田村茂	40	
〃	唐沢杢平	70	
〃	小林文平	54	
名久田村	剣持太郎	34	
〃	小林角三	57	

昭和十六年郡協力会議員		
中之条町	桑原準一	44才
〃	宮崎羊重郎	51
沢田村	田村茂	38
〃	折田常盤	37
伊参村	唐沢参二	50
〃	齊藤五平	67
名久田村	剣持万平	62
〃	関省八	50

町村別	常務委員
中之条町	蟻川潔
〃	伊能たね
〃	塚田国一郎

町村別	常務委員
沢田村	田村辰雄
〃	山口織部
伊参村	唐沢参二

語が現れ、その標語の「撃ちてしやむ」の登場する十八年（一九四三）には、七月翼賛会中央協力会議で「勝ち抜く五箇条の誓」が斉唱されて銃後生活も決戦段階に入った。

吾妻郡協力会議　（昭和十八年）　当時の大政翼賛会吾妻支部の郡協力会議の、議員構成をみると、中之条沢田各

三名、東・太田・原町・岩島・坂上・長野原・嬬恋・草津・伊参・名久田・高山各二名、六合村一名、議長一名（伊参村）計三十名であった。現在の中之条町（一町三ヵ村）の郡協力会議員を前頁に掲げておく。参考として十六年議員も示しておく（前頁）。

なお郡支部の常務委員十五人のうち、わが一町三ヵ村の常務委員も前頁に示しておいた。

協力会議提案の議題　昭和十八年十一月四日中之条町役場において吾妻支部の第四回協力会議が開かれた。まず冒頭に、「勝ち抜く誓」（五ヵ条）が合掌された。

我等ハ畏ミテ大御心ヲ奉体シ和衷協力以テ大政翼賛ノ臣道ヲ完フセンコトヲ誓ヒマツル

勝ち抜く誓

一、みたみわれ大君にすべてを捧げまつらん
一、みたみわれすめら御国を護り抜かん
一、みたみわれ力のかぎり働き抜かん
一、みたみわれ正しく明るく生き抜かん
一、みたみわれこの大みいくさに勝ち抜かん

そして、当日会議員より提出された議案について審議された。当日提案された三部門の主な議案をあげておく。

第一部　決戦精神の昂揚に関するもの

第一号	必勝の信念を堅持せしめよ	沢田村 田村村	茂	第四号	町村婦人啓蒙運動の急務に関するの件
第二号	皇国家風育成に関するもの	六合村 湯本	貞司	第五号	壮年団の活動促進に関する件
第三号	上通下達の倫理	東村 大塚	康平		

太田村 塩谷	次郎
〃	

第二部　決戦生産完遂に関する件			
第一号	決戦生活に対する食糧確保の件	高山村 高橋　竹次郎	
第二号	養兎の奨励について	草津町 萩原　四郎	
			第三号
			屋外堆肥増産に関する件
			坂上村 佐藤　祐一
第三部　決戦生産の実践に関する件			
第一号	畜犬供出に関する件	中之条町 小板橋菱三郎	
第二号	国民体力鍛錬と結核早期診断の件	中之条町 田島　栄吉	
第三号	戦時生活簡素化の徹底について	草津町 萩原　四郎	
			第四号
			配給協議会設置の件
			中之条町 小板橋菱三郎
			第五号
			救急自動車増車の件
			太田村 剣持　実治
			第六号
			冠婚を略式になすべきこと
			坂上村 佐藤　祐一

4　戦時下の地域組織と活動

町村の近隣の地域組織は長い伝統をもつ自治組織として、すでに明治前からの歴史をもっている。それぞれ各時代時期を通じて地域住民には一番身近かな共同生活の単位として常時重要な役割をはたしてきた。冠婚葬祭はじめ日常の生産や生活でも各般にわたって相互扶助の実績をあげていて、長い間近隣地域の組として強い結びつきを保持してきている。このような地域社会としての区や組の組織が昭和の戦時期に際会していかに変化していったか。特に戦時における組織と活動を通じて、その特相を明かにする。

一般に都市では昭和期になると近隣地域との結びつきは著しく弱まり、近隣の役割もほとんど喪失していた。この点日華事変以後には戦争遂行のうえから地域組織の整備が要請され隣組制度の再建がうちだされた。町村では戦争遂行上から米麦の供出、食糧はじめ衣類その他生活必需品等の配給、公債貯蓄の割当、納税の徴集、金品屑物の供出、自給食料軍需植物等の共同耕作、勤労奉仕、防空訓練などなど、その多くが地域近隣組織の活動に依存する所が大きかった。特に戦争が激しくなって国民生活の隅々まで統制されるようになると、近隣は上意下達の組織として都市では町内会、農村では部落会が整備され、その末端組織として近隣組が再編強化された。戦時になって近隣組織の育成方針が現われたのは、日華事変勃発の翌年（十三年）頃からである。これは各種の戦時態勢の整備をめざす一環をなすもので、十三、四年にはじまり、十五、六年になって本格化している。近隣地域の再編と展開もこの動きに一致している。

(1)　日華事変下の近隣組織と活動

伊参村　すでに事変勃発の直前十二年二月に部落常会が設置された。この際の各部落常会の戸数と会長名を第9—56表　伊参村の部落常会

部落常会名称	戸数	会長名
岩本上組部落常会	36	田村　一郎
〃　中組　〃	39	関　和吉
〃　下組第一組〃	21	綿貫嘉伝治
〃　下組第二組〃	28	齊藤　繁雄
〃　下組第三組〃	10	中沢藤次郎
五反田上組　〃	50	齊藤　哲平
〃　中村　〃	26	齊藤　五平
〃　日影　〃	22	唐沢　九十
〃　大久保　〃	24	齊藤　有造
〃　嵩山　〃	20	冨沢安二郎
〃　白久保　〃	11	山田　長三
蟻川貫入　〃	26	綿貫　春吉
〃　宇原野　〃	22	綿貫直次郎
〃　沼田　〃	18	齊藤冬四郎
〃　塩平　〃	12	山崎　義一
〃　小池　〃	29	小池久次郎
〃　倉沢　〃	22	蟻川与太郎
〃　大亀　〃	18	山崎　孝
大道轉石　〃	9	小渕文太郎
第十二区　〃	24	塩野谷東平
計（20）	467	

（資料）　昭和12年伊参村役場事務報告による

56表に示す。部落別の常会数は、岩本五、五反田六、蟻川七、大道二、計二〇、常会のうち戸数の多いのは五反田上組(五〇戸)、岩本中組(三九戸)、同上組(三六戸)で、戸数の少いのは大道噛石(九戸)であった。どの町村でも部落の集会はふだんから恒例的に催されていた。満州事変や日華事変になると、同じ部落や区の人々の出征見送り、武運長久の祈願祭、戦死者の遺骨迎え、戦傷兵の見舞などにおいては、近隣部落が一体となって共同で実施していた。特に日華事変当初における多数動員による応召兵士の歓送には各戸仕事を犠牲にして全部落をあげての活動であった。翌十三年からの国民精神総動員運動が展開されるようになると、各部落の常会はこの運動の実践組織としての活動を行った。郡単位や町村単位に、このための部落常会指導者講習会が開催された。伊参村事務報告によると、十四年十一月二十日の郡の講習会に村会議員助役書記校長等六人が出席し、村でも十二月十三日部落常会長校長訓導等多数出席して指導者講習会が開催されている。この日協議された事項は、経済戦強調運動実施に関する件、国民貯蓄運動強化と国民貯蓄組合活動促進に関する件、公私生活刷新及物資活用消費節約に関する件、戦時食糧充実運動に関する件、結核予防国民運動に関する件、物価停止に関する件等々の多岐にわたっていたが、これをみると当時における戦時下の国民生活上の重要問題のすべてが部落常会で協議されていたことがわかる。

中之条町　部落常会の開催をみると、小池秀雄日記から十四年十二月十日に第九区の第一回部落常会が役場で開催された。この時は集合がわるく三十名で、正月飾りの簡単化が議せられた。これよりさき十一月三十日の区長会議で部落常会開設についての話があり、九区では十二月四日に伍長会議で部落常会の打ち合せが行われた。二回～九回まで部落常会の初期の状況を次表に示す(次頁)。

毎月十日を常会の定例日として、その都度主要な生活問題が熱心に議せられ、効果をあげていた。出席も次第によくなり、区や近隣の人々のまとまりにも相当の成果をみたようである。

2回	昭和十五年一月十日	四十八名出席、地下足袋配給くじ引	6回	五月〃十日	区費乾燥藷　特に米の問題を熱心に議す
3	二月〃十日	契約会をかねて盛会	7	六月〃十日	四十九名節米問題小学生へパン配給問題、地下足袋配給の件、次第に出席よくなる
4	三月〃十日	三十名出席　節米出産見舞子供祝等の自粛	8	七月〃十日	冬の炭問題、中元廃止の問題
5	四月〃十日	十六名出席	9	八月〃十日	四十数名　木炭出席者に分売、出席盛会、製粉まとめて購入申込のこと

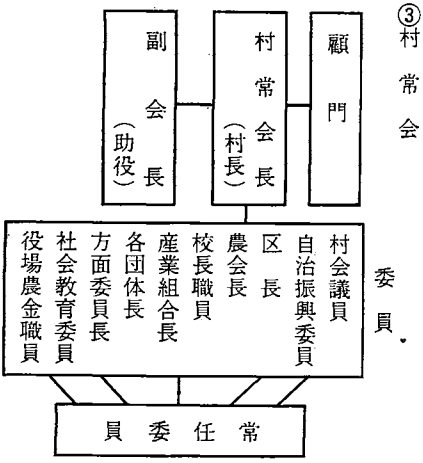
名久田村　昭和十五年二月に村常会が結成され、これと併せて各部落常会も再構成された。「常会ニ関スル報告書」によって、その綱領はじめ、構成と機能について次に述べておく。

①綱領　一、肇国ノ大理想ヲ顕揚シ東亜新秩序ノ建設ヲ期ス
二、大ニ国民精神ヲ昂揚シ国家ノ充実発展ヲ期ス、
三、一億一心各々其ノ業務ニ精励シ奉公ノ誠ヲ効サンコトヲ期ス

②スローガン　国民精神総動員教化実践網ノ確立

③村常会　下図のような構成で、村はじめ村の公職者、各種団体長学校長教員職員等の委員中からの常任委員によって運営された。村常会では、各部落常会の指導方針の議定、各部落常会へ出張指導、村是の確立、自治の振興、村治の円満な運行助長、国民精神総動員の強化徹底、官民一

③村常会

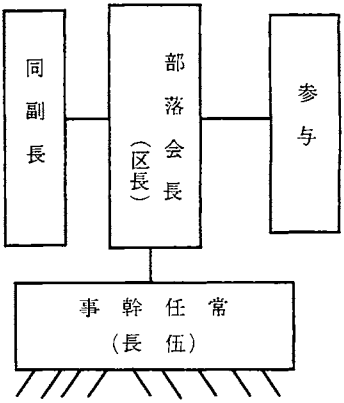


致奉公道の振作涵養などの事項を行うことが定められていた。

④部落常会　下図のような構成で、部落会長（区長）を中心に、副長には伍長よりなる常任幹事中より選任し、常会の活動の主体は伍長連からなる常任幹事があたり、会長副長とともに多岐にわたる業務を担当した。さて部落常会の主な実践事項は、常会出席の奨励、時間尊重、定時励行、戦時意識の強化、奉公精神の涵養、頑張り精神の鍛錬、隣保相助、一心融合、民意上達、共存共栄郷土振興などが掲げられていた。

⑤諮問委員会　村常会と部落常会のほかに、村常会長の諮問に応じて、部落常会指標原案の作成と実践要項などの協議に参与する諮問委員会が村会議員小学校長団体長代表宗教家などによって構成された。

④部落常会



名久田村ではまず毎月一日（興亜奉公日）に諮問委員会が開催され、ついで三日に村常会が開かれた。その後に各部落常会が毎月十日頃～二十七八日頃までの間に開催されていた。各部落常会の会議順序をみると、一同着席し開会の辞（部落常会長）にはじまり、皇大神宮礼拝、宮城遙拝、国歌斉唱国民精神作興詔書奉読（又は報徳訓の朗読、村是又は申合事項の朗読）、そして皇軍将兵武運長久祈願並戦没将兵英霊感謝の黙禱と続いた。終って部落常会長の挨拶があって、協議がはじまり懇談を重ねる。閉会の辞一同退席となっていた。この仕法は各町村の戦時下の常会では基本的作法として殆んど同じであった。

(2)　地域組織の再編成

ところで既に所々で前述したように、昭和十五年（一九四〇）には今次戦争期間中でも国民生活に関連する諸事項が実施された重要な年だった。砂糖マッチの切符配給制（六月）、奢侈品の製造販売制度の七、七禁令、男子青年の国民登録制の実施（十月）等が行われた。またこの年には新体制運動がおこり（六月）、これに呼応して既成政党が相次いで解散、ついに第二次近衛内閣のもと十月十二日大政翼賛会が発会した。そして翌十一月十日・十一日には紀元二千六百年祭がはなばなしく行われた。この前後には大日本商業報国会（改組）、大日本産業報国会（結成）、大日本農業報国連盟（改組）等の職域団体の再編による新体制の国民組織づくりがはじまった。この大政翼賛会の発会と併行して、その一ヵ月前の九月十一日に「部落会町内会等整備の訓令」が内務省より発せられた。この内務省訓令第十七号は整備の目的から部落会町内会隣保班及び市町村常会の組織について詳しい基準をあらためて明示したものである。かくて群馬県では十月二十六日各部長名で町村長宛に「部落会町内会等の整備ニ関スル件依命通牒」を発している。この通牒は沢田村報第三十四号（十五年十一月十日発行）に掲載されているので、その一部を次に示しておく。

一部落会町内会及隣保班ノ整備ニ付テハ、其ノ目的ヲ充分ニ徹底セシメ、住民ノ理解ト協力ヲ促シ、形式的整備ニ堕スルコトナキ様留意スル外、左ノ方針ニ依ルコト（十四項目について指示、㈠㈡㈢㈣㈤㈥㈦㈧㈨は省略した）

㈩既設ノ部落常会町内常会又ハ隣保班ノ区域構成及運営ニ再検討ヲ加ヘテ、国民最下部ノ実践組織トシテ其ノ活動ヲ愈々活発ナラシメル様、之ガ改組ヲ断行スルコト

㈠市町村内ニ於テ部落的ニ多数存在スル行政区其ノ他各種団体ハ其ノ区域及幹部ヲ同一ニシテ自治教化産業生活其他各般ニ亘リ一元的有機運営ヲ図リ、強力ナル部落又ハ町内ヲ建設スルコト極メテ肝要ナルヲ以テ、関係各方面ト充分協議懇談ヲナシ、之等団体ト部落会又ハ町内会ノ区域及幹部トハ之ヲ一致セシメル様努ムルコト

㈣部落会及町内会ノ会長ハ厳正公平ニシテ滅死奉公ノ赤誠ニ燃ヘ実践力旺盛、公事ニ熱意ヲ有シ時間的ニ余裕アリ、且ツ一般民ヲ信望ヲ有スル真ニ部落及町内ヲ代表スル指導的人物ニシテ其運営ニ専念シ得ル者ヲ努メテ選任スルコト

㈤部落会又ハ町内会ノ区域ガ行政区ノ区域ト一致スル場合ニ在リテハ、区長ヲ以テ部落会長又ハ町内会長トスルコト

㈥部落会町内会及隣保班ハ、時局下ニ於ケル必要物資ノ増産

供出配給及消費ノ規正等、統制経済ノ運用ニ付必要ナル機能ヲ発揮セシムルコト

㈣部落会町内会及隣保班ノ会費徴収ハ、合理的基準ニ依ルコトトシ、徒ニ住民ノ負担ヲ過重ナラシメザル様留意スルト共ニ、其ノ会務事務ハ自主的監督方法ヲ採ルモ、随意市町村長ニ於テ必要ナル監督措置ヲ講ズルコト

部落常会町内会隣保班等の地域組織は、日華事変発生と共に国民精神総動員運動の母胎として進展したが、戦争の長期化による本格的な戦時体制としての再編成が要請される段階になって、強力な統制経済の実施と大政翼賛会のもと一元的な国民組織による統合の上から、銃後の最前線として部落町内及隣保班の再組織化が必要とされた。かくて再編成によって部落単位の各種団体は部落会に合致するようになって統括しやすくなった。また部落会は必要物資の増産供出配給及び消費規制の単位という性格が強まった。このように再編成された地域組織は太平洋戦争下において銃後生活の最前線として国民統合上、また生産消費を通じて国民の経済生活上において重要不可欠な活動を担当した。

さきの十五年九月内務省訓令と、これをうけた県通牒以降のわが町村の動きをみよう。

伊参村　役場の十五年事務報告によると、「政府ノ新体制運動ノ実施ニ伴ヒ部落常会組常会等ノ整備強化ヲ図ル必要上、十月五日村ノ精神総動員指導員ヲ嘱託シタリ」とある。指導員は村会議員九、小学校長一、小学校訓導一、分会長一、助役一、役場書記三、計十六人であった。翌十六年になると、伊参村では各部落常会に婦人部を設置した。これは精神総動員の実践網を強化するためであったが、婦人を対象に各部落常会単位に巡回講演を精神総動員運動の指導員が行った。なお十六年には県当局も部落会町内会の整備指導に努力している。その一つとしてその指導者活動者養成のために常会指導者講習会を開催した。四月二十日～二十二日の一ノ宮町東国敬神道場、九月十八日～二十日利根郡迦葉山彌勒寺などで実施している。これら講習会には村から必ず参加した（敬神道場へは二人、迦葉山には五人）。

つぎに十六年の村常会の状況を次の第9—57表に示しておく。

第9—57表(昭和16年、伊参村)

開会月日	出席数	欠席数	計	会議件数	開会月日	出席	欠席	計	会議件数
一月十日	27	3	30	5件	七月十一日	23	4	27	16
二月十日	22	8	30	9	八月二日	23	4	27	9
三月十日	27	3	30	12	八月三十日	22	5	27	9
四月十二日	28	2	30	7	十月二日	18	9	27	9
五月五日	25	5	30	7	十一月三日	22	5	27	15
六月四日	23	5	28	13	十二月六日	23	4	27	16

(資料)　伊参村役場事務報告書より

中之条町　昭和十五年十月から太平洋戦争勃発までの間の部落常会の諸相をみておく。まず町並第九区(大字中之条下ノ町)の常会を一覧表で示す(小池日記より)。

開会月日	常会の内容	開会月日	常会の内容
昭和十五年十月十五日	地下足袋配給、甘藷供出、町内冠婚葬祭の申合せ実行について	二〃十日	公志会総会に引続き開会契約会と重なり、区の役員決定
十一月〃十五日	炭の配給乾甘藷の収集	〃三月	記録なし(三月十四日隣保班常会)
〃十二月十日	町割当の公債債券のうち、第九区分(一、〇二〇円)の買受相談	〃四月十日	国民貯金九区分一万七千円余を各戸に割付け貯金することになる
十六年一月二十五日	木炭タオル手拭の配給(区としてパン一袋づつ出す)	〃五月十日	木綿其の他配給品の分配

昭和十六年六月十日	国民貯金について	〃九月十日	貯金問題で議論沸騰、九区共同耕作の件
〃七月十日	公債債券の買受について収入役出席	〃十月十日	道普請芋掘り、大掃除等の日程をきめる
〃八月	記録なし	〃十一月十日	配給品の分配、管理米の話

中之条町の十五年から十六年の常会の内容をみると、生活必需物資の配給が大きな仕事だった。地下足袋はじめ冬の木炭、タオル手拭などの配給で分配方法はじめ集金などで苦労していた。十六年四月の国民貯金（一万七千円余）の区内消化のための各戸割当とその消化には随分骨をおったようである。この期間の大字中之条七区（上ノ町）の台帳をみても、地下足袋や炭、タオル手拭等の配給割当や国民貯蓄債券の割当（十五年九月）などの記載がみられる。七区台帳から十五年五月～七月に五回常会が開催されたが、その出席表をみると、全世帯六二のうち全部出席したもの二九世帯（四七％）で、一回欠席のものをいれると全世帯の約六割のものは常会によく出席しており、町並で勤人も相当多くなっていた第七区でも、当時の区常会の出席率は相当よかったことがわかる。

(3)　太平洋戦争下の地域組織と活動

さて太平洋戦争の勃発によって昭和十七年からは戦時態勢が一段強化されて、それだけ末端の区や班の機能は大きくなった。二月から衣料の切符制が実施されるし、家庭用味噌醤油の購入も通帳制となった。中之条町第九区では二月八日の常会で衣料切符と味噌醤油の購入通帳を渡している。当時は町並の各区でも共同畑を借受け、麦や甘藷などの共同耕作をはじめている。戦争遂行のための報国債券国民貯蓄等の割当は益々きびしくなり、区長会議から各区常会を通じて、その割当消化が不断に督励された。この年八月二日の町の区長会議では、これが強く要請されたほか

に、「大東亜戦完遂簡易保険一億新加入運動」が八月一日実施されていて、これに十日まで加入申込むよう督励された。この債券と貯蓄の相次ぐ割当消化の強制には、各区ともその割当金額の大きさから、地域住民、中でも各区の役職者の苦労は並々ならぬものであったという。その詳細は「国民貯蓄公債の割当と消化」の項で叙述しておいた。

ところでこの年には従来内務省の指導下にあった部落常会長・町内会長・隣保班長などが、新しく大政翼賛会の末端組織となり、世話役世話人として活動することになった（朝日新聞十七年八月十五日）。こうして銃後の最前線の地域組織は翼賛運動の尖兵として活動するようになった。ちょうど太平洋戦争一周年にあたる十七年十二月頃から常会に対する国家要請が強まるが、町村では十二月の常会徹底事項として次の諸項目が指示されている。

一、十二月八日（大詔奉戴日）の行事の徹底（国旗掲揚全国民一斉祈念大詔奉読放送の謹聴、神社祈願祭へ部落隣組の参加）二、戦力強化として十二月五十億貯蓄達成に協力、増産への努力、防空態勢の強化、配給消費の適性化に協力、軍人援護の強化、輸送力強化への協力。

さらに太平洋戦争三年目の十八年になると、戦争生活のあり方について次のような主要事項や具体的実践事項をあげて常会を通じて指示を与えている。

㈠新調や新規購入をやめて貯蓄する　㈡豚や軍兎の増産　㈢実践のための「問い合せ」運動を実施して創意工夫によって藁加工品の増産回収　㈣軍需生産のためアルミ貨以外の補助生活物資の消費の合理化節約をし、軍需生産を強め戦力を増貨の回収（以上、東村通信一月号）、二月号では、戦争生活強すると述べている。

町の区長常会　このように翼賛会の傘下に入った地域組織は精神総動員運動以来の戦争生活における倫理性を一段と強めていった。太平洋戦争の三年目の十八年になると、生活物資も逼迫して隣保班を通じての配給の仕事も次第に難しくなってきた。就中益々多くなる債券貯蓄の割当消化には住民の苦労が倍加していった。この戦争下町の部落常会は毎月大詔奉戴日の八日に開かれていた。この区常会に先だって毎月一日には区長常会が開催され、ここで決めら

れたことが、八日の各区常会を通じて伝達指示された。当時第七区長だった田村辰雄の日記から十八年の区長常会の様子をあげると、

議題には一月四日　赤城神社昇格、前橋医学専門学校設立の件、忠霊塔建設中間報告、吾妻高女校寄附金の件、鉄道敷設対策委員会設置の件、小売業整備による町村別中小商工業再編成指導部設置の件など、二月十九日　衣料切符の件、電燈用電力消費制限に関する件、三月二日　常会費十七年度分、区長手当配布、四月二日　国民貯蓄公債等の区割当（七区貯蓄八七三四円、公債一三、五九六円、計二二、三三〇円）。五月（一日）六月（二日）区長常会議事少し。七月三日　協議盛沢山で十一時終了。八月八日　蟻川町長出席九時散会。九月三日　議題多し。区長手当常会手当配布、国債各区割当（七区二三四九円）……

町の隣保班活動　十八年の町についてみると、物資配給と公債国民貯蓄の割当消化のほか、銅鉄回収や共同畑の作業などにも奔走している。そして翌十九年になると、吾妻線突貫工事の促進のために各区から何回かにわたって勤労奉仕に出役している。十九年終り頃からは軍需物資も愈々窮乏のためか、ついに各区割当の松根堀りが始った。九区では十二月十七日農学校の裏山に出向き約三百貫も松根を採堀した（小池日記）。

終戦の二十年には、警戒警報空襲警報のもとで朝早くから区や隣保班の常会が開かれるようになったが、緊迫緊張した状況のもとで中断したことも時々あった。昼間は午前午後の別なく区や近隣をあげて共同耕作共同薪づくりに出役した。五月中旬から下旬にわたっては連日のように松根掘りが続いた。そして連日の本土空襲のもとでは吾妻の山間町でも漸く防空壕掘りがはじめられ、隣保班ごとに共同の防空壕がつくられた。そのほか農家への勤労奉仕も打ち続いた。こうして区も隣保班も連日多忙に追い廻わされ、慣れない肉体労働の連続から心身ともに疲労が累積していった。そのなかで二十年になっても八月八日まで規則的に毎月八日には区常会が開かれていた。そして戦局悪化の趨勢のもと、きびしい環境にも拘らず終戦の日まで、国民生活の末端組織の区と隣保班は実によく苦渋にたえながら決

戦下に尽力精進していた。小池秀雄日記によって、二十年八月十五日までの中之条町九区の動きを、つぎに示しておこう。

二十年一月八日	区常会、派出部長燈下管制についての話	五月十三日	道普請松根運搬（各自リヤカーで午前午後一回で終了）
二月十八日	九区配給薪を山より運搬（大薪五束、小薪二束）	五月十五日～二十三日	十五日松根掘り（北側）南側町内道路、堰掃除
三月十日	隣組防空壕掘り（四月一日まで毎日出役）		十六日南側松根掘り（宮沢山）三四〇～三五〇貫
三月二十七日	松根掘り（猪窪山）第一日五〇〇～六〇〇貫		十七日北側十八日南側（二三九人、四五〇貫）二十一日（四二人、四〇〇貫午後六時頃まで）
三月二十九日	第二日八〇〇～九〇〇貫	六月十二日	松根掘り
四月八日	区常会	八月八日	午前七時より区常会
五月三日	夜八時二十年度九区貯蓄割当査定		

以上、日華事変から太平洋戦争を通じて終戦にいたる長い戦争期における町村の末端組織たる区と近隣の動きをたどってきた。戦時においては、区常会と隣保班は銃後の町村民にとっては日常生活に一番密着していて、戦争下の人間生存には不可欠な存在だったともいえる。それだけに区と近隣が遂行してきた戦時中の諸活動は実に多岐にわたっていた。なかんずく、日華事変当初から引続いての国民統合への精神総動員的な役割を主軸にして、戦時経済統制のもとの増産供出、さらに生活物資の流通配給と国民経済の全面にわたって銃後の最前線としての役割を遂行してきた。さらに戦争完遂のための国民貯蓄公債の割当消化や戦争最終段階における国内物資の回収供出などを通じて血のにじむような献身的活動が行われた。食糧（農産物）供出については、すでに戦時下の農業生産の項で詳述した。ここでは「国民貯蓄公債」と「国内物資の回収供出」の二つについて、銃後の町村民の動きを述べておくことにする。



中之条町第8区供出甘藷の共同耕作地で作業する人々

(4) 国民貯蓄・公債と町村民

戦争には膨大な消費が伴う。戦争の継続長期化は物資の節約貯蓄の奨励さらに公債の大量な発行等によって戦争による消耗を補給することになる。区や隣保班はじめ各種団体が組織をあげてこれに協力するように要請される。国民貯蓄公債報国債券などが県から市町村へ目標額が指示されて一定額が割当てられる。この割当額について町村ではその都度村常会部落常会また隣保班などで、その消化について色々な苦慮がされた。上からの指示が命令として強制力をもっていた戦時においては、一旦決定された割当額に対してこれを拒むことは非国民と刻印されたので、末端組織の区や組で消化するためには大変な苦労があった。戦局が悪化して各種の貯蓄債券が次々と割当てが強行されてくるようになると、これが引受けは区長班長などには大きな苦悩の種であった。しかし「何事も勝つまでの我慢」として協力耐乏してきたのである。

国民貯蓄の奨励　伊参村では日華事変一周年に際して昭和十三年七月一日に国民貯蓄組合の設置の協議会が開かれた。この時の一戸当り国民貯蓄額を、戸数割納税額と生産貯金額の基準を定めて、これを基礎に各貯蓄組合の貯蓄額を指示している。この基準をみると戸数割納税額の五割と、生産貯蓄額では、繭一貫匁に付十銭、米一石に付一円、大麦一石に付五十銭、小麦一石に付一円等を単位に貯蓄額を算出している。

第9—58表　国民貯蓄組合(伊参村)

	組合数	組合員数	貯蓄額
			円　銭
昭和14年	38	1,294	30,596.04
15年	37	1,355	53,040.13
16年	32	1,282	78,301.00

(資料)　各年次伊参村役場事務報告による。

これによっては村一戸当り貯金額は二十四円五十銭、村全体の貯蓄額は一一、〇二七円であった。この貯蓄組合の設立は国民精神総動員群馬県国民貯蓄実施要項にもとづいて各町村とも同じ規約で設立されている。伊参村国民貯蓄組合の状況を第9—58表に示す。貯蓄額は年々急速に増大していた。組合は各部落の近隣単位のものをはじめ、農事、養蚕組合のもの、青年団各支部単位のもの、学校や役場単位の職員や児童の組合など、村内各所に結成されていた。また十三年には各町村で国民貯蓄組合が設置された。名久田村でも各区長を貯蓄組会長とする単位組合はじめ其他各種団体単位の貯蓄組合も設置された。十三年末の組合数二十二、貯蓄額九三六四円であった(昭和十三年名久田村役場事務報告より)。十四年の国民貯蓄目標は、全国百億円、群馬県一億円だった。伊参村はこの年約三万六百円であった。

村ではこの年十二月一人当り貯蓄額をみると、二十三円六十銭であった。伊参村の場合国民貯蓄組合の普及が徹底していて、他村に比して貯蓄がすばらしい実績を示していた。日華事変の長期化に伴って昭和十四年以降は国民貯蓄奨励は年々強まり、国県及び各町村と夫々の段階における貯蓄額達成目標が明示され、これに向って努力を集中した。当時の沢田村報(十四年七月、十五年八月)にはしばしば貯蓄奨励記事が掲載された。その間国の貯蓄目標額も十四年の百億から十六年に一三五億、十七年二三〇億と上昇するのに伴って、県段階も一億(十四年)から一億五千万円(十六年)、そして二億二千万円(十七年)と増額されていった。さて十七年の県の貯蓄目標額は県内一世帯当りでは九三七円六八銭で、当時の県民にとってはきわめて高い水準額であった。

日華事変債券の購入　中之条町七区における十五年九月中旬頃の国債貯蓄債券の申込状況をみると、予定計画では

十七人の目標をたてていたが、申込者は六人にすぎず区内消化は大変だった様子がわかる。この年は九区でも最後の十二月の区常会になっても、百二十億の貯蓄目標達成のために中之条割当の債券の買受の件が議題となった。第九区分として千二十円を出席者に相談してやっと買って貰うことになったという状況だった（小池日記）。十五年に入ってからは次第に債券貯蓄への割当がきびしくなった。この昭和十五年における伊参村の支那事変債券購入状況（大字別）を次表に示す（第9—59表）。

第9—59表　大字別日支事変債券購入状況（伊参村）

大字別	利札付国庫債券		割引国庫債券		貯蓄債券		報国債券			
	二十五円券	金額	二十円券	十円券	金額	十五円七十銭券	五円券	金額	十円券	五円券	金額	合計金額（内数字額面金額）
岩本	—	—	—	五七枚	三九九円	六枚	九枚	一〇五円	八三枚	一〇二枚	一、三四〇円	一、八四、八〇円
五反田	一二四、五〇銭	一二四、五〇銭	二枚	八六	六三〇	—	—	—	九	—	九〇	七四四、五〇銭
蟻川	一	一二四、五〇	—	八	五六	九	二三	二〇〇	三八	二〇	四八〇	七六〇、五〇
大道	四	九八	一	八	七〇二七	—	一二	七五	七	—	七〇	五一三、〇〇
計	六	一四七円	三	一五九	一、一五五円	四二	三二	五八〇円	一三七	一二二	一、〇三〇円	三、九一二円
												（4,700）（682.50）（885）（1,015）（2,069.50）円銭

（資料）　昭和15年伊参村役場事務報告より

第9—60表　報国債券の班別割当額

班別	戸数	割当額	一戸当り割当額
	戸	円	円銭
1　班	8	890	111.20
2	9	1,390	154.44
3	9	3,130	347.78
4	9	560	62.22
5	8	450	56.22
6	11	1,510	137.27
7	8	1,190	148.75
8	5	1,160	232.00
計	67	10,280	153.43

（中之条町9区・昭和16年）

さて翌十六年度における中之条町第九区（下ノ町）の報国債券の班別割当額を第9—60表でみると、第九区全体で六十七戸、一万二八〇円で、一戸当り割当では一五三円四三銭であった。班別では三班八班などは一戸当り割当平均額にすると他の班よりかなり高額であった。しかしこれは九区内で同じ経済水準の世帯間に負担のちがいがあったわけではなかった。この年伊参村の国民貯蓄組合による蓄積状況（十六年十二月末日現在）をみると、前年同日より二万三千円余も多かったが、同年の貯蓄目標額三万一千五百六十六円にくらべると、なお約八千五百円ほど不足していた。これをみても事変の長期化に伴って貯蓄目標も年々極めて高くなっていたことがわかる。十六年の伊参村蓄積額七万八千三百円のうち、債券購入分は一万四百円であって、当時においては蓄積額のうちの一三%であった（十六年役場事務報告）。

太平洋戦争下の貯金・公債　中之条町の第九区の状況をみても、十五年に入ってから次第に貯蓄債券の割当がきびしくなっていた。そして太平洋戦争勃発の前年十六年には、ますます、きびしくなる。四月十日の部落常会で国民貯金第九区分一万七千円余を各戸に割当てた。このきびしい割当額には各戸とも苦労したが、担当役の区長班長の方の心づかいもなかなか大変だった。七月常会には公債の買受けが議せられ、町から収入役が出てその買受け消化を依頼している。十六年の毎月の常会ではこの債券貯蓄の問題で議論が沸騰した。太平洋戦争を控えて物資と貯金の大動員が末端の町村民の上にも賦課されてきていた。十月以後の小池秀雄日記にも、債券を売りさばくために区内を奔走す

る記録が随所にみられる。

そして開戦の翌年十七年になると、九区では前年よりさらに多額の割当額の消化のため区や隣保班が大変な苦労を重ねている。五月の常会では公債貯蓄の消化の件で長時間にわたって協議が続けられた。この年の公債・国民貯蓄の割当額は、区全体で公債一二、一〇五円、国民貯蓄一四、三九〇円、計二六、四九五円、一世帯当りでは三九五円四四銭（公債一八〇円四七銭、国民貯蓄二一四円七八銭）であった。七区では役場から貯蓄債券・報国債券及び国債等併せて二千七百円分の割当てがあったが、はじめのうちは半分の消化もむづかしかった。しかし十二月二十日現在をみると、十七年分の各種債券のうち、少くとも一・二枚は大半の世帯（七九世帯のうち六九世帯）がもっていたという状況であった。

十八年の七区の割当と消化の状況を次表（第9—61表）に示しておく（七区記録簿より）。

第9—61表　債券割当消化状況

割当月(日)	割当状況 貯蓄債券 五円十円	報国債券 五円十円	国債 五十円	国債 百円	国債 五百円	国債 千円	計	消化状況
二月	4	4	3			2	二、五五三円	三月三日までに一、六九五円消化
	35	35	7					五月三日までに全額分消化
六月(24)			2	8	2		一、八六二円	六月二十八日までに割当消化
八月(24)	(十円)12		(二十円)1	(五十円)3	(二千円)1		二、三四九円	九月三日役場払込済
	(十五円)11							
十月(23)	20	10	8	1			二、一〇〇円	十一月三日までに全部消化

（中之条町７区・昭和18年）

なお当時第七区長だった田村辰雄の日記から、この年の公債貯金関係のことを補記しておく。

四月二日　区長常会で町割当総額二十八万千二百六十円、七区へは、公債割当一万三千五百九十六円、貯蓄割当八千七三四円、合計二万二千三百三十円、翌三日銀行で七区国民貯蓄割当相談あって出席。午後から班長会議、二班四班の班長欠席し、結局四人で十一時までかかって各班各戸の割当きめる。田村氏自身の引受額一一六一円五〇銭（日割で百円）、公債一八〇八円ときまる。各班各戸へは八日の区常会で示された。

ところで十八年度における九区における各班別の公債国民貯金の割当額を第9—62表に示す。

第9—62表　公債・国民貯金の班別割当額

班別	戸数	割当額		
		公債	貯蓄	計
班		円	円	円
1	8	644	1,156	1,820
2	9	1,319	2,344	3,663
3	9	4,978	8,772	13,750
4	9	476	812	1,288
5	9	326	600	926
6	10	1,220	3,012	4,232
7	8	1,167	2,023	3,190
8	5	1,265	2,185	3,450
計	67	11,415	20,904	32,319

（中之条町9区・昭和18年）

区全体で三万二千三百十九円（公債一一、四一五円、貯蓄二〇、九〇五円）であった。前年よりも五千八百円も多かった。一戸当り平均割当額にすると四八二円三七銭で、前年の一戸当り平均割当額にくらべて八六円九七銭も増加していた。

続いて翌十九年になると、七区の国民貯蓄目標額は二万八千百六十円（貯蓄額一三、三七六円、国債一四、七八四円）になり、前年より五、八三〇円の割当増であった。一人当りにして三五二円という高額になった。十九年三月二日に貯蓄債券報国債券併せて千五百円の割当てがあり、これに対して一班二一五円、二班一七〇円、三班五三五円、四班六五五円、五班一一五円計一一〇〇円、

残四〇〇円分までを含めて三月十一日までに割当消化を完了している。さらに八月二十八日には国債五十円百円千円各券を併せて二八五〇円の割当てがあり、これを各班で割当て消化した分が八五〇円で、残り二千円の大口は区内有志によって九月十一日までに消化して全割当分を消化完了している。

5　戦略物資の回収と供出

戦争が激化して物資の急速な消耗が進むにつれて、全国民の生活身辺から根こそぎ戦略物資の回収が行われた。各家庭の廃品まで戦争貫徹のための資源として供出回収された。学校青年団婦人会及び隣保班を通じて行われた。茶殻・ボロ・ゴム・紙屑・ガラス屑までも一斉に回収された。ヒマ・ドングリ・木綿屑・棕梠皮・座布団が供出され、立木なども応召立木として供出された。

中之条町では、十七年十月二日の区長常会で廃品回収が指示された。これに応じて大字中之条町の九区では、婦人会が毛髪や茶殻の回収に各戸を歩いている。十二月八日には町でヒマの献納式が行われている。この十七、八年には町でも各区割当てによりヒマをまかせて供出させた。七区長田村辰雄八区の関喜平などの日記にも当時のヒマを蒔付け採取の記録がみられる。関日記の十九年十二月三日には「ヒマの実十粒ばかり班長が持ってきて蒔けという。花を植える庭先の空地に蒔いた」とある。本郡東村通信には、十六年頃からの村のアカゾ・ドングリ・ヒマなどの採集供出の状況を詳細に報じているが、十七年にくらべ十八年の割当供出量が一段と強化されていた事情からわが一町三ヵ村でも十八年には採集が強化されていたと思われる。

松根掘りと供出　戦局も決戦段階になった十九年十二月頃から二十年六月頃まで中之条町の九区では松根掘りが続いた。夜間警報下で睡眠不足の疲労した体で、日中のはげしい松根掘り作業の連続はきびしいものだった。婦人も多

く荒仕事だけに容易でなかった（三月二十七日の小池日記）。松根掘りの採取量を第9—63表にあげておく。

第9—63表　松根の採取量

（中之条町9区）

月日	採取量
12月17日	三〇〇貫
3月27日	五〇〇〜六〇〇貫
28日	九〇〇貫
5月16日	28人
〃 18日	39人 三五〇貫
5月21日	42人 四五〇貫
6月12日	一、〇〇〇貫

金属類回収と供出　中之条町の七区台帳をみると、十七年六月区内各戸からの銅鉄品回収代金が記帳されているが、十七年〜十八年にかけて銅鉄回収が盛んに行われている。七区長田村辰雄日記にも十八年三月二十二日に「銅鉄回収に最後通牒あり」とあって、六月二十二日夜、その回収金の分配が班長会議で行われている。区全体で九九五円五八銭、各班別の回収金額は、一班四九円九四銭、二班四四九円八銭、三班三二〇円六二銭、四班六〇円五五銭、五班一〇五円四九銭と記帳されている。九区でも十七年十一月頃に金属類の供出があったことが日記に明記されている。戦争も決戦段階の十九年末になると廃品回収から、さらに神社や墓の鉄囲や橋の手摺の鉄をはじめ寺院の梵鐘なども供出された。個々の家々からは銅釜火鉢及紋帳のつり手までも供出されている。また十八年二月頃には銅貨銀貨の引換回収が実施されている。

五　戦時下の世相と文化

日華事変発生から太平洋戦争をへて、その終結に至る九年間にわたる戦争は、日本の明治期以来の戦争にくらべて、その期間のながさや国民生活に与えた影響などのうえから、圧倒的に重大な意義を有している。文字通り前線と銃後を問わず全国民を総動員しつくした総力戦の形態であった。それだけに今次の総力戦のもとにおける地方人の行

動と思考には、明治大正そして昭和戦前と今迄たどってきたわが地方人の行動と思想にくらべて、大きな相違がみられた。今次の昭和期の戦争は昭和六年（一九三一）九月の満州事変に端を発したので、広義には十五年戦争ともいわれるが、地方人の生活に戦争、戦時の意識を与えたのは、少なくとも日華事変発生以後とみてよいだろう。しかもこの事変後十年に近い長い戦時期間においては、人々のいだく戦時意識にも戦局の進展、国政の展開等によって各時期別にかなりの段階差があった。従ってここでは日華事変期、太平洋戦争期、そして特に決戦態勢の終末期等、各々の時期別の差異を考慮しながら、広く戦時期における中之条地方の世相と文化の動きを考察することにしよう。

1　戦時下の町村の世相

昭和六年九月満州事変の発生以後は、「非常時」という名によって国民に対する時局認識が示されていた。これが十二年七月の日華事変後になると、「準戦時」と呼ばれるようになり、九月には長期戦覚悟の施政演説が行われ、早速これに対応するように国民精神総動員運動がはじめられた。前述したように、この運動は日華事変下の十二年～十四年頃までの準戦時期における町村民の国家的な行政と精神の支柱となっていた。国民各層を通じて一致団結、難局を克服しようとして、「日本精神の発揚」「挙国一致」、「堅忍持久」等を精神的スローガンにして、物質的には消費節約国産愛用資源愛護……などを目標としたものであった。十二、三年には郷土からの多数住民の応召出征が相次いで、銃後の人々の応召兵士の見送り、祈願・千人針づくり、慰問文慰問袋の発送、そして銃後活動としての出征軍人家族への労力奉仕や慰問等々……国や県からの精神総動員運動の働きかけもあったが、それよりも地元出身の出征軍人に対する協力援護の心情から事変への強い関心ともりあがりを示していた。

(1)　日華事変下の町村の世相

村の青年の心情と行動　①**四万青年同志会**　事変勃発七月下旬から十二月までの記録をみると、地元からの出征兵士に対する餞別・国旗づくり、見送り、千社参り、出征家族への勤労奉仕・慰問・恤兵金募集慰問文発送等でうめられている。そして役員会の議題もまた出征兵士についての件が多い。この年の秋季旅行は事変のため取止めを決定している。会員中からも応召者（山口織部等）が現われ、盛大な見送りが行われた。なお出征兵士慰問に新聞を毎月二三回ずつ十六人に発送もきめている。翌十三年四月には遺家族慰安の観桜会、七月七日の事変一周年記念に一戸一品献納運動、さらに銃後会員と出征会員との間で不断の文通による近況報告を交流しあっていたのが注目される。十四年になると出征兵士の凱旋が相次ぎ、時々その歓迎会が行われているのが目だつ。そして他方悲しい凱旋と村葬参列の記録も所々に見出される。このように事変後二三年間の日誌には戦時に特有な青年たちの諸活動が実によく実施されていたが、しかもなお学芸会輪読会はじめ意見発表会なども定期的にきちんと開催されていた様子がうかがえる。ただその内容についての記載がないので詳細はわからない。

②**伊参青年団蟻川支部**（昭和十三年の記録から）　十三年五月現在会員三七名（二十才未満一八名、二十才以上一九名）であった。ここでは道路愛護会が戸主会長を中心に設立されていて、会員は年二回月一回受持区域について道路の維持整理作業をしていたが、青年会はこれに協力している。又先述のように蟻川支部で一貯蓄組合を形成して、国民精神総動員活動の一環としての貯蓄運動を実施していた。さて蟻川支部の図書館状況をみると、十三年五月現在において蔵書一八五冊、前年閲覧延人員四七人、開館日数三〇〇日、閲覧冊数は五五冊であった。全冊に対する閲覧冊数は約三〇％であった。当時における青年団支部活動の中心は、ここでも地元出身の出征兵士に対する援助協力活動であって、部落からの出征兵士の動員出発の日時から派遣先所属部隊名などが詳細に調査されていた。これでみると十二年中の部落出身の応召者は二十六名にのぼった。青年団関係者だけでも五人もあった。動員下令日別にみると、七

月二十七日二人、八月十四日十一人、八月二十五日二人、九月十日一人、十月十二日九人と相次ぎ、八月から十月には次々と部落から出征していった。そして出征兵士の部隊派遣はいずれも北支を中心に上海中支方面であった。かくて銃後の部落の人々の事変と大陸戦線への関心が異例なほど昂揚を示したのも自然の心情であった。

事変と町村の軍事的世相　十二年後半期には郡内各町村ともに相次ぐ大量の動員応召で人々は近隣親類縁故者などの出征による奉仕活動等で繁忙な毎日が続いた。九月には郷土部隊の戦死者の公報も入り、各町村とも戦死者が日を追ってふえていった。戦火は北支から南支へと拡大、一方では戦勝の朗報が入電し、他方では戦傷戦死の犠牲者が次々に公表された。郷土の森田部隊の多数戦死者が発表された際、関喜平記者は戦死者を写真付で報道するため遺家族訪問にかけ廻り、自転車でペタルを踏んでゆくと、「そら戦死者だ」「どこの家だろう」と村人がついてくるようになったと述べている（関著「風雪三十年」より）。中之条町の小池秀雄の日記にも、八月以降は相次ぐ町民の動員見送り祈願祭千社参りの記録でみちているが、特に十月十六日には「中之条沢田名久田伊参等で百余名にものぼり、送る人も多くて新田から下之町の方まで並んだ」という状態だった。十月下旬には上海戦の進撃また進撃で日華事変も終局に近づいた事を述べている。十一月六日には日独伊防共協定調印が発表され、二十三日には町では大提灯行列が行われた。なおこの月十日には小学校講堂で朝日記者伊藤昇の「上海戦線をみて」の講演会があり多数聴衆が集った。十二年十二月十一日南京陥落で国内は戦勝に湧きたった。この日昼間に小学生、農学生が旗行列をし、夜は提灯行列が盛大に催された。首都占領にもかかわらず日華事変は終らず、不拡大方針とは反対に大陸戦線は拡がる一方だった戦略の報道が頻りで、国中が軍国世相になっていった。日本は南支へ南支へと進撃し、十三年十月十二日バイアス湾に奇襲上陸し、十日目の二十一日には広東占領、続いて武漢三鎮を完全占領した。二十八日には町では旗行列提灯行列が行われた。十二年に続いて十三年にも町村からの応召出征は続いた。八月十五日には相当数の動員があって騒然た

るものだったという（小池日記）。男子の出征で婦人の役割が大きくなり、各地で国防婦人会の結成の動きが活発になった。関喜平によると、その頃「軍国の母」の表彰が行われ、上沢渡湯本との、町田かく、折田の田村きくなどがあげられた。また中之条の都所とら（一二）のり子（一〇）の姉妹が朝寒の町を豆腐を売り歩き、これをためて月々一円宛国防献金にするといういじらしい姿が「軍国の乙女」として新聞紙面をかざった（関著前書より）。

他方前述したように、十二、三年には国や県による国民精神総動員運動として、毎年何回かにわたって主要テーマ別に精神作興・経済戦強調及方面事業強調といった運動が町村別に行われていたが、事変の長期化につれて次第にマンネリ化していった。事変三年目の十四年には漸く戦争態勢が強化されてきて銃後奉公会警防団が町村にも設立されるし、防空演習訓練にも次第に慣れてきていた。この年には近衛内閣から平沼内閣に代って、国民精神総動員運動の機構が強化されたが、町村の末端ではこの運動への熱意はマンネリ化により低迷していた。既に事変三年をへて物資の窮迫やヤミ取引の横行等で国民の間に長期戦争の弛緩や矛盾が表面化しようとしていた。これを抑制するための物的心的規制も現われて、パーマネントや長髪がやり玉にあげられ、ネオンの全廃、華美な服装の排撃、ぜいたくの敵視などの世相が昂まった。そして七月には国民徴用令も制定された。八月末には平沼内閣に代って阿部内閣が成立し、九月から毎月一日を興亜奉公日に定め、国民心情の心機一転をはかった。それでも十四年は春繭が当って農家の懐工合がよく、温泉も軍需景気で賑った年だった。しかしガソリン統制で木炭車時代がはじまるし、町の商人は売物が少なくなるし、消費生活の必需物資は窮屈になり配給統制も強化され、次第に町村にも暗い影を投げかけていた。十二、三年当時とは一変して事変の長期停迷状況を反映して、人々の戦時昂揚意識もまた低迷してきた。

ところで日華事変中の戦時期になると、吾妻地方もすっかりマス・コミ時代になって、レコードやラジオ、さらに雑誌新聞などの情報に影響されるようになっていた。詳細は別に述べるが、事変下の町村の世相に関連した側面につ

いてだけみよう。まず昭和十二年には「愛国行進曲」のレコードが大ヒットして十万枚も売れて、この歌が銃後の民衆の間に歌われていった。これが契機で事変の進展とともに軍国歌謡が相次いで発売され、レコードとラジオを通じて人々の間に浸透していった。「父よあなたは強かった」「愛馬行進曲」「兵隊さんよありがとう」（十四年）などが戦争と民衆を結びつける役割をはたした。事変前まで不況と大衆社会のもつ不安と焦燥からの逃避に股旅ものやヤクザ小唄の哀調に心酔してきた人々が、戦争による世相の変化で軍国歌謡に変っていったが、これもまた一時的現象にすぎなかった。事変の長期化による戦局の泥沼への埋没は、再び戦争の見透しの不安の底流から、別に新規の心の解放を求めるようになった。涯しない中国大陸の戦線への前進は火野葦平の「麦と兵隊」や「土と兵隊」の小説となって、さらにその映画化を通じて、より多くの銃後の国民に大きな影響を与えた。日華事変を通じてラジオは日々ニュース報道によって町村人にも欠くことのできない必需品になっていった。政府発行の「週報」も戦争によって町村民の身辺におかれるようになった。

(2)　満洲開拓農業移民と満蒙開拓青少年義勇軍

昭和六年九月満洲事変が勃発し、翌七年三月には満洲国の建国宣言が行われ、爾来満洲国建設は軍官一体のもとで急速に進められた。その重要施策の一つとして満洲移民が計画された。昭和戦前期にも前述したように大正末期頃から農村不況のため海外移民が奨励されて南米（ブラジル）移民が行われたが、昭和戦時期に入ると満洲国の建設によって満蒙方面の大陸移民が中心になった。

満洲開拓農業移民　満洲移民の初期の特色は関東軍と緊密な関係をもつ武装移民であった。この移民計画に重要な役割をになったのは本県勢多郡宮城村出身の関東軍特務機関にいた東宮鉄男大尉（後に大佐）であったが、第一次武装移民は東宮大尉の立案通りに実施され、昭和七年十月加藤寛治（茨城県友部日本国民高等学校長）引率のもと四九

三名が三江省に入り、弥栄村をつくった（群馬県人二十三人）。其後毎年武装移民が送られ、昭和十一年までに第五次移民が行われた。総数千八百戸妻子を迎え定着したもの三七八二名であった。このように満洲移民が盛んになると、毎年の武装移民によって治安の確立した土地に多数の移民を送る分村計画も立案されるようになったが、県も推進役になって群馬村の拡大につとめた。県予算も十二年には移民事業費をこれまでの五百円から一躍二千円、十三年二千五百円、さらに十四年には七千百円に急増した（「群馬百年史」下四五一～五二頁）

わが中之条町関係の人たちが満洲移民に幾人か参加したのは、昭和十三年の第六次移民であった。十二年六月沢田村報（二十号）に掲載された「第六次満洲農業移民募集」からその要旨をみると、

拓務省では昭和七年以来既に五回に亘って満洲農業移民を実施いたしまして（当時は試験移民武装移民）、其の成績は順調に進み、……基礎も確立し今では家族も迎へて一意移住地建設に邁進しております事は、皇国の為、御同慶に堪えません。そこで政府は愈々大量に移民送出を行ふ事になり、国策として十年間百万戸、五百万人の送出計画を樹て、昭和十二年度から本格的に実行に着手する事になりました。……群馬県に於ても政府の方針に則り、第一歩として、昭和十二年第六次移民で海倫群馬村開拓団員として渡満した斉藤鉄太郎（名久田村大塚、大正五年生）の話を次ぎにあげておく。

同行者は名久田村横尾字高津の剱持鍋太郎さん一家、同剱持豊二さん、中之条町の篠原武吉、昌一さんたち兄弟、西中之条の唐沢守壽さん、それに名久田村大塚の小林乙一さん（先遣隊で二年前に渡満）などでした。志望の動機は、狭い内地、不景気、前途に明るい希望が持てない境遇に見切りをつけた面もあるが、どちらかというと外地で発展しろと進める

度満洲に三百名を一団とする群馬村（第六次移民）を建設する計画を樹て……既に先遣隊員四十三名は渡満し、満蒙開拓訓練所に於て建設智識の訓練をうけております……。

募集要項　一、年令職業　農耕に経験ある徴兵検査終了後満三十三才までのもの　二、健康　体が丈夫……　三、家族家族のある者も始めは単独で移住し、約一ヶ年乃至二ヶ年の後、色々準備ができてから呼寄せる。締切昭和十二年六月末日限り。

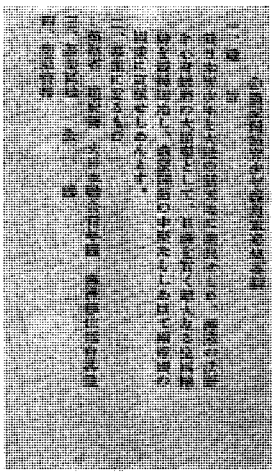
国策の線に沿った雄々しい門出という気持の方が強かった。与えられた面積二十町歩で、そこに大豆燕麦小麦、とうもろこしなどを作った。渡満し開拓を始めた頃は、匪賊が横行するので危険なので銃を常時携帯という厳戒ぶりだった。内地農業とちがい広くて仕事は面白かった。しかしとても辛かった。異郷にあったが元気に働けた積りである。私には昭和十九年三月、第一回邦人召集が下り南方に派遣され、比島で終戦、二十一年十二月八日内地に復員した。留守を引受け苦労を重ねた家内は、満洲引揚げの人々の中に混り、私とは別に二十年九月内地に帰還した。しかし内地復員後は篠原武吉、昌一両君剱持奨次郎君等と大塚字大原の集団開拓群に入って、今一緒に働いている。

満蒙開拓青少年義勇軍　昭和史の少年十字軍といわれるこの開拓義勇軍の制度がつくられたのは昭和十三年（一九三八）であった。少年たちだけの集団的移民も「饒河少年隊」と呼ばれたものがあり、その実績がこの開拓青少年創設の動機だったともいわれている。さきの東宮は今迄の満洲開拓移民の体験にもとづいて、青少年の集団移民案が思考されていて、これが昭和九年の饒河少年隊となったというが、さらにこれが広く国策となったのが「満蒙開拓青少年義勇軍」であった。

十三年二月の沢田村報（二十三号）に掲載の「青少年義勇軍募集要綱」から、その要旨をあげておく。

一、趣旨　我日本青少年を大陸の新天地に進出せしめ、満蒙の沃野を心身練磨の大道場として、日満を貫く雄大なる皇国精神を鍛錬陶冶し、満蒙開拓の中堅ならしめ、以て両帝国の国策に貢献せしめんとす。

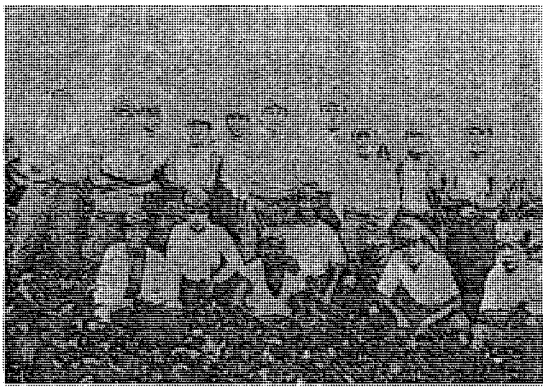
五、応募資格　算へ年十六才(早生れ十五才)より十九才迄の身体強健、意志鞏固なる者、六、募集〆切期限、第一期道府県締切一月三十一日　第二期以降は追て締切時期を示すも、成るべく速に申込むこと（群馬県より一ヶ年送出予定人員約千人、これを数回に亘り募集するから申込はいつで



満蒙開拓青少年義勇軍募集要綱の一部（沢田村報掲載、昭和13年2月）

も受付ます）七、内地訓練　期間　二ヶ月以内　場所　青少年義勇軍訓練所日本国民高等学校内原農場、八、内地訓練と同時に義勇軍を編成、訓練修了後直ちに渡満す。九、現地訓練期間約三ヶ年（詳細略）十、費用独立の農家となる迄数年間に要する経費は父兄等の支送りを要せざるものとす。

これに応募して義勇軍に参加し渡満した吾妻郡各町村の青少年は多かった。十三年六月沢田村報（二十五号）をみると、第一次先遣隊として折田、田村晋治、山田、山田伴次郎、第二次募集に折田、田村栄作が応募した。当時第一次先遣隊の二人は渡満し、第二次募集の田村伴次郎は茨城県の内原農場で準備訓練中と記述してある。この少年たちよりずっと後になるが、昭和十六年に義勇軍で渡満した吾妻町（旧坂上村）大戸の平岩昇の話によると、同期には中之条町には町田昭二と宮崎正一の二人がいたという。



現地（満洲）における青少年義勇軍の人たち
（群馬拓友の面々）折田・田村栄作提供

さて折田の田村栄作の話では、「私は太田村石田幸三、坂上村橋爪富夫の両君はじめ多くの同志と十三年五月内原訓練所に入所訓練をうけ七月渡満した。ホッジ大訓練所に入所し、鉄道自警団にまわり、虎山訓練所で働いた。そこに伊参村岩本の宮崎重作さんが農事指導員をしていて一緒に働いた。その後現地徴兵で入隊し朝鮮の済州島で終戦を迎えた。最初の内原訓練所でも群馬県人が百人もいた。私たちの仲間は戦死その他で死亡し、残りは僅かになったが、虎山会をつくり年一回会合して旧交を温めている」と語っている。

(3)　新体制と町村の世相

日華事変も第四年次を迎え、泥沼化した大陸戦線、低迷する国内政治、窮迫をたどる経済生活に囲繞された諸情勢のなかから、現状打解の強力政治を渇望する世論の底流があった。これに呼応するかのように十五年六月二十四日の近衛声明（強力な政治体制の確立による新体制運動への決意表明）があり、これに刺戟されて各界各分野が一斉に新体制にむけて激しく動き出した。各既成政党はいち早く解党して近衛新党の出現を待望した。「バスに乗り遅れるな」という世相になった。七月二十二日には近衛内閣（第二次）が成立し、新体制の理念も発表された。その要旨をみると、「一、新体制結成の目的は、一君万民の精神に基く万民翼賛政治の実現。二、新体制は肇国の大精神に復るもの。三、新体制は憲法を犯すものではない。四、国民精神総動員運動を発展的に解消させ、政治的実践力をもった国民運動組織を目標とする。五、政府議会軍部はこの組織外におき、参加は個人参加とする」などであった。そして十月十二日多くの曲折をへて新体制の国民組織たる大政翼賛会が発足した。期待されたものとは一変して官製的な色彩が強く「臣道実践」というお題目のつけられた骨抜きのものになったと評された。近衛首相の声明自体も「上意下達・下意上通」と「万民翼賛」「承詔必謹」など精神主義の強調だけがめだった。

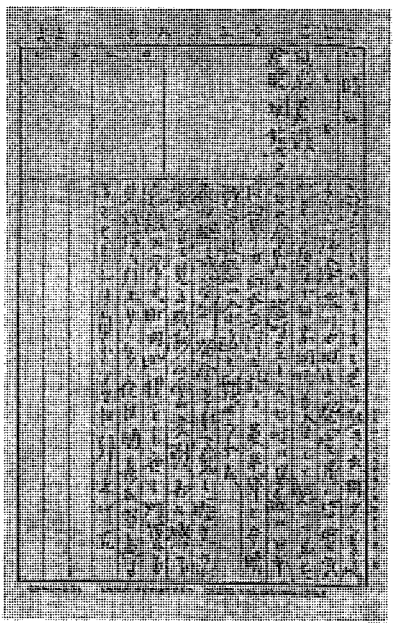
さて群馬県の動きをみると、「全国に先がけ中央での政党解体と同時に「県新体制研究会」が小此木会長ら五十数人で組織されている」（毎日新聞社「群馬の明治百年」）とあるように県の翼賛体制の発足は早かった。十五年十二月二日には大政翼賛会県支部が発会している。そしてわが中之条町の翼賛会支部が発足したのは翌十六年六月十日であった（この日町の翼賛会壮年隊も同時に発足した）。翼賛運動では全国でも先進県だった群馬県では、この運動の推進者たちの意図とは別のものになっていった中央の新体制の動きについて当時の首脳者は批判的だったようだ（木村寅太郎談「前書より」）。新体制に積極的だった本県の場合、翼賛組織づくりにおいても各町村とも優秀な青年をあてて指導的役割を果させたというが（「群馬県百年史」下巻五六〇頁）、この点から推して当時における「新体制」に対する

期待は大きく、その動きも極めて活発だったようである。実際に新体制が主唱されてからの全国各地の表情には、何か新しい空気がみられたといわれている。なかんずく農村青年などには強い関心と期待がもたれた。町村会議員とは別に新しい隠れた青壮年が新組織の役員に抜てきされた。町村会よりもかなり若い指導者たちが含まれていた点にも新しさがうかがわれた。特に新体制の推進役の翼壮には多くの新人が登用されて清新さを与えていた。このように初期の翼賛会には組織面からの革新性と人の面からの新人性によって、人々の心を捉えていた。従って事変の長期化で暗い気分に閉されていた国民感情が、十五年後半期における新体制のムードによって明るさを取戻しはじめた。加えて十五年秋には建国紀元二千六百年として、全国各地で十一月十日から十四日まで盛大な記念式典が挙行され、国民の志気をもりあげた。中之条町では山車を引廻し提灯行列が行われた。この奉祝期間には酒の特配があり日夜の飲酒も許された。久しぶりの大祭に人々の心もうかれたった。「祝へ！元気に朗かに」のスローガンのもとで町民も日頃のうさを払った。そして十五日からは、再び「祝い終った、さあ働かう」の新しいスローガンによって、心機一転して再び戦時生産活動に復帰した。

十五年から十六年には事変解決の低迷による長期化で国民生活面にも漸く困窮の様相が現われてきた時期だったが、上述のような新体制気分のもりあがりは、一時的ながら世相の明るさを回復した。当時は全国的に新体制という言葉が流行し、様々な使われ方をしていた。吾妻地方でもこの言葉が浸透していたようだ。「新体制下の正月一、二、三日の三日間は各商店とも休み……」（小池秀雄日記）という記帳もみられた。期待をこめた明るさの反面に、当時の都会の新体制の世相は、人々の間に何か役人風の不親切さや冷たさも生じていた。これは初期の翼賛会の新体制が官僚統制により画一化していった変化と対応するものであろう。十五年十二月「文芸春秋」による新体制に関する国民世論調査をみても、当時すでに国民は全般に新体制に対して無関心であったことがわかる。

(4)　太平洋戦争開戦前後の世相

昭和十六年（一九四一）になると、世界状勢は益々複雑化して、六月二十日独ソ開戦と併せて日本と米英の関係が甚だ悪化してきて、陸軍の南方進出の気運がたかまった。新しい戦局拡大が予想されるなかで、七月中旬になると極秘裡に大動員が相次いだ。小池秀雄日記の七月十一日には、「昨夜十二時頃大動員来り、中之条にも四十名程命令ありし由、極秘に扱ふ」。十二日、「今回の大動員は相当なもので事変以来の多数かとも思われるが、極秘なので中々わからない」と述べてある。なお大動員のあった十日午前には常会が開かれ、次のような注意が町民に伝達されている。「今後出征兵士の歓送は絶対に縮少し駅迄の見送りも親類程度にせよ」ということだった。この出征兵の大動員と併せて軍馬の大徴発が行われ、十四日には伊参村からは七八十頭も出ていった。八月三日にも町から多数出征していった。四日には「応召兵幾人か出発、新聞は仏印方面へ日仏共同防衛のため上陸する軍隊多く、北方もうるさく、太平洋はアメリカの石油禁輸の声にいよいよ物議騒然としてきた」と当時の状勢を捉えている。太平洋開戦に先だつ七、八月の大動員は、中之条町では昭和九～十二年徴集の第一補充兵が多く、東部三八部隊に所属した。この時には近村の坂上村でも七月十四日から七日にわたって三十四人、続いて八月に五十八人、九月十一人、十月五人と開戦前の大動員が行われた様子がわかる（坂上村誌一二〇八～九頁）。このような開戦前の軍事



太平洋戦争開戦の日の日記
（小池秀雄日記　昭和16.12.8）

外交状勢は地方住民の心理にも重苦しくのしかかっていた。緊迫した国の内外の動きが当時の国民生活の苦窮とともに暗い陰鬱な世相を形成していた。

そして**十二月八日の太平洋戦争の開戦**「十二月八日午前六時帝国陸海軍ハ、アメリカ西海岸ニ於テ米英ト戦闘状態ニ入レリ」の大本営発表臨時ニュースがラジオを通じて全国民に流れた。このニュースをわが町村民はどう捉えたか。つぎにこれを掲げておく。

(1)六時二十分のニュースとともに起きた昨夜高崎からの帰途、渋川や附近の発電所に皆電気がついていたので、日米関係も全しと思って来たのだが、今朝の臨時ニュース、七時には、遂に日本陸海軍は米英軍と今暁戦闘状態に入れりと報ぜられた。夜は警戒警報が発令され、愈々暗闇に新聞等をみる。欧州方面の交戦国の感を意識できる（**小池秀雄**（当時四十六才）日記十二月八日より）

(2)このニュースをきいて、私はびっくりした。青天の霹靂だったのである。だが少し落付くと、開戦も仕方ないことだと思った。日本は米英仏蘭の諸国より経済封鎖されて、どうにも動きがとれない。一方の出口を求めて開戦に踏切ったのだ。これまで隠忍自重を重ね、とうとう勘忍袋の緒が切れたのだ。戦争も必然こうなるのが当然だと思った。続いて追っかけるようにニュースは叫ぶ。真珠湾の米軍太平洋艦隊を奇襲し、撃滅的大損害を与へた。「おお、よくやった。積年の憤を晴らした。万歳万歳」日本は緒戦において勝ったのだ。興奮して町へ出ると逢ふ人ごとに「やりましたね。よくやったね」と……（**関喜平**（当時三十三才）日記十二月八日より）

(3)**伊参村大道新田の農民冨沢豊太郎**（当時三十三才）は開戦の日の日記にもとづいて、次のように報告をしてくれた。

「弟弘妹かめと三人で十日程前から峠一三四九番の湿地原野に暗きょ排水工事をなし食糧増産にと働き居りたり。午前十一時半頃帰宅し、ラジオを聴きながら昼食をして居ると、今暁勇敢なる帝国航空部隊と潜水艦部隊はハワイ真珠湾急襲を敢行、米太平洋艦隊主力を撃滅したり。……

かくして午前十一時畏くも宣戦の大詔は渙発せられ、一億国民の嚮ふ所を宣示し給ふ。このニュースを聞いて実に驚き、半信半疑、家族と顔見合せ、しばし無言でした。私は十二年十月十二日召集令状を受け……中支に派遣、上海に上陸、南支攻略後は北支に廻り討伐警備と約二ケ年に渉り、昭和十四年八月十日召集解除となり帰郷せるも……か

かる戦線を拡大して如何にして兵や物資を配送するかと、驚きと帝国の実力の計り知れない偉大さに感激の外なく、この上は再度召集を受け、戦地に派遣せらるることは必至と身のまわり及び家事の整理等、不時の応召に遺憾なき用意と決意を新にした。

そして富沢は開戦後の村の様子について、「近隣の銃後は実に一新され、非常時の決意と帝国の前途に必勝あるのみと神仏に祈りをこめ連日千社参りが来り、神社には祈願出征兵士武運長久の張札が数知れず、国防婦人会の肩章は毎戸に配られ、緊張に緊張の度を加へ真の非常時態勢が益々其の度を加へられた」と、緊張一新した国民心理を述べている。そして開戦直後の町の雰囲気について、小池秀雄日記をみると、夜は連日警戒警報下の燈火管制がしかれた。二十四日からやっと街灯もついて町が明るくなった。十二月十日の日記には、「日米開戦とともに気分がしづみ、八日九日と店は閉だったが、シンガポール、マレー、ハワイ、ウェーク島等において大勝利の戦報入り、町にも活気が出て店も中々忙しかった」と述べている。

とにかく開戦の報は、何よりもまず今迄の重苦しさからの解放があった。と同時に他方では到頭来るべきものが来たという興奮と悲痛の交錯した心理であった。そして開戦に続く緒戦の相つぐ戦勝の発表をきいた多くの人々の心理には、開戦直前のあの暗欝を払拭した晴々した気持と戦勝がもたらした国民的優越感とが潜在していた。この開戦以来の連勝のニュースは、十七年正月から三月頃までの地方の世相をはなやいだものにした。日常生活は引続き少しずつ窮乏の途をたどっていたが、戦勝は人々の心を躍らせた。新しく毎月八日の大詔奉戴日には戦勝気分のなかで戦意は昂揚された。二月十五日のシンガポール陥落を祝って、十八日には「大東亜戦戦勝第一次祝賀式」が全国的に挙行された。町では大旗行列で三千人の大行進が中之条伊勢町を巡廻した。各戸二合当の特配があった。そして三月十二日には第二次戦勝祝賀日として国民学校で祝賀会が行われ、各戸祝酒が五合ずつ配給になった。こうして開戦三、四

カ月は戦勝にうきたつ世相がどこでもみられた。ところで四月十八日真昼のアメリカ機の初めての本土侵入は、それが全く予想外だっただけに、国民心理に与えた影響は実に大きかった。戦勝に湧く国民心情に冷水が注がれたといってよい。

(5) 翼賛選挙と世相

さて十七年四月には緒戦の勝利を背景にして衆議院の翼賛選挙が行われ、「大東亜戦争完遂」のため翼賛議会の確立をはかった。大政翼賛会の推薦という形をとり、非推薦のものと選別した選挙統制のもとで実施された。十七年二月十八日、翼賛選挙貫徹運動基本要綱が閣議で決定され、翌十九日にはその実施要領が内務次官通達で各府県に出された。かくて群馬県でも三月には「大東亜戦争完遂翼賛選挙貫徹運動要項」が作成され、これにもとづいて総選挙が実施された。本県では翼賛会推薦の候補者が全員当選した。本郡出身の木檜三四郎は大正期以降すでに引続いて毎回当選してきたが、この翼賛選挙では推薦候補からはずされ、非推薦として立候補して敢然この総選挙を戦い抜いてきた。木檜がこの時の選挙公報にかいた原稿の削除事件がおきたが、これに関する原文と削除部分の詳細は群馬県百年史(下)三三一～三三二頁に掲載されている。この時の選挙公報をみると、木檜の立憲政治擁護の信条が切々と吐露されている。彼は生粋の政党人として、議会政治に対して毅然たる態度をもって終始一貫したことが、この翼賛選挙を通じて何よりも明確に立証された。

> 選挙は全く国民の自由であるから苟も国政に対して自信ある者は自ら進んで立候補を宣し、各候補者は絶対平等の地位に立ちて堂々と勝敗を争ふべく、是即ち憲法、法律の命ずる所にして選挙制度の本義は実に玆に在るのである。……（選挙公報群馬県（第二区）木檜三四郎氏のものより）

さてこの木檜は地元郡民から六、〇〇九票を獲得したが、これは郡民全体の有効投票(一一、三八一票)中の五二、


選挙公報

七%で非推薦という悪条件のもとの選挙にもかかわらず、半数以上の郡民有権者から支持された。結局翼賛選挙では非推薦による選挙規制によって木檜三四郎は始めて落選した。しかしこの選挙を通じて立憲政治の擁護のため敢然立候補した木檜を、吾妻郡民の五二、七%が支持した投票の意味については決して忘れてはならない。そして一ヵ月遅れて町村の翼賛選挙が行われた。各町村とも推薦議員が選挙母胎によってきめられた。各町村における翼賛会役員（十六年二月）と翼賛議員（十七年五月）との関係を、翼賛議員中に含まれる翼賛会役員数でみると、(1)中之条町は全議員十八名のうち十二名（翼賛会理事三名、参与三名、顧問三名、他に郡役員三名）(2)沢田村は全議員十八名のうち五名（理事二名、顧問二名、他に郡役員一名）、(3)伊参村は全議員十二名のうち七名（理事三名、参与一名、顧問三名）、(4)名久田村は全議員十二名のうち七名（理事二名、参与三名、顧問二名）という状況であった。四ヵ町村ともこの翼賛議員は前述のように前議員よりも平均年令が多少若くなったが、これは前年以来の翼賛会の運動の影響があった。しかし新しい翼賛会組織にくらべると、町村議会には古くからの伝統もあり、町村の有力な重鎮が中心であったので、自然に年輩者が多かった。この点翼賛会役員には青年団長、壮年団長、在郷軍人分会長はじめ町村の三十才代の新人層が幾人が就任していた。十七年の翼賛選挙でも翼賛会、特に翼壮は大きな役割をになった。新体制の社会情勢のもとで壮年層への期待は確かにたかまっていた。

(6)　終戦の世相と住民の心情

昭和の十五年にわたる長い戦争が終ったのは、昭和二十年（一九四五）八月十五日であった。この日は日本人にとって、歴史的に記録されるべき日である。戦後三十年を経過した現在では、この日を知らない日本人が多くなってき

たし、またこの日を体験した日本人にしても、其後の急激な変貌によって戦前と戦後の現在とが余りにも大きく隔絶してしまったため、とかく自然に忘却される状況である。しかしこの日は昭和時代を戦前と戦後にわける日として、まさに歴史的に記録さるべき日であることは事実である。そしてこの日がまた戦後の歴史の起点であるという客観的事実にたって、八月十五日の日本人の心情を捉えておく必要があろう。郷土の歴史にとっても同様な意味において、この日を知る町や村の人々の歴史的体験とその心情を、この日を知らない多くの郷土の人々に伝達しておきたい。

さて郷土の人々は、この終戦を、敗戦という戦争終結のこの日を、どんな心情で迎えたであろうか。終戦の日の郷土の人々の動静や心理をみておく。

八月十五日の住民の記録から、これをみてみよう。

中之条町の商人小池秀雄（明治二十九年生・当時五十才）の日記をみると

「今朝はゆっくり眠った。正午天皇陛下の重大放送があるといふので起立して聞く。遂にポツダム決議の無条件降服の全面的承認の勅語をきき、慟哭数時にわたる。昭和十二年以来の苦心奮闘も水泡に帰し、遂に米英露支の軍門に降るのやむなきに至れり。我が軍部の不見識、科学の相違大にして及ばざるを基因といふ。香しからざる記念日となりぬ」と、この日の心情が吐露されている。

沢田村反下の関節（明治三十三年生・当時四十六才）の「大東亜戦（太平洋戦争）の終戦の思い出」の記録から

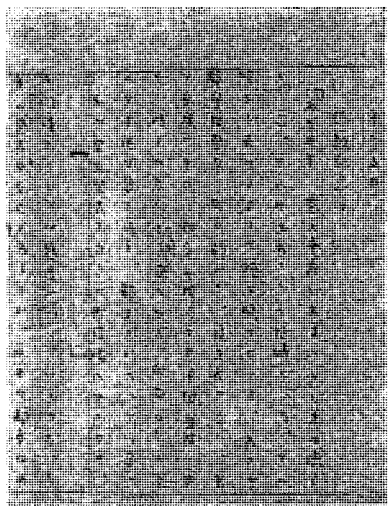
昭和二十年八月十五日正午に天皇陛下の重大放送があるから国民は皆お聞きするようにとの発表が前日十四日にあった。

十五日の正午を待ちかねて、時間が来る前より家内一同ラジオの前へ集まり、耳をすまして重くるしい気持に包まれながら待っていた。時間が来ると陛下のお声が静かに流れてきた。しかも沈痛な音調で……胸がドキドキして全身がふるへた。陛下は「忍び難きを忍び」、是以上の犠牲には忍び難いので直ちに戦をやめて明日から苦しい日本国の復興再建のために励むようにとの放送の意味だった。

此の玉音放送によって大東亜戦争は終戦となった。無条件降服といふ事が実感としてハッキリした。併し戦闘は終って

も敗戦国の今後苦しい又みじめの問題が現実となって国全体に襲いかかって来るのが容易に想像された。

当時新聞記者だった中之条町の関喜平（明治四十二年生・当時三十七才）のこの日の日記から



昭和20年８月15日終戦の日の日記
（関喜平日記の一部）

「本日正午・重大発表がある」とラジオは流している。朝空襲警報発令、町は静かだ。通る人は少い。

私は重大発表をききに町役場に出かけた。町役場のラジオは感度がいいといふのだった。重大発表とはなんであろうか。日本の都市はあらかた米軍のＢ29の焼夷弾攻勢に遭った。前橋もＢ29に襲われた。東京も焼かれた。原子爆弾は長崎広島に落された。日本人の一人々々が敵兵の上陸してくる海辺で、竹槍をふるい抗戦する作戦で、その勇躍を鼓舞する決意の発表なんだと心のなかで思った。町役場のラジオの前は重大発表を聴かんとする者がならんだ。刻々とその時はせまる。だれの胸にも不安と希望とのいり混った複雑な表情だった。放送は始った。放送の声に乗って流れたのは、意外にも天皇おん自らの声ではないか。重大な発表とは天皇のお声なのだ。「かしこくも、本日正午、天皇おん自らのご放送あそばされます。国民は一人残らず謹んで拝しますように…」とアナウンスだった。玉音第一声は流れてきた。突然のことだ。そのころから雑音が入り始めてよく聴きとれない。町長木暮壽雄氏も重大発表をききに宿直室に入ってきた。どうもよく判らない。だれもいらだちの表情がみなぎる。私は玉音の放送が始ったとき私の肉体は感動のためふるえた。私の全身の細胞は耳に集中した。だが、お言葉の一つ一つはききとれないが、大体終戦のお言葉であることは想像された。終戦というお言葉だけは各所で使われていることがわかった。木暮町長も敗戦だと言ったきり黙然としていた。銃後の国民の一人一人が戦ってきた。それがすべて終ったのだ。黙然とするのもむりはない。

女学校三年生望月泰子（中之条町）のこの日の記録から（「家庭勤労日誌」による）

正午には天皇陛下のありがたいお言葉を拝するので十一時半になると家中机のまわりを囲み正座していました。まもなく時計が十二時を打つと共に、天皇陛下の厳かな御声がしました。あまりの有難さに家中涙を拭うばかりでした。一億国民はこの陛下の有難い御心に答へ奉ると共に、今までの力がたりなかったことを心から御詫び申し上げなければならないと思います。八月十五日、遂に我が国は米英ソ支那に対してポツダム宣言を受諾しました。私達日本人にとって八月十五日こそ一生涯忘れることの出来ない日です。私はあまりの残念さに泣ききれません。特攻隊で戦死なされた兵隊さんや名誉の戦死をとげられた兵隊さんに御灯火を上げて心から感謝の意を表しました。

2　戦時中の地方文化

(1)　日華事変下の青壮年文化

すでに前節において詳述したように、日華事変勃発によって十二年九月には国民精神総動員運動の内閣告諭や訓令が出され、以後事変の長期化とともに全国民にとってこの精神総動員運動の理念が生活や行動を規制するに至った。こうして日華事変下の町村の男女青年団や婦人会の活動は精動の理念にもとづいての銃後活動に終始した。

青年団の文化　日華事変下における村の青年の心情と行動の項で、四万青年同志会や伊参青年団蟻川支部の記録を通じてみても、昭和戦前期（十年前）における青年団の活動とは一変して、輪読会、学芸発表会、弁論大会、なども定期的には実施されていたが、戦時下の銃後活動への奉仕協力の分野に追われて、文化活動面は著しく縮小されている。なお各々の文化活動の内容も大分戦時色が強くなっていた。事変中でも四万青年同志会では毎月十二日に通常会が開かれ、協議や意見発表や輪読会などがよく行われた。十四年一月通常会で輪読会の開設を決議し、翌二月通常会から時々実施していた。そして郡青年団指導担当の市川貞先生などからも輪読会の指導をうけた。当時（十六年八月八日）の吾妻郡青少年団教養部長訓練部長会議で指示された「青年常会次第」を示しておく。

一、開会ノ挨拶　二、始ノ行事　1遙拝　2祈念司会者ノ言葉「靖国神社ノ神霊ニ対シ奉リ感謝ヲ捧ゲ、併セテ皇軍将兵ノ武運長久ヲ祈念致シマス」始メ……終リ三十秒～一分間位　3国歌奉唱……場所考慮　4勅語（詔書）令旨奉読　5常会ノ誓朗唱　三、伝達報告　四、協議懇談申合（ここに講話又ハ輪読会ヲ入レル）　五、研究体験発表　六、和楽　七、終了行事　1次回行事予定発表　2申合せノ朗読　八、閉会ノ挨拶という順序であった。

さて、戦時下の輪読会について、「指導上ノ注意」から主な事項だけをあげておこう。

2・輪読させる方法をみると、一、役を定めて読ますもの（座談会戯曲の如きもの）　二、数人に分けて読ますもの（偉人の伝記、名家の講演の如き）　三、特技あるものに読ますもの（詩吟朗詠浪花節）　四、斉唱させるもの（綱領歌等）

3・輪読会の出席者で一言も口を開かずに帰るもののない

そして歌謡練習については、「文部省及び其他各省選定のものたること」と規定している。四万青年同志会では、十五年三月三日の沢田村青年団（本団）の学芸発表会に劇「此の母を見よ」を演じたが、「見るもの聞くもの涙をも流す程優秀に出来た」と記帳しているが、この劇には九人の青年が出演し、部隊長、軍医、兵などが現われ、戦時下の軍国の母の心意気を好演したものだった。このために一週間の猛練習をした。母の役はこの年の青年会長関幸一郎が演じたが、その彼もこの年十二月十四日入営のため出発し、やがて佐々部隊に所属中支に出征した。

ここでまた太平洋戦争開戦の年の夏、青年会仲間を含めて多数の町村民がひそかに出征していった十六年八月当時

そして「常会ノ誓」とは次のようなものであった。

○さゝやかなこの集ひながら必ず皇国の礎として大きな役目を果します。

○この集ひにおいてお互に私しを去って語り合ひ唯ひとすぢに皇国につくす覚悟を固めます。

○この集ひによって皇国に生れた喜びを新にし、一丸となって大御心にこたへ奉らんことを誓ひます。

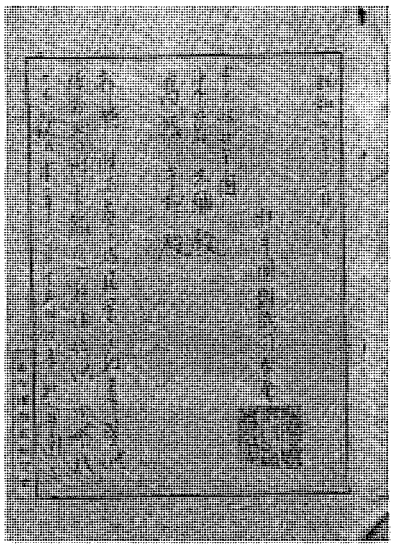
やうに読書力の低いものには分量を少く、高いものには多く読ますやうに、……6・輪読会を始める前に出席者を適当の班に分ち、各班に班長を定めておくこと、10・時局談を扱った時は郡内出征将兵の功労を織り込んで話してやること、12・読了後雑誌は出征兵士に贈らしめるやうにすること。

の青年団指導方針を付記しておく。

㈠国体観念ノ確立　1国民儀礼（宮城遙拝・拝礼・祈念等）ヲ行フコト　2祝祭日ニハ郷土民ト合同シ神社ニ暁天動員ヲ実施シ行事ヲ挙グルコト　4「国体ノ本義」ヲ読マシメルコト、5郷土ノ英霊ノ墓地清掃ヲ毎月行事トスルコト、6郷土ノ先哲偉人ヲ語ル会開催、7郷土ノ迷信邪教ヲサケルコト

㈡文化訓練については、1機関誌青年ノ普及並活用法指導、2輪読会ノ開催、3正シイ言葉ノ訓練ヲナスコト、4推薦図書ノ回覧（巡回文庫）、5漢書読書覚書ノ訓練特ニ常会輪読会ヲ行ハセタイ　6ラジオノ共同聴取訓練　7.吹奏楽団ノ編成

そして生活訓練では礼法（個人団体）国民礼法の普及徹底を図ること、そして風俗改善では行事には必ず正装、未成年の禁酒禁煙、団員の五分刈の励行等を掲げていた。交通道徳については、1徒歩七五センチ、一一四歩で左側通行、2電車自動車の中では席をゆずること、4公衆道徳として道路に痰を吐かぬことなどがあげられていた。



中央の壮年団期成同盟会から中之条壮年団あての通知文の一部（昭和9.11.8）

自生的な壮年団の文化　昭和十五年に新体制のもとで翼賛会と翼賛壮年隊がつくられたが、これは上から中央組織（本部）が創設され、これにならって地方組織としての県―郡市―町村へと設立されていったが、吾妻郡にこれら新体制の組織がつくられたのは十六年六月であった。実践推進力をもつ町村の壮年層を対象にして、上からの翼賛壮年隊が形成される以前に、中之条町にはすでに昭和九年（一九三四）二月十五日に自発的壮年団が創設されていた。中之条町では明治以後には青年会青年団

団員名	大字地区	団員名	大字地区	団員名	大字地区
剣持祐作	中之条町	山田竹次	伊勢町	高橋午郎	中之条町
伊能三四郎	伊勢町	小板橋定吉	〃	木暮久弥	伊勢町
宮崎安司	伊勢町	小板橋相次郎	〃	伊藤良一	西中之条

ループが形成されたことは注目すべきである。この壮年団を組織した人々はまた青年時代に最も活発な青年団活動をした人たちであった。青年団を卒業した人々の自主的なグループづくりの要求と期待に応じて、官制の翼壮よりも八年もまえに、自分たちの力で中之条壮年団が形成された。この壮年団づくりの中心者だった木暮久弥のもつ壮年団関係資料によって、以下当時の壮年団とこれを通じて壮年層の文化状況にふれておく。中之条町壮年団は昭和初期に青年団活動をしてきた九名の同志が相寄って昭和九年二月に創設した。三月団長木暮久弥、副団長高橋午郎が選任された。二人は同志中の最年長者（明治三十九年生）であった。団員九名の名簿を示すと右表の通りである。

昭和十一年四月団則を制定したが、この機会に役員を改選し、団長は引続き木暮久弥、副団長に剣持祐作、幹事に伊能三四郎（庶務担当）と宮崎安司（会計担当）等が選任された。この年新会員に四名（倉林勇一、福田藤一郎、剣持真三雄、剣持譲二）が参加した。団則によると、本団は中之条町に在住し団の趣旨に賛同する二十六才以上四十才までの男子を以て組織し（第一条）、その目的は、「団員の親睦を計り協力して自治体の強化、選挙の厳正、産業の振興と郷土生活の充実改善等の為、必要なる事項の研究実行を為し、各自知識の並進に努め勤労を楽しみ国家社会の進展に貢献する」（第二条）、さらに「本団の費用は団費及有志者の拠出金を以て支弁」（第八条）していた。ところで中之条町壮年団は結成当初から中央機関の壮年団期成同盟（後に壮年団中央協会）と緊密な連繋をもちつつ、団の活動を展開していた。機関誌「壮年団」の購読もされた。中央協会主催の全国壮年団協議会（第一回は十二年十一月二十九

より年長の人々を対象の町の壮年層の団体はなかった。この壮年層グ

日から十二月一日まで、第二回十五年一月二十一日から二十四日まで）にも参加した。なお日華事変の勃発に伴って中央協会も各種の銃後活動を指示している。その一例を示すと、十四年十二月十五日からの経済戦強調運動週間において壮年団の実施要項を送付してきたが、これによると、(イ)贈答廃止　(ロ)新調見合せ　(ハ)貯蓄奨励の三要項について、具体的に六つの申し合せ項目を示していた。

さて中之条町壮年団員の加入状況を示しておく。

十二年田中平太郎、吉原仁三郎、十三年唐沢常雄（十五年渡満のため退団）唐沢宗三郎（十四年転居退団）、十四年小　渕富美夫、十五年倉林善次郎、高橋政雄、十六年高橋高次郎、後藤明石、茂木定十郎、田村三雄

この中之条町の壮年有志により自主的に結成された壮年団のあゆみをみると、昭和九年二月発足当初は九名であったが、十一年四月に団則を制定し、組織を整備するとともに、団員は十二名（一名転居退団）に増え、その後年々少数の有志会員の加入があった。そして翼賛壮年隊の結成される十六年六月直前には、会員は二十一名になった。団員をみると、年少は二十六才から年長三十五才の間の中之条町在住の少数精鋭の同志壮年の集まりであった。日華事変三年前に創設され、三十才前後の実践力ある壮年有志の親睦、自己研鑽と郷土生活の充実改善を目途とした真剣な同志の集いだったが、事変に遭遇し、銃後の諸活動（就中軍人援護恤兵活動など）に努めた。その間団長は創設当初から引続いて木暮久弥が勤めていた。当時事変前から翼壮結成までの七年間にわたって町の壮年有志たちによる自主的団体の活動が行われていたことは注目してよい。

(2)　戦争翼賛下の地方文化の変容

太平洋戦争下の青年団文化　昭和十七年一月一日四万青年同志会の会務日誌には「鶏鳴暁を報じて大東亜戦下二千六百二年の新春は明けたり。香港既に陥落し、マニラ又落ちんとす。熱風身を焼く南の戦線に忠誠勇武の皇軍は日の

丸を押し立て進撃を続ける。……今日も此の日も戦線の将兵は血と汗を流して戦って居るだろう。新しき年を迎へ吾々は戦線の将兵に新なる感謝を棒げよう」と記録している。戦争下にあって十七年～二十年の間、毎月々々の通常会も引続いて開かれていたが、勤労奉仕、債券購入、千社参り　慰問文慰問袋の発送、植林・堆肥増産、木炭木材薪の増産、軍用干草供出など戦時下の銃後の青年団活動はきびしかった。十九年には美野原用水の労働作業、鉄道工事の勤労奉仕も実施された。そして疎開児童が入ってくると、その慰問激励にも出向いた。二十年四月の上沢渡大火後には杉皮むきの勤労奉仕に十八名が出勤した。そして青年団による開墾作付も始められた（各分団一反当、本団一町歩）。ところで戦時下の増産勤労の出征軍人への慰問等の銃後の団活動の間に、寒稽古、品評会、学芸発表会、運動会、そして敬老会なども行われていた。戦時下の学芸発表をみると、ほとんどが娯楽余興であった。十八九年三月三日の発表会でも、歌万才浪曲詩吟八木節などが演ぜられた。増産奉仕に追われていた戦時下では極めて自然の成り行きだった。昭和十八年一月当時青年団に配布された文書の戦時教養問答「大東亜戦争」のうち、主なもの二、三を次ぎに示しておく。

問　大東亜戦争の原因は、答　米国及英国の東洋制覇非望なり。

問　大東亜戦争の目的は、答　東洋の民族を米国及び英国の抑圧より解放し、大東亜に新秩序を建設し、以て世界平和に寄与することなり。

問　銃後を守る大日本青少年団員たる我等は今や何を為すべきか、答　一、必勝の信念を堅持す　一、国土防衛に挺身す　一、職域奉公に邁進す　一、身心を積極的に鍛錬す。

戦時下翼賛壮年団の文化活動　昭和十六年（一九四一）六月十日中之条町翼賛会と翼賛壮年隊が同時に発会した（先述）。町の翼壮は部制を布いた。前述の自主的な町の壮年団員のほとんど大半が翼壮の役員に就任した。団長木暮久弥が翼壮隊長に就任のほか、参事十人のうち壮年団員が半数をしめた。そして各分隊長班長には五人が就任している。さて翼壮には文化部がつくられ、部長に壮年団員剣持譲二がなり、団員中からは常務委員に田中平太郎、厚生主

任は倉林勇一、そして委員は福田藤一郎、高橋政雄、剣持真砂雄であった。文化部は庶務教化厚生練成の四つに分れていた。その活動の主たるものを次ぎに示すと

一、教化活動（主任関喜平）文化講演会文化映画、教化的紙芝居及家庭用十六ミリ映画デ部落常会ナド巡回、文化部報ノ発行、郷土研究　二、厚生活動（主任倉林勇一）生活改善（糧食改善、栄養食ノ普及、尊米運動ノ実践、空閑地利用、貯蓄奨励、勤労奉仕及出征遺家族ヘノ奉仕、保健衛生救護等ノ研究実践）　三、錬成活動（主任小板橋一正）国体観念ノ明徴、敬神崇祖ノ涵養、心身ノ錬磨（武道奨励、ラジオ体操ノ普及、町民運動会、禊座禅、登山会強歩会ノ開催、官公署会社工場等団体ヘノ体操講師ノ斡旋）。

十六年六月創立から太平洋戦争の一年間翼壮隊長を勤めた木暮は十七年末辞任し、副隊長小板橋菱三郎が新団長になった。戦争の熾烈化した十八年からは新翼壮団長小板橋のもとで戦時下の翼壮的な文化活動が展開された。当時翼壮文化部の教化主任であった関喜平の日記から一二の顕著な文化活動をみておこう。

推進文化班	郷土文化班	精神文化班
班長　剣持祐作	班長　倉林勇一	班長　関　喜平
剣持仁三郎	吉原仁三郎	塩原　清
蟻川克巳	山口武夫	齊藤正雄
山本長一郎	関　長次郎	小池俊一郎
望月万太郎	浅田盛吉	阿部春吉
高安愛四郎	田中壮一郎	田村政司
戸所一男	深津丑造	田鍋織吉
浜野里利	小池倍二	都所一末
久保田繁枝	竹渕正次	
木暮卯吉		
後藤元次		
中沢千秋		

①貯蓄完遂演劇会の開催　十八年三月に町の翼賛会と翼壮が主催して「東宝移動演劇研究会」による演劇の夕が、中之条町朝日劇場で開かれた。それはちょうど全国で二三〇億円貯蓄目

標に応じて町への割当を完遂した紀念に演劇の夕が催されたときであった。出しものは「はぢかみの歌」一幕二場、「驟雨」一幕、狸一幕であった。俳優中江良介、長浜藤男、島田屯、永井百合子、清川すみ子ら、演出部は高木康雄一行は隊長土方浩平ら十三人だった。この演劇会は満員の盛況であった。

②翼壮による農村文化奉仕隊の活動　先述のように翼壮文化部では紙芝居と幻燈をもつて文化部の団員が各区の常会ごとにもち歩き上演した。この翼壮の農村文化奉仕隊の各班の構成は前頁の表に掲げた。

このほか企画班があって、班長は剣持譲二だった。これに各班の班長が加わり計画をたてた。

(3) 戦時中の俳句文化

昭和十年代には日華事変から太平洋戦争と引続く戦争のなかで明け暮れたが、明治前からの長い間にわたって郡内各地に根をおろしていた俳句文化の火は戦時下にあっても消えることはなかった。昭和十年前後に隆盛期を迎えた郡内の俳句界は日華事変下にあっても相変らず各地の句会が盛んであった。特に戦時態勢の強化していった太平洋戦争になっても、時々の句会の集まりが催されていて、燈火管制下でも熱心な愛好者たちが集会して相互の作句を交換しあいながら、きびしい戦時下の人々のもつ心の圧迫と不安を解放していた。戦時体制のもとでは、これまでの地方文化も大きく変容して、そのもつ生き生きした様相を喪失していった。俳句のような世界にも戦争の影響はまぬかれなかったと思うが、戦争の進展により銃後生活も日々窮迫化していった状況下では、地方俳人にとっては自然と結ばれた俳句をたしなむ一瞬だけが心の明るさを取もどすことができた。この意味では戦時下にはかえって地方人の俳句は盛んになっていたともいえる。

①さて昭和期になると中央の著名な俳人の吾妻入りがめだってきたが、長谷川零余子、池内たけしに続いて富田うしほ（若竹主宰）が十二年一月、中之条町の田島寿山庵を訪ねた。この時うしほが寿山庵裏手の自然石に書かれたの

は

雪雲のかかりて高き榛名かな　うしほ

以後数回にわたり寿山庵を訪れ俳句の指導をしている。田島寿山と石井映水は「若竹」の同人となり紙上で活躍した。

雨乞や神に禱って疑はず　寿山
飄として谿空わたる冬日かな　映水

②つづいて前田普羅（辛夷主宰）が、十四年十月に浅間山吾妻渓谷を愛好して吾妻の地に足を踏み入れた。十五年四月、十六年七月、十九年九月と相次いでこの地を訪ね、俳句の指導を行なっている。同人には蜂須賀哉芽、星野香耘、水出鳴芒子、関怒濤、黒岩長虹、萩原元峯、加島節女、本多香桐、加部緑邨、萩原桑王などが推され、その活躍がめだった。

昭和十五年十二月哉芽が紀元二千六百年記念句集を発刊し、十七年十二月香耘、鳴芒子、怒濤、哉芽の四人句集「白樺」が発行された。

戦後昭和三十七年五月香耘　櫻月　壽仙　怒濤　長虹の五人の発起で山田川ダムの辺りに句碑塚を建設した。

村販いいくさも遠し鯉幟　香耘
若草や水に色なき流れあり　櫻月
春暁や榛名へつづく靄の海　壽仙
ゆらぐかに山岳ありぬ夏の雲　長虹
寒月や地球の外へかかりけり　怒濤

③さらに富安風生（若葉主宰）は、戦争の熾烈化した十六年八月二十八日四万温泉に来られた。吟行、歓迎句会が開かれ、地方俳人も多数参加した。この時の感動を関怒濤は次のように述べている。

風生の俳句―まむし縞蛇生みたて卵と障子に書く―あまりみはった。蛇屋の写生である。まむし・しまへび・生血も売る店屋で、表の大障子にまむし、しまへびと書き立ててあの新鮮さに集った地方俳人はおどろいた。その新鮮さに目を

る。なおこの店屋は鶏も飼っていて卵も売っている。あざや　かな写生俳句だ。

田村杉雨は風生の写生俳句に魅了された。杉雨の「若葉」の読者獲得運動はこの時から始まったといわれる。その後戦後になって風生は幾度も四万温泉を訪れているが、詳細は戦後の俳句の項に述べる、二十六年十一月風生句碑除幕式の際の名吟をあげておく。

春嶺をかさねて四万という名あり　　風生

六　戦時期の教育

1　国民学校の教育

(1)　発　　足

昭和十六年四月一日　従来の小学校に代わって国民学校が発足した。これは、同年三月一日に公布された国民学校令ならびに三月十四日に定められた国民学校令施行規則にもとづいて設置されたものであった。

国民学校令および国民学校令施行規則の特色を見ると次のようである。まず、国民学校の目的に関しては、「国民学校令第一条に「国民学校ハ、皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」と示され、この目的規定に準拠して国民学校令施行規則の第一条には留意事項として次の一〇項が記されている。

一、教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ奉体シテ、教育ノ全般ニ亘リ　ベシ。

皇国ノ道ヲ修練セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシム

二、国民生活ニ必須ナル普通ノ知識・技能ヲ体得セシメ、情操

ヲ淳化シ健全ナル心身ノ育成ニ力ムベシ。

三、我ガ国文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ、東亜及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇国ノ地位ト使命トノ自覚ニ導キ大国民タルノ資質ヲ啓培スルニ力ムベシ。

四、心身一体トシテ教育シ、教授・訓練・養護ノ分離ヲ避クベシ。

五、各教科並ニ科目ハ其ノ特色ヲ発揮セシムト共ニ、相互ノ関連ヲ緊密ナラシメ、之ヲ国民錬成ノ一途ニ帰セシムベシ。

六、儀式、学校行事等ヲ重ンジ、之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ挙グルニ力ムベシ。

七、家庭及社会トノ連合ヲ緊密ニシ、児童ノ教育ヲ全カラシムルニ力ムベシ。

八、教育ヲ国民ノ生活ニ即シテ具体的実際的ナラシムベシ。高等科ニ於テハ、尚将来ノ職業生活ニ対シ、適切ナル指導ヲ行フベシ。

九、児童心身ノ発達ニ留意シ、男女ノ特性環境ヲ考慮シテ適切ナル教育ヲ施スベシ。

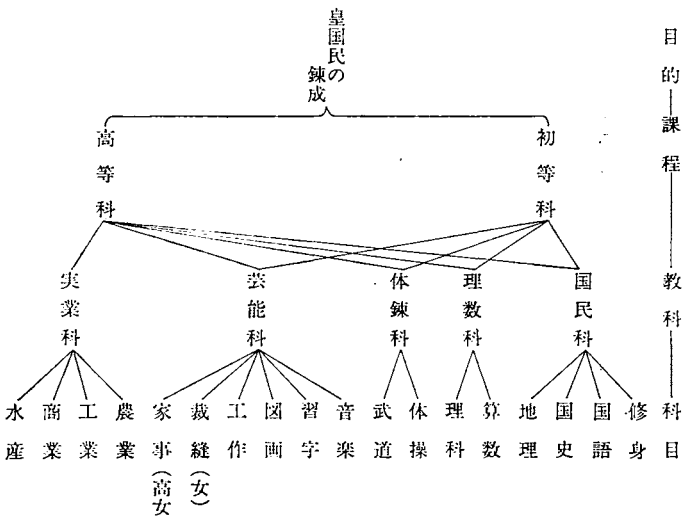
一〇、児童ノ興味ヲ喚起シ、自修ノ習慣ヲ養フニ力ムベシ。

次に、学校の組織および修業年限に関することとしては、小学校令においては、小学校は尋常小学校および高等小学校とされ、両者を同一校に併置したものを尋常高等小学校と呼称していたが、国民学校令ではそれらの区別が廃され、すべて国民学校と呼ばれることになった。そして国民学校には、初等科と高等科が置かれ、初等科は六カ年、高等科は二カ年とされた。

(2) 教科課程

国民学校の教科課程については、従来の小学校令では教科内容の編成について教科目制度が用いられていたが、国民学校令では「教科、科目」制度が採られた。国民学校の教科および科目について見ると次のようである。

国民学校の教科の構成



各教科の要旨　また、各教科の要旨は次のようであって、教育内容を皇国の道の修練に統合帰一させようとする意図が強い。

国民科―我ガ国ノ道徳、言語、歴史、国土等ニ付テ習得セシメ、特ニ国体ノ精華ヲ明ニシテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシムルコト。

理数科―通常ノ事物現象ヲ正確ニ考察シ、処理スルノ能ヲ得シメ、之ヲ生活上ノ実践ニ導キ合理創造ノ精神ヲ涵養シ国運ノ発達ニ貢献スルノ素地ヲ養フコト。

体錬科―身体ヲ鍛錬シ、精神ヲ錬磨シテ、潤達剛健ナル心身ヲ育成シ、献身奉公ノ実践力ヲ培フコト。

芸能科―国民ニ必須ナル芸術技能ヲ修練セシメ、情操ヲ淳化シ、国民生活ノ充実ニ資セシムルコト。

実業科―実業ノ一般ヲ理解セシメ、農業、工業、商業又ハ水産ニ関スル普通ノ知識技能ヲ得シムルト共ニ勤労ノ習慣ヲ養ヒ、産業ノ国家的使命ヲ自覚セシメ国運ノ発展ニ貢献スルノ素地ヲ培フコト。

教科書　次に、国民学校の教科書については、大幅に改定され、国民学校発足の翌一七年になって配本され

た。教科書は、「皇国ノ道ニ則リテ」国民の「基礎的錬成」を行なうことを目標として編集され、大東亜共栄圏や八紘一宇の観念に彩られていたが、素材の提示法や教育方法あるいは児童の発達段階に対する対応などの面で、従来の教科書に比べ著しく近代的なよそおいを呈している。国民学校の教科書を科目別に示すと次のとおりである。

修身　ヨイコドモ（一、二年）初等科修身（三年以上）
国語　ヨミカタ（一年）コトバノオケイコ（一年）よみかた（二年）ことばのおけいこ（二年）初等科国語（三年以上）
国史　初等科国史（五、六年）
地理　初等科地理（五、六年）初等科地図
算数　カズノホン（一、二年）初等科算数（三年以上）
理科　初等科理科（四、五、六年）
音楽　ウタノホン（一年）うたのほん（二年）初等科音楽（三年以上）
習字　テホン（一年）てほん（二年）初等科習字（三年以上）
図画　エノホン（一、二年）初等科図画（三年以上）
工作　初等工作（三年以上）
裁縫　初等科裁縫（四、五、六年）
※　高等科は「高等科修身」「高等科国語」等で、科目名の上に高等科を付し、初等科三年以上と同様である。

2　戦時下の学校生活

日華事変は昭和十二年、太平洋戦争が勃発したのは十六年十二月八日であった。開戦当初における日本軍の戦果はめざましく、相つぐ大本営発表に人びとは熱狂した。大東亜建設の実現は目前に迫っているとまでにその勝利を信じた。しかし、南に北に戦線が拡大され、軍需物資の欠乏が告げられるようになると、戦況は停滞し、十七年六月のミッドウェー沖の海戦大敗を転機として戦局は逆転していった。十九年にはいるとアメリカのB29機による本土の空襲をうけた。その後本県の上空にもアメリカの飛行機が飛来し、二十年八月五日県都前橋市も焼夷弾による空襲を受けて焼土と化した。

このような決戦体制下の教育の状況を、まず沢田、国民学校の学校沿革誌や校報からみてみよう。

(1) 日華事変下の学校生活

昭和十二年七月七日に日華事変が勃発した。この月沢田村においては大字折田、黒崎時一郎君の七月二十日応召を始めとして十数回に亘り百六十余名の充員応召者あった。学校としては、

1　出征者ある毎に尋四以上の児童は中之条駅前まで歓送す　十二月五日
2　毎月一、十五両日各大字神社に戦捷祈願を為す　支那事変戦死者福田恒君無言の凱旋につき職員児童村境まで出迎ふ
3　月の十五日職員全員を動員、出征兵士の家族慰問をなす　十二月十三日
4　毎月全校児童の慰問文を取集め、月一回発送をなす　南京陥落につき祝賀旗行列をなす　二月九日
5　恤兵金として職員は俸給の百分の一、児童は一銭以上を集め家族慰問の際贈呈す　満蒙開拓青少年義勇軍として田村晋治、山田伴次郎出発につき高等科生之が歓送をなす。（沢田校沿革誌）
6　児童よりの慰問袋は数回発送す

こうして義勇軍を送り、無言の凱旋を迎え、南京陥落を喜ぶ戦時体制の教育の中に、さきに見た十六年四月名も国民学校と改められ、皇国の民の錬成が目標とされ教科の大改造が行われると、各学校では、一斉に今まで掲げた校訓の外に皇国の民として学徒の誓詞を定め、全校朝礼の庭には校長先生の発声に職員生徒一同は高らかに唱和する毎日となった。すでに昭和十五年十一月三日（当時明治節）の佳き日早くも中之条小学校では次の誓詞をつくって始めていた。「一、私達は天子様のものです。大事にします。一、私達は日本人です、我慢します、やり通します。一、私達は誓って興亜の力となります。」と。

山の向うの坂上の国民学校では、「私達は、強く正しい心と丈夫な体とを練りきたえて誓って皇国にご奉公いたし

ます」と、正面玄関の上に掲げた。原町校では、朝礼に「海ゆかばみずくかばね……大君の辺にこそ死なめ、顧りみはせじ」と、唱い続けた。

この戦時体制に「皇国民の錬成」が高揚され、教科の改革の中に、初等科一、二学年の教科書は全部新らしくなり、ヨイコドモ、ヨミカタ、コトバノオケイコ、カズノホン、ウタノホン、テホンエノホンの七冊となった。

(2)太平洋戦争下の学校生活

忘れもしない昭和十六年十二月八日、すでに見たように歴史的な太平洋戦争（当時大東亜戦争といった）に突入したのである。

この日は、県下国民学校長会議が県教育会館に召集されていた。各学校共校長は不在であった、この時、坂上校では、職員会を開き、全校生徒は、霜どけの道を踏んで、吉岡神社に参拝してこの聖戦の完遂と戦勝を祈ったが、おそらく、どこの学校も同じように校内は緊張したであろう。

沢田村国民学校の校報は、この日のことを

「宣戦詔書下ル」として、県教育委員会の召集の場で、「十一時四十分頃ニュースデ只今宣戦ノ詔書ガ下リマシタ…宣戦詔書ノ放送一同襟ヲ正シテ最敬礼、言々句々感激ニ満チ眼頭ノ熱キヲ覚ユ。放送終リテ最敬礼会議ハ続行サレマシタガ、午後二時終了急ギ任地ニカヘリマシタ。当日全職員ハ各大字ニ分レテ出征兵士家族慰問致シマシタ」と記している。そして

と、どこの村でも、神社に戦勝の祈願祭が行われる中に、学童は社前に整列して奥殿に捧げる神主の祝詞に頭を垂れて皇軍の武運長久を祈った。

十二月九日、午前九時国民学校青年学校生徒一同ヲ校庭ニ集メ宣戦ノ詔書ヲ奉読シテ訓話ヲナシ、直ニ村社諏訪神社ニ必勝ヲ祈願ヲナス。十二月十二日、午後一時村民戦勝祈願祭ニ生徒一同参列致シマシタ。開戦数日戦果ノ大ナルニ感謝感激ノ念ニミチテ居リマス。

太平洋戦争勃発前後の国民学校　当時の学校を、沢田村国民学校に見れば（校報より）

昭和十六年六月①児童貯金調べ　貯金児童一〇九五人（98％）平均九円六三銭②蛔虫駆除　排泄虫一一〇三四、最高十五四、平均二・二四。

③　児童弁当調査

白米飯　本校22、第一1、第二4、第三、10、第四12、第五1以上計50人　全校の4％

是非国策にそい、混合食にされたい、とある。

④時の記念日　神前で時間の励行訓話

⑤農繁休業

高等科―六月十八日～七月七日

初等科―六月二三日～七月七日

この間四年以上は勤労日誌をつける。

⑥農繁託児所

六月二五日～七月四日　十日間

朝七時～午後五時

注　農繁託児所は、農繁休み中、学校職員が幼児を学校であずかったもので、昭和十二年ごろから始まっていた。

本校99、第一110、第二82、第三65、第四68、計424人

七月

①沢田村青少年団は四月二九日天長節の佳節を卜して結成。その後初等三年以上は少年団を結成する。その綱領は次のようである。

（九月一日の始業式）

○私共ハ日本ノ少年少女デス。青少年学徒ニ賜ハリタル勅語ノ聖旨ヲ奉体シテ立派ナ皇国ノ民トナリマス。

私共ハ常ニ皇室ヲ尊ビ、深ク神ヲ敬ヒ、祖先ヲ崇ビマス

私共ハ力ヲ協セ進ンデ公ノ為ニ尽シマス

私共ハ常ニ正シク元気ニ朗カデス

私共ハ身体ヲ鉄ノ如ク強健ニ致シマス

私共ハ直ニ真剣ニ勤労イタシマス

この少年団の団長は、学校長で、「青少年学徒ニ賜リタル勅語」の奉読式には、軍隊式の分列行進や閲兵をやった。

○分団及び班の結成

分団は神社中心に、各大字の神社名をとり折田分団、吾嬬分団、諏訪分団、沢渡分団、稲裏分団とし、分団の下に班を置き、班長は少年団長が任命した。その目的は、通学団を一層強化し、そこには、校外訓練、団体訓練、登山、勤労奉仕の面がいよいよ重視された。

九月

①繊維資源あかそ、からむしの採集（夏休中）あかそ九〇貫

剝皮からむし三貫二百匁

②薬草採集

九月新学期早々薬草報国運動参加、げんのしょうこ、約百貫、一貫匁七〇銭、大ばこ約四十貫、一貫匁五銭、前橋馬場薬草研究所に売る。
③大麻栽培　四月家庭実習として三百人に配布　九月その一部三十貫の寄贈あり。綱引用三本を作る。
十二月
八日　宣戦の大詔下る（前出）
昭和十七年
一月
八日　大詔奉戴日、第一回記念日、記念式並びに戦勝祈願を行い第三学期の始業式
同日、青年学校女子部季節授業開始、
十一、二日　代用食野菜パン講習会
十四日　青年学校教練査閲
午前九時　前橋聯隊区司令官喜多中佐殿来校　在籍一六四人　受閲人員一五〇人、臨視哨員八名　病欠六名
十八日　出征兵家族慰問
二月
一日　学校給食、調理講習会本校に開く講師中沢新十郎先生
十一日　九時拝賀式後　銃後奉公聖戦完遂祈願祭―青年団青年学校剣道大会
十二日　学務委員会　①予算案　②青年学校昼間制の件
③授業料の件　④授業
十五日　新嘉坡（シンガポール）陥落、午後二時五十分、遂ニ陥落セリ、歓喜ノ電波ハ全国ニ伝ハリ日章旗ハ津々浦々ニ至ルマデ飜ヘリ
十七日　青年学校召集日ハ午前九時挙行、直ニ武装行軍各大字神社参拝、一部ハ戦没勇士ノ墓参ヲナシテ午後一時同校庭ニ集合、聖寿万才ヲ三唱シテ解散



中之条国民学校々報から戦時下◎よい子供にする実践指導が示されている

十八日　祝賀当日、午前九時校庭ニテ祝賀式、訓話ノ後全校児童ノ旗行進、大字神社ノ巡拝ヲナシ、戦勝報告並ニ出征兵士ノ武運長久祈願ヲナシ…出征全員ニ慰問袋ヲ発送ス

太平洋戦争中の学校生活

十七年七月。夏季授業休止について、いわゆる休暇の観念を去り、この期間を有効に利用する意味である。十一月。毎月発行の校報が、紙の統制、係の不足でできなくなる。以下その行事を見ていこう。

教育研究会　第一、第五分教場で実施。

体育運動方面

八月二十日、学童球技大会、於吾妻高女、籠排球

九月四日、六種競技会、九月二十四日、県下学童体育大会高崎に開催、郡代表で参加、籠球部

九月三十日、教職員体育大会、於中之条校

十月十一日、吾妻高女校に選手派遣、徒歩継走

十月十八日、当校大運動会

十月二十日、中之条農業学校に選手派遣

十月二十七日、郡学童体育祭、綱引優勝

九月二十八日、学童音楽会、於中之条校、第三位

九月二十六日～十月二十五日、忠霊塔建設勤労奉仕、児童

六月

児童一坪農業実施

砂礫運び、職員は石材運搬

私共の一日配布

十一月三日、明治節拝賀式

十月二十六日～十一月二十六日明治神宮国民錬成大会に木暮訓導戦士として出場

十月十二日～二十九日初四以上全村に亘って奉仕

十二月

①青少年国債券消化について、②青年学校未就学者の特別訓練について、③体力章検定について、④国民学校体練科教授講習について、⑤増産協力、縄供出について（少年団の計画で、涙ぐましい勝抜く心と汗の結晶が第一回三七〇メートルになった）

十八年になっての沢田国民学校では

一月　家庭教育講座の開催について

「この度文部省群馬県主催のもとに家庭教育講座を開催するこ

とになりました（県下二一ヵ町村）今や国家総力を挙げて大東亜戦争完遂の目的達成に邁進しつつあるの秋、家の使命は愈々重きを加うるに至りました、……必ず出席するようお願いします」と沢田村と六区の会場にわけて、一月三〇日～二月二七日まで各区二回宛開いている。

この昭和十七年十二月発行で、沢田校の校報綴は終っているが、その第一号の昭和十六年一月の創刊の詞に、村報に学校記事をのせてきたが、紙の統制で中止する事になり、家庭連絡の為その後をうけて校報として出すことにしたとある。

この家庭連絡の中には、以上にのせた学校の行事の外、給食用の野菜や、その他の寄付が主力で、学校給食は、家庭の寄付で行われている。

翌昭和十八年は「決戦の年だ」と、みんないいあっていた。

決戦体制下の国民学校生活　十八年十月「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が示され、さらに十九年八月には「学徒動員令」が発布された。極度に乏しくなった町や村の労働力を補なうため教室学習から勤労作業へとむかわせられた。

修学旅行はとりやめて勤労作業である。勤労作業の対象は、不足した木炭増産、飼料資源の開発、食料増産等とあって、各校とも農作業の手伝、薪炭の搬出、薬草の採集、大豆ヒマの栽培とさまざまのものであった。また各校に学校報国隊の結成や卒業式にうたう「螢の光」は「海ゆかば」にかわり、なつかしい学舎や友達と別れる気分もすべて戦時色になっていった。

十九年六月の末、政府は「一般疎開ノ促進ヲ図ルノ外、特ニ国民学校初等科児童の疎開ヲ強度ニ促進スル」ことが

三月電蓄設備について

校内放送の設備が、ラジオ放送聴取、運動方面に必要なので本校では有志の一千五百円の寄付で昨年電蓄は入れたが、昼間線もできたので教室への放送設備をしたいとある。このころ、各学校にこの設備が整い始めている。

閣議決定され、学童疎開は縁故先への疎開をまず勧奨し、すでに見た東京の滝野川区の児童が疎開してきた。

二十年七月にはいって、陸軍予科士官学校の生徒がこれもすでに見たように各校に駐屯し、中之条国民学校では、午前に初一、三、五、高一、午後は初二、四、六、高二と二部授業を七月三十日から行なうことを決定した。沢田国民学校では本校児童は分散し各分散場と折田公民館に移った。

「ぜいたくは敵だ」「欲しがりません勝つまでは」の合言葉で、苦しみに耐えしのんだ必死の戦も潰えて、まもなく八月十五日の終戦を迎えたのである。

この決戦下でも学芸会は例年のように行われた。十九年三月の学芸会の次第を次に示す。

学芸会順序　沢田国民学校
昭和十九年三月十八日　第四分教場（四万温泉）

番	種目	題目	学年	氏名
一	劇	相撲	初六	青木克信外八名
二	遊戯	愛国行進曲	初二	篠原みよ子
三	劇	危険信号	初三、四	島村孝一外四名
四	朗読	ケンチャン	初一	小池竹二郎
五	劇	月曜日	初三、四	瀬下峯子外七名
六	劇	禁断の池	初六	島村俊雄外八名
七	唱歌	海ゆかば、うぐいす	初一、二	女全体
八	舞踊	暁に祈る	初三、四	角田節子外三名
九	劇	五月人形	初一、二	新井道済外三名
一〇	朗読	雪国の春	初六	角田年子 斉藤美代子
一一	対話	税	初五	田村康外七名
一二	斉唱	雛祭の宵	高一、二	女全体
一三	劇	兄さんの入営	初三、四	山田輔司外十六名
一四	劇	むしば	初一	田村よう子外六名
一五	劇	木がらし	初六	白石花子外七名
一六	独唱	飛行機	初一	内田仁志
一七	舞踊	隣組	初五、六 高一、二	内堀つね子外三名
一八	朗読	豆まき	初二	瀬下潔
一九	劇	子兎	初三、四	中村邦彦外十二名

二〇	対話	働らく森	初六	角田年子外六名
二一	唱歌	兵隊さんよありがとう	初一、二	男全体
二二	朗読	稲むらの火	初五	富沢あい 田村幸子
二三	劇	桃太郎	初一、二	小池竹二郎外八名
二四	唱歌	母の歌	青女	全体
二五	劇	こまった山伏	初三	町田雄一外一名
二六	劇	霧がくれ	初五	田村幸子外五名
二七	遊戯	愛国行進曲	初一	田村美江子外一名
二八	劇	ほまれの軍旗	初三、四	角田忠外十一名
二九	斉唱	富士山	初二	崎下千世子外一名
三〇	劇	露営の歌	初五	佐々木和夫外十名
三一	舞踊	若鷲の歌	初五	山口幸子外四名
三二	斉唱	戦友	初五、六	男全体
三三	劇	花咲ぢぢい	初二	瀬下潔外九名

ここで戦時中に国民学校生徒としてすごした町の人々の思い出を一、二あげておこう（中之条町立第一小学校ＰＴＡ会報、開校百周年記念特集号より）。

戦中の思い出

十七区　小渕光平

大東亜戦争が始まったのは、私が国民学校四年生の頃である。

「欲しがりません勝迄は」のスローガンにもとづき一億総決起の時であり、子供ながらに気持ちはひきしまり、はりきっていたのを思い出す。

登校下校の際は必ず門の所で一礼する。校舎の裏の一段小高い所に天皇皇后両陛下の御真影が安置されてある神宮があった。朝礼の時には宮城遙拝をしたものである。元旦（四方拝）紀元節（建国記念日）天長節（天皇誕生日）明治節（文化の日）の四大節には御真影を講堂に移し全校生徒一同が集まり校長先生から「教育に関する勅語」をうやうやしく頭を下げて拝聴した。「年のはじめのためしとて終りなきよのめでたさを……」（元旦の歌）「雲にそびゆる高千穂の……」（紀元節）「今日の良き日は大君の生れ給いし良き日なり……」（天長節）「アジアの東、日出づる処……」（明治節）等、今では歌はないが、その日がくるとどこからか、それらのメロデーが流れてくるような気がする。元日には式のあとみかんを二つ貰って帰ってきた時の嬉しさ……。そのみかんも戦況不利になる頃には消えていった。

勉強も大切であったが体力作りは一層重要であった。全校

生徒ハダシでマーチにあわせての分列行進、そして時には竹の棒を持たされたことも覚えている。勉強もテストはなかった。教科書不足で古本をみんな姉や兄からゆずり受けて使った。習字も新聞紙に書いた。「大東亜の春」と書初めで教室に貼り出されたことも忘れられない思い出である。開戦二年目迄は増産のかけ声で、日の丸弁当（梅干とたくわん）を持って山へ草刈にいき、かまをはじめて手にした。軍馬の飼料になったとか。また籠を背負ってストーブ用のたき木をとりに行った事もあるが、戦時体制であっても時には運動会や学芸会もあって緊張の中にも、ひと時の楽を味うこともあった。

「メンコイ小馬」の歌が流行し遊戯は良かった。文部省歌もよく合唱したり、又しばしば劇などもやった。六年生頃になるといよいよ戦況不利で山本元帥の国葬を境に物資や食糧もますます不足し、お弁当も麦だらけ、満州産のコウリャンも見られた。家に帰れば防空壕をほる手伝もした。敵機襲来に備え防空頭布を母に縫ってもらい暑い夏中でも片時も離さなかった。授業中でもすぐ避難出来るよう訓練がはじまった。夜は燈火管制がしかれ読書は出来なかった。

これで小学校時代は終るが、考えてみると不自由だらけではあっても、それが当然な事として物は本当に大切にした。不平などは絶対に云わなかった。正義感、使命感、礼儀作法等、良い事も学ぶことができた。手袋もせずあかぎれで痛かった手、ベタンと古布でつぎの当ったズボン。それでも元気で竹馬に乗ったり校庭で押しくらまんじゅうをして寒さを吹き飛ばした事など心暖まる思い出はつきない。そして子供心の夢は大きく大人になったら飛行兵になりたいと、青い空をにらんでいたことも今は遠い雲の果てとなってしまった。

思い出の一端

唐沢忠夫

小学校入学は昭和十八年、それはまだ戦争のまっただ中でありました。

当時は国民学校といわれていました。級友には着物で登校してくる男子もおりました。上履もわら草履でした。寒くなれば、今日のように靴下が普及していなかったため足袋をはいておりました。その足袋も爪のあたるところが破れますと母親が繕ってくれたものをはいていきました。私たちの冬の服装は、防空頭布に半てん、そしてズックといういでたちでした。顔まですっぽりおおう防空頭布の暖かさは今でも忘れることはできません。

三年生のとき戦争は終わりましたが、その当時は物資がなく、養蚕の時期には桑の枝の皮をむいた思い出もあります。洋服、ゴム靴もクラスの人たち全員にわたらず、抽選やじゃんけんで決めたものです。授業を受けていても空襲警報が出ますと直ちに授業をやめ地区別に集合し、上級生が下級生の面倒をみながら先頭となり帰路を急ぐのでした。

昼食の時間になると、食べる前に弁当を見てまわる先生がおられました。おかずに卵焼きでもあれば贅沢をしすぎる梅

でよいと注意され、その先生はいつも玄米を食べろと口ぐせのようにおっしゃり、先生が教室に入ってこられても、隣の友と話をしていて起立するのが遅れると首をつかまえられ机の上にごつん〳〵と額をうちつけられました。戦時中でのこと、物を節約することと、その他礼儀作法というものを先生は教えてくれたのです。

緑多きわが母校。数十年の面影を残していてくれる大木が、これからも学童に幾多の思い出を残してくれることでしょう。恩師と、はめ板の校舎がなつかしい。

七　戦時下の町村民の生活

経済不況から戦争へと連続していった昭和十年前から十年代にわたって、わが町村民の生活は波瀾万丈であった。不況のもとの生活の諸相については昭和戦前期の生活の節で詳述したので、ここではそれに続く十年代の戦争期における町村民の生活の諸相を述べる。昭和期は新しい現代生活の夜明けとしてモダニズムの健全な発展が期待されたが、不況と戦争によって大きく遮断されてしまった。未曾有の長期的な対外戦争によって国民生活はきびしい体験の累積であったが、わが町村民の戦時下の生活はどうだったか。まず戦時中の町村住民の暮しの実態からみてゆく。

1　戦時下の町村の暮しと経済

(1)　町の商家の家計

大正期・昭和戦前期に続いて前掲の町の一商家について、昭和十年代の戦時期の消費家計をみることにする。

日華事変中の家計　昭和十一年（一九三六）と昭和十四年（一九三九）の生計費を項目別に示す（第9—64表）。昭和十四年はこの商家にとっては営業のどん底の年であった。両年の家計費を比較すると、十四年の方が千円近く多

い。しかしこの増加は二人の子供の東京進学による教育費だけの異常な膨張のためで、他の支出項目では十四年は十一年にくらべて減少したものが多い。教育費支出が十一年に比して三倍も膨張した十四年には、当然他の家計支出を縮少せざるをえなかった。それでも貯蓄掛金は十一年より二・四倍もふえたが、これは日掛無尽の口数の増加の結果であった。昭和十年代のこの商家の教育費支出の比率は全く異常にたかく、当時の商家並に一般家計の標準にはならないことに留意してほしい。従って教育費を除くと十一年の家計支出は千円以下になり、かえって十一年より家計が縮少している。光熱費教育娯楽費及び雑費などいずれも節減している。この商家では十年代には商取引の収入が不況の反映で最も苦しい時期だったので、家計上でも全般的にきりつめた時期であった。これに反して子供への教育費支出は異例のたかまりだった。この不均衡を年々の商売収入とは別途のやりくりで処理していた時期であった。つぎに主な家計費を項目別に戦時生活の諸相をみておく。

①主食費　十一年には住込み雇人二、三人を含めて七、八人世帯の時期で、米の消費は二十五日間に一俵の割合だ

第9—64表　家計支出額(項目別)

		昭和11年	昭和14年
		円　銭	円　銭
食料費	主食費	143.80	161.51
	副食費	55.56	34.27
	計	199.36	195.78
衣料費		7.00	35.90
家具什器費		229.22	75.85
光熱費		171.94	90.89
社交費		33.19	38.80
教養娯楽費		32.00	24.40
教育費		581.97	1,793.30
医療費		88.55	29.70
租税公課	家賃	74.50	0
	公課	48.38	14.56
	租税	175.97	86.55
	計	298.85	101.11
貯蓄掛金		78.75	193.17
雑費		81.80	71.95
計		円　銭 1,739.63	2,650.85

(資料)　各年次の金銭出納帳による

(註)　昭和14年の税額には記載もれがある。昭和11年家具什器類支出が多いのは、建築用の諸費用がかさんでいるためである。

った。十四年には世帯員数が一、二名減って五、六人の時期だった。両年の米の購入量値段を第9—65表に示す。十四年四～六月、十一月には取引先狩野屋から米を購入していて他商品を併せて内金払いをしていたので米の値段だけの記載を欠く。ところで事変満三年近い十五年（一九四〇）六月からは米とまぜてウドンの配給が現われる。六月四日に米代二円二十五銭ウドン代五十銭、七月十八日にも米とウドン二円六十五銭、以後毎月米とウドンの配給が記帳されている。この年十一月十四日にはパンが配給された。パン二回分四円二十銭とあって、深まってゆく戦時の家庭の食生活の変化がうかがえる。

第9—65表　米の購入量と値段

	購入量	値段
年月日		円銭
11. 2.14	米1斗	3.40
3. 9	〃1俵	12.40
4.14	〃 〃	15.20
5. 2	〃 〃	11.60
5.22	〃 〃	12.60
6.28	〃 〃	13.00
7.22	〃 〃	13.60
⋮		
10. 7	〃2斗	6.80
10.17	〃 〃	6.80
10.27	〃 〃	6.10
11.11	〃 〃	6.10
11.22	〃 〃	6.10
12. 3	〃 〃	6.50
12.26	〃 〃	6.00
年月日		円銭
14. 1.25	米1斗	3.80
2.27	米代	5.95
3.21	米代（狩野屋）	7.60
⋮		
7. 3	米1斗	8.00
7.28	〃2斗	8.00
8.13	米代其他	7.51
8.21	米1斗	4.10
8.29	〃2斗	8.35

（昭和11、14年）
（資料）　前表に同じ

②光熱費　大半は電灯料である。新しい家に移転以後は電灯数もふえ基本料金もあがったことから光熱費はかさんだ。十一年には月々の電灯料は冬期六円八十九銭、秋期五円八十四銭、十四年には冬の一・二月が六円六十五銭、夏の六・七月が四、五円代、秋は五円代であった。全体では昭和十年前より少しかさむ程度であった。

太平洋戦争中の家計　昭和十六年（一九四一）十二月八日太平洋戦争に入ってからは国民生活は本格的に戦時体制

年		
昭和14年（1939）	3月30日	食料品燃料など公定価格になる
	4　1	米穀配給統制法公布
	10　1	〃　施行
	9　18	9・18価格停止令
	10　20	物価統制令実施、地代家賃統制令の実施（ヤミ価格時代はじまる）
	12　1	白米禁止（米穀搗精制限令）
昭和15年（1940）	7月7日	奢侈品制限規則実施（七・七禁令）
	7　10	青果物配給統制規則実施
	11　1	米穀管理規則施行
昭和16年（1941）	4月1日	東京で通帳制による米の配給割当（以後全国に及ぶ）（主食配給基準二合三勺）
	4　1	生活必需物資統制令公布
	5　1	東京家庭用木炭配給通帳制
	11	煙草値上げ（敷島35銭、朝日25銭、光18銭）
	11	

化した。すでにそれに先だち昭和十四・五年頃から戦時生活体制がしかれつつあった。当時から太平洋戦争突入前までの家計に関連する主要法令をあげると上表の通りである。

①食料　(イ)主食、十七年に米を一回二五～三〇キロとっている（三〇キロ十円前後）。一ヵ月一～二回で時々ウドンや粉がまぢる。パンはない。六月二十六日には外米が入る。(ロ)副食　酒は酒屋から入手が割合自由で事欠がなかった。味噌醤油も不自由なし。牛乳は毎日とっていた。砂糖は整備前から取扱い商用のものが時折入手ができたので不自由のことはなかった。配給砂糖の記帳は一年間に六斤一円八十三銭のものだけ（十二月二十二日）。菓子時折一～二円の配給があった（八月・十月・十一月）。十八年になると女中一人も四月中旬からいなくなって、その後は親子三人の少人数になった。(イ)主食配給は一～四月中旬までは一回大体三〇キロで代金十一円十銭だった。一年一三八円三五銭だった。当時も時々ウドンがついて年九円七銭支払った。(ロ)主人の毎晩の

第9—66表
（酒代金）

月日	円銭
1.24	2.15
2. 2	2.15
2.28	2.15
3.31	2.15
4. 5	2.19
5.19	3.45
6.22	3.50
8. 7	1.40
8. 9	3.45
9.10	3.25
9.15	3.50
	1合
11.27	1.00
12.27	1.25

（昭和18年）

第9—67表
（米代金）

月日	円銭
1.17	5.21
1.29	5.21
3. 6	5.80
3.21	5.80
3.30	5.82
4.20	5.83
5. 1	5.83
5.11	5.49
5.30	4.95
6.10	4.95
6.29	5.29

（昭和19年1月～6月）

酒にはまだ事欠く様子はなく、当時はきちんと配給も行われていた。十八年の酒代記帳をあげておく（第9—66表）。この年には時に焼酎の記帳がある。なお配給の菓子代も時々あって一回一～二円であった。牛乳は引続いて飲用していた。

さて十九年の食生活をみると、(イ)主食配給は昭和十六年から始まり、十八年四月以後は雑穀を含めて成人二合三勺、六十才以上は二合、幼児一合二勺だった。二十年四月からは成人も二合八勺となった。十九年一月～六月までの米の購入代金を示す（第9—67表）。(ロ)副食塩油も配給だったが、醤油味噌も塩の配給制限から十分につくれず苦労したという。

②光熱費　十七～十八年には炭はなお自由に入手できたようだ。以前のように大量積込みの入荷はできなかったらしいが、一、二俵ずつ年間常時購入していた。長年の顧客と取引先をもった商人の強味で日常必要なものだけには事欠かなかった。ボヤ・マキにも不自由しなかった。日々きまった電灯料（大体五円五十銭前後）の支払いのほか、炭・練炭・玉炭などの支出も相当量だった。冬の寒さがきびしく年間コタツの期間も長かったので、この商家の家計費中ではかなりをしめた。

③戦時のつきあい費、太平洋戦争中でも冠婚葬祭は相変らず平常通り行われていた。祝儀不祝儀の贈答返礼はじめ春秋の伊勢宮の祭典だけは例年通り行われていた。十七年には一月の鳥追祭はなかったが、八月の祇園祭は簡素にやった。しかし十八年からは鳥追祭も祇園祭も行われなかった。例年のような祭などの寄附の記帳はみられないが、町

内近隣親戚知人などの応召出征が多く、その餞別が多い。町内近隣はふつう二円、親類や特別の懇意の人たちには三～五円の餞別を送った。

④戦時下の貯蓄と債券の購入　太平洋戦争開戦直後の十七年には、町内単位の区貯金を月十二円十銭ずつ掛けていた。その他債券が四月に十円、十一月に国債四十九円などが記帳されている。これが翌十八年になると、国債割当がふえて四月九月十月十一月の各月百円ずつ計四百円にのぼった。其他豆債券感謝貯金共助拠金などの小口を併せて十八円五十銭が記帳されている。十九年には前半期だけで国民貯金二回分百円、婦人会貯金十円等がみられた。国民貯金債券国債については区や町の状況として別に述べる。

第9—68表　税金支出　（昭和11、17、18年）

	昭和11年	〃 17年	〃 18年
	円銭	円銭	円銭
1 月	戸数割 7.00 宅地租 7.28	24.47	35.47
2 月	—	25.50	66.80
3 月	—	—	—
	円銭		
4 月	33.17	8.83	8.83
5 月	—	9.86	9.84
6 月	2.78	35.24	35.24
7 月	—	家屋税 87.60	59.65
8 月	38.30	47.20	33.35
9 月	13.12	78.36	37.91
10 月	34.47	営業税 31.50	22.53
11 月	34.60	84.36	—
12 月	5.25	—	—
小　計	175.97		
1—6月家屋税	74.50		
合　計	円銭 250.47	円銭 432.92	円銭 309.62

（資料）　各年次金銭出納帳による

⑤一商店の税金　日華事変下の税金については第6—64表の註記のように十四年に記載もれがあって不十分なので、これを除いて十一年と十七年十八年の税金支出を月別にあげておく（第9—68表）。太平洋戦争下の十七年十八年をみると税金の支払のない月は年間二ヵ月だけで、一年間

三百円～四百円余にのぼった。十七年の税額は十一年にくらべて二倍以上である。戦時下税法改正による賦課の増大によるものも多い。戦時下の商売の制限統制と前掲の教育費の膨脹を考えると、戦時下の生活家計の苦しさが十分に察知できる。

(2)　戦時期の町村税

つぎに町村民の暮しと関係の深い戦時の町村税の実態にふれておく。昭和戦前期の生活の節では不況期の村税の実態を述べておいたが、戦時になるとどうなったか。町税をも含めて考察する。

日華事変下の町村税（特別税戸数割）　すべての村民の税金対象だった村税中の特別税戸数割賦課額をとりあげ、その日華事変中の実態を伊参村を中心に、名久田沢田両村も併せて（参考として中之条町昭和十年のものを附加）、第9―69表に示す。伊参村の賦課総額は事変三年目の十四年に急減したが、この趨勢は名久田村でも十四年は前年に比して二千円近く減額していた。これを一戸平均賦課額でみても、伊参村民は平均で十円三十銭も大幅に減額になったし、名久田村民は平均で三円四十七銭の減少だった。さらに両村の最低納税額の村民の賦課額をと

第9―69表　特別税戸数割賦課額　　（四ヵ町村）

		賦課総額	納税者数	賦課ナキ者（軍事扶助者数）	一戸平均賦課額
		円銭	人	人	円銭
中之条町	昭和10年	11,097.00	1,270	1	8.74
伊参村	昭和12年	10,619.91	471	2	22.55
	〃 13年	10,629.44	450	11	23.62
	〃 14年	6,009.78	452	15	13.30
名久田村	昭和13年	10,928.00	526	7	20.78
	〃 14年	9,037.00	522	19	17.31
沢田村	昭和14年	19,887.00	966	19	20.59

（資料）　各町村の各年次別村会議事録より

第9—70表　三カ村民の最低賦課額

伊参村	昭和13年	2円　57銭
	〃　14年	1円　44銭
名久田村	〃　13年	51銭
	〃　14年	1円　00銭
沢田村	〃　14年	2円　00銭

（資料）　前表に同じ

って十三十四年をみると（第9—70表）、伊参村では前年より最低額層が一円十三銭も減額になったが、名久田村では反対に彼等の賦課額が倍増になった。そして十四年における三村の最低額層の賦課額を比較すると、沢田村が最も高額で二円、ついで伊参村、名久田村が最低額で一円であった。十四年の一戸当り平均賦課額では沢田村が一番高く二十円五十九銭、ついで名久田村十七円三十一銭、そして伊参村が最も低く十三円三十銭であった。

太平洋戦争下の町村税（村民税賦課）　日華事変四年目の昭和十五年の税制改正により町村の歳入の支柱であった特別税戸数割がなくなり、新規に住民税として町民税村民税や地方分与税が創設された。太平洋戦争下の町

第9—71表　町村民税賦課額　　（伊参村・中之条町）

		賦課総額	納税者数	賦課ナキ者（軍事扶助者数）	一人平均賦課額
		円銭	人	人	円銭
伊参村	昭和15年	1,879.76	472	8	3.98
	〃　16年	1,855.00	478	14	3.88
	〃　17年	1,880.00	455	22	4.13
	〃　18年	1,879.90	447	27	4.25
	〃　19年	1,879.45	449	30	4.20
	〃　20年	3,341.60	530	27	6.31
		円銭	人	人	円銭
中之条町	〃　16年	5,407.55	1,342	13	3.95
	〃　17年	5,564.00	1,365	19	4.08
	〃　18年	5,675.00	1,380	28	4.11
	〃　20年	10,800.00	1,732	61	6.24

（資料）　前表に同じ

第9—72表　最高・最低賦課額の比較（伊参村・中之条町）

		最高賦課額	最低賦課額
		円銭	円銭
伊参村	昭和16年	23.68	.55
	〃 17年	24.46	.56
	〃 18年	22.59	.58
	〃 19年	22.20	.85
	〃 20年	36.10	1.40
		円銭	円銭
中之条町	昭和16年	200.00	50
	〃 17年	180.00	50
	〃 18年	180.00	50
	〃 20年	250.00	1.00

（資料）　前表に同じ

村民税賦課額について、伊参村と中之条町を比較してみよう。第9—71表(前頁)によって賦課総額をみると、戦争中は伊参村は一八七〇～一八八〇円、中之条町は五五〇〇～五六〇〇円で、年々の賦課額の変化は少く、一人平均の町村民税賦課額も伊参村中之条町ともに三円九十銭～四円前後の額であった。二十年には両町村とも賦課総額が急増し、一人平均賦課額もまた六円代に急上昇したが、これは終戦後の十月賦課決定であった。中之条町と伊参村とで一人平均賦課額がほぼ同額であったことは、地方分与税（町村税の新支柱）財源のより多い中之条町と比較して、村税財源に乏しい伊参村民の村民税賦課は中之条町民よりも相当きびしかったことになる。両町村の最高最低の賦課額を示す第9—72表から推測しても、両町村の多数の中間町村民の納税負担の相違が大きく、伊参村の一般農民が中之条町の一般町民に比して村民税賦課の重さが察せられるのである。

2　戦時統制下の食糧問題

日華事変勃発の翌年十三年（一九三八）四月には、いち早く国家総動員法が公布された。その年には電力鉄鋼石油等の軍需生産資材の統制規則が施行されたが、事変の長期化に伴って商工業一般にわたって総動員法が逐次発動されていった。十四年（一九三九）十月には物価運賃賃金にわたる価格統制令、十五年（一九四〇）七月奢侈品の製造販売制限の七・七禁令や同年十月の賃金・地代家賃統制令など重要法令が相次いで公布施行されていった。こういう経過

を通じて、十四年から十五年には国民生活の主要部門においては戦時統制経済の移行がはじまっていた。主食の米穀でも、すでに十四年四月十二日米穀配給統制法が公布、十月一日から施行されていた。また同年十一月六日には米穀の強制買入省令も公布された。かくてこの年十二月には吾妻郡にも戦時統制経済の色はその濃さをましていた。このような戦時統制が強化されてゆく十四年歳末から十五年前半にかけて食糧不足の問題が発生した。この問題解決のため十五年一月二十日吾妻郡戦時食糧委員会が設立され、諸般の活動を展開した。当時委員会事務局にあってこの問題解決に奔走した田中平太郎にこの件の報告をして貰った。まず当時この地方の食糧事情について次ぎのように報告している。

昭和十四五年頃の中之条町の主食の自給度は、町の一年の生産量がその消費量四ヵ月分に見合い、吾妻郡の生産量は全郡一ヵ月の消費量に見合うといわれた。その上供給基地は遠く、県内では佐波新田邑楽各郡及び前橋周辺の各農村であり、県外では新潟山形県が主で、宮城岩手秋田が之に次ぐ。何れも遠隔の地のため輸送とこれに附随する諸種の費用がかさむところで当時は米の売買ができない状態だったので、これが入手には木炭と米との物々交換のほかなかった。県内の米産地町村との交渉の結果、米と木炭との物交の協議が整った。さて郡の戦時食糧委員会とその活動について、田中は次ぎのように述べている。

会長は郡町村会長の町田崇山で、会員は郡内各町村長だった。事務局は塚田国一郎、三木郡治両氏と田中平太郎であった。会の活動によって十五年六～七月頃までに、木炭との交換によって玄米が吾妻に移入された。木炭六俵(十五キロ入)対米一俵の割合だった。運賃受益者負担で配給先は町村長宛であった。配給する価格は一俵当り(白米玄米とも)十五円八十銭。このうち約二十銭の概算手数料が含まれていた。経費は一俵当り十二銭だった(配給価格の〇・八%)。余り僅ので困難な問題が多かった。そして金銭では米麦ともに求められない状態が生れていた。当時の吾妻郡は大小麦大豆のほか、粟、黍、稗、とをもろこし、ソバの生産が多く、主食の補いにも相当多用されていた。また十五年頃には郡内各町村とも木炭生産に励んでいた。

少な経費だったので関係者たちも驚いた。事務局員は全く不眠不休に等しい激務であった。にも拘らず報酬給与等は一切受け取らなかった。これは一切所属機関が受持ったからであった。さらにこの委員会の活動には多くの人々の協力があった。精白のため近藤酒造店（近藤太郎）には酒造用の精米設備一式を提供して頂いた。また町の米穀商の人たち、亀屋商店（小池茂吉）、かたや商店（田村誠一）、かね文商店（小山邦雄）、村山商店（村山平次郎）、ちぎりいち分店（遠田芳太郎）、竹和商店（竹和健治郎）等の熱意ある協力のあったことも明記しておかねばならない。

この米不足の問題については、当時町の第九区長をしていた小池秀雄の日記にも所々に記載されている。十五年四月十九日には、「米の買付困難となり、米屋にもなし」、四月二十六日にも、「役場にて区長会議、……どこでも米の買入方について大頭痛なり」、五月十日、「夜部落常会、米の問題について熱心に話し合ふ」、さらに五月十七日にも「最近愈々米も欠乏して町内皆が買入法を講ずるも各地とも米なく入手難となる」というきびしい米不足の状態がみられた。こういう状況のもとで、五月二十日に町の食糧需給調整実行委員会の初会合が開かれた。町田崇山町長を中心に午後六時半まで熱心に審議された。以下小池日記から、その関係記録を抜書きしておく。

五月二十二日区長会議（米問題）、二十七日急に区長会議（伊勢町中之条町だけの区長）、何としても米を買えない人の為に切符を区長より配布することを議す。二十九日米穀需給委員会。

そして六月八日の米穀需給委員会では塚田田中両氏の奔走によって米百二十一俵のうち七十俵を中之条町に配給し、引割麦と混入して販売することが発表され、そして翌九日からその販売が始った。十日には第九区（大字中之条町下之町）の部落常会が開かれ、四十九人も出席し、節米問題のことが熱心に話しあわれた。小学生の中食にパンを与えることを中心に議せられた。そして六月二十一日には節米で一日一人一合八勺の励行のことが話しあわれた。七月になると、町でも米の問題は次第に下火になっていった。

さて郡戦時食糧委員会の木炭との物交による県内米産地からの米移入配給の処置については、当時の戦時経済法規

にてらせば違反しているという解釈も成りたったので、会長町田崇山は県警察部に出頭して郡の事情を報告し、会長が一切責任を負うことを事前に具申しておいた。しかし会の活動終了までこの事に関しては何事もなかった。ところで十五年七八月頃から群馬県当局もやっと食糧配給体制が整備された。その結果県外産の米が吾妻郡戦時食糧委員会宛に続々と送付されてきた。新潟産米六百俵はじめラングーン米も送られてきて、これが光山倉庫の梁につく程高く積み上げるのに関係者一同汗水を流したという。こうして食糧配給機構もやっと十五年末に稍々整備されたので、戦時食糧委員会はその任務を終了し、十五年末に解散した。この年八月十八日からは、町の米穀商の五軒（かた屋、亀屋、関野屋、村山商店、かね文）が合同して有限会社吾妻商事をつくり開業した（先述）。また十月一日からは米が切符制となった。

3　戦時下町村の配給生活

戦時下の国民生活を典型的に示すものは、供出と配給といってよい。供出は生産上の生活を代表するものであり、配給は消費上の生活を代表するものであった。供出については戦時下の農業の項で詳述した。ここでは戦時下の消費生活面における町と村の配給状況を概観しておく。

戦時中の国民生活は多くの統制によって規制されていた。この統制の中心だったものが配給を手段とする経済面の統制であった。戦時中の思い出にはまず配給生活のことがあげられる。その配給の思い出の多くは苦しくまた暗いものとして、いつまでも人々の心のうちに刻まれている。ふつう戦時経済統制は軍需生産の統制からはじまり、広く一般生産資材までの統制に及んだが、さらに昭和十四年からは生活部門にも拡大された。こういうなかで生活必需品から一般生活用品に至る配給制度が樹立されていった。このような配給制とそのもとにおける町村民の生活はどのよ

うな状況であったか。

日華事変一周年を迎える昭和十三年（一九三八）七月当時の各町村の様子からみてゆくと、この一周年記念で全国的に一戸一品廃品献納運動が実施された。男女青年団を中心に行われ、これが処分代金を夫々国防献金や恤兵資金にしている。この年には二年目を迎えて八月一日～七日と十一月十五日～二十一日の二回にわたって経済戦強調週間が実施された。伊参村の場合には部落常会を開催して経済戦に対処し生活実践項目の実行の申合せをし、勤倹節約による貯蓄奨励、廃物利用、生活改善等の実践がとりあげられた。この年六月三十日にまず綿製品の製造販売が禁止され、衣料品に発した物資統制が戦争拡大につれて、生活必需品の全分野に広がったが、十三年六月下旬から七月には物価統制その他戦時経済への不安懸念から株式商品市場が大暴落を続けた。ちょうど戦時統制経済への転換期として業者も国民もともに不安と混乱に陥った。中之条町の商人も七月十五日役場で物資統制法暴利取締法等に関する原町署長の話をきくために多勢集った。ここで統制経済下の商人としての覚悟を新にしたという（小池秀雄日記より）。七月九日には物品販売価格取締規則（公定価格制）が発布され、商人は全商品の正札販売をすることになり、町の商店もその正札書きに繁忙を極めた。伊参村役場事務報告によると、十三年公定価格に指定された主なものとして、「綿製品毛製品皮革製品アルミアルマイト製品琺瑯鉄器ゴム製品和紙木炭煉炭石炭ガスコークス履物卵傘鶏マッチ」があげられている。この物資統制と公定価による価格統制は、生産者側消費者側の双方にとって統制下のおもての経済組織とは別個に裏の物資の流通機構が形成された。いわゆる闇の世界である。そしてこの闇の世界は、その後戦争の進展によって物資の欠乏が激化するにつれて益々拡大していった。

(1)　日華事変下の配給生活

物資価格を通じて戦時統制が発足した十三年に続いて十四年（一九三九）には、その統制物資の範囲が拡大されると

ともに、その取締監視もきびしくなった。十四年夏は軍需景気のためか、四万温泉は浴客も多く旅館と商店は中々の景気だったが、中之条町の商店では商品の出廻り少く商売の方は縮少されていった。この年九月五日の小池秀雄日記をみると、「今日より組合の申合せによりアケボノ（二十銭売）を廃して、最低二十五銭売り初緑（ハツミドリ）を最低の茶としてゆく。他の商品木炭洋品地下足袋など統制下の品物は愈々配給少く、値段も低く定められ困難をきわめている。いよいよ砂糖も統制されて菓子も出廻りがうすく仕事はしづらくなるばかりとのこと」、また十月十八日には、「米や菓子その他統制さる。商売人は売物がないため三回の廻りも次第にへらしてしまうようだ」。九月十八日物価統制令が発布され、十月二十日から施行された。そして十一月六日には「米の公定価格を三十八円より五円引上げて四十三円」とした。十一月十四日には、「物価統制のため木炭は不足がち、諸物品は皆品不足」となった。

中之条町の商店からみて十四年は商品出廻りが縮少してゆき、商売も漸くやりにくくなっていった年であったが、他方町民の生活必需品の状況については、十一月頃から木炭や米の不足が取沙汰された。十一月三十日の区長会議では、地下足袋が中之条町全体で七十五足配給されることになった。またこの年の暮の十四日の小池日記には、「米一駄（二俵）を買う。代金三十五円、公定価は三十四円四十銭」、また同月二十三日には、「厚田で買ってくれた木炭十俵到着、一俵一円六十銭、運賃をいれて一円七十八銭となる」とあって、当時不足だった木炭と米の入手値段の様子が知られる。

さて十四年伊参村で地下足袋の配給が十月十一日にあったが、その申請

第9—73表　地下足袋
（伊参村・昭和14年）

	申請数	配給数
10　月	934足	65足
11　月	1,069	78
計	2,003	143

第9—74表
（昭和14年）

		缶
燈灯用石油	9月	20
	10月	18
	11月	16
	12月	16
	計	70
発動機用石油	9月	—
	10月	5
	11月	7
	12月	3
	計	15

数量と対比すると第9—73表（前頁）になる。また燈灯用、発動機用の石油の配給が行われたが、月別の配給量を第9—74表（前頁）に示す（十四年事務報告による）。

ついで十五年（一九四〇）になると、繊維製品配給統制規則が公布され（二月九日）、その一部が二十六日に施行された。四月二十二日には価格形成中央委員会が米味噌醤油砂糖マッチ木炭など生活必需品に切符制の採用をきめ、六月には砂糖の切符制が六大都市で実施された。そして七月十五日中之条町でもこれが行われた。この七月十日には青果物にも配給統制規則が公布実施されている。そして八月二十一日野菜の公定価格販売がはじまった。以上事変発生四年目の十五年には、さらに国民生活面の戦時統制は一段と強化され、生活必需品が切符制に入った。まず砂糖が七月から切符制による配給がはじまった。さて伊参村の十五年七月からの配給数量を第9—75表に示す。七月からまず家庭

第9—75表　砂糖の配給数量（昭和15年　伊参村）

	家庭用	自家用醤油用	養蜂用	計
7　月	担 14	—	—	14
8　月	15	—	—	15
9　月	14	—	—	14
10　月	13	一貫	—	13
11　月	13	48	18.4	14担 66.4貫
12　月	14	29	—	14担 29貫
計	83	77	18.4	83担 95.4

（資料）　昭和15年伊参村役場事務報告による

第9—76表　衣料品配給
（昭和15年伊参村）

	9月	12月	計
小学生用綿	反 18	反 9	反 27
絣木綿用			
出生児妊婦用			
肌着綿布	13	15	28
〃			
綿ネル	20	10	30
一般用手拭	11	20	31

（資料）　前表に同じ

第9—77表
地下足袋配給

	足
1　月	17
3　月	93
4　月	50
6　月	53
7　月	53
8　月	53
9　月	57
10　月	208
11　月	86
計	670

（伊参村・昭和15年）

用砂糖の配給があり、十一月からは自家用醤油用と養蜂用の砂糖の配給も行われている。また特免綿織物（衣料品）が八月から配給になり、使用区分別種類別にみた村の配給数量は第9―76表（前頁）になる。さらに前年に引続き地下足袋も配給されたが、その数量を第9―77表（前頁）にあげておく。

この年中之条町では前半が米の不足、後半は木炭の不足で町民が苦労した年だった。正月一日から木炭と地下足袋の配給の区長会議が開かれた。町並の七区の地下足袋配給覚によると、十五年には三十八足（一回三足、二回六足、三回六足、四回五足、五回四足、六回四足、七回五足、八回五足）が配給された。一般に生活物資の配給の仕事を担当するのは隣組で、町役場から各区に配給品の割当が行われた。まず区長常会で全町の概要が指示される。各区は区長司会の区常会において各戸への割当方法が審議され、直接区常会で配分される場合と、区長主宰の班長会議で審議のうえ各班長を通じて配給される場合とがあった。さて七月からは砂糖も切符制になったので、八月のお盆の牡丹餅は少量の配給砂糖でつくったためか、大そう甘いというわけにはゆかず、一度でも盆中に牡丹餅ができればよい方という状況だった（小池日記から）。この頃から菓子も公定価を実施するようになった。そして八月末には、十月七日から金物類に販売禁止品ができるというので、町の金物屋にはお客が殺到した。こういう物資商品不足のもとの商売では月末勘定は少くなり、大体現金取引に変っていった。そして愈々主食の米が十月から切符制になった。この時の七区米穀配給券配布をみると、配給量の基準を軽労働と重労働に区分して、軽（けい）は一人一ヵ月六升（一日二合）重（じゅう）は一ヵ月七升六合（二合六句）の割合で各戸に配給している。この時の配給には大麦が二割混入した。さて十月下旬には木炭の配給があったが、七区には十二枚の配給券がきたが、くぢ引で一戸一俵で十二戸に配分した。翌十六年一月二月にも木炭の配給があったが、この時は全戸にゆきわたった。以上十五年を回顧すると、戦時色は町民各自の生活の末端にまで浸透して米の配給、砂糖の切符制、木炭の区単位の配給などになっていた。

第９—78表　　特免綿織物の配給　　（昭和16年　伊参村）

	小学生用			嬰児及妊婦用		一般用		小供用
	男子服	絣木綿	靴下	肌着用綿布	綿ネル	手拭	タオル	裁落布帛製品
1月	11	5		22	19	22	打 27	
2月			打 10	19		33		
3月								点
4月		4		18	19	30	35	54
5月					18			
6月		3	29		16	136		
8月	25			17				
11月	31		32	57	57		113	
計	67	12	71	133	129	221	175	54

（資料）　昭和16年　伊参村役場事務報告による

第９—79表　　労働作業衣の配給　　（昭和16年　伊参村）

	作業衣(生地)	伊予・久留米絣	作業シャツ	乗馬ズボン	普通ズボン
2　月	26				
3　月	40				
4　月	35				
5　月	39	8			
6　月		8	15	2	2
8　月			16	4	4
9　月	54		97	41	12
10　月	50	9	108	57	
11　月	46		115	90	
計	290	25	351	194	18

（資料）　前表に同じ

ところで十六年（一九四一）になると、町では衣料品の配給が現われてくる。不足する衣料品対策として区がその買入れに努力している。一月二十三日河内屋からタオル、手拭、紺木綿、三月二日碓氷社から紺木綿等を仕入れ、木綿は一反を六分して九枚にして配給している。其他エプロン、パンツ、スポーツシャツなども配給している。

第9—80表　地下足袋(昭和16年)

	農林用	製炭用	計
1月	48	70	118
2月	48	—	48
3月	48	—	48
4月	48	—	48
5月	65	—	65
6月	84	—	84
7月	—	—	—
8月	63	—	63
9月	58	—	58
10月	88	98	186
11月	36	85	121
12月	32	50	82
計	618	303	921

（資料）　前表に同じ、(伊参村)

衣料が不如意になってきた際だけに品物入手は中々に大変だった。十六年伊参村の特免綿織物の配給をみると第9—78表（前頁）、さらに労働作業衣用の綿織物の配給状況を第9—79表（前頁）、併せて地下足袋の配給表(第9—80表)も掲げておく。

この年家庭用砂糖は七月から群馬県一円が消費地区に指定されたが、この年の配給量を第9—81表に示す。

十六年は五月から酒類についての配給規正の臨時措置がおこなわれ、酒の配給が行われた。

この年の暮には町では酒、糯米一人当り

第9—81表　家庭用砂糖配給
（伊参村・昭和16年）

	商業組合配給	産業組合配給	計
1月	1,300	215	1,515
2月	1,300	215	1,515
4月	1.00	540	1,540
5月	810	540	1,350
6月	810	540	1,350
7月	960	390	1,350
8月	880	390	1,270
9月	700	340	1,040
10月	700	340	1,040
11月	660	340	1,000
12月	660	340	1,000
計	9,780	4,190	13,970

（資料）　前表に同じ

一キロ、油一人五勺、白菜、豆、鮭、菓子などが正月用に配給になった（小池秀雄日記による）。

(2) 太平洋戦争下の配給生活

太平洋戦争勃発の頃になると、生活必需品の配給統制は、さらに一段と強化されてきていた。開戦直後の十七年（一九四二）一月からは食塩の通帳配給が実施、二月からは衣料切符制が実施された。都市居住者は一年に百点、郡部は八十点の切符が渡された。当時は点数はあっても必要な現物は中々入手できなかったし、また必需品があっても不要品と抱合せで買わされる場合も相当あった。卵も配給制となり、中之条町では三月に一戸七十匁の割当切符が配分された。六月に家庭用醤油の配給、家庭用砂糖六、七月二ヵ月の配給があった。この年十二月末にはふだん入手できない肉が一戸当り五十匁配給になった。

さて十八年（一九四三）以降になると、戦争も次第に形勢不利で戦局が後退を続けるに伴って銃後からの人的物的供出が益々強化され、一般住民への生活物資の配給は極度に欠乏してしまう。当時の県内各地の衣食住生活のきびしい状況については、群馬県百年史（五六九～五七七頁）にも詳述されているが、中之条町の場合について、町並七区の記録簿からその実情をあげてみよう。

十八年　衣料品　地下足袋四枚（一月十七日）、ネル引換券一戸一枚宛（二月二十四日）。七月十四日には、紺織木綿三反（一反四円五十一銭）、作業衣シャツ大四円（一着二円）、乗馬ズボン十円五銭（一足三円三十五銭）。そして十二月二十日にネル配給券二十二枚配布。

十八年十月以降の名久田村高津農事組合長宛の配給通知票によると、

切割鍊配給　六貫五百匁（百匁三十二銭）十月十二日産業組合。第三回醤油用砂糖配給二四〇匁五十五銭（百匁二十三　食料品　味噌用塩六十キロ（二月二十四日）、焼酎三斗七升（六月二十四日）、麺類用漬物用塩一〇〇キロ配給券、家庭用削節一人九匁、二人十八匁、三人半袋（二十五匁）、四～六人一袋、七～一〇人一、五袋、十人以上二袋（九月二十七日）。

削節配給　二〇袋（一袋五十二銭）十二月三十日産業組合。

銭）農会十一月十三日。

この年五月には薪・たき木が配給制になり、また電力消費規制が強化され、パーマネントなど調髪用電熱器が禁止された。そして女子の長袖を切り、モンペが常用化されていった。こうして戦争の緊迫化した十九年の七区記録薄には薪の配給が現われる。

一月二十四日　杉薪八十束、六月二日　薪代　一班十九円八銭、二班十六円九十二銭、三班十五円八十四銭、四班十七円二十八銭、五班十三円六十八銭　計　八十二円八十銭、六月十六日　家庭用薪三六〇束（一束三十六銭）、九月五日　杉薪二八〇束……十二月十一日　長薪百束八六円（吾妻商事払）。

さて十九年五月九日町役場からの通達によると、「配給数量、味噌一人当り一ヵ月百七十匁、醤油一人一ヵ月三合五勺」であった。衣料品は、この通達のとき「綿織物二枚ポリプリン二枚人絹小切一枚ネル一枚」と十二月まで一回だけ、十二月十八日指定衣料配給として晒ネルブラウス・学童服・シャツ肌着ズボン足袋・靴下パンツ・ズロース・タオル等が一度に分配された。そして**二十年（一九四五）**には、衣料切符は前年に比して二割五分方引上げとなった。二月六日の衣料配給では、紺四枚（一枚四円五十一銭）絣木綿二枚（六円二十三銭）大綾八号一枚（三円六十銭）丸紡二号一枚（四円二十銭）などであった。食料品をみると、正月十四五日に食料油が配給され（五人迄一人一合、六人以上一人増につき五勺増配）、そして県食糧営団よりの三月分からの配給米は強力一号十三袋、普通一通三十一袋となった。

叙上のように戦争の長期化によって十九年二十年になると配給を通じての衣食住の生活必需物資は全く逼迫した状態に陥った。終戦前の両年における伊参村の配給状況を役場事務報告にみておく。まず十九年には、主要食糧として米一七〇九俵、大麦三七一俵、乾麺一五七〇箱が配給がされた。これに味噌一六二貫、醤油一〇六石七斗七升、食用

品目	数量	品目	数量	品目	数量
米	一、六四九俵	高粱	一二六俵	原大麦	一九三俵
押麦	一一四俵	食用粉	二六二俵	原小麦	七三俵
干麺	一三七俵	小麦粉	六五俵	短麺	六五俵
		大豆			

油四石五斗、砂糖七六一四斤（約九一四貫）、菓子六二二円分、酒類は一般家庭用四十石七斗、特別用二石四斗二升、農耕用八石九斗六升の配給だった。塩の年間配給数量をみると、味噌醤油用に九五三〇キロ、漬物用七四五〇キロ、家畜用三〇七五キロ、麺類用一四五キロ、計二万二百キロと記録されている。なお十九年の農林従業者に対する煙草の特配として、はぎ一七七五包、きんし三三三一箱が付記されている。そして終戦の二十年の食糧配給は右表の通りである。

4　電力統制による節電強化

日華事変の勃発後には産業経済から消費生活にわたって漸次統制が強化されていったが、主要な生産資源の電力はいち早く電力国家管理法が議会に提出され、十三年（一九三八）四月にはこれが公布になり、八月一日から施行された。電力は重要な基礎生産資源であるだけでなく、国民生活資源としても全く不可欠なものとして、早晩生活統制の対象となることが予想された。事変勃発三年目の十四年の夏には好天つづきで渇水に悩まされた。それにこの年は石炭不足もあって電力飢饉に見舞われた。八月二十四日から全国的に電力供給制限を断行した（朝日新聞編史料明治百年年表）。当時九月九日の小池秀雄日記をみても、「関西方面殊に広島山陰地方には降雨四月頃よりさらになく、雑草さえ枯れて牛馬を飼ふこともできないような所もあり、電力不足のため関東から関西へ送電するため、電力節約の為、ネオンや広告灯など消す面もでてきた」と書いてある。この十四年から翌十五年にわたっては、わが中之条地方でも既に述べたように生活面にも漸く戦争の影響が現われて苦しくなりはじめた時期であった。電力節約もその一つの現

われであった。

小池秀雄日記により、十四年の同家の電力消費量を前年（十三年）と対比して第9—82表に示しておく。前年にくらべて前半期は十四年の方が消費量は多かった。後半期もまた八九月頃は十四年の方が少し多く使用していたが、十月頃からは前年より減少している。特に十一十二月の冬期に入って急減しているのがめだつ。

第9—82表　電力消費量

	昭和13年	昭和14年
	kw	kw
1月	24	29
2	21	23
3	18	26
4	23	24
5	25	24
6	22	22
7	23	18
8	19	22
9	19	23
10	23	21
11	36	28
12	36	28

（資料）小池秀雄日記による
同家の電気消費量

さて十五年になると一月十二、三日から関西関東中部地方で電力制限割当が決定され、戦時下の電燈消費統制の基準がきめられた。さきの電力飢饉対策としての使用制限もさほどの効果がなく、ついに電力調整令を二月十日から実施することになった（「朝日新聞」十五年二月一日付）。さらに十五年十一月十二日からは電力消費規制が実施された。そして太平洋戦争が勃発から一年を経た十八年一月二十七日には、電力電燈消費規制により家庭用節電が強化された。この日逓信省告示第六十五号を以てつぎのような基準が示された。

一、メートル電燈の消費電力量の限度（一カ月当り）

(1)　住宅用、契約燈数十燈以下ノ場合ハ「二十キロワット」／時トシ、十燈ヲ超過スル場合ハ、二十キロワット／時ニ超過一燈ニ付〇・八「キロワット」／時ヲ加ヘタルモノ（従来ハ十燈以下二十五キロワット／時、十燈ヲ超過スル場合ニハ超過一燈ニ付「キロワット」／時ヲ加ヘタルモノトナッテ居リマシタカラ新シイ限度ハソノ八割トナリマス）。

註　キロワット／時は一時間当りのキロワットを示す

二、月ギメ（定額制）電燈使用取付総容量ノ限度

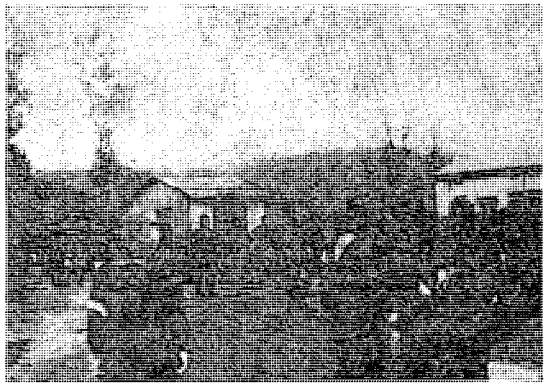
昭和十五年二月九日ニ於ケル取付総容量ノ百分ノ六十四（三二〇ワット又ハ二五六燭光未満トナルモノハ三二〇ワット又ハ二五六燭）。（従来ハ昭和十五年二月九日ニ於ケル取付

総容量ノ百分ノ八十トナッテ居リマシタカラ、新シイ限度ハソノ八割トナリマス）

この基準は鍋屋旅館田村辰雄日記の十八年二月十九日のなかに詳細に記帳されている。

5　戦争末期の住民生活

昭和十六年十二月八日開戦の太平洋戦争も、緒戦わずか四ヵ月間は前線における相つぐ勝利の情報に国民も酔いしれた。その間広大な南方地帯を占領して補給線の長大化によって、爾後の戦局の停滞から後退を招いた。六月のミッドウェイ海戦から八月以降のガダルカナル島の争奪戦等を転機に攻守の立場を逆転した。そして十八年には、二月の「ガダルカナル島からの転進」にはじまり、四月山本連合艦隊司令長官の戦死、五月アッツ島、十一月タラワ、マキン両島の玉砕と相つぐ悲報に、銃後の人々の心痛を強めていった。他方十八年は欧洲戦局でも独伊軍の敗退が明確になった年だった。このような急速な後退情勢に対応して国内政治の戦争完遂体制は益々強化されていった。そして十九年になると、前線の窮状はいよいよ深まり、銃後は決戦生活の非常措置で国民も次第に追いつめられた気運に閉されていった。マリアナ海戦の敗北、サイパン島の三万将兵の玉砕を契機に、開戦以来の東条内閣はついに総辞職した。このサイパン島陥落と内閣更迭を画期に、昭和十九年八月以降には太平洋戦争もいよいよ終末の段階に入った。以後本土空襲がはじまるし、またこれに



中之条町第9区防空訓練（昭和18.9.28 国民学校庭において）

備えて疎開現象も現われてきたのである。ここでは今次戦争の終末期における銃後の住民生活として、空襲下の住民生活と疎開現象をとりあげて述べておく。

(1)　空襲警報下の住民生活　―十九年十一月以降―

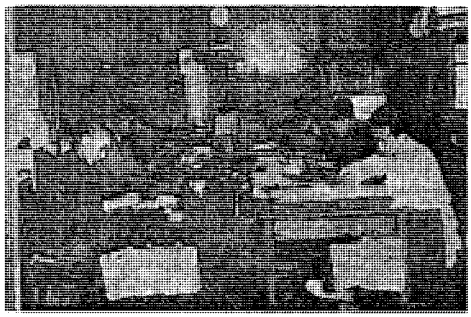
本土空襲が本格化したのは十九年（一九四四）十一月からであった。それから終戦まで九ヵ月半にも及ぶ空襲警報下の生活が続いた。この期間はまた物心両面から住民の生活が困窮苦渋に陥っていて、昼夜連続して文字通り暗黒の毎日だった。ラジオによって各地への侵入状況や空襲被害状況を聴取していたが、吾妻地方では直接の空襲による被害こそなかったが、日々の生活上の行動には大きな制約をうけた。十九年八月には既に吾妻地方にも東京から疎開児童も入来していた。当時町村民は勤労奉仕や供出の松根掘りに追われていた時だった。こういう空襲警報下でも若い人々の結婚式が苦窮のなかで行われている。そして二十年（一九四五）の正月元旦は月夜で、ちょうど警戒警報発令下に迎えた。警報下にあっても、当時はまだ「吾妻は至極平和なり」（小池秀雄日記）というのが人々の実感だったと思う。

ここで十九年十一月～十二月にわたる相つぐ空襲警報記録（関喜平日記）から、当地の様子にふれた部分だけを抜萃して、つぎに述べておこう。

十一月五日　中之条バス駅に前橋行のバスを待っているときに、警戒警報発令になった。私は脚胖を着けていたので狼狽しなかった。坂上国民学校長佐藤さんは所持の鞄から脚胖を出して巻いた。……バスの中で空襲警報になった。敵機は二機、帝都上空高く、偵察して去った。

十一月二十四日　前回から十七日目だ。またも十二時の定期便だ。私は町内を歩いていて警報を接受した。急いで帰宅、監視所に立った。晴天だ。敵機はこうゆう日和の日に翔んでくるんだなと思った。遂にB29の大挙七〇機編隊が来襲した。B29の空襲は今日が始めてだ。

十一月二十七日　午後一時三分空襲警報発令、中之条役場にて接受、銀行の大扉は閉まって、行員は屋上にのぼって大空を



燈火管制下の執務

見張ってゐた。警察官は鉄兜を背負い、本署へ駆けてゆく。学童の列は露路から露路を通って帰ってゆく。警防団は通行人を整理する。ものものしい街頭風景だ。

十二月十日　夜七時半より一時間空襲、私は監視所に立つ。寒い夜だ。夜間は隣保班員二名が監視所に立つ。昼間は一名、各一時間で交代だ。

さて二十年三月には本土空襲は益々激化して四日B29百五十機の東京大爆撃、九日夜半から十日にかけて二時間余の空襲は江東一帯を焼土と化している。そして小池日記によると、三月十日から九区八班の隣組の防空壕掘りが始った。この三月東京大空襲の結果、京浜地区から地方への疎開移動が本格的になり、県内の中小都市の人々も物資家財の疎開を考えるようになり、県内各地とも人や物資の動きで大混乱がはじまった。当時の混雑の様子をうかがえるものとして、小池日記の三月二十一日の記録を次ぎに掲げておく。

「(前夜高崎泊)九時頃飯塚電車停留場へ行き、ここで乗れず、高崎駅前にゆき、又電車にも乗れず、十一時半まで待って、これにて渋川にきた。ここでも人混みのため四時の省営でやっと帰宅した。高崎前橋はじめ渋川駅前も罹災疎開者と彼岸中日の墓参り等のため混雑、高崎から家へ帰るまで八時間余も費したことは全くはじめてである。

そしてこの頃三月下旬には松根掘り防空壕づくり等の共同作業が連日のように続いた時だった。四月四日太田尾島の爆撃について、「今暁一時頃空襲警報発令され、関東北部にB29侵入、照明弾を投じ続いて焼夷弾爆弾を投下、何処であるか不明なるも、起き出して東京方面より響いてくる高射砲の爆弾の音かと近所の人々と聞く。愈々内地にて戦の音を聞くことになる。三時頃まで空襲続く」(小池日記)と書いている。戦争は中之条町民にも漸く身近かに感じら

れてきた。そして五月二十四、五日の東京大空襲について、「今暁帝都近く米機来襲（二時間近く）東京の空は真赤であった由」とある。しかし中之条町からは、「空襲警報が出てB29一機飛行雲を引いて利根上空より新潟へ行くのが見えた。……中之条上空も信州方面より東に向ってB29一機が飛んだ」（四月二十五日の日記）

六、七月になると本土空襲は大都市から地方の中小都市へ向けられた。戦争は本当に身近かなものになり、物の欠乏と激しい日々の勤労奉仕などとも重なってきびしさが身にしみてきた。中之条町でも家財や物資の疎開を考えるようになった。当時の疎開者の入来も激しくなり、地元民とが雑居しつつごったがえしていた。六月末の沖縄島全員戦死以後になると、本土決戦が唱えられて銃後生活も決死的な緊張状況になっていた。七月になって四、五月頃から空襲は群馬県にも向けられてきた。七月九日「ここ二、三度米機の群馬県の上を通過するものが多くなる」、十日「関東全域に亘り終日小型艦載機を以て空襲し来り、前橋高崎方面も長時間機銃掃射投弾し被害あり」と記している。そして七月十七日には、「夜十一時四十分頃よりガラス障子を震動させて目のさめるような音が続いて聞えてきた。やがてラジオの報道により日立海岸より水戸方面を敵艦船による砲撃と知らされた。愈々戦も身近かに迫った感を深めた」と述懐している。

戦争も最後に近い八月五日夜に県都前橋が空襲にあい灰燼に帰した。これは吾妻郡の人々にも色々と影響を与えている。小池日記には次ぎのように記録されている。

夜八時半頃より空襲警報がでて、前橋中心にB29の爆撃あり、前橋の市街は八分通り火災で焼失する。午前三時頃まで続く。待避して壕に居り、三四時間恐怖の時を過した（八月五日）。

昨夜空襲のため眠りが足りないので疲れてしまった。午後原町に行く。皆疲れたので眠がっている。前橋は七、八分通り焼失してしまった旨確報があった（八月六日）

この前橋空襲について当時女学校三年生だった望月泰子（中之条町望月歯科医院の二女）は、家庭勤労日誌のなか

で、この夜のことを次ぎのように書いている。

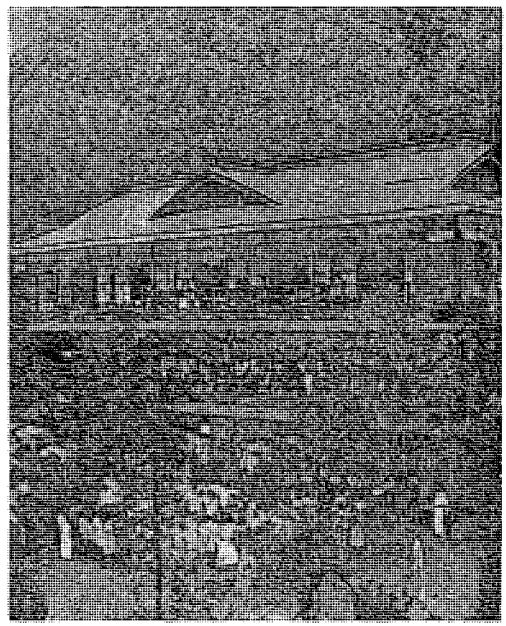
八月六日……昨夜は九時頃から警戒警報が発令され、十時頃になると空襲警報と共に一点七点の待避信号が鳴り響きました。父は家の人に「あわてず早く防空服装をして壕の中に入りなさい」といわれましたが、私は遂にあわてて手や足がぶるぶるふるえてしまいました。夢中で弟をおぶって壕の中に入りました。後から母も姉も入りましたが、父は入らずに一生懸命に監視してくださいました。私の家では壕が二つあるので大変たすかりました。一方のはこの間家中で掘ったもので小さく五人ぐらいきり入れませんでしたが、一方のは大きく二十人ぐらい入れるので、近所の壕がなくて困っている人々に入ってもらいました。壕の中では皆口ぐせのように「かたきはきっと打つぞ」と叫んでいました（「吾妻高校五十年史」四二九頁より）

その後もなお引続き空襲警報は連日つづき、十日すぎも空襲警報のない日はなかった。そして八月十三日にも、「五時頃警戒警報発令、朝から米艦載機の来襲、延八百機余、中之条上空にも十三機編隊機等二三回通ふ」（小池秀雄日記）という状態だった。最後に八月十五日天皇陛下の戦争の終結の放送があるまでは、連日警戒・空襲警報の発令が続いていた。

(2)　戦争末期の疎開

今次大戦が熾烈になり本土空襲が行われ、帝都はじめ全国各都市への空襲が日常化するようになると、都市から田舎への人口還流が活発になった。公的機関施設をはじめ重要物資はもとより、都市住民の家財用品類や書籍類なども漸次地方に運びこまれた。これら人員はじめ諸機関施設及重要物資などの安全を求めて移動した社会現象は一般に「疎開」と呼ばれている。疎開は今次大戦末期において全国的にみられた特殊な社会事象であった。

大正十二年（一九二三）の関東大震災の時にも京浜地方の罹災者が吾妻郡に流入してきた。しかし今次戦争による疎開者にくらべると、その数も少く当時の地方社会への影響はさほど大きいものではなかった。震災の避難者たちの



四万温泉の集団疎開児童（積善館）

多くは各町村の縁故関係を頼って個別に入ってきた。当時町村の受入態勢は、今次戦争疎開者の受入態勢にくらべると甚だ消極的だった。今度の疎開に対しては国や県から町村へと一貫した行政施策にもとづいた一応の計画的実施であった。ただ戦局の急速な展開から余りにも早急の場当り的施策のためか、現実には幾多の齟齬もあった。それでも戦争貫徹の立場から震災当時に比較すると遙かに徹底したものであった。

学童疎開　さて小池秀雄の日記から、疎開関係のものをみると、十九年八月十八日の「疎開児童四万に入る、第一陣が入ってきた」という記録があり、続いて八月二十二日に「東京より疎開児童が今日も自動車で何台も入ってきた」。そして八月二十九日にも、「中之条に入る疎開児童が一四〇名程来り、鍋屋と竹迺屋に入る」と記帳されている。また当時新聞記者をしていた関喜平の八月十八日の日記にも、四万温泉に疎開する第一陣としての東京滝野川第七国民学校児童等三二三人がバス七台に分乗してくるのを迎える地元民の温かい情景が描きだされている。この日関記者は中之条町で、町長地方事務所長警察署長婦人会の人達とともに、疎開児童たちを歓迎した後、先頭の車に分乗させてもらって四万温泉まで出向き、地元村長温泉組合長はじめ地元四万の学童に出迎えられ、そこで交歓会があり、終って各宿舎に着いた。関記者は早速引率

の教頭との談話を次のように記帳している。

「子供たちは遠足にでも出かけるように浮き浮きしている。みんな始めての土地なので、みるものすべてが新しくめずらしいものばかりです。……この土地は涼しくて、さすがに疎開にふさわしい土地です。それに土地の人たちはみんな親切です。子供たちは親たちの許を離れ、ほんとうに考えるのはこれからです」

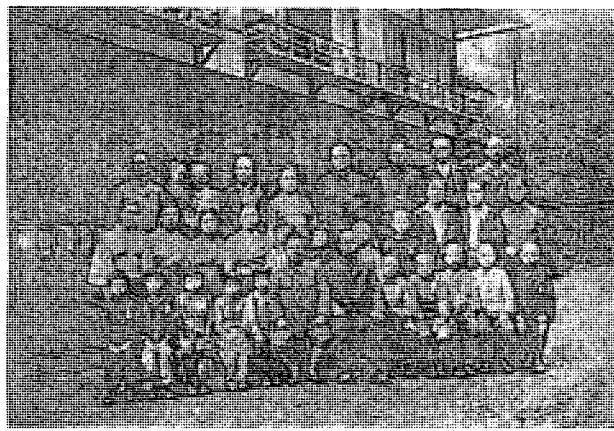
四万温泉の学童疎開　十九日から二十四日まで滝野川区の学童が四万温泉に疎開した。関喜平の日記により各旅館別の疎開児童の分宿状況をつぎに示すと

田村旅館　第一校二四六人、第二校二三二人、第六校二四六人、田端新町校四〇人
積善館　第四校一七四人、第七校二七五人、田端新町一〇〇人
鐘壽館　第三校一七四人、山口館第五校二九〇人
四万館　滝野川校三〇〇人、竹葉館第一校四〇人、第八校六人
唐沢館　第四校三三人、三木屋　第八校九〇人
石塚館　谷端校一〇四人、豊島屋　第八校七〇人
白岩館　第八校八〇人、新井屋　第八校五〇人
吉原館　第八校三人、玉泉館　谷端校一〇〇人
中生館　谷端校一七人、日向見館　谷端校二一人
沢渡温泉　丸本館　田端新町一二六人

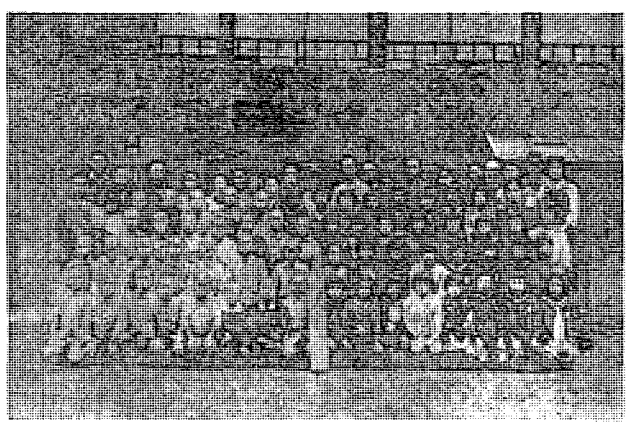
さらに八月二十日には滝野川区の学童が大勢郡内各地に疎開してきた（関日記による）

中之条町百人　沢渡温泉二百人（原町百人、川原湯三百人草津温泉に五千人）
寺院への疎開をみると、中之条清見寺五十人、名久田林昌院百十七人（原町顕徳寺五十人、同善導寺七十三人、坂上村大運寺百五十人、同三福寺七十六人、高山村法信寺九十七人、同双松寺百十四人、同泉龍寺百人、長野原町雲林寺百人、同常林寺百二十六人）

中之条町の学童疎開　中之条町にも八月中に滝野川区の疎開学童が入条した。其後二十年になっても新規に疎開学童が入ってきた。二十年三月二十五日付の中之条学童人員報告によると竹廼屋に九十三人、鍋屋に二十二名、いずれも滝野川区の国民学校児童であった。この人員報告を第9―83表に示す（二一三頁）。



四万温泉の集団疎開児童（竹葉館）



中之条町竹の屋の集団疎開児童（竹廼学寮）

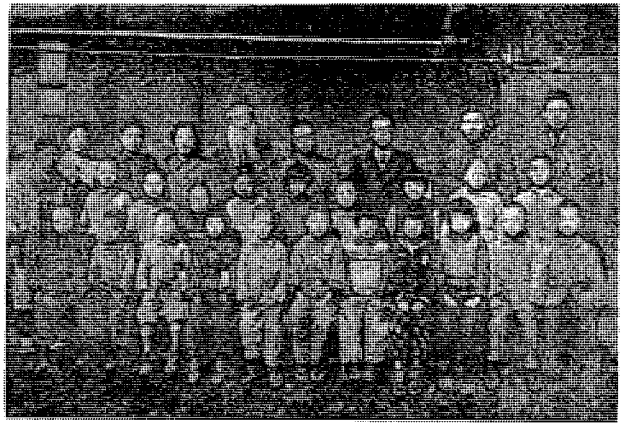
また四月二十三日の報告書をみると、伊勢町の林昌寺にも田端区新町国民学校の児童が疎開していた。その内訳をみると、三年生七人（男二女五）、四年生十五人（男一〇、女五）、五年生十一人（男五、女六）、六年生十五人（男八、女七）、計四十八人で、男二十五人、女二十三人だった。それに職員は校長教頭各一人と訓導四人（男女二人ずつ）、寮母五人、作業員一人計十三人で、児童職員併せて六十人であった。さらに五月四日には二十二人が新規に疎開した。一年生二人（男一女一）、二年三人（男二女一）はじめ三年生六人（男五女一）、四年生三人（男二女一）、六年生四人（男二女二）、児童計二十一人と職員一人だった。滝野川第二国民学校の北野喜代次先生は当時を回顧して、「昭和十九年八月末、戦争もいよいよ激しくなり、滝二の学童は群馬県四万温泉田村旅館へ三・四

第9—83表　集団疎開の職員・児童（中之条町）

		竹廼寮（竹野屋）	吾嬬寮（鍋屋）
旧	職員	7	1
	児童	57	0
	計	64	1
新	職員	0	1
	児童	29	20
	計	29	21
現在	職員	7	2
	児童	86	20
	計	93	22

思い出の疎開学童絵
（東京都滝野川第二国民学校学童）





中之条町鍋屋旅館の集団疎開児童（吾嬬学寮）

年生、中之条の竹の屋となべ屋へ五・六年生が疎開しました」と述べている（滝野川第二小学校創立六十周年記念誌十四頁より）。

学童の疎開生活の問題点　十日程経って関記者は四万温泉をたずねて、学童の不慣れな疎開生活について栗林訓導（滝野川第七校）に色々と質問したが、先生の話から二三の問題点をつぎのように述べている。

一、補食がほしい。主食の都と県の配給量の差額を粉麦等の代用食で補ふことになっていたが、現在その補ひに困っている。

二、野菜類の欠乏、その原因は輸送難にあり折角村の農業会で集荷しても輸送できない。

三、医療設備　四万温泉に医者はなく病気の場合は沢田村役場前の沢田医院か、中之条町まで出なければならない。この間の乗物に困る。救急車の心配を是非お願いしたい。

四、新聞購読　ラヂオが聴けない。新聞もみられない。新聞は教材としても欲しい。販売店の協力をお願いしたい。

五、教場の設備　教場は神聖さをもちたい。片隅に布団の山が並んでいたり、荷物の列が押しつけてあったりする真中で、本を開いてもどうにも落ちつかない。この意味で設備を急いでほしい。

また名久田村林昌院に疎開した滝野川区第八校六年生たちは村を見下ろす高台で、前面は清冽な名久田川に臨み絶好な学園を展げてよろこびに満ちていた。環境には恵まれていたが、ここに来て一番困ったのが野菜不足だったという。都からの命令で絶対買い出しはまかりならぬというし困ったと畑主任訓導は語っていた。困っている時、幸いにも区長（関次郎）さんの同情で茄子五貫匁を寄贈して戴いて凌ぐことができました。ここでもいくつかの問題点が指摘されていた。

一、主食では、都からの配給は一人四八〇グラム貰ってきましたが、群馬県の配給は三三〇グラムです。オヤツに廻す分もなくなりました。

二、便所の設備が欲しい。百人からの児童になると両便所は二ケ所以上が必要です。

地元児童との交流　沢田村国民学校四万分教場（古屋次雄分校主任）では校庭に炭ガマを築き帝都の疎開児童と山の児童との握手を行っていた。分校高等二年町田一美、飯塚正明、高等一年一場一男の三人を先達にして疎開児童に炭

木を伐ったり、炭木をカマにつめたり、炭俵を編んだりする作業で林間学校を行った。疎開児童は山の楽しさを味いながら木炭作りを覚え寒い冬の用意を身をもって体験した（関喜平日記）。

学童の疎開生活回想　(イ)中之条町の鍋屋旅館に疎開していた滝野川第二国民学校、五、六年の児童たちが、帰京してゆく際に「鍋やの皆さんへ」と遺された絵入りの記念作文集がある。この文集に載っている児童たちの共通の思い出として、山田川の水泳、観音山登山、栗拾い、秋の山の美しき、冬をひかえて山からの薪運びとボヤ拾いの辛かったこと、宿の食事などのたのしいお手伝、そして時折の学芸会や遊戯などのことが詳細に述べてある。このうちの一人飯島左久子は、その頃の生活を回想して、つぎのように述べている。

中之条鍋屋旅館に疎開第一歩を踏んだ六年生のあの日、家が恋しく、ふとんの中で声をしのばせて泣きました。つらかったことは冬の朝のそうじのちぎれるような冷たさ、まき運びで肩にくいこむ痛さなどでした。うら山へ栗ひろいに行って帰り道に生栗をボリボリかじって半分ぐらいにして先生にしかられたこともありました。でも夏の川で先生たちと泳いで寒くなると川原の石をおなかにのせて遊んで楽しかったこともあり、なつかしく心に残っています（瀧野川第二小学校六十周年記念号より）。

(ロ)つぎに四万温泉竹葉館に疎開児童と一緒に滞在した兼松万智子先生が帰京後に竹葉館のおばさんに宛てた疎開時代の思い出を回想した書簡をあげておこう。

今日は私にとって忘れられない日です。四月二十日に始めて四万の土を踏み、馴れぬ疎開生活に、又教員生活として児童に接したのも初めて……五月十五日にお宅に御世話になることになったある日！漆畑さんと二人、四万館からリヤカーで運んだこと……その時のことを思い出すと一寸顔をしかめたくなること、小母さまも思い出されることでしょうね。…

それから四ケ月の間、長い様で短かった中にも随分色々のことを知り体験させられました。前の山には今頃つゝじが美しく咲いていることでしょう。……薪運びの帰りなどよく道ばたの花や木いちごなどつんで来たこともあったし、せりつみ、又暑い日盛りを毎日の様に蕗や野草つみに行ったりした事、……この前いつか皆で思い出の疎開地にゆきたいと話し

たことがありましたが、今は学校の経済失調でだめですっ　（五月十五日夜）
て……

(ハ)同じ竹葉館に疎開児童として滞在していた西隈希久代が、十五年経過した昭和三十五年に婿ぎ先の九州佐賀県から往時を懐しんでわざわざ四万温泉を訪ねて、その回想を旅館の御夫婦宛に書簡で送っている。疎開時代の細々とした回想と御夫婦への懐しみを切々と書いているが、その末尾に四万を訪ねた時の感想を短歌に寄せたものが添書してある。その中から二三をあげておく。

○バス連ね学童疎開せし時に麦湯くれしはどの家なりや　るし
○十五年前はあらざり「せせらぎの間」ひとり夜半を電灯明　○せんべいの如く凍りしタオルもて乾布摩擦せし九才のころ

疎開人口の実態　①疎開世帯と人口の動き　まず昭和十九年度後半からはじまる中之条町における疎開の世帯と人口の月々の動きを第9—84表に示す。

第9—84表　疎開世帯・人口
（中之条町）

	疎開世帯	疎開人口
昭和19年11月30日	288	580
12.31	342	703
昭和20年1月31日	373	762
2.28	385	783
3.31	506	1,098
4.30	675	1,446
5.31	777	1,690
6.30	327	1,952
7.30	375	2,169
8.31	423	2,454
9.30	—	—
10.31	—	2,150
11.30	—	1,950

（資料）昭和20年疎開事務ニ関スル書類綴（中之条町役場）による。（19年11月～20年11月）

すでに十九年十一月末には疎開二八八世帯、五八〇人になっていたが、その後、空襲の激化とともに漸増していった。二十年三月の帝都大空襲を契機に急増してゆき、終戦時の八月末には四二三世帯、二四五四人と膨脹していた。当時（二十年五月末）疎開者人口は町の常住人口の約二〇%をしめる状

第9－85表　疎開者数(中之条町)

	昭和19年12月	〃 20年1月	〃 2月
学童	20	6	1
乳幼児	47	19	5
妊婦	5	3	2
老人	5	4	0
要保護者	0	0	0
計	77	32	8
一般疎開	46	27	13
合計	123	59	21

(資料)　前表に同じ(19年12月～20年2月)

化熾烈化に伴って一般成人市民も次第に地方に疎開しはじめたためである。二月は一月にくらべ疎開者数が減っているが、老幼弱者に対して一般人の疎開数の方が多くなった。さらに三月の帝都大空襲以後には町への疎開者、就中一般疎開者が激増した。三月～六月の疎開状況を第9－86表に示す。表から三月末には三一五人、うち一般疎開者が一七〇人に達した。四月には三四八人で、一般疎開者は一九四人にふえている。続いて五六月にも二五〇人前後の疎開者が入った。第9－87表(次頁)により、三月の大空襲後の疎開でも世帯ぐるみのものは少く、一部世帯員だけの疎開が多かった。

さて終戦直前の七月三十一日現在の調査にもとづいて、

第9－86表　疎開者数(中之条町)

	20年3月	〃 4月	〃 5月	〃 6月
学童	50	54	47	30
乳幼児	70	64	47	41
妊婦	10	8	5	3
老人	15	28	11	18
要保護者	0	0	0	0
計	145	154	110	92
一般疎開者	170	194	134	170
合計	315	348	244	262

(資料)　前表に同じ(20年3月～6月)

況にまでなっていた。終戦後には少しずつ減少しはじめたが、終戦前後における外来の疎開人口の町社会の構成にしめる比率は相当たかかったのである。

つぎに帝都大空襲前の十九年十二月～二十年三月までの疎開状況を第9－85表でみると、十九年末当時の疎開者は世帯ぐるみではなく、主に世帯中の老人妊婦乳幼児学童などが疎開していた。二十年になると老幼弱者の疎開に比して一般人の疎開者の人数がふえていた。これは空襲の日常

第9—87表　疎開世帯(中之条町)

	全員疎開世帯	一部疎開世帯	計
20年1月	0	31	31
〃 2月	0	12	12
〃 3月	25	96	121
〃 4月	40	129	169
〃 5月	35	67	102
〃 6月	23	23	46

(資料)　前表に同じ(20年1月～6月)

先住地別にみた一般疎開と罹災疎開の人口数を第9—88表に示す。この表から疎開者の諸相をみると、町の疎開者の大半は東京都からのもので全体の八割近くをしめていた。京浜地方からの疎開者が中心だったが、七月になると県内の市街地の空襲が切迫してきた結果、県内の一般疎開者もふえて七十七人にも達した。そして全疎開者について受入町民との関係をみると、殆んど大半の人々が何等かの縁故関係者であった

第9—88表　先住各都府県別の疎開者数　(昭和20年7月末、中之条町)

	一般疎開 (1)		罹災疎開 (2)		(1)＋(2)	
	受入人数	現在まで計	受入人数	現在まで計	本月まで計	7月計
東京都	61	1,251	12	513	1,764	73
神奈川県	23	179	4	58	237	27
千葉県	8	18	0	2	20	8
埼玉県	1	4	0	0	4	1
栃木県	2	2	0	0	2	2
群馬県	7	77	0	0	77	77
新潟県	5	5	0	0	5	5
静岡県	1	3	0	7	10	1
愛知県	0	10	5	5	15	5
大阪府	0	5	0	0	5	0
兵庫県	0	2	4	4	6	4
広島県	0	10	0	0	10	10
宮城県	3	3	5	5	8	8
岩手県・石川県・岐阜	4	4	0	0	4	4
	1	1	1	1	2	2

(資料)　前表に同じ

ことは一つの大きい特徴であった。東京都の疎開者の一部を除いて他は全員縁故疎開だった。東京都のものでも無縁故疎開者は一七二三人のうち僅か四一人にすぎなかった。

今次戦争末期の疎開は戦争の激化による空襲からの人身財貨の安全を求めての避難であるが、主として東京空襲を契機とするものと、県内都市の空襲の切迫によって一時に町に入来したものが多い。十九年の後半の老人幼児妊婦等の疎開と学童の集団疎開にはじまり、二十年三月以降には直接空襲による罹災者の疎開を受け入れるようになった。特に罹災疎開は一時に多量の人員が地方に流入したために、これが受入れには地元の町村や住民たちも四苦八苦した。戦争による物資欠乏に加えて、多忙の戦時下の生活のための奔走などが累積しあって、当時は毎日々々が緊張の連続であった。そこへ大量の外来の疎開者の入来は地元社会に幾多の新しい問題を発生させる状況をもっていた。

さて三月九日の東京大空襲の結果、京浜地区からの罹災者一般疎開者が一斉に県内各地に流入した。群馬県当局は三月十一日から三十一日までの三週間を「疎開受入強調期間」として、その実施要項を各市町村に通達している。その目的の一部をつぎに示しておく。

(一)　疎開受入ガ国土防衛態勢確立ノタメノ国策ニシテ一刻ヲ争ヒ進捗セシムルヲ要スル所以ヲ認識セシメ、疎開者ハ戦友トシテ衷心ヨリ温キ家族精神ヲ以テ万般ノ世話ヲナス様、地方民ヲ啓蒙スルコト

(二)　疎開地域ニ居住スル縁故者、特ニ老幼者妊婦等ヲ積極的ニ呼ビ寄セルトトモニ、疎開区域ヘノ転入ヲ抑制セシムルコト

(三)　疎開者ヲ速カニ地方ノ慣習ニ馴致セシメ、地方民トシテ健全ナル生活ヲ営ナマシムルコト

(四)　疎開人ト地方民トノ提携ノ一体化ヲ図ルコト

(五)　疎開住宅ノ居室ノ提供斡旋ヲ円滑ナラシメルコト……

このような空襲の激化に先だつ十九年五月の郡内東村通信三七四号に既に「疎開ニ関スル件」の県通達が掲載されている。これによると「帝都人員疎開ニヨル本県ヘノ転出者相当数ニ上リ……時局ハ頓ニ切迫シ一層急速ニ地方分散ノ

要之有リ候折柄、縁政者ノ疎開申出之有ル節ハ速ニ受入レラルル様取計ヒラレタシ」と指示している。十九年十二月二十八日、伊参村では村常会はおいて「疎開者受入れに努めよう」ということを徹底事項の一つとして取りあげ、つぎのように強調している。

敵の本土空襲は愈々本格化してきた。重要都市の防空体制をしっかり固めるために疎開者が増えて参りました。疎開は単なる避難や逃避ではなくて大事な決戦配置なのです。地方民の受入に対する理解と協力が是非必要です。私共は戦友を迎える心算で進んで受入れ国策を遂行して勝ち抜かう。

イ　重要都市や特別区に住む親戚や知人に老幼者妊婦などがある場合は進んでこれらを引取ること。

ロ　疎開してきた人に対しては住宅の提供、生活の援護に、すべて温い戦友愛でお世話をつくすこと。

町の疎開者の諸問題　二十年六月十五日付の町当局からの疎開者の実情報告によって、その実情と問題について叙述しておく。

①生活問題　(イ)一般に食糧その他諸物資が不足がちだったが、よく耐乏の生活を営んでいた　(ロ)野菜と燃料、特に罹災者に於て衣料品炊事用品等の配給増配の要望があり、野菜類は町の農業会や地元区長農事実行組合長等の斡旋指導によって疎開者の共同開墾耕作、縁故者からの農地借受等によって逐次自給しうるようになった。其他の物資については町から県へ可及的に配給方配慮を願い出ている。町の各区長から町当局に対する疎開者の生活状況をみると、全般的に食糧不足を訴えている。罹災者への特配（衣料品）を要望する（第十二区）。野菜の入手困難と肌着類の不足が訴えられている（第十三区）。

②疎開者の就業問題　報告によると、「本町ノ疎開者ハ大部分ガ老幼婦女子ナリ。就労能力者ハ概ネ国民勤労動員署ノ指導斡旋ニヨリ就業セリ」とある。なお各区長からのものによると、四人就業（二区）、殆んど婦女子で就業能力なきも二三人就業希望す（十二区）などと報告されている。町から動員署長宛の報告から各月の就業見込状況などを第

第9—89表　疎開者の受入員数・就業見込数

		男	女	計
3月24日	受入員数	398	636	1,037
	就業可能見込数	73	124	197
5月1日	受入員数	555	891	1,446
	就業可能見込数	115	155	270
6月4日	受入員数	672	1,018	1,690
	就業可能見込数	160	173	333
6月30日	受入員数	790	1,162	1,952
	就業可能見込数	225	220	445
7月31日	受入員数	871	1,298	2,169
	就業可能見込数	250	227	477

（資料）　前表に同じ。昭和20.3月～7月（中之条町）

9—89表に示す。

③疎開者への施策並各団体の協力状況　町の報告をみると、「上級官庁ヲ通ジテノ住宅斡旋申込、縁故疎開者ノ申込ニヨル住宅斡旋ヲ実施セリ。尚住宅設備資材ノ取得其他可及的斡旋ノ方途ヲ講ズ。」「疎開地区縁故者招致、住宅斡旋等ハ町民及ビ関係団体ノ協力ニヨリ活発ニ行ハレ、現在縁故疎開者一七〇〇人ニ及ベリ」、また「生活必需品物資ニ関シテハ意ヲ用ヒ迅速適性ナル配給ヲ実施シ、疎開者ヲシテ不安ナカラシメルヨウ努メタリ」とある。

④地元民と疎開者との融和問題　この件についての報告では、「逐次地方ノ風習ニ慣レ概ネ親和融合ノ域ニ進ミツツアリ」とある。各区長より町当局へのこの件の報告によると、「地元民トノ交際少シ」（第二区）、「概ネ良好」（七区）、「地元民トノ協力ノ熱意ハ認メラルルモ、老幼者多キ故、地元民ノ同情理解ヲ促ス要アリ」（十二区）、「漸次融和シツツアリ」（十三区）などの記載がみられる。

疎開対策　一時に多数の学童疎開と一般疎開及び罹災疎開を受入れた各町村では、これが対策に大わらわであった。まず町村の疎開対策の支出面をみよう。十九年の決算書により、沢田村では疎開関係の諸費支出が一〇、九八六円で、その内容の主なものをあげると次の通りである。

協力諸団体補助一〇五〇円、保健施設ニ対スル助成一九一　蔬菜供出ニ協力セル郡内農業会職員慰労費四〇〇円……
九円二〇銭、補助沢田村農業会へ四〇〇〇円、疎開学童慰問　なお集団疎開受入補助金は九五五六円であった。
費八一五円、役場吏員国民学校青年学校職員へ一八一〇円、

中之条町の十九年決算から疎開関係支出をみると、疎開受入事務手当九十九円、需用費七十銭、計九十九円七十銭、避難対策費目として罹災相談所関係支出費が一九九円九十銭などが主であった。なお国庫よりの人員疎開受入補助費は四七四円であった。さて町には疎開相談所が設置され、(イ)住居関係として斡旋、居住家屋改造用資材の取得斡旋、(ロ)生活必需品関係、(ハ)罹災者軍人遺家族の保護援護関係などの相談を取扱った。その件数は約五十件であった。

八　戦時下町村民の厚生保健

住民生活に不可欠だった保健衛生は、明治以来町村行政の一環として取扱われてきたが、昭和初期頃までは国の保健施策のあり方から長い間にわたり主流は取締行政の対象とされてきた。満洲事変以後の戦時の進展に伴って、戦争の遂行と関連して人的資源の育成愛護の見地から、人口の増加、国民体位の向上が要請され、これらを推進するため保健衛生対策も指導行政に転換していった。こうして戦時下の町村の保健衛生にも次第に少しずつ指導行政的な色彩に切り換えられた部面が現われていた。すでに明治後期の日清戦争後の赤痢病の蔓延から伝染病対策として、明治大正昭和各期にわたって、各町村ともその予防対策には全力を傾けてきた。また昭和期になると経済不況のもと農村疲弊によって種々の病気の発生もあって、農村診療対策も実施されるようになった。真に系統的な厚生保健対策や医療施策が本格的に出発するのは戦後になってからであるが、この戦時期においては、明治以来の伝統的な取締行政的

な保健衛生対策から、戦後の指導行政的な厚生保健対策へ転換する過渡期的な諸相がみられた。

1　戦時における厚生保健

(1)　戦時の厚生保健

日華事変から太平洋戦争にわたる村の状況からみてゆく。日華事変以後の伝染病の発生状況をみると、十二年に伊参村九人（ジフテリヤ一、赤痢三、うち二人死亡、疫痢五）、名久田村七人（赤痢四、疫痢三、うち死亡一人）、十三年には、伊参村で二人（猩紅熱一、疫痢一、収容せず死亡）名久田村四人（全員全治）という僅少な状況で、戦時下にあっても伝染病に関しては衛生観念の普及や予防の徹底によってほとんど問題がなかった。

農村診療　伊参村では、当時毎年恩賜財団済生会による出張診療所が開設され、吾妻医師会から毎月出張診療が行われていた（十二年九月までは県から巡回診療班が直接出張していた）。十二三年と十六年の診療状況を第9—90

第9—90表　農村診療状況（伊参村、昭和12、13、16年）

	昭和12年		昭和13年		昭和16年	
	回数	受診者数	回数	受診者数	回数	受診者数
1　月	1	15	3	25	3	24
2　月	2	50	3	35	3	32
3　月	2	58	3	54	4	36
4　月	2	76	2	24	3	30
5　月	2	69	4	40	4	53
6　月	2	121	4	56	4	44
7　月	2	76	4	37	3	24
8　月	2	40	1	6	4	44
9　月	2	38	3	49	3	27
10　月	—	—	4	49	4	33
11　月	4	104	3	41	4	34
12　月	3	50	4	45	4	34
計	14	697	38	461	43	415

（資料）　各年次伊参村役場事務報告による

表に示しておく。

名久田村では、四月に日赤群馬支部による巡回診療を開設していた(十三年役場事務報告)。

乳幼児検診　昭和十四年度から乳幼児検診が実施され、伊参村ではこの年五十八名（昭和十三年四月一日～十四年四月三日生れの乳幼児）が検診をうけた。以後毎年前年四月～その年三月生れまでの乳幼児が検診をうけた。各町村でも実施されていた。

国民体力検査の実施　昭和十五年四月八日国民体力法が公布され、満十七才より満十九才までの男子に対して体力検査が実施されることになった。翌十六年には満十五才～満十九才に拡大されて行われた。体力検査の主な内容は、ツベルクリン反応、聴力、色神、視力、疾病等であった。十五、六年における検査結果から、伊参村青年の主要疾病をあげると第9—91表の通りで、農村青年の疾病にはトラホームが多いことが注目された。十六年検査では十一名の結核性疾患がみられたことも注意すべきだ。そして検査結果の概評を第9—92表でみると、十五年には要注意と要精密検査が一〇%だったが、十六年には二一%にふえている。同じ体力検査結果について中之条町の十五～十七年を第9—93表(次頁)でみると、要注意と要精密検査は一〇%未満であって、伊参村の一七・二%にくらべて、ずっと低かったことも注目

第9—91表　青年の疾病状況
（伊参村）

	昭和15年	〃 16年
結核	0	11
トラホーム	7	19
栄養障害	0	2
むし歯	14	0
計	21	32
受検者数	44	84

（資料）　前表に同じ

第9—92表　青年疾病検査結果
（伊参村）

	昭和15年	〃 16年	計
可	40	66	106
要注意	4	7	11
要精密検査	0	11	11
計	44	84	128

（資料）　前表に同じ

第9—93表　青年疾病検査結果
（中之条町）

	昭和15年	〃16年	〃17年	計
可	106	234	183	523
要注意	5	0	16	21
要精検	3	32	0	35
計	114	266	199	579

（資料）　各年次中之条町役場事務報告による

してよい。

青年体力章の検定　昭和十五年に厚生省令で、全国の青年十五才～二十五才を対象にし体力章の検定が実施されることになり、伊参村は十一月十七日、沢田村は十一月二十三日に行われた。両村の受験合格状況を次表に示す。

	該当者	受験者	合格者 初級	中級	上級	合格者計
伊参村	一四七	一〇一	七二	二九	〇	三五
沢田村			六	一	〇	七

なお体力章検定種目は百米疾走・二千米走・走巾跳・手榴弾投・運搬（五十米）・懸垂屈臂の六種目だった。各種目の初級中級上級の検定標準を左の上表に示しておく。

種目	検定標準 初級	中級	上級
走	一〇〇米 一五秒～一六秒	一四秒～一五秒	一四秒以内
走	二、〇〇〇米 八分一秒～九秒	七分三一秒～八分	七分三〇秒以内
跳	走巾跳 四米～四、四九米	四、五〇米～四、七九米	四、八〇米以上
投	手榴弾投 三五米～九九米	四、〇米～九九米	四五米以上
運搬	運搬（五〇米） 四〇キロ 一五秒以内	四四、〇キロ 一五秒以内	六〇キロ 一五秒以内
懸垂	懸垂屈臂 五～八回	九～一一回	一二回以上

体育向上修練会開催　体力検査の結果必要と認められた青少年に対して、県主催の修練会が開催されている。本郡では十六年九月二十五日～十月一日迄一週間、坂上村大運寺で開かれたが、各町村から該当青少年が参加している。

(2)　戦時の町の保健衛生

戦時も長期化してきた昭和十五年からの町の伝染病の状況を第9—94表(次頁)にみると、十五年から年々ふえていた。十五年には赤痢、十六年には赤痢、ジフテリヤ、腸チブ

第9－94表　戦時の伝染病状況
（中之条町）

伝染病		赤痢	猩紅熱	パラチブス	腸チブス	ジフテリヤ	計
昭和15年	患者	29	2	5	9	1	46
	全治	28	2	4	5	1	40
	死亡	1	0	1	2	0	4
昭和16年	患者	24	3	0	11	15	53
	全治	22	3	0	9	14	48
	死亡	2	0	0	2	1	5
昭和17年	患者	13	9	0	2	37	61
	全治	10	9	0	2	32	53
	死亡	3	0	0	0	5	8
昭和19年	患者	7	0	0	13	2	22
	全治	7	0	0	11	2	20
	死亡	0	0	0	2	0	2

（資料）　各年次役場事務報告による。

スなどの患者も発生した。太平洋戦争の勃発の翌十七年にはジフテリヤ患者が三十七名も出て五名も死亡している。十七年は伝染病患者の中々多い年だった。十九年には腸チフス患者が発生したが、全体としては二、三年前にくらべて伝染病患者の少い年であった。なお終戦の年の二十年には伊参村にパラチブス患者が四名(岩本では十三名)がでている（二十年事務報告）。

2　戦時期の農村の栄養改善

昭和戦前期でも述べたように、わが三カ村はともに不況下の農村経済更生の一環として農村生活の改善を各方面にわたって実施してきた。そのうち名久田村大字高津部落では環境衛生改善のための諸事業、すなわち①簡易水道の敷

設にはじまり、②台所改善、つづく③栄養改善、さらに④寄生虫の駆除と相互に関連性をもって一貫する諸事業を実施し、これが部落の人々の健康生活に大きな貢献をなした。この栄養改善の事業は引続き日華事変から太平洋戦争中の戦時期においても継続されていた。

(1) 農繁期の共同炊事の経営

戦時において高津農事実行組合が中心になって、農繁期の十月中旬～下旬にわたって共同炊事が毎年のように実施されていた。昭和十六年十七年の共同炊事配給表によって、その概況をみると、組合員十九戸の各戸を対象として、十月十七日から三十一日まで十五日間にわたり毎日昼食と夕食を共同炊事によって配給していた。

第9－95表　（昭和16、17年、名久田村高津）

	昭和16年		昭和17年	
	家族基礎単位	全期配給基礎単位	家族基礎単位	全期配給基礎単位
剣持　虎吉	6.1	176.9	4.5	130.5
〃　喜作	1.5	43.5	1.5	43.5
〃　兵吉	4.6	133.4	3.9	113.1
〃　良作	4.4	127.6	4.4	127.6
〃　賢作	6.3	182.7	5.3	153.7
〃　次郎	5.9	171.1	5.1	147.9
富沢仙太郎	2.0	58.0	2.0	58.0
剣持　万平	9.9	275.7	9.3	269.7
宮崎　弥	6.3	162.7	6.8	197.2
割田　龍助	3.3	95.7	3.6	108.4
〃　仙作	1.8	52.2	2.8	81.2
〃　弥作	4.1	118.9	4.2	121.8
〃　万吉	5.2	161.2	6.0	174.9
宮崎平三郎	8.5	246.5	8.7	252.3
剣持　一二	7.6	221.2	8.5	246.5
宮崎　島吉	4.9	151.7	5.9	171.1
割田作五郎	7.9	229.1	6.9	186.8
〃　常蔵	3.4	98.6	4.6	109.4
宮崎良平	5.7	163.3	5.9	171.1

（資料）　昭和16、17年共同炊事配給表（実行組合所蔵）

この農繁期間には栄養食の配給は、年令性別による各家族の栄養基礎単位にもとづいて実施された。両年における各戸への配給基礎単位を表示しておく（第9—95表・前頁）

(2) 農繁期共同託児所の開設

日華事変勃発の翌十三年頃から各村で農繁期の共同託児所が開設された。各村の状況を概説しておく。

沢田村　第一年次は十三年六月二十一日～三十日まで十日間、村内四ヵ所で毎日午前七時半より午後五時まで開かれていた。第一託児所（山田折田）一一三名、第二託児所（上沢渡）七三名、第三託児所（四万）六十九名、第四託児所（下沢渡）七十一名で、病気事故もなく出席も非常に良好だった。翌十四年は六月二十日～三十日まで十一日間五ヵ所で開設した。特に四万託児所（二ヵ所）では栄養給食を実施した。第三次の十五年は六月二十三日～七月二日までの十日間前年と同様村内五ヵ所で開設され、好成績をおさめた。

各所における学校職員や地元篤志者の協力が大きかったという（沢田村報）。

託児所	開設場所	託児数 昭13	昭14	昭15
山田折田　託児所	第一分教場	一一三	一一二	一一〇
上沢渡　〃	第二分教場	七三	八六	六八
下沢渡　〃	本　校	七一	七七	七三
四万　〃	第三分教場	六九	六八	六八
上四万　〃	第四　〃		五八	六六

伊参村　昭和十三年から村内三ヵ所で農繁託児所が開設された。十三年の概況を第9—96表に示す。受託児童数二五三人（男一三八、女一一五）で、その開設期は六月二十日から二十九日

第9—96表　託児所児童数（伊参村）

性別／年令	～二才	三才～五才	六才～	計
男	一〇	九〇	三八	一三八
女	六	八四	二五	一一五
計	一六	一七四	六三	二五三

	十月十七日	十月二十二日	十月二十六日	十月三十日
午前8時	始業出席調	始業出席調	始業出席調	始業出席調
9	自由遊び	遠足（奥山原）	自由遊び	自由遊びレコード
10	レコード菓子（2ケ）	〃（菓子）	菓子 センベイ（七ケ）	お菓子
11	食事（昼寝 数名）	帰所食事昼寝	食事	食事（昼寝 三名）
12	自由遊び	自由遊び	自由遊び レコード	自由遊びレコード
午後1時	同レコード	〃 レコード	〃 砂遊び	お話（絵本）
2	食事 菓子	菓子	山遊び（中道）	お菓子
3	山遊び（越前山）	砂遊び おやつ（甘藷）	〃 お菓子5 おやつ	砂遊び おやつ
4	解散	解散	解散	解散

が託児所も併せて開設していた。その十六年の託児所日誌があるので、これによってまず概況をみると、始業八時～終業四時、子供数二十一名（男一一、女一〇）で、まず時間毎の記録から毎日の日程を紹介しておく（右表参照）。

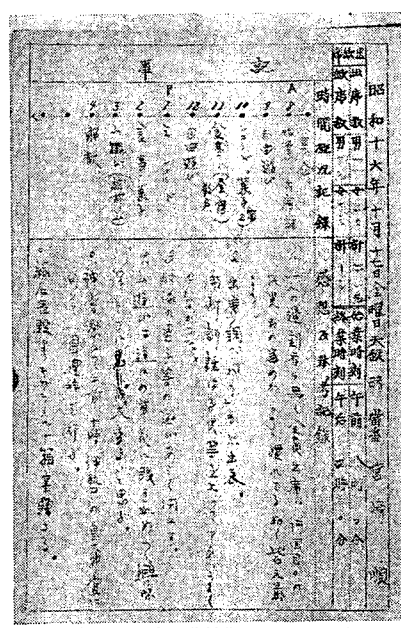
つぎに当時の当番（宮崎順）の感想及参考記録が詳細に記載されているので、そのなかから、二、三を抜萃しておく。

十月十七日　1一人の遅刻者もなく、全員出席。何回目かの託児所の為めか、よく慣れてる如く皆元気よろし。2出席調べ「ハイ」も上出来。開所訓話は子供等立上って了い、うまくゆかなかった　3附添男子等の遊びあるく、閉口す。4山遊びは道々の草花に眼を止めて興味深そうに大変よいと思う。○神嘗祭にて午前十時伊勢の皇太神宮に向いて一同礼拝を行う。○組合長殿よりキャラメル寄贈さる。

十月二十二日　欠席者　割田秀吉　剣持美代子　1始めて遠の十日間だった。翌十四年も同期十日間で受託児童数二九二人にふえた。これの教育は伊参校職員が担当していた（役場事務報告）。

名久田村　戦時中に農繁期託児所が開設されていた。横尾の高津農事実行組合では農繁期の十月中旬～下旬の部落農家の共同炊事の経営を実施したが、同期間中に実行組合

足をやりしところ、子供達も元気に好結果だった　2午前の遠足に疲れしためか、午後の遊びも静か○県庁より安生技手、郡農会より田村氏、中之条女子青年団幹部三名視察にみえる。
十月三十日　毎日々々泣きながらでも、みな集ってきてくれる事は何よりも嬉しい。何もかも忘れて食べる子供々々で暮れて来た半月間、それも愈々明日限り。1　足の痛い子供が居た為に遠足も休み、でも大して倦きたふうもなく全員一日遊ぶ。2　爪検査を行ふ（爪切り）。農会小林様お立ち寄り下さる。



名久田村高津の農繁期託児所の日誌
（昭和16.10.17当番宮崎順）

当時託児所の保母さんを、宮崎順のほかに横尾小塚の関しげる、伊勢町の木暮ふじ代（二人とも名久田小学校の先生）の二人が協力していた。

(3) 学校給食

沢田村では昭和十年前から村内の第三、第四、第五分教場において学校給食を実施してきたが、日華事変後の十三年六月一日から第一分教場でも実施することになった。実施に際して県の戸井技師により児童全員の精密な身体検査が実施された（村報二十六号）。さらに十五年九月新学期からは本校でも実施することになった（村報三四号）。このように昭和期に入って経済不況から戦争の時期に際して、それぞれ各村々の生産生活上の悪条件であったにも拘らず、却ってこの戦前戦時期において幾多の農村生活対策の萌芽がみられたように思う。栄養改善、共同炊事、学校給食等によって、辛うじてきびしい戦時下の供出生産と窮迫の配給生活に耐乏しえたようにも思われる。戦時期においては、

すべてが戦争の完遂を目標にした厚生施策、健康対策、体力増進であったが、農民の側からはこれら施策が自己の生命健康の防衛となっていたことも無視しえないだろう。そして戦時期における学校給食、環境改善、栄養改善、共同炊事等々の生活実践は、戦後の新しい農村生活の近代化の目標のもとでも、貴重な諸体験として生かされている。

3　戦時下の婚姻出生と妊産婦

戦争のもと軍事動員と徴用動員による成人男子の大量の人口移動は、銃後の町村の家族生活に大きな変化をもたらした。このうち最も根本的な問題は婚姻とこれに関連する出生の動向である。まず戦時下の町村の婚姻と出生の動きからみてゆく。

(1)　婚姻出生の動き

伊参村の場合について　昭和十年代の戦時期を通じての婚姻出生の動きをみると第9—97表の通りである。**①婚姻数**　日華事変から太平洋戦争中（終戦の二十年を除き）を通じて婚姻件数は増加の傾向であった。ただし二十年には二十九件で前年に比して約四十件も急減しているのは極めて特徴的である。その理由は種々あったと推察できるが、殆んど婚姻年令対象男性（全青壮年）の応召と徴用で結婚が不可能な状態だったこと、ここに今次戦争の最終段階における決戦期の顕著な社会現象が反映されていた。各年次別の

第9—97表　婚姻・出生・死亡数（伊参村）

	婚姻	出生	死亡
昭和10年	45	126	76
〃 11	45	135	77
〃 12	54	156	89
〃 13	46	97	63
〃 14	43	116	62
〃 15	67	143	73
〃 16	63	143	79
〃 18	62	121	72
〃 19	68	128	88
〃 20	29	96	107

（資料）　各年次役場事務報告による。死亡は参考資料に掲載した

第9—98表　婚姻・出生・死亡数
（中之条町）

	婚姻	出生	死亡
昭和14年	88	258	122
〃 15	124	294	122
〃 16	119	281	118
〃 17	113	317	127
〃 18	127	308	140
〃 19	133	279	138
〃 20	68	265	210

（資料）　各年次役場事務報告による

婚姻件数の増減をみると事変勃発の十二年は前年より九件増えたが、二年、三年目の十三、十四両年は前年に対比して八件、三件と減っている。そして十五年には前年より二十四件も急増している。この動きは動員、応召解除、帰郷と緊密に関連しているように思う。十三、十四年の大動員、十五年の解除帰郷によるものであろう。他方戦争が長期化すると婚姻年令も早まり、一般に婚姻数もふえることもあって、決戦段階になるまでの戦時中では婚姻件数は少しずつふえ続けていた。**②出生児数**　事変勃発の翌年十三年には前年にくらべて五十九人も出生児が減少した。十五、六年には相当に増えたが、太平洋戦争がはじまると、また減少し始めている。終戦の二十年には前年に比して三十二人も減少した。このように伊参村の戦時における婚姻出生の動きをみても、戦争による人口変動を実によく反映している。

中之条町の場合　昭和十四年から二十年までの戦時、特に太平洋戦争中の婚姻出生の動きを第9—98表でみる。**①婚姻件数**　伊参村の場合と同様に一般の趨勢として戦時中でも婚姻件数は少しずつふえている。ただし二十年には十九年に比して六十五人も減っていること、この理由も伊参村の場合と同じである。**②出生児数**　十五年にふえて、十六年には漸減するが、十七年には再び三十六人もふえている。大平洋戦争中の十七、八年がその前後で一番多く年間三百人をこえた。十九年は十八年より三十人ほど減少した。終戦の二十年の出生児は前年より十四名減、最多出生児年の十七年にくらべると五十人余も減っていた。

(2)　戦時下の妊産婦

昭和十七年七月十三日から「妊産婦手帳」制度が厚生省令をもって全国一斉に実施された。この制度は母子保護の向上、流産早産死産の防止、健康児の出生増加などを目的とする画期的な妊産婦保護指導方策であった。その運用の仕組について、十七年七月十二日付朝日新聞は次のように記載している。

妊婦は妊娠三、四ヶ月頃まで一度医師また産婆の診察をうけ隣組あるいは部落会長をへて地元市区町村宛に妊娠の届出を行い、役場から「妊産婦手帳」の交付をうける義務がある。さらに妊娠五、六ヶ月頃と八、九ヶ月頃の二回にわたり医師か産婆の診察をうける。この手帳持参のものは脱脂綿ガーゼ其他出産用品の配給、栄養食料品の優先配給がうけられるようになるわけである。

妊産婦は各町村役場に届出を行ったが、伊参村における十九年の各部落別の毎月妊産婦届出数を第9—99表に示す。

二十年の妊産婦届出数は、岩本一二、五反田二七、蟻川一〇、大道三、計五二で、前年にくらべて第9—97表にみたように出生児数の減少とも併せて妊婦届も二六人も減っている。前年にくらべ岩本、蟻川で半減していた。

第9—99表　各部落別妊産婦数

	岩本	五反田	蟻川	大道	計
1　月	3	—	1	0	4
2　月	3	2	3	0	8
3　月	2	3	4	0	9
4　月	1	3	2	1	7
5　月	1	4	1	0	6
6　月	0	1	0	1	2
7　月	4	4	3	0	11
8　月	1	0	1	0	2
9　月	2	4	4	0	10
10　月	2	2	0	1	5
11　月	2	2	1	0	4
12　月	1	5	3	1	10
計	22	29	23	4	78

（伊参村・昭和19年）

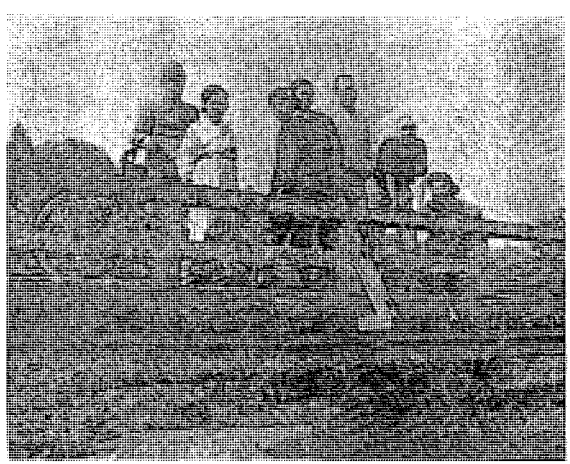
さて十八年度の伊参村決算報告書によると、妊産婦保健指導保護費として四十円の国庫交付金を受けていたことがわかる。ところで先掲朝日新聞にも記載されていたように妊産婦に対しては母性保護の立場から戦時下の窮乏生活中における衣食住用品の配給でも特別優遇の処置がとられていた。①米の配給十八年十月から妊婦は一日三合の範囲内で増

配が認められていた。二十年六月改正で妊娠五ヵ月以上の婦人に一日〇・三五合が加配された。②鶏卵　産前産後各二十日間配給された一人一日一個、特別必要のときは三個まで増配された。③牛乳　十九年六月優先配給順位がきめられ、妊婦は産後一ヵ年以内のものに一日一合であった。④衣料　衣料切符は十七年二月一日から実施されていたが、五ヵ月以上の妊婦には特別衣料切符が配給になった。⑤脱脂綿ガーゼ　県の割当によって市町村で購入券を発行した。

昭和十七年群馬県ではじめて保健婦が養成され、最初に名久田村国民保健組合（名久田農業会経営）に勤務した飯塚（現姓水出）もとめ（現在中之条町保健婦）は、当時の妊産婦の状態について次のように述べている。

妊婦に出産用として綿、ガーゼ、ネル、晒の切符が交付されたが、指定店にもらいに行ってもスムースに入荷されていない状態だった。赤ちゃんは母乳保育にきまっていた。どうしても母乳の出ない人が麦飯の重湯をとったり、少い米を粉にひいて煮て与えた。又馬鈴薯をおろし金ですり下し沈澱させて片栗粉をつくり、くず湯をつくって飲ませた。配給の砂糖が人工栄養児に一ヵ月二〇〇グラム位わたった。それを大事に大事に少しずつこれらの中に入れて使った。ミルクも煉乳がほんの少し配給されたが、とても一ヵ月充分に飲ませるわけにはいかなかった。幸に山羊を飼う家が多くなり、山羊乳の利用法も指導して廻った。

こんな状態の中で母親の栄養は悪く、妊娠すると眼が悪くなり、足がむくみ貧血状態が続いたが、こんな事は戦時中の妊婦では普通のことだと思っていた。手不足を補うため野良へ出て一生懸命に働いた。そのため妊娠中毒症が悪化し、妊



名久田村国民保険組合の保健婦たち（的場橋上で）

娠末期に子癇を起す例が非常に多く夢中のまま出産する事すらあった。お産はその母親や近所のとり上げ婆さんが介助する事が多く、お産婆さんにみてもらう人は半分にすぎなかった。

また十八年三月から伊参村国保組合の保健婦として勤務した神保（現在富沢）まつ江（中之条町福島産院婦長）も、当時の村の妊婦の分娩の一事例について次のように述べている。

母性保護の立場から分娩も全部といってよい程家庭分娩でした。或る日分娩がはじまってから、きてほしいとの知らせに急いでかけつけたのですが、四十分位かかる所でしたので、やっとたどりついた時には間に合わず死産でした。今少し便利な所であればこんな事にはならなかったであろうと今思い出しても当時の道路事情の悪さが悔まれてなりません。たと思う。保健婦はその村に助産婦が開業していれば手を出さない事になっていたが、急ぎの場合夜など迎えに来られた事もあった。

(3)　優良多子家庭の表彰

厚生省では戦時下銃後の国民に「多産報国」の精神を培い、興亜人的資源の増強を図るため十人以上の子宝をもつ〝優良多子家庭〟を厚生大臣名をもって表彰すべく、この程各地方長官からの内申に基き慎重審査の結果、全国一万三百三十六家庭を輝ける〝興亜の子宝部隊長〟として表彰することに決定した（朝日新聞昭和十五年十月十九日付）。これにもとづいて群馬県でも県下一七三の優良多子家庭を十一月三日明治節を卜して表彰した。優良多子家庭は嫡出の子女十人以上を自分で育て、死亡したものな

町村	表彰夫婦	生年	子供数
中之条町	今井定三（サカノ）	明治二十年	男九 女四　一三人
〃	唐沢慶次郎（まさ）	明治二十四年	男四 女六　一〇人
沢田村	中沢泰三（とみ）	明治二十二年	男五 女四　九人
〃	村山一松（あさ）	明治二十四年	男四 女九　一三人
名久田村	高橋幸次郎（たか）	明治三十七年	男七 女四　一一人
名久田村	関本次郎（志き）	明治十五年	男三 女七　一〇人
伊参村	生須登（くま）	明治二十六年	男七 女四　一一人

く、子女はいずれも心身共に健全であり末子満六才以上の家庭であることを条件とした。わが四ヵ町村の表彰された優良多子家庭をあげておく（前頁の下表参照）。

戦後の現在にくらべて隔世の感がある。

4　国民健康保険の創設

日華事変勃発の翌十三年（一九三八）一月厚生省が新設され、戦争遂行に伴って厚生保健行政の重視が実現された。この年四月一日国民健康保健法が公布された（七月一日施行）。吾妻郡における国民健康保険組合（以下国保組合と略記）の設立は、太平洋戦争中の十七年から十八年であった。中之条町国保組合は十七年（一九四二）四月に町の信用販売購買利用組合（以下産業組合と称す。組合長木暮壽雄）によって創設された（発足は八月）。この年八月名久田村では村の産業組合に国民保険組合が設立された。十八年になって伊参村と沢田村の国保組合が三月と八月に相次いで産業組合により設立された。当時国保組合の創設運営を担当した中之条町の田中平太郎の報告によって、その概要を述べておく。

当時の法規は町村営と産業組合営、そのいずれでもよかった。独立会計たる条件であり、地域住民の任意加入の規定であった。吾妻郡は産組経営が多く、例外的に長野原町が町の組織運営になっていた。創始時代の国保組合の事業は診療事業と保健事業を営むものとされていた。

診療事業は毎月組合員より組合費を徴収し、医療機関に診療報酬を支払う仕事であった。被保険者の医療機関の窓口で支払う一部負担額は三割であった。組合費の算定方法は均等割、被保険者人頭割所得割資産割の合計額とし、最高限度額の規定は数年後に設けられた。

保健事業は各組合に保健婦を設置し、被保険者の保護指導を行うということになっていた。国の助成として事務員の全額と保健事業費の二割が国庫より補助された。県町村の助成はなかった。

(1)　診療事業の問題点

医療機関側には受診者に対する組合当事者の介入により受診機関の選択の権利が制約されるのではないかという問題が起った。他方組合員や被保険者側には加入者非加入者による差別的診療が派生するのではなかろうかという論議があった。しかしこれは年月の経過によって解消していった。国保組合の創始期には被保険者が早期に診療をうけることを勧奨して軽症のうちに治療させ、重症患者の増加を抑えて被保険者の福祉をはかり、組合の経理内容の悪化を防ぐよう努力した。これは一般に一寸したことでは受診しない習慣が根強く残っていたからであった。

(2)　保健事業の問題点

設立当時には正規の保健婦が極めて少かったので、県衛生課の指導と協力によって看護婦や産婆（助産婦）の有資格者を保健婦として短期教育をしてもらい、各々の国保組合の保健事業に従事してもらった。創設期の保健婦の主な仕事は妊産婦乳幼児の健康相談、国民学校生徒や部落の人々の「海仁草」の服用による内部寄生虫の防除指導等であったが、ほかに町村役場の保健衛生の仕事にも協力した。国保組合の発足は戦争が苛烈化して物資不足の甚だしい時期だった。その後経営主体も産業組合から農業会へと移行してゆき、終戦から戦後にかけて発足当初の戦時中よりもさらにきびしい物資不足の状況のもとで各町村の保健婦の活動が続けられた。当時の農村保健活動について、当時保健婦だった神保まつ江（伊参村）と飯塚もとめ（名久田村）の二人の報告をあげておこう。

一般資材の不足はどうにか我慢をするとして、業務上の衛生資材の不足には頭を悩まされました。石鹸が全然手に入らず洗濯は灰汁でするので虱、蚤が多く、どこの家庭にも発生致しました。小学校へ行って児童の頭を洗ったり薬をかけてやりましたが、仲々効果がありませんでした。交通事情の悪さは吾妻で一番だったので、総て自分の脚に頼る以外に方法がありませんでした。無医村でしたので夜中子供が熱を出したとか、お産がはじまったから御願いしますと連絡があると、普段は何とも思わないのですが、寒い雪降りの時や雷雨の激しい時は、道路事情が悪かったので五～十キロとなると

苦しい体験となりました。或る時六十何才かの老人でしたが、背中の右の方に潰瘍ができ、真夏だったので膿が出て蠅がうるさくて急いで鼻をつまむ仕末でした。中之条のお医者様まで歩いて十五キロもあるので往診を頼んだのですが仲々来てくれなかったので、毎日薬をつけて繃帯の交換を続けたのですが、だんだん悪くなり、余病も併発して死亡したと聞いて、本当に気の毒な事で可愛想でなりませんでした（神保まつ江の手記より）。お産ばかりでなく（前述）、子供の発熱腹痛ひきつけ、その他色々の症状で苦しむ人の家庭を廻り、盲腸炎と思われる人の家に泊り込み一晩中手当をして明方早く医師のもとに連れて山を下ることもあった。又時々胃けいれんを起す患者がいると、村医の田島栄吉先生は痛み止めの注射液を私に渡してくれて夜はたのむよと依頼された。このように肺炎患者に強心剤とか、神経痛に痛み止めなど医師の下働きをつとめる事も多かった。（飯塚もとめの手記より）

ここで創設期における四ヵ町村の国保組合関係の記録を欠くので、当時各町村の関係者たちからの事情聴取によって、発足年次や職員構成を次表に示しておく。

地区別	経営主体	発足年月	事務員			保健婦	備考
			男	女	計		
中之条町	産業組合	昭和十七年八月	一		一	一	昭和一八、四月保健婦二名増員
沢田村	〃	〃十八年九月	一	一	二	一	
伊参村	〃	〃十八年三月	一		一	一	
名久田村	〃	〃十七年八月	一	一	二	二	

（事情聴取者は中之条町伊能松平、倉林勇治、田中平太郎、沢田村京田高十郎、関節、柏原直一、伊参村富沢まつ江、名久田村小池源三、水出もとめ、などである）

名久田村では昭和十七年五月二日に国保事業が決議されて、事業の発足は八月であった。当時の組合長剣持四郎、専務理事田村一三であった。当時各地区の国保組合の保健婦をあげておく。（次頁）。

もった。

(1) その前史

明治以後戦前までは「肺病」といわれて地域住民に怖れられてきたのが結核性の諸疾病であった。これが治療対策、特に予防対策はすでに明治、大正、昭和戦前の全期を通じて大きな社会問題でもあった。特に産業交通が発達し、農村の人々が離村向都するようになると、結核性疾病が増加し、一旦向都した人々のうち、この病気のため帰郷するものが多くなった。このことから結核は「文明病」「現代病」などともいわれた。大正期後半からの大衆社会化（現代

5　吾妻保健協力会の活動

戦時下の住民の厚生保健にとって、この地方における特筆すべき事項としては、一つは前項の国民健康保険組合が各町村に創設されたこと、これと併せて吾妻郡保健協力会が昭和十八年（一九四三）に設置されたことである。郡保健協力会は町村の各国保組合の保健事業活動の共同推進機関として誕生した。これは吾妻郡の保健所の前身をなすもので、戦時中にその先鞭的役割を果していたということでも大きな意義を

地区	保健婦	就任年
中之条町	高橋かね	昭和十七年
〃	柳田けい子	〃十七年
〃	渡辺まつ枝	〃十八年
名久田村	飯塚もとめ	〃十七年
〃	飯尾キチ	〃十九年
伊参村	神保まつ江	〃十八年
沢田村	田村うた	〃十八年



中之条町国民健康保険組合の職員たち（四万温泉にて）

化）と経済不況とが相重なって襲来した時分からは、特に青少年を虫ばむ国民病として大きな関心を喚起した。結核は都市的環境と産業労働環境とが累積して招来するものとして、「新鮮な空気」と「燦々たる太陽」にとむ田園生活が予防治療の最適な環境とされた。しかしこの田舎も昭和期には都市化と農村恐慌によって経済的生活において荒廃が甚しかった。この結果昭和戦前期には漸く農村にも結核性疾病が蔓延しはじめて、地元住民や指導者たちからも諸対策が期待されていた。

(2) 結核諸疾病

結核に関する県統計をみると、死亡統計中の結核疾病によるものは昭和初期には伝染病によるものとほぼ同数ぐらいに増えていた。昭和二～六年の結核による死亡者は県の年平均一三〇一人だったが、昭和十二年になると一五三二人にふえている。県内の郡市別の統計で昭和三年（一九二八）吾妻郡の疾病別の死因からみた死亡者数をみると（昭和三年群馬県統計摘要）、結核による死亡数の郡市平均九〇人であったが、吾妻郡は平均より遙に低く七四人であった。多いのは群馬郡一五六人、前橋市一三〇人、北甘楽郡一一〇人などであった。昭和三年の吾妻郡の死因疾病別の死亡者数を参考として示しておこう（第9—100表）。肺結核は七四人と比較的少数ともいえるが、呼吸器病二七七人を併せ考えると、結核性の呼吸器疾病患者の増加傾向が十分にうかがえる。なお郡内町村別の結核病の統計はほとんどないが、先掲の第9—91表の伊参村青年の疾病調査（昭和十六年）から推して、昭和期には十年前から十年後にわたって町村青年男女の間にも結核性諸疾病が相当数に増えていたことがうかがわれる。

第9—100表　疾病別の死亡数

病名	死亡者数
伝染病	79
肺結核	74
栄養及発育的病	208
神経系及五官病	180
呼吸器病	277
消化器病	245
その他	206
計	1,269

（昭和3年・吾妻郡）

(3) 吾妻保健協力会の設立

前述のように昭和十七年から十八年にわたって吾妻郡内の各

町村に国保組合が設立されたが、組合は当時郡内にも結核患者が多くなっていたので、結核予防には大きな関心をよせていた。田中平太郎によると、そのために一斉検診が必要であって、組合もその重要性を感じながら実現には幾多の条件が整備されなければならず、創立当初には実現できないでいたという。結核予防の一斉検診には一定範囲内の全員を対象として、㈠ツベルクリン反応検査により陰性者と陽転者を区分し、㈡陰性者（未感染者）に対してはBCG予防接種する、㈢陽転者（既感染者）にはレントゲン検査により個々の具体的病状を確認し、入院加療、在宅療養、要隔離療養等の対応指示を与える。㈣要隔離療養者に対しては、さらに菌排出の有無の検査を必要とする場合も生ずる等々の内容をもっていたので、そのための諸条件の整備が中々大変だった。しかし吾妻郡坂上村では既に群馬県が結核対策として県立長壽園に昭和十四年（一九三九）七月から結核診療を開始し、百人の収容力ある療養所も開かれていた。そして十八年四月以降は日本医療団の経営となって、軍隊や県内の結核患者も収容していた。この長壽園の初代園長が池上直一であった。この長壽園の存在、特に池上園長の指導が保健協力会の成立の契機と事業の実施指導において大きな力となった。

さて当時の吾妻医師会（会長田島栄吉）は、この一斉検診の事業に対して全面的協力を総会で決議している。そして県衛生課の指導と協力の内示をうけた。かくてツベルクリン試薬は県衛生課から、BCGは東京結核予防会から供給されることになった。そこで昭和十八年十一月に中之条町名久田村を先頭として全郡民を対象とする結核予防の一斉検診事業が開始されるようになった。こうして吾妻保健協力会の設立過程をみると、十七、八年の郡内各町村の相次ぐ国保組合の設立と、その事業の進展のなかで住民への保健活動への啓蒙、就中結核対策のための諸条件の整備をめぐって国保組合と郡医師会及び池上長壽園長等の人と組織の一体化が吾妻保健協力会を生んだといえる。さらに後述するが、郡内町村長会はじめ翼壮愛国婦人会女子青年団等の全郡一致の側面的援助があってはじめてこの大事業も

顧問	国立結核療養所長壽園長　池上直一
会長	吾妻医師会長　田島栄吉
副会長	〃　佐藤利弥
〃	〃　犬塚進
主事	中之条国保組合専務理事　田中平太郎
主事補	事務局長　伊能松平

実施できた。

吾妻郡保健協力会は郡内各国保組合の共同保健事業センターとして昭和十九年四月に設立されている。事務所に中之条町大字九七一番地に開設された。主な役職員を上表に示しておく。

(4) 会の事業の進展

昭和十九年六月十二日に保健協力会の第一年度事業計画と収支予算が決議されたが、それによると総事業費は六万円余だった。当日の参会者は中之条町国保組合代表剣持真平、名久田村国保組合代表小林角三、沢田村国保組合代表田村八郎、東村国保組合代表大塚康平等であった。この年七月に日本医療団理事久松栄一郎が事務所を来訪し、協力会の事業を視察した。

一斉検診の完了　当協力会の事業としては郡全域にわたる一斉検診事業の推進であった。先述のように中之条町名久田村から開始した町村一斉検診を十九年中に完了した。そしてこの検診事業は第二回目が継続されたが、この仕事は戦後二十一年四月開設された中之条保健所に受けつがれた。さらに十九年には協力会は「帰郷者についての結核健康診断」の調査と、離村型農村の結核調査などを実施しているが、県もこれに対して補助金三千円をだしている。

レントゲン間接撮影機の導入　一斉検診の実施のためにはレントゲン撮影機が必要であったが、当時は戦局熾烈化していて医療機械は逼迫していた。幸いにも厚生省から可搬式レントゲン間接撮影機が保健協力会に下附されることになった。この購入代金は郡内の各町村予算から拠出することを郡町村長会によってきめられた。こうしてツベルクリンの試薬の入手、BCGの供給源の確保、そしてレントゲン撮影機の導入等ができて、ここでとにかく一斉検診事業

の条件がそろって、この事業が進捗できた。当時はレントゲン撮影機が稀少だったので戦争直後になっても勢多佐波新田各郡にまで出向いて活動した。

以上の記述は当時の本協力会の主事だった田中平太郎の報告にもとづいたものである。なお当時名久田村国保組合の保健婦として活動をしていた飲塚もとめは、その報告のなかでこの協力会の仕事についても次のように述べている。

この結核撲滅のために乗り出したのが吾妻保健協力会である。……仕事としては全町村ツベルクリン接種を行い、陰性の者にはBCGの予防接種を行うことになった。はじめての事なので、ツベルクリン、BCGの意義を各部落を廻って説明して歩いた。夜の常会、昼間の集会等で納得してもらうのには大変の事だった。陽性者には胸部レントゲン検査を行い早期発見、早期治療にむけるよう努めた。特に大変だったのはBCG液の入手で、東京神田の結核予防会までもらいに行かないと届けてもらえなかった。生菌のためアイスボックスを持って接種の前日東京へ汽車で出向くのであるが、何しろ汽車の切符が手に入らない。二駅ぐらいずつ乗りつぎしながらやっとの思いで東京に着き、一泊して翌日予防会にゆき、BCGをもらって帰った。帰りは予防会の証明があると、通しで切符が買えた。

九　十五年戦争の終結

――国敗れて山河あり――

関喜平は二十年八月十五日の日記の末尾に「戦争は終った、支那事変、大東亜戦争と十年つづいた戦争も敗戦というみじめさをもって終った。田んぼは青い、水稲は炎天の光を呼吸してすくすく伸びている。ああ山々を見よ。青く

輝く、泰然自若の山々を見よ。ゆるぎなき山々。日本の息吹きをそこに感じ、永遠に滅びることのない山河の悠久につづく」と述べている。戦は終ってわが郷土から出征していった兵士たちも復員帰郷した。戦に敗れてわが家わが町わが村に帰りついた兵士たちの眼に映じた郷里の自然は少しも変らなかった。その自然の美しさ、悠久さに復員兵士たちの傷ついた心はどんなにいやされたことだろう。大陸や南方で戦没した郷土の兵士たちも、前線にあって、どんなに郷里の山河を夢にみたことだろう。生きて帰った兵士たち、戦死して帰った兵士たちも、斉しく郷土の自然は、温かくその大きな懐（ふところ）にいだいて悠久に育んでくれた。この戦に敗れたその日から、再びまた戦後の新しい郷土の歴史は始まった。次章にはこの日からはじまる昭和戦後の歴史をたどることにする。

第十章　昭和戦後期（昭和二十年代）

第十章　昭和戦後期（昭和二十年代）

――町村合併までの戦後旧町村期――

はじめに

戦後の我が郷土の歴史は、町村合併を境にして旧町村時代と新町村時代に区分される。新町成立後の町の展開については現代編の社会誌で扱うことにしている。ここでは町村合併までの戦後昭和二十年代の旧町村期の変遷について概観する。

戦後二十年代は、日本が曾てない敗戦によって連合国の占領治政下におかれ、連合国軍（G・H・Q）の指令を通じて政治経済教育文化の諸改革が実施された時期であった。わが町村においても、戦時体制を排除しつつ新しい民主的制度へ転換する行政が次々に実施されていった。新しい民主的諸施策を受けいれる精神的成熟のなかった終戦直後の日本人、特に長い戦時体制のもと、およそ民主主義とは正反対の精神になれてきた町村民にとっては、全く新しい民主的諸制度の受容は、なかなかに理解しがたいものであった。したがって次々に施行される民主的諸改革に対応してゆくことは極めて困難なことであった。加えて敗戦の必然的結果としてのきびしい現実が、戦後数年間にわたって

相次いで襲来した。生産の停止沈滞、生活必需物資の欠乏、特に食糧の欠乏に大きく苦しめられ、衣食住の人間的生存さえも確保しえないような日々の連続だった。しかもこれに精神的な飢餓状況が暗く蓋いかぶさっていた。

一般に戦後の十年間は、戦時期から新しい戦後期への時代転換に当っていて、一種の激変期ともいえよう。この新しい戦後への混迷状況は、政治・産業経済・交通通信・文化教育…ら各側面に如実に現われていた。この最もきびしい激動期の戦後二十年代の諸相を詳細に考察するため、この時期を、Ⅰ終戦直後の時期（二十年九月～二十二年前半期）、Ⅱ二十年代前半期（二十二年後半期～二十五年）、Ⅲ二十年代後半期（二十六年以降）の三つの時期にわけて、各々の時期の特質と各期間の変貌過程を中心にして述べる。

一　終戦直後の諸状況

昭和二十年（一九四五）八月十五日、ながい十五年にわたった戦争はこの日終焉した。しかしこれは敗戦という未曾有の国民的体験であったので、将来への予測は全く不可能であった。日本人の一人一人が明日からの生存と生活の危惧や民族存続の不安をまじえて全くの虚脱状態にあった。終戦直後の小池秀雄日記をみると、

八月十六日　昨日の重大発表をきき、皆気抜けしてしまい、愈々戦敗国日本として如何に取扱はれるか、会ふ人毎に無条件降服の憤慨話である。……今後の方針も定まらず仕事も手につかず……。八月十七日　店にも不平組の連中がボツボツと見えて賑かだ。かくて十五日以後店の売行はピッタリ止み、前途の指示を待つ姿となる。そして二十日前後には秀雄も気疲れで頭が重く目痛みや下痢などで苦しんでいる。

さてこのような不安と恐怖、そして虚脱状態で過していた町民も、八月二十八日連合国軍第一陣の上陸、つづく三


詔書大の結終爭戰

終戦の日の新聞（詔書入り）

十日マッカーサー元帥の厚木到着、そして九月二日にはミズリー号艦上における降服文書の調印など、敗戦処理のための連合国軍治政が、自国内の眼前で急展開されてくると、次第に敗戦が如実に実感されはじめた。特に九月十一日東条ら戦犯容疑者の逮捕指令によって、戦争指導者たちが次々に逮捕拘留されてゆく現実をみせられると、長い今度の戦争の悪夢から今更のようによびさまされた思いだった。この頃から戦後の新聞論調もまた急転換をして戦争の罪状を暴露しはじめた。小池（秀）日記の十月十二日にも、「ラヂオ新聞も愈々民主主義的になり、相当の意見が発表され、戦敗国日本の状況がだんだん明かになってきた」と記述している。

そして九月二十二日、米政府は「降服後初期の対日方針」を公表した。十月以降はこれにもとづいて戦時下長期にわたって施行されてきた重要な戦時法令が連合軍指令によって相次ぎ廃棄されていった。治安維持法の廃止、政治犯の釈放、特高警察の罷免などの指令、男女同権、労働者団結権、教育自由化、専制の廃止、経済民主化の五大改革の指令、そして憲法改正の示唆・軍国主義的教育者の追放指令、財閥資産の凍結解体の指令、さらに農地改革指令、国家と神道の分離指令などが、その年のうちに矢つぎばやに日本政府宛にだされた。そして翌二十一年冒頭の一月一日には長い間絶対神としての天皇観を百八十度転換する天皇の人間宣言がなされた。四日には軍国主義者の公職追放、超国家主義団体の解散指令がだされた。以上戦後における連合軍の治政は、日本の民主化を基本方針として、今次戦争を計画指導した個人団体の排除のほか、かかる軍国主義的戦争の発生ないし培養の政治的経済的さらに社会的根源をも絶滅する趣旨にもとづくものであった。かくて戦争中の長い間にわたり国

民の間に絶対的価値とされてきたものの多くが、この短い間に廃棄絶滅を要請された。急速な価値観の転換による新しい近代民主主義の考え方に対して、当時の町民のほとんどが理解できなかったであろう。そして余りの急速な情況の変化に対しては、人々はただ唖然として当惑するばかりであった。

さて八月十五日の終戦から翌二十一年前半期までの間は、戦後史のなかでも最も大きな激動混乱の時期であったが、この終戦直後の混とんたる期間を、わが中之条町の人々はどのように過していたか。時代や社会の激変をいかに受けとめ、どう対応してきたかをみておこう。

1　復員兵士と引揚者の帰還

内地への空襲が激化した二十年三月以降は、中之条地方にも疎開の人々の転入の動きがはげしく、八月終戦時にはいつにない人の動きで混雑の状態であった（前章の「戦争末期の疎開」参照）。加えて終戦とともに郷土からの出征兵士の復員がはじまり、また海外からの郷土出身者の引揚も実施された。疎開者にはじまったこの年の人口の流れは、八月中旬以降になると復員兵士と引揚邦人等の帰還を加えて異常な激動であった。

(1)　郷土兵士の復員帰還

二十年の終戦当時に海外にあったわが陸海軍人は約三百万人、そのうち群馬県民は一八〇、四九五人、一般邦人三〇〇万、うち県民三六、一九五人といわれた。八月下旬からは米兵が続々進駐してきたが、これと併行して日本軍の武装解除が行われて軍の復員が開始された。九月になると内地在住の出征兵士の帰郷が進展し、中之条町出身の出征兵も続々わが家に復帰した。

中之条町の復員状況　九月～十二月の区常会は帰還した人々の挨拶で賑わった。きびしい生活不安のなかでも、復員

兵士を迎えた町民の家庭は、しばらくぶりの喜びに満たされた。中之条町の蟻川町長塚田助役も復員して九月十五日にはその祝宴会が開かれた。しかし他方ではまた戦死者として帰郷する英霊もあって、敗戦は町の人々に喜びと悲しみの明暗二相を示していた。

さて旧中之条町の復員状況をみると（第10—1表）、この年十二月末日までに内地駐在のものは大半が復員し三三二人に及んだ。未復員者三〇七人で、外地駐留の半数近くが年内にはまだ帰還できなかった。（終戦後二、三年をへた二十二、三年になると、この間外地出征の町の兵士も続々復員し、二十二年末に五〇三人、二十三年末には五一六人になった。しかし終戦三年をへても、なお未帰還兵士が十六人もあった）。「軍人軍属の復員には当初全員の帰還が完了するには四年以上を要すると予想されたが、米軍の援助によって促進され、二十年九月には南鮮及び台湾から、十月には中国、フィリッピン及び中部太平洋諸島からの引揚げが開始され、……ソ連軍管下の地区及び中国の一部を除いて、他の大部分は二十二年末までに復員を完了した」（群馬県百年史(下)九二九頁）

第10—1表　軍人復員状況
（中之条町）

		内地	外地	計
昭和20	陸軍	237	29	266
	海軍	63	3	66
	計	300	32	332
〃22	陸軍	238	185	423
	海軍	64	16	80
	計	302	201	503
〃23	陸軍	238	198	436
	海軍	64	16	80
	計	302	214	516

〔資料〕　各年次の役場事務報告による

さて昭和二十年中に復員した軍人数を旧中之条町でみると九七人であった。大字別には中之条町四八人、西中之条一六人、伊勢町二一人、青山七人、市城五人であった（「在郷軍人名簿」から）。

(2) 引揚者の帰還

郷土出身の海外在住者の引揚は、終戦の二十年からはじまっているが、主として二十一年になって続々帰郷した。

終戦前の二十年の引揚者はごく少数あった。終戦前後から二十二年までの旧町村別にみた各年次ごとの引揚者の世帯数と人数を第10—2表に示す。一般に軍隊の復員と併せて多数の海外邦人の引揚が二十一年から二十二年に実施された。

沢田村の引揚人口　昭和二十一年五月十五日現在における沢田村の引揚者を外地別にみると、台湾三三、北支三三、中支二一、南支二、朝鮮九、満州一、其他パラオ四、ラバウル三、ニューギニア二……などで、全員で百十八人が帰還している。そして二十二年後半期になると、郡内各町村会ではどこでも復員引揚促進の決議をしているが、この年群馬県会でも政府各機関宛に復員引揚促進の意見書を提出している（五月二十八日議決）。

ここで沢田村の海外引揚地別にみた各区引揚者数（二十一年五月十五日現在）を第10—3表（次頁）に掲載しておく。引揚者の多かった区は十四区十八区が二十人以上、十人以上は五区二区であった。満州引揚が当時はまだ一名であった。

名久田村の引揚人口の動き　二十二年十月までの村の引揚世帯と人口は三十四世帯、百人であったが、これを昭和二〇～二二年を年次別、引揚外地別にみると第10—4表（二五三頁）になる。これによると満洲からの引揚者が十八世帯で一番多かった。うち十五世帯は二十一年引揚であった。

朝鮮から六世帯、中国から四世帯、台湾から四世帯、さらに樺太からの引揚者は二世帯であった。

第10—2表　海外引揚者の世帯と人数

	昭和20	〃 21	〃 22	計
中之条町	25 37	59 100	12 16	96 153
沢田村	1 2	30 113	— —	31 115
名久田村	8 15	22 74	4 11	34 100
伊参村	5 11	11 32	— —	16 43

（資料）　各町村海外引揚者名簿による。表の上欄は世帯数下欄は人数

第10—3表　引揚外地別にみた沢田村各区引揚者数

（昭和21．5.15）

区＼引揚外地	満洲	朝鮮	北支	中支	南支	台湾	沖縄	宮古島	フィリッピン	南海	ラバウル	仏印	パラオ	ボルネオ	ニューギニヤ	シンガポール	スマトラ	其の他	計
1				2															2
2		1	2	1		2					3		2						11
3			5																5
4																			0
5		4	4			7		1				1							17
6	1		1	3	1				1	1									8
7																			0
8		4																	4
9																			0
10				2															2
11																			0
12			8																8
13			4																4
14			8	5		6							1	1	1	1		2	25
15			1	2			1						1		1				6
16				1		1													2
17																			0
18				5	1	17											1		24
計	1	9	33	21	2	33	1	1	1	1	3	1	4	1	2	1	1	2	118

（資料）　沢田村引揚者名簿による

第10—4表　引揚外地別の引揚世帯数（名久田村）（昭和20—22）

	昭和20	〃21	〃22	計
満洲	2	15	1	18
台湾	0	3	1	4
中国	1	3	0	4
朝鮮	5	1	0	6
樺太	0	0	2	2
計	8	22	4	34

（資料）　海外引揚者名簿による

2　終戦直後の人口流動

終戦前の内地空襲が激化する頃から疎開人口の流入が急速にふえてきたが、この動きは七～八月において頂点に達する。八月末の旧中之条町の疎開世帯四二三で、人口数は二、四五四人になっている（戦時期二一四頁の第9—84表参照）。終戦直前には、前述のように学童疎開はじめ戦災者一般疎開者らが相次いで転入し、疎開人口として吾妻郡内に出入する外来人口の動きはめまぐるしかった。加えて予科士官学校関係の教官将兵の駐留もあり、さらに当時なお地元町村からの応召兵の出征、徴用者の転出等もかさなって人口の出入は極めて激しかった。とくに県内都市が空襲されてからは、戦災疎開の転入の動きは一段とはげしくなった。そして終戦直後には軍隊の武装解除による出征兵の復員がはじまり、八月下旬頃から地元町村民の復員帰郷が相次いだ。前述のように二十年のうちに旧中之条町では三百人余が早くも復員した。同時に戦後には海外邦人の引揚も実施され、最初二十年には未だ少数だったが、旧中之条町で一五〇人余、沢田村一一五人、名久田村九七人と先発のものが帰国して郷土に転入した。

第10—5表　戸数人口の動き（名久田村）

	戸数		人口	
	昭19	昭20	昭19	昭20
平	106	137 31	574	712 138
横尾	166	203 37	893	1,089 196
大塚	127	158 31	687	842 155
赤坂	115	133 18	627	746 119
栃窪	36	49 9	154	189 35
計	550	680 126	2,935	3,578 643

（資料）　各年次の役場事務報告書
による下欄の数字は対前年の増加数を示す。

第10—6表　月別人口の動き
（昭和20年・名久田村）

	人口数	対前月の増減
1月	2,935	
2	2,940	5
3	2,949	9
4	3,035	86
5	3,103	68
6	3,190	87
7	3,277	87
8	3,380	103
9	3,546	166
10	3,617	69
11	3,627	10
12	3,571	△ 56

昭和20年村役場事務報告による
△は減

村の人口流動　名久田村について終戦の二十年における戸数人口の動きでみると、第10—5表（前頁）から村全体で一年間の増加は戸数で一二九、人口で六四三人というはげしいものだった。大字別では横尾が一番ふえて三七世帯、一九六人の急増であった。六四三人増の主なものは疎開者、復員者、引揚者であった。(イ)疎開は一二〇戸、四八五人（二十年事務報告書）(ロ)引揚は三七世帯、九一人であった（第10—4表前頁参照）。これから復員者は大体五六十人とみられる。この年名久田村の月別人口の動きをみると（第10—6表）、三月の東京大空襲から終戦後の九月までは村人口が急激に増加している。とくに七月から八月にわたって二七〇人もの増加は空前のことであった。そして十二月には六十人近い人々が転出しているのも当時の特色をあらわしていた。

町の人口流動　二十年につづく翌二十一年の人口流動を、まず旧中之条町の人々の転出移動を通じてみておく。この年の月別にみた転出先による町民の流動人口数をみると第10—7表（次頁）になる。月別の最も転出の多いのは一月で、ついで四月三月五月、さらに二月七月六月の順だった。一番転出の少い月は十月だった。一番多い一月が一五〇人、一番少い十月が五二人であった。一～六月の前半期の転出が七四〇人、七～十二月の後半期は四六〇人で、二十一年の転出人口は合計一、二〇〇人にのぼった。これを転出地別にみると、年間を通じて一番多かったのは、身近かな郡内他町村で全転出人口の三八%、ついで東京神奈川で二〇%、郡外の県内市町村への転出は約二五%であった。

第10—7表　毎月の転出先別の流出人口数

（昭和21年・中之条町）

転出先 / 月別	郡内他町村	県内市部	県内他町村	東京都・神奈川県	関東他県	その他各県	計
1　月	27	23	18	59	8	15	150
2	24	8	11	36	13	11	103
3	58	6	13	17	10	21	125
4	46	25	27	18	7	18	141
5	37	11	23	11	11	29	122
6	64	9	14	2	5	5	99
計（前半期）	256 (34.6)	82 (11.1)	106 (14.3)	143 (19.3)	54 (7.3)	99 (13.4)	740 (100.0)
7　月	61	4	17	2	5	11	100
8	29	14	9	10	11	13	86
9	19	8	13	19	10	8	77
10	14	10	7	11	5	5	52
11	18	4	8	33	7	7	77
12	23	4	10	24	1	6	68
計（後半期）	164 (35.7)	44 (9.6)	64 (13.9)	99 (21.5)	39 (8.4)	50 (10.9)	460 (100.0)
合計（年間）	420 (35.0)	126 (10.5)	170 (14.2)	242 (20.2)	93 (7.7)	149 (12.4)	1,200 (100.0)

（資料）　昭和21年転出証明書発行簿（中之条町役場蔵）による。（　）内の数字は％

以上は終戦の翌年一ヵ年間の町民の転出人口の動きである。

3　進駐軍（アメリカ兵）の駐屯

八月二十八日米軍第一陣の進駐に引続いて全国各地に米兵の駐屯が行われた。群馬県にも九月十三日頃から米兵の姿をみるようになったが、本格的な進駐は十月に入ってからであった。すでに八月十五日の終戦直後には米軍の進駐をめぐって様々な流言蜚語が乱れとんだ。「アメリカ軍は日本人全部を去勢する」とか、「満洲に移して日本民族を撲滅してしまう」とか、また「婦女子は米兵におかされるから避難せよという命令がでた」とかいうデマによって不安と恐怖のため、民心は極度に攪乱された。そして十月三日碓氷郡坂



終戦後の横文字の氾らん
（上毛新聞昭和20.11. 6）

本町に十六名の米兵の進駐を皮切りに県内各地にも駐屯米兵を眼前にみるようになった。こうして県民にも漸く敗戦の実感が生れてきていた。しかし当時はまだ外国兵に対する珍しさもあったが、恐怖の方が先行して米兵から逃避していた。中之条町には十月十三日に米兵が入ってきた。その日のことを小池秀雄日記は、「米兵ジープにて来り町中を歩き賑わしてゆく」と述べている。米兵は小学校の講堂に駐屯したが、時々町の商店に出入する姿がみられた。復員わずか一ヵ月余の十月十五日結婚式をあげた筆者の妻は花嫁姿で町の親戚廻りをする予定だったが、ちょうど進駐当初だったため皆んなが心配して取り止めにしたが、これも当時の町の雰囲気を示すものであった。進駐まもないその頃はまだ外国人にも不慣れだったし、また進駐軍に対する様々なデマが広く流布されていたので、住民もただ不安で一杯だった。やがて米兵の実情がわかってくると、逆に彼等を知りたい、彼等に近づきたいという探求心と好奇心が手伝って、しきりに接近するすべを求めた。こういう住民の気持もあってか、翌年一月から吾妻青年同志会が主催した三ヵ月の英語講習会には、若い人々はじめ各層の男女住民たちが多数集まってきて空前の盛会だった。当時の進駐軍の駐屯による県内各地の実情については、群馬県百年史に詳述されているが（下巻七六五～七六七頁）、進駐軍による地元民への影響には色々問題があって県会でもこれが取上げられた。

4　終戦直後の経済と生活

戦時中には統制経済のために自由な営業活動は抑制され、商品のすべてが各業種別の統制組合を通じて配給されていた。食料品衣類その他日用品は、ほとんどが切符割当制になり、一定限度の数量しか消費できなかった。町の商人としては窮屈で妙味のない取次ぎだけで自由な売買取引などは全く閉されていた。従ってあの大正好況期に現われたような経済の活況はみられず、町の商人の志気は全く沈滞していた。統制下では、とかく官庁や役人に対する気がねや服従だけに心を奪われ、自然と消費者顧客への心づかいが失われていた。そして物資欠乏は戦局の深化とともに次第に悪化してゆき、十八、十九年からは町の商売のほとんどが停止状態に近いものになっていた。二十年八月の終戦以後もなお相当長期にわたって戦時期の延長のように統制品しか取扱うことのできない状態が続いた。製造販売なども相変らず休止状態であった。

(1)　軍放出物資の流通

終戦によって軍の放出物資は早速出廻りはじめたが、特定の機関を通じて一部の人たちにしか渡らなかった。勿論商売の販売ルートにはのらなかったので町民一般の需要には応じられなかった。各種団体機関はじめ業種別組合等にも、それぞれの系統機関からの通達があって軍の放出物資の引渡しと受領に奔走することが多かった。小池(秀)日記にも次のような記述がみえる。

九月四日　鶴見の三井貯油所の食用油を取りに行く相談をする。

十一月十五日　前橋司令部から第三〇八三六部隊の残品の味噌醤油を原町組合に渡すというので、代表が引渡しを受けた。

十一月十六日　郡農会より洋服生地一着物の配給割当をうけてきた。

すでに終戦直後の復員に際して軍隊内の物資が将兵によって夫々持参された。終戦直後の軍隊内部の秩序混乱は、一部将校らによる多量の物資をわが家に輸送したものも多かったようであるが、こういう風評は吾妻地方でもたまたま耳にしたという。戦時中は軍事優先から衣料食料はじめ大量の物資が軍に集積されていたので、軍の解体と同時に終戦直後には各系統機関を通じて軍の物資が一時に放出されたが、当時の経済社会の無秩序とこれに加えての人心と道義の頽廃によって物資の流れは全く混乱状態であった。公的ルートによる流れよりも私的な陰の様々なルートによる流通領域が広げられていった。この闇の世界が戦後の一定期間の生活物資の動きを支配したが、これについては別に後述する。とにかく終戦直後の二十年九月～十二月には早くも軍放出物資（時に進駐軍の払下げ物資）の一部が吾妻地方にも各系統機関を通じて流れこみ、町村の一部の人々はこの系統組織の配給を介して、また縁故関係などを通じて、こういう物資の特配の余恵にあずかる人々もあった。

(2)　不作と終戦直後の食糧事情

九月十日の頃は町並の商人もまだこれという商売もできず、戦時中からの引続きで自家用食糧生産などにたずさわっていた。戦後生活の窮迫も終戦直後の当時はまださほど追いこまれた状態でもなかったが、やがて襲いくる敗戦によるきびしい経済苦境のまえぶれがすでに現われはじめていた。二十一年十一月頃からの魚菜の統制解除に端を発して急に諸物資が不規則に出廻ったので、俄商人によって物資不足につけこんだ高い闇売りがはじまった。ところで終戦の二十年の農作物は全くの不作といわれていて、食生活の前途は極めて不安であった。小池（秀）日記でもこの年の食糧事情について、

十月三十一日　十月初めから十日も降り続き、まだ時折降っているので農作物も全く不作の由……本年の米の収穫予想　四七〇〇万石として食糧事情愈々面白からず、甘藷其他の出来も少く不味である。

二十年日記の末尾には、「本年は馬鈴薯以外の田畑作は天候に恵まれず、皆不作水害あり地震あり、敗戦の国勢だけに良き事はなき年なりき」と記述している。

また、沢田村反下の永宝年代記にも、終戦の年の農作物について、「大麦五分、小麦七分、稲八分」と記録されている。

町の食事　こうして当時における町の食事の状態をみると、上掲日記から、「毎日の食事は米のごく少量に甘藷、麦、じゃがいもを入れて、一杯のどんぶりにもりつけ、夕食は毎晩切込みうどんである」（十月二十一日）、また、「甘藷が盛んに配給になり、今日も二俵余り裏の小屋の中にふせこんでおく」（十一月一日）という状態であった。ところで戦時中から終戦直後にわたる食生活の苦しい体験について、中之条町の主婦田村てるの（大正七年生）は次のように報告してくれた。

米の配給日には配給帳を持って列を作って米を買う。油塩酒など、又赤ちゃんの粉ミルクさえも総てが配給日に配給しか買えない。自分で作らなければ野菜でさえも食べられない。畑を少し借りて芋類大豆など米の足しになる食料を作ったのです。炭木を伐った山を借りて開墾をして、芋や大豆大根などを作り不足の食糧を補いました。肉を食べたいので兎を飼い、肥料をとり、祭りとか家族の誕生日には可愛そうだけれども、兎を殺して食べる。赤蛙なども子供に食べさせたいので追いかけて取る。しまいには青蛙までも食べる状態でした。笹の実が出れば、それを採ってきて粉にしたり、ドングリの実を子供とともに拾い集め、皮をむいて水に浸して、四五日アクを抜き、よく乾燥して粉にし、うどん粉に混ぜてパン、いり焼などにしたのですが、ドングリはいがらぼくて口の角々にまでも異様な感じとなり口をしにさつま芋を食べるという生活でした。米ぬかやふすま（小麦から粉を取った時出る小麦の皮です）などは、うどん粉にまぜて使う唯一の食品でした。底をついた米びつを眺めて幾日か芋で過ごし、米の配給日となったので行ってみると、米十日分の代りに砂糖の配給であった。また大豆油を絞った豆粕、高粱や杏の干したもの、トウモロコシの粉、輸入メリケン粉（うどんにはならない。パンならよくふくらむ）、皆米の代りですから、めいめいが工夫して食べたが、豆粕だけはどうしても食べられませんでした。……

秋になると、さつま芋が米十五日分位配給になり、暫くは

置き場に困る程沢山でした。生のまま千切りにしてよく干付け貯えておいて、ご飯に炊き込んだり、パンのあん代りにしたり、大根と煮れば甘味の足しになったり、生でご飯に炊きこむ。子供が芋ご飯ではなくて、お芋を米でまぶした位じゃ

また元市城駅長の吉田信雄（明治二十九年生）は当時の食糧事情について次のような話をしている。

甘藷苗圃の出穀芋（甘藷苗をとった後の芋）が珍重され、われを争って食べたときです。渋川方面から来た下り列車に何人も家庭の主婦が乗ってきて、市城駅にゾロゾロ下車すると、駅の前の方の田圃に行って食べられる草をせっせと摘みさらに、町の引揚者石橋みつ（大正四年生）の「戦後生活の寄稿記録」のなかから、食生活の一端をあげておく。

その頃お菓子屋には何も並んでいなかったので、甘藷で飴をつくることが流行し、私もよく作った。芋を大釜で煮て大麦の麦芽をまぜ、それを袋で漉して煮つめるのである。冬は

村の食糧事情　当時沢田村折田の農家今井次男は、戦後直後からの食糧供出のきびしさを訴えているが（後述）、「沢田村では終戦直前に沢渡温泉の大火があり（四月十六日）、その影響で自ずと生産も低下していた。戦時中もつらかったが、それ以上に戦争終末直前から戦後にかけての苦しみは、到底他町村とはちがった異常な困難続きであった」と話している。とくに当時村の宗本寺や永林寺に宿泊していた東京滝野川からの疎開児童は食糧不足で苦しめられていた。これをみて可愛そうでたまらず、子供達のために色々骨をおったことを、さらに次のように話してくれた。

先生につれられている五十人ばかりの生徒に一握りの大豆　のいり豆をくばるにはどうしても二升の大豆をいらなくてはないかと云いました。どこの家でも野菜を刻みこみ、葉も茎も皆食べてしまった。土手の草もつんで食べる、今思うと、よく病気もしないで生きていられたと不思議な位です。

とるのです。家庭に帰ると、その草を切干甘藷の粉のような有りあわせの粉と混ぜて、どうやらのどへ通るように料理し空腹な子供たちにやる。余れば自分たちもそれを食べ一時しのぎをするという実に悲惨な時代でした。

冷たくてつらい仕事だった。その芋飴をオブラートに包んで菓子屋に持っていってみたら買ってくれたので、しばらく毎日芋飴を作った。一個一円で買ってくれた。

らない。彼らは配られたいり豆を頬張りながら成田原へ大根運びにのぼってゆく。そして畑から引抜いた生大根二本を一本宛両手にさげて宗本寺に帰ってゆくのが日課であった。配給量が僅少だったから、育ち盛りの子供たちには実際可愛そうでたまらず、彼らがくると家内は必ずさつまいもやジャガイモを配ってやっていた。生徒にやれば自分がやりくりに大変なことはわかっていたのだが。

(3)　預金封鎖と新円への切換

終戦処理として政府の実施した軍事補償はじめ占領軍施設費、復員その他の手当等の支出は、やがて悪性インフレを助長したが、その収拾策として打出されたのが終戦の翌二十一年（一九四六）二月十七日の金融緊急措置令だった。二月十五日前後には日銀発券高は、すでに六百億をこえ、十四日六〇五億、十五日六一四億と一日で一〇億も膨脹していた。この緊急措置令は国民経済生活の土台がえの大きな基礎作業だったので、わが町村民も一人々々不安に包まれながら、よくわからないままにこの施策に対応していった。政府が十六日に経済危機緊急対策として、食糧生活必需品労務等にもわたる総合施策の一環の通貨対策として打ちだされたものである。その内容は預貯金の封鎖と新円の発行を中心とし、財産税などを徴収するものであった。この施策への町民の反応を示すものとして

二月十七日　七時のニュースにインフレ対策、モラトリアムの重大放送があった。朝これについて亀屋、新井友次郎君、金幸の妻君がきて話してゆく。午後も……モラトリアムに対しての話で賑わった。二月十八日　本日より銀行は預金の払出しを停止する。午後組合として今回のモラトリアムにつき責任者会議を二十二日に開くことにする（小池秀雄日記）

そして二十五日すぎからは末端の区や班において新円の切換についての色々な手続作業がはじまった。二十七日には中之条町第九区の常会で新円切換の話があり、翌二十八日には、その面倒な仕事が行われた。その様子について、秀雄日記をみると、

朝食後隣保班を廻り、切換の手続をし、依頼書通帳金円　を本家俊一郎に渡す。新旧円引換のため班長は隣組内の一人に

つき金百円ずつ預り、銀行より区長の手を通じて受取りたる証書を十円、百円の札に張り各戸に渡す。残りの手元現金は全部預金貯金をする。これで全国銀行券の有高が知れ、財産税の調査の基礎となった。

この措置によって住民は手元現金は五百円しかもてず、他はすべて預貯金として封鎖してしまうという強行策だったので、これに対しては大変生活上の不安があったが、強権の前には順応せざるをえなかった。あの昭和冒頭の不況時におけるモラトリアムにくらべても一段と強行的なものであった。とにかく敗戦はわずか半年にして国民生活の上に漸く大きな鉄槌がくだされたのである。



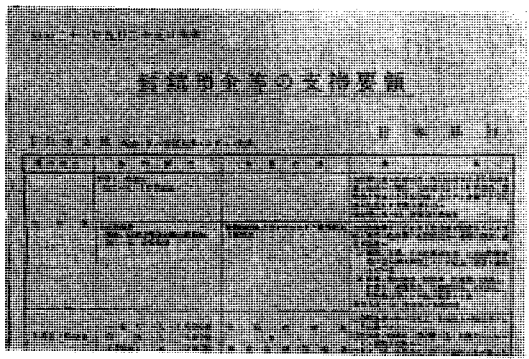
銀貨・銅貨の引換回収（大同銀行中之条支店）

つぎに当時この仕事の掌にあたっていた銀行側の様子について、小池信二（七十四才、当時群馬大同銀行中之条支店勤務）は次のように語っている。

封鎖実施の直前、本店から内示がありました。新札の印刷が間に合わないので、証紙を五円札十円札百円札に貼付作業が大へんで、二晩ばかり深夜作業をして当日を迎えました。大勢がビックリして銀行に押しかけてきました。えらい荒療治で汗水流してやっと貯めた預金が自分の自由にできない、一ヵ月引出し許容額が世帯主三百円、家族が百円、私ども銀行員は銀行にいる時だけは一般預金者と立場は違いますが、家に帰れば一ヵ月三百円生活者なのです。預金者の動揺する気持、辛い立場がよくわかりました。毎日大勢の人達に対して説明や説得で他の仕事には手もつけられませんし、集ってくる旧円の証紙刷りも大へんでした。簞笥貯金をしておけば、その札は無効となるので、一枚でもかくしておけません、……話をきいて誰もびっくりして

銀行へ金をもってくるので、その取扱期間が幾日以内だった　　した。か、記憶にありませんが、すこし期間に余裕があったようで

なお当時中之条支店でその主任だった日野豊重（七十九才）は、金融緊急措置令の詳細な抜書を記帳保存しているが、Ⅰ自由支払Ⅱ封鎖支払の各払出理由別による払出限度、所要書類、その手続などをみると、市民も当事者もともに大変な苦労だったことが察せられる。いま生活費についてその概要を示すと、


封鎖預金等支払要領（日本銀行）

①世帯主世帯員、毎月一人百円宛（払出限度）デ、ナオ世帯並ニ世帯全部ノ所得ガ合計二百円未満ノ場合、町内会長ノ証明書ヲ呈示シ、二百円ニ達セザル金額ヲ百円ニ加算シテ支払ヲ受ケ得ル。②自由職業者（医師・弁護士等）毎月一人五百円（払出限度）……。反下永宝年代記にもこれについて、

緊急勅令ヲ以テ、二月十七日以降、預貯金ノ封鎖令公布、…戸主三百円、家族百円ノ特殊証紙ヲ貼用セシメ、使用サルル外、五円以上ノ各種日本銀行兌換券ハ封鎖預金セシメ、総テ財産税ノ対象トナル。二百円札、千円札ノ姿ヲ消ス。…銀行券ノ全面的改正ニテ銀行券百円、拾円、五円ノ三種トナリ、之ガ模様モ全部改正セラレ、新円ト珍ラシク重宝ガラレル。

と記録されている。

(4)　戦後のインフレと住民生活

敗戦というきびしい現実は、前述のように戦後処理に伴って濫発された尨大な紙幣の発行によって僅か半年にして預金の封鎖、新円への切換等を強行せざるをえなかった。敗戦直後のインフレは何よりも長期の消耗戦争による極度の物資不足にもとづくもので、叙上の緊急通貨対策をもってしても解消しうるも

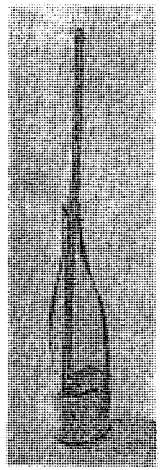
のではなかった。当時国民生活をおびやかしたものは第一に食糧の不足、とくに主食の欠乏であった。主食は戦時中から配給制度のもとで公定価格㊙で決っていた。しかもその絶対量の不足から配給は円滑にゆかず、人々は配給ルートだけに依存していては家族の生存も維持しえない状態であった。かくて非公式の闇食糧闇米にまつことが大きかった。しかも食糧不足により食糧価格の闇値の異常な上昇はさけられず、これを新円制のもとの五百円生活のなかでやりくりすることは極めて苦しかった。こういう異常な経済状勢のもとにおいては、わが中之条地方の住民生活もまた戦時期にもまさるきびしい生活にさらされていた。その具体的諸相を述べるまえに、二十一年当時の町民の経済生活全般の動向からみておく。

町民の経済動向　戦後最初の正月の商店初売りは売物もない状態だった。それでも十四日の町の鳥追い祭には太鼓が出て大賑いだった。しかしこの頃から食料品の配給にも少しずつ遅配が現われてきていた（小池（秀）日記より）。前橋高崎には露店の闇市がたって多くの人たちが集った。秀雄日記には二月七日高崎の闇市で、「並の靴が五百円で売れているのをみて、インフレの深甚なるを知る」と述べている。またこの頃町の区常会では、すでに衣料品配給などの不正問題があげられて攻撃されるということも随所にみられた（同日記、二月十一日より）。

そして時には連合軍の放出物資が配給割当になることもあった。この二十一年には全国各地で隠匿物資の摘発も行われたが、物資不足下では物の値段が急上昇して人々は貯金よりも物資の隠匿に努めた。そして値上りをまって闇で売買が行われた。かくて闇のルートで動く物資と金は膨大なものだった。国も県もあげて隠匿物資の取締摘発に当ったが、この網の目をくぐって多大な財をなす「闇成金」が生れたのも戦後の当時特有の世相からであった。このような大きな闇成金に対して、自分の背中に闇米や闇物資をしょって運ぶ小口の「かつぎ屋」とよばれた人々が圧倒的に多かった。正式ルートでは生活必需品も入手できなかった戦後のこの時期には、こういう小口の物資運搬の人々の機能は、国民大衆にとっては生存上でも不可欠のものになっていた。法の網の目からはふつう大口の方は洩れることが

多く、小口の方がよく捕捉された。かかる小口の「かつぎ屋」の人たちには系統組織があって、闇ブローカーの媒介的役割は大きかった。かれらは長野原線を利用して村々にも入り、そこで集積した農産物を都会の消費者や業者に運んだ。他方またかれらが持込んだ生活物資が地元農家の便に供したことも大きかった。当時は衣類家具什器類等と食糧品との物々交換（物交）が一定の基準で取引されていたが、このやり方で多くの人々は主食を手に入れ、辛くも生存の危機をきりぬけていたのである。

食糧に奔走する町の主婦　地元の町（旧中之条町）には消費者が多く、町民の多くが親類や縁故知己などをたよって周辺農家から食糧を融通してもらうことが多かったのである。とくに発育盛りの子供たちや多数家族をかかえる世帯では、主婦の食糧獲得のための奔走は実にめまぐるしいものがあった。当時の状況について町の主婦田村てるの報告では、



終戦後よく用いられた米つき棒

米の代わりに配給になった砂糖は知り合いの農家へ持参して米に代へて頂く。親類の所へは土産として差上げたいのだが、米と交換ということで持ってゆく有さまでした。農家でも自分の米であっても供出がきびしく、家族の人数によって国で定めた以上保有できないので、やはり苦しかったらしいです。当時交換した米を持ち歩くにしても警察の目は光っているので沢山は持ち歩けず、僅かずつ回数多く交換して頂かなければならないのでした。町の人は思い思いに知り合いの家や、親戚へ手伝に行き、昼食をご馳走になったり、おやつを頂くことによって家の米が食い延ばしになるので皆慣れない手付きで手伝ったわけです。おやつの残りのパンなどを頂いて帰る時は、嬉し涙が流れ、人の情を痛い程感じました。山合の土地に生れ育ち、そこで暮していても、この有様ですから、都会から疎開してきた人などは、どんなにか辛かったでしょう。農家に手伝う訳にもいかず、致し方なく着物や道具の良い品を持って、それ等を米にかえたらしいです。

二十一年の年末にはインフレは益々上昇して日銀券は九二〇～九三〇億を突破する状勢になった。当時の状況について、小池秀雄日記から引用しておく。

この十二月になると節電が行われた。十二日からは夕方六時頃までは電気がつかず、町民は毎日真暗闇で閉口した。「奇数日を節電日とし、朝七時から夕方六時までは送電されず、豆ランプで夕方の用をなす」という不便な生活が続いた。こうして二十一年暮二十二年正月の経済状況は一段と悪化していたので、「経済界も三月危機を唱えて如何に相成るや、昨年以上の困難が予想される」と述べている。

物資窮乏の生活諸相　そして二十二年後半になると、一部には闇物資の横流しがはじまり、これを機会にあくどい儲をしたものもあったが、大半の住民は終戦直後には物資の欠乏で塗炭の苦しみだった。ここで当時におけるそのいくつか顕著な例をあげておこう。

喫煙家の苦労話から　その一例がたばこ好きの人たちであった。煙草が中々入手できないので、トーモロコシの房の毛をよく乾燥させて、これを煙管につめて吸ったり、ヨモギを乾燥させ、よくもんで粉にし、これを煙管で吸ったりした。とにかく煙草の代用品を探すのが大変だったようである。名久田村の農家の人の話によると、

その頃私の家では葉煙草を作っていたので、専売局の監督の眼を盗んで、葉煙草を乾燥し、当時流行した煙草巻機につめて吸いはじめた。どんな罰則があっても吸わずにはいられなかったので、悪いとは十分承知しても盗用して吸いました。葉煙草の耕作者には、こういう盗用のほか、横流しもあったと思われます。専売局の人たちがきて、葉煙草収納の際、耕作者が手元に残葉はないかなど懐中電灯で居宅の二階裏から物置粗朶小屋軒廻わりまでよく調べた。



戦後よく用いられたたばこ巻き器

(5)　戦後の配給生活

第10—8表　主食配給基準量（群馬県）

	昭和20.5月～	昭和20.7月～	昭和21.2月～	昭和23.2月～
1 ～ 2 才	120g	108g	160g	210g
3 ～ 5 才	170	153	220	270
6 ～ 10 才	250	225	290	320
11 ～ 15 才	360	324	370	400
16 ～ 25 才	330	297	380	405
26 ～ 60 才	400	360	355	385
61 才 ～	300	270	320	330

「現代群馬県政史」第1巻808頁

まず戦後の主食配給の基準量（群馬県）をみると、第10—8表から終戦直前に比して戦後には年々増量されていった。しかし窮乏した食糧事情のもとでは児童の体位は低下し欠席児童も現われるに至った（県百年史(下)七七七頁）。中之条町地区では終戦前から戦後一二年の間に老令者の死亡するものが多く現われたのも、戦時下の過労と戦後の食糧事情によるものであろう。昭和二十一年には、県内の食糧配給はさほどではなかったが、二十二年になると遅配欠配がめだってきた。この年五～八月頃には県内の平均遅配日数は六日・九日と上昇してゆき、七、八月には十日以上も遅配になっていった。最高三十日余の地区も現れた（群馬県政史一巻八〇五頁）。

町の配給生活　小池（秀）日記の二十一、二年にも食糧配給の記録が多いが、その二、三をあげると、

二十一年六月二十八日　町には食糧不足で人の家を貰い歩くものもあるというが、何とか考へねばならぬと思う。七月十日　営団よりジャガイモ配給となる（一人一貫四八〇匁）。八月十七日　地方事務所で缶詰配給会議あり、無償で食糧に困る人に配給すること、九月四日　㊙にて隠匿物資の食糧関係の引取りに行く。十月八日　甘藷の配給（一人四貫目づつ）。十四日区の甘藷第二回配給、二十五日　甘藷第三回配給（一人四貫目）。

二十三年一月十日　米二十日分の配給があり、五人家族で五百余円であった。十月二十日　米の代替としてさつまいもが大人一人五貫目づつ配給になった。十一月十日さつまいも十六貫目配給になり引取る。

村の配給生活　**名久田村**の二十年度事務報告によって、終戦直後一ヵ年間の配給状況をみると次のようである。

まず食糧・衣料をみると、八月三十日　備蓄缶詰（一人当り、一・五ポンド）、九、一五　一般用鰻（一人当り二十三匁）九、三〇　一般家庭砂糖配給（一人当十四匁）、一〇、二　一般家庭用食用油。一一、一九　一般家庭用食用油、一二・一八　妊産婦・病人用食用鯉（一人当り百匁）、一二・二六　第三回育児用菓子配給一人当四〇匁、一二・三〇　正月用乾餉（一人当り六・五匁）、二十一年度、一、三〇～三一　必需衣料品、二、七　農村向作業衣　四、一一　足袋　四、二七　指定衣料品、六、二〇　農業用労働作業衣、一般農耕用紺染丸紡、六、二〇　昭和十九年度第一、二回、昭和二十年度第一、二回一般用ゴム靴配給。八、六　指定繊維製品、一般農耕用金巾八、三〇　指定衣料品、つぎに塩の配給では、九月五日　五月分味噌用塩（一人当四五〇グラム約一二

伊参村の二十一年度の配給状況をみると（同村役場事務報告による）

食糧……米二〇一九俵、押麦一〇〇俵、小麦粉二七四俵、干麺四七七、馬鈴薯一一三、甘藷二九、干甘藷二二、味噌六〇三貫、醤油八二石一斗、食用油四石三斗九升、酒類……一般家庭用二六石二升、特別用一石九斗、農耕用……一五石七升、塩類……味噌醤油用六、四二八キログラム、漬物用四、四〇匁）、九、一〇　家畜用塩（牛馬一頭ニ付五〇〇グラム、緬羊山羊豚一頭ニ付二〇〇グラム）、一一、二五　臨時特別塩（一人当六〇〇グラム約一六〇匁）、一二、八　七月分家畜用塩。味噌、醤油、酒、麦……疎開者転入ノ激増ニ伴ヒ一時的受入数量ノ不足ノ為相当困却シタルモ比較的円滑ナル配給ヲナシタリ。

一～十二月分ノ冠婚葬祭用の酒配給ハ二石六斗六升、一般用酒ノ配給一月分二、一一石、二月分二、二石、三月分二、一三石、五月分二、〇九石、九月分二、〇九石、十一月分二、五〇石、そして増産供出のための特配として終戦後には、十一月十一、二日四石八斗五升、十一月三十日蚕繭増産用一石一斗二升、十二月二十八日　十九年度甘藷供出奨励二斗六升、二十年度甘藷早期供出米確保ノタメ一石一斗九合

三三キログラム、家畜用八三三キログラム、計一一、六八四キログラム

其他　地下足袋（二十一年産供米奨励用として）三九〇足、ゴム靴三三足、一般家庭用石鹸六、八〇四ケ、さらに隣組を通じて手拭、足袋、作業シャツ、作業衣袴、毛布、ズボン等

が配給になっている。

(6)　闇価格と物々交換（物交）の横行

戦時期から終戦後にかけては物資物価の統制下にあって、生活物資、とくに主要食糧はじめ必需品の購入には公定価格制が施かれていた。敗戦後も半年をへる時期からは、インフレと食糧及び物資欠乏が深刻化する過程で、敗戦国に特有な闇価格（自由価格）の横行や物々交換（物交）という異常現象が発生した。しばらくの間、かかる経済状勢が稍々長期化するうちで、闇価格は二十年代後半の一定時期にはかなり普遍的価格として多くの地方人の日常生活を規制するようになっていた。ここでは終戦直後一～二年における闇価格と物交の状況をみておく。まず米のヤミ価格について、今井次男（六十五才、沢田村折田）と山田覚二（七十八才、名久田村赤坂）の二人の話によって記録すると


鍬や鎌などの規格と公定価格（上毛・昭和21.11.2）

沢田村折田の場合（米一升ニ付）		名久田村赤坂の場合（米一升ニ付）
昭和二一、二二年	米　一升一〇〇円、一俵四千円	昭和二十一、二年当時米一升一〇〇～一二〇円（大麦挽割一升五〇～五五、押麦一升四五～五〇円）小豆一升一五〇～二〇〇円
〃　二三、二四年	〃　二〇〇円　一俵七千円	
〃　二八、二九年	〃　二五〇円　一俵一万円	

なお今井次男の話では、当時傭人夫の労賃について金でなく現物支払をし

たが、二十一・二年頃の一人一日の手間賃は二〇〇円～二五〇円で、現物払では次のようであった。

男　麦の挽割四升　女　麦の挽割三升、大工の手間麦の挽割　五升。

氏は当時の物交について、次のようないくつかの事例をあげてくれた。

地下足袋一足……米三升～五升、農作業衣（組合服）……米八升、産婦用の卵三ケ……糯米一升、金属製の篩……米一升　箕……挽割麦三升、釜……米二升、ジュラルミンすり鉢（ほうろく）……米一升。

さらに今井次男は次のような事例もあげてくれた。当時農家のおやつやえりやきなどに使った炭酸が中々入手できなかったので、これが入手のための物交として、米一升に対し炭酸一〇〇～一五〇グラムだったとのこと。

つぎに山田覚次の物交の話によると、

地下足袋一足――米四升とのこと。また染物屋へ大豆一斗提供すれば、白生地一反染められたとのこと。また山田さんの家のキッコーマン醤油二リットルをやると理髪ができ、少し釣銭が貰えたという。

また当時物不足の時期だったので、色々と珍しい物交の事例がいくつもあったようだ。西中之条の鈴木清（五十二才）は、次のような面白い事例（群蚕工場と地元西中之条農家組合との関係）を話してくれた。

群蚕工場の当時の燃料源はマキでした。手不足、原料不足でマキの在庫のないことも度々でした。燃料がないと工場が動かないので、製糸女工たちは養蚕用のマブシ作りに従事しました。待っていたマキが入荷すると鐘をたたいて、「サア工場が動くぞ」と、マブシ作りの女工たちに知らせて繰糸を開始するといった有様でした。……農家は肥料の入手困難でしたので、工場と農家は協定して、農家からマキを提供して貰って、かわりに工場では農家の肥料用に蛹（さなぎ）を還元するということでした。

また、こんな話もありました。たまに工場へ砂糖の特配がある。そこで農家組合にかけ合って、砂糖の配給など殆んどない農家へこれを配ばり、代りに砂糖の代替に保有の甘藷を工場に提供して貰う。工場ではりっぱな代用食の入手が出来るから大助りということになりました。また工場の汽罐室からでる灰を肥料不足の農家へ加里分の補充として提供して、農家からは灰の代替として保有の食料品と交換する。さらに

工場のし尿を肥料不足で困っている農家にくみ取って貰って、代りに馬鈴薯や甘藷をゆずりうけるということも行われた。工場には、こうした仕事を専門にする職員もいたようでした。

ここで二十一・二年当時、東電会社の厚生係として社員の食料不足の補充のための買い出しの係として奔走していた名久田村大塚の小池一ェ（六十七才）が語ってくれたその頃の闇値をみると、次の通りであった。

米一升二五〇円。大麦（挽き割）一升一二〇円、小豆一升　干一貫目二〇〇円、馬鈴薯一貫匁九〇円
二五〇円、大豆一升一五〇円、甘藷一貫匁一二〇円、甘藷切

また吉田元市城駅長が終戦直後の事例として、次のような体験を話してくれた。

私は伊勢崎市で戦災にあい、罹災者には地下足袋一足ずつ配給になった。この地下足袋と木炭を物交したら、市城の白炭三俵と交換になった。また伊勢崎駅勤務のとき、倒産会社から入手した越中褌（えっちゅうふんどし）を何本も持っていたので（一本三十銭か、四十銭だった）、それと米を物交したら、一本で米一升と交換になりました。

二　戦後二十年代の町村政

1　中之条町政の推移

(1)　終戦直後の町政―木暮（壽）町政の継続―

終戦後のあわただしい状勢のなかで、木暮町政は暫くの間そのまま存続していた。七十才をこえた老令をもって決戦下の町長職に引き出された木暮は、この苦境期を気骨をもって対処してきた。戦後には戦時とは全く一変した行政

指令下に相次ぐ諸改革を受けて戸惑うことも度々だったと思われるが、とにかく、この百八十度転換した新町政にも対応して、曾てない地方自治の最大の激動期を老令の町長として一年余も勤めたのである。

二十一年（一九四六）十月辞職したが、主な理由は新しい革命的諸制度への転換に対する適応が不十分だったためといわれている。この間の事情について、小池遵正は「町政回顧三十年」のなかで、次のように述べている。

戦後経営立て直しは非常に多難で、町村混迷時代に突入したので、議員も全く本気になり、老体の木暮町政に頼るわけにはいかぬと強い意見が台頭し、小渕鈴木小板橋など中堅少壮派によって町長への円満辞職がそれとなく通達され、十月初旬辞職となったのである。之また自然の勢で止むを得なかったと思う。

第10—9表　歳出科目別予算額(中之条町)

		昭和21年度	昭和20年度
		円	円
1	会議費	407	407
2	役場費	54,403	32,813
3	土木費	810	17,940
4	教育費	25,252	17,774
5	衛生費	6,051	4,839
6	厚生費	659	659
7	勧業費	1,982	408
8	警防費	3,778	3,778
9	地方振興費	1,271	1,371
10	選挙費	271	166
11	統計調査費	900	960
12	財産費	9,549	10,466
13	公債費	1,189	1,189
14	負担金	210	1,552
15	寄附金	50	14,697
16	諸費	4,025	5,437
17	予備費他	174 —	174 6,372
	計	円 110,981	円 121,002

註　戦時下20年予算には、其他に神社費、戦時特別費（物資需給費、訓練費、防空費、人員疎開費）、補助費・財政調整積立金等が計上されている。

さて戦争が終り応召議員の復員が相次いだ。応召出征した蟻川潔(戦時町長)、塚田国一郎(戦時助役)は二十年九月十五日、金井亀雄は二十一年五月二十九日、それぞれ町会議員に復帰した。二十年十月一日には町政に参与がおか

れ、小池遼正、田島栄吉、福田豊三郎、蟻川潔、塚田国一郎、伊能八平等が就任した。翌年十月には町村制の一部改正により執行機関の町長とは独立して審議機関としての町村会に議長が設置されることになった。かくて十月七日戦後町会の初代議長に小池遼正、副議長に田島栄吉が選出された。

二十一年予算支出の編成　木暮（壽）町政の戦後はじめての二十一年予算編成から、終戦直後の町政の変化の一端をさぐってみよう。まず歳出における科目別構成費について、前年（戦時下二十年）と対比して捉えると第10―9表（前頁）になる。

まず歳出総額で二十一年は前年に比して一万円ほど減少している。内訳では両年を比較して増加分が三万八千余円、減少分が四万八千余円である。科目でみると、役場費のほか、教育・衛生・勧業費等は増えているが、負担金・寄附金・財産費及び諸費等が減少している。戦時下にあっては特別支出費目（註記）のほか、各種の寄附支出額も相当にかさんでいたが、これらに代って戦後の平和再建のための上にあげた教育勧業衛生の諸費やこれに伴う人件費などの支出が増えていた。

(2)　二十年代前半の町政―小池町政期―

二十一年九月二十九日に木暮町長は辞表を提出、十月七日の町会はこの辞任を承認し、さらに後任に小池遼正を推している。十九日には町長推薦のための町会が開かれ、十四名の出席議員により投票が行われ、十三票の多数で小池遼正が当選した。この町長選任については当時色々問題とされた。その間の事情について、小池遼正自身が回顧録中で、次のように述べている。

木暮町長辞任による町長選挙については、町内にも非常に議論があった。「やがて改正となる町長公選を待って町長を選任すべし。現町村制下では待つべし」という意見を具申する民主同盟があった。

私としては、市町村制改正が半年も先のこととすれば、先を見越して町長選挙を延すのは、町に対して忠実でないとい

う理由で、議長として全議員の意向を体し、断然町会でこの選挙を施行するよう計ったところ、全員一致の形式の下に、私が旧町村制下の町長選任では最後として当選した。そして十月二十八日には県当局の認可となった。かくて喧しかったこの騒ぎも終止したのである。

これは終戦直後の転換期の町村政の一様相を示していた。この十九日町会の前後には、町内各所に「町長公選」のビラが張られ、町民大会等の運動も活発に行われていた。

この時の小池町長の就任は、旧町村制によるものであって、やがて翌二十二年四月には新地方自治法が制定され、戦後の町村長の公選が実施された。かくてその間約半カ年ほどで、旧制下の過渡期の町政であった。従ってこの期間はこれという創案をたてることもなく四月の改選期を迎えたという（回顧録による）。町会の方はこの期間、議長田島栄吉・副議長近藤太郎が就任した。

①町長公選　昭和二十二年（一九四七）四月は国会県会はじめ町村会等の議員の公選と併せて、府県知事・市町村長の戦後初めての選挙が実施された。首長公選は戦後の民主的公選のトップをきって四月五日に実施された。中之条町長選挙も、この日を目標に三月十日頃から動き出していた。当時の現町長小池遵正が町議連中（二二会）から推されて、一番有力であった。三月下旬にはその運動も開始された。事務長は町会副議長近藤太郎が担当した。四月二日になっても他に立候補がなく、無投票当選となった。

②公選後の小池町政　戦後木暮（壽）町長に代った小池町長は、就任半カ年にして新しい民主的公選制のもとで無投票で再び町長に就任した。この四月中には各種選挙が行われ、各地で活発な民主選挙が展開された。それだけに中之条町長選の無投票に対しては一部からその低調をおしむ声も聞かれた。同僚仲間として助役をしばらく勤めてくれた福田豊三郎は、小池新町長の再任がきまると同時に、助役を辞任した。しばらくは助役のないままであったが、二

十二年九月に収入役小野真八が助役に昇任し、新たに町議小池弘一郎（四十才）が収入役に就任した。

公選後の小池町政期は二十二年四月から二十六年三月までの二十年代前半期で、生活物資の窮乏と民主化施風のなかで激変する新制度への転換期であったが、持前の政治力をもって多難な町政を切り抜けた。（かなりの業績をあげている）。小池町政には戦後の新制度のもとで中之条町が郡都としてもつ諸官庁学校などの新設新築の問題が課せられていた。中学校と保健所の建築はじめ町の警察の設立などを実現した。また町長は新時代に即した地方振興のアイデアも保持していて、県町村会副会長の立場から県当局とも結んで、その実現をたえず志向していたようである。しかしこの意図は次期町長選の敗北と不幸な死去によって、その素志を完遂できなかった。

小池町政期を前半二ヵ年と後半二ヵ年に分けて各期の町政をみておく。

前半期　新制中学の建築　学制改革によって町村に六三制の新制中学校が建設されることになった。これは当時の困窮した町村財政からは容易ならぬ事業で実現さえ疑われたものである。この実現の過程で全国町村長の何割かは直接間接に命取りになったといわれている。中之条町でもこの実現に当っては幾多の難関にぶつかり、しばしば紛糾を重ねたのである。まず当事者の小池町長の手記をみると、

> この工費は約六百万円、四十九教室で校庭は一町五反にも及ぶ敷地をえた……。経費の捻出は、まず町民税を基本として、見立て其他を加味して算出したのであるが、容易にまとまらず、何回町議会・協議会・連絡員会等をしたか知れない程である。

ところで、この中学校建築については、町長手記にもあるように、町内各区に対して寄附金の割当てが行われ、その割当の方法や金額についての問題が町民から大きな関心をもたれた。この件に関して町の民主同盟は幾度か町民大会を開催した。

当時町長に手渡された町民大会の決議文を参考のために掲載しておく。

今日の中学校建設に当っては町民負担方法については頗る　長の辞職を勧告するものである。
非民主的賦課を以てし、独善時代に逆行するものと認め、町　中之条民主化同盟

なお経費割当の問題のほかに、農地法による農地許可問題もあった。期日を急いだために県の内諾をえないで整地に着工したというので県当局から勧告をうけ、新聞でもたたかれた（二三年一一月七日上毛新聞）。しかしこれは内諾済であって事務形式上の疎漏という点で、別に悪意ではないことを県当局も了解して円満に解決されたという（「回顧録」による）。町議会には中学建設について建築・用地・経済の三部会がおかれ、各部会の委員がそれぞれ分担協力した。かくて幾多の紛糾曲折を経たが、二十三年十二月には落成式挙行の運びになった。校舎新築の経過を示すと次の通りである。

二十三年二月二十五日新校舎新築決議、四月二十八日請負　他に便所二棟、小使室渡廊下及農具舎等で、建物総坪数五二
入札着工、九月五日上棟、十二月二十日落成式　六坪六六であった（二十三年町会議決書類より）。
校舎間口四九間四分、奥行四間四分、此建坪二二七坪三六、

自治体警察（署）の新設　戦後地方自治法の改正によって人口五千以上の市町村には、独立の自治警察が新設されることになった。しかし日本の現状では小さな町村では自治警察の運営ができるかどうか極めて疑わしかった。かくて町村のなかには自警返上論を唱えるものもおこって、当時世論もなかなか定まらなかった。中之条町では二十三年三月七日町の警察の開庁式が行われた。これに先だって、この年一月三十一日の町会で公安委員会委員が選任された。委員は田島栄吉（医師六十一才）平田源次郎（医師五十三才）桑原準一（製材業五十一才）の三名であった。二月二十五日の町会では、公安委員会や自治警察関係の諸条例規則が制定された。はじめ二月十一日訓練期間としての町の警察署が署長代田実（警部補）以下九名で発足したが、三月七日に警察法施行による公安委員三名と警察吏員が

正式に任命された。発足年次における警察官は十一名であった。

中之条署の建物は元巡査派出所を改装して使用していた（八月二十八日新装落成、建坪四六・五坪）。さて町の自治警察の発足当初二十三年の支出をみると（二十三年歳出決算書による）、二二二万四千円で、主な費目の内訳を示すと次のようであった。

職員給	四八六、四五四、〇〇	円銭	主として警察吏員（三級官）十一人九ヶ月分
給料	五二、八〇八、六六		書記一、雇一、使丁一　八ヶ月分給料
手当給与金	三二一、八四九、七六		公安委員長、委員手当、被服手当十一人
賃金	一、一〇〇、〇〇		人夫賃、自動車運転手手当
交際費	三四、六〇六、二〇		
報償費	四〇〇、〇〇		賞賜金四人
旅費	四八、二〇〇、〇〇		公安委員、警察職員旅費、捜査、護送旅費、月額旅費（七八九月三ヶ月十一人）
消耗品費	一一七、六七四、六八		文具、燃料、食糧、消耗器材
役務費	七五、六二六、九二		印刷製本、光熱、通信、修繕宅地借料
備品費	二二七、八六四、八五		庁用器具
原材料費	四、八二〇、〇〇		諸資材
負担金	三二、一六六、〇一		共済組合、県郡公安委員会、健保負担、その他負担、公安委員連絡会

小池町長は、この自治警察について、次のように述べている。

費用の面から考えると、町民の間にも大きな疑問と、これを否定する空気も強くなった。成程政府よりの平衡交付金では全経費の七割位にしか当らないかも知れぬ。例えば中之条町では五十万ないし百万円が不足し、町が補い支弁するとして、一方署員を含めて署の経費が三百万円以上も町に落ちて吸収されるとしたら、町としては経済的には却って利益になるわけである。況んや郡都として地方事務所の所在地であり、裁判所検察庁など司法事務の中心地である。この町が警察力だけ欠けておるという偏そくがあってはならない。……

この手記から小池町長自身は自治体警察そのものよりも、彼の年来の考え方による反官僚的意向から、その精神をかつて長期的に民主警察に育成しようと考えていたようである。

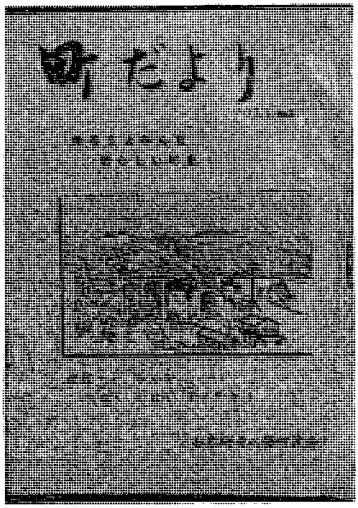
後半期　保健所の新設　昭和二十一年十月中之条保健所が大字中之条町下之町田中平太郎の持家を事務所にして開設された。前述のように小池町長任期中は戦後の再建に関連して郡都中之条町には国や県の出先機関や郡の施設等を含む多くの公共建物の新築が相次いだ（食糧検査所支所、検察庁、地方事務所）。戦後新発足の保健所も早晩独立した建物の新築が要望されていた。特に県当局や地元保健所からの強い勧請もあって、ついに二十五年度になってこの問題がとりあげられるに至った。この保健所新築問題は建設場所の件で郡内町村間で、また新築敷地の件では町政の問題として取上げられるに至った。この問題について中心的役割をになった小池遵正の手記をみると、幾多の曲折があったようであるが、結局この新築については、中之条町百万円、他町村全体で三十万円、残りは県出費ということに決定した。ところで町内の建築場所については町議の間で大字中之条町説と大字伊勢町説とに二分された。かくて二十五年八月には保建所敷地の件では中之条と伊勢町が対立した。

警察制度の改革により中之条にも小さいながら独立した署ができたのは、当時町長の私としては年来の目的がかなったわけで、しかも原町との確執もなく施行されたのは郡の平和の上からも至極喜ばしいことであった。民主警察の育成は二年や三年で出来るものではない。たとえ少しの不満があっても、旧態の官僚主義の警察を憧れるようなことがあっては、日本の自治制度は又々天井打ちになってしまう。私は真に憂いを分つ人の多からんことを希うものである。

授産所問題　授産所は戦時中に出征遺家族の厚生施設として軍事援護資金によって町当局が行っていたが、終戦後になると資金補助も僅少になり事業は苦境に追いこまれた。戦後には経営形態も町から離れた個人経営となり、苦しい赤字経営が続いていた。こういう状況から授産所に対する町当局の冷淡な態度が問題とされ、一部町民たちによって授産所問題として町民大会が開かれている(二十四年四月)。このため小池町長は町民大会の決議の名をもって辞職勧告をつきつけられるということもあった。

さて戦後再建期に際会して小池町長時代には町に所在する国や県の出先機関が相次ぎ建築されたが、これら建築に当っては中心地の町長として常に指導的役割を課せられ、前述の保健所新築のほか、二十二年二月焼失した地方事務所の新築にも尽力している。

「町だより」の発刊　最後に戦後の新町政のもとで注目されることに「町だより」の創刊(二十三年四月)がある。これは町報村報とはちがった町役場発行の小冊子(三二頁)である。この発刊の趣旨については小池町長自らの「創刊のことば」によってみておこう。



小冊子「町だより」の創刊

我々は、ここに「町だより」第一巻第一号を上梓する。誰でも判る言葉で正しい町の姿を知らせ、広く諸君の智恵と意見を募ろうとしているのである。簡易な「公民読本」のつもりで読んで欲しい。「ああそうか」「なるほど」という所が一か所でもあれば幸である。「民をして知らしむべからず、依らしむべし」という言葉が平然と使われた昔もあった。しかし人民の人民による人民のための政治では、まさにこれと逆でなければならない。町の報告もなるべく全部が聞いてほしい。……なるべく多くの人に読まれ

話題の種になるように念じている。

この「町だより」は二十三、二十四年と一カ年一冊ずつの二号で終ったが、その趣旨のように町役場、町政の報告のほか、町の各種団体の紹介、新しい法律制度の解説等が色々と掲載され、詩、短歌・俳句などもまた所々に組みいれられていた。この編集は小学校の茂木五郎先生が担当した。

役場の機構改革　小池町政は前述のように前半期には小野真八を第二助役に採用したが、後半期には町議から収入役になった小池弘一郎（四十二才）を助役に抜てきした。と同時に役場の行政機構を五課制（秘書・総務・経済・教育厚生・財務）に改革した。この改正では特に新たに秘書課を設置して、この課長の人選を重視した。秘書課長には富沢寅吉が就任し、秘書議事及び町有財産管理等の重要職務を担当した。他方議員の委員会制度も地方自治法による正式のものではなかったが、暫くの研究の意味で、町長の諮問機関の意味も含めて、町長議長の指名によって総務経済・教育・厚生の三部会の委員を設置した。議会と町当局との混成した変則的な委員会ではあったが、戦後の新町政に対応する新しい試みであった。

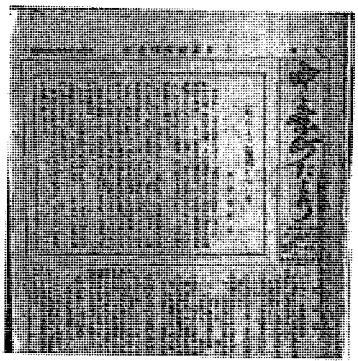
(3)　戦後第二回の町長選挙―二十六年四月―

さて二十六年四月には町長改選期を迎えたが、この時の選挙には町会議長の福田豊三郎と現職の小池町長とが対抗して激しい選挙戦となった。小池町長は町並の商工業者、福田町会議長は農業者をバックにした。小池町長はその町政後半期にとかく地元の町を留守にしがちだったためか、町民の一部からの批判の声があったし、それに農村部にも不満が重なっていて、選挙前後の状勢は必ずしも現職町長に有利とはいえなかった。この際にも対立をさけて候補者の一本化をはかる動きもあった。しかしこの時には町の有力者たちの力をもってしても一人にはしぼりえなかった。かくて町長対議長、町部対農村部の選挙戦の様相を呈した。当落は町民の三分の一をしめる勤労者の得票いかんによ

るといわれた。開票結果は現職町長の惨敗、現職議長の当選となった。推察するに、まず勤労者の票の多くが当時の現状打破の空気の中で福田に流れたものとみられ、さらに町部でもまた現職町長への不満票が福田に投ぜられたと評された。この町長選挙の詳細については小池秀雄日記によると、四月に入り早々二日に商工会が現町長を推すことを決めた。町長選には小池福田（豊）の二人の外に同じ西中之条地区から福田藤一郎も立候補した。この四月中は町議選県議選ともぶつかって選挙に明け暮れした。特に十五日すぎには本格化して熾烈を極めた。そして四月二十三日投票が行われ、十時頃には選挙結果が判明した（二六〇三福田豊三郎、一七五七小池遼正、一〇二福田藤一郎）。こうして福田（豊）が小池（遼）に八五〇票に近い大差をつけて当選した。この選挙における敗北は小池町長にとっては心身ともに実に大きな痛手だった。この日から五カ月足らずして九月十四日脳溢血で倒れ、ついに再起ができなかった。

(4)　二十年代後半の町政―福田町政期―

こうして二十六年（一九五一）四月二十四日からは戦後小池町政についで、福田町政期に入った。福田豊三郎は新中之条町の成立をひかえて明治後期以来の旧中之条町の最後の町長となった。福田は西中之条村の旧家地主の出身で、昭和戦前から町の公職を歴任してきていた。その経歴からも農業農村をバックにして、政治面では町田（崇）派に属してきて、戦時から戦後にわたっては農村部では実力者になっていた。特に戦後農協の中心者でもあった。本来中之条町政は町部の商工業の発展を主力にしてきたので、福田の町政運営には多少の不安が予想された。前町長に抜てきされた小池（弘）助役の交代も取沙汰されたが、留任に落着いた。町議も四月選挙で大半の交代をみたが、何人かが残った。議長には商工会出身の二期目の小山邦雄が就任した。中之条伊勢町の町並出身議員には新人が多かったので、議会運営は比較的やりやすかった。村部出身には年輩の旧議員が多く、その指導もあって福田町政の議会運営は円滑に進捗した。かくて小池町政から福田町政への転換で一応懸念された町政も、出発では割合に順調だっ



「中之条町だより」発刊第一号

た。

さて戦後六年を経た福田町政期になると、終戦直後の相次ぐ新制度のもとにおける不慣れな諸問題も大方かたづいていたので、福田町政の前半二ヵ年間はさほどの問題もなく無事に経過した。前町長が県の諸役職のため町をあけて奔走することが多かったため、とかく町政不在の批判をうけていたが、福田町長は地味な町の仕事に没頭していた。しかしその後半期になると町村合併問題が地方自治の重要課題として新たに登場するし、またその頃から明治乳業の東吾妻集乳所設置問題、同じく東吾妻の総合伝染病舎の設置問題等が次々に出てきた。この二施設がいづれも原町地区に設置することに決められた。当時このような状勢のもとで町民間では福田町長の政治力が云々された。かくて当時は郡都としての町の立場が重要になっていて、この点から各般の課題が山積していた。これら重要課題を目前にして町の将来についての不安が町の指導者たちの間におこり、福田町長の終末期には町村合併後の新町における中之条町のリーダーシップの点から町の有識者たちの苦慮が深まってきていた。ここで福田町長のもとの旧町時代の最後の町政を概観しておく。

二十七年九月十日、福田町政の第二年目に「中之条町だより」が町報版として新しく刊行されたが、これによって町役場の行政組織とその人的構成をみると次のようであった。

町長福田豊三郎、助役小池弘一郎、収入役小野真八の三役のもと小池町政以来の五課（秘書、総務、財政、経済、教育厚生）からなり職員は秘書課二、総務課九（うち公仕三）、財政課八、経済課四、教育厚生課三、これに農業委員会三、病舎二（公仕一）であった。この組織構成は二十七年十一月教育委員会が新しく設置されたことによって教育行政が一般の町役

場機構から独立したため、機構が変って厚生行政が総務課の所轄になった。かくして四課になり、総務課一〇（公仕三）となった（二十八年四月「町だより」）。

つぎに町議会については別に詳述するが、町政に関連して戦後の民主的な町村自治制のもとでは、多くの委員会が設置された。当時の町の主な委員会とその人的構成をみると、

公安委員会　桑原準一（長）木暮雄一郎、田島栄吉
選挙管理委員会　伊能八平（長）、久保田四郎、田村栄一。
公平委員会　田村辰雄（長）、蟻川波衛、中沢佐五郎。
消防委員会　田村辰雄、日野新吉、宮崎潔、鈴木一壽、外丸喜作、小林泰明、関静。
農業委員会　会長　外丸喜作、会長代理伊藤良一、委員　唐沢豊米蔵外十五人。
消防団長　加藤美好、副団長　角谷五十八、木村常万　第一分団長　小池三郎、第二分団長　丸橋勇、第三分団長　唐沢本次、第四分団長　宮崎敏太郎、第五分団長　塚田勲（昭和二十六年十二月十八日　中之条消防団設置条例可決）
教育委員長　平田源次郎、副委員長　田島一彦、委員　木暮文六、佐鳥寛。

小学校増築　まず二十八年四月下旬からこのため用地委員会を設け、小学校東側に約六反歩を買収、ついで増築計画が教育委員会、ＰＴＡ、学校役場等で検討を重ね、六月五日八教室増築が決まった。（建設委員長　宮部龍三、副委員長　平田源次郎、加藤美好、その他　常任委員　建設、整地、経理

（歳入）	昭和27	〃 28	〃 29
	円		
町税	13,094,318	16,388,460	16,021,380
平衡交付金	3,522,564	3,500,000	6,500,000
財産収入	372,724	115,160	1,594,330
使用料手数料	260,600	278,100	362.800
国庫支出金	777,064	754,525	1,166,725
県支出金	155,298	44,000	248,458
雑収入			321,866
町債			4,000,000
寄附金	38,840	18,100	15,060
繰越金	2,284,081	1,431,679	765,181
合計	円 20,694,735	円 22,710,000	円 30,995,800

（歳出）	昭 27	〃 28	〃 29
	円	円	円
議会費	451,594	546,684	580,240
役場費	5,306,720	5,502,430	5,727,500
警察消防費	3,804,561	4,570,436	5,458,026
土木費	2,228,680	1,748,500	1,941,220
教育費	3,572,964	5,186,470	10,079,980
社会労働施設費	73,650	132,300	132,300
保健衛生費	1,019,715	1,055,965	2,056,900
産業経済費	1,565,293	2,156,314	2,339,648
財産調査費	1,069,344	701,405	481,890
統計選挙費	29,500	38,400	37,700
諸支出金	308,870	199,235	259,260
公債費	1,211,870	984,200	1,463,446
予備費			357,500
	51,974	87,661	80,190
合計	円 20,694,735	円 22,710,000	円 30,995,800

等委員もきまった）。その内容をみると、木造瓦葺二階建一三六、五坪、附属便所渡廊下二二、五坪で、工事費一千万円、その財源は起債五百万円、各種積立金、基本財産の繰入五百万円である。工事は十二月十日上棟式挙行

二七～二九年の町予算を右表（歳入表前頁、と歳出表）に掲げておいた。

福田町政のもとの昭和二十八年後半期における町財政の概要をみると、この期間には小学校増築工事、道路舗装工事等が実施された。なお二十六年度～二十九年度における町民の税負担の状況は次のようである。

年度別	一世帯当り	一人当り
二十六年度	六、八二五円	一、二七四円
二十七年度	八、九四二円	一、六六八円
二十八年度	八、四七〇円	一、六二七円
二十九年度	八、九八〇円	一、七三五円

註　二十六、二十七年度は決算による。二十八、二十九年度は予算による

(5)　戦後の中之条町議会

戦後には新しく民主政治にもとづいて町村自治が一変した。主権者たる町村民の投票によって選出される町村会議員と、この人々によって構成される町村会の権限が拡大された。かくて議員や議会の機能が著しく重要性をもつことになった。必然的に新町村会の機構と運営は、戦前からの

町村会にくらべて大きく違ってきている。

戦後の新選挙法によって年令の引下げ、婦人の参政権の附与が実現して、満二十才以上の男女が有権者となった。その結果選挙権者は倍増した。戦後最初の町村会議員選挙は、新憲法や地方自治法などの実施を一カ月前にした二十二年（一九四七）四月に行われた。この四月には民主選挙の月として、知事公選はじめ、市町村長、参議院衆議院議員、県会議員と一緒に全国一斉に実施され、戦後の民主政治が本格的に出発したのである。

戦後最初の町議選挙　四月の一斉選挙では、そのトップに知事と市町村長の選挙が五日に実施されたが、中之条町では前述のように町長選では小池遵正の無投票当選が二日にきまった。町議選挙日は三十日だったが、同日の県議選挙をひかえて地元から宮崎羊重郎と近藤太郎の二人が立候補していたので、町の主な有志たちは県議選の方に主力を傾注していたようである。さてこの町議選挙には、すでに前議員たち（翼賛選挙による）の殆んど全員が立候補せず、うち立候補はわずかに二名であった。加えて公職追放該当者もあって、町議立候補者は殆んどが新人中心の選挙となった。それに当時の時代の世相から各分野でも新旧世代の交代を反映して多数の青壮年層の立候補者の間で争われた。町議立候補者の顔ぶれをみると、従来の人々とくらべて若干の異色の特質がうかがわれた。

各地区（各区）を選挙母胎としてでてくるものが多いことは従前と変わらないが、各地区別の調整は中々むずかしかった所が多くみられた。



町会議員立候補者のポスター張り

全町の投票を期待する立候補も幾人かみられたこと。町部からの立候補者には幾人かの従来とはちがったものがうかがえた。特に戦後新しく選挙権をもった婦人層から立候補者（蟻川アサ）が現われ、当選したことが注目された。

なおこの町議選挙では立候補者は二五人、当選者は二二人であった。

町会議員　四月三十日に投票が行われたが県議選とも同日だったので棄権者は極めて少なかった。同日中に当選者はきまった。新町会議員（二十二名）の大字別・職業年令別を次表にあげておく。

大字	議員名	職業	年令
西之条	福田豊三郎(旧)	農業	53
	鈴木一壽(旧)	農業	43
	唐沢義四郎	農業	51
	望月宗男	歯科医師	52
	蟻川アサ	無職	54
中之条町	剣持福治	地方教官	45
	小山邦雄	会社員	34
	佐鳥寛	呉服太物商	31
	小池茂吉	食糧公団主事	34
	小池弘一郎	農業会書記	39
	田島一彦	醫師	28
市城	外丸喜作	農業	46
青山	宮崎昌平	農業	50
伊勢町	根岸権兵衛	雑貨商	43
	町田八十吉	会社員	47
	高橋幸重郎	会社員	52
	宮部龍三	製材業	48
	柳田隆養	荒物商	35
	小板橋豊作	運転手	34
	小池旦春	乾物商	48
	高橋福治	会社員	34
	今泉環	会社員	42

註　年令は満年令

町議のうち二十人が新人で、旧議員は西中之条の福田と鈴木の二人だけであった。大字別にみると、西中之条五人、中之条町六人、伊勢町九人、青山市城各一人ずつで、町部一五人、村部七人という割合であった。職業では、農業五人（村部七人のうち）、商業四、工業一、会社員五、団体職員二、教員一、医師一、歯科医師一、運転手一、無職一であった。

註　会社員が多いのは、当時は商業者の統制会社のものが多かったためである。従って実際には商工業関係者が十一人で半数をしめていたといってよい。

年令別では、五十代六人、四十代八人、三十代七人、二十代一人で、二三十代と四十代が八人ずつであった。六十代が一人もいなかったのも一つの特徴であろう。平均年令では四二・九才と、世代交代期を反映して町議の年令は相当若くなった。さて戦後第一期の町議二十二名は戦後の改変の激しかった諸議案の審議に当った（昭和二二年四月～二六年四月）。

戦後第二期の町会議員　二六年四月第一期町議の任期満了によって、戦後の第二期目の町議の選挙が行われた。投票は四月二十三日町長選挙と同日だったので、町議選挙も激しい町長選の影響で中々の活気をよんだ。定員二二名のところ、立候補者は三一名であった。町長選と併行して各地で選挙活動がみられた。選挙前日の九区の様子について、小池秀雄日記をみると、「夜坂西君（九区からの立候補者）の街頭挨拶をして廻り、推薦者が順番に推薦の言葉をのべ、五ヵ所ほどなす」とある。そして投票当日については次のように述べている。

朝七時からというので投票人が賑かにつめかける。どこも一斉なので店の客は少し閑だ。夜十時頃町長選の結果がわかり、……二時頃町議当選者がわかった。

なお当日の投票率は九八・五%という最高率であった。当選議員の大字、職業、年令及び新旧別を次表に示す。

大字	議員名	職業	年令	新旧
西之条	剣持祐作	新聞販売業	44	新
中之条町	高橋豊次	印刷業	51	〃
	坂西恒雄	小間物雑貨	48	〃
	唐沢光公	自転車販売	53	〃
	佐鳥寛	織維雑貨	35	旧
	小山邦雄	雑貨	38	旧
	関静	薪炭雑貨	44	新
中之条	鈴木一壽	農業	47	旧
中之条	蟻川克巳	農業	36	新
西之条	竹渕一吉	農業	55	〃

大字	議員名	職業	年令	新旧
市城	外丸喜作	農業	49	旧
伊勢町	今井正太郎	製材業	38	新
	宮部龍三	製材業	52	旧
	小林泰明	酒類販売	35	新
	加藤美好	金物	45	〃
	小池賢太郎	農業	52	〃
	四宮菊次	木材業	43	〃
	小板橋常太郎	乾物商	64	〃
	小林千代吉	衣類商	55	〃
	高橋幸重郎	農業	56	旧
	角谷五十八	家具製造販売	39	新
	丸橋勇	会社重役	42	〃

註　年令は満年令

当選議員を新旧別にみると、前議員が五人（鈴木、佐鳥、小山、宮部、高橋）で、他はすべて（十七人）が新人であった。大字別には、西中之条四人、中之条町六人、伊勢町一一人、市城一人で、今度の選挙では前回以上に伊勢町からの議員の選出がめざましかった。職業別では、農業は前回と同じく五人、他はすべて町部出身を主とする商工業者であった。製材関係者（三人）の進出も著しかった。年令別にみると、六十代一人、五十代七人、四十代八人、三十代

六人で、平均年令は四六・四才であった。第一回議員の年令にくらべて三・五才も年上になった。前回（二十二年）にくらべて戦後第二回目の町議選挙では、議員の入替えがはげしく、特に戦後町部から進出した若手議員らで今回の選挙で立候補しなかったものが多かった（田島、小池（茂）、高橋（福）、小板橋（豊）柳田（隆）今泉）。さらに前回のような婦人議員の進出はもはや姿を消していた。

町会の機構と運営　二十二年（一九四七）四月公選によって町会議員の顔ぶれは全く一新し、新町会の人的構成は従来と大きく変った。そのうえ戦後の町村会は新地方自治法で町議会は町村政執行機関（町長）から制度上独立した審議機関となり、自らの議長をもつことになった。この間の事情を反映して、町議選挙に先だって四月いち早く無投票当選で町長就任がきまった小池遵正は新町議選に対しては、今後の町政運営を左右するものとして重大な関心をよせたのは当然であろう。このことについて小池町長は手記中で次のように述べている。

> 町会議員改選では前町議の全部がほとんど断念したため私は新しい町会運営について極めて心配になり、議長候補たるべきものは追放者以外には古顔では桑原準一と福田豊三郎両君のほか見当らず、さりとて小渕君は国会に立つというので勧めもできず、両君に目星をつけて内々勧説して漸く福田君に立候補してもらう仕末であった。改選後の町会は、古顔では福田鈴木の二人を残すのみで、他はすべて新顔になったのは如何にも世の移り変りを如実に示したわけである。従って議会の運営は中々難かしく、議論に終始する場合が多く、肝のいれることなどがしばしばだった

第一期町会　公選後の初町会において議長には前議員で年輩格の福田豊三郎（五十三才）が就任した。副議長は新人だが同じく年輩の小池旦春（四十八才）が選ばれた。小池町長としては町会の議長副議長には自分の意に合致した人材によって円滑な町会運営がはじまったが、若い気鋭な新人たちの多い町会の議論には、前述の手記のように中々大変だったようである。しかし小池町長は新議会対策には氏特有の手腕を尽したようである。二二年一月～二五年十二月までの町会の状況を次の第10―10表（次頁）に示しておく。これによると町会開催は年間平均八回ぐらいであっ

第10—10表　第一期町会・町議の状況

（中之条町）

	昭和22	〃 23	〃 24	〃 25
町会開催回数	8	10	8	6
提出案件数	47件	49	31	30
議員出席一日平均	21.1人	18.6	16.4	17.0
皆出席者数	18人	9	6	8

（資料）　各年次役場事務報告による

た。二十二、三年には新制度への対応による条例規程の設定改正、施設建築等で町会もまた多忙だった。二十四、五年には次第に開催回数、提出案件も減少してきているが、他方議員の町会出席員数も次第に減って皆出席者も少くなっていったことがわかる。いま二十三年度の町会について少し具体的にあげてみると、（町会議決書類による）

四月十五日（中学建築のため一時借入金、百万円等）、四月二十八日（基本財産立木売却等）、六月二十九日（財政概要作成及公表条例、警察職員任免条例等）、七月二十八日（追加予算、中学校建築工事設計、条例改正、自動車運転免許の手数料条例設定等）、八月三十一日（町税賦課徴収条例等）、十月十二日（追加予算、諸給与条例改正、町民税県民税賦課）、十二月二十四日（追加更生予算）、二十四年二月二十七日（二十二年度決算認定等）、三月二十七日（二十四年度予算等）。

第二期町会　二十六年（一九五一）四月選挙により当選した新町議で構成された初町会（五月七日）は、議長副議長選挙を行い、議長小山邦雄（三十八才）、副議長加藤美好（四十五才）が就任した。ついで八月十一日町会で中之条町会々議規則を新たに設定している（昭和二十一年の町会々議規則を廃止す）。

ここで二十六、七年における町会の状況を第10—11表に示しておく。町会開催回数は年平均八回前後で第一期町会と同じ程度であった。案件は第一期

第10—11表　第2期町会と町議の状況

	昭和26	〃 27
町会開催回数	7	9
提出案件数	58	64
議員出席一日平均	22	20
皆出席者数	20	12

（資料）　各年次役場事務報告による

町会よりも幾分多くなっていた。議員の出席状況もかなり良好だった。

二十七年度の町会について主な審議議案だけをあげてみると

四月二十八日（職員勤務時間その他勤務条件に関する条例）六月二十四日（農業振興計画等）、七月七日（追加更生予算、住民登録施行条例）、八月九日（警察職員関係の諸条例設定）、十月二十五日（公平委員、教育委員選任）、十二月五日（教育委員会委員、学校職員等に関する諸条例設定）、十八日（基本財産蓄積条例設定、二十六年度決算）、二十八年二月六日（諸条例改正等）、三月十日（追加予算、二十八年度予算）、三月二十六日（追加予算等）、

ここで第二期町会の常置委員会をみると、総務委員会、経済委員会、土木委員会の三つがあったが、各委員会の委員（委員長副委員長）を次表に示しておく。

委員会名	委員名
総務委員会	◎小山邦雄、○高橋幸重郎、小池賢太郎、劔持佑作、小板橋常太郎、坂西恒雄、佐鳥寛
経済委員会	◎外丸喜作、○角谷五十八、今井正太郎、丸橋勇、竹渕一吉、鈴木一壽、小林泰明
土木委員会	◎高橋豊次、○四宮菊次、加藤美好、小林千代吉、蟻川克巳、関静、唐沢光公

注　◎委員長　○副委員長　全議員が各委員会委員を担当していた。

2　沢田村政の動き

戦争終結後も引続いて宮崎（庄）村長が村政を担当していたが、戦後の二十一年三月下旬ちょうど四ヵ年満期に際して辞任した。戦後の激動する七ヵ月間の村政を担当したが、この年三月十六日村会で四万温泉の田村茂（四十三

才）が圧倒的多数の議員の支持をうけて、戦後最初の沢田村長に就任した。翌二十二年三月まで戦後まだ混乱期の村政を旧議員とともに処理してきたが、二十二年四月戦後の新制下の地方選挙をへて再び村長に選任し、新しい村会議員とともに戦後第二期目の沢田村政を担当している。この時の村長公選に際しては推されて立候補したが、他に届出者がなく無投票で村長に再任した。其後二十六年四月まで四ヵ年（満期）、戦後の最もきびしい時期の沢田村政に尽力した。

(1)　第一期田村（茂）村政

九代目村長田村茂三郎の長男に生れ四万温泉賽陵館の当主として父茂三郎と同じ慶応義塾に学んだが、戦時の十七年五月の選挙で村会議員に列し、以来村政に参加してきた。戦後宮崎（庄）村長のあとをうけて村長に就任したが、旧町村制下の村会は議長町田義一郎、副議長本多高十郎を選出し、村会と一体となって戦後の村政に当った。第一村政期には多難な戦後生活の処理と相次ぐ新制度への対応に大わらわであった。その主なものをあげると、①独立税（鉱泉税）の新設と賦課徴収条例の改正（二十一年十月二十五日可決）②戦後最初の二十二年度予算の編成などにあたった。

(2)　第二期田村（茂）村政

二十二年四月には村会議員の選挙が実施され、村議の顔ぶれも一新し、真に戦後村政が新発足した。新しい村会は村長ら村政執行部とは独立した村政審議機関となり、構成員も二十二名に増え、きわめて強力なものになった。議長に町田浩蔵、副議長に宮崎弘が選出された。新村会の状況については村会の項で後述するが、ここでは村会を通じて議決された主要な村政事項をあげておこう。

(イ)　消防関係の新条例の設定（消防団の設置、消防団の給与、消防団員の服務規律と懲戒の条例）―二二年八月十三日

議定―

(ロ)　沢田村処務規定　四課制として総務、学務厚生、財務経済を設け、各課の事務分掌、吏員の服務等を規定―二二年九月二十二日議定―

この当初二十三四年までは、戦後地方自治制の変更に伴う村の行財政の施行上で不可欠な村条例・村規程等が相次ぎ改正又は新設されていった。なかでも税関係の賦課徴収条例は一部ずつ頻繁に改正されていった。戦後の町村政では住民の意向反映のため行政各分野にわたって多くの委員会が設置され、主要なものには事務書記が常置された。二十四五年になると、町村でも新制度が幾分定着したようにみえた。二十四年八月から村役場職員の定数条例が設定された。

村役場の機構と人の配置　ここで田村村政期における戦後の沢田村役場の行政機構と人の配置をあげておく（二四年八月一日現在）。

村長　田村茂、助役　宮崎貴、収入役　関口夏太郎。

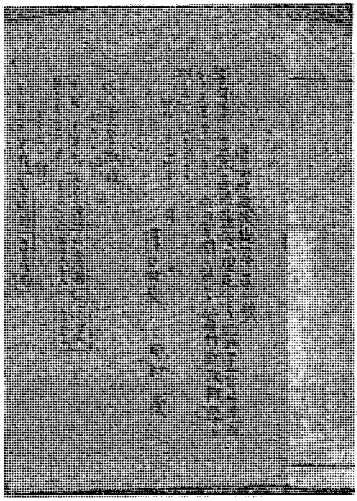
総務課　二人、課長　関文雄　係一

財務課　四人、課長　吉水真作　主任一　係二

学事厚生課　七人、課長　京田高十郎　主任三　係三

経済課　九人、課長　柏原市二郎　主任五　係三

村職員定数条例によると、職員定数は吏員二〇人、その他職員一二人、計三二人。その外、選挙管理委員会、農地委員会、農業調整委員会等の書記職員が計五人であった。



沢田村財政概要第1号の公表

村財政の概要　地方自治法の一部改正で戦後には民主的町村政の上から町村財政事情について毎年二月と八月、年に二回文書を作成して住民に公表すべきことになった。第一回目は二二年七月から十二月までの財政概要を公表している。これによると、

(イ)　まず二十二年度予算について、右の六カ月間の収支の概況をみると、次表のようであった。

収入之部

年次	予算額	収入命令済額	収入済額	収入未済額
昭和22年度	二、三六八、四二二円	一、六一四、〇〇九円	一、五四九、五三八円	六四、四七一円

支出之部

年次	予算額	支出済額	予算残額
昭和22年度	二、三六八、四二二円	一、〇八〇、五〇七円	一、二八七、九一五円

(ロ) 村民負担の概況　二二年度同期分では県税調定額二五〇、八四四円、村税調整額五一七、七〇四円、計七六八、五四八円、これを一戸当りにすると、五九一円二〇銭、一人当りにすると、一〇〇円である。

(ハ) さて戦後の村財政の動向をみると、「終戦の二十年の当期末の予算高二一万五四七〇円、翌二十一年度当期末には三七万二一五七円、さらに二十二年度当期末予算高は二三六万八四二二円になり、実に昨年度の六・三倍、二十年度に比すると、二〇・五倍の増加を示した。これは財界の変動による物価の昂騰によるが、一面時局の推移による村政の進展に伴うものであって、学制改革による教育費、農地改革に伴う農地委員会費及生活保護費、消防費（ポンプ購入）と隔離病舎費等の増加による」と述べている。

以上のように戦後の沢田村財政の現状は新制度の相次ぐ実施、特に新教育制度の実施に伴う教育費の拡充はじめ厚生保健費の増大を中心にして、敗戦後の経済変動に伴うインフレと物価昂騰のため村民生活の極度の苦渋が累積しあって、財政需要の膨張による村民の経済負担は未曾有のきびしいものになっていたことがうかがえる。なお其後一年半をへた二十四年前半期の村財政事情を附記しておこう。

(イ)　まず当期の収支概況をみると、

収入之部

年次	予算額	収入命令済額	収入済額	未収入額
昭和24年度	六、七七一、一五〇円	二、六二五、六七三円	二、六〇四、三八四円	二一、二八九円

支出之部

年次	予算額	支出済額	予算残額
昭和24年度	六、七七一、一五〇円	二、一八〇、六七七円	四、五九〇、四七三円

(ロ)　村民負担の概況　二四年度前半期分では、県税調定額七一六、八九六円、村税調定額、一、六四三、三四六円、計二、三六〇、二四二円、これを一戸当りにすると、一、七七八円六銭、一人当りにすると、三二五円六二銭。この負担額を一年半前（二十二年後半期）に比すると、一戸当りで三倍、一人当りでは三・二五倍に増額している。

二十二年度と二十五年度の戦後五ヵ年当時の村財政事情をみると、急速に膨脹する財政需要と村民の生活困難とを対照しながら、村民負担の年々の加重してゆく実情は極めてきびしいものであった。

つぎに戦後二十年代前半期の村政上の主要問題をとりあげてみよう。

中学校舎の新築　中之条町政の項でも述べたように、新教育制度によって生れた町村の中学校々舎建築問題は戦後町村政にとっては実に難問題であった。中学校建築の経過をみると、

二十四年三月三十日の村会議員協議会の協議題としてとりあげられたのが、公的には最初だったが、その際には具体的な内容には入らず、村議会全員が実行委員となることが話し合われた。十一月十七日の協議会ではじめて具体的検討が行われ、新築教室数や建設準備委員等の名前があげられた。そして二十五年一月三十日の協議会では、中学建築委員案（常任

委員参与委員のほか部落委員の嘱託）などが示され、二月中旬を期して郡内中学校新校舎を巡視研究することが議せられた。二月二十八日協議会では「中学校建設に伴う小学校講堂移築の件」が協議された。さらに三月末日の協議会では、学校敷地の件について報告されている。

建築工事の概要　このような経過によって正式に村会の議題となったのは、二十五年七月十四日であった。当日の議案第一号沢田中学校校舎建築及既設校舎移改築工事の概要を次ぎに簡単に示すと、

本校の部　新築すべき建物、敷地面積六〇七坪、校舎木造瓦葺二階建一棟、延坪三二坪一合、移築すべき建物、改築すべき建物（説明略）

四万分校之部　敷地　現学校敷地内、校舎　四間二間木造瓦葺二階建一棟、此延坪一一六坪、移築すべき建物（説明略）。

工事施行期間　着手予定二十五年八月一日竣工予定十一月三十日、さらに工事を必要とする理由として、(1)六三制実施による就学生徒の増加と学級編成基準改正に伴う学級増加、(2)通学区域の関係上標準人員による学級編成が不可能である。かくて既存教室の利用度が低い。(3)新教育の方針により普通教室以外に理科工作職業音楽其他の特別教室の設置を必要とするなどがあげられている。

なおこの年十二月二十日村会では新制中学建築関係について次の諸事項が議決されている。

(イ)　中学建築費として寄付金一二五万円、富沢利三外十八名の受入の件。(ロ)村有財産、山田字畠沢三七四九番ノ内一町歩杉生立木見積石数三千石を昭和二十五年度に於て処分し、基本財産とし蓄積せず中学校建築用材に充てる。(ハ)新制中学校建築費に充てるため、昭和二十五年度においての起債として、金額百五十万円、借入利率、年七分以内、借入先大蔵省預金部。

(3)　宮崎（弘）村政

田村茂村長が二十六年四月四日任期満了して辞任し、その後第二回目の村長公選（四月二十三日）が行われ、前副議長宮崎弘（四万）と割田美由（下沢渡）の二人が立候補して激しい選挙戦の結果、宮崎が一七一六票で当選した。宮崎（弘）の経歴をみると、はじめ農会技術員、後に碓氷社四万組の創設、初代組合長として尽力したが、明治四十年代から大正昭和戦前にわたって村の産業振興のために精励してきた。その間青年期には地元の四万青年同志会をつ

くり、その発展の基礎をきずいている。昭和八年には村議に当選、以後村政にも参画し、不況や水害の対策にも努力した。戦後には新制度のもとで村会副議長として、また農業面では農業委員会長、農協組合長の重要職も勤めた。さらに農地改革に際しても農地委員会長として尽力してきた。

さて、宮崎弘は二十年代後半の新町への合併前の沢田村政の最後の責任者となり、幾多の事績をあげた。任期中における主な村政事項をあげておく。

村の諸条例の改正整備　職員に関する諸条例（職員の服務の宣誓、職務に専念する義務の特例、職員団体の登録、職員団体の行う交渉、職員の分限に関する手続及び効果、職員の懲戒の手続及び効果、職員定数、公平委員会設置条例など）。消防に関する諸条例（沢田村消防団設置条例はじめ消防団員服務規律及び懲戒、消防団給与、消防団員の任免、沢田消防委員会、消防団員公務災害補償条例）

教育委員会設置に伴う諸条例の整備（報酬及び費用弁償条例、学校職員の分限に関する条例、学校職員の懲戒の手続及効果に関する条例、教育委員会職員の諸給与支給条例、教委事務局職員等定数条例）沢田村議会定例会条例。

国民健康保険事業の開始　戦後改正された国保事業の開始については名久田伊参両村に比して稍々遅れたが、昭和二十八年に至り、七月二十一日村会でその開始を議決している。二十八年八月一日付村報によると、「数度の協議会を重ね、診療内容や保険経済及その運営について安定した見通しがついたので、まず大要を村報に発表し、五月には賛否意見の与論調査をした結果、賛成八四一人（七五・八%）反対二四七人（二二・三%）判らない二一人（一・九%）計一、一一九人となったので、七月二十一日村会にこの件を提案、慎重審議の上、全員一致で二十八年度事業開始を議決している。ついで既設町村の視察等を実施し、九月七日村会で、(イ)村の国民健康保険条例、(ロ)国保運営協議会条例の設定と協議会委員九名の選任、(ハ)国保事業費の特別会計の設定と二十八年度国保特別会計歳入出予算を可決している。この予算額の大要を示すと、次のとおりである。

歳　入

	円
保険料	949,700
使用料手数料	200
国庫支出金	352,100
県支出金	70,000
村繰入金	320,000
雑収入	7,700
計	1,699,700

歳出	円
役場費	336,950
保険給付費	1,041,050
保健施設費	192,300
公債費	100
諸支出金	32,700
予備費	96,600
合計	1,699,700

註　役場費には、職員給、旅費、諸手当、需用費、会議費等を、保険給付費には療養諸費、助産、哺育、葬祭諸費を含む。

なお保健婦二人をおき、一般の指導と相談に参与している。国保事業は二十八年十月一日から開始した。

温泉観光地の整備　四万温泉が国民厚生温泉として指定をうけるための申請をなし、二十九年八月温泉審議会で指定をうけた。四万温泉の総合運動場の建設、文化村と沢渡温泉にスケート・リング場の建設に意を注いだ。譲葉（ゆずりは）公園の建設（昭和二十七年八月村会）。このために新たに観光協会を創設して、その基礎をきづいた。

学校増改築　昭和二十八年十一月十八日村会において、小学校（本校）危険校舎増改築工事を二十八年度に施行することを議定している。増築一五〇坪、移改築七五坪、計二二五坪で、工費概算見込約五四五万円、財源充当額としては、(イ)起債二〇〇万円、(ロ)国庫補助金九五万円、(ハ)村有林立木処分二五〇万円が見積られていた。なお二十九年度事業には中学校の雨天体操場兼講堂が予定されていた（二十八年十二月一日付村報から）。

農業振興　積寒単作地帯振興法にもとづく農業振興事業の指定村になり（二十七年四月）、二十七年～三十年にわたる農業振興計画が立案され、事業に着手している。

国有林野整備臨時措置法にもとづき、村の国有林野整備要綱を作成し、これにもとづいて国有林野の払下げを実施した。さらに昭和二十八年には春以来の天候の悪条件によって数十年来の未曾有の凶作で麦及び秋作は大減収だった。そのため「凶作対策委員会」を設置し、各専門部会（五部会）別に計画を立案し、その実行に着手した（会長村長）。なおこれに関連して、冷害対策経営資金融通特別措置条例も設定され、損失をうけた農業者に対する資金の円滑な融通措置をはかっている。

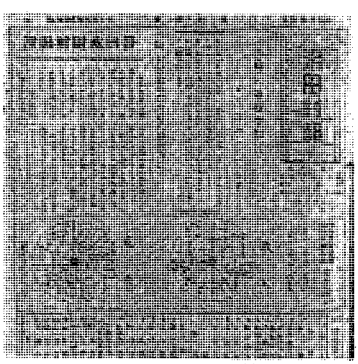
道路の整備

折田―成田原

農道の開発

村報の復刊

さらに宮崎村政期には戦後も次第に落着きを取戻し、村政も漸く安定期に入ったので、戦時



沢田村報の復刊　第1号
（昭和28年6月）

下昭和十五年に休刊のやむなきに至った村報を、二十七年四月から復刊することになったことをあげておく。

宮崎村政期の村財政の概要　まず①二十七年度当初の科目別予算についてみると（村報改訂八号）、次の通りである（左表）。

歳入

科目	予算額	比率
	円	%
村税	7,543,900	42.1
平衡交付金	3,054,000	17.0
財産収入	1,451,000	8.1
使用料手数料	48,400	0.2
国庫支出金	2,532,000	14.1
県支出金	2,627,400	14.6
寄附金	401,000	2.2
繰越金	200,000	1.1
雑収入	53,000	0.2
計	17,910,700	100.0

歳出

科目	予算額	比率
	円	%
議会費	187,500	1.0
総務費	4,272,000	23.0
民生費	539,200	3.0
衛生費	1,840,000	10.2
教育費	2,596,800	14.4
消防費	193,200	1.0
土木費	457,000	2.5
産業経済費	3,440,500	19.2
観光費	2,894,000	16.1
財務費	493,000	2.6
予備費	138,000	0.7
調査費	172,200	1.0
公債費	374,500	2.9
諸支出金	212,500	1.0
予算	100,000	0.5
計	17,910,700	100.00

歳入では、村税が四二%、これに平衡交付金、国庫・県の支出金等を併せて四七%で、戦後の町村歳入一般のあり方を示していた。他方歳出では、役場費（一三%）を筆頭に産業経済費（一九%）観光費（一六%）をはじめ教育費（一四・四%）土木費（一〇%）などが主な支出項目であった。まずなによりも人件費を中心とした役場費が全体の四分の一をしめていたことがあげられる。戦後も二十年代後半になると、新制下の教育費支出も年々かなりの支出率をしめていたが、一通りの整備を終り、これにかわって産業経済費と観光費の支出比率が増大してきたことが注目される。これは前述のように宮崎村政のもと産業と観光に漸く力を傾注してきたことの現われでもあろう。

ところで二十七年度予算総額も、年度末には二、三一三万一、九〇〇円となり、二十六年度予算総額に比して一六・四%も増加していた。

つぎに②二十八年度の村の財政白書（村報改訂二一号）を一覧しよう。二十八年度当初予算をみると、次の通りである（次頁、上表）。

歳　入

科　目	予算額	比率
	円	%
村税	11,271,000	54.7
平衡交付金	3,662,000	17.8
財産収入	77,000	0.4
使用料手数料	67,000	0.3
国庫支出金	1,795,000	8.7
県支出金	850,100	4.1
寄附金	401,000	2.0
繰越金	1,711,000	8.3
雑収入	753,000	3.4
計	20,587,100	100.0

歳　出

科　目	予算額	比率
	円	%
議会費	312,000	1.5
総務費	5,002,600	24.3
民生費	811,000	3.9
衛生費	1,450,000	7.1
教育費	4,228,600	20.6
土木費	214,300	1.0
農業経済費	601,000	2.9
商工観光費	4,164,600	20.2
財産費	1,340,000	6.5
諸支出金	819,000	4.0
予備費	178,000	0.9
繰上充用金	240,000	1.2
公債費	356,500	1.7
諸税還付金	569,000	2.8
選挙費	300,000	1.4
計	20,587,100	100.0

前年にくらべて、予算規模で二六七万六四〇〇円も増大したが、歳入では村税が三七二万七一〇〇円の増、その歳入総額にしめる比率も前年に比して一二・七%も上昇して五五%にもなったことが注目される。歳出では産業経済費六二万四一〇〇円、教育費六三万一八〇〇円と増加し、それぞれ歳出総額の二〇%余をしめていた。役場費二四・三%と併せて三科目で六五%をしめていた。観光費土木費は前年にくらべて僅かに減少していた。

③さて二十七年、二十八年における村税における住民の負担額を村の財政報告によってみておこう。まず両年度の税目別の予算額とその住民負担額をみると（第10—12表、第10—13表）。

第10—12表　税目別の歳入額
（昭和27・28年・沢田村）

	昭和27年度	〃 28年度
	円	円
固定資産税	6,001,000	6,133,700
村民税	2,658,000	3,000,000
自転車税	138,000	150,000
荷車税	47,200	43,800
電気ガス税	434,000	400,000
木材取引税	403,000	675,000
入湯税	805,000	800,000
旧法による税収入	3,300	1,100
計	10,489,500	11,203,600

（資料）　昭和27・28年度の沢田村財政報告による。

第10—13表　一世帯一人当り税目別の負担額　（沢田村）

	昭和27年度	昭和28年度
	円	円
固定資産税 一世帯当	3,071	5,288
一人当	2,231	858
村民税	2,406	2,586
	1,631	420
自転車税	114	129
	200	21
荷車税	37	38
	200	6
電気ガス税	一	345
	一	56
木材取引税	3	582
	848	95
入湯税	一	690
	一	112
旧法による税収入	6	1
	776	0
	円	円
計	5,638	9,658
	1,558	1,568

（資料）　前表に同じ。上欄一世帯当り、下欄一人当り

村税構成では固定資産税と村税とで大半をしめているが、両年をくらべて両税ともに二十八年の方が増額見込みであった。両年の村民負担をみると、村民税では一世帯当り二、四〇六円から二、五八六円にふえており（一八〇円増）、一人当りでは逆に一、六三一円から四二〇円に急減している（一、二一一円減）。固定資産税では一世帯当り三、〇七一円から五、二八八円に増加、一人当りでは逆に二、二三一円から八五八円に急減している。そして当時村民の税金負担の合計をみると、一世帯当りでは、五、六三八円（二七年）から九、六五八円（二八年）と四千円余もの大膨脹だった。一人当りにすると一、五六〇円～七〇円で両年に差はほとんどなかった。

(4)　戦後の沢田村議会

戦後第一回の村会議員選挙は二十二年四月三十日に行われた。この四月五日には戦後最初の市町村長公選が実施されたが、沢田村では田村茂の無投票当選で、すでに戦後二期目の村長に就任していた。この第一回村議選挙には二十六人が立候補し、二十二人が当選した。この時の立候補の顔ぶれをみると、従来の村議たちの立候補はほとんどみられず、各地区ともに三四十才代の新人が多かった。戦後選挙では以前に比して定員が四名も増加し、二二名になったこともあって、二十六名も立候補した。

村会議員　戦後最初の村会議員は、二十二年五月～二十六年四月の間、田村（茂）村政期の村議を勤めたが、地区・職業・年令等を示す村議一覧表を掲げておく（次頁）。

上沢渡の本多宗重郎一人を除いて、二十一名がすべて新議員であった。議長町田浩蔵、副議長宮崎弘ともに新人だった。年令をみると、平均年令四三・六才で、前議員より

大字	議員名	職業	年令
四万	山口彰吾	農業	43
	宮崎愛二郎	〃	29
	田村八郎	旅館業	39
	田村捨三	農業	61
	唐沢文衛	〃	35
	宮崎弘	〃	58
	大場留吉	〃	41
	折田隆治	〃	47
	中村実	〃	39
山田	宮崎恒男	味噌製造	29
	町田浩蔵	農業	34
	安原保治	〃	28
	山口雅雄	〃	49

大字	議員名	職業	年令
折田	星野政太郎	農業	55
	齊藤傳恵	〃	35
上渡沢	本多宗重郎(旧)	〃	62
	高平茂樹	〃	51
	植木崇眞	〃	32
	宮崎光雄	〃	49
	山本藤吉	〃	47
下渡沢	宮崎広佐久	〃	53
	町田英二	〃	44

も六才も若くなっていた。年令別には六十代二人、五十代四人、三四十代十三人、二十代も三人であった。戦後新時代を迎えて漸く大正生まれの町議が相当数現われた。職業は大半が農業であった。

第二回村会議員　戦後第二回目の村議選挙は二十六年四月二十三日に村長選挙と併せて行われた。定員二十二名、

立候補は二十三名であった。この時は村長選がはげしかったが、村議選は前回よりも立候補も少く定員をわずか一名をこした選挙であったが、各地区からの立候補の状況をみると、前議員元議員のほか、新人が半数近くでていた。この時当選議員は旧沢田村議の最後の議員として宮崎村政期の村政に参画した。その地区・職業・年令及び新旧別を一覧表に示す。まず新旧別でみると、前議員七人、元議員一人で、新人は十四人の多数だった。しかし年令別では、全

地区	議員名	職業	年令	新旧
万	田村　茂	旅館業	46	元
〃	折田隆治	農業	51	前
〃	田村八郎	旅館業	43	前
〃	山口卯作	農業	68	新
四	山田光利	〃	34	新
〃	中村実	〃	43	新
〃	島村利三	〃	42	新
〃	島村繁藏	〃	52	新
〃	田村七平	旅館業	43	新
山田	宮崎恒男	味噌製造	33	前
〃	町田浩藏	農業	37	前
〃	山口雅雄	〃	53	前

地区	議員名	職業	年令	新旧
折田	仙田藤一	農業	34	新
〃	水出保太郎	〃	53	新
〃	黒崎花雄	〃	51	新
上沢渡	唐沢竹次	農業	53	新
〃	高平茂樹	〃	55	前
〃	宮崎光雄	〃	53	前
〃	関岩雄	〃	53	新
〃	福田松雄	〃	44	新
下沢渡	山本良馬	農業	31	新
〃	柏原龍児	〃	46	新

議員の平均年令は四六・三才で、前回議員の年令にくらべて三才近く年上になった。六十代一、五十代九、四十代七、三十代五（最年少三十一才）であった。出身地区別には四万九人、山田三人（前回より一人減）、折田三人（前回より一人増）、上沢渡五人、下沢渡二人という構成だった。なお議員の職業は大半は農業であった。

村会の機構と運営　戦後の新制度のもとの町村会が動きだすのは二十二年（一九四七）四月の町村会議員の第一回公選以降である。戦前とちがって新制下の村会は村政執行機関の村長から独立した村政審議機関となった。

①第一期村会　戦後公選により新規に構成された沢田村会は、五月十二日初村会においてまず自らの議長副議長を選出し、議長に町田浩蔵（三十四才）と副議長に宮崎弘（四十八才）が就任した。ついで新村会は九月二十五日に常任委員会及特別委員会条例を議決し、各常任委員が選出された。この条例の概要と常任委員名を次に示しておく。

常任委員会は総務、学務厚生、財務、経済の四つがおかれ、委員数は総務四、学務厚生六、財務四、経済六ときめている。

議員は必ず一つの常任委員となること（議長、副議長を除く）、議長副議長は各委員会に出席し意見を述べうる。但し表決に参加できない。特別の事件を審議するため特別委員をおくことができる。定数は村会議決によって定める。委員会は委員定数の半数以上の出席で開会、議決は過半数を要す。公聴会は常任委員会の議決により開く。公聴会を開いた案件に関する村会の審議の結果は委員長はこれを公表しなければならない。

つぎに各常任委員、委員長を一覧表に示す（下表）。

委員会名	委員長	委員
総務委員会	高平　茂樹	唐沢文衛、大場留吉、中村実
学務厚生委員会	田村　捨三	町田英二、星野政太郎、植木崇真、宮崎光雄、宮崎愛二郎
財務委員会	山口　彰吾	山本藤吉、安原保治、宮崎恒男
経済委員会	本多宗重郎	山口雅雄、宮崎廣佐久、折田隆治、田村八郎、齋藤傳恵

さて二十二年度における村会開催状況を次に示しておこう。

五月十二日、七月二十六日（追加予算、条例改正）、八月十三日（消防団設置条例、其他条例改正）、九月二十五日（処務規定改正、常任、特別委員会条例設定、消防委員選任）、十一月二十日（村民税等級賦課）、十二月十三日（復員引揚促進請願、追加予算）、二十三年二月十七日（追加予算）、三月十日（条例改正、小学校学級増加）、二十六日（二十三年度予算、二十一年度決算認定）、計九回開催している。

二十三、四、五各年度の村会開催状況は省略する。

ところで、このような定例村会のほかに、時折の村政上の重要課題について村会議員協議会が開かれている。その事例をあげると、

二十四年三月三十日の協議会で、八件（国民健康保険の設置、学校職員旅費の補助、新制中学新築、村有林処分、学校造林、議員研究会実行方法等）、八月十一日（十件…寺社原林道工事村道改修、橋修繕、村有林払下げにつき処理方法）、十一月十七日（三件…中学校々舎建築、保健婦一名増加、村医優遇問題）、二十五年一月三十日（五件…折田教員住宅修理補助、大竹林道工事への一時融資方、天然橋架替工事、中学校舎新築等）、二月二十八日（二件…国保施設実施、小学校講堂移築）、三月三十一日（四件…沢田中学校四万分校電話架設、中学校建設、省営バス路線設置等）、十二月二十日（二件…学校職員役場吏員年末手当、新制中学建築）、二十六年一月十七日（四件…観光課設置、役場庁舎の拡張、農協農業共済より補助申請）。

この協議会は定例村会への予備審議として、議員にとっては重要課題について調査検討の足場を提供し、そのため村会における審議運営を円滑にするうえに大きな役割をもったといってよい。

②第二期村会　二十六年（一九五一）四月の村議公選による戦後第二期目の沢田村会は、その初回五月九日に村会議長田村茂（四十六才、前村長）と副議長宮崎恒男（三十三才）を選定した。またこの日常任委員、委員長も併せて詮衡をした。つぎにこれを一覧表に示しておく。

委員会	委員長	委員
総務委員会	町田浩藏	高平茂樹、中村実、仙田藤一、水出保太郎、山田光利、柏原竜児、山口卯作
学務厚生委員会	折田隆治	宮崎光雄、山本良馬、島村繁藏、福田松雄、島村利三、関岩雄、水出保太郎
財務委員会	山口雅雄	田村八郎、高平茂樹、柏原竜児、山田光利、宮崎光雄、仙田藤一、島村利三
経済委員会	唐沢竹次	山口雅雄、山本良馬、山口卯作、関岩雄、折田隆治、黒崎花雄、田村七平
観光委員会	田村八郎	唐沢竹次、町田浩藏、田村七平、中村実、福田松雄、黒崎花雄、島村繁雄

二十六年度の村会開催の状況をみると、五月九日、六月二十九日（十一件―給与、旅費支給条例、公平委員会設置、村税等の諸条例の設定、村有林立木処分等）、七月二十五日（追加予算、職員服務、職員団体に関する諸条例等）、八月三十一日（職員関係諸条例、その他条例等）、十月三十一日（消防団関係諸条例、村議会定例会条例設定等）、十二月十七日（村議会々議規則制定等）、二十七年一月十八日（追加予算、条例改正、村立学校編成の変更等）、三月二十八日（二十七年度予算、二十五年度決算認定、災害復旧工事施行等）、計八回開催。

二十六年度には新村会の発足に当って、村会は定例会条例と村会会議規則を制定している。

3　伊参村政の動き

戦後伊参村政は唐沢（参）村政にはじまるといってよい。終戦後二ヵ月をへた十月下旬戦前戦時を通して長く昭和期の村政を担当してきた唐沢杢平が村長を辞任し（七十二才）、代って十一月二日唐沢参二（五十四才）が村長に就任した。氏は岩本生れで、十四代村長唐沢龍太郎の養子となり、青壮年期には主に産業組合方面の仕事に尽力してき

たが、昭和八年村議当選以来村政にも参与し、すでに三期村議を務めていた。十月十三日村会で圧倒的多数の支持をうけて村長に当選し、終戦直後の村政を担った。二十二年四月新制下の公選の際も推されて立候補したが、他に届出者なく無投票当選で引続き二十三年五月下旬まで戦後の激変期の村長を務めた。その後また一期おいて二十七年七月以後再び村長になり、最後の伊参村政を担当している。

(1)　第一期唐沢（参）村政

まず二十年十一月～二十二年三月までの旧制度下の村長としては、沢田村政の項でも述べたように、動揺混迷する新旧町村制の転換期に処して、旧制の処理と相次ぐ新制度への対応に苦労した。旧条例の改正と新村税（独立税）の設定、戦後最初の二十一年度予算の作成審議などにあたった。

条例規則の改正・設定　二十一年十月二十五日村会において、村税賦課徴収条例の改正、独立税の新設（水車税、動力機税、牛馬税）、同年十二月五日村会では村会々議規則の改正、村会定例会条例（二、四、六、八、十、十二月に開く）、村の諸給与条例の設定。

村長　月俸五百円（年六千円）、助役　四五〇円（年五四〇〇円）、収入役　三三〇円（年三九六〇円）、村会議長　年額一八〇円、副議長　一二〇円、村会議員　九〇円、部落会長　二〇〇～三〇〇円。

二十一、二年予算編成　二十一年二月村会提出の戦後第一年の二十一年度当初予算は四万六千三十九円で、戦時最後の二十年度予算五万二千四十四円に比して六千二百五円減であった。歳出科目別予算額だけを第10―14表に示しておく(次頁)。

両年を比較して、戦時期の神社費・戦時特別費寄附金の科目がなくなったほか、各科目費ともに減額になっている。主な科目で役場費六千円余、教育費約二千円、公債費約千円、補助金約二千三百円が減額されている。増額費目は財産費で基本財産造成費の一万二千余円の支出であった。つぎに二十二年度当初予算の歳出を科目別に示すと第10

第10—14表　歳出科目別予算額

歳出科目	昭和21年	昭和20年
	円	円
神社費	—	325
会議費	229	229
役場費	16,504	22,589
土木費	50	50
教育費	8,625	10,608
衛生費	1,004	3,624
厚生費	760	800
勧業費	433	708
警防費	1,265	2,051
地方振興費	665	665
統計調査費	218	350
財産費	12,315	1,900
公債費	3,101	4,029
寄附金	—	395
補助金	150	2,433
諸費	572	725
戦時特別費	—	500
予備費	150	150
計	円 46,039	円 52,244

（昭和20、21年・伊参村）

—15表の通りである。

戦後第二年度になると、当初予算編成も一変して二十一万円余に膨張する。歳出内訳をみると、役場費・厚生費・教育費・勧業費が支出の主柱になっている。厚生費は生活保護費（生活扶助其他保護費）であった。

中学校舎の建築　二十二年四月二十九日旧制下の最後の村会に「中学校舎の建設」の議案が提出され、全員賛成で可決された。建設計画の要旨をみると次の通りである。

第10—15表　歳出科目別予算額

	円
会議費	1,660
役場費	68,975
土木費	1,000
教育費	42,699
衛生費	1,403
厚生費	50,082
勧業費	30,360
警防費	4,694
地方振興費	710
選挙費	1,250
統計調査費	337
財産費	4,562
公債費	2,364
補助費	1,300
諸費	101
予備費	150
計	円 210,757

（昭和22年・伊参村）

校舎　木造皮葺二階建、但し宿直室廊下は平家建、間口一一・五間奥行四・五間一棟、建坪五三坪二五、延坪七八・七五

坪、内訳教室階段室事務室応接室、計五室は既設建物買受け移転建築する。上記の宿直室廊下は新築、建築時期　二二年四月～六月、工事費　概算十万円（校具費四万円を含む）。財源としては交付米穀代充用繰入五万円、繰越金四万円寄附金一万円となっている。

(2)　第二期唐沢（参）村政

二十二年四月公選で無投票当選した唐沢村長は、同時に改選された十六名の村会議員とともに戦後の新村政を発足させた。六月の初村会ではまず議長小林文平（五反田）と副議長蟻川吉郎治（蟻川）が選出された。唐沢村長は翌二十三年五月一身上の都合で辞任するまで一年間、新制下の伊参村政の礎石の一端を築いた。この期における主な行政事項を次にあげておく。

(イ)各種村条例の改正…村税賦課徴収条例改正など、(ロ)村の消防団設置条例・村消防団給与条例の制定（二十二年十月村会）。(ハ)二十三年予算編成。(ニ)村の財政概要の作成及公表に関する条例の制定（二十三年五月）。

戦後の村財政の動向　ここで二十二年七月～十二月の六ヵ月間の村財政を中心にして、さらに戦後の村財政の動向と問題点にふれておく（第一回伊参村財政概要による）。

まず右の六ヵ月間の収入、支出及び村民負担の概況をみると、

(イ)収入之部

年次	予算額	収入命令済額	収入済額	予算額に対する収入済額の増減
昭和22年度	四八八、二四三円	五八二、九〇〇円	五八二、九〇〇円	（増）九四、六五七円

(ロ)支出之部

年次	予算額	支出済額	予算残額	今後における支出見込額	予算不足額
昭和22年度	四八八、二四二円	五六七、六五八円		四〇二、六〇〇円	七九、四一五円

沢田村の同期の概要における収支と比較して、伊参村の場合には、収入済額が予算額をこえ、九万四千円余増、支出では予算額を超過して予算不足額八〇円近くになっている。しかし収支バランスでは、なお一万五千円余収入増になっていた。

(イ)　村民負担　同期の県税調定額一四二、一二一円、同村税調定額一三四、八六三円、計二七六、九八四円、村一戸当り四九九円九七銭、村民一人当り八八円六九銭であった。沢田村と対比すると、一人当りで、一〇円余、一戸当りで九一円余安く負担減になっていた。

(ロ)　村の公債をみると、各種公債の未償還額の合計は一七、八六七円で、これを一戸当り一人当りでみると、一戸当三二八円四四銭、一人当五七円二一銭、同期分元金償還額八八〇円であった。

(ハ)　さらに村財政の方向をみると、歳出決算額で、昭和二十年度五万三千六八六円、二十一年度二一万一千三九四円、これを四十年前の明治三十九年の歳出決算額四、一七九円に比すると、実に三十一倍余になっている。これを人口一人当りでみると、明治三十九年二円十八銭が昭和二十一年六十八円三十銭になっている。さらに二十二年度当期末予算額では、実に八〇万六千円（人口一人当り二五八円八銭）という巨額を示している。この村財政の推移について、概要では次のように述べている。「最近の増加理由は、昭和二十二年度における職員待遇改善費、生活保護法実施に伴う生活保護費、及二十二年度の引続きの職員待遇改善費、諸制度改革並物価騰貴に伴うものがある。これら経費の財源としては、従来できるだけ多額の国庫及県補助並地方分与税の獲得に努めるとともに、村税の増徴或は使用料手数料其他税外諸収入の増収などを計っている」と。

(3)　小林（文）村政

唐沢（参）村長辞任により次の村長公選には村会議長小林文平（五反田）が推され、結局無投票当選している。小林村政は二十三年七月に発足し、その後四ヵ年間任期一ぱいを勤めた。早速七月村会において議長選挙が行われ、蟻川吉郎治が当選、副議長には当選二位の冨沢起作が推挙されて就任した。就任期間中、前半二ヵ年間に実施した主な村政事項をあげると次の通りである。

新村会の機構整備　二十三年度末になると、新制下の村会づくりの村会々議規則の作成（二四年二月）と村会のなかに

各種の常任委員会及び特別委員会が設置された。その条例は二十四年三月に設定されている。

村の国民保険組合の再建　新たに二四年三月村の国保条例の制定と国保の特別会計を設定、さらに二五年三月村会には国保事業計画書を作成、健康相談室の設置（二四年十月）を申請している。

土木（道路橋梁）関係事業の実施　昭和二十三年度道路復旧事業、五反田十二平地内（五反田中之条線）、岩本馬滑地内（岩本中之条線）、橋梁復旧工事、下久保橋、柿之木橋、行沢橋、塩平橋、廣前橋など。

昭和二十四年度　河岸復旧工事、五反田川通り右岸（五反田大久保地内）道路改築工事（蟻川小池地内）、道本塚橋復旧工事（蟻川道本塚地内）、道路々傍石積工事（五反田十二平地内）、藤沢橋復旧工事（蟻川藤沢地内）、など。

つぎに小林村政の後半二ヵ年間（二十六七年）の経過と、その主な村政上の事項をみよう。

小林村政は二十六年四月の改選後の新村会に臨んで、まず当時地方税法や地方公務員法の改正にもとづいて村税や村の職員教員等に関する諸条例を設定している。さらに国民保険関係諸条例の整備も併せて実施された。これらの主なものをあげると次のようなものであった。

職員関係の諸条例の設定については、①職員給与に関する条例、②職員の服務の宣誓に関する条例、③職務に専念する義務の特例に関する条例、④職員団体の業務に従事する職員に対する条例、⑤職員団体の登録に関する条例、⑥職員団体の行う交渉に関する条例、⑦旅費支給条例、⑧報酬費用弁償支給条例などがあげられる。そして地方公務員法の完全実施のため同法第七条三項の規定にもとづいて村の公平委員会を設置し、公平委員に須郷賀重、塩原嘉蔵、林豊三郎の三名が選任された。

国保関係諸条例の整備については、二十六年度より国保税条例が設けられた。国保再建以来年々その事業計画も拡充され、運営協議会も整備されていった。なお当時は地方税制もめまぐるしく改正され、二六年七月村会では再び村税条例が設定されている。職員はじめ村長助役収入役等の給与も相次いで改正されている。二六年六月五日制定の職員給与条例も翌二七年二月三十九日にはいち早く改正されている。

さて後半の小林村政期で注目されるのは、二十七年度における農業振興計画の立案である。これは国の積雪寒冷単作地帯の振興施策をうけて、その指定村となり戦後はじめての村づくり計画に着手することができた。これと併せて

二十年代後半から漸く村の本格的な土木工事が着工されている。これらについては交通の項で詳述するが、一例を示せば二十六年八月村会で村内の二十五に及ぶ路線が戦後新たに町村道として認定されている。小林村政のもとでは五反田道路の完成、蟻川名久田線の町村道に着工したこと、その他中之条湯宿線の県道促進などが行われた。

(4)　第三期唐沢（参）村政

唐沢(参)は、小林文平村長の満期辞任後に三度目の村長に就任した（二十七年七月）。小林村長辞任後の村長公選には、唐沢参二（岩本）と蟻川元平（蟻川）の二人が立候補して選挙戦が行われた。蟻川元平は蟻川地区の有力者であり・伊参水力電気会社の社長として村内にも馴染も多く知名度もたかく相当有力視されていたが、開票結果は唐沢（参）が得票一〇三四で当選した。

さて第三期唐沢（参）村政期は旧伊参村の最後の村政期であったが、後半期の二十九年以降町村合併のための諸準備に多忙であった。合併の趣旨の徹底について広く村民への啓蒙はじめ村議会と一体となって合併への移行を円滑ならしめるよう旧村最終のしめくくりに万全を帰した。まず就任当初の二十七年から二十八年の村政では、前村長からの引続きの村内の諸道路の改修に尽力するとともに、村有林造成による村運営の財源強化のために国有林払い下げに奔走したり、農業振興にも意を尽した。なおこの時期には新たに町村に教育委員会が設置されたり、社会教育の拠点としての公民館条例の設定、青年学級の開設など行われた。さらに中学校舎の建築という難かしい事業を成しとげたことをあげておく。

中学校舎の建築　昭和二十二年碓氷社の建物を移築して教室に使用したり、小学校舎も併せて使用していたが、生徒数の増加によって教室が不足するに至り、中学校舎の建築が二十七年七月二十六日の村会に提案され承認された。その概要をみると、新築坪数一六六坪（校舎建坪一四五坪附属舎建坪二一坪）、総工事費七二〇万円（土地買収費整地費を除く）、

この工事費は当時二十七年度村予算七六二万に比肩する巨額であった。二十七年九月着工し、二十八年一月末に竣工予定。この建築費のため第一回二〇〇万円、第二回一五〇万円の起債を行っている。さらに二十八年十月末には伊参小学校区の変更に伴って大字大道に冬季分校を設置することになり、旧中学校小使室を移転改築(工費九万円)することになった。

	部落各戸寄附	有志寄附	計
蟻川	七九、八一〇円	二六〇、〇〇〇円	一、〇五九、八一〇円
五反田	二六三、一四〇円	三五五、〇〇〇円	五三八、一八〇円
岩本	五九、三五〇円	二四〇、〇〇〇円	七九、三五〇円
大道	三九、六〇三円	一八〇、〇〇〇円	四八、六〇三円
計	一、四〇三、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円	二、八五七、〇〇〇円

ところでこの中学校建築に際して、早速村内各大字地区からの寄附金が集まり、九月二十日の村会において採納されている(上表)。

建築工事当初の九月には、すでに村内からの建築寄附額が二八六万円も集ったことは村民の中学建築に対して、いかに積極的であったかがうかがわれる。他方また当時の村民にとっても巨額の拠出はどのような負担であったのか、併せてしのばれるのである。

町村道の認定　(二八年五月村会)、美野原一号、三号、四号、五号(美野原開拓事業町村界変更によるもの)、上の台藤塚線。

二十八年国民健康保険事業の遂行　二十八年度の予算からみると、九五%加入で村内五五八世帯よりの国保税総額八八九、〇〇〇円(賦課総額の療養給付費総額に対する割合は六三・五%)。この国保税は一世帯当り平均年額一、六九三円、被保険者一人当り平均年額二八九円であった。なお国庫補助金三五七、二七〇円、県補助金一万円であった。

つぎに後半の村政では町村合併にそなえて旧村の諸行財政の整理はじめ、新町への移行に対して旧村としての諸対策に万全を期すための村長としての種々の配慮は大変なことであったと思われる。まず村会審議にのぼった町村合併関係の諸事項から述べてみよう。

中之条町外三カ村合併促進協議会の設置　二十九年九月二十二日この規約が村会に提出議決された。この協議会は合併促進のための必要な調査、新町村建設計画の策定、及び町村合併に関する諸協議を行う。このため各町村から委員を出し

ているが、伊参村からは四人の村会議員（蟻川卯三郎、生須　善正、小池市郎、冨沢起作）が選出された。

(5)　戦後の伊参村議会

戦後新選挙法による第一回の村会議員選挙は、二十二年四月三十日に行われた。すでにそれに先だち四月五日第一回村長公選では唐沢参二が無投票当選して村長に就任していた。この村議選挙には定員十六名のところ、十九名が立候補した。当日の投票状況をみると（事務報告による）、

有権者　一、六六五人、投票者　一、三八三人、棄権者　は、はるかによかった（衆議参議、知事選では棄権率三〇～三三%であった）
男九九、女一八三、棄権率　一六・九%（男一二・五%、女二〇・八%）であった。この月の他の選挙に比して投票率

第一回村会議員　このときの当選議員十六名の出身地区職業年令及び新旧別を一覧表に示しておく。

大字	議員名	職業	年令	新旧
岩本	関　徳男	農業	38	新
	森田嘉一郎	〃	30	〃
	伊能保則	〃	49	〃
	宮崎貴	農業	25	〃
	神保藏朗	農業	46	〃
田反五	斎藤半七	農業	51	前
	生須善正	〃	49	新
	望月今朝藏	小売業	43	〃
	田村武一朗	農業	44	〃
	小林文平	〃	56	前

大字	議員名	職業	年令	新旧
蟻川	綿貫良一	農業	38	新
	綿貫菊藏	〃	57	前
	小池市郎	〃	49	前
	小池千禄	〃	42	新
	蟻川吉郎治	〃	58	元
大道	冨沢起作	農業	55	前

まず新旧別にみると、前議員五人、元議員一人計六人で、新議員は十人で半数以上は入れ替ったが、他町村に比して旧議員が幾分多かった。しかし二十五才という若い青年議員の新人も登場したことが注目される。議員の平均年令は四五、六才で、年令別構成では二三十代四人、四十代七人、五十代五人（六十代なし）であった。戦時中の前議員にくらべて平均六才も若がえった。地区別には、岩本・五反田・蟻川の各大字から各五人ずつ、大道から一人であった。職業ではほとんどが農業者であったが、元役場吏員、助役らも新議員で登場していた。これら議員任期中の二十三年には小林文平の村長就任、関徳男の助役就任、さらに二十四年には望月今朝蔵と斉藤半七が相次ぐ死去等によって、村議四人の欠員を生じた。かくて二十五年一月五日補欠選挙が行われ、無投票で次の四人が村議に就任した。

関藤吉（岩本）四十一才（新）、本多元策（五反田）五十四才（新）、
唐沢銀重郎（五反田）七十三才（新）、山田大（五反田）四十一才（新）

第二回村会議員　戦後二十二年からの村議の任期満了によって二十六年四月二十三日に第二回目の村議公選が行われた。定員十二名に対して二十名の立候補であった。この際の投票率は実に九九・八%という高率であった。当選議員の地区、職業、年令、新旧別一覧表を次に示しておく（次頁）。

二十六年議員は旧伊参村の最後の村議として唐沢（参）村政期に村会の審議に参画してきた。まず新旧別では、新人はわずか四人で、ほとんどが戦後二十二年以来ないし二十五年からの第二期目のものであった。地区別では岩本六人（前回より一人増）五反田六人（同じく一名増）、蟻川三人（前回より二人減）、大道一人であった。年令では二期目議員が多いので前回より平均年令はたかくなった（四九、七才）。六七十代二人、五十代七人、四十代四人、二三十代四人という構成になった。

村会の機構と運営　**第一期村会**　昭和二十二年（一九四七）四月の戦後第一回の村会議員選挙によって新しい村会

大字	議員名	職業	年令	新旧
岩本	森田嘉一郎	農業	34	前
	伊能保則	〃	53	前
	宮崎貴	〃	29	前
	関藤吉	〃	41	前
	中沢喜平	〃	56	新
	松沢清次郎	〃	35	新
反五田	唐沢銀重郎	農業	73	前
	山田大	〃	42	前
	割田重太郎	〃	56	新
蟻川	綿貫菊藏	〃	61	前
	小池市郎	〃	53	前
	蟻川卯三郎	〃	48	新
大道	冨沢起作	〃	59	前
五反田	須善正	農業	53	前
	村武一朗	〃	48	前
	多元策	〃	54	前

が発足した。新村会は従来の村会とちがって村長（執行機関）から独立した村政審議機関となった。村長選挙とは別に村議選挙が行われ、村会は独立の機構運営のために、まず第一回村会の六月一日に自らの議長副議長を選出した。議長に小林文平（五十六才）、副議長に蟻川吉郎次（五十八才）が就任した。この新村会の二十二年度村会審議の主な事項を示すと次のとおりであった。

六月一日（議長副議長選挙、助役同意の件）、八月五日（追加予算、二十一年度決算認定等）、十月十日（追加予算、村税賦課徴収条例、消防団設置条例及消防団関係の諸条例等）、十二月十日（追加予算、村民税県民税賦課額議定）、二十三年二月十一日（追加予算、村民税増徴等）、三月二十六日（二十三年度予算議定、追加予算、県民税増徴、基本財産立木売却）

ところで二十三年五月唐沢（参）村長辞任のあとをうけて、小林（文）議長が七月村長に就任したので、七月二十七日村会で議長に蟻川吉郎治（前副議長）、副議長に冨沢起作（五十六才）が選出された。そして二十四年二月新たに伊参村議会々議規則が制定された（従前の昭和四年五月議定の同規則が廃止）。ついで三月二十四日には議会の常任委員会及び特別委員会条例が設けられ、各常任委員の担当がきめられた。つぎにその大要などを掲げておこう。

常任委員会は総務、民生、教育、経済、土木、懲罰の六つが設置された。各委員会は四人ずつで構成され、その関係事項は、総務委員会（四人）は村政一般と財政、民生委員会は社会福祉、社会保険、保健衛生、勤労、そして教育委員会は教育に関する事項、経済委員会は農・商・工業、森林水産、物資の配給、農地関係の調整、開拓、土木委員会は土木、建築、交通、そして懲罰委員会は議員の懲罰事犯の審査であった。

各常任委員（委員長）を次表に示しておく。

委員会	委員長	委員
総務委員会	伊能　保則	宮崎貴、綿貫良一、望月今朝蔵
民生委員会	望月今朝蔵	綿貫良一、綿貫菊蔵、田村武一朗
教育委員会	宮崎　貴	田村武一朗、小池市郎、冨沢起作
経済委員会	小池　千禄	伊能保則、森田嘉一郎、綿貫菊蔵
土木委員会	冨沢　起作	神保藏朗、斎藤半七、小池市郎
懲罰委員会	斎藤　半七	生須善正、神保藏朗、小池千禄

ここで第一期村会（二二年四月～二六年四月）における各年次の村会開会村議参加状況などを第10―16表に示しておく。村会の開催回数は四ヵ年平均で八回程度だった。議件数は年々少しずつ減少していった。議員の出席率は前半二ヵ年間は九五～九六％であったが、後半は幾分低下したが、全体を通じて九一％と議員の出席状況は極めて良好であった。

第10―16表　第一期村会の開会・出席状況

	昭和22	〃 23	〃 24	〃 25
村会開会回数	7	8	7	9
議件数	53	34	29	25
出席者数（延人数）	107	123	90	131
出席率	% 95.5	96.1	80.4	91.0

（資料）　各年次の役場村会々議録による

第二期村会　二十六年（一九五一）四月選挙による戦後の第二期村会は、その初回村会で議長に伊能保則（五十三才）、副議長に小池市郎（五十三才）を選出した。この日また常任委員（委員長）を選任している。これを次の一覧表に示す（下表）。

委員会	委員長	委員
総務委員会	田村武一朗	宮崎貴、小池市郎、冨沢起作
経済委員会	森田嘉一郎	本多元策、山田大、綿貫菊蔵
教育委員会	関　藤吉	森田嘉一郎、生須善正、蟻川卯三郎
土木委員会	冨沢　起作	小池市郎、生須善正、宮崎貴
民生委員会	山田　大	松沢清次郎、関藤吉、本多元策
懲罰委員会	綿貫　菊蔵	中沢喜平、唐沢銀重郎、割田重太郎

最初に二十六年度における村会審議の主な項目などを掲げておく。

五月十二日、（議長副議長選挙、常任委員会特別委員会条例設定）六月五日（職員給与や服務及び職員団体等についての諸条例、追加予算等）、七月九日（村税条例、国民健康保険条例、公平委員会設置条例等の設定）、八月十日（二十年度決算認定、追加予算、国保特別会計追加予算、町村道認定諮問）、十月二十四日（職員に関する諸条例の設定、追加予算等）、十二月二十二日（追加予算、国保特別会計追加予算）、二十七年二月二十八日（追加予算、国保条例の一部改正）、三月二十九日（二十七年度予算、二十七年度国保特別会計予算）、

二十六年度の村会開会数は八回、提出議件数は五十八件、年間議員出席者数は延一一六名で、出席率は九〇・六％と極めて良好だった。

4　名久田村政の動き

終戦後の名久田村政は戦時期から引続いて吉田（勝）村長が担当していたが、二十一年三月十日辞任し、かわって村議の唐沢藤吉（横尾、五十九才）が三月十九日の村会で圧倒的多数をえて選出され、四月四日村長に就任した。爾

後二十二年三月まで、戦後自治制の改変期における多難な村政をよく担当してきた。ついで二十二年四月戦後最初の村長公選には小林正太朗（赤坂、五十七才）が無投票で当選し、以来三十年四月の新中之条町に合併するまで、戦後の名久田村長を二期七ヵ年余をつとめた。この間第二期目の村長公選（二十六年四月）においても無投票で当選している。

(1)　唐沢藤吉村政（二一年四月～二二年三月）

この期間は各町村ともに町村制の転換期として、旧制の処理と新制への対応に多忙だった。かくて諸条例の改正、新村税の設定、さらに画期的な農地改革や中学校の建築の開始、そして二十二年度の予算作成審議など中々大変であった。

条例の改正　村会議決の主なものは次のようであった。

名久田村手数料条例の改正（二十一年五月十四日）、村税家屋税附加税、営業税の賦課徴収特例条例の設定（九月十八日）、独立税新設（十月二十八日）、名久田村諸給与条例改正（二十二年二月八日）

改正給与条例による主な役職の年額給与を示すと、村会議長二〇〇円、同副議長一〇〇円、村会議員九〇円、部落会長一五〇～二〇〇円

中学校の建設　二十二年二月二十五日に中学校建設委員が決定され、二十八日村会ではその規模と位置が次のように決定した。

一、位置　名久田村大字横尾字竹井地内

一、規模　校舎　間口二七・四間奥行四・四間ノ二階建トス

二十二年予算の編成　唐沢村政期の終末に翌二十二年予算が作成されたが、二四万五千四百二円で、二十一年予算に比して実に二〇万八千六百八十七円の膨脹であった。戦後第二年目の二十二年度の当初予算の膨脹ぶりを歳出面について、科目別に二十一年予算と対比して第10―17表に示しておく（次頁）。

第10—17表　名久田村歳出予算
（昭和21・22年）

科目別	昭和22年	〃21年
	円	円
会議費	1,781	398
役場費	94,470	20,298
土木費	555	340
教育費	33,920	7,642
衛生費	825	163
厚生費	79,000	103
勧業費	303	63
警防費	4,274	1,029
地方振興費	1,010	480
統計調査費	292	192
財産費	726	581
公債費	1,074	2,100
寄附費	36	36
補助費	850	750
補塡費	—	479
諸費	11,101	1,701
予備費	100	100
選挙費	1,415	
農地改革費	13,670	
計	円 245,402	円 36,715

（資料）　名久田村役場「会議録綴」による

二十二年歳出の支柱は役場費、厚生費そして教育費である。　二十二年度歳出予算にくらべて勧業費の支出はほとんどなかった。戦後の町村財政の性格がこの年予算からよく現われてきて、教育厚生への予算支出上の重点志向が示されている。伊参村

(2)　小林正太朗村政（二二年四月～三〇年三月）

二十二年四月五日戦後公選による村長就任以来、二十年代の最後の名久田村政を二期にわたって担当した。七ヵ年余の長期に及んだ関係から小林（正）村政の業績は多岐にわたっている。

村議も同じ二十二年四月の第一回公選で顔ぶれも一新し、人数も十二名から十六名にふえ、かつ村会は村長中心の行政執行部門とは独立した村政審議機関として、戦前とは一変した村政への参加協力を行うことになった（戦後第一期村会の議長吉田正明、副議長宮崎敬太郎。第二期の議長吉田正明、副議長松本光太郎）。

このような村会の参加協力をえて、小林村政は二期の間、各種の戦後施政を展開していった。

第一期村政では、戦後の新制度による村の諸条例の整備はじめ道路改修、産業開発、衛生、教育（中学校の新築等）に尽した。

条例の整備　唐沢村政期をうけて引続いて戦後の新制度に対応する新条例を整備した。

名久田消防団設置条例の制定（二十二年八月四日）、同消防団給与条例、消防団服務規律及び懲戒条例（十一月十二日）、名久田村給与条例、暫定条例設定（十二月八日）、名久田村有給吏員定数条例（二十三年三月十五日）、名久田村税賦課徴収条例設定（八月二十三日）、名久田村消防法施行条例設定（二十四年一月二十八日）、常任委員会設置条例、監査委員設置条例（二月十八日）、名久田村国民健康保険規程改正（七月二十九日）。

新制中学校舎の新築　唐沢村長のとき、二月中学校建設委員の決定、校舎の位置と規模等が決定をみたが（前述）、小林村長になって十一月十二日村会において中学校舎建築工事の設計計画が議決された。これによると、

面積三、六〇四坪、建物校舎（梁間四間四分、桁行二七間　四分、木造瓦葺二階建一棟、玄関車寄一棟、階段室中三階二　ヶ所、便所一棟、小使室兼宿直室一棟、渡り廊下二ヶ所、そして建物坪数は、建坪一五〇・八一坪、延坪二七六・七七坪

第10—18表

収入之部

	円
建設備補助金	460,000
部分林立木売却収入金	193,022
保有資材処分収入	320,209
寄附金	1,283,026
（住民税割〃	（1,130,515
部分林分収〃	152,511
計	2,238,257

支出之部

	円
敷地買収費	12,254
地上物件撤去補償料	19,095
代替地に対し補償料	3,000
送電柱立替経費	5,000
警察電話柱移転費	1,500
地的諸経費	20,000
暗渠排水設備費	27,000
石積工事費	10,000
基礎工事費	53,024
校舎建築費	1,980,160
附属便所建築費	75,000
小使室宿直室移転費	38,384
設備費	11,750
仮校舎屋根葺替費	27,090
測量設計手数料	10,000
起工式経費	7,574
雑費	5,000
予備費	7,426
計	2,315,257

そして建設諸経費を予算書でみると、支出会計二三一万五、二五七円であった。収支について主な項目別金額をあげると第10―18表になる(前頁)。

ここで住民税割寄付金の算出基準を示すと、住民税一～五等級特別とし、六～八等級は十三倍、九～一〇等級十二倍、一～一三等級十倍、一四～一五等級八倍、一六～一八等級五倍、一九～二〇等級二倍であった。

道路の橋梁の改修整備　道路の改修整備は町村政の主要事業であるのは、戦前戦後を通じて一貫していたが、戦後小林村政期においてもこの面の各般の土木事業が実施されている。まず第一期村政期のものをみると

町村道の認定　清河大原線（延長二、〇〇〇メートル、幅員三メートル）―二十三年八月二十三日村会。堅岡線（延長一、一〇〇メートル、幅員一、八二メートル）―二十四年十一月十七日村会。

第一期小林村政の終末に（二十六年四月二十一日村会で）六十七線を村道に認定している。これは当時の実状に即して実施したもので、併せて不要となった廃道路敷をも処分した。すなわちこの時点で村の諸道の大整理を実施したのである。

町村道温湯線神奈橋復旧工事　二二七、九六五円
赤坂川通り落合護岸復旧工事　五三六、六四〇
町村道温湯線落合道路　〃　七六〇、七八五
町村道須川線行沢道路　〃　二一八、
町村道大原線清河橋　〃　三一七、六〇〇
町村道須川線道路改良工事　四〇〇、八〇〇
合計　二、四六一、七九〇円

第二期村政　（二十六年四月～三十年三月）

二十年代前半に引続いて後半の村政も担当したが、この時期は戦後五年をへて漸く村の産業と生活が復興にむかい、村政上からの各般の業務事業が山積していた。とくに二十八、九年には新町村合併への動きで一段と多忙多難にな

た。二期村政の主な事項をあげておこう。

行政事務の整備　昭和二十七年度より「役場処務規則」を作成し、四月一日から施行している。その大要を次に示す。

村の行政事務に五つの係をおき、各係に係長、主任、副主任をおく。各係の上に主事（助役をあてる）をおき、会計事務を除くの外、総ての事務を掌理せしめる。会計事務は収入役を係長として掌理せしめる。各係をあげると、

第一係　庶務、議事、土木、勧業、消防、配給、統計、学務

第二係　戸籍、選挙、報道、第三係　税務、税外収入、地理、第四係　厚生、衛生、第五係　会計

各係のそれぞれの分掌事項を明確に区分規定した（第二条～第六条）。

さらに文書物品の処理に関する規定、執務、勤務当直等についても明確な行動規定が条文化された。

各般条例規程の制定　二十代後半期に制定された主要な条例規程だけをあげておく。

名久田村防風林管理規定（二十六年七月十一日）、村税条例（二十六年七月十一日）、名久田村国民健康保険条例（二十七年三月二十九日）、名久田村住民登録条例と施行規則（同年五月三十日、七月二十一日）、山羊改良に関する条例（同年八月二十六日）、営農資金融通特別措置条例（二十八年八月十七日）

小学校の改築　中学校の建築についで二十六年後半～二十七年前半にわたって小学校の改築問題と取組んだが、その経過について「役場教育事務報告」（二十六年度）によると次の通りである。

二十六年五月二十一日付で小学校建築促進団体協議会（代表十名）より、村長、村会に対し、小学校舎改築の件を附議検討、挙村一致、円満平和裡に速急着工せられるよう要望するの建議をうけたのにはじまる。早速五月二十九日に村会議員協議会を開催（全員改築賛成）。かくて三十日学校建築について駐在員会議を開き、各部落より建築委員の選出方を依頼、六月四日七十六名の委員を嘱託、六月六日小学校改築委員による全員協議会を開催、委員長関省八、副委員長剣持賢作、小池安次、松本冬蔵を選定、さらに各地区常任委員を決定す。以後中之条土木出張所に校地測量を、県に建築設計を委嘱し、起工を準備し、また県内建築優秀校の視察も実施している。七月十一日、小学校舎改築用地買収、八月十七日改築用

材補充材払下、十月五日教育債借入、村有林立木売却、小学校改築特別寄附金賦課、改築予算などについて村会議決をへて、十二月十二日に建築業者への指名入札、十五日工事請渡契約締結（高崎市研屋清水一郎）、十二月五日起工式。

国有林の村有林に払下げ　村の基本財産づくりのために国有林払下げを実施している。国有林野整備臨時措置法によって大略五十ヘクタールの国有林を村有林に払下げた。小林村長就任時には四十町歩をかけるほどだった村有林が国有林の払下げによって大体百町歩近くに増加している。この払下げ代金として短期借入れを実施している（昭和二十八年度）。

金額三百万円、利率日歩二銭以内、償還期限は二十八年九月二十五日より三ヵ月以内、借入先　大蔵省資金運用部　その他金融機関

(3)　戦後の名久田村議会

戦後第一回の村会議員選挙は、新しい選挙法によって二十二年四月三十日に行われた。定員十六名のところ立候補十六名で、無投票当選となった。

戦後初回の村会議員　当選議員の出身地区、職業年令及び新旧別を次の一覧表に示す(次頁)。

まず新旧別にみると、大塚地区の吉田重太郎小池祐八（前議員）二人を除いて十四名が新人であった。年令では三十代四、四十代七、五十代四、六十才以上一で、平均年令は四四・九才と前議員（戦時中）にくらべると十才も若くなっている。各大字別にみると、横尾五人、平三人、大塚四人、赤坂三人、栃窪一人であった。この十六名議員は戦後二十年代前半の新町村制のもとで第一期小林（正）村長とともに諸般の村政審議にあたった。

大字	議員名	職業	年令	新旧
平	福島真一	農業	33	新
	劔持太郎	〃	36	〃
	関権六	〃	50	〃
赤坂	伊能泉三	〃	55	〃
	小林丞七	〃	44	〃
	綿貫義一	〃	50	〃
栃窪	林重平	〃	61	〃
横尾	原沢軍二	農業	37	新
	唐沢百松	〃	49	〃
	角田恒雄	〃	43	〃
	蟻川貢	〃	44	〃
	宮崎敬太郎	〃	40	〃
大塚	吉田重太郎	〃	52	旧
	林芳江	〃	47	新
	小池祐八	〃	44	旧
	吉田正明	醸造業	33	新

第二回村会議員　戦後第一期村議の任期満了をうけて、第二期の村会議員選挙は二十六年四月二十三日に行われた。定員十六名に対して立候補者十八名で、選挙結果、次の十六名が当選し村議に就任した。十六名の出身、大字、職業年令及び新旧別を一覧表に示す(次頁)。

新旧別にみると、新人が七名、旧議員九人(前議員八、元議員一名)であった。横尾は五名中新議員が四名、平は三名とも前議員であった。年令では三十代四名、四十代五名、五十代五名、六十代二名で、平均年令は四八・七才で、前議員よりも四才近く年長になった。それでも戦前戦時期にくらべると幾分若かった。各大字別には、前回議員の場合と全く同じで横尾五、平三、大塚四、赤坂三、栃窪一であった。

大字	議員名	職業	年令	新旧
平	福島真一	農業	37	前
	劔持太郎	〃	40	〃
	関権六	〃	54	〃
赤坂	伊能泉三	〃	59	〃
	小林烝七	〃	48	〃
	本多敏雄	〃	37	新
窪栃	山崎佐太郎	〃	34	〃
横尾	松本光太郎	農業	58	新
	関政良	〃	48	〃
	宮崎敬太郎	〃	44	〃
	野口袈裟次	〃	49	〃
	唐沢藤吉	〃	62	元
大塚	吉田重太郎	醸造業	56	前
	林芳江	〃	51	〃
	吉田正明	〃	37	〃
	吉田亭一郎	農業	65	新

村会の機構と運営　戦後の新しい地方自治制のもとの村議会となるのは、二十二年（一九四七）四月以降になる。戦後の新生村会は従来とちがって村長（村政執行機関）から独立した村政審議の機関になった。村議により構成される村会は独立の機構運営のために、自らの議長副議長を選出しこれを担当するようになった。

①第一期村会、戦後第一回公選後の名久田村会は議長に吉田正明（三十三才）、副議長に宮崎敬太郎（四〇才）の若い二人を選出した（五月二十日）。二十二年度の村会召集状況と議員協議会開催状況を示すと次の通りであった。

五月二十日第一回定例会以来、八月四日（追加更正予算、消防団設置条例）八月二十日（町村協議会設置）、十一月十二日（臨時会、町村道復旧工事施行、中学校舎新築）十二月八日（県民税賦課額並等級決定）二十三年三月十五、十六日（決算認定、県民税追加増徴賦課率、追加更正予算、基本財産処分）、三月三十日（二十二年度予算、国有林立木払下げ）

二十二年、二十三年と村会審議は漸次その案件内容ともに多岐複雑化していったが、二十四年度をひかえて名久田村会のなかに専門の常置委員会を設置することになった。その大要を「委員会設置条例」（二十四年二月十八日議決）でみると

経済委員会、土木委員会、教育委員会、衛生委員会、林務委員会（五）をおき、各常置委員会はその部門に属する事務に関する調査及議案、請願、陳情等の審査、委員定数は各委員会とも六名以内、議員は少くとも一箇の常置委員となる。

委員は議長の指名により会議の同意をえて選任、委員会の会議は委員の三分の二以上の出席を要す。委員会は公開を原則とする。

議長指名により村会の同意をえた各常置委員（委員長・副委員長）は次表の通りである。

委員会名	委員長	副委員長	委員
経済委員会	宮崎敬太郎	劔持太郎	小林烝七、林重平、小池祐八、原沢軍二
土木委員会	吉田重太郎	綿貫義一	伊能泉三、角田恒雄、関權六、蟻川貢
教育委員会	福島真一	唐沢百松	林芳江、伊能泉三、林重平、宮崎敬太郎
衛生委員会	林芳江	小林烝七	福島真一、原沢軍二、蟻川貢、関權六
林務委員会	綿貫義一	角田恒雄	劔持太郎、吉田重太郎、小池祐八、唐沢百松

②第二期村会　昭和二十六年改選の村議により構成された戦後第二期の村会は、まず五月九日に議長副議長の選出、常置委員の詮衡などを行った。その結果は次の通りだった。

議長　吉田正明（三十七才）第一期に引続いて再任、副議長　松本光太郎（五十八才）新任だった。

常置委員（委員長・副委員長）は次表の通りであった。

委員会名	委員長	副委員長	委員
経済委員会	宮崎敬太郎	小林烝七	福島真一、林芳江、山崎佐太郎、関政良
土木委員会	吉田重太郎	伊能泉三	松本光太郎、関權六、山崎佐太郎、関政良
教育委員会	福島真一	吉田亭一郎	劔持太郎、松本光太郎、伊能泉三、宮崎敬太郎
衛生委員会	林　芳江	野口袈裟次	関權六、小林烝七、唐沢藤吉、本多敏雄
林務委員会	吉田亭一郎	唐沢藤吉	本多敏雄、劔持太郎、吉田重太郎、野口袈裟次

なお全体を掌る議長が総務委員長となっている。

さて二十六年度の村会召集、議員協議会開催等の状況を示すと、

村議会　五月九日、七月十一日、十七日（公平委員選挙）　附金個人別賦課）、二十七年一月二十九日（追加更正予算、基八月十二日、二十六日（小学校舎改築）、十月五日（起債追加　本財産処分）、三月二十六日（村有財産処分）、三月二十九日予算等）、十一月十二日、十二月二十四日（小学校改築経費寄　（二十七年度予算、国民健康保険条例設定）。

三　戦後の産業と経済

1　その概観

(1)　二十年代前半期の動向

終戦後の経済生活のきびしさは、二十一年二月の新円切換を契機に一段と窮屈となったが、物資の欠乏、とくに

食糧不足は地方住民にも戦前にまして敗戦の事実を痛感させた。主食配給の遅れ、闇の売買の日常化もやむをえない状況であった。終戦直後においては生産復興の見透しもなく、農業では何よりも国民食糧の生産を第一目標にして農家に対する食糧供出の強制が課せられた。戦後の町の商業は取扱商品の不足から戦時期に引続いて統制組合ルートによる不可欠な必需物資だけに限定されていた。終戦直後に続く二十年代前半の経済動向から概観してゆく。

①二十二年経済の動き　二十一年二月発表の戦後の経済総合対策も敗戦後という異例の経済状況下では、直ちに復興のきざしを見出しえなかった。一年後の二十二年一月末には日銀発券高は早くも一千億円をこえる膨脹ぶりだった。インフレ状勢のなかで、新年度の四月には郵便電報電話の料金も急上昇した（ハガキ五〇銭、封書一円二〇銭）、散髪料金も大人九円五〇銭にあがった。七月には鉄道運賃が三倍半にも値上げになった。そして二十二年四月には国会はじめ各種地方選挙が一斉に行われ、莫大な人と金の動きによって一段とインフレを深化させた。加えて九月中旬には関東地方を中心に襲来したカザリン台風が各地に甚大な被害を与え、この災害復旧への公共支出によって、さらに戦後のインフレに拍車をかけた。こうして二十二年の暮には日銀券はついに二千億円を突破するに至った。

さてこの年の町の産業動向をみると、一つは戦時から戦後への新しい商業組織の動きがはじまったこと、すなわち町の業種別統制組合が次々に新しい協同組合制度に転換するものが現れた。二つには町の商工会がこの年八月二十七日に創立されたことをあげておく。

二月二十五日食料品が統制組合から協同組合に変った。

十二月十四日町の雑貨統制組合が解散した。

商工会の創立総会には、五、六十名が出席して会長（小池遵正）以下役員が選任された。

ところで、戦後三年目になると業種によっては多少商品の出廻りがみられるようになった。

さらに二十二年になると町の商人たちの税金のことがでてくるが、対税務署との折衝がはじまっている。

②二十三年の経済の動き　前年から胎動してきた新しい戦後商業への転換の動きが、二十三年になるとかなり顕著になる。小池（秀）日記には正月早々からの状勢が述べられている。

一月一日「幾年か統制下にありし商店も大体自由品が増して希望の新年を迎えた」。二日「戦時からは商品の欠乏のため三日間休むようになった。しかし本年は商品も相当まにあうので、九時頃から忙しく夕方まで続いた。特に茶は愈々㊙が撤廃され、自由商品になった。五月十五日からは

県として協定価格で販売されることになった。吾妻東部でも十カ町村の茶業組合が設立された。

この年には、また夏冬きまった大売出しが行われるようになった。七月十日から上ノ丁に夜店が出て賑わった。これは商品が幾分豊かに出廻りだしたためである。

こういう経済状態のなかで、酒、塩、味噌、醤油、砂糖、食用油、乳製品、缶詰等が、町民によって各商店へ自由登録することになった。四月中旬には各商店の登録簿得運動が中々活発に行われた。二十三年の町役場事務報告によって町の各登録小売店舗数は次のようであった。

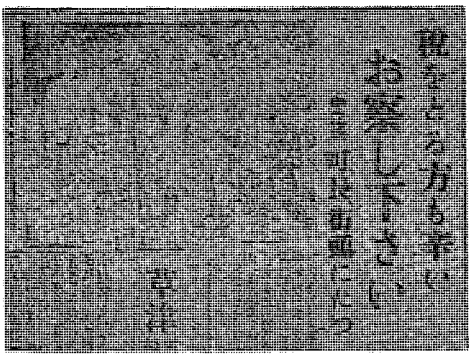
味噌醤油一一、砂糖一七、食用油一二、酒類八、塩一一、乳製品二、添加用砂糖三、加工水産物六、衣料品三、燃料三。

しかし主食の配給制は依然実施されていた。この年一月米の八十日分の配給があった。当時物資不足から長野原線を利用して吾妻にも多勢の「かつぎ屋」が県外から頻繁に出入していた。そのため地元商人らが彼らの濫入に対して、その取締方を警察当局に申入れしている。他方当時は経済警察によって町民の産業活動への監視もきびしかった時期であった。この年の九月一日からは、あらたに取引高税が実施された。そして前年に続いて二十三年も税金問題は町民各層の大きな関心事であった。商人層は減税交渉に忙しかったし、革新派の人々は税金問題では町民税県税国税にむけて活発な動きをしていた。「税不当の是正」を掲げて幾度か町民大会も開催された。

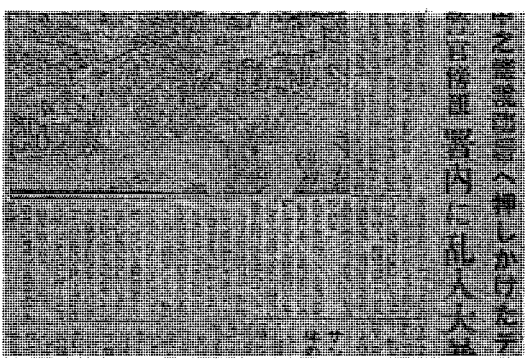
③二十四年の経済の動き　二十四年になると、町の商況は前年よりさらに一段活気をおびてきたが、商人への税金の方は益々きつくなったようだ。まず商況では一月初売から売出しを行い朝から人出が多く中々の景況だった。四月十六日の安市には露店商人がトラックで繰込み町全体に店を張った。夏の祇園市には伊勢森にサーカスが開かれ、町は大変な活況だった。そして十二月の暮市には露店が三百以上店を張りめぐらした。この年もまた町の商人らは引続き税金攻勢で大きくあえいでいた。二十二、三年当時はこのシャープ税制勧告前の旧税制下にあって末端の町の商人たちが税金に一番苦しんだ時期であった。この年は先掲の取引高税法の改正で、毎月の売上高については月々税務署に現金納付することになった。六月は所得税申告期で又々大変苦労した。申告の説明会が度々開催されたり、税金割当協議会もよく開かれた。十月十一月には所得税の決定をめぐり町並では税金話でもちきりだった。とにかく戦後年増しに商況が回復してきた結果、この年七月下旬には大字中之条町の中之丁と下之丁に街灯が十本以上ずつ立って町中が急に明るくなった。

④二十五年の経済の動き　戦後五年をへて一時期を画すとみられたこの年の町の経済の動向は、当時の一般景況を反映して金づまりで不景気だったといえる。正月二日十一日とさ

びしい年初めで、四万温泉なども客が少く閑散だった。この二十五年には早くから三月危機がいわれていた。二、三月は町などの店も全く閑のため家にいたのでは商売もできなくなって、出商いや行商する人たちも多くなった。長野原線の列車もこういう人々でごったがえした時期であった。しかしどこも皆金づまりで売行きが悪くて大変に苦労した。そのため納税も気づかわれ、三月中旬には町役場では納税督励に町長自らも出動してマイクで宣伝し歩くという状況だった。こういうきびしい経済状勢のもとで、到々四月十七日には草津温泉旅館ら、また政党員なども混って地方事務所と税務署等へデモ行進をし、税金問題をめぐって一波乱を生んだ。この事件について、当時新聞記者だった関喜平は、次のように述べている（風雪三十年」二二五～二二九頁）。



中之条町長納税督励のため街頭に立つ
（上毛　昭和25. 3.15）



税務署へ押し寄せたデモ（上毛　昭和25. 4.18）

四月十七日　危機突破郡民大会は中之条駅前広場に開かれた。集まるもの六百人、大会は殺気だっていた。……大会は警察、検察庁、地方事務所、税務署へ抗議文を提出することを決め、直ちにデモ行進に移った。……さらに地方事務所へ殺到、代表は所長室へ押しこみ、清水定雄所長に抗議文を渡しといて、表での大衆広場へ引きだした。トラックのボディに立たせて質問の矢を放った。県民税の割当が不等であるという質問であった。……午後になるとデモ隊は中之条税務署へデモをかけた。矢部忠成署長は二階の事務室で大会選出の交渉委員と会見した。矢部署長は交渉委員の質疑に対して黙否権を使った。……散会は午後六時であった。

(2)　二十年代後半期の動向

前にも述べたように、二十四、五年になると町でも一部には商品も出廻りはじめたし、食糧にしても、部分的には統制解除のものも現われてきて、終戦直後の二～三年頃とは随分変ってきていた。これはこの頃からの世界情勢の変化に伴う国内政治の動きによる点が大きい。とくに二十五年の朝鮮戦争では、日本経済がその特需景気を通じて経済復興の契機をつかみ、これがその後の三十年代の工業化による経済成長の足場になった。また二十四年の総選挙で民主自由党が過半数をしめ政局が安定しはじめてからは、それまでの戦後政策の転換を示す諸法令の改正が実施された。以後二十年代後半はその軌道上を走ることになった。やがて二十六年九月には対日講和条約が締結されて、戦後の占領政治が終り、一応の独立態勢に変った。かくて二十七年（一九五二）以後の動向には、二十年代前半の従来の動向とは大きな違いが現われている。

さてこのような二十年代後半期における人々のこの時期の動向をみてゆこう。すでに間接的には町村政にもこれが反映していたが、何よりも住民の経済と生活のうえに強く反映されていた。旧中之条町ではちょうど小池(遵)町政から福田町政への移行が二十六年五月以後であって、偶々前半期に布石していた町の商工会が新規に改編されて再出発した。他方これも前町長が地元に根をおろした戦後の新金融機関として計画中だった吾妻信用組合が遵正死後の二十六年十月に創立をみた。当時地方経済の状勢も戦後直後の苦窮状況から漸く解放されはじめた時期として、町村民の心



戦後20年代後半漸く回復しはじめた中之条町市日の状景

情も上向き姿勢をみせてきていた。そして戦後の新しい途を探求しつつ、町村経済の再生にも意欲的だった。村では農地解放後の新しい農業の生産経営や農家の生活改善が志向されていたし、町では新しい戦後状勢のもとで、商店工場も新しい再出発を企図していた。中之条駅を中心とした町の都市計画、そのための道路改良、とくに舗装化、煙草収納所や電話局の誘致等々が、有力町議や商工会幹部によって計画された。村では新しい農業団体の農協が中心となって農家の経済基盤の確立や、戦後の住民の厚生福祉が重視され、その立場から国民健康保険組合が新装をもってスタートしていた。そして何よりも戦後は六・三・三制下に子供の教育に対する地方人の関心が昂まり、当初は住民選挙にもとづく教育委員会が構成されたが、やがて町村長の任命制に改正された。戦後に新発足したP・T・A組織は次第に根をおろして、住民たちの教育熱心は戦前期にはみられない戦後町村の特色となった。そして戦後の経済が漸く好転しはじめた後半期になると、新しい国民祝祭日としての子供の日（五月五日）、成人の日（一月十五日）、そして文化の日（十一月三日）などが華々しく祝賀されるようになった。

2　終戦後の農業の動向

戦後の農業生産の具体的様相をみるに当って、まずその構造の主柱として農民と農家及び農地などの動きからみてゆこう。

(1)　農業構造の変貌

農業人口の動き　終戦後の一、二年は疎開、復員、引揚等による転入人口の一時的な激増と、都市産業の解体による帰農人口の増加があったが、また他方では疎開人口の復帰による転出もあって、人口流動が極めて複雑であった。各町村の人口の出入による農業従事人口の動きは中々はげしかった。各町村ごとの調査資料が不十分のため、一部町

村のものによってその状況を示しておく。

中之条町　二十一年四月の農家人口調査から、旧中之条町の農業従事人口をみると、一、八三六人で全農家人口の五一・六％であった。その農業従事状況では、専業者が一、三三八人（三七・六％）、農中心の兼業者は一八〇人、他業中心の兼業者三一八人、併せて兼業的農業従事が農家人口中の約一四％であった。翌二十二年八月の臨時農業センサスによると、農家人口四、二〇〇人で、そのうち自家農業従事者は一、七七五人で、これは全農家人口の四二・三％で、前年にくらべて農業従事人口の比率が一割近く低下していた。二十二年の農業従事を年令階層別にみると、四、五十才代が六四二人（三六・二％）、二十才代後半～三十才代が四四七人、一六～二五才が四〇五人であった。

第10—19表　（昭和22年・沢田村）

		完全就業（専業）	部分就業（兼業）	失業（不就業）	計
農業	実数	2,637	111	2	2,750
	比率	95.9	4.0	0.1	100.0
林業	実数	380	55	4	439
	比率	86.6	12.5	0.9	100.0

昭和22年2月　臨時国勢調査資料による

沢田村　村の事例として沢田村の二十二年二月の臨時国勢調査によって農林業従事状況を第10—19表でみると、農業人口は二、七四八人で、ほとんどが完全就業であった。林業についても四三五人で八七％が完全就業していた。

農家の動き　戦後十ヵ年の農家の動きを、昭和二十二年と二十五年、二十八年をとって、その間の変化を①農家数と②専兼業別農家数でみておく（第10—20表・次頁）。

①**農家数**　沢田・伊参・名久田の三村はともに農家数はふえている。しかし中之条町は十年間に次第に減っている。沢田村は四六戸、伊参村は三戸、名久田村は二五戸ふえている。中之条町では九七戸も減少している。

②**兼業化**　まず二二～二五年の動きをみると、四ヵ町村とも専業農家が減少

第10—20表　専兼業別農家数の推移（昭和20年代・1町3カ村）

		専　業	第1種兼業	第2種兼業	計
中之条町	昭和22	203(30.8)	255(38.7)	201(30.5)	659 (100.0)
	〃 25	178(30.5)	261(44.7)	145(24.8)	584 (100.0)
	〃 28	237(42.2)	206(36.7)	119(21.1)	562 (100.0)
沢田村	昭和22	311(42.4)	369(50.2)	55(7.4)	735 (100.0)
	〃 25	300(38.8)	346(44.8)	127(16.4)	773 (100.0)
	〃 28	332(42.5)	374(47.9)	75(9.6)	781 (100.0)
伊参村	昭和22	193(39.8)	265(54.6)	27(5.6)	485 (100.0)
	〃 25	167(34.1)	294(60.0)	29(5.9)	490 (100.0)
	〃 28	228(44.4)	234(48.7)	26(6.9)	488 (100.0)
名久田村	昭和22	234(45.4)	243(47.2)	38(7.4)	515 (100.0)
	〃 25	171(32.3)	267(50.5)	91(17.2)	529 (100.0)
	〃 28	300(55.6)	202(37.4)	38(7.0)	540 (100.0)

（資料）　昭和22.8.1臨時農業センサス，昭25.2.1世界農業センサス，昭28.8.1夏期調査，（　）内数字は％

して兼業農家がふえているが、中之条町と伊参村では一種兼業化、沢田村と名久田村は二種兼業化への趨勢であった。（名久田村の場合は一種兼業化への動きもあった。）二五～二八年の動きをみると、二十五年までとちがって四カ町村とともに専業農家が大きくふえ、二種兼業農家が減少している。二十八年には三カ村の二種兼業農家は、いずれも全農家の一割以下になった。各町村の専業農家率は、名久田村の五六％を筆頭に、伊参村四四％、沢田村四三％、中之条町も四二％であった。沢田、伊参両村は一種兼業農家が四八～四九％で最も多かった。中之条町では町部として他の三村に比して二種兼業農家が多く、その比率も二割をこえていた。

農地の動き

耕地面積の動き　まず二十二年と二十五年における田畑別の耕地面積の動きを第10—21表（次頁）に示す。全耕地面積の動きを町村別にみると、面積のふえたのは名久田村と沢田村である。逆に減ったのは伊参村と中之条町である。これを田畑別でみると、田では名久田村は

第10—21表　田畑別耕地面積（1町3カ村）

		田	畑	樹園地	計
		町反	町反		町反
中之条町	昭 22	128.5	238.8		367.3
	〃 25	130.4	233.2 152.6	80.6	363.6
沢田村	昭 22	84.3	491.2		575.5
	〃 25	88.0	494.0 359.7	134.3	582.0
伊参村	昭 22	96.0	337.3		433.3
	〃 25	109.9	291.8 205.9	85.9	401.7
名久田村	昭 22	110.4	250.4		360.8
	〃 25	92.9	339.0 216.4	122.6	431.9

（資料）　前表に同じ

減少、他の三町村はいずれも増えている。名久田村では畑が相当増えているのが特徴である。伊参村は逆に畑が相当減少している。沢田村では田畑ともに僅かだが増加している。なお二十五年（一九五〇）における各町村の一農家平均耕地面積は、中之条町六反二畝、沢田村七反五畝、伊参村、名久田村は八反二畝であった。

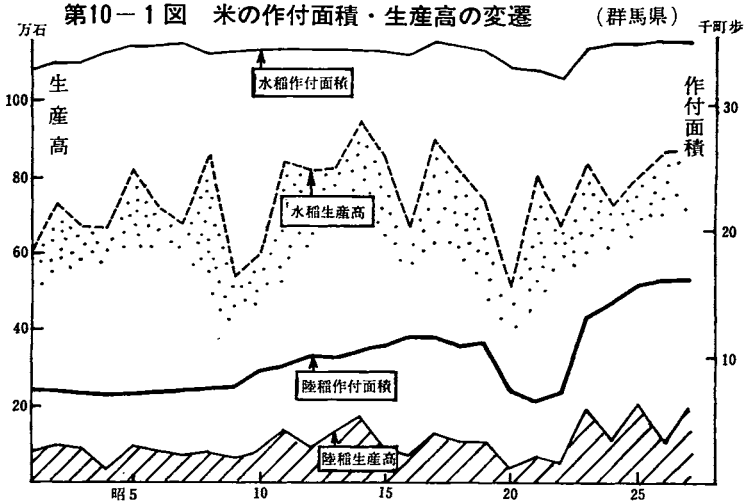
(2)　二十年代の農業生産

戦時期から戦後三〜四年間にわたっては、農業生産においても、種々の悪条件のもとで生産は沈滞し続けた。

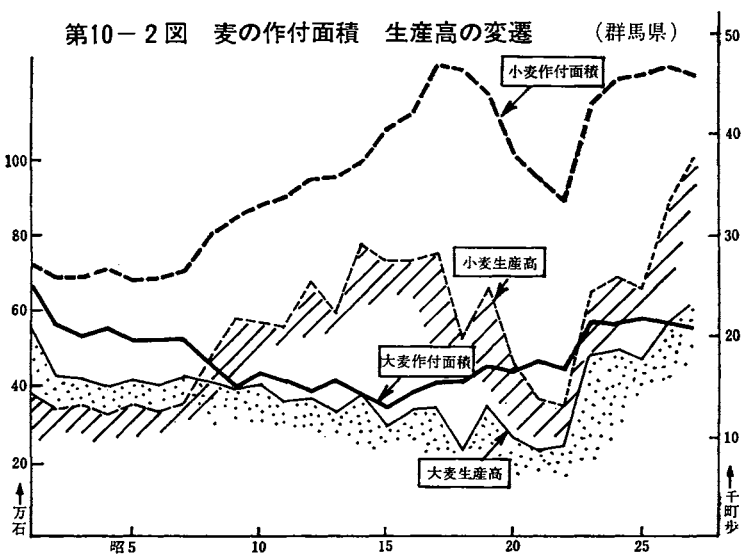
米麦　いま昭和一四から二、三年間の群馬県の米麦の作付面積と実収高の推移を図示しておく(次頁・第10—1図・第10—2図)。米麦ともに作付では大きな変動はみられなかったが、実収高では米の場合が十七年以後の急激な生産低下が著しく、終戦の二十年を底に戦後再び上昇に転ずる趨勢が察知される。麦作では十九年以降、二〇、二一年が最低になり、二二年から再び収量の増加をたどりはじめた。

さてわが中之条地方の米麦生産について、旧中之条町と伊参村の戦後直後の実収高を第10—22表（三三九頁）に示

第10－1図　米の作付面積・生産高の変遷　（群馬県）



第10－2図　麦の作付面積　生産高の変遷　（群馬県）



す。米作は戦後年々上向いているが、麦作はまだ停滞状態であったことが察せられる。つぎに中之条町の米麦の作付面積、反当収穫高を次表にあげておく。

	作付面積			反当り収穫高		
	昭和二〇年	二二年	二三年	昭和二〇年	二二年	二三年
水稲	一二六、八町反	一二五、二町反	一二三、一町反	一、七、六、一石斗升合	二、二、五、〇石合	二、三、二、〇石合
陸稲	一二、五	一二、〇	一三、六	三、八、八	六、八、三	八、五、五
大麦	七〇、六	六六、〇	（二一年）七二、八	一、三、三、九	一、四、〇、六	（二一年）一、四、〇、〇
小麦	七五、一	七〇、三	（二一年）八一、一	一、〇、六、一	九、三、五	（二一年）八、五、八

米作では作付面積は、ほとんどふえていないが、収穫高は上昇していたので、反収は相当伸びていた。麦作の方は、作付面積が一進一退で、反当収量もまたさほどの伸長もなかった。小麦はむしろ減少傾向であった。

ところで二十年代後半期の米麦作の生産状況はどうなったか。中之条町の二七、二八年の生産状況を第10—23表（次頁）でみると、米作では実収高反当収量ともに、前表にみる二十二、三年と余り変らない。年による生産の振幅がはげしい。麦作では大麦、小麦ともに反当収量が前半期に比して相当伸びていた。

つぎに二十九年における四ヵ町村の米麦作の生産状況を第10—24表（三四〇頁）から検討してみよう。水稲では作付面積、実収高及び反収ともに中之条町と名久田村が他村よりも多く、麦作では沢田村が他町村より一番多かった。反収においては作付面積の比較的少なかった中之条町が最もたかかったことも注目してよい。ここで当時の主要農作物だった甘藷、馬鈴薯について、四ヵ町村の二十九年における作付面積、実収高をあげておく（第10—25表・三四一頁）。

第10—22表　終戦直後の米麦作の実収高

		米作		麦作	
		水稲	陸稲	大麦	小麦
		石	石	石	石
中之条町	昭和20	2,233	36	945	797
	〃 21	2,880	83	1,019	696
	〃 22	2,817	82	928	657
	〃 23	2,939	115	994	—
伊参村	昭和20	1,227	51	737	983
	〃 21	1,841	112	503	444
	〃 22	1,709	105	516	421
	〃 26	1,820	244	526	790

（資料）　中之条町，伊参村，各年次役場事務報告

第10—23表　米麦作の生産状況（中之条町）

		作付面積	実収高	反当収量
		町反	石	石斗升合
水稲	昭 27	122.4	2,824	2.3.0.7
	〃 28	122.4	1,014	8.2.9
陸稲	昭 27	20.9	248	1.1.8.7
	〃 28	19.9	81	4.0.7
大麦	昭 27	56.5	1,343	2.3.7.6
	〃 28	54.6	825	1.5.1.1
小麦	昭 27	61.4	987	1.6.0.7
	〃 28	61.0	682	1.1.1.8

（資料）　中之条町農林統計報告綴による。

第10—24表　米麦作の生産状況（昭和29年）

		作付面積	反　収	推定実収高
		町反	石斗升合	石
水　稲	中之条町	124.2	2.2.7.8	2,829
	沢田村	96.8	1.9.5.9	1,896
	伊参村	95.9	1.9.4.1	1,861
	名久田村	107.8	2.2.1.8	2,391
陸　稲	中之条町	31.8	7.3.5	233
	沢田村	56.8	6.6.5	373
	伊参村	47.6	6.6.2	313
	名久田村	24.0	6.7.1	160
大　麦	中之条町	77.1	2.8.6.3	2,207
	沢田村	124.9	2.6.1.8	3,270
	伊参村	73.2	2.5.4.0	1,859
	名久田村	76.9	2.7.2.6	2,096
小　麦	之中条町	96.3	1.9.6.4	1,891
	沢田村	148.7	1.7.2.0	2,558
	伊参村	111.4	1.7.1.4	1,909
	名久田村	85.9	1.8.8.8	1,596

（資料）　昭和29年、群馬農林統計年報より

第10—26表　主要作物の生産者数（昭和24年）（中之条町）

農作物種目	生産者数
水稲	445
陸稲	426
大麦	569
小麦	564
とうもろこし未成熟	404
大豆	534
小豆	408
さつまいも	569
じゃがいも	571
さといも	487
ほうれんそう	281
大根	554
ごぼう	415
にんじん	391
きゅうり	378
なす	429
あわ	167
ねぎ	393
結球白菜	198
キャベツ	97
きび	95
そば	39
うめ	194
りんご	38(集団)
ごま	135
かぼちゃ	29

（注）　1反以上の農家（昭和25.2.1現在調査・世界農業センサスによる）



田圃のしろかき（名久田村大字平）

第10—25表　甘藷・馬鈴薯（昭和29年）

		作付面積	推定実収高
		町反	貫
甘藷	中之条町	21.0	74,156
	沢田村	28.5	87,806
	伊参村	20.9	64,398
	名久田村	18.9	62,963
馬鈴薯	中之条町	20.8	68,640
	沢田村	32.3	103,037
	伊参村	18.1	51,585
	名久田村	15.8	46,926

（資料）　前表に同じ

さらに食糧不足の二十年代（二十四年）において、旧中之条町民が作っていた農作物は実に八十種類に近かった。いま主な作物の生産者数をあげておこう（第10―26表）（前頁）

畜産　戦後二十年代の畜産飼育数を三ヵ町村について第10―27表に示す。当時は食糧作物の生産と供出に専念していた時期であった。畜産も戦前からの継続で、農家の本格的な生産経営に取組むものもなかった。まだ馬の飼育戸数も相当多かったが、三十年近くになると次第に少くなっていった。和牛飼育農家はかなりあったが、乳牛は当時はまだ非常に少なかった時期である。

ここで二十五年～二十八年頃の名久田村の畜牛事情について、吉田仁一（元名久田村農協参事）は次のように語っている。

村には役牛として飼育されていたものが二五〇頭以上ありましたが、農機具の普及によって一変し、その殆んど全部が肉牛飼育になりました。乳牛は、村内各所で飼育されはじめたのは、二十五年で、その年県経済連の斡旋で二十二頭導入した。平が吉田賢吉外六戸、横尾が関真次郎外六戸、大塚が田村延次郎外九戸、以前からの飼育農家と併せて、一挙に二十五戸になった。第二次導入は、大塚の大原（集団入植地）の開拓農家で斎藤鉄太郎外五名でした。吉田恒四郎（大塚）と吉田賢吉（平）の両氏が先頭にたって改良牧野組合を結成し、牧野面

第10―27表　畜産飼育状況（3ヵ町村）

	伊参村		名久田村		中之条町	
	昭和24年	〃 26年	昭和26年	〃 29年	昭和24年	〃 27年
乳牛	10	2		41	21	6
役肉牛（和牛）	39	100	162	262	91	12
豚	47	78	68	110	139	369
山羊	217	167	238	271	235	109
緬羊	124	144	101	130	66	18
馬	225	215	158	118	97	5
にわとり	565	718	798	1,565	1,025	—

（資料）　各町村各年次事務報告，中之条町・名久田村農林報告綴による

積十三町四反歩に五割の国庫補助金を受け、草種改良を実施した（二十五年）。当時の小林正太郎村長は小林鷹一助役と協議し、農協と協力して、自給肥料の増産を目途に、無畜農家の解消と堆廐肥の増産を奨励、その施策として和牛、山羊、家兎の飼育、採草地の整備、オーチャード、レッドクローバー等の飼育作物の種子を各戸に無償配布し、これを水田の畦畔にまいて……イタチハギの植栽等に努めた。肉牛の導入については、伊参農協組合長の田村武一朗氏と同行し、和牛牝二〇頭を購入した。また勧業主任の吉田明春君と鳥取県まで出向いて、優良牛の買入れに努力した。

つぎに沢田村については、二十七年農業振興計画や二十八年凶作対策委員会内の経営改善部会等でも有畜農業経営が大きくとりあげられていた。二十八年の経営改善部会の有畜農業をみると、沢田農協として当時からこれを重視していたことが知られる。

酪農、養蚕、養鶏、養豚緬山羊の四組合を統合し強化拡大をはかる。酪農では基礎牛、養豚、養鶏、緬羊、山羊では種牝牡、種母鶏の更新、技術員に酪農を主とするもの一名設置……

すでに二十三年養豚組合が設立され、引続いて緬羊養鶏そして酪農の各組合が結成され、調査研究も次第に盛んになり、逐年飼育数も増加していた。二十九年一月には村内機関や畜産組合によって畜産振興協議会が設立された。会長町田浩蔵、副会長折田卓一、宮崎太一郎が就任した。参加団体とその代表（委員）をあげると次のとおりであった。

役場　村長　宮崎弘、農業委員会　町田浩蔵、経済委員会　田村七平。農協　組合長　折田卓一、副組合長　山田正治。養豚組合　斎藤伝恵、黒崎茂、安原登。養鶏組合　宮崎愛一郎、唐沢友重、佐藤耕太郎。酪農研究会　宮崎太一郎、田村佑平、町田久男。山緬羊組合　宮崎利蔵、石田高蔵、一場豊作。

林業　戦時から戦後にかけて山林は伐採が相次ぎ濫伐におち入った。その上植林も進捗しなかったために山林の荒廃は甚だしかった。戦後には前述のように各町村とも新制中学の建築はじめ旧小学校の改築等が行われ、どの町村も窮迫財政下にその財源捻出のためには四苦八苦した。わが四ヵ町村もそれぞれ基本財産の立木売却、国有林の払下げ

等がなされた。こういう状況下では戦後六、七年間にわたっては一般に山林や林業をかえりみる余裕さえなかったといってもよかった。中学の新築も終り村民の食糧供出から解放されるようになる三十年近くになると、漸く林業振興にも心をむけるようになった。国の指導もこの頃から林業指導に意を用いてきた。昭和二十八年に名久田村が林業経営指導村に指定された。その概要を簡述しておく。

集約的に林業技術を導入して、収益性の高い合理的な林業経営を実施し、その効果を把握せしめ、かかる村を核心として、広く林業技術の普及徹底を図るを目的とした。これは国の施策として群馬県では名久田村が指定され、この経営指導村に対しては、普及活動の拠点として県はかなりの積極的働きかけを行なった。担当の専門普及員（小日向勇、矢代孝作、山田喜太郎）は夫々の分野から調査指導をした。経営指導村は其後に林業技術普及モデル村と呼称が変わり、更に三十二年よりは濃密普及地区へと移っていった。はじめ二十六年春に重点普及事業と普及計画が指示されてきたが、これによって二十八年春には経営指導村に指定された。

昭和二十五年を迎えて吾妻地方事務所林業課は、次のような林業計画を示していたことが報ぜられている（「上毛新聞」二五年一月四日付）。

三万二千町歩の民有地の林業者を指導協力、積極的に林業改良にのり出す。まず用材産出は約十万石（百町）、県下第一を誇る木炭三五〇万貫（県下の約三割）、薪十六万総称石（二百万束）、ガス薪一二〇万貫、植林は県造林、水源涵養造林を含めて五五〇万町歩の大規模なものである。そのうえ特殊林産として栗、ウルシ、楮の植付け、椎茸二〇万本の栽培、クルミの育苗、ワサビ田五町歩の設備、夜陰樹の植樹による採草地の改良などが計画されている。

製炭　戦時から戦後にわたっては燃料需要から薪炭の増産が要請された。終戦の年の三十年四月～十二月までの吾妻郡の薪供出割当は三十万束だったが、これに対して四十六万束（一五九％）の生産成績をあげた。二十年十二月二十九日の上毛新聞によると、中之条営林署は年末年始も返上して薪炭増産計画に敢闘している記事が掲載されている。

四万渋砥泉、大岩松谷矢竹の五事業場は全力をあげて薪炭生産にあたりどうやら今月の割当も戦い取ったこのような終戦直後の製炭状況を、大岩部落（県下一の割当十八万俵）での現地座談会を通してみよう（上毛新聞、二一年三月七日付）。

木炭増産を阻害しているものとして、第一が税金だという。吾妻では一人月平均六十俵がやっと、一俵一二六円、その中から四十円の所得税標準をみられたのでは、とても赤字で引合わないという。第二が規格の改正で検査が厳正になり生産が二割五分は確実に減少するという……第三は原木の問題で、年々山奥に追われている原木の集材難のほか、第四は採算不能となるやいち早く企業製炭、自家用製炭者が姿を消してしまうことだ

なお沢田村反下部落の永宝年代記から、二十年代前半の製炭関係の記録を拾ってみると、

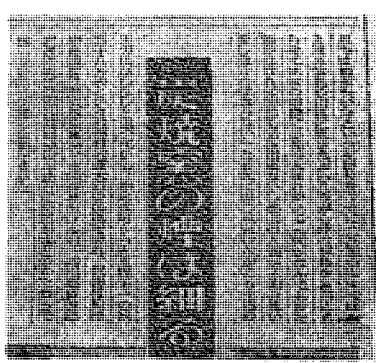
二十二年　木炭㊍生産価格一俵　黒　五十五円、白　六十円　闇値倍額、二十三年　炭価ノ公定改正、黒雑　百六円、白雑　百四十円、二十四年十一月ヨリ木炭ノ規格改正アリ。角俵再出現、薪ハ全面的ニ統制解除サル。二十五年木炭　一俵二百円以上ナルモ事業税所得税等ニテ一般ニ経済的ニ苦シム。

ここで戦後の二十年代における各農協の木炭取扱高をあげておく。（各農協からの報告による）。

沢田農協

年度	取扱数量	年度	取扱数量
二三年度	五五、〇〇〇俵	二七年度	三四、〇〇〇俵
二四年度	四五、〇〇〇	二八年度	四一、〇〇〇
二五年度	五七、〇〇〇		
二六年度	三八、〇〇〇	二九年度	四三、〇〇〇

注　村内木炭生産額は農協取扱量の倍量と推定される。



沢田村大岩にて木炭生産についての座談会（昭和21.3.7上毛新聞）

伊参農協

年度	取扱数量
二七年度	二三、〇〇四俵
二八年度	二八、〇九二
二九年度	一八、六七三

名久田農協

年度	取扱量
二七年度	二三、八〇〇俵
二八年度	二八、八〇〇
二九年度	二〇、七〇〇

養蚕繭の生産　戦時中に養蚕繭の生産は労力不足などで年々低下して、とくに終戦の二十年には著しい減少をきたしたが、終戦後の二十年代にはどうなったか。

二十年代前半期の養蚕　中之条町のものを第10—28表、伊参村のものを第10—29表（次頁）に示す。①**中之条町**　飼育戸数は春蚕夏秋蚕ともに年々ふえていったが、掃立卵量と収繭量は年によって増減のゆれがあった。②**伊参村**　収繭量の動きからみると、戦後の二、三年間では二十一年がよく、戦時中最も悪かった二〇年より急増している。二二、二三年は稍々減退していた。しかし二四～二五年と引続いてよく、飼育戸数掃立卵量もふえて、収繭量は急速に増大している。ここで二十二年における四ヵ町村の養蚕状況を第10—30表に示し

第10—28表　養蚕の状況（20年代前半・中之条町）

		飼育戸数	掃立卵量	収繭量
		戸	g	貫
春蚕	昭21	184	4,610	2,846
	22	179	4,310	3,037
	23	186	4,365	3,115
	25	190	4,035	2,512
夏秋蚕	昭21	229	6,744	3,499
	22	224	5,100	3,011
	23	237	5,940	3,998
	25	228	4,948	2,613

（資料）　昭21・22・23年は町役場事務報告・昭25年は1950世界農業センサス基本調査表による

第10—29表　養蚕の収繭量（20年代前半・伊参村）

		上繭	玉繭	屑繭	計
		貫	貫	貫	貫
春蚕	昭21	3,832	132	424	4,388
	22	3,826	76	575	4,487
	23	4,924	58	685	5,667
	24	5,686	80	500	6,266
	25	6,172	200	600	6,972
夏秋蚕	昭21	5,287	217	437	5,941
	22	4,082	133	479	4,694
	23	5,006	199	788	5,993
	24	5,360	428	540	6,328
	25	4,630 1,726	318 100	488 188	5,436 2,014

（資料）　各年次の役場事務報告による。
25年上欄は夏秋蚕　下欄は晩秋蚕

ておく（次頁）。四町村のうち養蚕戸数、掃立卵量及び収繭量の一番多いのは沢田村であった。ついで伊参村、名久田村で、旧中之条町が一番少なかった。各町村別の一戸当収繭量では、春蚕は中之条町の一六貫九六六匁で一番よく、夏秋蚕では名久田村が一七貫九四〇匁で一番よかった。

二十年代後半期の養蚕について、二十八年の状況を第10—31表（次頁）に掲げる。前表の二十二年と比較すると、四ヵ町村とも春蚕、夏秋蚕ともに飼育戸数、掃立卵量、そして収繭量が増加伸長している。とくに三ヵ村がいづれも著しい伸びを示しているのが注目される。この年の四ヵ町村の桑園面積をみると、中之条町、七〇・九町、沢田村一五五・五町、伊参村一一〇町、名久田村八九・二町であった。

二十四年当時、名久田村では農業振興計画の中で、養蚕に関しては次のように述べている。

戦時中、主食の大量不足を賄ふため桑樹の強制掘取りを実施しましたので桑園面積は戦前の五分の一となって

第10—30表　昭和22年の養蚕状況（4カ町村）

		養蚕戸数	掃立卵量	上　繭	玉　繭	屑　繭	計
		戸	g	貫	貫	貫	貫
春蚕	中之条町	179	4,310	2,484	101	452	3,037
	沢田村	405	10,950	4,990	137	847	5,974
	伊参村	277	7,535	3,836	76	575	4,487
	名久田村	263	6,850	3,324	133	400	3,857
夏秋蚕	中之条町	224	5,100	2,541	113	357	3,011
	沢田村	439	10,350	4,702	187	731	5,620
	伊参村	328	6,990	4,082	133	479	4,694
	名久田村	215	6,910	3,310	126	421	3,857

資料　昭和22年群馬県統計書による

第10—31表　昭和28年の養蚕状況（4カ町村）

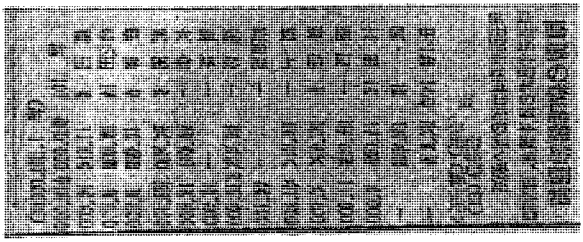
		養蚕戸数	掃立卵量	上　繭	玉　繭	屑　繭	計
春蚕	中之条町	203	4,835	3,861	150	357	4,368
	沢田村	438	9,879	7,396	208	750	9,745
	伊参村	320	7,688	5,919	293	591	7,662
	名久田村	339	7,090	5,728	321	485	6,899
夏秋蚕	中之条町	278	7,800	4,637	236	350	5,223
	沢田村	556	12,335	8,287	210	825	9,332
	伊参村	398	9,705	6,211	162	603	6,976
	名久田村	393	8,459	5,131	262	446	5,839

（資料）　昭和30年刊群馬県統計年鑑による

いますが、村では繭収入がなんといっても第一位です。この立派な生活資源確保策として、先づ第一に老朽桑園の若返り策を講じ、徐々に桑園面積増加を企図しております。

(3)　戦後二十年代の食糧供出

終戦の二十年には前述のように米は非常に不作で、平年の七〇%にすぎず、麦もまた悪かったので、県も供出完遂のために各種の対策を講じた。二十一年二月には食糧緊急措置令を制定して強権供出の途を開いた。八月には食糧調整委員会が町村に設置され、供出割当は委員会の議決を要した。二十一年は幸いにして産米は前年に比して好かったので、供出割当は軽減されたが、供出量は中々きびしかったという。県は諸類の代替一〇%以内を認め、辛うじて割当完納ができた。しかし当時県民の食生活は窮乏におちいり、闇値は暴騰して人々の生活をおびやかし、人心の不安は甚しかった。翌二十二年には七月、政府は第二次食糧緊急対策を決定し、国内食糧の総供出の確保のために、麦馬鈴薯の早期供出、肥料とのリンク制、報酬物資の特配等の手段を講じて、その確保に努めた。この年九月にはキャ



吾妻郡各町村の麦・馬鈴薯の供出割当きまる
（昭和22. 7.11上毛新聞）



戦後の食糧供出風景

サリン台風による大水害を蒙り、これが供出割当に大きく影響して難航を極めた。そして二十三年には五月の大雹害、九月アイオン台風によって米麦ともに大減収の年であった。緊迫した二十三年の食糧情勢も占領軍の好意等もあって、漸くきりぬけた。こうして戦後も四年目の二十四年になって食料事情も好転のきざしがでた。この年食糧確保臨時措置法の公布や供出完了後の麦いも類の自由販売を認めるようになった。こうして二十五年三月には全面的に統制を廃止することになった。以上終戦後五カ年間の食糧事情について述べたが、「現代群馬県政

第10—32表　各農産物の供出状況（昭23・24・25，伊参村）

		麦類	馬鈴薯	米雑穀	甘藷	菜種
昭和23年	作付面積	1,590反	250反 30反	1,780反	265反	—
	生産高	990.5石	74,835貫 7,650貫	2,601石	90,504貫	—
	供出割当量	273石	31,277貫 5,354	630石	11,633貫	—
	補正割当量	150石	—	570石	8,318貫	—
昭和24年	作付面積	1,403	291反	2,572反	250反	2反
	生産高	944	100,538貫	2,965石	83,787貫	0.67石
	供出割当量	234	38,026貫	639石	19,079貫	0.66石
	補正割当量	214	36,758貫	576石	17,929貫	—
昭和25年	作付面積	1,476反	—	2,623反	—	3反
	生産高	1,319石	—	3,023石	—	1.7石
	供出割当量	228石	—	603石	—	0.75石
	補正割当量	263石	—	629石	—	0.53石
昭24	供出実績	385石	42,685貫	635石	8,484貫	1石
〃25	供出実績	276石	—	634石	—	0.78石

昭23年馬鈴薯作付・生産高供出割当量の上欄食用、下欄種用

（資料）　伊参村役場各年次事務報告による

史」（七九九～八〇二頁）によった。

つぎに、中之条地方の食糧供出の実情をみておく。資料の関係によって伊参村と名久田村について述べておく。

伊参村　まず昭和二三～二五年における米麦雑穀、甘藷馬鈴薯など食料生産物の供出状況を第10―32表（前頁）に示す。

事前割当率は年々さがっていた。麦は二七・五%から二三・五%、一七・三%へ、米雑穀は二四・二%から二一・六%、一九・九%へと低減していった。馬鈴薯も二十三年の四一・八%から二十四年の二七、八%と事前割当率が低減している。そしていも類は二十五年産より、冬雑穀は二十五年九月からそれぞれ統制が撤廃された。二十六年には主要食糧の事前割当方式は改正された。二十六年麦からは部落別に生産目標を指示する方式になった。

註　二十三年産米甘藷の政府買入割当方針によると、各農家は県の割当面積（二十二年臨農センサスによる）をもとに、見込の作付面積、収穫高がきめられる。これに飯米保有量、飼料保有量、種子保有量、さらに経営規模別人口、頭数等が勘案されて個々の農家の割当高が決められる。参考に農家の年間保有基準量を示すと、総合保有では、一～八才一日二合、年間七斗三升、八～一五才一日三合五勺、年間一石二斗七升七合、十六才以上一日四・六合、年間一石六斗七升九合、うち米雑穀保有はその七二%とされていた。

名久田村については、二四、五年の農業調整委員会関係書類（福島真一所有）が整備されていて、その詳細がわかる。まず二十四年産の米、甘藷馬鈴薯の各組合別の供出割当数量（三月二十日委員会決定）を第10―33表（次頁）でみよう。

註　三月二十日の米の決定供出量はその後二五年一月七日補正割当される。かくて全村で四九四・三〇石が四四六・〇〇石（四八・三〇石減）、甘藷では全村で二七、八六九貫から、二六、一一八貫に補正された（一、七五一貫減）。馬鈴薯は、全村で四、二〇八貫から、三六、六六〇貫に補正された（四、四四八貫減）。

つぎに二十五年産米穀の各組合別割当数量を第10―34表（次頁）に示しておく。

第10—34表　25年産米の組合別供出割当状況（25年・名久田村）

組合別	事前割当量	超過供出割当量	確保数量
	石升	石升	石升
宇妻	30.43	1.46	31.24
戌申	39.42	2.05	30.40
柳田	31.87	1.91	32.75
下平	9.40	90	10.15
二日市	3.91	83	4.59
第5区	53.95	2.85	54.90
中横尾	78.51	3.82	78.78
第7区	89.04	3.31	89.57
高津	17.27	1.69	18.08
長久保	17.14	1.67	18.42
大塚	29.36	3.29	30.72
東大塚	43.17	2.88	44.79
共栄	37.90	2.60	39.85
下赤坂	19.04	2.34	20.60
中赤坂	17.04	2.07	18.71
上赤坂	24.35	2.21	24.30
栃窪	4.73	1.11	5.68
計	石升 536.53	石升 37.00	石升 553.53

（資料）　前表に同じ

第10—33表　米・甘藷・馬鈴薯の組合別決定供出量（昭和24年・名久田村）

組合別	米穀	甘藷	馬鈴薯
	石	貫	貫
宇妻	26.05	1,474	1,825
戌申	28.26	939	1,093
柳田	28.98	1,200	1,845
下平	10.61	1,051	1,611
二日市	1.32	1,000	1,854
第4区	45.44	1,319	2,606
第5区	71.40	2,000	3,624
第6区	74.43	766	1,852
高津	13.58	1,418	2,482
長久保	19.12	2,816	3,428
大塚	31.72	3,000	3,457
東大塚	49.35	2,533	3,253
共栄	36.12	1,846	3,679
下赤坂	20.43	2,107	3,682
中赤坂	19.54	1,629	1,652
上赤坂	14.21	1,568	1,184
栃窪	3.69	1,200	1,981
計	494.27	27,869	41,108

（資料）　農地調整委員会書類綴による。

決定供出量は事前供出量である。

第10—35表　昭和24・25年の麦類政府買入割当表（4カ町村）

		生産割当数量		農家保有量		政府買入割当数量	
		㊨キログラム	㊞米石	㊨キログラム	㊞米石	㊨キログラム	㊞米石
中之条町	昭 24		1,210		901		287
	25	237,150	1,581	180,450	1,203	46,050	307
沢田村	昭 24		1,639		1,102		482
	25	329,250	2,195	241,500	1,610	66,000	440
伊参村	昭 24		994		742		234
	25	197,850	1,319	153,300	1,022	34,200	228
名久田村	昭 24		1,051		770		261
	25	206,250	1,375	163,950	1,093	35,400	236

米石1石ハ、150kgトスル。米1升ハ400又平均（資料）前表に同じ

第10—36表　昭和25年産麦類供出割当量（4カ町村）

	事前割当量		補正供出割当量		超過供出割当量	
	㊨キログラム	㊞米石	㊨キログラム	㊞米石	㊨キログラム	㊞米石
中之条町	46,050	307	42,600	284	10,650	71
沢田村	66,000	440	60,000	400	15,150	100
伊参村	34,200	228	31,650	211	7,800	52
名久田村	35,400	236	32,700	218	8,100	54

（資料）　前表に同じ

註　確保数量とは事前割当量から補正量を減石し、これに超　過供出量を加算したもの

ここで四ヵ町村の二四、五年の麦類供出関係の資料として第10―35表と第10―36表とを前頁に示しておく。

註　第10―35表右欄政府買入割当量（二五年）と第10―36表　の事前割当量とは同じである。

二十六年になると、三月に食糧確保臨時措置法にかわって食管法による政府買入政令になった。二十七年には六月から麦の供出配給制度が廃止され、買入売渡制度になり（一定価格による無制限買入）、またこの年特別集荷制（指定業者による）も実施された。二十六年産米・麦類の政府買入の生産者価格を示しておく。

	量目	包装	1等	2等	3等	4等	5等
玄米	六〇キロ	新複	二、九五七円	二、九二二円	二、八六二円	二、八〇二円	二、六五二円
		古複	二、九四一	二、九〇六	二、八四六	二、七八六	二、六三六
籾	四四キロ	新複	一、七二三	一、六六八	—	—	—
		古複	一、七〇七	一、六五二	—	—	—

反当り7,030円

二六年十二月十八日附、農林省物価庁告示第十号による

一キロ当りでは、玄米一等四八円四五銭、二等四七円八六銭、三等四六円八六銭、四等四五円八六銭、五等四三円三六銭。

籾一等三七円一七銭、二等三五円九五銭、

大麦	量目	銘柄	一等	二等	三等	四等
二五、五キロ	一類	一、五五九円	一、五三六円	一、四八九円	一、四〇八円
	万力	一、六〇六	一、五七二	一、五三六	一、四五三

26年8月1日物価庁告示第32号

小麦				
六〇キロ				
普通				
其他	一、九〇九	一、八八四	一、八五四	一、七九九
一、八二九円	一、八〇四円	一、七七四円	一、七一九円	

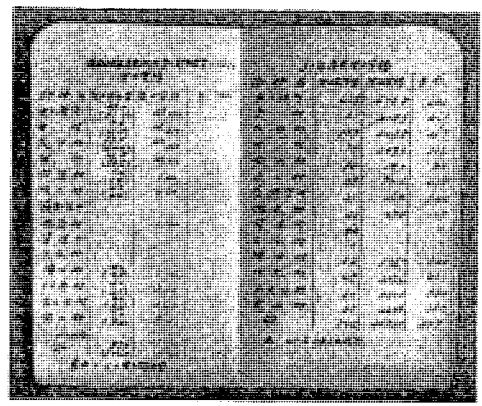
昭和二十七年産米の政府買入価格は、一キロ当り、玄米、一等五一円五八銭、二等五一円、三等五〇円、四等四九円、五等四六円五十銭。籾一等三八円六一銭、二等三七円三八銭であった。

註　叙上の二十六、七年政府買入価格の資料は、名久田村横尾山田富次（当時吾妻地方事務所経済課勤務）の備忘録ノートによった。

第10—37表　産米供出割当政府買入割当量
（4ヵ町村・昭26～29年）

		産米（水稲＋陸稲）			農家飯用保有量	供出割当量（政府買入割当）
		作付面積	反収	生産量		
		町反	石合	石	石	石
昭和26年	中之条町	164.0	1,912	3,118	2,601	470
	沢田村	154.0	1,395	2,127	1,912	155
	伊参村	152.8	1,390	2,105	1,921	136
	名久田村	131.8	1,877	2,463	2,200	210
27年	中之条町	149.6	2,056	3,076	2,781	236(30)
	沢田村	133.7	1,573	2,103	2,000	52(7)
	伊参村	140.1	1,542	2,161	2,061	48(6)
	名久田村	121.4	2,055	2,495	2,384	60(8)
28年	中之条町	152.4	1,232	1,877	1,799	260
	沢田村	142.7	837	1,194	1,144	40
	伊参村	138.7	826	1,145	1,100	30
	名久田村	130.3	1,035	1,349	1,305	44
29年	中之条町	144.9	1,977	2,865	2,719	121(118)
	沢田村	144.4	1,412	2,037	1,962	35(34)
	伊参村	134.1	1,469	1,970	1,906	25(25)
	名久田村	127.1	1,886	2,398	2,315	48(47)

（資料）　名久田村山田富次の備忘録による
供出割当量欄27年の（　）内数字は超過要請費、29年の（　）内数字は補正減額後の数量を示す



山田富次（名久田村横尾）の備忘録

第10—38表　4ヵ町村の生産消費世帯人口

（昭和26年）

	総人口	生産世帯人口	消費世帯人口	消費世帯数
中之条町	9,281	4,200	5,081	1,109
沢田村	7,252	4,971	2,281	452
伊参村	3,254	3,045	209	57
名久田村	3,704	3,287	417	117
吾妻郡	89,941	57,557	32,384	6,951

（昭26年8月末現在）

（資料）　山田富次備忘録による

ここで二六～二九年におけるわが四ヵ町村の産米供出割当量（政府買入割当量）を第10—37表を前頁に掲げておく。なお各町村の生産、消費世帯人口を参考資料に表示しておく（第10—38表）

(4)　農業協同組合の設立

連合軍総司令部（G・H・Q）による戦後日本の民主化は何よりも農村社会の根本的改革として、農地改革はじめ農業団体の改革が一斉に行われた。戦時中の一元的な農業団体だった農業会を解散させ、新しく民主的な農民組織としての農業協同組合が設立された。その経由をみると、戦後二十年十二月九日のGHQの「農民解放指令」をうけて、政府は「農村協同組合運動の育成奨励に関する計画」として農業団体の改革に着手したのにはじまるが、農業協同組合法の制定をみたのは、二十二年（一九四七）十一月十九日であった。群馬県ではその設立は極めて急速に進展して、翌二十三年七月までにほとんどの町村でその成立をみた。

名久田農業協合組合の設立　わが四ヵ町村の農業協同組合（以下「農協」と略称）について、まず名久田農協組合長剣持尚一による名久田農協の成立経過についての詳細な報告にもとづいて述べておく。

農業協同組合法の制定公布（十一月十九日）によって、名久田村では早速農協の設立準備が始まった。十二月四日付の農業会長剱持賢作より各農事実行組合長宛文書によって、各組合長から農協設立発起人二名宛推薦を十二月十日までに報告するよう依頼している。これにより各組合長から選出された三十名と学識者十五名で組織された発起人会が十二月十七日開催された。発起人代表吉田正明に決め、一、農協目論見書作成ノ件　二、設立準備会開催ノ件について議を進め、詳細な目論見書をきめた。発起人連名を以て設立準備委員によびかける。各農事組合長を通じ加入承諾をとりまとめることにした。そして二十三年一月十一日に設立準備会が開催された（議長吉田正明、委員長剣持尚一）。議題は一、目論見書　二、事業計画　三、定款作成委員（二十名）の選出　四、原案外基本事項審議であった。ついで一月二十日、二十九日定款作成委員会開催、二月五日発起人に定款を送付し承諾を求める。こうして二十三年二月十四日に創立総会が開かれた。出席者三七五人（設立同意者五七五名の六五%）発起人代表吉田正明から経過報告、村長告辞、農業会長剱持賢作農業会解体説明、吉田正明議長となり議事を進める。原案通り別段疑義もなく終了。設立当初の役員任期は四月三十日迄とする。組合長の報酬年額二万四千円であった。

ここで設立当初の名久田農協の役員をあげておく。

組合長	剣持　四郎	理事	伊能　重郎	理事	小池　祐八
理事	小林　角三	〃	吉田　正明	代表監事	吉田亭一郎
〃	唐沢高十郎	〃	綿貫　義一	〃	野口袈裟次
〃	唐沢　百松	〃	唐沢　惣平	〃	松本　冬蔵

註　理事九名、代表監事三名

続いて四月一日設立認可がおり、四月三十日設立登記をすませ、五月一日理事監事の再選が行われたが、創立総会の際の選任役員がそのまま再選就任した。他方農業会は二十四年二月二十四日解散登記を結了している。ここで二十年代の名久田農協役員を一覧表にして示しておく。

就任年月				就任年月			
昭和二五、五、五～二七、四、二六	組合長	剣持四郎	理事	昭和二七、四、二七～三〇、四、三〇	組合長	剣持四郎	理事
	理事	唐沢百松	〃		理事	関　省八	〃
	〃	小池祐八	〃		〃	唐沢百松	監事
	〃	小林正太郎	監事		〃	唐沢藤吉	〃
	〃	小池義信	〃		〃	小池義信	〃
	〃	田村一三	関　政良		〃	田村一三	野口袈裟次

伊参農業協同組合の設立　つぎに伊参農協からの報告書によって、その成立経過を述べておく。

農業会から農協への移行経過について……二二年一二月二〇日、午前農協設立協議会開催、農協設立の方針決定（総合農協として）、発起人選任方法の決定（協議会招集通知者全員）、同日午後農協設立発起人会開催、伊参農協目論見書作成（事業、地区、組合員資格を決める）、二三年一月一五日設立準備会開催（出席五五人）、定款作成委員選任（一七名）、一月二二日定款作成委員会、二月九日設立発起人会、創立総会提出議案と組合員申込勧誘の件を決める。二三年二月一四日創立総会開催、ここで定款承認、事業計画、設立当時の役員任期、経費の賦課徴収方法、貸付金利率の最高限度、年度内の借入額の最高限度、余裕金預入先銀行、役員給与額等が決定された。三月四日役員選挙のための総会開催、そしてこの年四月一七日伊参農協が認可された。

ここで設立時の伊参農協の役員をあげておく（上表）。報告書は新しい農協の基本方針について次のように述べている。

組合長	田村武一朗	
理事	伊能保則	
〃	小池千禄	
〃	齋藤半七	
理事		
〃		
〃		
〃		
理事	蟻川吉治	
〃	冨沢起作	
〃	望月今朝藏	
〃	綿貫菊藏	
理事		
〃		
〃		
監事	関　徳男	
〃	神保孝徳	
〃	山田大貴	
〃	小宮崎池市郎	

民主的運営を図りながら、組合員の組合事業に関する知識の向上をはかり、又農業技術を改善し、農業の生産能率をあげ経済的社会的地位の向上をはかる。さらに伊参農協の二十年代の役員を一覧表にして示しておく。

就任年	昭和二四～二五年		就任年	昭和二五～二九年	
組合長	田村武一朗	理事	組合長	田村武一朗	理事
理事	神保孝徳	〃	理事	綿貫芳雄	〃
〃	関　徳男	〃	理事	神保孝徳	代表監事
〃	宮崎　貴	代表監事	〃	関　周司	〃
〃	齋藤半七	監事	〃	唐沢参二	監事
〃	望月今朝蔵	〃	〃	生須善正	〃
〃	綿貫忠治郎		〃	小野光一	

昭和二四～二五年		昭和二五～二九年	
綿貫芳雄	理事	山崎　邦	理事
山崎　邦	〃	綿貫忠治郎	〃
冨沢武一郎	〃	小渕茂富	〃
蟻川吉郎治	〃	小池市郎	〃
山崎善策	〃	神保俊二郎	〃
山田　大	〃	唐沢九十	〃

参考として解散時の伊参農業会役員をあげると、会長理事唐沢参二、理事神保蔵朗、斉藤半七、斉藤五平、唐沢九十、田村武一朗、綿貫菊蔵、小池千禄、綿貫忠治郎、冨沢豊太郎、代表監事唐沢杢平、監事伊能保則、小池市郎であった。

沢田農業協同組合の成立　沢田農協からの報告書によって、その成立経過を述べると

昭和二十三年二月二十八日　沢田村農協創立総会が沢田村小学校に於て、発起人代表本多高十郎氏により招集、開催された。組合員八〇二名中、五八五名が出席、山田一二が議長に選出され、附議された議案（第一号議案定款承認の件、第二号議案事業計画設定の件）は、原案通り承認及び決定された。

事業運営方針……本村は農山村にして農家戸数八二〇戸、農家人口約五、〇〇〇人、之が耕作反別は水田八四町歩、普通畑四〇〇町歩、桑園一二〇町歩で食糧は半蔵を支ふるに過ぎぬ。然るに山林は国有林一三、〇〇〇町歩、民有林三、〇

○○町歩で、農家の多数は林産に従事し経済の円滑をはかっている状態である。而して耕地は傾斜地が多く気候稍々寒冷なるを以て、将来は広大な牧野利用による畜産の導入、林産に関する事業に力を致すと共に、之が販売購買事業に重点をおき、以て農村の経済及生活並びに文化の向上を企てる。

ここで設立時の沢田農協の役員をあげておく。

組合長	宮崎　弘	理事	金井　一二	監事	唐沢　文衛
理事	関　岩雄	〃	島村庄太郎	〃	山本　良馬
〃	山口　正壽	〃	山口　庄吾		
〃	本多高十郎	〃	折田　軍平		
〃	宮崎愛二郎	〃	宮崎順次郎		
〃	安原丑之助	監事代表	関　壁城		

さらに二十年代の組合長、専務理事等をあげると次のとおりである。

組合長　宮崎順次郎（二四、四、二九～二五、四、二八）
山口庄吾（二五、四、二九～二六、五、二）折田卓一（二六、五、三～）

なお参考に解散時（二十三年八月十四日）の沢田農業会役員をあげると、理事（六名）は町田浩蔵、吉田恒五郎、唐沢竹次、宮崎牛雄丸、田村七平、黒崎花雄。監事（三名）は宮崎庄平、田村喜伊、山田良馬であった。

(5)　戦後の農業振興計画の出発

終戦後まもなく実施された農地改革は、二十四、五年には一応完了して、各町村の農地所有関係を大きく変化させた。わが四ヵ町村ともに二十五年には自作、自小作農家を中心の村構成に変った。そして戦後も四、五年を経た頃になると、食糧事情も幾分緩和されて農家も食糧供出から次第に解放されて、折柄の農地改革後の新しい農業基盤にたって、再生しはじめた農家の生産意欲にもとづいて、戦後最初の農業振興計画が考えられた。この農業振興立案の契機になったのは積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の成立であった（二十六年三月）。わが四ヵ町村はこれをうけて二十七年には、それぞれに町村の農業振興計画を樹立している。振興の構想と事業計画の概要によって、伊参村の場合を

第10—39表　積寒地帯農業計画の総事業費一覧（3カ村）

	伊参村	名久田村	沢田村
	円	円	円
Ⅰ　土地条件の整備		33,019,000	
耕地拡張	7,655,000	4,215,000	7,880,000
灌漑排水	5,434,000	12,470,000	34,995,000
土地改良	4,740,000	4,350,000	15,495,000
農道	24,792,000	土地利用増進 7,680,000	47,300,000
土地保全	7,500,000	3,200,000	2,000,000
牧野改良	1,127,000	1,104,000	1,230,000
Ⅱ　生産施設の拡充		17,003,400	
水稲増産	113,000	耕種改良 760,000	保温折衷苗代 700,000
裏作増進	12,000	病虫害防除 270,000	採種圃 1,239,600
自給肥料増産	4,960,000	9,300,000	13,956,000
農機具導入	850,000	909,000	4,931,500
家畜導入	873,000	1,134,000	7,246,000
畜産施設拡充	1,830,000	—	9,800,000
家畜衛生対策	560,000	1,019,000	2,120,000
自給飼料施設	1,360,000	891,000	4,444,000
桑園改良	2,120,800	1,830,400	3,107,200
養蚕改善	1,736,000	692,000	162,800
（蚕桑病虫害防除）	—	198,000	病虫害防除 860,000
			2,235,000
Ⅲ　経営生活の改善		3,238,900	
農用林改良	868,500	840,200	68,800
林産振興	7,124,260	2,098,700	15,130,275
生活改善	1,200,000	—	11,000,000
（共同施設拡充）	—	300,000	2,480,000

（資料）　各村の積寒地帯農業振興事業計画書（昭27—30）の事業表による

例示しておく。

伊参村……振興構想をみると、(1)食糧自給態勢の確立……美野原地区の水田化、土地改良、耕種改善により水稲三〇%、陸稲一〇%増産をはかる。(2)畜産振興……牧野改良、裏作に飼料作物の栽培、サイロの設置等により飼料自給をはかる。役肉牛、緬羊山羊等畜産により将来一大産地とする。(3)養蚕振興……春蚕を現在の三分ノ二程度にし、夏秋蚕、晩秋蚕を増加し、桑園の改植稚蚕共同飼育等により振興。(4)山林経営の高度化……林道の整備、粗悪林の改植、特用樹林の造成により山林の収益を増大させる。(5)労働生産力の向上……農道整備、畜力利用度を高めてこれが向上をはかる。つぎに計画概要については、(1)農道（林道牧道も併せて）の整備。②生産施設の拡充……。ここで事業計画表（第10—39表）を前頁に示しておく（沢田村・名久田村のものも併記しておく）。

名久田村では、二十七年の農業振興計画に先だち二年前から県の経済対策指定村として農業計画を実施しつつあった。農業協同組合を実行母体として関係事業団体、部落実行組合等によって推進されてきていた。ここでは二十四年当時立案した村の農業経営振興計画の一部を示しておく。

村の産業振興生活刷新委員会では、村の地形風土を最大限に活かすために、とりあげたものは、椎茸、うるし、菓子くるみ、栗、柿、これに凍豆腐（大原開墾地、栃窪など高冷地）、山葵、鱒（平用水、水源地付近）、工芸品として竹細工、藤細工、篠細工、畜産ではアンゴラ、などを決定した。

(イ)　椎茸増産五ヶ年計画（伏込榾木十五万本、毎年三万本宛）、榾木十五万本より生産見込として、生椎茸一、五〇〇貫（一貫匁卸見込三〇〇円）四五〇万円、施設経費計二一〇万七、五〇〇円、差引利益金二三九万二、五〇〇円と計上している。

(ロ)　うるし増産十ヶ年計画、植栽予定六万本（毎年六千本宛）……（詳細省略）

(ハ)　菓子くるみ増産十ヶ年計画、植付毎戸十本宛五〇〇戸を計画し、五千本収入成木一本から八貫目見込、八年目から結実、五千本中一、五〇〇が成木したと計算すると一万二千貫、収入金額は四八〇万円（二十四年相場一貫目四五〇円、単価を仮に四〇〇円としても）。

さらにこの時農業計画全般について、「従来の生産基準に新しい息を吹き込んで、より立体的に、より高度化し反収能率を高めると共に、出来得る限り新しい要素をとり入れて

第10—40表　作目別の各年次別収入額（名久田村）

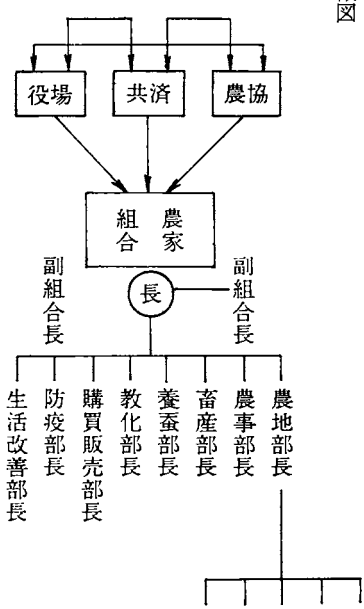
作目別	昭和24年	〃 25年	〃 29年
	円	円	円
米	1,586,881	1,761,144	1,650,000
大麦	2,560,759	2,634,051	1,580,000
小麦	1,114,823	1,120,397	650,000
いも類	1,726,560	517,968	250,000
繭	8,009,940	11,304,916	8,500,000
木炭	6,058,130	4,846,504	5,500,000
煙草	2,508,400	2,383,018	3,250,000
畜産	1,240,000	992,000	1,300,000
こんにゃく	1,500,000	1,425,000	4,500,000
椎茸			2,070,000
果実			250,000
山葵他林産収入			300,000
その他	1,692,896	1,750,000	1,520,000
計	27,998,429	28,734,988	31,320,000

（資料）「名久田村の農業経営について」（役場書類）による

……従来の経営方法を改めて……いわゆる三月、四月の春枯れにも現金が枯渇して肥料購入等の営農資金に事を欠かないよう年中間断なく収入のあるよう工夫して文化的にやっていこうとするものです。……」と記している。そして最後に収支計画を示しているが、作目別に各年次ごとの収入額を第10—40表（上表）に掲げておこう。

なお二十七年農業振興計画を実施するために農協の末端機関としての各部落の農家実行組合整備拡充計画をたて、このための補助金を交付し、村予算一〇九、五四〇円を計上している。この計画案の要点だけを示しておく。

(1)部落実行体の組織図



(2)　拡充推進計画　(i)　整備拡充推進打合指導会（三月中旬）、組合長以下役員全員、(ii)　各部落農家組合指導会（三月下旬）。

(3)　組合運営円滑化計画として、各組合別の運営費補助（一名三〇円）。

沢田村の農村再建計画　叙上の積寒法による振興計画のほか、沢田村では昭和二十六年度に農村経済対策指定村となり、そのための経済対策計画を作成し、事業を実施することになった（沢田村報復刊二号、二七年五月）ここでは二十八年度に立案された凶作対策について述べておく（沢田村報復刊二二号、二八年十二月）。

まず村に凶作対策委員会（会長、村長宮崎弘）を設定し、計画案を作成している。五つの専門部会（経営改善部会、主食確保維持部会、経済力増強部会、資金対策部会、生活改善部会）をおき、各部会別に重点対策があげられている。ここでは主要項目だけを掲げておく。

経営改善部会　(1)二九年度麦類につき徹底的技術指導を行い増産を図る。(2)馬鈴薯菜類の増産、(3)食料作物飼料作物の増産、(4)稲作栽培の技術指導、(5)災害作物種子の確保、(6)耕種改善の励行、(7)病虫害防除の徹底、経済力の増強部会……(1)土地改良其他救農公共事業の推進、(2)国有林払下による収

入増加の推進、(3)各地帯に即する副業奨励、(4)備荒貯蓄の実践、(5)森林施業の改良、資金対策部会……(1)長期低利の営農資金融通措置の推進、(2)農業手形借入金償還延期、生活改善部会……(1)消費節約の実施励行、(2)食生活の改善普及と指導、(3)冠婚葬祭の簡素化、

(6)　戦後二十年代の農家経済

終戦直後から二十年代の前半期における農家の経済生活の実情については、既に第一節に詳述した。当時は生産面では食糧供出に追われ、生活面では必需用品の不足から専ら配給と闇のルートに依存し、窮迫した生産と生活に奔走し続けていた時期であった。従って農業の経営や生活の設計などに心を向ける余裕もなかったといってよい。これと併行して農村制度の改革が次々に実施されていたので、人々の心の動揺も加わって、前半期には落着いて経営と生活に取組みえなかったのである。農地改革が一応終了し、新しい農協も設立され、食糧供出も次第に緩和してくる二十年代後半期になると、農家にも新たな生産意欲も生れて、戦後の農業経営への関心もたかまった。前項の村々の農業振興（生活設計も含む）計画が打ちだされたのも、こういう背景のもとにおいてであった。二十五、六年になると、前半期の苦境期の農家経済から脱して、新しい戦後の本格的な農家経済がめばえてくるので、ここでは二十年代後半の農家経済、主として農業経営面の実態をみておく。

沢田村　まず農林省群馬統計調査事務所による沢田村地区における農家経済調査（昭和二七～二九年）の資料を第10―41表、第10―42表、第10―43表として掲げる。

註　沢田地区農家経済調査は各階層別（五反未満三戸。五反～一町、二戸。一～一・五町、二戸。一・五町～二町三戸）に一〇戸を選出している。

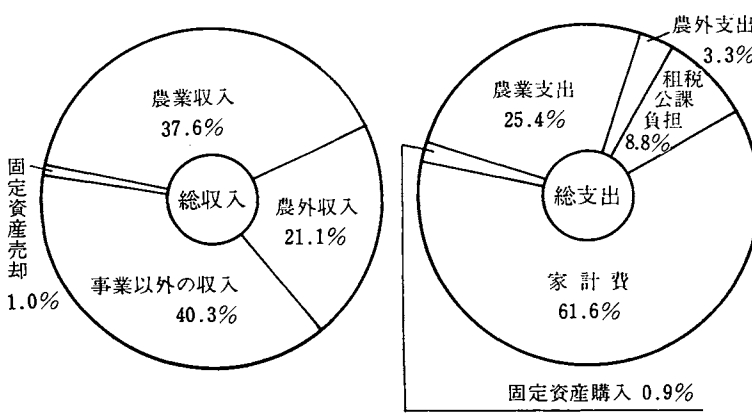
各年次別の調査農家の平均状況を示すと、二七年には経営耕地(A)九、二一反　家族員数(B)六・三人、農業従事者数(C)三・一人、二八年は、A九・四四反、B六・八人、C三・六人、二九年は、A一町歩、B六・二人、C三・三人であった。

第10—41表　農家経済の動向（沢田村地区）

		昭和27年	〃 28 年	〃 29 年
農家収入	農業収入	円 96,046 50.3	円 115,974 51.1	円 85,999 37.6
	農外収入	20,241 10.6	8,106 3.6	48,137 21.1
	事業外の収入	65,926 34.5	93,492 41.2	92,188 40.3
	固定資産の売却	9,132	9,293	2,280
	計	191,345 100.0	226,867 100.0	228,604 100.0
農家支出	農業支出	42,361	52,847	58,547
	農外支出	2,264	4,958	7,632
	租税公課諸負担	15,732	19,910	20,247
	家計費	99,456	135,080	141,985
	固定資産購入	19,909	13,852	1,930
	計	179,722	226,647	230,341
差引余剰		円 11,623	円 220	円 （一）1,737

（資料）　群馬統計調査事務所「農家経済調査」による
昭和29年度農業外収入48,137円は山林立木売却による
下欄の数字は％を示す。

第10—3図　農家現金収入及び支出内訳（昭和29年）



なおこの表中の二九年調査農家の農家収入及支出の内訳構成比率を前頁に図示しておく(第10—3図)。まず農家収入構成について、各年次別農家の特性をみると次の通りである。

(1)農業収入構成比では、二七、二八年農家はいづれも五〇%以上だったが、二九年農家は三八%と低くなる。(2)農外収入では、二九年農家が二一%とたかく、二八年農家四%、二七年農家一〇%、(3)事業外収入では、二八、二九年農家はいづれも四割余をしめている。その内容は俸給、被傭労賃その他であった。

第10—42表　農業収入の内訳（沢田村地区）

	昭和27年	28　年	29　年
	円	円	円
稲　作	3,119 (3.2)	1,125 (1.0)	1,353 (1.6)
麦　作	7,000 (7.3)	1,126 (1.0)	854 (1.0)
その他農作物	14,648	11,731	11,907
養　蚕	58,491 (60.9)	71,818 (61.9)	46,009 (53.5)
養　畜	12,643 (13.2)	28,442 (24.5)	25,771 (30.0)
農　雑	45	1,732	105
計	96,046 (100.0)	115,974 (100.0)	85,999 (100.0)

（資料）　前表に同じ。(　)内は%

第10—43表　農業経営費の内訳（沢田村地区）

	昭和27年	28　年	29　年
	円	円	円
農業臨時雇	4,195	2,670	3,283
肥　料	11,291 (26.7)	13,018 (24.6)	13,680 (23.4)
飼　料	8,958 (21.1)	16,163 (30.6)	20,615 (35.2)
農業薬剤	446	644	830
そ　の　他	17,471	20,352	20,139
計	42,361	52,847	58,547

（資料）　前表に同じ。(　)内は%

第10—44表　昭和29年度階層別農家経済一覧表（総額一戸当）

（中之条町・沢田地区）

種別＼区分＼戸数	10戸	3	2	2	3
	平　均	～5反	5～10反	10～15反	15～20反
経営耕地	セ 100.0	反 2.2	反 7.8	反 13.3	反 17.1
家族員数	人 6.2	人 4.0	人 5.0	人 7.5	人 8.3
農業従事者	3.3	0.7	2.5	5.0	5.3
農業収入	円 181,230	円 60,944	円 160,823	円 256,934	円 264,651
農業支出	93,800	23,646	95,126	128,192	140,143
農業所得	87,430	37,298	65,697	128,742	124,508
農外収入	141,041	62,693	61,695	265,361	189,406
農外支出	7,674	11,249	662	19,445	927
農外所得	133,367	51,444	61,033	245,916	188,479
農家所得	220,797	88,742	126,730	374,658	312,987
租税公課負担	20,428	4,568	8,462	40,397	30,952
税外所得	200,369	84,174	118,268	334,261	282,035
被贈被助収入	18,054	7,963	22,714	19,760	23,903
可処分所得	218,423	92,137	140,982	354,021	305,938
家族家計費	248,162	110,406	156,772	385,429	355,335
農家経済余剰	△ 29,739	△ 18,271	△ 15,790	△ 31,408	△ 49,397
加算すべき額	8,610	—	—	—	28,700
控除すべき額	1,017	—	3,350	—	1,156
純余剰	△ 22,146	△ 18,271	△ 19,140	△ 31,408	△ 21,853

（冷害が多分に影響している）

（資料）　昭和29年起農林統計綴（名久田村役場所蔵）による。

さらに農業収入の内訳（第10―42表）（三六七頁）をみると、まず各年次ともに養蚕の比率がたかく、いつも半分以上をしめていた。稲作収入は一～三%、麦作もごく僅かであった（二七年農家は七%）。畜産収入は二八、九年農家では二～三割をしめていた。

つぎに農業支出額（農業経営費）の内訳を第10―43表（三六七頁）に示す。農業経営費は農家全支出費中の大体四分の一前後であったが、その内訳では、飼料は二八、九年農家で三割以上をしめ、肥料の方は二五%前後であった。臨時雇支出や農業支出等は当時においては極めて低率であった。

ところで、昭和二九年度（一九五四）の調査における階層別調査農家の実態を第10―44表（前頁）に示しておく。表から各層農家ともに赤字であった。とくに一～一・五町層は三万一千円余の赤字で最も多額であった。村の全調査農家の一戸平均では、二万二千百四十六円の赤字となっていた。これについては、二十九年の冷害が大いに影響していると述べてある。

伊参村　先に掲げた村の農業振興計画書によって、二十六年の農家経済の実態を次に示しておく。

経営面積　一戸平均、水田一・八反、普通畑四・四反、樹園地二・五反、計八・七反。五反未満一〇三戸、五～一〇反、二〇六戸、一～一・五町、一三五戸、一・五町以上三六戸。

農業経済主要生産物の販売状況をみると、麦類八七一俵一四一万六千円、玄米三三五俵一〇一万九千円、大豆二二〇俵六八万四千円、とうもろこし五五七俵一〇七万五千円、馬鈴薯四万一千円、こんにゃく二〇〇俵九六万円、繭一万二千貫一九三五万三千円、畜産物二〇五万円、木炭三万俵五〇〇万円。

貯金・負債、農協貯金年平均一、六〇〇万円、郵便貯金一二〇万円、銀行預金二〇〇万円と推定される。負債は農協に六〇〇万円、大半は生産のための借入れで農家の生産意欲は乏しくないと述べている。負債は漸次増加傾向にある。

名久田村　伊参村の場合と同じ村の農業振興計画書によって、二十六年の農業経営及び経済の実態をみると次のと

おりであった。

経営面積　一戸平均、水田二・一反、畑五・五反（畑三・九反、桑畑一・六反）計七・六反。

農家経済　主要生産物の販売状況、米二一四石一五〇万四千円、大麦四九四俵七〇万七千円、小麦二九六俵五一万二千円、裸麦七三俵一三万三千円、大豆三三六俵一一二万六千円、とうもろこし一七二俵三三万四千円

木炭　三六、八〇〇俵九二〇万円、薪二万束七〇万円、繭一二、四〇〇貫一七三八万二千円、煙草一万一八八キログラム三五四万五千円、こんにゃく生玉一六〇〇貫四六万四千円

貯金負債　年平均一六〇〇万円、郵便貯金八〇万円、銀行預金六〇〇万円、負債　肥料購入、木炭原木購入のための資金等事業を行う目的の負債多く、年平均二八〇万円、農家経済窮迫による負債は三〇万円と推定される

最後に二十年代後半の当地の農業状況について、当時改良普及員だった中沢孫雄は次のような回顧文をよせてくれた。

戦中戦後のきびしい食糧増産至上主義の時代から、ゆとりのある農家生活の変化がみられる時代となりました。農家自体も食糧以外の作目にも目がうつるようになり、この頃から換金作目の野菜果樹等に着目する農家、地域的にはコンニャク栽培等にも目を向ける農家も現われるようになりました。畜産として酪農による牛乳生産など、かつては日本農家には考えられなかった声をきくようになりました。社会制度の変革から、農家の生活改善、封建性の打破、また動力農機具の出現等の新風もあり、新しい農村社会の夜明けの時代とも考えられました。食糧増産と統制を至上命令として馬車馬的に突進した農村指導者も、社会の動きにつれて多目的指導の方向と意欲的農家経営の発展の新しい技術指導に、全力投球を迫られる時代と変り、農村社会は、本格的な戦後農業時代への転換期であり、今日農業への踏みだしの第一期時代であったろうと、感無量のものがあります。

3　商工業の復興と再建

戦争の激化に伴って町の商工業は出征や徴用による労働力不足から、次第に生産活動が低下してゆき、とくに二十

年には極度に沈滞し休業状況にひとしかったことは、すでに戦時期の項で詳述した。それでも終戦時まで廃業解散もせずに辛くも細々ながら存続維持してきたものが多かった。二十年の会社票は十九社で、十八年二十二社にくらべて、解散するもの、新設するものの増減があり、結局僅かに三社の減少にすぎなかった。ところで終戦直後の二十一年（一九四六）には、新設会社が八社も届けでているが、これは長期戦争からの解放による一部町民の生産意欲と新しき企業期待への爆発であったと思う。この年の新設会社をあげておこう。

会社形態	会社名	資本金	社長	創立年月
株式会社	中之条製糸所	一七八、〇〇〇円	宮崎羊重郎	二一年三月
〃	篠原製材所	一七八、〇〇〇円	〃	〃
有限会社	林鉄工所	二〇、〇〇〇円	林兼吉	二一年五月
合資会社	互立燃料合資会社	五〇、〇〇〇円	関静	〃八月
株式会社	群馬実業	一八〇、〇〇〇円	小渕光平	〃九月
〃	光山電気工業	一八〇、〇〇〇円	小渕光平	〃九月
有限会社	吾妻鉄工	一〇〇、〇〇〇円	松永昇	〃十月
〃	櫻産業	四〇、〇〇〇円	野村酉二	〃十二月

これらの戦後新設企業の二十三年の状況を簡単に表示しておく（第10—45表）（次頁）。

さて戦後五年をへた昭和二十五年（一九五〇）のわが四ヵ町村の生産就業人口別構成をみよう（第10—46表）。

①中之条町　町民の産業就業状況は農林業三五%、商工業　従事を含めて一四～一三%の割合であった。五一～二%、その他金融保険、運輸通信、公務及び医療教育

②沢田・伊参・名久田村　村民の就業状況は農林業が大体

第10—45表　戦後新設された企業の状況（中之条町）（昭和23年）

会社名	従業員数	製品名	生産額
中之条製材所	16	板、角、屑	2,666,100円
林鉄工所	17	ボルト・ナット・ボックス・スパナ	720,000円
互立燃料	4	ガスマキ・タドン	366,516円
群馬実業	8	甘藷粉さい、製粉、製麦、搾油	413,000円
光山電気	41	ラヂオ変圧器、電話設備、通信装置部品	2,038,907円
櫻産業	11	和傘	230,000円

（資料）　会社票（昭和23年）による

第10—46表　産業別就業人口構成（昭和25年・4カ町村）

	中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
農業	1,252(33.4)	2,413(66.5)	1,678(90.4)	1,622(84.6)
林業、狩猟業	59(1.6)	396(10.9)	28(1.5)	17(0.9)
漁・水産業	0	1	0	0
鉱業	10(0.3)	8(0.2)	0	2(0.1)
建設業	212(5.6)	139(3.8)	23(1.2)	43(2.2)
製造業	739(19.6)	108(2.9)	27(1.5)	49(2.6)
卸売小売業	588(15.6)	154(4.2)	20(1.1)	48(2.5)
金融・保険・不動産業	42(1.1)	5(0.1)	0	2(0.1)
運輸・通信業	252(6.7)	56(1.5)	13(0.7)	25(1.3)
サービス業	439(11.6)	275(7.6)	33(1.8)	53(2.8)
公務	170(4.5)	56(1.5)	25(1.3)	51(2.7)
その他不詳	1	16(0.4)	0	5(0.3)
計	3,764(100.0)	3,627(100.0)	1,857(100.0)	1,917(100.0)

（資料）　昭和25年国勢調査報告（群馬県）による。（　）内は%

八割以上であるが、四万沢渡温泉をもつ沢田村は、サービス業と商業が一割余をしめるため、農林業従事者の割合は他の二村より相当低くて七七%であった。これに対して名久田村は八六%、伊参村が一番多く九二%もしめていた。

この産業就業を世帯単位でみると（第10—47表）

第10—47表　産業別就業世帯の構成（昭和25年・4カ町村）

	中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
農業	470(30.9)	673(56.5)	456(84.8)	478(78.5)
林業狩猟業	29(1.9)	193(16.2)	12(2.2)	11(1.8)
漁水産業	0	1(0.0)	0	0
鉱業	4(0.3)	3(0.3)	0	0
建設業	107(7.0)	54(4.5)	16(3.0)	20(3.3)
製造業	228(15.0)	45(3.8)	10(1.9)	17(2.8)
卸売・小売業	284(18.7)	79(6.6)	10(1.9)	22(3.6)
金融・保険・不動産業	13(0.9)	0	0	2(0.3)
運輸・通信業	142(9.3)	25(2.1)	7(1.2)	10(1.7)
サービス業	180(11.8)	87(7.3)	16(3.0)	22(3.6)
公務	64(4.2)	23(1.9)	11(2.0)	25(4.1)
その他不詳	0	9(0.8)	0	2(0.3)
計	1,521(100.0)	1,192(100.0)	538(100.0)	609(100.0)

（資料）　昭和25年国勢調査報告（群馬県）による。（　）内は%

農林業世帯は中之条町が全世帯の三三%、沢田村七三%、名久田村八〇%、伊参村八七%であった。町では第二次産業就業世帯二二%、商業サービス業世帯三〇%、その他金融保険業、交通運輸業、公務業等に従事世帯が一五%であった。

註　参考として昭和二十二年十月一日の臨時国勢調査における中之条町の産業別世帯構成をみると、農林業四六八（二六・八%）、商業一六六（九・五%）、サービス業四三（二・五%）、運輸通信一一（〇・六%）、工業二〇九（一二・〇%）、俸給生活者五三〇（三〇・四%）、自由業四〇（二・三%）であった。俸給生活世帯が農業世帯よりも七二世帯も多く、全世帯中の三割余をしめていた。

(1)　戦後二十年代の町の商業

町の商業の構成　まず昭和二十二年の商業をみると、事業所数から卸売業一〇、小売業一一二、露店商、行商一九、物品販売

仲立業一七、などで、町の商店は圧倒的に小売業中心であった。小売業種の主な内訳を示すと次の通りであった。

衣料……呉服一七、洋服二、傘履物鞄皮革製品四、食料…　物鉄器三、医薬衛生材料染料化粧品八、文房具玩具運動具…主食二、生鮮魚介五、果実蔬菜九、其他食料品小売二四、　五、小間物荒物（日用品雑貨）一一、図書雑誌一……

燃料小売三、木竹製品小売六、機械器具四、時計眼鏡四、金

つぎに町のサービス業をみると四三で、接客業一七（旅館下宿八、料理店飲食店九）、理髪理容業一五、浴場一、物品賃貸業一、娯楽興業四（映画演劇三、遊戯場一）、写真業二、洗濯業二、なお医療関係をみると医師一二、獣医装蹄業四、按摩鍼灸八、助産婦八などであった。

第10—48表　中之条町の業種別協同組合

団体名	代表者	設立年月日
		昭和年月日
吾妻東部木材協同組合	宮部　龍三	21. 12. 1
吾妻菓子協同組合	高橋　福治	24. 11. 15
吾妻鍛造商工業協同組合	軽沢百太郎	22. 3. 14
吾妻東部洋服商工業協同組合	林　次郎	22. 3. 14
吾妻魚菜小売商業協同組合	小板橋常太郎	22. 11. 20
吾妻繊維製品小売商業協同組合	佐鳥　寛	23. 6. 24
吾妻酒業商業協同組合	近藤　太郎	24. 3. 10
中之条煙草商業協同組合	小池　遵正	23. 11. 29
中之条商工会	小池　遵正	22. 8. 27
中之条町消費組合	望月　宗男	21. 3. 10

ここで二十五年当時の商業関係団体をあげておこう（第10—48表）。商工協同組合法、並びに中小企業等協同組合法にもとづく組合数が八、任意団体並びに組合が二であった。

商工会　まず町の商工会の設立については当初副会長だった小池（秀）日記によって述べておく。設立についての相談会は早くも終戦の年二十年十二月十九日に役場ではじまっている。二十二年八月二十七日の創立総会については、

午後一時　中学校で商工会創立総会、五、六十人出席、活発な意見がでて諸議案を審議決定、役員選

挙で会長小池遵正、副会長自分（小池秀雄）、小板橋菱三郎、岸権兵衛、会計に阿部貞次となった。常任理事に小池秀雄、小板橋菱三郎、柳田隆養、佐鳥寛、根

ついで九月十日第一回役員会で運営方針が協議され、毎月十日に集会することになった（この集りを「十日会」と称した）。さてこの「十日会」はその後定例的に時折開催され、会長小池（遵）は町長、役員中から柳田・佐鳥・根岸らは町会議員として町政にも参与して、自ずと町長を支援して発言力をもっていた。町の商工業の発展と関連して駅前の拡張、煙草収納所の設立、とくにその敷地問題では尽力奔走した。戦後二十二年以降、商人に課せられたきびしい税金に対しては、商工会として対税務署との交渉に大変苦労した。税金問題については別項で詳述する。

さて二十六年四月の町長選における前町長で商工会長だった小池（遵）の落選は、戦後商工会のあり方を変更する契機となった。

七月七日の商工会総会では、定款変更、役員選挙、会費決定、予算の承認などが議せられ、とくに役員選挙では大論戦となり、そのすえ理事十人、監事十人が選出された。さてこの総会では常議員が選出されたが、その顔ぶれをみると大幅に変った。役員には年令層の若返りと新顔の登場がめだった。理事監事をあげると次の通りであった。

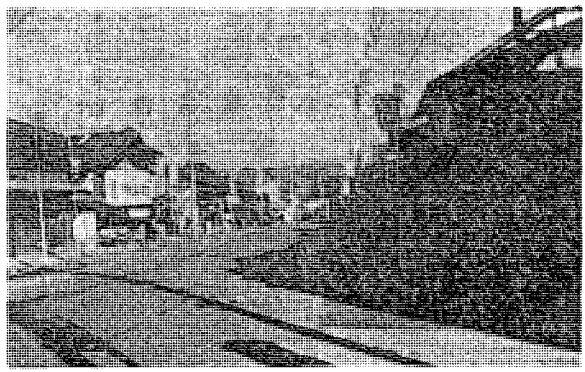
小山（邦）、阿部（貞）、佐鳥、吉原、唐沢（光）、蟻川（要）、橋（菱）が残ったほか、高橋（福）、柳田（隆）小林（泰）、山田（梅）、田中（荘）、篠原（祐）、ら九人のほか前副会長小今井（正）、中島（啓）、三ッ井（絹）、狩野（秀）などがでて池（秀）が残った。監事には前会長小池（遵）、前副会長小板いた。

その後八月六日の役員会で会長副会長が選出され、前会長小池（遵）と前副会長小板橋（菱）、小池（秀）が留任した。顧問には小渕（光）、桑原（準）、近藤（太）、及び地方事務所長、町長が就任している。当時新設の吾妻信用組合の役員も大体上にあげた顔ぶれが内定され、商工会と一体の指導層により再出発が予定されていた。しかるに二十六年九月、中心の小池遵正の死去で大きな衝撃をうけ、これがまた第二の契機となって商工会は改編された。九月

二十四日の常議員役員会で桑原準一を会長に推すことに決定し、幾度か同氏に対する交渉が続けられたが不調に終った。こうして二十七年七月の第七回総会において、会長小板橋菱三郎、副会長宮部龍三、佐鳥寛に決着したのである。これに先だつ六月の理事会で、新たに事務局長に篠原祐男を起用し、小池（秀）副会長の辞任と新理事新監事の補充などをきめている（理事高橋福治、角谷五十八、小池真砂雄、監事後藤海造など）。こうして叙上の経過をみてゆくと、新しい商工会の発足とその後の進展を通じて漸進的ながらも二十年代後半には新しいいくつかの動きがうかがえるように思う。ここで事務局長に就任した篠原祐男の「商工会の歩み」の報告によって、当時の状況を述べておく。

副会長小池秀雄さんの勧奨により私が事務局長を引受けることになり、事務所を役場内から外に出ることになった。最初の事務所は十区の小山さん宅を借りた。小板橋会長のもとで、チケット販売を思いたち、当時県下唯一だった佐波郡境町に高橋真一さんと二人で研究に出かけた。境町の事情から反省して、中之条町でも二十七年にチケットの組合を設立したが、役員は全部商工会の役員が兼務して今日に至っている。設立当時は年間売上げが一八〇万円位あり、その三%の手数料で年収入が五〇万円位あったので、職員も採用できた（女子二名男子一人）、また電話も入り一応事務所の形もできき、講演会等も開催できるようになり、「売出し商工会」から脱皮できた。組合は商工中金から当時としては莫大な金額の一千万円の借入れをして、十一名に代貸しをした。これは商工会の活動として認識を新たにしたものと思う。そして二十八年に社団法人中之条町商工会を設立し、名実ともに法人格をもつ会に成立した。法人設立とともに商工会の補助金に町が六〇万円をつけてくれた。さらに漸く会費が五〇万円に達し、その他手数料収入及特別会費等をあわせて百五十万円の予算が組めるようになった。

二十年代後半の商業商店　これをみるために昭和二十七年の「商業準備調査名簿」から、まず商業経営形態別にみた事業所数を大字地区単位に示す第10—49表（次頁）によると、町全体では法人経営はわずかに二七で一割にすぎず、九割が個人経営の商店であった。会社法人では町部中之条一一と伊勢町に一六であった。なお個人商店で常用労働者のあ



戦後20年代の大字中之条町の町通り（第９区付近）

第10—49表　商業経営形態別事業所数（大字別中之条町）

	法　人	個　人	計
大字中之条町	11	107	118
〃　西中之条	0	29	29
〃　伊勢町	16	99	115
〃　青山	0	1	1
〃　市城	0	1	1
計	27	237	264

（資料）　昭和27年商業準備調査簿より

と、出征と徴用による極度の労働力不足によって町工場の生産は停滞し殆んど休止状況に近かった。終戦による男子労働力の復帰によって町工場も再び活動をはじめたが、まず終戦直後の状況からみてゆくことにする。二十二年の製造業の業種別事業所数（第10—50表）（次頁）をみると、町全体で一九六、業種別には、紡績工業と修理業とが各々四五（二三%）、製材・木製品工業は四三（二二%）、これら合せて全製造業の約七割をしめていた。さらに食料品工業一五を合せると、町の全製造業の七六%にもなる。ついでに町の土木建築業を附記しておく。

るものは町全体で三二で、町の個人商店中のわずか一四%にすぎなかった。こうして戦後二十年代における町の商業形態は、戦前から引続いて家族従業員を中心にした零細な家族経営のものが大半であったのである。

(2)　戦後二十年代の町の工業

戦前までの町の工業工場については、第九章で述べたように、零細な家族労動経営であった。戦争が激化する昭和十七年から、とくに十九年になる

第10—50表　製造業種別事業所（中之条町）

業種別製造業	事業所数	備　　考
金属工業	8	鉄器、金属切断、熔接、鍛冶
機械器具工業	9	電気、通信、工作機械、部分品、農用機具
化学工業	2	煉炭、豆炭
窯業及土石工業	1	屋根瓦、土管
紡績工業	3	製糸
	1	その他、紡綿
	2	撚糸業
	29	衣服、裁縫品
	6	染色、漂白
計	65（その他4をふくむ）	
製材、木製品工業	8	製材業
	35	木製品類
計	43	
食料品工業	8	製穀、製麦、製粉
	1	和酒製造
	6	その他食料品
計	15	
印刷製本業	2	
その他工業	26	
修理業	45	金物、機械、自動車、自転車
合計	196	

（資料）　臨時国勢調査（昭22）中之条町

大工一九、鳶及土工七、石工事五、屋根工事二、板金工事　の三を加えると、建設業全体で四五であった。三、左官三、緑地工事二、計四一、これに総合工事を営むも

さて終戦直後二十年八月から二十一年にかけての町工場の動きを従業者数と年間稼動日数によってみると第10—51表（従事者数）と第10—52表（稼動日数）になる。

第10—51表　工場従業員数（中之条町）

従業員数	昭和20	〃 21
1　人	39	39
2　人	18	30
3　人	1	7
4　人	3	3
5　人	0	1
計	61	80

（資料）　各年次の工場票による

第10—52表　工場稼動日数（中之条町）

稼動日数	昭和20	〃 21
300日～	11	15
250～300日	10	16
150～250日	21	34
100～150日	6	8
～100日	31	7
計	61	80

（資料）　前表に同じ

これら二つの表から、この間に従業者数もふえ、年間の稼動日数のふえた町工場が多くなっている状況がわかる。なお戦時中（十四年、十七年、十九年）における従業員数と年間稼動日数の変化については、前章の昭和戦時期第9—31・32表（七七～七八頁）を参照されたい。

終戦後二十一年から年々少しずつ町の工業生産も復活してゆき、二十五年頃になると工業生産の各部門に新しい会社企業が現われてきて町の工業も一時期を画すようになる。そこで二十五年における町の製造業の部門別の生産状況を第10—53表（次頁）に掲げておく。これによると、町の主な工業は工場数のうえでは地場産業ともいえる木材製品、家具工業が三四で全事業所の半数をしめていた。工業生産額からみると、製糸業を中心の紡績工業が僅か四社で、町の全工業生産額の七〇%近くをしめていた。ついで製材業中心の木材工業が第二位で全生産額の一四%であった。

第10—53表　製造工業の業種別の工業生産額（昭和25年・中之条町）

	事業所数	工業生産額	各部門の工業生産額比率	一事業所当り工業生産額
		円	%	円
食品工業	8	15,943,968	6.6	1,993,000
紡績工業	4	166,624,388	68.6	41,656,100
衣服、身廻品工業	2	685,900	0.3	342,950
木材製品工業	19	34,841,810	14.3	1,833,780
家具・建具工業	15	4,143,618	1.7	276,241
印刷・出版工業	2	4,676,300	1.9	2,338,150
石油・石炭製品工業	1	320,000		320,000
ガラス・土石製品工業	1	238,000		238,000
金属製品工業	6	6,799,161	2.8	1,133,193
電気・機械器具工業	2	7,475,433	3.1	3,737,715
輸送設備工業	3	670,000	0.3	223,333
その他工業	4	454,000		113,500
計	67	242,872,578	100.0	

（資料）　昭和25年工業センサスによる

註　工業センサスに該当する対象工場（事業所）は一応従業員四人以上のものである。第10—50表の事業所（二十二年臨時国勢調査による）は三人以上の小事業所も含まれている。

さらに二十九年の町の工業を同年工業センサスによって四人以上の工場と三人以下の工場に分けて捉えると、四人以上が二八、三人以下は二四である。

製糸業　町の工業生産中で最も規模の大きい製糸業について、戦後十年間の生産状況をみよう。この部門の二大工場（群蚕中之条工場・光山社）の生産状況を、二三年・二五年・二九年をとって第10—54表（次頁）に示す。従業者の数は二三年にくらべて二五・二九年は減ってきているが、なお出荷額では、二五年さらに二十年代後半になると大きく膨脹している。

第10—54表　二大製糸工場の従業員数(中之条町)

工　場	年　次	従業者数
群馬蚕糸中之条工場	昭和23	273
	〃 25	208
	〃 29	198
光山社小渕製糸所	〃 23	202
	〃 25	143
	〃 29	153

(資料)　各年次工場票、工業センサスによる

第10—55表　月別稼動人数

月別＼工場別＼年別	群馬蚕糸中之条工場 昭和23年	〃 29年	光山社製糸工場 〃 29年
	人	人	人
1月	268	176	153
2	270	172	153
3	266	170	151
4	271	192	164
5	269	210	166
6	272	209	164
7	264	207	165
8	259	209	165
9	259	215	165
10	255	216	164
11	249	201	165
12	244	198	163
計	3,146	2,375	1,908
月平均稼動員数	262	198	159

(資料)　前表に同じ

ここで二工場の月別稼働人数を、二十三年と二十九年を比較してみておこう(第10—55表)。光山社の二十三年の月別稼動員数を欠くので、両年を通じての十分な比較はできないが、群蚕では月別平均稼動員数をみると、二十三年が二六二人、二十九年は一九八人で、二十九年が月平均六十四人減少している。二十九年をとって二工場を比較すると、毎月の稼動人数が群蚕工場の方が三九人多く、生産出荷額でも多くなっている。

製材業　つぎに町の伝統的地場産業としての製材業の戦後の実態をみておきたい。製材業は第一次世界大戦後の大正後期の好況をうけて相次ぎ設立されたが、震災後から昭和十年前後にわたる経済不況をうけて解散ないし停滞休止状況のものが多かった。日華事変から太平洋戦争にわたる戦時期には引続いて停滞不振であった。終戦によって再び地場産業として復活し、製材業は戦後いち早く町民有志によって新工場が設立された。先掲の中之条製材、篠原製材のほか今井製材、大野製材、さらに吾東製材、一場製材等があいついだ。戦前からの中田製材や須川屋製材も戦後装を新にしている。ここで戦後二十年代の町の製材工場の状況を第10—56表に示す(次頁)。

第10—56表　戦後20年代の町の製材工場

		従業者数
		人
大野製材	昭23	6
	25	18
	29	21
中之条製材	昭23	16
	25	14
	29	—
中田製材	昭23	50
	25	28
	29	31
今井製材	昭23	19
	25	13
	29	21
篠原製材	昭23	18
	25	—
	29	—
須川屋製材	昭23	18
	25	7
	29	5
吾東製材	昭23	—
	25	14
	29	11
一場商店	昭23	—
	25	8
	29	17

（資料）　前表に同じ

地場産業として戦後の活況の一端が現われている。戦後この時期に発足した製材業は、その後の発展を通じて三十年後の現況の基礎を培ったが、当時にあっては多難な創業期のものが多かった。戦後製材業の再生期に、おくれて発足した一場製材所について、社長一場長二郎は当時の状況を次のように述べている。

昭和二十五年　原町役場隣りの燃料商組合のガス薪工場を買収、続いて中之条中央魚菜市場を買い、資本金六〇万として発足する（ガス薪、薪炭業、製材業として）。二十七年には代燃車のガス薪が不用となり、ガス薪をやめて、増反による山林解放になった松林があったので、経木工場を始め、併せて丸鋸で製材を始める。三十年伊能町長の骨折りで現在地に製材工場を新設、製材を本格的に開始す。当時中之条町には、中田製材、今井製材の大手工場と宮部大野経木製材工場があり、この人達が中心で、原町の若手と毎月十日に集り懇談会を開き、これを「十日会」と名づけて、現在の協同組合に移行したが、桑原（準）会長を中心として、業界発展の原動力となった。

ここで当時の木材関係の製品高を示しておく。

二十八年（関西九州水害）原木製品高、杉丸太、石二、〇〇〇円、製品バタ角（土木用）、石三、五〇〇円、木炭一五〇円、二十九年（金融引締による不渡手形増、デフレ）杉丸太、石一、

五〇〇円製品、一〇尺三・五角杉柱、石三、五〇〇円、板割、三、五〇〇円、木炭二五〇円、下刈人夫賃二五〇円

終戦後の製材業関係ではガス薪工場が相次いで設立された。二十四年の生産高は五六四、三六〇瓩にのぼった。町の木製品工場として家具建具製造販売業者は戦前から多く、二十五年（国勢調査）には十五戸であった。

其他製造業　叙上の製糸、製材業のほか、戦後には新しい製造工場も現われている。金属製品部門（鉄工、鍛造）、電気器具製造部門などの新工場も設立された。ここでは其他部門の代表的工場の従業員数を表示しておこう（第10—57表）。



中之条町の製材業者たち

第10—57表　戦後20年代の製造業

		従業員数
宮部経木工場	昭23	21人
	25	31
	29	27
近藤酒造場	昭23	5
	25	5
	29	14
群馬実業	昭23	8
	25	8
	29	7
林鉄工所	昭23	17
	25	28
	29	一
光山電気工業	昭23	41
	25	16
	29	26
笹川木工	昭23	9
	25	16
	29	14

（資料）　各年次工場票・工業センサスによる

ここで二十五年（一九五〇）に入り金づまりの三月危機下における吾妻郡内の製材関係企業の状況について、当時の上毛新聞（三月二十一日付）は次のように報じている。

昨秋吾妻には製材工場が五十七工場（千馬力）あった。そのうち年末までに

二軒が廃業、一月に入って休止したのが九工場、二月に入って十五工場、現在はその半数の三十工場になっている。しかもそのうち正常に運転されているのは、わずか二、三という状態、あとは工員を半減し設備を小さくし、月に十日運転できればいい方だという休止一歩前の半操業の有様におかれている。その結果、一年前の五十七工場、従業員千三百、生産量年九万トンの実績は約三分の一になっているというのが実情だ。

(3)　工場労働者の労働条件

戦前期・戦時期における町の工場労働者の労働時間と労働賃金の一部について簡単にふれたが、大正期～昭和戦時期までの資料は未だ不十分であった。しかるに戦後になるといち早く労働関係法規の制定、労働省の設置によって、地方労働行政も本格的に発足をみた。かくて吾妻地方にも労働組合が生れ、労政事務所が設置され（二十二年四月）、労働基準監督署も設置された（二十二年九月）このように労働者をとりまく指導行政の発足に伴って、この地方の工場労働者の労働環境としての労働時間や労働賃金の問題も労働者、使用者の両方から強い関心がもたれるようになった。

①労働時間　昭和二十六年四月～十二月における町の製糸工場と製材工場の労働者の労働時間（一ヵ月・一

第10—58表　製糸・製材工場の労働者（男・女）の月間労働時間（昭和26年）

	製糸工場（女子）	製材工場（女子）	製材工場（男子）
	時間	時間	
昭和26年 4月	198.8 (7.6)	213.0 (8.2)	209.9 (8.1)
5月	198.1 (7.6)	204.5 (7.8)	210.0 (8.1)
6月	205.6 (7.9)	205.5 (7.9)	219.2 (8.4)
7月	193.2 (7.4)	207.5 (8.0)	208.5 (8.0)
8月	195.1 (7.5)	206.0 (7.9)	206.0 (7.9)
9月	193.6 (7.4)	210.0 (8.1)	205.8 (7.9)
10月	187.9 (7.2)	204.0 (7.8)	299.9 (7.7)
11月	209.4 (8.0)	209.8 (8.1)	213.8 (8.2)
12月	200.2 (7.7)	210.5 (8.1)	229.6 (8.8)

（資料）　労働省指定工場としての毎月勤労統計による。
（　）内は一日の労働時間平均

日）を、第10—58表（前頁）に掲げる。(イ)**女子労働時間**　製糸労働者と製材労働者では、製材女子の方が多少労働時間が多かったが、一般に二工場ともに、ほぼ一日平均で八時間労働であったことがわかる。製糸工場の女子労働時間は当時一日平均八時間たらずの月が多かった。(ロ)**男子労働時間**　製材工場の男子労働時間をみると、年間労働時間は大体一日平均八時間前後である。一日平均八時間をこす月が五ヵ月、一日平均八時間労働に足りない月は四ヵ月であった。

②**労働賃金（給与）**　労働賃金は工場企業経営の状況を表示する指標であるが、同時にまた労働者としては中心の生活指標でもある。町の労働者の生活については別にまとめて後述するが、ここでは経営企業の指標を中心として戦後十年間の労賃の動向を考察する。賃金は業種別にも相違するが、田舎町の小企業では経営上の業績から同じ業種間でもかなりの賃金格差が著しいことが特徴である。

終戦後の二十二年後半期の郡内各企業の業種別賃金調査結果（中之条労政事務所による）が、二十三年二月七日付上毛新聞に掲載されているが、これによると次の通りであった（第10—59表）。

第10—59表　吾妻郡内会社工場賃金（昭和23年）

			最高賃金	平均賃金
			円	円
機械器具工業	職員	男	2,521	1,467
		女	1,393	810
	労務者	男	1,798	1,348
		女	1,356	773
製材及木製品工業	職員	男	2,600	1,719
		女	950	763
	労務者	男	4,498	2,115
		女	1,519	751
製糸業	職員	男	3,236	1,863
		女	1,475	339
	労務者	男	1,921	706
		女	1,340	909
土建業	職員	男	2,583	2,410
		女	1,073	900
	労務者	男	5,432	1,486
		女	1,750	1,400
交通業	職員	男	10,070	5,058
		女	2,601	1,951
	労務者	男	7,365	4,669
		女	2,578	2,064
電気業	職員	男	3,402	1,625
		女	813	657
	労務者	男女	3,211	1,808

これによると、業種別では交通業（バス会社）が一番よく、製糸製材等がこれについでいた。戦後も日の浅い時期の労賃として男女の賃金の格差が著しく大きいのがめだっている。平均賃金でみると、たかいのが男子は交通業職員五、〇五八円、同労務者四、六六九円、女子ではバス車掌二、〇六四円であった。女子は千円以下が多く、製糸女工も九〇九円であった（土建業の女子労務者は平均一、四〇〇円であった）。

製糸工場の労賃　戦前期からの製糸工場の二社は、戦後も引続いて町の代表的工場だった。女子労働者一五〇～二〇〇人を雇傭する大体同規模の製糸工場は、労賃上でもほぼ同額に近い給与であった。製糸女子の賃金について年次別の上昇率をみると、二十三年の賃金を基準として、群蚕工場では二十五年が一・八倍、二十九年が三・一倍であった。光山社では群蚕工場以上の伸びを示し、二十五年に二・九倍、二十九年には四・九倍と大きな伸長であった。

製材工場の労賃　製材の二五、二九両年の賃金の上昇率を示す第10—60表によると、二十五年には今井製材が二・七倍、中田製材が二・一倍、大野製材は一・六倍であった（中之条製材は〇・二倍）。六年後の二十九年には、大野製材が三・八倍（二十五年以後の伸長が二・四倍）と急上昇した。今井製材は二・九倍（二十五年以後の伸びは僅か〇・四倍）中田製材は二・六倍（二十五年以後の伸長は一・三倍）であった。賃金上昇率からみると、戦後発足した今井製材、大野製材の二工場が二十年代の上昇が大きく、特に大野製材は二十年代後半期の経営の伸長が察せられる。旧い中田製材は二十年代を通じて賃金の着実な上昇を通じて企業自体の健実な伸長の様子がうかがえる。一番おくれて設立した一場製材は、二五～二九年の賃金上昇率は顕著で三・八倍にもなった点から、この間の経営自体の発展の一端もしのばれる。

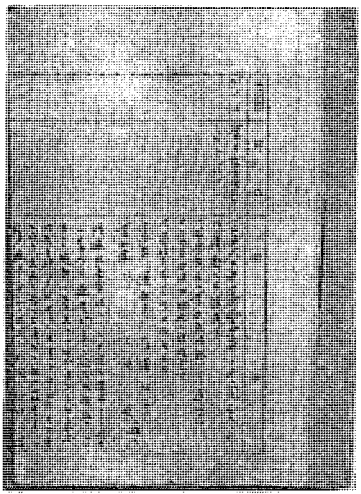
第10—60表　四工場の賃金上昇率

	昭和23	〃25	〃29
大野製材	100	157	375
中之条製材	100	102	—
中田製材	100	205	205
今井製材	100	273	285

其他工場の賃金　まず宮部経木工場は二十年代の賃金上昇は、二十五年一・五倍、二十九年二・八倍と順調コースをたどっていたが、企業自体も二十年代に着実に進展していたようにみえる。群馬実業もまた戦後の食品工場として順調に発展していたようで、賃金給与の方も二十五年に一・八倍、二十九年には三・二倍近くも上昇を示していた。さらに賃金の急上昇の顕著だったのは光山電気であった。これは新しい電気製品工業としての急激な伸長を示すものであった。

4　戦後の労働組合とその展開

戦後連合国は対日管理方針として民主的労働政策を打ち出した。労働組合の結成奨励が五大改革の一つとして二十年十月十一日に政府に指令された。かくて戦前からの労働法規と、ながく労働運動の弾圧に利用されてきた治安維持法、治安警察法が即時廃止され、新しく労働三法が制定実施された（二十年十二月二十一日労働組合法、二十一年九月二十七日労働関係調整法、二十二年四月労働基準法）。かくて戦後には労働行政も労働者の権利を守り、その地位向上をはかるために行われるようになった。



吾妻郡管内の労働組合記録（元中之条労政事務所長宮崎徳重所蔵）

戦後この労働組合法の施行によって、吾妻郡内でも労働組合が次々に結成された。それは「西部の五鉱山、郡内に点在する発電所、交通運輸の東武と北毛、中之条町の二製糸工場を中心……」（元中之条労政事務所長宮崎徳重「あしあと」一〇六頁）としたものであった。ここでは中之条町

を中心とした労働組合（以下労組と略称）の動きをみてゆこう（以下、資料は主に宮崎徳重所蔵のものによる）

(1)　終戦後の労組の台頭

二十一年一月十六日、北毛自動車従業員組合役員会、議題一、組合長書記長辞職による選任、二、十二月分給与の継続支給、三、家族手当一人二十円即時支給、（待遇改善事項については新たな要求として提出し、三月一日運賃引上げの認可後実施せしめる）。この日組合長富沢治郎（前中之条町議）。書記長大渕明が選出された。

同年二月二十八日北毛自動車運送会社の一部株主間で会社解散の動きあるを知った組合は、あくまでこれを阻止すべく、この日丹後吉郎氏の応援をえて大会を開き、五項目の決議（省略）をしている。なお、十項目の労働協約内容もきめている（会社側組合側よりの代表による経営協議会の設置、賃金審議会の設置、其他公休休暇、公傷病欠などについて）。その後労使交渉をつづけ月余にわたる闘争の結果、一応の解決をみたが、労使一致をみた協約の概要は、（六項目）、一、会社は従業員組合を公認し、之が団体交渉権を認める。二、従業員解雇の場合は組合に協議のうえ、これを決定する。三、賃金労働時間其他一切の労働条件改廃の場合は組合に協議の上、之が決定をなす……。五、経営参加の一部面として配車の合理化、事業運営、能率増進を図るため、組合側十名、会社側十名を以て能率増進委員会を設立する……。

さて二十一年五月一日には吾妻地方でも労働者たちの祭典メーデーが開催された。つぎに当日の様子について述べておく。

五月一日、七時三十分原町駅前広場に参集、当日の参加団体は北毛自動車、太陽社光山工場、田中電気、関東配電、吾妻東部板金、日本蚕糸中之条工場、吾妻通運、吾妻工芸、共和製作所、吾妻農器具、日本竹材、上妻木工、群水電化、大和木工、中之条製材、群北交通、中之条原町授産所、林鉄工、平野下駄、須川屋製材、今泉窯業、吾妻鍛造の各組合これに太田村農民組合、吾妻プロレタリヤ青年同盟、共産党吾妻地区委員会等であった。参加人員千三百名、責任者司会者北毛従業員組合長富沢治郎、副司会者群水電化従組組合長井上三郎、農民組合長田中平太郎。当日は各種団体代表者数名の演説、司会者の宣言文、決議文朗読があって、八時四十五分ブラスバンド団体旗を先頭にメーデー歌を高唱して原町町内を一巡、中之条町に至り町内一巡の上、伊勢宮に集結、午後一時解散。そしてこの日の様子について「秩序整然として、特に

交通に対して係員を定めて混乱防止に当る等、充分考慮せら
以下日時を追って主な労組の動きをあげてゆく。

四月三十日　吾妻郡中等学校教員組合の設立、組合長河野五郎（中之条農業学校教頭）、副組合長金井幸佐久（吾妻高等女学校教頭）。吾妻学校教員組合役員改選、組合長上原喜久雄（中之条国民学校長）、副組合長大塚利市（伊参国民学校長）、萩原進（長野原国民学校教頭）。

七月五日　群馬県職員組合吾妻支部発足、支部長天田準平（地方事務所）、副支部長足立茂四郎（勤労署）、大沢豆宏（土木）

（七月における郡内組合数一九、組合員数二、九八四（男一、九八四、女一〇〇〇）。九月の項に「中小企業従業員組合待遇改善を叫ぶ」とあって、「須川屋製材、星野下駄工場は現行待遇改善の意志をもって交渉し、若干の向上はえられたが、これに続き光山社、小渕製糸所吾妻通運等にもそのきざしがある」と記録している。

十二月に入ると電力事情は極度に悪化し、隔日停電や昼間の送電中止の事態が起り、工場への影響が深刻化した。この事態について宮崎は憂慮して次のように述べている。

工場側は休電日も平常通り出勤する工員には賃金を支給しているが、長期化すれば減額等も起る可能性がある。夜間作業も多くなり、製材業に於ては附近住民の抗議等も予期せら
れ、意義ある第十七回メーデーは終った。

十月三十日　北毛自動車従業員組合賃金引上げ要求……最近の労働情勢物価高を検討して次の申入れをし、次のように解決した。一、十一月分に限り本人に対し五百円の赤字補給金を支給する。二、十一月より月収総額に対し三割の加給をなす。

十一月二十二日　吾妻郡町村職員組合設立、組合長富沢寅吉（中之条役場）、副組合長樋口利雄（原町役場）小林梅太郎（長野原町役場）、組合員一三〇名。

十一月二十七日　吾妻郡教員組合臨時大会（岩島国民学校）、一、教全連の闘争方針は軟弱なるため経済的闘争に関する限り全教組の要求七項目を絶対支持応援し、これが目的完遂を期する。但し闘争方針が政治的にゆがめられた場合は即時離脱する。
れ、そのうえ青少年労働者の健康等にも関心をむけてゆく必要が痛感される。

さて二十二年に入り、いわゆる二・一スト前夜の中之条地方の労組の状勢をみておこう。

一月　東京税務職員組合中之条支部は十六日より中央指令にもとづき業務管理体制に入った。署長署員の対立もなく平常通り運営されているが、外部への運動においては管内官公労中で最も活発な運動を展開し、資金獲得のため映画等も行っていた。

一月二十一日　官公労吾妻地区共闘委員会が結成された。本部中之条農業学校におかれ、委員長萱谷俊夫（農業学校）、副委員長蛭原銀之助（地方事務所）、鈴木嘉久（税務署）、情報部長田中島五郎（郵便局）、宣伝部長浅見治雄（長野原自動車）、経理兼書記長宮崎勇（農業学校）。

そして一月二十三日県職吾妻支部はゼネスト突入の可否を決定する大会を開いた。出席組合員九〇名、この大会の模様については宮崎「あしあと」一〇九～一一〇頁に詳述してあるが、結論として「現在の給与では生活維持は不可能であり、スト以外に要求貫徹の方法はない」ということになり、スト突入が満場一致で採択された。一月二十八日には吾妻地区官公労組生活権獲得大会が開かれ、中之条町の街頭行進演説等が行われた。

こうして二月一日を迎えたが、ラヂオ放送により中止勧告を知り、本部指令を待たず、スト突入を中止した。なお共闘委員会は勤労署会議室で開かれ、その解散を決議した。

(2)　二・一スト以後の労組の動き

二十二年の第十八回メーデーは五月一日実施されたが「前回に比して人員規模とも少し小さかったが、終始和気藹々裡に、しかも整然と実施された」とあるが、特に街頭行進のあと午後には原町銀勝座で映画と演芸を観賞した。二十二年の其後の主な動向を列挙すると、

五月十六日　県機構改革により吾妻支部役員改選

六月五日　吾妻学校教員組合臨時大会、六三制実施に伴う今後の組織等について協議（六〇〇名参集）。中小合同か別個かについて論ず。

七月八日　吾妻地区労働組合第三回定期大会、続いて七月十八日臨時大会、規約変更、役員改選で会長富沢治郎（北毛）、副会長大畑松□（電産）、木幡秀篤（小串）、書記長小板橋豊作（北毛）。

七月十五日　群馬県教員組合結成による支部報告大会（出席五五〇名）、支部規約未制定ながら支部長上原喜久雄（中之

条小学校長）を選出。

八月には共和製作所、上妻木工、田中電気等、小企業の賃金要求で労使がもめた。田中電気（日本精密群馬工場の下請）の労組は、電力悪化のため、生産奨励金が極度に少く組合員に不満が起りつつあるを察知した社長は労働条件を改善し、要求に先んじて実施した。八月十八日光山電気の労組も要求書を提出、二十四日会社側の解答で解決した。なおこの月中田製材の労働組合が発足している（組合員四十四名）。

この八月の動きについて、この賃金交渉に対して使用者は相当深刻な打撃をうけている。しかし労使の自主的交渉で解決し、争議行為は僅か一件だった。いづれにせよこの地方の中小企業の苦悩が集中的に現われた月であった。

九月一日　群馬教員組合吾妻支部の臨時大会、規約制定と役員改選、その結果支部長上原喜久雄（中之条小校長）、副支部長藤井吾一（中小教頭）、大塚利市（坂上中校長）。

十月に入ると、年末をひかえて各種要求が続出した。一、中田製材賃上要求（自主的解決）、榛名木工賃上要求（一応解決）、上妻木工賃上要求（交渉中）、年末切迫とともに越冬資金を目ざして県職教組の共同闘争となった。当時郡内小企業は大企業の一、八〇〇円ベースなどは望むべくもなく工場閉鎖が相次ぎ苦難の年であった。

翌二十三年の労組の動きをみよう。

この年二月の労働状勢の項をみると、「賃上げ要求二件はいずれも当事者間で円満妥結、その解決条件は、いずれも要求の五割以下に止っていた。賃金の上昇と企業利益のアンバランスを生み経営の多難が認められ、他方労組側もこの事実を直視し交渉妥結に至ったようだ。県下的に波紋の大きい教組の闘争については、当地方支部はスト反対の気運が二十日大会当日の普通授業からみても察せられる。其他組織化の最も困難が予想されていた土建業に組織の台頭がみえた。

三月には、二十五日全財中之条税務所支部一斉賜暇戦術を行う（二十六日より定時退庁を履行、但し納税期ゆえ数名は応待に残留やむなしとしている）。県教組吾妻支部、二十日デモには支部から若干参加したが、授業は平常通りなされた。二十一日支部大会実施北村委員長賃金委員出席、支部として要求支持を決定、正副支部長辞職届提出。十四日ストか否かの拡大闘争委員会を開き、支部の態度を決定、四三対三でスト反対、地労委調停案受諾を決定、しかし県教組の大勢は十九日より二十四時間スト突入、続いて二十三、四両日も第二次ストを決行した。この間スト中の行動について、「組合の大部分は町村当局と緊密に連絡して登校、校舎の管守研究調査を行い、円満解決の望みをもって終始した。従って心配さ

れた町村当局の校舎管理ということもなかった」と記述している。この際の一般世論について、「P・T・Aは次第に硬化し、静観的態度から漸次批判的に移り、今後スト断行の際は強硬態度をとる意向も見受けられ、遂に第三次ストは中止になった」（三月三十一日管内労働情勢）。

四月　四万温泉旅館に従業員組合設立（組合長綿貫一二）、二十五日　教組吾妻支部　役員改選　支部長　佐藤勇、副支部長　市村末雄、土屋正成、書記長　金田壽雄

五月一日　第十九回メーデー原町駅前集合、午前原町～中之条行進、午後演芸（歌、劇、軽音楽、舞踊、三味線、尺八等）が行われた。

五月十九日　群馬蚕糸中之条工場賃上げ妥結（男子職員一〇〇%、女子職員七〇%、男子工員七〇%、女子工員五〇%）

五月十八日　東武自動車スト決行、都労委の斡旋により解決、これについて管内の状勢のなかで、「スト中の賃金はとらぬにも拘らず、組合員は車輛の整備、所内の清掃等に当っかかる状勢下にあって二十三年十二月にマ元帥から日本経済安定復興を目的とする経済九原則が示され、これにもとづいて賃金三原則が指示された。これをうけて新状勢のもとで二十四年の労働運動が展開されていった。

(3)　転機にたつ労組運動　―二四年の動き―

一、二月の郡内の動きについて、「九原則三原則及官公庁一週四十八時間勤務の労働次官通達等に対する反対抗議が中央労組では行われつつあるが、管内は平静…県職支部が四十八時間勤務の不当性を知事に陳情した。一～三月の二、三の動きて居た」と述べている。

六月　吾妻地区労組協議会結成。議長土屋正成（教組）、副議長富沢治郎（北毛）、岡光弥（電産）、常任委員七名（専門部設置、これに当る）。

七月　光山労組　賃金引上げきまる。教組吾妻支部大会。

八月　北毛自動車　賃金要求を会社側は条件付で解決した。

九月　中之条税務署支部、全財を脱退、

さて二十三年後半期の労組運動の状況については、総体として客観的状勢の変化で一般に沈滞的であった。管内労働戦線の統一をめざして発足した吾妻地協も会費納入も滞りがち、委員会の参集もよくない状況になった。常任委員会でその原因検討が行われた。教組吾妻支部でも政令交付後の組合内部の動揺、幹部と組合員間の問題等について十一月の大会で討議されている。

年末十二月二十三日東武労組はストに突入した。

をみると、

一月　大岩製炭所労組発足（三十八名）、賃金改訂を行う。

当時小企業工場の閉鎖が続出している（吾妻特産加工研究所、町田屋根板工場）。

四月の管内労働情勢の記録によると、「九原則の投じた波紋は吾妻郡にも及んで中小企業は給料の遅配、企業整備等で苦悩した。前者の問題が労使激突の姿で現われたのが、田中電機の争議であり、後者は吾妻通運の企業整備問題であった。

こうして、二十四年には五～八月において人員整理、事業閉鎖が続出した。その結果一～七月までの失業者の状況について次のように述べている。

管内総計　二二六名、うち再就職五一名、帰農八二名、自家営業七名、総失業八六名。八六名中には一時的のキャンデ－売り、日傭人夫等を含む。

かかる状勢のなかで国鉄長野原分会は行政整理で二十八名の解雇者がでた（七月）。また全逓信従業員組合でも郡内十三名が整理の対象となった（八月）。かかる状況下で七月には吾妻産業防衛人民大会が中之条駅前広場において労組幹部たちによって開催されている。この昭和二十四年は戦後の吾妻労働運動史において極めてきびしい年であって、各労組にとっても一転機となった。これを示すものとして次のようなこともあげられよう。

教組の動き…校長の組合員としての問題がとりあげられたこと、十一月十四日の項によると、県下で校長の組合脱退がおきつつあるが、吾妻郡校長会の動きは次の通りとして、「今の所別段組合員であっても困難な事情もなく、一般組合員も校長を組合員としてゆくことを望んでいるので、このままで行くことに決定した。県下一本の姿で去就が定まるまでさて当時の二十四年三月現在の吾妻郡内における単位組合を系統別組織状況をみると第10―61表（次頁）のように従来通りであることになった」と述べている。

関東財務労組中之条支部解散…労働組合法改正で公務員の政治活動が禁止され、会費を納めるだけでは何等利益なしとして総会の決議で解散に決した。今後中之条税務署だけの組合を結成するか否かが問題としてとして残されている（十月より）。

第10—61表　吾妻郡労組の系統的組織状況

	組合数	組合員数		
		男	女	計
産別系	1	380	9	389 (11.7)
総同盟系	—	—	—	—
県官公労協	1	172	90	262 (7.9)
その他	30 (93.8)	1,912	751	2,663 (80.4)
計	32 (100.0)	2,464	850	3,314 (100.0)

（　）内は％を示す。

なっていた（県地方労働委員会年報、昭和二十三年版一二一頁）。

郡内組合のほとんどが、主な系統組織には所属しない其他組合であって、郡内全労働組合員のうち八割は、このような組合に所属していたのである。

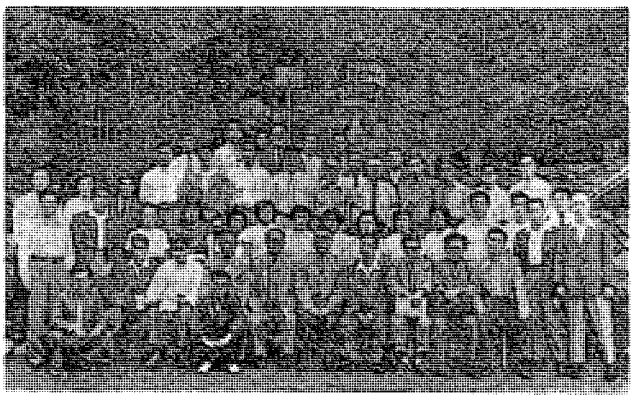
(4)　二十年代後半への労組　—二十五年以降—

終戦後から二十四年までの郡内労組の動きをみると、戦後一～二年は労組の急速な台頭と活発な運動の展開をみたが、二・一スト以後は幾分変調をきたし、二十三、四年になると、郡内小中企業の沈滞から民間労組の労使関係はむづかしいものになってゆき、ついに二十四年には戦後労組の動きは転機に遭遇するにいたった。二十五年を迎えて戦後の郡内労使の動向の反省にたって、さきの宮崎徳重は労働行政の立場から、両者に対する教育啓蒙に意を注いだ。氏の報告によって二十年代後半の労働教育面の動きを示しておく。

労政事務所は労働教育を中心とする行政推進に当って、労使当事者のほかに、高校、中学の上級生を対象にし学校教育の分野にも進出した。その骨子は、憲法における労働関係の地位、労働者の経済的地位の向上を説き、労働者の団結権、団体交渉権、争議権等を極めて平易に解説指導した。さらに新規就職者のために労働講座を開設し、労働法の普及をはかる一方、教養的な文学講座も併設して、社会人としての教養向上も考慮した。労働組合の成熟と使用者側の時代認識の向上をまって、模範的労働協約を印刷、逐条説明を行い、労働協約締結への道しるべとし…こうした計画は、吾妻地区労働教育委員会（労働者側、使用者側、学識経験者各三名委員より構成）の討議をへて進められた。中之条地区として特筆すべ

きは、当時の労政予算の僅少を憂えた各委員の努力により郡内各町村から応分の寄附金を仰ぎえたことにより、県下に中之条方式として羨望された。その甲斐あって昭和二十四、五年を画期として労使関係の紛争は減じていった。

ここで二十年代後半の吾妻地区労働教育審議会委員をあげておこう。委員は労働者側三名、使用者側三名、学識経験者三名であった。下表に二十八年、二十九年



四万日向見営林署白岩寮にて
講師　九州大学　高橋正雄、新産別、細谷松太両氏をかこんで講習参加者たち

年次	種別	委員	役職
昭和28年	労働	宮崎福三郎	群盟労組中之条支部委員長
〃	〃	原口直登	吾妻鉱山労組書記長
〃	使用者	武藤敏良	北毛自動車労組〃
〃	〃	藤沢誠	万座鉱山K・K労務課長
〃	〃	今井正太郎	今井製材社長
〃	学識経験者	小板橋菱三郎	吾妻商工協組組合長
〃	〃	齊藤岩太郎	吾妻通運重役
〃	〃	山田竹次	中之条農協参事
〃	〃	大川正	原町助役
昭和29年	労働	武藤敏良	北毛自動車労組書記長
〃	〃	上条常春	群馬鉄山労組〃
〃	〃	上原真一郎	岩島村職組委員長
〃	使用	今井正太郎	今井製材社長
〃	〃	平出礼二	白根鉱山鉱業所長
〃	〃	田村照三郎	群盟中之条工場総務課長
〃	学識経験	黒岩伝五郎	嬬恋村助役
〃	〃	吉田正明	名久田村会議長
〃	〃	小板橋菱三郎	吾妻商工協組連合会長

の委員をあげておく。

5　戦後二十年代の金融機関

十五年にわたった今次戦争は莫大な物資と巨額な資金を消耗し尽して敗戦となった。長期戦争遂行による必然的結果としての戦争末期にはすでにインフレの様相を明確に現出していたが、これに加えて戦後処理のため国庫金が短期に集中放出された結果、戦後のインフレは急速に膨脹していった。かかる悪性インフレの抑止対策として二十一年（一九四六）二月十六日金融緊急措置令が布かれたが、これは預金封鎖と新円切換によって、わが中之条町の人々の生活にも大きな影響を与えたことは、すでに本章一節で述べたとおりである。この慣れない緊急措置に直面して不安におののく住民と、これに対処する銀行員の応待もともに中々の大変な時期であった。この緊急措置によって一時的には通貨の減少をもたらしたものの、やがて再び膨脹をきたし、僅か半年たらずしてインフレは再度激化し、折柄の食糧不足、生産未回復等によって物交や闇値は以前にまして深化し、国民生活は益々苦窮に陥っていった。こうして激化するインフレの積極的抑制のため通貨安定対策本部が設置され、その一環として全国的に救国貯蓄運動が二十一年十一月～十二月にわたって展開された。

さて「群馬銀行の30年」をみると、終戦直後の混迷期をへて銀行が再建整備に出発したのは、二十三年（一九四八）以降である。整備計画書にもとづいて増資新株の募集払込みを行い、資本金一億円を増額した（九月三十日）。二十三年六月になり戦後の頭取横山太喜夫が登場して新体制が形成された。この当時から戦後経済も漸く復興と自立の方向に動き出したといえる。すなわちG・H・Q（連合軍）は日本政府に経済安定九原則を示した（二十三年七月）。日本経済再建計画のためにドッヂ博士が来日し、いわゆるドッヂラインを打ち出した。これと前後して、二十四年五月、

シャウプ博士を団長とする税制使節団が来日して、九月には税制全般にわたって税負担の公平合理化についての勧告を行った。さてこの二十三、四年の頃には、戦後生活も幾分ずつ回復のきざしにむかってはいたが、中之条地方では農家は食糧供出に、町の商店は税金攻勢に追われていた時期であった。加えて年々の台風被害による打撃も大きかった。そして二十五年前半の町の商況は不振を極めた。そして四月十七日には税金問題による地方事務所や税務署へのデモ事件も発生した。さきのドッヂラインの実施はインフレをこそ終息させたが、反面二十四年後半期から二十五年前半期にかけての経済を著しく沈滞させた。しかし戦後生活も終戦五年をへた二十五年後半期になると、大分回復の基調に変った（七月味噌醤油の自由販売、九月衣料切符制の廃止、二十六年一月米屋登録制）。このような状勢のもとで、二十五年六月の朝鮮動乱の勃発は特需景気を誘発して、デフレの基調を一掃させた。二十年代後半に入ると、当地方の農民も商工業者も戦後の窮乏生活の回復のきざしから、漸次生産企業への意欲が生れてきていた。この点から三十五年五月八日の日銀支店長（高畠佳次）を招いての吾妻クラブにおける講演会の開催は注目されよう。

(1)　二十年代前半期の町の銀行

群馬大同銀行中之条支店　昭和七年十一月以降中之条支店となったが、その間支店長の動きをみると、初代鈴木徳太郎　七年十一月～九年二月、二代　蟻川波衛　九年三月～二十一年九月、三代　堀口脩　二十一年十月～二十二年十月、四代　小渕瑳一　二十二年十一月～二十五年二月。

大生相互銀行中之条支店　前述のように大正十四年（一九二五）県議田中省一郎が群馬無尽会社を招いて営業を始めた。戦時中の十七年県内の無尽三社を合併し大生無尽会社となり、中之条町ではずっと出張所が開設され営業を続けてきた。戦後二十四年十一月出張所から中之条支店に昇格した。歴代所長をみると、宮下卓次　七年五月～十三年六月、安藤福太郎　十三年六月～十四年六月、片桐輝二　十四年六月～十七年九月、塩原清　十七年九月～二十四年十一月、引続き塩原清が支店長となる。

(2)　二十年代後半期の町の銀行

さて二十年代後半期に入ると、経済復興の機運から金融制度も漸次整備にむけられてきた。長期金融制度と中小企業金融制度の整備があげられる。前者では日本開発銀行の設立（二十六年四月）、後者では二十六年に相互銀行、信用金庫が設立認可されたこと、さらに二十八年の中小企業金融公庫の設置などがあげられる。また二十年代後半になると既存銀行の大企業融資への偏向への批判から、中小企業の立場にたつ新しい地方銀行が設立されていった。こうして二十六年頃からは、地方金融機関も漸く活動期に入ったといえる。

かかる金融状態のもとで、二十年代後半の中之条地区の金融機関の動きをみておく。

大生無尽会社は、二十六年十月相互銀行法施行によって大生相互銀行と改称し、中之条支店も、ここで発展期を迎えた。支店長は塩原清であった。この年には工費二八〇万円で木造二階建五二坪、石造倉庫と鉄筋コンクリート平家建三坪の改築を行っている。そして当時行員は十七名に増員されている。

群馬大同銀行は、前述のように二十三年九月に戦後第一回の一億円増資を実施したが二十六年四月株主総会で再び資本金一億円増資をきめている。（その主目的は本店建築）。一躍資本金二億円になった当行では、この本店新築移転までに総預金一〇〇億円達成を目標としたが、この年十月二十日にはこれを実現した。当行が二五年三月末～二七年三月末まで二年間の預金増加率は、当時地方銀行平均一〇一・四%を上回る一〇四・四%という急伸を示したのが注目される。ところで当時の中之条支店は剣持譲二支店長（二五年三月～二七年一月）の時期であって、行員は二十名前後だった。

ところで戦後二十年代の吾妻地方の金融界の動きのなかで特記すべき事象としては、地元有志たちによって企画された吾妻信用組合の設立であろう。二十六年（一九五一）十月に発足した当組合は、その後三十年代の経済成長期に

際会して、順調な伸長をとげ、戦後の地域産業の振興に大きな役割をはたしてきた。ここでは当組合の創立の経由、その初期の組合経営の実態等を中心に、とくに中小企業者たる地元住民に対する吾妻信用組合の役割について述べてみる。

(3) 吾妻信用組合の創立とその展開

その前史と信用組合の伝統　吾妻郡における信用組合の歴史は古く、明治時代にさかのぼる。既に当地方における地元金融機関の発生は、明治十年代における大字中之条町の有志たち（町田儀平、田中甚平、桑原竹治郎等）による中之条生産会社の設立であった。その設立の趣旨たるや折から台頭してきた地元豪農層の勧業（企業）に対応するものであった。この生産会社は明治十九年（一八八六）十二月に吾妻銀行の設立となって発展してゆき、この吾妻銀行は郡内他銀行を圧して明治後期から大正昭和戦前期にわたって全郡を基盤とした進展をとげた。当銀行の融資の基盤は当時の地元企業だった水力発電や馬車電車軌道、そして養蚕製糸業、さらに自動車交通業と、それぞれ時代の進展に即応した先進的な地方企業であって、銀行はこれと直結した金融機関の役割をになってきた。従って当時の吾妻銀行幹部の多くはまた各地方企業の幹部として、地方産業と金融機関とは一体となって活動していた。この点で金融機関としての吾妻銀行が郡の地域産業開発に果した役割は実に大きかった。なお明治三十三年（一九〇〇）に吾妻銀行に遅れて大字伊勢町の有志（木暮茂八郎、山田金伝次、柳田阿三郎等）を中心に設立された吾妻興業銀行は、その資本基盤が小規模で、融資企業の範囲も狭かったが、地元産業の発展への一翼をになったといえる。こうして地方銀行は専ら地方の資産家層によって設立され、これらの人々の企業金融としての役割を通じて、地方産業の発展のために大きな貢献をしている。これに対して明治三十三年（一九〇〇）公布された産業組合法にもとづいて、各町村に信用組合が設立されたが、この信用組合は金融機関として先行の地方銀行とはその性格を異にし、中産層を対象としていた。

大字中之条町に比して零細な中産的企業者の多かった伊勢町出身の柳田阿三郎は、いち早く信用組合の結成に着眼して、伊勢町・青山地区を中心に同志の山田金伝次と協力して三十五年（一九〇二）中之条信用組合を創立した。これには若い柳田の先進的な産業組合思想が反映していたと考えられる。

注　柳田阿三郎は慶応義塾を卒業し、福沢諭吉の勧業思想をうけると同時に、在京中から若い頃の徳富蘇峰の平民主義的な中産層重視の思想的影響もうけていた。この柳田の新思想が中之条町における信用組合設立への動機であったといえる。

この中之条信用組合は戦時中の昭和十九年（一九四四）中之条農業会に強制的に統合されるまで四十二年間にわたって中之条町の一般庶民層の金融機関として主要な機能を遂行してきた。この中産市民思想にたつ信用組合的金融の伝統は柳田阿三郎、山田金伝次ら明治の先輩から代々の信用組合事業の当事者を通じて継承されてきた。

大正中期から昭和初期にかけての経済不況のもとで、大半の地方企業はその存立基盤を失い中央の大企業に吸収合併されていった。郡内の地方小銀行もまた幾度かの合併合同をへて上毛銀行から群馬大同銀行へ、そして群馬銀行へと吸収された。と同時にその後の銀行はじめ金融機関は町村住民にとっては、地元銀行、地元信用組合時代にくらべて、著しく親近性が失われた。戦後五年をへて地方の零細企業者たちが漸く立上りの契機を見出そうとした二十年代の後半期に、その地元中産金融機関の再生をしのばせる吾妻信用組合が誕生したことは、伝統的な中産的信用組合思想の蘇生としての歴史的意義がうかがわれる。

創立の契機と経過　戦後も五年、食糧不足をはじめ生活物資の欠乏らの状況も回復のきざしがみられ、町の零細な商工業者や農民の間からも漸く企業意欲が生れだしたが、当時（二十六年）はなお金融事情が悪く、銀行貸出しも不如意であった地元民にとっては正常な零細企業のための金融がなによりも渇望された。この吾妻信用組合の創立は、戦

後かなり早期に成立した中之条町商工会の動きとも表裏に近い密接な関連性をもっていたことが注目される。中之条商工会は、前述のように二十二年（一九四七）八月二十七日に設立されたが、会長は小池遵正（中之条町長）、副会長は小板橋菱三郎、小池秀雄であった。さてこの信用組合設立の動きは、二十六年四月町長選における小池遵正の落選急死らによる商工会の動きとも関連して変遷するが、町長職を退いた小池遵正を中心にして商工会と一体化して進展していたことが注目される。この間の動きについては小池秀雄日記によって明かである。

八月六日　商工会役員会　会長　小池遵正、副会長　小板橋菱三郎、小池秀雄　参与　大同銀行、大生無尽、宮部龍三　顧問　小渕光平、桑原準一、近藤太郎　地方事務所長、町長

八月三十一日　午後役場で小池遵正、小板橋氏、自分の三人で、新設の信用組合のことで協議、賛助員に小山、高橋、吉原氏の了解をえた。（当日信用組合設立認可申請書を県当局に提出している）。

九月七日　十一時から金幸で信用組合設立の発起人総代会、集まった者　小池遵正、桑原準一、蟻川潔、木暮雄二郎、小板橋菱三郎、伊能八平、田島栄吉、小池秀雄の八名、委員長に小池遵正を選出した。午后五時半賛助員と会合して組合員募集について協議した。

（九月十三日　伊能知事　渡英帰朝報告会（金幸）、小池遵正倒れる。十四日死去、十七日葬儀）

二十四日　商工会役員会（役場）桑原準一氏を会長に推すことにす。二十六日小板橋氏と桑原氏訪問、会長就任をたのむ。

二十八日　午前十時金幸で信用組合発起人会。桑原、木暮、蟻川、田島、金井、小板橋、小池（秀）、小池（茂）等出席。総会の準備や組合加入の人数、口数など調査、協議。（二十九日知事から信用組合設立内認可があった）。

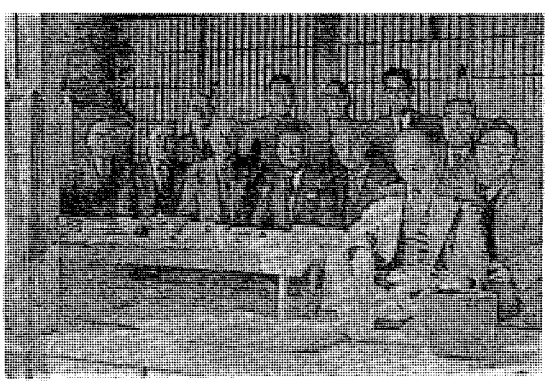
十月七日　バスで蟻川潔、桑原準一、木暮雄二郎氏と四人で、四万山口館にゆき、関善平、田村茂、田村辰雄、田村八郎氏とあい、信用組合員募集の件で打合せる。

十月二十一日　明日の信用組合の総会の発起人打合会（午後二時）、理事長の決定をみることができなかった。

二十二日　吾妻信用組合の創立総会十時～十二時半、役員、理事長蟻川潔、専務桑原準一、常務　木暮雄二郎、理事　田島栄吉、関善平、田村茂、小板橋菱三郎、近藤太郎、中澤義太郎、吉田正明、監事　松井信一、田村辰雄、高橋栄三郎、小池茂吉、小池秀雄。

小池遵正により企画発案され、氏を中心に進捗していた吾妻信用組合設立計画が設立申請書も提出され、認可を目前にして氏の突然の死去によって大きな衝撃をうけたが、死後四十日にしてその遺志をつぐ同志たちによって十月二十二日ついに創立総会開催の運びとなった。ここで戦後信用組合の発案者である小池遵正と信用組合思想との関係について註記としておこう。

註　遵正は「町政回顧三十年」のなかで「町の三尊」として柳田阿三郎、小板橋菱三郎、町田崇山の三人をあげ、就中、同じ伊勢町出身の先輩たる柳田阿三郎を特別尊敬していたようである。その中で「実業家として当時何人も想像だにし得なかった信用組合法による組合の設立……」として柳田の信用組合設立を極めて高く評価していた。そして柳田との関係についても「二十年も年少の私と五年、しばしば痛飲することさえ少くなかった。従って良い意味でも指導をうけたし、今でもいわゆる遊びの指導もうけたと云うようなわけである」と述べている。このように若い時からすでに柳田からは人間的また思想的影響をうけており、実業家柳田の中産層を基盤とする信用組合の思想に対しては共鳴していたようである。また遵正は大正後期の若い頃、当時の新思想「政治倫理化」をとく後藤新平に近づいたりその娘婿鶴見雄輔、沢田謙をもりたてたりした動きにも氏の新思想への関心の面がうかがえる。柳田と同様、遵正が大字中之条町に比して中産層の多い伊勢町出身である



吾妻信用組合の発起人たち

こと、そして彼の出身がまた当時町の指導者に比して中上層に近かったことなどが、中小商工業者に対する金融としての信用組合へのより強い関心をもった理由と考えられる。

創立時の組合の実態　創立時における組合をみると（以下「吾妻信用組合二十五年誌」による）

設立同意者　四八〇名、出資口数　四、三四一口、出資金　二一七万五〇〇円、設立時の役員は理事　一〇、（町村別、中之条町六、沢田村二、名久田村一、太田村一）監事　五（中之条町三、岩島村一、高山村一）、総代　四八人（中之条町三七、沢田村三、原町二、伊参名久田村各一、高山、岩島、太田村、長野原町各一）であった。組合事務所は中之条町大字伊勢町の中之条駅に近い場所で、営業開始は二十六年十二月十四日、前掲の組合長、専務、常務の三役のほか、職員三名であった。

開業三カ年（二十年代）の信用組合　（前掲「二十五年誌」による）

まず開業三ヵ月間の実績を第一回通常総会（二十七年五月）の業務報告によると、

組合員　五八三名（九三名増）、出資金　二四五万四、五〇〇円（二八万四、〇〇〇円増）、預金高　六〇一万五、二五二円、貸付金　五八五万二、五五〇円　職員　四名（一名増）そして、当期利益金四〇五四円四一銭であった。

当時は統制が緩和されてゆき経済事情も次第に好転し、地元の企業者からの融資の要望も漸次たかまってきて、これに対応して融資要請の結果、郵政省と商工組合中央金庫から借入れが可能となった。かくて借入れた六六五万四千円を八十一名に貸出した。また二十八年二月には出資金を五〇〇万円に増資する計画を決定している。

さて一年後（開業一年三ヵ月）の第二期の二十七年度決算をみると、

組合員　六五七人（年間七四人増）、出資金　二八九万七、五〇〇円、預金高一五八三万七、九九二円（年間九八二万二、七四〇円増）、貸付金一五四六万六、一〇〇円（九六一万三、五五〇円増）当期利益金二七万七、五〇〇円九銭配当年五分となって大きく躍進をとげている。

こうして二十八年度には職員を六名に増員した。年末には中小企業者への金融のため、県と中之条町から各五十万

円が預託された。二十九年三月決算期をひかえて、二十八年度利益金が六十万円（前年度の二・一六倍）に上り、六分配当実施の確信をえたと役員会で報告しうるほどの順調な伸長をたどっていた。副業二年余のこの時期を契機に、さらに一段の躍進を期して出資金と預金の増強を推進している。第三期総会（二十九年五月）の報告によると

組合員　七八九名（前年より一三二名増）、出資金　三七一万二、五〇〇円（前年より八一万五、〇〇〇円増、前年比は一・二八倍）、預貯金　二、六二六万二〇八九円（前年より一、〇三二万四、〇九七円増、前年比一・六六倍）、貸付金　二、三四五万一、八二七円（前年より七九八万五七二七円増、前年比一・五二倍）

かくて二十八年度の実績躍進のうえにたって、二十九年度には西吾妻地方に進出し、十日長野原町に組合の連絡所を設立した（所長一、女子職員二）。

第四期総会における二十九年度の業績実態をみると、

組合員　八四二名（前年より五三名増）職員八名　総口数　七八九四口、出資総額　三九四万七、〇〇〇円（前年より二三万四、五〇〇円増、前年比一・〇六倍）預貯金　三、四六二万五三五円（前年より八三五万八、四四六円増、前年比一・三二倍）、貸付金　三、一三四万九一九二円（前年より七九九万七、三六五円増、前年比一・三四倍）

さて、第三期（二十八年度）と第四期（二十九年度）の業績を比較すると、二九年度は前年に比し貸付実額が幾分ふえたが、預貯金実額は減少していた（対前年比でも貸付金、預貯金とも伸長度が低かった）。しかしいずれにせよ、発足以来年々預貯金貸付金、そして出資金ともに増加の一途をたどり躍進を続けていたのである。二十九年の利益金も前年より五十五万円余の増加であったが、此期には内部保留を増額して配当を四分にしている。

さてこうして昭和三十年代の日本経済の高度成長期を迎えるのであるが、中小企業者金融として宿望されつつ、好調な出発をした地元資本に立脚した吾妻信用組合が、二大銀行金融機関と対比して、次の三、四十年代にどのような進展をたどるかは非常に注目されるところである。これが追跡は現代編にまちたい。最後に発足三ヵ年間における各期

別預貯金内訳実績表（第10—62表）と各期別預金出資金貸付金等の一覧表（第10—63表）を示しておく。

(4) 二十年代の町村農協の金融状況

昭和二十三年（一九四八）に設立した四ヵ町村の農業協同組合（以下「農協」と略記）は、戦後の農民組織として順調な発展をしている。ここでは農村の金融機関としての町村農協について、戦後二十年代におけるその実態をみてゆくことにする。

初年度の町村農協金融　まず発足当初の初年度（二十三年度）の中之条、沢田、名久田農協の出資金・貯金・貸付金の状況を第10—64表に示す（次頁）。

発足年次の出資金をみると、中之条農協四三万一千七百円（一人当り四八二円）、沢田農協三〇万二千円（一人当り三五一円）、名久田農協二三万九千七百円（一人当り四一三円）であった。年間貯金総額では沢田農協八八一万一千円、中之

第10—62表　各期別各種預貯金額

	昭和27.3	28.3	29.3	30.3
	千円			
定期貯金	2,247	4,646	7,166	8,929
〃積立	452	2,053	5,003	11,198
普通貯金	3,295	5,305	5,930	7,370
振替定期	—	3,808	8,084	6,717
通知貯金	2	2	1	202
納税貯金	—	10	16	193
当座貯金	19	14	62	11
別段預金	—	—	—	1
計	6,105	15,838	26,262	34,621

（資料）「吾妻信用組合二十五年誌」49頁より

第10—63表　各期別現金・預金・出資金・貸付金

	昭和27.3	28.3	29.3	30.3
	千円			
現金	1,023	3,529	2,799	2,016
預金	6,015	15,838	26,262	34,621
出資金	2,455	2,898	3,713	3,947
貸付金	5,852	15,466	23,452	31,349

（資料）「吾妻信用組合二十五年誌」50頁より

第10—64表　昭和23年度の金融状況

		中之条農協	沢田農協	名久田農協
組合員数		人 895	人 861	人 580
出資金		円 431,700	円 302,000	円 239,700
貯金		8,304,916	8,811,000	6,653,162
貸付金		1,833,798	2,456,000	1,303,980
一人当り	出資金	円銭 482.35	円銭 350.75	円銭 413.28
	貯金	9,279.24	10,233.45	11,470.97
	貸付金	2,048.94	2,852.50	2,248.24

（資料）　各町農協よりの報告資料による
伊参農協の23年度の資料報告をかく

た。

二十四・五年度の町村農協金融　発足年次につづく昭和二四・二五年度（二十年代前半）の町村農協の金融状況を第10—65表（次頁）によってみると、

第二・三年次（二十四・五年）には四農協とも組合員数はふえた。二十五年になると沢田、伊参、名久田農協は出資金を増資しているが、初年度出資金に対して沢田農協は二・〇八倍、名久田農協は二・四五倍に増資したが、貯金の方は、沢田農協は一・七二倍、名久田農協は一・八三倍にふえている。これを一人当年間貯金額でみても、二十五年は二十三年にくらべて、沢田、名久田農協ともに一・六倍にふえている。中之条農協の年間貯金額の期間の伸びは一・八倍であった。一人当りでも一、八倍で沢田、名久田以上であった。他方貸出金をみると、同じ期間（二三～二五年）に中之条農協は三・八倍、沢田農協は一・八倍、名久田農協は一・六倍にふえている。中之条農協の貸付金の膨張が貯金の伸びに比して大きいが、各年次の貯金額、貸付金額を対比すると、二三、二四年二・九倍、二五年二・二倍で、貸付金貯金の伸長の不均衡はなく着実な発展をとげていたといえる。

註　この時期の農村の経済動向について、「二十四年度の農家経済収支は、全国的に悪く二十三年に比して急速に悪化した。この年には農村災害が度々おこり、さらに地方税負

条農協八三〇万四千九百円、名久田農協六六五万三千二百円、一人当り年間貯金額にすると、名久田農協一万一千四七一円、沢田農協一万二三三円、中之条農協九二七九円であった。初年度貸付金では沢田農協二四五万六千円、中之条農協一八三万三、八〇〇円、名久田農協一三〇万三、九八〇円であった。一人当りにすると、沢田農協二、八五二円、名久田農協二、二四八円、中之条農協二、〇四九円となってい

第10—65表　町村農協金融（昭20年代前半）（昭和24・25年度）

		中之条農協	沢田農協	伊参農協	名久田農協
昭和24年	組合員数	人 950	人 911	人 496	人 616
	出資金	円 445,000	円 330,000	円 266,000	円 332,758
	貯金	円 11,756,540	円 10,521,000	円 8,112,000	円 9,085,557
	一人当〃	円 銭 12,375.31	円 銭 11,538.97	円 銭 16,354.84	円 銭 14,749.28
	貸付金	円 4,098,871	円 2,883,000	円 1,822,000	円 1,719,907
	一人当〃	円 4,314.60	円 3,164.60	円 3,673.40	円 2,792.06
25年	組合員数	人 910	人 924	人 516	人 649
	出資金	円 460,000	円 629,000	円 512,000	円 595,921
	一人当〃	円 銭 505.49	円 680.74	円 992.25	円 918.21
	貯金	円 15,305,744	円 15,145,000	円 10,214,000	円 12,187,458
	一人当〃	円 16,819.50	円 16,390.69	円 19,794.57	円 18,778.83
	貸付金	円 6,900,545	円 4,389,000	円 2,478,000	円 2,084,197
	一人当〃	円 7,583.02	円 4,750.00	円 4,802.33	円 3,211.40

資料　前表に同じ

担も増加、この悪化のもとで、農家預貯金は減って負債がふえた。二十五年度には農協赤字組合がふえ、農協の信用事業がやりにくくなった」と記述している（「群馬県信連史」八一四～八一五頁）

二十年代後半期の町村農協金融（二六年～）

つぎに、二十年代後半期にはいり、二六年以降年々の町村金融の動きを、町村農協全体としての組合員数、出資金、貯金、貸付金の動向と、一組合員当りの貯金額、貸付金額の動きによってみておく。

①町村農協全体としての金融の動き（第10—66表）、（次頁）。

(イ)　出資金……町村農協発足年次の二十三年にくらべて、この後半期の出資金の増加状況をみると、伊参農協を除く三農協では名久田農協の伸長が一番はやく、ついで沢田農協、中之条農協であった。名久田農協は二六年にはすでに三・三倍、二

第10—66表　20年代後半期の町村農協金融（昭和26～29年）

		中之条農協	沢田農協	伊参農協	名久田農協
組合員数	昭23	人 895	人 861	(昭24) 人 496	人 580
	26	935	921	514	646
	27	915	925	524	661
	28	906	924	526	660
	29	917	920	541	660
出資金	昭23	円 431,700 (100.0)	円 302,000 (100.0)	(昭24) 円 266,000 (100.0)	円 239,700 (100.0)
	26	880,000 (203.8)	887,000 (293.7)	512,000	801,072 (334.2)
	27	1,098,000 (254.3)	1,334,000 (440.7)	841,000	1,152,848 (481.0)
	28	1,285,000 (297.7)	1,365,000 (450.9)	1,021,000	1,599,933 (655.0)
	29	1,555,500 (360.3)	1,850000 (611.2)	1,299,000 (488.3)	2,008,648 (838.0)
貯金	昭23	8,304,916 (100.0)	8,811,000 (100.0)	(昭24)8,112,000 (100.0)	3,653,162 (100.0)
	26	18,699,438 (225.2)	18,843,000 (209.8)	13,478,000	17,743,507 (266.7)
	27	25,140,244 (302.7)	24,294,000 (275.7)	15,385,000	20,395,992 (306.6)
	28	27,352,326 (329.4)	26,356,000 (299.1)	18,015,000	25,013,193 (376.0)
	29	26,380,689 (316.9)	23,391,000 (265.5)	22,477,000 (277.1)	23,673,133 (358.5)
貸付金	昭23	1,833,798 (100.0)	2,456,000 (100.0)	(昭24)1,822,000 (100.0)	1,303,980 (100.0)
	26	8,639,315 (471.1)	4,817,000 (196.1)	3,320,000	3,966,394 (304.2)
	27	10,547,760 (575.2)	6,293,000 (256.2)	5,928,000	4,011,754 (307.7)
	28	15,339,886 (836.5)	10,045,000 (409.0)	7,880,000	9,377,532 (719.1)
	29	18,565,936 (1,012.4)	11,261,000 (458.5)	12,942,000 (710.3)	12,800,592 (981.7)

（資料）　前表に同じ。註　中之条、沢田、名久田は昭23を基準指数100とす。
伊参農協のみは資料の関係で昭24を基準指数100とした。

七年四・八倍、二八年六・五倍、そして二九年には八・四倍と年々著しい伸長を示している。沢田農協では、二七年になって二三年の四・四倍になり、二九年には六・一倍に達した。中之条農協は二八年に至りようやく二三年の三倍になり、翌二九年に三・六倍になっている。伊参農協は発足二年目の二四年を基準にして二七年に三・一倍、二八年三・八倍、二九年には四・九倍に伸びている。

(ロ) 貯金……この期の貯金の伸長を二三年を基準にすると、三農協（伊参農協を除く）のうちで、名久田農協の伸びが著しい。二十七年には名久田農協は三倍の伸長を示した。三農協とも二十八年が年間貯金では最高であった。しかし二十九年には三農協とも前年より貯金額が減少している。伊参農協のみは二十九年が二十年代の最高であった（二十四年を基準にして二・八倍）。

(ハ) 貸付金……この期の貸付金の伸びを三農協（伊参を除く）について、二三年を基準にすると、中之条農協が最も大きい。二八年が二三年の八・四倍で千五十四万七千円余、二十九年には十倍以上になり、千八百五十六万六千円にのぼった。ついで名久田農協で、二十八年には九三七万七、五三二円（二三年の七・二倍）、二十九年一、二八〇万円余（九・八倍）であった。二十九年には伊参、沢田両農協も貸付金は一千万円をこえている。

②各農協の一組合員当り年間の貯金額、貸付金額の動き（第10—67表）（次頁）をみると、

一人当り年間貯金額……伊参農協を除いて三農協では、二八年が最高で、いずれも三万円をこえている（伊参農協では二十九年には四万円をこえる）。二三年を基準とする伸び率では、二八年には名久田、中之条農協ともに三倍以上になっている。

一人当り年間貸付金……各農協ともに一人当り年間貸付金は年々増大している。中之条、伊参農協ともに、二七年には一万円をこえ、二九年には二万円をこえている。二三年に対する伸び率では、中之条農協が九・九倍、名久田農協八・六倍と大きい。他農協に比して沢田農協は一人当り貸付金額、また伸び率も低かった。

③さらに貯金額（A）対する貸付金（B）の比率（$\frac{B}{A}$）について、(イ)各農協として、(ロ)組合員一人当りの実態を第10—67表（次頁）に示す。この表から次のような特色がうかがわれる。

第10—67表　組合員1人当りの貯金額・貸付金額及び貸付金率（昭26～29年）

		中之条農協	沢田農協	伊参農協	名久田農協
組合員一人当り年間貯金額（A）		円　銭	円　銭	円　銭	円　銭
	昭23	92,279.24 (100.0)	10,233.45	(昭24) 16,354.84 (100.0)	11,470.95 (100.0)
	26	19,999.40 (215.5)	20,068.40 (196.1)	26,221.79	27,466.73 (239.4)
	27	27,475.68 (296.0)	26,263.78 (256.6)	29,360.69	30,856.27 (269.0)
	28	30,190.27 (325.4)	28,523.81 (278.7)	34,420.15	37,898.78 (330.4)
	29	28,703.04 (309.3)	25,425.00 (248.4)	41,547.13 (254.0)	35,868.38 (312.7)
組合員一人当り年間貸付金額（B）		円　銭	円　銭	円　銭	円　銭
	昭23	2,048.94 (100.0)	2,852.50 (100.0)	(昭24) 3,673.39 (100.0)	2,248.24 (100.0)
	26	9,239.91 (451.0)	5,230.18 (183.4)	6,459.14	6,139.93 (273.1)
	27	11,527.61 (562.6)	6,803.24 (238.5)	11,312.98	6,069.22 (270.0)
	28	16,931.44 (826.4)	10,871.21 (381.1)	14,980.99	14,208.38 (632.0)
	29	20,246.39 (988.1)	12,240.22 (429.1)	23,922.37 (651.2)	19,394.84 (862.7)
単位農協の $\frac{B}{A}$		%	%	%	%
	昭23	21.8	27.9	(昭24) 22.5	19.6
	26	46.2	26.1	24.6	22.4
	27	42.0	25.9	38.5	19.7
	28	56.1	38.1	43.5	37.5
	29	70.5	48.1	57.6	54.1

（資料）　前表に同じ

(イ)　各農協の $\frac{B}{A}$……発足年次（二三年）では、各農協とも二割前後で、きわめて低率であった。二六年すぎになると、中之条農協の貸付金が増加し、$\frac{B}{A}$も上昇し、二八年には貯金額の半分以上をしめるようになり、二九年には七割をしめるにいたる。伊参、名久田農協も二九年には、貸付金が貯金額の半分以上をしめるにいたる。

四　戦後の交通運輸と通信

昭和戦後における交通運輸通信の発達は、めざましかった。昭和期になると吾妻地方も自動車時代を迎え、道路橋梁の拡張も急速に進捗しはじめたが、長期戦争によって中断されて本格的な整備は戦後に遅延された。自動車もまた戦時中にはガソリン規制によって代燃車（木炭車）を運行させ、人や物資の輸送も極めて不便の時代であった。乗用車貨物自動車が軍需目的のために徴用され、運転手もまた応召徴用等によって民間交通は全く不振であった。しかし戦時期の交通で刮目すべきことは、戦争が益々熾烈化してきた過程で、軍需資源としての鉄鉱石の輸送を目的として、長い間の懸案だった鉄道が吾妻地方にも導入されたことである。この吾妻線（長野原線）の開通は「戦争の落し子」といわれているが、これが戦後史を通して当地方の産業開発、とくに人間啓発にはたした役割もまことに大きかったといえる。他方郵便電信電話ラジオ等においても、戦争中はすべてが軍事軍需と関連して前線と銃後をつなぐ人や物資の交流を中心に動いてきていた。民需や消費生活のための利用は極度に抑制されていた。

さて戦争の終結は、交通運輸通信すべてにおいて軍需から民需へ、住民の生活目的への利用へ開放された。しかし戦争中におけるこれら各部門において長期にわたる民需・生活利用のための諸施設の荒廃破損は急速には復興しえなかった。加えて敗戦による国民経済の破綻は、これらの再建を極めて困難にし、少くともその復興には長期を要する状況にあった。本格的な新しい交通運輸及び通信の機能が展開されるようになるのは、昭和三十年代に入ってからで、国民経済の復興期、高度経済成長期を迎えて漸く軌道にのったといえよう。したがって戦後の二十年代は、これらの復興再建への過渡期であって、これを通じて地域住民の新しいものを目ざす欲求と行動の胎動が少しずつうかがえる

程度だった。

1　道路橋梁の再興拡充への途

戦時期には道路橋梁も軍事軍需上から緊急を要するものの整備だけにおかれてきたので、終戦時には一般の道路は著しく荒廃していた。戦後は経済復興のための輸送力の増強や終戦による失業者の救済の目的で土木工事もおこされた。また連合国軍の指令によって道路整備も行われたが、前述のように敗戦に伴う経済破綻がこれら土木事業の進捗を容易にしなかった。しかも戦後の相次ぐ台風（二十二年カザリン台風、二十三年アイオン台風）の被害が重なって、その復旧を一層困難にした。

(1)　道路橋梁改修整備の状況　戦後二十年代における道路橋梁改修整備については、すでに町村政でも一部は述べておいたが、ここでは**伊参村**の場合について年次別に主なものを次にあげておく（各年次の役場事務報告による）。

年次	工種	路線名	工事箇所	工事費	備考
昭和23年	道路復旧工事	五反田中之条線	五反田十二平地内	一七、六五九円	補助金　一二、三六一円 請負　高崎　岩井留吉
〃	〃	岩本中之条線	岩本馬滑地内	二九、七六一	補助金　二〇、八三三円 請負　〃　〃
〃	下久保橋復旧工事	〃	岩本下久保地内	一四六、七二二	補助金　一〇二、七四〇円 請負　〃　〃
〃	栃の木橋復旧工事	大道蟻川線	大道地内	九七、九八二	地元請負　六八、五八七

薬師堂橋			蟻川	倉沢地内	一七、四三七円	村直営
〃			〃	中井〃		
中井橋			〃	大亀〃		
道路（寺尾沢）			〃		九、六四〇	〃
塩平橋			〃	塩平地内		
廣前橋			〃		九、五五一	〃
昭和24年						
藤沢橋復旧工事	岩本中之条線	蟻川藤沢地内	三一、四八〇	木桁橋　長サ六米　巾四・五米		
河岸復旧工事	五反田川通り右岸	五反田大久保地内	一、一三四、五〇四	村負担　地元人夫		
道路々傍石積	五反田中之条線	五反田十二平地内	四四、〇〇〇	請負　久住梅三郎		
道本塚橋復旧工事	行沢横尾線	蟻川道本塚地内	七四、八三五	村負担　地元人夫		
道路改築工事	蟻川赤坂線	蟻川小池地内	二五〇、〇〇〇	木桁橋　長　二三米　巾　三米		
中島橋復旧工事	行沢横尾線	中島地内	二五、一三五	村負担　地元人夫		
昭和25年						
道路改築工事（第二期）	蟻川赤坂線	蟻川小池地内	三〇三、五六八	請負　大城政雄		
百々橋復旧工事	蟻川百々赤坂線	〃　百々地内	二八六、〇〇〇	木桁橋　長　二三・一米　巾　二・五米		
松原橋復旧工事	中之条湯宿線	五反田白久保地内	二〇、〇〇〇	高欄付		
				長　一二米・巾　四米　高欄付		

昭和26年	川坪橋架替	岩本中之条線	蟻川大亀地内	橋体 改築 長 一七米 巾 三・六米
	大久保橋架替	五反田折田線	五反田大久保地内	橋体 改築 長 一七・五米 巾 三・六米
	倉沢橋一号橋 二号橋	蟻川五反田線	蟻川倉沢地内	—

さらに**沢田村**の場合についても、その一部をあげておこう。

沢田村の二十三年度決算書から、橋梁工事支出をみると、上妻橋四八万円、中野橋三七、三二五円、滑沢橋四〇、〇九五円、笹平橋一一一、三一四円、荒板橋七五、〇〇〇円、諏訪橋一九〇、〇五〇円、道路は、四万中居道路工事二五、九一一円である。二十四年度の村土木工事は、湯原貫湯平線丸井戸橋の橋台工事。沢渡前尻線の弁天橋改修、四万温泉地内の山口砂防工事、殿界戸竹井線の竹井橋改修、古座部反下線の東北橋改修、赤岩花曾根線の道路改修等の諸工事が施行された。

また**名久田村**の二十六年度の土木事務報告をみると、

道路愛護作業にて一般路面の修理、側溝整備、補修等を実施し、順次これを村内全部の道路に及ぼすべく順位を定め、第一回実施線には高津線を選定、農繁期前に実施予定のところ、各字に災害復旧用水路改修工事等が多数起工され……秋へ延期し、村民総出動で実施しました。赤坂地区では毎月十日を定例愛護日と定め、区民挙って修理に当っている。……東大塚の釜渕線改修も今年度の特筆すべき大事業であった。年間の主な土木事項を次にあげておく。

れた。なおこの年県道中之条四万線の戦道改修を村自費で実施している（前述）。

二十六年度決算書によると、道路工事では、四万湯宿線、貫湯平道、反下線大岩線寺沢平林道、大竹林道、四万線等の改修が行われている。橋梁では上妻橋補強はじめ吾妻橋補強、反下七五三橋入道城橋等の改修がなされた（沢田村村会議事録による）。

一月　高津川準用河川編入陳情　二月　治山事業十ヵ年総合計画樹立実施踏査、府県道中之条沼田線横尾七日市地内改修促進陳情、大道中之条線改修ヶ所継続改修促進陳情　四月　中之条営林署主管東谷風穴道完成　八月　矢場橋修繕工事竣工工費九五、八二三円　九月　高津線道路愛護作業実施（村内各部落総出動）

さらに二十年代の二、三の橋梁工事について述べておく。

① 塩平橋（二十五年八月災害による流失、二十八年復旧、事業主体伊参村）橋長二四メートル、橋巾三・六メートル、左右橋台玉石コンクリート橋脚一基、木桁方杖土橋取付道路傍石積一九〇・二平方メートル、中之条湯宿線現在主要地方道中之条湯河原線に繋がる重要道路内の最大橋。

② 天然橋（二十四年度架渡、事業主体群馬県）鉄筋コンクリート丁桁橋、長さ四八メートル、巾四メートル、橋の高さ三五メートル、県道草津中之条線中の長大橋

③ 吾嬬（あづま）橋（二十三年度架渡、事業主体沢田村）、木桁方杖橋、長さ三四メートル、巾三・六メートル、沢渡川の渓谷にかけた長大橋で難工事であった。

(2) 町の道路舗装工事　中之条町では長野原線の開通によって都市計画の必要が叫ばれ、県に依頼し中之条土木出張所係員の派遣を願い、専門的な計画を立案してもらった。その後労力資材の下足で一時中断のやむなき状態であったが、二十六年になり再び町会議員間で取上げられ、二十七年度予算において調査費として計上され本格的調査をすることになった（「中之条町だより」二七年九月第一号による）。

二十七年度予算によると、新規に都市計画費十万円（派遣旅費二万円、人夫賃三万円、杭及青写真その他三万円等）が計上されている。そこでとりあえず、剱持医院から龍ヶ鼻道路に至る裏道新設道路（幅員六メートル、延長八三〇メートル）の測量を二十七年九月五日までに大体完了した。

さて中之条町民の待望の道路舗装工事は、二十七年八月から着手されたが、この舗装工事の概要を次に示しておく（前掲「町だより」第一号による）。

工期　八月～十一月末まで、請負人　東京　前田工業所、　工費　県費　三〇〇万円、町村負担　工費の三分ノ一　九〇

万円、地元負担　九〇万円の三分ノ一　二七万円

ところで二十七年～二十九年の予算における舗装道路費をみると、

二十七年歳出予算において、新規に舗装道路費として三十　万円（食糧費五万円、寄附金一二〇万円）が、それぞれ計上万円（負担金）が計上された。二十八年度には一〇〇万円　されている。（食糧費五万円、寄附金九五万円）、二十九年度には、一二五

この舗装道路の件についての当時の町の動きを、小池秀雄日記によってみておこう。

二十七年二月十七日、商工会常任委員会で、部門別委員、舗装道路、跨線橋、商工会議所、信用制度等の担当委員を選定、二月二十六日・芳桂堂と一緒に町長に舗装道路を陳情、三月四日役場で舗装道路陳情について協議会、三月五日、土木出張所へ町議と商工会役員で舗装道路の陳情、この頃は連日この件で会合が行われている。三月十五日午後鉄道運輸次官佐々木秀世が上信促進の視察にきたので、中之条駅も跨線橋の運動をして視察してもらった。三月十八日、商工会で町の舗装道路の速成陳情に県庁にゆく。塚田県議と一緒に、土木部長、副知事、各党に顔出しをした。……四月十二日、役場で舗装道路の施工地域の協議会あり、駅前よりはじめ中之条へ向ってやってゆくことにした。六月二十日、小板橋、唐沢（光）、角谷等四人で駅長の先導で高崎管理局へ跨線橋をつくることの陳情にゆく。七月十日、跨線橋委員会あり。

なお二十八年五月の日記をみると、七日　銀行前から役場前迄の舗装道路工事のため、路面の削り作業……十七日　舗装道路の準備として道路に砂利をしいた。



町通りの舗装道路工事（伊勢町の劔持医院附近）

2　戦後二十年代の交通機関

戦後吾妻郡の交通機関で、まず指摘されるのは、吾妻線の開通と、これによる物資の輸送と外来者及び地元の人々の出入等を通じての地域社会の変化である。鉄鉱石輸送という軍需目的で敷設された当地方への鉄道の導入は、終戦後になっても暫くの間は物産輸送が中心で、乗客輸送の方は第二であった。しかも戦後のローカル線として渋滞遅延が頻繁で、今から思うと随分不便な時代であった。それでも吾妻への鉄道開通には長い間の地元民の願望だっただけに、戦後二十年代の鉄道は苦しい不便な時代だったが、地元の人々に対しては、やはり大きな役割を果していた。他方吾妻郡でも昭和戦前期からすでにバス時代になったが、戦時期にはガソリン統制によってバスの運行も極めて不便になったが、その状態は終戦後二、三年間は継続していた。老朽車と木炭車が動いていた時期からガソリン事情の好転によって戦前状態に復帰するのは二十年代後半からだった。鉄道もバスタクシーも復活し、やがて自家用車が急速に増加して吾妻地方にも本格的な自動車時代を迎えるのは三十年代、とくにその後半期の一九六〇年代に入ってからである。当地方の戦後二十年代の交通機関の状況は、戦時からの継続による燃料統制や新車の供給不足等で、まだまだ暫くの間は不便な時期が続いていた。二十年代後半には次の交通新時代へのめばえもみられたが、総じてこの時期は新旧要素の交錯する交通機関でもやはり過渡期だったといえる。

(1)　戦後二十年代の長野原線

長野原線の建設については、すでに前章で詳述したが、終戦も近い二十年一月二日に渋川～長野原間四八・二キロが開通した。鉄鉱石はじめ貨物の輸送が即日はじまり、続いて八月一日からは一般運輸営業も開始した。新聞記者として一月二日の開通に乗りあわせた関喜平はこの日の感激について、次のように述べている。



長野原線開通を祝う勤労奉仕に参加した人々
（中之条町駅附近）

太子駅へ空貨車の差し廻されたのは大いなる朝あけ、元旦の日でした。……待機の鶴嘴戦士たちは勇ましい積み込み作業が開始され、一五噸積み、一二車輛の貨車載を終了。万才万才の歓呼だ。起点太子駅を出発して、……長野原駅で夜を明かした。明くれば二日、……原町を出れば、すぐに山田川鉄橋にと差しかかる。架橋の苦闘はここを最高とし犠牲者さえ出した血の記録もあるほどだ。鉄橋を渡る轟音の消えないうちに処女列車は中之条駅へと突入した。日章旗がひらめいている。駅の玄関口に、そして民家に、万才万才の歓呼で処女列車は迎えられた。燃料水の補給をえて、しばし休息、駅の真向にある中之条国民学校では、開通式が行われている。終始一貫勤労奉仕して建設に捧げた功労者の表彰があった。その開通式へ一段と異彩をそえる気笛を轟かせて処女列車は出発する。

戦後直後の列車状況　さて当時は蒸気機関車による客貨混合列車で、貨車々輛に積め込まれることも多かった。さらに煤煙によって頭から顔襟首まで真黒になることも多かった。またこの煤煙とともに飛び出す火の粉によって沿線の農家に火災をおこすことも時折であったか、「火付け列車」とも呼ばれた時代だった。終戦後二、三年間の小池秀雄日記から鉄道関係のものをあげると、

二十年一月二日　十時すぎ、国民学校にて長野線開通修抜式、雪二、三寸つもる。一月十五日　商工経済会主催　長野　柳両氏と三人にて中之条～渋川間を試乗する。三輛連結にて原線鉄道開通懇談会。六月三十日　原町駅竣工式、八月三日　至極乗心地よし。十一月二十日　原町～岩下鉄道開通式。理事長代理として吾妻線開通祝賀会に出る。解散後坂西、青　二十一年には、四月二十日　長野原線全線開通祝

二十二年になると、「この頃長野原線の汽車は時間がでたらめになり、渋川発二時間余の遅れなど毎日のこととな

る」（一月二十三日日記）という列車の遅れが日常化した一時期があって、通勤者やその家族が苦しんだ時期でもあった。そして、この年七月には鉄道運賃の三・五倍値上げが発表され、諸物価への影響が気づかわれた。秋九月十五日にはカザリン台風の襲来で各地に被害続出し、吾妻線も不通運休になった。鉄道故障箇所の応急修理に町民からの人夫を送ることも議せられたが、のちに中止となるという一幕もあった。二十三年には早々と中之条駅の拡張がとりあげられ、町会商工会で熱心に検討を加え、東鉄から総務課長らが実情視察のための来条を捉えて懇談会も開かれている。「吾妻高校五十年史」の、終戦直後の通勤女子生徒の思い出には当時の列車状況を記述したものが多いが、その中の一、二をあげると、

国鉄長野原線もすでに開通し、徒歩通学から解放され、火の粉をかぶりながら無蓋車に乗ったり、又牛馬を運ぶ家畜車での汽車通学も……（昭和二十六年卒、小池栄子、「五十年史」五二五頁）。

当時の長野原線（正しくは吾妻線といっていました）は、蒸気機関車の貨客混合列車でした。満員の日などは、現在では公害問題にもなりかねない程の煤煙をはきながら、釘のゆるんだ木箱がきしむような、何かリズミカルな音のする客車に乗せられ、又何回かは、鉄鉱石輸送の貨車に乗せられた事もありました。そんな時には煤煙のため顔にひげを生やしたり、頭髪の中に、目の中に、石炭の燃えがらが入り、頭はザラザラ、目からはポロポロ涙をこぼし友達同志で顔を見合わせ、肩をたたき、はしゃぎあいました（二十七年卒、相京千恵子、「五十年史」五五二頁）。

乗客と貨物　まず長野原線の開通当初の乗客の利用状況（乗降数）をみると（第10―68表・次頁）、年間乗降夫々六百万人以上であった。二十一年が翌二十二年よりも乗降客数が多かった。乗降数をくらべると、乗客が降客よりも多かった。以上は長野原線九駅全体の乗降客数の状況であるが、各駅の乗降客数は示されていない。つぎに二十八、九年の中之条駅、市城駅の乗降人数をみると（第10―69表・次頁）、当時は年間乗降人数をあわせて、市城駅が一四～一五万人、中之条駅が九〇万人前後であった。中之条駅は市城駅の六倍余の人々が乗降した。乗降人数を比較すると、二

十八年は両駅ともに乗車人数が降車人数よりも多数だったが、二十九年の中之条駅では、降客人数の方が乗客人数より多くなっている。ところで中之条駅は長野原線中では乗降人数が一番多く、ついで長野原駅、原町駅であった。この点で中之条駅は長野原駅原町駅の約一・八倍であった。乗客収入額では中之条駅は二十八年が一、六六九万七、三九一円、二十九年が一、七九八万四、九〇〇円であった。つぎに二十年代の各年次別にみた一日平均の乗降客人数を第10—70表に示す。定期券乗降人数は年々増加していって、二十二年には一日千人以下だったが、三十年になると一日千三百人余にふえた。一般乗降員数では二十六年が一番多く一日一、五九七人だった。総じて一日平均一番多かっ

第10—68表　長野原線乗降客数

	昭和21年	〃 22年
乗車人数	6,574,066人	6,029,708人
降車人数	6,258,726	6,014,273
計	12,832,792	12,043,981

資料　「群馬県概要」（昭和23年版）

第10—69表　市城・中之条駅の乗降客数
（昭和28・29年）

	昭和28年		昭和29年	
	市城駅	中之条駅	市城駅	中之条駅
乗車人数	72,149	441,596	78,716	454,711
降車人数	72,086	440,867	72,141	460,577
計	144,235	882,463	150,857	915,288

（資料）　群馬県統計年鑑（昭和30・31年版）

第10—70表　1日平均乗降客人数（中之条駅）

年次	定期	定期外	計
昭和22	966	1,355	2,321
23	1,118	1,503	2,621
24	1,152	1,347	2,499
25	1,278	1,353	2,631
26	1,130	1,597	2,727
27	1,262	1,260	2,522
28	1,292	1,160	2,452
29	1,364	1,128	2,492
30	1,334	1,216	2,550

（資料）　中之条駅長提供資料による

たのは二十五、六年の二、六〇〇～二、七〇〇人であった。

つぎに貨物輸送状況を中之条駅の各年次の、発着別車輛数を第10―71表でみると、二十二、三年には七、八車であったが、二十八、九年には三、四車に減っている。輸送物資をみると、発送では三十二年が木炭不工材原木薪、二十八年には木材セメント薪であった。着荷をみると二十二年が石炭、小麦、米肥料、二十八年は米、肥料、セメントであった。さらに二十八、九年の中之条駅、市城駅の発着量を在表に示しておく。

第10―71表　各年次別貨車輛数

	発送	到着	計
昭和22	5	3	8
23	5	2	7
24	4	2	6
25	2	2	4
26	2	2	4
27	1	1	2
28	1	2	3
29	2	2	4
30	1	1	2

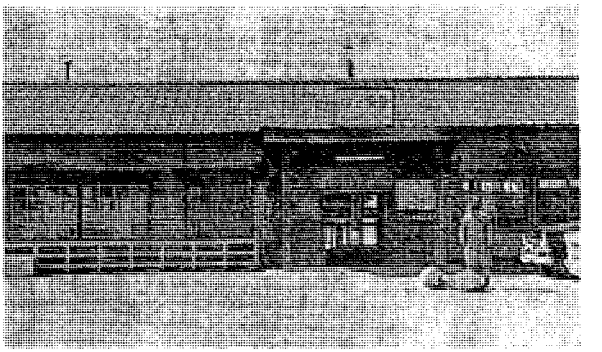
資料　前表に同じ

	昭和28年		昭和29年	
	市城駅	中之条駅	市城駅	中之条駅
発送屯数	三五六屯	五、九八七屯	四五九・五屯	六、七二九・九屯
到着屯数	三六八	九、一二九	九八・三	一一、一三一・〇

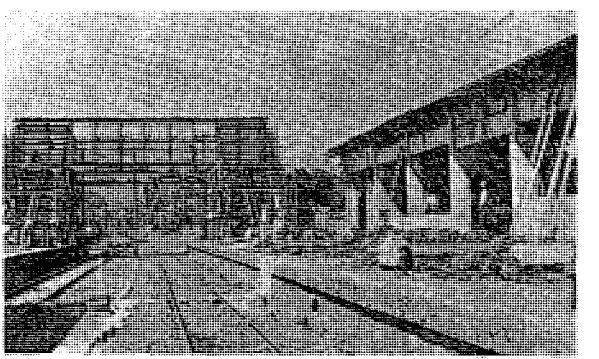
（資料）　群馬県統計年鑑による

註　太子駅からの発送は一四八・三九五屯（二十八年）、一三一・三三一屯（二十九年）であった。

さて長野原線の開通により中之条駅ができると町の道路計画がもちあがり、さらに広く都市計画が考えられるようになるが、大字中之条町地区では伊勢町の駅とをつなぐ新道開設がとりあげられるし（二十年十二月）、二十三年一月には町長県議はじめ商工会によって駅の拡張がとりあげられた。そして二十七年二～三月には商工会が舗装道路と並んで駅の跨線橋の新設運動が行われ、当時の佐々木運輸次官の視察（三月十五日）、六月二十日には高崎管理局へ陳情も



昭和20年代の中之条駅



改築中の中之条駅と跨線橋の新設工事

している（小池秀雄日記による）。

長野原線が客車貨車が分離して気動車運転、すなわちジーゼル化したのは、三十一年（一九五六）一月十日からである。従って二十年代の吾妻郡を通る列車はまだ客貨混合運転であった。つぎにこの時期の列車時刻表を掲げておく。昭和二十年八月（開通当初）のものと二十九年のものを示すと第10—72表と第10—73表（次頁）になる。

第10—72表
上り列車時刻表

上り時刻表						
岩島	中之条	渋川	市城			
五時五三分	五時五九分	六時四〇分	六時四七分			
八時五八分	九時三五分	九時四二分	一〇時一三分			
一一時四五分	一二時〇三分	一二時三一分	一二時三五分			
一七時一一分	一七時五七分	一七時七八分	一八時〇〇分			
一八時五五分	一八時五九分	一九時三五分	一九時四二分			

上りは一日五回で、中之条駅朝五時五九分発、渋川六時四十四分着

註　開通当初は渋川～岩島までで長野原まで開通していなかった

下り時刻表

渋川	七、〇五	一一、〇五	一四、四〇	一九、二五
市城	七、四四	一一、四六	一五、一九	二〇、〇四
中之条	八、一一	一一、五三（止り）	一五、三五	二〇、二〇
岩島	八、四六		一六、一一	二〇、五五

下りは一日四回で終列車は渋川一九時二五分、中之条二〇時二〇分着であった。（資料　上毛新聞掲載）

二十九年の第10—73表をみると、旅客輸送は上り下りともに一日八回であった。

第10—73表　上り列車時刻表

長野原	五、三〇	六、二五	八、二八	一一、一五	一四、一〇	一六、一六	一七、五二	一九、三二
中之条	六、一二	七、一八	九、三九	一二、二八	一五、一七	一七、〇七	一八、四四	二〇、二五
市城	六、二九	七、二五	九、四六	一二、三七	一五、二六	一七、一四	一八、五一	二〇、三二
渋川	七、〇一	七、五八	一〇、一八	一三、一三	一六、〇三	一七、四八	一九、三〇	二一、〇八

第10—73表　下り列車時刻表

渋川	五、三〇	七、〇五	八、五八	一一、三八	一四、三五	一六、五五	一八、四〇	二〇、二二
市城	六、〇六	七、五二	九、三二	一二、二〇	一五、〇九	一七、三三	一九、一七	二〇、五七
中之条	六、二二	八、〇八	九、四四	一二、四〇	一五、二〇	一七、四八	一九、三〇	二一、〇九
長野原	七、二二	九、一一	一〇、三六	一三、四四	一六、一二	一八、四四	二〇、二五	二二、〇三

上りは、中之条～渋川間で午前は三九～四〇分、午後は四一～四六分、下りは渋川～中之条間で四五～六三分の所要時間であった。

ここで二十年代に就任した中之条駅長をあげておく。

	駅長名	就任年月日	在任期間		駅長名	就任年月日	在任期間
1	小林　透	昭和一九年一二月　二日	一、九	4	大河原吉郎	〃　二四、七、五	二、八
2	山口　長平	〃　二一、八、二六	二、〇	5	石山　乙二	〃　二七、二、一六	二、一
3	塩野藤五郎	〃　二三、八、一一	一、〇	6	相良　友吉	〃　二九、三、三	二、一一

さらに初代市城駅長吉田信雄（明治二十九年生）の談話を附記しておく。

私が市城駅長に赴任したのは、昭和二十年十二月一日でした。赴任してきても駅舎はできていないで、広い田圃の中にホームだけがポツンと立っておりました。そこで間口三間、奥行二間の仮事務所を急造し、駅の切符売りや改札及び事務をとりました。辞令を貰ってきても官舎一棟あるわけでなく、私は家内とは離ればなれで、市城駅のすぐそばの中沢文平さんの家の一間を借りて住みました。当時は吾妻線には客車がなく貨車、型式ワーム、十五噸車二輌、あとにブレーキ付緩急車つきのような列車……しかしとに角汽車ですので大変喜ばれました。料金は市城～渋川四十銭、中之条～渋川も四十銭だったと記憶しています。中之条駅長は、初代が小林さん、私と同年配位の人、二代は山口さん、三代は塩野さんでした。昭和二十二年から貨車でなく小さいボギー車になりました。市城駅は小さい駅でも列車のとまる駅、私のほかに、助役一、駅務係一、駅手四計七人でした。その頃（昭和二十四年）の駅の女子職員の日給が九十五銭、駅手日給一円五銭、助手が月給五十円、私はその時判任官二級俸で百二十五円でした。開設当時は切符の入手、特に遠方へ切符入手は大変でしたので、伊勢崎駅（前勤務）からわざわざ市城駅まで大阪行切符を買いにくる人もありました。切符割当枚数も少なかったが市城辺からは遠方切符などなかったので、そんな便宜もはかってやれたわけです。

(2)　二十年代の自動車交通

戦後十年間は、つぎの三十年代の自動車時代到来の前夜であった。県全般の自動車状態を通観しても、終戦直後の

一、二年は戦前保有台数程度がやっとで、二十三、四年から少々ずつ増加してゆき、三十一年に一挙六千台の増加、以後急増を示した（群馬県百年史（下）八一四頁）。終戦直後の中之条地区の自動車台数を示す資料をかくが、二十八年六月調査の自動車運転免許者数は四九二人である（「中之条町だより」第一一号）。その種別内訳でみると、

普通自動車一五一人、牽引自動車二人、特殊作業用自動車　二輪車二人、自動二輪車四四人、軽自動車一八一人、原動機六人、小型自動三輪車八人、自動三輪車七一人、側車付自動　付自転車許可証二七人

当時の自動車免許者数を昭和三、四年頃の免許者数（町誌第一巻一、四三二頁、第8～48表）にくらべると六倍近くに増えている。ところでこの当時から自動車の運転免許をとろうとする町民も多くなったが、このための講習が原町警察署で行われていた。



青年団員の自転車隊による交通安全運動

戦後の東武自動車　戦時の統合によって中之条町中心のバス路線は東武自動車になった（十八年四月）。戦時期から終戦後にわたって木炭車時代が続いて自動車利用も中々に不便であったが、戦後直後の中之条町中心の諸路線の乗客利用数を第10—74表にみると、中之条～中山線を除き三路線では二三年が前年二二年よりは乗降人数が減っている。中之条～四万線が一番利用者が多かった。中之条

第10—74表　自動車乗降人数

	昭和22年	〃23年
	人	人
中之条～渋川	169,620	140,364
中之条～四万	201,828	200,256
中之条～中山	59,652	70,128
中之条～大戸	57,600	45,264
中之条～沢渡	休　止	22,092

資料　「群馬県概要」（昭和23年版）

～沢渡線は二二年は休止で、二三年から運転を開始している。

ここで元東武バス中之条営業所にも勤務していた金井実に聴いた二十年代の東武バスの状況を述べておく。

私が内地に復員したのは昭和二十二年五月で、職場は東武渋川営業事務所に復帰しました。職場に復帰こそしましたが、食糧不足とインフレで生活は全く大変でした。当時はまだ代燃車が多く、ガソリン車に切替えられたのは、その一割ぐらいのものでした。バスの運行にも、ないものづくしで、タイヤなし、ガラスなしで、ガラスのかけた窓にはベニヤ板をはって間に合わせる始末でした。全部のバスがガソリンに切替えできたのは昭和二十六年でした。そして中小企業の群馬自動車から、大手の会社東武自動車の経営に変って終戦の翌二十一年の正月の上毛新聞によると、戦後最初に迎える平和正月のためか、出かける人も多く、汽車電車、そしてバスも皆混雑していたようである。バスはどこでも定員の三倍という状態であったという。二十二年七月十四日付上毛新聞には県内各路線のバス値上げが次のように報ぜられた。これによると、

中之条～中山線、名久田四円、元宿八円、中山十二円。中之条～大戸線、原町二円、新井八円、大戸十二円となっている。

も、給与の方はほとんど変わりはありませんでした。私が職場に復帰した時には、もう東武には労組は結成されていました。その頃中之条始発のバスは（当時は始発駅は中之条上ノ町の東武中之条営業所前で、駅前に事務所が新築されたのは三十六年）、時刻表がなくて正確ではないが、渋川行が午前九回、午後十二回、四万行午前六回、午後十二回、沢渡行午前二回、午後五回、中山行午前四回、午後五回、赤坂行午前二回、午後四回、大戸行午前三回、午後五回ぐらいだったように記憶しています。

3　郵便電信電話とラジオ

昭和期に入って本格的な大衆文化時代が到来して、郵便電信電話による自由な社会交流もはじまったが、昭和十年代の戦時期には軍事郵便、軍事小包等を中心にした前線と銃後をつなぐ主要な役割に転化していった。そして戦争

終結により再び平和が到来するとともに、生産や生活のための郵便電信電話の機能が復活してきた。

(1)　戦後二十年代の郵便電信電話

郵便の状況　戦後も幾分平常期を迎えた二十年代後半におけるわが三局の郵便小包の年間取扱量を第10—75表に示す。通常郵便小包郵便ともに、三局すべて当時漸く年々取扱量がふえつつあったが、なお昭和戦前期の状況（第一巻一四三七頁、第8～49表）にまで回復しなかった。（戦時期には慰問郵便小包郵便を含めて取扱量が増大した。二巻一〇七頁、第9～51表）。戦後この時期の特色は、三局ともに引受数が配達数にくらべて多かったことである。

電信電話の状況　つぎに二十五、六年の三局の電信電話の年間発信状況を第10—76表（次頁）に示す。電信は一般に三局ともに昭和戦前期よりも発信着信数がふえている。電話では市外電話の発信着信の年間における各度数は戦前戦時期にくらべてはるかにふえているが、これは戦後における当地方の外社会との交流の

第10—75表　通常郵便・小包郵便の年間取扱量（昭和26～29）

		中之条局		四万局		沢渡局	
		引受数	配達数	引受数	配達数	引受数	配達数
通常郵便	昭和26	355,145		109,500		48,180	
		231,524	15,020	2,869	2,374	1,078	1,336
	〃 27	333,975		57,296		22,630	
		180,315	15,823	3,117	2,604	439	1,475
	〃 28	602,615		17,147		31,663	
		181,756	18,017	7,810	2,878	110	1,217
	〃 29	458,440		53,154		23,375	
		208,656	12,468	1,246	1,852	991	1,175
小包郵便	昭和26	4,380		1,825		730	
		4,245	6,224	1,182	2,282	296	809
	〃 27	6,570		3,037		365	
		4,010	7,188	1,422	2,952	439	801
	〃 28	9,790		481		1,335	
		4,086	7,908	1,673	2,841	361	845
	〃 29	10,950		1,215		850	
		3,815	8,805	1,609	2,583	385	920

各局の業務資料による。引受数の上欄は

第10—76表　電信・電話の年間発信・着信状況（昭和25～26）

			中之条局		四万局		沢渡局	
			昭和25	昭和26	昭和25	昭和26	昭和25	昭和26
電信		発信数	7,584	8,166	1,602	2,239	765	654
		着信数	6,919	7,496	1,748	2,216	828	848
電話（度数）	市外	発信度数	104,273	129,845	13,625	19,475	6,336	6,874
		着信度数	104,479	140,910	13,968	18,596	5,219	5,296
	市内	加入者発（一日）	2,755	2,700	357	503	不明	13
		非加入者発（年間）	194	1,098	38	140	155	113

（資料）　前表に同じ

著しい膨脹の結果といってよい（第一巻一、四三八頁、第8～50表参照）。当時中之条局の市外電話回線数をみると、二十五年十六回線（前橋高崎渋川はじめ四万原町が二回線ずつ、草津長野原高山大戸箱島川原湯は一回線）、二十六年には二十一回線にふえている（前橋四、高崎三、渋川草津長野原四万原町が各二、箱島川原湯大笹各一）。当時の電話の開通数をみると、二十五年が中之条局二一、四万局七、二十六年には中之条局三五、四万局五、沢渡局五であった。

ここで二十年代の郵便局として二三のことを特記しておく。沢渡局は終戦の二十年四月十六日沢渡温泉の大火で局舎を焼失、その後仮局舎で業務を運行してきたが、二十四年八月に新局舎が落成した。また中之条局では二十七年四月から電信電話の委託業務の取扱をやめた。四月二十六日電報電話局の開庁式が行われた。そして旧郵便局舎にかわって新局舎が二十八年七月三十一日に落成、八月十日に新舎に移転している。

(2)　戦後のラジオの普及

ラジオ　昭和八年（一九三三）前橋放送局の開局によって中之条地方でも急速に増加したが、戦時中には国内国外のニュース、

第10—77表　戦後の県内受信者数の変化

	受信者数	昭8年・受信者数に対して
昭和20年	112,905	6.49倍
21	129,779	
22	144,232	8.29
23	167,887	
24	188,647	10.85
25	196,310	
26	200,795	11.54
27	213,203	
28	238,355	13.70

とくに戦争の激化した十九年二十年になると、警戒空襲警報の報知によってラジオは大きな役割をになった。戦時下の昭和十五年（一九四〇）でも吾妻郡のラジオ所有台数は、まだ全世帯の二割であった。その後十年代後半には増加していったが、二十年でもなお三割にならなかった。ラジオが広く郡内各町村の家庭に普及したのは、戦後になってからである。まず戦後二十年代の県内受信者数の動き（第10—77表）をみると、二〇～二八年間に二倍以上にふえている。昭和八年前橋放送局開局の年の受信者数に対しては二〇年に六、五倍、二四年一〇、九倍、二八年には一三、七倍にまで伸長している。つぎに郡内各町村の戦後（二一年、二九年）のラジオの加入状況を第10—78表（次頁）に示す。各町村ともに二十年代になってから急増していることがわかる。沢田伊参名久田の三村ともに二十一年（一九四六）には三割以下の普及状況だったが、二十九年（一九五四）には三村とも中之条町と同じ七割余の普及になった。吾妻郡全体で七六%の加入率に上昇している（県平均では七九%であった）。さてこのように郡内各町村の八割に及ぶ各世帯に普及したラジオは、その放送内容も戦時期とは一変して多彩な番組編成によって娯楽スポーツはじめニュース教養などを折りこんだものとなり、広く住民大衆の日常生活に身近かなものになってきたのである。

テレビ　ラジオ聴取に加えて、新しくテレビジョン放送が、二十八年（一九五三）二月一日からＮＨＫによって開始された。小池秀雄日記によると、「テレビの本放送が今日から始まる」と記帳されている。そして三十年十月十八日には、「佐藤病院では今日テレビを設置した。田島病院、カネ八など他にもぽつぽつテレビが入ってきた」との記述

第10—78表　戦後ラジオの加入状況（郡内各町村）

	昭和15年		昭和21年		昭和29年	
	加入数	比率	加入数	比率	加入数	比率
		%		%		
中之条町	359	27.4	582	34.8	1,362	76.3
沢田村	213	18.0	313	24.5	951	76.7
伊参村	102	21.3	163	29.7	396	71.6
名久田村	109	19.5	189	28.5	476	73.2
原町	275	37.2	336	33.5	827	76.6
草津町	404	28.9	428	30.7	1,323	97.9
長野原町	201	17.3	440	30.1	1,108	67.6
嬬恋村	274	15.3	554	25.8	1,790	70.1
六合村	53	8.4	152	24.5	558	76.6
東村	149	27.0	241	36.7	513	76.3
岩島村	197	18.3	402	32.0	966	80.6
太田村	99	17.7	192	30.3	469	74.7
坂上村	191	17.8	344	29.1	929	75.1
高山村	69	8.9	139	16.3	628	72.9
郡計	2,695	20.3	4,475	29.1	12,296	76.0

がみえる。当時の郡内のテレビ所有の状況をみると第10—79表（次頁）のようであった。郡内では草津町が、すぐれて多く、二十九年に十九台、三十年三十台であった。中之条町は二十九年（放送開始の翌年）にわずか二台、沢田村には四台であったが、三十年には新中之条町（沢田村を含めて）九台にふえた。伊参・名久田村にはテレビは一台もなかった。つぎに当時群馬県の状況を附記しておく。

五　戦後二十年代の文化と生活

終戦を契機に戦後になると、戦時期とはすべて大きく変革された。終戦直後の二十年九月以降は、相次ぐ占領治政下の諸制度の改革を通じて民主化の波が地方社会にもおしよせた。折からの食料はじめ物資不足が深刻化してゆくなかで、経済的苦境にあえぎながらも、長期戦争のもとで抑圧されてきた人々の精神が、新しい自由と解放を求めて胎動しはじめた。終戦直後のわが吾妻地方にも二十年後半～二十一年前半にかけては、戦後の物質的な飢餓状態のなかから、新しい地方文化のめばえが各地から発生しようとしていた。民主化の旋風のもとで、地方住民のなかから新しい自主的な文化団体の発生、そして各種の文化運動や青年運動などが台頭してきていた。昭和時代の戦前において、

第10—79表　テレビ所有状況
吾妻郡内（昭和29・30）

	昭和29年	〃 30 年
中之条町	2	9
吾妻町	1	9
長野原町	0	3
草津町	19	30
嬬恋村	2	4
六合村	2	1
沢田村	4	（中之条町に含まれる）
郡計	30	56

県全体のテレビ台数は、二十九年四九七、三十年一三九八、前橋市は、二十九年五九、三十年一七二、桐生市は、二十九年一三四、三十年三三三、吾妻郡は他郡に比して当時は多い方であった。勢多郡は、二十九年八、三十年一八、北群馬郡（除渋川、含伊香保）は、二十九年四、三十年四四、碓氷部は、二十九年四、三十年二四、利根郡は、二十九年四、三十年一六、沼田市は、三十年一一、渋川市は、二十九年一一、三十年二七であった。

すでにモダニズム文化の萌芽をみたが、折柄の経済不況とこれに続く戦争によって、ながく新しい文化と思想が閉塞されていた。この現代文化が結実をみるのは、国民経済の安定する昭和三十年代になるが、この二十年代の文化と思想は、終戦直後の異常な人間・社会の混乱状況を反映して、次の三十年代の文化・思想にくらべると、かなりちがった色合を現わしていた。過ぎし戦時期には、なによりも物質的貧困と精神的飢餓とが重なりあって、地方人も苦窮にあえいできたが、戦後になっても物的貧困は変らず、かえって窮乏生活は深刻化していった。にもかかわらず、なにか新しい民主主義のもとで、ひたすら心の解放を求めるあかるさが次第に感受されるようになっていった。そういう世相のなかで、若い青年指導者たちも漸く新しい民主主義に自分たちの夢と希望を託しながら、地方文化の再建のために逞しい意欲をみせはじめていた。

1　終戦直後の文化運動の胎動

終戦によって占領軍の管理のもとで、民主化政策が急速に進められた。戦後には、民主主義を基本原理とする各種の文化運動が、わが吾妻地方でも比較的早くから一部青壮年の有志たちによって企図されていた。終戦直後の地方文化運動の推進役をになった人々は、かつて欧米文化の洗礼をうけた地元出身の知識人や当時吾妻郡に疎開していた中央の文化人たちであった。戦後になって全ての価値観が百八十度も転換して、新しい民主主義の方途が殆んど理解しえなかった地方社会にあっては、このような知識人や文化人によせる期待と役割とは実に大きかったといえよう。かつて明治二三十年代の当地方におけるキリスト教の導入を契機に新文化が台頭し、英学校の開校はじめ青年会婦人会の創立などをみた明治の吾妻の知識青年たちによる文化運動を彷彿（ほうふつ）させるものがあった（中之条町誌第一巻九六〇～九六五頁参照）。

ここでは終戦直後の文化運動の諸相を一覧しておく。

(1)　新しい文化団体の結成

吾妻文化同好会の誕生　終戦に先だつ二十年八月五日前橋市が空襲をうけた晩、草津町でその発会式が挙行された。地元の俳人や歌人たちをはじめ画家評論小説を志す人たちが、およそ五十名を会員として発足した。当日は疎開の文化人の土屋文明（群馬郡上郊村出身、アララギ歌人）佐藤緑葉（吾妻郡東村出身、小説家、元法政大学教授）が臨席した。この結成の動機について関喜平は次のように述べている。

> 嬬恋村で中居重兵衛の建碑式に同席した市川爲雄・関喜平・萩原進の三人が、疎開文化人を中心とする文化会を結成しようと話し合ったのが端緒だったという。

会長に市川爲雄（草津町出身で疎開の文藝評論家）副会長に黒岩長紅（嬬恋村）、関喜平をきめ、会の主目的は地方文化の啓蒙であったが、なお疎開して不自由な生活をしている文化人を慰めることも配慮されたようである。この点について関喜平の報告によると、次のようなことだった。

> 昭和二十一年二月、消費組合をつくった。当時疎開していた文化人（田部隆治、田中稲三、土屋文明、佐藤緑葉、新井洞巌。市川爲雄）を慰めようとした。まず原町の醸造家阿部勝平さんの所へ行って、無理に粕漬のタクワン四斗樽一本を買ってきた。

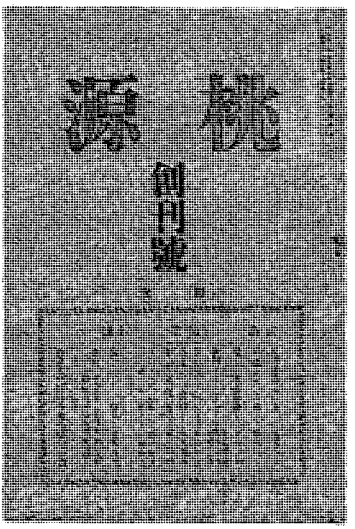
そして九月には四万温泉で第二回の会合を開き、会報を続けざまに三号を発行したという。この同好会は後述する吾妻懇話会と一体となって戦後の文化運動を推進したが、この会自体としては次のような各種の事業を行っている。

> ①土屋文明先生を中心とする短歌会をつくった。②俳句文化連盟をつくった。③田中稲三の郷土風物展覧会を開いた。

この時まかれた文化のたねは、戦後の吾妻文化としての短歌、俳句、絵画などの進展にどのような影響を与えているかは後に述べることにする。そして第三回会合は川原湯温泉で開催されこの時に雑誌「桃源」の発刊計画が協議さ

れた。

雑誌「桃源」の発刊　ついに二十一年六月二十日創刊号が刊行された。編集発行人関喜平、発行所あさま社（中之条町一〇八九）、印刷は山口印刷所であった。まずこの雑誌の趣旨をみると、



文化雑誌「桃源」の創刊号
（昭和21.6.20）

行き方は、あくまで郷土の綜合雑誌として、郷土ゆかりのある名士の原稿を依頼する一方、地方に埋れている新人の発掘と養成に重点を置く（創刊号所収の編集人関喜平「わが文化会」より）。「桃源」の題名については、第二号編輯後記（市川爲雄）によると、『単なる「桃源境」に遊ぶ意味ではない。武者小路実篤の戯曲「桃源」を引いて、その内容は藝術完成の象徴である桃林を、専制武人の破壊から守る意味があったとし、この文字を有閑的意味にのみ解したくないとしている。群馬の吾妻は桃花に恵れ、春の頃は高原から少し里に下った沿道には桃花の美しい色彩がまばゆいほどであった。勿論かういったからとて吾々は、あくまで生活を凝視し、そこから出発しようとする。只精神の高さを要求する文化運動は、そこに豊かな、正しい意味でのロマンティシズムを必要とする。……民主主義文化革命はきびしい生活変革を要求するが、それと共に精神の豊饒さも要求する。』として「建設的なロマンテシズム」を標榜し、これを「桃源」によって表現したように思う。

ところで雑誌の内容は、評論・随筆・小説をはじめ、地元人の俳句・短歌・詩が多数掲載されていた。一号〜三号（三号で廃刊）の主な評論随筆小説をあげてみると次表のとおりであった。

論評	一号	民主主義と日本	阿部真之助	二号	荒廃の中に咲くもの　神田哲雄
	二号	敗戦の事実と反省	臘山政道	三号	日本民主主義への希望　ヘンデリックソン
	二号	地方文化の意義	市川爲雄	三号	フォナッカ氏への手紙　市川爲雄
随筆	一号	冬の朝の歓び	佐藤緑葉	一号	わが文化会　関怒濤
	一号	郷土への愛情	市川爲雄	二号	夏衣蟬のことなど　佐藤緑葉
小説	一号	盗難	瀬木悦夫(関喜平)	三号	「吾子」　瀬木悦夫
	二号	迷惑な客	森英夫		

さらに桃源には毎号短歌俳句及び詩が多く掲載されていた。何よりも土屋文明、生方たつゑの短歌、前田普羅、松村巨湫、金子刀水らの俳句が掲載され、また地元の多数歌人俳人らの秀歌逸句が掲載されていた。なお新人発掘に意を用いた本誌では新鋭俳句集、新人詩集などの欄を設けていた。戦時中の閉塞状態から解放された地元文化人たちが、この開かれた桃源に一時に殺到し盛況を呈した感が深い。しかもこれが三号で廃刊したのは不思議とさえ思われる。ここに登場した地元の歌人俳人詩人をつぎにあげておこう。

短歌　関瀧重郎、上毛三山子、新井元八郎、土屋草子、相京文子、中沢とし子、青木はつゑ、黒岩志峯女

俳句　宮崎三木、星野香耘、黒岩長紅、萩原丸峰、加部緑邨、萩原桑王、上毛三山子、高野星女、石原清華女、水出鳴芒子、石井映水、加島節女、関怒濤、黒岩志峰女、横山古徑（新人推薦）

詩　瀬木悦夫、山田泰三、伊東敏子、水出利根夫（新人推薦）小林資治（新人推薦）松原翠江（新人推薦）

ここで「桃源」に掲載された土屋文明の「名久田村」（創刊号）から次の短歌をあげておこう。

吾が友が名久田の村に今日は来つ
　廣くひらけし田をみるうれし
古への長田の郷を伝へ来て
　清き川瀬は田を作るべく
麦は青く山に木こりて乏しからず
　炭のかまどを今ひらくところ
幸のいかなる人ぞよき村に
　若葉の中に嫁ぎ来るに会ふ

つぎには山田泰三「欠食児」と新人の水出利根夫と小林資治の詩をあげておく。

欠食児　　山田　泰三

誰も黙って
がつ〳〵と冷飯を頬張ってゐる中に
今日も弁当を喰へない子供

急いで来たので忘れました
腹が痛いのです
喰べたくないのです

憐みを乞ふやうなその眸と
ふと視線のぶつかった教師は
唇を噛んでその頂を見凝る

そして戦後のきびしい生活を示す女性の歌として

勤終へ帰りし後に麦やきも田植もしたり
　食はんためには　　相原　文子
配給になりし種子手種と大根を
　三うねづつ播く七夕の日に　　中沢とし子

すぐに知れる筈の嘘を
今日もまた考へて来なければならない
児の心情を思って胸を痛くなる
飽満した胃袋で
嬉々として馬乗りを始める友達を
暖炉のそばで眺め乍ら動かない子供

誰の罪なんだこれは
遣瀬のない噴まんの心は
革命の火を胸に焚きつける

ある戦死者　　水出利根夫

だまされて死んでいったと言ふ勿れ

幸を待たずに逝ったと言ふ勿れ
生きてるあなたはだまされた
だまされ続けて生きるだろう
幸をあなた無しに死ぬだろう

おれ達は死ぬ迄（死んでも）幸だ
これから先もだまされぬ
八紘に輝き渡る日の本の
御旗の風に包まれて
散って私は生きてゐる
私は私丈で生きてゐる

そう言ふからこそ気の毒だ

白馬座　　小林　資治

天の河原にバラまかれた
銀の砂のきらめきまさる頃

東西に張る両の翼に
数多きそのかみの物語りも秘めて
永遠の青春のシンボルのごと
夜毎、かささぎは
清れつの流れに浴みする

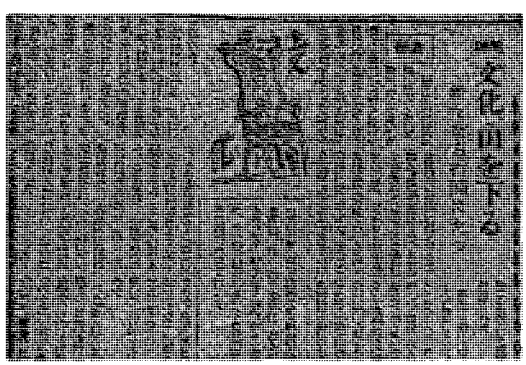
桃源は一号（二十一年六月）二号（同年八月）三号（十一月）と連続刊行し、十二月に四号予告をしていたが、三号で中止になった。一号二円、二号三号は二円五十銭で頒布した。短歌俳句は毎号公募され、土屋文明金子刀水が選者であった。最後に同好会長市川爲雄の「地方文化の意義」（二号）に現われた当時疎開文化人の地方文化運動についての考え方を紹介しておく。

新しい地方文化の建設について、全般的に知性の不足は指摘できるが日常の中に文化の着実なる基盤をみ、そこから生ずる創造の生吹きを把握する可能性にめぐまれている。私（市川）は疎開後何年かを経るに従い、こういった地方の着実性、誠実性を発見しはじめた。……「都会と地方との融合なくしては完全な文化の発展はありえない」という前提にたっての地方の独自性を育みたいという。この場合地方人の反省が必要であるとして、(イ)知的水準の低さ、例えば文学の集り研究会のようなものでも、趣味に堕する傾向をおび、本格的なものへの探求に不足している等、しかし終戦後地方人には

本格的なものへの意欲がでてきている。中央からの疎開した文化人の定着と相俟って両者の相互影響が行われはじめている。今や新地方文化建設の機は熟している。地方文化人疎開

市川は疎開二ヵ年の体験にもとづいて文化同好会を母胎に地方に定着を志し、中央の疎開文化人と地元吾妻の文化人との融合を通じて、桃源や大学講座（後述）などを媒体に新地方文化の建設に努力した。しかし結果としてこれらの努力は中断し、二十二～三年にして戦後の文化運動の萌芽は消失している。疎開した中央文化人が帰京するとともに（土屋文明・佐藤緑葉・田部隆次いづれも吾妻を去った）、この終戦後一時に点火した文化のともしびは忽ちにして消えた。市川爲雄田中稲三らは郷土出身者として、そのまま吾妻・群馬の地に定着した。この時期に点火された疎開の中央文化人の残したものは、その後地元文化をどのように育成したのだろうか。戦後三十年をへて地方の社会や文化が大きく変貌した今日、あらためて地方文化を原点にかえって再考しなければならないであろう。戦後二年余をへて「山を下った疎開文化」について、二十三年一月六日の上毛新聞に、地元文化人でもあった水出良夫記者は次のような見解を報じている。

文化人、若しくは中央文化人との融合による新文化創造の素地は充分用意されている。



「疎開文化、山を下る」の文化評論
（「上毛新聞」昭和23.1.6）

山間僻地の地理的条件にもかかわらず、戦前戦時を通じて吾妻文化は県内にその特異な存在を認められ、また郡内文化人も「県内水準の上位を行くもの」と誇りと自負をもって文化運動に携ってきていた。が終戦後既に二年余、一言にしていえば行きづまりを見せていると言う状態にある。これは何も吾妻だけに限られた問題ではないが、吾妻には特にその感

が深い。

その原因は郡民性である。昔から吾妻モンロー主義と云われるように、従来吾妻人はその地理的に不便な環境からか極めてセクト的な面を持っている（その事は郡内各町村別にも強く云える）。進んで他に働きかけようとか、他を受け容れようなどと云う積極性を全然忘れ、しっかりと自己の殻を閉し井の中の蛙式の一人よがりの満足にひたって来た。それどころか地域的な小さなつながりの中でその真否清濁を考えることなしに自己を他に押しつけようとする程の頑くなささえあったのである。こうした昔ながらの退屈な自己分裂の焼き直しが続けられてきた吾妻であった。第二の原因として疎開文化の影響があげられる。戦時中吾妻には相当数の中央文化人が移住していた。戦争が終るとそれらの人は一斉に立ちあがった。……日についで運動は活発に展開された。久しい間何の疑いもなく焼直し生活を続けて来た郡内人にとって、これが斬新な美しいものに映じたのである。急激に見せられた見本に彼等はその間に横わる深いギャップを埋める事をも忘れ、これに心酔し全然頼り切って仕舞ったのである。

吾妻青年同志会の結成　終戦の翌年二十一年一月十一日、戦後新生の青年文化団体のトップをきって創立された。本会の設立については、すでに終戦直後の九月以降、企業疎開してきた原町の南波春海（東京高師卒、現在県議）と、復員帰郷した中之条町の小池善吉（東京帝大卒、現在群大教授）とが幾度か話合いを重ねて、郡内の青年教師と青年団幹部等を糾合して、新しい青年文化運動を計画した。この同志会の結成過程には、郷土吾妻の大先輩綿貫哲雄博士（当時東京文理大教授）の啓発督励による点が大であった。なお直接会員としては参加しなかったが、中之条町出身の大学生有志（後藤敏夫、福田甲子男はじめ関・加藤・滝沢など）の助言や後援にまつ所も大きかった。十月中旬すぎからは、ほとんど連日のように南波・小池宅に会合して夜遅くまで各般の諸問題について討論し続けた。

さて青年同志会の会則にもとづいて、会の目的・事業・組織などをあげておく。

目的―第二条、本会ハ平和的文化国家建設ノ為、広ク各職域ニ於ケル青年同志ヲ結合シ、社会正義ノ実現ト科学的生活ノ向上ヲ期ス。

事業―第三条、左ノ事業ヲ行フ。イ、講演会・講習会・座談会・研究会等ノ開催、ロ、会報其他出版物ノ刊行、ハ、他ノ文化団体トノ交流連絡並ニ調査研究ノタメノ会員派遣……

組織―第五条、本会ノ趣旨ニ賛同スル男女青年ヲ普通会員トシ、本会ノ趣旨ニ賛同スル者ヲ特別会員トシテ組織ス。普通会員ハ年三円、特別会員ハ年十円以上ヲ納付スベキモノトス。機関―第六条…1総会　2評議員会　3理事会　4理事幹事会、第十五条…各町村ニ支部ヲ置キ、地方幹事十四名ヲ置ク。第十六条…理事幹事会ハ毎月一回定期ニ開催スベキノモトス。

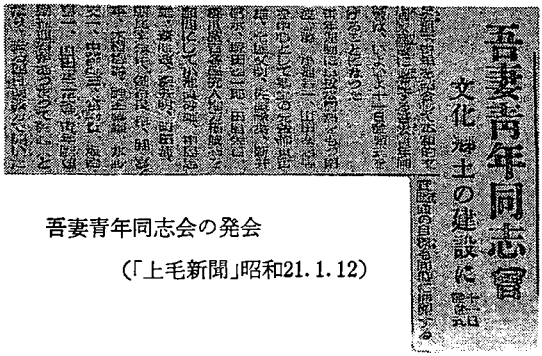
会の人と組織　会則による会の中核組織は理事幹事会であった。その主な役員をあげると、次のような人たちであった。

理事　南波春海（理事長）、小池善吉、町田清、朝比奈幸作、萩原進、中島忠雄、田島一彦、関喜平、剣持良伊、山本長一郎

幹事　山田泰三（幹事長）、小池真砂雄、金沢淳、剣持俊雄、高橋忠雄、水野文一、神辺英男、木暮徳壽、関口訓三、中沢晃三、

評議員　田島栄吉、関善平、塚田国一郎、平田源次郎、佐藤利彌、福田安蔵、黒沢幸蔵、新井信示

顧問　綿貫哲雄、土屋文明、佐藤緑葉、福島武寿


吾妻青年同志會
文化 郷土の建設に

吾妻青年同志会の発会
（「上毛新聞」昭和21.1.12）

つぎに会の青年運動の基盤として郡内各町村に支部を設置し、地方幹事をおいた。この地方幹事には、当時の町村青年団の団長を委嘱した。その主な地方幹事をあげると、

町村	地方幹事	町村	地方幹事	町村	地方幹事
中之条町	坂西喜一	名久田村	茂木正	嬬恋村	瀧沢公太郎
原町	山田正二	太田村	樹下正春	高山村	飯塚忍
伊参村	宮崎貴	坂上村	橋爪忠一	東村	唐沢静

発足当初は中之条町原町伊参村嬬恋村などが中心で、とくに伊参村では宮崎貴（現在、群馬県農協県連会長）を中心にほとんどの青年団員が加入していた（八八人）。

発足当初の会員数をみると、中之条町二〇人、原町二一人、沢田村五人、伊参村八人、名久田村七人、太田村六人などで、其他郡内各町村に二、三名ずつの会員が散在していた。この青年文化団体の発足は、かつて明治二十年代の啓蒙主義時代における吾妻学友会の地方組織をしのばせるものがあった。

吾妻懇話会の成立　本会は吾妻青年同志会より十日ほど遅れて二十一年一月二十二日に発足した。懇話会は郡内壮年層を対象にして、新時代を迎えて中央の一流文化人の話を聞いて郷土人に新知識を付与するのが目的であった。青年同志会とは兄弟のような間柄としての連繋をもっていた。四万温泉の関善平が会長で、理事は小板橋菱三郎（副会長）、関喜平などで、かつての郡内翼壮の幹部たちが中心であった。事務の一切は関喜平が担当して、新文化の摂取を目標にして専ら活発な講演会活動が推進された。会の誕生に先だって二十年十二月二日の毎日新聞に次のような記事が掲載された。

吾妻青年懇話会の誕生　吾妻郡の文化向上をめざす青年懇話会が生れる。初会は講師として阿部真之助を招聘して政治教養をたかめ、その講演要旨は印刷に附して一般にも配布する。四日幹部会を開いて準備にのりだす。

第一回は阿部真之助（毎日新聞社論説委員）を招いて、「民主主義と日本」という記念講演会を開いた（中之条小学校講堂）。この講演会は同志会と共催で行われたが、講演後は金幸で三時から座談会が催され、多数参加して盛大だった。

阿部真之助は群馬県出身で、当時群馬町総社町のお寺に疎開していた。氏は新聞人特有の廣い視野から、ユーモアをまぢえて民主主義について話してくれて好評であった。座談会におけるテーマは、1　将来の政治主体と性格、2　国民生活の科学化、3　経済の指導原理と社会組織、4　文字教育、5　民主主義と指導者原理などで、当時として地方では余りに高遠なものであったが、集った人々から極めて活発な質問や討論が展開された。当時郡内の指導者たちの文化関心が極めて高かったことを示していた。

第二回は臘山政道（高崎市出身、元東大教授）の「敗戦の事実と反省」の講演会（二月二十七日）、第三回は群馬軍政部教育部長ヘンデリックソンの「日本民主主義への希望」の講演会（八月十八日）など、相次いで行われた。そしてこれらの講演の原稿は、当時関喜平らによって発刊された地方誌「桃源」に掲載された。

(2)　新しい文化活動の諸相

冬期大学の開催　終戦の翌年の三月、中之条町の林昌寺を会場にして、吾妻地方でもいち早く長期にわたる冬期大学講座が開講された。疎開中の中央文化人を中心にした文化同好会（世話人は地元の関喜平）が主催したものであった。関喜平の報告によると、「終戦直後で全体主義・ファシズムから民主主義に変ったばかりで、戸惑いをおこし早くきりかえねばと青年たちは焦っていた。そういう青年たちに方向を与えるのが目的であった」と述べている。その内容については、

十屋文明（原町疎開アララギ歌人）の万葉論、佐藤緑葉（原町疎開・英文学者）の欧米文学とその作家、田部隆治（名久田村疎開・英文学者）の欧米文化史、田中稲三（中之条町出身、洋画家）の美術論、市川為雄（草津町疎開、文芸評論

家）の文芸評論、その他新憲法論を一週一回、期間は二ヵ月の長期にわたった。

向学心にもえる男女青年五〇名が受講したが、ここでも受講生と講師との強い心の交流が形成された。明治における町の最初の学校は林昌寺に開校されたが、八十年をへて再び新しい文藝復興（ルネサンス）を迎えて、同じ林昌寺に戦後の冬期大学が開設されたことは、奇しき縁ともいえよう。主な講師は大学に関係していた教授たちであって、その講義には知識欲にもえる吾妻青年男女に深い感銘を与えた。この文化人たちは、この年七月には会場を草津に移し、高原夏期大学を開き、さらに新しい顔ぶれを加えて地方青年の智識開発に大きな役割を果した。当時冬期大学の受講生だった名久田村横尾の小林資治（現在、長野原中学校教頭）は、その思い出を次のように述べている。

昭和二十一年、敗戦後はじめての正月、復員後四ヵ月の私の頭は完全にカラッポ、何がどうなるか、灰色の日々、新聞も雑誌もお粗末、とても心を癒してはくれない。そんな或る日、冬期大学開講の報に接した。急いで近所の山田重次君、蜂須賀良三君を誘って申し込んだ。会場は林昌寺の一室で裸電球の下で炉を囲んでお話をきくという形でした。講義は当時吾妻に疎開されて居られた土屋文明先生の短歌を中心としたお話、佐藤緑葉先生、市川為雄先生の文学論、田部隆治先生の文化論、……世が世であれば片田舎の若者などとても親しくお教えいただくことのかなわない諸先生方であり、内容であった。バスも自動車もロクにない田舎の道を、土屋先生は川戸から、田部先生は平から、佐藤先生は原町から、二月三月の寒空を一晩の欠講もなく歩いて来られた。田部先生は相当の御年輩で、そのうえ目が御不自由だったので、娘さんに手をとられて平の火塚の坂を登られる後姿から崇高としか形容のしようのない感銘をうけた。諸先生方の講義の内容も極めて含蓄の深い余韻のある高次のものでありながら、平易にさりげなく、しかも熱のこもった味わいの深いもので、とう〳〵最後まで私は魅せられどうしであった。それにもまして、諸先生方の文化に対する真摯な態度姿勢、そして内にひそむものこそ、私たちに対する無言のたくまざる御教示ではなかったか。まこと、敗戦の故とはいえ、私はあの頃のあの時期に、またと得がたいものを与えられたと思っている。卒業式は川原湯の敬業館、つつじの咲く季節で、田中先生の短冊をクジで外れて貰い損ねた残念さも忘れられないし、修学旅行の白根の霧の中で、桑原さん、関さんのつくって下さったカレーの味も忘れられない。受講生について覚えているのは、横尾の山田重次、蜂須賀良三、宇妻の関瀧重郎、中之条

の桑原ハル子・栄子の姉妹、関文子・綾子の姉妹・伊勢町の倉田実、折田地区では綿貫徳治、小渕守男、星野嘉一郎今井しん、水出良夫らであった。

同志会の文化運動　発足後二十一、二年にわたって各般の文化運動を展開し、戦後の地方青年を対象に文化的啓蒙の役割をはたしたといえる。その主な活動内容をあげておく。

講演会討論会研究会等の開催　創立総会における綿貫哲雄博士講演「維新における青年運動」……綿貫博士が得意の主題に即して戦後新しい民主主義時代を迎え、郷土吾妻地方における青年運動の歴史的役割を高く評価して、集まった郷土の人々、特に青壮年諸君に大きな感銘を与えた。終って座談会（中之条町金幸）を開催、テーマは当時人々の関心の焦点だった①民主主義と天皇制と②食糧問題がとりあげられ、参集の顧問（綿貫博士、土屋文明佐藤緑葉、関善平、塚田国一郎、福島地方事務所長）はじめ、郡内小学校長、青年団長婦人会長らも列席するなかで、活発な質問討論が三時間余にわたって行われた。戦後全く新しい理念にもとづく初めての催しとして期待と注目をよび活気に溢れたものであった。

二月二十四日　食糧問題講演会に、講師、高橋武雄（元県農事試験場長、沢田村出身）、中之条国民学校

英語講習会の開催　吾妻青年同志会が発足当初の事業として二十一年一月～三月の冬期間に開催した英語講習会は最も注目された活動であった。終戦後五、六カ月をへた当時、吾妻地方の各職域でも英語は人々の強い関心をよんでいた。会ではこの要望に応じて基礎英語から会話修得をふくんだ講習会を企画した。英語のほか民主主義の講義や時

四月二十六日　吾妻郡教育振興協議会の開催（原町国民学校）、郡内高校国民学校青年学校の参加、福田視学湯本アサ、婦人会青年会幹部等多数有志が列席、①民主主義の教育理念について、②青年運動、社会教育について、各自活発な意見が開陳された。吾妻西部文化団体との意見交換会（川原湯養寿館）、また、郡内各種文化団体によびかけて団体活動の紹介と意見交換会（伊勢町銀映座）が開催された。

二十二年二月十一日　西田博太郎工学博士（桐生工専校長）の講演会「日本農村の将来」、同志会伊参支部発会式の記念講演として実施、村の産業振興を目標として村会農業会はじめ全村あげて参加し盛大に開催された。講演後は村の適地性ある農村工業について青年有志から活発な質問が提示された。

事解説らも加えて長期の学習会を実施した。その概況を次に示しておく。

会場は中之条国民学校（裁縫室）と原町公会堂の二ヵ所で開催、中之条の月水金と原町の火木土に分けて夜六時～八時（二時間）とした。講師佐藤緑葉（東村出身元法政大学東洋大学教授）宮崎孝一（沢田村出身。当時桐生工専教授。現成城大学教授）いづれも英文学専門の教授だった。会費十五円（全期）。会員募集の結果をみて予想外多いのに驚いたが、中之条会場二五〇人余、原町会場一五〇人余、年少者は国民学校高等科生徒から五六十才の年輩者まで職業も郵便局員、地方事務員、会社勤務のサラリーマン、バストラック車掌運転手、鉄道員、商人職人農業者、あらゆる職業にわたっていた。テキストは悪質ザラ紙にガリバン刷の粗製のもの、原案作成には宮崎小池南波があたり、大変な苦労をかさねた。

冬の厳寒期であったが、薄ぐらい電燈のもとで熱気のこもった講師と講習生の血のかよう学習が続けられた。新しい時代を迎えて戦時中から抑制されてきた地方の人々の知識欲が一時に爆発したようにみえた。寒さをついて集ってくる講習生の瞳には新しいものを探求する希望にみちた輝きが感受された。なお中之条町、原町のほか、伊参村支部にも出かけて英語学習が行われた。

政党立会討論会の開催　さらに会の活動として人々に大きな啓蒙的役割をはたしたのは、戦後最初の民主的総選挙に際会して、地元選挙民に対して民主政治の実物教育の機会として、各政党代表による立会討論会の開催であった。郡内でも全く初めての催しとして大きな反響を与えた。三月十七日午後十二時半から中之条国民学校講堂で実施したが、当日の様子を簡単に述べておく。

自由黨小峰柳多、進歩黨生方大吉、社会黨町田三郎、民主同盟安田武雄らによって、各黨三十分ずつで黨の綱領政策を発表し、その後聴集からの質問に答えて貰った。当日は各町村から聴衆が参集し大盛況だった。特に郡内青壮年からは活発な質問や意見が開陳された。演説終了後に世論調査も実施された。この催しによって青年同志会の存在は大きく注目されるに至った。

続いて戦後第二回目の総選挙に際しても、前回に続いて各政党の立会演説会を四月十三日、朝日劇場で行った。

自由黨　小渕光平、民主黨　中曾根康弘、社会黨　立見米市　共産黨　田中平太郎、四大政党代表による政見発表と質問討論が行われた。会場は満員の盛況、選挙をひかえて住民のもりあがりが示された。

発足以来、斬新な文化活動が次々に展開されていったので、青年同志会の動きに対しては広く県内の青年指導者はじめ社会教育関係者が、すべて新しい方向を模索し続けていた時期であったので、会の趣旨、活動状況及び民主主義的教育の理念などが、県内各方面から紹介依頼された。郡内の地域青年団は戦後全くその方途を失っていた際であったが、青年同志会の活動はかれらに大きな刺激となって、次第に新しい胎動の契機となった。特に当時中之条地方の各町村の団長の多くが同志会の地方幹事として同志会の指導者と緊密な接触交流をもっていたので、同志会の新しい理念は次第に青年団の中にも浸透していった。

さてこの青年同志会は当初からあくまで広く地方青年層を対象にして、新しい民主主義理念の啓蒙浸透を目的にして、その活動に専念した。従って戦後人々が混冥の中で新しい心の拠り所を模索していた時期においては、郡内のどの団体にもまして、大きな存在価値をもっていたといってよい。

学生読書クラブの活動　終戦直後の文化活動の一つとして続書活動をあげておきたい。とくに中之条町を拠点に地元の学生たちの読書クラブが設立され、特徴ある諸活動が展開されていた。当時このクラブの会長だった外丸達雄（群馬師範学生、現姓福田で邑楽郡明和村在住、教師）



学生読書クラブの会員たち

の寄稿報告をもとにして、当時の中之条学生読書クラブの状況を述べておく。

恐らく昭和二十二、三年だったと思う。中之条高校で同校の鈴木先生らを講師に、地元高校生を対象に英語講座が開催され、この催しがきっかけで読書クラブが設立されたように思う。とにかく当時の学生たちは食にもまだ飢えていたが、それ以上に紙や書物には今の学生たちには想像もつかない程の渇望感を覚えていた。太平洋戦争末期以後、書物らしい書物はずっと発行されていなかったし、また平凡な勤人、職人、中小企業の親たちをもった私たちの家庭には、やはり書物らしい書物はなく、終戦後自由化された出版も、紙不足などであまり多くなく、書物によっては、長い行列をしなくては買えない程だった。同時にまた読みたい本をどんどん買える程、学生たちの財布は重くなかった。そんな中で中之条在住の小池先生（群馬青年師範教授）と伊勢町の在住で中之条中学の教諭だった久保田三郎先生のお二人の骨折りで、中之条学生読書クラブが作られることになった。当時会員になったのは、群師生、前商生、澁高生、中高生、吾高生と多士済々で、それが続いた四年間ぐらいの間に、多い時で三十名くらい、延人数では四、五十名の学生が参加したと思う。女子学生もいたが、男子にくらべて極めて少数だった。会場（事務所）と、基礎になる蔵書は、すべて久保田先生が提供して下さった。事務所は当時広い入口から入ってすぐの土間に続いた座敷であった。ここが開かれたのは毎週日曜日の午前中で、主として貸出しが中心だった。二人ずつ当番をきめておき、日誌もきちんとつけた。二人の先生もまぢえて色々の話題交換がされ、各学校の様々な情報がとび出して楽しい学生サロンの場になっていた。久保田先生が半生かかって集められた膨大な蔵書から選んで下さったものを基礎にして、毎月会費（五十円くらいだったと思う）の中から、会員のアンケートを参考にして新刊書を買って行った。一応図書簿と分類簿を用意し、会長だった私が責任者で整理していた。初期に買ったものでは、当時発刊された岩波新書青版の池田潔「自由と規律」林健太郎「世界の歩み」、中谷宇吉郎「科学と社会」などが思い出される。このほかに月刊雑誌として「心」「文藝春秋」「新潮」の三冊が購入された。クラブの活動として、「吾妻学生読書通信」（ガリ版刷り機関誌）を何号か発行した。内容としては読書感想、随想、時に文化祭の批評などもあって、一応当時の吾妻の学生文化を担っていこうという自負があった。クラブの行事としては、澁谷国忠先生（当時前橋図書館長）の「読書の効用」の話、山田泰三先生（当時中之条中学）の「漱石について」の話、また桑原武夫「文学入門」（岩波新書）をテキストにした読書会を何回かやった等、

さらに外丸達雄は、この読書クラブの役割について、「当時中之条町のエリート学生たちの知的思想的基盤となり、かつ一種の社交的サロンとして……。いずれにしろ会員たちそれぞれの人間形成に何らかの影響を与えているのではないか」と述べている。そして二十六、七年には会員たちは、各々大学に進み中之条町を離れ、また実社会に就職し多忙になったこと、また書物が次第に自由に入手できるようになったことで、その後の世代（昭和二ケタ）に引継がれることなく、終戦直後という特別な一時期の中での役割を終えて自然消滅していったのである。

2　戦後の地方文化の変遷

二十年八月の敗戦は、地方社会でも人々の心を混乱させ、一時は前途の生活目標を喪失させた。とくに青年たちの思想と行動を攪乱させた。終戦後いち早く連合軍の治政下で民主主義の新理念が示されたが、それまで戦争遂行のもとで、ながく上意下達、承詔必謹にならされてきた青年たちには、この民主主義は到底理解しえないものであった。それに敗戦に伴い必然的に襲来した経済生活の窮乏化が重なったため、戦後の一時期には、若い世代の精神文化の空白混迷の状況が継続していた。そしてこの状態からの脱却にはやはりかなりの時間が必要であった。

(1)　終戦直後の青年文化

終戦後から二十年代にわたる青年文化の歩みを、四万青年同志会と伊参村青年団大道分会の日誌と記録簿によってたどることにする。まず終戦後二十年後半～二十一年の動きをみると、郡内各地で新生青年団の発会がみられたが、その活動や行事をみると、どこでも伝統的な農作業が継続されていたし、折柄の秋の運動会や見学旅行が実施されていた。大麦小麦刈りや木炭運搬による分団基金かせぎなども行われている（大道支部）。こういうなかで時々新しい動きとして郡出身の綿貫博士の講演会が行われたり、前述の青年同志会の英語講習会（伊参村）、また郡連団長宮沢辰三の

講演会なども開催されている。しかし当時のめだった動きとして演芸会の催しがどこでも極めて頻繁に行われた。当時の郡青連の機関誌一巻一号（二一年九月刊）掲載の伊参村斉藤団長の記述をみると、

当団は終戦後三ヶ月にて結成を見、……思ひかけぬ演芸会に関する非難の声を新聞の一記事により知った時……団長は村の前途、日本の情勢を考へ、青年はもとより村民の声を聞き、幾多の非難をうけながらも誤解を一掃すべく努力した。

当時どこでも新しい解放を求めて青年の演芸会が流行したが、その内容をみると眉をひそめるようなものが多かったようである。町ではダンス、村ではヤクザ踊りといわれた時期であった。当時の郡青連機関誌によって郡内町村青年団活動をみると、基本的にはやはり戦前からの引続きの農業生産的活動をはじめ敬老会活動など地味だが健実なものが主であった。その二三をあげておく。

㈠食糧増産、㈡農耕強化運動、㈢青年会員の融合（長野原甘藷多収穫競技会（名久田村男女青年団）。㈠公民館設立への協力、㈡栄養講習、㈢輪読会（伊参村男女青年団）。

男子青年団）。㈠農業会との懇談会、㈡演芸会、㈢敬老会、㈣

なお二十一年には郡内各青年団では、海外引揚同胞援護運動を実施している（機関誌第一巻第二号）。

中之条町男女青年団では、この同胞援護と並んで生活困窮者救護もかねて、一戸一品供出運動を行っている。その結果衣類一五〇点、茶椀どんぶり皿類七五〇、履物類三六五点、其他計二、一三七点、現金九十五円、他馬鈴薯、小麦粉、野菜多数が集まった。

さて戦後二年目の二十二、三年になると、農村青年の文化活動も大変多彩になったようである。この様子を四万青年同志会の場合にみよう（文化部の庶務綴による）。座談会、討論会、読書会、レコード・コンサート会、映画会はじめ文芸誌「四万川」の再刊（二二年九月中旬）、講演会、英語講習会…などが相次いで実施され中々の活況がしのばれる。そのなかで演芸会もまだ相変らず盛んであった。当時の文化活動の内容をつぎに詳述しておく。

座談会　二二年二月二三日「住みよい村づくり」山田一二　氏、宮崎愛次郎氏。島村定瀬義氏、同繁蔵氏、山田保治氏出席。

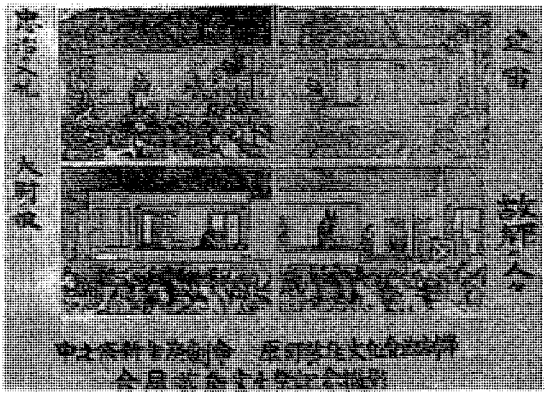
三月二三日　討論会、県土木課　観光課萩原氏、山田保治氏、労働組合長宇阪氏。
二三年三月一九日　村の婦人大会、意見発表、分団より「宗教と道徳について」唐沢みよ。農村生活と改善、宮崎ひさ子。
七月二〇日、読書会、話会あり、その題目をみると、女の心得、教育、女性について、迷信、初恋、計算法、青年と恋愛、文学。
二二年八月七日、読書会。関芳里、読書について。関せん新憲法と女性。宮崎晃一　青年と読書。宮崎七郎次　農村文化読本。宮崎ひさ子　新女性手帳より。山田正明　自然主義とデカタンス。唐沢みよ　文学について。

終戦後の二十年に引続いて青年団の演芸会の方は、二十四、五年頃までは相変らずの状態であった。戦後郡の社会教育を担当してきた町田清は、戦後の青年及青年団の文化面の動きについて、次のように述べている。

敗戦で青少年団が解散され空白期を迎えたが、戦後まず生れた新生青年会は、お祭り演芸会を中心としたものだった。青年の間に演芸会が流行し、やくざもの、芝居と踊りが無反省に夢中でなされた時期である。吾妻ではこの流行には二つの波があって、第一波が二〇～二二年、第二波が二四～二五年であった。のど自慢も流行した（中之条、原町、長野原、草津）。そして当時他方では新しい進歩的な青年にはフォークダンス、スクエア・ダンスも流行した。
そして新しい青年演劇の発足は、二七年頃からで、今までのやくざものの演劇会にあきたらず、民主主義との間にたって自己矛盾に到達し、一方社教の指導助言も行われて総合芸術としての演劇がおこった。ロマン・ロランの民衆劇の条件を参考にして指導した。ポポロ座の落合義雄氏の指導の力があった。郡の青年演劇大会の審査長としてよく指導された。①中之条青年団の例（略）②村の青年自身の課題解決をめざした演劇……そこにはローカルなものが生きていた。脚本も青年自身の手によるものが多くなっていた。

(2)　青年演劇の覚醒

敗戦による青年意識の混迷も、二十二年頃になると漸く回復しはじめて、県当局はじめ県連郡連等の青年指導者たちの尽力によって各種の文化的活動がみられるようになった。しかし青年娯楽における演芸会活動をみる限りでは、一



新生演劇研究会による演劇公演

般には未だ回復のきざしは見出せなかった。しかし二十四年には中之条町と原町の演劇同好者によって新生演劇研究会が生れ、幾度か公演されている。当時県内の演劇の動きをみても、群馬県演劇協議会の発足（二十四年七月）県教育委員会による第一回移動演劇教室の開始（二十四年）などがあって、終戦後二、三年間続いたやくざ芝居、やくざ踊りも漸く影をひそめて、これにかわる新しい健康的な演劇がめばえようとしていた（二十九年「群馬県文化年鑑」より）。

さて中之条町の新生青年団が発足して（二十八年五月）、その演劇活動が始ったのは二十九年一月十九日だった。発足当初の演劇活動について述べておく（「中之条青年団十五年史」から）。

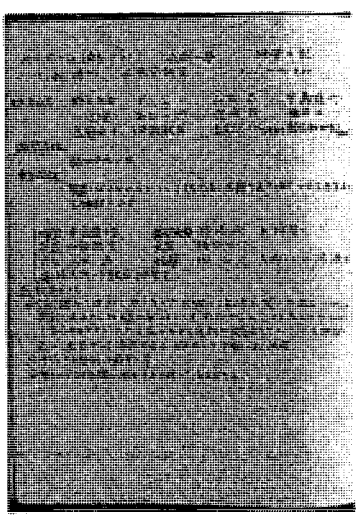
一九五四年一月一九日、吾妻青年団演劇コンクール出場を目的として中之条青年団文化部に演劇グループ生まれる。指導者として中之条高校より野田市太郎先生を招く。出し物としてチエホフ作米川正夫訳「結婚申込」を決定、本日より練習開始……当時のメンバーは次の通りであった。キャストは、チブコーフ福田一郎、ナタリヤ中島道代、ロモーフ唐沢信也。スタッフは、演出山田香、舞台監督関公一、装置伊能秋男、美術小池澄子、衣裳剣持三津枝、照明水出龍夫、指導野田市太郎、山本清（中之条高校教諭）。

二九年には、三本六回の公演を行っている。そして郡大会では最優秀賞、県大会でも最優秀賞を獲得した。二九、三〇、三一年と演劇コンクールに出場しながら、その他朝日劇場での発表会や敬老会での公演を行ない、年間五～六回の上演を行っていた。

当時の演劇練習日記（四月十六日～五月十七日）をみると、五月十六日朝日劇場の昼夜公演を目標に一ヵ月間の詳細な記録を通じて関係者たちの日々のきびしく、真剣な研さんの様子がうかがえる。

(3) 新旧人形演劇の公演

人形劇「葡萄座」の招聘　この当時新しい企画として児童文化の昂揚のために東京の葡萄座を招聘している。中之条小学校その他の学校でこれを実演した。人形劇は吾妻地方ではじめてだったので大変興味をよんだ。これは指人形で両手の指であやつりながら劇を進めるという仕組だった。人形の作り方の工作まで指導した（関喜平の「戦後の文化活動」報告）。



中之条町の新生青年団による演劇の練習日記

村芝居の復興　もう一つ注目されるのは、二十年代後半になると村芝居の復活の気運がおこったことで、中之条町の二十六年文化祭では伝統ある尻高人形芝居の人々を招いて朝日劇場で公演している。

(4) 文化的行事の進展

戦後も終戦直後の一時的混迷期をすぎて、幾分の落着きをえて、国や県による文化教育の指導が行われるようになると、いわゆる「文化国家」としての各種の新しい文化行事が現われてきた。戦後新しい国民祝祭日の「文化の日」が設けられ、この日を中心に新規な諸行事も町民にとっては珍しいものであった。

新憲法施行記念の文化行事　二十一年六月開会の第九十臨時議会（新憲法審議）で三ヵ月余の審議をへて、十一月三日に戦後の日本国憲法が制定され、翌二十二年五月三日に施行されることになった。この五月三日には全国各町村

で記念式典が行われた。中之条町でも三日～五日に各種記念行事が実施された。小池秀雄日記によると、三日十時から式典施行、この日若衆は花車を出し町内をひき歩いたとある。関喜平の報告文をみると、

> 中之条町では各種団体の文化行事（祭）が行われた。野球大会、駅伝競争、籠球大会・継走大会……絵画、俳書画展、俳句大会、華道大会、演劇コンクール、名曲鑑賞、ダンス講習会と実に盛り沢山だった。

と述べているが、この期間の各般の催しを通して戦後一年九ヵ月をへた時点における新旧文化が交錯して、そのまま当時における地方文化の不統一さを現わしていた。しかもこの不統一は当時の地方人の文化意欲の逞さを示すものでもあった。この頃には未だ経済的貧困から解放されず、かえって食料物資の不足に大変あえいでいる状況だった。それだけに新憲法施行の記念行事に際会して、戦後はじめて迎えた新しい「祭典」として日常生活の苦しみからの解放を一途に求めたのであった。

丹羽文雄ら一行の来条と文芸講演会　戦後も二十五年すぎになって食料物資が出回り人々の心も落着きはじめて、中之条町でも例年のように文化祭の行事が実施されるようになったが、偶々二十七年秋の文化の日（十一月三日）に丹羽文雄ら早稲田派の作家連の上州旅の機会をとらえて、中之条町で豪華な文学講演会で開催された。この催しについて関喜平は次のように述べている。

> 作家丹羽文雄氏を中心とする早稲田派の作家がつくっている「十五回会」の同人十二人は前橋市に立寄り酒井松雄氏、市川為雄氏らを加えて文学講演会を開き、そのあと一行は四万温泉の秋を訪ねた。途中、中之条町で下車し、中之条農業学校講堂で講演会を開いた。主催吾妻ペンクラブ、当日は六人が登壇して次の演題で講演した。純文学か大衆文学か　丹羽文雄、熱い眼と冷たい眼　中村八郎、危険にぶつかる若さ　八木義徳、作家と現代　榛葉英治、文学を志す人々　森田素夫、作家の宿命　石川利光。いづれもそうそうたる作家たちばかりであった。

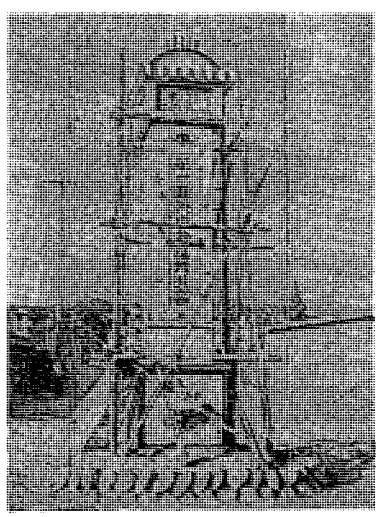
(5)　文化祭にみる戦後の地方文化

戦後新しく十一月三日が文化の日に指定されると、二十年代後半からは全国各地でこの日を中心に新しい年中行事としての文化祭が行われるようになった。中之条町でも当時から毎年きまって商工会や町の文化団体が共同して文化祭の諸行事を計画実施した。例年の催しをみると、

二十四年十一月三日、商工会では広告祭、福引大売出し、朝日劇場で昼夜演芸会（小花一行来条）。農協の運動会、また町内野球試合などあり。

二十五年十月十五日　農協運動会。二十八日　演劇舞踊の会（朝日劇場）。三十日　午後から「のど自慢競演会、十一月十日　大歌舞伎（羽左ェ門、権十郎、芦燕、田之助等）朝日劇場、二十一日～二十三日　農産物共進会（小学校・役場・群蚕）、二十三日　夕方から大綱祭、全町内をねり歩く。

そして二十七年秋には歌謡大会、大島あんこの踊り、ブラスバンドの行進などが行われ、とくにこの年の文化祭には文学者丹羽文雄の文芸講演会が中之条高校講堂で行われ、花を添えた（前述）。そして二十八年秋の文化祭には中之条町誌研究会によって郷土史展覧会が催されているのも注目してよかろう。なおこの時には町誌研究会主催で群馬大



中之条町で開催された第一回吾妻物産共進会のアーチ（中之条小学校入口）

二十六年十一月六日　文化祭開会式（朝日劇場）、八日　名画鑑賞会、十六日　経済懇談会（相互銀行）、琴と舞踊の会（朝日劇場）、二十日～二十三日　物産共進会、二十日　のど自慢（午後）、宮田アナウンサー来条して司会、テストに出る人百人以上から七〇人を選ぶ。町中はこれをきく人たちで賑う。二十三日　宮幡清講演会（吾妻クラブ）、二十七日　夜文化祭閉会式、尻高人形芝居あり（朝日劇場）。

学教授矢島仁吉博士の「中之条町の人文地理学的研究」についての講演会が併せて開催されていいる。ここでこの町誌研究会について註記しておく。

中之条町誌研究会は昭和二十五年に結成されている。戦後数年をへて戦後の動揺が幾分なりとも落着いてきた当時になって、町の歴史研究が発足したことに注目したい。会長伊能八平で、会員には山口武夫、吉田毅一郎、剣持譲二、木暮久彌、綿貫其吉、木暮善衛、小池善吉……らであった。大同銀行中之条支店や役場を会場にして熱心な研究会が行われた。この会の大きな業績は旧中之条町関係の江戸時代と明治前期の基礎資料を発見し、これを整理保存したことである。これをもとにして紋上の展覧会も実施できたのである。

(6) 俳句の隆盛

江戸時代以来、吾妻地方の庶民文化としての長い伝統をもつ俳句は、明治大正期そして昭和期と引続いて郡内各地でその集会が盛んであった。昭和期になると中之条地方では、町田一草と宮崎三木が中心になって俳句活動が行われた。とくに昭和期からは中央雑誌を主宰する各系譜の先生たちの来郡によって吾妻郡の俳句界も画期を迎えた。そして戦時中においても中央俳人の入来はたえることなく続いてきた。戦時下のきびしい状況のもとでも、時折の句会が催されて吾妻郡民の俳句活動の燈火は決して消えることはなかった。さて終戦による戦争からの解放と新しい民主的自由な状況のもとで、吾妻俳句の伝統は戦後になって飛躍的な発展をたどっている。中之条地方の俳句も、さきにあげた吾妻俳句の五つの系統的な流れ（町誌第一巻一四五一頁）のなかで動いているが、俳人たちの各種の集まりは、これら諸系統をこえて地区別に同好の人々の相互交流をきわめて活発にしている。そして戦後になって郡内の俳句人口の増加とともに、郡民の俳句への関心も昂まり、現在隆盛の一途をたどっているといってよい。戦後いち早く二十一年五月に各町村にあった句会をまとめて「吾妻俳句文化連盟」が誕生したことは特筆すべきであろう。そしてこの連盟の戦後二十年代における活動はまことにめざましいものがあった（後述）。

ここで戦後二十年代における中之条地方における各種の俳句会の動きについて、関怒濤の報告によって記述しておく。

山の町吟社と若葉

中之条町に山の町吟社（歯科医田村杉雨方）があった。創立は戦前で毎月例会が杉雨方か林昌寺などで開かれた。集まるのは次のような人たちだった。

田村杉雨（時雄、中之条）、伊能松益（松平、伊勢町）、一場愛史（長次、伊勢町）、平田一羊（源次郎、伊勢町）、小板橋山梔子（君平、伊勢町）、樋口雀史（実、伊勢町）、剣持南朗（七郎、中之条）、相原爾朗（丑二郎、中之条）、青柳窓月（庫太郎、中之条）、田村林泉（林平、伊勢町）、鈴木玉苑（清、西中之条）、中沢香邨（伊勢雄、西中之条）、篠原紫朗（四郎、西中之条）、小板橋近江子（定吉、伊勢町）、石原清華女（律子、中之条）、小池一尚（鴻一、中之条）。

俳句雑誌の系統は様々で、ホトトギス、欅、みそさざい、若竹、若葉等で、中之条町の各種俳人たちの自由な集まりだった。怒濤によると、山の町吟社の中心者だった田村杉雨は、若葉の主幹富安風生（数年前から面識ある）の人格、斬新な句柄に共鳴し「若葉」一色にしようと試みたという。そして杉雨は二十四年に「若葉」同人に推薦された。其頃から「山狭」という機関誌を季刊で発行、二十七年には「吾妻故俳人録」を発行するなど、郷土俳句の向上につとめた。また前述のように戦後まもなく「吾妻俳句文化連盟」を創立し、自ら会長になった。春秋二回定例句会を開き、吾妻の有力俳人百余名が集った。句会には中央から富安風生、加倉井秋、勝又一透、西本一都らを招いた。また二十九年には吾妻俳句作家集を杉雨編集で刊行している。

二竹会と若竹

中之条町の医師田島壽山方に二竹会があった。創立は昭和初期であった。そこに集った人々は

田島壽山（栄吉、中之条）、石井映水（英二、中之条）、石原清華女（律子、中之条）、高橋呂呆（高次郎、中之条）、北川湖東子（喜太郎、中之条）、田村汀芽（益雄、中之条）、関怒濤（喜平、中之条）、蟻川双幹（要、中之条）、高平松風（松太郎、中之条）、

などであった。俳句雑誌の系統は若竹、欅、ホトトギス、水明などの人々であった。

「若竹」主宰の富田うしほは田島壽山方を訪れ、句会に出席した。壽山映水は「若竹」同人であった。うしほは村上鬼城の高弟で、沼田の金子刀水と双璧であった。その関係で映水は鬼城の流れをくむ俳人なりと豪語していた。昭和二十七年映水句集が若竹作家選奨会から発刊された。うしほは映水

句集を出版し、映水の生活を援けたといわれている。

オリオン俳句会

昭和二十三年四月、中之条町関怒濤（喜平）、水出鳴芒子（次松）、水出利根夫（良夫）らを中心としてオリオン俳句会が結成された。当時折田から中之条に移ってきた鳴芒子の村から町への俳句環境の変化が多大な興味をもたれた。これもまた会誌は各自の自由にまかせていた。集まるものは

上記関、水出（鳴芒子、利根夫）のほかに、木檜九柄（九平、伊勢町）、町田山茶花（馬平、中之条）、星野香転（政太郎、折田）、綿貫雪花（秋造、折田）、田村崩尖（次郎、折田）、石井映水（英二、中之条）、鈴木玉苑（清、中之条）、水出香村（伊勢雄、折田）、田村耕生（其治、折田）、田村一峯（中之条）、田村連山（折田）、水出薫生（折田）、篠原竹村（中之条）。

などで、二十三年七月に俳誌オリオンを創刊した（二十四年三月二号発行、三号は中止）。

折田風交会と辛夷

折田風交会は古く、創立は大正十一年頃という。昭和二年会誌「野兎」を創刊、毎月の例会は十人以上も集まり、句作鑑賞批判を行った。場所は香転、壽仙、鳴芒子宅はじめ、折田公民館、折田神社社務所などであった。これもまた各種雑誌系の俳人たちが自由に集ってきた。とりわけホトトギス、欅、馬酔木、みそさざい、辛夷などが多かった。集った人たちは、星野香転、黒崎桜月（茂、折田）、水出壽仙（百壽、折田）、折田文有（次三郎、折田）、綿貫雪花、水出鳴芒子、田村崩尖、富沢土筆女（ます子、西中之条）、田村耕生、星野晴哉（折田）、水出秋蟬子（光太郎、折田）、古屋雨読（次雄、四万）、田村鏡月（清、折田）。

中之条から関怒濤、石井映水、原町から田村俳子（重雄）が加わり、その俳句鑑賞批判会は特異なものだった。「辛夷」（主宰前田普羅）の戦前からの同人であった香転、怒濤に加えて、鳴芒子が二十二年五月に新同人に推薦され、近詠文章などを発表、鳴芒子は「俳句研究」前田普羅の推薦作家になるなど、目ざましい活躍であった。かくて辛夷の読者は多勢にのぼった。

風交会はさきに先輩佐藤峨光の句碑をその庭前に建てたが、つぎに近代俳句の先駆者宮崎三木の句碑をたてることになり、二十九年三月上妻橋のほとりにこれを完成した。

四万楓吟社

四万温泉に楓吟社が昭和三年に創立された。会場は四万小中学校や山口館で、欅、馬酔木、山茶花、若葉などの読者たちが集った。

綿貫四四三（好蔵、四万）、田村八朗（八郎、四万）、中村みのる（実、四万）、後藤山歸来（建、四万）、田村農夫（勝二、四万）、田村十九女（トク、四万）、小沢刀川（喜作、四万）、佐藤風月（武、四万）、田村皐汀（貴、四万）、

古屋雨読（次雄、四万）、斉藤もとを（基雄、四万）。

若葉の主宰富安風生は昭和十五年八月四万温泉に来訪以来、数次にわたり来訪して、若葉鍛錬会、句会を開いている。

吾妻俳句文化連盟

戦後いち早く二十一年に全部各地の句会のまとめて発足した俳句文化連盟は、毎年春秋二回の句会を開催のほか、いくつかの俳句書をだしてきた。昭和二十九年刊行の「群馬県文化年鑑」によって、連盟の二十九年における活動の一端を通覧しておく。

一月　山の吟社主催　現代著名作家　俳書画展覧会（中之条小学校）

二月　吾妻俳句連盟地区大会…主選者霞柳舎緩系、田村杉雨講演会出席者五〇名。

三月　四万温泉探勝句会（主選者古川雨読五十名出席）、この月この連盟の大会がもたれ賀選奥田可児、出席八十余名。（鍋屋旅館）。

(7)　地元新聞の発刊―西毛新聞の誕生

戦後には新しい自由と文化の風潮にのって、吾妻の山間地にもいち早く各種の文化的小集団が群生した。そして各小グループによる機関誌も刊行された。また町報村報のたぐいも発刊されるようになった。文化団体の発刊する機関誌類も三～五号にして廃刊になるものが多かった。このような自由と民主主義の地方的潮流のなかから戦後二十五年十二月に吾妻郡にも地元新聞が発刊になった。この西毛新聞は終戦後五年をへたこの時期に誕生して、爾来二十五年間地方新聞として今日まで歩みつづけてきたが、戦後のきびしい時期をのりこえて、小地方の営業新聞として存続してきたことは刮目すべきことであろう。ここでは戦後の二十年代における西毛新聞の初期の歩みを、おもに地方文化としての観点から述べておく。新聞記者として、また文人として西毛新聞ともつながりの深かった関喜平（怒濤）の報告によってたどってみることにする。

創刊は二十五年十二月一日、発行所は中之条町伊勢町八三六番地、社長小林好三郎、主幹で編集発行責任者は富沢碧山であった。社長の小林好三郎の創刊の辞によると、「本紙の創刊の目的、斯の如く地方に於ける中小企業の振興に力を致し、個人の力に依て解決しえざる幾多の隘路あれば時に之を当局に進言し、これを世論に訴え、緩急軽重を比較検討して

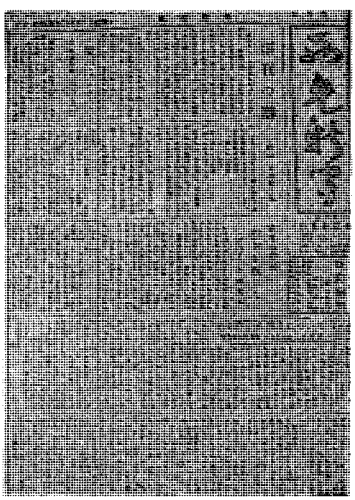
正義の結集せる大衆の総意に応えて善処解決の方途を求めんとす」と訴え、編集の目的については、「㈠親しめる新聞、㈡正しい報道、㈢為になる記事を以て根本方針となす」と述べている。

初め第一号、第二号はタブロイド版であったが、第三号からは普通新聞紙の半ページ版に定着した。回数も一日、十五日の二回発行が、二十六年六月一日から二十日発行を加わえて月三回になった。

ところで創刊二号から「光る人々」の連載を始めるが、一回二人の郷土の人物を取り上げ写真入りで略伝をあつかい、二十回にわたった。これら人物を郡発展のために貢献せる篤行の士として報道している。それが終るとニュースを裏側から取材したニュース読物を四、五回にわたり連載して、この種の週刊新聞の特質を示していた。「ワナにかかった男」、「好色心中」、「ナゾのまま自殺」、「墓地で無理心中」などであった。また当時から文化欄にも力をいれ、地方文化人の文章、詩、俳句、短歌などをとりあげていた。その概要をみると、

山田博史、安藤雅夫、青木伸夫、堀一夫、砧更吉、瀬木悦夫らが登場し、近詠では小池一向、田村萌尖、田村杉雨、石井映水、黒岩長紅、田村俳子、水出鳴芒子、萩原丸峯など、短歌では新井元八郎、関滝重郎、西山かめ、外丸達雄などが協力している。

「西毛俳壇」は創刊四号から水出鳴芒子選で始めているが、短歌欄は俳句より遅れて二十九年七月、新井元八郎選で始めている。



地元の西毛新聞の創刊号
（昭和25年12月１日）

二十六年十月一日の社告によると、「社内陣容を強化し、報道及び経営に万全を図ることと致しました」として、記者神辺利重、山田博史、営業神辺敦子、関英三郎、蜂須賀今重の名があがっている。この年社長小林好三郎は退社して

主幹富沢碧山が社長に昇格している。そして二十七年一月には長野原支局が開設されるとともに、週刊発行を実施している。二十七年二月五日には、「吾嬬サロン」（月刊雑誌）を発行したが、これは三巻第十三号まで続いた。なおこの年四月一日付社告をみると、北群馬西部にわたり通信網を拡充している（渋川支局、明治村と白郷井村に通信部が設置された）。同時に郡内でも原町支局、長野原支局らの人員を整備している。この年十月二十八日には西毛新聞吾妻ペンクラブ共催で丹羽文雄ら一行の文芸講演会を計画実施した（前述）。またこの年十一月四日には「観光特集」号を発行、温泉吾妻を紹介、以来年々秋には観光特集号を発行している。

二十八年三月には単行本「昭和吾妻人物誌」を発刊、続いて「吾妻戦没者名鑑」、「吾妻歴代町村長名鑑」と続々刊行していった。なお戦没者名鑑刊行記念として遺族慰問映画会を開催し、各町村を巡回している。そして二十九年になると多野支局を開設している（三月四日社告による）。この年三月二十九日、三十日には、渋川と中之条で創刊三周年記念講演会として毎日新聞論説委員平岡敏男を招き、「国際情勢とわが国の政治経済」についての講演が行われた。十月十四日社告では山田博史小野雅美の退社をつげ、新たに人材を求めている。そして三十年の元旦号には阿部真之助の「政治は動く」の評論をのせ、一月十三日社告は、従来二ページから一躍四ページの増頁を断行している。そしてこの年九月八日「吾妻郡職員録」、十月瀬木悦夫「吾妻史語」を発行し、十二月一日には創立五周年記念祝賀会が開催された。

3　大衆娯楽文化の復活

大正後半期からはじまった当地方の大衆娯楽文化は、昭和戦前期には新しいモダニズムとして映画流行歌はじめ遊びスポーツを通じて一時期の繁栄を招来したが、昭和十年代の戦争期には次第に圧縮されていって、太平洋戦争期に

は自由な大衆娯楽のすべてが禁止されるにいたった。そして戦争終結によって人々は心の解放をえたが、敗戦による食糧難、物資欠乏のきびしさから、大半の人々は娯楽を求める余裕はなかった。しかし若い人々は当時の心の空白と不安をみたすために、手当り次第の遊びと娯楽を追ひかける状況もみられた。食物や生活物資も幾分ずつ落着きをはじめた二十年代後半になると、かつての戦前期のモダニズム、大衆娯楽が復活してきたのである。

(1)　映　　画

戦争終結に伴って大衆娯楽の中心だった映画と流行歌の復活は早かったといえる。はじめは新旧様々の映画も現われたが、二十二、三年からは漸く新作も登場してきた。「わが青春に悔なし」(二十一年)から「安城家の舞踏会」「今ひとたびの」(二十二年)、「酔どれ天使」(二十三年)と相次いだ。芝居では「忠臣蔵」「菅原伝授手習鑑」等が上演禁止された。こういう戦後の名画といわれたもののいくつかは、たしか中之条町でも上映されたと覚えている。二十年代における伊勢町の映画館、映画について、梅松公三(伊勢町)は次のように話している。

伊勢町の映画館の経営は、田村与吉さんの時期(富士館・二十六年頃まで)と、福田誠一さんの時期(銀映座、二十七年頃から)にわたる。戦後は娯楽に飢えていたときですから、上映作品のいかんにかかわらず、変り目ごとに入場者がありました。西沢憲司というマネジャーに恵まれていて実質以上の営業成績をあげていました。終戦後には映画の番外に色々な三流楽団が随分来ました。食糧難のときだったので、中央でも名の売れた歌手(平野愛子)俳優(大阪志郎、空あけみ)なども来ました。

そして梅松さんによると、二十七年頃からの福田誠一経営の状況は次のようだったという。

原町の銀勝座との提携ができてからは、東宝、松竹、新東宝はじめ、洋画のいい映画が来るようになりました。特にナイト・ショウは大当りでした。日本の天然色映画第一号の「カルメン故郷に帰る」なども上映されました。なお、映画では当時朝日劇場は東映と大映のものを映写していました。

二十年代後半に上映された朝日劇場の映画をみると、大映「自由学校」、大映「羅生門」、東映「ひめゆりの塔」さらに大映「王将」などがあげられるが、戦後多くの町村民の心をとらえた作品だったと思う。

(2) 流行歌

戦時中の抑圧された緊迫感からの解放を最も手短かに充足してくれたものは、ラジオを通じての流行歌であった。軍歌から流行歌への転換も大衆の場合には、さほど抵抗もなかった。戦争に突入して次第に国民の大半が戦線に応召されてゆくと、銃後も前線と呼応して、大衆に愛唱されてきた従来の流行歌から軍歌に移っていったが、戦後にはまた、きわめて自然に戦前からの昭和の流行歌になじんでいった。とくに敗戦直後の暗いきびしい空腹と欠乏のなかから唱いだされた「リンゴの歌」（昭和二十一年）は、どんなに人々の心を明るくしたことか。そして「港の見える丘」「みかんの花咲く丘」、「鐘の鳴る丘」（二十二年）「青い山脈」（二十三年）と心を開く歌声が続いたが、やがて「東京ブキウギ」「東京カンカン娘」と次第に強烈な心の転換を示す歌にむけられていった。他方戦後の引揚や原爆などによる心の傷手を悲しむ心情に訴える「異国の丘」（二十三年）「長崎の鐘」（二十四年）が戦後の大衆の心を強くとらえた。中之条地方の人々の心を揺がした流行歌の動きもまたかかる全国的な趨勢と同じであった。ラジオを通して入ってきた流行歌は、やがて二十年代後半にはレコードによって繰返されて多くの人々に口吟された。とくにＮＨＫの「のど自慢」（昭和二十一年一月開始）や「三つの歌」（二十八年十一月）よって流行歌が末端にまで浸透していった。中之条町でも戦後の文化祭には時々のど自慢大会が行われたが、二十六年十一月二十日にはＮＨＫのど自慢が朝日劇場で行われた。「百人以上も出演者があり、七十人を選んで公演したが、当日はこのため町中がごったがへすという大賑いであった」（小池秀雄日記）ほどである。この頃には当地方でも食糧商品の出廻りもよくなり、経済生活も上向いていた。当時の流行歌は「高原の駅よさようなら」「モンパルナスの夜は更けて」（二十六年）、つづいて「上海帰

りのリル」（二十七年）「街のサンドイッチマン」（二十八年）「五つ木の子守唄」「ひえつき節」（二十九年）などであった。そして二十八年十一月二十五日には中之条小学校講堂でNHKの「三つの歌」が開催されている。

4　戦後二十年代の生活諸相

すでに終戦直後の経済生活の実情については、第一節で食糧物資価格及び配給等を通じて、その異常な窮乏生活の諸相を詳述した。ここでは、この時期以後の広く戦後二十年代の生活の諸相、とくに住民の家計の実態、衣食住を中心の生活様式の変化、さらに地域社会における生活文化の変容の諸相などをみることにする。

(1)　戦後の家計―町と村の暮しの経済

戦後の中之条地方の家計の実態を示す資料は極めて少く、とくに同年次における町と村の家計を比較することのできる資料は見当らない。それでも僅かな一部の生計資料によっても、戦後この地方の人々の消費家計の実態を推察することはできよう。

二十四年の町民の家計　まず戦後三ヵ年をへて食生活も幾分安定しはじめた二十四年（一九四九）における旧中之条町の町民家計からみてゆく、この家計調査は総理府統計局による特別消費者価格調査として、二十四年の五月と十一月の二回にわたって実施されたものである。本調査は全国三五三の市と町について実施された大規模なもので、この時中之条町もその一地区として調査地に選定された。

註　群馬県では前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田の五市と、沼田、館林、中之条町の三町が調査地に選定された。

まず本調査における中之条町の一世帯当り一ヵ月の家計費目別の平均支出金額を第10―81表（次頁）に示す。これによると、二十四年の町民一世帯の平均一ヵ月の家計費は一万一千円前後であった（但し世帯人数平均五人弱）。家計費の

第10—81表　一世帯当り一カ月の費目別平均支出額（中之条町）

		昭和24年5月	〃年11月
		円	円
食料費	主食	2,746	3,106
		25.2	27.1
	非主食	2,946	3,282
		27.0	28.5
	計	5,692	6,388
		52.2	55.6
被服費		1,327	1,753
		12.2	15.3
光熱費		493	517
		4.5	4.5
住居費		404	508
		3.7	4.4
雑費		2,986	2,312
		27.4	20.2
		円	円
平均総支出額		10,902	11,478
		100.0	100.0
		人	人
平均世帯人員		4.77	5.01
		円	円
一人当り平均支出額		2,286	2,291
		円	円
負担費と貯蓄額		1,049	1,602
		円	円
現物収入・消費見込額		223	1,183

昭和24年5月・11月施行　特別消費者価格調査報告による。各欄の下段の数字は%

内容構成をみると、当時はまだ食糧事情がわるく、家計費中の食料費支出の比重がたかく、五月十一月ともに全家計支出額中の半分以上をしめていた。この点次頁の第10—82表にみるように、東京都はじめ県内他市町では中之条町民以上に食料費の比重（エンゲル係数）がたかかったのである。したがって被服光熱住居向支出額も僅少で、被服費が一割余、光熱費住居費は五%以下であった。一人当りにすると、二千二百八、九十円であった。ところで当時のかかる一世帯一カ月平均家計費内容を県内他市町村及び東京都と比較するために、二四年五月を示す第10—82表をみると、実額では他に比して前橋市の家計がよかったことが示されていて、全家計費が一万四千三百円で一番多く、生活費内容

第10—82表　一世帯当り一ヵ月の費目別平均支出額（昭和24年5月調査）

		中之条町	沼田町	前橋市	高崎市	東京都
		円				
食料費	主食	2,746 25.2	3,536 30.4	4,222 29.5	3,360 29.0	3,133 21.9
	非主食	2,946 27.0	2,940 25.2	3,909 27.3	3,529 30.5	5,268 36.9
	計	5,692 52.2	6,476 55.6	8,131 56.8	6,889 59.5	8,401 58.8
被服費		1,327 12.2	1,331 11.4	1,581 11.0	1,147 9.9	1,416 9.9
光熱費		493 4.5	612 5.3	572 4.0	433 3.7	635 4.4
住居費		404 3.7	434 3.7	893 6.3	417 3.6	652 4.6
雑費		2,986 27.4	2,790 24.0	3,145 21.9	2,694 23.3	3,172 22.3
平均総支出額		10,902 100.0	11,643 100.0	14,327 100.0	11,580 100.0	14,276 100.0
平均世帯員数		人 4.77	人 5.66	人 5.22	人 5.12	人 4.68
一人当り平均支出額		円 2.286	円 2,057	円 2,745	円 2,262	円 3,050
負担費貯蓄額		円 1,049	円 1,029	円 1,397	円 804	円 674
現物収入・消費見込額		円 223	円 494	円 328	円 384	円 168

（資料）　総理府統計局「特別消費者価格調査報告」による。各欄下段の数字は％を示す。

でも食費支出率が東京都は勿論、高崎市よりも幾分低かった。農山村の田舎町の中之条町沼田町では食料費支出率（エンゲル係数）は、さらに低く、都市にくらべると田舎町の食生活がある程度よかったことが察せられる。また中之条町民の被服費雑費支出率では他町市よりもかなり高かったようだ。

しかし十一月調査ではこの中之条町の家計費の状況が多少低下するが、なお当時農村とつながりをもつ中之条町民の生計費状況は、食料費において都市住民に比して恵まれていたためか、相対的にみると、都市との比較ではよかったことがわかる。さらにこの家計費

第10—83表　家計費支出額の対東京都比率指数

				中之条町	沼田町	前橋市	高崎市
一世帯当り平均	地域指数	綜合指数	昭和24年5月	81.3	81.1	89.3	84.3
			〃 11月	76.2	83.5	85.4	83.6
		食料指数	昭和24年5月	83.0	86.2	94.2	86.3
			〃 11月	75.2	85.1	86.4	83.9
一人当り平均支出額	東京都100に対する比率		昭和24年5月	75.0	67.4	90.0	74.2
			〃 11〃	74.0	81.9	92.4	75.3

（資料）　前表に同じ

を一世帯ないし一人当り支出額について、東京都に対する世帯当りの総合指数と食料指数（地域指数）と、一人当りの対東京都比率を示すと第10—83表になる。この表によると、当時の県内各市町の家計費からみた住民の経済生活状況が一層はっきりわかる。中之条町について総括すると、

①一世帯当り平均家計支出額　(イ)全家計費では、中之条町民の家計は、東京都民の八一、三%（五月）が、十一月には七六%に低下する。五月ではほぼ沼田町と同じであったが、十一月には沼田町より低くなる。(ロ)食料費では、中之条町民の支出額は東京都民の八三%（五月）、七五%（十一月）で前述のように、それだけにエンゲル係数は低かった。県内の前橋市、高崎市、さらに沼田町にくらべてもかなり低かったことが注目される。

②一人当り家計支出額　五月、十月ともに東京都に対して七四～七五%で高崎市民とほぼ同比率であること、県内では前橋市がたかく東京都の九割であった。

二十年代後半の農家の家計　つぎに沢田村農家の家計費をみよう。戦後も二十年代後半になると、農家の生産意欲は昂進し経営が上昇するに伴って、生活面も安定してきている。昭和二十七年からの沢田村農家（一〇戸）の経済調査によって、家計費の費目別支出額を第10—84表（次頁）に示す。各年次の飲食費（現金）は三四～

三五%である（現物支出をいれると五〇%こえると思われる）。被服費は二一～二五%をしめる。しかし保健衛生費、交通通信費及び光熱費等の文化生活向の支出は各々三～五%とごく低率だった。ここで二十九年度の当調査によって階層別農家の家計費と租税公課を第10—85表にみると、一町農家を境にかなりの格差があることがわかる。さらに階層ごとに沢田村と県の水準農家との家計費と租税公課を比較すると、一～一、五町階層を除

第10—84表　農家家計費の費目別支出額
（昭和27～29・沢田村）

	昭和27年	〃 28年	〃 29年
飲食費	34,311 (34.5)	45,197 (33.5)	50,939 (35.9)
被服費	25,319 (25.5)	32,056 (23.7)	29,486 (20.8)
光熱費	4,668 (4.7)	4,258 (3.2)	3,979 (2.8)
住居費	10,784 (10.8)	14,260 (10.6)	15,522 (10.9)
保健衛生費	3,662 (3.7)	7,986 (5.9)	7,246 (5.1)
交通通信費	2,976 (3.0)	3,482 (2.6)	3,466 (2.4)
臨時費	—	7,232 (5.4)	11,667 (8.2)
その他	17,736	20,609	19,680
計	99,456 100.0	135,080 100.0	141,985 100.0

（資料）　農家経済調査（現金）。沢田村全域から10戸選定
（　）内は%

第10—85表　階層別農家の家計費・租税公課（昭和29年・沢田村）

	家族員数	家計費	租税公課	県平均家計費	県平均租税公課
	人	円銭厘	円銭厘	円銭厘	円銭厘
～　5反	4.0	110,40.6	4,56.8	222,46.7	20,63.5
5反～　1町	5.0	156,77.2	8,46.2	260,55.3	14,51.0
1～1.5町	7.5	385,42.9	40,39.7	329,02.6	27,40.7
1.5～　2町	8.3	335,33.5	30,95.2	399,33.9	40,09.9
計（平均）	人 6.2	円 248,16.2	円 20,42.8	円 319,19.6	円 27,52.8

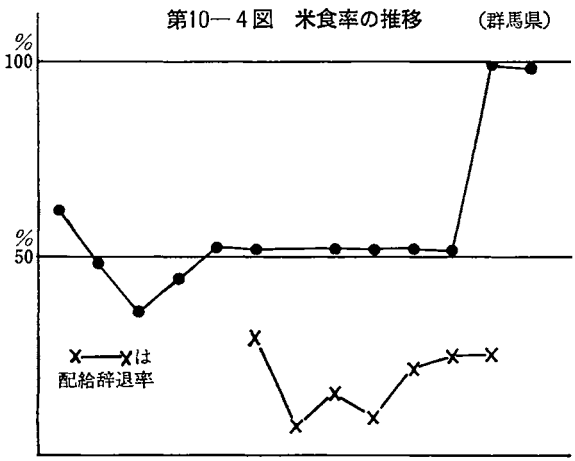
（資料）　昭和29年度農家経済調査による

いて、各階層ともに県水準よりも相当低かった。

(2) 衣食住の生活様式の変容

すでに詳述した戦後三～四年間の衣食住の基本生活においては、生存そのものに追われ続けてきた最低限のぎりぎりの生活だった。「あの時期によくぞ生きてこられた」というのが誰ものいつわらざる実感だったといってよい。戦後日本人の生活の苦渋は、未曾有の敗戦の結果からすれば、むしろ当然といえることだった。とにかく二十年代前半の中之条地方の人々の生活の現実はこの上ないきびしいものだったのである。しかし二十四、五年頃からは、それも少しずつ回復しはじめて、後半期には生活状態も幾分かは戦前水準にもどりつつあった。基本の衣食住においても、その様式上からも新しいものが現われようとしていた。十五年間にわたる戦争遂行は、生活様式の上でも明治～昭和の戦前期と戦後期とを大きく峻別する大きな意義をもつ。戦時期になると、政府による統制経済がしかれ、食料はじめ主要な生活物資はすべて配給制に変った。戦前中から終戦直後にかけては、この配給制度が戦前からの生活様式と戦後のそれとを大きく変容させた。たとえば食生活においては戦前の麦飯中心型（農山村では麦と稗粟きび）から戦後

第10—4図　米食率の推移　（群馬県）



（資料）群馬県百年史(下) 778頁（「現代群馬県政史」によって作図）

の米食中心型へ移行していった。衣生活においては性別年令別をこえて洋装がごく一般化していった。そして住生活においても戦前期とは一変する戦後型のめばえがみられた。

食生活　戦後の群馬県民の米食率の変遷を前頁の第10—4図でみると、二十二年の三六・二%を最低限として、二十四年以降は平均五一・五%水準を維持しつつ安定していたが、三十年代に入ると、米食率一〇〇%に達した。一般に二十四、五年からは食糧事情が好転して、統制解除が相次いだ（二十五年にいも類、二十六年雑穀類）。そして砂糖も二十七年四月からは統制撤廃になった。さきの米食率の数字は配給制を通じての形式上のもので、二十年代後半～三十年代初期の実際の主食では麦を相当に混入したものを常食としていたようである（県内農家は麦作を主した）。とにかく戦時以来の米の一律配給を契機に、その後次第に米が常食化していった。さて二十六年における伊参村の主食配給量を第10—86表にみると、消費者世帯では一人当りで、米が四、二〇九キロ、麦が二、四四〇キロ、生産者世帯では一人当りで、米は四、六四〇キロ、麦は一、八六七キロであった。「中之条町だより」の二七年十月刊をみると、生産世帯（産米作付延二畝以上のもの）で産米収穫した世帯については、保有量消費期間中は一時配当停止しているが、このような不完全保有生産世帯の保有米の一人一日当り消費基準量は次のようであった。

年令別	一人一日当り消費基準量	年令別	一人一日当り消費基準量
〇～五才未満	一九五グラム（一・三合）	一五才以上平均	三七五グラム（二・五合）
五～一五才	三四五グラム（二・三合）		三四五グラム（二・三合）

第10—86表　主食配給量

	米	麦
	キロ	キロ
消費者世帯配給量	10,409	6,033
その1人当り配給量	4,209	2,440
	キロ	キロ
生産者世帯配給量	16,424	6,608
その1人当り配給量	4,640	1,867

（昭和26年・伊参村）
（資料）　昭和26年事務報告書による

衣生活　戦時から戦後四、五年間にわたっては衣生活も食生活と同様に極めて苦しいものであった。配給制のもとで衣料切符が渡されて、購入は点数制であった。戦時期の衣料配給についてはすでに前述したが（一九二～二〇一頁）、終戦直後の状況もまた引続いて戦時にもまして窮迫したものだった。群馬県百年史（下）では群馬郡国府村誌掲載の住谷修日記から戦時～戦後の衣料切符の消化状態から当時の衣生活を推察しているが（七八〇～七八一頁）、これによると二十一年～二十四年当時の様子がうかがえる。

昭和十七年十九年に続いて第三回目の衣料切符は戦後に発行、一たん「二一年～二二年」が配給不可能のため「二二年十月～二三年九月」に延期されたようである。これも品物が来ないので点数消化はわずかであった。第四回目は「二三年七月～二四年九月」で、二三年十月交付され、この時は四の点が完全に使用されたが、これは間に合うだけの衣料が出始めたためと述べている。

中之条地方の戦後三、四年間における衣料配給の事情については、各町村の当時の年次別事務報告によって衣料配給数量はよくわかるが、これの多くは農家等への供出報酬や放出物資による配給であった。中之条町の九区の配給状況も当時の小池秀雄日記からわかるが、これらについての詳細はすべて省略する。秀雄日記の二十五年八月十八日に、「衣料切符十年目に廃止になる」の記録をあげておく。伊参村名久田村の事務報告中から二、三の資料を示しておこう。

伊参村では、二十二年度の衣料品配給は、手拭類九四〇、足袋八四一、服類三五三、シャツ類七八九、外衣類一八九…計八、三〇三点。

名久田村では二十一年度の繊維製品の軍放出物資五六〇点配給、一般必要衣料品七、二五九点を人口割当により配給している。

さてここで戦時から終後直後にわたる衣生活について、中之条町の主婦田村てるのの報告でみると、

着る物といえば、年寄りの外とうは子供の服になり、セルの羽織は娘のスカートに作りかえる。よそ行きの着物（絹

物）は掛ぶとんに作と……子供も品物のないのを承知しているので、つぎの当ててあるものを不服を言わずに着ていた。男の人は国民服が正式というので、めいめい背広の衿を修理して着る。女の若い人は服なのでズボンやモンペを着たけれど、着物の人は活動着といって一枚の着物を上下に作り、上着は腰から上の半襦袢のようにして袖口をくくり、下着はモンペを作る腰はゴムを入れたり、又紐を前と後につけ、両脇を少し明ける、足首もくくり、動くのに便利に仕立てたのです。木綿のふだん着から絹物のよそゆきのきものまで、皆この姿でないと歩けませんでした。

さて戦後の衣料不足の一時期には町でも村でも色々のくふうがなされて緬羊飼育によるホームスパンの加工や機織などの復活もみられた。そして三十年近くになると、衣料品の出廻りが漸くよくなるとともに、戦後の在来からのものによる間に合せの衣生活から、新しい衣料の入手へと心をむけはじめていった。なお二十年代前半には人々がまだ古着で間に合せていた時期で、古着の行商で米麦との物交が盛んに行われ、古着屋も大変繁昌したという（中之条町、石橋みつ「戦後生活の記録」から）。

住生活　吾妻地方では戦時中でも空襲等による直接の罹災被害はなかったが、終戦前の半年近い頃からは一般ない し罹災の疎開者たちの入来、そして終戦直後には郷土出身の兵隊と外地引揚者たちの一挙の殺到によって住宅事情は窮屈な状態になった。二十年五月以降には戦災疎開者への貸与の貸家届が多くなっている（地代家賃届書類綴、中之条町役場）。戦時の疎開者の項でも前述したが、住宅斡旋、居住家屋改造用の資材取得については町民及び関係団体の協力がなされた。当時（二十年七月）中之条町の貸家貸間の事例をあげると次の通りであった。

六畳四畳一ヶ月拾円（伊勢町）。六畳一間（納屋）計十二丈　人居住、電灯料一ヶ本人持チ（伊勢町）。貸間一ヶ月十二円

全部畳一ヶ月拾円（伊勢町）。板ノ間十二丈一ヶ月六円、間貸（勝手、便所、風呂場共用）西中之条。貸間八畳一間及床間

十八丈一ヶ月二十円（全部畳付）。貸間十丈一ヶ月十五円（全土間約二坪、一ヶ月十円、新築家屋（西中之条）。貸家十丈、勝

部貸主の負担）。貸家、建坪七坪二階五坪計十二坪、畳ナシ、修手三坪一ヶ月十五円、電灯は貸主負担（伊勢町）。貸間八畳一

繕ハ借主持チ、車庫、一ヶ月七円。間貸一ヶ月拾円（五坪）三間一ヶ月十六円、四人廊下炊事場電灯、貸主負担（伊勢町）。

さて戦後も二十一年五月頃になると、戦時からの地代家賃統制令が徹廃されたものとして値上げ要求が現われてきた。これに対しては「特別立法ない限り九月末まで有効」という県からの通達がでている。当時の事情を示す一町民の町長宛書簡の一部を示しておく。

中之条町長様、是非聞いてもらいたいと思います。只今は　近頃の家主は少し気にいらないとすぐこしてくれとでるので家主は、家賃を上げてはならないとの話をききました。……　困って居ります。何とか役場で取しまって下さい。

そして多くの貸主も家賃増額許可申請書を提出しているが、そのうちには家賃減額命令をうけるものもあった。やがて二十一年終末から二十二年前半には県当局から従来家賃の修正率が示されて、新しい家賃認可基準による指導が行われた。こうして二十二年九月には中之条町にも借地借家人組合が生れた。組合長　長岡正木、副組合長　山田寛六、斉藤壽澄、理事一九名で、組合員は百四十名であった。また二十二年三月には地代家賃審査会が設置されている。会長は助役小野真八とし、委員には貸主側二名、借主側三名、中立側三名が担当した。委員名をあげると次のとおりだった。

貸主側　福田喜作　田村与吉。借主側　唐沢光公、久保田　光平。
幸太郎　村松幸右ヱ門。中立側　後藤鶯郎、田島栄吉、小渕

ここで二十二年十一月当時の中之条町における地代家賃額（坪当り）を掲げておく。

	上	中	下	平均
地代	二、〇〇円	八〇銭	四〇銭	六〇銭
家賃	四七、五三	一一、二七	一〇、二二	二三、〇〇

	店舗			住宅			其他（工場倉庫）		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
地代	二、円〇〇	一、円〇〇	五〇銭	一、円二〇銭	一、円〇〇銭	四〇銭	八〇銭	六〇銭	五〇銭
家賃	五六、三〇	九、二八	五、七〇	五二、一〇	一四、一六	五、六六	一二六、五六	一五、〇〇	—

以上、終戦直後二三年間の住宅状況と地代家賃を主にして述べたが、ここで「戦後生活の記録」（中之条町石橋みつ）のなかから、二十五年当時の町の住生活の一端をみておく。

戦争で都会は焼野原となり、世はものすごい住宅難で、中之条でも空家はなかった。物置を直して住みついた人は大勢いた。部屋を借りられれば上等である。私は百年も経った二階家を兄から千円で借りて住んでいたので、これで木賃宿をしようと思いついた。六部屋ないと許可がおりないのであきらめ、それで間貸をしようと張紙したら忽ちに集った。ふとんから鍋釜茶椀まで貸すから間貸より高いが、木賃宿一泊一人六十円より格段に安いので住む人は大喜びだと思った。六畳一間、ふとん付六百円であった。ふとんは古着屋から前借し、自分の着物はある限りふとんにし、座布団など一枚もなかった。……二十五年秋のことであった。

六　戦後の教育改革

昭和二十年八月十五日、ポツダム宣言受諾のニュースが中之条町にも報ぜられた。たまたま、学校は夏休みであったが、教師も、児童、生徒も、呆然自失ひとしく虚脱の状態であった。

こうした中で、文部省は訓令第五条を発令し、教育再建の方向を明示した。本県でも、ただちにこれを受け学務課で緊急会議を開き各学校に対して次の六項目を通達して、混迷している教育界を収拾する方向を指示している。それによると

1　終戦の詔勅の趣旨を充分徹底すること
2　流言に迷わされることなく、冷静に生業に復帰すること
3　教育の内容については後日指示する
4　青年学校の教練科を廃止すること
5　夏季休業中の動員生徒を復帰させること
6　重要書類の措置については別に指示する

連合軍はすでに本県に進駐し、八月の末には中之条町にもジープに乗った進駐軍の姿が見られるようになった。進駐軍が乱暴するというデマがとび、女生徒や女子教員等に対して、服装や態度に注意をよびかけたのもこの頃であった。

さらに、四方、沢渡温泉の旅館をはじめ、中之条町、沢田村、名久田村の旅館、寺院などに集団疎開していた東京滝野川区の国民学校の学童二千有余名が荷物をまとめ、焦土と化した東京の親元へ引き揚げを開始したのもまたこの頃であった。想えば、昭和十八年の四月から両親の許を離れ、受けいれ先の人達の温かい愛情に支えられながらも、物資不足の中で孤独と苦難に耐えた、頑是ない学童達の一年有半にわたる集団疎開の歴史は、ここにその幕を閉じたのである。

このような、教育界を混乱の中で、終戦後一ヵ月経過した九月十五日、文部省は次のような訓令を発表し、新日本建設の基本方針を明示した。これによると、

「今後の教育は、益々国体の護持につとめるとともに、軍国的思想及び施策を払拭する」というものであり、戦後向うべき教育の方向が明確に示されたのである。

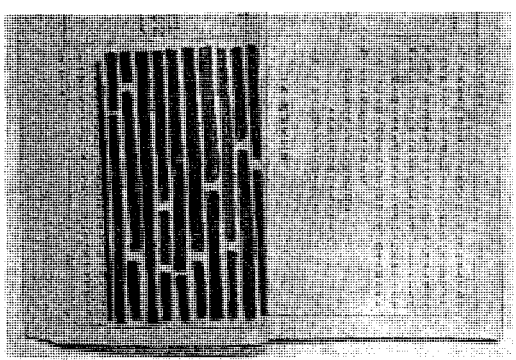
1　連合国軍による教育管理

連合国軍の管理下におかれた管内町村の教育行政は、群馬軍政部の指導と管理を受けるというかつて経験したことのない異常の状態におかれた。本県の担当はアトキンス・アイスマン等七名の係官とジョーン・ハブソン等三名の補佐官がこれに当り、中之条町にも時々これら係官や補佐官が巡視し、厳しい監督と指導が続けられ、教育の大変革が施行されていった。以下年を追ってその変革の跡を辿ることにする。

(1)　教科書の変革

連合国軍の教育管理の中で、特に厳しく監視の眼を注いだものは、児童、生徒の使用する教科書であった。

中之条町でも、昭和二十年十月、吾妻地方事務所長名をもって、各学校長宛に、終戦に伴なう教科書の取扱方に関する件、という通達が発せられている。これによって、削除または取扱上注意すべき規準が示され、軍国主義的な箇所は徹底的に排除された。そのため児童、生徒は、従来の古い教科書の中の指示された箇所を墨で消し、これを使って勉強をはじめた。「墨消し教科書」といわれたのがこれである。さらに、昭和二十一年三月には、吾妻地方事務所長は、各学校長宛に再度教科書使用について厳重な警告を通達している。その公文書の末尾には、「若しこの上違反があった場合は、それぞれの学校において、充分責任をとっていただくつもりである」と記されている。教科書の使用に関し



終戦直後の墨消し教科書

て、軍政部がいかに神経をとがらせていたかがうかがい知れるのである。

(2)　軍事教練と武道の廃止

教科書の監視についで、軍政部が眼をひからせたものに軍事教練と武道があった。わが国が昭和の初期以来、中等学校以上の学校に現役の将校を配属して実施してきた。軍事教練と、正科として指導を続けた柔道、剣道が軍国主義教育につながるとして、軍政部は、いちはやく昭和二十年十月三日付の通達によって学校の内外から軍事教練の全面的廃止を厳命し、教練用銃兵器は全部吾妻警察署に引きあげられた。また、従来学校教育の中で指導していた柔剣道など武道については、スポーツの立場からこれを存続させたいとする主張もあり種々論議されたが、結論的には廃止が決定された。

(3)　御真影の奉還と奉安殿の撤去

もともと御真影は、明治二十三年から全国の各学校に下賜され、学校教育の精神的支柱として、極めて貴重なものであった。即ち、終戦迄は、学校においては、三大節の場合、式場に御真影を安置し、児童、生徒にこれを奉安させて、国民精神の作興につとめたものである。

昭和二十一年二月十三日、軍政部は町村長宛の通達によって、御真影を奉還するよう指示した。町村長は校長を同道し同年二月十八日、吾妻地方事務所の所長室に奉還した。

さらに奉安殿に対し、昭和二十一年七月十三日付通達はその撤去を命令した。各学校とも、この指令にもとづき、同年の七月から九月の間に奉安殿は撤去され、その姿を消した。

また、これにともなって、学校行事として行なわれていた神社参拝や神道儀式、さらには、氏神に対する団体参拝等が一切禁止され学校行事に対する制限は一そう厳しさを加えていった。

(4) 修身歴史地理に対する授業停止

軍政部の占領政策の中の一つに特定教科に対する授業停止の命令がある。即ち、昭和二十一年二月四日付で吾妻地方事務所長は、連合国軍最高司令部の指令にもとづき、移牒の形で国民学校長に対して、次のことを指示している。それは、「修身、国史、地理の授業は何分の指示があるまで即時停止せよ」というのである。

さらに、前記三教科の授業停止にともないこれら教科書の回収要項が示され、同年の三月末までに吾妻地方事務所にその全部が回収された。なお、昭和二十一年度に使用する教科書は新聞用紙に印刷され、表紙もなければ、製本もされていない。加えて、いづれも分冊で順次発行という極めて粗末なものであった。口頭教育行政の厳しさを示す一面である。

(5) 社会科の登場

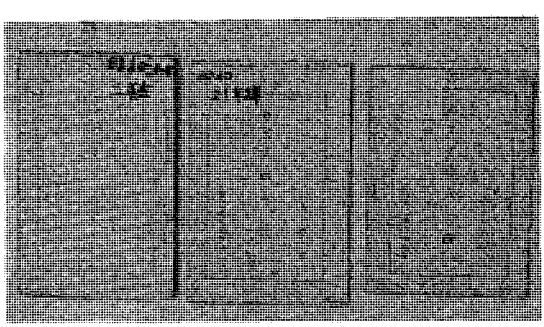
昭和二十二年八月、吾妻地方事務所長は、次のような公文書をもって、戦後始めて登場する教科である社会科の学習開始を通達している。

吾妻地方事務所長

中之条小中学校長殿

社会科学習開始について

第一学年より第十学年まで総合的に扱われる一般社会科の学習は、昭和二十二年四月二十二日付発学一八五号により一応九月の新学期まで延期中であったが、すでに配本済の社会科学習指導要領にもとづき、充分御研究の上、それぞれの学校において新学期より学習を開始されたい。



終戦直後の新教科書

なお、社会科の教科書は事情により多少発刊がおくれる見込であるから御承知願いたい。

終戦後、占領教育行政の中で新しい教科として誕生した社会科であるが、これは、あたかも新教育の中心教科のようになり、各郡市とも熱心に研究が進められた。

中之条中学校、伊参小学校等で研究会が開催されたのもこの頃であった。この教科は、もともと児童、生徒の興味と関心にもとづいて、その発達段階に応じ、社会の要求に応えようとするものであった。

そのため、現場の教師は、さまざまな調査をくり返した。特に自主的学習を尊重し、実践的態度を重視した。児童、生徒を教室の外に連れ出しての学習や、年鑑類の発行が洪水のような状況を呈したのもこの時期であった。

(6)　教職員の適格審査

文部省は、昭和二十一年五月七日、教職員の適格審査を行なうための委員会に関する規則を定めた。これによって、現職教職員、復員軍人の復職、新規採用等、すべてが適格審査をうけることになった。このため県の適格審査委員会は、十三名の構成で同年七月委員会が、構成され、審査業務が進められた。その審査はあくまで連合国軍の覚書を基礎とし、教職員の除去、就職等の禁止及び復帰等の件を中心として行なわれた。ちなみに、この期間中、本県で不適格と判定された者は一〇三名で、軍人関係以外の不適格者は極めて少なかった。

(7)　戦後の学校給食

学校給食の再開　終戦の翌年、昭和二十一年初頭、わが国の教育制度再建のため来日した第一次米国教育視察団は、その報告書の中で学童の栄養問題を指摘した。これが文部省当局において、学校給食の問題を検討するきっかけになったともいえる。その年の夏、学童の栄養状態が、最も悪化した時、アンラ（国際連合救済復興機関）の代表として元アメリカ大統領フーバーが来日し、学童の栄養失調の現状をみて、いたく驚き、連合軍総司令部マッカーサー

元帥に対し、学校給食のすみやかなる実施を進言した。この進言がわが国における学校給食の導火線となったといわれる。このような経過を経て、同年十月十四日、総司令部の公衆衛生福祉部長サムス大佐から、学校給食実施について授助の申出があり、わが国の関係各省協議の結果、同年十二月十一日、文部・厚生・農林三省の次官通達によって、学校給食の普及奨励についてという指示が各地方長官宛に発せられた。

この通達の中で、特に注目されることは「再開学校給食が、国民学校の全児童を対象とする。但し実施し得る学校から漸次開始する」としたことである。なるほど、この学校給食は、飢餓救済、栄養失調解消を目的として、出発したことは事実であるが、出発の当初から、わが国の全児童をその対象としたことは、まことに画期的なことであり、この点、戦前、一部の児童を対象としていたそれとは大きな違いがある。

さて学校給食は昭和二十二年から本格的に開始されたが、その対象児童数は、二十二年度四一四万人、二十三年度六三〇万人、二十四年度七二〇万人と年を追って急激な伸びを示し、同時に食事の内容も充実し、各方面から完全給食実施の気運が盛りあがるに至った。さらに、二十五年七月に米国贈与の小麦粉によって、まず八大都市の一、八五〇校に対して待望の完全給食が実施され、翌二十六年には全国の市に、つづいて同二十七年四月には全国すべての小学校児童をその対象とするに至った。

しかしその後学校給食実施に大きな危機が到来した。すなわちガリオア資金の打切り（二十六年六月末）、小麦粉、脱脂粉乳の無償から有償への切り換え等が行われて、父兄負担の給食費は大幅値上げを余儀なくされた。このため二十六年五月には約一一、〇〇〇校、八〇〇万人の実施校のうち、約三、〇〇〇校、一七〇万人が給食を中止することになった。このような危機が更めて学校給食のあり方を再検討する機縁となった。かくて昭和二十七年三月文部次官通達「昭和二十七年度学校給食実施方針」によって、学校給食は教育計画の一環として実施するものであることが始

めて明かにされ、同時にその法制化が強く要望されるに至った。加えて二十八年の風水害と冷害によって激増した欠食児童の救済が大きな社会問題となったことも、学校給食の法制化を促進する契機となった。こうした情勢のもとで二十八年六月学校給食法は実施されるようになった。

中之条町の学校給食　さて中之条町管内の学校は、どのような形で学校給食を再開したか、次の表によって示す。

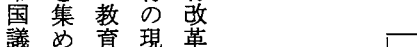
戦後学校給食の開始状況

学校名	給食開始の年	給食の種類	回数	月額給食	備考
中之条小	昭和二十四年	補食給食	週三回	四〇円	昭和三十年完全給食実施　週三回
沢田小及び分校	昭和二十五年	補食給食	〃　三回	四〇円	昭和二十七年給食研究指定校となる
四万小	昭和二十九年	完全給食	〃　五回	二〇〇円	土曜日はミルクのみ
伊参小	昭和二十四年	おかず給食	〃　六回	不明	
名久田小	昭和二十三年	ミルク給食	〃　五回	一〇円	
中之条中	昭和二十四年	副食給食	〃　三回	四〇円	給食費の外に野菜二〇円程度醵出
沢田中	昭和二十三年	補食給食	〃　三回	二五円	
四万中	昭和二十九年	完全給食	〃　五回	二〇〇円	土曜日はミルク給食
伊参中	昭和三十三年	完全給食	〃　五回	三〇〇円	
名久田中	昭和二十四年	完全給食	〃　三回	六五円	

なお、学校給食の実施にあたって、各学校とも次のように機構によって給食委員会を構成し父兄の意見等を反映し

ながら、運営している。

中之条中学校の事例によると

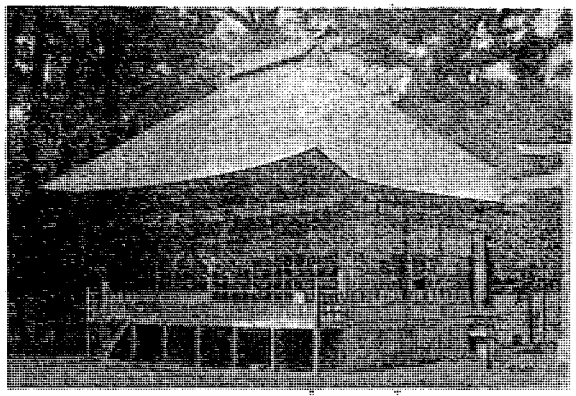


2　新制中学校の創設

(1)　教育改革の経過

戦後におけるわが国の教育改革は、昭和二十一年二月、アメリカ教育使節団一行の来朝にはじまる。使節団は約一カ月間にわたって日本の教育の現状をつぶさに調査、研究し、連合国米最高司令官マッカーサーに報告書を提出している。この報告書がわが国での教育を改革する基本的規準となったのである。政府は、この報告書にもとづき、教育界はじめ、各界各層の権威者を集め約一ヶ年間にわたって研究に研究を重ね、教育改革の法律案を作成した。この法律案は、昭和二十二年三月、帝国議会に上程され、ここに教育改革の基本法ともいうべき教育基本法と学校教育法が制定された。この法律によって、わが国の学校体系は根本から組み直され、いわゆる六・三・三・四制という新しい学校制度が発足することになった。この学制改革は、明治五年の学制改革とならんでわが国教育史上の一大改革であった。したがって、教育界の動揺は覆うべくもなかった。特に、教育の機会均等の理念にもとづいて、従来の複線型の学校体系を単線型に改め、教育の民主化を具現しようとする、まさに画期的な改革であった。

群馬県では、ただちに新学制に対する準備委員会を発足させ、県下市町村に対してこれが実施を促進するため、新



名久田中学校開校当初の仮校舎だった吾妻神社舞台

学制実施対策委員会の設置を要望、とりあえず新制中学校の開校に必要な諸調査を開始した。中之条町はじめ、各村では、新学制実施対策委員会からの意見具申にもとづいて、校舎、教室、机、腰掛等中学校開設に必要な施設設備の充足に奔走した。しかし、長期にわたる戦争の結果、極度に疲弊した町村財政の中で新制中学校の校舎建築をただちに実施するということは至難のことであった。そこで、各町村とも、国民学校の校舎や教室の一部を間貸りするとか、管内の建造物を一時転用するとか、急場しのぎの形で発足するより外に方法がなかった。

中之条中学校では、小学校の講堂を間仕切りして小学校の教室に充て、南校舎を中学の仮校舎として使用させるという極めて無理な方法で曲りなりにも開校の運びにこぎつけたのである。また、**名久田中学校**では吾妻神社境内の建物と赤坂の茂木秀水の養蚕室、大塚の教員住宅を仮校舎として分散授業の形で発足、**伊参中学校**では、教室の不足を農業会所有の古い建物を移築してこれに充てる等、中学校の教室をどこに求めるかが、各町村とも最初に突きあたった大きな難問であり、ひとしく頭を悩ますところであった。

昭和二十二年六月三日付、朝日新聞は、新しく発足した新制中学校の現状について次のように論評している。

「六・三制の新制中学校は本年四月、幾多の無理を承知で第一歩を踏み出したが、実施後二ヶ月の現状はどうだろう。新教育のかなめとなる中学一年生の足どりは余りにもたどたどしく、進行しているというよりも、むしろ停止に近い状

態である。中学一年に進級した全国百八十万の少年少女は毎日、自習時間の連続、この調子では一体どうなるのだ、という父兄のあせりと、われわれは何を教えたらよいのか、という全国一万五千人の中学校教員の悩み、近く、一本になる教員組合でもこの教育危機を問題にしている。

まさに、この論評のとおり、六・三制は発足したけれども、あらゆる難問題がゆくてをはばみ、町村当局も学校の現場もまさに四苦八苦の態であった。

ところで開校した四月の時点における教科書の供給状況をみると、小中学校併用の教師用指導要領は配布されたが教科篇は全く配給されず、一方生徒用教科書のうち、国語、数学、英語、理科は不足ながら配本されたが、社会、音楽、家庭等については、未だ印刷許可がおりないという始末であった。

(2)　中之条中学校開校の状況

次に中之条中学校の開設の状況についてその概況を述べることにする。

開校にさきだち、昭和二十二年四月十九日に学校長以下十九名の教職員が任命されたが、その内訳は、学校長一名、地方教官一四名、助教諭一名、実務中学校兼務地方教官一名、事務官一名であった。

なお、校舎は前述のとおり、小学校の南校舎（二階建）十教室を仮校舎とし、机、腰掛等は小学校のものを借用して、同年四月二十九日に開校式並びに入学式を挙行した。開校時の生徒数は合計四百四十一名、これを八学級に編成した。その内訳を下表に示す。

学年＼姓別	第一学年	第二学年	第三学年	計
男	一一八名	一〇一名	二二名	二四一名
女	一一六	六六	一八	二〇〇
計	二三四	一七六	四〇	四四一

文部省としても、ようやく真剣にその対策を検討している。この混乱と低調を打開する術をどこに求めたらよいのか。教科書のゆきわたっていないこと、教員が足りないこと、校舎や施設が十分でないこと、この三つが危機を招いている大きな原因である。」と

第10—87表　中之条中学校高校進学率の推移
自　昭和22年度～
至　昭和30年度

年度	(1年～3年)生徒総数	進学率(%)
昭和22年度	441	50.4
23	584	51.3
24	659	54.9
25	649	59.8
26	600	57.2
27	602	78.0
28	648	62.9
29	684	65.0
30	689	62.0
昭和47年度	503	90.0

注1　年々進学率は上昇の一途を辿り昭和47年度には終に90.0%に達している。めざましい進学率の向上ある。
2　生徒数は昭和37年をピークとし(826名)，漸減の傾向を示す。

表中第二、三学年の生徒数が第一学年のそれに比べて極端に少いのは、該当年令の生徒の一部はすでに旧制の中学校や高等女学校等の上級学校に進学し、それら生徒はそれぞれの学校において、新制中学校の教育課程を履修させるという便宜措置をとったためである。参考までに中之条中学校の生徒が開校後昭和三十年までどのような推移をたどったか第10—87表で示すことにする。

中之条中学校の初代校長であった河野五郎は当時の実情を次のように述べている。

戦後わが国の学制改革の中で最も顕著なものは新制中学校制度であると思う。いわゆる六・三・三制度が布かれ、小中は義務教育となり、国民はひとしく九ヵ年教育をうけることになった。特に中学校三ヵ年の義務制は画期的な改革というべきである。

わが中之条町でも小学校校舎一棟を使用して昭和二十二年四月二十九日に開校式を挙げた。私は初代校長として中学校の経営に当った。校舎は勿論であるが、ガラス一枚紙一枚でも中々入手しがたく、教科書等学用品も思うにまかせず、あらゆる物資不足の中で教育の推進は容易なものではなかった。一番大問題は校舎建築であった。当時の町長小池遵正さんから二十三年度に校舎建築をするから概略案を提出するようにとの話があり、二階建二棟をお願いしたところ、財政事情から二棟は無理、学級ぎりぎりに圧縮されてしまった。また、運動場も、小中兼用とし現在の小学校の運動場の北側に建設するということ、学校としてはそれでは困ると、ずいぶん粘ったものである。しかし、その後町議会に建築委員会が設けられ、具体化する時には、校舎も運動場も現在の位置に決定していただき喜んだものである。こうして、新校舎は、中学校登足後二年目の昭和二十三年十二月に竣工し同月の二十日に落成式が行なわれた。落成式の当日には、県知事の伊能芳雄さんもご臨席下され、独立校舎の誕生を祝福していただ

いた。

私は中学校の発足と同時に、教育の充実を目指して学校後援会的なものを結成したい、と考え、親達とよりより話し合っていた矢先、軍政部の指導で「父母と教師の会」即ちＰＴＡを組織して学校教育の発展に協力してもらうようにとの指示があった。学校では早速その準備にうつり会長には田島栄吉先生を御願いし二十二年の七月にＰＴＡの結成の運びにいたった。そして先生達も非常に熱心に、積極的に学校教育の推進に協力して下さったことは、今に忘れがたい思い出である。

(3)　新制中学校の校舎建築

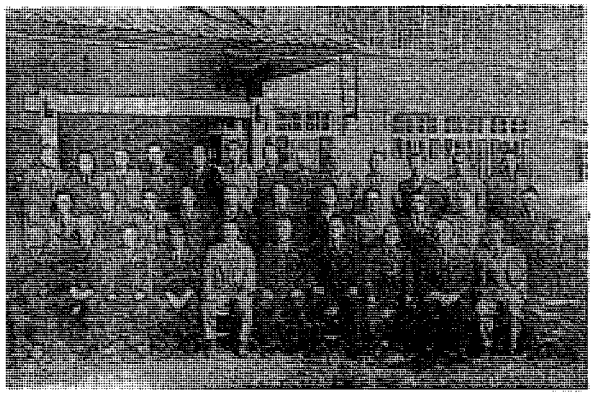
前述のとおり、新しく発足した中学校の教育を軌道に乗せるための焦眉の急は何といっても、独立校舎を建築し急場しのぎの仮校舎から解放することであった。しかし戦後極度に疲弊した町村財政、加えて言語に絶する食糧不足と農地改革直後という状況の中で用地の取得は極めて困難なことであった。ところが、昭和二十二年八月、新制中学校の建築に対して、半額国庫負担の補助金制度が決定された。この決定は各町村において、校舎建築の気運を高める大きな原動力になった。

また新しく結成された、ＰＴＡあるいは戦後新たな指標をかかげて立ちあがった婦人会や青年団等の熱意により、労力奉仕や資金の調達等に積極的な援助と協力が得られたことも中学校建築にとっては大きな支柱であった。以下管内中学校の建築状況について、その概要を記述する。

中之条中学校　中之条中学校の校舎建築は管内は勿論吾妻郡内でも最初であった。したがって町当局のご苦労は格別であり、学校としてもあらゆる努力をこれに傾注した。

なお建築の経緯をたどると、昭和二十二年九月二十二日に新校舎建築促進委員会が結成され、各方面の調査研究が進められた。さらに翌年二月三日開会の町議会に中学校校舎建築の件が上程され議決されたのである。ところで建築校舎の構想は二階建十六教室、総建坪五二六・六六坪というものであった。

特に、当時は物資が極度に逼迫しており建築に要する木材をはじめ、釘、硝子等すべてが配給制であって、一枚の硝子、一袋のセメントにも申請書を提出して配給を受けるとい



中之条中学校落成記念

う状況であった。したがって工事担当者は勿論、関係者の労少しおくれ、昭和二十五年四月の着工である。しかし沢田村のそれは、本校と四万分校の校舎建築を同時に実施した点が大きな特色である。建築理由書はこれらの事情を次のように述べている。

「中学校の建築については、六・三制の実施当初から、村当局及び学校関係者において、鋭意、研究、審議を重ねて来たのであるが、戦後の村財政の疲弊と、インフレ下の資材難のため実施に種々困難があり今日に及んだのであるが、近時県下各町村において新校舎が建築されるにかんがみ、また、物価も一応安定するやの機に至ったので、村内に新築の気運が熟し、資金の一部を村民が負担することに承諾をいただき、また、村有財産処分、その他の資金計画も略々見通しがつくに至ったので本年度において建築しようとするものである」と。

なお、本校と四万分校とを併行して新築するということは、村の基本的態度であるだけに、これが決定には慎重を期したようである。当時の村長田村茂は、村長、村議会議員等二十九名を常任委員、各区の代表による十九名の部落委員、さらに、中学校長、婦人会役員、ＰＴＡ役員等による二十三名を参与委員に委嘱し、中学校建築に対する組織を確立している。

なお沢田中学校の建築に関して特徴と思われるのは、村有林が中学校の建築に大きく貢献していることである。即ち沢

苦はまたはかり知れないものがあった。しかし、このような悪条件をよく克服し、同年の九月十三日には上棟の運びとなり、そして同年十二月二十日、落成式を挙行することが出来たのである。

沢田中学校　沢田中学校の校舎建築は、中之条中学校より

田中学校本校の建築は久住土建株式会社の請負で二〇八万円、四万分校は神宮工業株式会社が一〇〇万円で請負っている。両方ともその契約書によると、建築用木材は注文主において提供すると記されている。この自給木材はすべて村有林の立木であり、請負金額の軽減に大きく役立っている。さらに自給木材の外、村有林の立木売却によって二五一万円の財源を調達している。

このように村有林が今回の校舎建築に大きく貢献している点を村民一同高く評価し、町田義一郎には建築用材提供資金調達への寄与に対して感謝状を贈呈している。

また用地の確保についても、町田浩蔵は二畝一二歩の土地を率先無償で提供している。このことは当時極めて困難であった用地買収の上に明るい一石を投じたものとして、この件に対して氏にも感謝状を贈呈している。

また敷地の地均し作業は全部村民の勤労奉仕に頼ったが二十五年四月十五日から五月二十七日まで勤労奉仕で延人数、実に二一一八人の多人数にのぼっている。このように村民総力をあげての協力によって本校四万分校併せて十四教室、建坪六一四坪という大工事が無事竣工、二十六年三月十七日落成式を挙行するに至った。

伊参中学校　伊参校の建設について当時伊参村役場の土木係であった福田国一は、その建設にいつて次のように述べている。

「昭和二十三年三月三十一日、六・三制施行によって全国市町村に中学校の設置が義務づけられた。伊参村では、とりあえず小学校舎の一部と青年学校舎を中学校舎にあてたが、なお二教室足りないので、農業会所有の古家を移築して授業を開始した。しかし校庭が小学校と共同使用であり、年々生徒数が増加するため校舎が狭隘となったので、昭和二十七年度校舎の新築を決定した。ついで中学校建設地については、四ヵ所の候補地があげられたが、これが選定条件について学校側と村当局側から夫々次のような諸条件が示された。(学校側…(イ)教育環境にふさわしい場所、(ロ)公共的文化的施設に遠くない、(ハ)通学上、学校管理上便利な場所、村当局側…(ア)整地工事に費用がかからない、(イ)耕地をあまりつぶさない、(ウ)通学路工事に費用がかからない)。この件は建設委員会で十数回協議を重ね、最終的には山田和一郎所有畑地に決定した。

校舎建設については、二十七年七月二十六日の村会により、木造二階建一棟(二九五坪)小使室一棟(七坪)便所一棟(一〇坪)渡廊下(六坪)設計費七八三万九千円が議決された。当建築は入札の結果、八洲工業所南波春海が請負うことになった。建設経過をみると、起工、敷地二十七年九月一日、校舎同年十一月十七日、上棟十一月二十一日、竣工二十八年三月十三日であった。」

伊参中学校の建築について、特に目立つことは、村民が一

体となっての協力態勢である。

即ち、校地（総坪数三、六五四坪）の整地は村直営とし村民の勤労奉仕に頼ることにしたが、出役延人数は実に四九三五人その他婦人会（職人接待）四五〇人、消防団三〇人という膨大な人数にのぼった。

伊参中学校は、村民の連日にわたる汗によって、その完成を見ることが出来たのである。さらに、当時はなお深刻な食糧不足が続いていたので、工事に従事する人達に対して食事を接待することが、工事を促進するために極めて大切なことであった。このため、時の村長唐沢参二は、部落委員および協力委員にお願いし、前後二回にわたって接待用の賄材料の醵出を依頼している。それによると、その材料は小麦粉、甘藷白米、野菜類等であり、これら材料は、毎日交替で出校する婦人会の人達によって調理され、接待されている。寒い冬の日、一日も早い中学校を夢に画がきながら奉仕活動をつづけたのである。ことのほか、消防団の方々による夜警、中学校生徒の屋根瓦運搬作業等、村民が総力を結集して校舎建築に尽力したのである。

名久田中学校　新しい学制が布かれたが、名久田中学校は授業する教室が全くない。止むを得ず方々の建物を借りて分散授業という特殊な形で発足した。したがって、一日も早く中学校をつくってもらいたいというのが村民の切なる願いであった。時の村長小林正太郎は、万難を排して中学校の建設を決意したと表明し、昭和二十二年十一月二十六日、総建坪二七六・七七坪、二階建木造校舎を株式会社青葉組の工事請負によって起工した。戦後日も浅く、極度に困窮した村財政の中で最大の課題は何といっても建設資金の調達であった。そこで、村当局は先づ部分林、村有林の立木を売却してこれに充てることを決意した。

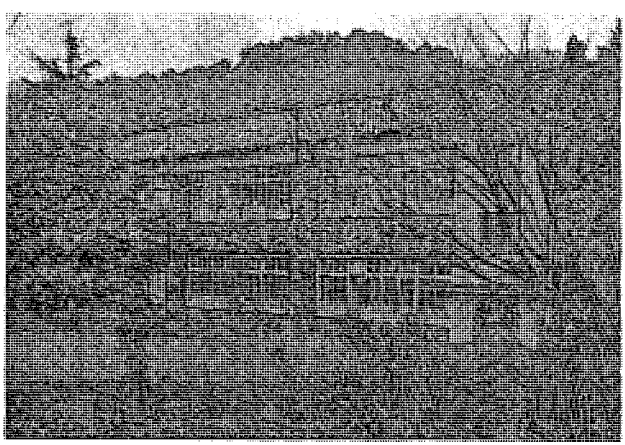
しかし、その売却代金は総額六十五万円、これは建築費の四分の一にも過ぎなかった。したがって当然他に資金の捻出を考えなければならなかった。村当局は、村民の理解と協力を求めるため夜を日についでの部落座談会が続けられた。その結果、住民税割寄附金を仰ぐことに同意を得ることができた。次の建設収支決算書を見ると、苦心のあとがしのばれるのである。

名久田中学校建設収支決算書

収入		
科目	当初予算額	決算額
校舎建築国庫補助金	四五〇、〇〇〇・〇〇円	三七三、二四六・〇〇円
部分林立木売却分収金	一九三、〇三三・〇〇	二八九、〇三四・〇五
村有林立木売却代	七七、〇〇〇・〇〇	一〇五、五九九・六〇
字妻山村有林立木売払代	三三〇、〇〇〇・〇〇	二六五、〇〇〇・〇〇

設備費県補助金			二、三七七・〇〇
住民税割寄附金	一、二三〇、五五五・〇〇	一、二三九、二七〇・七八	
部分林分収金半額寄附金	一五二、五二一・〇〇	一四四、五二七・〇二	
篤志寄附金		三三、九〇一・五八	
竣工祝特殊寄附金		二八、八五五・〇〇	
雑収入		二三、一〇〇・〇〇	
トタン板売却代	五四、九二五・〇〇		
ガラス戸売却代	一七、二六〇・〇〇		
合計	二、三二五、二五七・〇〇	二、四九三、九〇一・〇三	

さらに、校舎の敷地として確保することができた土地（名久田村大字横尾字竹井・面積三、六五七坪）は、階段的な地形であったため、これを校舎、校庭の敷地に造成するには、莫大な経費を必要とした。そこで村当局ではこの土地造成の一切を、村民の勤労奉仕に仰ぎ、経費の節減に協力してもらうこととした。その出校日数一一六日、村民は農閑期の殆んどを勤労奉仕に費消したのである。なお、昭和二十二年から二十三年にかけては、名久田村においても食糧事情が最悪の時であった。こうした食糧事情の中で一日も早く工事を竣工し、不自由に耐えている子供達を新しい校舎に収容してあげたい、これは、当時の親達の共通の願いであった。そのため、深夜にわたる突貫作業をもお願いしなければ期限内竣工はおぼつかない、村長は、村民に依頼状をまわし建築に従事している職人に対しての食糧確保について、特別の協力をお願いしている。それは、各区に対し、玄米二斗、大麦一俵大豆



中之条第五中学校新校舎

一斗（但し栃窪は大豆一俵）の醵出のお願いであった。こうして村民が一体となって、中学校の建築にあたり、ついに昭和二十三年五月十六日待望の竣工祝賀式が挙行された。そしてこの祝賀会は稀に見る簡素なものであり、その経費はすべて特別寄附をもって賄われたのである。

3　小学校の変革

昭和二十二年四月一日、学制改革にともなって従来の国民学校という名称が廃されて、小学校と改名された。そして義務教育が一挙に九ヵ年となり、その前段階としての六年制の小学校が誕生した。同時に新制度の中学校が開校したが、各町村とも中学校校舎の建築が間に合わず、とりあえず、小学校の教室を仮校舎として使用する町村が多かった。そのため、当然ながら小学校の教室や運動場が狭隘を極め、教育上幾多の支障を来したことは否定できなかった。

次に中之条町管内のいくつかの小学校の状況を述べて、混乱期の小学校教育を回顧することにする。

戦後の中之条小学校　中之条中学校の開校にともない小学校の南校舎を中学校の仮校舎として提供したため小学校では教室の不足を生じた。そのため講堂を間仕切りして教室に転用したが、彩光、音響、暖房等、あらゆる面で支障性の多い教室であった。時の校長上原喜久雄はこうした雑然とした教育環境の中にあって、よく子弟一体の教育理念を貫かれ、〝しばらくのがまんですよ〟と、小学校の子供達を間仕切り教室でがんばらせた。このような状態は、中学校の校舎が竣工した昭和二十三年の十二月まで続いたのである。

それに加えて、中之条小学校では、戦後引揚げその他で児童数が急激に増加し二十三年二月には一、三八九名とふくれあがり、これを二十四学級に編成したが、一学級六十五人という学級が十学級にも及んだ。このような児童の激増にともない教室不足はますます深刻化した。しかし、中学校校舎の建築を優先しなければならない状況下にあったので、小学校では二部授業という急激対策によって急場をしのいで来た。その後二十八年九月には、いよいよ木造二階建八教室の増築に着工し、翌二十九年四月に竣工、引き続き校長室、職員室

等の管理校舎も十月二十日に竣工している。

しかし、空前のベビーブームは更につづき三十三年の中央校舎の建築へと発展していった。

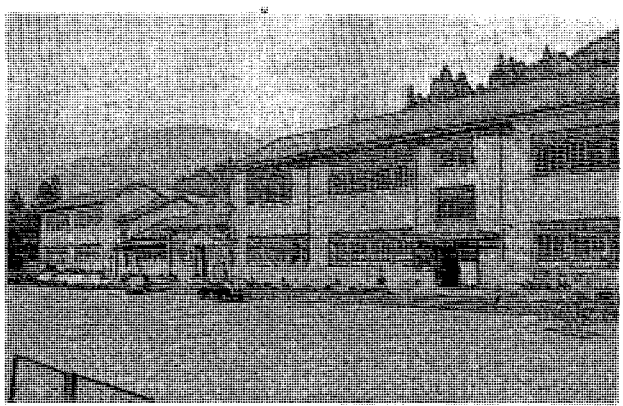
また、学制改革は、民主教育をその柱とし教科書も変り、教育方針にも大きな転換が要求された。そのため、先づ教職員の再教育から出発しなければならなかった。中之条小学校では、昭和二十二年度の始業式を四月二十八日に、入学式を五月二日に行なっている。このようにおくれた時期に始業式や入学式を行なうことは、わが国の教育史上全く異例のことである。その原因の一つは、教員の再教育講習のためであった。実は、吾妻郡でも四月八日から二十日まで再教育講習会が開催されており、中之条小学校は、郡の中心校であるため、この種の講習会がこの学校を会場として頻繁に開催された。

また、同年の九月二十六日には、郡内小学校の教員二百名余りが中之条小学校に集り新教育研究会を開催している。

四万小学校の独立　四万温泉地区の人達のかねてからの強い要望がいれられ、昭和二十七年三月十九日、四万小学校と四万中学校の独立が認可された。これは、当時の教育界では、画期的な英断として賞讃を博したものである。このことは、沢田村の教育史上の大きな変革であり、特にこの独立の形が小学校中学校を一体化している点に特徴がある。

新学制実施以来、ともすると、小学校と中学校が分離した二元的傾向に陥り易い点について批判されていた時だけに、この形態は新しい方向を示すものとして広く注目された。

初代校長には金井信六が任命され、小中両校の校長を兼務し、教職員の数も一躍六名増員となり、教育効果の向上をめざして発足した。また初代、ＰＴＡ会長には田村七平が選



独立した四万小中学校

任された。氏はかねてから四万分校の独立を強く要望し中村実、田村貴ら多数の同志によって独立運動を推進された方である。初代校長として学校経営にあたった金井信六は当時の思い出を次のように述べている。

「はからずも初代校長に任命された私は、四月三日、いろいろな抱負と希望を抱いて着任しました。赴任の挨拶をしようにも相手がないのです。幸に古屋次雄先生が近くに住んでおられるので先生を呼んで方策をたてようと思い、連絡して田村七平氏を中心に有志七、八名の方に集会を願い、当面の段取りをたてました。当時分校の職員は小中学校合せて十名の配置でしたが、独立して一躍十六名の大世帯になったのですから大変です。まずこれら職員の受け入れ態勢を八日までに整えなければなりません。さらに問題は先生方の宿舎です。当時は交通事情が今日とは違っていましたから宿舎は絶対に確保しなければなりません。これも地元旅館主のご理解と協力によって何とかわりふることができてほっとしました。

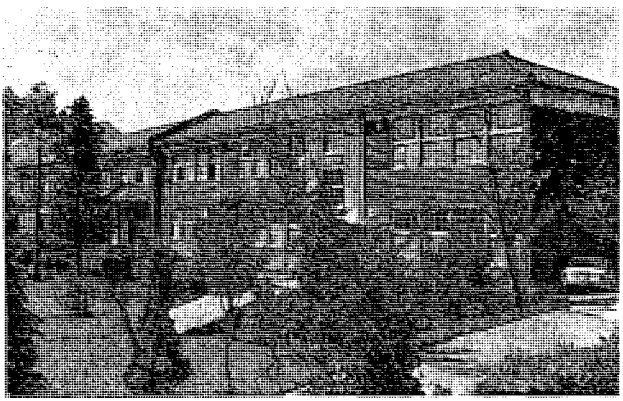
さて四万校の内部には独立のもたらした清新の気が潑剌としてみちていました。職員も生徒もこの学校の新しい歴史の巻頭にたって創造の意気にもえていました。まず私は併置校の利点を生かすには、小中が一体となり物心ともに一貫した経営が基本であると考え、職員室も一つ、会議も学級経営もすべて同一歩調を貫くことにしました。この方針が成功したようで、その後代々の校長さんが踏襲されているようです。当時の県教委にもこれが認められ、四万校で指導主事の合同研究会がもたれたり、県下の特色ある学校として見学者もしばしばでした。とにかく分校時代十年のおくれを一気にとり返す意気込みで、追いつけ追い越せの団結は職員のみでなく、ＰＴＡにもみなぎっていました。会長の任期も二年に延長し、継続事業は必ず完成させる態勢をとりました。これが四万校の伝統となり今はめざましい発展をとげているようです。」

名久田小学校の改築　小学校の校舎は明治三十五年の建築で、郡内の校舎中でも最も古い建物であった。教室は和風障子と板戸で仕切られ、その老朽度はすでに限界をこえて久しい。従って校舎改築は村民多年の悲願だった。そのため二十代関専衛村長によって横尾の竹井地区に三十六教室を建築したいという提案がなされた。これに対して賛否両論で村を二分するような紛糾となった。この学校騒ぎについては、すでに第八章（昭和戦前期）に述べておいた（第一巻一、三五五～一、三五八頁）。

こうした歴史をたどる中で、戦後の学制改革は、まず中学校の建築を優先的にとりあげざるをえなかった。そのため小学校の改築はまたまた延期を余儀なくされたのである。昭和二十五年、時の小林正太郎村長は村議会はじめ各方面の賛同をえて、いよいよ二十六年から二カ年の継続事業として改築を決意した。特にこの小学校校舎の改築は過去の再度にわた

る紛争を生じた事例を反省して、今回は村中一丸となり村民総親和で、これに当ろうとして格別の努力がみられた。

しかし、何といってもこの工事費捻出に大きく貢献して呉れたことは、篭林の国有林を払い下げてもらったことである。



新築された名久田小学校

小林村長は、前橋営林局や中之条営林署に、足繁く出向し、執拗にその払い下げを懇請した。当局も村の事情を理解し、村長はじめ村民の強い熱意に動かされて終に村有林として払い下げが許可された。おかげで、この林間立木が、工事費支出代替財源として大きな役割を果してくれたのである。

当時の決算書の収入面は、次のとおりであるが、財源的にいかに苦しかったかが、うかがわれるのである。

収入の部

収入費目	昭和二十六年度収入分	昭和二十七年度収入分	計
	円		円
起債	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇		三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
村有林立木売却	六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇		六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
解体校舎売却	一九三、七三〇・〇〇		一九三、七三〇・〇〇
B校舎充用校舎所属不要硝子戸売却	四八、一四〇・〇〇		四八、一四〇・〇〇
小学校改築寄附金	二、一八、二二・〇〇	一、〇一八、〇五四・〇〇	三、一三六、二六六・〇〇
一般財源充用	一、六一四、七四八・〇〇	五八、六一三・八〇	三、二〇三、三六一・八〇
財産金繰入		二一四、六四一・〇〇	二一四、六四一・〇〇
合計	二三、九四四、八三〇・〇〇	一、七三二、三〇八・八〇	一四、六九六、一三八・八〇

4　新教育の内容と方法

昭和二十二年三月、学習指導要領一般篇が示され、続いて新学制施行のこの年四月以降には各教科の指導要領が公示された。この指導要領に示された教科内容方法は、戦時中の国民学校のそれとは全く変っており、現場の教師たちを戸惑いさせたが、とにかく二十二年度からは新教育が展開されたのである。新制中学ではどの生徒も必ず学ばねばならない必須科目が設けられ、選択科目は習字外国語職業と自由研究であった。新教育のうち最も注目されたのは、新設の社会科であった。

社会科は、新しい教育課程の中核（コアー）とされ、この教科学習を中心にして新教育が進められた。理科は小学校一年から実施され、家庭科は女子のほか男子にも課せられた。自由研究は児童の興味と能力に応じて、児童の自発的活動を促進のために設けられた。なお各教科それぞれに、その内容や取扱いが、新教育の目標に即して大きく変化した。国語科にしても、読む書くことのほかに、聞く話すことも十分に学習するようになった、従来一年でカタカナ学習をはじめたが、ひらがなを最初から学習させることになった。また毛筆習字の必修にかわって、硬筆書き方を指導することになった。

このような新教育の実施をめざして、新教育課程の編成のために単元学習・グループ学習・討議法などの方法がとりあげられた。また問題解決学習や経験学習などという生活的綜合的学習方法も研究された。群馬県内でも先進的な教師たちが競って新教育に取りくむ姿がみられた。しかし一般には新教育の内容方法については全く戸惑い状態であった。

(1)　山村「社会科カリキュラム」の研究

こうした状況のなかで、わが伊参小中学校で山村として「社会科カリキュラム」の研究が行われたことに注目した

い。これは新教育推進の中心だった師範学校教育研究所の協力研究校となり、山村型の社会科カリキュラムの作成に小中学全校をあげて取りくんだのである。伊参小中学校の校務日誌によると

昭和二十四年十一月二十八日～二十九日の二日間にわたって、県教育委員会主催で社会科カリキュラム研究会が開催され、二十八日には、小学校の部の発表が伊参小学校で行われた。そして二十九日には、中学校部の発表が伊参中学校で行われた。小島教育長、佐野指導主事丸山中沢の附属教員が参加、群馬大学国沢博教授も来校出席して指導が行われた。来校参観者は二〇〇名という盛会であった。

前年（二十三年）以来、伊参小・中学校はともに群大教育研究所と県教育委員会の指導をうけて、全校をあげて新しい社会調査と児童調査を実施し、山村地域社会に適合した新教育計画の作成に精進したことは特記されるべきことであろう。当時の小学校長は進邦良明、中学校長は今井憲二だった。

(2)　新教育研究指定校

県教育委員会は新教育の実施に伴って戦後二十年代には、県内中学校に新教育についての研究指定校を設置したが、中之条町地区においても若干の小中学校が研究指定校になっている。年次別にこれを示しておく（中之条町教育委員会提供資料による）。

昭和二十四年度　中之条小学校　生活指導について新教育実験学校（二十三年二月～二十五年二月　ハブソン女史の指導が行われた）

同二十四年度　中之条中学校　体育実験学校に指定される。

同二十四年度　伊参小学校　山村における教科カリキュラムの研究（前述の通り）、伊参中学校　社会科カリキュラムについて（前述の通り）。

二十七年度　第四分校（大岩）僻地教育実験学校に指定され、分校経営についての研究をする。

またこの年には、沢田小学校では、学校給食の研究指定校となり、給食経営及び給食の創意性についてその研究をしている。なお沢田小学校では昭和二十二年において給食実施状況に対して、特に優秀校として県から表彰される。

(3)　戦後の小学校生活の思い出

さて戦後昭和二十年代の学校教育を体験した中之条小学校卒業生の「思い出」記録から二編を拾って掲載しておく（中之条町立第一小学校開校百周年記念特集号、「P・T・A会報」より）

「思い出の記」　　今井　一勝

十九年四月に小学校に入った私は、年上の子供につれられて、つり橋を渡って小学校に通ったのだが…しばらくして近所の人や疎開の人達が家のラジオを聞き、涙を流しているのを見た。日本が敗けたのだという。なぜ大人たちは涙を流すのか判らず、敗けたという相手も判らない子供心には不可解なことだった。まもなく進駐軍が来た。校庭に鉄砲やその他の兵器を山と積み石油をかけて燃したように記憶している。彼らは講堂わきで炊事をしていたが、金属の食器を使い、今思えばバターやチーズだが、見たこともないものを食べていた。ガムやチョコレートを分けてくれたりして子供と一緒に遊ぶようになった。授業は複式のため午前中、低学年、午後高学年に分けて行なわれた。食料事情も悪く、子供達の弁当にしても、農家の子と非農家の子ではひどい差がありました。米の飯とさつまいもなのですから……私たちは交換して食べたりしました。

小学校生活の思い出　　大塚紀美子

私が入学したのは昭和二十二年の春でした。子供の私たちはみんなつぎのあたったズボンをはき、色々の毛糸をつなぎあわせて編んだセーターを着て、教科書も少なく、ざらざらのすぐ破けてしまうノートに短かい鉛筆にキャップをはめて字を書いたりしたのですが、そんな事に関係なく子供らしい生き生きした小学校生活を送りました。学習のことでは横尾や高津の方へ炭焼き小屋を見に行ったこと、農協や役場や駅に見学に行ったこと、街に机を持ちだして交通量調べをしたこと、グループ学習の工作で苦労をしたこと……などが思い出されますが、テストで何点とったか、どの位勉強できたのかということは、さっぱり思い出せません。勉強のことはあまり気にしないでいられたようで、今とは大分違っていたようです。

5　PTAの結成

戦後、連合国軍が占領政策として、教育界に残した足跡の一つにPTAがある。PTAは、終戦前各学校に設置され、経済的援助にあたっていた学校後援会とは、本質的にその性格を異にするものである。戦後わが国の教育を民主的に進めるためこれを支える柱として欠くことのできないものであるという理念に立って、連合国軍が強力な指導と助言を行ないこれを推進した。特に戦後の混乱の中で、子どもの幸福を願い、学校教育のよき協力団体として、PTAが教育界に果した役割は極めて大きいものがあった。

PTAの結成に関して、最初の通達が各町村長宛に発せられたのは、昭和二十二年四月七日のことである。これにもとづいて、各町村ともPTA結成のための準備にとりかかった。しかし、何分にも、始めて耳にする言葉であり、この会の性格や使命を研究する必要に迫られた。中之条町でも、同年十月二十三日に中之条農業学校（現在の中之条高等学校）を会場とし、軍政部から係官の出席を求めて、全吾妻PTA運営研究会が開催された。

(1)　PTA結成の動き

こうした研究会や講演会等が頻繁に開催される中で、各学校とも、次々にPTAの結成がみられた。

中之条中学校P・T・Aの結成　どのような経過を辿ってPTAを結成したか、その足どりをさぐってみることにする。

① 昭和二十二年四月「父母と教師の会」結成準備に入る
——PTA初期の呼称は「父母と教師の会」であった——

② 会則案の検討、設立総会準備のため、教員代表と父兄代表によって連日のように研究協議を重ねる。

③ 同年七月十六日、PTA設立総会を開催する
総会の決議によって、会則が承認され、次の役員が選任

された。会長　田島栄吉　副会長　根岸権兵衛　上原さと子。

④　同年九月二十二日は、ＰＴＡの組織の中に新校舎建設促進委員会を結成し、宮部竜三が委員長に選任された。

中之条中学校のＰ・Ｔ・Ａが、いちはやく、その事業として新校舎の建築をとりあげているように、当時のＰ・Ｔ・Ａは、戦後荒廃した学校の施設、設備の復旧、整備または教職員の経済的支援という面に眼が向けられた点に特色がある。その後Ｐ・Ｔ・Ａが本来の性格を生かし、今日のような基礎を確立するまでには、幾多の曲折と多くの人々の努力があったのである。

(2)　二十年代のＰ・Ｔ・Ａ

次に戦後二十年代における中之条町管内のＰ・Ｔ・Ａ会長をあげておく。

長会ＡＴＰ校学中内管条之中

昭和22年度	中之条中学校	沢田中学校	伊参中学校	名久田中学校
23	田島栄吉	田村茂	―	関吉晴
24	同	星野政太郎	唐沢参二	松本冬蔵
25	橋爪廣吉	本多美都樹	同	松本光太郎
26	外丸喜作	佐藤五郎	同	関次郎
27	鈴木一壽	関仲三	同	吉田重太郎
28	高橋福治	町田栄二	齊藤庄平	田村一三
29	小板橋菱三郎	同	同	小林總太郎
30	小池茂吉	唐沢要	宮崎貴	福島真一
	徳茂国松	山田稲作	須郷忠男	茂木延太郎

注　四万中学校ＰＴＡ会長は小学校会長が兼務（次表参照）

中之条管内小学校ＰＴＡ会長

	昭和22年度	23	24	25	26	27	28	29	30
中之条小学校	—	平田源次郎	川越助三	木暮文六	桑原清	木暮雄二郎	高橋豊次	伊能孝作	蟻川克巳
沢田小学校	—	竹渕佐重	関口昭義	吉水霊順	同	同	同	山田正治	村上行
四万小学校	田村茂	同	田村八郎	同	田村七郎	同	田村茂	同	中沢実
伊参小学校	—	唐沢参二	同	同	同	齊藤庄平	同	宮崎貴	綿貫忠男
名久田小学校	福島真一	同	田村一三	蟻川庄三郎	唐沢百松	剣持尚一	富沢甚太郎	茂木四平	松本仁一

さらに二十九年度のＰＴＡの会費と生徒数を次に示しておく。

学校名		ＰＴＡ会費（年間一人当）	生徒児童総数
		円	人
小学校	中之条小学校	180	1,755
	沢田〃	240	650
	四万〃	240	309
	伊参〃	240	—
	名久田〃	120	330
中学校	中之条中学校	300	755
	沢田〃	240	400
	四万〃	240	101
	伊参〃	240	—
	名久田〃	120	242

6　教育委員会の誕生

昭和二十三年七月、教育委員会法が制定されたが、これはわが国教育行政上の画期的変革であった。これによって市町村教育委員会は、二十五年十一月一日までに設置することに定められた。しかし教育行政の地方分権化と民主化を市町村の末端まで徹底し、公選によって合議体の教育行政機関を設置するのはなお問題があるため、その後二年延長し、二十七年十一月一日までに設置することに変更した。

これにもとづいて、中之条町はじめ、各町村において、同年十月五日教育委員選挙が行われ、わが国はじめての教育委員会が誕生した。

(1)　町村教育委員の公選

公選による各町村の第一回教育委員と教育長は次のとおりであった。

町村名	役職名	氏名	町村名	役職名	氏名
中之条町	教育委員長	平田源次部	沢田	教育委員長	割田美由
	副委員長	田島一彦		副委員長	折田隆治
	教育委員	木暮文六		教育委員	星野政太郎
	同	木暮久弥		同	山口留吉
	同	佐鳥寛		同	湯本義作
	教育長	綿貫其吉		教育長	京田高十郎

伊	教育委員長	蟻川吉郎治		教育委員長	関省八
参	教育委員	神保富治	名	教育委員	松本冬蔵
	同	林豊三郎	久	同	唐沢百松
	同	関藤吉	田	同	小池安次
村	同	綿貫為一	村	同	唐沢藤吉
	教育長	関徳男		教育長	小林鷹一

こうして新発足した教育委員会も、発足後日ならずして各方面から問題点が指摘され、批判の声が集中した。その主なものをあげると。

①わずか一ヵ月余の準備期間のもとで選挙され、設置された委員会であるため、特にその事務局の構成や受入態勢などについて不満の点が多い。

②兼任教育長が多かったこと自体問題であるが、特に校長兼任の教育長は教育行政上不合理であるとして強く批判された。それは監督されるものが監督するという矛盾に対する指摘であった。

③二十三年十一月一日発足した県教育委員会は、県下市町村の学校教職員の任免権を握っていたが、二十七年十一月市町村教育委員会の設置に伴い、その人事が市町村に委譲された。このため県教委は人事運営方針の伝達等によって市町村教委に対して人事運営の指導助言を与えるにすぎなかった。このため各郡市の出張所に協議会事務局をおき、出張所が県教委と町村教委との間の調整仲介の任を果すことになった。（中之条出張所には最初協議会事務局がなく幾多の支障は免れ得なかった。）

種々批判を浴びながらも歩き出した町村教育委員会も、やがて法改正によって公選制から任命制に、また教員の任命権も県教委に移される等、幾多の曲折波瀾の歴史をたどりながら昭和三十年代を迎えることになった。

(2)　教育委員の回顧談

当時、中之条町の初代教育委員会の副委員長だった田島一彦は、その頃の思い出を次のように語っている。

第三次吉田内閣が抜きうち解散をしたことにより、好むと好まざるとにかかわらず、昭和三十七年に市町村教育委員会が設置されることになった。この時の中之条町教育委員会の構成は、平田源次郎（医師）木暮文六（歯科医）木暮久弥（農業）田島一彦（医師）の四氏と町議会の代表として佐鳥寛（商業）が選任され、十一月の初会議で選挙の結果委員長に平田源次郎、副委員長に田島一彦が選ばれ、初代教育長に綿貫其吉が就任した。

翌二十八年四月に剣持福治が教育長に新しく任命され、同年十一月に私が委員長に選任された。当時、中之条町は、引揚者、復員等で、人口がふくれあがり、小学校の教室は極度に不足を告げ、ついに二部授業までに追いこまれた。町の財政は苦しい。でも造らなければならない。町の皆さんの協力によって、木造二階建八教室（三〇二坪）の中之条小学校が完成した時は本当にうれしかった。昭和二十九年春四月と記憶している。私が委員長に就任したのが三十六才の若さであり、恩師の佐藤次男校長をピアノの購入問題で叱りとばし、あとでそっと先生にお侘びしたのも思い出の一つである。あれから二十有余年、今、鉄筋三階建の小学校舎の前に立つと、感激無量である。

7　戦後の社会教育

終戦後間もない昭和二十年十月十八日、吾妻地方事務所長は、郡内町村長、青年学校長及び国民学校長に対して「青少年団体の設置ならびに育成に関する件」を公文書をもって通達している。これによると、終戦にともない学徒隊などはすでに解散しているが、男女青少年を無組織のままで社会に放置しておくことはのぞましくない。今後は、別紙要項にもとづいて男女青少年団体を設置し、一つには、生活訓練の機関として、二つには、郷土的団体としての性格をもたせ、これから育成に配慮してもらいたいというのである。

さらに、同年の十二月二十三日付の公文書によつて、「婦人団体の設置に関する件」を通達し、婦人教養団体の設

置を勧奨している。このことは、けだし軍政部が当時混迷をつづけている社会情勢の中で、青少年男女と婦人層に眼を向け、これら団体の設置と育成によって、戦後の荒廃した社会に、安定と光明のいとぐちを探ろうとする意図によるものと考えられるのである。

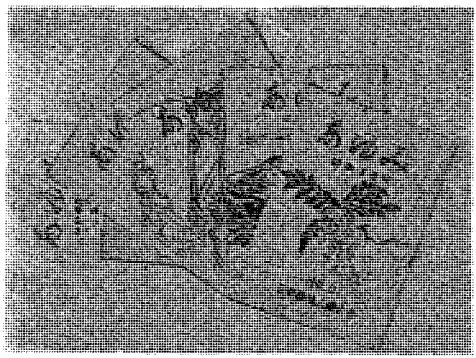
(1)　戦後の婦人団体の歩み

終戦により戦時中の国防婦人会は解散し、一時空白だったが、前述のような通達をうけて新生婦人団体が誕生している。しかしG・H・Qの指令によって、「民主的団体は自身の手で、国は側面から援助とサービス」という指導方針には、当時の関係者たちは一時戸まどいしたが、やがて指示通りの活動がはじめられた。当時の活動内容をみると、憲法の理解、婦人参政権、生活改善等で、婦人の教養活動が中心であった。民主的団体としての自主性を強く要請されたことは、当時の婦人の現状からして指導者は実に大変だったという（町田清談）。このような自主的自律的団体としての指導方法は二五～三〇年まで続いて、この時期には民主的団体のあり方、運営のしかたなどが中心であった（会長等役員のあり方、会員のあり方、民主的議事方式の実演等）。他方生活改善運動は新生活運動へ変っていったが、これは二十九年頃からのリクリエーション活動の指導にはじまっている。とくに民謡踊の講習会がきっかけで、各町村婦人会の末端までこれが盛んになった。これが契機で婦人会への興味をそそり、「若々しい婦人」とか、「頭のさびをとった婦人」として、従来の婦人像からの転換の一歩となった。

(2)　吾妻連合婦人会の結成

ついで郡内各町村の婦人会の連合体を組織することについても、連合国軍は厳しく干渉している。例えばその名称についても、連合というのはいけないというのである。他の都市では連絡協議会などと名称を変えたようであるが、吾妻ではあくまで連合婦人会とし変容しなかった。昭和二十二年十二月、いよいよ連合会結成の準備が整い、中之条

地方事務所の二階で結成式が行なわれた。翌二十三年九月第一回吾妻郡連合婦人大会が、中之条高校の講堂を会場として開催された。当日は軍政部のアイスマンにリー女史が参加し指導助言にあたっている。当日の模様を近藤やゑは次のように語っている。



吾妻郡婦人連合会の機関誌「あゆみ」

会場に何もないので会員の皆さんがめいめい花を持ちより会場を花一パイに飾りました。食糧もないのでドングリの粉のパンを味噌で味つけしたものを作りました。チョコレート色をしたパンに皆が喜んでくれました。

その日出席した軍政部の人達は、日本人がこんなに花を愛しまた会を運営するすぐれた才能があるとは思いませんでしたと大へんほめられた事が今でも忘れられません。と、なおその大会での意見発表は次の方々であった。

家族計画について　徳間ツルヨ、健康と衛生　森喜代見、子供の教育について　宮崎喜代、農村の主婦として　小泉皓、商店の代表として　小林いま、観光業者として　関仁子。

さらにこの連合婦人会の仕事の中で特筆すべきことは機関誌「あゆみ」の発刊である。この「あゆみ」は昭和二十二年十二月に創刊号が発刊されてから現在までその刊行が続けられている。

(3)　戦後の社会体育

昭和二十年八月十五日は、わが国の無条件降伏によって、国内の秩序は乱れ、国民は唯、茫然自失の態であった。特に経済的疲弊はその極に達し、希望を失った国民は、暗中荒野をさまよう状況であった。こうした社会情勢の中からいち早く立ち直ったのがスポーツ界であった。昭和二十一年、文部省は各都道府県の体育担当者会議を召集し、地

方の体育を振興するため、一日も早くその組織を確立するよう要望し、特に体育協会の再建について強く要望している。

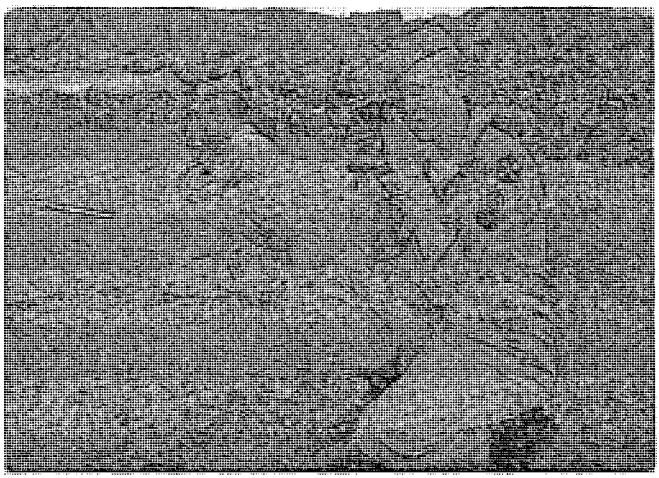
以下、昭和二十年代、中之条町に誕生し、戦後の体育振興に大きく貢献した社会体育団体の発足とその活動状況を概観する。

榛名クラブの誕生とその活躍　終戦後、物資の欠乏、輸送の困難特に食糧不足、体育施設、用具の不備等の悪条件にもかかわらず、吾妻郡では陸上競技が順調にスタートをきった。これはこのような悪条件の中でも陸上競技は比較的とびこみ易かったこともあるが、何といっても榛名クラブの誕生が大きく目立った。この榛名クラブは、戦前の傷あとも未だ生々しい昭和二十一年の春、当時陸上競技の指導者であり、愛好者であった唐沢実、中沢角太郎、木暮武雄等が中心となって設立された。なお、設立後の運営に対して協力をして下さった宮崎羊重郎等の助力を見落してはならない。発足当時は部員約二十名程であったが、県下でも各種目の実力者を網羅し、榛名クラブに入会できることをスポーツ人の誇りとしていた。つぎにクラブの活動状況をあげておく。

昭和二十一年、戦後始めて県下のクラブ対抗が中之条農業学校を会場として開催された。当日は軍政部からも係官が出席し、観衆も現在の町民運動会を思わせる程の盛況であった。この大会で榛名クラブの選手は各種目にわたって大活躍し、榛名クラブ強しの威名を県下に示したものである。この大会が、その後中之条町はじめ吾妻の陸上競技の普及振興に貢献した影響力の大きいことは特筆すべきことであろう。

さらに、この年十月、第一回国民体育大会が京都で開催され、榛名クラブからも多数の選手が出場した。当時出場権を得るためには、関東で一般、学生をふくめて六位以内に入賞しなければならないというきびしいものであった。この時県民代表として出場した中之条町の選手は次のとおりであった。監督は中沢角太郎、選手は野村酒二、蟻川貞美、宮森貞子、中沢勲であった。

さらに、十一月の、第一回全国青年大会（橿原）二十二年の第二回国民体育大会（金沢）等、各種大会にその都度、榛名クラブから選手を県代表として出場させ、陸上吾妻の名をほしいままにした。その後クラブの名称も榛嶺クラブと改名



第一回　県下クラブ対抗陸上競技大会写真
(会場、中之条農業学校グランド)

され、部員の数も年々増加して現在約八十名、毎年一回開催される県下クラブ対抗でも依然として伝統的な強みを発揮している。なお、クラブ員には教員が多数をしめ、その他も社会体育指導者であるため、その指導力は、郡下の小学校、中学校、高等学校、さらに地域の青年男女に浸透し、陸上競技発展の大きな力になっている。このように、吾妻郡の陸上競技の発展と榛名(榛嶺)クラブとは密接不離の関係にあり、戦後吾妻郡陸上の歴史は榛名クラブと共に歩んだ歴史でもある。歴代会長をあげると、初代　唐沢実(西中之条)、二代　中沢角太郎(伊勢町)、三代　木暮武雄(原町)、四代　蟻川貞美(西中之条)、五代(現在)神辺英男(吾妻町)であった。

中之条テニスクラブの誕生　中之条町を中心とする吾妻の軟式庭球は、極めて古い歴史をもっている。特に、田島栄吉、木暮仙太郎等の指導によって、毎年、中之条農業学校を会場として郡内高等小学校生徒の庭球大会が開催された当日は郡内各学校から選手が参加し、熱戦を展開した。熱狂する応援団が会場を埋めつくし、郡民あげてのスポーツの祭典であった。しかし、こうした大会も、戦争の激化とともに、中止の止むなきに至り、やがて終戦を迎えるのである。

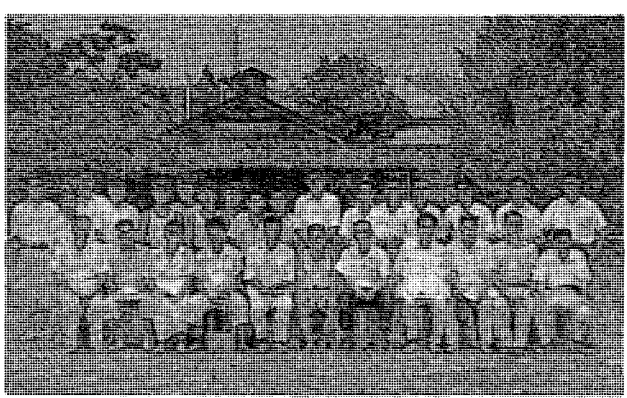
前に述べたとおり、陸上競技界に、榛名クラブがいちはやく誕生し、華々しいスタートを切ったのと相前後して昭

和二十二年四月中之条テニスクラブが結成された。軟式球界も他のスポーツ界と同様、終戦のため今まで全国各地で庭球を愛好していた人達が続々郷里に帰って来たこともあって、その層も一段と厚みを加えた。福島憲二、清水正男等がそれであった。クラブの会長には田島一彦、事務局長には塚田長太郎を選任し、戦後の沈滞した中之条町に活気をとりもどすべく、力強く第一歩を踏み出した。

つぎにテニスクラブでの活動状況を示しておく。

中之条テニスクラブのおもな行事は、何といっても、郡内庭球選手権大会である。この大会はその後、郡内庭球の振興と選手の育成に多大の貢献をされた田島栄吉から優勝杯の寄贈があり、その名称も田島杯庭球選手権大会と改め、現在でも郡の中心行事として盛大に開催されている。その後、昭和二十四年に草津クラブ翌二十五年には坂上クラブが結成、続いて四万、長野原町等にも次々にクラブが誕生し、庭球愛好者の数も年とともに増加の一途を辿るのである。やがて昭和三十二年これら郡内のテニスクラブを統合して吾妻庭球連盟（初代会長田島一彦）を結成、全郡的な体制が確立されたのである。

現在、吾妻が選手の精鋭を揃え、毎年開催される県民体育大会において連続優勝に輝いていることも、また、吾妻高等学校の湯本小泉組のように全日本高校総体で準優勝の栄冠をかちえたのも、こうした長い歴史の中で育くまれた成果といえよう。



中之条テニスクラブ（昭和25年８月）

庭球クラブの発足につづいて、昭和二十三年には小渕光平を会長とする柔道支部、ややおくれて昭和二十八年には桑原準一を会長として剣道連盟中之条支部が結成され、一時火の消えたような状況にあった社会体育も年と共に発展の方向へと進み、三十年代を迎える。

(4) 社会教育振興会の結成

中之条町をはじめ、郡内各町村の社会教育は戦後堅実な歩みを続け、もろもろの社会教育団体の活動も活発に展開されるようになった。昭和二十年代も後半に入った二十六年頃から郡に社会教育振興会を結成しようとする気運が高まり、着々その準備を進めていった。昭和二十八年一月十九日、中之条町役場を会場として結成準備会がもたれ、同年の一月三十日には吾妻地方事務所において結成大会が開催されている。

この大会で振興会の会則が審議され、議決されているが、その会則の第三条には次のようにこの会の目的が明示されている。

第三条　この会は吾妻郡内の社会教育団体の発展を助長し、その協力によって郷土の社会教育の振興をはかり新日本建設に寄与することを目的とする。

振興会は、各町村からの財政的援助もあり、その後幅広く活動を伸ばし、社会教育の振興に貢献するところが大きかった。ちなみに、昭和二十八年度実施した主な行事を例示すると、

(1)吾妻郡社会教育研究大会、(2)婦人団体指導者講習会、(3)置促進並に運営研究会、(4)青年団体支部長講習会、(5)婦人レクリエーション講習会、(6)女子青年団問題研究会、(7)PTA指導者研修会、(8)公民館設

なお、結成大会において、次の方々が振興会役員に選任されている。

会長　福田豊三郎(中之条町長)、副会長　一場武平(岩島村議会議長)、霜田善造(草津町長)、仝　高橋栄三郎(岩島村教育委員長)、仝

七　戦後二十年代の保健と医療

すでに新しい保健医療対策は昭和戦時期に現われ、中之条地方でもこれを示す各般の事業や施策が行われてきたことは、前章の厚生保健の項で詳述した。保健医療行政も取締行政から指導行政へ転換して、本格的に地域住民の厚生福祉の見地から新しい諸対策が展開するのは戦後の二十年代に入ってからである。

1　戦後における厚生保健

(1)　中之条保健所の設立

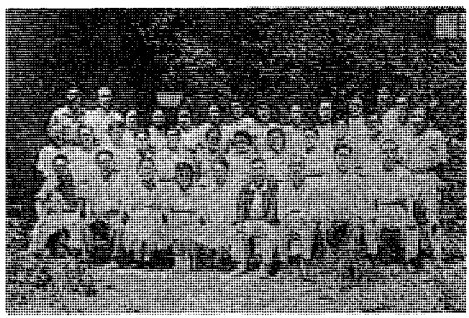
昭和十二年(一九三七)保健所法が制定され、群馬県では太田保健所の設置(十三年)にはじまり、安中、館林、続いて前橋、高崎、桐生、伊勢崎と相次いで戦時中に各地の保健所が設立された。そして終戦後になって富岡保健所(二十年十二月)、ついで二十一年(一九四六)には沼田と中之条の保健所が設置された。中之条保健所の設立とその前後の経過について、「現代群馬県政史」(六九七頁)によると、

> 昭和二一年四月二日、吾妻郡一円を担当区域として発足することとなり、同年八月吾妻地方事務所内に仮事務所を設けた。十一月中之条町大字中之条町九四五の民家(田中平太郎宅)の一部四〇坪を借りて保健所業務を開始した。……その後大字伊勢町一、〇二二の一に新庁舎を新築し、二十六年十一月一日ここに移転した(現庁舎)。

なお創設当初に事務長であった二宮一雄は、保健所の開設当初のことについて次のように述べている。

> 二十一年四月二日開設時には、県内務部衛生課長草野禎が保健所長事務取扱を兼務し、私が県内務部厚生課から転勤

し、事務長に就任した。仕事は総務全般であった。四月開設当初の保健所職員は私一人だけということで、開設のための人集めには大変苦労した。この年八月二十日に傷痍軍人の関禎三さんと中島清子さん、高橋みつ江さんの二人の保健婦が入所した。関さんは会計を担当し、中島さん高橋さんは衛生指導を担当した。そして十月には二十日に吾妻保健協力会の伊能松平さんと保健婦の佐藤マサキさんが入所し、伊能さんは結核予防行政、佐藤さんは衛生指導を分担した。さらに三十一日には、小池登蔵、剣持二郎、渡富士雄、樹下仲雄、浅見行雄、綿貫房吉、町田新平、中根博、松井和俊等九人が臨時防疫業務で入所した。なお十月には田村菊二郎さんも傭人として入所し、漸く当初の人的整備も緒についた。ここで十一月には地方事務所の一角からでて、大字中之条の町並の田中平太郎氏宅の一部に独立事務所をもった。十一月三十日には青木源次郎さんが防疫業務として入所している。こうして人的陣容と事務所も一通りできて、翌三十二年二月十七日には保健所長(事務取扱)として医学博士湯本アサ女史が赴任することになったわけである(七月一日に正式に所長となる)。



中之条保健所の創立期の職員たちと管内町村の保健婦

新所長湯本アサ博士の着任をみた二十二年になって、保健所としての新しい厚生保健活動が本格化するが、当時の保健所の諸活動をあげると次のようなものであった

一、衛生行政、一、公衆衛生看護、一、母子衛生、一、人口動態統計、一、細菌検査及び各種試験検査、一、口腔検査一、栄養改善、一、上下水道環境衛生及び食品衛生、一、衛生教育、一、医療社会事業、一、伝染病予防、一、性病予防一、結核予防

開設当時の担当地域は吾妻郡全町村で、その対象人口は八五、五七四人であった。初代湯本アサ所長は一年八カ月余にして県教育委員立候補で退任、二代目には医学博士高橋憲司が二十三年十二月に就任した。高橋博士もまた約一

年にして退任、代って第三代として葛西進（医学士、法学士）が二十五年五月から就任し（三十一年四月退任）、この間、二十年代後半期の保健所行政を担当したが、氏はその在任期間に保健所の新築を完了移転している。保健所の新築については、すでに中之条町政の項で前述したが、工事施設費六三六万九千円、建坪二一三坪、敷地五一一坪であった。

(2)　保健所の医療保健活動

ここで開設当初（二十四、五年）における中之条保健所の医療保健活動を概観しよう。「群馬県衛生統計概要」に

第10—88表　健康相談・集団検診・保健婦家庭訪問の各事項別の活動件数
（中之条保健所　昭和24・25年）

		昭和24年	〃 25年
健康相談件数	結核	2,193 (198)	1,493 (431)
	性病	480 (201)	452 (266)
	歯科	—	—
	妊産婦	293 (61)	385 (195)
	乳児	371 (58)	125 (76)
	幼児	130 (38)	100 (62)
	その他	116 (37)	654 (185)
	計	3,583 (593)	3,182 (1,215)
集団検診件数	結核	261 (68)	4,596 (310)
	性病	21 (17)	25 (2)
	歯科	—	—
	妊産婦	58 (—)	40 (24)
	乳児	285 (—)	578 (86)
	幼児	110 (—)	248 (40)
	その他	137 (12)	85 (10)
	計	872 (97)	5,572 (442)
保健婦家庭訪問件数	結核	233	360
	性病	122	125
	妊産婦	95	72
	乳児	103	137
	幼児	47	135
	その他	11	552
	計	611	1,351

（資料）　群馬県衛生統計概要（昭和23～25年）による。（ ）内数字は治療又は指導を要するものの件数

第10—89表　栄養指導・衛生教育の各事項別の活動件数回数

（中之条保健所　昭和24・25年）

		昭和24年	昭和25年
栄養指導	栄養相談	574件	691
	講習会	10—468回	3— 71
	現場指導	7	63
衛生教育	講習会	14—3,668回	10— 358
	講演映画会	8—4,130回	129—12,387
	展覧会	6—149人	5— 1,650
	印刷物配布	5種類 18,800枚	16—66,731

（資料）　前表に同じ

よって、まず保健所の事業活動の実態をみてゆく。

健康相談、集団検診、保健婦家庭訪問　これら諸活動の各活動事項別件数を示す第10—88表を掲載する（前頁）。二十四年には健康相談三、五八三、集団検診八七二、家庭訪問六一一で、翌二十五年には結核の集団検診が四千六百人も実施されたため、集団検診件数が五、六〇〇近くに激増し、保健婦の訪問活動も前年の二倍以上の件数にふえているのが注目される。健康相談、集団検診また家庭訪問にせよ、当時の最大関心事項は結核であったことが示されている。そして妊産婦乳幼児の問題も漸く地域住民の関心になってきたことがうかがえる。

栄養指導・衛生教育　つぎに栄養指導と衛生教育の活動状況を第10—89表に示す。栄養指導では、相談件数・現場指導ともに年々ふえていた。衛生教育活動でも、講演映画会、展覧会及び印刷物の配布等、それぞれの活動が年々増大していたことがうかがえる。

予防接種・防疫活動　昭和二十五年度の予防接種人数をみると、腸チフス五、九二九人、ジフテリヤ一、二〇一人、百日咳八〇四人、BCG四、一九四人、その他一、四一六人で、計一三、二四四人であった。また環境衛生活動についても二十四年度が六九日に対して二十五年度には一二六日と活動日数が著しく増大していた。

BCG接種・ツベルクリン反応・X線検査　BCG接種は四、一九四人（二十五年度）、ツベルクリン反応検査は二

十四年は四六人だったが、二十五年には六、〇二〇人を対象に実施している。X線検査も二十四年二、一七九人が、二十五年には三、九四一人と検査人数が増えている。

以上、当初の中之条保健所の主な保健医療活動を通観すると、戦後の新しい状況下に地域住民の医療保健の要望に応じて活発な諸活動が展開されていたことが察知できるのである。当時保健婦だった小林まさ代（昭和二年生、伊勢町）は、その状況を次のように述べている。

当時は地元出身の保健婦五人で退職採用の出入がはげしかった。業務は今とちがって結核が中心で、性病、防疫、母子訪問であった。結核も当時は気胸治療及び性病検診治療クリニックで実施した。旅費が少く訪問も制限され、当時は交通が不便で自分の足にたよる外ない。大道に赤痢が発生し、バスがなく医師保健婦防疫係とチームになって疫学調査に保健所より急ぎ足で歩いたこと、又事業所結核検診で嬬恋の鉱山、草津の旅館、四万沢渡と一ヵ月の長期レントゲン出張で、当時は保健婦が撮影を手伝っていた。鉱山でのレントゲン運搬は鉄柵牛車にのせて人間は山道を歩いた。作業一日のフィルムをレントゲンの空箱に入って現像が済むと、外は夕焼で薄暗かった。紺色のユニホームを身につけ、新庁舎に移り保健婦室が設置された。時代の移り変りと共に、公衆衛生業務が治療から予防に変わり、年々保健婦にも事業量はふえてきた。今と昔を考えると、よくやってきたものだと思う。

(3)　戦後町村の保健衛生状況

戦後の伝染病　戦時中には中之条町では、十五～十七年と伝染病患者がふえていたが、十九年には減少していた（第九章二二四頁参照）。続く戦後の**中之条町**の伝染病患者の状況を第10―90表（次頁）でみると、二十年には再びふえて、戦後二～三年の間は患者数はさほど減らなかった。これは終戦後の衛生環境の悪化と住民の栄養状況の失調や生活疲労等の累積によるものであろう。**伊参村**では、二十年にパラチフス十四人、二十一年には赤痢十一人と毎年伝染病患者が発生していた。そして二十三年には腸チブスとパラチブスの予防接種が七月と十一月に各三回ずつ実施され、七月は

第10—90表　戦後の伝染病の状況（昭和20・22・23年）（中之条町）

		ヂフテリヤ	赤　痢	パラチブス	腸チブス	猩紅熱	日本脳炎	計
昭和20年	患　者	6	22	4	14	3	—	49
	全　治	6	15	3	12	3	—	39
	死　亡	0	7	1	2	0	—	10
〃22年	患　者	2	30	2	5	—	—	39
	全　治	2	25	1	5	—	—	33
	死　亡	0	5	1	0	—	—	6
〃23年	患　者	1	9	—	3	6	1	20
	全　治	0	8	—	2	5	1	16
	死　亡	1	1	—	1	1	0	4

（資料）　各年次中之条町議会事務報告書による

六五%、十一月は八八%の該当者が接種を完了している。そのためか二十三、四年には伝染病患者が皆無になった。

ところで二十五年には群馬県が全国一の赤痢発生県となったため、県もこれが諸対策に邁進した。町村もこれに応じて諸般の努力がなされた。伊参村では次のような施策がうちだされている（二十五、六年役場事務報告による）。

二十五年赤痢予防対策委員会を設立、この委員会は二～三月各大字ごとに衛生教育のためのCIE映画の上映を行った。二十六年には十月赤痢防疫委員会（委員長村長、委員に部落厚生係、小学校長、農協長、婦人会青年団役員、保健指導医、村医等三十一名を委嘱）を結成、防疫対策を協議した。

二十年代後半の赤痢発生状況を県全体でみると、二十六年には減少し、二十八、九年～三十年にはまたふえている。しかし腸チブス・パラチブスは二十一、二年に比して二十五、六年すぎには全く僅かで根絶に近くなった（現代群馬県政史七一六～七一七頁）。

名久田村　役場の衛生事務報告による昭和二十～二十

一年の状況をみると、「社会情勢急変ノ折ニモ拘ラズ衛生思想一段ト普及シ其観念ノ徹底ハ誠ニ欣ブベキ所ナリ」として、各般の事項について次のように述べている。

伝染病患者……二十年腸チフス一、二十一年発疹チフス一、種痘……定期種痘者徹底する（二十年）。定期種痘第一期七三名、第二期九五名、臨時種痘二五〇〇名、チフス、ジフテリヤ、予防注射施行（二十一年）、体育法関係として乳幼児体力検査、青年体力検査実施（二十年）、二十一年には乳幼児体力検査のほか、二十年に引続き妊産婦保護施策、さらに引揚者復員軍人の健康診断が行われている。

さらに二十六年には発疹チブス予防策として中小学生の虱（しらみ）の寄生状況を調査したが、その結果は次のようであった（役場事務報告）。

衣類の虱は、成虫で中学生男一七・七%、女一一・〇%、小学生男一三・五%、女一二・八%、卵では中学生男一一・八%、女一七・七%、小学生男一三・五%、女一二・八%、頭の虱は、成虫で中学生男二・九%、女一五・四%、小学生男〇、女二六・一%、卵では、中学生男二・九%、女二五%、小学生男〇、女二六・一%であった。

なお、平均一カ月入浴回数をみると、中学生が十三回、小学生は十回であった。

伊参村の二十五年すぎの赤痢疫痢等の発生死亡状況を第10—91表（次頁）でみると、この間毎年二〇人近くの患者がでていたが、死亡者死亡率は極めて低くなっていた。このような現状にもとづいて同村国保では二九、三〇年には次のような対策をたてている。

二十九年……蠅の駆除（五月毎戸D・D・T二合宛一斉噴霧）、前年度赤痢発生の患者家族に対し赤痢保菌者の検索（四月保健所と協力実施）、トラコーマの検診と治療（小中学校児童生徒並に要注意者家族）、衛生思想の普及、手洗いの実行（講話、映画、パンフレットの利用、座談会）。三十年においてもほぼ同じ方法によって伝染病対策を実施している。

①母子衛生　すでに戦時期から国力増進という目的から妊産婦乳幼児保護政策が推進されていた。昭和十七年七月から妊産婦手帳制度が実施され、妊産婦乳幼児の検診と出産育児等に必要な物資の優先配給が行われた。しかし終戦

第10—91表　伝染病の状況（昭和25～28年　伊参村）

	赤痢	疫痢	保菌者	死亡
昭和25	5	0	0	2
26	20	0	0	1
27	13	6	0	1
28	14	4	2	1
計	52	10	2	5

（資料）　伊参村　昭和29年度国保事業計画資料による

第10—92表　出生率・死亡率・乳児死亡率・死亡率等の動態

（吾妻・群馬県・郡部）（昭和23～25年）

		出生率（人口1,000に対）	死亡率（人口1,000に対）	乳児死亡率（出生1,000に対）	死亡率（人口1,000に対）	婚姻率（人口1,000に対）	離婚率（人口1,000に対）
吾妻郡	昭和23	34.1	11.9	62.5	1.4	11.6	0.6
	〃 24	34.7	12.9	72.4	2.0	9.8	0.5
	〃 25	31.5	10.8	59.3	1.9	8.2	0.6
群馬県	昭和23	32.5	11.5	55.3	1.9	11.1	0.8
	〃 24	32.4	11.5	55.9	2.6	10.2	0.9
	〃 25	28.3	11.0	54.0	2.9	8.3	0.9
群馬県郡部	昭和23	32.8	11.7	57.7	1.6	11.3	0.8
	〃 24	32.9	11.7	58.0	2.1	10.4	0.8
	〃 25	29.4	11.2	54.7	2.3	8.6	0.8

（資料）　群馬県衛生統計概要（昭和23～25年）による

によりこの制度施策は破壊されたが、戦後混乱が多少落着く頃からは、また乳幼児検診が行われるようになった。これは当時欠乏していた牛乳乳製品等を乳幼児に適正配給するためだった。二十三年一月児童福祉法施行によって母子厚生のための保健指導を強力に実施することになった。

母子厚生を述べるに先だって、まず戦後わが吾妻郡、わが四ヵ町村の婚姻、出生、死亡（死産）などの戦後の動向からみておこう。

まず二三～二五年における出生率、死亡率、乳児死亡率、死産率等について、わが吾妻郡と群馬県及び県郡部など

第10—93表　4ヵ町村の人口動態（昭和23～25年）

		出生票	死亡票	死産票	婚姻票
中之条町	昭和23	327	112	14	106
	〃 24	305	107	48	62
	〃 25	250	121	53	71
沢田村	昭和23	240	104	14	67
	〃 24	231	99	13	64
	〃 25	233	90	13	66
伊参村	昭和23	99	40	5	53
	〃 24	105	45	4	34
	〃 25	106	43	—	36
名久田村	昭和23	140	57	4	68
	〃 24	130	60	8	39
	〃 25	127	52	4	30
吾妻郡	昭和23	2,979	1,193	125	1,014
	〃 24	3,047	1,150	172	755
	〃 25	2,877	1,119	174	747

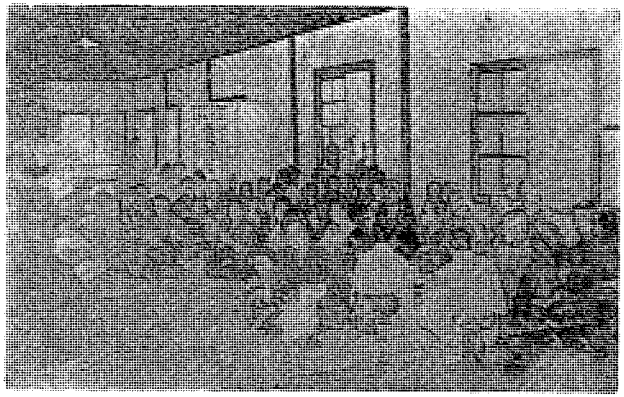
（資料）　前表に同じ。
註　各町村で各年次中に、事象発生の都度、それぞれ調査票を作成提出した件数

と比較する第10―92表（前々頁）を示す。(イ)出生率は戦後二十三、四年に比して二十五年は大きく低下する。それでも吾妻郡では県平均や県内郡部平均よりは相当たかかった。(ロ)死亡率も同様に二十五年にはかなり低下した。特に吾妻郡は県平均、県郡部平均よりかなり低くなっているのが注目される。(ハ)乳児死亡率はどこでもこの三ヵ年間では二四年が一番たかかったが、二十五年には幾分低下している。当時吾妻郡は甘楽、利根両郡とともに乳児死亡率では県内では一番高率のところだった。(ニ)死産率、乳児死亡率にくらべて、死産率では吾妻郡は県内でも低率の方であった。つぎにわが四ヵ町村の出生、死亡、死産及婚姻等の動向（二三～二五年）を第10―93表に掲げておく（前頁）。

さてこのように戦後昭和二十年代前半期における婚姻数の増加、またこれとも関連して出生児数の増大を背景にして、母子衛生をめぐる厚生保健対策が各町村でも推進された。これは戦後新生した国民健康保健事業として本格的に実施されていた。そこでまず戦後の母子衛生対策と保健指導の概要を示すと、

母子衛生対策としては、㊀乳児死亡改善を中核として母子保健指導、㊁虚弱児身体障害児の養育。母子保健指導は、①未熟児の出生予防及養護、②妊娠中毒症の予防と早期治療、③分娩衛生の適正化、④妊娠結核の予防、⑤小児伝染病、結核の予防、⑥受胎調節の普及、⑦妊産婦乳幼児の栄養改善等である。妊産婦と乳幼児の健康診断を実施していたが、前者に比して後者は一〇〇%の受診率であった。昭和二十四年から「赤ちゃんコンクール」を実施したり、二十六年からは「母親学級」を開設し、各地区別に四～五日間にわたって婦人への妊娠保育の指導を実施していた（「現代群馬県政史」母子衛生の項七三二～七三三頁）。

伊参村の母性乳幼児保健　二九、三〇両年の母性乳幼児対策（国保事業計画）によると、まず母性には流産死産の防止と健康な成熟児の出産を目標にして、妊産婦の健康診断を年二回実施する。その他検査、検尿、血圧測定を保健所婦人科医により行っている。つぎに乳幼児に対しては、疾病予防と完全離乳を行いうる健康乳児の発育を目標にして、健康診断を四月九月二回実行している。なお保健婦による乳児相談を次のように実施していた。



日赤群馬支部による無料診療（中之条町役場）

五カ月（離乳準備期）、八カ月（離乳期）、十二カ月（離乳完了期）に該当する乳児を対象にして実施している。それ以外のものには家庭訪問により指導を行っている。さらに人工乳、混合栄養乳についての指導、また歯科医による幼児の口腔衛生指導を五月に実施、歯のコンクールも行っている。

第10—94表　県・郡の結核罹病死亡状況（昭和28・29年）

		昭和28年		昭和29年	
		群馬県	吾妻郡	群馬県	吾妻郡
呼吸器の結核	患者	人 7,215	264	6,940	323
	罹患率	人 45.05	—	43.34	35.49
	死者	人 611	17	584	34
	死亡率	人 8.47	—	8.41	10.53
その他の結核	患者	人 796	48	676	30
	罹患率	人 4.97	—	4.22	3.30
	死者	人 126	5	74	3
	死亡率	人 15.83	—	10.95	1.00

（資料）　昭和31年版群馬県統計年鑑による罹患率は1万人に対する比率、死亡率は100人に対する比率である。

②結核の現状と対策　昭和の戦前から戦時にわたる当地方の結核諸疾病の状況、これが対策としての吾妻保健協力会や吾妻医師会の活動等については、すでに前述した（第九章二三七～二四一頁）。

さて我国の結核対策は感染予防を主として大正八年（一九一九）に結核予防法が制定されたが、戦後になって昭和二十六年（一九五一）には画期的な新結核予防法が施行された。ここで全国民を対象にした予防医療の総合施策として健康診断、予防接種、伝染防止、家庭訪問指導、医療公費負担制度及結核病床の増設等がはかられた。またストレプトマイシン、パス、ヒドラジド等の化学療法の進歩、胸廓整形術から肺葉切除へと前進した外科療法と相俟って、健康診断予防接種の普及による発病防止等によって、戦後には結核死亡率が驚異的に減少している。従来ながく国民死亡率の第一位だった結核死亡率が、二十六年以降年々低下して三十年には第五位となり、特に青少年の結核死亡数の激減は著しい。昭和二十八、九年の群馬県と吾妻郡の結核の罹病死亡状況を第10―94表に示す（前頁）。県全体でも両年を比較して患者数罹患率、死者死亡率がともに減少している。吾妻郡の呼吸器結核患者がふえていること、その死亡率は二十九年では全県平均よりかなりたかいことが注目される。呼吸器結核では前橋高崎桐生等各市に比較して、吾妻郡では罹患率はかなり低いにも拘らず死亡率はかなりたかかった。

伊参村の保健活動結核対策　昭和二十九年三月現在における村の結核患者の現状をみると、入院患者四、在宅療養者一四（三十年三月現在では三一）、結核による死亡三（三十年三月ではなし）、罹患率六・五（千人に対し）、なお二九年四月小学校入学児童へのツベルクリン検査結果は、被検者七七人、うち陽転者四三人で、陽転率五五％とかなり高率であった。このような現状に即しての結核対策をみておく。

ツベルクリン反応検査…二十九年度には、小中学校児童生徒二四七人、一般住民（一～三〇才）五六三人、患者家族二〇人を対象に五月実施。三十年度には、小中学生に五月、一般住民患者家族（〇～五才、一五～三〇才）を対象に九月実施

第10—95表　家庭訪問計画（件数・時間・日数）（伊参村・昭和29年）

	件数	全件数に対する％	時間	全時間に対する％	日数
	件		時間		日
母性	13	1.5	20	17.0	3
乳児	75	8.7	90	7.7	8
幼児	64	7.4	105	9.1	13
学童	52	6.0	33	2.9	4
成人	317	36.4	521	45.1	54
結核	41	4.7	70	6.1	10
結核の接触者	24	2.8	18	1.6	4
伝染病	35	4.0	66	5.7	9
伝染病の接触者	72	8.3	35	3.0	5
連絡調査	175	20.2	197	17.1	21
計	868	100.0	1,155	100.0	131

（資料）　昭和29年度伊参村国保事業計画資料による

第10—96表　健康相談計画（伊参村・昭和29年）

	件数	全件数中の％	時間	全時間中の％	日数
	件		時間		日
母性	39	0.4	5	1.6	1
乳幼児	22	0.2	21	6.6	2
学童	184	2.1	34	10.7	3
成人	94	1.1	73	22.9	6
結核	3	0.03	6	1.9	1
予防接種	3,766	43.2	67	21.1	2
集団検診	4,690	53.0	112	35.2	2
計	8,798	100.0	318	100.0	17

（資料）　前表に同じ

X線間接撮影……二十九年度に五〇五人、三十年度四〇五人を対象に実施。

精密検査……二十九年度十七人、三十年度十人について実施。

定期予防接種（B・C・G）……二十九年度三二〇人を、五月中に実施す。

在宅患者への訪問指導……二十九年度には八六人、三〇年には、一～三群と其他に分けて、全員三十五人について家庭訪問指導をしている。

最後に伊参村の保健指導員の諸活動（家庭訪問、健康相談、その他）について総括しておく。二十九年度の国保事業計画にもとづいて、年間の家庭訪問活動（第10―95表）と健康相談活動（第10―96表）の計画を表示しておく（前頁）。

ここで戦時から終戦後にわたる衛生資材不足の当時伊参村の保健婦をやっていた神保（現在富沢）まつ江の当時の体験手記をあげておく。

妊婦への配給は白ネル一メートル、脱脂綿（五〇グラム）一ケだけで分娩を扱うのですから清潔にできるわけがなく産褥熱を起さなければよいがと心配でなりませんでした。此の頃ペニシリンという抗生物質の注射が出廻り、非常に助かりました。また食糧事情も悪く配給では絶対量が不足で栄養も半分程もとれず、妊婦の貧血がめだって増えて心配されたものです。各地で栄養改善の講習会が催されました。蛋白質をたくさんとるために畑の肉といわれる大豆をたくさん食べるように指導しました。牛乳は中々手に入らなかったので山羊を飼って山羊乳を飲むようすすめました。この頃から産めよ殖せよの時代が受胎調節へと変っていきました。二十三年優生保護法が制定されて、優生手術と人工妊娠中絶が認められるようになりました。二十七年この法の一部改正の際、実地指導に関する条項が加えられ、これより受胎調節の実地指導は医師及び都道府県知事の指定をうけた指導員に限り許可されることになりました。ところがこの実地指導員の活動は薬事法の関係で避妊薬を販売することが出来なくなり、非常な制約をうけることになりました。その後指導員は必要な医薬品で厚生大臣の指定するものに限り実地指導をうけるものに対して販売することができるようになりました。私たち保健婦、助産婦は講習をうけて知事の指定をうけ、受胎調節の実地指導員となりました。

2　戦後国民健康保険組合の保健活動

戦時中の昭和十七年から十八年に、わが四ヵ町村の国民健康保険組合（以下国保と略記）が設立され、町村民に対する医師による診療事業と保健婦による保健指導らが実施されてきた。その戦時中の活動状況については、すでに前章の厚生保健の項で述べておいた。

さて戦後の国保と、その保健医療活動はどうなったろうか。

(1)　戦後の町村国保事業の再建

昭和十三年（一九三八）国民健康保険組合法の公布によって、戦時における健民健兵の国策に順応して群馬県でも戦時中には県下全町村に一九八の国保組合が普及した。しかるに戦後には国保制度はとみに逼迫し、殊に二十二年以来保険経済の貧困が大きく原因して、組合の事業休止や解散等も相次いで、二十三年七月には一部休止の組合一一二、全面事業休止組合四一、活発な事業実施組合は僅か一三という凋落状況だった。しかしまた戦後この難関の克服のため誕生した国保制度刷新全国連盟に群馬県も加盟し県支部が設置され、その振興意欲をたかめた（二十二年八月）。創設以来国保事業の主力をなしてきた農業会の解散によって戦後斯業の発展に一抹の不安を与えたが、その後国保事業の主体が市町村公営になるに及んで漸く発展の緒についた（「現代群馬県政史」第一巻六三二～六三三頁）。戦後わが町村の国保組合のあゆみもまたこのような道すじであった。

伊参村国保　終戦後も戦時期から引続いて各町村とも農業会から農協経営で国保活動を行ってきていた。伊参村では二十四年三月組合営から村営に転換して、新規に伊参村国保条例を設定した。この条例（第三条）によって新たに国保事業運営協議会が設置された。協議会委員は次のような構成であった。

一、被保険者を代表する委員三人、二、医師又は歯科医師を代表する委員一人、三、公益を代表する委員二人。

ところで被保険者（村民）の納付する等級別保険料については、二十四年には第10—97表の通りであった。

第10—97表

等級	月額保険料
級	円
1	60
2	80
3	100
4	115
5	125
6	135
7	145
8	165
9	180
10	195

註　昭和24年は10等級区分による

さらに二十五年度の保険料等級及び賦課額表（第10—98表）を示しておく（この年には二〇等級にした）。

第10—98表　25年度国保保険料等級賦課額表

（昭和25年・伊参村）

等級	人員	月額保険料	年額換算	1級を1とした場合	摘要
級	人	円			
1	57	3,430	41,160	1	村民税20等級の者
2	58	4,240	50,880	1.24	19
3	45	4,580	54,960	1.34	18
4	39	4,900	58,800	1.43	17
5	50	5,320	63,840	1.55	16
6	28	5,800	69,600	1.69	15
7	29	6,360	76,320	1.86	14
8	29	7,110	85,320	2.08	13
9	32	7,930	95,160	2.31	12
10	36	8,910	106,920	2.60	11
11	30	9,980	119,760	2.91	10
12	19	11,260	135,360	3.29	9
13	16	12,760	153,120	3.73	8
14	19	14,480	173,760	4.23	7
15	15	16,350	196,200	4.77	6
16	9	18,580	222,960	5.42	5
17	5	21,920	263,040	6.40	4
18	8	26,030	312,360	7.60	3
19	6	30,610	361,320	8.79	2
20	5	34,250	411,000	10.0	1

（資料）　昭和25. 3.29村議会提出資料による。

賦課額の基準は、資力割50%、平等割30%、人頭割20%

上表の額に世帯人員1人につき月額360円を加算する（20%）

二十五年度事業計画によると、

㈠健康相談室の設置、保険指導医をおき、健康相談に応ずる。保健所と連絡を緊密にし、保健婦をして保健施設の実施に当らせる。㈡民生委員、婦人会、青年団等の会員中から保健補導員を選び、保健指導の組織的活動を促す。㈢専任保健婦二名を配置し、その指導は家庭訪問による個別指導に重点をおき、妊産婦乳幼児の保護に努め、死亡率罹病率の低下をはかる。㈣衛生思想の普及をはかる。講演会、座談会、幻燈会、標本展示会等開催、村内各種会合に努めて出席し教育する。㈤寄生虫駆除のため駆虫剤服用に重点をおき、寄生虫の予防撲滅を期す。㈥眼病予防のため住居構造上からくる衛生指導を励行する。

なおその後の二十年代後半における国保の保健事業計画をみておこう。

二十七年計画では、一、定期的健康相談、㈠母性相談……（妊娠初期及末期、正常分娩後二ヵ月以内のもの、医師助産婦により要注意と認められたもの等）、㈡乳幼児健康相談及検診……一般乳幼児につき年二回、生後二ヵ月以内、及六～七ケ月のもの。要注意、要診察のもの、㈢一般健康相談……①結核（家庭療養者の月一回検診、結核患者家族の定期検診）、②性病、③寄生虫病対策、アリタ草栽培の奨励、二、国保強化対策事業として㈠現地懇談会の開催、㈡優良家庭の表彰、㈢映画幻燈会の開催、三、保健婦の充足

二十九年計画では、保健施設計画が、母性乳幼児対策、寄生虫対策、伝染病対策、結核対策について、夫々現状にもとづいて実施目標方法、実施範囲、さらに財源等を明示している。この計画樹立の基礎となるP・H・N勤務の内訳を、家庭訪問、健康相談に分けて詳細な日数時間等を示している。

ここで伊参村国保の被保険者数をみると、二十八年三月で三、〇七九人で全人口中の加入率は九五・二%に達している。各大字別に加入世帯は第10―99表（次頁）のようである。非加入世帯は地方税免除世帯とその他健康保険の被保険者や共済組合員などで、各大字別では蟻川大道が地方税免除世帯一、二戸を除き全戸加入であり、五反田、岩本に免除世帯とその他が夫々十一、二名あったが、ほとんど大半が国保加入世帯であった。国保税の状況は次のようであった。なお国保人員は職員二人と保健婦が一人であった。

第10—99表　大字別国保加入世帯状況（伊参村・昭和29年）

		岩本	五反田	蟻川	大道	計
世帯数		162	193	165	35	554
世帯非加入	地方税免除	8	7	2	1	18
	一般	3	5	0	0	8
加入世帯		151	181	163	34	529

（資料）　昭和29年度国保事業計画書類による

総額では、二十八年八八九、〇〇〇円、二十九年一、〇二〇、〇〇〇円、一世帯当り平均年額では、二十八年一、六九三円、二十九年二、〇〇〇円、被保険者一人当りにすると、二十八年二八九円、二十九年三三五円であった。

名久田村国保　名久田村では戦後も農業会から農業協同組合へと引継いで国保の運営が行われてきたが、二十七年（一九五二）三月に村経営になり新規に名久田村国保条例が設定された（条例による内容は伊参村の場合とほとんど同じ）。

ここで昭和二十四年度における名久田村民の等級別保険料をみておく。

等級割の基準は資力割五〇%、平等割二〇%、人頭割三〇%とし平等割は二六円であった。人頭割は一人世帯月額七円五十銭（年額九〇円）、ついで一人増すごとに月額七円五十銭増（年額九十円増）になる。等級は一～三〇級に区分し、この保険料等級は村民税三〇等級～一等級に対応している。人頭割を除く資力割平等割だけの等級別保険料負担を次に示すと、一級月額四一円五〇銭（年額四九八円で村民税三〇等のもの）、以下一級まずごとに月額で五円（年額六〇円）増になっていて、三〇等級（村民税一等）は月額一八六円五十銭（年額二、二三八円）であった。

年次別国保予算額をみると、二十七年度一八一万五千円、二十八年度二二九万八千円、二十九年度二七三万二千八百円、三十年度二八七万二百円であった。当時の国保関係の人員を二十七年度国保歳出予算でみると、事務職員二人（給与月額一一、一〇〇円）と保健婦二人（給与月額一二、〇〇〇円）

であった。

沢田村国保の再建　昭和十八年（一九四三）九月発足した沢田村の国保は、戦後の二十八年（一九五三）十月から村営によって国保事業を再開している。再開当時の村役場の担当主任だった福田勇の話によって、戦後の国保の状況をみると次の通りであった。

終戦後には、沢田村では国保活動の一部を停止していた。それは当時沢田村には四万温泉と沢渡に医院があり、村民への医療がされていたためという。四万池田愛子女医、沢渡牟田忠雄医師（沢田医院）であった。こうして保健婦による村民への巡回保健指導だけが実施されていた。保健婦の人件費も、はじめ二ヵ年間は農協で支払っていたが、その後は役場で支払った。

沢田村国保の再開当時は、郡内では十四ヵ町村のうち、すでに十ヵ町村が国保事業を実施していて、その運営も順調であった（保険税納入も九〇・〇一%）。再開に際して、すでに二十八年三月村報上で、国保の啓蒙理解に努めている。七月二十一日臨時村会で、二十八年度中の実施をきめ、九月七日定例村会で村の国保条例・国保運営協議会条例の設定はじめ、協議会委員九名の選任、国保特別会計の可決などが行われた。まず運営協議会委員をあげると

一、被保険者代表　関藤三郎、安原丑之助、宮崎安一、　三、公益代表　田村八郎、福田松雄、黒崎花雄
二、医師歯科医師代表　牟田忠雄、池田愛子、望月宗男、

つぎに二十八年度国保予算（特別会計）中の歳出だけを示すと次の通りであった。

項目	歳出額	備考	項目	歳出額
役場費	三三六、九五〇円	職員給、旅費、諸手当、需用費、会議費	公債費	一〇〇円
保険給付費	一、〇一四、〇五〇	療養諸費、助産ほ育、葬祭諸費	諸支出金	三二、七〇〇円
保健施設費	一九二、三〇〇		予備費	九六、六〇〇円

歳入の主なものは、保険料九四万九、七〇〇円、国庫支出金三五万二、一〇〇円、県支出金七万円、そして村予算からの繰入金が三二万円であった。そして国保予算（十月～翌三月）規模は一六九万九、七〇〇円であった。

さて村民納付の保険料をみると次のようになっていた。

賦課割合と保険料率をみると、

	賦課割合	保険料率		賦課割合	保険料率
所得割	三〇%	世帯所得金額の百分の〇、五四	被保険者均等割	三〇%	被保険者一人につき　四六円
資産割	二〇%	固定資産税年額の百分の六、〇六	世帯別平等割	二〇%	一世帯につき　一六七円

この基準による一世帯当り平均で一、八五〇円になる（月額にして一五四円余）。

国保の保健活動　前述のように終戦後二十年代前半においても診療事業は実施しなかったが、保健婦による村民の保健指導は行われていた。村の保健婦の活動期間をみると、

町田ヤエ子	昭和二二、五、三一～二五、九、一〇	三年三カ月
石田君枝	昭和二二、五、三一～二三、九、一〇	一年三カ月
高橋文子	昭和二四、一二、三一～二八、一、三一	三年一カ月

国保再開後　二八年十二月町田カネが入り合併後も新町　の保健婦として活動した。

3　戦後の農村医療の状況

(1)　医療関係者・医療施設

医療及び医療機関の充実は、すでに明治以降のながい間の念願であったが、戦後になって格段の前進がみられた。戦後二十年代における群馬県と吾妻郡の医療関係者と医療機関の進展状況を第10—100表と第10—101表（次頁）に示す。

第10—100表によると、各医療関係者は県全体、また吾妻郡でも二十三年と二十八、九年をくらべると一般にふえている。吾妻郡の助産婦だけは減少している。

第10—101表によると、一般病院は県も郡も二十八、九年にはふえているが、吾妻郡では歯科診療所の方が二十三年に比して二十九年には、幾分減っている。

つぎに旧中之条町の昭和二十六年における医療関係者と医療施設は次のとおりであった。

医師九人、歯科医師六人、薬剤師三人、保健婦三人、助産婦八人、看護婦一五人、栄養士一人。

施設……佐藤病院、劔持医院、田島医院、豊島医院、高田医院、平田医院。

第10—100表　戦後の医療関係者（群馬県・吾妻郡）

		医師	歯科医師	助産婦	看護婦	保健婦	計
群馬県	昭和23	1,091	396	832	1,479	234	4,032
	〃 28	1,316	451	893	1,441	272	4,373
	〃 29	1,391	448	897	1,503	287	4,526
吾妻郡	昭和23	44	17	55	73	23	212
	〃 28	53	22	45	91	31	242
	〃 29	52	21	45	90	31	239

（資料）昭和23年版「群馬県概要」、昭和30年・31年「群馬県統計年鑑」による

第10—101表　戦後医療施設（群馬県・吾妻郡）

		一般病院	診療所	歯科診療所
群馬県	昭和23	39	773	357
	〃 28	49	850	460
	〃 29	61	794	372
吾妻郡	昭和23	3	32	17
	〃 28	4	35	31
	〃 29	6	28	21

（資料）　前表に同じ

四万温泉診療所（医師池田愛子）　戦時中の十九年七月、四万温泉で東京都の疎開児童を受入れた時、その健康管理の附添医師として池田医師は県の斡旋で四万温泉に出向された。温泉側ではとりあえず温泉組合会議室を診療所にあて、疎開児童の診療と地元の要請をうけて一般患者の診療も引受けることになった。宅診のほか方々に往診もした。大変多忙だったので積善館の関民子、木檜喜代子、角田いつえの三人が看護婦として応援した。終戦になって学童たちは東京に引揚げたが、池田医師はそのまま残って診療を続けた。温泉組合の田村喜一郎の話によると、

池田愛子さんの医院経営は自営であった。沢田村役場から別段経済的援助をうけなかった。四万温泉組合は池田医師の家賃、家屋、家具等の補修費等の負担はしたが、月々の手当などは支給しなかった。池田医師の四万在留は昭和三十九年三月までであった。しばらく医者不在の時期があり、後任医師中山又吉が温泉診療所に来たのは五十年六月だったと記憶している。

(2)　吾妻郡医師会の活動

ここで戦後の二十年代における吾妻郡医師会とその活動の状況をみておく必要があろう。それには戦前にまで遡って、医師会の戦前の歴史をも一覧しておこう。

医師会の前史　吾妻郡の医師団体の発生は、明治二十年（一八八七）六月十日、中之条町清見寺において「群馬県開業医組合吾妻支部」の設立であった。この会員数は二十八名であった。ついで三十四年四月、県令第三十五号によ

り医業規則が制定され、群馬県連合医会が創立されたので、郡医会はこれに加盟した。さらに三十九年十一月には、内務省令第三十二号をもって医師会規則が発令され、これによって翌四十年二月二十四日、吾妻郡医師会の創立総会が郡役所で開催され、会則の議定、役員選挙が行われた。大正になり、八年九月勅令第四二九号の医師会令によって、吾妻郡医師会も樋田定四郎外四名が創立委員となって再組織された（八年十二月二十六日認可）。当時の医師会は衛生講話会や衛生展覧会等を開催し、衛生思想の普及に尽したり、済生会と連絡して無料施薬等を行っている（吾妻郡誌九〇五頁）。

さて時代の進展に伴って、その後改組を重ねてきたが、今次大戦の勃発の過程で国民医療法が公布され、医師会としての歴史は中断された。戦時下における医師会は、国民医療法（第三章）により、「医療保健指導の改良発達を図り国民体力の向上に関する国策に協力することを以て目的とす」として、医師会もまた戦争遂行という至上命令に結集されていった。かくて昭和十七年十二月、県下医師会も全国一斉に従来の歴史的伝統をもつ組織を解散した。

戦後の医師会の歩み　二十年八月終戦により国民は再び平和を迎えたが、戦後は社会状勢の混迷と経済生活の窮乏から、医療的条件は極度に悪化していて医師会の使命遂行も困難であった。昭和二十一年二月二十八日、県医師会総会における日本医師会出席報告によると、一、医師会の自主的統制強化について、二、伝染病予防に関する件、三、戦災地等の衛生改善に関する件などがとりあげられている。そして二十二年十一月付医師会歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律による臨時総会が開かれ、戦時中の統制的医療団体は解散された。これにかわって戦後には県下十四郡市医師会として新発足したのである（宮崎徳重「戦後医師会」報告による）。

ここで戦後二十年代における吾妻医師会の歴代会長と書記をあげておく。

田島　栄吉　昭和一八年四月～二一年三月　書記　小野真八
平田源次郎　〃　二一年四月～二二年三月　〃　〃
加地　修治　〃　二二年四月～二三年三月　〃　〃
犬塚　健　〃　二三年四月～二四年三月　〃　宮崎祐太郎
佐藤　利彌　〃　二四年四月～二五年三月　〃　伊能松平

ところで戦後二十年代の当地の医療状況について、医師田島一彦（中之条町）から聴取した事項を記述しておく。

戦後二十年代の吾妻医師会としての医療目標は、結核の撲滅、伝染病対策、薬剤の入手対策、僻地診療、合理的避妊方法の指導、学校保健問題などであった。

①伊参名久田など無医村の僻地診療は大変だった。患者から馬で迎えに来て貰ったり、自転車で往診したり、それでもどうしても細い山道を歩かなければならない所もあって随分骨が折れた。坂道を動力でのぼれるスクーターができて大変助かった。これを一番早く買ったのが沢田の牟田先生、私は二番目だった。②薬不足で頭が痛かった。多数の復員兵士が外地から持って帰ったマラリヤ其他病気対策に必要な薬入手が困難のため困惑した。国保事業を農業会が経営していたので、農業会から米を出して貰って不足で困っている重曹を入手したこともある。苦心して入手した薬が粗悪品だったり、私が軍隊から持ち帰った「サルゾール」で、さじを投げた重病人が奇蹟的に全快したり、また医師として戸惑うことも随分多かった。当時新薬ペニシリンがでて、肺炎になった木桧

註　昭和二十四年七月二十七日　吾妻郡医師会設立登記
布施　広雄　昭和二五年四月～二六年三月　書記　伊能松平
佐藤　利彌　〃　二六年四月～三二年三月　書記　二九、五　加地　三一、二　町田ひろ子

三四郎先生が命拾いしたような事例もあった。そのペニシリンの単位が五〇〇で、今日の一万、二万の単位から考えると、全く嘘のような時代だった。③処置のむづかしかったのは産児制限で、婦人会などを対象に避妊具（コンドーム・ペッサリー）の使用方法、取扱い指導、家族計画の座談会などを開催した。人工妊娠中断の手術が許されるのは経済的理由と母性の身体的理由の二つであったが、後には経済的理由の方は認められなくなった。二十三年十月の優生保護法の指定医は、吾妻郡では桜井、是成、内山の三先生で、日赤ができて追加され、また後に中之条町の福島先生が追加された。これら病院では多くの女性が妊娠中絶を行っている。また性病が多く、その対策にも悩まされた。④学校保健対策の目標は、小児結核、トラホーム、寄生虫の駆除、そして集団的伝染病対策であった。その対策で効果があがったのは、学校保健法が施行された三十年代になってからであった。

八　戦後二十年代の社会福祉

明治期以降の近・現代になると、地域住民をとりまく新しい社会的な諸問題が発生してくる。明治、大正、昭和（戦前・戦時・戦後）の各時代、各時期には、それぞれに特有な社会問題があったし、また各時代に共通する社会問題も存在した。このような社会的な諸問題の一部については、すでに明治後期以降の通史のなかでもふれてきた。明治後期では日清日露戦争時や戦後における出征兵士家族の生活問題があったし、農村の不況や災害（二十九年の赤痢病流行を含む）による生活困窮問題の解明も必要であった。大正期では税金問題にふれておいたが、なお第一次大戦後の経済不況下の町村民の生活問題、とくに役場吏員や学校教員など町村の新しい俸給生活者の生活問題の解明が必要であった。そして昭和戦前期においては、自然災害と経済不況（恐慌）の二重の襲来をうけて負債にあえぐ当地方の農家のきびしい生活の実態と町村の不況対策について詳述したが、これと並んで折柄の農村を襲った当地方の結核疾病の実態と、これに関連する生活問題については資料の点から十分に解明することができなかった。さらに昭和戦時期になると、経済不況はいつしか戦争勃発による繁忙さのなかに霧散してゆくかにみえたが、長期化する戦争遂行のもとでは、銃後の地域住民は極度の物資缺乏によってきびしい食糧事情下で生活問題に苦悩しつづけた。とくに根こそぎ動員下の今次戦争の終末期における人々の生活実態の底辺については十分な把握ができなかった。また戦時下における出征兵士家族に対する生活保護施策についても解明を要する課題も山積していた。ただ戦時下の厚生保健については、戦後の指導行政への発端として、その実態や施策に関してはその一部について詳述しておいた。

以上、明治後期から昭和戦時期までを通覧して、各時代各時期ごとに幾多の社会的な諸問題が発生しているが、こ

れら諸問題はいずれも地域の人々の「生活問題」として集約される。これら住民の各種の生活問題を整理して本格的に国家の政策として採りあげるようになるのは、戦後の二十年代からである。かくて戦後に入ってはじめて地域住民の広く生活問題を対象とする本格的な社会福祉が登場するのである。

1　社会福祉の登場

昭和十三年（一九三八）四月に社会事業法が制定されたが、これはこの事業経営者に対して必要資金をうる道を開いたにすぎなかった。本格的な社会福祉制度がはじまるのは、戦後の昭和二十六年（一九五一）三月の社会福祉事業法制定以後になる。社会福祉の基本的法律として、この事業法は、次のようなものであった。

一、第一種社会福祉事業は、経営は原則として国家地方公共団体及び社会福祉法人に限る、（公営主義）。二、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の施行に関する現業行政機関として福祉事務所を設置する。三、特別法人として社会福祉法人を設け、その健全育成の方途を講ずる。共同募金会、社会福祉協議会との表裏一体の関係を規定する。

(1)　吾妻福祉事務所の設置

社会福祉事業法第十三条の規定によって昭和二十六年十月一日に吾妻福祉事務所が開設され、従来その大部分を郡内各町村で実施してきた生活福祉関係の諸業務（生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法に定める援護育成更生に関する業務）は、福祉事務所でつかさどることとなった。初代所長には高山愛三郎、次長に飯塚孝が任命された。発足当初は庶務係五人、福祉係一〇人で、総人員十七名であった。かくて福祉事務所設置以前においては、この関係の仕事は吾妻地方事務所総務課厚生係として僅かに三人だけで担当してきたが、新制度のもとでは、吾妻地区の福祉関係の業務を総括して行う実施機関として、機構も拡大整備のうえスタートした。当時の各係別職員をあげておく。

所長　高山愛三郎、次長　飯塚孝のほか、庶務係　中沢元　茂寿、市川光夫、斉藤末吉、上原光男、山田長五郎、平形重造、綿貫俊男、内堀栄一、青柳七郎、厚見きみ、福祉係山田　郎、山崎武平、荒木芳彦、山口茂久、平形昇

(2)　町村の生活保護状況

さて福祉事務所開設当時（二十六年）における生活保護状況を、当所の資料によってみておこう。

まず生活保護法による郡内各町村の生活保護世帯・人口を第10—102表でみると、全郡で六〇六世帯、二、〇一九人で、被保護世帯率（千分比）は三六・八‰、被保護人口率（千分比）は二三・一‰であった。郡内で当時被保護人口率のたかかったのは、高山村三〇・三‰、沢田村二九・六‰、ついで草津町、坂上村などであった。わが四ヵ町村中では沢田村がたかく、ついで伊参村、中之条町、名久田村の順であった。戦後三十年をへた現在の状況と比較すると各町村間で相当ちがった状況になっている。つぎに生活・教育・医療ら扶助種類別にみた郡

第10—102表　生活保護法による生活保護状況
（吾妻郡・昭和26年）

町村名	世帯	人口	被保護世帯・人口		被保護人口率（千分比）
			世帯	人口	
中之条町	1,724	9,280	59	184	19.8
東村	897	4,313	11	27	6.2
太田村	671	3,975	17	61	15.4
原町	1,186	5,897	45	156	26.4
岩島村	1,223	6,889	47	152	22.1
坂上村	1,233	6,660	57	189	28.4
長野原町	1,650	8,126	72	239	26.2
嬬恋村	2,543	12,533	64	207	16.5
草津町	1,368	7,301	62	208	28.5
六合村	681	3,335	27	92	27.6
沢田村	1,241	7,137	53	211	29.6
伊参村	558	3,269	17	74	22.9
名久田村	641	3,718	22	68	18.2
高山村	870	4,989	53	151	30.3
計	16,486	87,422	606	2,019	23.1

（資料）　吾妻福祉事務所所蔵の資料による

内世帯・人数を第10—103表に示しておく。さらに当時（二六年十月分）の全郡の保護費支出状況を第10—104表に示す。

第10—103表（吾妻郡）

生活扶助		教育扶助		医療扶助		その他	
世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
五一八	一、八七三	三六四	八〇四	一四四	一五七	三	三

第10—104表
（吾妻郡）

生活扶助	教育扶助	医療扶助	その他	保護費計
七九八、〇三〇円	一四〇、六三六円	—	二七、〇六二円	九六五、七二八円

註　医療扶助費は当月払でないため、この月の支払なし。

ここで参考資料に、吾妻郡における生活扶助基準額の改定推移を表示しておく（第10—105表）。

第10—105表　生活扶助基準額の改定推移（吾妻郡）

基準改定次	実施年月日	生活扶助基準額	最低保障水準	備　考
		銭		
救　護　法	昭14. 10. 1	1日当り80		1世帯1日当りの限度額
		円		
生活保護法	21. 4. 1	月額　126		生活保護法施行までは生
第1次改定	〃　5. 1	156		活援護要綱の実施額
第2　〃	〃　7. 1	213		
第3　〃	〃　12. 1	357		
第4　〃	22. 3. 1	489		
第5　〃	〃　7. 1	681		（昭和　21. 9. 13 民生委員令制定）
第6　〃	〃　8. 1	1,053		生活保護法制定時から第
第7　〃	〃　11. 1	1,172		15次改定までの基準額は5
第8　〃	23. 8. 1	3,380		人世帯の月額
第9　〃	〃　11. 1	4,010		
第10　〃	24. 5. 1	4,625		（昭和　26. 10. 1　吾妻福祉事務所設置）
第11　〃	26. 5. 1	5,069		
第12　〃	27. 5. 1	5,863		神武景気時
第13　〃	28. 7. 1	6,081		
第14　〃	32. 4. 1	6,461		
第15　〃	34. 4. 1	6,823		
			円	
第16　〃	35. 4. 1	6,507	7,996	

注　第16次改定以降の基準額及び最低生活水準については、いづれも標準4人世帯の月額である。

2　終戦後の町村の緊急援護対策

今次の大戦争によって蒙った地域住民の戦争被害は実に甚大なものであった。直接兵隊として出征した住民はもとより、銃後を守った住民も、ひとしく人間的生存ぎりぎりの生活の連続であった。長期にわたる十五年戦争終焉後の町村民の生活が、戦時にもまして峻しくきびしいものであったことは、すでに詳述したとおりである。全住民は苦渋な生活を余儀なくされたが、就中前線で戦病死した人々の遺家族、戦傷者家族、復員引揚者の失業家族はじめ緊急に救援を要する人たちが群生していた。全国民が自己生存に奔走していた終戦直後には、主として公的機関による緊急援護に依存せざるをえなかった。

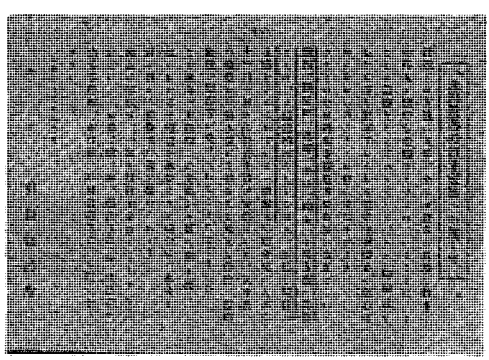
以下、復員引揚者と遺家族、戦傷者らについて、これらの人々の終戦後の状況と緊急救援対策について順次述べてゆくことにする。

(1)　町村の復員引揚者の状況

中之条町の場合　戦後三年半をへた二十四年三月における未復員、未引揚者調査によると、

軍人軍属の未復員、本籍地が中之条町のもの九人、郡内より入寄留者二人、県内より入寄留者四人（これら軍人軍属の大半は満洲部隊所属）。

一般邦人の未引揚、本籍地が中之条町のもの五人、県外より入寄留者一人計六人のうち女性が三人であった。



引揚援護庁からの「未帰還者の留守家族へのお知らせ」（昭和24.12月）

またこの年七月以降は引揚再開にそなえて月々に復員引揚者の動向（定着・転出入・就業状況等）について町村から報告されている。まず二十四年七月末における旧中之条町の引揚者の状況を次にあげておく。

引揚者数　三一一世帯、四九七人（男三五九、女一三八）。　別の就職人数を示すと次表になる。

引揚者中で就職している者四七八人（九五・七%）。その職業

職業別	人数（%）	その内訳
農業	八一人（一六・七%）	農耕六五、林業一四、畜産一、その他一
工業	八四（一七・五）	機械機具九、ガス電気一一、金属八、紡織八、木竹一六、土木建築一一
商業	三五（七・三）	物品販売二三、金融保険一、その他一一
交通業	二〇（四・一）	

職業別	人数（%）	その内訳
自由業	九三人（一九・四%）	公務二五、教育八、医務五、その他五五
家事	五八（一二・一）	
その他	一〇七（二二・三）	

引揚者のうち職業不明の者一八人（三・六%）、なお失業者と明示してあるのは一人にすぎない。引揚者中で公的保護をうけている者三世帯八人（〇・九%）であった。

さて二十四年七月から半年後の二十五年一月末の引揚者調査によると、次のようである。

引揚者総数三一五世帯五〇三人（男三六四、女一三九）、半年前に比して四世帯六人増えている。就業者四八五人で七人増で、全員中の九六・四%が就業していた。職業不明のもの一七人、失業者は一人になっている。引揚者中で公的保護をうけているのは五世帯十人であった。

この六カ月間にシベリヤから七人が復員した。うち一人は町から転出していった。六人の就業状況をみると、農業従事（家族従事者）二人、商業従事（経営者）一人、他の三人はいずれも原職に復帰している。転出一人は復員後中之条町で農業に従事していたが、二五年一月東京都に転出している。

ところで二十五年三月現在の引揚者三一五世帯は復員二三〇世帯、一般邦人八五世帯であった。復員世帯員数二四

二人、一般引揚世帯員数二五二人（男一一五人、女一三七人）であった。

当時未復員への給与金扶養手当支払受領証により町関係者の二、三の事例をあげておく。

二十四年六月分　上等兵某、扶養親族妻一其他三、一、八〇〇円、一等兵某、扶養親族二、八〇〇円、伍長某、扶養親族妻一、其他一、〇〇〇円、なお十一月からは未復員者給与法が一部改正された。俸給旧額一〇〇円が三〇〇円に、扶養手当は妻のみ六〇〇円、十八才未満の子一人のみ四〇〇円が妻及び十八才未満の子のうち一人のみ六〇〇円に改正された（二十五年一月二十四日付、民政部世話課長から市町村長への通達）。

ところで、二十二年までの町の引揚者についての生活状況と、引揚者自身の記入調査でみると、記入者八十七名のうち、援護を要しないものは九名（一〇・三%）にすぎず、大半の引揚者はなんらかの要救護者だった。多少の救護で生活可能のもの四四人（五〇・六%）、早急に援護を要するもの三四人（三九・一%）という状態であった。

ここで町の引揚者**石橋みつ**（中之条町新田）の戦後の生活苦闘の寄稿記録を掲載しておく。

昭和二十年十二月三日、夫は比島から復員してきたが、あまりの変りように駅に出迎えた私は他人と間違えてしまった。長姉一家と妹は北鮮から、次兄は京城から、次姉の夫はビルマから夫々見る影もなくやせ衰えて生きて還ったというだけだった。私は夫より先に満洲から引揚げていた。妹の夫は戦死していた。こうして私達兄弟姉妹は生きて故郷に引揚げたが、生きていれば食わなければならず、こうして苦しい戦後の生活がはじまった。

かつぎ屋をやった事　夫の退職金が二千円出たが、これは姑が米を二俵買ったといってきて終ってしまった。就職口はない、すぐに出来ることは闇米の運搬である。衣類をもって東北の米地帯に行き、米と交換して東京に運んだ。「二斗三斗と重い米をひそかに半ば公然ともった闇屋が大勢乗った「やみ米列車」というのがあった。警官に急襲されて没収されることもあり、うまく逃げることもあった。しかし大方の人達はこの闇米のお蔭で命をつないだ」。この危い網渡りは二、三カ月でやめた。次に公然と売買できる魚と数の子を北海道から運んで売った。二十二年の正月の庶民は神棚に供える鰯（いわし）が無かったので、夫の仕入れたシシャモがよく売れた。しかしこれも旅費がかりすぎるので二、三カ月でやめてしまった。

古着の行商をしたこと　当時衣類はまだ切符制で、大方の衣類は闇か古着で間に合わせた。父が古着屋をしていたのが

大層な繁昌だった。これを兄弟四人が自転車につけて田舎を廻り、この作業衣は米一升、このズボンは小麦五升といって物々交換してきて、これに利益をのせて売るのである。女学校の教師をしていた長兄は始めて出かけた時、四万に着くまで、とうとう一軒も寄る勇気がなかったという。古着の中からでる帯芯で私は毎日乗馬ズボンを縫ったが間に合わないようによく売れた。それは両足が入りさえすればよいというような代物であった。それから下駄の鼻緒作りもした。古着からでる着物や帯を切って鼻緒を作るのだが、一日に三十足位できて伊勢町の下駄屋に売った。行商などというものは、すぐ取付くことができるが誰にでも続けられるものではなく、独立して出来る仕事をと浮世なれない兄弟が寄りあって考えた。

油絞りをやったこと　その頃油は貴重品で天ぷらを食べるのに春畑に菜種を播き花を見、実を収穫して絞った。農家は皆作った。よい仕事だと次兄と始めたらお客はいくらでも来たが、動力でするのではなく、万力という絞機を手で廻すのが、すごい重労働のため戦争で傷めた体は忽ち肺病になって了い、これもやめざるをえなくなった。この時が私のどん底で一銭の収入もなく病夫と赤ん坊を抱えて働く口もなく途方にくれた。赤ん坊を負って出来る軽い浅草のりを売って歩いた。生涯最も情なかった時であった。

ひどい就職難であったこと　どこか真面目な勤めを願ったが、復員軍人と引揚者で人があふれていて就職口などはなかった。伝染病院の小使に世話されたので有難いと思っていたら、役場の厚生課の人が衛生兵だから将校は使いにくいと断られてしまった。つぎに自衛隊を志願したら、私の父が昔社会主義者だったから面白くないと、これも落されてしまった。その時裁判所の廷吏が公募されたので応募したら、十七人の競争者のうち夫一人採用された。その時は嬉しかった。月給は半月毎に二千七百円貰ったが、配給を三度位とると終る金額であった。やはり貧乏は変らなかった。いかにしても今少し収入をふやさなければと明けても暮れても考えた。幼児を抱えた女の勤口や内職などある時代ではなかった。

伊参村の復員引揚　二十四年三月十二日調査から、村の未復員者数は十名である（陸軍七、海軍三）。これを大字別にみると、蟻川四人、岩本三人、五反田二人、大道一人であった。その後五人が復員帰郷し、二十五、六年事務報告書では未復員が五人になっている。そしてこの五人中で神保繁雄（岩本）のほか四人は消息不明と記載されている。ついで一般人の引揚状況を、三十二年の申立書でみると、大半は二十年から二十一年中に引揚帰郷し、この申立書か

らは、富沢金治郎（蟻川）が二十四年四月にソ連から引揚げている。なおこの申立書によって伊参村の引揚者たちの状況をみると次のとおりである。

引揚者数を年次別にみると、昭和二十年には、五世帯十一人、二十一年には十一世帯三十二人、そして二十四年にはソ連抑留から一人の帰還があった。外地別にみると、満洲が七世帯二十一人、蒙疆二世帯六人、朝鮮一人、中国四世帯五人、台湾二世帯五人、そしてソ連から一人であった。三十二年四月の時点では、村全体で引揚者は十七世帯四十四人になっている。

ここで引揚者**宮崎重作とハル夫妻**の引揚後のきびしい生活苦闘を、妻ハル（大正三年生）と弟金二らの談話によって述べておく。

注　満洲から引揚までについては、特輯「戦争と生活」の項（本巻六六三～四頁参照）

二十一年十月三日に、宮崎重作夫婦は郷里岩本に引揚げたが、留守をまもっていた弟金二が結婚する機会に、財産を分けて貰って分家した。戦後は供出とインフレと闘いながら、きびしい農業に従事してきた。敗戦によってすべてを失ったが、重作の開拓魂は家財一切を売払って再びドミニカ渡航を企てた。子供をなくした夫婦二人の家族構成では渡航条件にあわず、そのため県海外移住協会の斡旋で邑楽郡大川村から養子を迎え、三十二年十月ドミニカに渡航した。ところでこの国の国内紛争の激化、耕作地の悪条件等によって日本へ強制送還ということになった。せっかくの計画も挫折し、再三苛酷な運命にさらされたが、政府の斡旋で東京の香料会社へ夫婦住込みで就職した。しかも多年の無理がもとで不運にも病気となり、療養傍ら水上温泉聚楽の女子寮管理人となる（三年）。病気の方も快癒して、高崎市問屋町センターの管理人となり、戦後はじめて安穏な生活に入れたといっていた。夫重作は昭和四十五年一月二十六日病歿した。妻ハルは引続き問屋センターで働いていいる。

沢田村の引揚者　二十一年四月の「海外引揚者名薄」によって、引揚者たちの生活状態をみると、二十四世帯のうち自力で生活のできるものは、わずかに三世帯だけで、早急に援護を必要とするものが八世帯（三〇%）、多少の援

護があれば生活可能のものが十三世帯（五四%）であった。引揚先をみると、ほとんどが村出身の縁故者として親元の生家や実家が多く、従って引揚後まもない当時は無職のものが多かったが、農耕の手伝をしながら縁故先で生活することができたのであろう。

つぎに一年後の二十二年四月の「引揚者生活調査表」をみると、三十六世帯が記載されているが、二十一年四月以降の引揚者もかなり多かった。当時でもなお定職のない人々も相当数あったが、農林、製炭業はじめ店員雑業、行商車引き、女中等々……各種の生産活動がみられる。定職就業者の月収をみると二〇〇～五〇〇円前後のようであった。戦後一～二年当時の引揚げ世帯の苦渋の経済生活がしのばれる。

名久田村の引揚者　まず二十一年度の「海外引揚者同盟会員名薄」から、村の引揚者たちの当時の生活状態をみると、二十一世帯のうち早急に援護を必要とするものが十一世帯で五二%をしめていた。多少の援護があれば生活が可能なものが七世帯で三三%、自力で生活可能なもの二世帯と、資産があり生活に心配のないもの一世帯であった。引揚者世帯の八五%は、とにかく援護を要する世帯だったのである。名久田村の引揚者の場合でも、当時はまだ無職のものが大半であった。

(2)　復員引揚者への援護対策

昭和三十二年十月調査によると、群馬県関係の軍人軍属の復員、在外県人の引揚について、次のように表示している（現代群馬県政史五九六～五九七頁）。

軍人軍属　従軍者数一八〇、四九五人、死亡者四四、五一人、引揚者数三二、五九五人、未引揚者数三六六人。
〇人、復員者数一三五、六〇八人、未復員者数三七七人　なお引揚時期別にみると、①終戦～二三年まで軍人八二、
一般人、在住県人数三六、一九五人、死亡者数三、二三四　三〇三人、一般人三二、二〇九人、計一一四、五一二人、②二

四～二七年まで軍人一七〇一人、一般人八三人、計一七八四　人、③二八年以降軍人五〇人、一般人三〇三人、計三五三人

この復員引揚者は当初これが完了するには四年以上を要するとみられたが、ソ連軍管下の地区と中国の一部を除いて、他の大半は昭和二十二年までには完了した。これら未帰還者に対しては国会県会市町村会はじめその他各種援護団体等が挙げて引揚げ促進の活動を展開してきているが、戦後三十年をへてもなお、残留の未帰還者があるという状況だった。

さて復員引揚対策をみると、終戦当初には前橋連隊区司令部が「群馬地方世話部」として復員や留守家族への給与等の戦後処理を扱っていた。その後県の機構に統合されて県の世話課によって事務担当されてきた。当初の復員や遺家族援護のほか、未復員未帰還者調査、遺族年金、弔慰金、旧軍人恩給復活により公務扶助料、普通恩給、傷病恩給、さらに未帰還者留守家族への手当支給等々……その業務は当初の終戦処理的性格から次第に国家社会保障的性格に変ってきている。そして引揚者に対しては、引揚受入援護をはじめ、住宅の心配、援護物資の給与、引揚者の職業斡旋等の諸業務が行われていた。

ところで終戦時における貧困による生活不能者に対する救済関係の法律には、救護法、母子保護法、軍事扶助法、医療保護法、また戦時災害保護法等があって、これら諸法で対処していた。しかしながら終戦直後の戦災引揚失業等により公的扶助を必要とする人々が急増した事態に対しては、到底適切な措置はできなかった。かくて新状勢に対応するために、政府は総司令部の指導のもとで「生活困窮者緊急生活援護要綱」（二十年十二月閣議決定）を二十一年四月から実施した。暫時はこの要綱によって救済に当ったが、その間に在来の救済諸法律を根本的に検討し、新しい総合的な救済法として「生活保護法」を二十一年十月から施行することになった。これについては後述するように、従来の救貧的保護から近代的防貧への転換を意味するものであった。とにかく戦争終結に伴って大量かつ多様な戦争犠

牲者の発生に対して、国―県―市町村を通して追われるように緊急救援対策が遂行されていった。

ここでわが四ヵ町村における緊急救援策の実施状況をみてゆく。

伊参村　村の二十一年度事務報告によって、当年度の生活困窮者への緊急生活援護金の支払状況を次表に示す。

支出の月	支出額	生活扶助	医療扶助	人員（世帯）	最高	最低
二十一年六月	一、七八〇円	一、七八〇円	―	三二	一五〇円	二〇円
〃　七月	一、四三八	一、四三八	―	三三	一〇〇	二〇
〃　八月	一五、五六〇	一五、五六〇	―	七八	五二〇	六〇
〃　九月	一六、二六〇	一五、七八〇	四八〇円	一〇三	五二〇	六〇
計	三五、〇三八	三四、五五八	四八〇	二四五	一、二九〇	一六〇

この年生活保護法による国庫補助の収入額をみると、第一回配布額（十月十四日付）一一、一七三円、第二回配布額（二二年一月二五日付）一一、二五五円、合計二二、四二八円であった。

そして生活保護法にる二十一年度の援護金の支出を次表に示す。

支出の月	支出額	内訳 生活扶助	生業扶助	医療	葬祭	備考
二十一年十月	一、三七〇、三〇円銭	一、三七〇、三〇円銭	―	―		三五世帯　最高　三〇八円三〇銭　最低　七七、五〇
〃　十一月	九、一二〇、三〇	一、三七〇、三〇	六、二〇〇円銭	―		生業扶助　最高　五〇〇円　最低　八〇円　二五名
〃　十二月	一、四四〇、六〇	一、三七〇、三〇	―	三七、六〇		生活扶助　最高　三〇三円八〇銭　最低　七七円五〇銭　医療二人一世帯　一〇世帯

二十二年一月	三、四二、七〇	一、四五〇、九〇	二、〇〇〇、〇〇	六、八〇		生業扶助　二人、医療　一人 生活扶助　一〇人
〃　二月	一、六〇五、九〇	一、四五〇、九〇	—	—	円 三〇〇、〇〇	葬祭扶助一世帯
合　計	一六、九六六、八〇	六、九三、四〇	九、八一〇、〇〇	四四、四〇	三〇〇、〇〇	

ついで二十五年の生活保護費支出をみると次の通りであった。

生活扶助一六四、三五七円、医療三〇、三一五円、出産九〇〇円、葬祭一、八〇〇円、計一九七、三七二円であった。　生活保護法による被保護者は十七世帯で、大字別には五反田五、蟻川二、岩本九、大道一であった。

名久田村　まず戦後の村の決算書から救護費の歳出をみると、生活保護法制定以前の二十年では、救護費関係（救護費、母子保護費、医療保護費）が予算では計上されていたが、決算支出ではゼロである。生活保護施行の二十一年度決算では新規に生活保護費二八、〇七四円が支出されている。その内訳をみると

一般扶助二四、三八〇円、医療扶助一、七一四円、葬祭扶助四〇〇円、民生委員会費四五〇円、委員手当一、〇五〇円　助産扶助八〇円

さらに二十一年度の緊急生活援護の実施状況をみると、次のとおりであった（役場事務報告）

一月～三月一四世帯八六四円（軍事扶助法による）、四月～九月四七世帯二八、五二一円（緊急生活援護金として）、十月～十二月には五〇世帯に対して一九、三二七円が給付された（生活保護法による）。

二十三年度生活保護費は二四七、六九四円七〇銭（大半が交付金）、二十四年度の同費は二八〇、二四二円五〇銭と増額していった。二十四年度同費の内訳をみると

生活扶助一八八、一五〇円、医療扶助八四、一九九円五〇銭、助産扶助五〇〇円、衣料扶助六、九五三円、産業扶助　四四〇円。

(3) 遺家族の援護

遺家族の援護についての制度的変遷には戦後多くの曲折をへてきている。まずG・H・Q覚書（二〇年十一月）による軍人年金や扶助料の停止にはじまり、二十七年四月になって社会保障的性格をもった「戦傷病者戦没者遺家族等援護法」が制定され、そして講和独立後には旧軍人間に恩給復活の声がたかまり、ついに二十八年八月には恩給法改正が結実して軍人恩給の復活をみた。この遺家族援護の制度的展開をみると、社会保障的性格のものから戦前軍人軍属の恩給法的性格のものへ移行していったことは極めて注目されよう。この間の事情について群馬県の担当課では次のように述べている（「現代群馬県政史」五七八頁）。

社会補償に原因のいかんを問わず生活に困る者を援護扶助する思想である。戦没者は国家のために一身を国に捧げたのである。この犠牲に対しては報ゆべきであり、困窮者の扶助とは同一視する考え方には納得できない。（出征）当時恩給法によって戦死した場合には恩給を支給することを約束して戦争に狩り出したではないかという不満があった。加えて年金額が少いということも不満を増した。援護法制定（二十七年）に際しても、恩給法で措置すべきであるという意見もあったが、内外の情勢がその機でないとして、結局援護法の制定で落着いたのである。……いつかは恩給法の改正によって軍人軍属は恩給法に移行すべきであるという考えがあった。

こうして恩給法への移行によって各種の恩給がうけられるようになり、生存者の普通恩給、一時恩給、戦傷病者は年金範囲が著しく拡大された。平病死者の遺族は普通扶助料や一時扶助料の請求、遺族年金受給者（援護法による）も公務扶助料の請求ができるようになった。さらに三十二年からは「旧軍人等の遺族に関する恩給法等の特別法」も施行されて、ここに遺家族援護をめぐる法的措置も一段落することになった。

さて群馬県では、終戦の翌二十一年十月二十日に「群馬県遺族の会」が設立され、本部を前橋、四市十二郡に各支部、町村にはそれぞれ分会が設置された。その活動目標をみると

㈠戦没遺族間の連絡提携、㈡分会相互の親睦及修養、㈢戦没者遺族の援護並に福利、㈣戦没者遺族の相談指導慰藉

この遺族の会は二十年代には中央の動きとも併行して各般の活動をしてきている（「群馬県社会事業沿革史」に二〇六～二〇八頁）。

今次の戦争によって夫が戦死し、女手で遺家族をかかえて戦後のきびしい生活を生き抜いてきた戦争未亡人はどこの町村にも実に数多くいる。これらの女性たちについては別に第三巻の「女性の歴史」の項でも取りあげたいと思う。ここでは民生事業のうえで群馬県遺族会から多勢の子供たちを立派に養育した母として表彰の栄誉をうけた**小板橋ふみ**（明治四十一年生れ、伊勢町在住）の場合について、彼女の戦後の生活史をとりあげて記述しておく。

ふみさんは利根郡新治村入須川の農家生れで、少女時代から家の農事にたずさわっていた。中之条町の光山社製糸工場の女工員として共稼ぎ中に、夫の小板橋相次郎（明治四十年生、伊勢町）と知りあい結婚した。夫は陸軍曹長、昭和十二年日華事変に応召、帰郷をして十八年三月にも再び応召し、フィリピン方面の戦闘で戦死する（昭和二十年六月十日公報）。出征時には父母ともに健在だったが、夫戦死の二十年六月には母一人、幼い子供たち六人（女児十一才を頭に男児五人）をかかえた八人家族であった。夫の家は農家で水田二反五畝、畑三反歩を耕作し、男手なしの五反百姓の嫁として戦後のきびしい農業をいかに経営しながら八人家族を養っていったのであろうか。

きみさんの長女きよみさん（中之条保健所勤務）の話によると、「五、六反の小百姓でも女手一人の労力だから大変だったと思います。かなりの供出割当があり、大した肥料の配給があるわけではなく、どう増産したか、私にはよくわかりません。農家でありながら日々の食物に困るようなとき、どんな苦労をして、私たちの食料を心配してくれたのか。米や馬鈴薯で適当に物交などしてくれたようです。六人の子供の衣料だって大変だったと思います。母は養蚕を熱心にやって屑繭を座繰で糸にし、機械に精出し、それを衣類に縫ってくれました。切符制の衣料などでは、育ち盛りの私たち六人分として足りる筈はありませんから、母は自分の手で生産できる養蚕の副産物の織物の生産に精出したのでしょう。染料など入手できませんでしたから、母は木の皮などから代用染料を採取したようでした。夜私どもが寝入ってから何か手内職などやってくれたようです。母はふだんから人様には決して迷惑をかけてはならないと教えてくれました。私たち姉弟は、

母の教えをうけて仲よく他人さま、親にも迷惑をかけまい、親孝行しようと、仲よくやってきました。幸い子供たち全部が身体壮健で、これが何より仕合せだったと思います。

この小板橋ふみさんは、昭和二十九年十二月、群馬県遺族の会から表彰されているが、その表彰状を示しておこう。

表　彰　状

小板橋ふみ殿

あなたは戦没者遺族として永い間あらゆる苦難に耐えて一家を整え生計を維持して自力更生に努めていることは他の模範とするに足る行為であります。

よって群馬県戦没者遺族大会にあたり玆に表彰いたします。

昭和二十九年十二月十日

財団法人　群馬県遺族の会

会長　金子　金八

3　戦後町村の社会福祉　―その現状と対策―

戦後の社会福祉は、前述のように昭和二十六年（一九五一）の社会福祉事業法の制定を契機にして、その事業活動も本格的になった。したがってこの法律にもとづいて地方に福祉事務所が設置された二十六年十月は地方の社会福祉進展の一指標になろう。なおこれに先だって地方の社会福祉活動の新しい担い手としての民生委員を設置した民生委員令（二十一年）が、二十三年には民生委員法として整備された。また戦後いち早く制定された生活保護法（二十一年）も、二十五年には全面的に改正されて新しい事態に対応する生活保護対策にそなえた。こうして社会福祉の主軸をなす諸法の体系的整備をへて、二十年代後半になって漸く総合的な社会福祉事業法を背景として地方住民への福祉が出発したといってよい。二十年代後半の地域福祉の現状は、三十年代の発展にくらべると、まだ不十分なものだったが、とにかく緊急対策的なものから漸く近代的な社会福祉への出発として注目される。

(1) 生活保護の実施

まず群馬県の年次別の被保護者数と生活保護費支出額を第10—106表でみると、終戦後の二十二年度の被保護者は十万六千五百人であったが、翌二十三年度からは急減して半数になるが、二十六年度は月別平均数で三六、七〇〇人、三十年度は月別平均数が二七、五〇〇人と年々減少していった。他方これに要した保護費の方は物価の高騰に伴って、十三次にもわたって保護基準を修正して引上げられた。とくに医療扶助への経費の増加が著しく、年々増加していった。こうして二十二年度にくらべると三十年度は実に七倍強の膨脹を示している。

第10—106表　年次別の被保護者数、保護支出額（群馬県）

	被保護人数	指数	保護費支出額	指数
			円	
昭和 22	106,478	100	72,702,553	100
〃 23	54,143	51	143,312,772	197
〃 24	41,711	39	225,132,863	310
〃 25	38,829	36	284,877,371	392
〃 26	36,668	34	370,232,783	509
〃 27	33,778	32	419,281,052	577
〃 28	29,391	28	431,210,755	593
〃 29	27,776	26	508,283,347	699
〃 30	27,493	26	531,691,082	731

指数は昭和22年度を基準とした。被保護者数は、昭和22～24年度は「年間保護実人数」、25年～30年度は年間の月平均保護人数を記した。

つぎに生活保護法による保護実施状況を、被保護者一人当り金額でみると、第10—107表になる。また吾妻郡の一人当り生活扶助費について、二十八年の各月別の動きを第10—108表に示しておく(次頁)。四

第10—107表　（28年度）

	被保護者一人当り金額	
	実　額	指　数
	円	
昭和 28年4月	1,162	100
6	1,847	159
8	1,263	109
10	1,332	115
12	1,247	107
29年3月	1,140	98

6月　医療費基金支払で多額になる。

第10—108表　一人当り生活扶助費(28年度)

	吾妻郡	県平均
	円	円
昭和28年4月	499	574
〃 5	522	545
〃 6	534	556
〃 7	507	554
〃 8	494	574
〃 9	505	554
〃 10	511	563
〃 11	498	590
〃 12	533	620
29年1	497	589
〃 2	591	665
〃 3	590	639

月にくらべて毎月僅かにふえていたが、翌年三月には僅かに減っている。

吾妻郡の被保護者一人当り生活扶助額が県平均に比して月々きわめて低額であったことがわかる。

中之条町の生活保護　昭和二八～三〇年の生活保護費支給をみよう。第10—109表によって生活保護費の支給額は二十八年十一月で十四万四七一円、二十九年七月で十一万九三一七円、三十年三月で十五万四七一一円である。これを一人当りの支給額では、昭和二十八年二十九年は二七〇〇円余、三十年三月には三三六〇円余にふえている。支給者数は二十八年にくらべると二十九、三十年は減少していた。この内訳では生活扶助がその大半をしめていたが、一人当り支給額は二十八年十一月が二、三四四円、二十九年七月は二、二三三円、三十年三月には二、

第10—109表　生活保護費（内訳別）支給状況（中之条町）

		昭和28. 11月	昭和29. 7月	30年4月
生活扶助	扶助額	円 121,902	円 97,830	円 131,292
	扶助人数	52	44	46
	1人当り扶助額	2,344	2,233	2,859
住宅扶助	扶助額	円 8,059	円 10,317	円 11,609
	扶助人数	38	34	36
	1人当り扶助額	円 212	円 303	円 322
教育扶助	扶助額	円 10,510	円 11,170	円 11,910
	扶助人数	32	31	31
	1人当り扶助額	円 328	円 329	円 384
生活保護費計	支給額	円 140,471	円 119,317	円 154,711
	生活保護者数	52	44	46
	1人当り生活保護額	円 2,701	円 2,712	円 3,363

（資料）　中之条町役場民生関係書類綴による

八五九円にふえている。住宅扶助は三十五人前後で一人当りで、二十八年十一月は二一二円だったが、二十九年七月三十年三月には三百円をこえた。教育扶助は三一～三二人で、一人当りで三三〇円（二八、二九年）が三十年には三八四円にふえている。なおこのほか医療扶助だけをうけているものが、二十八年に十二世帯、二十九年に十六世帯、三十年には二十四世帯あったが、そのうち多くは肺結核による長期にわたる入院療養者であったことは十分に注目してよい。

ところで、これら生活保護世帯では月々支給される扶助料と僅かの収入だけでは生活不能のものが相当あった。二十九年でみると、四四世帯のうち一三世帯（約三〇%）、なお稍困難のもの二三世帯（五二%）で、すなわち八三%のものが自己収入と扶助料支給だけでは生活が困難という状態であったのである。総じて中之条町の保護世帯は、三十年三月でみると、六〇世帯、一九三人で、総世帯数一、〇八五、総人口九、三五九人に対しての保護率は世帯で三・二%、人口で二・四%であった。

名久田村の生活保護　昭和二十六年の役場事務報告のなかで生活保護の実態について次のように述べている。

生活扶助　一八世帯六七人、教育扶助　一四世帯二九人　　二十六年八月被護者全国一斉調査時と、その後については、次表の通りである。

住宅扶助　一七世帯六七人、医療扶助　二世帯二人

扶助の種類	調査時（八月）			調査後		
	世帯	人員	扶助額	世帯	人員	扶助額
生活扶助	二二	七六	二六、一一一円	二一	七三	二四、〇四一円
住宅扶助	一九	七三	五四三	一八	七〇	五三九
教育扶助	一四	二五	三、一六六	一四	二五	三、九八六
医療扶助	五	六	七、八四五	六	七	九、五九〇
計	六〇(二三)	一八〇(七七)	三七、六六五	五九(二二)	一七五(七四)	三八、一五六

計欄の（　）内数字は実数である

沢田村の生活保護　資料の関係から、その詳細はわからないが、年度決算書から村の生活保護費支出の実態をみておく。昭和二十二年と二十五年の扶助種類別の金額を次表にあげておく。

扶助の種類	昭和二十二年度	昭和二十五年度
生活扶助	二六四、〇七六、九八円銭	九四四、五一六、〇〇円
生業扶助	二、六〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇
医療扶助	一三二、五九八、七四	二七〇、五五八、七〇
葬祭扶助	三、八二〇、〇〇	九、二〇〇、〇〇
助産費	八〇、〇〇	—
計	四〇三、一七五、七二	一、一三五、三七四、七〇

(2)　民生委員と民生（事業）活動

戦後の民生委員制度の前身として戦前には方面委員制度があったが、これは昭和十一年方面委員令の制定によって、各町村に方面委員がおかれ、地域の生活困窮者たちの救済相談を担当してきた。とくに戦時から終戦直後にわたっては多数かつ多様な戦争犠牲者の発生によって緊急を要する生活救援活動には、最前線の救済機関として、混乱した戦後の民生安定に重要な役割をになった。戦後は生活保護法の制定に際して、方面委員令も再検討されて、生活保護法と並んで民生委員令が同時に制定されたことは大きな意義をもつ。二十一年（一九四六）十月から新しい生活保護法の施行と同時に、これらの推進担当者としての新しい民生委員が発足したといえる。こうして民生委員は戦後の新しい社会福祉の諸法規の第一線の実践機関として働いてきたのである。その間関係諸法規の改正整備も進捗していったが、民生委員令も、二十三年七月には民生委員法として整備されていった。

群馬県では、二十一年の民生委員の発足を機会に県令でその施行細則の公布や、県民生委員連盟の結成がなされた。民生委員は、はじめ法的には補助機関とされたが、協力機関に変った。戦後の社会福祉制度や機構の進展に伴って国―県―町村による公的な福祉行政が強力に推進されていったが、他方これと並行して私的な民間（町村住民）に

よる各般の自由な地域福祉活動が期待要望されていった。この意味で民生委員は私的な町村人としての自主的自由な意向にもとづく地域福祉のためのサービス活動に志向されつつあるといえよう。さきの県民生委員連盟も戦後の総合的な社会的福祉制度への発展過程で、二十六年三月に県社会福祉協議会が発足するに伴って、この中に発展的解消していった。

民生委員　二十四年五月における吾妻郡の民生委員は二〇六人で、男一七六人、女三〇人であった。年令別、男女別にみると二十才代四人（男二、女二）、三十才代二四人（男二一、女三）、四十才代六四人（男五三、女一一）、五十才代七七人（男六六、女一一）、六十才代三三人（男三〇、女三）、七十才代四人（男四）であった。わが四ヵ町村の民生委員の定員は、中之条町二一名、沢田村、名久田村各一五名、伊参村一〇名であった。二十四年十月における四ヵ町村民生委員（男女別員数）の一人当り受持被保護世帯数を第10—110表に示す。被保護世帯の多いのは、沢田村（五一）と中之条町（四五）であったが、委員数が中之条町より少い沢田村では一人当り被保護世帯は三、四人で中之条町委員の二・一人より多くなっていた。各町村内で委員の間に担当被保護世帯数のちがいの大きいのがめだっている。郡内委員で担当被保護世帯の多いのが長野原町、嬬恋村、草津町の委員で、その中には一〇世帯以上のものがあり、一番多いのは一五世帯であっ

第10—110表　四ヵ町村民生委員１人当り被保護世帯数（昭和24年）

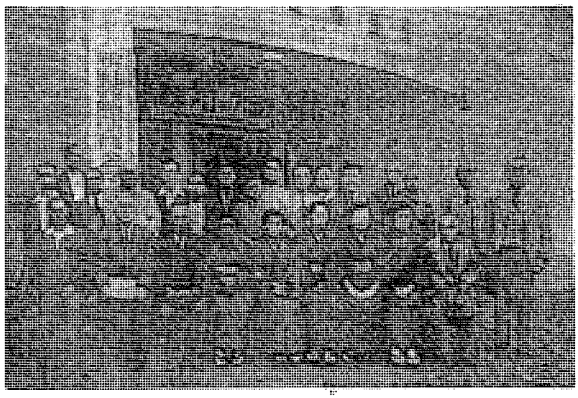
		中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
性別現在数	男	15	15	10	14
	女	6	0	0	1
	計	21	15	10	15
被保護世帯数		45	51	12	20
保護世帯一人当り被	最高	8	9	3	5
	最低	0	1	1	0
	平均	2.1	3.4	1.2	1.4

（資料）　中之条町役場「民生委員関係綴」

た。各町村委員の職務連絡をはかる目的で、郡に吾妻民生常務委員協議会があって、議長、副議長、理事ら役員がおかれていた。四ヵ町村からの役員をあげると次のとおりであった

二十四年……議長　剣持政市郎（名久田村）、副議長　近藤やゑ、小池賢太郎（中之条町）、理事　竹渕佐重（沢田村）

吾妻民生委員連盟　さらに民生委員の発足とともに民生関係の地域機関として郡に吾妻民生委員連盟ができた。その概要を示すと、



吾妻郡の民生委員（伊香保会館前にて）

郡内の民生委員及び町村の民生事業後援団体で組織され、その相互の連絡統制をはかり、民生委員精神の昂揚と、その制度の堅実な発達を期した。そのための事業活動として、㈠民生事業及社会生活に関する調査研究、㈡社会生活の安定向上に必要な法規の制定改廃の促進、㈢講習会、講演会、懇談会の開催。㈣印刷物の刊行等があげられていた。役員には理事評議員らがおかれた。二十三、四年当時の役員をみると、理事長　剣持政市郎、副理事長　小池賢太郎、評議員には郡内各町村から民生委員一名がでている。四町村では、常務委員として中之条町小池賢太郎、沢田村竹渕佐重、伊参村田村一郎、名久田村剣持政市郎であった。

当連盟の二十三年度決算をみると歳入九、二六八円七七銭、歳出六、三七四円四二銭、差引残金二、八九四円三五銭であった。二十四年度の事業計画(案)によると、㈠講習会　全民生委員講習会（東西二ヶ所）九月頃、婦人民生委員講習会一回十一月頃、㈡常務委員会（年六回）、㈢優良民生委員会の視察研究、㈣社会事業施設の視察、㈤児童問題の研究、㈥弔慰。

各町村の民生委員　さて第一期民生委員は二十六年七月三ヵ年の任期満了により、改選が行われたが、その間社会福祉の発展に伴って民生委員自

身の性格や活動にも変化がみられた。当時は社会福祉事業法の制定による福祉事務所の新設という画期に際会していたので、民生事業活動や民生委員の選定にも一転機が期待されていたようである。まず改選に当って県民生部からの町村長宛通知（七月七日）によると次のような点が注目される。

選任について参考になるべき事項として、㈠両年前までは生活保護実施のため市町村長の補助機関として活動していたが、現在では民間篤志奉任者としての本来の立場に帰っていること。㈡市町村長に協力することを使命として、地域を担当のものと特定事項を担当するものと二様に選んでいる。㈢民生委員の資格条件として推薦基準ともいうべきものをあげると、

①人格識見たかく、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意があって、児童妊婦の保護保健その他福祉に関する事項について相談に応じ指導しうる素養を有すること。

なお民生委員はまた同時に児童委員でもあったのである。

中之条町　竹渕一吉（西中之条）　田村栄一（西中之条）　剣持祐作（中之条）　新井嘉平治（中之条）　近藤やゑ（中之条）　木暮文六（中之条）　富沢スズ（中之条）　田島シゲ（中之条）　小林泰明（伊勢町）　川越助三（伊勢町）　小池賢太郎（伊勢町）　宮崎りう（青山）　柴田実恵（伊勢町）　平田源次郎（伊勢町）　加藤美好（伊勢町）　小山文子（中之条）　田村文松（中之条）　徳茂国松（伊勢町）　樋口光重（伊勢町）　塚田照（市城）　久保田いせ（伊勢町）

定数が多少多すぎる観があるが、その結果、不適任者まで無理に選び、お願いする弊を生じていることを聞く。現在は戦後の過渡的性格を脱し、民間篤志者として活動する姿に帰っている。そこで誰もが肯ける適任者だけを選んで少数精選主義でゆくべきであろう。

②職務遂行に相当の時間をさきうる余裕を有することが中心のようである。

ここで第二期の四ヵ町村の民生委員をあげておく。

沢田村　竹渕佐重（山田）　町田研作（山田）　星野政太郎（折田）　黒崎茂（折田）　関昇（上沢渡）　町田直助（上沢渡）　町田英二（下沢渡）　吉水霊順（下沢渡）　唐沢祐次郎（四万）　宮崎欣市（四万）　植木崇真（上沢渡）　関千代造（上沢渡）　関正八（四万）　木桧伊重郎（四万）　山田清（四万）

伊参村　綿貫嘉伝次（岩本）　斎藤庄平（五反田）　小野光一（五反田）　綿貫春吉（蟻川）　蟻川卯三郎（蟻川）　小渕盈太郎（大道）　冨沢福重（五反田）　神保富治（岩本）　関千代丸

（岩本）　小池伴作（蟻川）　持保茂（横尾）　小池安次（大塚）　劔持奘次郎（大塚）　関理
名久田村　劔持儀平（平）　山田司馬吉（横尾）　小池義信（大　平太（平）　原沢重太郎（横尾）　伊能国五郎（横尾）　角田嘉
塚）　小池政晴（大塚）　松本みのる（赤坂）　綿貫義一（赤　太郎（平）
坂）　林重平（栃窪）　劔持雅五郎（平）　関しげる（横尾）劔

世帯更生運動の展開　昭和二十七年第七回全国民生委員大会を機会に、世帯更生運動の展開が申し合わされたが、これは民生委員活動が民間奉仕活動へむけて再出発したことを示すものでもあった。これに即応して群馬県では二十八年には各地でこの運動要綱（案）について研究協議が重ねられた。吾妻郡でも郡社会福祉協議会民生委員部会で研究討論が行われている。その結果この年十一月に県社会福祉協議会と協議のうえ「要保護世帯更生指導実施要綱」が制定された。かくて二十九年一月からは、これにもとづいて民生委員及び関係機関が一体となって世帯更生運動を推進してきた。この自主的運動の前進のために県では世帯更生資金貸付、低所得者医療費貸付、小口生活資金貸付等々の補助事業を実施して、この運動の効果を助成した。

さて群馬県の「世帯更生運動」要綱（案）と「要保護世帯更生指導実施要綱」によって、その概要を集約すると次のとおりである。

趣旨……社会福祉事業は戦後めざましい発展をとげたが、複雑な社会現状は一刻も忽せにできない。この福祉事業の対象者中には、更生の意欲をもち、外部から多少の救護助力さえあれば、真に更生しうるものも少くない。かくてこの事業関係者は、あらゆる福祉資源を活用し、相互の創意と熱意と努力を基調とする自主的活動として県内全般にわたる世帯更生運動を展開し、公的諸施策の実施と相俟って、一段の民生安定、社会福祉の増進に積極的に貢献せんとする。

運動の目的……民生委員は自主的に担当地区内の社会調査を徹底し、これを基礎に、最も更生可能な要保護世帯の自立更生を促進するため、集中的に更生指導活動を強化して、社会奉仕の精神を基調とした福祉の増進を使命とする民生委員の本義を明かにする。

対象者　生活保護法の適用世帯のうちで更生可能のもの、施

設収容者で更生可能のもの。
運動の主体……県郡市町村の社会福祉協議会、民生委員。
運動の協力……県民生部、福祉事務所と公的機関。

ここで戦時期から戦後現在に至るまで、長期にわたって社会福祉の仕事に献身してきた中之条町の近藤やゑ（明治三十七年生）のこの仕事についての回想記をあげておく。

敗戦と決ってからは、戦災者引揚者たちが続々とふえて、物資の無料配布や生活保護で大変でした。戦後には同胞援護会という団体ができて、県では知事が会長、市町村では市町村長が会長になりましたが、進駐軍の指令により、自治体の長がなってはいけない、事務所も県庁や市町村役場の外におくようにいわれ、一時中野屋さんの軒に看板だけだして仕事は役場でしていました。同胞援護会時代に遺族の会や母子保護連盟ができました。援護会の会長は小池遵正氏で、私が副会長でした。小池氏は町長なので止められ、私が代行しました。間もなく社会福祉協議会と変わりましたが、中々難行しました。初代会長は伊能八平氏だったと思います。

方面委員から民生委員という呼名になったのは、昭和二十二年頃からでした。主な仕事は生活保護と引揚者戦災者への物資の配布でした。二十三年に児童福祉法が制定されて、民生児童委員となりました。続いて老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、母子福祉法らが制定されて、生活保護法一本であったのが、福祉六法となり、民生児童委員は、このどれにも関係をもって働くことになりました。とても無給の民生児童委員だけでは全部やりきれませんので、民生児童委員の切なる要望により福祉事務所が出来、ケース・ワーカーが配属されました。二十七年滋賀県大津市の全国民生児童委員大会で、世帯更生の旗があげられ、世帯更生資金が誕生し、その後心配事相談所の制度もでき、全国八千何ヵ所で、二億何千万円の予算でやって居ります。

この運動に必要な機能……就職あっせん、授産、職業補導、住宅あっせん、生活相談指導、生活物資支給、生業資金の貸与、医療救援保険衛生指導……。

中之条町では、県の福祉モデル地区の指定をうけて表彰されたり、県の実験民生児童委員指定になり、特に社会福祉活動に力を注いだ。国のモニター活動はもとより、乳幼児実態調査、若年母子実態調査らに民生児童委員五十名が一体となって励んでいて、全国優良民協として表彰もうけている。

第一部　歴史編特輯

特輯Ⅰ　戰爭と生活

特輯Ⅰ　戦争と生活

はしがき

人類の歴史は闘争の歴史であると云われている。小さくは個人と個人の争い、所謂喧嘩口論から大きくは国と国との争い、つまり戦争へと展開する。暴力による争い、特に戦争は多く人命と物資を消耗するばかりでなく、戦勝国敗戦国の何れにも悲惨なかげがつきまとう。特に敗戦国のみじめさは格別であり、心から平和が希求される。ここに「戦争と生活」の歴史の特輯を設けて反省の資とする所以(ゆえん)である。

一　西南戦争

征韓論に敗れて野に下った西郷隆盛が郷里鹿児島の私学校の徒に擁せられて熊本城を囲んだのは明治十年であるが、当時、東京鎮台の高崎分営として高崎旧城内に駐屯していた兵士は一部を残して鹿児島へ向った。当地から何人従軍したかは不明であるが、中之条町伊勢町九二六（本籍甘楽郡秋畑一一二、）加藤重吉と伊参村大道小渕品吉が戦死している。吾妻郡の戦死者は以上の外綿貫利重（坂上村大字大戸）篠原喜作（長野原町字林）富沢幸平（六合村字日

影）の五人で県内では最も少なかった。

また、西南の役に従軍して無事に帰郷した後、中之条町の河野善吉家養女（鹿野和泉守より六代目の鹿野伊助の娘さく）へ婿入した人に松井愛蔵（郷原出身）がいる。その和綴の軍隊手帳を見ると

| 兵種 | 歩兵 | 科 | | |

入隊後婚姻		幹	五尺三寸四分
何兵種入隊	歩兵トシテ明治七年十月二十九日第九七大隊へ入隊	顔	長大
常備年季	三ヶ年明治七年十月二十九日ヨリ仝十年十月二十八日ニ至ル	額	狹短
再役年季		眼	円少垂
近衛各年季		鼻	隆鼻梁額
標章 第三級		口	小
標章 第二級	近衛給錢	顋	少尖
標章 第一級	再役給錢	髪	濃黒
		眉	濃密
		痘	天然
		別徴	

その出身や風采が詳細に記入されており、入隊勤務欄には

明治七年十月二十九日第廿七大隊へ編入。同八年一月一日二等卒。明治九年一月十一日為復習第一聯隊入営、同年三月十一日退営。明治十年三月二日東京鎮台後備歩兵第一大隊第一中隊へ入隊被申付、同年四月七日神戸表へ出張被申付、同月十日征討軍団へ編入、同月十一日神戸港抜錨、同月十三日肥後国高瀬町へ着、同月十五日第五旅団へ編入、同年五月一日第四旅団へ転入、同月二日肥後国抜錨、同月四日薩摩国鹿児島へ着、同年七月二十一日鹿児島抜錨、同日大隅国福山へ着、同年七月十五日一等卒被申付、同月二十三日向国延岡東海浜抜錨、同月二十四日肥前国長崎港へ着、同月二十五日長崎出発、同日同国茂木村へ着、九月二十六日第四旅団解団、同年十月十八日茂木村出発、同日長崎へ着、同月二十四日同所出帆、十一月一日東京へ凱旋、同六日解隊。

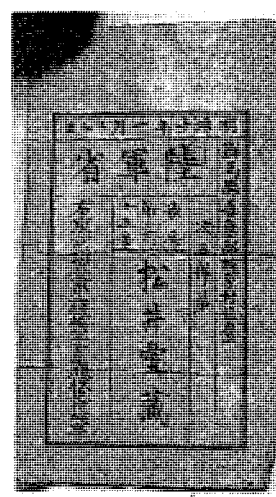
と記載、出戦務欄は

明治十一年四月肥後国竜田口保母窪村ニ於テ二十日ヨリ二十一日迄、同年五月十四日薩摩国谷山、同年六月二十三日雀宮、同七月二十八日日向国城内嶺、同年八月一日ヨリ二日迄、佐土原等ニ於テ戦闘

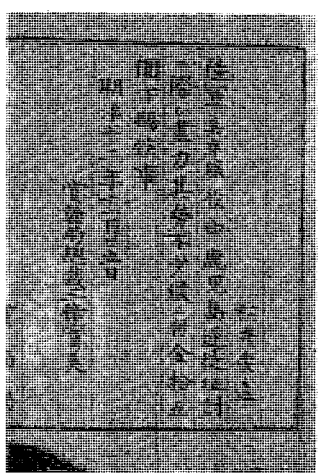
となっており、

諸軍隊奮励勇戦、曩ニ熊本城ニ連絡シ大ニ賊勢ヲ挫キ此段叡感不浅仍而積日ノ軍労ヲ慰ラル可為侍従長東久世通禧ヲ遣シ金円下賜ノ事　明治十年五月十八日

と戦功賞典欄に記されている。別掲の賞勲局総裁の写真



東京鎮台第二後備軍服役申付書



松井愛蔵への下賜金示達状

はそのことを裏書きしている。

二　日清戦争

1　町や村の動き

韓国をめぐって利害相反する日本と清国が陸は京城で、海は豊島沖で衝突するに至って明治二十七年八月一日遂に宣戦が布告された。

木暮茂八郎の備忘録から八月中の戦争関係の記録を抄出すると

一日　清国ト宣戦ノ詔勅公布セラル。渡韓ニ関スル勅令公布セラル。三井岩崎其他諸氏軍資醵集ノ協議会ヲ開ク。

三日　清国公使汪鳳藻東京ヲ辞シ横浜ニ至ル。英国政府局外中立ヲ通知ス。

七日　義勇兵ニ関スル詔勅公布セラル。

十五日軍事公債条例が公布されるに至って、公債募集のための町民への働きかけが始まり二十七日には吾妻高等小学校に於て木暮茂八郎は公債募集の演説を行った。また九月三日には前橋の臨江閣で県内有志による公債募集の会合がもたれた。二宮勤策の記帳から開戦当初の軍事公債応募の状況を抄出すると

八月二五日　恤兵部義捐金一円

とあるが、中之条町でも町民各自が、こぞって応募協力したことと推察される。

十一日　清国公使汪鳳藻、領事石祖芬ハ仏船「サラジー号」ニ乗リ込ミ、横浜ヲ出帆セリ。

十五日　軍事公債条例公布セラル。我上海郵便局員引揚命令ヲ発ス。

二十一日　西園寺公爵、末松法制局長官、韓ニ派遣セラル。

九月十日　軍事公債保証金払込十円

さて、宣戦布告から一ヵ月半後の、九月十五日には広島に大本営が移された。郷土部隊の高崎第十五聯隊に動員が下ったのは八月三十日で、木暮茂八郎の記録によると

三十日後備第一充員徴集相成リタリ。馬匹モ徴集相成ル。某ハ召集直チニ出発ス。駐在巡査吉田喜十郎ハ軍曹ナルヲ以右ニ付キ当町ヨリハ木暮熊太郎・飲塚喜八・剣持雄三郎・中テ召集相成リ即日出発沢亀六・田村丑松等三十一日午前八時発足ス。大林区署横地

と記されて居り、奨武会や教導団その他有志が整列して見送ったと述べている。馬匹については

召集セラレタルモノ十七匹、午前四時出立ス。高崎検査所　ラレ、他ハ悉ク返却ニナルニテ検閲ノ上、郡中総テ中沢重平・塩谷真雄ノ馬二匹ヲ徴セ

と記している。早朝に起きて高崎まで馬を牽いて行って検査を受けて、また牽いて帰った苦労は並大抵ではなかったであろうし、反面愛馬に別れなくて済み、ほっとしたことであろうと察せられる。

また九月四日の項には

中沢親次、補充徴集ニ付キ送別ノ為メ市城迄行ク、小谷春　樹看護卒トシテ広島総台ヘ召集相成リ送別会ヘ行ク

と記されている。当時は市城まで見送るのが例になって居たようである。交通不便な時代に高崎まで行くのは一苦労だったと考えられる。（小池善吉「日清戦争と中之条町」による）

沢田村では島村兵吉、関妻吉、山本徳松、高平清吉、高平幸作等予備後備兵が残らず召集され、東京及広島又は清国に出向したが、島村兵吉は支那本国へ関妻吉は台湾へ出動した。

出征兵の様子や終戦当時の状況を永宝年代記から抄出すれば

各身体健康ト雖モ、何様清国ハ我ガ国ト異ナリ気候不順、　ク且ツ水不十分ナル故、其ノ上伝染病アリ兵士ハ戦死人ハ少殊ニハ厳寒ニ苦シミ、台湾ハ暖国故熱氣ニ苦シムコト甚ダシ　ナシト雖モ、病気ノ為メ空シク死スルモノ沢山コレ有リ、兵

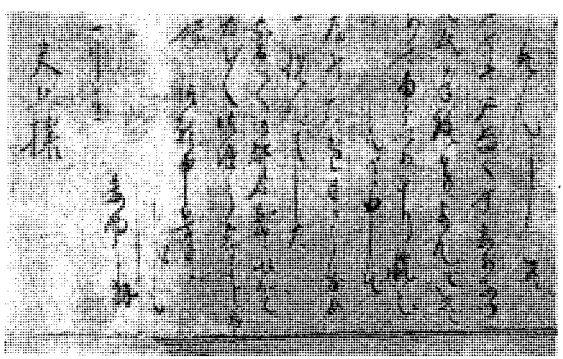
士大イニ困難ス。而シ我ガ組ヨリ又本村大字ヨリ出デシ兵士ハ無事ニテ帰国ス。此ノ帰国ノ際歓迎会トシテ中之条高等小学校庭前ニ於テ有志ヲ集メ盛会ヲ開キ、其ノ時知事及高崎営所ヨリ中佐出席、吾妻郡中ノ兵士残ラズ招キ、昼花火ヲ見ス。衆人群集スルコト当村始マリテ未ダ見ズト云フ。又夫レヨリ村々組々歓迎会コレ有リ、此ノ年ハ悦バシキコトニテ所々会ヲ設ク。此ノ戦争ハ日本始マリテノ大戦争、又我ガ国大勝利ニテ台湾国ヲ取リ又金ヲ二億テール、我ガ国ノ三億円ニ当ル金ヲ取リ和睦ス

と記している。外国相手の初勝利に、全郡を挙げて歓迎祝賀した様子がうかがえる。

つぎに、日清戦争中に故郷の妻から出征の夫に送った書簡（名久田村大塚の綿貫ゆうより夫の綿貫形治郎へ）を示しておく。

あらたまの年の始めとて四方の景しきも殊さらゆたかにおぼへ申し候。先づや御前様、いかが御さかへ新年に移らせ候御事、ときはの松の御寿、いかばかり目出度祝上げ申候。先づは年始め御礼あらかしこ。

二伸、先日は此上なきけっこうな御品物御送り下され、其のほか、こまごまと御手紙有難く取る手もおそしとさへ……、御前様に於ては、なんの御変りもなく居られ候御事と御悦び申上候。当方に於ても父上様其他親るい近所の者まで、なんの御さわりもなく、私事も無事に暮し居り候まま、必ず御心安く思ひ下され度候様願上候。さりながら当方ニ滞ざいの事なれば、御父上様にもとかく御心配の御様子ゆへ、御用すまされ候上は、早々御かへりのほど御待ち申上げ候。



綿貫ゆうから出征の夫（綿貫形治郎）に送った書簡

三伸、昨年十二月廿九日、御前様よりの御手がみ御見申候ときゝ、父上様の悦びはいかばかりかとも筆にはつくしがたく存じ候。其とき、父上曰く。今妻があって此手紙をよんできかせたら、いかばかり悦びかと申して、なみだを目にうかめて悦びました。

なるべく御都合なされ候て、たびたび御つう知下され度、偏に御願申上候。かしこ

一月一日　　妻ゆう拝

夫上様

註　横須賀要塞砲兵第一聯隊補充中隊第十一給養班の綿貫形治郎様宛、明治廿八年一月一日の書簡、形治郎は、後に明治四十年代に若くして名久田村長となった。（傍点は筆者）

この書簡は、出征の夫にあてた新年の賀状であるが、二伸三伸を附して、夫の留守をまもる若い嫁ゆうの舅（夫の父、妻に先だたれた）に仕え、夫の父の息子を按ずる心情が切々と胸に伝わってくる。気負いのないさらりとした短い書簡のなかに、明治期の女性のやさしく凛々しい心根が強くにじみでている。また妻に先だたれた老父が出征先からの息子の手紙を読んで、涙をたたえて亡妻をしのびながらの悦びの情景は人々の感動をさそう。（小池善吉「日清戦争と中之条町」より）

最後に、若い日の柳田虎八（阿三郎、伊勢町）が日清戦争に際して出征する新郎に対する嫁子の心情をくんで作った新体詩（学友志叢、第三号掲載）を示しておく。戦争はいかに義戦であれ、出征は死と直結するものとして、出征による家族との別れ（親子・夫婦の別離）は、人間の自然の情愛を切断して幾多の悲しみを伴うものである。

待て夫しばし我がつまや　きみの御為、国の為め　いのちは君のものと聞く　けふの別れはかねてより
こま鞭ちて勇ましく　今日ぞいくさにいで立つを　こころ定めしことながら　しばし惜しめやこの名残
留むと云ふにはあらねども　しばし惜しめや此の名残　（三節略）
まてつましばし我がつまや　やまとの国の益荒雄の　待て夫、しばし我が妻や　かどでに勇むますらをを

いでや留めむさりながら　帰らぬ旅と知りつつも
表に見捨てて行くならば　しばし惜めやこの名残

（小池善吉「日清戦争と中之条町」より）

2　うすれゆく伝承

徴兵検査の結果、「甲種合格くじのがれ」で良かったと喜んで居た浅川源三郎（中之条町）は、戦争が始まると間もなく召集され、令状が来た時、長野原の与喜屋に居たが急いで帰宅、草鞋ばきで近衛の輜重に入隊、初め遼東方面に出動したが、のち北白川宮に従って台湾に移り高砂族の討伐に当った。宮様は不幸にして台湾で逝去されたが、生きて居られるように見せかけるため替玉を輿に乗せて担いで山坂や谷を越えての討伐行だった。また、結球白菜を初めて見て、これが食べられ、美味であることを知ったが、戦後間もなく種子が輸入され、栽培されるようになった。台湾で脚気に罹って広島病院に入院したが、間もなく終戦になったと話していたとのことである（家族の伝え聞きによる）。

この日清戦争当時の町や村の動静について現存の人々から伺うことは、殆んど不可能の状態であり、また記録も極めて乏しいので詳しく記すことが出来ないのは誠に遺憾である。

3　明治二、三十年代の徴兵検査

明治になっての国民徴兵令の施行によって全国民は兵役の義務をもつことになった。徴兵令は明治五年（一八七二）十一月に制定され、翌六年一月に布告された。この頒布に当っては免役概則が発表されたが、当時庶民全般に対する徴兵は「生血をしぼる」とか「油とり」とか称されて怖れられたので、人々は免役条件に符合するような養子に入ったり、分家をしたり、あるいは故意に体を傷けて不具にしたりして徴兵を忌避するものもあった。

六年一月の徴兵令による「家」に関連する免役規定では、法に示された名義と実際との懸隔が大きかったので、これをうめるためその後度々の改正が行われた（八年十一月、十二年十月、十六年十二月）。しかし明治前期には徴兵については施政者の意図と一般庶民の意識との間には大きな距りがあった。これも明治二十年代からは明治国家の体制が次第に確立し、諸制度も整備されて漸く国民社会も形成されるようになると、徴兵への意識も変化してきた。特に日清日露戦争に際会して国家国民という意識と直面するようになると、徴兵・徴兵検査への人々の対応もかなり変化していった。

明治20年代（明治22～27年）の徴兵検査結果
（中之条町）

		明治22	〃23	〃25	〃26	〃27
合格	甲	42 (12.5)	79 (29.0)	137 (44.3)	56 (14.2)	50 (12.2)
	乙	58	62	26	56	38
	計	100	141	163	112	88
不合格		205	113	128	265	299
延期		9	6	9	5	7
逃亡失踪		22	12	9	11	16
合計		336	272	309	393	410

（資料）　木暮久弥所蔵文書綴による　（ ）内数字は検査総人数に対する甲種合格の比率を示す。

明治二十年代の徴兵検査はきびしく、合格は中々むずかしかった。甲種合格はごく少数で、不合格者が多数だった。不合格者には徴集免除として国民兵役甲乙丙に編入されたものと、疾病畸形によるもの、背の低いもの（短尺）などによる免役者を含んでいた。二十年代（日清戦争前）の中之条町の徴兵検査結果を上表に示す。甲種合格は二二年、二六年、二七年にはいづれも一二～一四％であった（二五年は四四％と多い）。注目されるのは、毎年徴兵検査に不参の逃亡失踪者がかなりあったことである。二二年二二人、二三年一二人、二五年九人、二六年一一人、二七年一六人であった。

さて明治三十年の吾妻郡壮丁の徴兵検査は、八月十九

日～二十二日の四日間郡内各町村別に実施された。三十一年には七月十日～十三日に行われ、三十二年には五月二十一日～二十四日まで実施された。三十一年の徴兵司令官は横山歩兵中佐、三十二年は井門重晴中佐で医官及士官も来条した。

日露戦争の勃発した三十七年には、七月二十一日前後、翌三十八年には五月十日前後に行われたが、中之条町の徴兵検査結果は、壮丁二十九名で、甲種二種（合格）は十四名の約半数であった。なお日露戦争の前年の三十六年検査を、役場事務報告書でみると、「四月二十二日ニ執行セラレ壮丁数三十四人、ウチ事故翌年送リ四名、甲種合格八名、乙種六名、丙種十名、丁種六名ナリ。抽籤ノ結果入隊シタル者ハ三名ナリ。尚海軍志願者一名アリテ合格採用セラレタリ」とある。三十七年検査は七月二十二日施行され、三十八人の壮丁のうち現役徴募された者五名、補充兵役編入者十六名、第二国民兵役編入者十一名、兵役免除者四名という結果であった。当時は甲種合格者のうち抽選によって一定数のものだけが兵隊となったのである。

なお住民のうち軍人たりうる資格をもつ者（「在郷軍人」に当たる者）に対しては、有時の際の召集にそなえて、毎年一回ずつ簡閲点呼が行われた。三十六年には中之条町では八月十五日に執行されたが、「参会者は四十名で、病気や所在不明等の不参加者が三名あって遺憾とす」と報告されている。（小池善吉「昭和時代の中之条町」一七九～一八一頁より）

三　日露戦争

1　戦争と銃後の動静

明治三十七、八年の日露戦争は、日本の国運を賭した大国相手の戦争であったから、国民は一種の悲壮感を以て臨んだ。

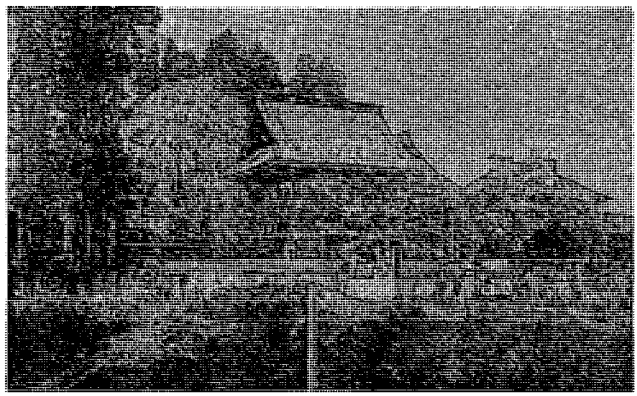
当時の町民の動向について、田村喜八（当時町長）、田中甚平（当時県議）二宮勤策等の日記を通じて調べられた小池善吉委員の調査資料や沢田村反下の永宝年代記及びその他の資料にもとづいて記すこととする。

日本がロシヤに対して宣戦を布告したのは明治三十七年二月十日であるが、これより先すでに動員は下令され「二月五日午后十時四十分、動員令中之条役場ニ達シタリ。此ノ日恰モ初午稲荷、前夜祭ニ当ル」翌六日「海軍動員令」と連続下令されたので、七日、早急に、中之条町では各種団体が発起して劇場朝日座に三九九人が集り、出征軍人四十四名を招待して大送別会を催し激励した。（一巻一〇四四頁参照）

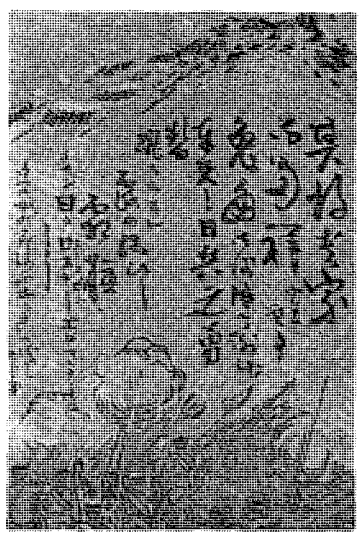
沢田村の反下では関文次郎、唐沢惣七の二人が二月八日に応召されたが、その後八名がつぎつぎに召集された。入営の際は組中は勿論、上沢渡の村中が旗を立て中之条郡役所まで送るのが例であった。

出征者を送り出すと同時に銃後活動もはじまり、吾妻尚武会、援護会などによって神明宮や林昌寺で皇軍の戦捷祈願が行われ、また出征軍人の家庭慰問や家族扶助料についても郡役所等を中心に協議がもたれた。

黄海々戦、旅順総攻撃、遼陽・沙河の会戦と陸海軍とも熾烈な戦闘があったが大動員は行われなかった。



当時の林昌寺



二宮勘蔵が町田歸一に宛てた軍事郵便

十一月一日、中之条町の有給助役、二宮勘蔵が歩兵第十五連隊後備兵役として応召されたことは町役場として日露戦争を身近に感じさせられたことと思われる。十六日には旅順で戦死した上原伝重の遺骨が到着し、十二月十八日に町の戦死者の葬儀が執行された。

昂まる戦争への気運の中で十二月十二日、篤志婦人会が創立され、郡や各町村から婦人代表が集合し、吉見知事夫人を迎えて盛大な総会が催された。

なお、開戦当初の二月十四日、軍馬の徴発があった。兵隊は一枚の紙きれで召集出来るが馬は召集出来ないと云われ、戦争の担い手として軍馬は大切に扱われた。飼料の大麦の軍事用としての供出も行われた。

反下の永宝年代記は

戦況ハ玆ニ記ス能ハズト雖モ、日本国ノ勇烈ナルコトヲ世界各国ニ聲カス。名誉ノ戦勝、連戦連勝ナルコト国民トシテ誰カ之ヲ喜バザランヤ

と述べているが、反面また

戦地ニ於テ死傷者甚ダシク、当組ヨリノ出征ノ内、島村和十郎君負傷ス。幸ニモ軽傷、関冨十郎君ニハ重傷、然シ両君共ニ生命ニハ恙ナク全快ス、温泉組ノ出征兵士ノ内剣持喜代次郎君負傷ス、氏モ多分重傷ナク全快ス。

敵地ノ防備完全ニシテ旅順ナル場所ハ外国人ノ視察ニヨレバ、日本ガ如何ニ勇烈ナルモ殆ンド三年位ハカカル見込ミト称スルヲ一ケ年内ニ陥落セリ。

と記している

さて年が改まった三十八年一月一日午前九時、包圍激闘に堪えかねた敵時ステッセルから旅順開城の申入れがあり、翌二日午後四時半には降服談判が終了した。

国民の誰もが鶴首待望していた旅順陥落の報が町へ伝えられたのは二日午後二時で、この吉報によって予て準備の町民大祝賀会が午後七時から、男子校庭の積雪中で行われ、天皇陛下万歳、帝国万歳、陸海軍万々歳を三唱し、式場より直ちに提灯行列を行い、町内俄に景気づき活気を生じ、実に眩古未曾有の大快事であったと田村喜八日記は伝えている。翌三日には午後三時より竹の屋で町民の祝賀会が会費六十銭で開催され八十余名が参集して実に盛大を極めたと記している。この時の気持を田村喜八町長は

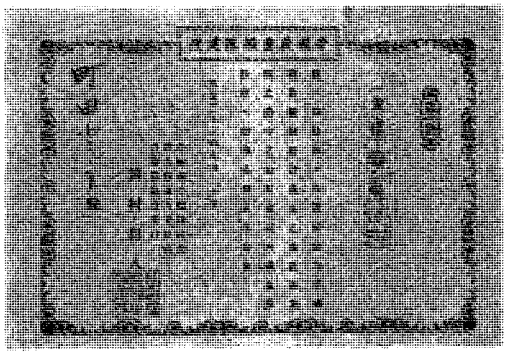
目出度いといって何が此に譬へられやう。旅順司令官ステッセルの降服と三十八年の正月の屠蘇の香、かかる吉報慶報を聞かんとは、初夢のそれにも見たることなく千歳一遇といはんか、未だし未だし、物を以て譬ふべからず、口を以て言ふべからず、筆を以て記すべからず。只万歳万歳……手の舞ひ足の踏む所を知らず。実に目出度いと云ってこんな目出度いことはないと存じます。

と記している。

如何に当時の人達が旅順陥落に欣喜雀躍したか心情がしのばれる。また、この時のことを永宝年代記は次のように述べている。

其ノ祝勝トシテ日本中ノ帝国万才ヲ唱フル声ハ筆紙ノ及ブ所ニアラズ。当組等モ其ノ祝ニハ夜提灯ニテ鎮守ニ参ル。温泉組始メ久森湯原皆各鎮守ヲ廻リ出征兵士ノ無事万歳ヲ祈ル。

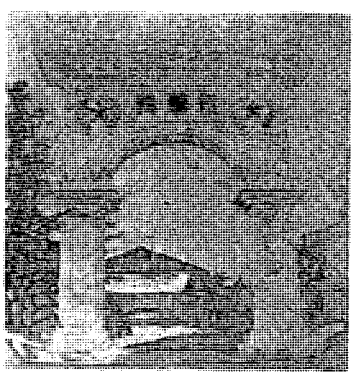
戦争も一年を経たこの頃には遺骨となって帰って来るものもあり、熾烈な旅順攻略戦の大きな犠牲を耳にして、町民の心情は複雑なものがあったと察せられる。



帝国義勇艦隊建設義金募集



二宮勘蔵の凱旋に田村喜八総代の呈した祝詞



凱旋門の写真（現在の中之条町忠霊塔下の道に作られた）

二月二十五日には上毛新聞の田村記者が来条して午後三時から三時間に亘って、観戦談があり、また翌二十六日午後一時から朝日座で田村祐二郎海軍大佐の義勇艦隊建設の急務を訴える演説会があり、大きな感動を与えた（第一巻一〇四六頁参照）

奉天占領、日本海々戦と陸海の大勝で日露戦争も大勢が決し、媾和条約の締結となったが、この条約に対する国民の不平不満は非常なものであった第一巻一〇四七～四八参照）。

ともかく条約が成立し十月頃から町出身の出征者がつぎつぎに凱旋帰還したが、生きて帰る者、遺骨となって迎えられる者、戦争のもたらす悲喜交々の面がうかがえる。

また五反田の出征軍人救護会では留守家庭に対し暖かい援護の手をさしのべていることが次の書類によっても察せられる。

さきに高橋辰蔵殿儀、日露戦役に出征せられ、御不在中、家事上御差つかえの事と奉推察候。依って甚だ些少には候得共金弐円也御寄贈及候条しかるべく費途へご使用有之度此の段申進候也

明治三十八年六月　日

五反田出征軍人家族救護会

高橋大喜殿

地域をあげて凱旋祝賀のシンボルとして現在中之条町忠霊塔の下の道路に凱旋門が作られ、伊参村の唐沢本平騎兵特務曹長（後の伊参村長）が馬に乗ってくぐったのが強く印象づけられたと田中稲三は語っている。

国債の募集　戦争遂行のための国債募集が前後五回に渡って行われた。第一回の応募状況を明治三十七年三月の二宮勤策日記によって表示すると吾妻郡は次表のようである。

さらに、伊参村での募集状況の一例をあげれば、

町村別	国債申込額	申込人数
	円	人
中之条町	41,375	113
岩島村	28,125	67
原町	23,675	83
坂上村	12,675	151
沢田村	10,450	14
草津町	8,425	46
太田村	8,250	22
長野原町	7,100	41
高山村	7,025	73
名久田村	6,500	109
伊参村	5,150	20
東村	3,925	36
嬬恋村	3,475	48
六合村	2,250	25
計	円 168,400	848

第三回募集国庫債券申込の分、募り入相成候条左記の通り
当役場収入役へ其ノ都度御払込み相成度此ノ段及御通知候也
明治三十七年十一月二十六日

伊参村長　森田安四郎
助役　綿貫庄平
収入役　唐沢龍太郎
書記　唐沢戊五郎

唐沢杢平殿

左記

一金　三〇〇円也　第三回募集国庫債券

また、この戦争に中之条町からの応召状況を大字別に見ると次頁の表の通りである。

内訳

第一期、	明治37年12月16日～26日迄	一金	三六円也
第二期	〃 38年1月16日～20日迄	一金	一五円也
第三期	〃 2月16日～20日迄	一金	三〇円也
第四期	〃 3月16日～20日迄	一金	四五円也
第五期	〃 4月16日～20日迄	一金	六〇円也
第六期	〃 5月16日～20日迄	一金	六〇円也
第七期	〃 6月16日～20日迄	一金	三〇円也
第八期	〃 7月16日～20日迄	一金	二四円也

全体七十一人の中、前線の戦闘に参加した兵士は半数以上を占め、戦死戦傷は六人で約一割であった。この表以後、伊能豊作（字中之条）が戦病死し、中沢親次（市城）が廃兵としてあげられている。

2　陣中日誌（抄）　　唐沢儀平（本平）

伊参村五反田の唐沢儀平は近衛騎兵で日露戦争に従軍した。応召出発より奉天会戦の三月十日迄の間の日記が現存しているので一部を左に紹介し当時を偲ぶこととする。

明治三十七年二月五日　本日近来師団動員下令アリ。夜二時召集令状ヲ受領セリ、来ル十日午前九時迄ニ近衛騎兵連隊ニ令状ヲモッテ参集スベシ

明治三十七年二月八日　早朝小林蔵造氏ト共ニ出発応召ノ途ニツク村民相集リテ送別ノ式ヲ五反田尋常小学校ノ庭園ニ開キ自分達ノ行ヲサカンニシ、中之条町マデ見送ラル

明治三十七年二月十日　午前八時半近衛連隊ニ至ル。近衛師団補充馬廠ニ編入サル。爾来給養班長ヲ命ゼラレ専ラ徴発馬匹ノ教育馴養ニ任ズ

明治三十七年三月十一日　群馬県藤岡町ニ於テ徴発セシ馬匹ノ輸送監視トシテ兵卒二名ヲ率ヒ同町ニ出張ス

明治三十七年三月十二日　馬匹一五〇余頭ヲ口附人ニ引カセ、午前十時藤岡町ヲ出発シ中仙道ヲ東京ニ向ヒ帰還シ熊谷町ニ至リ宿泊ス

明治三十七年四月十一日　雨　午前八時大宮町ヲ発シ板橋駅ニテ中食ヲ

中之条町の大字別応召状況　　（明治38. 3. 18）

	出征	在隊	病気帰郷	解除帰郷	戦傷	戦死	計
中之条町	9	7	2	0	1	1	20
西中之条	7	7	1	0	0	0	15
伊勢町	7	10	0	1	1	1	20
青山	4	5	0	0	0	1	10
市城	4	1	0	0	1	0	6
計	31	30	3	1	3	3	71

大字中之条町は海軍２人を含む。

ナス。雨益々甚シ、道路ハヌカリ雨ハ衣類ヲ浸ミトウシ、通行極メテ困難ナリ。午後三時無事麹町区元衛町近騎連隊内補充馬廠ニ到着シ馬匹ノ引渡シヲ完了

明治三十七年六月一日　本日近衛師団後備騎兵第一中隊附



長曽祢特務兵騎近衛平杢沢唐

門司を経て玄海灘も波静かに六月廿一日、清国盛京省南尖澳沖に投錨、翌廿二日に揚陸完了、大陸に第一歩を印した。

明治三十七年七月二十七日　近衛後備歩兵旅団ノ指揮下ニ属シ楊木溝ニ滞在。第一小隊長ハ兵一分隊ヲ率ヒ山咀子ヲ経テ小市方向ニ、第二小隊長原小尉ハ兵三分隊ヲ率ヒ臥龍村方面ニ何レモ敵情並ニ地形偵察ニ赴ク。是レ我中隊ニ於ケル戦闘動作ノ嚆矢ナリ。

明治三十七年八月三十一日　晴天　昨夜本渓湖攻撃ノ命令アリ……中略…

一、後歩第三十九連隊ハ予定ノ如ク暗夜ヲ利用シテ太子河ヲ徒渉シ敵ノ備ヘナキニ乗ジ威寧営ヲ襲ヒテ之ヲ占領セリ我ニ損害ナシ。敵ハ死体二ヲ遺棄シテ潰走セリ。戦利品馬匹三十ヲ命ゼラレル。（翌二日ニ赴任シ第一小隊ノ第一分隊長ヲ命ゼラレタトアル）

明治三十七年六月三日　本日午前九時中隊長ノ武装検査ガ営庭ニ於テ行ハレ、郷里ヨリ父並ニ義兄森田良次ト二人送別ノタメ来着シタ、午後津田沼停車場マデ送ッテ別レル

明治三十七年六月七日　午前〇時三十分汽笛一声数千ノ見送リ人ノ万才ノ声ヲ後ニシ進行ヲ始メ闇夜ノ中ニ箱根ノ嶮ヲ越エ午前六時沼津駅ニ着キ人馬ノ給養ヲナス…略…浜松ニ於テ中食、名古屋夕食

明治三十七年六月十五日　午前四時三〇分出発宇品港ニ至リ運送船三吉野丸（三、七〇〇頓）ニ人馬ヲ搭載ス。午前七時開始、同九時半終了ス（浮舟モヲッテ本船マデ運漕ス）十時出帆ス、港内ニハ御用運送船二十余隻碇泊シアッテ壮観ナリ。

余頭其他武器、器具等数多アリタリ。

一、司令部ハ午前八時集合地ヲ発シ九時太子河ヲ徒渉シ威寧営ニ至ル。馬匹ノ斃死セシモノ塁々道ニ横ハリ、宿舎ノ乱雑等如何ニ敵ノ周章狼狽セシカヲ推知スルニ余リアリ、同地ニ一小隊ヲ残置シ戦利品ノ整理及警戒ニ任ゼシメ、司令部ハ本渓湖ニ入ル（正午十二時）…中略…

本渓湖ハ太子河右岸ニ接近シアル一小市ニシテ戸数六、七百周囲ニ山岳アリ炭田アリテ之レヲ採掘シテ燃料ニ供ス。露兵ノ久シク駐屯シアリシト見エ市街ノ中ニ民家ヲ徴発シテ軍隊ノ駐屯セシモノ及ビ稍広大ナル露営地アリ、商家ハ半数位ハ開店シアリテ、我兵士ノ購買ニ応ジ砂糖菓子酒雑貨等ヲ供給セリ。

明治三十七年九月二日　（前略）　午後五時三〇分平尾小隊長ハ朝仙岑ヲ越エテ孤宗子附近ニ進出スル道路並ニ敵情偵察ノ任務ヲ受ケ兵十六名ヲ選抜シテ之ヲ率ヒ即時出発セリ。特ニ旅団長ヨリ敵騎ニ遭遇セシ時ノ注意等ヲ与ヘラレタリ。午後七時朝仙岑ヲ越エ（上リ下リ約二千米急坂ニシテ野砲ノ通過困難ナラン）頂上ニ一寺院アリ住僧逃避シテ居ラズ、遠ク西方ヲ望見スレバ日已ニ西山ニ舂（ママ）ヅカントシ、烟霞深ク棚引キ際限ナク、近クハ山岳起伏シテ小流其間ヲ流レテ西ニ走ル。蓋シ道路ハ此ノ流ニ沿フモノノ如シ。斥候ハ意ヲ決シテ嶺ヲ下ルニ二三ノ人家アリ。行クコト少許ニシテ馬ノ路傍ニ斃レシモノ二三、其他道路ハ血痕、斑ニ地上ヲ染ム。之レ今朝敵騎二、三百朝仙岑ニ向ヒ前進シ来リシニ岑上ニ在リシ我後歩四ノ前哨中隊敵ヲ有効射巨離内ニ近ヅケ急射撃ヲ以テ之レヲ撃退シ、人馬数十ニ損害ヲ与ヘ槍数本ノ戦利品アリタリ。此処ヨリ前方ハ未ダ我兵ニシテ踏査セシモノナシ。行クコト約一里ニシテ銀匠堡ニ達ス。人家約二十、然レドモ皆逃避シテ家ニ在ラズ、道路敵情等之レヲ聞クニ由ナシ、約七、八百米ニシテ村端ニ少許ノ集団家屋アル所ニ達ス。時ニ午後八時、日漸ク没セントス。小隊長ハ道路ノ前後方ニ監視兵ヲ出シ、其ノ他ノ者ニハ下馬休憩ヲ命ジ、自ラモ下馬シ将ニ報告ヲ認メントスル際、後方ニ出セシ監視兵ハ大声ヲ発シテ敵騎ノ襲来ヲ報ズ。小隊長ハ吐嗟乗馬抜力ヲ命ジ且ツ少数ノ敵ナラン、周章スル勿レト注意ヲ与ヘ前ヘノ号令ト共ニ先頭ニ立チテ敵襲ニ応ズルノ準備ヲナスヤ、敵ハ蕭然襲歩ヲ以テ突進シ来リ、槍ヲ振フテ我ニ迫ル。我兵軍刀ヲ以テ之レト応戦シ、彼我混乱シテ各処ニ格闘ハ演ゼラル。敵ノ兵力ハ騎兵約三十其ノ後方ニハ若干ノ乗馬歩兵アリテ格闘中ニ盛ンニ我ヲ射撃ス。我兵奮戦激闘漸ク血路ヲ東方ニ開キ、朝仙岑方面ニ退却セリ。此ノ格闘ニ於テ平尾享中尉ハ左上膊ニ貫通槍創ヲ受ケ落馬セシモ徒歩ニテ漸ク逃ルルヲ得タリ。大森七郎一等卒ハ乗馬銃創ノ為メ斃レ、篠崎唯一郎一等卒ハ槍杆ヲ以テ面部ヲ打撲セラレ落馬シ、何レモ徒歩ニテ夜暗ヲ利用シ逃ルルヲ得タリ。其他微傷ヲ蒙リシモノ三、四名、帽子ヲ槍ニテ突キ貫カレ或ハ絨衣袴等ヲ突キ破ラレシ者数多アリタリ。然レドモ

幸ニシテ一ノ死者ヲ出サザリシハ僥倖ト謂フベシ。

明治三十八年一月一日　晴天

一、午前九時整列遙拝式ニ行ク

一、同時松樹山砲台占領ノ報ヲ聞ク

一、夜十時三十分旅順開城ノ通報ヲ聞ク、各隊将卒狂喜夜間ニモ不拘屋外ニ出テ万才ヲ唱ヘ声天地ヲ振動セシム

明治三十八年一月十九日　本日騎兵曹長ニ任セラル。人事報告馬匹其他庶務ニ従事ス

明治三十八年一月二十九日（午前八時零下十九度、午後二時零下十三度、午後十時零下二十二度）

情報ニヨレバ我左翼軍ハ黒溝台ヲ占領セリ。我死傷約八千、敵ノ損害ハ一万ヲ越エルナラント。降雪ニ加フルニ寒気凛烈夜間ハ零下二十度以下ニ降リ将卒カ如何ニ困難ヲ極メシカハ他ノ想像ヲ許サザルベシ。

明治三十八年三月十日　晴　午前五時出発、同十時渾河ヲ徒歩シ旧站ニ至リ休止昼食ヲ為ス。渾河ハ未ダ解氷セズ、砲車ノ通過差支ナカリシ。

昼食ノ際、軍ノ米倉副官左ノ命令ヲ伝フ。「近衛ノ木村旅団ハ目下戦闘中、其ノ旅団ハ急行之レガ応援ニ赴クベシ」ト乃チ食後直チニ出発ス。渾河北岸一帯ノ高地ニハ堅濠掩堡ト防禦工事ヲ施シアリシモ大ナル抵抗ヲナサズシテ敵ノ拒止スル能ハザリシカヲ証スベシ。（日記は以上で終っている）

3　軍事郵便に偲ぶ戦闘状況

名久田村下赤坂の田村光吉は下赤坂から田村家へ入婿して、二児の父親となってから近衛歩兵第二聯隊に入営し、三年の現役服務を終って、いよいよ待望の除隊と云うことになった。除隊記念の土産品など注文して、妻子の待つ郷里に思いを走せていたところ戦争となり、そのまま出征と決ったので土産品の注文も解約、第一軍に属して鎮南浦に上陸した。

親戚筋に当る赤坂の小林粂次郎宛の明治三十七年五月三十日付の軍事郵便を左に掲げておく。

時下薄暑相催ふし御同様結構に相成候。偖而其後は非常に御疎音申上誠に申訳無之候段乎に御海容被下度候。次に御一族様御変りも無之候哉御伺申上候。降而迂生義鎮南浦上陸以来至極健全にて未だ一度も風邪にも侵されず日々消光罷在候間乍他事御放念被下度候。是れ畢竟郷里之兄等を始め親戚等の諸有志之日夜神仏に祈願せしに依るならんと偏に感泣罷在

候。偖而兄等も最早新紙に就而鴨緑江の戦況等委細御熟知ならん。拙者等も四月廿八日連日連夜を以て行進し難なく鴨緑江の本流を打ち渡り、此の時吾が近衛工兵上等兵一名大腿骨中央部之貫通銃創を受けしのみ。

次に九連城並に鬚河之徒渉は是れ後日の昔語りにすべき事もなきにしもあらず、則ち其概略を左に記して一笑に供せん。

四月三十日昼夜を分たず鬚河と九連城と相対し近衛師団は正面攻撃をなしたり。吾が第二連隊第一大隊は師団の予備隊故、山之蔭に悉く叉銃休憩し師団長之命を俟つ。既にして我が砲兵は汽罐砲、ジュー砲、野砲、散砲を以て鶏鳴に先制攻撃を始む。敵も亦是に応戦し約一時間程砲射す。其声砲声殷々轟々として万雷の吼ゆるが如し。既にして吾が精鋭なる歩兵は河の第一流を難なく徒渉し沙上に散開伏射す。敵兵倉遑狼狽退却す。既にして吾が兵第二流を渡らんとせしに河幅広く浪強く是を吾が兵先づ徒渉を始む。深さ金玉を没す。依而二人手と手を組み進む。辛うじて渡河す。河幅丁度伊勢町浦之吾妻川位あり。是を渡り敵を撃退し玆に休憩約三時間、昼食を喫す。此之戦にて敵之死傷三四百名、捕虜合計千余人、砲及武器等夥多之分捕品あり。此之時敵の傷者死者道之両側に斃死するもの数うるに遑あらず。或は駄馬之負傷せるもの等続きたり。実に其悲惨の状克く筆紙之及ぶべきにあらず。吾が軍益々勝に乗じて追撃猛進し目下鳳凰城内にあり、数ヶ月此之地に滞在之筈。鳳凰城占領之際糧食之分捕、第一軍則ち二箇師団にて三ヶ年位食糧有りと云う。次に九月十九日吾が大隊近衛騎兵支援隊と成り黄旗堡子、砂里塞等を経て哨子河附近にて前哨となり、戦闘、此之時吾が第一中隊前衛となり敵兵を発見し騎兵及歩兵一箇中隊にて是を撃退し、此の時無事廿一日鳳凰城に帰る。是より連日之遊び或は中隊全般にて義太夫、俗歌、舞踊等を為さしむ。又京都本願寺の名僧松浦某氏なるもの各中隊を巡廻精神演説を為す等の事あり。又三十日の情報に依れば綿州城陥落、吾が第二軍の負傷約三千五百、敵の死傷五千余にて終に占領せり。砲六十門、其他数ふるに遑あらず。戦況終り。余は後便に譲。留守中は何分宜敷願上候。各位に宜敷御伝言願上候

五月三十日　　光吉

小林粂次郎様

彼は、その後の戦闘で左肺をかする貫通銃創を受け、野戦病院に収容された。治療のため脱がされた服を見た衛生兵が「この創では夜明けまでもつまい」と云ったそうだが奇蹟的に命ながらえた。この衛生兵が伊参村大道の塩野谷徳蔵であったことが後で判ったそうである。

彼は広島病院に後送され治療を受けて全治し、一年後再度出征、奉天から鉄嶺に進撃して終戦となり凱旋された。彼の父親、富沢森八は息子二人と自分を評して「兄の寅八は画かき、弟の光吉は字かき、俺は恥かき」とよく云っていたそうであるが、光吉さんの筆蹟は確かにそれを証明している。（手紙以外は田村有一の談による）

4　在郷軍人会の設立

中之条町郷土誌（一四六頁）によると、「明治二十七年郡ノ有志相諮リ吾妻奨武会ナルモノヲ起シ、会場ヲ吾妻郡役所内ニ置キ、奨武ノ気風ヲ養成スルト共ニ、軍人ノ慰撫援助ニ勉メ日清戦争前後ニアリテ最モ活動シタリシガ、現今奨武会ハ杳トシテ声ナキニ至レリ。引テ明治三十六年二月十六日在郷軍人有志相諮リ中之条軍友会ナルモノヲ組織ス。其目的トスル所ハ存郷軍人ノ品位ヲ保チ相互ノ友情ヲ温メ協同一致軍人思想ノ発達ヲ図リツツアリ」と記述している。日清戦争を契機に吾妻郡内にも各地に奨武団体が発生し、在郷軍人会の前身的活動を展開した。三十年代に入ると、これが発展して各地の在郷軍人を中心に町村に軍友会が設立されていった。伊参村でも三十六年一月に軍友会が創立された（三十八年六月二十日付森田安四郎村長から吾妻郡長への報告文書による）。当時は全国的に在郷軍人主体の尚武団体が設立されたようである。この時の伊参村軍友会の三十五条にわたる会則がつくられたが、その主な要項だけを示しておく。

第一章　総　則

第一条　本会は伊参村在郷軍人を以て組織し伊参軍友会と称す

第二条　本会は在郷軍人の品位を保ち相互に友情を温め協同一致軍人思想の発達を図るを目的とす

第三条　本会の目的を達する為左の事業を堅く躬行すべし

一　勅諭の聖旨を奉戴し読法の主旨を遵守すること

二　現役中教育せられたる軍事思想を保持し特に軍人精神の発達を図ること

三　一般法律は勿論陸海軍の法令を厳守すること
四　郷党を誘導し尚武の気象を養成振起すること
五　補導兵の教導となり一般壮年子弟の儀表となること
六　厳に品行を修め家務に精励し庶人の愛敬を得んことを心掛けること
七　業務の余暇を以て互に軍事上新古の研究と簡単なる教科の復習をなし同心一致、他日の報公を期すること
八　戦時若くは事変の際は勿論勤務演習簡閲点呼等の令ある時は速に応召する準備を整え置くこと
九　地方軍事教育の発達を図り且つ兵役応召者の入営を奨励すること
十　新たに入営すべきものに普通学を温習せしむること

第二章　会員

第四条　本村在郷軍人、帰休兵予後備役軍人及び第一第二補充兵役に服務中にあるものを正会員とす
第五条　本村在郷軍人にして第一第二国民兵役に服する者を特別会員とす
第六条　会員以外の士にして左の諸項に該当する者は本会の決議に依り賛助会員に推挙するものとす。但し会員証書は別に定むる所による
一、軍事上に関し功績ある者、又熱心尽力する者
二、特に本会に対して裨益の行動ある者
三、本会の趣旨を翼賛し特に金品を寄贈する者
第七条　略
第八条　会員は本会会費として一ヶ月年金十五銭を納付するものとす但し家族にして正会員たるものは金十銭、二名以上のものは一名につき金五銭とす
第九条　会員は他へ転籍若くは其の他相当の事由なくして退会することを得ず但しやむを得ず事故ある者は其の理由を会長に届出で承認を受くべし
第十条　会員にして会則に違背し軍人たるの本分を失墜し会員たるの体面を毀損する等の所為ある者は本会の決議により除名す特別会員にして素行おさまらず軍人の態度を失し体面を汚す者ある時は前項の所定を適用す。会員にして会則を無視し若くは之を誹謗する者あるときは本会の決議の上其の名籍を削除し待遇を謝断す

そして会則の末尾には軍友会員の署名捺印がしてあるが、その氏名をあげておく。

仮会長　森田安四郎、生須長十、唐沢周蔵、関隆市、中沢壽三郎、中沢茂十郎、塩野谷栄作、塩野谷徳蔵、吉沢要作、

小渕麻吉、富沢古三郎、斉藤峰作、竹渕惣太郎、山田由太郎、高橋辰蔵、内海浦次郎、唐沢政七、須藤春蔵、綿貫七五郎

この会則は三十八年四月十五日に会則に附属する補則をつくり、伊参村に住居する者全員のものとすることを決めている。この時の説明書によると、

伊参村会は総て兵士に関することは一村協力一致して軍友会に一任してきたが、……在郷軍人の十中八九は出征し、本会の活動は自然形式的となり易いので、会則を変更して補則を

明治三十八年六月二十日、伊参村長名で吾妻郡長に報告した文書によれば、

一、団体の名称　伊参村軍友会と称す
二、団体の創立　明治三十六年一月
三、団体の組織人員、伊参村住民を以て組織す員数三八九人
四、団体の代表者　伊参村長森田安四郎
五、応召者家族に対し農事繁忙の際手伝料として年二回（春秋）に分ち計金参円を給与す又村内に於て道路普請人夫及義務にて勤務する人夫等はなるべく除くこと
六、応召の際は餞別として金五円ずつ猶送旗一旒を寄贈すること
七、戦死者には会員中寄附を募り且つ村会に補助の下附を請求し葬儀に合し村葬を挙行すること
八、出征者に対し帰郷の際（凱旋の時）木杯一個を寄贈すること
九、出征者に対し慰問状を発送すること（発送したること三

つくり軍友会の名義で実行したい。このためには本村居住者皆会員とならなければならない。これは出征軍人帰郷のときには協議して廃棄することができる。

回）、其の他日露戦局出征軍人家族に対し尊敬すること
右は出征者一般に施行すること、現に実行しつつあり
十、資金を得る方法　一人応召員ありたる時は会員一人に付金五銭以上割当徴収し剰余金を以て家族の救護費途に備え且つ手伝料等一切の費用に充つ
十一、納金の結果　良好なり
十二、収支
合計　収入金　二〇九円五一銭六厘
会員の割当金
合計　支出金　一九〇円八五銭一厘
前項餞別及手伝科費用に支出したるもの
残金　合計金　一八円六八銭五厘　現在
本村出征軍人家族には未だ扶助救護の急なる者なし。

5　忠魂碑の建設

○伊参村の義勇奉公碑

伊参村の義勇奉公碑の建設は明治四十一年九月、乃木将軍の筆で、記録によれば建設費は次の通りである。

義勇奉公碑建設費計算書

収入の部

一、金二三四円九銭　寄附金収入高
一、金二五〇円　村費補助
一、金一五円二六銭五厘　塩野谷義松建碑金
計金五一九円三五銭五厘

支出の部

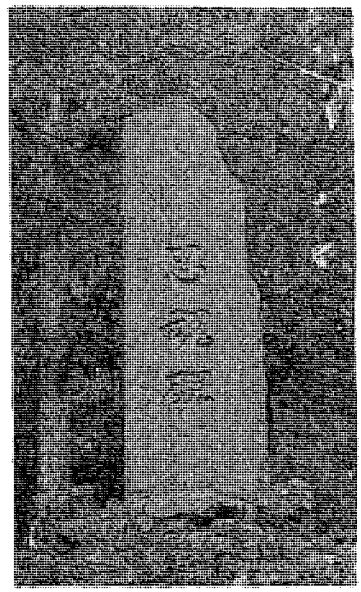
一、金四二四円二一銭五厘　工事諸費
一、金六七円二九銭一厘　建碑式費用
一、金四一円二五銭　借入金利子
計金五三二円七五銭六厘
収支差引　金一三円四〇銭一厘　不足
未収入寄附金　二六円四三銭あり



伊参村の義勇奉公碑

○名久田村の忠魂碑

吾妻神社の境内にある名久田村の忠魂碑は大正七年十一月の除幕で、宮崎駒次氏が会長の時である。高さ約四米、碑文は福島安正大将の書で、伊能平八外十名が刻まれている。平の関作平が請負い、碑材の運搬は特製の地ゴロによったと云う。



名久田村の忠魂碑



沢田村の忠魂碑

○沢田村の忠魂碑

沢田村の忠魂碑は昭和五年四月で、村が主催となって在郷軍人及び青年団員が協力出動して建立した。碑表は東郷元帥の揮毫である。

四　シベリヤ出兵

1　従軍者は語る

第一次世界大戦中の大正六年、ロシヤに革命が起き、ロマノフ王朝が亡びソヴィエト新政府が誕生した。連合国側はロシヤ革命に干渉を決し、日本はシベリヤへ出兵し要地を占領、反革命軍を援けると共に居留民保護に当った。

郷土部隊の高崎歩兵第十五聯隊は聯隊長円藤作蔵大佐に率いられて出動し、極寒地にあって神出鬼没のゲリラ部隊に攻撃され苦闘したと伝えられている。

当時同聯隊の第三大隊第九中隊の一員として出動された大塚（旧名久田村）の田村勇丸に直接伺ったことに拠って概要を記すこととする。



田村勇丸

大正七年十二月一日入隊して一期の検閲が済んで間もない八年の四月二十六日、黒山のような見送り人の万才の声に高崎駅を後にし、二十九日青森港で御用船海寧丸に乗り込み、ウラジオストックへ上陸したのは五月二日、守備隊の本拠ハバロスクへは六日に到着した。着いて間もない十四日、突然松橋中隊長に呼ばれ、何事だろうと出頭すると五月十日に「父が死んだ」と云う知らせだった。親の死に目に逢えない無念さに暗黙とし、悲愁の念を禁じ得なかった。

当時は軍縮ムードの時代だったので一箇大隊と云っても三箇中隊の編成だった。高崎在隊中は渡辺大尉が中隊長だったが出征時松橋林次郎中尉に替った。若い中隊と云う訳でもないだろうが九中隊は他の中隊に比べて転戦や討伐出動が多く主なるものを挙げると次のようであった。

年、月、日　討伐出動又は戦斗方面

八、七、二九　アルカジ附近の討伐

〃　八、一六　チョロノゴカ附近の討伐

〃　一〇、一三　エカテリースラフカ・ボリゾフカ・ビツクロフカ附近の討伐

〃　一〇、一八　ウオスクレセーノフカの討伐。（註この時九中隊は単独でハバロスクから六里離れているミハイロフカの守備を命ぜられた。敵襲があれば尼港のように全滅の危険があった。）

〃　一一、二九　ビキロパーロフカ方面討伐

〃　一二、三〇　クラスヌイイヤル方面討伐

九、一、四　ヨイローフカに於て戦闘

〃　一、二一　オスネーセーノフカの戦闘

〃　二、五　ピキロハーロフカ・アルセニチフカの討伐

〃　六、二　ハバロスクに帰着

九、一〇、一〇　ハバロフスク出発　　九、一〇、二九　宇品上陸
〃　〃　一五　ウラジオストック出発↓露領ポセット経由　〃　一一、三　凱旋。
〃　〃　二五　会寧着守備↓清津出発

以上が田村さんの戦歴である。討伐に行く時はロシヤ人の橇に乗って出動した。討伐では風呂にも入れず、彼等から虱をうつされて困った。厳寒地の虱退治は夜間衣服や肌着を屋外に一晩中吊しておくと虱が凍み死んで赤くなるので退治が出来た。また栄養の関係で殆んどの者が「ヨメクラ」になり、目の高さより上は見えるが目の高さより下の方が皆目解らなくなり、命令されてオドオドするばかりで困った。立小便をすると小便が一本棒になるそうではないかと帰宅後よく聞かされたが、棒にはならないが、下の方からだんだん凍って途中までは高くはなった。夏は蚊と蠅が多かったので歩哨に立つ時は網袋を被った。ロシヤ人は割合おおらかでこせつかず、悪感情はなく、紙片に煙草の粉末のようなものを巻いて吸っていたので、内地の煙草を呉れるとその喜びようは大変なものだった。慰問袋は非常に嬉しかった。自分は煙草を吸わなかったので戦友やロシヤ人に呉れてやった。

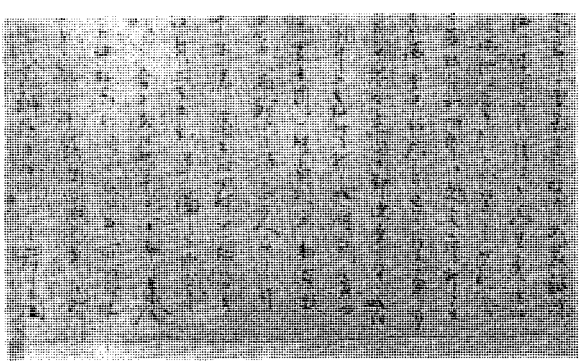
衣食に不自由はしなかったが兵隊の中の大工が作った手製の風呂は漏って困った。ハバロスクでは井戸水以外河の水を消毒して使用したが、下田軍曹が生水を飲んで軍医に叱責された時「死んだっていい」と口答えをしたため、「生水を飲んで病に斃れて銃後の歓呼の声に応えられるか」と激怒された。たまたま同軍曹はその後病気になったが、軍医に診察を頼むことが出来ず、衛生兵の厄介になり長く病まれた。

酒も煙草も飯まない田村さんは大正九年九月九日軍旗衛兵を命ぜられ、十二月十日には連隊長から善行証書を付与され、十二月二十五日勲八等白色桐葉章賜金四〇〇円授賜の恩命に浴し従軍徽章を授与されたのである。

2　シベリヤ前線からの戦闘の郵便

つぎに、シベリヤ派遣の同じ第十五聯隊第二中隊、倉林庫三（中之条町大字中之条町）が、ハルピン市街戦に参加した際における戦斗状況を、大正九年六月二十一日付野戦郵便にて、同町の万年屋小池時次郎宛に報知してきたが、その一部を掲げておく。

当時小生儀、哈府（ハルビン）市街戦に参加致し候。略乍ら当時の情況御報知仕り候。……四月二日零時三十分郵便車にて哈府に向け出発仕り候。四月四日午前十時当列車は過激派軍人満載し約三四百人在之候。午後四時中隊にても殺気立ち出動準備に候ひき。明けて五日午前九時二十分全部集合の上、中隊長は曰く、本日午前九時三十分を期し、全露国過激軍に対し武装解除を命ずべく、若し聞かざる時は、直ちに攻撃に移る可しとの事にて、全員は、ここに意気旺盛、刻々の分秒を待ち居り候処、俄に近傍に砲声起り、尚中隊もここに戦斗と相成候。彼等は日本軍の行動を予期せざりしものにてか、武装せる者は二三人のみ。他は寝台に付き居り候。さればかくと知るや、彼等は兵器を取る隙なく身をもって逃げ去り候。中隊長は該兵舎に突入するや、敗残兵二名、小さき室より出で、中隊長殿は彼れの狙撃に合ひ残念にも名誉の戦死を致され候。之に続いて幼年学校の攻撃とはなり申候。当校は彼等主力の依る所にて実に猛烈を極め候。敵は学校及東側兵舎倉庫各窓並びに其周囲に散開し我に向ひ射撃を開始致し候。……対戦約三十分、敵の死者約三、四十、我隊も前方並に左側方より敵の射撃を蒙り、死傷者続出、機関銃の大部分、歩兵中隊亦死傷者相続き攻撃前進困難に候へしかば、第一中隊の兵舎南側壁に據り小銃及機関銃火を主として倉庫敵



倉林庫三（中之条町）ハルピン市街戦についての前線からの書簡

に集注仕り候。……此日戦斗に於て第一中隊戦死者青木曹長以下十二名、第二中隊中隊長以下五名、第三中隊一名に之あり候。

幸に迂生儀、毛傷だに蒙らず爾後頑健にて軍務に服し得られしは御一統様平素の御祈願に外ならずと謹んで御礼申上げ候。先は簡単乍ら四月五日哈府（ハルピン）幼年学校附近戦況御報知申し上げ候。

大正九年六月十四日　　倉林庫三

小池時次郎様

註　本書簡にはハルピン市街の幼年学校附近における過激軍（ソ連軍）との戦斗状況が詳しく報知されている。長文にわたるので中略した部分も多い。

3　軍縮時代の入営と除隊

大正七年（一九一八）の第一次世界大戦が終結すると、世界は平和と軍縮の時代が到来した。大正期の後半がこれに該当するが、この時期はまた日本の近代史における自由と民主主義がわずかに開花した一瞬でもあった。

さてこの大正期における軍隊生活への入営並びに除隊の際の村の送迎会の送迎の辞とその答辞を通じて、その時代様相などをみることにしよう。

大正十二年（一九二三）十一月二十九日、伊参村では入営兵並除隊兵の送迎会が行われ、蟻川小学校六年生の綿貫喜三郎が送迎の辞を、また帰郷兵の斉藤一二曹長は除隊兵を代表して答辞を述べている。

送迎の辞

世界各国マサニ平和ノ気分ノ漲（みなぎ）ルニ至レルハ寔（まこと）に喜ブベキ現象ナリ。然レドモ華府（ワシントン）会議ニオイテハ戦艦ノ比率ヲ大ナラシメ且ツ新艦ヲ加ヘテ頓数ノ大ナランコトヲ望メルトカヤ。抑々（そもそも）是ハ何ヲ意味スルカ。真ニ人類ノ幸福ヲ願ハバ何ゾ戦艦ノ云々ヲ論ズル必要アランヤ。我等ハ深クソノ裏面ヲ観破スルノ必要アラン。カカル時期ニ当リ諸氏ニハ近々ノ中ニ入営セラル。其ノ責任ノ重且大ナリト謂フベシ。入営後ハ一向勅諭ヲ遵奉セラレ軍人精神ノ貫徹ニ努メラレンコトヲ望ム。

本年帰郷ノ諸氏ニハ国民ノ三大義務ナル兵役ニ服シ二星霜

ノ間、軍隊生活ニ於テ心身共ニ遺憾ナキ鍛練を積マレ、本日ヨリ郷里ノ人トナリ、吾妻後輩ノタメニ指導ヲ賜ラバ我等ノ光栄何物カ是ニ加エン。聊カ蕪辞ヲ述ベテ送迎ノ辞トナス。

大正十二年十一月二十九日

伊参村小学校生徒総代

蟻川尋常小学校六年生　綿貫喜三郎

答　辞

時維大正十二年十一月二十九日不肖等帰郷者ノタメニ斯クモ盛大ナル歓迎会ヲ挙行セラレ洵ニ感激ノ至リニ堪エズ。回顧スレバ吾々ノ入営スルニ当リ将ニ本村出発ニ際シテハ熱誠ナル歓呼ノ裡ニ送ラレ後ハ村民並ニ軍人分会ヨリ有力ナル御厚情ノ許ニ各々幾星霜、無事其ノ義務ヲ果シ、玆ニ再ビ郷土ヲ踏ム事ヲ得タルヲ喜ブ。然リト雖モ此間何ノ功ナク唯空シク通過シタルヲハズ。而シ過去ハ詮方ナシ。今ヤ世界ノ平和ヲ表ニシ軍縮ヲヨベドモ列強ハ皆浦々船ヲ浮ベ陰に剣ヲ磨ケリ。軍備等閑ニスベカラズ。吾々帰リテハ良民トナリ在郷軍人ノ末席ヲ汚ス上ハ先輩ノ御指導ニヨリ軍人会ノタメ、ハタ本村ノタメ精励恪勤シ益々軍人精神ヲ養成シ身体ヲ鍛エ武術ヲ練リ軍事知識ヲ増進シ、在郷軍人ハ動員ニ於ケル国軍ノ中堅タルヲ忘レズ一旦有事ノ秋ハ鉾トナリテ花々シキ戦場ヲ活動シ君国ノタメ貢献セン覚悟タルヲ期ス。

聊カ蕪辞ヲ綴リ在営中ノ御厚情ヲ謝スルト共ニ一同ヲ代表シ答辞トナス。

大正十二年十一月二十九日

帰郷者総代陸軍歩兵曹長勲七等　斉藤一二　敬白

以上、小学生代表の送迎の辞、帰郷兵代表の答辞を通じて、第一次世界大戦後の軍縮時代における郷土の人々の意識をみると「世界は表面は軍縮平和であるが、裏面では造艦軍備につとめている状況をみて「軍人精神ヲ養成シ、身体ヲ鍛エ、武術ヲ練リ」、有事の際に君国の為貢献せんとしていたことが示されていた。軍縮期における農村の人々の思想と当時の都市の一般世相との相違が察知される。

五　満州事変より太平洋戦争までの概観

1　まえがき

昭和六年九月十八日、奉天北郊の柳条溝爆破事件を契機として満州事変が勃発、更に七年一月には上海事変と、日支間の関係が只ならない様相を呈し、郷土部隊の十五聯隊は上海へ、続いて北満警備へと転進、馬占山討伐等に活躍の報が銃後へ逐一報道された。

昭和十二年七月七日、北京郊外芦溝橋で日中両軍が衝突するに至って戦時色が濃くなり十五聯隊は彰徳攻撃に当り翌年四月には徐州作戦に参加、開封攻略に任じた。

中国との戦争が拡大するに従って、高崎では郷土部隊が続々編成され、応召者はますます増加した。中支派遣軍に属して杭州湾に上陸し、南京攻略に当ったのは昭和十二年十月に編成された歩兵第百十五聯隊で、雨華門一番乗りの戦果を収めたのは蟻川潔部隊であった

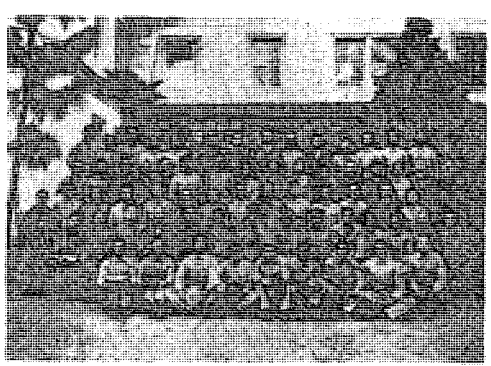
昭和十六年十二月八日、大平洋戦争に突入するに至って、陸に海に戦線は拡大の一途を辿り長期戦の様相を呈し、戦線、銃後を問わずの総力戦となり、緒戦の戦果も年と共に後退の余儀なきに至って、昭和二十年八月十五日のついに終戦を迎えたのであった。

2　昭和戦前戦時期の徴兵検査

昭和になってからの吾妻地方の徴兵検査は、主に五月～七月頃、各町村別に連日中之条町役場で実施された。郡内各町村の該当青年たちは検査の前日から旅館に泊りこんで待機した。そのため郡の徴兵検査期間には町中も中々の賑わいだった。明治・大正・昭和と各時代別にも徴兵検査にのぞむ青年たちはじめ、家族の心構えなども変ってきたが、満州事変以後、特に日華事変の長期化により戦時的世相が現われるにつれて、青年たちやこれを取まく町村民の徴兵検査に対する真剣さも強まっていった。とにかく小学校卒業以来、男子同級生のほとんど全員が揃うのはこの兵隊検査の時以外にはなかったし、またこの徴兵年令時こそ、社会的にも一人前の大人に認知される画期であったことも加わって、この検査時には同年仲間や家族及び近隣仲間らによって多くの祝福をうけた。検査後にはどこでも必ず記念撮影や祝いの酒宴会等が催された。

さて満州事変勃発の昭和六年（一九三一）の徴兵検査成績についての県学務部長通牒をみると、

(イ)受検者数九、九七九人、合格者五、三八五人、合格者率五四％（前年に比し〇、四％減）、(ロ)トラホーム一、八九五人（前年ヨリ五〇四人増）、(ハ)花柳病患者五八人（前年ヨリ十一人増）、(ニ)受検態度並ニ壮丁教育ノ成績ハ大体前年ニ比シ良好、青年訓練ノ普及シタル反映ト認メラレル。(ホ)思想上注意スベキ壮丁ハ極メテ僅少ニシテ憂慮スベキ程度ニアラズ……次ニ兵役義務尊重ニ就テハ前年度ニ比シ向上ノ傾向ニアリ。即チ適令未満ノ現役兵志願者、前年度、二一〇名ニ比シ本年度三八



昭和10年中之条町の壮丁の徴兵検査

一名ニシテ一七一名ヲ増加シタルハ洵ニ喜バシキコト……」とある。なお吾妻郡については、「検査人員六〇〇人、うち甲種一六五人、第一乙種五六人、第二乙種一二〇人、計三四一人（合格率五六％）、丙種以下二五九人、各郡の成績順位ハ三番ナリ。トラホーム患者七八人（一三％）、花柳病患者四人（〇、六七％）と記述してある。

つぎに中之条町役場事務報告書によって大正末期から昭和戦前・戦時にわたる中之条町壮丁の徴兵検査の成績（身体検査・学力検査）により、その実態をみておこう。

第1表　壮丁身体検査の成績別人数（中之条町）

	受験者数	甲種	乙種		丙種	丁種	入営兵
			第一	第二			
大正14	48	15	11		21	1	8
15	49	16	18		12	3	9
昭和2	37	15	14		6	2	7
3	55	18	17		16	4	一
4	55	11			44		
8	48	15			33		9
10	52	9			43		8
14	56	15	17	12	12		一
15	52	12	18	9	8	5	一

（資料）　各年次中之条町役場事務報告により。

町の壮丁は大体五十人前後（昭和二年を別に）、身体検査では（第1表）、甲種合格が三割前後、翌年正月入営者は例年八、九名だった。学力検査（第2表）では、昭和十年前には中等学校卒業を除く全壮丁に対し学力検査を併せ実施していた。その成績は学力丙丁のものがかなりあったこと、特に大正十四年には丁が二十一人もあったことが注目される。小池善吉「昭和時代の中之条町」（一八一～一八二頁）による。

第2表　壮丁学力検査成績別人数（中之条町）

	甲	乙	丙	丁	計
大正14年	6	11	10	21	48
15	16	14	7	4	41
昭和2年	11	15	3	1	30
3	18	25	9	2	54
4	13	28	4	2	47
8	9	19	15	3	46

（資料）　第1表に同じ

六　満州上海事変から日華事変へ

1　満州へ王道楽土を求めて

昭和四、五年は非常な不況で物が売れず物価が下落して、農村生活も困窮した。働きたくても職がない始末、特に二、三男は邪魔者視される風潮のなかで、その対策として日本の生命線が海外へ、特に満州の広大な荒野へ向けられるようになっていった。

昭和六年九月十八日、満州事変が起り、関東軍は僅か一万余の寡兵で大勢を制し全満の治安確保に任じ、日本は国際連盟を脱退し、満蒙三千万の民衆と王道楽土の建設に着手し、昭和七年三月一日満州国の誕生を見るに至った。爾来、満蒙は日本の生命線として、移民が奨励され、あらゆる面の開拓が図られた。これより先き一月上海で中国軍と日本陸戦隊の衝突があったが間もなく鎮静に帰したので、急遽上海に渡った十五聯隊は北満に移り、警備や馬占山討伐に当った。

2　大陸の前線における郷土の人々の奮闘

(1)　部隊の華と散った富沢稔雄伍長

上海事変に出動し昭和七年三月十三日呉淞に上陸した高崎の十五聯隊は五月六日北満に転進、馬占山軍の討滅に戦果を挙げた。特に田中信男少佐の率いる第二大隊は「武功抜群ナリ」の感状を関東軍司令官本庄繁大将から授与され



富沢稔雄顔写真

る偉功を立てた。

田中大隊長の伝令として奮闘したのが五反田出身の富沢稔雄上等兵である。

「どこまで続く泥濘ぞ、三日二夜は食もなく」と歌われた、雨季の満州で、大隊長の弁当をつけている乗馬が落伍したため、劉家店まで取りに行くと申し出た時、隊長は、それなら丁度よいから連隊長宛の重要な報告書を持参せよ、だが用心して行けと命ぜられ、敗残兵横行の危険の状況下を無事任務を果した。のみならず、連隊長よりの命令、地図を受領の際、「連隊長殿大隊はもう食うものがありません」と率直に具申した。温情に富んだ甘粕隊長は早速、部下に命じて米を集めさせ支那馬四頭に積み大行季の兵二名をつけて返した。果てしない平原のぬかるみや森の中を夜通しかかって漸く未明に大隊の露営地に辿りつき「餓死か追撃か」と云う悲壮な状況下の大隊を蘇生させ、馬占山殲滅の素因を作り、甘粕連隊長から賞詞を授けられたのであった。

翌昭和八年三月十四日、大隊長当番として景星鎮附近の討伐に参加し、前七可奈と云う蒙古部落に至った時、追いつめられて逃げ道を失った二〇〇余の敵は壁をめぐらした陣地によって死物狂いに抵抗し小銃も、機関銃も通らず、味方の死傷者がふえて来る有様に、大隊長は丁度敵陣前に積んである藁に眼を付け点火して火攻めを考え「誰かあの藁に火をつけて来い」と命じた。「ハイやって来ます」と飛び出したのは隊長の後にいた富沢上等兵と伝令の木我一等兵だった。敵は眼の前に現われた二勇士目がけて乱射乱撃。敵前作業に火は忽ち炎々と燃え上り、家屋から家屋へ移って行った。二勇士は身をひるがえす暇もなく、富沢上等兵は右頬頸部貫通銃創、木我一等兵は胸部をやられて部隊

注目の面前で散華した。戦斗が終るや田中大隊長は伝令或は当番として一年有余、苦楽を共にした富沢上等兵の手を固く握りしめ、熱い涙が頬を伝わるのをどうすることも出来なかったと伝えている。

戦ひのあとの野末にひれ臥して
　手を握りつつ亡き兵に哭く

これは大隊長が富沢上等兵の死を悼んでよんだ一首だと云う。（富沢義正所蔵の文書による）

(2)　郷土部隊北支の奮闘

日支事変に当って北支に転戦した郷土部隊（連隊長森田大佐）が歓呼の声に送られて、高崎駅を出発したのは昭和十二年八月二十九日の午前八時四十五分で、九月二日大阪から「たこま丸」を先頭に八艘の運送船に分乗、九月七日塘沽に上陸、天津―永定河渡河―黄村―彰徳―大双―温県―猛県―垣曲―北京―天津―津浦線南下―鄆城―徐州と北支の野を縦横に馳駆して、攻撃に警備に赫々の戦果を収めた。

彰徳攻撃に第一線に立って左手に擦過傷を受け、陸士校付きとなって帰還した糸日谷大尉は部下の奮闘ぶりを次のように語っている。

彰徳城門攻撃の時には第一線に立っておりました。部下の小池茂吉少尉（中之条町出身）は攻撃目標である西南門外の敵前二、三十米の処に頑張り、砲兵が城壁破壊射撃をやるから危険だからといってもきかず、わが砲弾によって破壊される城壁の破片を被って敵をねらっていました。そのうちに血みどろの工兵



前線における小池茂吉少尉（左端）

決死隊の上等兵が二重になっている城門を破壊しましたとの情報を知らして来ましたので、それとばかりに〇隊の河合利隆准尉と二人が競争で弾幕の中、工兵の生埋めとなっているのを踏み越え、小池少尉と三原袈裟雄上等兵（群馬郡金島出身）の二人が真先になって刃向ふ敵一人を軍刀で斬り捨て、一人を三原上等兵が射殺して西南門上に現れ日章旗をふって「〇隊が一番乗りをしたぞ、皆続け」とばかりに絶叫、城壁の上でわが軍を苦しめていた敵兵を殆んど〇隊独力で掃蕩しつつ、西南門から南門、東門、北門と一周し、捕虜一八名、チェコ機銃三挺を分取った。全く小池少尉の如きは平素虫も殺さぬような温順な性質であるのに、一度戦場に立てば何時でも真先に進み、鉄兜も冠らず、演習のようにしているのでいつも私が矢釜しくいって鉄兜を冠らせ、伏せさせていたくらいの勇敢さでした。然し此の小池少尉も遂に城壁上で右手掌に手榴弾の破片創をうけて終いました云々…

小池少尉は引き続いて各地に転戦されたが徐州策戦の前哨戦に当る鄆城攻略戦の十三年五月、前後二回、将校斥候に出動、第二回目に徹夜の偵察を終えての帰途、十一日黎明の五時頃、夜が白々と明け初めて来た為め、敵の察知するところとなり、右大腿部に貫通統創を受け、軽戦車の救援によって漸く帰隊することを得たと語っている。

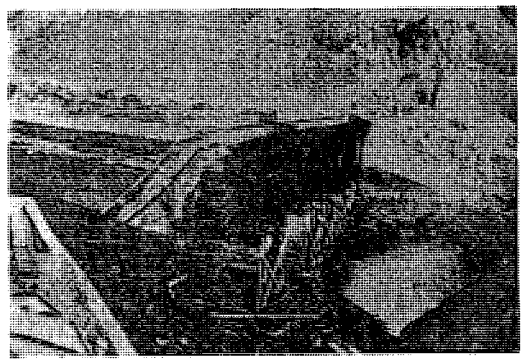
（東京日々新聞及小池茂吉談による）。

(3)　人情部隊長の南京一番乗り

日支事変に際し昭和十二年十月歩兵第百十五連隊が編成され、中支に出動、杭州湾に上陸した矢ケ崎部隊の中隊長として活躍されたのが中之条出身の蟻川潔中尉である。

敵の首都南京攻略戦に於て奮闘中、十二月十日南京南方鳳台の戦闘に於て右下腿破片創を負って重傷である（十二月二十六日上毛新聞）と報ぜられ、郷土の人達を心配させたが、その後、傷は頗る軽微で、南京戦後も引き続き精鋭を率いて杭州攻略に出動の旨、実家へ次のような便りがあり、家族一同愁眉を開いて武運長久を祈った。

歳末の折柄御忙がしい事と存じます、十日より南京総攻撃を開始、我が隊は第一線となり奮闘致しました。攻撃は十二日迄続き漸く十二日午後〇時二五分城門（雨華門）外に進出いたし愈々入城と相成り、我が隊（全員一九四名）は再び連隊の第一線一番乗を命ぜられ名誉の入城を致しました。（初めに入ったのは六、七十名）。入城はいたした儘、前進不能、門より百五十米の家屋に隊を集結、敵襲を受け乍ら一夜を明かしました。夜明と共に敵は退散、午前八時城頭に連隊旗を奉迎



破壊された雨華門（右上方）中央に
見えるのは鉄道線路の残骸

いたしました。十三、十四日市内の残敵掃蕩に従事、十五日は戦死者の火葬、遺骨は隊の事務室に納め香華を手向けて居ります。此の戦闘に於て我隊の損害は戦死十三名、内少尉二名戦傷二五名、小生は幸い第一日に右足に三糎程度の負傷、第三日の入城後矢張り右の膝に軽傷を負いたるも勿論些少にして極めて元気で服務致して居りますれば御安心御願い致し度、明十七日出発抗州攻略に向います。〔注（　）内は蟻川氏後日談による〕



蟻川潔自宅前の日支事変
十三勇士忠霊碑

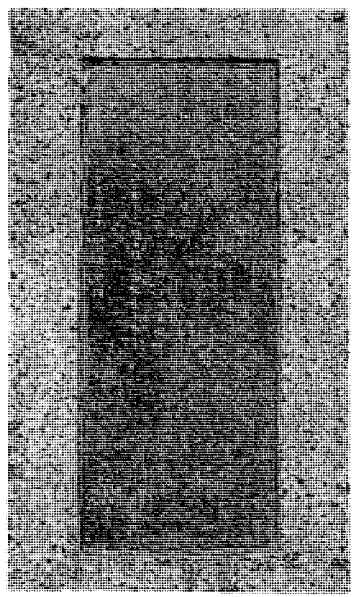
この南京攻略の十二月十二日を戦死した部下の命日と定め、人情部隊長蟻川潔中尉は帰還後、自宅の門前に「十三勇士忠霊碑」を建立し、昭和十四年以来、遺族と共に英霊

の冥福を祈ると共に手打うどんをご馳走している。なおまた蟻川隊の勇士は毎年一回会合して旧交を温め往時を偲んでいる。

(4) 凱旋記念碑

西中之条芝宮神社の幟旗掲揚塔の傍に、満洲、日華事変に応召され、赫々たる戦果を収めて無事帰還された方々の記念碑がある。

昭和六年乃至昭和九年ノ日支事変ノ勃発スルヤ徴ニ応ジテ吾等七名従軍シ悪戦苦斗実ニ十数回ノ多キニ遭遇スルモ克ク身命ヲ全ウシ無事凱旋ノ栄ヲ得タルハ
上大元帥陛下ノ御綏威ト霊験新ナル神明ノ加護ニヨルモノト深ク感銘スルト同時ニ下郷党銃后後援ノ賜ト深謝措ク能ハズ茲ニ微衷ノ一端ヲ録シテ記念トス
昭和十年六月
村社芝宮神社々掌福田福太郎



石井銀平　唐沢　弘　唐沢貞二　唐沢幸雄　唐沢貞吉　福田政平　鈴木和蔵（イロハ順）

西中之条出身の満州・日華事変帰還兵たちの記念碑

3　銃後の美談と表彰

(1) 銃後の護りは固し

昭和十二年八月十日の上毛新聞は沢田村上沢渡の福地定雄（二四）の新妻みん（二一）のことについて次のように報じている。

赤貧、妻は産褥に臥し
　友愛の石工と義俠医師の美談
　心尽しも甲斐なく母子死亡す
　夫は北支に奮戦の身

超炎暑の北支に転戦する勇士の家族に降り注がれた隣人愛の美談二重奏――吾妻郡沢田村大字上沢渡石工福地定雄君は目下北支の〇〇部隊に属し暴戻支那軍膺懲に奮戦中であるが、銃後の留守宅を守る新妻みんさんは妊娠中にも拘はらず夫君の武運長久を祈りつつ「人々に後れを取って呉れるな」と健気にも村の氏神に日参を籠めて居たが、去月二十三日俄に産気付き非常な難産に陥った処が赤貧洗うが如き家庭の事とて医師の診療も乞はれない悲惨振り、これを伝へ聞いた福地君の友人中之条営林署管内水害復旧工事場の石工さん四十七名は零細な金を醵金し合って中之条から剣持医師を招き手術を行ったが手遅れの為め不幸にも胎児は死産且つ母胎も急変化を告げるに到ったので、医師は絶対入院の必要を説いたが何しろ前記の如く一文の蓄へもない事が判明し、その上種々悲惨な家庭状況を聞かされた同医師は、これ亦非常に感激し「皇軍将士家族の世話をするのは銃后を守る我々の義務だ」とて手術料、入院費その他一切無料奉仕を申出で早速みんさんを自家に入院せしめ、あらゆる手当を施したが、哀れにもみんさんは去る五日の夫君の健斗を祈り且つ自分の病弱は夫に申訳ないとて偏に夫の身を案ずる言葉を残したまま死亡してしまった。この悲話に前記四十七名の石工さん達は協議し合った結果、来る一五、六両日の盆休みを断然廃止して平常通りの労働に従い、それで得た賃銀はみんさんの葬儀費用及奇特な剣持医師に対する謝礼の寸志に当てる事になり尚且つその残金は国防資金に献金することに相談一決し、その上みんさんの死亡については一切、福地君には知らせず十二分の奮闘をさせ様と誓い合った。一方附近村民は石工さん達の篤い友情及び剣持医師の奇特行為に絶讃の嵐を浴びせ掛けると共に、何事も知らずやがて生れ出る可愛い若児といとしき妻を思い乍ら勇気百倍する勇士福地君の身に思いも致して同情の涙を注いでいる。

(2)　多数の軍人を出した家庭の表彰

満洲事変、上海事変と状勢が変化するに従って、戦争の原動力である兵員の確保、銃後の人的資源の拡充と云う観点から「生めよ殖やせよ」が強調される反面、一家から多数の兵役服務者を出した家庭に対しては賞賜品が交付された。昭和八年から同十三年の間に表彰された家庭は次の通りである。（県文書課記録による）

○木杯一組（五名の家）伊参　小林隣藏
○木杯一箇（四名の家）沢田　町田作太郎　山口唯市　山口兎五郎　田村与四郎　田村茂佐吉　伊参　小渕儀八　唐沢佐太郎　名久田　福島喜作
○表彰状（三名の家）中之条　蟻川銀太郎　小林總太郎　篠原亀太郎　唐澤豊松　剣持真平　山本峯松　中澤親次　加納巳之作　塚田森次　宿屋七藏　青柳宗太郎　小池宗太郎　今泉英樹　湯本忠八　狩野朝吉　沢田　安原作平　宮崎倉吉　湯本源重郎　高平清吉　島村平三郎　関美代志　黒崎照吉　宮崎正平　木暮延壽　湯本傳吉　関喜藏　茂木節郎　愛敬栄太郎　田村広吉　竹渕藤平　井上次郎　島村磯吉　篠原夏藏　田村暖藏　関彌七　唐澤浪一郎　伊参　福田熊藏　田村二三郎　綿貫七五郎　須郷賀重　綿貫盛之助　綿貫松太郎　齋藤仲次　堀口愛藏　齋藤慶三郎　森田吉郎平　生須兼吉　伊能清五郎　小渕文太郎　田村耕作　山田ふみよ　名久田　綿貫貞作　小池武八　剣持英雄　関長吉　宮崎平三郎　高橋幸次郎　割田彌作　剣持寛一郎　小池伊雑吉　青木忠吉

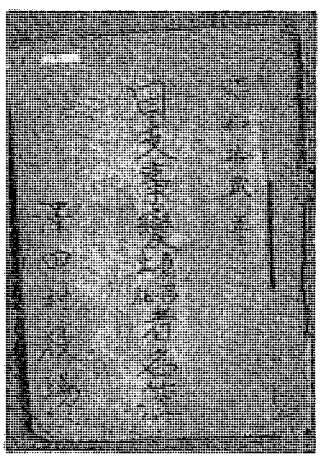
(3)　**子宝家庭の表彰**

また、昭和十五年秋、菊花の佳節には興亜の子宝家庭が県から表彰された。（通史二三三頁参照）

4　沢田村の戦時扶助

資料関係から四ヵ町村にわたり、日華事変下の戦時扶助の実態を明かにできないので、沢田村の場合を通じて出征兵の戦時扶助の一端を述べておく。

出征兵の要扶助者　沢田村の「日支事変応召出征者名簿」によって、まず年次別の出征兵の生活階層別人数を第1表でみると、日華事変を通じての応召兵の生活階層では、下層のものが半数以上をしめて一番多かった。特に事変勃発当初の十二年の応召兵には生活下



日華事変応召出征者名簿（沢田村）

層のものが多く、六四%もしめていた。これら下層の出征兵たちがすべて要扶助者でもなかったが、生活の苦しい家庭事情をもつ出征兵士の社会扶助対策には十分な配慮が必要とされたのである。さてこの生活下層兵士中の要扶助状況を同じく年次別にして第2表に示す。これでみると、日華事変中に生活扶助を要するとされた応召兵世帯は、全応召下層世帯のうちの約半数近くであった。事変勃発の十二年では下層応召兵世帯六九のうち四六、すなわち六七%が要扶助世帯であった。さらにこれを全応召出征兵世帯のうちでは要扶助世帯は二六%、すなわち全出征兵のうち四分の一のものが法的要扶助者であった。そのいくつかの場合をあげておこう。

第1表　日華事変応召兵の生活階層別人数
（沢田村）

	上	中	下	計
昭和12年	11	28	69 (63.9)	108
13年	12	13	23 (47.9)	48
14年	12	20	35 (52.2)	67
15年	3	14 (48.3)	12 (41.4)	29
16年	3	7 (43.8)	6 (37.5)	16
計	41 (15.3)	82 (30.6)	145 (54.1)	268 (100.0)

註　上中下の生活階層区分は出征者名簿の記載による。
（　）内は%を示す

第2表　出征兵の要扶助者数

	人　数	法による扶助を要する人数 (a)	法以外の扶助を要する人数 (b)	(a)+(b)
昭和12年	69 100.0	21	25	46 (66.7)
13	23	5	2	7 (30.4)
14	35	6	6	12 (34.3)
15	12	2	1	3
16	6	2	0	2
計	145 100.0	36 (24.8)	34 (23.4)	70 (48.3)

（資料）　前表に同じ

事変勃発当初の応召出征者のうちには要扶助とされているものが多かった。三十八才木材搬出工の場合―三男三女と妻を残しての出征で生活困難なもの。生活下層で妊娠中の妻をおいて出征していったものも多い。三十四才の農業者はすべて家族三名が出征していて若い息子たちの男が全員応召されていった家庭もあった。長期病気の家族をおいての応召者の事例はほとんどなかった。

なお当時の軍事扶助法による軍事援護会からの扶助料は月々五円、四円、二円五十銭など様々であった。（文責小池善吉）。

七　太平洋戦争と総力の結集

1　戦力の増強

(1) 物資の供出

思想の統制によって戦う心構えを指導すると共に、戦争への国民の協力体制の確立が要請され、戦時物資の供出となった。

米、麦、甘藷、保存のきく乾燥野菜（例えばヒバ類）等の食糧は勿論、薪炭類、木材、一般金属、貴金属まで、凡そ戦争に役立つ物は凡て利用の対象となった。

農家は定められた保有米以外は一切供出した。昭和十八年十一月二十三日の新穀感謝祭に関怒濤は次のように揚言記述している。

どんなに炎暑の日も、どんなに風雨の強い日も、なにかものかはと働く農民。日夜奮闘する農民。その農民に課せられた仕事は供米にありと食糧問題の重大さを認識するのである。太平洋戦争のまっただなか、おれは一歩も退かないぞ。皇国農民の意気と闘魂を見てくれと頑張る。今日は新穀に対して感謝する新穀祭だ。皇国の恩と天地の恵みに感謝を捧げよう。早期米供出の成績を見よう。

原町二〇〇%、中之条一七六%、太田一三六%。嬬恋一一六%、長野原一〇九%、沢田一〇五%、高山一〇二%、名久田一〇〇%、坂上一〇〇%、東九九%、伊参五五%

これで見るように吾妻郡平均は一二五%という好成績であった。天地の神よ、吾妻の農民を見てくれ。

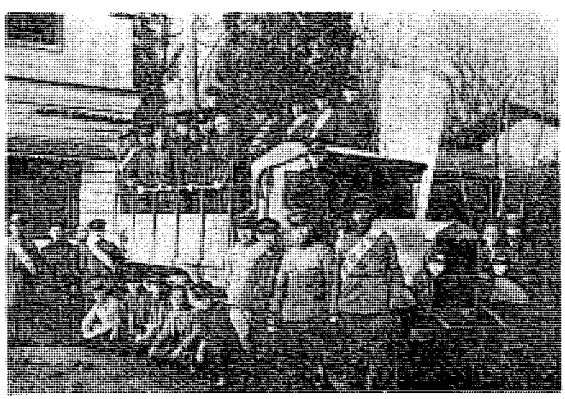
沢田では米が少ないため、甘藷、馬鈴薯、南瓜、小麦など米代用として出し、沢渡配給所で不足の折は畑から取り立ての南瓜を馬で運んで間に合わせたことがあったという。（上沢渡唐沢久男談）

また、一般家庭では不要の鉄製品（鍋釜の類）火鉢、蚊帳の吊手、古銭、金銀製品（金時計、金縁眼鏡、金銀煙管等）お寺では梵鐘、また道路添いの鉄柵まで撤去利用された。農学校では馬の飼糧用として乾草などの供出に協力した。

満洲や北支等で使役するため、事変初期には馬の徴発が行われたが、戦斗が近代化するにつれて速度と合理性が要求され、トラックの徴用や献納が要望された。本県でも各地区から愛国号と銘うって何台か献納された。

また、山林の立木の供出も行われた。

特に神社やお寺には兵器や艦船用の用材となるような老木が多かった



トラック愛国11号の献納

ので目につき易かった。

昭和十八年三月九日、中之条町長から、宗福寺住職荒井良道に宛てられた依頼状を見ると

社寺境内樹木並社寺有山林立木供出方依頼、現下大東亜戦争ノ機局ニ際シ兵器艦船等ノ特殊用材ノ蒐集ハ喫緊ノ急務ニ有之候ニ付テハ、其ノ林相広域ニシテ由緒ニ関係ナク且森厳ナル風致ヲ害サザル程度ニ於テ境内立木御供出相願度、尚境外所有林ニシテ経営上支障ナキ限リ供出相成度御繁忙中乍恐縮実地御調査ノ上、別紙添付ノ供出申出書ニ御記入、来ル二十日迄ニ（二通共）町役場へ御提出相成度此段及依頼候也

と述べられて居り、支障のない限り供出方が要請されたのである。

(2) 生産の増強

田畑の作物の増産ばかりでなく、路傍に大豆を播いたり、笹の実や山葡萄の採集、また薬草類の栽培が要請された。薬草の蓖麻（ヒマ）（たうごま）増産について伊参村では次のように呼びかけている。

蓖麻緊急増産ニ関スル件

増産目標

(1) 農家一戸平均五十本以上（五升以上）

(2) 国民学校三年以上一人平均二本以上（二合以上）

(3) 農家以外ノ家庭一戸平均十本以上（一升以上）

本年ヨリ生産ハ市町村長ノ責任トナリ栽培指導及集荷ハ農業会之ニ当リ生産確保ヲ期スルコトトナレリ。猶成績優良ナル向ニ対シテハ褒賞其ノ他ノ方途ヲ講ゼラル。

ヒマ栽培について関怒濤の記述を紹介すると

ヒマの実を十粒ばかり班長の金子さんが持ってきて、これを蒔けという。花を植える庭先きの空地へ蒔いた。たちまち枝を張り、道路との境に豪放な掌のような葉をひろげた。いい垣根になった。道から部屋をのぞかれる心配はない。遮断して呉れたのだ。

ヒマはぐんぐん伸びた。初花をつける頃は軒端にとどいた。実を結ぶ頃は軒端を越した。風雨にも倒れず、ますます枝を張った。喬木のように伸びたヒマから鋏で実を剪り落した。暖かい縁側に乾した。日向ぼっこをしながら、また客の相手をしながら、一粒、一粒づつむく。むいた実はミカン箱

の底を埋めてゆく。やがて箱の半分を満たしていった。

ヒマの実からはヒマシ油がとれる。ヒマシ油は航空機の潤滑油としてなくてはならぬものである。

また、繊維不足を補うために竹の皮の集荷が森林組合を主体として行われたのは昭和十九年で、伊参村では七月八日村常会に「林野雑繊維ノ集荷ニ関スル件」として諮られた。

戦時繊維非常増産措置トシテ林野雑繊維ノ採取ヲ全国的ニ実施シ以テ必需衣料品等ノ資ト致スコトト相成リ其ノ代償トシテ製品ノ一部ヲ生産団体ニ還元配給セラルル趣ニ付森林組合トシテ此際村内ノ竹皮ヲ全面的ニ集荷シ政府ノ方針ニ即応スルト共ニ実績確保致シ度候ニ付適期ヲ失セズ左記ニヨリ採集相成様区内ニ洩レナク通知督励相成度

追テ価格ハ別表ノ通リニ候条御承知置相成度

1　落皮ハ学童等ノ手ニヨリ成ル可リ早ク採取スルコト、但シ採取ノ際若竹ニ絶対ニ手ヲ触レザル様注意相成度シ

2　採取シタルモノハ乾カシ根部ヲ揃ヘ適当ニ束ネ後程示ス集荷場ニ出荷スルコト

3　代金ハ出荷通知ニ基キ県信連ヲ通ジ支払ノ見込ミ

品種	上等	中等	並等
若竹皮	二、〇〇円	一、一〇円	〇、四〇円
淡竹皮（又ホテイ）	一、六〇	〇、九〇	〇、四〇
孟宗竹皮	一、四〇	〇、八〇	〇、四〇

正味一貫匁トシ生産者最高販売価格トス

本表価格ハ荷造リ包装費ヲ含ム価格トス

以上によって生産された竹皮は十二月十三日岩本、同十四日五反田、同十五日蟻川と三日間に亘って、伊参村農業会本部に集荷されたが、収荷量が不明で、爾後の処置を詳らかにし得ないのは残念である。（富沢福重所蔵の村常会記録による）

特に液体燃料油の不足が憂慮されるに至って、戦争末期になると、松根の掘り取り、収集が急務として各町村に要求された。

松根油ニ就テ

決戦下ニ於ケル燃料特ニ航空機用船舶用輸送用等ニ使用スル液体燃料ノ重要性ハ何人モ之ヲ認ムル処デアリ愈々戦局ノ緊迫化ニ伴ヒ之ガ生産増強ハ焦眉ノ急務トナッタノデア

ル。玆ニ於テ政府ハ液体燃料ノ増産資源ノ一ツタル松根ヲ採掘乾溜シ松根油ノ緊急大増産ヲ行フコトニナッタノデアル。

○松根油トハ、松根油ハ松ノ根ノ脂質ヲ豊富ニ含有シテキルモノヲ小割ニシテ釜ニ入レ一八〇度乃至三五〇度位ノ温度デ乾溜スルトキニ溜出スル油デアル。コノ松根油ヲ更ニ精製加工スルコトニヨッテ最モ優秀ナル性能ヲ有スル航空機用燃料ガ得ラレルノデアル

○用途　航空機用燃料、作戦用燃料、浮遊選鉱剤、飛行機風防硝子

血ノ一滴ダ松根油。

と訴えるとともに、燃料確保の上から絶対必要であることが強調された。

油断大敵と申しませう。油が続かぬと戦争に勝てません。油のきれた飛行機や軍艦は、ただのかざりものと同じことになります。油を断やさずにおくることも、銃後の大切な役目です。

松の根はこの大切な油を沢山ふくんでいます。飛行機や軍艦を動かす重油やガソリンを含んでいるのです。これを見逃してなるものですか！　サア皆さん「松根」をみんな供出し

て御国のお役に立てませう。松の根ならどんな根でも結構です。一番良いのは伐採してから十年以上経過したものですが、取れる根ならこの際は根こそぎ掘り出しませう。土地はいくらか荒れるでせうが勝つためには辛棒し我慢しませう。

陸軍省、海軍省、農商省
全国農業経済会
（富沢福重保存資料による）

中之条では伊勢町の旧碓氷社跡（現在の大野製材所の処に二基に四窯が築かれた。当時の様子を関怒濤は次のように記している。

中之条農業会は松根油採取に全力をあげている。二基四窯の構築を終り、去月二十八日に火入れを行った。帰還勇士四宮技師が采配を振い、中之条農業学校の農業科の生徒二十人が常時勤労奉仕している。今日までの戦果は、試験採油一釜で原油二斗五升、軽油重油タール各二斗を採油した。試験結果は上々の好成績で意気はあがり、あとは本格的作業が待っている。松根の集荷には農業学校の生徒があたり、山もとの松根堀りには地元の常会、翼壮、青年団、在郷軍人などが交互に出て勤労奉仕している。（昭二〇、三、一〇）

また、松根割りの勤労奉仕について

タコのように足を張った松根。ゴボウのように根を張った松根。どれもみんな松脂を充満している。それで武器を受けつけない。鋸でひこうとしても松脂が邪魔して、渋くて、通らない。薪割で割ろうとしても、カチンとはねかえす。常会長は石油をもって来る。四苦八苦の松根割りだ。みんな、にわか杣師のあつまりだ。（昭二〇、六、一）

名久田では農協の東の田圃の中に窯二基が築かれ、海軍が三、四人来て地元の田村喜久松さんなど常用二人と共に採油した。窯は鉄板製で二重になって居り外側と中との間に水を入れ、中の鉄板釜の中に切断して割った松の根っ子を一窯に約二十五貫詰め、下で焚いて加熱して油を泌み出させ、適当な時間を見計らって釜の横につけてあるパイプのコックをひねって流出させる装置であった。従って窯の上部の松根の出し入れ口と下部の焚口以外は壁土で覆われていて外からは見えなかった。採油した後の根っ子は次のを採る時の焚物として使われた。材料の松根は各区単位に区長に割当てられ、区長は更に各班に割当て、何貫を何日までに採って出すようにと要請した（富沢甚太郎談）。

沢田も上妻橋の旧製絲組合の側の田圃の処に窯が造られ海軍の兵隊が八人来て工場内に寝起き（食事は折田の黒崎茂宅が世話をされた）して採油、伊参では蟻川の川坪の田圃の中で唐沢七三が常傭となって収集すると云うように懸命に松根油の採集が行われた。それに使用する松根の掘り取りや集荷は各地区の勤労奉仕によったのであるが、銃後は老人や婦女子が多かったから、掘ったり運んだりは、なかなかの重労働であった。

名久田ではチェンブロックを利用するように或る人が貸してやったところ、利用方法が理解出来ず、せつかくの好意が徒労に帰したと云う話であった。

(3)　勤労奉仕

出征兵士や戦死者の家庭の労力不足に対しては国民学校高学年生徒、町村青年団、中等学校生徒による勤労奉仕が行われた。初めは春の田植や上蔟や除草、秋の収獲等の農繁期が主体であったが、戦争が烈しさを加え、出征者が続



中之条青年団の勤労奉仕

出して総力戦が叫ばれるに至ってからは、労力不足家庭への全面的奉仕は勿論、道路愛護作業、吾妻線建設工事、美野原開墾作業、営林署の木炭搬出作業、忠霊塔工事、松根集収、土地改良暗渠排水工事等々要請があれば可能な限り出動するようになった。従って教室で勉強することは殆んどなかった。

(4) 勤労動員と徴用

応召家庭や戦没者の遺家族の為めにしていた勤労奉仕が戦争の激化進展に伴って、軍需品の直接生産や、食糧の増産確保の為めに、命令によって出動させるようになったのが、勤労動員であった。特に相当の労働能力のある青年学校や中等学校の生徒は男女を問わず、それぞれ適材適所に動員された。

昭和十八年には農学校の二年生が満州へ十五名（四月十五日出発七月二十六日帰校）北海道へ十五名（七月二日出発九月四日帰校）出動、翌十九年には北海道へ百名（八月十七日出発十一月十九日帰校）、更に終戦の二十年にも五月十九日北海道へ百名が動員され、この時の生徒は何時帰れるかも解らないまま、不安と焦慮のうちに過し、無事帰校したのは十月一日であった。また吾女の三、四年生は中島飛行機製作所へ出動して、第一線将兵の最も要望していた飛行機を一日でも早く、一機でも多く送ろうと奮闘した。

また若者には徴用令状が来て各軍需工場へ引き出された。徴用された上沢渡の唐澤久男の話を紹介すると「私は第四海軍設営隊軍属として徴用されラバウルに行った。昭和十六年十二月八日に家を出て、途中サイパンで正月を迎え、

揮一つで雑煮を祝った。サイパン島居住の生徒達は「としのはじめ」の歌を合唱していたが、皆簡単服を着て汗だくで歌っていた。サイパンの海岸は敵に上陸される懸念があったので、青年訓練所の生徒が木銃をもって歩哨に立っていた。サイパンから輸送船は松丸太に墨を塗って砲に見せかけ、ラバウルに上陸したのは昭和十七年一月二十三日だった。」と語っている。

(5) 女子挺身隊

昭和十八年十一月三十日、群馬県職業課長金田正は群馬会舘で講演し、女子勤労挺身隊推進について次のことを訴えた。

イ　近代戦は人と物と金の戦であるが人的資源即ち人の問題が大切であること。ロ　兵員一名に対し銃後生産労務者が十名～十五名必要であること。ハ　九月二十三日男子についての就業禁止令が出て男子職業の内四十才以上の男子又は女子を以て換へ得るようなやさしい簡単な仕事は女子に譲ること。ニ　政府は次官会議に於て女子勤労動員の促進を決定し女子勤労報国隊を活用すると共に女子勤労挺身隊を組織して長期に団体的に就職させる方法を執ること。ホ　女性の産業義勇軍である挺身隊は女学校同窓会、女子青年団を単位とし一年乃至二年働いて貰う仕組であること。

職種は、「(一)　航空機関係工場　(二)　政府作業庁　(三)　官庁及ビ之ニ準ズルモノ　(四)　男子就業制限ニヨル補充」であって、対象となる女子は、「(一)　新規学校卒業者　(二)　十四才以上ノ未婚者　(三)不急不要学校在学者　(四)　企業整備ニヨル転職可能者」等であり、促進方法は、「(一)　市町村長ヲシテ就職ノ勧奨ニ努ムルコト右ノ場合町内会、部落会、隣組、婦人会、学校長ヲシテ協力セシムルコト　(二)　学校卒業者ヲ以テスル場合ハ学校長ヲ中心トシテ結成セシムルヨウ指導スルコト　(三)　食糧増産ニ必要ナル農業女子労力ハコレヲ確保シ置クコト」

隊は原則として二十名以上五十名以内で、必要に応じて班を設け、隊には隊長及班長が選任され「何々女子勤労挺身隊」とし、隊員で結婚する者は速に離隊させることになっていた。

以上の趣旨によって吾妻高女では十八年十二月二十一日女子挺身隊員五十名募集の結果、卒業生二十一名が最初の挺身隊を結成し、十九年一月八日の邑楽郡小泉町の中島飛行機製作所に入所し、ついで三月第二回挺身隊が編成され太陽光山社に入所した（吾高五十年史）

一月八日の最初の時のことを関怒濤は次のように述べている。

血戦の年の冒頭、一月三日、中之条町役場へ女子勤労挺身隊への志願者が四人現われた。蟻川とみさん（一九）西中之条小林ていさん（二〇）中之条町、竹渕ひささん（二一）中之条町、唐沢すずみさん（西中之条）の四人だ。とみさんは蟻川町長の娘、銀行からの就職の交渉があったが、飛行機工場で働きたいとけなげであり、ていさんはお手伝さん、ひささんは商家、すずみさんは農家で、それぞれ、軍需工場で一機でも多くと愛国の赤誠をみせている。六日結成式。八日朝十糎程の雪の降り積る中を万歳々々の声に送られて出て征った。男子の出征さながらに……

(6)　戦力増強と感謝激励運動

開戦以来国を挙げて、食糧増産戦力増強に全力を尽していたが、昭和十八年七月、県は各地方事務所長を通じて、各市町村に激励班を派遣する計画をたて実施方を指示した。吾妻郡については次のようであった。

×　×　×　×

昭和十八年七月十三日　　吾妻地方事務所長

町村長殿

食糧増産戦力増強感謝激励ニ関スル件

曩ニ御打合セ申上置候標記ノ件ニ関シ別紙ノ通管内町村長ニ対シ通知致シ候条万障御差繰ノ上御出席相煩度此段得貴意候。

追而二十四日開催ノ食糧増産戦力増強感謝ニ関スル懇談会ニモ御出席相煩度

記

激励班員

翼政会員　木暮武太夫　地方事務所長　角田省三　県会議員　萱谷勘三郎、蟻川潔　翼賛会県支部常務委員　戸部彪平　翼賛壮年団郡団長　関善平

×　×　×　×　×

食糧増産戦力増強感謝激励ニ関スル件

一、趣旨

大東亜戦争現下ノ情勢ニ鑑ミ此ノ際喫緊焦眉ノ食糧増産、戦力増強ニ挺身スル当局者ノ労苦ヲ感謝シ更ニ之ヲ激励センガ為翼賛政治会ニ於テ実施セントスル「一億敢斗実践運動」ヲ機トシ県内有力指導者ヲ動員シ以テ食糧増産戦力増強ヲ推進シ其ノ実ヲ挙ゲントス

二、感謝激励方法

(イ)　翼賛政治会員（本県選出衆議院議員）、県会議員、大政翼賛会群馬県支部員、群馬県翼賛壮年団員等ヲ以テ数班ノ感謝激励班ヲ組織シ県下各市町村ヲ巡回スルコト

(ロ)　本感謝激励ハ大体七月中旬頃ヨリ実施シ講演会等ノ如キハ之ヲ行ハザルヲ原則トシ真ニ草鞋行脚ヲ以テ市町村長、農会長、産業組合長等其ノ都市町村ノ首脳者ニ或ハ直接生産者ニ接シテ為スコト

三、感謝激励項目

地域ニ依リ差異アルモ概ネ次ノ諸点ニ主眼ヲ置クコト

1　軍需生産ノ増強　5　空閑地利用
2　麦ノ供出　6　木材供出
3　除草ノ徹底　7　薪炭供出
4　堆肥ノ倍加　8　企業整備

四、県トノ連絡

各機会ヲ通ジテ見聞セル生産阻路等ニ関シテハ適宜県当局、地方事務所、警察署等ニ連絡シ以テ民情上通ヲ図ルコト

分担

都市別＼種別	翼政会員	地方事務所長	県会議員	翼賛会県支部員	県翼賛壮年団員	備考
吾妻郡	木暮武太夫	角田　省三	萱谷勘三郎 蟻川　潔	県常務委員 戸部　彪平	団長 関　善平	

巡回日程

七月二十五日　自午前八時〇分、至午前九時〇分、高山村。自午前九時三〇分、至午前十時三〇分、名久田村。自午前十一時〇分、至午前正午、中之条町。自午後一時三〇分、至午後二時三〇分、坂上村。自午後三時三〇分、至午後四時三〇分、東村。自午後五時〇分、至午後六時〇分、太田村。自午後七時〇分、至午後八時〇分、伊参村。

七月二十六日　自午前八時〇分、至午前九時〇分、沢田村。

自午前九時三〇分、至午前十時三〇分、原町。自午前十一時〇分、至午前正午　岩島村。自午後二時三〇分、至午後三時三〇分、六合村。自午後四時三〇分、至午後五時三〇分、長野原町。

七月二十七日　自午前九時〇分、至午前十時〇分、草津町。自午後二時〇分、至午後三時〇分、嬬恋村。

(7) 農兵隊始末記（旧名久田村横尾　松本仁一の寄稿報告による）

戦局日増に苛烈の度を加へて来た昭和十八、九年の頃、政府は産業戦士の部隊組織化を考案し、農林業に於ては、時の農政の大御所石黒忠篤、内原青少年義勇軍訓練所長加藤完治氏等が産業報国連盟を作り、予算を計上し、全国の農村青少年を部隊組織に編成し機動性を発揮させ、之を随時随所に食糧増産の陰路に向けて投入しようと云う構想で発足せられたものと思われる。

県単位に編成され県段階を大隊と称し、郡市を中隊と為した。即ち正式の名称は群馬食糧増産隊吾妻中隊と呼ばれた。組織に加わった者は高等小学校を卒業したばかりの者が大半をしめ、徴兵検査前の青少年で青年学校の課程内の者であるため、其の学術と共に時局の要請にそって当然軍事教練が施された。即ち農兵隊と称された所以である。

第一期生

昭和十九年四月第一期生四五名を迎へて発足した。

幹部には、中隊長　町田清　中之条町大字山田

吾妻郡青少年指導主事兼務　中隊附　松本仁一　中之条町大字横尾、小隊長　宮崎進　北群馬郡小野上村、小隊長　宮崎良太郎長野原町大字長野原

次に訓練及び参加した作業の大略を記すれば左の通りである。

基礎訓練を中之条農業学校の養蚕室を借り受けて、幹部、隊員寝食を共にする中で、生活訓練及作業が実施された。作業は伊勢町の只則川原の開田作業に出動した。

基礎訓練を終了して五月内原青少年義勇軍訓練所に於ける一ヶ月間の集合基本訓練に参加した。宿舎は八紘一宇の精神を型取った八角形の日輪兵舎、炊事は当番制、参加した作業は具武池の築堤作業、及び開墾作業等。

帰県後利根中隊と合流して、利根郡水上町藤原地内上の原の開墾作業に、六、七月の炎天の日も冷雨の日も従事した。其処は後に農林省の馬鈴薯の原々種圃に利用されたと聞いた。

吾妻に帰郡後は中之条農業会の元碓永社の糸引工場の建物を借りて宿舎とし、名久田地区大塚の大原の開墾作業に従事した。

美野原用水路の堀さく作業には宿舎を沢田地区駒岩に移して従事した。其他随時郡内の優秀農家に実参して食糧増産の手伝いを為すと共に、農家経営の実体を学んだ。

秋吾妻郡内の収納蒔付の終了後、其の機動性を発揮して、新田郡生品村に出動、農家に分宿し米の収穫麦の蒔付、菜種の植付等、食糧増産の手伝いを為した。

十二月卒業式を行い四四名を送出した。

第　二　期　生

翌二十年二月一〇四の新入隊員を迎へて発足した。

幹部には、中隊長　松本仁一　前年の中隊附

中隊附　角田邦友　中之条青年学校在籍　中之条町大字平、

中隊付　本多敏雄　中之条町大字赤坂、中隊付　大塚昭一

吾妻町大字荻生、小隊長　宮崎公四郎　中之条町大字山、

田小隊長　青山昌義　群馬郡箕郷町柏木沢

五月には松本中隊長応召の為今後は角田中隊附中隊長に昇格、中隊長の職務をとる。

宿舎は中之条町大字横尾長久保の養蚕の飼育所を借受け、炊事場、便所等一切職人の手を借りず、幹部の手で急造して充当した。

(8)　東条首相の来郡

製炭激励　昭和十七年八月四日東条首相は製炭激励に沢田村反下を訪れ、戦時下の増産を要請、四万の積善館に一泊して帰京された。その時の模様を当時の新聞は次のように伝えている。

東条首相は広橋秘書官（元本県学務部長）その他を従へて炭焼場に向ったが沢田村に入る途中で炭俵の山を感慨を罩めて眺め、反下の唐操原国有林入口に五時十分に到着、ここで車を棄てた東条首相は徒歩で急坂を約三十分上って途中に整列する村内団体幹部や青年学校生徒、女子青年団、国民学校児童等に一々挙手の礼を以て答へ青年学校生徒の前では小池校長に

「此の生徒は此の村の者か」

とたづね、

「そうです」。

又一生徒の肩へ手をやって見て

「なかなか好い体だ次代を背負うに頼もしい」

とほめ又国民学校生徒の前でも立ち止って児童達の血色の良い顔を見てニコニコし乍ら小池校長に

「此の村に医師は居らぬか」と尋ねる。小池校長は

「居りますが相当遠い所です」

と答へると深く思ひ入るようであった。更に徒歩で海抜八百尺の炭焼小屋に到着したのが五時四十分、上沢渡木炭組合の長老飯塚金十郎（六八）さんほか、年若き唐沢清（一九）さんまで十八名が製炭報国の戰場としている十八ヶ所の焼場を一々踏み廻り炭焼のこもをめくって

「ここへ始終寝泊りするんかね、身を痛めぬようやってくれ」

といたわりの言葉をかけ、人夫の傍へツカツカツカと進みより

「地下足袋の配給はどうかね、米の配給はうまくいっているかね」

と親心の質問を連発、更に国民学校生徒の傍によって

「よい帽子を被っているね」

と麦藁帽子の頭を優しくなでた。また足許の大木を指して

「これは立派な木だ。これも炭にするのかね」

と怪訝な顔付に組合長の本多さんが

「この太いところを用材にして、採ったあとを炭にしています」

宰相東条さんの暁の奇襲作戰　四日来県、河鹿なく四万温泉積善館に闘ふ銃後群馬視察の一夜を明かした東条首相は五日午前三時だと言うのに起床洗面の後四時薩摩上布に紬の袴、フェルト草履に無帽の軽い服装で秘書をお伴に宿の主人関善平の案内でブラリと宿を出る。

と答えれば、わが意を得たりとの表情で大きくうなづいた。それから宮崎庄平村長や村の有志、炭焼人夫四、五十名を始め、青少年団、処女会員百名を集め

「大東亜戰争は皆さんもよく知って居るように米英を相手として闘って居るのだ。諸君達も第一線に立って居る気持で働いて貰いたい。今こうしている間にも南方では血を流している者もあるのだ。第一線の心を心として頑張って貰いたい。炭は時局下極めて必要でこれから寒くなるし、工業上、交通上その他欠くことの出来ないものである。大いに増産に頑張って頂きたい」

と炭焼人夫達を激励すれば、宮崎村長は

「東条首相には政務の忙がしい寸暇をさいて、わざわざ群馬山中の製炭状況を視察して下され、私達の感激は一生涯忘れられないほど身にしみました。私達もこの感激と政府の温い心に報いるつもりで、なほ一層増産に努めます」

と答へ、山も裂けんばかりに東条さんの音頭で、聖壽万歳を叫んだ上、宿舎四万温泉、積善館に向ひ、七時三十五分同旅館に旅装を解いた。

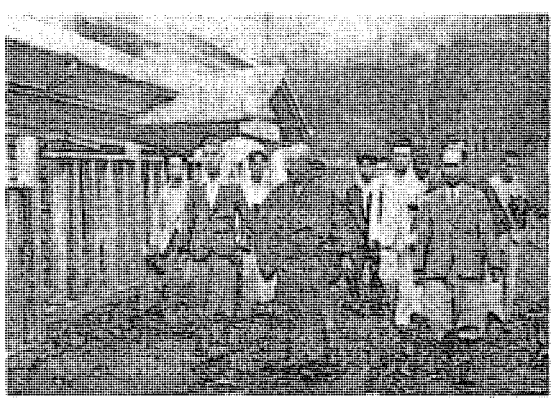
共同湯にて　明け切れぬ山はまだ冷気を覚え狭霧さへこめている四万川の清流に沿って約半キロ下流へ散策、引返す途中案内の関氏から四万温泉の歴史を聞いて、道に沿った砂防工事の説明を詳細にきき、更に萩橋々畔の共同湯については「金をとるのか」四万川の水の少いのはどうした訳か」等、矢継早に質問する。又土産物屋の店頭にある南瓜をみたり茄子の詰った箱の掩ひをとって「ほうこれは大分ある」と大変満足そうに私語し、此処で二十五銭のステッキを仕入れて日向見にある中之条営林署四万研伐事務所まで約半キロのコースへかへる。

国民学校生　街の道を抜け、坂を上り切った所でラジオ体操へ行く四万国民学校三年生森ゆみ子（一〇）さんに会う。

ホウ、大分早いね、何ラジオ体操へ行くのだって、感心感心。何年生かね。三年になる……そうかしっかり勉強してお利口な子になるのだよ

と、頭を撫で乍ら手に下げたラジオ体操出欠表をみた後、総理大臣とは気が付かなかったであろうゆみ子さんがびっくりして居る間にグングンと歩き出す。

饅頭屋問答　間もなく道路の左手に焼饅頭屋の看板が出ているのを目ざとくみつけ「お早う誰も居らぬのかね。」と勝手口へ廻る。此の家主人北沢政吉さんは不在で妻うた（五二）さんと倅の文太郎（二五）君、今を時めく総理大臣の奇襲にびっくりして顔を出すと「饅頭は出来るかね」とたづね、「原料が配給制度になってから造れません」と答へるや「今何を商売にしてゐる」と重ねてきく「甘酒を専門にやってます」と言ふと、「売れるかね」と問ひ、「どうにか売れます」と答へる。東条さんの温い親心が泌々と此の親子の胸にも迫って来るものがあるのか母子は此の配給問答に感激して顔を紅潮させてゐた。首相は山へ入ってゐると言ふ主人、東京でベンキ屋をしてゐると言ふ倅に一層職分奉公をするように内儀さん



早暁の散歩（和服姿が東条首相）

を激励し再び歩を運ぶ。

研伐事務所　四万研伐事務所が近づくと四万川を隔てた対岸の事務所から君が代が流れて来るのに、東条さんも何か厳粛の気持になったらしい。フト歩をとめたが直ぐ日向見橋を渡って誰も居らぬ事務所へ入ってゆく。そして机上に載せられた伐木や製炭の賃銀表等を仔細に目を通し、電撃的な来訪にびっくりして駆けつけた有村中之条営林署長と製炭問答が始まる。

「此の五十六銭と言ふのはどう言ふのか」

「山で払ふ一俵の賃銀で、熟練してゐるか否かで相違があります」。

「これで製炭能率には影響ないか」

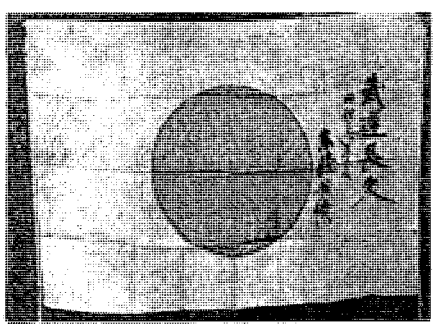
「有りません。当所の予定通り進んで居ります」

更に「此処には農林省の委嘱で満州国の林業技術家となる林業基幹員訓練所が開設されて居り、既に四回を終り百二十名現地へ送られてゐる。現在は二十五名で去る六月二十日入所し十二月末まで訓練し満洲へ送ることになってゐるが、之等の青年は何れも全国各地から選抜された中等学校の卒業生である」と云ふ豊島農林省嘱託の説明を聞き、事務所前へ整列した二十五名の訓練生の一人一人に「君は」「君は」と出身地をたづね興亜の闘魂に燃ゆる血気な青年にすっかり満悦の顔であったが、国旗掲揚塔の日の丸の国旗を見て有村署長に「僕に所感がある」とまえおきして、

「日本は満州国の親邦だから日の丸の国旗を掲げることに異論はないが、此処の訓練生は満州へ行くのだから満州国の国旗も掲揚するようにされたい、又日本の国歌も必要だが満州国国歌も歌ふようにされたい」

と述べた後、営林署職員の療養所として設けられた「時修寮」や製炭倉庫など隅なく視察旅舎への帰途についた。

遺児と共に　途中、去る昭和十三年北支で戦死した東京市日本橋区浜町二の五五本間善八郎一等兵と静子夫人（二八）の一粒種である遺児義人（五）君が従姉に当る埼玉県本庄土屋ひろ子（一七）さん、みつ子（七）さんに手をひかれて来



東条首相が塩原嘉蔵（清作兄）の出征に際して贈った国旗

るのに逢ふや

「おゝ坊や強いね、おちさんも手をひいてやらう」

と自らその可愛らしい手を優しい掌でしっかり握り、ひろ子さんに色々とたづね前記の如く戦死者の遺児であることが判った。東条さんは一層慈愛の念がこみあげてきたものだろう

「坊やは歩くのが早い、おちさんよりも早い」

「よい下駄を買って貰ったね、誰が買って呉れたの」

など抱きしめん許りのいつくしみある優しい思ひやりをこめた言葉が義人君に浴せられるが何も知らない義人君は今を時めく総理大臣に手を握られて歩いてゐるのだと言ふ意識は全然ないらしい。「どこかの優しいおちさんに手を引かれて」とでも思ってか日本中の希望を一身に浴びて元気にはしゃぎ乍ら東条さんと同じ宿の積善館へ入り「坊や身体を丈夫にしておくれ」と玄関先での言葉を残し東条さんは自室へ引きあげ暁の奇襲作戦は六時二十分終了した。かくて軽食を喫した首相は午前七時三十分四万を出発一路自動車をかって前橋へ向った（上毛及朝日新聞記事による）

2　銃後生活の内幕

(1)　配給と銃後の衣食住

戦争が長期化し、物資の不足が予想されるようになるにつれて、銃後の国民生活も次第に窮乏の度を増し、流通機構が自由から統制へと移行した。生活必需品が配給制になったのである。米や衣料は勿論、酒や煙草の嗜好品をはじめ地下足袋など、すべて自由には買えなくなった。

米穀通帳や衣料切符など配給交付の責任者は町村長で、役場から各区に配給品の割当が行われ、区長常会で概要の説明や指示が出された。各区長は班長会議で審議して、班長を通じて配給したり、区の常会を開いて、事情を説明し、意見を聞いて、諒承を求めて配給する方法がとられた。

食生活　主食である米の配給は昭和十五年十月当時、軽労働と重労働に区分され、軽は一ヶ月六升（一日二合）、重は一ヶ月七升六合（一日二合六勺）の割合だった。（小池善吉著「昭和時代の中之条町」二一四頁）

「腹がへっては戦が出来ぬ」と云う言葉があるが、一日二合三勺(配給規定参照)の配給では誰もが堪えられず、従って代用食に頼らざるを得なかった。代用食と云っても、甘藷や馬鈴薯や南瓜などが主で、これまた配給であった。質より糧が重視される時代であったから甘藷などは大きいばかりで甘味はなかった。

大人はとにかく育ち盛りの子供の大勢いる家庭の困り方は一入で、親は我慢して子供に少しでも多く食べさせたいと苦労した。生産者から内密に、玄米を分けて貰って一升壜に入れて棒でついたり、挨米をひいて粉にし団子にしたり、奥反下(沢田)まで笹の実を採りに行って加工して食用に供したりもした。当時、東京から兵隊が笹の実を採りに来ているのを目撃して「いよいよ戦争も敗けだ」と直感したそうである。(中之条町剣持福治談)

およそ、食べられるものは何でも食べようと工夫され、サツマイモの蔓(イモニ近い部分)まで食べるに至った。塩、砂糖、味噌、醤油などの調味料、茶、海苔、削節、油類、酒、煙草などすべてが配給(配給規定参照)であった。それも極めて量が少なかったので思うようには手に入らなかった。

食べ物が不充分で栄養がとれず痩せ細り、二十一貫だった体重が十三貫二百匁に減ったと云うような状態であった。(伊勢町湯本幾一郎談)

食べものばかりでなく、それを煮たり焼いたりする、薪、炭、練炭、マッチも配給であったから煙草を吸うにも、無暗にマッチはすれなかった。煙草好きな人はトウモロコシの毛やイタドリの葉を干して吸ったり、煙草畑の隅に捨ててある、茎に僅かばかり葉のついたものなどを取って来て口にした人もいた。

誰もが生きるため、勝つために苦労したが、特に戦災を避けて疎開し、親戚や縁者のない人は、背に腹はかえられず、衣料品をはじめ、何でも食べ物に換えられるものは物々交換によって手に入れることに苦心した。

配給によっての不平不満を解消し、公正を期するために次のような指示もなされた。

諸物資ノ適正配給ニ関スル件

最近生活必需品ノ配給品目漸次増加ノ度ヲ加ヘ之ガ取扱ニ当ル各位ノ御労苦ニ対シテハ常ニ多謝致シ居ル所ナルモ之ガ配給ハ能フ限リ其ノ適正ヲ期セザルベカラザルヲ以テ今後ハ左記ニヨリ一層適正ナル配給ヲ為ス様配意ヲ望ム

記

一、配給協議員ノ如キモノ数名ヲ置キ必要ニ応ジ協議会ヲ開催シ配給方法等ヲ協議スル事

二、配給台帳ヲ調整シ配給月日、品目、数量、氏名等ヲ記載シ置ク事

配給規定によると

○米

保育米　一才ヨリ　一合一勺
　　五才マデ
（一日分）六才ヨリ　一合九勺
　　十一才マデ

以上の配給についての資料は昭和十七年二月八日、大詔奉戴日に、中之条町市城の中沢憲作が、在満三六五部隊に在隊中の義弟、富沢福重宛に書き送った手紙によったものである。昭和十九年七月、幼児に対して食糧の特配を行うことが指示された。すなわち、

今日ノ如キ食糧事情下ニ在リナガラ政府ニ於テハ幼児ノ為メ左記基準ニ依リ主要食糧増配ヲ実施スルコトト相成タルニ付之ガ消費ニ当リ政府ノ温イ親心ヲ充分カミシメルト共ニ感謝ヲ捧ゲ一層米穀ヲ大切ニ食生活ニモ創意工夫ヲ加ヘテ戦争ヲ勝チ抜ク心構ヲ徹底セラシ度

三才～四才　一人一日　一勺四
十二才ヨリ　四合　（女三合四勺）
六十才マデ
六十才以上　三合六勺（女三合一勺）
七才以下　八勺九
配給米
（一日分）八才以上　二合三勺

○塩　一人一ケ月分　二百グラム（約五十四匁）
○砂糖　一人一ケ月分　六人家族ニテ（約六十六匁）
○水油　一人三ケ月ニ　五勺
○味噌　一人一ケ月　百八十匁
○醤油　一ケ月　三合五勺
○衣料（二月一日ヨリ）農家ハ八十点　都会ハ百点
反物二四点。給四八点。股引八点。ゲートル二点。猿又四点。手袋五点。足袋二点。手拭三点。縫糸一点。学童服一七点。（ヅック靴以下足袋ハ除外）。

五才～七才　一人一日　三勺

七才以下一人一日八勺九であったが、前記のように年令を細分し、それに応じて特配することになったのである。欲しがりません勝つまではと教えられても、そこは子供、空腹感は大人以上に切実であったといえよう。（富沢福重宛伊参村常会記録による）

○衣生活　食べ物についで困ったのが衣料品であった。働くための身仕度、寒さを凌ぐための寝具類が思うように買えなくなり、手拭一本でも大切にするようになるとともに、凡そ使用に堪えるものは修繕して使うような状態だった。「贅沢は敵だ」が実用第一に移行し、国民服（甲号乙号の二種）が制定され、女性はモンペ姿に変り、古布を利用して防空頭巾が用意された。貴重品として箪笥に大切に保存されていた衣類や廃品として押入れの隅に押し込まれていたものが、だんだん引っ張り出され使用された。干してある寝蒲団も充て布が、つぎつぎに施され、まるで地図のようだと云っていた人もいた。

伊参村では昭和二十年一月の村常会の徹底事項として「箪笥の衣類も血戰に即応させよう」と呼びかけ次のように指示している。

敵機は毎日のやうに本土に来襲し、益々執拗に、戰局は日毎に熾烈の度を加へ、正に血戰の進行中であるが愈々長期に亘ることを覚悟しなければならない。

箪笥の中にはまだ相当多数の衣類が蔵されてあることと思ふがやはり限度がある。その中から能率的な戰時服に利用できる方法を工夫して置いてどんな事態が来てもことかかないで敵撃摧の活躍が思ふ存分に出来るやうな用意をして置く必要がある。

イ、「着る時の順序を定めて置くこと」

愈々必要に逼られてから思つきで使用すると物の利用に無駄ができる。それ故予めどの衣類から使用するかを考へて置くこと。

ロ、「着用の時と場所と質とを考へて置くこと」

衣類の材料を考えて仕事着や平常着には質の丈夫なもの

を選び、よそ行には其の他のものをあてるやうに用意して置き尚材料を少くして便利で一寸した修理で長持が出来るやうな仕立直しの工夫までして置くこと

ハ、「品を適所に使ふやうにすること」

近所や知人や親類等と話合ひ仕事や勤めの種類によりお互に衣類の秘訣譲合い等をして物を生かして使ふやうにすること。

衣料不足の逼迫から、有る物を大事に工夫して利用するよう注意を喚起している事情が理解される。出来るだけ簡略で活動に便利な服装が重宝がられ、農学校の生徒は夏は上半身裸で実習するのが常であった。諸物資の生産活動で一番困ったのは地下足袋だった。

衣料品そのものの不足ばかりでなく、洗濯に必要な石鹸も乏しかったので、虱が発生し、虱退治もゆるがせに出来なかった。常会の終った後などには、虱の置土産が珍らしくなかったし自動車や汽車のシートから虱がたかったと云われた。



衣料切符

衣料切符　衣料の切符制が実施されたのは昭和十七年二月一日からである。警察から指示があって切符引換以外は売れないことになったのである。木綿が一反二四点絹が六点であった。郡部は最初八十点（一人当り）であったが年とともに減点され、また点数はあっても思うように現品が入手出来なかったりして耐乏生活がしいられた。交付責任者は町村長で、区長が経由責任者である。いま昭和十九年度の衣料切符を見ると、使用上の注意として次のようなことが、こまごまと記されている。

一、今年度は衣料切符の点数も少なくなりましたので皆さんは今一層衣料品の消費節約と手持品の補修活用に心掛けられ決戰下の衣料生活を戰ひ抜いて下さい。

二、衣料品を買ふ時は衣料切符から其の衣料品に付て定められた点数だけの小切符を切り取ってもらひ、之と引換へなければなりません。

三、タオル、手拭、靴下、足袋、縫糸などを買ふ時には小切符の外に制限小切符が要ります。制限小切符の要る衣料品は制限小切符に書いてある数量までしか買へません。

四、学校を通じて配給される国民学校児童服、中等学校及大学専門学校の学生服又は隣組などを通じて配給される若干の衣料品は小切符の外に購入票が要ることがあります。

五、工場、鉱山、農山漁村向等として特別に配給される労働作業衣類及理髪店、病院、旅館等の業務用衣料品にして別に業務用衣料品購入票を交付されるものは衣料切符は要りません。

六、小切符及制限小切符は自分で衣料切符から切り離すと無効になります。

七、品名の書いてない制限小切符は当局の指示があるまでは使へません。

八、衣料切符は衣料品を販売する商店であれば内地の何れの商店でも通用します。

九、衣料切符は他人に譲渡したり他人より譲受けてはいけません。

十、交付責任者及経由責任者印のない衣料切符は無効です。

十一、衣料切符は紛失しても再交付しませんから大切に保管して下さい。

十二、次の人々は特に衣料切符の交付を受けられますから市区町村役場に申し出て下さい。(イ)婚約の整った婦人　(ロ)妊娠五ヶ月以後の婦人　(ハ)火災、盗難其の他の災難に依り衣料品を損ひ或は失くした人　(ニ)其の他特別の事情ある人

十三、其の他疑問の点は最寄の市区町村役場でお訪ね下さい。

住生活　衣食についで住生活も不自由であった。空襲による直接の被害はなかったけれども、不安は免れなかった。燈火管制が指示され、最初のうちは風呂敷などで、その都度覆うていたが、警戒警報や空襲警報がたびたび発令されるようになってからは、遮蔽用の特製のかさを買って使用し、燈火が屋外へ漏れないようにするとともに、家の中も必要以外は点灯しない暗い生活だった。

雨もりがしても杉皮が手に入らず、屋根板も駄目、ましてトタン板はなお更であった。入手出来たとしても釘や針金がなかった。従って古釘、古針金は貴重品で大切に保存使用された。

戦時中、工事をしていて古釘やこぼれ釘が目につくと拾う癖がつき、戦後になってもやまないので、仲に「みっともないから止めた方が良い」と云われると青柳土建の菊さんは語っていた。

トタン板の屋根の錆が次第に目につくようになり、白壁土蔵は空襲の目じるしになるから墨で黒く塗りつぶすようにと指示された。

障子は切り張りで間に合せ、畳はしんが出なければ上等だった。

(2) 疎開者の現物交換

昭和十年五月二十日、東京から疎開した斉藤基次は疎開に当って障子紙や鰹節を持参して物々交換をしたと次のように語られた。

私の着物や洋服は米に化けた。障子紙を持って来たが、障子四本張りと米一斗と交換した。金では駄目だとも云われた。良い石州の紙四締あった。四締と云うと八千枚、それを糊でつぐのが一仕事だったが全部米に換えた。また鰹節を石油缶に二缶持って来た。虫に喰われないようにするには藁灰を入れ、その中に貯蔵すると良いと聞き、そのようにしたら、成程虫がつかなかった。これも米と交換用であった。

私の疎開事情は強制疎開（日本電機の側に印刷業を営んでいた為め周囲五十㍍以内は疎開させられた）と企業整備の両面からだった。子供が都立女学校へ入学直後だったが吾女へ転校し、その下のは国民学校へ転校した。強制疎開だったので小さい貨車が割当てられ渋川まで荷物が来たがそれから二十日経っても来なかった。結局運般する人に袖の下をつかって持って来た。

当時一一〇〇余あった印刷業者が八十位に整備させられ、小学校へ印刷機械や活字を運んだ。時の商工次官は岸信介で「貴方方は爆弾三勇士と同じだ」などとおだてられた。補償は僅か一万余円であった。当時活字は一本五厘位であった。それも皆銀行へ払込まれたので、田舎では払戻しがきかず東京へ行って日本銀行から出して貰ったが、それも千円が限度

で、それ以上は払戻して呉れなかった。困ったのは食物で夏大根を十本新田の家から貰って来たり、また大戸まで馬鈴薯を一俵取りに行ったりした。

(3)　戦争末期の窮迫状況

戦争も末期になると物資が極端に欠乏して困ったが、何と云っても食べ物と着る物であった。伊勢町の湯本幾一郎さんや中之条駅前の剣持叶さんは当時を追懐して次のように語っている。

食糧難にはほんとうに困った。馬鈴薯と押麦を混ぜて煮て食べる。それも不足する始末だった。米二升探すのに五日もかかった。（湯本）

売って呉れる人は神様、それも金では駄目で着物や三尺や兵児帯（今なら二万円位する）などが米二升に化けるのだった。（剣持）

繊維も不足していた。私は繭を入れる袋（日清製粉の布袋五枚を使って一枚の袋に再製したもので繭が十貫匁入る）を五百本持っていた。商売用なので惜しかったが背に腹は代えられず、袋一枚と米一升五合と交換した。相手の人も米を出したくないが身にまとうものに困ったので取り替えて呉れ、シャツやズロースなどに仕立てて使用した。子供の遠足で握り飯を作ったところ生憎雨で延期になる。また作らなくてはならなくなった時は泣きたいようだった。

子供が前橋の師範学校の二年に在学して居たので、焼餅を三十箇程作って風呂敷に包んで駅へ行き、切符を買っている中に盗まれた時程、切なく腹立たしかったことはない。家へ帰ったら「はア行って来たの」と云われたのには返事のしようがなかった（湯本）。

昭和十八年に食糧公団、菓子組合、飲食店組合の人達が約百人程赤城裏へ勤労奉仕に行ったことがあった。一人米三合宛持参するようにとのことだったが、それ以外何か持参しなくてはと私は梅干を持って行った。腹が減って仕方がないから食糧公団で何とかしろと要求され渋川の人と一緒に加配として馬鈴薯を一日一俵宛貰うことにした。それも芽が少し出かかったようなものだったが、良く洗いもしないのを煮て出すと、泥が少し位ついていても、皆が皮などむかずに食べるのであった。

戦時中は何しろ豆ッ玉（大豆粕で平素は肥料用として使用していたもの）まで配給されたのだからひどかった。

林昌寺に疎開していた児童が加配米を派出所の所に受け取りに来たが、こぼれ米を一粒宛、手で拾って食べるのを見て、余りに可愛想なので、四貫匁入りの「乾パン」の袋を破って好き程持って行けと呉れてやって、後で大変怒られたこ

ともあった。

甘藷も質よりは量だと大きな「イワテ」や「農林二号」などが配給され、甘味がなくて不味かった。（剣持）

(4) 防空演習と防空監視哨の設置

群馬県百年史によると、本県で防空演習が一斉に実施されたのは昭和十一年九月十八・十九の両日で、翌十二年九月には中之条町では防護団が結成され防空灯火管制実施体制が整えられた。翌十三年には二月十八日警報伝達演習の予習、九月十二日～十六日警報伝達演習、十一月二十六日～二十八日防空訓練が実施された。十五年には六月七日～十三日の一週間、警報伝達訓練、七月下旬には知事銃監の演習があり、燈火管制訓練が行われた。十六年十月十二日にも防空訓練が実施され各戸の燈火管制の練習が行われたが、十二月八日大東亜戦争勃発当時は警戒警報が頻繁に発令され訓練も実戦の様相を呈するようになった。

ノース・アメリカンが東京を初空襲したのは昭和十七年四月十八日であった。隣保班による防空訓練が真剣に実施された。

関怒濤はその模様を次のように記している。

中之条町の中央通り爪前に爆弾は投下されたという想定。ばあん！　大きな音がした。それ家庭防空群の出動だ。二〇〇キロの強力な焼夷弾が投下され、附近の家屋は破壊され、死傷者多数が出た。婦人はモンペに防空頭巾、男子は戦闘帽に巻脚絆のいでたち。大勢出動して防火救護活動に懸命だ。第八区の二班応援頼む。班長の金子さんが大きな声で班員の出動を告げる。待機していた三班の人達が現場めがけて駆けだす。私もバケツを掴んで駆け出した。



中之条町10区の防空訓練

燃える現場へ長い列を作りバケツリレー。私は商家へ駆け込み、死者一名を戸板に載せ救護作業の手伝い。焼夷弾の焔は屋根へ燃え移った。梯子がかけられ防空班員が登って行く。バケツ手繰る作業は屋根へのび、空バケツが綱を伝って下りてくる。まるで空バケツの雨だ。

またボツボツ防空壕が土手などを利用して掘られたり、白壁土蔵は空襲の目標になり易いから墨汁で塗るようになどと云われるようになった。

戦時中、警戒警報や空襲警報は何回も発令されたが、実際には当地方には被害はなかった。

防空監視哨の設置　昭和十五年になると必要に応じて市町村に防空監視哨が設置された。当地区での設置場所は沢田村四万温泉の山口館の川向うの山頂で、監視所は広さ三坪位。関善平が翼賛壮年団長の時で、竹葉舘の折田隆治が責任者で沢田青年学校の生徒が二名ずつ交替で監視に当った。B29が新潟方面へ侵入するのを予知通報するのが主な任務で、指導員が哨長として指導に当った、（中之条町剣持福治談）

(5)　竹　槍　訓　練

空襲が次第に激しくなり、戦況が不利になるに従って、水際作戦だとか、本土決戦だとかが叫ばれるようになり、戦雲がいよいよ身近に迫るの感を抱かせられた。

銃後にあって防衛指導の中核となっていた在郷軍人分会の指導で、竹槍訓練が各町村で実施された。血気の青、壮年は大方第一線にあって奮闘していたので、これまで軍籍をもたなかった者にも、軍隊手帳が交付され、簡閲点呼や竹槍訓練が実施された。

通知を受けた男子は誰彼なしに、長さ二メートル程の、先端を鋭く尖らした竹槍を用意して、国民学校の庭に集合した。中には先端に焼きを入れて堅くし、見るからに良く突きささりそうな竹槍を得意そうに持参した人もいた。

銃剣術の要領で、足の運び方、構え方、撃突の仕方、眼の着けどころなど、こまごまと指導を受けた。基本指導のあと、ワラ人形を敵として突き刺す訓練も行われた。

とにかく、四十才前後の骨の固くなった平素あまり運動などしたことのない者が、「突ケ！」の号令一下、「エイッー」の気合で刺突するのであるから、気持はあっても実技のギコチなさは云うまでもなかった。

敵が戦車で進撃して来るのに対して、爆弾もろとも突入して、進撃をはばんだと云う第一線のことなどが報道されていた頃なので、果して、これで対抗出来るのかと云う不安を、心の中に感じていても、表立って指示に反したり、批判したりする者はなかった。

竹槍は士気の昂揚が目的で、いざと云う時爆弾（爆弾と云っても孟宗の竹筒や缶詰の空缶に爆薬をつめたもの）もろとも体当りすることの出来る気力の養成にあるのだと指導者は語っていた（赤坂の富沢甚太郎談）

(6)　陸軍予科士官学校の疎開

サイパンや硫黄島など、あるいは機動部隊からの東京をはじめ主要都市への空襲が激しさを増し、指示による強制疎開、自由意志による一般疎開と民間や軍需工場の疎開が急がれるとともに、軍自体の疎開も避けられなかった。大本営を長野県下へ移すための計画が極秘裡に着々進められ、それを中心にして防備態勢を整え、本土決戦に備えようと軍の中枢部は意図したと伝えられている。本県で云えば浅間山麓や赤城山山麓沼田方面への軍隊の移動疎開である。

予科士官学校のあった、埼玉県朝霞にも艦載機やB―29の編隊空襲があり、数発の爆弾が学校に投下され、一瞬にして教官以下二十数名が防空壕内外で死亡するという事態だった。このような状況では到底、正常な士官学校教育は不可能だったので、疎開に踏み切らざるを得なかった。航空士官学校は已に寄居に疎開していたのだった。

予科は概ね、群馬県西部の山間部が予定され鹿沢や中之条方面がえらばれ、私達は中之条町と沢田村の国民学校へ

別れて疎開した。

終戦の年の五月頃で両校とも中隊長以下各二〇〇名位、計約四〇〇名であったと思う。

中之条の部隊は第二中隊で中隊長は三上憲次少佐、区隊長は後藤健二大尉で学校の教室（改築のため既に取壊となる）が宿泊に当てられ。沢田村の部隊は第一中隊で、中隊長は大島中佐、区隊長は日高大尉で宿舎はやはり国民学校の教室が当てられた。大急ぎの疎開だったので武官だけの引率で、文官は来なかった。従って平常の教育課目は実施出来ず、日課指導が主体で教育体制も整わず、訓練も軌道に乗らない状態だった。ただ、起居の間に於ての訓育指導は終始変らず行われた。なお到着直後、近くの桑畑などを借用して待避のタコツボの構築をし防空に備えた。教官は勿論生徒も敗戦など夢にも考えず、いつかは反撃して戦勝のチャンスが到来するか、または作為されるものと信じていたので士気は旺盛であった。

両町村とも支援協力を惜しまれず、将校の下宿として民家の二階などを斡旋して貰い、その家族の疎開（これは後から遅れて来た）についてはトラックなどを心配して頂いたので毛布十枚に米一俵を御礼として差しあげたような気がする。家族は一括して、学校下の旅館（久保田旅館と考えられる）を利用させて貰った。私は川越歯科医院の離れの二階を借りて起居して居た。

終戦時の処理の眼目は、全国から来て居た生徒を各自の家庭に安全に送り帰すことだった。途中、交通機関の杜絶などのため、野宿することなども考慮して、衣料、寝具用毛布、糧食等を携行させた。夏のことではあり、当面の食糧携行が問題になり、米、塩、梅干などを受領するため、大急ぎで朝霞の本校に行くことになり、避難者の北上する雑踏の中を夜間、木炭車を借用し徹夜で運んで来たのであった。

最も印象に残っているのは武器の返納で、無念の情を禁じ得なかった。その他の物資についてはどのように始末し

たのか、はっきり記憶していないが、おそらく大部分のものは米軍への申送りのため某所に集積されたと思う。生徒を帰してから残務を整理して朝霞に帰ったのは八月下旬だった。（中之条に疎開した当時の区隊長後藤健二大尉の記述による）

沢田国民学校には、東久邇若宮殿下が一生徒として来て居られた。宮様が御出でになった時は、宮崎庄平村長をはじめ役場吏員、国民学校生徒、男女青年団、婦人会、在郷軍人、警防団員等が四万と沢渡の分れ道から学校まで整列して村をあげてお迎えした。宮様は馬でお出でになった。そして現在の校長室の上に当る二階の教室で起居されていた。演習や訓練は美野原で行われ、往復の途次には軍歌を歌い、教官も生徒も張り切っていた。（金井覚次談による）村の幹部や学校長が、お目にかかるのには、予め予行が行われてからでないと殿下の前へは御挨拶に出向けなかった。八月十五日、終戦の詔勅を耳にして宮様は激昂の余り窓からヤカンを放り投げられた。（剣持福治談による）将来、軍の指導的立場に立つよう教育されていた血気の若い生徒達の悲憤の情が察せられる。

持参して来た機械、器具等の諸教育用品や書類は焼却したり、穴を掘って埋めたりしたようであるが、一部は生徒達が肩に担いで、国民学校裏の畦道伝いにいに古町の方へ運んで行くのが目撃された。また、衣料品等は警防団によって農学校の旧講堂（現在の柔道場）へ収納された。当時の警防団長は桑原準一で団員を指揮されていた姿が今でも目に浮ぶ。その後の処理は詳らかでないが逐次搬出されて一般への配給に廻されたようである。（筆者の目撃による）

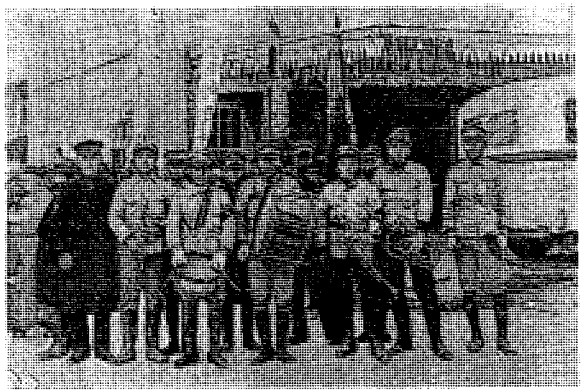
測量機械や武道具、竹刀など大方焼却すると云うので、勿体ないから測量機械一組と剣道具一揃を貰って置いたし、竹刀も五十本程貰い、竹刀はその後、要な欲しいと云う人に分けてやった。（伊勢町湯本幾一郎談による）

沢田の部隊も書類やその他を校庭に山のように積んで焼却した。（中之条町剣持福治談による）

3　戦線と銃後

(1)　兵隊送りと入隊

日華事変から太平洋戦争へと臨戦体制が強化され、召集者が次から次へと出征する度に兵隊送りが行われた。召集を受けた人の家へは親戚知已、隣組の人達が集まって激励し、武運長久を祈り東武バス会社の鍋屋の処や伊勢町の金幸の処まで見送った。初めのうちは日の丸の小旗を振って「勝って来るぞと勇ましく」の歌を歌い、出征者は肩からたすきをかけて標識とし、決意を秘めて出て行った。見送った後、青年団や隣組の人達は、見送りに集ったのを機会に千社詣りや百社詣りを行って、出征者の武運長久を祈ることも屢々であった。兵隊送りも度重なるにつれ、また戦争が苛烈になり、銃後も人手が足りなくなるにつれて初め程盛大には行われないようになった。



中之条青年団員の出征兵士送り（中之条上ノ町自動車会社前）

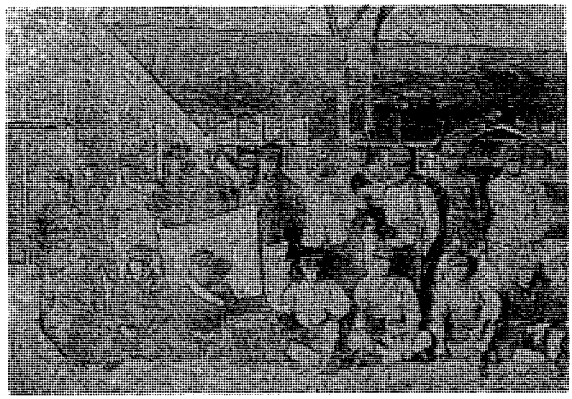
特に秘密の動員の場合などでは、こっそり入隊した人もあり、中之条町の斎木政市は召集、入隊された当時のことを次のように述べている。

昭和十六年九月充員召集令状が来た。慢性に成って居て又来たかぐらいの気持ちであった。入隊まで中二日しか無く身のまわりの整理をして、仕事の始末は弟に頼み妻子五人を残し私服で出発した。それでも出発の際は区の人達

が来て万才をとなえて呉れた。高崎公園で昼飯をすませて午後二時営門をくぐった。もうこれでシャバとは一切シャダンされた。この召集は秘密動員で皆思い思いの服装で入隊して来たのだ。既教育の兵隊か、未教育の兵隊かは全くわからない。中には会社の重役タイプも居ればヤセッポの貧相の男も居る。年を取ったもの、若い年令層も居る。種々雑多で集会室に皆休んで居た。当日は入隊の初日であるので、軍服を着た古い兵隊も文句も言わない。ある貧相な男が「酒保へ行ってたばこでも買って来るかな」と、独り言を言い乍らやをら立ち上った。其の時恰幅の良い男が「俺にも買って来て呉れ」と言った。貧相男は「ハイ」と割合良い返事をしてたばこを買いに行った。直ぐ帰って買って来たホマレを手渡した。別に有難度うとも言は無いでそっくり返ってたばこをすって居た。暫くして隊の兵隊が「軍服を渡すからだれか使役に出ろ」と云うので四五人が使役に行った。軍服が来た上衣軍袴、袴下等々、隊の兵隊から襟章の付け方を教わり乍ら上衣の襟に階級章を付けた。上衣の軍服を着てズボン（袴と云う）をはき一応兵隊さんらしく成った。其の時だ。さっきの貧相さんは上等兵さんだった。たばこを買わせた恰幅さんは一ツ星殿だった。皆んなして笑った。貧相上等兵殿は「何がおかしい」と大声でどなった。一同が笑いをやめた。だが一向ににらみがきかない。其の顔を見て又笑った。そこえ襟章に星二ツの銀ピカの軍曹殿が入って来た。良く見たら伊勢町の鍋屋の関ちゃんだった。もう関ちゃんとも云え無い。木暮軍曹殿だ。何んだか町で逢う木暮さんとは一寸違った感じで偉い人に思えた。幸い私は基四八二八部隊高橋部隊大沢隊木暮分隊に編入され、木暮軍曹と寝起を共にした。入隊当時の思い出の一節である。（中之条町齋木政市記）

(2)　予科練の思い出

私等が中之条農業学校から予科練に入隊したのは昭和十八年の秋でした。当時中之条の町から、又学校からも学業中途の出征は勿論最初の事なのですが、五名の同僚が合格し喜び勇んで出かけたものでした。この頃から大量の予科練の募集が始まり、七ツボタンは桜に錨の歌と共に其の後も多数の若者達が十六、七才の若さで何のためらいも無く戦いに参加しようと志願したのでした。私等は十一月末に三重空奈良分遣隊に入隊、第十三期甲種飛行予科練習生になったのです。それから翌十九年の九月まで、それこそ目まぐるしい訓練の連続と精神棒を中心とした徹底的な一人の失敗、脱落もゆるさない全体教育が行われ、学校の同僚にもほとんど会う事も出来ず今考えても死ぬ事よりも尚苦しいのではないかと思われる毎日でした。ようやくにして八月末頃予科練の教程を卒業し、飛行練習生として三重県の鈴鹿海軍航空隊へ転属となりました。丁度この頃特殊潜航艇の特攻隊募集が行はれ多数の同期



農業学校から予科練へ入隊の蜂須賀良三
（昭和18年）

生が選抜され別れて行きました。この中に現在伊勢町在住の同僚中沢三千雄君も加わりましたが、幸い出撃に至らず無事復員再会出来た事は後になって何よりの喜びでした。私等は伊勢湾にのぞむ鈴鹿でいよいよ本格的な飛行訓練が始まろうとする頃から空襲がはげしくなり練習機は飛ぶことが出来なくなりサイレンの度に押し込んだり出したりの繰返しから遂には一機、二機と姿を消してしまったのです。たかが時速二〇〇粁か三〇〇粁の飛行機が最後には特攻にも出た話がありますが間違いないようでした。

結局私等はもっぱら作業員となり穴堀り、開墾や最後は隊から離れた山の中に貯蔵した爆弾の警備をしていて終戦を迎えました。甲種予科練の場合十一期頃までの卒業はほとんど全員特攻として散ってしまった事を考えると何か申訳のない様な恥づかしい気持で復員した日の事が忘れられません。考えて見ると当時の私等はまるきり何もわからない若年ではありましたが、生死については誰もが全然疑念を持たず、考えもしなかった事は確かでした。予科練は若さと訓練によりいざという時戦意が火と燃える集団として作り上げられたもので、その結果はまことに悲惨な運命であり、この残酷さは絶対に繰返してはならないと、今丁度自分の子供がその頃の私の年令だと思うたびに考えさせられてしまいます。そんな事と共に今でもたびたび余分に生きているのだなあという気持は何時までも拭い去る事が出来ないのはどうしようもありません。（中之条町伊勢町蜂須賀良三記）

(3) 動員一覧表は語る

次の表は伊参村動員日誌及旧中之条町在郷軍人名簿を調査して年次別、月別に動員発令者数を一覧表にしたものである。昭和十二年の日華事変、同十六年の太平洋戦争、戦況不利の昭和十九年の動員数を見ると、軍の意図した動向や戦況の展開が無言のうちに物語られていて、まことに興味深い。

日華事変に於ける沢田村在郷軍人の応召状況

年／月	昭和12	〃13	〃14	〃15	〃16	計
1月		1			1	2
2		1		1	1	3
3			3	1		4
4					1	1
5		9	8	1		18
6		5	1	3	4	13
7	2	2	1	2	1	8
8	49	14	8			71
9	20	2	12			34
10	38	7		1		46
11			3			3
12		2	1			3
計	109	43	37	9	8	206
現役入営者	28	36(不詳)		19	8	

日華事変に於ける沢田村応召者の帰郷状況

年／月	昭和12	〃13	〃14	〃15	〃16	計
1月			8	15	3	26
2			8	7	1	16
3		4	2	3	2	11
4		1	5	3	4	13
5			4	2	4	10
6			6	3	3	12
7		2	7	3		12
8	1		5	2		8
9			24	3		27
10		1	6	3		10
11		2		3		5
12		2	17	5		24
計	1	12	92	52	17	174
現役帰郷者				9	1	10

応召未帰郷者32名中戦死６名　現役志願１名　在隊未帰郷者その他25名

伊参村動員令発令者数一覧表（入営者は除く）

年＼月	昭和12	13	14	15	16	17	18	19	20	計
1				2			2	2	2	
2									2	
3				2	4		4	10	8	
4		3	5			1	2	1	（以下記録なし）	
5		6	2			1	1	2		
6		2		1	2		2	16		
7	5		2		57	3	2	8		
8	29	8			2	1	3	12		
9	12	4	10	2	4	3	4	2		
10	26						5			
11		2	2		1	3	3	3		
12			2	1		3		2		
計	72	25	23	8	70	15	28	58	12	311

動員され服務後解除となり帰休，再度動員をうけた者も掲載す（伊参村動員日誌より）

伊参村馬匹徴発（昭16.7.8）

83頭　　合格数

内訳	駄馬	60	——	28
	乗馬	5	——	0
	輓馬	18	——	2

検査地　高崎新後閑競馬場

（午後6時　伊勢町下河原集合（龍が鼻橋附近）
翌日　午前6時高崎着）

旧中之条町に於ける予備役在郷軍人召集状況　(自昭和16年 至〃20年)

年 / 月	昭和16	17	18	19	20	召集を受けた人員	召集を受けず銃後にあった人員	満洲、北支等に在住又は現地召集した人員
1月		3	11	6	4			
2		4	1	2				
3	4	1	1	11	7			
4		1	1	1	14			
5		1	2	3	7			
6	1	8	6	12	14			
7	34	4	1	31	10			
8	46	6	2	22				
9	8	4	6	6				
10	3	5	6	1				
11	4	5	11					
12	2	13	8	3				
計	102	65	56	102	56	381	91	46

註　1.　応召し解除となり再応召者を含む。
　　2.　在郷軍人名簿による。

旧中之条町在郷軍人の兵級別等級別召集状況　(自昭和16年 至昭和20年)

兵役別	年	昭和16	17	18	19	20	計	在郷者	既在外者	総計
予備役	将校准士官	5	4	7	5	2	23	1	0	24
	下士官	6	1	4	10	5	26	6	4	36
	予備役兵	13	2	7	25	17	64	8	19	91
	第一補充兵既教育	42	19	15	18	18	112	17	8	137
	第一補充兵未教育	22	17	8	14	1	72	29	10	111
	第二補充兵既教育	9	2	4	14	7	36	10	2	48
	第二補充兵未教育	5	10	11	16	6	48	20	3	71
	計	102	65	56	102	56	381	91	46	518
国民兵役	第一国民兵役下士官	3		1		3	7			
	第一国民兵役兵	7		1		2	10			
	第二国民兵役既教育		11	22	5	5	43	(省略)		
	第二国民教育未教育		9	23	38	21	91			
	計	10	20	47	43	31	151			

(現役入隊者及15年以前の既召集者は除く
第二国民兵役の召集者には海軍が割合に多かった)

名久田村入営又は応召数調

年／月	昭和12	〃13	〃14	〃15	〃16	〃17	〃18	〃19	〃20	計
1月		9	12	5	1	17	14	3	12	
2			3	7	2	1	10	4	10	
3	1	2	7	2	2	3	4	22	14	
4			3		1	2	11	12	16	
5		5	7	1	1	3	3	5	22	
6	2	2	5	2	4	2	4	33		
7	3	5		1	23	2	5	14		
8	24	8	2		41	4	3	11	1	
9	9	1	12	1	3	6	16	12		
10	28	6		1	5	1	10	2		
11		1	4		1	1	8	4		
12	1	1	5	14		4	6	2		
計	68	40	60	34	84	46	94	124	76	626

（名久田村出征兵名簿による）

名久田村大字別年度別入営及応召者数調

		昭和12	〃13	〃14	〃15	〃16	〃17	〃18	〃19	〃20	計
平	現役	1	3	9	4	3	6	12	3	0	41
	召集	19	5	10	2	21	5	8	21	23	114
横尾	現役	1	4	6	8	2	7	9	2	0	39
	召集	27	9	8	3	28	5	14	23	23	134
大塚	現役	1	3	9	6	2	5	8	5	0	39
	召集	11	6	8	1	4	9	18	32	20	109
赤坂	現役	0	1	3	6	0	3	11	4	1	29
	召集	9	8	5	0	22	6	6	27	8	91
栃窪	現役	1	0	2	2	0	0	3	0	0	8
	召集	4	1	0	2	2	0	5	7	1	22
現役計		4	11	29	26	7	21	43	14	1	156
召集計		64	29	31	8	77	25	51	110	75	470
総計		68	40	60	34	84	46	94	124	76	626

註　1.　現役入営者、帰郷後再応召者及国民兵役を含む
　　2.　戦争末期は国民兵役者で海軍応召が多い

(4)　艦橋上より尺八の音

第十四師団が昭和十九年三月大連出港、南洋パラオへの転進途上、父島に停泊の際、夕闇迫る頃、艦橋から尺八の音が流れ、全軍が耳を傾けたことを四万駒岩の唐沢実はその日記に、

四月十日

昨夜より進路変更北上す。十一時小笠原諸島父島に入港投錨す。当港は驚く程の岩山切立たるが如き感有り。岩石を切開し立派なる道路あり。思惟するに海軍の前進基地なる如く目下要塞化されつつあり。

内地の山とは、はるかに異り早や南洋を思はせる樹木雑草茂り、嗚呼愈々南洋に来たかと思はす。港は静かに暮れ行かんとす。夕刻師団長閣下の巡視あり。

同時艦橋にて尺八を吹く者あり。乗船将兵〇〇名が遙か皇居遙拝、聖寿の万才参唱、初春の日は次第に暮れる。舷側を打つ小波の音の中に遠く、幽かに聞ゆる尺八の音、島の乙女、何物にも代え難き軽音楽、島の乙女の姿が目前に浮び出ずるの感。長い航海の疲労も何時しか癒され、値千金。

〇〇佐官（注、参謀長多田大佐）の言に「内地へ帰っても可愛いい彼に逢ふことも出来なかった故、せめて島の乙女でも吹いて思い出させてやろう」とのことであった。

船上の闇に聞ゆる尺八の音
吾等五千の胸や如何に

後で判ったことであるが、この尺八を吹いたのは十五連隊第二大隊本部に居た沢田村山田出身の山田雄司で、昭和十九年十二月三十一日ペリリュー島で戦死した。

(5)　思いのこもる軍事郵便

――前線と銃後との心の交流――

家郷を遠く離れて、警備に戦闘に明け暮れる将兵にとって銃後から送られる一通の便り、一ケの慰問袋のもつ意義は深い。

次にその二、三を紹介したい。

◎　本年の春蚕は良結果で当大字の収繭量約二千二百貫で　した。秋蚕掃立はこの二十七日の予定です。麦の収獲はここ十

日間程炎暑好天気が続いたので極めて順調に運び、従って質も良く美味のウドンが食べられることと喜んで居ります。且つ稲作も発育良好です。吾々農民は粗末乍らも腹一杯食糧を装填して張りきって居りますから御安心下さい

昭和十七年七月十七日　　小林　文平

富沢　福重殿

家族や親戚、知己は勿論銃後奉公会や役場職員学童等から戦地へ寄せられた手紙、書画、押花などの一切を丹念に綴られた五反田の富沢福重の「故郷の香」を通覧すると、北満にあっても、郷里の動きのあらましが察知されたことと推察される。

即ちシンガポール陥落祝賀の旗行列の模様や翼賛選挙また中之条町長町田崇山の急死、養蚕や農作物の状況等が次々と報ぜられている。

◎（前略）出征兵皆様の御家庭については村当局及び方面委員等が色々心配して御不安のない様努力して居ります。又全体的には例年通り農繁託児所を各分校に開設し、又尋五以上の生徒、各農家組合員、男女青年団等の勤労奉仕班が組織せられ田に畑に手助をなし不足労力を補ひ増産戦線に活躍して銃後を守って居ります…昭和十七年十月七日（奉公会役場吏員一同より）

◎（前略）次に村内の状況を左に二、三御知らせ申上候。本年は幸にも近年稀なる大豊作にて夏作の大小麦を始め秋作物も田畑孰れも此の上なき好結果を得らるべく喜び居り申候。五反田辺に於ては一つとして悪きものなしと云ふ実に珍らしき作柄にて殊に本年は蓑原成田の新開地の約十町歩の播き付けは豊作の上に余分に収穫出来ることとて今より期待いたし居る所に候。

又そろそろ製炭期に入り候も本年は此の方面に於ても増産割当て有之、殊に八月四日東条総理の製炭業奨励の意味を以て沢田村奥反下へ参られ親しく御視察あらせられ、製炭業者の意気込も亦一入に候。（中略）また、今春以来忠霊顕彰会と軍との御奨励により本村に於ては役場の西南方小丘を敷地と定め忠霊塔を建設することと相成り可申候も、本建築は資材関係も有之故、特に仮の納骨堂を建立三、四年計画にて完成する予定に御座候云々…（昭和十七年九

月十四日五反田第六区民一同より)。

第一線にあって家郷を思い、銃後にあって戦地に思いを走せる心情、特に愛児の戦死の報に接した場合など、その状況を一日も早く、詳しく知りたいのは親心の常で、中支で戦死した伊勢町の金井定一上等兵の戦死を知った富沢福重の戦地からの弔意文に対し、父栄一は在満の富沢福重宛に左の礼状を寄せている。

◎拝啓時下初秋の候と相成り申候。その後御貴殿にも御変り無き事と遠察申上候。降て小生方一向別事も無之、毎日産業戦士の一人として銃後の守りも曲りなりにも完う致し居り候間、他事乍ら御安心被下度候。次に過日は愚子定一儀戦死につき細々御見舞状を賜り有難く拝見仕申候。御厚礼申上候。此の程部隊長殿より詳報有之候。その文面の書き抜きを同封致し置き申候。何卒御覧の程願上候。これにて戦死の模様も大体御判断被下度候。先は御礼旁々御報知まで

九月十三日　　金井　栄一

富沢福重様

この手紙に同封されていた「書き抜き」は次の文面である。

『(前略)御子息定一君には六月十一日七時三十分中支浙江省○○県城にて壮烈なる戦死を遂げられ申候。(中略)定一君には去る五月以来今次作戦に参加致し軍装凛々しく勇躍守備地を出発致し炎熱酷暑と闘ひ連日の豪雨をものともせず元気旺盛常に先陣を承り赫々たる武勲を立てられ候に、六月十一日は○○県城を攻撃奪取、追撃中敵砲弾を全身に浴び壮烈なる戦死を遂げ申候。此の戦闘に於ける定一君の行動は殊に鬼神を泣かしむるものに有之、勇猛果敢重火器の任務を完了致し敵に大打撃を与へ県城攻略も同君の働きに主因するものに有之、武攻抜群にて早速二階級進級の恩典に浴し伍長に昇進せられ候……隊長　小林晴雄』

歓呼の声に送られて、父母や妻子を残して出征し、第一線にある将兵の心に折にふれて去来するのは家族のことであり、待たれるのは手紙であった。次に幾つかを紹介すれば

◎満州第七五〇部隊(五反田出身)割田求馬

二月二十六日付の便り有難う、早速返事を書こうと思いながら遅れてしまった。恒(一人むすこ)も元気とのこと写真を写して送って載きたい。過日小林文平様より父の亡

くなった事を詳しく知らして貰ったが、昨年の十月のことだが自分は全然知らなかったが、どうして知らして呉れなかったのか、お前の心が解らない……（妻コウさん宛）

次の手紙は唐沢清徳中尉（北支派遣河部隊所属、岩本出身）が徴兵検査に合格した弟の正太郎（満州国牡丹江省穆稜営林署勤務中）に当てたものである。

◎前日は御便り有難う、首尾よく検査に合格の事御芽出度う。これからは着々勉強する事ですね。勉強には「幹部候補生試験問題集」の書物によりやっていいと考へます。

尚軍人に賜りたる勅諭全文、歩兵操典綱領位は必ず覚えて置くこと。之等の書物はそちらでは求められないであろうから家から取寄せたらいいでせう。兎に角一度志願した以上は必ず合格するの決意を以て予め周到なる準備を為すやう願って居ります。当隊にも幹部候補生志願者が居りますが只今試験中です。体には充分注意の程、軍隊へ入ってからの注意は又指示致しませう

淡々たる中に弟を思う心情がにじんでいる感じがする。正太郎が入隊後、昭和十八年十月二日父参二氏に宛てた一文を次に載せれば

◎御手紙有難く拝見致しました。家も皆壮健の由何よりです。降って私も至極頑健にて相変らず御奉公致して居りますれば他事乍ら御安心下さい

さて過日は貴重なる品を御送り下さいまして有難う御座いました。無事受領致しました故御安心下さい。物資不足の折柄誠に恐縮に堪へません。内地も愈々米の本土攻撃にそなへ必勝を期して其の守りに任じて居る事でせう。関重平様関映治様逝去の事驚き見舞状を出して置きました。私も九月十日附上等兵になりました。着々軍務にはげみ誠を盡す心算です。先は御礼まで。

兄（唐沢清徳大尉）は昭和十九年十二月三日ニューギニヤ島で、弟（唐沢正太郎少尉）は仝年仝月十八日比島レイテで共に護国の華と散ったのであった。

(6)　戦病死した若き童謡作詩者
――その生の苦悩――

「白衣の童謡勇士」本紙（朝日新聞）こども頁で紹介した「親善の街角」の作者、「やさしい日本の兵隊さん」を主題にした「親善の街角」という童謡をさきに本紙こども欄に寄せ、その後この歌がレコードにふきこまれ、みなさんの合唱の声にのるようになってから、一層おなじみが深くなった、あの北支派遣軍喜多川部隊、望月大寿一等兵は、今は宇都宮市の戸祭陸軍分院に白衣の勇士として入院しています。そして皆様のご存じの〝洋軍、荷車、一輪車引いてる苦力帽子取り、洋車に乗った大人も降りて敬礼しています〟の自分の童謡をふきこんだレコードを毎日病室で聞いては戦地のことを思い出しているのです。望月のおじさんは北支の済南という大きな都会で警備をしていた時、街を通る支那の可愛い、少年や小女が敬礼するほほえましい風景を見て、感じたままを童謡にしたのです。（原文のまま）

これは当時の新聞にのったもので、歌詩を見ながらレコードを聞いている望月さんの写真と共に報道されたものである。

昭和十二年朝日新聞によって童謡の募集があり、北支那の済南の地から応募され作品が当選し、コロンビアレコードにふきこまれ、小学校児童を中心として全国的にうたわれ、又振りつけされておどられたのである。この童謡の作者が五反田出身の望月大寿であることはあまり知られていなかった。大寿は小さい時から文学を愛し、生活の中に詩、短歌、俳句などをくちづさみ、日記にかき、あのきびしい軍隊、戦地の生活の中、また生死の境をさまよう闘病生活の中でも、これなくしては生きているかいがないとの心情を持ち続けたのである。

この望月大寿は大正五年三月二十日本籍地伊参村五反田字和利一一四四番地に、父鹿蔵、母たかの四男として生れ、昭和三年五反田小学校卒業、同年中之条尋常高等小学校高等科に入り、五年三月卒業、東京の講談社に入社した。当時講談社は大衆雑誌出版界の王者で社長は群馬県出身の野間清治であった。毎年県内から小学校高等科卒業の優秀な少年たちを採用していた。特に農村不況期に当って最も優秀な少年が集っていた。大寿もまたこういう経済不況下の一寒村に育った優秀少年の一人であった。昭和五年四月上京以来講談社で働くこと三年余、八年（一九三三）八月つ

いに病気で倒れ退社している。この頃から彼の人生の苦悩との闘いがはじまるが、以下その日記を中心にして、これをたどってみよう。

この年六月二日の日記には、「連日の疲労は遂に起つ能はず。それよりも毎日息苦しい様な悶々の毎日から遠のいて十分に体を癒し以て其後の働きを充実せしむべきだと思ふ」と述べている。以後どっと就床してしまう。病気は腔門周囲炎と肺結核であった。多感な少年の心には日々の病気との闘いのほか、それ以上に精神的苦悶との活闘が大きかった。その様相は八年の病中日記の中に刻明に記録されている。喀血した翌日（六月十八日）の日記には、「人間に死以外の選ぶ道なしと決めた時に、時にしてポッカリ幸運が向いて来る時がある」と述懐している。青春期の人生への思索と懐疑は病気前の八年一月からの日記の所々に記録されている。「人は何故生きるのか。食うが為の生なのか。生きんが為の食なのところで帰郷後には大寿の衰弱した肉体も精神も日増しに回復してゆき、若い発らつとした生気がよみがえってきた。故郷の美しい大自然と父母の温かい慈愛にはぐくまれて素朴な人間の心情が復活してきた。そして生々した肉体の回復は自ずと男としての性の昂まりや恋を求める心のたかぶりとなり、心の蘇生は郷土への強い関心を喚起させていた。八年九月～十二月の大寿の日記は若い美しい心の表現にみちている。郷土への関心を示す二三の意見だけ掲げておく。

美野原は五反田の生命だ。けれど現在ではその活用程度はまことに低い。吾妻に稀にみる高原だ。飛行場の内定説ありしも、うなづかれる。この高原をより生産化し、実用化したものこそ、この村の成功者なのだ（九月二十四日）

か。何が何だかわからない……」（一月三日）。この類のものが多くみられた。六月二十日医師から三カ月間の絶対安静を命ぜられたが、その場所や治療費のことなどで心労も大きかった。結局兄の家で療養したが、六月～八月の療養期間はまた若い多感の心の煩悶の連続でもあった。八月十二日ついに講談社を退社し、二十六日に郷里の五反田に帰った。この日の日記には、「おお惨たり、想起する余の七十日の病人生活よ。敗惨者落伍者のふしだらな流れ、それが病床に呻吟した十何日……」とあるが、大寿はとにかく早く故郷に帰りたかったようだ。特に八月一日の中之条の祇園に帰りたかったと述べている。「ああ、あの娘と仲よく活動を見に、又祭の夜を歩む、それは遠くお流れになった」と落胆している。

農村経済の根本策は消費経済の考慮と、それ以上に如何にして農作物を生活に有利に使用するかだ。やりようによってはやれる。又やる積りもかなりある。都会生活から足を洗ってこの生活に入れるか、恥も外聞もない。日本の国家の更生は個人の更生に立脚する以上、断乎として決行すべきだ（九月二十九日）。

十月末になると、「次の各期間には俳句と短歌をやろう」という気持をよびおこしている。年末には「吾妻農民」の刊行を考えるようになる。その内容をみると、農会農家組合篤農家などの記事、自力更生に活動する人達の紹介、農民芸術、吾妻史蹟、吾妻の生んだ人物等々を広く蒐集した雑誌の刊行を思考していた。そして日本の農村が不況旋風のもとで深刻な経済試練時代を迎えて、農民思想の根本的矯正の事業の必要性を強調している。

こうして八年から九年にかけては郷里五反田で家の仕事を手伝いながら病後の静養をしていた（九年の日誌がないので、この年の詳細は知りえない）。十年（一九三五）二月十一日、「吹雪荒む中をトラックの上で凍え乍ら上京」し、再び東京生活がはじまった。二度目の上京はその後の点々とした職業的放浪生活を思うと、最初の上京生活にくらべて実にきびしいものであった。新聞広告業の通信社（四ヵ月）から自転車雨除製造販売所（二日間）、読書新聞大洋社（一週間）から製薬元の商会（六ヵ月）と、上京の十年のうち四つの職場を放浪し歩いた。そして十一年に大宮の通信機械工場へ移った。まさに経済不況の波のまにまに浮浪し続ける病後上京した一人の農村青年の当時の典型的なあゆみを表象していた。この頃のきびしい放浪について次のように述べている。

田舎を出でて早や五月、只々不足ながら食ひ働き致し候だけの事にて、五月過ぎて今日ルンペンと相成り候、もはや一銭とて之無く、只夢遊病者となりて街をさまよふのみにて候。

そしてこの職業を求めての放浪生活のなかで数多くの俳句と短歌が作られ、日の出、青年、新農報さらに新文壇懸賞界などに盛んに投稿して入賞している。この賞金が当時の苦しい生活の主な糧にもなっていた。

凶作の村へ寒々と山おろし（新農報秀選となる）　失業し二十四日目歌がうけている（日の出）

年暮るるもがきあえぎの街を行く　　この頃は竹箒売り米買ふて食ふ
故郷の母の便りは我が時きし　　母の便りをさびしみにけり（懸賞界佳作六月号）
　夢も伸びぬと書き添へてあり（懸賞界佳作三月号）

そして十二年（一九三七）日記の年頭欄をみると次のように記述してある。

我が此の世に存する事、早や二十一年、父母のもとを巣立ってより七年、星霜去り今、回顧して何を得、何の喜びやある。浮草にも似たるこの両三年羅針盤なき破船か！、暗中模索……労多くして益する処余りにも少し、誇った妄想狂を清算し、路傍のペンペン草に哲学を学べ。

そして十二年秋には和歌俳句のほか詩も多く投稿し入賞している。多くの入賞作品が日記の中にうめられている。

理想の国
或る夜私は
憧れの理想の国へ行く事が出来た
私がこの国で発見できたものは
　医者も軍人も教育家も農民も商人も―全人類が失業して
　いる事だった。

自滅！　理想とは
全人類の自滅だったのだ
そして唯一人幸福な者も不幸の者も居なかった
只静かに明け暮れが続いているだけだった
（新文壇入席第一席）

そして十二年日華事変が勃発懸賞界（雑誌）で銃後の歌を募集した際、これに応募して試作（未完）の歌詩を作ったのが日記に載っている。大寿は「用語粗雑のため甚だ芳しからず」としてこれを投稿しなかった。この歌詩をあげておく。

行って来るぞと　ほほえみて　　忽ち上る　かん声は
勇みてゆきぬ　つわものは　　あれようちょうの　勝どきぞ
国に残りし　我々も　　銃後を守る　一億の
一致結びて　いざ起たん　　民劣らじと　励まなん

暴虐あくなき　敵敗り　はためく日の丸　万々歳
今へんぽんと　朝風に　銃後に溢る　万々歳

この年十月十六日藤倉工業の臨時工（日給一円）になった。この十二年の生活は極めてきびしく、相変らずの放浪生活が続いていた。こういう生活のなかで翌十三年（一九三八）八月二十日大寿にも応召がきて、立川航空隊に集合、宇都宮野砲二十連隊に入隊した。不況下に身も心も痛めつけられ、職を求めて東京の街をさまよい続けた後、ついに日華事変下に彼もまた一兵士となった。そして不況から戦争への昭和日本の歴史の歩みの中に、若い大寿も突入していった。そして十三年十二月北支戦線に出動したが、忽ちに病気が再発、十四年二月野戦病院のベットに横臥する身となった。そして五月には早くも内地に転送され、宇都宮戸祭陸軍分院で療養することになった。応召から出征、そして大陸戦線における一兵士時代の大寿の日記（十三、十四年日記）を欠くので、その詳細はわからない。その間にちょうど朝日新聞が募集中の童謡に応募し、大寿が投稿した「親善の街角」が見事に入選し、後にこれがコロンビアレコードに吹込まれて全国の子供達にも唄われるようになった。このレコードは「やさしい日本の兵隊さん」という題で発売された。望月大寿作詩のものを、当時有名な童謡作曲家の佐々木すぐるが編曲し、神吉和男コロンビア・オーケストラの伴奏によるものだった。この自分の作詩の童謡レコードを宇都宮の陸軍病院の一室できいている写真とその記事が、当時の朝日新聞栃木版に掲載された。彼の入選童謡を掲載しておこう。

一　空は青空　日の丸が
はたはた鳴ってる　街の角
強くてやさしい　日本の
兵隊さんが　立ってます

二　可愛い支那の子小輩が　やっと覚えた日本語で
ありがとありがと言いました
元気な声で言いました
三　シュスの服着たおばさんも
人力車（ヤンチョ）に乗ったおじさんも

みんなおじぎをしています
　真心こめた感謝です
四　街へ平和の陽がさして
　あちこちひびくろばの鈴
　強くてやさしい日本の
　兵隊さんが立ってます

大寿死亡の約半月前、父からの便りをよんで彼は日記に次のように記載している。

三月十二日　父からの便りによると、去る四日の本校に於ける学芸会では五反田分校の生徒によって「やさしい日本の兵隊さん」の童謡が発表されたとの事、俯甲斐ない我子のこんな小さなホマレに心を弾ませているであろう親達の心情がすでに死を予期していた大寿が父の便りで、自分の歌が同じ故郷の子供たちによって学芸会で歌われ踊られた姿を目にうかべながら、どんなに感涙したことか。そして病床の大壽は父と母をも併せ思い浮べながら、心は故郷の空をかけめぐったことであろう。

こよなくなつかしまれてならない。

さて大寿が病死した昭和十五年の日記（一月一日～三月二十三日）はまことにすばらしい。詳述する紙幅がないが、その概要を示すと、十四年末から十五年正月松の内にかけて数度の喀血があり、その後断続的に喀血と血痰が相次ぎ、しかも三十八度をこえる熱が毎日続き病勢も次第に悪化していった。もはや本人も「死という事が八分以上真実性を示して迫って来た」ことを自覚しながら、日記の記載を日々続けていた。その間暫く休んでいた投稿も再開している。死を自覚しつつ、なお「ベンベンとして日を暮す事も出来なかった」と逞しい創作への意欲と執念を吐露している。病死前三ヵ月間の大寿の心の苦悶の一端を掲げておこう。

一月二十日　如何に病気を治すのが第一義であっても、私の心の中にあっては投稿なき生活は空虚そのものである。やれる力はある。やれる時間はある。だのに……と思うと私の心は暗い。

一月二十三日　我もし昭和十六年の春まで生命ありせば、百篇の詩童謡等活字にしたいものだ。

一月二十八日　戦死せば斯程の悩みなかりしに我患へり胸を病むなり

註　二月は八日夜から本格的な喀血で、九日～十六日の日記は空白、そして鎮静すると、また記帳がつづく、三月一日～五日病状悪化のため殆んど記帳なし。十二日父からの便りで紙面一杯の記帳あり（前述）。

そして死の十日前の三月二十三日で絶筆となったが、その最後の一節を記載しておく。

「今日は午前午後共大半うつらうつらとしてひたすら安静を守る」（筆勢は平常と変らなかった。筆の乱れは認められない）。最後まで驚くほどの執念をこめて書き綴ってきた彼も、二十四日以後は書くことができなくなったのであろう。そして四月二日ついに大壽は病死した。四月十七日遺骨は郷里五反田に帰還した。

註　この望月大壽についての研究紹介は、町誌編集委員の唐沢姫雄（伊参地区遺族会長）と奈良秀重（中之条第四中学校教諭）であった。研究発表を聞いて強い感動と関心をもったが、あらためて、大壽の日記を詳しくみることによって、その日記のすばらしさに驚嘆した。とくに昭和十五年の死の直前の三カ月間の日記をみると、死に直面しての逞しい生命への闘いのすばらしさには、誠に感動した。そして彼のすばらしい生への執念を奪いとったものは何であったかを泌々と考えさせられた。

望月大壽君の短い生涯を顧みて、とくに講談社入社にはじまる青年期における生一杯の生涯を顧るとき、彼が昭和五年～十五年にわたる一九三〇年代のあのきびしい日本の時代社会に、若い命をまともにぶちつけて生き抜こうとあえいでいる姿が鮮かにうかんでくる。ちょうど昭和の不況と、これに続く戦争の激浪と生一杯闘ひながら打ちくだかれてゆく尊い生命をみることができる。不況と戦争とまともに取組む若い命の逞しさを通して、我々は彼から何を学ぶべきだろうか。（文責小池善吉）

(7)　遺骨迎えと遺骨伝達異聞

勇躍出征して、南に北に奮斗し不幸敵弾に散華したり、病に仆れたと云う報を受けた時の遺家族の心情は身を以って経験した者でなければ理解出来ないと考えられる。

遺骨が原隊に還り、合同葬が行われた後、遺族に渡され、それを胸に抱いて帰る親、妻、遺児の身上を思う時、無言の凱旋の悲しさが心を痛める。特に遺骨とは名のみで「一握の砂」であった場合など、やるせなさが込みあげて来るのをどうすることも出来なかったに違いない。

戦争を呪い、平和を希う祈りの気持は、そこから生れると云えよう。

召に応じて勇躍出征、万里の波濤を越えて外地に奮戦、不幸にして戦死された方については、町村長及遺族に死亡報告書が通達され遺骨の伝達が行われるのであるが、戦線が余りにも拡大、錯雑してくると時には誤報や誤聞もあって悲喜交々の思いを生ずる場合もある。

沢田村山田出身の田村静一兵長は比島マヌス島で昭和十九年五月三十一日戦死した旨、妻イチに死亡告知書が届けられ、昭和二十二年七月二十九日高崎で遺骨を伝達する旨知らせを受けた。然し生存の噂もあったので沢田の村長さんは左のような書類を民生部長に提出している。

死亡報告書返付及び遺骨伝達一時延期について

別紙兵長田村静一に関する死亡公報が伝達されたが本月四日桐生市広沢町六丁目二六〇番地須永誠一氏(田村の戦友)が留守宅妻イチ方を訪ね同人は目下ビルマに在りて健在なる旨及大体本年九月頃帰還の予定並にその他詳細伝言があったのでかくして遺骨の交付は延期され、イチさんをはじめ一同は一縷の望みを抱いて居たのであるが、田村兵長は遂に生きて帰還されなかった。

同姓の中之条町大字中之条の田村雅男は公報もあり、戦死され遺骨の埋葬まで行われたが、突然元気で復員され、家族を始め知友を驚かしたり喜ばしたり、夢が現実の感を深くさせた。生きて帰った英霊は元気で電気工事等に従事で生存確実なる旨申出があったので来る二十九日執行の遺骨交付一時見合せ願いたく一応書類を返付いたしますから御調べ下さい

なお須永誠一氏は本年二月田村と別れ途中病気のため四月復員したる者の由につき申添へます。

されていたが、交通事故のため不幸にして亡くなられた。

(8)　若桜散る

○噫　綿貫孫一君

略歴

昭和二年七月十五日生、綿貫菊蔵男（蟻川）

〃　十八年三月　伊参尋常高等小学校卒業

〃　〃　〃　五月一日　横浜海員養成所入所

〃　〃　〃　九月　海軍軍属となり乗船

〃　〃　〃　十月十七日　ラバウル近海にて戦死

〃　二十年二月二日　無言の凱旋

学校卒業と殆んど同時に横浜の日本郵船海員養生所第一期生として入所、元気に課業に精励し、七月無事卒業、尽忠報国の念に燃えて海軍軍属となり、九月二十二日付の秋山栄一（当時の上司）より父菊蔵宛の手紙によれば「孫一君は乗船後、至極元気にて甲板員一同より愛されて朗らかに暮して居ります故御安心下さい。同船には甲板員見習として同期生四名、しかも仲の良い者が乗船して居り、他に機関員として五名同期生も居りますから心丈夫であります云々」と報じている。ところが悲報は突如として十二月二十三日付で宇都宮地方海軍人事部長（中村寛）からもたらされた。曰く

前略、「綿貫孫一殿大東亜戦争に御奮闘中の処昭和十八年十月十七日遂に名誉の戦死を遂げられ候旨通知に接し申候に就ては御遺族各位の御心中真に如何許りならん云々」と。

なお秋山栄一氏からの詳報（十二日二十七日付）によれば「昭和十八年も押し詰りました。

今度御子息南方戦線に於て桜花の如く戦死遊ばされし御事謹んで弔意を表します。

当養成所出身者は既に三百名海上に活躍勇戦致し居り、幾多の戦時災害に遭遇しつつも元気で帰って来ては出掛けて行きますので喜んで居りました処突如の悲報に驚愕致した次第であります

ラバウルに向けて航海中丁度入港一日前の午過ぎ敵機来襲し作業中の孫一君は爆撃によって即死された模様であります。孫一君と一緒に乗組んだ本養成所出身者四名の中三名が共に壮烈な戦死をされました。

寡黙にして真摯なる綿貫君、前途を期待されていた孫一君

が初航海に早くも醜の御楯と玉砕されたことは私として心の　宝を奪われたような気が致します、云々。」

と同君の死を悼むとともに、機密の点御他言御慎み下さいと申添えている。

昭和十九年八月十六日、役場を通じて、皇后陛下より御歌復本並御菓子が下賜され、翌二十年二月二日、海軍合同慰霊祭が執行され、海軍少佐上原秋七外諸勇士に対して、横須賀鎮守府司令長官、聯合艦隊司令長官をはじめ各関係方面から叮重な弔意が表された。

伊参国民学校では同君の遺品を生徒に展示して遺志を偲んでいたが、終戦後聯合軍マッカーサー司令部よりの覚書に関する指令に接し遺族の許へ返却した。同君の村葬は二十年五月十五日に行われた。

○童顔の戦士　海軍上等水兵　関三次君（四万貫湯平）

（万感こもる一枚のはがき）

太平洋戦争の激化した昭和十八、九年当時、私達は沢田村国民学校の高等科に在学中だった。学校へ行っても、家へ帰っても常に労働力の一端として食糧増産の農作業や熱資源の薪炭搬出、また軍事教練と勉強の日は少なかった。

昭和十九年三月二十七日の卒業式を前に軍需工場へ就業に出掛けて行った。同級生で予科練習生を志願し合格した五名の中でも、関君は入隊が特別早く三月二十五日、級友に見送られて学生服に身をつつみ、平素とあまり変らぬ支度で出発して行った。此の頃は特に兵隊に行くと云っても余り目立った支度や見送りは禁止されて居たので、静かで質素な出発だった。

何でも横須賀に入団して一ヵ年、海軍少年攻撃隊員として、基礎訓練を受け、三月頃戦雲急な南方洋上に出向き、乗って居た鑑と共に撃沈されたらしい。当時同級生であった私に、近日中に○○方面に出かけるらしいと云う一枚のはがきを呉れただけで、本人の心境や隊内の様子は一切もらすことは出来なかったらしい。

数多い太平洋戦争での戦死者の中で、昭和四年生れの十五才の英霊は最年少ではないかと思いぺんを執りました。

（四万、寺社平山田仲司の寄稿より）

なお、関三次君の入隊の際、横須賀まで連れて行かれた金井覚次の追憶によれば、同君は已に生きて帰らぬ覚悟を胸に秘めて居たらしく、話しかけても、また何か食べるかと聞いても、殆んど口をきかず黙々としていたそうである。兄の東市が海軍に居たので海軍を志願したらしい（寺社平の金井覚次談）

(9)　公葬（町村葬）

武運空しく無言の凱旋をした遺骨を迎えて各町村では町村葬を執行して英霊に深謝し、その冥福を祈った。町村葬や遺族会による合同慰霊祭は各町村の執行日が重ならないように配慮され、少くとも年に一度は行われるのが常であった。

村葬執行の費用について参考までに記録しておく。

昭和七年二月六日執行（陸軍砲兵上等工長須藤千代次村葬）

一、金一〇九円二四銭也

内訳　一金　一〇〇円也　村費支出額

一金　五円也　郡町村会費香代

一金　四円二四銭也　赤十字社分区中ヨリ支出

昭和八年四月二五日執行（陸軍歩兵伍長富沢稔雄村葬）

一、金一二四円二四銭也

内訳　一金　一一〇円也　村費支出

一金　一三円也　香代充当



故陸軍上等兵高平一二の村葬

一金　一円二四銭也　赤十字社分区中ヨリ支出
昭和九年一〇月二三日執行（陸軍上等看護兵伊能保村葬）
一金　一一九円一七銭
内訳　一金　三〇円也　村費支出
一金　八円也　香代充当
一金　二〇円五〇銭也　昭和九年隔離病舎事務員手当半額充当
一金　五三円也　五反田嵩山ノ雑木売却代
一金　六円七〇銭也　蟻川杉間引売却代
一金　九七銭也　嵩山杉皮売却代

合同慰霊祭も屢々行われたが、その式次第を示しておく。

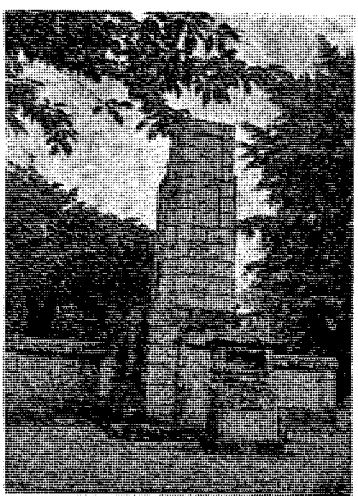
一、一同着席
一、英霊に対し拝礼
一、読経
一、開式の辞
一、葬儀委員長挨拶
一、喪主の弔文焼香
一、遺族焼香（各自）
一、来賓並会葬者焼香
一、開会の辞
一、親族焼香（代表）
一、遺族代表挨拶
一、解散

村葬や慰霊祭には町村長・会長、宇都宮師団長、聯合会会長、前橋聯隊区司令部、在郷軍人分会長、東部第三十八部隊長、県知事、県議会議長、各宗管長等から弔辞や祭文が捧げられるのが常であった。

(10)　忠霊塔の建設

支那事変二周年記念日の昭和十四年七月七日、大日本忠霊顕彰会が創立され、同会が中心となり、内務省の指示などもあって、全国各市町村に、忠霊塔建設運動が展開された。

昭和十八年五月二十日現在の調査によると、本県では既に竣工したものが六町村、着工中のものが三十二カ町村で、県内で中之



中之条忠霊塔

条町(町長蟻川潔)が一番早く（昭和十七年十一月竣工)、沢田村、岩島村、長野原町が建設中であった。

中之条町の忠霊塔について関怒濤は次のように記している。

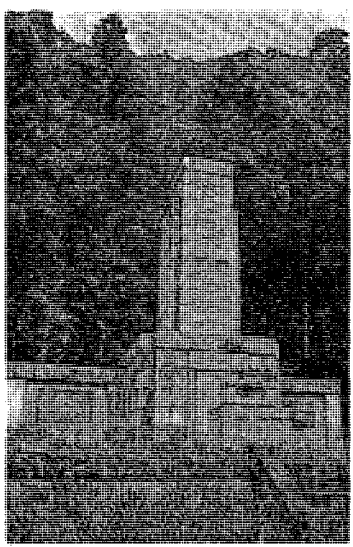
われらの忠霊塔が完成した。石を運び、砂を運び、馴れないモッコ担ぎに肩は痛む。十五坪に余る広場つくりの盛土だ。カッチン、カッチン、石積みの工事は進む。やまを崩し土を運び盛土が出来あがれば忠霊塔の土台造りだ。十二月八日の開戦記念日に間に合せようと一意専心、励みに励んだのだ。かくしてようやく高台の上に忠霊塔ができあがった。高台から下瞰する町並、道路はつづく。それを見下す位置に忠霊塔は莞爾と立っている。

県下にさきがけて出来上った。十二月八日除幕式を挙げた。高さ六㍍、総工費一万三千円。完成までに要した人員は延二千人。各種団体と一般町民の赤誠こもる醵出と勤労奉仕によるものだ。日清、日露戦争以来太平洋戦争に至るまで、戦死、戦病死者の英霊を合祀した。

また、沢田村の建設の概要を記すと次のようである。

忠霊塔建設一覧

一、戸数一〇六五戸　一、人口六一〇二人　一、建設決議昭和十七年八月十一日　一、着工年月昭和十七年九月三日　一、竣工年月昭和十八年七月三十日　一、予算額一一、〇〇〇円　一、敷地面積二反七畝二十歩　内一反二十歩（町田浩蔵寄附）　一反七畝（買収、五〇〇円）　一、建設総費一〇、四二二円八八銭　内、塔建設費(材料費四八六〇円　工費四八六三円七七銭）其他六九九円一一銭　一、塔ノ概要　無鉄筋、総高六、五〇㍍　基石　上高〇、六〇㍍　幅一〇㍍　奥行八、五㍍　下高一、六〇㍍　巾一四㍍　奥行一二㍍　一、塔石高六、五〇㍍　幅一、三〇㍍　奥行一、三〇㍍　一、納骨室面積　間口一、二〇㍍　奥行一、二〇㍍　高二、〇〇㍍　一、使用石ノ種類　花崗石（茨城県稲田産）　一、基金募集方法　特志者及村民全般ノ寄附ニヨル　一、納骨数　一六八柱　一、労力奉仕状況　三、七六七名、内訳（郷軍六四〇名



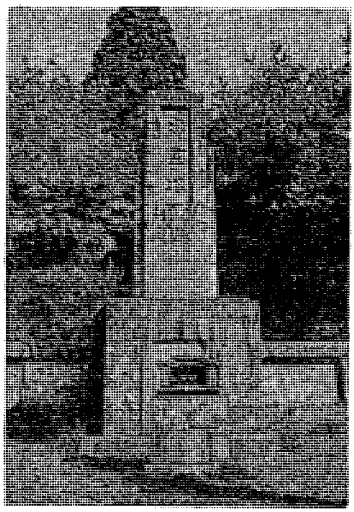
沢田村の忠霊塔

青年団二〇〇名　女子青年四〇〇名　一般村民一五二七名
国民学校一〇〇〇名）　一、顕者揮毫者陸軍大将　東条英機

以上は宮崎庄平村長から大日本忠霊顕彰会宛に報告されたものであるが、特志寄附の中には次のものが含まれている。

一金　三一三円一〇銭（行賞賜金ノ百分ノ三、三〇名分）代表　祐壽　一金　九六円三〇銭（仝一三名分）代表　古藤勝治
愛敬順一　一金　三二七円六〇銭（仝四二名分）代表　矢尾　計　八八四円三〇銭
板友一郎　一金　一四七円三〇銭（仝一八名分）代表　町田

一、遺品箱ノ計画ナキモ既ニ国民学校ニ忠霊室ノ設アリ



伊参村の忠霊塔



名久田村の忠霊塔

また、敷地内には村民有志から献木の申込みがあり、ツガ、モミ、イトヒバ、サルスベリ、マキ等が植栽された。

戦時下、銃後にあって村民が一致協力、誠心誠意、建設に努力したことが察知される。

ちなみに、工事請負者は次の通りである。

小型忠霊塔建設（但し忠霊顕彰会ノ設計セル仕様書並ニ図面及見積書ニヨル）請負金額四、〇〇〇円　前橋市新町四四番地　西村徳三郎

忠霊塔基壇工事　請負金額　一、一三八円　沢田村大字折田一〇四七番地　矢代悦太郎

戦争が激烈となるにつれて、忠霊塔の建設より一台の飛行機、一発の弾丸を戦線へと云う声が、昭和十八年末頃、国民の一部からささやかれ、山口県徳山市のように延期したところもあり、また、終戦後には忠霊塔の撤去も叫ばれた。

(11)　遺　族　の　会

遺族の会は旧町村別に組織され吾妻支部の成立を見て現在に至っている。

中之条町　中之条町の遺族会は昭和二十一年八月二十七日に設立され初代会長は久保田四郎（伊勢町）で、二十六年十月田村辰雄（中之条）に引き継がれたが、四十七年四月雪入熊之進に譲られ現在に至っている。副会長三名の外理事、監事、顧問、評議員等によって構成され、任期は二カ年である。他に婦人部があり、（三十六年度より）この方は部長副部長委員が委嘱されている。なお青年部も設けられてはいるが、戦後已に三十年経過した現在、家に居る遺児青年は極めて僅少で活動は期待出来ないのが悩みである。（雪入熊之進談による）

沢田村　沢田村の初代会長は折田藤七郎（昭和二十二年）で、山田一二（昭和二十三年―二十六年）宮崎順次郎（昭和二十七年―二十八年）（下沢渡）、関岩雄（反下）、山口雅雄（大竹）を経て四十三年四月金井一二（折田）に引き継がれ現在に至っている。

沢田では宮崎順次郎会長時代、弔慰金が交付されたのを機会に、駒岩の唐沢一二の肝入りで国有林を借用して遺族の部分林を設けようと云う運動が提案され（四万、下沢渡、折田の人々の賛成、上沢渡、山田の人々は反対未加入）、

中之条営林署に申請したが許可されなかった。たまたま、当時の栗原俊夫代議士と唐沢氏は熟懇だったので、この問題を話したが、前橋営林局長の某氏が栗原氏と京大の同窓と云う関係から承認許可となった。昭和三十年、当時の金で三千円出資し、会員六十三人（内二十人は已に病没）で三万本の杉苗を七町歩に植え付けて出来たのが高田山部分林組合である。昭和八十年が伐期（五十年木で伐採）で分収率は三官七民であり、会員中七人が永代世話人となって管理して居るが、此のような遺族の会経営の森林組合は日本でも珍らしいと云われている。また忠霊塔の裏山にも村全体の遺族会の経営管理している杉林が一町歩余（町有林）あり、順調に成育している。

遺族年金を交付されている方が亡くなられると年金が中止され、特別弔慰金が国債で交付されているが、年と共に年金受給者が減るので遺族の会も先細りの感がする。（金井一二談による）

伊参村　伊参村では左記の方々が遺族会々長として御苦労され現在に至っている。

1　唐沢参二（自昭和二二年　至昭和二八年）
2　宮崎貴（自昭和二九年　至昭和三二年）
3　小池市郎（自昭和三三年　至昭和三五年）
4　関昌平（自昭和三六年　至昭和三九年）
5　山田潤（自昭和四〇年　至昭和四三年）
6　塩野谷俊雄（自昭和四四年　至昭和四五年）
7　山崎元次郎（自昭和四六年　至昭和四七年）
8　唐沢姫雄（自昭和四八年　至現在）

同遺族会も春秋の彼岸には忠霊塔の清掃に任じ、五月の頃慰霊祭を行うのを常としている。

名久田村　名久田遺族会の成立は昭和二十二年で、関専衛や唐沢藤吉、藤本好文（役場書記）等が結成に尽力し、歴代会長は次の通りである。

1　関専衛（自昭和二十二年　至昭和二十四年）
2　唐沢藤吉（自昭和二十五年　至昭和三十年）
3　吉田恒四郎（自昭和三十一年　至昭和三十七年）
4　唐沢藤吉（自昭和三十五年至昭和三十七年）
5　松本冬蔵（自昭和三十八年至昭和四十年）
6　小林好次（自昭和四十一年一月十一日至現在）

ほかに理事、評議員、会計監査、青年部婦人部、庶務会計等が置かれ、任期は二カ年で、慰霊祭の執行、忠霊塔及境内の清掃並に維持管理に任じて居ることは他と同様である。

4　復員と引揚げの記録

(1)　満州引揚記

林　芳江

昭和二十年八月九日、私が勤務していた、新京の興農部林野総局の某氏が馬三頭を連れて、私の出張先の新京特別市（約二十粁離れている）の毛皮獣養殖場に来て、「局長が直ぐ帰庁するようにとのことです」と命令を伝えたので、二人で馬に乗って急いで役場へ帰った。

すでに講堂に集まっていた約二百五、六十名に加わった。ところが、興農部次長稲垣征夫氏から、高等官以上は全員集合するようにとのことで集まったところ、関東軍の林参謀から、只今ソ連軍が約七十粁西方の白城子に押し寄せて来た。明日、此処は戦場になるのだから女子供は南方へ避難するようとのことであった。

その行先と引率者の銓衡が相談された結果、結局在郷軍人の籍を離れた四十六才の私が引率者に指命された。十日に女子と子供二百二名を連れて、朝鮮定洲小学校を目指して、無蓋貨車（雨が降ろうが炎暑であろうが眼中になく）四輌に食糧や衣類等を持って乗り込み大急ぎで出発した。その時の残る主人達と離れ去る妻子達との別れの光景は、これが永遠の別れになるかも知れないと云う不安も手伝って思い出すだに筆舌に表現することは出来ない。主人達は妻にピストル、短剣、毒薬を持たせて、最後の時はこれによって命を絶つようにとのことだった。

途中、暴徒に襲われたが時計などを与えて事なきを得たのは不幸中の幸だった。然し輸送中、幼児が一人死亡したので、母親の諒承を得て鴨緑江の橋上から投下して水葬にした時は何とも言えない気持であった。

かくして安東駅に停車中、天皇陛下の御詔勅がラジオに流れたので、皆下車してレールの上で全員只泣くばかり、一人として頭を上げる者はなかった。

定洲小学校に到達した時はまだ終戦を知らなかった一般市民が多かった故か親から子供まで荷物などもって呉れて暖かく学校へ迎えて呉れ感謝の外なかった。その後二、三日過ぎると公安局が組織され、校外への出入も自由に出来なくなり、

一々検問を受ける状態となり、食物は粟で、水も湯も充分にとれなくなった。その中にピストル、短刀、劇薬など持って居る者は皆、出すようにと再三注意され、これ等荷物を検査して若し見付かった者は留置場に入れると言い渡されたので、私は皆に頼んで是非持って居る者は私に預けて呉れるよう依頼した甲斐があって、ピストル六挺、短刀（代々家に伝わる銘刀）二十三振、毒薬多数を出して呉れた。私は夜中に、単身で小学校の塵捨場を三尺位掘って埋めて終ったが、見つからなかったのはせめてもの幸であった。

その中に金日成氏が北朝鮮に入って来る話が聞え、状態は悪くないらしいとの新京からの情報があったので、又無蓋貨車に乗り、頭をあげないで女子は顔に墨を塗って男装し、大きい駅では停車せず、田舎の小さい駅で停車して用便や食事などをすまし再び新京に引き返し、もとの住居へ入った。その当時は開拓民が続々と新京に入り込んで来たので大変な騒ぎであった。

私等は関東軍が食糧を棄てて行って終ったので、その後へ雀や小鳥の大軍が来ているので印刷局長の渡全策氏（隣の官舎の人）と霞網をもち出して雀を取り焼鳥屋へ売って生活の資とした。とにかく、敗戦と同時に関東軍は一般人や物資を置き去りにして引きあげて終い、主客転倒して蔣介石の中央軍の管理下に入ったが、その後八路軍の天下になり、更にソ連軍も入って来ると云う状況下で、誰もが帰国の一念を心に秘めて、戦々兢々と約一年近く過したのであった。

中国の中央軍は書籍や写真その他の書類を全部提供させて取り上げ、また使役などを要求、真面目に出頭したため、その後ソ連に抑留されて不明になった人が林野局にも二、三人居た。関東軍は一般人ばかりでなく馬や毛布なども放置したので満人は、馬を取って来たり、毛布を車に沢山積んで運んで行ったりした。毛布などは山のようにあった。私は甘粕大尉の墓の側の官舎にいたが、ソ連軍は墓を目茶苦茶に壊して終った。

いよいよ帰国が決り、新京五七部隊の帰国集団に入り二十一年七月三日新京を発った、途中錦州で四日間、下車して過した時などは六畳に三十人もの割当てだったので女、子供以外は野外に筵を敷いて寝たのだった。乗船地点のコロ島に到着するまで、時々汽車が停ったり、ノロノロ運転になる度に、時計を出してやって御機嫌をとらざるを得なかった。コロ島から米船で博多を経て家へ帰ったのは八月十七日だった。命を長らえて帰れたことだけでも幸だったとしみじみ感じている。

(2)　満州引揚の談話から　——宮崎重作・ハル夫婦の場合——

つぎに、岩本出身の宮崎重作・ハル夫婦の場合について、妻ハル、折田田村栄作の談話、及び引揚調査書などから引揚までの経過を記録しておく。（重作明治四十二年生、妻ハル大正三年生）。

宮崎重作は、満蒙開拓農業指導員となるため昭和十三年三月内原訓練所に入り、三ヵ月の訓練期間をへて、六月二十九日満州東安省勃利義勇隊訓練所に指導員として入所する。重作は当時内原で訓練した田村栄作（折田）、石坂正治、斉藤好造（吾妻町小泉）、土屋恒一（同町大戸）、橋爪富夫（同元宿）、萩塚信一（同萩生）らの教え子を引率して渡満している。義勇隊は勃利で二ヵ年訓練をうけ、林口県虎山義勇隊開拓団に編入された（折田田村栄作談）。重作は渡満後、教え子の姉向田ハル（山田郡梅田村出身）と昭和十五年四月結婚した。十六年四月から二十年八月九日まで虎山義勇隊開拓団指導員として勤務する。八月九日（ソ連参戦）の午後三時現地召集で出立し、満洲三三一部隊に入隊した。召集時には妻と子供二人からなる四人世帯であった（長女千枝子、二男信和）。その後は重作夫婦は離れ離れで満洲各地を転々とする。重作の妻ハルさん（大正三年生れ）の話によると、「樺林までソ連兵が進駐してきたと聞いて、私たちは八月十日軍用トラックに乗せて貰って逃げた。途中トラックが動かなくなったので、仕方なく山中に逃げこみ、広く山中をさまよい歩いた。その時は主人が懇意だった元警察官の松村さん（群馬県人）が三日間附添ってくれた。松村さんと別れてすぐソ連兵につかまって横道河子（おうどうかし）町の捕虜収容所に入れられた。そこを逃げ出し海林のホテル経営の満人に四才の千枝子の身柄を預け、二才の信和を背負って逃げ歩いた。しかしまた捕って今度は拉子（らし）収容所に入れられた。ここで、すっかり衰弱しきっていた信和にシャワーを浴びせたのが原因で急に体に変調をおこし死なせてしまった。仕方ないので屍体は麻畑へ埋葬した。それから暫くたってソ連の捕虜になっていた主人がハルピンで釈放され、知人から私が拉子収容所にいるときいて、私の所へかけつけてくれた。全く奇しき運命的な再会でした。収容所のソ連の将校が大変やさしく、またその運転手という人も日本語が堪能でした。千枝子の取戻しについては大変心配して貰いました。やっとのことで千枝子は私たちの手に戻りました。この千枝子も満洲でいう敗血病（口から血を吐いて大変苦しむ恐ろしい病気）のため死亡してしまいました。ハルピンの日本人会に届けて埋葬しましたが、泣くに泣けないような悲しい思いで気も狂うようでした。だがもっと悲しいことは、拉子収容所に収容される途中、身重だった私は、拉子と海林の中間点で飢と疲労のため行倒れ状態となり遂に流産してし

まいました。七ヵ月の女の子でした。可哀そうだが手の施しようもなく、泣く泣く処置して貰いました」と。さらにハルさんは続けて、「敗戦ほど恐ろしい、また悲しいことはありません。逃避行で無理に無理を重ねたこと、そして打続く精神的な大打撃のためか、腰が抜けてしまい、新京の内田洋行の三階で臥床してしまいました。私は夢中で何もかもわからなかったが、仮死状態が幾日も続くという重病人になりました。そしてどうやらたてるまでになるのに六ヵ月もかかりました。内地に引揚げたのは二十一年十月三日でした」と涙をこめて語ってくれた。

(3) ソ聯に抑留されて

昭和十七年十一月二十七日応召、東部第三十八部隊に入り、十二月三日出発渡満し、チチハルに着いたのは十二月十日であった。初め満州四六部隊だったが十八年九月、二六三八部隊（十六野戦自動車廠警備中隊）に転属され、警備上の再教育を受けて十一月任務についた。此の隊は群馬茨城の部隊に長野、栃木から来た少数の兵が合流した警備中隊（四百二、三十人の四ヶ小隊編成）で、隊長はオリンピックレスリング選手だった桜井中尉だった。自分達の小隊はドラム缶の燃料確保に派遣されたが、十九年四月頃本部へ帰り本部並びに各地に散在している燃料庫の警備に当っていた。

二十年八月初旬、急に命令が出て、大肚子川から朝陽川にところで重作の実妹の千島みやも、満洲逃亡中に二人の子供を失っている。女たちの決死の逃避行は全く言語に絶するもので、危難を免れるにはすべてが男装し、頭はザンギリ、顔にはスミや土をぬって難行を続けたという。こうしてついに別れ別れで逃げ廻っていた重作夫婦ははからずも収容所で再会することができたのである。そして二十一年九月八日二人揃って長春市を出発、引揚の途につき、十月一日博多港に着いたのである。（文責　小池善吉）

伊勢町　小坂橋　一正

移動することになり、行動の途中で日ソが戦闘状態に入ったと聞かされた（後で考えると予定の後退だったと解った）。とにかく、急造の兵舎を作って入った。忘れもしない八月十六日午後二時頃、急に白旗が揚がり、降服が伝えられた。戦況が緊迫し、不利の様子はそれとなく私語されてはいたが、まさか、こんなに早くとは誰も予想はしていなかった。翌十七日、武装解除の時ほど癪に触ったことはなく、どうせ渡すのならと銃は使用不可能のようにし、剣は折りまげたりして放り出した。

初めの十日間位はのんびりして、作業など云いつけられても不服顔の態度でサボった。ソ連も勝ったとは云っても、兵

は少なく幹部は男だったが、部下には女の兵が沢山いたので日本兵に対しては恐る恐る接している実情だった。九月三日、間島に集結することになり、兵及び軍属が各地から続々集まって来た。髪も髭もボウボウに伸ばし、ボロ服を着た乞食のような服装をしたものや、立派な服を着用した敗戦兵らしくないものや、千差万別、雑多な姿をした者達が三万三千人も集まったのであるから異様な感がした。しかも、それぞれの集合部隊の所持品が皆異なり、本部などにいた部隊は豊富で、派遣先から来た部隊などは乏しかったので幕舎生活での衣食の差は激しかった。衣服等には不自由しなかったが一番困ったのは煙草だった。有無相通ずる物々交換が行われた訳である。

やがて一部隊一千人単位の三十三ヶ部隊が編成され、指揮に当る将校は元の部隊長を充てず皆異った者にしてしまった。一致団結して暴動を起されることを極度に警戒しての処置だったらしい。編成が出来ると各人それぞれ持つことの出来るもの全部を背負ったり、手に下げたりして、九月十日頃から作業予定地へ徒歩による移動行軍が始まった。途中、日本人が軒を並べて堂々と生活していた渾春の日本人街を通過したが、見ると標札が皆壊され、取替えられて満人や鮮人名の標札になって居り、日本人は追い出されて、小屋住居になり、しかも女は髪を斬り顔に墨など塗っていたのが、何処からともなく道端に寄り集まって来て「こんなに大勢兵隊が居りながらどうして敗けたのか」とボロボロ涙を流しているのを見た時は何とも云いようのない気持だった。

約十日間位かかって二〇〇粁（五〇里）を行軍しクラスキーへ着いたのは九月二十日頃であった。此処はなだらかな草原地帯であった。一ヶ月半位、自給自足の幕舎生活で、朝草刈りをして乾燥させて焚きつけにし、薪は四粁乃至五粁離れた所へ伐りに行った。水に不自由しなかったのは幸だった。川などがあり上流へ行って魚など取ることが出来た。クラスキーからは貨車に乗せられて、沿線の作業量や収容施設に応じて三百人、五百人と逐次下車させて作業に就かせたのである。ハバロスクに下車して小休止した時だった。五、六才のロシア人の子供が七、八人やって来て棒切れを頭上に載せ、腹を出して棒切れで横に撫でる身振りをするが何の事か解らなかった。その中に子供等は「ヤポン、サムライ、ハラキリ」と云うのだった。日本の「チョンマゲ映画」のことだと知ってビックリした。

作業は単線を複線にする鉄道工事、樹木の伐採、搬出、貨車への積込み、製材、パン工場や火力発電所への搬入等種々雑多だったようである。「働かざる者は食う可からず」が鉄則のソ連での取扱いは体力によって労働力を四段階に分けて

㈠　一二五%　㈡　一〇〇%　㈢　七五%

㈣　療養を要する者

とし、作業能率によって食物の分量に差がつけられたのであ

った。月に一回健康診断があって作業能力が以上のように区別された。私は二十一年三月二十二日栄養失調になって五十五日入院した。

ソ連人の一番欲しがったのは時計で、無性に要求し取り上げようとした。拒否した為め不幸にして死んだ者も居た。次に欲しがったのは万年筆だった。とにかく無学の者が多く百迄数えることの出来ない者は珍らしくなかった。ソ連の中尉が点呼をとる時、途中で故意に話しかけると、また、もとから始めないと解らなくなることなども再三あった。

(4)　シベリア抑留の記

終戦（昭和二十年）

北支那派遣軍第六十三師団独立歩兵第七十九大隊（陣第二九九四部隊）は、風雲急をつげる昭和二十年六月慌しく北支定興から満州（現中華人民共和国東北部）へ移動した。

この年八月九日ソ連軍の突如侵入によって、部隊は奉天郊外の文官屯小学校で最後の盃を汲み交わし、八月十五日一家構の山へ敵軍を迎え撃つ為めに出発した。露営の一夜が明けた八月十六日の朝、矢萩部隊長から終戦の詔勅が達せられ、ここに第二次世界大戦は終わりをつげたのである。ぽかんと穴のあいたような虚脱感。と同時にほっとした安堵感のようなものが実感として一兵士の私の脳裏をかすめた。松林を吹き抜ける高粱の葉づれにも満州の早い秋の気配を感じさせた。

私達は二十二年七月帰国出来る予定だったが、北海道出身の河原田某がソ連将校に「洗脳の不徹底な面がある」などと密告したため一ヶ年遅れ、ナホトカ出発が二十三年八月二十四日で舞鶴に上陸し、家へ帰ったのは八月二十八日だった。

抑留生活三ヶ年を追懐要約すると、第一年目は旧軍組織の生活。第二年目は将校懲罰下士官天下の時代。第三年目は百人から代表一名選出、委員団が組織され、若い兵隊が代表に選出されて得意の年だったと云える。

折田　高橋栄　作

翌日山から下って。再び文官屯に集結し、武装解除をうけた。菊の御紋章入りの三八式歩兵銃は、瓦礫のように山と積まれ、これまで生命より大切な兵器と教育され信じていた私には余りにも無惨な光景であった。その後部隊は奉天の西北、北陵の東北大学へ収容され、ここには他の部隊も多勢集結していたが、ここで当中之条町で朝日劇場を経営している関茂三郎氏に逢い、実に奇遇であった。互に元気で故国へ帰還できる日の遠くないことを喜び合って別れたのであった。

九月十日奉天駅から五十トン貨車に乗せられ、満州大陸を北へ北へと一路走り、下車させられたのは満州の最北端黒河であった。ソ満国境をとうとうと流れるアムール河（黒竜江）

を前面に眺め対岸にはソ連の建物が望見できた。一晩夜営して九月二十六日船でアムール河を渡って異国の地ヴラゴエチエンスクに一歩を印した。私達はウラジオストックを経由して帰国出来るものと信じていたのに東へ向かう筈の列車は、西へ西へとモスクワへの道をひた走っていたのだ。まさかそれから五年間も異国の地で抑留生活を強いられるとは誰しも考えていなかった。

十月五日初めてのラーゲル（捕虜収容所）ウソリエーに着いた。ラーゲルは急造のバラック建で敷地の四隅に高い監視所が設けてあり、鉄条網が二重三重に張りめぐらされていた。収容所の環境はすこぶる悪く寒さと空腹でめきめき体力が減退していくのが目立ってきた。作業は旧軍隊の編成そのままの作業班が組織され毎日屋外労働に従事した。収容所の医務室は「ジムランカ」と称して半地下になっていて入室者の数は日毎に増しその殆んどが栄養失調の患者であった。かくして暗澹たる思いで終戦の年を越したのであった。

帰　国

幻のダモイ（昭和二十一年）

抑留生活二年目の年が明けた。そして日本人捕虜の惨たんたる生活が始まった。医務室からは丸裸の死体にむしろがかぶせられ次々に橇で運び出されていった。丁度その頃私は気管支を悪くして毎日微熱が続いて例のジムランカの病室へ入室させられた。ソ連の軍医さんミスキャピタン（女性大尉）は発熱とか外傷には至極寛大で休みを認めるが神経痛とか痔の人はなかなか休ませてくれない。跛をひきながら作業場へ通う姿は気の毒であった。同室に赤城村見立の外丸喜美男軍曹が作業場で足を怪我して入室していた。（中之条町議、外丸康雄氏の従兄であった）長いシベリアの冬がようやく明けて淡い日射しが大地に春の息吹を伝えてきた。毛布を持って穴倉のジムランカから収容所の庭へ出て見ると高山植物に似た小さな花弁の可憐な草花が咲きだしていた。厳しい冬を越してとにかく一冬生命がのびたのだ。生命の尊さ有難さをこれほど身にしみて感じたことはなかった。六月部隊は同じ地区の九七の収容所へ移動した。この収容所は工場の跡で前の収容所に比べると環境は大分よかった。暖くなったので私の病気も治って元の班に復帰することができた。収容所内にはダモイ（帰国）列車の輸送開始の噂が出はじめ、兵隊は、皆明るい気分になって来た。

その頃突如として例の民主化運動が盛りあがり収容所内に大きな変革の波が押しよせてきた。兵隊は皆旧軍隊の階級とか年次的支配から解放され平等になったのである。ますます明るい雰囲気になってきた収容所内では演芸大会が時々催され女形に扮したT兵長や、四万温泉出身の角田君等の踊りに見とれて故国を偲んだものだった。

その当時のラボート（作業）はマッチ工場、塩工場、煉瓦工場等へ通って従事したのである。塩工場での塩の貨車積み

のターチカ（一輪車）押しの梶とりも大分上手になってきた。ノルマが段々厳しくなってきた。この国（ソ連邦）の生産性を向上させることは即ち祖国日本再建の道に直結するというような理屈にいつの間にかなってきたのである。しかし我々は根っからの労働者ではなかった。職業は千差万別でソ連で決められているノルマを我々に課するのは不当ではないかと一応当局に交渉してみたが結果は徒労に帰した。それがためかどうかは判らないが毎月ミスキャピタンの至極簡単な月例検査が行われ、ペロエ（一級）フタロエ（二級）等のランクづけがあるとむこう様の云い分だった。

すがすがしいシベリアの夏はまたたく間に過ぎて秋になった。九月中旬カルトーシカ（じゃがいも）収穫の使役に出された。カルトーシカの時期はまさに捕虜にとっては天国である。農場では水筒の水で飯盒に何杯も炊いて腹一杯食べ満腹感の幸せに浸ることができるのである。しかし冬将軍の前ぶれとも云ふべき霙が降り出すと雨外被を透してずぶ濡れになってトラックの上で足踏みして震えた。希望的観測の今年のダモイも幻のように消え去って又恐ろしい二度目の冬将軍との斗いがはじまり昭和二十一年も暮れて行った。

シラミ

千手観音（昭和二十二年）

正月三元日は、捕虜も休日が与えられた。休みが明けるとまたラボート（作業）が続いた。この頃がシベリアでは最も日が短く朝の作業整列は、真暗で毎日並ぶ場所がきまっているので、その附近へ集まると仲間の顔がうすぼんやりと見えるのだった。気温もマイナス30℃を下がると作業も危険が伴うので休みになる規定にはなっているが、実際に気温が下がるのは日の出の前で衛兵所の寒暖計がマイナス20℃何度ではアジン（一つ）ドラー（二つ）テリー（三つ）シチーリ（四つ）ピアーチ（五つ）と員数を数えられながら自動小銃（通称マンドリン）を肩から斜にさげた歩哨に付きそわれて作業に出されたのである。一度ゲートを出るとめったのことでは帰してもらえなかった。私共の班はカーメンカリエル（石切り作業）へ通っていた。石の目（通称そうよんでいた）に矢をあてがいハンマーで打ち続けていると約30㎤位の石が採掘できるのである。この作業で私は左足に打撲傷を負って再度入室した。収容所内には理髪所が設けてあって六合村の日影でいまも床屋をしている二中隊の戦友黒岩峯松さんがこの仕事をしていた。入室患者には特に医務室まで出向いて面倒をみてくれたので黒岩さんには随分お世話になりいまでもご懇意願っている。

その頃北支以来の矢萩部隊長が更迭され樋口軍医が任命された。部隊長は更迭というよりむしろ追放されたのであろう。北支で勇猛をはせた老隊長も何処ともなく立ち去って行かれた。軍医の樋口部隊長は兵隊の健康管理には特に気をつかってくれ、なかんづくシラミ退治は熱心だった。作業から

帰って来ると隊長自ら医務室勤務の衛生兵と門の所で待ちかまえシラミの検査をしたものだった。捕虜とシラミ「千手観音」にはナホトカの港まで悩まされたのである。

昭和二十二年七月約三〇〇名の人員がイルクーツク市の北西百数十粁にあるチエレンホーボのラーゲルにトラックで移送された。チエレンホーボはソ連でも屈指の炭坑の町でラーゲルは小高い丘の上でなだらかな傾斜面に宿舎が点々と建てられていた。ここには千数百名の先輩が居り我々三〇〇名の転属者は新入りであり居候的な存在であった。炭坑の町の荒っぽい環境のせいもあったが、なんとなくなじめない雰囲気であった。兵隊の最も関心の深い糧秣にしてもパーセント給与であり炭坑作業のみにパンの配給が多かった。それにしても捕虜とは腹のへるもので衛兵所のゲートの傍に野草収集箱なるものが置いてあって作業の帰りには必ずアカザとか野生のゴボーとか食べることができる。野草を持ち帰って炊事で炊きこんで量をふやしたのである。いつの日帰れるか、あてもなく腹を空かして昭和二十二年も暮れていった。

ノルマ（昭和二十三年）

シベリア送りになってからこれで三度目の正月を迎えた。年が明ければ又春が訪れる。

耐え忍んで体が保てばいつかは帰国の日も来るであろう。望郷の念は切なく淋しいが春からの輸送開始に淡い望みを託して毎日作業場へ通っていた。人間は環境に良く順応するもので シベリアの気候、風土にもなれてくると誰も作業する時シューバー（皮のオーバー）を着たり防寒帽のタレを下している者はいない。寒気に頬をほてらせながら作業をしていた。

当時シベリアの各収容所では「スタハーノフ」運動が押し進められていた。この運動は作業能率増進運動のことで第二次五ケ年計画の最中ソ連政府の政策は「要員がすべてを決する」として技術者や熟練工の養成に全力が注がれていた。その由来はドンバス炭坑の採炭夫スタハーノフが新技術を考案して素晴らしい採炭記録をあげたのを政府は大きくとりあげスタハーノフ運動と呼ばれる全国的な生産技術向上運動が展開されたのである。重苦しい灰色の薄い陽の続いたシベリアの冬から解放され一九四八年のメーデーを迎えた。メーデーと革命記念日はこの国の二大祭典である。普段の糧秣を少しづつ減じておいて一度に支給するから大変ご馳走があって満腹感に浸ることが出来た。

六月の或る日レール運搬の現場から私一人だけに転属命令が下って、その日の夕方約百名が慌しくチエレンホーボを出発して東へ向かった。下車したのはイルクーツクで山の斜面にある収容所であった。そこには四、五日で再び装具をまとめて峠を越しバイカル湖から流れ出る唯一の大河アンガラ川の長い鉄橋を渡ってイルクーツクの市街へ入った。大きな建物が立ちならぶガソリンの臭いから都会らしい雰囲気は五年

ぶりで流石イルクーツクはシベリア屈指の都会である。

翌日から早速ラボートに出された。たまたま或日ドーゼという製材と机、椅子の製造工場の昼休みに略帽にヨコヤマの名前がついている作業班長を中心に故国の祭が話題になったが、班長から中之条の祇園の話が出たのである。その班長こと横山さんは中之条町の私の家の近くの今井貢さんだった。かつて準尉さんだった「みつちゃん」とのシベリアの邂逅も余りにも偶然であった。

その年の九月再び転属命令が出た。行く先は勿論分らない。約五十名が装具を背にしてイルクーツクの街を駅へ向かった。街角のマリンケー（子供）達はロ々に「ヤポンスキーダモイ。ヤポンスキーダモイ」（日本人帰国、日本人帰国）と叫んでいる。我々の胸中たるや決してダモイではない。又いずこかのラーゲルに廻されるのだ。今年もとうとう帰れないかと実に切ない心情で足どりも重かった。イルクーツクの駅から列車は西に向かったのである。ますます暗い気持に打ちしほれて下車したのはなんと古巣のチエレンホーボではなかったか、鉄条網越しに知っている顔懐しい笑顔が手を振って迎えてくれたのであった。十一月の革命記念日も過ぎると寒さも本格的になってきて日曜も呑気に寝ころんではいられない。迫り来る恐しい冬に備えて防寒被服の手入れに一日追われる始末であった。

さようなら

ドスビダーニヤ（昭和二十四年）

どん底生活の中でも正月はやはり晴々とした気分になり水筒の水でロをすすぎ東天を遙拝する。思えば抑留生活もはや五年目を迎えた。その頃は家族との通信も許され葉書に片カナでただ元気で暮していると記した。まるで電文のような便りである。気候とか、地勢、労働の内容などについては勿論厳禁である。妻からも二度ほど便りが届いた。とに角シベリアで無事生存していることがわかってもらえて嬉しかった。これまでに数知れない人々が栄養失調。チブス、あるいは事故によってシベリアの土となっている。事故と云えば随分危険な作業もあってシベリア本線の引込線の松丸太下しは最も危険な作業の一つであった。

一方収容所では例の民主化運動が増々熾烈になって一部のアクテイブのゆき過ぎは日本人同志が血で血を洗うような醜い光景をさらけ出した。即ち「つるし上げ」である。大方の者は密かに目をそむけて只無抵抗で傍観する以外にないのである。

ダモイの話は今までも何回となく出ては何回となくたち消えになっていた。今度のダモイの噂が出たのは輸送用貨車の釜ツキ使役である。ナホトカまでの長い道程、日本人捕虜の糧秣給与には炊さんが伴うので一車輛には必ず煉瓦で釜が設置されるものである。

遂に当日が来た。ダモイ組と残留組の氏名が発表され慌し

く入浴、被服の支給等帰還準備が始まった。出発！　チエレンホーボの駅まで十列縦隊で行進して中二階になっている五十トン貨車に乗りこんだ。附近のソ連人が「ドスビターニヤ、ドスビタニーヤ」（さようならさようなら）と口々にとなえて手を振って見送ってくれている。汽笛一声発車と同時に我々は一、二、三で「ドスビダーニヤ、ソビエットスキーナロード、ボルショイ、スパシーボ」（さようなら、ソ連の人々よ、大変有難う）と大きな声でこれに応えたのである。二度と訪れることもないであろうこの地、グリシヤの丘のラーゲルに別れを告げた。真に複雑な心境であり感慨無量なるものがあった。バイカル湖を左に眺め昼夜の別なく東へ東へとひた走りに走り終点ナホトカまでは約十日間を要した。

海を望むナホトカの収容所は当時第一から第四まであって乗船がきまるまでは不安で落着きのない毎日であった。乗船の前にソ連の将校が流暢な日本語で最後の演説をした。つまり壮行の辞であった。要旨は「皆さんソビエット社会主義共和国の真実の姿をありのままに日本の皆さんに伝え、祖国日本の再建に大いに頑張って頂きたい」と云ふことだった。輸送船、遠洲丸はキテイ台風の真只中を日本海を渡り、台風一過の波一つない静かな日に緑の島々の点在する間を徐行しながら舞鶴港へ入港した。

援護局の復員手続を完了し九月五日復員列車に乗りこみ車中の人となった。家族、親類は品川駅まで出迎えてくれ六年振りの対面となった。渋川駅では中之条町長小池遵正さんが町を代表してわざわざ出迎えて下さった。出征前に資源（カツ鉄鉱）輸送の目的で突貫工事で建設した吾妻線に、在郷軍人で勤労奉仕したその列車に、いま初めて乗って、当時を回顧すると、余りにも大きな時代の波にもまれながら生きながらえて帰ったことに今更ながら感慨一入なるものがあった。昭和二十四年九月六日大勢の町民の皆さんに温かく出迎えられて故郷中之条町へ帰還することが出来たのである。

伊勢町　奈良秀重

(5)　終戦から復員へ

私達の所属したのは、皇軍の情鋭といわれた第十四師団歩兵第十五聯隊でありますが、北満から南洋群島パラオ諸島へ移り、「吾れ太平洋の防波堤タラン」を合言葉に、米軍戦史の上で勇戦をたたえている「ペリリュー島」「アンガウル島」での戦闘をしたのであります。私達はパラオ本島の守備にあたり、制空権、制海権を失った中で、食糧難と栄養失調に苦しみつつも野草やヤシの木の芯などをたべ、さつまいもなどの栽培によって自活の生活を送り決戦に備えました。

各中隊から何個分隊かの農耕隊を組織し「さつまいも」を作り陣地構築作業の兵隊の糧秣にしたのですが、私は農業学

校出身ということでその指導の任にあたっていました。

八月十五日農耕指導のため、私の分隊長である中塚明美伍長の農場を訪ねていたとき、午後三時頃伝令が来て「准士官（准尉）以上は単独の軍装（軍服に軍刀だけを帯びた服装）で聯隊本部へ午後五時までに集合」とのことすぐその場から「ジャングル」の中の道を聯隊本部へ急行しました。聯隊中の指揮官をなんのために集合させるのか不明でしたが、聯隊本部（ジャングルの中へ木の丸たで造ったそまつな建物）には聯隊の将校が全員集合しました。やがて福井義介連隊長が見え、はるか宮城を遙拝した後「ただ今から悲愴なる伝達をする」と言われてから、どういう言葉だったか覚えていないが終戦となったことを伝えられた。私達はただがくぜんとして泣き声はあたりの静かさを破り目の前が真暗になってしまいました。連隊長の帰えられた後「ペリリュー島へ切り込みしよう」との声がおこり、全員「そうだそうだ」と切り込み編成までしたように記憶しています。しばらくして連隊長が見えられ大喝一声「切り込みはならん、我々は無事に内地に帰り、戦傷病死された人達の意志を体し日本の再建に身を捧げるのだ。帰国の命令のあるまで自活にいそしみ体力を回復させよ」とさとわれ、各中隊に帰り、終戦の伝達をしました。混乱はなかったように記憶しています。後で聞いた話ですが市城の塚田勲（当時大尉で師団の通信隊長）が直接終戦を聞いたとのことでした。島での戦後の生活は、爆弾を解体して、爆薬で魚取り、弾体で鍬鎌等を造り山を開墾して自活に励みました。二十年十二月半ば頃から引き揚げが始まり師団司令部が復員完結したのは翌二十一年二月二十六日だったと思います。私は十二月二十三日海防艦初桜に乗船、十二月三十一日浦賀港上陸、翌年一月二日復員いたしました。

昭和四十三年一月末の日曜日パラオの生存者が集り「吾妻郡パラオ会」を結成、パラオ諸島戦没者（一三八柱）の慰霊と会員相互の親睦をはかっております。現在五十名の会員があり、毎年一月に例会をもち春の彼岸に戦歿者の墓参を行って居ります。

(6) 引揚証明書と支給品——篠原五郎の場合——

昭和十九年十一月七日、新京の満洲第七五八〇通信教育隊に入り、三ケ月教育され神出隊に配属された篠原五郎（西中之条出身）は終戦とともに、中央アジアのウズベック共和国タンケントへ抑留され、建築関係の労役に従事し、二十六年七月二十五日舞鶴に上陸したが、その引揚証明書の給与金品の項を見ると

応急用主要食糧特配購入券	一枚	手拭	二	服上	二
〃 味噌醤油 〃	一枚	石鹸	二	下着 上下	各二
外食券	四食	塵紙	八〇枚	毛布	一
乾パン	六食	褌、パンツ	二	靴下	一組
ビタミン	四五瓦	沓下	三組	シャツ	二
煙草	四〇本	帽子	一	外套	一
マッチ	一	服下	二	軍手	一組

と記載されており、引揚者一人一人に、事細かに帰郷迄の配慮がなされたことが察知される。



篠原　五郎

八　従軍三題

1　従軍看護婦の記録



戦争の恐ろしさは戦争を知らない現代の若い人達も、屹度と、心の何処かに感じられるのではないかと思います。私は毎年八月六日の広島原爆記念祭、また八月十五日の終戦記念式をテレビで見る度に、その頃を思い返しいろいろの意味に於て目頭を熱くし、暫しの間懐旧の念に耽るものです。

子供の頃から看護婦になることを希望し、婦人従軍歌等もとても好きでした。然し此の歌のように従軍しようなどとは夢にも思って居りませんでしたが、たまたま、その時代に直面して思いがけなく従軍看護婦として働くようになりました。

昭和十四年九月、日赤病院に就職し、その後三ヵ月間のきびしい訓練を受け一月卒業、間もなく二月十七日召集令状を受けたのです。「勤務先ハ病院船トス」とはっきり書いてある赤い令状、本当に緊張の一瞬でした。教育を受けて未だ令状を受けていない人にとっては待ったものが来た只それだけです。病院では私一人に来ただけでした。たちまち病院中に伝わって、行き逢う先生や職員、そして白衣の勇士、皆の人が「お目出とう」の連発でした。その日から忙がしい日、感激の日が続き、二月二十三日、十七人の出征兵士の方々と一

中之条　高橋芙紗

緒に旗の波に送られて中之条町を出発しました。それから原町、渋川と何れの駅も旗の波でした。前橋駅を出発したのは二十四日、制服を身につけて車中の人となった時、ホームには日赤病院の院長先生を始め職員、外出を許可された白衣の勇士、その他知人など大勢の方々が見送って呉れました。翌二十五日、日本赤十字社本部で班編成があり徳川社長より励ましの言葉を頂き、宮城、護国神社を拝し、翌二十六日東京駅を出発しました。さすが東京駅を離れる時は一抹の淋しさを感じ余り話も出来ませんでした。列車は夜行、深夜というのに各停車駅には婦人会の方々が居られ、お茶或はコーヒー等で接待してくれた感激は今も忘れられません。恐らく私達ばかりでなく出征する兵隊さん方にもこうしてくれたのでしょう。目的地に着いたのは朝の五時頃、一休みして間もなく軍属の宣誓式を受け部隊に配属されたのでした。私達の配属された部隊が一番先に入港しましたので早速部隊長はじめ部隊全員の人達に申告し隊員の一人となったわけです。これで私達もいよいよ軍隊の一員としての生活を始めたのです。

三月四日初めての航海に出発しました。「いかりを揚げて船出する……」幼い時に歌ったそのままのようにゴロゴロと碇があがりドラが鳴って静かに港を出たのです。瀬戸内海の美しさ、静かさ、山国に育った私は海の珍らしさに戦争のために来ているのだということを一時忘れてしまい、只うっとりと見とれておりました。いよいよ内地を離れ、何も見えない大海原！玄海灘、船酔の恐しさは話には聞いて居りましたが緊張していたせいか全くそのようなこともなく目的地に到着し、その夜は船の中で一夜を明かし、翌朝早くから傷病兵の方々を乗船させました。病に倒れた方、足のない方、手のない方、とにかくいろいろの患者さんでした。日赤病院に居りました時も、兵隊さん達にお話は聞いておりましたけれども、新たに心が引きしまる思いでした。その頃二十才の私の心は一層興奮しました。続いてあちこちと命令を受けて航海は続けられ、三航海程の後、私達は揚子江での江上勤務を命ぜられ、四月上旬より七月中旬迄中支派遣軍に配属されました。門司を出発する時、暫らく内地に帰ることが出来ないと思うと、誰からともなく唄われ出した「暁に祈る」の歌を全員甲板に立って、遠ざかり行く祖国を見ながら歌い続けました。中支漢口の暑さは落雀の候とか、暑い日の連続、それに今迄の兵隊さんと異って前線で負傷した何百人収容されても歩ける方は数える位で、後は、担送患者さんと云って全然歩行不能。全部担架で乗船させ船内のベット生活に入ってからはますます忙がしく、あちこちから呼ばれる尿器の催促、片手に三ツ位ずつ持ちベットの間をぬうようにして動き廻る忙がしさ……

このような勤務を続けている中、如何に若いとは云え、暑さと疲労に毎日三人～五人位発熱して休むようになりました。然し長く休むわけにも行かず、僅か三時間休んで、また勤務

に就くと云う有様です。此処の兵隊さんは負傷して間もない方許りで、軍服のまま汗に汚れているのは勿論、長い前線生活に、お洗濯をすることも出来なかったのか「シラミ」も身につけて居りました。航行する両岸には敵兵もおり時折、弾丸の音も聞え、また揚子江警備に当っている小さな舟における海軍の兵隊さんから「〇〇上流に機雷あり」等と手旗で知らされ、敵地の中に居るのだとつくづく感じました。こうした忙がしい中にも、唯一回だけ漢口で映画を見ました。紀元二千六百年の映画で思いがけなく天皇陛下の御姿が画面に映った時は皆感激して涙をおさえていました。こう云う感情は恐らくあの当時でなかったら味わえないものと思います。

全くの焼野が原と変っている漢口の日本租界、然しその跡に建ててある兵舎に居る日本兵の部隊の方々は本当に元気でした。とにかく此の地に来ては日本人の女性と云うものは滅多に見られないとか、七十才位のお婆さんを見ても日本人は美しいと云っておりました。

また、此処で一つ忘れられないことは出征以来、何処にいるか解らなかった兄に逢えたことです。部隊名を覚えて居りましたので現地の兵隊さんの尽力によって三年振りに元気な兄に出遇った時は、只もう涙の方が先に出て……。

昔中国の青年が勉強していた大学が殆んど日本部隊の病院となっており、少しでも時間があると慰問しました。

三ヵ月の勤務を終え、また海上勤務となり、内地に帰って来たのです。南京の港を離れる時、軍楽隊が賑やかに送って呉れました。いよいよ岸壁を離れる時、今迄の音楽がピタッと止んで、「螢の光」に変ると甲板に出た兵隊さん達は口々に「内地を離れるよりも、此の地を離れる方が余程悲しい」と云っておりました。

何故か？　生死をともにした戦友を残して帰ると云う悲しさ、つれなさなのだったと思います。

内地に着くと、先ず門司で何人かの兵隊さんが下船して、自分の隊の病院へ帰るのですが、出迎えの方から感謝の言葉、小学生の迎える言葉、また「父よあなたは強かった」の歌などが唄われますと、あちこちから啜り泣きの声が聞えて来て私達も一緒になってその感激に浸ったものです。

2　田中稲三画伯の従軍慰問

本町出身の田中稲三画伯が、従軍画家として中支方面に出向かれたのは、昭和十三年十二月であった。氏は同じ画かき仲間の親友であった金井文彦画伯(金井烏洲の曾孫)を勧誘して同行した。金井画伯の親戚に上海で船の水先案内をして



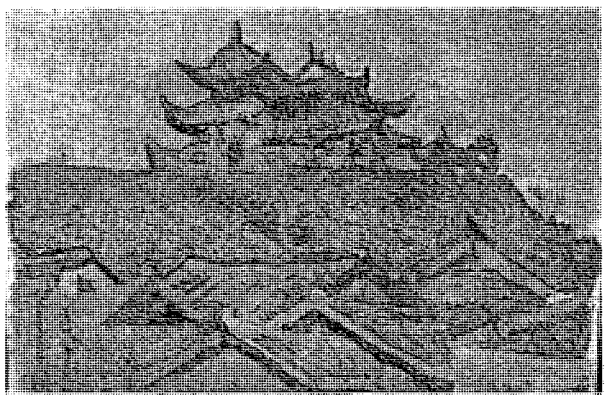
甲板上の田中稲三画伯

いた人がおり、また夫人の兄は駆逐艦長の永代大佐で、海軍関係に知り合いが多く何かと面倒をみて貰うのに好都合と考えたからであった。当時、陸軍より海軍の方が従軍希望者が少なかった。しかし、海軍だけでなく陸軍からも許可証を貰っておく方がよいとのことなので下付申請をした。そんな関で仲間から「君は水陸両棲だ」などとひやかされたり、羨やましがられた。

上海に着くのが予定より幾らか遅れたので海軍武官府では待っていて呉れた。すぐ奥地の方へ行きますかと聞かれた。そうして頂きたいというと漢口へ飛行機で連れて行く手配をしてくれた。金井画伯が、漢口の中支艦隊司令長官塩沢幸一大将宛の荒木貞夫大将の紹介状を持っていたので訪ねると、折よく艦内におられ、旗艦の艦長室でコーヒーなどをご馳走になり、大砲を撃つ操作をして見せて貰ったりして歓待された。

漢口からは徴用船（岩手県から徴用した船で、船は勿論、漁師もともに徴用して乗組員としていた船）に乗って岳州へ行った。ここは十一月陥落したばかりの所だったので、大方の住民は避難逃亡して、残っているのは難民ばかり、大きなセンベイやマンジュウを売っている食物店がある位で、爆撃の跡がなまなましかった。やむを得ず船の中で三日間過した。

ここには有名な岳陽楼があり、軍も楼は爆撃しなかった許りでなく、却って保護し、一般の登楼を取り締っていたが、従軍画家のために親切に案内して呉れた。岳陽楼は洞庭湖に臨んで眺望絶佳、詩人杜甫（唐時代）が「昔聞ク洞庭ノ水、今上ル岳陽楼、呉楚東南ニヒラケ、乾坤日夜浮ブ云々」と詠んだ場所で、昔から文人や墨客がつぎつぎに訪れて、



岳陽楼（田中稲三画伯筆）

それぞれの思いを詩文や画に託した史跡だと、金井画伯は得意顔に説明して呉れた。しかし、時は冬、しかも戦禍の直後だったので、荒涼としていて、うら淋しかった。楼をはじめ辺りの景色を絵に収めて漢口に帰った。

漢口の武官府に久保と云う大佐がおられ、群馬県農事試験場長に、生き写しなので驚いた。よほど伺ってみようかと思ったが遠慮した。あとで聞くと場長の弟さんだった。

漢口から船で武昌に行った。ここでは輜重部隊に一週間ほどお世話になり、附近をスケッチしたり、見て廻ったりした。再び漢口に引き返し、ここを拠点にして陥落直後の漢陽をスケッチして歩いた。漢口を後に軍用船で帰途につき、盧山へ寄ろうと云う意見も出たが実現しなかった。

南京で下船し、スケッチして歩いた。船では夜は危険なので停泊して、揚子江の上り、下りは昼間に限られていた。従って、日数がかかった。停泊中、江岸をスケッチしたり、また時々、壮観な機雷爆破などを目撃することもあって画材にはことかかなかった。揚州へ立ち寄って、上海へ帰ったのは一週間後であった。

上海を経て杭州へ行った。ここには宇都宮の部隊が駐屯していて大変優遇された。二、三日間、大佐の部屋にご厄介になった。ここを拠点にして名勝西湖の周辺を画いて廻った。ある日、第一線へ出て銭塘江の橋や対岸の景色などを画いていたら、敵のトーチカから撃たれ危ないから退がった方がよいと注意されたこともあった。この部隊に、同郷の伊能松平さんや菅谷善夫さんなどが居られると聞き、是非逢いたいと思ったが、討伐に出て居るとのことで残念ながらお目にかかれなかった。

当時、従軍は三カ月間と限られていたので、十四年の三月

末、内地に帰った。旅費は全部で二百円であった。

十八年春にも渡支し、上海で機関砲を写生させて貰ったり、隊長の似顔画などを画いてやったことがあったが、砲を画かせた隊長は、上司から大変叱責されたと後で聞き、気の毒に思った。

また、同年の十二月には従軍画家の画いた絵を集めて、上海、青島、天津で海軍美術展を催したところ、非常な好評を博し、全部売れてしまったのには驚いた。

（以上田中稲三画伯談による）

第四一七号
従軍許可証
社名　洋画家
氏名　田中稲三
年令　四十三才
右支邦方面艦隊（中支方面）ニ従軍ヲ許可ス
昭和十三年十一月二十六日　海軍省印

註　許可証は赤い紙に印刷されており、帰国の時「廃従軍記念トシテ下付」の印が押されている。

5　在満の思い出

中之条町　吉原ミヨ



吉原　ミヨ

昭和三年四月所沢航空技術本部に就職し、航空補給廠医務室勤務を命ぜられ、また、主人は昭和六年の満州事変に出動を命ぜられ、二ヶ月位の予定であったが事情が変り帰れなくなりました。昭和九年五月主人が病気のため看護に来てほしいとのことで半年の休暇を取って渡満することになり、其の代り五家族同行してほしいとのことでしたが関東軍の編成替えがあり、家族持には官舎を与え、独身者は独身寮へ入れることになった。それで内地から家族を呼び寄せると云って官舎を申込みながら実際には飲み屋の女を引き入れて生活する者が多くて困った。一方これまで給与が内地渡しで暮していた家族達は満州の現地支払いになったため生活が出来なくなって渡満してみると、二号らしい者が出入りしているため、家庭争議が絶えず、そのとりなしや解決には随分苦労させられた。到着迄に整理して置く様に依

頼して渡満しましたが一家族だけは半年も掛りました。上官達は、千代田官舎、軍属は弥生町十條通りの弥生町官舎でした。

主人も全快したので帰る始末をして居りました時、所沢の隊長山田少将が第八野戦の隊長として着任され、直ちに呼び出され「帰らず家族のために手伝ってほしい」と云われ其の熱意に動かされ、満州に骨を埋める覚悟をしました。此の時私の運命も変ったと思います。

仕事は隊の衛生部員としてでありながら、朝八時より夜は十一時十二時まで働かざるを得なかったです。午前八時と云うと車で隊に来られなかった者の注射にその宅を訪問し注射外手当を九時迄に大体済ませて隊に帰り九時より一般の治療に当り午後は手術助産の仕事に廻り、其の間にも家族の生活の問題、夜間は官舎に於て隊に来られなかった人達の治療、土曜、日曜は許すかぎり子供の相手をしました。吉原幼稚園等と笑われながら子供の人待ち顔を見ると時間をさかざるを得なかったですが、手におえない子供が実によく教えを守るので親達がよこしたのだと知りました。幸い、主人が食事の不足を云わぬ人であったので力一杯活動が出来たと思います。周辺の人達も実によく協力して下さったので思ふ様に働く事ができ感謝の外はありません。満州まで来て落伍者を出したく無い気持から、労務でやる仕事の大半に手を出さざるを得なかったのです。熱河作戦には衛生部員の手不足のため体の無理が続き遂に失明の原因を作ったと思います。家族や隊員の治療にも軍以外の薬品を隊長に無理をいっては入手し、充分と迄はいえなくも手当が出来たことは今にして心温る思いがいたします。希望を持って渡満した若者が失敗し、官舎に音づれる時、事情を聞き隊長に頼み軍属に受入れて貰い、病気の方は手当して働く様にしましたが、隊でもよく取りあげて下さったと思います。

其のうちに北方の空気が重くなり転任のうわさが飛ぶ頃、内地から「母キトクミヨカヘレ」の電報でした。「戦地に在るかぎり死んでも知らせぬよ」といわれたのにと思ったが、義理ある親のこと故退職し、一応帰国し、用件を片付け、再度北満に渡り、荒野にぽつんと出来た第八三三部隊に生活する様になりました。しかし、明けても暮れても缶詰料理で、家族は栄養不足が出てきたので、作る以外にないと隊長に軍要地を借りに出たが、土いじりより子供の世話をする様にとの荒い言葉に、帰り足で憲兵隊に飛び込み、畑を借りてほしいと頼み込み警察、村長、地主、と私共と五者会談の様な形で話合って気持よく借りられ、之を各家庭に分割して自活の道を立てました。内地の大和農園から種を取りよせ、嬬恋の「ナリツクラ」「花インゲン」の種を母に送って戴き官舎のバラ線に作り牡丹江岸よりはぎを取り、添えにして朝夕の勝手の役に立て「かぼちゃ」「馬鈴薯」は「主食」の助手、大根、ねぎ、西瓜、まくわ、ニンジン、ゴボー、トマト、キュ

ウリ、なす、トーモロコシ等々あらゆる物を作り「苗木」もミカン箱で早く室内で作り、仕立てて雪解けには畑に出して作りました。主食が不足なので一つとして無駄にせず、大根葉等は大変な貴重品として塩漬にし、御飯の上に小切りにして煮て皆んなで食べたものです。糖分はかぼちゃの若いのを切り干しにして保存し、煮物の中に入れ、又砂糖大根を作り、煮出して煮つめて甘味を取り、完全に自給が出来る様になりました時、関東軍より自給する様にと種が配給になりました時は、互いに顔見合せて笑いながらよかったと手を取り合いました。牡丹江の町に出ては農業の本をもとめ、研究しては作り方を皆さんに指導して成功したのですが、長野の高山技師の奥さん、川村さん等の良い協力者があって、家に居らない時は先ず畑を訪ねてくれる様に札を下げて置いたものです。しかし、忘れられない事は、畑の持主が、肥料が無ければ良い物が出来ないだろうと、各畑にだまってそっと馬車三台づつも肥料を置いてくれたことです。この事実を知った時、私達はこれがあったので野菜作りが出来たのだと強く教えられ反省させられました。一カ年の謝礼として塩とたばこを送りましたが、先方も大変喜こんでくれました。毎年雪解には肥料を送って戴き、交流も長く続きました。心の通うと云うことは社会生活で一番大切だと思いました。いつも非常時用にと座敷の下に穴を堀り、野菜を入れた箱に砂をつめて保存したものでした。大体自給自足が出来るようになった時、関東軍のお声掛りで種が配給になりましたが、互に顔見合せて先手でよかったねと手を取り合ったものでした。隊長付の当番兵が客が来たからと、野菜を取りにきますと客の分は差上げるが、隊長には草を煮てあげてと笑ったものでした。中之条から剣持福治先生が満州慰問視察団として来訪され、駅より見える官舎だったので早朝訪問して戴きました。その時初取りの「トマト」、を差上げて味わって戴きましたが、今でも時折お会いすると話の中に「うまかったよ」と話が飛び出るのです。

蘭崗を取り巻き軽輪開拓団、蘭崗開拓団、牡丹江開拓団、混合開拓団と云う様に、種々開拓団が入植されましたが大変でした。そこへ西中之条の唐沢徳雄様、岩島の矢倉から斉藤さんが入植して来ました。言葉に成らぬ程の苦労をされたが、元旦には唐沢さんは部落長に成りました。働き振りは言語に絶するものがありました。内地の人の想像も出来ぬ働き振りでした。

衛生面が不足して居たので冬は橇、夏は馬車で変り事が有りますと迎えに来ます。飛んで行っては手当をしたり、相談の相手と成り、病院を必要とする者等の区別をしてやったが、皆さんの役に立った事を考えると同時に、常に外敵に注意しながら開拓する方々、兵隊守る人、守られて仕事する人々が異境に過す、之は大変な努力が要求されると思いました。ソ満国境の空気が重くなるや、家族共々転任があり家族

診斷に出張してほしいとの事で水汾河国境へ出張しました。次々案内される守備隊の家庭を訪問し、時間が定まって居るので長居もならず、迎えの兵隊に案内されながらでしたが、夜間になりますと、山の峯の方からウォーウオーの狼の声を聞きながら、懐中電灯を上に向けて照しながら歩くので大変でした。勃利の部隊の戦車隊が、南方のニューギニヤから持ち帰った黒吐病（毛細管が破烈し、皮膚が黒くなり狂乱状態に陥り、黒い血を吐いて死ぬ恐ろしい病気）の流行時、週番士官だった石橋少尉が感染し「キトク」の報を受けて飛んだ時は、防寒の用意が少ないため途中道端に倒れてしまった所を、巡察の兵隊五人組に見つけて戴き、病院まで運んで貰い、凍死を助けられるとともに、看護の甲斐があって少尉も全快した結果、初めて「黒吐病患者の手当方針立つ」の報道を受けた時、あの恐ろしい病気が自分の手当で助かったか、大勢の兵士の狂乱状態を視受けつつ過した自分をかへりみて感慨無量です。

若人が嫁を迎えるため内地に帰るのに、費用の点で苦しんで居ることを知り、三越店から必要品（当時の金で嫁の衣裳その他で八〇円位を取寄せ、自宅を会場にして髪上げ日本一を取った嫁さんを迎えたことなど、家庭作りに力を入れたのも心に残る仕事でした。昭和二十年二月一日部隊総出動の命令が下り家族引上げが伝わり、男子は全員済南に飛び、女、子供は内地帰還と決り、荷造も皆女性の手で行ない。清水組の倉庫に積み、四団に別れ帰りましたが、唐沢さんが甘い餅を汽車に積み込んでくれたのには泣かされました。別れた翌日令状がきてソ連の露ときえたとのこと。羅津で十一日間、泊り、其間、人間の上下も自分が生きるためには身分も立場も忘れて、自己を守る、みにくさを見せられ、新潟に着いて三名の患者を医大に入院させ、駅前左の茶店で釜を借り、持ち合せの米を出し合い粥に焚き、老母の与えて下さった味噌汁で二八〇家族と別れましたが、今にして各地からのお便りを聞いて思いにふけります。

蘭崗会が出来てから三年目毎に、各地廻り持ちで会が開かれ、毎回面白く二、三十人位集り、再会を喜び懐旧談に花を咲かせたり、亡くなったと聞かされて昔を偲んだりして居ります。（筆者は昭和五十年四月十日逝去、この稿は生前の記である）

九　終戦秘話

1　吾妻東部防衛隊の設置

米軍の反撃が日毎に激しくなり、本土決戦が不可避の状況が想定されるに至り昭和二十年四月、軍は各都市や飛行場所在地等に特別防衛隊を設置し、その指導に当ることになった。

吾妻郡は東部と西部に分けて大隊編成による防衛隊が組織された。隊長一、将校一、下士官二、が東部防衛隊で何時でも司令部から命令があれば赤紙動員が出来る体制が作られた。

東部防衛隊長　陸軍中尉　塚田国一郎（中之条町）
隊付将校　陸軍中尉　宮崎　義男（伊参村、現姓長谷川）
隊付将校　陸軍曹長　宮崎　五郎（沢田村）
隊付下士官　陸軍軍曹　中澤　敬二（六合村）
隊付下士官　陸軍伍長　宮森三次郎（中之条町）
〃　陸軍軍曹　高山太喜司（長野原町）
〃　陸軍伍長　武井　元吉（岩島村）
〃　陸軍伍長　佐藤　勇（長野原町）
西部防衛隊長　陸軍中尉　高橋紀四郎（原町）
〃　陸軍伍長　天満　某（地区司令部より派遣）

であった。隊長の塚田、高橋両中尉は宇都宮の師団に召集され、参謀から二週間の教育指導を受けた。何等の武器の支給もなく、自らの工夫に於て敵を悩まし苦しめるため手榴弾の簡易な作り方、敵の倉庫の鍵のあけ方、飛行機爆破の方法、食糧の調達、変装方法などが検討された。刀剣や槍は勿論竹槍に至るまで、要するに利用出来るものは何でも使って反抗する手段が本土決戦であった。そう云う事態が生じた時最後には有笠山の洞窟を本拠としてのゲリラ戦法まで考案された。

動員の対象は在郷軍人で大隊編成が出来るようになっていたが、軍の応召で欠員を生じ、止むを得ない場合には在郷軍人以外の人も隊員に編入し、赤紙を用意して動員下令が出来るよう準備して置いた。又幹部要員には予め連絡通知して覚悟していて貰った。

当時は宇都宮の師団参謀は米軍が九十九里浜に上陸を敢行をすることを想定し、阻止計画を企画していたが、良い案が出来なくて困ったと話されたので、私（塚田）が立案してやった。それは、都市は勿論県内外の松を伐採して、地下壕を構築することであった。若しこれが実施されていたとしたら現在松の木は皆無に近い状態になっていたことだろうと思うと、ゾットせざるを得ない。（塚田国一郎及長谷川義男談による）

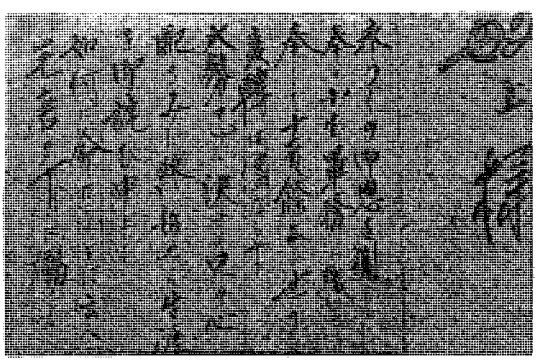
2　自決した塩原准尉

永らくの御恩を謝し奉る。小生軍務に職を奉じて十有余年、世の変転は儘ならず。大勢已に決す。只々心配のみに終始せる生涯を御詫び申上ぐ。如何に命たりとは云へ毛唐の下に働くを得ず。小生死するとも大命の下、日本人らしき行動を取らるる様祈る。小生死後は分隊長殿に早速電報せらるる事と警察に届けらるる様御願申上ぐ。終りに臨み生涯の不幸を幾重にも謝す。尚、小生の私事に関し相談あらば木村様に御話下さる様

清　作

父母上様

伊参村大道出身の塩原清作准尉は昭和九年十九才で近衛四聯隊に入隊後、憲兵隊に入り、陸軍大臣官邸勤務を経て、昭和十六年東条内閣成立に際して



自決した塩原准尉の父母への遺書

守衛を命ぜられ、昭和十七年首相の沢田村反下の製炭視察等に随行し、一意職責の完遂に精励したが、昭和二十年八月十五日終戦を迎え、毛唐の下に働くを潔しとせずと前記のような父母宛の遺書を残して自決した。憲兵として戦争内閣の軍人総理に仕えた責任感から軍人らしい最後を遂げたのであった。

3　おろかものの碑の建立

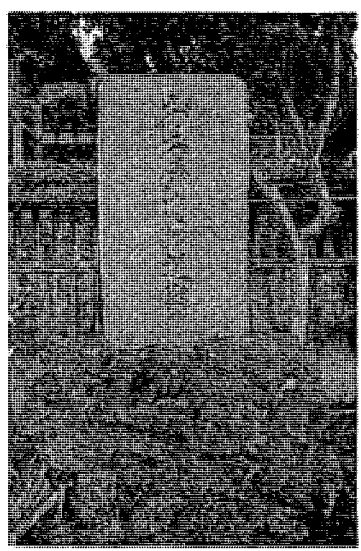
林昌寺の山門外、向って左側の所に「おろかもの之碑」があり、傍に「日本唯一」と云う標識が立っている。碑文は木暮武太夫参議院議員の書で、裏面には次のように刻まれて居る。

昭和十二年七月七日ノ支那事変ハツイニ昭和十六年十二月八日大東亜戦争トナル。日本ノ運命ヲ決スル危機ニ際シ我々ハ当時ノ職務上或イハ一方的委嘱状ニヨッテ一律ニソレゾレ大政翼賛会翼賛壮年団在郷軍人分会ノ郡町村責任者トナッタガ、敗戦後占領政策ニヨリ其ノ職ニ在ッタ者ハスベテ戦争犯罪人トシテ昭和二十二年二月ヨリ一切ノ公職カラ追放サレタ。本意ナキ罪人ハ互ニソノ愚直ヲ笑イ合ッタ。昭和二十六年八月全員解除サルルヤ、あづま会ヲ設立シテ今日モナオ旧交ヲ持シ郷土吾妻ノタメニ報恩ヲ期シテイル。創立十周年ニ際シおろかものノ実在ヲ後世ニ伝エ再ビコノ過チヲ侵スコトナキヲ願イ碑名ヲ下記ニ列ネテ碑ヲ建テル

昭和三十六年十二月八日

あづま会建之

中之条町
旧中之条町
蟻川潔、小板橋菱三郎、木暮久弥、金井亀雄、村山義男、
唐沢幸雄、金井亮
旧沢田
町田義一郎、宮崎庄平、関善平、折田英三郎、田村辰雄、
湯本義作



あづま会建立の「おろかもの之碑」（伊勢町林昌寺山門外）

旧伊参
　唐沢本平、関和吉、関晃三、塩原嘉藏、富沢福重
旧名久田
　小池安次、小林総太郎、田村軒太郎、茂木延太郎、剣持尚一
東村
　佐藤鴨三、斎藤大八、西山徳次、鳥山榊、飯塚喜藏、大塚哲司
吾妻町
旧原町
　新井信示、高橋紀四郎、唐沢賢太郎、関徳壽、島村友一
旧太田
　中沢義太郎、青木次郎、松井良、本多米吉、水野喜代司
旧岩島
　萱谷勘三郎、日野太七、高橋栄三郎、浦野素次、萱谷善夫
　萱谷禄郎、武井元吉、日野芳次、田村雄三
旧坂上
　宮崎周平、高橋行義、小林武一、丸山春雄、松本行由
長野原町
　淺見安喜、田村学、桜井武、萩原宗、淺井政雄、萩原千秋
　浦野英彦
嬬恋村
　千川捨五郎、戸部達郎、安斉芳平、黒岩亀作、滝沢光次、
　黒岩重行、西窪盛司、長谷川八郎
草津町
　神林二平、萩原四郎、宮崎喜輔
六合村
　富澤諦策、本多林三、湯本貞司、福島松次、黒岩俊次、山
　本善太郎、山本富美雄
高山村
　松井信一、平形亀三郎、星野義仲、町田高次郎、後藤正作
世話係
　富澤碧山
（萩原進撰文、木檜宇志雄書、斉木政市刻）

この碑はもと中之条町上之町の英霊殿の境内に建設されたが、後に遺族会から英霊を侮辱し礼を失すると異議が出て現在地に移転したものである。

4　奇しくも返って来た戦陣日記

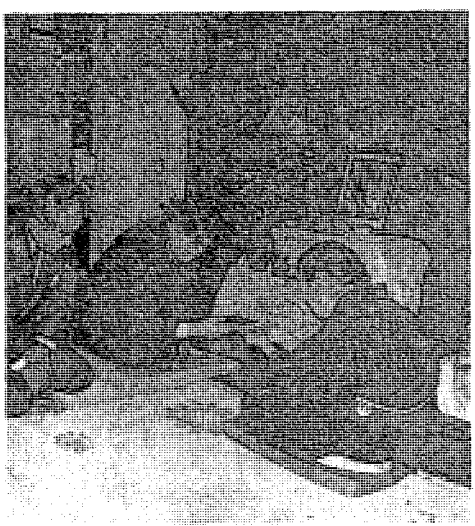
昭和四十九年七月七日の上毛新聞は、インパール作戦に参加し戦死した、蟻川出身の蟻川友治軍曹の日記が三十年ぶりに、母親あいさんの許に届けられたことを次のように報じている。

「戦場に出れば便りは出来ない。お母さんお元気で……」こう書き送った手紙を最後に激烈なインパール撤退作戦に参加、北方ビルマで戦死した。当時二十三才の一人むすこを三十年間思い続けて来た母親のもとに六日、遺品の日記帳が返って来た。その陰には当時のイギリス軍の曹長と知り合いの商社マンの〝善意のリレー〟があった。

日記の主は、吾妻郡中之条町蟻川の農業、蟻川あいさん（七九）の四男友治さん（当時二十三才）。友治さんは六人兄弟だったが、五人が幼くして病死したため、あいさんにとっては一人むすこ、父親の長太郎さんも十一年前に他界している。

友治さんは太平洋戦争中の昭和十八年三月、高崎の東部三十八部隊に入隊、翌十九年インパール作戦に参加したが、無事を祈り続けた母の願もむなしく同年七月友治さんは帰らぬ人となった。間もなく届いたのは、一枚の戦死通知書と、なんの物かわからないマッチ棒ほどの骨一本だけだった。

そのあいさんのもとに六日、一冊の日記帳が届けられた。日記帳を届けたのは、三井物産ロンドン支店に勤務していた機械総括部次長の玉置宏さん（五〇）。玉置さんはロンドン支店勤務中の四十一年、第二次大戦中英国の陸軍軍曹だったと



母親のもとに届けられた蟻川友治軍曹の戦陣日記

いうイギリス人技師と知り合い「日本兵の日記帳を遺族に返してほしい」と玉置さんに依頼した。

先月下旬、帰国した玉置さんが、戦死者遺族にくわしい三井航空サービス監査役の平田克己さん（六三）に相談する一方、厚生省などを訪ねて捜した末、ようやく中之条町のあいさんの消息をつきとめ、この日のあいさん訪問となったもの。

玉置さんから友治さんの日記帳を受け取ったあいさんは、さっそくわが子の遺影の前に供え、イギリス人技師と玉置さんの〝善意のリレー〟を涙ながらに報告した。

この日記帳を見ると、初めに三十八部隊関係の直属長官、ビルマ派遣弓第六八二四部隊の部隊長名が記され、日記は七月二十二日部隊出発の日から書かれている。

父母よ健在なれ……故国の人々よさらば
征夷上途の際に思いしこと
遠き山村より愛し子を送るために。
質素なモンペ姿で駆けつけた母……

我は二十二年の今日程、父母の愛を感じたことは無い。
故に報国の心の一層深まることを禁ずることは不可能だった。

と出発当時の心境を語っている。広島を経て宇品から乗船、八月二十日昭南港着。二十五日、日連丸に乗り替え、ペナンをへてラングーンに着いたのは九月十一日。高崎出発以来五十二日を要したことが解る。

ビルマに第一歩を印し直感したことは、先ず空爆にあった　する。豪壮な建物が破壊されており、初めて戦地に来たような気が

と記している。ラングーンからトングーまでは月日がはっきり記されているが、九月二十五日以後はぬ月ぬ日、る月い日などとなって暗号めいていて解らない。

マンダレーからカレワに着き、爆撃やマラリヤに苦闘した様子が記され、昭和十九年一月一日から日付が書かれ、一月十四日で終わっている。詳細に記載するゆとりがないのは遺憾であるが、フィリッピンの一一〇名、ニューギニアの八十二名に次いで五十三名の郷土出身の戦死病没者を出したビルマのインパール作戦の悲惨さをしのび諸英霊の

冥福を祈る次第である。

5　激戦地の遺骨収集

満州事変、日華事変と転戦した第十四師団（水戸の第二聯隊、高崎の第十五聯隊、宇都宮の第五九聯隊を基幹とする部隊）はソ連への守りをかためるため満州国（中国東北部）龍江省チチハル市の一角を兵営として交替でソ満境の警備等にあたっていたが、昭和十九年三月五日部隊に動員下令、大連の近くの海岸白蘭子に集結、舟の乗り降り、敵前上陸などの島の戦闘の訓練を受け、夏の着衣をつけていた。輸送船団は八せきの海軍の船に守られ朝鮮～瀬戸内海～本州東沿岸を通り横浜に寄港、その後南に直行、途中米海軍の船団をさけるため小笠原諸島の父島二見港に寄港して三月二十八日大連を出港してから約一ヵ月の後、四月二十四日当時日本の委任統治領であったパラオ諸島に到着した。在留日本人は日本の精鋭部隊が来たというので大変喜んだのである。当時の状況は日本に不利の戦闘ばかりで戦軍の攻げきくいとめのため「われ太平洋の防波堤たらん」を合言葉に島の地形を利用特に海岸防衛に重点をおき、毎日毎日陣地づくりと昼夜をわかたぬ戦闘訓練が重ねられていった。昭和十九年三月十日大空襲があった以後は静かであった。同六月頃から偵察機などが時々現れていたが、九月に入り突如ペリリュー島に攻げきがはじまり激戦が展開された。その島は水戸の歩兵第二連隊を基幹として高崎歩兵第十五聯隊第三大隊、独立大隊、海軍部隊等約四千の部隊によって守られ、ペリリュウ島の南のアンガウル島に宇都宮歩兵第五九聯隊の一ケ大隊が守りをかためていたのである。アンガウル島はすでに全滅し米軍の支配下に入っていた、ペリリュウ島は何日かの戦闘の後九月十五日米軍の上陸が開始されたのである。わが郷土部隊千明第三大隊の抵抗はすざましく上陸しようとする米軍を数回にわたり撃退したが物量に勝る米軍には抗しきれず遂に上陸をゆるしたのである。

そしてペリリュウ島の戦闘を支援するため歩兵第十五聯隊第二大隊が逆上陸を強行してはげしい戦闘がくりひろげられたのであるが、その後陣地や洞窟などにたてこもり、主としてゲリラ戦闘いわゆる肉迫戦闘によって米軍に抗戦し、米軍の心胆を寒からしめ米軍史上にもまれにみる激戦であり、一週間にして占領する予定が三カ月余もかかったのである。通信はすでに絶え、わずかに煙のあがるのを見、または銃声などにより日本軍の抵抗を知っていたのであるが、ついに十九年十二月三十一日をもって全員戦死玉砕ということにしたのである。

戦争終結の後戦没者の遺骨はそのまま放置され、わずかに島民によって慰霊が行われていた程度であったが、政府による遺骨の収集が行われた。遺族と生存者によって慰霊団も何回か派遣されていた。吾妻郡ではパラオ諸島における戦没者一三八名で生存者は各部隊合わせて五〇名で生存者の会吾妻郡パラオ会を結成し、パオラ方面戦没者の墓参や慰霊察などに参列して慰霊事業を主として行ってきたのであるが、たまたま昭和五十年七月茨城、栃木両県から県パラオ会を通じて連絡があり、政府によるパラオ諸島の最後の遺骨収集が行われることとなり、吾妻部パラオ会から県の代表として、中之条町建設業剣持正人（五十四才）と草津町浅井栄（五十七才）が参加したのである。

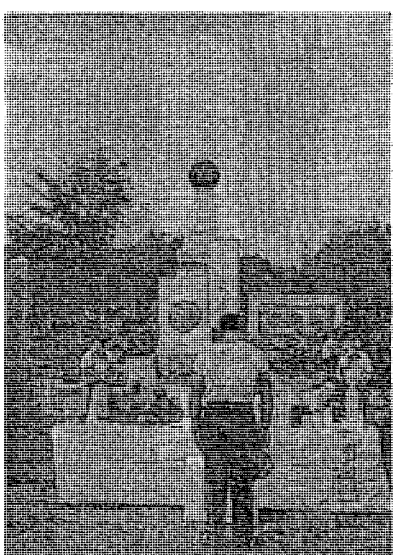
九月三日中之条出発、日本の民間航空(全日空)にてグァム島に到り、ここから米軍々用機でパラオ本島アイライ飛行場に着き、本島、ペリリュー島、アンガウル島の各班にわかれ、二十一日間にわたる遺骨収集作業が行われた。参加された人は遺族の学生、生存者、戦友、厚生省職員など六〇名であり、前後二十四日間であった。約一カ月仕事を休み、十二万円の自費を出しての奉仕であり、やけつくような猛暑とジャングルなどと闘いながら、ほんとうにたいへんな作業であった。参加された剣持正人はつぎのように語っている。

アイライの飛行場で各班に編成された。私は弟がペリリュウ島で戦死しているので、ペリリュウ島の班に入れてもらい小艇に乗って水道を島に向った。緑の島々は美しくペリリュウ島も激戦があったとは思えぬほど樹木が生い茂り海岸線や

中央の山も南方特有の美しさであった。この島の戦死者の慰霊碑のまわりは雑草が一本もなく清掃されていた。島の人々は「兵隊さんの墓は私たちが守ります。まかしておいてください」と言い、聞けば毎日草取りをし、米軍の上陸した九月十五日と全滅を確認した十二月三十一日には特別の供物をあげ慰霊をしているという。この行為に有難く頭がさがった。

遺骨の収集は比較的容易なジャングルなどは前回までに済んでいたので、洞窟を主とし海岸線の千明第三大隊陣地の一部を発掘収集した。島民の案内で洞窟へ入る。入口は米軍の戦車、ブルトーザのようなもので塞がれ人のやっと入れる約六〇センチぐらいの穴があいていた。中に入ると遺骨の山、ちょっとの力でくずれるようなもの、銃を両うでででかかえたままこときれたと思われる銃、帯剣といっしょに一体の骨もあり、顔をあわせたことのある人かと思えば涙せずには居られない。冥福を祈りながら骨をひろった。またある洞窟は水が二メートルぐらいたまっており水にとびこみ相当数の遺骨をひろった。水の中の骨はこちこちにかたくなり、打てば金属音の出るようになっていた。他の洞窟は入口が全部ふさがれ島民と掘ってみたが、道具の用意がなかったので入ることができなかった。残念でたまらない。海岸陣地から十五聯隊の同僚や先輩の遺品のいくつかを見つけられたのはせめてものなぐさめであった。

朝、太陽が出れば三十度をこす炎熱であったが、全員の協力と努力によって二、一〇〇体以上の遺骨を収集することができたのであるが、まだまだたくさんの遺骨が放置されたままになっていることを確認している。厚生省職員の丸山団長は「まだたくさんの遺骨が残っているのだから必らずまた収集をします」と語っていた。



遺骨収集ペリリュー島の慰霊祭
拝礼する鵜沢正人

このようにして使命を達成して無事に帰国戦友の遺骨を「千島が渕」の霊園に納めたのである。翌五十一年八月十五日全国戦没者追悼式に招待をされて慰霊に参加され大任をはたされたのである。

一〇　戦没者名簿

旧中之条町

西南戦争

この名簿は上毛忠鬼録及び吾妻戦没者名鑑を台本として作成し、御遺族の住所、氏名については遺族会や役場の係りの方、その他の御協力を煩わして出来得る限り訂正して頂いたが明らかになし得ないものは残念ながらもとのままにしておいた。

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
加藤重吉	陸軍兵卒	戦死	明一〇・三・一五	肥後国王名郡横平山	伊勢町二六（本籍秋間村）	加藤いせ

日露戦争

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
伊能豊作	陸軍砲兵一等卒	戦病死	明三八・一〇・六	清国盛京省柴家窩棚舎営病院	中之条町乙一、〇〇一ノ一	伊能浅治郎
上原傳重	陸軍歩兵軍曹	戦死	〃三七・九・二六	清国盛京省大王荘	伊勢町一、六五	上原いち
町田新重郎	陸軍輜重輸卒	戦病死	〃三七・一〇・二四	清国盛京省鞍山店患者療養所	中之条町（前橋市）一、六五	町田くわ
湯本瀧藏	陸軍歩兵上等兵	戦死	〃三七・一二・二六	清国盛京省大平溝二〇三高地	青山一、六八	湯本長八

西伯利亜出兵

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
加納軍一	陸軍歩兵上等兵	戦死	大八・一〇・二	シベリアゴミレフカ	中之条町一、九〇〇	加納せい
坂西房太郎	陸軍歩兵一等卒	戦病死	〃一〇・九・九	ハルピン第一陸軍病院入院、内地帰還自宅	中之条町八一	坂西英男
高橋茂藤太	海軍一等兵曹	公務死	〃一三・一二・三	敦加港東側にて特務艦関東坐礁沈没	西中之条一九	高橋かね

日華事変

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
水出寛治	陸軍伍長	殉職	昭一四・五・三	館林市南方青柳にて飛行事故による	中之条町四三三	水出喜十
伊能剛	陸軍騎兵上等兵	戦死	〃一四・七・八	中華民国湖北省武間県夏家舗附近	中之条町八九三	伊能ぶん
布施晃	陸軍伍長	戦死	〃一六・五・三	中華民国山西省陽城県陽城西方地区	中之条町甲四三二ノ一	布施つた
川崎貞次郎	陸軍兵長	戦死	〃一六・九・二一	中華民国山東省蓬萊県下将家附近	中之条町四三三	川崎銀造
山田安藏	海軍一等水兵	戦死	〃一三・八・三	中華民国ウースン鉄道桟橋附近	伊勢町三七一	山田友重郎
小池磯吉	陸軍歩兵伍長	戦死	〃一三・二・二六	中華民国山西省孝義県東側附近	伊勢町四二八	小池淑夫

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
新井雄三郎	陸軍歩兵上等兵	戰傷死	〃一三・五・三	中華民国河南省蘭封県西白砦にて負傷	伊勢町一二七	青柳哲夫
小渕廣宣	陸軍軍属	公傷死	〃一三・一二・二九	演習中公傷、東京女子医専病院加療中	伊勢町九五五	小渕守昭
植松勇	陸軍軍曹	戰病死	〃一四・一・九	中国山西省エン州第一野戰病院	伊勢町九五六	植松シズ
小渕淺之丞	陸軍航空上等兵	戰病死	〃一四・三・一	帰郷後自宅にて	伊勢町九五五	小渕守昭
小渕三郎	陸軍工兵上等兵	戰死	〃一四・一二・二九	中国湖南省臨湘県粤漢線路口駅附近	伊勢町九六七	小渕勇治

太平洋戰爭

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
片貝弘	陸軍軍属(伍長)	戰死	昭一七・三・二〇	中華民国江蘇省阜寧県前半沙附近	中之条乙一、八〇三	片貝泰藏
今井義雄	陸軍軍曹	戰死	〃一七・五・一五	中華民国浙江省紹興県三界鎮附近	中之条町一、〇九一	今井清
島村浦平	陸軍兵長	戰病死	〃一七・六・二	ビルマ・ラングーン第一〇六兵站病院	中之条町四三	島村つる
小池登一	陸軍上等兵	戰病死	〃一七・一二・三一	中華民国南京陸軍病院	中之条町九六七	小池茂吉
畦上千吉郎	海軍二等兵曹	戰死	〃二八・二・八	本州南方海面	中之条町二三	畦上善作

神保陸良	海軍軍属（技手）	戦死	〃一八・四・一八	南太平洋方面	中之条町	七三七	
長谷川正太郎	陸軍兵長	戦病死	〃一八・四・二六	ニューブリテン島ココポ兵站病院	中之条町	四九ノ三	
吉田正市	陸軍上等兵	戦病死	〃一八・五・二六	満州国龍江省斉々哈甸満州第五四部隊	中之条町	七五ノ一	
大澤利雄	陸軍薬剤大尉	戦死	〃一八・一一・一九	ラバウル沖輸送船わいぶる丸作戦航行中	中之条町	九九	
今泉清二	陸軍軍属	公傷死	〃一八・一一・一九	相模原にて演習中公傷、相模原陸軍病院	中之条町	八九	
伊能一夫	陸軍上等兵	戦病死	〃一八・一一・二九	ニューギニア島アレキシス	中之条町	三四	
関伊三郎	陸軍伍長	戦死	〃一九・一・一三	ニューギニア島ガリ	中之条町	一七一〇	
田村清	海軍二等兵曹	戦死	〃一九・一・三〇	南方洋上飛行機にて戦闘中	中之条町	四五一一	
長谷川義雄	陸軍上等兵	戦死	〃一九・二・三五	パリ島北方海上	中之条町	九六	
田村仲十郎	海軍軍属	戦病死	〃一九・二・一六	ニューギニア方面	中之条町	八五	
新井冬藏	海軍軍属	戦死	〃一九・二・二四	南洋群島方面	中之条町	三四三	
田村一	陸軍曹長	戦死	〃一九・二・二四	マーシャル群島プラタン島	中之条町	二九〇	

神保たい	長谷川酉雄	吉田幸次郎	大沢ふさ	今泉一江	伊能たね	関周一郎	田村よし	長谷川かつ子	上原ジウ	新井よつ	田村もり

山田　剛	海軍水兵長	戰死	〃一九・四・一五	ソロモン群島附近海上	中之条町大字四	山田正三郎
狩野廣記	陸軍兵長	戰死	〃一九・五・一九	ビルマ方面	中之条町一、〇四七	狩野吉郎
齋藤準一郎	陸軍上等兵	戰死	〃一九・五・三	インド国アッサム州マニプール県サド	中之条町大字〇〇（東京）ノ二	齋藤力藏
小池信治	陸軍上等兵	戰傷死	〃一九・六・七	東部ニューギニア、オイキン	中之条町八一ノ二	小池代吉
本多三好	海軍上等兵曹	戰死	〃一九・六・二五	ソロモン諸島方面	中之条町九一	亡本多ふね
塩野谷光代	陸軍兵長	戰死	〃一九・六・三〇	ビルマ国テイデム、トンザン附近	中之条町九九	塩野谷嘉三
霜田利一	陸軍伍長	戰死	〃一九・七・一	インド国アッサム州タム附近	中之条町三九	霜田みち
田村平八郎	陸軍兵長	戰死	〃一九・七・一〇	ビルマ国シーン附近	中之条町九六	田村希代治
河野正春	陸軍准尉	戰病死	〃一九・七・一三	広島陸軍病院	中之条町甲三三	河野ほん
坂西寅治	陸軍伍長	戰病死	〃一九・七・一五	ビルマ国インダンギ第一〇五兵站病院	中之条町八	坂西英男
内山又三郎	海軍二等兵曹	戰死	〃一九・八・二	テニアン島	中之条町一、〇〇九	内山さと子
町田信雄	海軍二等兵曹	戰死	〃一九・八・一〇	マリアナ諸島方面	中之条町七五一二	町田久子

福島彌作	海軍軍属	戦死	〃一九・八・二九	ラバウル	中之条町八〇ノ一	福島吉雄
田村八郎	陸軍上等兵	戦病死	〃一九・九・一	不詳	中之条町九〇	田村要治郎
橋本一郎	陸軍伍長	戦病死	〃一九・九・一九	ビルマ兵站病院チョンゾン療養所	中之条町四四	橋本喜美江
田村治	陸軍兵長	戦病死	〃一九・九・二五	ビルマ、モールメン第一一八兵站病院分院	中之条町四五ノ一	田村よし
関保	陸軍兵長	戦死	〃一九・一〇・二九	比島レイテ島ブラウエン	中之条町一〇八ノ一	亡関武次郎
田村安信	陸軍兵長	戦病死	〃一九・一一・二九	ビルマ国チョンゾン第一〇五兵站病院	中之条町乙六一	田村まつ
綿貫義雄	海軍上等兵曹	戦死	〃一九・一二・二九	ソロモン諸島方面	中之条町八三一	綿貫理平
唐澤公夫	海軍二等兵曹	戦傷死	〃一九・一二・三〇	マリアナ群島バガレ島に上陸し戦闘中	中之条町甲三五	唐澤光公
川上峯松	陸軍兵長	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島方面	中之条町六六一	川上和夫
剣持修三	陸軍伍長	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島ペリリュー島	中之条町八五九	剣持静男
剣持晃三	陸軍兵長	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島ペリリュー島	中之条町一三七	剣持りん
横山甚次	陸軍兵長	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島ペリリュー島	中之条町九六（水戸）	亡横山豊
村田祐一	海軍上等水兵	戦死	〃二〇・一・五	伊豆諸島母島西方海面	中之条町乙六四	村田里子

中村米吉	陸軍准尉	戰傷死	〃二〇・一・二九	高崎衛戍病院より帰宅後	中之条町（一〇九八（東京）	中村真喜男
田村仁	海軍兵曹長	戰死	〃二〇・二・八	太平洋方面	中之条町	田村紀二郎
畦上喜八郎	航空兵伍長	戰病死	〃二〇・二・一〇	自宅	中之条町	畦上善作
伊能章一	陸軍兵長	戰死	〃二〇・二・一四	比島ルソン島リザール州タンバリット	中之条町乙一、〇〇一ノ二	伊能淺治郎
剣持武	陸軍伍長	戰死	〃二〇・三・一七	硫黄島方面	中之条町	剣持金平
前田惣一	陸軍伍長	戰死	〃二〇・三・一七	硫黄島	中之条町	須崎ヨネ子
小板橋朋吉	海軍主計兵長	戰死	〃二〇・三・一七	硫黄島	中之条町	小板橋かつ
並木安雄	陸軍伍長	戰死	〃二〇・三・一七	硫黄島	中之条町	福田よし
西田勝行	陸軍伍長	戰死	〃二〇・三・二四	比島バタンガス	中之条町	井上利行
平井正二	陸軍上等兵	戰病死	〃二〇・四・一三	宇都宮陸軍病院新川分院	中之条町	平井はる
田村三郎	陸軍兵長	戰死	〃二〇・四・一九	沖縄本島咲原	中之条町	田村テル
樋田三五郎	陸軍伍長	戰死	〃二〇・四・二六	比島ルソン島マウンテン州バギオ市外	中之条町	樋田友重

小板橋乙二	陸軍伍長	戦死	〃二〇・五・三	沖縄本島繁田川	中之条町九〇五	小板橋ツギ
久保尚一郎	陸軍兵長	戦死	〃二〇・五・三	比島ミンダナオ島ザンボアンガ州シブコ	中之条町八九五	久保益三
本多次男	陸軍中尉	戦死	〃二〇・五・一三	熊本県菊地郡	中之条町八六八	本多加奈子
青柳文太郎	陸軍兵長	戦死	〃二〇・五・二八	比島ミンダナオ島ザンボアンガ州	中之条町九四〇	青柳光作
武井正平	陸軍大尉	戦死	〃二〇・六・一	比島ルソン島パレテ	中之条町九六五（ヨコスカ）	武井勝代
山賀信賀	陸軍兵長	戦死	〃二〇・六・一〇	ビルマ国シャン州ロイコウ附近	中之条町乙一、三〇四（東京）	山賀熊治
今井秀雄	陸軍兵長	戦死	〃二〇・六・一五	比島ルソン島バギオ東方山地	中之条町一、〇九一	今井清
近藤巳之助	陸軍兵長	戦死	〃二〇・六・一八	沖縄本島	中之条町七四一	近藤米子
剣持作治	陸軍大尉	戦死	〃二〇・六・二〇	沖縄本島米須	中之条町四三六ノ二	剣持みち
松本喜一郎	陸軍兵長	戦死	〃二〇・七・三	比島ルソン島イポ	中之条町八六七ノ二	松本峻三
田村貞藏	陸軍衛生伍長	戦病死	〃二〇・七・二一	ビルマ国モールメン第一一八兵站病院	中之条町四九三	田村理作
二宮健策	陸軍少尉	戦死	〃二〇・八・六	広島市（中国軍管区司令部）	中之条町九七一（東京）	二宮映夫

伊能邦之助	陸軍一等兵	戰病死	〃二〇・三・二〇	濟南陸軍病院入院後前橋市六本木病院	中之条町	伊能兼子
中村嘉茂	陸軍一等兵	戰病死	〃二〇・八・三	修武台陸軍病院	中之条町一、〇九六	中村りん
関初四郎	陸軍一等兵	戰病死	〃二〇・三・二九	自宅	中之条町一、〇八八ノ一	関武次郎
根岸徳太郎	陸軍伍長	戰死	〃二〇・二・二五	ソ領テベフカ収容所	中之条町九六六ノ二	根岸権兵衛
雪入純彦	陸軍主計軍曹	戰病死	〃二一・二・一六	自宅	中之条町一、八三五	雪入熊之進
金井定一	陸軍伍長	戰死	〃一七・六・一一	中国浙江省江山県城南方二粁景星山北端	伊勢町八四四	金井博
小栗正作	陸軍上等兵	戰病死	〃一七・二・一六	満州国奉天満州第一四五部隊	伊勢町一、三三三	小栗強
濱名保	陸軍伍長	戰死	〃一七・三・三	ダンビール海峡附近海上	伊勢町八五〇	濱名春枝
梅松易二	陸軍曹長	戰死	〃一八・三・三	ダンビール海峡附近海上	伊勢町九五五	梅松すぎの
田村勝次	陸軍伍長	戰死	〃一八・三・三	ダンビール海峡附近海上	伊勢町六九三	田村ふじ江
小林隆次郎	海軍一等兵曹	戰死	〃一八・三・五	ソロモン諸島方面	伊勢町八四三	兄小林一郎
小林義男	海軍上等水兵	戰病死	〃一八・三・五	横須賀海軍病院	伊勢町八四二	兄小林一郎

飯塚辰雄	陸軍一等兵	戦死	〃一九・八・二	ホシャット燈台東方二粁の海上	伊勢町八七二	飯塚清一		
富澤岬	陸軍伍長	戦死	〃一八・一一・二〇	東部ニューギニア、フィンシ	伊勢町四七ノ二	高橋真一		
上原元司	陸軍伍長	戦死	〃一九・三・八	ニューブリテン島カウ	伊勢町一、二〇一	高山たま		
小渕文太郎	陸軍兵長	戦死	〃一九・三・二九	ニューブリテン島ガドカ	伊勢町三四	小渕安昭		
上原輝雄	陸軍兵長	戦死	〃一九・四・一三	ニューブリテン島ヌケッド	伊勢町一、二〇一	上原はつ		
玉井和美	陸軍伍長	戦死	〃一九・四・二五	東部ニューギニア島附近海上	伊勢町八一	玉井トメ		
小渕徳二郎	陸軍兵長	戦死	〃一九・四・二六	ビルマ国モガウン	伊勢町三四	小渕安昭		
水出清八	陸軍上等兵	戦死	〃一九・五・三	北太平洋上	伊勢町四五八	水出平太郎		
小板橋芳清	陸軍伍長	戦死	〃一九・五・一九	西部ニューギニア、ワクデ	伊勢町一、三六〇	小板橋金三郎		
大野真三	陸軍兵長	戦死	〃一九・五・二〇	インド国サドウ附近	伊勢町四四五	大野恒雄		
星野武雄	海軍軍属	戦死	〃一九・六・一三	小笠原諸島海上	伊勢町五九九	吉澤光太郎		
中嶋久雄	陸軍伍長	戦死	〃一九・六・一四	インド国アッサム州北ニンソーコン	伊勢町八三	中嶋けん		

福原政次	海軍上等水兵	戰死	〃一九・六・一四	小笠原諸島方面	伊勢町一、一五三	福原紫二郎	
江積貫一	陸軍伍長	戰死	〃一九・七・三	インド、アッサム州インパール道標三四哩	伊勢町九五一	江積洋二	
茂木高治	幹部候補生	公病死	〃一九・七・二九	青森県弘前市	伊勢町八四〇ノ一	茂木正夫	
小池善二	陸軍上等兵	戰死	〃一九・八・八	北緯一八度東経一二〇度附近洋上	伊勢町三五六ノ二	小池丑松	
吉澤子之一	海軍上等兵	戰病死	〃一九・八・二	沖縄陸軍病院	伊勢町六七一	吉澤準浩	
飯塚辰雄	輜重兵二等兵	不明	〃一九・八・二	不詳	伊勢町八七二	飯塚清一	
佐藤品男	陸軍伍長	殉職	〃一九・八・三	福島県相馬郡にて航空事故	伊勢町八九〇	佐藤福松	
加藤誠	陸軍少尉	戰死	〃一九・九・一四	ペリリュー島方面	伊勢町八八一	加藤昭二	
小池正夫	陸軍兵長	戰死	〃一九・九・一四	ニューギニア島ウエワク	伊勢町九五五	小池りん	
金井要次郎	陸軍伍長	戰死	〃一九・九・二四	広東省羅定県方面常龍墟	伊勢町六四	金井恒司	
小池忠夫	陸軍伍長	戰死	〃一九・一〇・八	ニューアイルランド島レマコット	伊勢町六六四	小池くに子	
上原真二	陸軍准尉	戰死	〃一九・一〇・二	比島ルソン島ドラグ	伊勢町二八四	上原真則	

田村達夫	小板橋齊吉	江原明二	佐藤常次	木暮三郎	小川玉衛	久保田繁枝	小渕徳壹	青柳重雄
海軍軍属	陸軍兵長	陸軍上等兵	陸軍兵長	陸軍伍長	陸軍上等兵	陸軍兵長	陸軍軍曹	陸軍上等兵
戦死	戦死	戦病死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死
〃一九・一〇・二五	〃二〇・一・七	〃二〇・一・七	〃二〇・一・一三	〃二〇・一・二〇	〃二〇・一・二七	〃二〇・二・一	〃二〇・二・七	〃二〇・二・一六
北太平洋方面	東部ニューギニア第三バイヤガイ	柏崎市陸軍傷痍軍人療養所	ニューギニア島アモン	比島ルソン島ラウニオン州ダモルテス	中国江西省湖口県湖口下流六粁の地点	ビルマ方面	比島ルソン島スエバビスカヤ州ムニオス	比島コレヒドール
伊勢町一、二四七	伊勢町八九三ノ二	伊勢町九四ノ一	伊勢町八七ノ二	伊勢町二六	伊勢町八三八	伊勢町乙九七	伊勢町九五	伊勢町二四一

田村俊二	小板橋つね	江原つね	佐藤くめ	木暮よし	小川鎮治	久保田三郎	小渕守昭	小林カネ

青柳正雄	吉野一雄	茂木國吉	青柳重雄	小渕徳壹	久保田繁枝	小川玉衛	木暮三郎	佐藤常次
陸軍伍長	陸軍伍長	陸軍上等兵	陸軍上等兵	陸軍軍曹	陸軍兵長	陸軍上等兵	陸軍伍長	陸軍兵長
戦死	戦死	戦病死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死
〃二〇・三・八	〃二〇・三・一	〃二〇・二・八	〃二〇・二・六	〃二〇・二・七	〃二〇・一・二七	〃二〇・二・一	〃二〇・二・七	〃二〇・二・六
東部ニューギニア、ソナム附近	ビルマ国ミクニーラ	パラオ本島第一二三兵站病院	比島コレヒドール	比島ルソン島スエバビスカヤ州ムニオス	ビルマ方面	中国江西省湖口県湖口下流六粁の地点	比島ルソン島ラウニオン州ダモルテス	ニューギニア島アモン
伊勢町八〇八	伊勢町八六三	伊勢町八〇四ノ一	伊勢町二四一	伊勢町九五	伊勢町乙九七	伊勢町八三八	伊勢町二六	伊勢町八七ノ二

青柳一二	吉野イトミ	茂木正夫	小林カネ	小渕守昭	久保田三郎	小川鎮治	木暮よし	佐藤くめ

割田菊七	陸軍伍長	戦死	〃二〇・三・一四	ビルマ、キャウセ県チョマンロ、ガス橋附近	伊勢町九二〇	割田浜吉
小林元雄	海軍上等兵曹	戦死	〃二〇・三・一七	硫黄島	伊勢町四四九ノ三	小林志づ
太刀川惣次	陸軍上等兵	戦病死	〃二〇・三・一八	スマトラ島ランボン州タンバン	伊勢町甲二九	太刀川シナ
林安雄	陸軍伍長	戦死	〃二〇・三・二五	比島ルソン島ヌエバビスカヤ州バレテ	伊勢町八三	林マサ子
伊藤勝美	海軍一等工作兵	病死	〃二〇・三・三一	福井日赤病院入院中	伊勢町六九	伊藤かつ
小川徹	海軍一等飛行兵曹	戦死	〃二〇・四・三	南西諸島方面	伊勢町七四	小川幸平
深代勇一	陸軍伍長	戦死	〃二〇・四・一〇	比島中部ルソン島クラーク西方山地	伊勢町六五	深代二郎
久保田知重	海軍上等兵曹	戦死	〃二〇・四・二〇	比島ルソン島イボ	伊勢町乙六〇	久保田三郎
福島範吾	陸軍伍長	戦死	〃二〇・四・二一	ビルマ国モールメン県ビスカ	伊勢町六六	福島瑳登
小栗喜代八	陸軍軍曹	戦死	〃二〇・五・三七	沖縄本島喜屋武	伊勢町九二九	小栗もと
青柳宗一	陸軍伍長	戦死	〃二〇・六・九	比島セブ島カルメン西方五〇〇米高地	伊勢町一、三二一	青柳文次郎
小板橋相次郎	陸軍曹長	戦死	〃二〇・六・一〇	比島ルソン島光輝山	伊勢町八二	小板橋ふみ

都所松次	陸軍兵長	戦死	〃二〇・六・一九	沖縄本島	伊勢町九五八	石川きみ
宿谷勇	海軍一等兵曹	戦死	〃二〇・七・二	南西諸島方面	伊勢町八一	宿屋せん
小野辰壽	陸軍軍属	戦死	〃二〇・七・二三	比島ルソン島モンタルバン	伊勢町一、三二一	小野かく
山崎正男	陸軍伍長	戦死	〃二〇・八・三一	中国湖北省雲夢県郭家柵西方二粁	伊勢町八八九	山崎タミ
青柳可人	陸軍伍長	戦死	〃二〇・九・四	満州国北部地点	伊勢町九四七	青柳正倫
倉田政治	陸軍一等兵	戦病死	〃二一・三・一〇	外蒙古収容所	伊勢町九一〇	倉田はる
高橋周一	陸軍上等兵	公務死	〃二一・七・二	横須賀市野比国立久里浜病院	伊勢町八七〇	高橋りん
久保田弘	陸軍伍長	戦病死	〃二三・三・一五	ニューギニア帰還国立前橋病院より帰宅	伊勢町二、六七	久保田三郎
篠原元吉	陸軍曹長	戦死	〃一八・三・三	ダンビール海峡附近海上	西中之条七三ノ二	篠原のぶ
高橋元次郎	陸軍軍属	戦死	〃一八・五・七	西南太平洋方面海域	西中之条五三〇	町田たけ
田村八郎次	陸軍上等兵	戦病死	〃一八・五・二七	第四一師団第三野戦病院	西中之条乙五一〇	田村好雄
綿貫亥八	陸軍上等兵	戦死	〃一九・一・二六	北緯二三度一二分東経一三五度一二分海上	西中之条二九八	綿貫亀太郎

茂木啓吉	樋田仁次郎	相田彌三郎	田村小十郎	田村光雄	唐澤宜吉	蟻川守	蟻川季一郎	唐澤良枝
陸軍一等兵	海軍上等兵曹	陸軍伍長	陸軍兵長	陸軍衛生伍長	陸軍上等兵	陸軍軍曹	陸軍伍長	陸軍伍長
溺死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死
〃一九・一・二六	〃一九・二・二	〃一九・二・二五	〃一九・二・二五	〃一九・二・二五	〃一九・二・二五	〃一九・二・二六	〃一九・二・二五	〃一九・五・三一
東京足立区千住大川町荒川放水路	外南洋方面	バリ島北方海上	バリ島北方海上	東経一一五度一五分南緯七度五五分	バリ島北方海上	東経一三九度南緯一度三分海上	インド国ヒシエンプール	アドミラルティ諸島マヌス島
西中之条五六五	西中之条七六二	西中之条五五三	西中之条八〇一ノ一	西中之条一三二	西中之条六九三	西中之条一九二	西中之条四三五	西中之条五六五
茂木正三郎	樋田四郎	相田はな	田村ゆみ	田村幸子	唐澤助次	蟻川明	蟻川茂	唐澤重夫

高橋政雄	高橋寛四郎	川崎松太郎	唐澤良枝	蟻川季一郎	蟻川守	唐澤宜吉	田村光雄	田村小十郎
陸軍伍長	陸軍中尉	陸軍伍長	陸軍伍長	陸軍伍長	陸軍軍曹	陸軍上等兵	陸軍衛生伍長	陸軍兵長
戦病死	戦病死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死
〃一九・七・九	〃一九・六・二	〃一九・六・二	〃一九・五・三一	〃一九・二・二五	〃一九・二・二六	〃一九・二・二五	〃一九・二・二五	〃一九・二・二五
ビルマ国マンダレー第一二一兵站病院	香港陸軍病院	インド国ユカダン附近	アドミラルティ諸島マヌス島	インド国ヒシエンプール	東経一三九度南緯一度三分海上	バリ島北方海上	東経一一五度一五分南緯七度五五分	バリ島北方海上
西中之条五五九	西中之条二六六	西中之条五六五	西中之条四三五	西中之条一九二	西中之条六九三	西中之条一三二	西中之条八〇一ノ一	西中之条五五三
高橋保治	高橋加多治	川崎むめ	唐澤重夫	蟻川茂	蟻川明	唐澤助次	田村幸子	田村ゆみ

| | | |

関口長重	篠原富次	福田理一	蟻川志良	豊田巌	唐澤常雄	田村美稲	福田秀市	蟻川正雄
陸軍一等兵	陸軍兵長	陸軍兵長	陸軍一等兵	陸軍伍長	陸軍上等兵	陸軍伍長	陸軍兵長	海軍上等水兵
戦病死	戦死	戦病死	戦病死	戦死	戦病死	戦病死	戦病死	戦病死
〃二〇・五・六	〃二〇・五・一八	二〇・六・七	〃二〇・六・二五	〃二〇・七・三	〃二〇・八・二五	〃二・八・一六	〃二・八・二三	〃二・二・二四
南洋群島トラック諸島秋島	比島ルソン島リザール州イボ	ニューギニア島アブヂノ	福岡県立久留米病院入院後自宅療養中	比島ミンダナオ島ダバオ附近	ソ領ハバロフスク地区テルマン陸軍病院	比島ルソン島マニラ病院	北鮮興南病院	千葉市国立千葉療養所
西中之条六六	西中之条七三ノ二	西中之条一、六九四	西中之条三二	西中之条六三二	西中之条四九	西中之条五四二	西中之条一、七八	西中之条三二
関口まさお	篠原のぶ	兄福田宗次郎	蟻川雪枝	豊田セイ	唐澤初男	田村りき	福田豊三郎	蟻川銀太郎
唐沢ナミ	浜野源十郎	染川孫平	染川真左司	濱野傳重郎	唐澤春吉			
陸軍上等兵	陸軍上等兵	陸軍上等兵	陸軍上等兵	陸軍上等兵	陸軍上等兵			
戦病死	戦死	戦病死	戦病死	戦死	戦病死			
〃二〇・五・六	〃一八・五・二九	〃一八・二・七	〃二・二・二四	〃二〇・七・三	〃二〇・八・二五			
南洋群島トラック諸島秋島	アッツ島	ラバウル第九四兵站病院赤根岬療養所	千葉市国立千葉療養所	比島ミンダナオ島ダバオ附近	ソ領ハバロフスク地区テルマン陸軍病院			
西中之条六六	青山甲四〇三	青山一八八	西中之条三二	西中之条一七八	西中之条五四二			
関口まさお	浜野源十郎	染川孫平	蟻川銀太郎	福田豊三郎	田村りき			
唐沢ナミ								

永井春光	陸軍上等兵	戦死	〃一九・三・一六	北方方面作戦輸送中	伊勢町八六三	兄	関	運蔵
福原秋蔵	陸軍兵長	戦死	〃一九・三・二四	ビルマ国チン高地テイデム区高地西北方	青山四〇二ノ一	福原	あ	い
宮崎正雄	海軍二等兵曹	戦死	〃一九・一〇・三	比島沖	青山四七一	宮崎	佐市郎	
湯本清三郎	海軍上等水兵	戦死	〃一九・一一・二五	ボルネオ方面	青山一〇八	湯本	貞義	
小林春雄	陸軍准尉	戦病死	〃一九・二・二六	東部ニューギニア、ウエワク第四野戦病院	青山乙三六ノ一	小林	保茂	
福島鶴松	陸軍兵長	戦死	〃二〇・三・一七	比島ルソン島リザール州バルチス	青山二四ノ一	福島	亘	
福島清一郎	陸軍准尉	戦死	〃二〇・六・二〇	沖縄本島新垣	青山二四ノ一	福島	亘	
永井秀一郎	陸軍中尉	戦死	〃二〇・六・三〇	比島レイテ島カンキポット山	青山二三ノ一	永井	みね	
永井仁吉	陸軍伍長	戦死	〃二〇・七・二五	比島ルソン島カガヤン州ナトン	青山四四二	湯本	まさ	
中澤嘉市	陸軍兵長	戦死	〃一八・三・二	ダンビール海峡附近海上	市城六九	中沢	きみ	
中澤禮治	陸軍上等兵	戦病死	〃一八・八・九	現地にて罹病後前橋市国領町六六にて	市城四〇三	中沢	孝	
外丸喜十郎	陸軍衛生兵長	戦死	〃一九・四・二〇	ビルマ方面	市城一、三三	外丸	成昌	

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
塚田勝藏	陸軍伍長	戰病死	〃一九・八・一〇	ビルマ国シッタン第一〇七兵站病院	市城一、四六八ノ二	塚田岩雄
狩野美喜男	陸軍伍長	戰死	〃一九・九・一三	中国湖南省邵陽県小橋附近	市城一、一二七	狩野たけ
飯塚周平	海軍一等兵曹	戰死	〃一九・一一・二九	太平洋方面	市城一、三〇九ノ二	飯塚たつ
飯塚安二郎	陸軍兵長	戰死	〃二〇・二・一〇	比島ルソン島リザール州オバント	市城一、三六九	飯塚仙次郎
中澤金作	陸軍兵長	戰病死	〃二〇・三・二〇	比島ルソン島バギオ陸軍病院	市城一、八三	中澤由太郎
中澤千尋	陸軍兵長	戰病死	〃二〇・八・二九	トラック島夏島第五二師団野戰病院	市城九〇〇	中澤千秋

沢田村

日清戰爭

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
折田常藏	陸軍歩兵一等卒	戰病死	明二八・七・一〇	台北府舍営病院	折田二六六	折田元夫
島村慶次郎	陸軍軍夫	戰病死	〃二八・一〇・一六	清国	四万一四二	島村保雄

日露戦争

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
荻原榮作	陸軍歩兵上等兵	戦死	明三七・一・三〇	旅順二〇三高地赤坂山	山田一四六	荻原茂
奥木兼吉	陸軍歩兵一等卒	戦病死	〃三七・五・二五	金州南山激戦参加張胡溝	折田三一〇	奥木みち
折田盛吉	陸軍砲兵一等卒	戦死	〃三八・三・一〇	清国盛京省観音屯	折田三九	折田勘一
吉田兵馬	陸軍歩兵一等卒	戦死	〃三七・一一・二七	旅順二〇三高地	下沢渡八七〇	吉田ふゆ
竹渕林平	陸軍砲兵一等卒	戦病死	〃三八・二・六	清国博洛堡	山田二一四五	竹渕郷平
山田新平	陸軍歩兵上等兵	戦死	〃三七・九・三	旅順二〇三高地	山田三六	山田春次郎

膠州湾並西伯利亜出兵

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
福田富一	海軍一等水兵	戦死	大三・一〇・一八	膠州湾内軍艦高千穂	折田八八	福田利雄
山口勝平	海軍一等水兵	遭難殉死	大七・七・一三	徳山湾内軍艦河内	山田一二四七	山口亮五郎

日華事変

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
島村平馬	陸軍砲兵一等卒	戰病死	大九・五・七	シベリヤ沿海州ニコリスク第三軍病院	上沢渡一、九四四	島村喜藏
唐澤宇水	陸軍歩兵一等兵	戰病死	大一四・五・二七	支那駐屯軍病院	四万一、二四	唐澤要
山田武司	陸軍歩兵曹長	戰死	昭一三・五・一三	山東省鄆城和睦里	山田五六〇	山田昭一
篠原登巳雄	陸軍騎兵軍曹	戰傷死	〃一三・七・一七	蒙古政府邑彦塔拉盟国固陽県大楡樹附近	山田一、三〇六	篠原幸枝
本多辰三	陸軍歩兵上等兵	戰傷死	〃一三・九・三	錦州陸軍病院	上沢渡丙三、八七	本多たみ
福田辨二	陸軍歩兵伍長	戰死	〃一三・一二・一	中支河南省安陽県牛王	上沢渡二四六	福田よし
中沢力雄	陸軍歩兵軍曹	戰死	〃一三・七・一〇	中支河南省済源県封問口	上沢渡二五三	中沢芳雄
湯本薫	陸軍輜重上等兵	戰病死	〃一三・九・三	中支河南省盈県城内第十四師団衛生隊	上沢渡三七	湯本義作
高平一二	陸軍歩兵上等兵	戰死	〃一四・八・二〇	満州国興安北省ノロ高地	上沢渡三七	高平卓治
角田三勇	陸軍歩兵上等兵	戰死	〃一三・六・五	中支河南省開封県張庄	下沢渡一、三九	角田啓治

太平洋戦争

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
山口秀雄	陸軍兵長	戦死	昭一九・一・一六	北緯二三度東経一三五度附近洋上	山田甲二四九	山口美雄
山田幹夫	陸軍准尉	戦死	〃一九・三・二九	ニューギニア・カドカ	山田四〇〇	山田堅一郎
山田三良	陸軍軍曹	戦死	〃一九・五・五	ビルマ方面	山田三四	山田あまり
一場弘	海軍二等兵曹	戦死	〃一九・八・二	テニアン	山田五六八	一場理一郎
山口力雄	陸軍兵長	戦死	〃一九・一一・二五	比島レーテ島ナグハリン	山田三五三	山口清次
高橋武男	海軍上等水兵	戦死	〃二〇・二・二	比島、ボリボリ	山田五六六	篠原たつ
関良一	海軍二等兵曹	戦死	〃二〇・四・一四	済州島方面	山田甲三九	関とり
角田美夫	陸軍通信兵伍長	公病死	〃一六・七・一八	自宅	下沢渡甲一、三九	角田孝也
島村安五郎	陸軍歩兵上等兵	戦死	〃一三・七・一〇	中支河南省済源県封問口	四万三五四	島村しめ
福田恒	陸軍歩兵伍長	戦死	〃一二・九・一八	中支河南省涿県沢畔店	折田七一〇	福田充広

富澤又一	陸軍兵長	戦死	〃二〇・四・二六	比島ネグロス島西太郎山	山田六〇三	富澤角太郎		
山田兼成	陸軍大尉	戦死	〃二〇・六・一九	沖縄県本島摩文仁	山田五五二	山田たけ		
阿部春二	陸軍兵長	戦死	〃二〇・七・一	比島、レイテ島カンキポット山	山田五九九	阿部きよ		
三村常次	陸軍曹長	戦病死	〃二〇・一〇・二三	ニューギニア、ムツシロ島兵站病院	山田乙一、〇四三	三村しげ		
田村幸雄	陸軍曹長	公傷死	〃一七・二・五	蒙古自治政府大同県大同陸軍病院	山田乙一、一七三	田村はな		
平本久義	陸軍少尉	戦死	〃一八・五・二〇	マーシャル群島ヤルー島西南海上	山田一、四四八	平本のり		
山口仙吉	海軍二等兵曹	戦死	〃一八・二・四	本州南東方海面	山田一、三六六	山口総一郎		
角田佐平	陸軍兵長	戦死	〃一九・二・二四	西部ニューギニア・ホルランヂヤ	山田甲二、〇〇〇	角田清		
井上三武郎	海軍主計少尉	戦死	〃一九・四・八	マリアナ諸島	山田一、三三三	井上武次		
田村静一	陸軍兵長	戦死	〃一九・五・三一	アドミラルテイ諸島マヌス島	山田一、八五五	田村いち		
田村包三郎	海軍軍属	戦死	〃一九・六・一三	小笠原諸島海面	山田一、八三の一	田村かく		
田村實	海軍上等水兵	戦死	〃一九・七・四	小笠原諸島方面	山田二、一七九	田村十代二		

竹渕君太郎	陸軍曹	戦病死	〃二〇・二・一〇	ニューギニア島ハルモクン	山田甲一七九	竹渕伸弘		
荻原倉雄	陸軍大尉	戦死	〃二〇・二・一八	ビルマ国サガイン県キゴン	山田一四六	荻原茂		
田村健吉	陸軍中尉	戦病死	〃二〇・三・一〇	高崎陸軍病院	山田乙一七三	田村はな		
竹渕健	陸軍伍長	戦病死	〃二〇・三・二四	満州国黒河省達音山江岸警備部隊屯営	山田一七九	竹渕伸弘		
菊地啓太郎	陸軍伍長	戦死	〃二〇・七・一	比島レイテ島カンキポット山	山田一四九	菊地正志		
篠原杉雄	海軍一等兵曹	戦病死	〃二〇・八・二四	北部ルソン島カワヤン	山田一三〇六	篠原幸枝		
篠原實	陸軍上等兵	戦病死	〃二〇・一〇・一〇	ソ領オブルチャ収容所	山田	篠原しづ		
山口守次	陸軍中尉	戦病死	〃三・一・九	ソ聯ハダブラク、ウラジオ西方三〇〇〇粁	山田一四四八	山口雅雄		
竹渕守吉	海軍少尉	戦病死	〃一七・三・三	海南海軍病院	横須賀市田浦町一〇二七	竹渕かめ		
竹渕己代治	陸軍伍長	戦死	〃一八・三・三	南方方面	山田一三五五	竹渕郷平		
一場廣吉	陸軍兵長	戦死	〃一八・一〇・二	ニューギニア島サラハケツト山脈南麓	山田一四七七	一場太郎		
町田留三郎	陸軍曹長	戦死	〃一九・二・二四	マーシャル群島ブラウン島	山田一三二四	町田しげ		

竹渕清一	陸軍兵長	戰死	〃一九・三・二四	ビルマ国チン丘陵シンゲン附近	山田甲二三九九	竹渕酉松		
関崇	陸軍兵長	戰病死	〃一九・六・一〇	ビルマ方面	山田一四三	関蹙寿		
関守	陸軍軍曹	戰死	〃一九・六・二〇	ミンダナオ島沖、サランガニ海峡	山田二六九二の一	関あや		
一場雅二	陸軍伍長	戰死	〃一九・八・一	ニューギニア、アフア	山田二三九三	一場寅藏		
竹渕勇	陸軍兵長	戰病死	〃一九・九・三	中華民国湖南省易家湾第一陸軍病院	山田二四二	竹渕仙太郎		
松本七郎	陸軍兵長	戰死	〃一八・一〇・一七	ニューギニア島ラエキアリ間転送中	山田二〇七六	松本松二		
飯塚今朝次郎	陸軍兵長	戰死	〃一九・一・一六	北緯一二度東経一三五度附近洋上	上沢渡二一〇九	飯塚きみ		
安原政一	陸軍伍長	戰死	〃一九・五・一〇	ニューギニア、トム	山田二〇七〇	安原安喜		
安原福之助	陸軍上等兵	戰死	〃一九・七・一五	ニューギニア、ヤカムル	山田二一三一	安原丑之助		
安原亮一	陸軍上等兵	戰病死	〃一九・九・二九	高崎陸軍病院	山田二一〇七	安原宇平		
安原一二	陸軍曹長	戰病死	〃二〇・二・二五	ソ領チタ州ブカチャンスキ	山田二〇九九	安原初雄		
本多伊勢雄	海軍軍属	戰病死	〃一八・七・三	南洋群島方面	上沢渡丙二一八七	本多たみ		

本多安次郎	陸軍兵長	戦死	〃一九・四・一七	ビルマ方面	上沢渡丙三、一八七	本多たみ
原沢玄次	陸軍上等兵	戦死	〃一九・一〇・二六	比島カラヤン島西方約四〇粁海面	上沢渡三、四〇五	秋山すま子
宮崎幸男	海軍二等機関兵	戦死	〃一九・一一・四	マラッカ海峡方面	山田三、五七四	宮崎はる
高橋仲平	陸軍兵長	戦死	〃二〇・一・一〇	中支長沙県栗橋附近	上沢渡三、三三の一	高橋銀造
宮崎隆五郎	陸軍兵長	戦死	〃二〇・二・二六	ビルマ国モニワ、シンム南方四粁	山田甲三、四一九	宮崎清五郎
関幸三郎	陸軍兵長	戦死	〃二〇・三・二五	比島、ルソン島クラーク地区	上沢渡三、四四三の二	関みよ
真下富太郎	陸軍兵長	戦死	〃二〇・五・二七	沖縄島喜屋武	上沢渡三、〇九七の乙	真下ちよ
宮崎友晴	陸軍兵長	戦病死	〃二〇・七・一	比島レイテ島カンギポット山	山田甲三、四一九	宮崎清五郎
宮崎久次	陸軍兵長	戦病死	〃二一・一・二七	満州瀋陽第三救護所	上沢渡三、三五六	宮崎ふみを
秋山秀雄	陸軍兵長	戦病死	〃二一・七・三	満州国牡丹江省牧河収容所	上沢渡三、四〇五	秋山すま子
山本英夫	陸軍伍長	戦死	〃一八・三・三	南方方面	上沢渡三、九七七	山本喜好
冨沢久米雄	陸軍兵長	公病死	〃一八・三・一八	臨時東京第一陸軍病院	上沢渡三、〇八九	冨沢さい

上田政彦	海軍軍屬	戰死	〃一八・一一・二九	東方海面	上沢渡二、一六四
山口榮三郎	陸軍兵長	戰死	〃一九・二・二四	マーシャル群島ブラウン島	上沢渡二、七九七の二
関口義次	海軍軍屬	戰死	〃一九・八・一五	グアム島	上沢渡二、三三五
山本廣	陸軍伍長	戰死	〃一九・一二・三一	ニューギニア島マグエル	上沢渡二、八三一
高平昇	陸軍伍長	戰死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島方面	上沢渡二、一四七
山本富美雄	海軍二等兵曹	戰死	〃二〇・一・二三	サンジャク泊地	上沢渡二、七七七
森下亀二	陸軍兵長	戰死	〃二〇・四・四	マーシャル群島マロエラップ島	上沢渡二、三七八
矢尾板一雄	陸軍曹長	戰病死	〃二〇・九・二九	ニューギニア島アンボコイ	上沢渡七二五
関敏行	海軍二等兵曹	戰死	〃一七・六・五	東太平洋方面	上沢渡一、六三九
関満三	陸軍兵長	戰死	〃一八・五・九	ニューギニア島ワウ牧場附近	上沢渡乙一、四八八
関初重	海軍上等兵曹	戰死	〃一九・五・三	南支海面	上沢渡一、七五五
飯塚登	陸軍軍屬	戰死	〃一九・七・一八	中部太平洋方面	上沢渡一、三九五

上田やつ	上田政彦	海軍軍屬	戰死	〃一八・一一・二九	東方海面	上沢渡二、一六四
山口正四	山口榮三郎	陸軍兵長	戰死	〃一九・二・二四	マーシャル群島ブラウン島	上沢渡二、七九七の二
関口のぶ	関口義次	海軍軍屬	戰死	〃一九・八・一五	グアム島	上沢渡二、三三五
山本りん	山本廣	陸軍伍長	戰死	〃一九・一二・三一	ニューギニア島マグエル	上沢渡二、八三一
高平森藏	高平昇	陸軍伍長	戰死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島方面	上沢渡二、一四七
山本喜好	山本富美雄	海軍二等兵曹	戰死	〃二〇・一・二三	サンジャク泊地	上沢渡二、七七七
森下庄一郎	森下亀二	陸軍兵長	戰死	〃二〇・四・四	マーシャル群島マロエラップ島	上沢渡二、三七八
矢尾板てつ	矢尾板一雄	陸軍曹長	戰病死	〃二〇・九・二九	ニューギニア島アンボコイ	上沢渡七二五
関弓彦	関敏行	海軍二等兵曹	戰死	〃一七・六・五	東太平洋方面	上沢渡一、六三九
関うめ	関満三	陸軍兵長	戰死	〃一八・五・九	ニューギニア島ワウ牧場附近	上沢渡乙一、四八八
岩谷はつ	関初重	海軍上等兵曹	戰死	〃一九・五・三	南支海面	上沢渡一、七五五
飯塚ひさ	飯塚登	陸軍軍屬	戰死	〃一九・七・一八	中部太平洋方面	上沢渡一、三九五

島村祐重	陸軍曹長	戦死	〃一九・八・一八	西部ニューギニア、ヌンホル島	上沢渡一、九〇九
今井三四五	陸軍歩兵伍長	戦病死	〃一九・一一・二	ビルマ国、モールメン、コンカレー兵站病院	上沢渡一、四二六
関政一	陸軍兵長	戦死	〃一九・二・三一	パラオ諸島方面	上沢渡一、〇一四
細貝一参	陸軍伍長	戦病死	〃二〇・三・九	満州奉天市丸中ホテル	上沢渡一、四一六
菅野幸次	陸軍兵長	戦病死	〃二〇・三・一三	比島ルソン島ラグナ州カランバ	上沢渡一、九八
石坂勇	陸軍上等兵	戦病死	〃二〇・七・一七	中支湖南省第一八一兵站病院	上沢渡一、八九七
高山勝利	陸軍兵長	戦死	〃二〇・七・二九	南支江西省全県界首	上沢渡一、三六七
関智	陸軍軍曹	戦病死	〃二〇・九・二九	ニューギニア島パパラム	上沢渡甲一、三五〇
中沢隆治	陸軍歩兵軍曹	戦死	〃一七・六・一一	中支浙江省江山県城北方一粁四山附近	上沢渡二五三
高平林作	陸軍上等兵	戦病死	〃一八・七・一七	ニューギニア島サラモア第三野戦病院	上沢渡二、四八七
湯本幸治	軍陸曹長	戦死	〃一九・五・八	ニューギニア島アルソー	上沢渡四三四
小渕賢作	陸軍伍長	戦死	〃一九・八・一四	ボルネオ島ミクー沖	上沢渡甲三三

島村俊雄	細貝弘	関じやう	高平数雄
石坂とも	菅野芳太郎	高山時治	中澤芳雄
関秀松	湯本クニ子	小渕ぎん	

町田富博	陸軍上等兵	戰病死	〃一九・一二・一三	高崎陸軍病院	上沢渡一四〇	町田直助		
本多松平	陸軍伍長	戰死	〃二〇・二・一七	比島リザノル州ポロ東方四粁地点	上沢渡七〇七	本多位息		
関治郎	陸軍伍長	戰死	〃二〇・三・二	ビルマ国メークテーラ附近	上沢渡五七三	関景作		
関茂重	陸軍伍長	戰病死	〃二〇・五・一三	ニューギニア、ウエツクロカ藤山	上沢渡五七三	関景作		
関榮三郎	陸軍兵長	戰死	〃二〇・六・二七	比島ルソン島マウンテン州パウコ	上沢渡乙六七	関つる		
町田求馬	陸軍伍長	戰死	〃二〇・三・三	南方方面	下沢渡甲一、〇五〇	町田ちか		
湯本茂太朗	陸軍上等兵	戰死	〃一八・九・三	ニューブリテン島ツルブ	下沢渡一、一六四	湯本民三郎		
町田実	陸軍衛生上等兵	戰病死	〃一九・七・四	ニューギニア、セビックウエワク	下沢渡一、三三三	町田正七		
石田勝	陸軍兵長	戰死	〃一九・八・二五	北支山東省牟平県水道集附近	下沢渡一、一三三	石田せき		
山田虎五郎	海軍整備兵長	戰病死	〃二〇・一・二二	小笠原諸島方面	山田三二六	山田はる		
町田信市	海軍水兵長	戰病死	〃二〇・四・一四	横須賀海軍病院石巻赤十字病院	下沢渡一、二六六	町田はつ		
田村庄藏	海軍二等兵曹	戰死	〃二〇・四・二四	比島クラーク地区	下沢渡一、一〇二の二	田村ます		

飯塚辨藏	海軍上等技術兵	戰死	〃二〇・四・二日	比島ピナッポ山西北	上沢渡一、四二〇	飯塚しづい
町田和作	陸軍兵長	不慮死	〃二〇・七・一	満州国吉林省豊満変電所右岸堰堤上流	下沢渡一、二八六	町田はつ
高橋仲藏	陸軍伍長	戰病死	〃二〇・七・一五	比島ネグロス島	下沢渡甲九五八	高橋とし
唐澤金次郎	陸軍伍長	戰病死	〃二一・九・三〇	朝鮮平壌三合里収容所	下沢渡八二一	唐沢宏
木暮重二	陸軍兵長	戰死	〃一九・一・一六	北緯一三度東経一三五附近洋上	下沢渡四七	木暮美之助
吉田實	陸軍兵長	戰病死	〃一九・二・七	ビルマ国シエボ県エウ第一〇五兵站病院	下沢渡四五	吉田貞雄
宮崎八百松	陸軍兵長	戰病死	〃二〇・六・一九	東部ニューギニア、ワスクリン	下沢渡八三	宮崎忠
本多甚一郎	陸軍伍長	戰死	〃二〇・七・一	比島レイテ島カンキポット山	下沢渡四二六の一	本多まさい
宮崎政夫	陸軍伍長	戰病死	〃二〇・八・一五	ニューギニア島ソロン	下沢渡六四	宮崎貴
関幸一郎	陸軍伍長	戰病死	〃一八・四・二七	広島陸軍病院	四万六七	関幾雄
元川義雄	陸軍伍長	戰死	〃一八・九・一〇	ニューギニア島	四万二四四	元川金次
山口織部	陸軍大尉	戰死	〃一九・六・三五	中支方面	四万七四四の一	山口はま

関	英夫	陸軍兵長	戦死	〃二〇・四・一二	比島ルソン島マウンテン州サブラン	四万二四四	関	喜四郎
小杉	美義	陸軍兵長	戦死	〃二〇・六・一二	比島ルソン島マウンテン州キャンガン	四万三三六	小杉	勇平
折原	武男	海軍水兵長	戦死	〃二〇・七・三	比島ミンダナオ島サランガ	四万二四四	折原	ウメ
関	武	陸軍曹長	戦病死	〃二〇・八・二〇	鹿児島陸軍病院	四万三三二	関	満
宮崎	正男	陸軍伍長	戦死	〃二〇・一一・六	比島ルソン島ウラニオン州六七一高地	四万三五五	宮崎	長吉
宮崎	誠一	陸軍兵長	戦病死	〃二〇・一二・一五	パラオ本島大和村	四万四四	宮崎	武雄
島村	正夫	海軍上等兵曹	戦死	〃一八・八・七	アガ島ツラギ方面	四万一一五五	島村	範宏
唐澤	吉之助	陸軍上等兵	戦死	〃一八・八・三〇	ニューギニア島サラモア	四万二九六八	唐澤	りき
唐澤	佐三	陸軍上等兵	戦病死	〃一八・一二・一八	南洋パラオ第二三兵站病院	四万二八九八	唐澤	長太
唐澤	國雄	陸軍伍長	戦死	〃一九・一・二九	ニューギニア島ガリ州	四万二九二三	小渕	きよ
唐澤	正一	陸軍曹長	戦死	〃一九・二・二四	マーシャル群島ブラウン島	四万三二一	唐沢	文衛
唐澤	正	陸軍兵長	戦病死	〃一九・七・一七	ビルマ方面	四万二九〇〇	唐沢	常作

宮崎五郎	陸軍伍長	戦死	〃二〇・三・一〇	比島ルソン島リザール州ナン河上流	四万一、〇三三	宮崎のぶ	
宮崎幸藏	海軍機関兵曹長	戦死	〃二〇・三・一五	比島マニラ市内	四万九六七	宮崎みち	
島村浩一	陸軍上等兵	戦病死	〃二〇・七・六	千葉県市川市国府台陸軍病院	四万一、〇三三	島村傳作	
島村秀次	陸軍上等兵	戦病死	〃二〇・九・三	中支湖北省夏口県漢口第一五八兵站病院	四万一、三八	島村登	
島村勝三郎	陸軍歩兵兵長	戦病死	〃一七・九・八	中支浙江省金華県第二二師団野戦病院	四万四、〇六〇	島村喜久松	
樋口盛雄	陸軍一等兵	戦病死	〃一八・二・三	前橋市新町三五	四万三、五三〇	樋口敏太郎	
宮崎知雄	陸軍伍長	戦死	〃一八・二・三	南方々面	四万四、三七の六	宮崎婦き子	
青木定雄	陸軍上等兵	戦病死	〃一八・六・二	ニューギニア、サラモア洲野戦病院	四万甲三、八六六	青木浩三	
田村克己	陸軍兵長	戦死	〃一八・一一・一四	ビルマ国チン高地テイデム南方高地附近	四万甲四、三八	田村堅治	
佐々木正明	陸軍上等兵	戦病死	〃一八・一一・三〇	東京市帝大坂口内科病院	四万四、〇七	佐々木くめ	
松田清緑	陸軍伍長	戦死	〃一九・四・二五	ニューギニア島ウエワク	四万（田村方）四、二〇五	松田とよ	
飯倉清太郎	陸軍上等兵	戦死	〃一九・四・二五	マニラ沖	四万四、三六	飯倉つる	

田村貞雄	陸軍上等兵	戦病死	〃一九・五・一	東部ニューギニア、マリエンベルグ	四万一四五	田村堅治
樋口明治	陸軍上等兵	戦病死	〃一九・五・一六	斎々哈爾満州第五四部隊	四万三五〇	樋口敏太郎
黒岩和人	陸軍大尉	戦死	〃一九・六・一四	インド国マニプーラムダル東方地点	四万四〇三	黒岩つるよ
戸所喜作	陸軍兵長	戦死	〃一九・七・二九	南支湖南省方面	四万三六の二	戸所六一
戸所松造	陸軍上等兵	戦病死	〃一九・七・二九	ニューギニア、ムシュ島	四万三六六	戸所六一
金井五郎	陸軍上等兵	戦死	〃一九・一一・一一	マーシャル群島ウオワゼ島	四万三五七	田村とら
島村久壽	陸軍歩兵伍長	戦死	〃一九・一二・二九	ビルマ方面	四万三七八の一	島村伊佐雄
関武四郎	陸軍兵長	戦死	〃一九・二・三一	パラオ諸島ペリリュー島	四万甲三八七	関和嘉充
大場進	陸軍兵長	戦死	〃二〇・一・一七	比島ミンダナオ島ザンボアンガ州シブコ	四万三五七	大場むめ
町田文八	海軍軍属	戦死	〃二〇・三・一七	硫黄島玉名山	四万四〇二	町田品吉
宮崎傳次	陸軍兵長	戦死	〃二〇・五・一〇	比島、ルソン島モンタルバン	四万三七五	宮崎さい
土屋清三	陸軍伍長	戦死	〃二〇・五・二五	比島ミンダナオ島ツラワイ附近	四万三九	土屋芳晴

山田保次	陸軍伍長	戦病死	〃二〇・六・二七	比島ルソン島マウンテン州キアンガン	四万三八九三	山田耕三	関東市
島村元弘	陸軍兵長	戦死	〃二〇・七・一	比島レイテ島カンキポット山	四万四〇六九	島村富雄	
田村芳夫	陸軍伍長	戦死	〃二〇・七・二〇	比島ルソン島ブラカン州マックレイ	四万四一四五	田村堅治	
湯浅恒雄	陸軍司政官（軍属）	戦死	〃二〇・八・六	比島ルソン島マウンテン州アンブカオ	四万四三三〇	湯浅シウ	
宮崎太策	陸軍兵長	戦病死	〃一七・四・一七	傷痍軍人長野療養所	四万一四七七	宮崎すみ	
宮崎正治	陸軍中尉	戦死	〃一八・三・三	ダンビール海峡附近洋上	四万三五五五	宮崎昭一	
山田久藏	陸軍兵長	戦死	〃一八・九・一四	東部ニューギニア、ラエ	四万三六〇〇	山田福太郎	
宮崎犀一	陸軍上等兵	戦病死	〃一八・一〇・一四	南洋パラオ第一二三兵站病院	四万一四七七	宮崎良作	
宮崎仁作	陸軍兵長	戦死	〃一九・二・二四	ニューギニア島、ホルランヂヤ	四万三七二二	宮崎いね	
宮崎正	陸軍兵長	戦病死	〃一九・七・八	インド国アッサム州インパール道標四粁	四万三七五五	宮崎節	
金井幸作	陸軍伍長	戦死	〃一九・八・一八	西部ニューギニア島ヌンホル島カメリー	四万三五五五	金井きく	
関三次	海軍上等水兵	戦死	〃二〇・二・一六	中部太平洋方面	四万一四九七	関東市	

宮崎恵太郎	海軍主計兵長	戰死	〃二〇・四・二四	比島クラーク地区	四万一四五五	宮崎守
宮崎卯之助	陸軍兵長	戰死	〃二〇・五・一〇	比島、ルソン島モンタルバン	四万一四五五	宮崎守
宮崎良雄	陸軍兵長	戰死	〃二〇・八・一〇	比島ルソン島ラグナ州フワミー	四万二三四〇	宮崎一衛
宮崎實	陸軍一等兵	戰病死	〃二〇・八・二六	南支湖南省永安市	四万一四六七	宮崎良作
田村金次郎	陸軍上等兵	戰死	〃一八・九・二九	ニューギニア島ラエブス河左岸	折田六九九	田村好男
神津利貞	陸軍伍長	戰病死	〃一九・五・七	ニューギニア島	折田一〇二九	神津みよ
小林亀松	陸軍上等兵	戰死	〃一九・七・一八	マリアナ島方面	折田二〇三一	小林観次
金井弘	陸軍伍長	戰死	〃一九・八・一	ニューギニア島アフア	折田一九二	金井一二
起原聰一	海軍上等兵曹	戰死	〃一九・一一・一七	東支那海方面	折田一七八	起原求
今井三郎	陸軍上等兵	戰死	〃一九・二・三一	パラオ諸島ペリリュー島	折田一二四	今井次男
起原馨	陸軍兵長	戰死	〃一九・二・三一	パラオ諸島ペリリュー島	折田一七八	起原求
福田市次	陸軍伍長	戰死	〃一八・三・三	南方方面	折田六五	福田茂

松井賢司	陸軍伍長	戦病死	〃一九・二・五	比島ルソン島ロザリオ病院	折田九二一	松井たね			
田村庄作	陸軍上等兵	戦死	〃二〇・三・一七	硫黄島方面	折田七七三	田村傳次郎			
関喜三郎	海軍上等兵曹	戦死	〃二〇・三・二〇	仏印パラダン岬沖	折田六九二	関初江			
桑原一郎	陸軍兵長	戦死	〃二〇・七・九	比島ルソン島マウンテン州ボントック	折田八八六	桑原家嗣			
折田常盤	陸軍中尉	戦死	〃一八・六・二〇	ニューギニア島ナブリンブ高地	折田三三九	折田たか			
折田正夫	陸軍兵長	戦死	〃一九・三・二四	ビルマ国テイデム区シンゲル道標六七哩	折田三三一	折田栄一			
田村亨	陸軍中尉	戦病死	〃一九・八・二	ビルマ方面	折田四五九	田村三郎			
佐藤功	陸軍伍長	戦死	〃一九・九・二四	ビルマ国カレワ、ヤサギヨウ北方五粁	折田一三五	佐藤武			
折田廣吉	陸軍兵長	戦病死	〃一九・一二・三	南支方面	折田三三一	折田栄一			
山田雄司	陸軍伍長	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島ペリリュー島	折田二〇四	山田フサ			
本多好三	陸軍兵長	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島方面	折田一、三五五	本多由夫			
田村虎雄	海軍軍属	戦病死	〃二〇・三・二五	南洋群島メレヨン島	折田一、六六九	奥木みち			

伊参村

西南戦争

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
小渕品吉	陸軍一等卒	戦病死	明一〇・三・三	肥後国益城郡久見村	大道二	なし

日清戦争

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
塩野谷義松	陸軍歩兵一等卒	戦病死	明二八・四・四	台湾澎湖島馬公城避病院	大道	なし

日露戦争

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
松井哲雄	陸軍伍長	戦死	〃三〇・四・三	比島ルソン島リザール州ボソボソ	折田二五六	松井馬太郎
田村光市	海軍上等兵曹	戦死	〃三〇・五・一七	沖縄近海	折田四八九	田村美雄
田村嘉十郎	陸軍伍長	戦死	〃三〇・六・一八	比島ルソン島リザール州モンタルバン東	折田四五三	田村三郎
竹渕周平	陸軍兵長	戦死	〃三〇・七・一	比島レイテ島カンキポット山	折田一九	竹渕三郎
本多形雄	陸軍二等兵	戦病死	〃三〇・二・二	神奈川県相模原町東京第三病院	折田一九一	本多良尚

日露戦争

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
田村利喜造	陸軍歩兵一等卒	戦死	明三八・三・九	清国盛京省三台子	五反田三六五	田村實
安原吉五郎	陸軍砲兵一等卒	戦病死	〃三八・六・六	清国盛京省鉄嶺兵站病院	岩本一六六	安原孫平
福田弥市	陸軍歩兵二等卒	戦病死	〃三八・六・二五	清国ダルニー兵站病院	五反田五	福田馬一
神保大造	陸軍歩兵伍長	戦死	〃三七・九・一七	清国盛京省水師営南方高地	岩本三五	神保幸太

西伯利亜出兵

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
小池甚平	陸軍騎兵曹長	戦病死	大九・五・二	シベリア出征中罹病帰還、広島衛戍病院	蟻川二四四	小池富三郎

満洲上海事変

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
須藤千代次	陸軍砲兵上等工長	戦死	昭六・一一・一八	黒龍江省烏諾頭站	蟻川一、四〇八（東京渋谷）	須藤乙女

日華事変

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
富澤稔雄	陸軍歩兵伍長	戦死	〃 八・三・二四	満洲国黒龍江省景星鎮	五反田一一二	富澤義正
伊能保	陸軍上等看護兵	戦病死	〃 九・九・二六	熱河省承徳衛戍病院	岩本二九四	伊能知雄
原田一	陸軍工兵上等兵	戦死	昭三・五・一八	徐州戦	五反田一、六四三	原田静馬
堀口源吉	陸軍輜重上等兵	戦病死	〃 三・二・一〇	湖北省徳安野戦病院	五反田七九の三	堀口啓吉
斎藤壽七	陸軍歩兵伍長	戦死	〃 一四・六・三	山東省蒙陰県立山荘附近	五反田二、三五	斎藤よしの
望月大壽	陸軍砲兵上等兵	戦病死	〃 一五・四・二	宇都宮陸軍病院戸祭分院	五反田一、六四九 〃	望月修
齋藤大四郎	陸軍上等兵	戦死	〃 一六・二・三	中国湖北省応山県黄家津附近	五反田二、三五	齋藤和一
高橋五朗	陸軍兵長	戦傷死	〃 一六・四・三	中国山西省横永鎮第四一師団野戦病院	五反田一、八八の一	高橋芳夫
田村秀男	陸軍上等兵	戦病死	〃 一六・八・一三	山西省垣曲県王芳鎮第四一師団野戦病院	五反田六三三	田村義夫
小野次志雄	陸軍歩兵伍長	戦傷死	〃 一六・一一・一三	中国河北省威県第一一〇師団野戦病院	五反田一六三の二	小野大興

太平洋戦争

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
篠原時三	陸軍輜重兵伍長	戦病死	〃一三・九・二	河南省清化鎮第一四師団第三野戦病院	横尾	篠原みのる
篠原隆夫	陸軍歩兵上等兵	戦病死	〃一四・一〇・二六	満洲国海位爾第一陸軍病院	蟻川一八〇	篠原博
山崎義雄	陸軍騎兵伍長	戦病死	〃一四・二・一八	中支河南省帰徳第一四師団第三野戦病院	月夜野	山崎時雄
小池定雄	陸軍歩兵上等兵	戦死	〃一五・一・六	北支河北省房山県西班各庄	蟻川七九	小池康子
唐澤嘉男	陸軍兵長	戦死	昭一八・一・一八	ガダルカナル島コカンボナ	岩本二五六	唐澤延吉
関映治	陸軍伍長	戦死	〃一八・三・三	ニューギニア島附近海上	岩本一、五五五	関順三郎
中澤長造	陸軍兵長	戦死	〃一八・三・三	ニューギニア島附近海上	岩本七二五	中澤由郎
割田充	陸軍兵長	戦死	〃一八・三・三	ニューギニア島附近海上	岩本二、二四〇の二	割田郁代
中澤卯四郎	海軍一等兵曹	戦死	〃一八・三・三	セレベス方面	岩本二、四二八	中澤昌平
唐澤嘉太郎	陸軍兵長	戦病死	〃一八・五・二八	ビルマ国明妙藤原病院	岩本二、四二八	唐澤とり

生巢伍六	海軍二等兵曹	戰死	〃一八・一〇・二四	南太平洋	岩本三、〇五七	生巢きの	岩本三、〇五七	
生巢四郎	陸軍上等兵	戰死	〃一九・二・一九	南支那海北緯二一度東経一一九度海上	岩本三、〇四七	生巢きの		
神保光司	陸軍伍長	戰死	〃一九・八・一	ニューギニア島アフア附近	岩本二六九	神保孝徳		
唐澤清徳	陸軍大尉	戰死	〃一九・一二・三	ニューギニア島マリン	岩本二、四九四	唐沢参二		
宮崎康作	陸軍伍長	戰死	〃一九・一二・一八	ニューギニア島ムシンベ	岩本乙二、九七六	宮崎たから		
唐澤正太郎	陸軍少尉	戰死	〃一九・一二・一八	比島レイテ島カンナガ西方	岩本二、四九四	唐沢参二		
嶋村茂平	陸軍軍曹	戰死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島方面	岩本一、八五二	嶋村琴春		
中澤節太郎	陸軍軍曹	戰死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島方面	岩本一八三	中澤辰男		
関重朗	陸軍伍長	戰死	〃二〇・三・一四	比島ルソン島リザール州モンタルバン	岩本一、四五三	関貿		
松澤初二	海軍機関兵長	戰病死	〃二〇・五・三一	台東陸軍病院	岩本四七九	松澤徳雄		
割田永策	陸軍軍属（通信部）	戰死	〃二〇・六・二〇	比島ルソン島マウンテン州キヤンガ附近	岩本三、五七五	割田らくじ		
生巢昭	海軍二等兵曹	戰死	〃二〇・六・二五	中部太平洋	岩本三、〇五七	生巢きの		

神林卯一郎	陸軍兵長	戦死	〃二〇・七・二〇	比島ルソン島ブラカン州アックレイ	岩本二八五一	神林安次
神保　功	陸軍准尉	戦死	〃二〇・七・二五	比島ルソン島マウンテント、アンチプロ	岩本二九九	神保俊二郎
唐澤喜太郎	陸軍上等兵	戦病死	〃二〇・七・二九	パラオ本島アイライ	岩本二五三三	唐沢はる
嶋村彦一	陸軍伍長	戦死	〃二〇・八・一四	比島サマル島附近	岩本二四九	嶋村こと
神保松太郎	陸軍兵長	戦病死	〃二〇・八・一六	パラオ本島	岩本二八六（在老人ホーム）	神保英雄
齋藤泰一	陸軍歩兵伍長	戦死	〃一六・一二・一六	中華民国浙江省餘杭県倉前鎮附近	五反田二三〇	齋藤寅夫
唐澤三男	陸軍少尉	戦死	〃一八・三・三	ニューギニア島附近	五反田一四九五	唐澤昭六
齋藤奥之丞	陸軍軍曹	戦死	〃一八・三・三	ニューギニア島近海海上	五反田二三九	齋藤静男
本多勝二	海軍上等機関兵	戦死	〃一八・三・三	ニューギニア島附近海上	五反田二九一	本多良馬
齋藤吉久	海軍軍属	戦死	〃一八・四・七	本邦東方海面	五反田二八二の一	齋藤榮吉
清水政雄	陸軍兵長	戦死	〃一九・一・二六	ラバウル、ツルブ山	五反田三四	清水シモ
唐澤多喜三	陸軍兵長	戦死	〃一九・一・二六	北緯三二度東経一三五度附近海上	五反田三二	唐澤信男

桑原歌吉	陸軍上等兵	戦傷死	〃一九・五・二	インド国第三三師団第二野戦病院	五反田二、四五〇	桑原辰夫	
富澤辰三	陸軍伍長	戦死	〃一九・六・二六	ビルマ国レウ	五反田六〇八	富澤梅吉	
本多豊次	陸軍兵長	戦死	〃一九・六・三〇	ニューギニア島ウエワク	五反田二、九七二	本多さと	
本多三八	陸軍伍長	戦死	〃一九・七・一八	マリアナ島方面	五反田二、九七三	本多さと	
富澤金米	陸軍上等兵	戦病死	〃一九・八・四	中華民国湖南省長沙野戦病院	五反田六〇三	富澤辨次	
唐澤芳松	海軍軍属	戦死	〃一九・八・一四	西南太平洋ボルネオ島クチン海上	五反田一、七〇一	唐澤ゑい	
林　徳重	陸軍伍長	戦病死	〃一九・一〇・五	ビルマ国カレミヨウ、シイン	五反田一、三五九	林夏三郎	
堀口光司	陸軍上等兵	戦病死	〃一九・一〇・三一	満州国龍江省チチハル満州第五四部隊	五反田甲七九の二	堀口つゆ	
齋藤六平	海軍軍属	戦死	〃一九・一一・二九	太平洋方面海上	五反田二、二三三	齋藤けさ	
福田　保	陸軍伍長	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島ペリリュー島	五反田二、三二二	福田嵩	
小野三郎	陸軍兵長	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島方面	五反田一、六二一（在高崎）	小野つよ	
小林　忠	陸軍兵長	戦死	〃二〇・二・一〇	北部ルソン島インデアナ	五反田三五八の五	小林茂	

割田求馬	陸軍兵長	戦死	〃二〇・二・一一	比島レイテ島オルモック附近	五反田二九三	割田コウ
小野金次郎	陸軍上等兵	戦死	〃二〇・三・二七	比島ルソン島バギオ附近	五反田一、六三三の一	小野元吉
富澤波平	陸軍伍長	戦死	〃二〇・六・三	北ボルネオ、ミリ州ラワズ	五反田三	富澤福八
小野定男	陸軍兵長	戦死	〃二〇・七・一〇	比島ネグロス島トボラン	五反田一、三三五	小野勝太郎
山田政次郎	陸軍上等兵	戦病死	〃二〇・八・一五	中華民国山東省青島第一六五兵站病院	五反田三、六〇三	山田潤
唐澤登一	陸軍伍長	戦病死	〃二〇・八・一六	パラオ本島一二三兵站病院	五反田一、六七三の一	唐澤けさ
生須忠吉	海軍二等兵曹	戦病死	〃二〇・八・三	ブーゲンビル島ブイン	五反田一、四四七	生巣辰雄
山田球三郎	陸軍兵長	戦死	〃二〇・九・一	仏印カンボヂヤ、プノンペン第一四九兵站病院	五反田三、六〇三	山田潤
高橋正雄	陸軍伍長	戦病死	〃二一・一・七	シベリア、アルタイスカヤ	五反田一、八八の二	高橋芳夫
山崎雅雄	海軍水兵長	戦死	〃一七・二一・三	ソロモン島附近海上	蟻川八六	山崎甚平
小池一雄	陸軍兵長	戦死	〃一八・一・六	中支湖北省靳水県胡家柳附近	蟻川七二八	小池富士美
山崎重平	陸軍上等兵	戦病死	〃一八・二・五	ラバウル第九四兵站病院	蟻川二三	山崎正一

綿貫保三郎	陸軍曹長	戰死	〃一八・三・二	ダンビール海峡附近	蟻川二七四	綿貫實		
齋藤一幸	陸軍上等兵	戰病死	〃一八・四・一八	高崎陸軍病院	蟻川六四七	齋藤とき		
山崎春雄	陸軍曹長	戰病死	〃一八・五・三一	南支広東市第二陸軍病院	蟻川四七	山崎真一		
綿貫守平	陸軍上等兵	戰傷死	〃一八・八・一	ニューギニア島サラモア第五十一師団第二野戰病院	蟻川二九三	綿貫博		
綿貫孫一	海軍軍属	戰死	〃一八・一〇・一七	南太平洋ラバウル近海	蟻川二八四	綿貫菊藏		
蟻川五郎	海軍上等兵曹	戰死	〃一八・一二・四	本州東南方海面	蟻川二七四三	蟻川武四郎		
野田喜之亟	海軍軍属	戰死	〃一九・一・四	ボルネオ方面海上	蟻川二三五の一	野田梅太郎		
篠原良平	陸軍兵長	戰死	〃一九・一・一六	北緯二三度東経一三五度海上	富岡市富岡一六〇六	篠原寛一		
山崎嘉重郎	海軍二等兵曹	戰死	〃一九・六・一九	中部太平洋方面サイパン沖海戰	蟻川五〇	不詳（叔父山崎儀二）		
篠原甚平	陸軍兵長	戰死	〃一九・六・二四	インド国アッサム州トウラン西方高地	富岡市富岡一六〇六	篠原寛一		
篠原虎吉	海軍軍属	戰死	〃一九・八・一〇	大宮島	蟻川二六三（在東京）	篠原きわ		
蟻川友治	陸軍軍曹	戰死	〃一九・九・一九	ビルマ方面	蟻川一五九九	蟻川あい		

高平　大	陸軍上等兵	戦病死	〃一九・一一・二	インド国チョンゾン三三師団第一野戦病院	蟻川　二三	高平一平	
富澤満雄	陸軍上等兵	戦病死	〃一九・一一・三	中支湖南省岳陽	蟻川　二五六	富澤誠持	
唐澤與一	海軍衛生兵長	戦死	〃一九・一一・一六	本州南方海上	蟻川一、二〇五の二在東京）	唐澤ぎん	
小池正雄	陸軍伍長	戦死	〃一九・一二・二	東支那海男女列島西南方	蟻川　二四二	小池清太郎	
綿貫義高	陸軍准尉	戦死	〃一九・一二・一一	ビルマ国モーライク	蟻川　二、七〇の二	綿貫保雄	
齋藤孫巳	陸軍上等兵	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島ペリリュー島方面	蟻川　三三三	齋藤い久	
小池百太郎	陸軍兵長	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島方面	蟻川　七三	小池もり	
綿貫久司	海軍一等兵曹	戦死	〃二〇・一・五	比島方面	蟻川　二、七〇の二	綿貫保雄	
高橋一枝	陸軍兵長	戦死	〃二〇・二・二	比島ルソン島ラブオン州キャブアン附近	蟻川　二、九二	高橋きくゑ	
綿貫寛二	陸軍少尉	戦死	〃二〇・二・二七	朝鮮揀子島東側海上方面	蟻川四四（在神奈川県）	篠原文夫	
山崎邦芳	陸軍伍長	戦死	〃二〇・三・一七	比島ルソン島クラーク西方	蟻川　二、〇〇〇	山崎かほる	
山崎角三郎	陸軍伍長	戦死	〃二〇・四・二六	比島ルソン島マウンテン州タンダイ附近	蟻川　四八	山崎元次郎	

須藤真一	陸軍伍長	戦死	〃二〇・七・七	比島ルソン島バノット	蟻川二、二五五	須藤盛次		
綿貫格次郎	海軍一等兵曹	戦死	〃二〇・八・一四	太平洋方面	蟻川三、二三二	綿貫博		
篠原正次	陸軍兵長	戦死	〃二〇・八・三	比島ルソン島カガヤン州ツゲガラウ	蟻川一、九五五	篠原スミ		
剣持榮二	陸軍兵長	戦病死	〃二一・二・二〇	国立横須賀病院	蟻川六五〇	剣持かん		
綿貫光	陸軍伍長	戦死	〃二一・五・一四	濠北ハルマヘラ島乙地区ロロバダ附近	蟻川三、二八七（在北海道）	綿貫勝子		
綿貫作次郎	陸軍歩兵上兵等	戦病死	〃二一・五・一五	佐世保復員入院後国立大学病院加療中	蟻川三、三三三	綿貫三雄		
藤田武二	陸軍軍曹	戦死	〃一八・三・三	ニューギニア島附近海上	大道一、二八八	藤田てつ		
富澤梅吉	陸軍兵長	戦死	〃一九・五・二〇	中支河南省陝県店子上附近	大道一、〇三〇	富澤充		
塩原高雄	陸軍伍長	戦死	〃一九・七・四	南支那海東沙島西南海上	大道二五五	塩原嘉蔵		
塩野谷新太郎	陸軍曹長	戦死	〃一九・九・一七	南スマトラ島パンカピリトン沖ムントク	大道八六六	塩野谷たせ		
岡田誠作	陸軍伍長	戦死	〃二〇・一・二九	比島ルソン島ラオニオン、カタツキテカ	大道一、一五七	岡田雄一		
小渕元吉	陸軍上等兵	戦病死	〃二〇・二・四	ボルネオ、タラカン島ラダン	大道二六四	小渕茂喜		

名久田村

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
塩野谷　鉦一郎	陸軍兵長	戦病死	〃二〇・二・一九	比島ルソン島サロマゲ東方	大道八四六	塩野谷　仁
岡田　福松	海軍軍属	戦死	〃二〇・三・一七	硫黄島	大道一一二五七	岡田　雄一
小渕　鉄次郎	陸軍大尉	戦死	〃二〇・八・一五	満州国東満総省掖河	大道二六八	小渕　清正

公務死

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
本多　亀吉	陸軍一等卒	病死	明二〇・三・三	高崎陸軍病院	赤坂一九四三	（縁故者）本多まつ

日清戦争

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
関　八郎	陸軍砲兵一等卒	病死	明二七・八・九	東京衛成病院	平三	なし

台湾守備

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
山田仲太郎	陸軍一等卒	戰傷死	明三一・三・六	台湾基隆守備隊	赤坂一ノ五二	山田とし

日露戰爭

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
冨澤勇次郎	陸軍輜重輸卒	戰病死	明三七・九・四	清国青泥窪兵站病院	大塚一、四二五	冨澤さく
永井民藏	陸軍輜重輸卒	戰病死	〃三七・九・三三	清国盛東省高家溝戰地定立病院	横尾六七四ノ一	（縁故者）原澤寅造
剣持岸十郎	陸軍兵長一等卒	戰死	〃三七・一二・五	清国盛京省旅順二〇三高地	平乙一、三五九	剣持進
綿貫鶴吉	陸軍一等卒	戰病死	〃三八・二・五	本籍地	（本籍）平六七	なし
伊能平八	陸軍歩兵上等兵	戰死	〃三八・三・六	清国盛京省転湾橋附近	大塚一、六七七	伊能一昌
小林嘉伊吉	陸軍輜重輸卒	戰病死	〃三八・五・一〇	本籍地	赤坂二九七	小林好次
剣持富三郎	陸軍工兵二等卒	戰病死	〃三九・一・二五	東京予備病院	横尾二、六四四	剣持賢作
本多万次郎	陸軍一等卒	病死	〃四三・七・二九	本籍地	赤坂一、九四四	本多たみ

西伯利亜出兵

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
小山貞平	陸軍憲兵曹長	戦死	大九・三・三	ニコラエフスク	横尾四五	小山角五郎
剣持要次郎	陸軍歩兵一等卒	戦死	〃八・一〇・三〇	シベリアエルコーチビ	平一、四〇一	剣持大太郎

満州上海事変

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
山田百次	陸軍歩兵上等兵	戦病死	昭九・三・三	東京第一衛戍病院	平一、〇七七	山田萬吉

二・二六事件

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
小池和四郎	陸軍上等兵	公務死	昭二・三・一	東京麹町区飯田町東京堂地下室	大塚五四	小池利太郎

日華事変

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
吉田茂八郎	海軍二等兵曹	戰死	昭一三・四・五	中国山東省芝罘郊外古南附近	平一四五八	吉田稔
村山平八	陸軍伍長	戰死	〃一三・五・一一	中国山東省鄆城附近	伊勢町八七の一四	村山庄作
三澤博次	陸軍一等兵	戰病死	〃一五・五・一七	高崎陸軍病院	平一〇三三	三沢正紀
関秀男	陸軍上等兵	戰病死	〃一五・八・一八	大阪陸軍病院	平一八七	関浩
平形彦一	陸軍上等兵	戰死	〃一四・二・三	中国江西省奉新県	横尾一二九九	平形弘
篠原泰三	陸軍歩兵上等兵	戰死	〃一二・九・一八	中華民国河北省琢県澤畔店附近	大塚二五九四	篠原一夫
伊能隣太郎	陸軍兵長	戰死	〃一六・五・九	中国山西省陽城県	大塚六六四	伊能ゑか
福島凌作	陸軍上等兵	戰死	〃一五・五・二六	中国河南省安陽県	赤坂一三〇九	福島與一
小菅美佐雄	陸軍上等兵	戰病死	〃一五・一・二七	広島陸軍病院	栃窪四九二	小菅寅重
林造酒雄	海軍水兵長	戰病死	〃一五・三・八	中国上海	栃窪三八	林形二郎

氏名	階級	区分	死亡年月日	死亡場所	住所	遺族
吉岡傳一郎	陸軍兵長	戦死	昭一八・三・三	ダンビール海峡附近海上	平二四	吉岡弥生
剣持正吉	陸軍伍長	戦死	〃一八・三・三	ダンビール海峡附近海上	平一、五二四の一	剣持哲夫
剣持亨	陸軍兵長	戦死	〃一八・九・一四	ニューギニア島ラエ西見張道物見台	平一、一三	剣持輝男
山崎房吉	陸軍上等兵	戦病死	〃一八・一二・三	ニューギニア島ハンサ	平二、〇八一	山崎道雄
清水政雄	陸軍兵長	戦死	〃一九・一・一六	ニューブリテン島ツルブ万寿山	五反田二三四	清水シモ
金井喜一郎	陸軍上等兵	戦死	〃一九・一・二三	東部ニューギニア、ハンサ一一二兵站病院	平二、一五一の二	金井益次郎
剣持敏	陸軍軍医中尉	戦死	〃一九・一・三〇	アドミラル海上	平一、五〇三	剣持太郎
剣持文夫	陸軍上等兵	戦死	〃一九・二・一九	東経一一九度北緯二一度洋上	平一、五一七	剣持義雄
剣持十一	陸軍兵長	戦死	〃一九・四・三	インド国アッサム州テクノパール方面	平乙一、四八七	剣持光正
佐々木與平	海軍少尉	戦死	〃一九・五・四	比島方面	平四四	佐々木春子
青木純	陸軍兵長	戦死	〃一九・六・二四	ビルマ方面	平一	青木俔一

桑原伴三	田村冨藏	剣持春次	角田和重	田村荘吉	剣持一志	剣持村平
陸軍兵長	海軍整備兵長	海軍整備兵長	陸軍兵長	陸軍伍長	陸軍伍長	陸軍兵長
戦死	戦死	戦死	戦死	戦病死	戦死	戦死
〃一九・七・一八	〃一九・八・二	〃一九・八・二	〃一九・八・三	〃一九・八・一七	〃一九・一二・三一	〃二〇・三・八
マリアナ島方面	テニアン島	テニアン島	ビルマ国ミートキイナ	パラオ諸島ペリリュー島	パラオ諸島ペリリュー島	比島ルソン島マリアナ
平四五	平三三	平一、一三	平一、〇一四	平三三	平四（在北海道）	平甲八五
桑原忠平	田村ふみ	剣持輝男	角田森吉	田村ふみ	剣持寛一郎	剣持寅藏

山田友一	剣持藤江	小澤正一	小渕菊治	剣持村平	剣持一志	田村荘吉
陸軍曹長	陸軍兵長	海軍主計兵長	海軍二等兵曹	陸軍兵長	陸軍伍長	陸軍伍長
戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦病死
〃二〇・六・五	〃二〇・五・二九	〃二〇・三・二六	〃二〇・三・三五	〃二〇・三・八	〃一九・一二・三一	〃一九・八・一七
沖縄本島與座	樺太愛郎岬東方三五浬	九州南方海上	小笠原諸島方面	比島ルソン島マリアナ	パラオ諸島ペリリュー島	パラオ諸島ペリリュー島
平一、〇七七	平乙一、四八七	平一、四八〇	伊勢町三〇ノ一	平甲八五	平四（在北海道）	平三三
山田萬吉	剣持光正	綿貫さだ	小渕久七	剣持寅藏	剣持寛一郎	田村ふみ

山田友一	剣持藤江	小澤正一	小渕菊治	剣持村平	剣持一志	田村荘吉
陸軍曹長	陸軍兵長	海軍主計兵長	海軍二等兵曹	陸軍兵長	陸軍伍長	陸軍伍長
戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦病死
〃二〇・六・五	〃二〇・五・二九	〃二〇・三・二六	〃二〇・三・三五	〃二〇・三・八	〃一九・一二・三一	〃一九・八・一七
沖縄本島與座	樺太愛郎岬東方三五浬	九州南方海上	小笠原諸島方面	比島ルソン島マリアナ	パラオ諸島ペリリュー島	パラオ諸島ペリリュー島
平一、〇七七	平乙一、四八七	平一、四八〇	伊勢町三〇ノ一	平甲八五	平四（在北海道）	平三三
山田萬吉	剣持光正	綿貫さだ	小渕久七	剣持寅藏	剣持寛一郎	田村ふみ

関清作	山田友一	剣持藤江	小澤正一	小渕菊治	剣持村平	剣持一志
陸軍兵長	陸軍曹長	陸軍兵長	海軍主計兵長	海軍二等兵曹	陸軍兵長	陸軍伍長
戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死	戦死
〃二〇・七・一	〃二〇・六・五	〃二〇・五・二九	〃二〇・三・二六	〃二〇・三・三五	〃二〇・三・八	〃一九・一二・三一
比島レイテ島カンキポット山	沖縄本島與座	樺太愛郎岬東方三五浬	九州南方海上	小笠原諸島方面	比島ルソン島マリアナ	パラオ諸島ペリリュー島
平二、〇五五の二	平一、〇七七	平乙一、四八七	平一、四八〇	伊勢町三〇ノ一	平甲八五	平四（在北海道）
関忠吉	山田萬吉	剣持光正	綿貫さだ	小渕久七	剣持寅藏	剣持寛一郎

剣持源松	陸軍准尉	戦死	〃二〇・七・一〇	比島ルソン島カリヤン	平一、四一〇	剣持ゆき	福島県	昭和二十年十月十日
割田孫次	陸軍上等兵	戦病死	〃二一・一・一	中国天津第一五三兵站病院	平二、〇四四の二	割田よし	福島県	昭和二十年十月十日
関四郎	陸軍軍属	公務死	〃一七・四・一八	川崎市田辺新田升ノ下耕地二五一	横尾（在長野県）	福島まち	福島県	昭和二十年十月十日
唐澤豊太郎	陸軍中尉	戦死	〃一八・三・三	ダンビール海峡	横尾二、〇三五	唐澤あき	福島県	昭和二十年十月十日
唐澤常吉	陸軍伍長	戦死	〃一八・三・三	ダンビール海峡	横尾二、四七一	唐澤佐七	福島県	昭和二十年十月十日
町田正茂	陸軍兵長	戦死	〃一八・三・三	ダンビール海峡附近海上	横尾四五三の一	町田トモ	福島県	昭和二十年十月十日
中澤喜久次	陸軍兵長	戦死	〃一八・四・二八	ニューギニア島フインシュファーヘン	横尾一、七三一	中澤嘉平	福島県	昭和二十年十月十日
割田實	海軍軍属	戦死	〃一八・七・一七	ソロモン群島方面	横尾（〇四（在東京）	割田ちよ	福島県	昭和二十年十月十日
割田唯雄	海軍兵曹長	戦病死	〃一九・三・一八	横須賀市諏訪町一六	横尾二、六八五	割田達雄	福島県	昭和二十年十月十日
角田今朝太郎	陸軍伍長	戦死	〃一九・五・三一	アドミラル諸島マヌス島	横尾二、〇八九の二	角田アサ	福島県	昭和二十年十月十日
割田重二	海軍兵曹長	戦死	〃一九・六・八	ニューギニア方面	横尾九四四	割田金四郎	福島県	昭和二十年十月十日
関徳介	陸軍軍曹	戦死	〃一九・七・一八	マリアナ島方面	横尾一、一九二	関たかの	福島県	昭和二十年十月十日

唐澤馬吉	陸軍伍長	戦病死	〃一九・八・一	比島マニラ市マニラ第六三兵站病院	横尾二、六九	唐澤ふさ		
山田稔	陸軍軍曹	戦病死	〃一九・九・一〇	ニューギニア島サルップ	横尾二、三一六	山田今朝雄		
塩野谷賢二	海軍軍属	公務死	〃一九・九・二〇	横須賀市	横尾三、六	塩野谷茂三郎		
角田竹次郎	陸軍兵長	戦死	〃一九・一〇・一八	北緯一四度三分東経一一九度三九分洋上	横尾二、三〇二	角田あさ		
永井秀雄	陸軍兵長	戦死	〃一九・一〇・二〇	ビルマ国モーライク県インダンギー附近	横尾一、八三六の二	永井ツユノ		
割田福太郎	陸軍伍長	戦死	〃一九・一二・二七	ニューブリテン島ラバウル	横尾二、三六の三（在神奈川）	割田一重		
割田千太郎	陸軍伍長	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島ペリリュー島	横尾二、六七三	割田きん		
唐澤為市	陸軍兵長	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島ペリリュー島	横尾二、四八七	唐澤かん		
野口隆一	陸軍上等兵	戦死	〃二〇・一・八	硫黄島	横尾四三三	野口正人		
唐澤康平	陸軍兵長	戦死	〃二〇・二・三	比島ルソン島パンパンカ川ルバテ	横尾二、二〇九（在桐生）	唐澤うた		
蜂須賀貞夫	海軍軍属	爆死	〃二〇・二・一〇	新田郡太田市太田甲二六四	横尾七九三の二	蜂須賀榮吉		
剣持正巳	海軍少尉	戦死	〃二〇・二・二〇	比島マニラ	横尾二、七九五	剣持保茂		

山田新司	陸軍伍長	戦病死	〃二〇・三・二	西部ニューギニア、ソロン	横尾一〇九八	山田かう		
唐澤亀男	海軍上等水兵	戦病死	〃二〇・三・二〇	本籍地	横尾三、〇六二	唐澤盛雄		
後藤袈裟廣	陸軍伍長	戦死	〃二〇・三・二五	比島ルソン島クラーク西方山地	横尾一五六	後藤たき		
蟻川元治	陸軍伍長	戦死	〃二〇・四・五	比島ルソン島タルラック西方山中	横尾九二一	蟻川よしの		
割田和久	陸軍兵長	戦死	〃二〇・四・二〇	比島イムガン	横尾三、三六	割田良治		
宮崎潔	海軍一等兵曹	戦死	〃二〇・六・一三	沖縄	横尾二、三九の二	宮崎たね		
剣持芳男	陸軍中尉	戦死	〃二〇・六・二〇	ドウ島方面	横尾三、七四（在長野県）	剣持和雄		
高橋恭	陸軍中尉	戦死	〃二〇・六・二五	南ボルネオ、タラカン島カロンガン	横尾八三（在東京）	高橋忠夫		
蜂須賀正夫	陸軍兵長	戦病死	〃二〇・七・九	パラオ本島大和村方面	横尾九三の一	蜂須賀栄吉		
割田茂雄	陸軍兵長	戦病死	〃二〇・八・五	シャム国ホイポー	横尾二、六三	割田きん		
星野次郎	陸軍伍長	戦死	〃二〇・八・一〇	比島ルソン島イフガオ州第三山小屋	横尾一、四五	星野ゆき		
小山鉄樹	海軍法務少尉	戦病死	〃二一・八・一九	広島県賀茂郡西条町寺家五一三	横尾一、〇三〇	小山敏子		

奈良孝太郎	陸軍上等兵	戦死	〃一八・五・二一	ニューギニア島ムボ、ミネ高地南柿鹿附近	大塚一八九三	奈良二三男		
高橋大藏	陸軍軍曹	戦死	〃一八・一〇・二〇	ニューギニア	大塚一七二五	関桃介		
角田鐘一	陸軍伍長	戦死	〃一八・一〇・二五	ニューギニア島ボンガ	大塚六七〇	角田あさ		
田村判吾	陸軍兵長	戦死	〃一八・二・二七	ニューブリテン島マーカス	大塚二〇三	田村秀夫		
小熊政一	陸軍兵長	戦死	〃一九・二・六	マーシャル群島クエゼリン島	大塚乙九二	小熊此七		
小池政男	陸軍兵長	戦死	〃一九・六・三	ビルマ方面	大塚二五〇〇	小池一二郎		
小池三平	陸軍伍長	戦死	〃一九・七・三	インド国モイラン附近	大塚五六二	小池もと		
奥野博	陸軍上等兵	戦死	〃一九・七・一八	マリアナ島方面	大塚二〇八	奥野きくの		
飯塚よう	海軍軍属	戦死	〃一九・八・一三	ダバオ沖合方面	大塚六九九	飯塚八平		
吉田全二	陸軍上等兵	戦死	〃一九・八・一九	北緯一九度東経一一九度、バシー海峡洋上	大塚一九五五	吉田松太郎		
小池貞雄	陸軍伍長	戦死	〃一九・九・一五	西部ニューギニア、ビアク島	大塚四九七	小池みね		
綿貫敏雄	陸軍伍長	戦死	〃一九・一〇・一八	北緯一四度東経一一九度マニラ西方沖	大塚六二〇	田村三江		

金井清	海軍上等水兵	戦死	〃一九・一〇・二四	比島方面	大塚八〇三	金井ふで		
小池好	陸軍兵長	戦死	〃一九・一〇・二八	ビルマ方面	大塚一、七二三	小池利僅		
金井武治	海軍上等水兵	戦死	〃一九・一二・二四	硫黄島	大塚二、四四九	金井久三		
飯塚其吉	海軍軍属	戦死	〃一九・一二・三一	パラオ諸島方面	大塚六八九	飯塚八平		
小池治三郎	海軍一等兵曹	戦死	〃二〇・二・七	小笠原諸島方面	大塚二、四九一の一	小池庄三郎		
小池光作	陸軍伍長	戦死	〃二〇・二・二三	比島ルソン島リザール州バルチス	大塚五七六	小池キヨク		
吉田良一	陸軍上等兵	戦病死	〃二〇・二・二五	柏崎市傷痍軍人新潟療養所	大塚六九四	吉田きん		
関十九一	陸軍上等兵	戦病死	〃二〇・二・二六	東部ニューギニア、ウエワク	大塚六二五	関濱三郎		
林恒三郎	陸軍伍長	戦病死	〃二〇・五・五	ビルマ国モンパイ北方クロー道標六〇哩	大塚八九五	林うめ		
小池七三郎	陸軍伍長	戦病死	〃二〇・六・八	ニューギニア島アブヂ	大塚五九四	小池利太郎		
角田義信	陸軍兵長	戦死	〃二〇・六・二五	比島ルソン島マウンテン州パウコ	大塚七六〇	角田あさ		
原澤勝次郎	陸軍兵長	戦死	〃二〇・七・一	比島レイテ島カンキポット山	大塚一、一五〇の二	小林なつ		

金井茂	陸軍軍属	戦傷死	〃二〇・七・一〇	満州国遼陽方面	大塚九	金井善重		
齋藤佶宣	陸軍軍曹	戦死	〃二〇・七・一三	比島ルソン島北カヌリネス州ペナントナ	中之条町二、〇六三の二	齋藤袈裟慈		
小池晴雄	陸軍伍長	戦病死	〃二〇・七・一五	ニューアイルランド島独立旅団野戦病院	大塚五九五	小池津祢		
奈良三平	陸軍伍長	戦死	〃二〇・八・一七	朝鮮南陽	大塚乙一、九五三	奈良完		
齋藤由松	陸軍上等兵	戦傷死	〃二〇・八・二	熊本第一陸軍病院藤崎一分院	大塚九三九	齋藤陸子		
吉田文男	陸軍兵長	戦病死	〃二〇・八・三〇	比島ルソン島マニラ東南イサログ山	大塚二、三七六	吉田類八		
篠原照一	陸軍上等兵	戦病死	〃二一・一・二六	シベリア、ブラゴエチエンスク第九分所	大塚二、五九四の二〇六	篠原一夫		
綿貫敏郎	陸軍曹長	殉職	〃二六・八・四	満州国龍江省白城県	赤坂一、六九一	綿貫憲二		
小林三平	陸軍歩兵曹長	戦死	〃二八・三・二	ダンピール海峡	赤坂八一三の一	小林三郎		
本多正	陸軍兵長	戦死	〃二八・三・二	ダンピール海峡	赤坂一、九三三	本多一男		
松本武	陸軍伍長	戦死	〃二八・八・七	ニューギニア島サラモア椰子高地	赤坂九五五	松本倖市郎		
小林亨	陸軍兵長	戦死	〃二八・八・三一	ニューギニア島サラモア	赤坂六四二	小林学		

剣持秀一	海軍中尉	戦死	〃一八・一二・四	本州南東方海面	赤坂甲三八	剣持宏信
福島與一	海軍軍属	戦死	〃一九・二・六	南洋群島ルオット島	赤坂一〇二一	福島けさよ
綿貫清	陸軍伍長	戦死	〃一九・三・一〇	ビルマ方面	赤坂九九	綿貫せつ
富澤清	陸軍上等兵	戦死	〃一九・六・五	東部ニューギニア、ウエワク	赤坂二九	富澤寛
本多八作	陸軍伍長	戦死	〃一九・六・一三	ビルマ方面	赤坂一、九四四	本多たみ
本多潔	陸軍主計軍曹	戦病死	〃一九・八・二七	ビルマ方面	赤坂一、五六	本多勝
塩野谷真	陸軍上等兵	戦死	〃一九・一〇・一八	北緯一四度東経一一九度三九分洋上	伊勢町一、〇〇八ノ一	塩野谷昭二
田村保	陸軍兵長	戦病死	〃一九・一〇・二四	西部ニューギニア、イドレ	赤坂一、五六	田村有一
小林梅次郎	海軍軍属	戦死	〃一九・一〇・二五	北太平洋方面	赤坂四九三	小林作蔵
小林正巳	陸軍伍長	戦死	〃二〇・二・二五	ビルマ国バガン県ニヤンウ	赤坂四九三	小林作蔵
小林作平	海軍二等兵曹	戦死	〃二〇・四・二四	比島クラーク地区ピナツボ西北麓	赤坂四四三	小林昭衛
福島定次	海軍軍属（船員）	戦死	〃二〇・六・一〇	黄海	赤坂一、〇一三の一	福島広司

藤倉忠吉	陸軍伍長	戰死	〃二〇・六・一三	比島ルソン島	渋川市川島三六一	藤倉なかの	
福島正則	陸軍兵長	戰死	〃二〇・六・一八	中国湖南省衡陽県五塘	赤坂一、〇二一	福島けさよ	
本橋幹一	陸軍伍長	戰病死	〃二〇・六・二九	ルソン島マウンテン州キャンガン病院	赤坂一、〇一三の一	本橋邦夫	
茂木百松	陸軍上等兵	戰病死	〃二〇・七・一二	東部ニューギニア、パッサム	赤坂三〇〇	茂木よね	
山田英夫	陸軍伍長	戰死	〃二〇・七・三〇	ビルマ国トングー県ペクー山系サガレテ	赤坂一、六二九	山田いさみ	
綿貫勇	陸軍伍長	戰病死	〃二〇・八・一六	仏印ニオス	赤坂二、〇五〇	綿貫せゐ	
本多愛吉	陸軍兵長	戰死	〃二〇・八・一六	満州国東京城西南鏡泊湖北岸	赤坂一、四四四	本多たみ	
田村勝	陸軍兵長	戰病死	〃二〇・九・三〇	満州公主嶺第一一七野戦病院	赤坂一、四五六	田村静吾	
高橋春吉	陸軍伍長	戰病死	〃二〇・一〇・九	仏印カンボヂヤ、プノンペン兵站病院	赤坂二、〇三三	高橋とき	
茂木一雄	陸軍上等兵	戰病死	〃二〇・一〇・三〇	中国湖北省嘉魚県	赤坂三〇〇	茂木よね	
唐澤八平	陸軍曹長	戰病死	〃一七・五・一一	宇都宮陸軍病院	栃窪二三	唐澤惣平	
山崎朝雄	海軍軍属(船員)	戰死	〃一九・三・二〇	南洋群島方面	栃窪四四	山崎佐太郎	

小池善七	海軍整備兵長	戦死	〃一九・九・一	比島方面
鹿野三郎	陸軍伍長	戦病死	〃一九・一〇・二五	ビルマ国チン高地ドウラン附近
福島和三郎	陸軍伍長	戦死	〃二〇・三・一六	ルソン島パンパンカ州ボラーツク西方
福島上	陸軍伍長	戦病死	〃二〇・九・一五	栃木県河内郡古里村傷痍軍人栃木療養所

小池洋吉	二	栃窪八六九	
鹿野四郎	一	栃窪一〇〇	
福島浪次郎	二	栃窪九三の二	
福島けさ	二	栃窪八九二	

1　戦争別死歿者数調

戦争名	死歿別	中之条	沢田	伊参	名久田	計
西南戦争	戦死	一				一
	戦病死					
其の他	公務死			一	一	二
日清戦争	戦死	二			一	三
	戦病死					
台湾守備	公務死		二	一	一	四
日露戦争	戦死	二	四	二	二	一〇
	戦病死					
	公務死	二	二	二	大	一三

		シベリヤ出兵及満州上海事変		日華事変		太平洋戦争		総計
		戦死	一	戦死	七	戦死	一四三	二一一
		戦病死	一	戦病死	二	戦病死	四四	
		公務死	一	公務死	二	公務死	大	
陸軍			一		九		一三	二〇三
			二		二		五六	
			一		大		三	
			二		大		七二	二五五
					大		二〇	
海軍			一		大		九〇	一四八
			一		四		二九	
			二		一四		一四八	六七七
			三		二		三	

2　太平洋戦争に於ける地域別死没者数調

地域	中之条	沢田	伊参	名久田	計
満州	三	六	二	四	一五
蒙古	一	一		二	四
ソ聯	二	三	一	一	七
朝鮮	一	一		一	三
中国	二	一三	七	三	三五
黄海、南支那海		三		一	四
フィリピン	三	二九	一八	三	一一〇
印度支那		一	一	三	五
パラオ諸島	八	一〇	九	六	三三
マリアナ諸島	三	二	一	三	九
グアム島		二			二
トラック島	二				二
マーシャル諸島	一	六		一	八
アドミラル諸島	二	一		二	五
ビスマルク諸島	一			一	二
ニューアイルランド	一			一	二
ニューブリテン島	六	一	三	三	一三
ソロモン諸島	四		一	一	六
ブーゲンビル島			一		一
ガダルカナル島			一		一

総計	一九三	一八〇	九三	三三	五八八
内地病院、其の他	三二	一三	五	一〇	四九
伊豆七島方面	一	二		二	一七
小笠原諸島	二	三		二	七
沖縄	九	三	三	二	一四
南西諸島方面	三	二	一	一	七
硫黄島	五	二		二	一〇
アッツ島	一				一
北方洋上	一	一二	一	二	四
南方洋上	五	一二	三	八	二八
太平洋方面	五	四	七	一	一七
インドネシア	七	二	三	二	一四
ビルマ	二	一五	五	三	五三
マラッカ海峡		一			一
スマトラ	一		一	二	四
バリ島	四				四
ペリリュー島	一				一
セレベス島			一		一
ボルネオ島	二	一	四	一	八
テニアン島	二	一		二	五
ダンビール海峡	五	一		一	七
ニューギニア島	一七	二四	一三	一八	八二

むすび

先祖伝来の日本刀を振りかざしての一対一の戦争から、一瞬にして何万、何十万の生命を奪う原爆による現代戦争まで、その間にわが町村民が如何に戦争とかかわりあいながら、生きて来たかを曲りなりにもまとめようと計画し、多くの方々から絶大な御協力をいただいたことを衷心より感謝してやまない。折角資料を頂いたり、御話を承ったりして原稿にしながら、頁数の関係から割愛せざるを得なかったことは、まことに申訳なく、且つ、残念に堪えない。悪しからず御諒恕を御願いする次第である。

「堪ヘ難キヲ堪ヘ、忍ビ難キヲ忍ンデ」一億総懺悔してから、はやくも三十年、目まぐるしく変転する社会状勢、国際状況のなかで、日本人として、また一町民として如何に生きるかが我々に与えられた命題である。明治以来いくたびかの戦争によって戦死病没された方々の御冥福を祈るとともに、地球上から人類の暴力による闘争が根絶し、世界永遠の真の平和が招来され保持されることを心の底から希望して筆をおく。

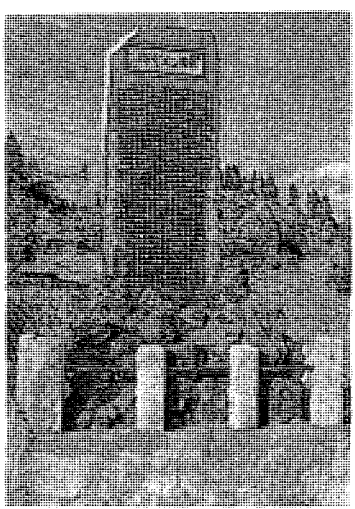
特輯Ⅱ　団体の歴史

一　中之条沢田耕地整理組合

1　開田記念碑

立派な灯籠のある社頭に立って柴宮神社を拝し右手を見ると、赤心館（公民館分館）の前に大きな記念碑がある。開田記念碑である。昭和三十七年十二月二十三日に建てたので、題額は田村喜八翁（九七才）書、選文は県議会図書室長萩原進、書は木桧宇志雄のものである。

中之条の地は吾妻川左岸の段丘上に在り、天恵の地形でありながら、川底より高所に位置するために用水に不足した。往古より導水問題の悲願であった。しかし水は高きには流れず雲梯の夢とされていた。明治中期に田中甚平の主唱で、引水の大事業を計画したが、巨費を要し、住民の負担過大のため挫折した。大正初年に時代の進歩は再び開田の必要を喚起し、時の郡会に陳情し、その決議を得て踏査の結果、四万川より延々二里余を導き開田する予定であったが、着手を見ずに止む。大正十年群馬電力株式会社に水利権の一部を譲渡し、代償として水路は同社の責任に於て施工することを盟約したが、遷延の中大正十四年群電は東京電力株式会社となった。同社は四万川発電所計画に着手したので、千載の好機と



中之条沢田耕地整理の開田記念碑

勇躍し、直に受入体制として中之条沢田耕地整理組合を組織し、組合長田村喜八を中心として新発足した。時に大正十四年なり。しかし昭和二年東電はまたこの工事を放棄するに至る。関係者の落胆言葉もなし。止むなく違約金三万五千円を請求し、単独施行の大英断を敢てした。かくして昭和四年九月全長一里余の用水路工事着手、翌五年七月歴史的通水式を行う。ああ水は遂に高きに流れる奇蹟を現出した。組合員は喜々として開田に専念し、美田百町歩に黄金の波打つ楽土を築いた。時に昭和九年八月なり。組合は二十三年普通水利組合に改組し、二十六年に土地改良区に組織変更し、伊藤理事長のもとに管理されたが、水路の老朽化による維持費の増大に苦慮した。時恰も県営山田川綜合開発事業開始を契機とし、発電所水路よりの分水を陳情し幸い県当局の認めるところとなり、三十五年三月分水に成功、用水は遂に磐石の安泰を得た。古人曰う。人増せば水増すと。先人の明見と努力を讃えこの用水に生きる万世の子孫に遺言するため、此の碑を建つものである。

2　耕地整理組合の設立

吾妻は山間の僻地で水田に乏しく、食料米の大部分は平坦地方から移入していた。郡民は産米増産のため開田を欲すること切なるものであった。然しこの事業は長年月と多大の経費を要し、その上地勢と水利の関係が益々それを困難に追込んでいる。

中之条折田地区は比較的平坦なので、明治中期の頃田中甚平の着眼する所となり、翁の踏査と設計に端を発して開田を企画した。然し有利な水源がなく、用水源を遠く四万川に求めたが、それも数里にわたる用水路は開削が至難で、巨額の工費を要することとなり、当時の粗放な農業状態と人口密度では到底その負担に堪え得ない。その上収支が償はないので再三の企画もその都度挫折して、天与の開田可能地を眺めながら放擲したのである。

星霜移り人文は年を追って発達し、加えて人口も増加、食糧増産の必要に迫まれてきたので、政府の食糧政策と相俟って与論を喚起し、再びこの天与の富源を開発すべき時は来た。即ち大正五年吾妻郡会は更に詳細な調査をするた

めに、調査費二六九円を議決し、県も亦農商務省開発課に技術者の派遣を請い踏査した結果、この事業は大体に於て有利で、少くも調査の価値があるものと認められた。大正五年四月中旬本県技術者によって詳細な導水計画及び開田地の調査に着手、翌大正六年一月中を以て計画並に設計を終了した。

この結果開田区域を本地区の北に接続している成田原及蓑原を加え、開田面積三百十六町歩とし、用水源を四万川に求め、犬麦平地内山口温泉より下流約三町の地点から引入れ、延長二里十町で蓑原に達し灌漑する。又開田事業だけでは導水路に巨額の工費を要して利益が少いので、発電事業を営み、企業の収益を増加し、導水路工費をこれに負担させる計画をたて、その事業費約二十五万円を計上した。

其の後米価低落、経済界の不況其の他諸種の事情等幾多の曲折を重ねて、大正十年愈々この事業が具体化し、四月二十四日吾妻郡役所に郡長名で、地元有志の参集を求め協議会を開いた。出席者は次の人々であった。

中之条町　田村喜八、田中甚平、桑原竹治郎、鈴木万作、高　　田治郎、本多秋太郎
橋市五郎　　伊参村　本多藤吉、斎藤五平、田村理市、唐沢本平
沢田村　折田九平治、折田軍平、関本貞次、唐沢一二、山

ここに至って初期の計画を変更して蓑原を除外し、成田原、折田、西中之条、中之条の地域を以て地区とし、事業の大部分を負担する用水路開鑿を群馬電力株式会社に委ね、同会社の発電権を認め、地区には毎秒二十五個の用水を分与する協議が成立し、桑原竹治郎外十四名は群馬電力株式会社と次のような覚書を取り交わした。（大正十年五月二十一日）

覚　書

成田原耕地整理組合創立委員桑原竹治郎外拾四名を甲とし、群馬電力株式会社取締役副社長田島達策を乙として四万川水利使用に関し左の条項を約定す

第一条　甲は乙の四万川の流水を利用発電する左の計画を賛し其の事業の遂行に尽力し乙が該水利使用の許可を得て工

事を開始する場合には該事業用水路敷地を提供すべし

第二条　甲は乙の発電所及之に附随する工作物設置に要する土地の買収に関し地主に交渉の上相当価格を以て契約成立する様斡旋すべし

第三条　乙は甲の企画に係る水利組合成立の上は成田原に於ける約十六町歩の灌漑用水として乙の第一発電水路中より常時毎秒拾立方尺の水量を分水し中之条町に於ける約百五十二町歩の灌漑用水として乙の第二発水電路中より常時毎秒拾五立方尺の水量を分水すべし

右の分水の設備は乙の水槽又は水路中に乙の費用を以て設くる制水門に於ける該水門を以て甲乙責任分界点とし制水門に設くる標尺に依りて水量を決定す

第四条　乙は前条水量の外成田原より上流に於ても灌漑時期中甲に対し更に相当水量を提供すべし

五条、第六条、第七条(略)

第八条　乙は第一条記載の水利使用を群馬県知事より許可されたときは其の許可の日より六ヶ月以内に工事に着手し工事着手後十八ヶ月以内に発電を開始すべし

第九条　甲は直に耕地整理組合を組織の上本覚書記載の各項を継承せしむべし　組合組織の許可の延引の場合は甲は連帯を以て第一条第二条第七条の約定を履行すべし

このように契約もできて進捗するかに見えたが、群馬電力との折衝、経済界の動きなど徒らに事業着手を遷延し、大正十四年を迎えた。この年三月群馬電力は早川電力株式会社と合併して東京電力株式会社と改称し、発電計画の歩を進めることになった。

東京電力株式会社が現地調査した結果、第一発電所（成田原関係）の工事は後期に繰延べ、前期工事として第二発電予定地を変更して工事に着手することとなった。

そこで成田原の開田を後期とし、折田、西中之条、中之条町の関係者で耕地整理組合を組織して、東京電力株式会社の工事と相俟て工事を開始する方針を定めた。

組合設立　大正十四年五月二日中之条沢田耕地整理組合設立発起人会を開催した。

発起人

中之条町　田村喜八　町田帰一　桑原竹治郎　剣持真平
中沢祥平　町田崇山　伊能八平　田中省一郎　鈴木万作　高橋市五郎　蟻川七郎次　福田豊三郎　唐沢磯吉
沢田村　町田庄蔵　折田軍平　水出永吉　折田九平治　折田次三郎　田村儀作　黒崎鍋十郎　伊東和平　山口福八

創立費は金弐千五百円を計上し、組合創立事務所は中之条町役場内に置くことにした。

次の役員が選出された。

委員長　田村喜八　副委員長　折田九平治
委員　折田軍平　田中省一郎　桑原竹治郎　高橋市五郎
蟻川七郎次

かくして本格的に組合設立準備が始まった。

同年六月二十七日には中之条町長町田崇山、沢田村長町田庄蔵連名で、東京電力株式会社社長宛に次の文書を出している。

耕地整理施行に関する件

予而貴社との間に協約を遂げ居り候四万川引用発電事業と相俟て施行すべき、中之条沢田耕地整理事業左の通り進捗致居候条此際貴社に於ても速に発電事業の御計画を御進行願い以て相互福利の増進を期し度尚近々中に役員出頭委細申述度何卒宜敷御取計願度此段及御通知旁々御願候也

記として発起認可申請の委員長常設委員名を報告している。

耕地整理組合設立総会　大正十四年十二月一日午前十一時三十分中之条町役場内の本組合事務所に於て設立総会を開いた。地区内の総地積は一九八町七反六畝二六歩九合一勺総地価七五〇八円四九銭で、土地所有者総数三五五人、出席者数二四五人である。

議事状況　組合設立認可申請者田村喜八議長席に着き開会を宣し、組合設立認可に至るまでの経過を報告し、設立に関する費用の承認を求めた。星野辰蔵原案に異議なきことを述べ、田村丑十郎賛成意見、その他多数賛成、満場異

議なく承認した。

議長は組合長以下役員選挙を行う旨を告げたところ、折田秀信発言して、組合長には田村喜八を選任し、組合副長及評議員は議長に於て指名願いたいと述べた。蟻川七郎次賛成、その他多数賛成したので議長はこの提案の可否を議場に問い満場の賛成を得て左の如く指名して選挙を終了した。

組合副長　町田崇山　折田九平治　　折田軍平　高橋市五郎　水出永吉

評議員　桑原竹治郎　田中省一郎　町田帰一　蟻川七郎次

総会後同年十二月十二日組合会議員の選挙を行った。選挙長は田村喜八組合長、立合人は町田崇山、折田九平治高橋市五郎、折田軍平の四氏、投票総数二五六。有効二四一票、無効一四票、開票の結果三十人が選ばれた。

同年十二月十八日評議員会議で吾妻郡長富塚善助、中之条農業学校長加賀山程吉の両氏を本会顧問に嘱託した。

このように進捗したが、去る十二月四日吾妻郡長から次のような通達を受けた。

耕地整理組合工事施行に関する件

左に認可申請に係る中之条沢田耕地整理組合設立の件十一月二十五日付を以て其の筋より認可相成候処右事業中開田は用水源を東京電力株式会社に於て施行せしむる新設水路より分水する計画なるを以て同会社の用水路の工事を行い引水すること得るの時期に至らざれば開田並びに之に伴う施設の工事を為すも効果なく或は不利益を招くが如きことなしとせざるを以て開田並びに之に伴う施設は東京電力株式会社に於て引入水路の開鑿工事の竣工確実なる時期を俟て工事に着手するようせらるべく及通達候也

3　組合の活動開始

大正十四年十二月十九日附申請の起債金三六五〇円も十二月十九日県知事牛塚虎太郎の認可を受けた。十二月十八日の組合会議で決めた予算は大正十五年三月までのものである。

収入　借入金　三、六五〇円

支出（四ヵ月分）事務所費　九二五円（組合長報酬四〇円月一〇円　副長報酬一六円月二円　評議員報酬三〇円一日一円五〇銭　書記給料二七二円月一人平均三四円　備品費二三〇円　消耗品費七七円　其の他略）　会議費九一円　組合債費八五円　設立費二、五二五円　予備費二四円　計三、六五〇円

工事　大正十五年度から昭和二年度にかけて金三〇、二七〇円の予算で組合として工事を始めたが、主として市街地及びその附近の道路側溝等である。

銀行横町通りの新設（工事費四二二円九〇銭）王子～反町道の拡幅　朝日座横町の拡幅　西中之条から折田に通ずる二間幅道路新設　四万新道（五間幅）の新設　大正十五年十一月二十日起工式補償費標準は次表のとおりであった。

畑之部

大字	土地等級	土地等級	土地等級	土地等級	土地等級	土地等級	土地等級
中之条	二一等	三四等	六五等	八七等	一〇九等	一二一等	一三類外二一等
西中之条		二一等	四三等	六五等	八七等	一〇九等	一一類外二一等
折田		二一等	四三等	六五等	八七等	一〇九等	一一類外二一等
一坪当り補償金	一〇銭	九銭	八銭	七銭	五銭	四銭	三銭

田之部

大字	土地等級	土地等級	土地等級	土地等級	土地等級
中之条	二一等	三四等	五六等	七八等	九等
西中之条		一等	二三等	四五等	六等
折田		一等	二三等	四五等	六等
一坪当り補償金	一九銭	一七銭	一五銭	一三銭	一一銭

宅地之部

等級	四六 四五	四四 四三	四二 四一	四〇 三九	三八 （三七）	三六 三五	（三四） （三三）	三二 （三一）	三〇 二九	（二八） （二七）	二六 （二五）	二四 （二三）
坪当り補償金額	六〇銭	五五銭	五三銭	五〇銭	四七銭	四四銭	四〇銭	三六銭	三二銭		二八銭	二四銭
等級	二二（二一）	二〇	一九	（一八）	一七	一六	一五	（一四）	一三	一二	一一	
坪当り補償金額	二二銭	二〇銭	一八銭		一六銭	一四銭	一二銭		一〇銭		八銭	

備考　（　）ヲ附セル等級ハ地区内該当ナシ。山林原野等記載セザル地目ニ対シテハ凡テ一坪当り金二銭ヲ補償ス

その他の補償　桑樹尺廻り以下一株に付金三銭　桑樹高木尺廻り以上一株につき金五〇銭及至金二円

組合の扱った道路

中三〇号　朝日座横道より唐沢国太郎前まで（幅三間）　中四三号　唐沢国太郎前より折田西中之条界まで（幅二間半）　中一三号　朝日座前より北へ約百三十間　中五一号　桑原竹治郎裏より曲ノ手に通ずるもの　中二五号　唐沢平七東より新道に通ずるもの　中一九号　中之条町役場裏道　中六九号　銀行横道　中四四号　新田末広亭横道　二三号赤心館前より竹の花に通ずるもの　中二八号、二九号　新田地内諏訪山南の道　中二四号　新田蟻川賢次郎宅横道　中四一号新田清水亭横道　中一八号　蟻川角次郎前より竹の花に至るもの　中二〇号　中二三号道路に併行するもの　永一二号　折田西中之条界より折田九平治前まで（幅二間半）　永一一号　折田九平治前より松井弥平前まで（幅二間半）永四〇号　高橋市五郎前より新道に通するもの　永五〇号　塩原万造西より新道に通ずるもの　折七号　折田九平治前より県道に通ずるもの　第一四号　松井弥平前より黒崎鍋十郎前まで

4　東電用水路建設事業の放棄

昭和二年四月三十日には東京電力山田川第二発電所実施認可があり、事業も進行の態勢となったが、いよいよ水路用地の買収に入ると、思いがけず暗礁に乗上げ、遅々として進行しない。会社側で買収価格を決めてきていることも

あり、組合の表示した買収価格に対し、売主側はその倍額を要求してきたのである。副長折田九平治交渉委員長は山田にとび下沢渡に走り折衝した。また専任交渉委員に折田軍平を嘱託した。

五月十日東電から用水引入口用地買収交渉中止を正式に通知してきた。折田九平治副長は五月十八日急遽東電本社に出張、村尾理事に面会、山田川筋用水引入口用地交渉休止方の理由及び契約に依る本組合への給水方法について懇談した。会社側の話は次のようであった。

東京電力と東京電灯が合併した結果、引入口の貯水池の必要を認めず、用地買収を見あわせた上、適当の箇所からポンプで揚水し、旧来の契約を実行する見込みなので、確定の上は組合に於ても之を承諾し、該工事に対し利便を計って頂きたい。尚ポンプ揚水の場合は工事費約十万円、電力二五〇馬力を要し、電力科工事費利子等毎年の経費二万円、尤もこれは永久というわけではない、山田川発電工事完成までのこと、又用水地交渉も進行しておれば用地だけは買収しておくのも一方法であろう。一時延期とすれば五ヵ年以上であろうし、それまで水利権は多分県の了解のもとに保持できる見込み、また金銭での解決もよんどころない場合に処する一方法である。このようなわけである。

このことについて組合は県監督官にも協議し、東電から正式に回答してきた節、協議を遂げ、会社側と確実な契約書を作成交換する必要があるということになった。

このようになっては覚書通りの分水も望み薄になるので、田村組合長時には折田九平治副長また町田崇山副長等評議員を同道、東電に出張、出水工事を急速に実施されるよう懇願、その上会社側の意向も聴取したが、十分な回答は得られなかった。

昭和二年末遂に覚書を破棄して新覚書を契約したいと通告してきた。その後もあらゆる手を尽して東電と交渉、導水工事の実現方を交渉したが、一年近く経過し、昭和三年十月三十一日田村組合長は儘田書記を同伴して上京、東電と交渉の結果を十一月四日の役員会議に次のように報告した。

ポンプ揚水の場合、五ヵ年後の経費負担の件を修正してほしいと交渉したが、会社側は応じがたいという。そこで組合は代案を提出した。それは組合で単独導水計画を立てるが、その工事を会社で負担されたいと申出た処左の通り回答した。

一、組合側の計画変更は会社として認めることはできない。

一、大正十年五月二十一日付覚書を破棄する場合は、揚水期発電に支障ある場合を除き、組合に於て四万川より十五個の水を引用することに異議はない。この場合に於ては会社は一時金三万五千円を支払うこと。

このような結果になったが、尚一応交渉し一日も早く解決に努力することに一決した。

組合会議で会社提案を大体承知し、尚交渉し、その結果で方針をたてることに意見が一致した。折田九平治、蟻川七郎次の二氏が上京して、滞京中の田村喜八組合長と打合せの上、会社の違約金を三万五千円以上要求し、それが容せられぬ場合は止むを得ず三万五千円で承諾解決ということに決定した。

かくて昭和三年十一月六日東電との交渉に入った。

場所　東電、東電側　穂積申彦　志村光弥、組合側　田村喜八　折田九平治　蟻川七郎次　儘田亀七書記、県側小野技師

組合は会社の提案三万五千円では少額に付四万円の支給方を懇請した。会社は即答しかねるとして尚一夜詮議の上というので回答は十一月十五日迄として一同退社した。十一月三十日田村組合長儘田書記と出京、東電の回答を促したが、重役未決済のため確答しかねるという返事、更に十二月五日を期して帰町、十二月十一日田村組合長出京、東電と交渉したところ、重役未決済であるが、協議中の按文を示され、補償として三万五千円支払うことを筆答された。この案は重役一同承認の後総会後協定を約し、遅くも年内に決定するということであった。十二月十六日蟻川七郎次上京東電の決済促進のため滞京したが、明年一月二十日まで延期を申込んできた。年明けて一月十七日田村組合長東電に出張交渉した処漸く次のような決済になった。

さきに中之条町外二ヶ村耕地整理組合創立委員桑原竹治郎外十四名と群馬電力株式会社取締役副社長田島達策との間に作成せる大正十年五月二十一日付覚書は今般甲乙協議の上之を破棄することに決定し、新たに東電（甲）と耕地整理組合（乙）の間に次のような、二種の覚書を作成している。

一の乙覚書は乙の四万川よりの毎秒十五個の水を引用するも異議なし。甲の発電所建設工事を施行するときは乙は協力すること、また追書として契約破棄について補償金三万五千円支払うことを明記している。

二の乙の覚書では甲の工事について乙は敷地の提供と甲の水路を乙が要求すれば共用を認めることなど契約している。

これは昭和三年十二月二十六日の契約である。この問題は昭和四年二月七日の評議員会で承認している。

かくしていよいよ組合独自で通水工事に乗出すことになった。

5　独力による水路工事

昭和四年二月七日の評議員会で、田村組合長は次のように報告し協議している。

会社と水路共用の覚書を余儀なく破棄したので、幹線水路を組合で築造しなければ引水は不可能になったので、設計方を県耕地課に申請し既に二月二日実地測量を終了し、現在耕地課の春山技手其の他の技術者に於て設計中である。技術者から洩れ聞いた概要は次の通りである。

幹線用水路工事概要

一　水路延長　二、二三七間

取入口　下沢渡字沢口高橋より上流約三十間の地点、四万川の水十五個取水する水路終点地区内大字折田字滝沢四〇九（高札坂上北方約六十間）

二　工事費金　九五、七〇〇円

内訳

土工費　一二、〇〇〇円　石積護岸費　四、〇〇〇円　隧道費　二九、六〇〇円　用地及補償費　三、〇〇〇円　暗渠費　二二、二〇〇円　予備費　一、五〇〇円　開渠費　一七、

四〇〇円　樋管費　六、〇〇〇円　　二七三円

以上工事費の内、会社分水点より以東を分けて概算すると、

工事費金　二八、五〇九円五〇銭

内訳

暗渠　一五、七五九円　開渠　四、三二九円

五〇銭　土工開渠　一、一四八円　暗渠　七、

工事費の負担　用水路工事実施にあたって工事費の負担をどの様にするかであるが、総額を東電よりの受入金三五、〇〇〇円と該工事に対する政府助成金をもって充当し、不足分に対して、大字中之条町に於て特に八割負担し、組合費負担を二割とすることで提案通り満場賛成で決定した。但しこれに就いては村方は用地買収にあたっては好意をもって斡旋し、土地収用法など適用しないで解決するよう尽力されたいという希望条件が出されて了解された。

一反歩負担　　備　考　　一船工事費　四四円五三銭

開田費　五一円二三銭　開田約四五町歩　　用地買収標準価格（坪当り）

畦畔費（田）　四円二五銭　整理後田六九町三反歩　　田　四円　宅地　五円　畑　三円二〇銭　桑畑三円五〇銭

畦畔費（畑）　三八銭　整理後畑一〇六町五反五畝　　普通畑　三円　山林　一円　家屋移転　二、五〇〇円

水路工事着工　昭和四年七月三十一日の評議員会で評議員も七名を十名とし、組合とすれば最も重大な時であるからその辞職は許さず一図に邁進することを誓約した。時の評議員は次の通り

蟻川七郎次　水出永吉　福田豊三郎　折田軍平　折田藤七郎　　小池元次郎　高橋市五郎　町田帰一　中沢祥平　桑原雄一郎

九月二十一日起工式を挙行した。請負者は東京の中村金平と常盤商会である。上流は常盤組、下流は中村組という分担で工事は進行した。同年十二月二十日町田帰一、桑原雄一郎、小池元次郎の三氏がやむなく退任したので、補欠選挙をなし、小池龍一、望月藤吉、田中平太郎が評議員に当選した。

評議員も納得し役員の事務分掌も決定した。

工事係、蟻川七郎次、高橋市五郎、水出永吉、桑原雄一郎

会計係、町田帰一、折田九平治

庶務係、町田崇山、折田軍平、小池元次郎

通水の喜び　水の取入口附近は両岸は懸崖状の岩石で成っていて、河床は堅い岩盤なので堰堤を設けず河床の岩盤を僅か三十間ほど掘鑿して水路を設けて、自然に流水を取入れた。水面標高は渇水時で一三五二尺で長田原耕地の標高が一三二〇尺であるから、三二尺の落差があることになる。用水路総延長は二二六〇間、経費は一一〇、〇三一円を要したのである。苦心の用水路工事も遂に竣工したので、昭和五年七月十六日午前九時から報徳折田神社境内で喜び通水式を挙行した。



四万川より見た用水の取入口

工事報告、続いて中村常盤両請負者に感謝状贈呈、工事監督者（二名）に記念品を贈った。記念絵葉書を招待された来賓組合員に配布、また写真帳を製作して工事係と県官その他に贈呈することとした。式後二合瓶詰の酒、赤飯肴で祝宴を開いた。苦心談は限りなく続き歓喜は境内に溢れた。

6　開田工事

昭和五年度施行工事

折田字瀧沢、西中之条県道以北、中之条朝日座横町より中十三号線道路以西

面積　約七十町歩、内田地十三町四反歩、開田十七町六反歩、この工事費概算

道路（五六線）費一、六〇〇円　溝渠費四、〇〇〇円　橋果費（三〇橋分）一、〇〇〇円　樋管費（七〇箇所）一、五〇〇円　その他　一六、六〇〇円　合計二四、七〇〇円

区域内の人夫を部落別に団体を組織して、区画を定めて請負う方法をとった。人夫は毎日百人位、五ヵ月間約一万五千人を要する見込みで進めた。

耕地整理後援会も組織された。会長は伊能八平、副会長は中沢祥平、委員には坂西隆太郎、近藤太郎、関梅吉、小池龍一、望月藤吉、田村丑十郎、田村正平、小池時次郎、伊能耕三等が名を連ね、当時不景気で寄付金も予期の成果も望めないので外部から協力したのである。

昭和六年度は折田定光寺。折田永田原以南、西中之条県道（五間道路）以南及小川の一部

昭和七年度は右の残工事一切を実施した。

工事費をみると、昭和五年一〇、九二二円八八銭、昭和六年一四、九三六円四四銭、昭和七年一七、四〇一円五二銭、昭和八年七、四五〇円、昭和九年四、三二五円五四銭

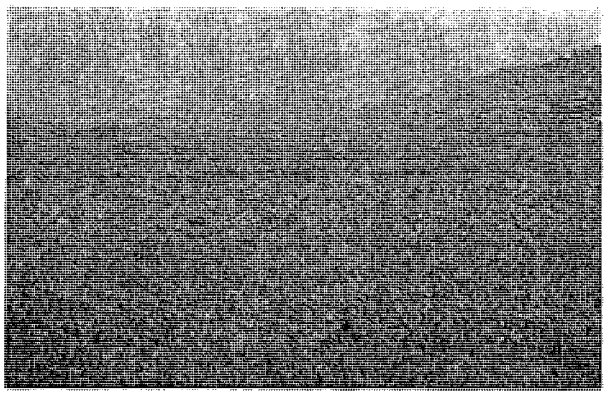
ここで耕地整理の実績をみておく。

	耕地整理施行前	耕地整理施行後		耕地整理施行前	耕地整理施行後
田	二二九反七二七坪	九九七反五〇〇坪	原野	一一反二〇〇坪	〇反七二五坪
畑	一、四八九反二〇〇坪	七五六反九〇〇坪	溝渠	三五反七一七坪	六六反五二九坪
宅地	六九反〇五六坪	七〇反八六九坪	道路	一〇一反八一一坪	一二〇反一一一坪
山林	三六反一二二坪	一一反〇二五坪			

7　遂に完全美田となる

昭和九年度に開墾助成法による工事は完了したが、冷害や九月の水害等のため、思い通りの収穫はなかった。翌十年は復旧工事並に残った暗渠排水工事、床締工事等を施行して事業の完成を期した。

昭和十年は気候も順調・病虫風害もなく完全の成熟をとげたので、成績は頗る良好であった。開田面積七十五町八反八畝歩、平均反当収量玄米二石として予想収量千五百十七石六斗と見積ることができた。耕地整理だけの田と合せて百町歩がまことに黄金の波打つ美田となったのである。田村喜八組合長をはじめ役員諸氏、組合員一同は秋日のもと豊かに実った美田をみて、これこそわが楽土と手を打ったことであろう。この喜びと感謝の念は、柴宮神社社頭の開田碑となり、報徳折田神社境内の折田九平治翁頌徳碑となって、今も人々の心に呼びかけている。



折田地区の美田風景（下折田）

折田九平治翁頌徳碑

夫れ人士の社会に処する本分は厚生利民の実を挙ぐるに在り。吾郷の先覚折田九平治君少うして福永鏘太郎先生の訓を受け、明治二十三年四月慶応義塾に入り、福沢先生の教化に育くまれ三十五年帰郷す。識見衆に越え農村の建実は須らく子女を導くにありと、折田報徳会を創立し其の会長となり、終生一貫三才の道を説けり。斯くて農業生産の増進は耕地整理にありとし、兼ねて折田中之条一帯の耕地に四万川を利用し、水田の利を起せり。而して君の才能は村自治行政の枢機に参与せるのみならず、経済各般の機関たる組合の組織に専念せる等詳述に遑あらず。大正十二年四月産業組合群馬支会、次で昭和十六年四月群馬県耕地協会の表彰洵に故あり。郷人君を思慕し、茲に報徳折田神社祠頭に碑を建て、君の功績を後世に伝う。先賢言へらく農は国の大本にして一人耕さざれば百戸飢ゆと。此郷豊穣の秋、万項の金波恵風に靡く。家々鼓腹撃搏して歌う。嗚呼君の遺徳偉なりと謂うべし。

昭和二十七年四月

同窓の友　田村茂三郎識并書

8　普通水利組合となる

中之条沢田耕地整理組合は工事が完了したので、昭和二十三年度に於て解散し、中之条沢田用水普通水利組合に改編された。大正十四年耕地整理組合組織以来二十三年間の永きにわたり、組合長として水路建設、開田開畑、耕地整理に献身的努力を続けてきた田村喜八も百町の美田に満足、立派な功績を残して勇退したのである。

改編された中之条沢田普通水利組合は、中之条沢田耕地整理組合が解散すると同時に、その組合の権利義務及財産の一切を継承したものである。組合事務所は中之条町役場内に置き、管理者は中之条町長小池遵正、管理者代理は中之条町助役小池弘一郎である。

区域は旧中之条沢田耕地整理組合の地区とし、灌漑のため四万川を疎水し、これに必要な事業を行うことを目的とする。第一回組合会議員には次の諸氏が選出された。

西中之条　福田徳次郎　高橋亮一　篠原里平　伊藤良一　折田　小渕忠次郎　田村友市　関本政雄　鹿野折雄　水出
蟻川克己　剣持春吉　加納繁太郎　保太郎　福田彦太郎　星野政太郎　折田卓一　折田次三郎
中之条町　山本源作　塩谷喜久司　田村八十八　剣持龍三　田村喜伊
郎　田村喜八　千島圭次　高橋高次郎　伊能八平　戸沢新　書記には役場吏員富沢寅吉、伊能三四郎、綿貫其吉の三氏
之助　田中平太郎　関静　町田善蔵　関周一郎　が任命された。

第一回組合会議は昭和二十五年七月二十日に開かれて、議長に蟻川克巳が選ばれ、常設委員には次の十名が選出された。（高橋亮一　高橋高次郎　伊藤良一　町田善蔵　蟻川克巳　小渕忠次郎　塩谷喜久司　鹿野折雄　加納繁太郎　折田卓一）

組合賦課率は水田一反歩に付金二百円で、七月末と十二月十五日の二回に徴収することに決定した。

昭和二十五年度予算

歳入		歳出	
一組合費	一七〇、〇〇〇円	一会議費	一三、五〇〇円
二寄附金	二四、〇〇〇	二管理費	四一、四〇〇
三雑収入	三〇、〇〇〇	三事業費	一二一、〇〇〇
四繰越金	一、〇〇〇	四組織変更費	二八、五〇〇
		五予備費	二〇、六〇〇
合計	二二五、〇〇〇	合計	二二五、〇〇〇

事業　昭和二十五年五月の水害で破壊された用水取入口其の他の復旧工事をなし、五月十八日竣工式を行っている。この費用は一九五万円この内県補助金は経費の六割五分で一二六万七五〇〇円、借入金は六〇万円で足りた。

9　土地改良区となる

土地改良区へ組織変更認可となる。

昭和二十四年六月六日法律第一九五号として土地改良法が制定され、同年八月四日政令第二九五号として土地改良法施行令、同日農林省として土地改良法施行規則が制定された。これによって用水普通水利組合は、昭和二十五年五月三十日土地改良区への組織変更のため、その委員として蟻川克巳外六名が選任され準備に入った。土地改良法の制定により三年以内即ち昭和二十七年八月三日までに土地改良区に変更しなくてはならないのである。

昭和二十六年三月二日の中之条沢田普通水利組合議会で、土地改良区定款、規則、事業計画書を設定し、理事監事を選出した。

定款は四十八条からなり、第一条では

この土地改良区は農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、土地改良事業及びこれに附帯する事業を行い食糧増産に寄与することを目的とすると述べている。

理　事　高橋高治郎　塩谷喜久司　町田善蔵　伊藤良一　加　監　事　関本政雄　蟻川克巳(昭和二六、四、一就任)
　　納繁太郎　折田卓一　水出保太郎　　組合員は三一四名である。
理事長　伊藤良一

主な事業（水路修理工事）

第一工区	四五四メートル	経費一、〇〇〇、〇〇〇円
第二工区	九七一メートル	一、五三〇、〇〇〇
第三工区	二〇六メートル	七三〇、〇〇〇
第四工区	六メートル	一五〇、〇〇〇
第五工区	一八メートル	七五〇、〇〇〇
計	一、六五五、五メートル	四、一六〇、〇〇〇円

四万川の取水口から本地区まで、約四キロメートルの水路はほとんど隧道であるが、地区に入ってから幹線並に支線は、長年月にわたり風雨又は寒冷のため形を崩し、所々に漏水甚しく、場合によっては用水の不足を来たすようになった。そこで全水路をコンクリート水路に改良したもので、昭和二十七年度から昭和二十九年にかけて施行したのである。

用水源の確保　県が四万川の流水を使って、県営の発電所を建設することになったので、中之条沢田用水土地改良区と県との間で、次のような同意書を取交わしている。

同意書

中之条沢田用水所要量の分水の方法については別途協議するものとして、中之条発電事業実施に同意致します。

昭和三十三年四月七日

中之条沢田用水土地改良区

理事長　伊藤良一

群馬県知事竹腰俊蔵殿

発電所建設計画が進捗したので、同年十一月二十五日両者で次のような協定を結んでいる。

中之条沢田用水協定書

群馬県企業山田川開発事業施行に関し群馬県電気事業管理者を甲とし（以下甲と称す）中之条沢田用水土地改良区理事長伊藤良一を乙（以下乙と称す）として中之条発電所建設に伴い将来中之条沢田用水土地改良区灌漑用水の取扱について左記の通り協定する。

記

一、乙の灌漑用水は中之条発電所工事完成後発電所水路を使用して導水することを甲は承認する。

二、乙の灌漑用水は水槽から分水するものとする。

②　分水量は最大十七立方尺毎秒灌漑水路水深八五センチメートルとし最少五立方尺毎秒水深三四センチメートルとする。

③　時期別分水量は次の通りとする。

六月一日より七月三十一日まで毎秒一七立方尺（〇、四七立方メートル

八月一日より同月末日まで毎秒一四立方尺（〇、三九立方メートル）

九月一日より九月十五日まで毎秒八立方尺（〇、二二立方メートル）

九月十六日より翌年四月十五日まで毎秒五立方尺（〇、一四立方メートル）

四月十六日より五月三十一日まで毎秒一四立方尺（〇、三九立方メートル）

④　灌漑用水路水深測定位置は中之条町大字折田字定光寺二、二五三番地地先とする

三、用水の分水施設及び既設用水路との連絡工事は甲の設計に基いて協議の上甲の費用において甲が施行するものとする。

四、分水施設から既設水路までの維持管理は甲が行うものとする。

五、取水及び分水施設水路までの維持管理は甲が行うものとする。

六、七、八、九、一一、二〇、略

尚旧取水口施設は発電所完成以後は灌漑並防火用水として使用することを昭和三十五年五月十八日県知事竹腰俊蔵の許可を受けている。

かくして県営中之条発電所が竣工し、昭和三十五年三月一日発電開始と同時に中之条沢田用水土地改良の灌漑並に防火用水を確保することができたのである。

こう述べてくると簡単に分水契約ができたようであるが、実は分水には県がなかなか承知せず、交渉が山に乗りあげたかに見えたが、水利権のある地元組合員が強硬に出たので、昭和三十三年四月七日の発電所建設同意書調印となり、今日の喜びとなったので、組合員の胸に深く焼きついている。これで幹線水路の老朽化による多大の維持費に悩むことも解消されたのである。

歴代理事長

	就任	退任	
伊藤　良一	昭和二六、五、二一	昭和三六、五、二一	
塩谷喜久司	昭和三六、五、二二	昭和四六、五、二二	
蟻川　克巳	昭和四六、五、二二	現在	

10　組合の現状

役職員（昭和四九、五現在）

理事長　蟻川　克巳　　理事長代理　剣持福治
理　事　田村藤太郎　　理　事　折田　次郎
理　事　田中　孝宜　　理　事　唐沢　李次
理　事　金井　滋之
代表監事　黒崎　茂　　書　記　小渕　富美夫

組合員数　三〇三　地区総面積七六町八反九畝七歩

二　美野原耕地整理組合

1　開拓記念碑

組合員の汗で開かれた美野原の壌土に立ち、心尽しの美野原開田碑を仰ぐ。題額は「開拓記念碑」農林大臣福田赳夫の書である。

ここ美野原三百町歩は隣接諸村の営農地として開耕されていたが、平均六百米の高地のため用水を欠き僅かに畑のみの土地であった。明治中期すでに開田が企てられ、先覚者が幾度かその実現を図ったが、遂に成功を見なかった。昭和十四年国家非常時局に会し、食糧増産の急務に呼応し、関係村民の熱意と有志の奔走により、遠大にして至難な四万川引水開田の大事業をもくろみ、まず水利権を獲得し併せて県営事業施行に決定した。工を順調に運ぶため地元は美野原耕地整理組合を設立し、両者相俟ってその実現を期したが、延長八粁に亘り四万川の水を導くことは難事とされた。幸い昭和十六年農地開発営団の造成事業として実施され、地区外導水幹線隧道工事は県営で進められたが、大東亜戦争の苛烈に伴う資材人員の不足のため捗らず、加えて昭和二十年八月終戦の混乱と無秩序の下に於ては中止以外になかった。然るに昭和二十年土地を営団が買上げ、緊急開拓事業として続行されたが、その営団が閉鎖機関となり、又々大きな挫折に当面した。組合代表はしばしば関係方面に陳情した結果導水幹線工事のみは昭和二十二年度より国営移管となり、予定の如く竣工し、夢にまで見た四万川の清流が毎秒〇、八三屯滔々として凱歌を奏するように流通した。時に昭和二十八年三月であった。これより先組合は存続の意義を失ったので一たん解散したが、二十七年九月営団に買収された土地が再び関係者に売渡されたので、一同は直ちに土地改良区を創立し、区画整理と開田に取組み、営々辛苦三ケ年を費して三十年度に美田百町を完成し、玆に一団地としては郡内最大の面積を誇る楽土が開かれた。今あらためて通水十周年に際し、一はこの事業に寄せ

られた今日までの官民各位の功労を讃えるため、一はこの美田を子々孫々に譲り与える証しのためにこれを建つ。名も美わしき美野原よ。この碑と共に永くその歴史を伝え何時までも美しく栄えあれ。

昭和三十八年十月十日
群馬県議会図書室長　萩原進撰文
木檜宇志雄書

裏面には耕地整理組合当時の役員名、土地改良区創立の役員名、発起人として土地改良区役員並に総代名が刻まれて居り、石工は斉木市太郎である。

読み終って開田までの由来とその苦心を知ることができ、敬虔な気分に包まれて先人の努力を偲ぶことができた。

2　美野原耕地整理組合の設立

碑面に刻まれているように、明治の中葉から美野原（蓑原）に水を引き開田したいという希望を話合い企画してみたが、具体化するところまでいかず、徒らに時が過ぎた。大正五年に吾妻郡会は詳細の調査を遂げ、その調査費の支出を議決した。県当局も農商務省開墾課に技術者派遣方を申請し、其の調査の結果有利の事業と認めた。同年四月以来県当局の技術者によって更に詳細に開田地及導水路調査が行われ、開田区域を蓑原成田原、折田、中之条の二十町歩として、用水を四万川に求め犬麦平の地点から引入れ、延長九粁で蓑原に至って開田とするという計画並に設計が、大正六年一月中旬にでき上った。当時米価は低落し、経済界は不況となり、幾多の曲折を経て大正十年を迎えた。

大正十年四月二十二日には郡長が呼びかけて蓑原の開墾問題を議題として協議会が開かれた。参集者は中之条町田村喜八、田中甚平、桑原竹治郎、鈴木万作、高橋市五郎、沢田村折田九平治、折田軍平、関本貞次、唐沢一二、山田治郎、本多秋太郎、伊参村本多藤吉、斉藤五平、田村理市、唐沢杢平の諸氏であった。ところが発電所の第一を上流、

第二を下流に建設する計画であったが、群電の都合で第二発電所を先にし、第一発電所を後廻しにしたので、やむなく蓑原と成田原を除外して折田、西中之条、中之条だけ開田開畑することになった。そのため蓑原と成田原はしばらく時の到るを待つことになった。

ところが日華事変勃発、戦局が次第に拡大されて昭和十四年になると、食糧増産が強く叫ばれた。事変下食糧米の不足、米価格の高騰のため政府は米穀増産を国民に呼びかけた。本郡でも郡内で組織された農兵隊が蓑原で開墾を開始した。ここに於て地元民は一大決意をもって多年懸案の蓑原成田原開田事業を実施することに決し、昭和十四年九月十六日四万川河水統制期成同盟会を組織して、具体化運動に着手した。

中之条から高橋市五郎、田村喜八、木暮寿雄、蟻川潔、時の町長桑原雄一郎、沢田から本多高十郎、折田九平治、折田藤七郎、村長町田義一郎、伊参から村長唐沢杢平、小林文平、斉藤半七、斉藤五平の諸氏が集合した。先ず手始めとして県に耕地課技術員の派遣を請い、蓑原成田原の調査をなし、実施計画を作成した。準備完了して昭和十五年三月十二日左の通り美野原耕地整理組合設立認可申請書を提出した。

今般美野原耕地整理組合を設立し耕地整理を施行致度候間
別紙取調書の国有地編入の儀を併せて御認相成度設計書規約
並に同意を証する書面其他関係書類相添へ此段及申請候也

昭和十五年三月十二日

吾妻郡中之条町大字中之条町九五六番地　桑原雄一郎

吾妻郡沢田村大字山田二六四六番地　町田義一郎

吾妻郡伊参村大字五反田一六七三番地　唐沢　杢平

群馬県知事　熊野　英殿

同年三月三十日組合設立が認可され、同年即ち昭和十五年四月十三日創立総会を開いた。役員は左の通り選出された。

地区内総地積二九一町七反二畝一〇歩三六
組合員数　四五七人
出席者　四二六人
美野原耕地整理組合組合長　桑原雄一郎（中之条）
組合副長　唐沢　李平（五反田）
同　折田九平治（折田）
同　高橋市五郎（西中之条）
評議員　田村　喜八（中之条）蟻川　潔（西中之条）
木暮　寿雄（伊勢町）折田藤七郎（折田）
宮崎順治郎（下沢渡）柏原　庄作（下沢渡）
本多高十郎（四万）斎藤　五平（五反田）
小林　文平（五反田）斎藤　半七（五反田）

この日組合規約も議決された。四十四条から成り、第一条では本組合は設計書及び本規約の定むる所に依り左の事項を行うとなっている。

一、土地の交換分合、開墾、地目変換、区画形質の変更、道路畦畔溝渠の変更廃置並灌漑排水に関する設備及工事
二、工作物の設置其の他の設備及其の維持管理

同年五月五日本組合会議員選挙を行い、左の諸氏が当選している。

中之条地区　木暮寿雄　伊能新作　福田豊三郎　篠原民五郎　星野政太郎　町田安一郎　金井田十郎　山口卯作　福田福太郎　田村喜八　竹渕一吉　小池竜一　田村文松　伊能耕三　唐沢平次郎　田村喜伊　今井仲蔵　島村磯吉　唐沢市太郎
伊参地区　斎藤半七　斎藤五平　本多藤吉　唐沢銀重郎　斎藤哲平　唐沢九十　森田茂次　小林文平　斎藤有造

五月十九日の会計主任は高橋市五郎と決定した。また先に本事業は大事業のため県営事業として施行されるよう申請していたが、引続き次の申請書を提出している。

県営美野原開発人事業費に対する分担金並一時分担金納付申請書
金拾九万貳千五百円也　分担金　金八万四千四円也　一時分担金

美野原開発事業を県営を以て御施行相成候場合は本組合として直接の関係あるのみならず多大の利益を受くるに付該事

業費に充当せんが為右の分担金並一時分担金は県の指定する
年度（自昭和十五年度至昭和十八年度）に於て納付致度候條
御採納相成度組合会の議決を経て此役及申請候也

昭和十五年五月

吾妻郡中之条町美野原耕地整理組合
組合長　桑原雄一郎

群馬県知事　熊野　英殿

かくして組合も成立、活動が開始されたのである。

3　幹線水路並に開墾事業

水の取入地点は四万川の上流山口温泉の下流四万字犬麦平地先四万川の左岸とし、それより隧道、開渠、暗渠により導水し本地区に達せしめ、地区内用水幹線及び幹線道路等の築造は県営により施行し、其の他の区画整理、開田開畑、支線用水路、支線道路等の工事は組合営事業として施行し、両者相俟って大事業を達成することとした。

現地の状況と計画

①　施行面積

地目	田	畑	山林	原野	道路	橋渠
施行前面積		一九九一、五二九 反 歩	七八六、四一二 反 歩	二二五、五一八 反 歩	二〇五、〇〇〇 反 歩	三一、一二七 反 歩
施行後面積	二四三五、九二四 反 歩	四六六、一一六	五三、二〇〇		一七四、二一四	一一〇、二〇二

② 耕作状況

この地域は畑山林原野等であって、この内畑が過半を占め約六割六分で、山林はこれに次ぎ二割七分、原野は最も少く約七分である。畑地の耕作も中之条地区はやや集約的経営であるが、成田原蓑原は地勢の関係か極めて粗放経営で作物も大麦大豆稗粟陸稲等の栽培が主なものである。

このような状況なので、食糧不足の現状打破のため開田計画をたてたのである。

事業計画の概要

① 幹線水路総延長　四、三四六間六

開　渠　一、八一三間　暗渠　二〇七、八間

隧　道　二、〇七三一間　サイホン　一五八、九間

余水吐　二六、八間　掛　樋　六二、一間

分水工　五、〇間　計　四、三四六、七間

橋　梁　二〇箇所　雑　工　四五箇所

県営工事として予算五五〇、〇〇〇円であった。

② 開田開畑総面積二九一町七反二畝一〇歩三六　工事は組合営で五年計画である。

年度	昭和十五年度	昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度	昭和十九年度	合　計
収入	七四、五一〇円	三一八、一二八円	三七五、一七八円	二四五、一一二円	二五、〇三二円	一、〇三七、九六〇円
支出	四一、五七〇	三〇〇、〇八〇	三四〇、三五〇	二〇二、五二〇	六五、四八〇	九五〇、〇〇〇

収入内訳（五ヵ年間合計）

組合徴収金　七二、五五〇円　借入金　六三〇、〇〇〇円

助成金　三二四、六〇〇円　その他　三、六〇〇円　繰越金　七、二一〇円　計　一、〇三七、九六〇円

備考　組合徴収金は地積割で予算金額の十五分の五、賃貸価格割で十分の五の割で分賦する。

4　県営工事着工

昭和十五年十二月八日県会議員町田崇山、菅谷勘三郎、関吉晴（旧名久田村出身当時高崎市在住）の三氏は美野原

開田事業促進意見書を県議会に提出したところ満場一致で可決された。食糧増産緊急の時局下地元民の熱望と、この事業が多額の費用を要するため県営で施行されるよう組合の熱意ある陳情と加えて県会の決議と相俟って県を動かし、取入口より幹線導水路、地区内用水幹線及幹線道路は県営工事で施行することとなったのである。昭和十六年五月十日農林大臣より幹線水路は県営工事として認可指令が発送されたという内達があったので組合員一同大いに喜んだ。県営工事予算五五万円計上され、昭和十七年九月一日着工した。



幹線水路の美野原分岐点

四万川を低堰提によってしめ切り、樋門に依り取水し、四万川左岸を隧道、開渠、暗渠、掛樋サイホン等の工事を施行して導水し、地区頭部である美野原台地に達せしめる。導水路延長実に四三四六間七分、取入量毎秒六〇立方尺である。昭和十七年二月八日県営美野原開墾事務所の事務を開始し、今年十月七日午前十一時四万温泉県営三号隧道入口で地鎮祭を行った。昭和十八年一月十五日には県営幹線水路工事は飛島組が請負い、人夫約八十余名動員して着々と進捗した。

5　開田開畑は農地開発営団

昭和十六年農事開発法が発令され、農地開発営団が組織され、美野原開墾地もこの営団の工事として施行されることとなった。同年三月十一日の組合会議に於て、工事を開発営団に移管することを議決した。開墾予定地は全部国で買収して施行することとなり、昭和十六年十一月二十八日から

翌年六月にわたって組合員は国の土地買収と事業施行に対しての同意書に捺印した。

昭和十六年十二月二十三日には農地開発営団美野原地区の起工式を挙行、翌年一月には農地開発営団美野原地区事務所長に主任技手林広が命ぜられ、小林栄、増国国和、蟻川克巳が職員として勤務し二月十四日同事務所を開所した。

開発営団が工事を運営すると言っても、地元の人夫に頼らなければならないので、山林原野五十四町歩の開墾請負人は左の通り決定して、人夫への賃金支払いなどの責任を分担した。

第一工区　柏原庄作、斎藤五平、本多高十郎
第二工区　折田藤七郎、小林文平
第三工区　高橋市五郎

昭和十七年七月二十四日の桑原組合長の報告によると、五一町九反九畝一歩の開畑が行われ、総工事の三割程度の進捗をみたとのことである。

かくして工事は着々と進むかに考えられたが、大東亜戦争の激化とともに、資材労力は極度に不足し、工事は遅々として進捗しない。昭和十九年四月一日には組合長も桑原雄一郎から伊能八平に受継がれ、組合副長は折田九平治、唐沢杢平の二氏であった。

営団としては地元組合員の労力では工事完成は不可能であるから、食糧増産隊。農業学校生徒、町村青年学校生徒等の勤労奉仕を頼んだけれど、工事は予定通りには進まなかった。

6　終戦後の苦難

物価や労賃が日に日に暴騰し、県は四八万円の追加、更に昭和二十一年度は一七五万円の追加をして二十二年漸く隧道工事は貫通したが水を通すまでには至らない。開渠工事は実に不完全で到底通水はできない状態である。組合は工事に対する見通しもつかず、追加予算の分担金のあてもつかない。

その頃農地改革が実施されることになり、耕地は配分されることになるので、全部の土地を営団に買収願い、工事の完成を期するよりほかはないということになった。組合は役員会を開いてこの方針を確認した。

伊能八平組合長、本多高十郎組合副長、斉藤半七組合副長は昭和二十一年十月二十九日上京し、農地開発営団関東事務所長及び部長に面接して、さきに買収の六十七町歩の残りの二百町歩を買収して農地配分を適正にし、また国の力に依りこの工事の完成を願いたいと懇願した。所長もこの様にしなければ組合も困るだろうと好意を示してくれた。翌十一月五日に高橋市五郎、斉藤半七両組合副長が重ねて上京懇願し、緊急開拓に大体決定の趣を得て帰った。

さて戦後における当事業は次のようなきびしい経過をたどったのである。

昭和二十二年一月から土地の買収が進み、登記完了者から順次土地代金も支払われた。

さきに組合は土地の売却が終了し、農地開発営団に事業を引継ぐと同時に、組合の県営工事負担金七十五万円及経費の還付金及清算費等合わせて八十二万五千八百六十八円を営団から支払われるわけで伊能組合長、本多、斉藤両副組長上京、二十二年五月十五日、六月二十七日、七月十二日とその支払方を要請したが、要領を得ずして帰町した。

ところが昭和二十二年九月三十日農地開発営団は突如閉鎖機関に指定され、事業継続実施は不能となり、もはや事業主体でなくなった。そのため負担金も営団に於て支払うことはできなくなった。営団では負担金問題は新事業の主体となる農林省へ接衝の際は協力するという返事であった。組合とすれば全く唖然としてしまった。

其の後本檜三四郎参議院議員及び鈴木強平代議士に事情を話し善処方を依頼し、農林省へ伊能組合長本多組合副長斉藤半七組合副長と伊能芳雄群馬県知事が同道し、鈴木代議士の案内で農林省当局に善処方を懇請した。然し、確定的返事は得られなかった。

然し、このような経過によって結局昭和二十二年十月から農林省直営事業として実施することになり、行詰った美野原開拓事業も青空を見る思いであった。

このように県営工事も農林省が継承することになった。問題の七十五万円は農林省が支払うことになり、昭和二十三年十二月十五日分担金七十五万円は組合に支払われた。組合の経費その他七五、八六八円は元地主へ耕作人で分担支出して一切の債務関係は精算した。

7　農林省直営事業となる

終戦後間もない時、物価は急上昇その上に物不足、労賃が高い、こんな社会状態であったから国の直営事業としてもなかなかの苦難があった。工事は東京野崎建設株式会社が請負った。農林省美野原開拓建設事業所が開設され、昭和二十二年十月から幹線用水路工事、美野原開田開畑工事が再開された。ここで耕地整理組合の必要もなくなったので、昭和二十三年十一月二十日組合総会を開いて解散の決議をなし、同二十五日に組合解散の認可を受けた。そこで直に農林省美野原開拓建設事業促進協力会を組織し、会長に伊能八平、副会長に本多高十郎、斉藤半七が就任して惜しみなく物心両面の協力に励んだ。

県営工事の幹線水路も三回も予算の追加をしたが完成に至らず、昭和二十二年末に隧道の掘鑿だけはできたが、巻立工事ができず落土している処もあり、全面的に崩壊して殆どやり直しの状態であった。このような状況の工事を農

林省が受継いでくれたのであるから、地元の協力意欲は旺盛であった。

国で買上げた耕地も昭和二十七年九月農地改革の精神で組合員に配反された。この配反には関係者の並々ならぬ苦心があったようである。昭和二十八年二月十二日四万川の清流が毎秒〇、八三トン喜びの声を谷に響かせて美野原台地に流れこんできた。今までの苦悩は一度に吹き払われたような感激にひたった。

8　竣　工　式

明治二十年中之条町前戸長町田儀平、県会議員田中甚平の両氏の提言に応じ、山田村外聯合戸長町田賢次郎、五反田外聯合戸長唐沢杢平が集合し、関係町村の有志に呼びかけて美野原成田原、折田、西中之条の開田開畑を目論んでから六十五年、今日こそその夢が実現したのである。

昭和十五年四月十三日待望の美野原耕地整理組合が設立され、幹線水路は昭和十六年から県営で施行され。開田開畑も同年日本開発営団の経営で工事が開始された。然し危機がやってきた。それは太平洋戦争の激化であった。必要物資は不足、労力は激減、かくして終戦となった。組合員も唯茫然。昭和二十二年九月三十日には頼みの綱の開発営団が閉鎖機関となった。泣き面に蜂である。でも幸い同年十月から農林省が緊急開拓地として、美野原開拓事業を受継ぐことになり、昭和二十八年二月十二日水路に満ちて音を立てる清流をみたのである。

竣工した時即ち昭和二十八年二月事業所長長谷川健一は「規模としては小さい方であるが、難工事の点は全国でも稀です。導水トンネルの長いこと、中腹地帯の崩壊と水漏れが悪条件でありました。」と感想を述べている。（昭和二八、二、一三毎日新聞）。

昭和二十八年三月七日中之条小学校講堂で導水路の竣工式が挙行された。地元関係者五百余名参集。中央より農林

省桜井建設部長、田村建設課長、戸島東京農地事務局長、宮本参議院議員等の参列者があった。

午後二時内藤東京農地事務局設計課長の開会の辞に始まり、戸島事務局長の式辞、長谷川健一美野原開拓建設事業所長の事業経過報告、農林大臣代理桜井建設部長の祝辞あり、群馬県知事代理、前群馬県知事伊能芳雄、本裕吾妻総合開発協会長、小渕元衆議院議員、岡田群馬県土地改良協会理事長、関係町村長代表等の祝辞が相次いで述べられ、祝電の披露があり、これに対して美野原開拓建設事業協力会長伊能八平、美野原土地改良区理事長本多高十郎の謝辞があって盛会裡に午後四時閉式した。まことに歴史的竣工式であった。

三百町歩開田開発の基礎となる地区外導水幹線路と地区内幹線用水路並に幹線道路が竣工したのである。これからは美野原土地改良地区が事業主体となって、水田一四四町歩、畑八九町九反計二三三町九反の区割と開田開畑事業を施行することになる。

沢田伊参中之条からの耕作者四六〇戸、願望はあっても水田化は不可能と考えていた美野原・成田原に清流が流れこんだのであるから、農家の喜悦は筆舌に尽しがたく、食糧問題解決への大きな意欲をかきたてたのである。

9　美野原土地改良区の設立

昭和二十七年三月十七日付で、農林省美野原開拓事業促進協力会長伊能八平名で、評議員宛に次のような依頼状を出した。

冠省さきに本会の役員会で設立することになった美野原土地改良区の設立発起人を左記の通り参与とも御相談、便宜の方法で御決定の上本月二十五日までに氏名住所生年月日を報告下さるよう御依頼申上げます。尚導水路の新設改修其の他土地改良区の事業計画概要書に記載したい事項は比の際御協議の上同時に申出て下さい。

記

発起人の町村別員数をみると、中之条町三人、伊参村五人、沢田村七人（折田二人、下沢渡二人、四万三人）

この時の美野原土地改良区設立発起人には次の人々が選ば

れた。

伊能八平　本多高十郎　唐沢九十　伊藤良一　鈴木一寿　宮崎順治郎　柏原庄作　金井一二　田村喜伊　斉藤庄平　斉藤元次郎　小野光一　森田茂次　唐沢幸雄　唐沢李次　山口福二郎　関六合雄　島村磯吉

昭和二十七年五月二十四日発起人会が開催された。その後幾度か開かれて、同年十月十日美野原土地改良区設立認可申請書を群馬県知事北野重雄宛に提出した。同年十二月二日設立認可申請適当と認められたので、昭和二十八年一月十二日申請人代表本多高十郎名で申請人会議を開き、事業計画を進める必要上、暫定役員を決定したいと諮り、全会一致で、理事十名監事一名、理事の互選で、理事長には本多高十郎が選定された。

昭和二十八年三月二十八日美野原土地改良区設立総会を開き、定款及規約、事業計画を決定し、役員を選出した。

定款では次のように定めている。

第一条（目的）この土地改良区は農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、土地改良事業及びこれに附帯する事業を行い、食糧増産に寄与することを目的とする。

第四条（事業）この土地改良区は土地改良事業計画及び定款の定めるところにより、左に掲げる土地改良事業を行う。

一、四万川の引水に伴う地区外導入幹線及び附帯作物の維持管理

二、地区内用幹線に排水施設の維持管理

三、幹線道路及び地区外道路の維持管理

四、地区内における区画整理並に開田

役員も昭和二十八年一月十二日の申請人会議で選定した役員を選任した。

理事　伊能八平　本多高十郎　森田直一郎　斉藤庄平　小野光一　田村勤治郎　金井一二　本多宇平　田村亀次　島村磯吉

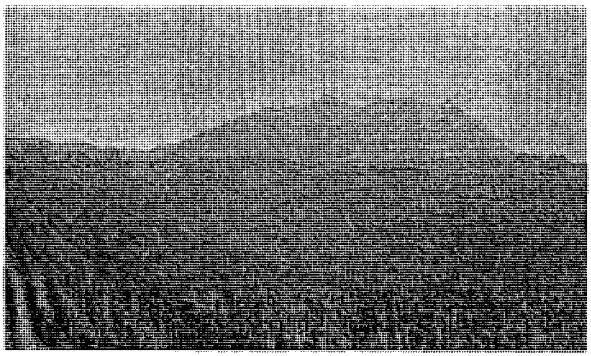
理事長　本多高十郎

監事　金井一二　官選監事　唐沢九十

かくして美野原土地改良区は設立され、本多高十郎理事長を中心として、美野原開拓地の総仕上げの軌道に乗ったのである。

10　美田百町歩完成

昭和二十八年二月十二日と六月一日に請負契約をした東京都の野崎建設株式会社が、地区内用排水幹線水路（水路三〇〇メートル落差工事九九ヵ所）橋梁工事（一二ヵ所）暗渠工事（五四ヵ所）が、八月には竣工した。二十八年度として五百万円借入れ幹線水路美野原線七一〇メートル成田線九〇〇メートルと同年九月野崎建設と契約して施行した。同時に区画整理、開田工事も進めた。



美野原の水田風景

昭和二十九年三月二十九日の総会では初めての総代四十名が選出された。（沢田村二五名、伊参村一二名、中之条町三名）

導水幹線水路二十号開渠五七七メートルの三面コンクリート工事も県の補助を受けて施行し二十九年五月竣工、県営工事で路線変更をした矢倉沢開渠も二十九年十一月十日竣工した。昭和二十九年度工事中の整地地均し工事は、十二月東京都の特殊建設工業との話合いがつき、ブルトーザーにより作業を開始することとなった。

昭和三十年一月十二日午前九時に役員会を開会し、翌日午前〇時に閉会したが、これほど会議の熱意がたかまって、三十年の植付までには整地地均しの完成を目指して努力することを申合せた。

同年四月七日の役員会では本多高十郎理事長は総意により再選された。

昭和三十年四月には開田工事が竣工した。いよいよ待望の全面的田植である。

同年六月十四日水利調整委員会が開かれた。開田されて第一回の喜びの会議である。唐沢重三、斉藤安太郎、小野光一、森田直一郎、関已好、斉藤伝恵が出席した。

(1) 四万川の取入口に水番を置くこと。
(2) 臨時灯を設備すること。
(3) 地区内の水番も植付完了まで臨時増員する。
(4) 成田原へ一定量の用水を流すこと。
(5) 水利調整委員は当分の間順番に監督に出勤する。
(6) 水番の諒解なしに勝手に分水口を変更した場合は罰則を設けること。

かくして開田後初めて百町歩に植付けられたのである。然し田の水持ちが悪く、底から逃げてしまうので、田草取りができないほどであったという。

昭和二十八年度にも一部試験的に田植をしてみたが、床締めも十分でないから水かけなどに苦心したが、昭和二十九年度は開田の半分ほど植付してみて、やや満足の収穫ができたので、来年こそという希望を抱いて三十年を迎えた。

二十九年度末に九五町歩の開田が竣工していたから三十年は大部分植付られ、その秋は約九〇〇石の収量があったのである。まだまだ床締めが十分でなく、土も仄土と言えないから、反当収量も少く、味も舌鼓を打つほどではなかったと聞いている。

何と言っても百町歩の稲が実ったのである。吾妻にこのような広い水田地帯があろうか。昭和十四年以来この開田に献身した人々への深い感謝と農家自身の汗の感慨、そしてこの実りの喜び、一献の祝酒をしみじみ味わったことであろう。

三　伊参村の青年会

伊参という村は明治二十二年の町村合併で生れた村であるが、それ以前は原岩本村、五反田村、蟻川村、大道新田として名主をもち戸長をもって独立してやってきた村である。この村々に社会の動きに応えて青年会が生れたのが、日露戦争に大勝した後で、五反田青年同窓会が明治三十八年五月、蟻川同志青年会が明治四十二年一月、原岩本青年同志会が明治四十二年十二月、大道新田青年同志会が明治四十二年三月に創立されている。

1　原岩本青年同志会

県下は勿論吾妻郡内に於ても青年会設立の声が高くなったので、村の青年もよりより協議して発起人を選び、会名も原岩本青年同志会として会員募集をした。明治四十二年秋の収穫もすんだ初冬である。

青年会入会願

明治四十二年十二月十五日

右

唐沢　参二

明治二十五年十一月十六日生

唐沢　参二㊞

私儀貴会に入会致度依て会費（金十銭）相添此段奉願上候

原岩本青年同志会御中

也

創立総会までの申込者は三十余名であった。明治四十三年一月二十八日伊参尋常高等小学校（現在の岩本公民館の敷地にあった小学校）を会場として創立総会が開かれ、会長には中之条農学校卒業の関昌平が選挙された。明治四十三年度の事業予定も決定された。これをみると次のとおりである。

一　桑園の開設
小字原、畑七畝一三歩、清瀧寺所有　借地料　無料
小字原、畑一畝一二歩　同　同
小字胡桃田山林、一反一三歩　森田鹿蔵所有　借地料
金一円
計　一反九畝八歩　（資金源として）

二、農作物の共同試作
馬鈴薯　二畝歩　学校前
蕎麦（そば）四畝歩　松原
菜服（大根）三畝　松原

三、蔬菜種子の共同購入（大根、菜）

四、夜学会の開設
会場　伊参尋常高等小学校
講師　吉村鉄治
期間　毎年十二月から翌春三月まで、四ヵ月

五　藁稈細工
太縄、草鞋（わらじ）草履（ぞうり）
期間　十二月から翌春三月まで
会員全員七組に分れ、班毎に集合して実施、

会則も議決された。会則の一部を示しておく。

第一条　本会ヲ原岩本青年同志会ト称シ、伊参尋常高等小学校内ニ常設ス

第二条　本会ハ健全ナル心身ノ養成ト富国ノ基礎トヲ画策シ併セテ村風ノ改良上進ヲ計ルヲ以テ目的トス

第三条　本会ノ目的ヲ達スル為メ左ノ二部ヲ置キ会務ヲ分掌ス

一、庶務部　予算ノ編成、金銭ノ出納、名簿ノ編成、書類ノ往復、其他本会ニ関スル事務及他部ニ属セザル事務

二　学務部　智徳ノ研修、講演会、討論品評会、会誌ノ発刊、夜学会ノ奨励

第四条　本会会員ヲ別チテ左ノ四種トス

一、名誉会員　本会之ヲ推薦ス

一、特別会員　通常会員ニシテ満三十才以上ニ達シタル者

一、通常会員　会員十五才以上三十才迄

一、会友　通常会員ニシテ遠隔ノ他地ニ行キ毎会出席ヲ得ザルモノ

第五条　本会会務ヲ処理スルタメ左ノ役員ヲ置ク

一、顧問　三名　本会之ヲ推薦ス

一、会長　一名　通常会員ノ互選

一、副会長一名　同

一、幹事若干名　同

第七条　本会ノ費用ハ通常会員ノ負担トス

第八条　通常会員ニ入会セントスル者ハ入会金トシテ金十銭以上納ムルモノトス（以下略）

さて明治四十四年の予算決算報告書を見ておこう。

収　入

一　金壱円九拾弐銭六厘　前年度繰越金
一　金四円六拾銭也　桑園開墾補助費
一　金五円七拾六銭也　本年度藁細工売上高
一　金壱円参拾銭也　桑代金
合計　金拾参円五拾八銭六厘

支　出

一　金五拾五銭也　総会費
一　金八銭也　会計報費
一　金七拾五銭也　書籍代
一　金壱円也　夜学会補助費
一　金壱円也　伊参同志教育会へ寄附
一　金壱円五拾銭也　桑苗代（二百本）
合計　金五円八拾八銭也
差引残高　金七円七拾銭六厘

大正二年度の歳入出決算書になると内容が大分発展している。時の会長は唐沢参二である。

大正期の決算書の内容を見ると、入営兵士の送迎、餞別金壮行の旗など贈っている。又この年から敬老会を始め八十才以上の老人に座布団を贈って長寿を祝すと共に健康を祈っているが、こうした心温まる行事は、大正二年以来休まず現在まで続けている。それから農業技術の研究と農作物手工品の品評会、これには大いに力を入れ、また会運営の資金獲得には桑園の経営、山林の下刈請負などをしたが、村と密着した活動を続けた。こうした活動振りは岩本蟻川、五反田、大道、各大字青年会の共通の姿で堅実な会活動の現われである。

大正二年一月十九日の春季総会を見ても、顧問の神保耕一、森田吉郎平、唐沢竜太郎、学校長福島理作、訓導斉藤峯作、又蟻川青年会長蟻川元平、五反田青年会長斉藤九十等が来賓として列席、和やかに総会議事の終了した後茶話会に移ったが、金三銭の菓子が一袋ずつならべられ、渋茶を飲みながら、来賓の祝辞・懇談余興があって夕刻閉会している。

2　五反田青年同窓会（青年会）

五反田に青年会が生れたのは明治三十八年五月であるが、その前年明治三十七年五反田青年同窓会設立主旨書を印刷（ガリ版）して村の青年に配布して、その結成を呼びかけている。

設立趣旨

抑モ日進月歩ノ今日文明の発達ニ伴ッテ諸業勃興シ諸学奮起セリ。勤勉刻苦社会の隆昌ヲ図ル今後益々努ムルノ秋タリ。今ヤ吾々青年ハ世ノ紛々タル生存競争場裡ニ起チテコレガ沈滞ヲ越エントシツツアルナリ。随ヒテ吾々ハ来ルベキ時期ノ国民タルナリ。故ニ其ノ責任ハ頗ル重大ナリ。加之帝国ノ壮丁ハ敵ト苦戦血雨惨憺タル景ヲ演ジツツアル ニアラズヤ。而シテ此ノ終極ハ果シテ何レノ日ニアルカ。吾々ハ期シテ待ツ能ハザル処ナリ。思ヒテコゝニ至ラバ、吾々青年ハ層一層軽々看過スベキニアルズ。益々奮励スベキナリ。

帝国ノ安寧ヲ永遠ニ持続セントスルニハ吾々青年ハ協力シテ業務ニ勤勉スルニアラズンバ之ガ最終ノ大勝ヲ奏スルヲ得ンヤ。然リト雖モ如何ニ朝夕業務ニ精励スルモ一致事ニ当ラズンバ果シテ好果ヲ収ムル能ハザルハ必セリ。吾々青年ニシテ各相離反シテ事ニ当ランカ、恐ラクハ其ノ目的ニ達シ得ズ。

自ラ其ノ厚情モ日ニ疎ウスルノ憂イナシトセズ。果シテ然ラバ其ノ一致協同ノ実ヲ挙グルハ頗ル難シ。吾妻同窓ノ学友トシテ聊カ憂慮スル所アリ。故ニ今回吾々二三ノ氏ト計リ、五反田青年同窓会ヲ茲ニ設立セント欲ス

是元ヨリ各人ノ旧誼ヲ温メ知識ヲ啓発シ、相互ノ意志ヲ開陳シテ諫言相容シ、他日富国強兵ノ実ヲ挙ゲントス。乞フ吾等ノ微意ヲ汲マレンコトヲ。而シテ旧来ノ弊風ヲ矯メ、善美ナル気風ヲ養成シ、互ニ弁論ヲ錬磨シ徳育ヲ計ル豈当今青年ノ正ニ心掛ク可キ一大要点ナラズヤ。

吾々は微弱ナリト雖モ聊カ是等ノ事ニ注意シ徒ラニ之ヲ看過スル情ニ忍ビズ。故ニ諸君ト相図リ以テ終美ヲ収メントスル所以ナシトセンヤ。

諸君幸ニ之ヲ諒セヨ。

五反田青年同窓会発起者

当時は日露戦争の真最中、世界の大国のロシヤ相手の戦争であるから、国民は総動員態勢、勝敗全く模糊の時である。（この年十一月三十日旅順攻略）設立趣旨に書かれた青年の意図がそれをよく物語っている。時に唐沢杢平は三

十一才、この年の二月の動員で戦地に、田村耕作は現役兵、富沢重作、小林信太郎は十七才、斉藤九十、小林文平は十五才、本多藤吉は三十七才、こう考えてくると村にいて青年として中心になるのは三十才の斉藤五平である。それに唐沢戊五郎、望月鹿蔵などが話相手となり、川村幸吉校長の指導のもとに、青年会設立運動を起し、発起人となって会を組織したのがこの人々であり、斉藤五平が会長に推されたのである。四十二年設立の蟻川青年会は綿貫宇十郎（三十四才）が会長になり、同じく四十二年に結成された原岩本は関昌平が会長になったのである。設立当初の会則の一部をあげると、

第十条　本会会費ハ通常会員ヨリ徴収シ、一ヶ年金十五銭トシ会計係ニ納付スルモートス
但シ開会毎ニ金五銭ヲ徴集ス

第十一条　本会会員ハ開会ノ節ハ必ズ出席スベシ止ムヲ得ザル事故アリテ欠席スルモノハ其ノ旨ヲ本会長ニ届出ヅベシ

第十二条　本会会員ハ平素操行ヲ謹ミ互ニ忠告善導シテ本会ノ好果ヲ収メンコトヲ心掛クベシ

第十三条　本会会員中本会ノ体面ヲ汚損スルガ如キ行為アルトキハ会員決議ニヨリテ除名スベシ

第十四条　開会中厳粛ヲ保チ猥リニ高声ヲ発シ騒擾ノ挙動等無ク熱心ニ相討究スベシ

第十五条　本会会員ハ質素ヲ旨トスベシ

当時の青年会は、青年の修養を主とした団体であることがわかり、これが戦後の大きな思想的流れである。人格及び体力の錬磨、農家として増産の研究は青年会活動の主柱であったようである。

第二代会長は斉藤九十（後に唐沢となる）、三代富沢重作、四代小林信太郎、五代は小林文平等指導者として活動している。

ここで大正中期から昭和戦前期にわたる青年会の活動をあげておく。

大正八年の記録を見ると会長は小林文平、当時の指導層は五反田小学校長佐藤軍造、五反田戸主会長唐沢杢平、学務委員斉藤五平であった。

十一月二十三日の秋季総会には役員改選、会長に本多元策副会長に唐沢登喜雄が就任している。

大正九年四月には美野原の原野（高橋辰五郎所有）二反歩

を借受け桑園に開墾している（旧桑園は借受年限満期のため返済）。

大正九年二月十一日春季総会を開き、会計報告庶務報告のあと満期退会者特別会員編入者（会長小林文平五名）に記念品（鉄瓶）を贈呈している。次に帰郷兵の歓迎会茶話会を開き、佐藤軍造校長、学務委員唐沢李平、村会議員斉藤五平等の有益な話を聞いて閉会した。

三月三日には親都神社に会員集合礼拝のあと、大島神社にところで昭和六年（一九三一）満洲事変以後の青年会の動きをみると、

昭和十年一月二十七日支部総会を開催し、後員の改選が行われて、支部長に山田大、副支部長に森田徳重郎が選任された。午後は茶話会、入営兵士の送別会も開かれた。入営兵は田村繁雄（近歩二）小林忠（歩七五）であった。

この年も神社の清掃、兵士の送迎、事業収入のため共同労働、敬老会、剣道の寒稽古、剣道大会への参加等、伊参村青年会の伝統的行事が継続して行われている。

そして昭和十六年、愈々太平洋戦争の開戦が近づくと

十一月三日嵩山の秋祭には全団員登山、一同戦勝祈願をする。十一月九日中之条小学校に於て東部十ヵ町村、西部四ヵ町村の青少年動員大会があり団員多数参加した。十一月十八日敬老会を五反田小学校に開き団員の余興に高齢者は大いに喜んだ。十二月二十二日村の青少年団の綜合訓練があり、夜梵天を上げ、万歳を三唱出征軍人山田好太、斉藤覚五郎両君の武運長久を祈っている。九月二十三日有志より成る健脚旅行浅間登山を決行、同行（会員）二十人、その目的を達成、翌日帰村した。

大正十年一月二十九日修養団（伊参村青年会員中三十一才以下で結成されたもの）年中行事である撃劍大会が五反田校で行われ、五反田支部団員五十人出席して二十七人の優勝者を出した。（全団員で四十二組仕合をなす）

昭和八年二月十一日の春季総会は例によって女子青年会と合同で開催、会計庶務の報告の次に武山会創立の尽力者であり、剣道指導者であった金井弥に記念品を贈って謝意を表した。二月十六日には歩兵第十五連隊留守隊の耐寒行軍のため本村通過（四万温泉より岩本五反田通過中之条に向う）に付之が接待を伊参軍人分会、男女青年会合同で行った。午後一時から四時まで月野少佐の講演を聞く。

は五反田分教場で輪読会を行う。十二月二十三日から一月四日まで演芸会の練習（時々男女合同練習）をしている。

一月五日伊参村国民学校にて村の青少年団の演芸大会を開催、団員多数参列した。

一月十五日暁天会（毎月八日に実施しているが一月は特別

である）

一月二十七日より三十一日迄剣道の寒稽古

二月十四日戦没者遺骨帰還一同出迎える。

二月十八日シンガポール占領祝賀会全員参加

二月二十二日原町校に於て東部十ヵ町村の銃剣道大会。団員参加

三月十三日本村剣道大会、支部対抗で五反田分団優勝

三月二十四日美野原農地開発営団作業に勤労奉仕をなす。

五月五日嵩山の春祭団員多数参加している。

昭和十八年十九年になると出征兵の歓送、無言の勇士の帰還、そして村葬が多くなる。それに加えて出征遺家族への勤労奉仕、然しこの間秋の作業が一段落すると男女青年団合同で、静かに戦争を見守っている高齢者を招いて慰安の会を催している。休んだ年はない。十八年は斉藤釜造、十九年は斉藤和一である。

青年団の活動も、当時は食糧増産、貯蓄の増加、集団勤労奉仕、戦力増強が主体になってきた。

十九年には長野原線工事の勤労奉仕が加わった。六月二十八日分団長応召、七月六日分団長に山崎行夫を選任、九月十五日伊参村男女青年団総動員で、酒石酸原料の山葡萄を採集する。岩本の奥和尚平附近である。

昭和二十年三月三十一日には山崎行夫分団長が応召している。この夜急いで役員会議を開き、後任分団長に福田福男を決定している。四月二日から四日間美野原開拓工事に勤労奉仕をしている。これも増産突貫工事である。

四月十一日には福田福男分団長応召、四月二十二日福田分団長の後任に富沢弁次を選任。

こうした忽忙の間にも五月五日の嵩山の祭には青年団男女が参加して日頃練習した余興を奉納している。五月十日には山田茂雄は伊参村青年団を代表して帝都戦災地へ二泊三日の予定で、勤労奉仕に出動した。六月十七日には富沢分団長応召のため後任に斉藤康一が選任された。ところが六月二十五日には富沢分団長も応召。後任は山田徳雄と決定、その分団長も七月十九日には応召した。こうして今次大戦の終末期には、分団長が相次いで応召されていったのである。

3　蟻川同志青年会

明治四十二年一月蟻川同志青年会が設立された。蟻川村に居住する十六才以上四十五才以下の青年をもって組織し、青年の弊風を改善し共同の利益を図り社会の進歩発達を期するを以て目的とした。会長には綿貫宇十郎が選任され

た。綿貫宇十郎は明治四年生れでこの時三十九才であった。警察官（巡査部長）を退職して神奈川県から帰郷、伊参村助役を勤めていた時で、青年会組織の気運が盛上り、その先達であったのである。綿貫青年会長は明治四十四年六月には伊参村長に選任された。

大正三年一月三日第一回総会を開いているが、これは蟻川同志青年会が伊参青年会第三部会と改編されて第一回総会の意味である。部長には蟻川元平が選任されている。蟻川元平は明治四十五年から会長を勤めていた。副部長に蟻川喜平、会計一人幹事七名が選ばれ、午後二時半第三部会として発会式が挙行された。蟻川部長開会の辞、次に部長が戊申詔書捧読し、終ると綿貫宇十郎村長の訓話があった。

大正四年度は蟻川吉郎治、大正七年度は綿貫嘉十郎、大正八年は蟻川近次郎と部会長が引継がれ、普通作物の試験栽培、撃剣の錬磨、入営兵出征兵の歓送迎、慰問、剛健旅行、見学旅行、運動会等を計画的に真面目に実施し、「伊参精神」とも言うべき堅実な歩みを続け、立派な成果を挙げている。

続いて大正後半期から昭和期の青年会の活動をみよう。

大正十三年四月十三日の見学旅行をしているが、部会長は須藤志朗であった。この旅行には一行二十九名の外に顧問の割田常蔵訓導が助言者として参加した。経費一人金二円五銭であった。同年五月二十三日蟻川大亀の大火の際は青年警察消防後援隊員として全会員が大いに消防救護に活躍した。

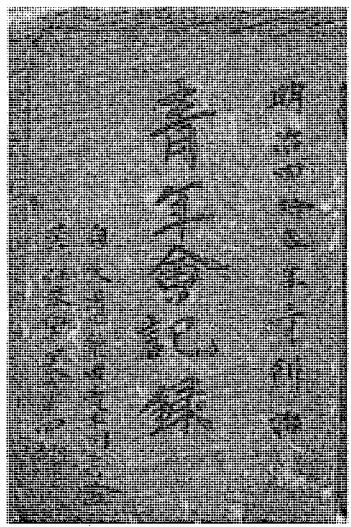
大正十五年九月二十九日から三泊四日江の島横須賀の見学旅行を行った。経費は金十一円四十四銭であった。

そして昭和二年十一月十日昭和の天皇御即位の大礼が行われ、その祝賀式があり、十六日夜は御大禮奉祝提灯行列が行われた。

さらに日華事勃発後になると、青年団農業報国隊や生産奉仕隊として活動している。

4　大道新田青年同志会

明治四十三年三月二十四日大道新田の青年有志十九名が塩原逸五郎宅に集り、それまで話合ったことの結論を出すべく熱心に協議し、会則も議決、会名も大道新田青年同志会として設立したのである。この日集った青年は次の通りである。



大道新田の青年会の記録簿

小渕弥八郎、小渕盈太郎、小渕福次郎、小渕寅吉、小渕定次、小渕文太郎、塩原逸五郎、塩原音八、塩原秋次郎、森田喜蔵、森為吉、冨沢麻吉、冨沢国太郎、冨沢仁八、冨沢武一郎、塩野谷荒十郎、塩野谷東平、塩野谷徳蔵、吉沢要作らで会長には塩原逸五郎が選任された。

四月十二日には畑八畝二十四歩、原野二畝十二歩を小渕文太郎からの借受け、会の資金源確保並に桑園経営の研究を行うために事業を開始した。

翌四十四年一月二十日通常総会を塩原会長宅に於て開催、四十三年度事業並に会計報告をなし、四十四年度の事業並に予算を審議した。三月には畑六畝九歩を借受け、農作物の試験栽培を開始した。四十五年をみると、

明治四十五年一月二十日総会に於て役員満期任了のため選挙したところ会長は塩原逸五郎が再選された。

二月十二日会長塩原逸五郎は善種金（報徳精神によるもの）金拾壱円を本会に寄附した。本会としては塩原逸五郎の創立以来の功労多大であるので、特別名誉会員に推薦し感謝状を贈った。また会員小渕寅吉、冨沢武一郎、塩原秋次郎も善

種金として各金一円宛富沢国太郎は金八十銭本会に寄附した。四月二十六日には塩野谷東平は杉苗約五千本、小豆種三升、その他化学肥料を寄附しているが、この会の特徴と思う。

日露戦争後から大正期にかけて報徳思想の浸透が著しかったが、大正二年三月二十二日には青年会として太田村報徳会長白石実太郎を聘して報徳講演を聞いている。

この年は伊参青年会から配布された陸稲を本会の試作地に、また菜種の種を全会員に配布して試作させた。

大正二年十二月五日青年会統一問題につき役員の招集があったので塩原青年会長が出席した。これより前十一月十五日大道新田青年同志会旗を会長塩原逸五郎が寄贈した。

大正三年一月三日大道新田同志青年会事務所に於て臨時総会を開き、青年会の統一に賛成し、伊参村青年会第四部会の発会式を行い、役員選出並に会則の審議終って帰郷兵士小渕文太郎の歓迎会を開いた。部会長には塩野谷東平が選任された。この時の正会員は小池熊吉外二十名、準会員は二名計二十二名であった。

続いて大正期の大道新田の青年会の動きをたどってみよう。

大正三年五月六日塩野谷東平会長宅で敬老会を開き、七十才以上の高齢者を招いた。その席で利根郡新治村の木檜仙太郎(利根の報徳会の代表的人物)の講話を会員と共に聞いた。

大正五年三月十二日青年会で育苗した杉苗千三百本売却して金七円五十銭の収入を得ている。三月二十九日には第一部会(岩本)教育会、第四部会が連合して伊参尋常高等小学校で活動写真会を開催した。運動会もこの連合に淑女会(後の処女会)を加えて開催した。

大正六年三月八日(部会長富沢武一郎)、春季講話会を開いた。講師は栃木県足利郡鶏足寺住職豊山中学校長小林正盛師で当代稀にみる高僧であると云う。会場は富沢藤吉宅。聴衆は二百余名頗る盛会であって、多大の感動を与えた。翌九日には伊参村役場で同講師の講演会が開かれ青年会員全員出席した。

欧州戦後の大好況時代は大正九年春に到って急転直下反動が来て、わが蚕糸国である本県などは最も惨憺たる不況におち入り、青年も家事に忙殺されたが、会員は夜業に精出し、藁工品等も大いに数量を出し、会資金の獲得に協力、また二

月三月の農閑期には木材の搬出桑畑掘り、土砂出し等の労働請負をして、その得た賃金の中から会の資金として、金壱円宛自発的に寄附して青年会の運営を豊かにした。こうしたことは村柄の反映で、青年の堅実性は報徳精神の顕現として注目すべきことである。

大正十年春季総会では部会長には現役兵として鍛えてきた塩谷一松、また副会長には大正九年シベリヤのハバロスクの市街戦で負傷して帰還した田村二三郎が選任されている。村人はみな協力するという精神が流れているように思われる。これは大道だけでなく、伊参全村に流れている気風のようである。

大正十年十二月五日シベリヤ出征兵が帰還したので歓迎会を部会長小渕文太郎宅で開いた。出席者多く、無事を祝うと共に心からその労をねぎらった。

大正十一年一月二十四日高崎歩兵第十五連隊第一大隊一七〇名が雪中行軍のため利根郡から峠越で来るので歓迎のため、利根境から名久田村に至る道の除雪作業を会員総出で行っている。

大正十二年二月六日、(部会長塩野谷一松) 春季総会を午前八時から開き、午前中剣士塩原逸五郎元会長の審判で撃剣大会を行い、午後一時から総会行事に移った。決議事項も終り、茶話会に移ると、来賓として出席した森田忠吉伊参村青年会長、並に神保富治第一部会長の談話があって閉会となっている。総会の行事に撃剣大会を組込むところに大道気風があった。

5　伊参村青年会

明治四十三年四月六日関銑三郎郡長のもとで、吾妻郡青年団連合会が設立され、その会長に郡長が就任し、活動を開始した。

伊参村でも当局の意図を受けて、明治四十五年一月十三日原岩本、五反田、蟻川、大道新田の青年会長に案内状を出し、一月十五日連合会結成の会議を開き、伊参村青年会連合会を設立した。会員は伊参村に住み年令十五才以上五十才以下の青年を以て組織することにした。機関紙を発行し、伊参村各大字青年会の目的を遂行することを目的とし

た。連合会長には蟻川元平、副会長には唐沢参二、理事には斉藤九十、関昌平が推された。

これより先、明治四十三年県から町村長宛に青年団体の組織指導に関する通牒が来ている。

(1)青年団体は一町村に一団体を組織し、各大字あるいは区には支部を設け町村長を会長とすること。

(2)青年団体は満十四才から二十五才までとし、その町村居住の青年をすべて会員とすること。二十五才以上のものは特別会員とすること。

(3)小学校教員、町村長、町村助役、警察官、学務委員、区長、町村会議員その他徳望ある者を客員とすること。

(4)小学校長などを顧問とし、事業に対しとくに助言を求めること。

(5)青年会の事業はなるべく次の数種とすること。

①補習教育　②体育奨励　③風紀の改善　④産業の振興

(5)衛生上の施設　(6)公益慈善事業の増殖

この様に明治末年になって、県の指導が浸透したので、若者組以来の村落に密着した自主的な青年団体の性格が変ってゆくかに見えたが、純粋素朴なそして堅実な村の青年会活動は、指導者に村の生えぬきか又は近在の農村出身者が多かったので、互の息が合って素直に伸展していた様に思われる。

伊参村青年会の設立　大正二年十二月二十六日庶第三七八一号本県内務部長通牒に基き、村当局の招集で、原岩本、五反田、蟻川、大道新田の青年会幹事が伊参村青年会連合会役員として協議会を開き、伊参村青年会を設立することを決議した。翌春即ち大正三年二月二十一日伊参尋常高等小学校（岩本）でその創立総会並に発会式を開いた。その会則の主な条文をあげておく。

伊参村青年会会則

第一条　本会は伊参村青年会ト称ス

第二条　本村内ニ住居スル年齢十五才ヨリ三十五才迄ノ男子ハ本会会員タルモノトス

第三条　本会ハ教育ニ関スル勅語及戊申詔書ノ御趣旨ヲ遵奉シ実践躬行スルヲ以テ目的トス

第四条　本会ノ事務所ハ伊参村役場内ニ置ク

第五条　本会会員ヲ別チテ左ノ二種トス

正会員　一戸一名ニ限ル

準会員　正会員以外ノモノ

第六条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク
会長一名　本村村長ヲ推戴ス
副会長　一名　会員ノ互選ニヨリ任期ヲ一カ年トス
理事五名　会長ノ指名ニシテ任期一カ年トス
第七条　第八条（顧問、会長ノ会務）
第九条　本会ニ左ノ四部会ヲ置ク
第一部　大字原岩本　第二部　大字五反田
第三部　大字蟻川　第四部　大字大道新田
第十条　本会ハ春秋ノ二期ニ総集会ヲ開ク
第十一条　略（臨時総集会、役員会ノ招集）
第十二条　正会員ハ毎年十銭ヅツ会費ヲ納ムルモノトス
第十三条　本会則ノ変更ハ総集会ニ於テ出席会員ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス
会長には会則に依り村長綿貫宇十郎が推戴された。

伊参修養団の設立　大正四年十二月以来小学校長の助言によって各部会に於て協議してきた問題であるが、大正五年四月八日文部大臣訓令または本県訓令甲第十七号により、伊参村としては現在の青年会をそのまま置き、その内に修養団を設け、十三才より二十一才までの者を団員として、体力の増進、智徳の研修に努むることに決定した。然しこれから農繁期に入るため秋に持越し、九月十七日午前十時から創立総会を開いた。会場は伊参村役場、青年会長綿貫宇十郎が議長となって会議が進められた。

ここで団則及びその細則の一部を掲げておく。

伊参修養団団則（大正五年九月一日青年会役員会議ニ於テ制定）

第一条　本団ハ我国体ノ真髄ト忠孝ノ本義トヲ体シ品性ノ向上体力ノ増進知能ノ啓発ヲ図リ健全ナル国民善良ナル公民ノ素養ヲ得シムルヲ以テ目的トス
第二条　本団ハ前条ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事項ヲ行フ
1　体力増進、撃剣、柔道、弓術、馬術、体操、登山、遠足
2　智徳ノ啓発、講話会、補習教育、巡回文庫閲覧、見学旅行
第三条　本団ハ伊参修養団ト称ス
第四条　本団員ハ年齢十三才以上二十一才迄ノ男子ヲ以テ組織ス（但シ就学児童ヲ除ク）
第五条　本団ニ左ノ役員ヲ置ク

団長一名（青年会長之ニ任ス）　分団長四名（部会長之ニ任ス）　教官五名（軍人分会ヨリ）　教官六名（小学校教職員ヨリ）

第六条　本団ハ毎年四回召集ヲ為ス

一月、二月、三月、九月

仍テ必要アルトキハ臨時召集ヲ為スコトアルベシ

伊参修養団細則

第一条　本団ニ関スル事務ハ伊参村役場第一課ニ依嘱ス

第二条　団員ハ左ノ諸項ヲ遵守スベシ

1　質素ヲ旨トスベシ

2　礼節ヲ重ンズベシ

3　勤労ヲ厭フベカラズ

第三条　団員ハ左ノ各項ニヨリ最寄ノ学校ニ出席シ心身ノ鍛練ヲナスベシ

修養講話一、二、三、九月二八日一回以上

筋肉鍛練（撃剣、角力、体操）同前

第四条　団員ノ召集ハ年四回トシ本村役場ニ於テ左ノ事項ヲ行フ

一月　教練、撃剣、角力ノ試合　二月　教練、教官ノ講話　三月　教練、長距離競走　九月　教練、名士ノ講話

第五条　中等教育修了者ハ召集ヲ免除ス

第六条　不得止事故又ハ病気ノ為召集ニ応シ難キモノハ其旨主幹ニ届出ツベシ

（大正五年十一月十六日村長提出甲種学事会議決）

伊参修養団長には団則に従い、青年会長綿貫宇十郎（村長）が就任した。結成後梅沢郡視学、大岩陸軍中尉の講演を聞いた。集るもの百余名盛会であった。

行事は団則にある通り、本部の指令が、岩本、五反田、蟻川の学校を交互に会場として実施され、その上各分団毎に撃剣体操などが行われた。

伊参青年会長会員より選出　大正十年九月十八日伊参村青年会総会が伊参尋常高等小学校で開かれ、会長は村長推戴という会則を「会員の互選に依り」と改正して、会長副会長の選挙を行った。結果会長に森田忠吉、副会長に望月市次が当選した。また第九条では村名を現行に合せて改正、第一部大字岩本、第二部大字五反田、第三部大字蟻川、第四部大字大道とした。大正デモクラシーの波及と当局の指導もあって、会長は村長でなく、会員の互選ということ

になったのである。近くの町村をみても中之条は蟻川潔、沢田は関善平、原町は唐沢賢太郎、太田は須田文衛が初代青年会長に選任されている。ところが森田忠吉初代会長はかなしくも事故が原因で大正十二年十一月十三日に死去したので、後任には五反田の山田潤が会長に就任した。三代は大正十五年岩本の関和吉が選任された。

6　伊参村青少年団の結成

昭和十五年八月以来、文部省が青少年団体首脳部と一元的統合に関する協議をもち、試案の発表その検討が行われ、統合団体大日本青少年団の創立ということになったのである。なぜ統合の必要があったかというと、それは次のような国家的意図にもとづくものであった。

「未曾有ノ非常時局下高度国防国家体制確立ノ要請ニ即応シテ我ガ国青少年ノ教養訓練ヲ一層強化致シマスコトハ現下ノ喫緊ノ要務」（菊地文部次官の経過報告）であると考えられた為である。橋田文部大臣は大日本青少年団長としての式辞の中で「抑々大日本青少年団ヲ結成致ス所以ノモノハ我ガ国青少年ノ皇国民トシテノ実力ヲ一層強固ニシ且之ヲ高度ニ発揮セシメンガタメニ、青少年ノ団体的生活体制ニ向ッテ機構ト内容トヲ整備セントスルモノ」であるとし、「青少年ヲ一元的組織ノ下ニ結集シテ国家ノ要請ニ即応スル統制アル訓練ヲ施シ以テ青少年活動ヲシテ真ニ高度国防国家体制ノ建設ニ力強ク協力セシメントスルモノ」であると明確に言っている。（大日本青少年団史による）

この様な国家意図により、伊参村として昭和十六年四月二十九日役場に於て男女青年団は統一されて伊参村青少年団の結成式が行われたのである。

青少年団長には村長唐沢杢平、青年団長には学校長宮崎守蔵が就任した。

一、青少年団役員常会　昭和十六年八月二日　於役場

1　緊急議題

(1)　労力移動班に関する件　勤労奉仕家庭及作業種別、開始日時

2　暁天会訓練日　指揮分団長

(1)　毎月一日十五日　午前五時

(2)　儀礼　宮城遙拝、神社拝礼、黙礼、御製朗唱
(3)　講話　国体の本義、時局認識、尊農精神
3　訓練日
(1)　期日　毎月二十二日　午前八時
(2)　集合　伊参国民学校
(3)　行事　整列、人員報告、宮城奉拝
国旗掲揚、国歌奉唱、黙禱、勅語奉読、分列、講評、青少年団長不在の時は単位団長挙式
4　役員常会　毎月三日　午前八時　於国民学校
分団常会　毎月三日　午後七時

二、団の事業
1　教養部特別指導(国体の本義徹底、輪読会)　2　明治神宮国民体育大会予選会　3　食糧飼料増産運動徹底共励会(草刈積肥)、4　角力大会　村予選八月二日　郡大会八月七日　5　体力検定準備講習会　八月二十三日　6　草刈週間　八月十日～二十日草刈競技会　7　慰問袋発送旬間　8　宿泊講習　幹部錬成、技能修練、拓植訓練　9　一日講習　10　耕種改善規準田立札　11　草木灰採集励行　12　兎毛皮増産　13　剣道柔道大会　二月　14　創作品展覧会　一月下旬　15　学芸体験発表会　16　戦没者募金　命日表作成

二、野外綜合訓練並に発火演習
昭和十六年十二月十九日実施　午前八時～十二時(伊参国民学校本校)

これより前、同年四月十一日中之条農業学校を会場として、吾妻郡青少年団を結成している。この様な時代に入ったが、岩本、五反田、蟻川、大道の各支部は当局の要請も十分受け入れながらも支部の伝統行事は堅く守って、時局下としての真剣の青年団活動を続けていた。

かくして昭和二十年八月十五日悲痛な終戦を迎えたのである。

7　終戦後の青年団

昭和二十年八月十五日の終戦と共に当局の指示により青少年団は解体となった。

文部省では新日本建設のための教育方針をたて、その中で「青少年団体」として、学徒隊の解散に伴い、青少年の

共励組織を欠くに到ったので新に青少年団体を育成することとした。新青少年団体は従来の如き強権による中央の統制に基く団体たらしめず、原則として郷土を中心とする青少年の自発能動、共励切磋の団体たらしむるものであって、さきに学徒隊の結成に伴い解散せる大日本青少年団の如きものを復活するものではないと発表している。

敗戦という大きなショックをうけて、青少年はどうなって行くかと識者は憂えたが、わが国青少年は祖国愛に燃えて、新日本建設の大目標を掲げ、各町村毎に活動を開始した。

岩本、五反田、蟻川、大道の支部青年団は十月初旬に一応解散の形はとったが、支部を主体として青年活動を始めた。

大道青年団は昭和二十年十月三日にはいち早く新生青年団の発会式を挙げた。伊参村国民学校の大道担当の角田謙三教諭が列席して祝辞を述べ激励している。各大字青年団もこの様に活発に動き始めたから、十月十二日には伊参村として青年団連合の大運動会を開催した。

新伊参青年団の結成

終戦後八月末から九月にかけて続々戦地から将兵が帰還した。国破れて山河あり、死線を越えて来て故郷に立ち、新日本建設に燃えたことであろう。こうして帰還した旧青年団幹部は青少年団の再建をよりより話し、十月には岩本、五反田、蟻川、大道とそれぞれ青年団を結成した。

やがて宮崎貴、関正考、斎藤喜人、須藤常光外大道の代表等と一緒に高橋清作校長（国民学校長）を訪ねて協議し、昭和二十年十一月十五日には団長副団長を決定した。

十一月二十五日役員会を開いて団則も議決し、十二月十四日伊参青年団結成式を挙行した。

団長　斎藤喜人。副団長　唐沢光寿

伊参青年団成立とともに各大字の青年団は支部として、伝統を守った活動を開始した。

新しい青年団になってからも二十一年五月八日には、伊参村国民学校で故陸軍曹長塩野谷新太郎君外九柱の村葬が行われた。きびしい戦後の生活である。

団の活動部門にも文化部、社会部、体育部など新しい部が生れ、卓球台も作られて熱中するようになった。公民館が生れると、青年団活動のよき助言者として館長その他の職員が活躍してくれた。勿論男女同一青年団で活動し、本団は女子の副団長、支部には女子の副支部長が女子部の先頭に立った。

戦後の伊参青年団の歩みをたどってみよう。

昭和二十三年一月十五日第一回の成人式が行われ、二月十一日には青年団として芸能文化祭が催された。三月二十日の春季総会では会長に宮崎金次、副会長に小渕信夫、割田百合子が選出された。

昭和二十四年九月二十四日には吾妻高等学校（二十三年四月新制高校となる）校庭で、郡内青年団女子団員のバレー大会が開催され、本団からも出場した。

ところで昭和二十七年頃になると、青年団に対する考え方に動揺があったようで、大道では青年団支部を大道青年クラブと改称し、岩本では団則を改正して、「伊参村岩本青年団と称し、会員相互の自治精神に基き人格を尊重し、会員の親和向上を図ると共に勤労と責任を重んじ愛敬と協力によって農村文化の向上並に平和郷土の建設に努力し社会生活の幸福を図るを目的とす」と打出している。

五反田蟻川もこのような改正が行われたのであろう。と同時に昭和二十七年四月二十七日伊参村青年団を解消して「伊参村青年団体連絡協議会」を設立している。事務所を伊参中学校に置き、伊参村青年団体の連絡提携と社会的活動とを以て郷土の発展に寄与するを目的とすると定めている。変革はあっても郷土愛の軌道は堅持しているのである。会長には須藤浄が選任されている。

昭和二十八年十二月十五日には岩本青年団は群馬県選挙管理委員会から優良団体として表彰され団長が出席した。

昭和二十九年五月二十日連絡協議会の役員会議を開き、伊参村青年団の設立、団則の審議、郡団への加入（昭和二十五年九月十五日郡青年団脱退）等を決議し五月二十一日伊参村青年団設立総会を開いた。団長には神保一司が選任された。大字青年団は再び分団と称することになった。

ところでこの頃から母と青年会即ち婦人会と青年団（男女）の話合がもたれ、(イ)男女交際と母の立場　(ロ)母側から見た青年団活動　(ハ)今後の婦人会青年団の共同行事などを取上げて討議された。

敬老会には余興として中之条町から義太夫の専門家を依頼し、又男女団員の民謡踊り、丸沼音頭、ひえつき唄、上州よいとこ、四万小唄など見せて楽しませている。

8　町村合併と青年団

昭和三十年四月十五日中之条町、沢田村、伊参村、名久田村の四ヵ町村が合併して新しい中之条町を形成した。

伊参青年団は岩本五反田、蟻川、大道の四分団を合して一二〇～一〇〇名の団員だった。他産業への転出で他の町村は団員が減じているが、伊参青年団は相当転出したとは言えまだまだ若者を擁していた。職業からみると、農業従事者が圧倒的に多く、家のあとつぎ外、次男三男も非常に多い。青年団と村内諸団体との交流はさかんで、婦人会と合同で敬老会、蠅駆除運動など行って村に密着した活動をしている。これは建団以来の伝統でもある。主な活動をあげると、次のようであった。

体育活動は郡連合団の球技大会への参加、陸上大会への参加、町民運動会、ダンス講習など。特にフォークダンス、スクェアダンス等が盛に行われた。文化活動では機関誌、ニュース誌の発行、映画鑑賞会、演劇発表会などの活動をしている。

社会活動では討論会、弁論大会、講演会など、産業活動では土性調査、大小豆品評会、竹細工講習会、家政方面では料理講習会、美容と着付講習会、総務部では下刈り、講習会、青年と婦人の集い、読書会、楽団などのサークル活動もしている。

運営資金では団費（年間一人二〇円～五〇円）のほか、映画会、労働作業等によりまかなっている。

以下、合併後の三十年すぎの青年団の動きを簡単にみてゆく。

昭和三十年度は団長神保一司（七月七日神保団長辞任、後任は小林常弘）副団長小林常弘、斉藤政子。

八月一日中之条町青年団協議会結成、関伸一（名久田）会長に就任　団員一二〇名（男七〇女五〇）

昭和三十一年度団長村山健、副団長篠原惣市　斉藤千代、団員一〇六名、予算四一、五四〇円

昭和三十二年度、団長唐沢定男、副団長斉藤貞次、団員一〇二名（男七二女三〇、岩本三六、蟻川二九、五反田三一、大道六）予算五九、五七三円

昭和三十二年度、団長篠原利市、副団長森田一、宮崎政子、予算七五、六七六円

団員一二一名（男七三女四八、岩本三八、五反田三六、蟻川三六、大道一一）

しかるに昭和三十七年以後になると、わが国産業の高度成長の影響で、中学卒業生の多くは、高校へ進学するか、都会へ就職して行く者が多くなった。現役団員の中にも任期途中にして都会へ就職して行く者もふえる傾向なので、三十八年三十九年と段階的に激減していった。特に三十八年には大道分団は団員がいなくなり、自然消滅した。

団員構成は工員会社員が増し、農業従事者と半分半分位になってきた。家のアトツギ的な人が多くなった。平均年令は意外と低く二十才位である。そして活動内容をみると以前と比べて体育活動が活発になってきた。部落に密着した活動や機関誌活動などが低下した。これというのは青年団の部落意識が低下したためと考えられる。

昭和三十八年には伊参青年団長の斎藤栄が吾妻郡連合青年団長に就任してよく活動した関係か、郡団との関係が密接になり、郡団行事への出席がよくなった。運営資金は団費、助成金、労働作業等にまかなっているが、テレビの普

及により、映画会などを行っても観覧者が集らなくなったので、三十八年頃からは行われなくなった。蚕の一グラム飼育など行ない運営資金に当てている。労働作業等の事業収入が少くなったことは戦前にくらべて大きな変化である。

昭和三十年代後半からの青年団の状況をみると、

昭和三十七年度、団長綿貫喜太郎、副団長斎藤栄、山田つぎ、予算額五六、三一〇円
団員七七名（男四七女三〇。岩本二六、五反田二四、蟻川二〇、大道七）

昭和三十八年度、団長斎藤栄、副団長富沢俊郎、綿貫英子、予算額四六、五三八円
団員六八名（男五〇女一八、岩本二〇、五反田三三、蟻川一五、大道〇）

昭和三十九年度、団長唐沢邦夫、副団長小林文男、宮崎比佐子、予算額四四、四一三円
団員五三名（男二九女二四、岩本二〇、五及田二〇、蟻川一三、大道〇）。この年の活動をみると学習としては指導者講習会（郡青連）青年問題研究集会（中連協）、青年の集い（伊参地区内）、体育では野球大会、球技大会、伊参地区合同運動会、卓球大会（伊参）、女子問題研究集会（郡連）。

伊参青年団団則——昭和三十九年改正——

第一条　此の団体は伊参青年団（以下本団と呼ぶ）と称し事務所を伊参公民館に置く

第二条　本団は次の事項を目標に活動する。
一、私達は心身を修練しより良き個人の完成に努める。
二、私達は友愛と共励を身上とし団結する。
三、私達は住みよい郷土社会の建設に努める。
四、私達は人類愛と正義とを以て世界平和に努める。

第三条　本団は伊参地区に居住し、本団の総則に賛同する十五才以上男子二十四才まで、女子二十三才までの青年を以て組織するが、十四条に定める団費納入と入団、退団についての手続きをなすこととする。年令は希望により三十才までとする。

第四条　本団には次の支部をおく。
岩本支部、五反田支部、蟻川支部。
以下要点だけを略記すると、総会は本団の最高議決機関とする。運営委員会は総会につぐ決議機関とする。本団役員、各支部より選出する支部長副支部長の三名宛の委員で構成する。専門委員会は学習部兼組織部、体育部、女子部の三専門委員とする。団費は一人一ヵ年二四〇円とする。

9　中之条町青年団伊参支部となる

昭和四十年度頃から社会情勢の急激な変化に伴って青年の都市への流出が目立ち、それに伴って団員の減少も著しくなった。その上交通機関の目覚しい発達（特に自家用車の急増）によって行動範囲が拡大された。こうした理由から昭和三十年度から続いてきた中之条町青年団連絡協議会という組織を廃して、中之条町青年団という一つの形にまとめた。そして今までの中之条町青年団、沢田青年団、伊参青年団、名久田青年団を、それぞれ中之条支部、沢田支部、伊参支部、名久田支部という形に改正したのである。町村合併が行われ新しい中之条町となった以上当然の成行きとも考えられる。こうして昭和四十年五月九日伊参青年団は中之条町青年団伊参支部として歩みはじめたのである。

四　名久田村の青年会

1　平青年同志会

明治三十一年（一八九八）二月四日の創設で、名久田村大字平村即ち現在の中之条町大字平の若人を対象として組織した青年会である。明治三十五年（一九〇二）二月五日に会規約を訂正しているが、次にその規約を掲げてみる。

青年同志会規約

第一条　本会は平村青年を以て、組織し、青年同志会と称す。

第二条　本会の会員を左の二種に分つ。

一、正会員　二、特別会員
但し入会の節随意に申込む事を得
第三条　本会に会長一名、副会長二名、幹事六名を置く。
但し任期は各一ヶ年とし選出は互撰又は指名による。
第四条　本会は自治の発達を図り、公衆の福利を増進するを以て目的とす。
第五条　（略）
第六条　本会の問題は会員各員の意見を討論し過半数により可否を決す。（以下略）

なお次の細規約を附記しておこう。

一、本会に話なくして凡ての興行をなす時は本会員は助力せざること。
一、正会員は規約第四条に依る基本として毎年一回規定の労働を為して貯金の義務を尽すべき事。

さらに、その後大正、昭和になって、添加された附則をあげておく。

大正五年二月五日附則
一、本会会員にして死亡したる者ありたる時は弔慰金として金二円也を贈ること。
（昭和五年二月四日「として金二円也」の七字を削除）
一、本会は二区三区四区より入営する兵士には餞別金二円を贈ること。
（昭和二十二年右の二行全文削除）

昭和十一年附則
一、本会会員にして満期退会者には記念品を贈ること。
昭和拾七年二月四日附則
一、兵事に関係なくして二ヶ年以上二区三区四区に居住せずして会員として義務を果さざるものは退会者と認む
昭和三十三年二月四日附則
一、正副会長の選挙は再選せざるを様行う事。

会の組織

太平洋戦争終結までは徴兵検査が済んだ村の青年は入会し、数え四十才になると退会という規定であった。現在では村の中学校を卒業すると入会資格はあるが、高校進学又は離村して就職するので満十八才頃から入会し、退会は明治時代と同様である。

経費　附行事　経費には下刈り、植付など請負って共同作業をなしこの収入をあてていた。以下明治三十年代における経費捻出のための会活動をあげておく。

明治三十四年へ一九〇一）即ち昭和の天皇裕仁親王がお生れになった年である。この年の十二月には剣持熊吉外四十二人で延七十八人出動して、学校の敷地埋立作業をして金十五円五十八銭領収している。この時の会長は伊能孝十郎で、翌三十五年（一九〇二）二月五日新会長角田周作に基本金元帳を渡している。会員で融資を受けたい時は五円、十円と借り、利子は八ヵ月で二割の証書を入れた。銀行の発達しなかった時代の農村の姿が想像される。

明治三十五年（一九〇二）五月十七日から二十三日まで、義務人足延四十七人出動、日当一人金三十銭宛、其の他の収入を合せて金十六円四十五銭の労賃を得た。

この内から一日一人弁当料金十銭宛計四円七十銭を支払い差引金十一円七十五銭、欠勤者一人金二十五銭を徴収したので合計金十二円也の収入ということになった。これも学校敷地地形固め人足料である。

つぎに日露戦争期の青年会の動きを示しておく。

明治三十七年二月六日には兵士剱持政一郎、石井繁吉のため旗と餞別を贈っている。この金四円、この日は日露（露とは現代のソ連）交渉決裂の日である。（二月十日、日本はロシアに宣戦布告）

三月八日　金四円　兵士餞別、旗代酒肴料　剣持正八、桑原茂八、五月十八日　金四円　兵士餞別、旗代酒肴料、関忠策、剣持庸三、六月十五日　金二円　兵士餞別、旗代酒肴料若月房吉（剣持喜兵宅寄留人）、八月七日　金四円　兵士餞別、旗代酒肴料　綿貫鶴吉、剣持岸十郎（以下略）

こうして明治三十七～八年にわたって日露戦争の間、相次ぐ村落からの出征兵士一人々々に対して餞別を贈ったり、時には戦地へ慰問状を出している（三十八年三月一日、三十六銭、切手十二枚）

ついで大正昭和期における青年会の運営経費の状況について、若干述べておく。

大正五年二月五日の総会では、会長伊能孝十郎から次年度会長小渕小重郎に次のように引継ぎがされている。

合計　壱百四拾六円六拾五銭五厘

外金六拾銭也、貯蓄債券利子、四十七年十五銭宛、四十

八年四枚分

総計　金百四拾七円弐拾五銭五厘

内金　四円九拾壱銭也　二月五日会費に支出

差引金　百四拾壱円参拾四銭五厘

大正十五年二月五日には福島近一から綿貫午吉に次のように引継ぎが行われている。

収入合計金　参百五拾六円九拾銭　支出金　三拾五円九拾壱銭

現在金　参百弐拾円九拾九銭

一、金　拾円　会費補助

差引金　参百拾円九拾九銭也

昭和十四年二月五日、会長剣持太郎から

さて昭和十二年七月の日華事変勃発から二十年八月に至る今次大戦中における青年会の記録を通覧すると、動員下令下に次々に出征する村の応召兵また入営兵に送る数々の餞別金、また悲しく帰還する村の英霊に贈る香代などが刻明に記入されている。（この戦争下における会員中の出征入営兵への餞別金は毎年三十円余を支出している）。

このように明治以後堅実な歩みを続け村の中堅団体として産業の発展、生活の改善等に尽し幾多の貢献をしてきている。昭和五十年度は会長剣持澄夫、前会長山田治道から前年度残金一万五千六百四拾五円と一切の書類を引継いで名誉ある平青年同志会の運営にあたっている。

退会者送り

毎年二月四日又は五日の春季総会には、一年間の庶務会計の報告、これからの村落生活に不可欠な事項を協議して、懇親会に移るのである。毎年三者か五名の満期退会者があるが、この退会者を招待して記念品を送り永い間の労を謝するのである。一応閉会になると退会者をその家庭まで会員がお送りして行く。その家庭では用意しておいた酒を出して、主客共々酌み交わし、暫くして送って来た会員は帰って行く。帰ると「たしかにお家まで送り届けて参りました」と会長に報告して一切終了するのであるが、この退会者送りは明治以来堅く行われている。

この総会も昔から節分の頃と定っていたが、今では二月の第一土曜の午後ということになっている。宿（会場）は適当な家を順々に借りて行い、明治四十一年から剣持折作、剣持栄三郎、清水鍋作と明記されて現在に至っている。

獅子舞と青年同志会

会として行事の下刈等は昔ながら行っているが、村の祭に行う獅子舞の保存会が結成されているので、その会に青年同

志会員が大部分入会し、協和会（一戸一人会員となっている昔の戸主会の伝統を守る会である）と協力して、吾妻神社と毘沙門の祭に獅子舞を奉納している。

2　名久田青年修養団から青年会へ

名久田も各大字が明治末期平村、大塚村、横尾村、赤坂村、栃窪村と称した頃、一つの独立の村であった時代の伝統を伝えて、青年会を組織していた。大正五年三月の県訓令に基いて同年四月名久田青年修養団を結成した。団長には小学校長青柳千万吉が就任、副団長には小林鷹一が推された。剣道や体操による心身の練磨、補習教育の強化、共同労働による経費の獲得等に団結努力した。大正六年四月一日には永井重作が副団長になり、青年修養団経営に積極的に当っていたが、大正九年十二月十日近衛歩兵三連隊に入営したので、後任には原沢専次が選任された。この年はニコラエフスク（尼港）に惨虐事件が起き、四月にはシベリアのハバロスクで日ソ両軍が激戦をした年である。初代副団長小林鷹一はハバロスクの戦線に奮戦されていたのである。

大正十年五月団則改正、名久田青年会と称することになり、其の筋の指導により会長は会員中からということになって、新に原沢専次が会長に選任された。

青年団活動が盛になるにつれて、割田鹿作、高橋雄司、小林應太郎等の優秀な剣士が村の指導者となっているので、剣道に対する熱意は高く、熱心にその道の修得に励んだ。現在名久田には剣道の達人が多いが、其の基礎はこの当時培われたものであろう。

大正十一年十二年と青年会長には小林総太郎が選任された。

小林総太郎会長時代である。顧問は村長小林定吉、小学校

長福島理作、このよき指導者の下に支部長は角田喜太郎、角田恒雄、伊能義一、茂木重太郎という組織であった。

名久田村に青年男女の勉学に役立つ図書館がない。これはまことに残念だ。こんなことでは文化の進展にとり残されてしまう。自分達の手で図書館を設立し会員に読書を奨め、村の文化を高めようと会議を進めた。

村の有志を訪問して書籍の寄贈を懇請したり、浄財の寄附を懇願した。幸に各方面からの賛同があり、多数の寄贈をうけ、現金寄附も予想外に多かった。早速中之条町の太田屋書店から新刊書を購入することができた。寄贈の図書を合わせると冊数は千部に達した。小学校の唱歌室の片隅に図書戸棚を置き、名久田図書館として大正十一年十月十日開館した。村からも年々図書館補助を受けることになった。会長小林総太郎は大正十四年一月近衛歩兵第三連隊に入隊した。

昭和二年九月の吾妻郡誌編纂当時の調査によると、経費は二〇〇円、閲覧人員は年間一四〇〇人、館長は剣持保茂と記録されている。

農事繁忙と学校への距離が遠いため、簡単に図書の借受けができない。そこで多数青年のため巡回文庫の制度を設けた。平、大塚、赤坂、横尾、栃窪の五支部に巡回図書箱を作り、これを各支部に順次図書を廻し、支部内青年に読書の便宜を与えた。これは非常に受けた。

その後この図書を一箇所に集めたが、これが現在名久田公民館備付図書館の前身である。町村合併後中之条当局から、多大の配慮と助成があったことも附記しておきたい。

3　名久田青年団となる

昭和二年会長剣持保茂当時、会則を改正して各久田青年団と改称した。

団長は剣持保茂から昭和三年四年は役場職員であった中沢義甲に、昭和五年は劔持富蔵、次いで昭和六年七年は小池文五郎が団長として活躍した。

昭和三年には茨城を中心として陸軍大演習が行われ、天皇陛下の御統裁のもとに陸軍大演習が行われた。その時水戸の練兵場に於て中等学校生徒、青年団の御親閲があり、中沢義甲団長、劔持富蔵副団長、星野きく女子青年団長、関らん副団長等代表が参加、御親閲の光栄に浴したのである。

当時は不況時代、昭和三年には山東出兵（済南方面）、昭和五年九月には生糸暴落、十月には米価暴落、十一月には不況に対する強行策を実行した首相浜口雄幸が東京駅で不逞の徒に狙撃され重傷という、まことに経済的精神的にも不安続きの年であった。青年団も、村や農会と協力し、不況対策に苦闘した。新井恒民技師や高橋武雄技師を招待して、桑園利用及閑地利用、婦人を対象としては農産加工（漬物、豆の加工、粉の加工、肉の加工と貯蔵、野菜瓶詰、蒟蒻加工、甘藷、切干、藷粉製造、副業養鶏、宅地利用及蔬菜栽培等）、また節約、虚礼廃止等規約制定とその実施などに努力した。

昭和八年九月は綿貫敏太郎（小野塚）が団長となる。昭和八年（一九三三）三月二十七日日本は国際連盟を脱退。また昭和九年三月一日には満州国に帝政が実施された。昭和九年十一月十七日、北関東で行われた陸軍特別大演習に天皇陛下が御来県になり、十一月十七日には高崎の乗附練兵場に於て県下の若人二万百七十名、新潟、埼玉、栃木、茨城長野の若人と合せて四万三千余名が御親閲を拝受したのである。名久田青年団も綿貫敏太郎団長、剣持ゆわ女子青年団長が代表と共に参加して、日本国民としての光栄に感激、報国の赤誠を固めたのである。

御親閲を拝受して　名久田青年団員　星野次郎

この日一点の雲なき佳き日、拝受団体八場午前九時、我等は大君の御臨幸あらせるるを待ちぬ。

午後二時三十分軍楽隊の君か代奏楽裡に鳳輦はしずしずと進まれ給ふ。我等若人緊張の絶頂に達しぬ。直ちに玉歩を御座にすすませ給ひ、凛然直立不動の御英姿をあらはしたまひき。噫、げにその神々しき崇高さ。只感泣嗚咽あるのみ。やがて我等の分列行進は開始せらる。軍楽隊の奏楽につれ、勇往邁進は続く。いよいよ玉座近く進むや「頭右」の号令にて注目。

陛下には龍顔いと麗しく、御挙手を以て万民愛撫、慈眼遍照の御会釈を垂れ給ふ。ありがたさ身に余り全身震い、万感交々至り、恐懼感激措く所を知らざりき。

農村生活体験の発表

昭和九年十一月十日陸軍特別大演習御統監のため御来県の天皇陛下の御前で名久田村青年団員福島真一は体験発表者としてのお召しの命を拝受した。この時の栄誉を回想して中之条町長福島真一は次のように語った。

お召しの奏を拝受したのは全県下で五名でした。会場は県庁正庁の間、陛下の供奉は湯浅宮内大臣、金沢群馬県知事、星子学務部長の三名、私たちは陛下の御前であるという感激と興奮で身も心も引緊る思いと責任感、一種異様な気持で陛下をお待ち上げて居りましたが、陛下のいともお気軽のご様子を拝し、なにかホッとしたような心地になり。その日の予定である座談会に臨みました。

私はここで、昭和二年五月十二日の大霜害を契機に、村の不況は日に日に深刻化し、昭和五年六年と打続く未曾有の大不況、繭の価が一貫目（約三、七五kg）二円台を割るという大暴落、かてて加えて昭和八年は大凶作、生活苦にあえぐ農民は如何に生くべきか、明日の希望すら持ち得ない。まことに暗澹たる有様でありました。この不況に対処し、私はこう生きたいと、自分の所信を卒直に開陳いたしました。

ところがそれから後の賜餐会の席上でまことに思いもかけぬ話題が出されたのです。それは星子学務部長が、福島君の村には村の癌ともいうべき難問題が伏在している。紛糾に紛糾を重ね、揉みに揉んで、なお未解決の名久田小学校敷地問題があると、私を紹介する挨拶の中でそれを披露されたのであります。村にいて村の人達のいろいろな動きを憂慮し、学校問題だけは是非早急円満裡に解決しなければならぬと、常に考えてはおりましたが、今日この席で突然このような発言ですから、私は胸先に鋭利なナイフを突きつけられたような心地がいたし、若いものの力を結集、若い者の村を思う情熱で、この問題を、なんとしても解決しなければならぬと、その時私は固く心に誓いました。

昭和十年（一九三五）には福島真一が団長に就任した。これは青年団創立当時から資金源として例年行事として行ってきたことであるが、桑畑の耕作、山の下刈（請負作業）など全団員出動してきびきびと働いた。また山城（やましろ）神社跡地には植林をした。これは戦後青年団で所有できなくなって解放されてしまった。

夏になると毎朝四時半から五時まで、名久田小学校庭に集って、青年体操を行った。指導者は谷川新治で出席もよく頗る活発に掛声も遠くまで聞えたという。

名久田民謡も昭和十年の作詩作曲であって、一般から募集したところ応募者も多く秀れたものが集った。選考の結果、歌詞は飯塚清が一等入選した。作曲は吾妻高等女学校の堤幸三郎教諭にお願した。丁度昭和八年に指定された自力更生指定村の心構えを歌いこんだものであった。

昭和十年当時は青年団員の精神的鍛練が盛んに行われ、村の林昌院（宇妻）に県の吉永講師を招いて村の団員の一夜講習を開いた。又一の宮の敬神道場へ名久田青年団全員参加の三泊四日の講習を受けた。起床、体操、礼拝、食事、講話、今でも忘れ得ない行事で身のしまる思いがすると団員の一人は話してくれた。

これは今でいうクラブ活動のようなもので劍持七蔵を会長として暁会と名づけ、コンニャク、ワサビ（鳴沢の水源利用）などの栽培研究もした。剣道の修練は盛に行われ、寒稽古は割田鹿作、高橋雄司という秀れた剣士を師として厳しく行われた。会場は碓氷社名久田組の乾燥場であった。

団長は、昭和十一年（一九三六）四月福島真一から吉田正明に受けつがれた。両人とも剣道の高段者で、吉田正明は昭和九年大演習のみぎり剣道の天覧試合の光栄に浴した剣士である。この年の名久田青年団の活動状況を当時の団長吉田正明は次のように話してくれた。

当時は昭和初期の不況が尚続いて、米、麦、繭、こんにゃく等の農産物が極めて安く、その就職難は現在よりも深刻で、いわゆる農村不況の最中であった。村当局からの補助金は無く、山の植付、下刈、桑園の掘起し等による共同作業の収入が唯一の財源で、不足分は会員の出し合いの本当の自主運営であった。

小学校を卒業した者また中等学校を卒業した村在住の青年は二十五才までの者ほとんどが入団して、その数は常に二〇〇人を越え、カーキ色の団服と庇のついた軍帽で、一と目で青年団員であることがわかり、互に自信とプライドを持ち、厚い友情で結ばれていた。農繁期に入る四月から秋の取入れがすむまでは、各自の家業に精を出すと同時に、一人一作物の研究を続け、その成果を秋に発表し汗の喜びを味うと共に栽培の反省と次えの資料とした。また人間形成の一助として、修養会、弁論大会、心身鍛錬として剣道の修練をした。冬の夜は学校の先生を講師として学業の補習もしたので団員と学

校との親近感とでもいうか、その温い連帯の絆は比べものにならないほどの強いものがあった。種々会合も今と違って乗物は自転車で、栃窪の団員などは六キロメートルも八キロメートルもの遠い所から、懐中電灯をたよりに歩いて来たのである。その努力に何時も感謝した。隣の高山村の青年団とは共催で、幹部講習会を開き、県からの講師を招き二泊三日の研究をした。会場は持廻りであるが、名久田では宇妻の林昌院を借りて、食糧寝具各自持参、炊事は真心こめて女子団員が担当、まことに楽しく、今でも忘れられない思い出である。

剣道の御前試合

それから吉田正明は、青年団員として出場した昭和九年（一九三四）の剣道の御前試合のことについて、次のような話をしてくれた。

北関東地区で陸軍大演習が行われた秋、十一月十六日県立前橋中学校（現前橋高等学校）の武道場で県下青年代表の剣道、柔道の天覧試合が催された。幸い吾妻郡から剣道選手として出場の光栄に浴したのである。出場者は各郡市代表の十四名で、私は甘楽郡の黒岩選手との対戦が決定していた。晴の審判員は本県出身の持田範士外四名であった。

剣技の天覧を仰ぐ栄誉と責任の重大さに、出場者は皆緊張した面もちで、高鳴る胸をおさえ、言葉少なに指定の場所に着き正座した。

試合開始の時間となった。全員粛然として奉迎申上げれば、陛下は待従長、前橋中学校長の先導で、将官多数を従え御臨場になった。軍服をお召しであったが、いともお気軽に中央壇上にお着席遊ばされたのを拝し、ホッとしたような安堵感に、今日は自分の技倆一ぱいの試合ができそうだという自信が湧き、身内のひきしまるような心地で、出番を待った。

相手の黒岩選手は六尺豊かの真に剣士らしい体軀、私は小兵。「始め」の審判の号令で立上り、暫く鍔競り合いをしてから、間合をとって、私の得意の竹刀を面の上に振り上げてからの飛び込み面が、あざやかに決り、幸先のよい先制の一本を取った。然し間もなく、黒岩選手の鋭い出小手が入り、一本一本勝負といったとこで時間切れ、引き分けに終った。柔道、剣道の試合が全部終了したのは正午一寸前であったと記憶している。

私は千載一遇とも言えるこの感激をどのように披露しようか、また今後の人生にどう生かそうかと自問自答した。

名久田はもともと剣道が盛んで、特に割田鹿作、高橋雄司両先生という秀れた指導者に恵まれた。県立前橋商業学校へ私が入学した当時は柔剣道は正科で、私は剣道を選び大いに鍛えられ、卒業後は割田高橋先生や諸先輩に教授され、精進して来た。青年団時代は主将として福島貞一、茂木一（割田）、小池文五郎、星野次郎、山田一男、茂木四平（金井）の諸君と吾妻郡青年団剣道大会に出場して、昭和九年十年十一年と連続優勝したことは今でも剣道仲間の語り草となっているが、これはみな割田高橋両先生のご指導の賜と今でも感謝している。御前試合の日前橋中学まで私に附添って親切にお世話して頂いた当時中之条尋常高等小学校長宮崎貴先生（昭和五十年一月三日九十一才で死去）の高潔な風格が強く、脳裡に刻まれている。

4　戦時中の青年団活動

青年団活動も戦争に突入したので、すっかり様相が変った。昭和十二年（一九三七）団長は松本武となった。この年は七月七日に日華事変が勃発し、七月二十日には動員下令、八月に入ると続々召集令が伝達された。青年団員は銃後の重要戦士として出征兵士の歓迎は勿論、留守家族への勤労奉仕、食糧増産に努めた。

明けて昭和十三年（一九三八）春季総会で団長が交替し吉田仁一が選任され、昭和十五年三月まで団長を勤めた。戦時下食糧増産で美野原開墾が始まった。名久田青年団にも勤労奉仕の要請があって出動、二泊三日（下沢渡に宿泊）の作業で二町余を開墾、二千八百円の出動料を支給された。団員の汗の結晶で銃剣道用具と柔道着十着分を購入した。

昭和十五年（一九四〇）四月には団長は松本仁一に引継がれた。いよいよ物資の統制は強化された。七月には諸政黨が解散し、八月二十八日には新体制準備委員会初総会が開かれた。また一方、隣保班市町村常会が設置された。十一月十日紀元二千六百年式典が挙行された。この様な国内状勢の中で青年団は増産運動に、出征留守家族えの勤労奉仕に、美野原開墾への出動、などいくつ手があっても足りないほどであった。

昭和十六年（一九四一）一月十六日大日本青少年団が結成された。団長は文部省大臣橋田邦彦である。各統合団体は同一歩調をとって結成式当日声明を発し、「各団体が我が国情を徹見しそれぞれの立場に於ける過去の歴史と伝統とを新団体に結成して国内新体制の確立、高度国防国家建設に即應せんとするの決意を披瀝した。こうした趣旨によって名久田村に於ても四月二十九日名久田村青少年団が結成され、会則により名久田村長小林應太郎が青少年団長に推され、青年団長に名久田村国民学校長角田馬喜太が就任した。副団長は団員から選任された。

昭和十八年四月には国民学校長中島忠雄が青年団長になった。昭和十九年七月三十日には村長が吉田勝三郎となり青少年団長に就任した。

体育特に武道、相撲、水泳、登山、体操、体力検定、救急法の習熟等、国防訓練としては、行軍能力の増強、射撃、閲目分別、防空防諜、防災訓練、社会訓練としては青少年常会の開催、合宿訓練、敬老会、託児所の設置等、職域訓練としては一人一研究、共同訓練、増産運動への参加。拓殖訓練等、又銃後生活訓練としては、将兵慰問、遺家族奉仕慰問、廃品回収、資源愛護、貯蓄励行等が強化されていった。女子青年団も少年団も同様であった。

かくして太平洋戦争に突入、食糧増産隊、女子勤労挺身隊が結成され、青少年も国民と共に一体となって活動したが、昭和二十年六月十六日大日本青少年団本部は解散式を行い、戦時教育令により大日本学徒隊が結成された。戦時態勢への強化のためであろう。こうして日本の青少年団は解消して皇国民一丸となって聖戦完遂に砕身したのであるが、戦況は益々悪化、昭和二十年八月十五日、遂に全面降伏となった。

5　終戦後の青年団

昭和二十年（一九四五）八月、終戦といっても未曾有の敗戦である。物資はない。一切の工場が軍事産業に転換さ

れた挙句のはてが、工場は閉鎖か転換で、失業者が続々出る。物資はないから物価は高騰する。闇相場が横行する。小学校では連合軍指令で修身、国史、地理の教育停止、武道も中止、児童生徒を引卒して神社参拝をしてはならないことになった。こうしたことの地域の人々に与えた精神的影響は甚大なものであったろう。

建国以来初めて外国の連合軍の統治下に入り、すべての行政がえが連合軍の指令によって行われた。国民は進路を失った孤舟の如き苦悶に陥った。青年団は解散したままである。

初秋から出征兵士も続々帰還した。国破れて山河ありというが、吾妻の山々は美しく粧い、田畑は実りの秋を迎え、懐しい家々は昔のままに陽光を浴びている。これを見た若者は異口同音に祖国日本の復興を叫び、第一歩として先ず村の青年団を再建しようと考えた。

青年団の再建

奈良正（その後茂木と改性）は昭和二十年八月十六日静岡県三津浜の特殊潜航艇部隊から帰還して、名久田村役場の学務主任に就任した。夜になるとよく同志と話合った。青年団も解散のままでは郷土復興のためにも不利であり、青年団が先頭に立ってその活動に挺身しなければならない。

集ったのは小学校時代の同級生福島熊男、小池源三、割田文男、富沢寛、星野仁、綿貫茂野、小池百、樋田たけなど、やがて話も名久田青年団再建委員会の形となり、当時の村立青年学校校舎大字平の清水の家に集った。時の青年学校長は野上滋治、職員は片桐昇、剣持千郷、吉田三郎、清水佐千子、小学校長今井憲司等の助言も得て急速に進捗、昭和二十年（一九四五）十月十日青年学校を会場として結成式を挙げた。

名称は名久田青年団、事務所は名久田村役場内、年齢は小学校卒業から二十五才まで、然も男女合同ということにした。そして役員が選任され、新しい活動がはじまった。

会長　茂木正　副会長　福島熊男　綿貫茂野　会計㊫小池源三

事業は奉仕作業、遺族未復員家族などの田畑の作業、小学校の運動会に協力と参加、投書箱設置、学校問題などの与論調査、村長への進言、討論会、村政問題、村政を語る会（福島真一、吉田正明、剣持尚一、松本仁一など集る）など開く。文化講座なども開かれた。

昭和二十一年（一九四六）三月総会が開かれ、役員は留任した。

昭和二十二年（一九四七）三月総会で団長唐沢富雄、副団長伊能惣三、清水佐千子に交代した。物資は乏しいが、やや落ちついて、体育行事が盛になり、小学校、中学校の運動会は勿論、村民運動会も開かれた。馬鈴薯の栽培研究、農産物の品評会等も熱心に開き、また文化講座等も開催された。

ここで戦後その後の名久田青年団の動きをたどってみよう。

昭和二十三年（一九四八）―団長青木健児この団長を助けて小林今朝吉、伊能惣三、山田一、小林公平、山田重次、蜂須賀祥次、田村かつ江、小池次子、小池かつら等がよく活躍した。勤労奉仕、敬老会、資金獲得としては、映画会、桑畑の夏掘、薪運搬（一束の運搬賃金二十銭）など、全員努力した。特筆すべきは演芸会である。当時どこの青年団も同じような傾向であったが、演芸会と称して、一幕ものの赤城の子守唄、名月赤城山、勘太郎月夜などの股旅ものが多く演出された。

昭和二十四年（一九四九）―宮崎伊平、田村敏と団長は受継がれた。副団長は松本久子、団員も二五〇名を越した。

青年団としては陸上競技、バレーボールなどが盛んになり、運動会ではスケアダンスなどが取入れられた。青年学級講座も二宮尊徳先生の報徳精神について＝草場弘、土壌について＝小林茂久平・家畜の飼養管理＝林芳江、農村経済＝森戸幾也、教育＝原島長平、篠原秀男などが、一月二月三月にわたって開かれ、青年男女の出席状況も非常によかった。学校を会場として農産物品評会、敬老会、映画会なども行われた。特に映画会は入場者が多く大切な資金源であった。また分団単位で一泊二日位な見学旅行も実施した。

終戦後五年をへた昭和二十六年頃から青年団活動も沈滞し解散の声もでたが、折柄の長い間の懸案の小学校建設へ

の協力、勤労奉仕への総力集中によって再生できた。（二十六年団長剣持哲夫、二十七年団長金井益次郎）。そして二十八年には団長伊能亀雄に引継がれ、恒例の敬老会や運動会が実施されてきたが、小学校舎新築への協力後には、青年団活動に対する熱意は低下していった。

ここで当時の青年団の人と組織についてふれておこう。名称は名久田連合青年団であって、平青年会、横尾青年会、大塚青年会、赤坂青年会（栃窪を含む）の連合組織から成立していて、各青年会の会長を中心として自主的活動をしていた。この年度の役員を見ると、

団長　伊能亀雄　副団長　山田幸雄　塩原俊一　金井政子　大塚青年会　会長伊能吉平　赤坂青年会　会長　山田幸雄
剣持寿枝　会計　田村安夫　書記　井原利一　となっている。団員は一〇九名　男五九名女五〇名
平青年会　会長　剣持伝志郎　横尾青年会　会長　山田丈吉

さて二十八年末から二十九年の春にかけて衰運に傾き、団長伊能亀雄は三月十日一身上の都合に依りという理由で辞職した。副団長山田幸雄が代行として運営にあたった。

同年三月三十日午後七時三十分、団長代行山田幸雄の名に於て昭和二十八年度期末に総会を開き、収支決算並に事業報告をなし、青年団解散の形をとった。

6　青年団の再建

青年団運営の意見の相違から、その頃起きた若者の突発事から、解散の声も出てきた。有志は寄り寄り話合った。このままでは名久田の青年団はどうなるのか、青年の是非は村の将来を暗示するのだと真剣な話合いが続いた。ここで再建の経過を次に示しておく。

昭和年二十九年春から、各大字の青年有志に呼びかけて協議をした。その頃役場に勤めていた井原利一を中心として、関伸一、田村安夫、山田幸雄、星野勇、佐藤進、小林治太郎、宮崎義雄等が集って新らしい青年団の構想を練った。三月に入ってから話はいよいよ具体化して、昭和二十九年（一九五四）三月十九日夜七時半役場を会場として、協議会の通知が発送された。その趣旨は

1　青年層の現状を見て良く足なみを揃えることができない。

2　村内に各種の団体が乱立して、一人の青年が幾つも団体に加入していてどう見ても不合理である。

3　今までの青年団についても反省が必要である。こんな

このような経過をたどって、四月四日準備会が開かれ、予定通り昭和二十九年四月十一日（日）小学校講堂に於て新生名久田青年団が結成されたのである。団長には関伸一が選任された。副団長　山田幸雄　関まつ江　書記　井原利一　文化部長　小林治太郎　産業部長　野口博などが決った。

名久田村青年団団則抄

第一条　本団は名久田村青年団と称し事務所は名久田村公民館内に置く

第二条　本団は純真なる精神より発し相互友愛のもとに団結して社会人たるの教養を高め郷土の福祉を増進し文化の発展に寄与するを目的とする。

第三条、本団の団員は本村に在住せる満十五才～二十五才迄の青年若しくは青年学級生で本団則に賛同するものを以て組織する

第四条　本団に左の分団を置く

平分団　横尾分団　大塚分団　赤坂分団　栃窪分団

第五条　本団に左の部会を置き必要に応じ総会の決議によって増減できる

文化部　産業部　体育部　家政部

趣旨から団体の再編成を行い、がっちりした一本の団体にしたい。

という考えから呼びかけたのである。こうしてこの協議会の結果、団の規則審議委員が選任され、三月二十三日夜七時半名久田中学校で審議会を開いた。

その前後には発起人と青年有志が毎夜のように各部落に出かけて入団の勧誘説得に努めている。また公民館長小林正太朗からも青年団育成について協力方依頼の文書が村内各有志に届けられた。「新発足する青年団にお子様方残らず加入する様特別の御配慮の程御願いします。尚左記による結成大会にはお子様は勿論斯道奨励のため万障御差繰御出席下さい」という通知であった。

第六条　本団に左の役員を置く
団長一名　副団長二名（男女）　書記　一名　会計　一名
各分団長　一名　各部長　一名
各副分団長　二名（男女）　各副部長　二名（男女）
相談役　若干名
第七条　本団の団長副団長、書記、会計は総会に於て選出する
第八条　（略）
第九条　分団長は各分団で選出し、部長は各部で選出し、相談役は総会に於て選出する
第十条より第十四条まで略す
第十五条　講習会、講話会、研究会、座談会等の開催並にその他本団の目的達成に必要なる事業
第十六条　本団の経費は団費並に寄附金その他の収入を以てあてる
第十七条　本団の団費は年六十円として年二回に分けて徴収する

昭和二十九年度主な事業

四月二十二日山羊飼育について講演会　講師　山羊の権威者根岸八郎（邑楽郡多々良村）
四月二十三日　映画鑑賞研究会　講師　映画評論家多胡隆　鑑賞映画　文楽、神代舞
五月十一日　農事研究座談会　講師　改良普及事務所松井技師
五月十五日～五月十六日　一泊二日　青年指導者講習会、会場　鹿沢　講師県社教主事　田中麻芳
七月十七日　農薬の取扱について講演会　講師　松井技師
七月二十日　青年団野球チーム結成記念大会
九月十九日　産業視察　江木農事試験場　赤城種畜場　その他
九月　酸性検定機購入　土壌検査実施　麦播種について講演会　講師　農業試験場　黒崎技官
九月二十六日　第一回名久田村民運動会
九月二十六日　敬老会
十一月　農産物品評会　講演会　麦作管理について　講師　松井技師
十二月　農産加工講習
一月　ホームプロジェクト体験発表会
その他青年学級開催　毎月一回以上産業部行事は本団行事の中に記す。
四月及び十二月から三月まで和洋裁―会場役場階上
家政部と青年学級が一体として活動する
毎月一回作法料理、着付、ふとん作り
十二月→三月　お花
体育部行事　夏の榛名山キャンプ　一月　卓球大会　レク

リエーション　冬季の剣道
文化部　団報発行　五月八月十月一月の四回、秋の景勝地探訪、討論会　読書会　講演会等を開く

昭和二十九年度予算

収入の部
団費　九、八四〇円　一六四人　一人六〇円
事業収入　三二、八〇〇円　村有林下刈作業　一人二〇〇円　一六四人分
その他　一〇〇円　預金利子
計　四二、七四〇円

支出の部
事務費　三、七四〇円　消耗品（紙封筒等）通信費外　運動会費　五、〇〇〇円　村民運動会諸費
敬老会費　七、〇〇〇円　敬老会諸費
予備費　三、〇〇〇円　予備費
計　四二、七四〇円
〇　追加一〇、八四七円
合計　五三、五八七円

団員数（二九、七、一現在）各分団の団員数は、平男一七女一六　計三三、横尾男三四、女二九　計六三、大塚男二六女一八　計四四　赤坂男一七　女一五　計三二　栃窪男五女八　計一三　計男九九　女八六　計一八五
結成時の団員は一六四名であったが、七月一日には二一名増加して一八五名となったのである。

前年同様活発に活動したが、諸事業のうち母と青年の会では婦人会と青年団（男女）からの出席者の間で、「良い息子、良い娘」と「嫁と姑」のテーマで討論が行われたが、非常に立派な結論が出ている。（「中之条町青年団十五年史」参照）。村の人々に再読して頂きたい程である。

ここで昭和三十年すぎの再建青年団の動きを簡単に述べておく。

昭和三十一年　団長　関和夫
昭和三十二年　団長　松本憲介　副団長　伊能エイ　代子
昭和三十三年　団長　野口昭博　副団長　小林清一　小林芙美代　フォークダンスの会が始っている
昭和三十四年　団長　宮崎勝己　副団長　宮崎照　松本喜　団員　九一名（男五三、女三八）
昭和三十五年　団長　剣持昭男　副団長　綿貫最　野口あい

第一回名久田駅伝大会が催された。
青年問題研究会が四万で開催され代表出席
昭和三十六年　団長　吉田隆幸　副団長　剣持孝夫　剣持久子
元名久田青年団長野口昭博が群馬県連合青年団長に就任した。
東部地区野球大会に参加
勤労青年団国内研修が開催され代表出席
女子問題研究会が川原湯にて行われ代表八名出席
昭和三十七年　団長　吉田隆幸　副団長　角田正行　唐沢愛子
町民バレーボール大会が催され出場
昭和三十年（一九五五）四月町村合併により中之条町が成立した時は中之条町青年団連絡協議会が生まれ、各地区の青年団は手を携えて活動してきたが、昭和四十年度は更に一歩進めて、中之条、沢田、伊参、名久田の青年団を一本化して中之条町青年団として、各青年団を支部と称することとした。従って名久田青年団も中之条町青年団名久田支部となったのである。これというのも、経済の高度成長の影響を受けて、在町青年の流出が多くなり、また団員の職業的構成も多様となって、団員の減少が著しく進んだためである。
昭和三十八年　団長　角田浩一　副団長　田村富司　清水あき江
キャンプ講演あり代表参加
農村教育青年会議開催（子持牧場）代表出席
この年団員二九名となる。卒業生が多く中央都市に就職また進学者も多くなり、在村青年が減少の傾向となった。
昭和三十九年　団長　角田正行　副団長　原沢誠吾　田村勝子
団員二五名となる。
中之条町青年団名久田支部となる―昭和四十年―（一九六五年）

五　地域青年会にみる伝統形成

この特輯で伊参村名久田村の大字地区青年会を中心に、その創立発展の歴史を詳しく述べた。すでに町と村を代表する青年集団として中之条の青嵐会と四万青年同志会について、通史の明治～昭和の各期「文化と思想」のなかで青年文化の特色として明かにしておいた。わが地方の青年会の歴史を通観して気づくことは、各地域青年会には夫々その歴史的伝統があって、これが現在まで大きな機能を果していることである。この青年会にみる歴史的伝統に関して、二三の青年会の場合について述べておきたい。

1　創立期の四万青年同志会の伝統形成

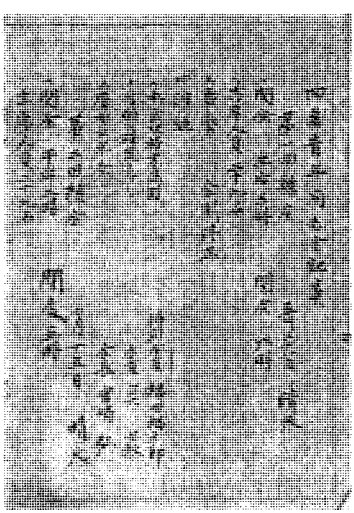
明治以降の新しい青年集団は、前代からの若衆組にかわって旧風の改善を目標とした各地の矯風会の発生からはじまる。一方では旧来の淫風蛮風に対して、他方では都市化による華美の浸透に対して、専ら風俗生活の矯正を主とする新集団が最初に現われたのは極めて自然のことであった（明治二十年代）。しかしこれが活動した期間は短かく、やがて消滅していった。明治三十年代、とくに日露戦争の勃発は青年に国民意識を覚醒させる契機となり、各大字に新しい地域青年会が成立することになった。各町村の大字地区青年会の多くは、この機会に新しく成立している。この典型的なものとして四万青年同志会の創立事情について詳しく述べておく。

四万青年同志会は大字四万村（温泉を除く）の青年を対象に、日露戦争中の明治三十八年五月二十八日に創立された。村の中心青年の宮崎弘、本多高十郎、島村忠三郎、唐沢元吉等の主導によって設立された。「智徳を研修、相互親睦をは

かり、村の上進改良をはかる」ことを目的にして、十五～二十八才の男子青年で組織された。会長には若い十八才の宮崎弘（後に碓氷社四万組長、沢田村長となる）が選ばれた。この同志会は創立以来すばらしい活動実績をあげていることは、すでに通史で明かにしたが、創立期において宮崎会長はじめ役員たちによって、この青年会の歴史的伝統の基盤がつくられた。その活動内容をみると、まず官林の植付防火線の刈分け、桑園の経営等で着実に会の運営資金をつくり、夜学会、講話会、展覧会、教育幻燈会等を次々に開催した。ここでは青年たちに対して実業面の智識技能の開発に主力をおき、加えて人間的教養の向上にも意を用い、多様な活動も行っている。会員は創立当初は五十余名、日露戦争中には村からの出征軍人の送迎慰問、そして平和克服の際には凱旋軍人の歓迎会などが催された。四万青年同志会のモットーは、農事改良勤労重視、そして敬老精神などであったが、これは創立当初の毎年の行事活動を通じて実によく具現されている。当時毎年農産物立毛品評会を開き、村内老農、農会技手を審査員とし、賞状賞品を贈呈し、農業改良の督励に資した。また毎年一回実業視察旅行を実施、農会青年団体の調査等も行った。このように農事改良を主柱にして、広く多岐にわたる青年活動は、当時の農村青年会を代表するものであった。四十年一月には同志会の会報が発刊されている（編輯人唐沢良作）。会長宮崎弘の「発刊の辞」の一部を掲載しておく。

「想ふに国家の進歩発展は国民の智徳の発達に俟たざるべからず。今日の青年は将来我邦の社会を構成し第二の国民たるものなれば、今より勉めて道を修め、徳を磨き業を習ひ、竟に一人一己の浮沈のみならず一国の盛衰も亦主として各自の道徳の弛緩によることを覚悟し、社会に立ちたる後、身を修め人を化し、高尚なる徳風を以て一世を率いるの決心なかるべからず。是今日青年たるものの最大の責務なり。本会玆に会報を発刊す。……」

なお第一号の論文感想及び報告などをみると、井底の蛙　綿谷、公徳　関運造、衣服の虚飾　島村忠三郎、学を修めよ　宮崎正司、公徳を弘めよ　白竜子、農業　正直生、忍耐　唐沢良作、勤労　島村福太郎……作物の撰種　宮崎笹舟、



四万青年同志会第一回総会記事（会誌より）

明治三十九年の会計報告によると、総収入二十一円八十五銭五厘（うち通常会員の会費十円九銭、労働収入九円）、総支出二十七円十六銭（うち図書支出二円三十八銭）、三十八年よりの繰越金六円九十六銭五厘、差引金一円六十六銭（翌年繰越金）となっている。

明治四十一年一月に初代会長宮崎弘が沢田村農会から県蚕病予防事務所に転任したため、後任会長に島村忠三郎が選ばれた。島村会長も前会長の意を体して会の発展に努めた。四十二年二月県から補習教育の成績優良により表彰された。この時会の旌表規定を制定し、諸般の成績優良区に授与する名誉旗、八十才以上の高齢者、善行者及び特待者等を表彰することをきめた。以後毎年一月三日旌表式を行っている。宮崎初代会長は其後間もなく帰郷し島村会長を補佐して活動していたが、大正二年一月の総会で再び会長に選任され、同志会のため尽力している。大正五年一月に辞任し、宮崎正司が第四代会長に選任した。宮崎弘は創立以来の功績によって全会一致で名誉会員に推薦された。この大正五年二月十一日、四万青年同志会は、創立以来各般の事業成績優良の廉により特に郡から表彰され優良旗を授与されている。

2　田町青年会にみる伝統

矯風会勃興期に中之条町大字西中之条村にも矯風会が設立され、一時期その活動をしていたが、やがて衰微していった。西中之条村の新田地区では矯風会の壊滅と同時に青年たちが糾合して明治二十七年（一八九六）一月五日に田町青年会を結成した。事業として毎月一回の集会をし講話会を催した。「実業の日本」を購読したり、共同労働をして会費にあてた。大正二年には畑を借りて桐苗を植付け、基本財産つくりもした。会員の親睦を図るために懇親会などもよく開いた。非常にまとまりがよく、中之条町の青年会中の最良であると、賞揚されている（大正八年中之条町郷土誌）。当時の状況について蟻川孝の話をあげておく。

冬期には午前五時に、おさん山（諏訪山）の大鼓を合図に集まり、青年は勿論、児童会員まで熱心に剣道に励んだ。元警察官の佐藤源八郎が有力な指導者だった。代々会長は熱心に活動したが、最も盛大だったのは剣持譲二会長の時代であ

った。このような熱心な活動は、少年少女に大きな影響を与え、大正初期には少女香蘭会が生れ、これはやがて新田児童団の結成となった。二つの少年少女団は共同作業や奉仕活動をした。一年中午前五時頃に集合し、大字中之条の町通りの馬糞集めをした。道路の馬糞は毎日炭俵二俵ぐらいは集められた。一俵十銭位で買ってもらって会の運営費にあてた。剣道の寒稽古も青年たちと一緒に熱心にやったものである。

田町青年会は今度の太平洋戦争により青年たちの相次ぐ応召で人数も少くなったが、活動は続けられた。永い歴史と伝統をもつ田町青年会も終戦を迎えて解消した。しかし戦後二十三年四月にはまた再生している（会長蟻川朝二）。そして二十七年十月には会誌「心」を発行した。その後会長は木村賢治にうけつがれて活動していたが、若者の転出がはげしくなって自然消滅した。しかしここでは青年会のＯＢが旅行会を組織し、昔からの伝統的な団結親和の精神が今もなお継承されている。

3　青年会にみる消防と剣道

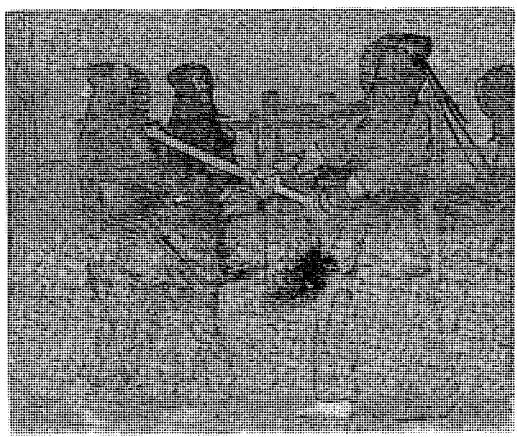
わが町村の各地青年会に共通してみられる活動は、まず第一に地域に密着した農業生産活動であるが、これに関連して青年たちの農事（技術）研修がよく行われた。これは戦後の部落単位の農事研究グループ活動の源泉になっていると思われる。昭和の農村不況期には農家生活面の改善がとりあげられ、冠婚葬祭や栄養の改善への志向が女子青年団や婦人会の活動目標となった。これも戦後農村の生活改善運動につながる伝統を培った。

青年団と消防　青年会活動における農事研究と生活改善ついては通史でもふれておいたが、第二の共通点として指摘されるのは、地域の消防と青年会との緊密なつながりである。中之条町の大字伊勢町の青年会の成立（明治二十八年一月）の事情をみると、二十七年に消防規程の制定を契機に、伊勢町の消防手で組織されたことが注目される。当時における地域消防のにない手として青年たちの役割が大きかったことを示している。大正に入って中之条町全域の

青年団体が結成されたが（五年十一月）、大正十一年一月にはこの中之条青年会員によって町の消防後援隊が組織されている。そして隊長には当時の青年会長蟻川潔が選任された。この消防後援隊は、町の消防組（成人の壮年たちによる）と一体となって活動するが、定期的な消防訓練演習の際には参加して、予備隊、後援部隊としての役割をになった。町村の青年会員は成人後には全員が消防組員になるが、戦前にはどの町村でも消防組だけが地域壮年の唯一の組織であって、それだけ青年会で培われた地域団結と地域奉仕の精神が、消防組活動を通じて発揮されたわけである。こうして地域に根ざした若い青年会と、その先輩（ＯＢ）によって構成されている壮年の消防組とは地域社会にとっては緊密不可分の間柄であった。

青年会と剣道　第三の共通点として、各地域の青年会で、ともに剣道が活発に行われていたことがあげられる。日露戦争後に農学校で始った撃剣は、大正期になると次第に周辺の各町村青年会でも、これを行うものが現われた。一、二月の厳寒期には寒稽古が実施された。大正十年代から昭和期にかけて毎年各町村で青年武道大会が開催された。当時の指導者は割田鹿作、高橋雄司、宮崎牛雄丸らであった。その後戦時期を通じて定例的に町村から郡へと相次いで剣道大会が開催され、年々盛んであった。かかる青年団剣道の隆盛の基礎は昭和初期～十年前後に築かれた。ここで村の青年会の剣道の様子を述べておこう。

名久田村　割田鹿作（明治十四年横尾生れ、七段錬士、中之条農業学校師範）を通じて飯塚儀内先生の入郡指導にはじまったが、最初の門下生（大正五年）は高橋雄司、小林応太郎、割田斧二、小林仲吉、永井重作、唐沢百松らで、彼らによって丙辰倶楽部が結成されたという（横尾生れ、小林仲吉談）。この人達が、後に名久田青年団役員の協力によって村内青年の剣道の指導に傾注した。青年団剣道全盛期は昭和九年前後であった。戦時期になると、青年団よりも青年学校生徒の方が中心になったという（赤坂の茂木秋水談）。昭和戦前の全盛期には青年団の各支部で身近かな集合しやすい場所に集合して寒稽古、土用稽古に励んだ。昭和九年群馬県で大演習があった際、名久田青年団の吉田正明は吾妻連合青年団員か



名久田村青年の剣道練習

テ稽古ヲシ、宮崎豊祐、宮崎喜八両氏ナドノ指導ノ下ニ大イニ盛ナリシ」（会務日誌）。この年は一月七日～二月三日毎日夜明けから八時まで寒稽古を実施した。二月十八日には剣道指南者の山田熊蔵、田村茂市の二人が来て講話と実地指導をしている。以後毎年一月には寒稽古を実施し、特に村祭りの日にはよく撃剣大会が催された。そして青年団剣道の隆盛期の昭和初期～十年前後には、宮崎安一、関鶴寿、唐沢文衛、柏原叶、山田稲作などが主な選手であった。四万青年同志会の戦時中の会務日誌をみると、毎年一月下旬に寒稽古、二月進級試合、さらに全村青年団大会、郡武道大会と、戦前から毎年定例的に剣道行事の日程が行われていた。戦前に引続き地元の宮崎牛雄丸が指導にあたった。氏の剣道による部落青年たちの人間形成に果した役割は大きかった。昭和十二～十五年頃までの村内の青年団員や青年学校生徒の剣道指導は、村内の各分教場を拠点にして宮崎牛雄丸（主任）をはじめ、宮崎安一、柏原叶、山田稲作らが担当した。毎年二月十一日に沢田本校で、各大字対抗の武道大会が開かれ、二百名余者参加して中々盛会であったという。戦局が苛烈になり青年たちに応召者が多くなると、青年と剣道の関係は次第に薄くなっていった。

ら選抜された剣士として天覧試合に出場した（前述）。当時の村の剣道選手は福島真一、吉田正明、割田一らであった。

沢田村　四万青年同志会では、大正五年二月十四日の通常会で、青年の体育を目的として撃剣を設けた。「コノ夜初メ

叙上、戦前の青年団活動の歴史をかえりみると、農業生産と生活改善の研修実践を主柱にしながら、消防や剣道ら、夫々地域に密着した特徴的な活動が一貫して実践されてきている。村落共同体に根をおろした旧来の若衆組は、明治以降の新時代には青年会として脱皮していったが、この新しい青年会も依然として大字地区（近世の旧村）を基盤

して組織され、その中心活動は旧村の村落共同体と緊密不可離な関係をもって展開されてきた。大正後半から昭和になると行政単位の村全域の青年団に再編成され、全村的な青年団活動が国や県によって指導されたが、実質的かつ効果的な活動は、いつも大字地区の村落共同体と結ばれた諸活動にまつことが多かった。村落の青年たちは、全員あげて村落青年会に加盟し、将来の地域公民にふさわしい人間形成の研修と地域奉仕の活動を通じて村落社会に密着しつつ成人していった。そして、この村落の伝統精神は青年会活動を通じて、村落の先輩から後輩へと不断に継承されていった。少年から青年へ、青年から壮年へ、そして壮年から老年へと連続する村落の年令階層の系列が、相互に縦横のつながりをもって地縁的な伝統を形成存続させたといえる。こうしてわが中之条町にみる各大字地区の伝統的な村風（村柄）というものも、明治以後の青年会（大字）活動を通じて明確に捉えることができる。さらにわが町村青年会に共通してみられた敬老精神と、これにもとづく諸活動は、通史のなかで記述したので詳しく言及しなかったが、青年会の主要な伝統を形成する役割をになっていたことを付記しておく。（五の文責小池善吉）

六　中之条町の消防団体の歴史

はじめに

日本の消防の組織は、江戸時代の慶安元年（一六四八）、江戸幕府（家老時代）が江戸町民に対して、火災予防の町触れを出し、次いで慶安三年（一六五〇）四千石以上の旗本大名に命じて、二組の火消し役を編成させたのが最初と

いわれている。

さて江戸時代の五人組帳前書の火災の項を見ると

一、村中に火事出来候はば郷中は火消道具持馳付、精を出し消し申すべく候。若し出合わざる者、之有り候はば御穿鑿の上、曲事に仰せ付けられるべく候事

とある。村内に火災が起きたなら村中の人は火消道具を持って馳せつけ、一生懸命消しなさい。若し救援に出ないものがあったら、よく調べ処罰すると言うのである。道具と言っても鳶口（とびぐち）や桶で、息せききってとびつけ、破壊を主として消火に努めたのであろう。

盗人が出没したり、挙動不審の者が村に出廻った場合は、

一、在々物さわがしき節はつまり能（よく）番屋を立置、夜番いたし其中は勿論隣郷より盗人見出し鳴を立るにおいては早速出合捕え置き候様、名主百姓申し合せ常々油断仕るまじく候事

と取きめ現在の消防団の役目をしたものである。

明治から大正昭和へ

1　組長時代

明治八年（一八七五）になると、各村々（市城村、青山村など）連合して、申合わせ、用水道路堰普請など年中行事として実施し、消防器具としては、毎戸に水桶一箇宛、五人組一組に竹梯子一箇宛備え置くことを取極めた様であ

る。これは当局の御布告によるもので、これ等御布告は小前末にまで読みきかす様村役人に命じた。

明治十二年（一八七九）には当局の指導によって、中之条町西中之条村、山田村折田村、という様な連合戸長役場に於て、竜吐水壱ヵ村一挺宛（当時竜吐水一挺金弐拾円、この外に梯子、水樋等の修繕費等も予算化したようである。竜吐水は極めて幼稚な木製の器具で大きな水桶に水を入れて放水する。消火するにも多くは茸屋根であったから、家を倒して防火するので、とび口等が使われた。江戸の火消しで華やかなものであったバレン（まとい）という標式も火事場に立てたのである。

(1)　伊勢町消防組の設立

明治十九年（一八八六）この年群馬県知事佐藤与三は県下に消防組の組織を指示した。そのため二十年頃から消防組の結成にとりかかった。

結成に当って必要なものは設備その他の費用であるが、明治二十年十月に次の様に寄附を集めている。地域は伊勢町で総額弐百九円となっている。

一金拾円　根岸　善作　　一金拾円　小板橋藤平
一金拾円　木暮茂八郎　　一金八円　柳田阿三郎
一金八円　小池徳十郎　　一金六円　小池　彦平
一金五円　小板橋菱三郎　一金五円　木暮治郎衛
一金五円　木暮伊平次　　一金五円　木暮　長八
一金五円　小渕金七郎　以下四円二人、三円五十銭一人、三円八人、二円五十銭二人、二円十一人

そして全町民がそれぞれに応分の出金をしている。金拾銭金五銭という浄財を集めて、消防器具等の施設費に宛てたのである。当時白米一升金六銭位であったから、現在（昭和五一年九月標準価格米が十キロ二七六五円）の米価を考えると六五八三倍になっていることになる。仮に金三十銭の寄附を現在相場で計算すると、金一九七五円となり、

一戸平均一円二十二銭であったから、丁度七九六五円四三銭寄附したことになる。当時の伊勢町一七二戸の熱意もわかるが、高負担であったと思う。

当時の消防器具　さてこの寄附金二〇九円の主な支出項目と支出額をあげると、次の通りである。

一、金百七十円也　喞筒壱個代　石川島監獄署より購入
一、金四円也　喞筒運賃
一、金壱円五拾銭也　喞筒附属品揺捍壱個石川島分署
一、金五拾四銭一厘　同運賃
一、金五円也　東京行入費　木暮茂八郎
一、金壱円弐拾銭　梯子、腰札代清水寅次
一、金三円弐拾也　提灯代　唐沢松太郎
一、金五円也　東京行入費　小板橋菱三郎
一、金弐円拾五銭　髙口代
一、金弐円也　半鐘　林昌寺
一、金弐円也　火の見諸品　久保田為吉
一、金七拾銭　水運び　同人
一、金弐円也　火の見諸費　青柳六平
一、金拾銭　半鐘吊費　二宮竹次郎
一、金壱円也　火の見木代　木暮林平
一、金壱円也　火の見木代　小池与三郎
一、金壱円也　火の見木代　木暮茂八郎
一、金六円三拾銭　半鐘代　小松屋友七
一、金拾四銭五厘　ポンプ附属品運賃
一、金拾銭　竜吐水直し代　小林倉吉
一、金八円也　非常番屋二ヵ所　塗壁一色　田村利三郎

以上の様な支出であるが、消防組の草創時代で、最大の支出が金一七〇円のポンプである、軽便小型式輪車ポンプ壱輌で、明治二十年十月二十五日附で、ポンプの性能試験願を木暮茂八郎、小坂橋菱三郎両氏の名を以て警視庁消防本署宛に提供している。これによると、

喞筒は二輪車に変造したもので、車輪は直径三尺内部は金属にて外部は銅製になっている。
水勢は十三間余で、取扱夫は六名、全量三十貫目、喞筒の前後に伊勢町とあり、横に㊂と明示してある。其他　円筒内径四吋四分ノ一、附属　ゴム吸管二十八尺　ズック水管百五十尺　管鎗壱組　捩廻し六個　木挺弐本

この喇筒を発送したあと次のような葉書を木暮茂八郎宛に出している。

拝啓御依頼の喇筒出来ニ付昨十八日上野汽車迄差出置候間御承知相成度、就ては御県下原町より依頼により消防附属員ポンプ使用方演習の為来る廿五六日頃同所に出張の筈に付、若し御地にても右演習方御依頼の御見込有之候へば同所相済次第、右本人に御申出相成度、此段為念申添候也

東京監獄石川島分署

十一月十九日　　西岡景房

消防組役員並組員をあげると、

組長　木暮茂八郎　指揮長兼会計長　小池彦平　指揮長兼器械管督長　小板橋菱三郎　指揮長兼会計掛　金井長松

指揮役　喇筒掛　山田来八　同　小池弥八　同　木暮熊太郎　同　今泉與七　火掛　富沢信吉　同兼会計係　小板橋杢八　同　青柳六平　火掛　小林清六　水手掛　金井清三郎　同　丸山喜藤太　同　鹿野半六　同兼会計係　木暮林平　会計係　伊能由蔵

火掛　三十三人　取締　四人　喇筒掛　三十人　指揮役十人　水手掛　九十七人　役員　三十四人　計百六十人　合計　弐百人

伊勢町消防組合細則

第一条　当組合ハ規約第一条第二条ノ趣旨ヲ遵奉シ本籍寄留ノ別ナク毎戸一名ノ壮丁男子(年齢十五年以上六十年以下)ヲ以テ組織ス但シ官吏及ビ旧慣ニ依リ本条ニ拠ル能ハザルモノハ此限ニ非ス

第三条　本組合ヲ総テい組ト称シ第壱第弐第三第四ノ四区トス

第四条　規約第三条ノ役員左ノ如シ

組長壱名　指揮役十弐名　指揮長三名　会計長一名　会計係五名　器械管督長壱名　器械管督係八名　但シ合計長以下ハ時宜ニ拠リ兼務スルコト

第五条　本組合ハ火掛、喇筒掛、水手掛ヲ区分ス

第六条　本組合ハ投票ヲ以テ毎区壱名ノ指揮長ヲ選挙シ当選者ノ内ヨリ組長ヲ互選ス

指揮役以下ノ役員ハ組長推薦ス。此場合ニ於テハ相当ノ事故アルニアラザレバ辞退スルコトヲ得ズ。但シ満期再選スルコトヲ得

第七条　出火信号アル時事故アリテ出張スル能ハザル時ハ其旨一時間内ニ組長指揮長ノ家ニ届ケ出ヅベシ

第八条　組長ハ組合一切ノ事務ヲ総理スベシ

指揮長ハ組長ノ事務ヲ補助シ指揮役ヲ督励シ消防一切ニ従事セシムベシ。組長指揮長ハ出火現場ニ於テ相当ノ□ヲ

定メ建タシメ衆庶ノ看覧ニ便ナラシムシ

第九条　組長指揮長ハ現場又ハ引揚ノ途次ニ於テ自他ノ消防夫ニ争論ナキ様注意スベシ

第十条　組長指揮長ハ鎮火ニ臨ミ現場ニ於テ衆員ヲ招集シ警官及町役場吏員ノ指揮ヲ受ケテ退散スベシ

第十一条　指揮役ハ各掛員ノ長トナリ属員ヲ指揮シ励精スベシ

第十二条　第十三条　第十四条（略）

第十五条　出火ヲ認ムル時ハ何人ニテモ迅速ニ火ノ見ノ警鐘ヲ打ツベシ　非常信号ハ大字内ハ早打、出張町村ハ二ツ打、遠方ハ一ツ打チトス

第十六条　出火信号アル時ハ各区消防組ハ器械置場ニ馳集シ組長以下ノ役員ノ指揮ヲ受ケ各自受持ノ器具ヲ携帯シ出張スベシ。但シ大字内ニ出火アル時ハ此限ニ非スト雖モ可成受持ノ器具ヲ携帯スベシ

備考　この細則は審議決定のものでなく、順序文章等も原稿の形であったものを、そのまま記録したものである。

この様にして伊勢町消防組が設立されたのであるが、現在の大字が独立の村であった頃で、各村とも寄附を集めて消防組を設立した様である。

さて明治二十二年（一八八九）五月新しい町村制が実施されて、中之条町、沢田村、伊参村、名久田村が誕生した。村は大きくなったが、消防組は従来通りのもので経費もその大字区域民の負担で経営していたようであった。然し消防演習の如き行事は新しい村単位で実施し消防組の管理は町村長が把握していたので、次の様な公文書が残っている。

指令第四号

大字伊勢町

明治二十六年十一月三十日付消防組合組長以下役員選定ノ件認可ス

明治二十六年十一月三十日

中之条町役場

丙第八十六号

来ル十八日午前八時彼部内消防組消防演習施行ノ為警鐘打鳴候旨沢田村ヨリ通知有之候条御部内組下へ御伝聲相成度此段及御伝願候也

明治二十六年十一月十五日

町長　田中甚平

伊勢町消防組長殿　　報知相成度此段及御伝願候也

丙第八拾九号　　明治二十六年十一月二十一日　町長　田中甚平

来ル二三日伊参村ニテ彼部内消防組消防演習挙行之為同日　　伊勢町消防組長

払暁ヨリ警鐘打鳴シ候旨通達方申来候条御部下各自へ此旨御　　木暮茂八郎殿

(2) 中之条消防組

伊勢町の消防組と同時に大字中之条でも消防組を設立し、な組と称した。施設としては次の様に買い求めている。

組標族　一旒　明治二十一年

ポンプ　独逸型二輪車壱台　明治二十一年三月二十日　テリキ水　鉄製二輪車　明治二十七年一月（明治四十二年まで使用）

纏　一本　明治二十四年十一月

この外の器具は町村合併以前からのものを引継いだのである。

当時の消防組役員の河野愛造が記録した中之条消防組の役附連名帳があったので掲げる。これで当時の消防器具とその組織が理解できると思う。

明治二五年消防役附連名帳（な組、中之条組）をみると、水掛第一組～第八組、梯掛、高張掛、大旗係、玄番樋掛第一組第二組、鳶掛、喞筒掛第一組第二組、喞筒口持掛、籠掛等に分れて編成され、各掛各組に指揮役指揮長があった。各掛各組の人数と指揮役指揮長を次の一覧表で示しておく。

掛・組	人数	指揮役	指揮長	掛・組	人数	指揮役	指揮長
水掛第一組	9	樋田光五郎	劔持源吉	水掛第四組	10	小池元治郎	小池熊吉
〃第二組	9	二宮平八	二宮弥平治	〃第五組	8	桑原竹治郎	唐沢源十郎
〃第三組	8	桑原喜蔵	小池栄七	〃第六組	11	倉林高十郎	河野愛造

水掛第七組	中沢祥平	小池栄七	鳶掛	14	田村菊次郎	小渕四郎平	9	7
〃第八組	今井春吉	二宮弥平治	喞筒掛第一組	16	二宮勘蔵	町田鉄五郎	10	7
楷梯掛	二宮勤作	河野愛造	〃第二組	15	関定吉	町田鉄五郎	4	7
高張掛	鹿野翠松	唐沢源十郎	纏掛	2	田村文平	――	6	7
大旗掛	片山清作	小池熊吉	喞筒口持掛	2	――	劔持源吉	5	7
玄番樋掛第一組	田村喜八	――	籠掛	4	――	河野愛蔵	8	7
〃第二組	田村豊三郎	田村文平	六十才以上	13			7	7

明治二十年秋、沢渡村消防組は林種三郎を指揮として一三〇人練り出し、原町の山田川原の消防演習に参加した。その時東部十七ヵ町村の消防組が出場したので頗る壮観、見物人は一万余人といわれ、特に山田川橋上に見物人が集ったので、なぶり（橋桁）が折れ、一時往来止めをしたと反下村永宝年代記にある。

名久田村大字平も、平村時代に平消防組長は剣持元達が勤めている。

明治二十五年（一八九二）の中之条の消防組（な組）の連名帳をみると、医師樋田定四郎、国学漢学蘭学者の関恒斉（当時原町の吾妻病院に医者として通い、井上重徳の家に居住）、桑原清作（郵使局長）、小池政七（元中之条西中之条連合戸長、町会議員）、田中甚平（町会議員、二六年町長就任）、町田儀平（元中之条町外四ヶ町村連合戸長）、町田重平（元吾妻郡長）、伊能八平（十二才であるが連名に見える）などが一般消防組員として名を連ねている。

2　勅令による消防組結成

明治二十七年（一八九四）二月九日勅令第十五号消防規約が公布された。これに対し県知事は消防組を設置する時依るべき条規を示した。その年の九月十四日、時の群馬県知事中村元雄は群馬県令第四十九号で、消防組規則施行細則を通達した。尚同年十二月六日付県告示で細部にわたって指示している。

これにより中之条町、沢田村、伊参村、名久田村は各大字にあった消防組を改組して、新しい町、新しい村の消防組を編成した。各町村とも十一月には臨時町村会を開き、消防器具の修理費や購入費を予算化した。これというのも従来の消防器具は残らず修繕補充して、新しい消防組に引継ぐことという細則に依ったものである。

当時原町警察署長鮫島正純によって県に報告した消防組調査によると次の通りであった。

消防器具設備状況

明治二十七年十一月二十一日調

	標旗	指揮旗	高張	提灯	組頭	提灯	小頭	喞筒	纏	榜子	水籠	水桶	刺又	鳶口	消札
中之条消防組	一	一	一		一										
一部	一	一	六				四	二	二	二	五五	一〇		一五	八
二部	一	一	四				四	三	一	二	四〇	四	一	一六	
三部	一	一	三				三	一	一	二	三〇	二	三	二五	
四部	一	一	二				二	一			二四	二		五	

合計	伊参消防組	一部	二部	三部	合計	沢田消防組	一部	二部	三部	四部	五部	合計	五部
四	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
四	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
四	一	一	一	一	九	一	三	二	一	一	一	一八	二
一	一				二	一					一	一	
二〇		八	七	五	二三		六	四	五	三	五	一五	二
一七		四	二	一一	五		二		一		二	八	一
六		二	一	三	三			一	一	一		五	一
五		二	二	一	三		一		二			六	
					三〇						三	一四二	一三
八一		三六	二〇	二五	一二二		二五	四〇	三二	二五		二〇	二
二		二			四		一	二		一		四	
六一		二一	一〇	三〇	五四		八	二五	二一	一〇		六一	
二			二									八	

戸数人口と消防組組織

名久田消防組	合計	一部	二部	三部	四部
戸数	五	一	一	一	一
人口	五	一	一	一	一
小頭	五	一	一	一	一
消防手	一	一			
人員	一八	五	五	五	三
	一〇	三	三	二	二
	三	一	一		一
	五	一	二	一	一
	一五〇	六〇	四〇	五〇	
	二	一		一	
	四四	一〇	一四	一〇	一〇

中之条消防組	合計	一部	二部	三部	四部	五部
区域地名		中之条町大字中之条	同　大字伊勢町	同　〃西中之条	同　〃青山	同　〃市城
戸数	八一六三、六一八	三一七一、一六四	二一九一、〇一五	一六三　八四九	五三　二六三	六五　三一七
人口	一五	四	四	三	二	二
小頭	一四四	三五	三六	二七	三三	三三
消防手						
人員						

沢田消防組	合計	一部	二部	三部	四部	五部
区域地名		沢田村ノ内大字山田	同　〃折田	同　〃上沢渡	同　〃下沢渡	同　〃四万
戸数	六三八	一五九一、〇四〇	九八　五七九	一四七　九七三	七二　四三四	一五三一、〇三〇
人口	四、〇三六	七	五	七	五	六
小頭	二八	四三	四九	二八	三四	五四
消防手						
人員	三三〇					

伊参消防組	区域地名	戸数	人口	小頭人員	消防手人員
一部	伊参村ノ内大字原岩本大道新田	一三七	七五〇	八	七六
二部	同〃五反田	一三三	七六九	八	六五
三部	同蟻川大字岩本ノ内小字池田今井	一三	六七〇	六	五四
合計		三九〇三、一八九	三	一九五	

名久田消防組	区域地名	戸数	人口	小頭人員	消防手人員
一部	名久田村ノ内大字平	二三〇	五三一	五	五〇
二部	同〃横尾	一四三	七五五	五	五一
三部	同大字大塚大字栃窪	一三七	七四四	五	五六
四部	同大字赤坂	八五	四七九	三	二九
合計		四八五三、五〇九	一八	一八六	

3　中之条消防組

(1)　消防組の結成

明治二十七年二月消防組規則施行細則により中之条町は中之条消防組を編成した。全町を五部に分ち、第一部大字中之条、第二部大字伊勢町、第三部大字西中之条、第四部大字青山、第五部大字市城とし、各部に部頭、小頭を置き、組頭をして全体を統裁させた。

経費は従来通り各部（大字）に協議員会があり、その決議を経て必要経費の徴収、支出を行っていた。明治三十九年（一九〇六）九月の記録を見ると、二十五日開いた協議員会に左の六名が出席している。

町田儀平、伊能八平、中沢源八、旧部頭町田帰一、新部頭二宮半重郎、部頭代理小頭小池彦平（欠席協議員には回覧の上認定を乞ふとある）

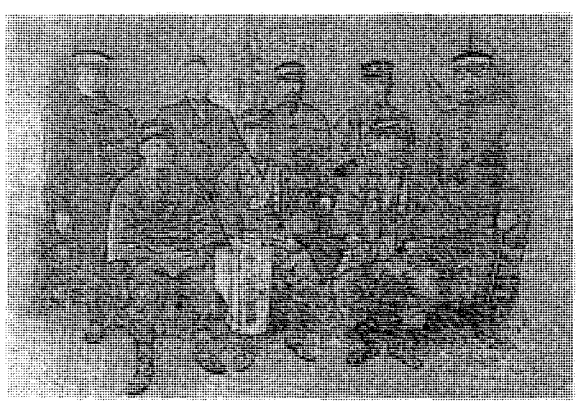
消防費を町経済に編入したのは明治四十年度からで、それ以後総て町費を以て支弁することになったのである。

①組頭　昭和十四年四月一日より団長となる

		年	月	年	月
初代	桑原竹治郎	明治二七・二	～	三〇・三	
二代	田村　喜八	明治三〇・三	～	三四・四	
三代	二宮　勘蔵	明治三四・四	～	三六・四	
四代	町田　儀平	明治三六・四	～	三九・四	
五代	町田　帰一	明治三九・四	～	四一・七	
六代	伊能　八平	明治四一・七	～	大正三・三	
七代	剣持　真平	大正三・三	～	大正六・九	
八代	町田　崇山	大正六・九	～	大正一〇・三	
九代	桑原雄一郎	大正一〇・三	～	大正一三・一二	
十代	木暮寿雄	大正一三・一二	～	昭和二・八	
十一代	田村辰雄	昭和二・八	～	昭和一四・四	

②昭和十四年四月一日中之条警防団となり団長となる

初代	田村　辰雄	昭和十四・四	～	一五・五	
二代	伊能　八平	昭和一五・五	～	一八・一	
三代	蟻川　潔	昭和一八・一	～	一九・一〇	
四代	桑原　準一	昭和一九・一一	～	二三・一〇	
五代	加藤　美好	昭和二三・一〇	～	三〇・四	



明治39年の中之条消防組
第一部員（大字中之条）

昭和三十年四月十五日中之条町、沢田村、伊参村、名久田村が合併して、新しく中之条町を形成した。そのため旧中之条消防団は中之条消防団第一分団となる。

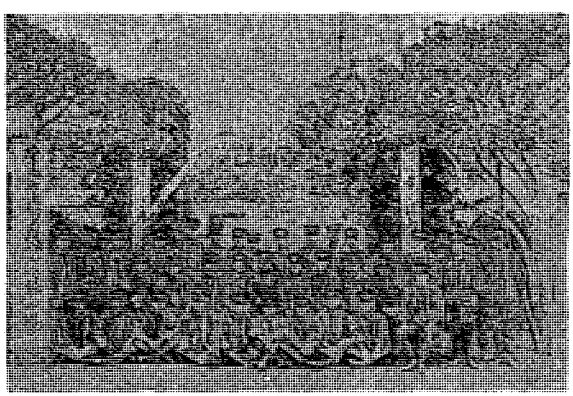
(2)　忘れ得ぬことなど

中之条町元組頭・元団長　田村辰雄談

消防演習点検　大正年代のことである。明治時代よりは進歩したものの団体訓練はまことに幼稚で、指揮する者もされる者もあやふやであった。現在の中之条合同庁舎のある場所の西側に、中之条農業学校の寄宿舎があった頃で、その広場で実施することになった。私が第一部の小頭であった。時の組頭も点検に号令をかけさせられるのなら、欠席するという。部頭もわしもごめん蒙りたいといった。どうしても小頭の田村君がやれという。しようがなく引受けたが、この人も自信はない。前日号令練習に農学校の裏山で下刈をしながら大声を出してみようと出かけた。さして練習もせず迎えた点検日、原町警察署長以下の点検官や来賓の眼の光っている前で横隊に整列した第一部から「前へ進め」と号令した。行進し始めたのはよいが歩調が少しも合わない。横隊も凸凹になる。そんなことに気をとられている中に、先頭は前方の丘により始めて、号令もないうちに廻れ右」をしてしまった。警察署長はニコニコしながら「それでよしよし止めい」ということで終った。まことに笑止な出来事であった。

伊香保温泉の大火　大正九年八月二十九日、組頭は町田崇山であった。遠路いち早く駆けつけて、消火と多数の浴客の救助に尽力し、警察部長金沢正雄から感謝状を贈られたが、真の大火の惨状を見せつけられた思いであった。

清見寺焼失　大正十一年四月十一日本町に於ける浄土宗の古刹清見寺から発火して、遂に全焼した。



群馬県消防義会役員会開催のときの吾妻郡内の役員たち(中之条尋常高等小学校入口)

関東大震災　大正十二年九月一日突如起りし関東大震災に際会し、時の組頭桑原雄一郎臨時救援隊長となり、役員消防手を引連れて上京、惨禍の巷に活躍した。私は小頭として臨時留守隊長を承り郷土の治安維持に努めた。消防組組織以来の大きな災禍であった。

御即位の御大典　消防組員の服装新調、昭和三年十月十三日、そして昭和三年十一月八日御大典につき午後十時より警備に就く。十六日まで毎晩の夜警で、全員緊張した。かくして期間中過失一回もなかったことは喜ばしい。

組頭御親閲　昭和四年一月六日宮城広場に於て、消防組頭の御親閲が行われ、私は組頭として参列の光栄に浴した。

御大典記念自動車ポンプ購入　昭和四年五月二十七日前橋市に於ける関東消防ガソリンポンプ取扱講習会に町田善蔵、徳間茂重郎の両人を派遣受講。昭和四年十二月十日東京市原ポンプ製作所より自動車ポンプ購入契約を為す。シボレー車で五本ホース附金四千八百八拾円、品受取は昭和五年一月十四日、そして昭和五年二月十三日警視庁に川口機械課長を訪問、和田倉門外お濠端で市原商会小川亀之助運転の新自動車ポンプの放水試験を為す。上々の成績で引取り帰郷する。途中県保安課に立寄り、小林部長の肝煎りで祝にちなみ、一八一号の番号下附となった。昭和五年七月十六日中之条沢田耕地整理組合幹線水路開通式が折田神社に挙行され、そこで自動車ポンプの放水試験を行った。この水路完成に依り、中条町の水利は先ず万全となった。

昭和八年（一九三三）十二月二十三日皇太子殿下御降誕奉祝提灯行列が挙行されたので全組員参加する。

昭和九年（一九三四）五月三日大日本消防協会総裁梨本宮守正王殿下奉戴式を日比谷公園に於て挙行され、私は組頭として参列する。九月十日大日本消防協会総裁梨本宮殿下御親閲式が伊勢崎市公設競馬場で挙行せられ幹部が参列する。組頭は群馬支部代議員として特別拝閲仰せつけられ、南小学校に於て御茶の会に召さる。十一月十六日桐生新川グランドに於て県下消防組は大演習御統裁のため御来県の天皇陛下の御親閲を受く（田村辰雄以下二十七名）。原町警察署管内消防組員は第十二中隊として隊長門倉房吉の指揮下に参加する。昭和十年（一九三五）九月二十五日台風のため豪雨大洪水、沢田村岩島村の惨禍は最もひどい状況であった。二十六日町内停電のため夜警をなす。九月二十七日四万、沢渡方面の水害激甚の報至り、午前六時非常召集を行い、第一部隊二部九十名を組頭が引卒して沢渡方面に救援する。第一部組員は温泉場死体発掘に当らしめ、第二部組員は反下、大岩方面の食糧運搬に従事させた。川中、岩下（岩島村）方面も被害甚だしき模様なので、警察署長と協議の上、川北（吾妻川）方面の消防組は沢田村へ、川南方面消防組は岩島村へ出動、向う十日間順番に救援することとした。

昭和十一年（一九三六）八月二日第一部町田崇山宅前にコ

ンクリート貯水池を設置するため地鎮祭を行い、九月一日落成する。自動車ポンプ放水二十分の容量である。九月十四日中之条防護団結成。十一月二十七日第一部上の町貯水池竣工する。

昭和十二年（一九三七）一月二十四日第一部下の町田中平太郎宅前に貯水池竣工する。自動車ポンプ放水時間十七分である。

これに依り中之条に八ヵ所、伊勢町に三ヵ所、只則に一ヵ所、青山に一ヵ所、市城に一ヵ所、西中之条に六ヵ所防火用池が竣工した。

昭和十二年（一九三七）二月十一日中之条消防組は優良消防組として群馬県知事（君島清吉）の表彰を受け、旌表旗一流授与される。

組頭　田村辰雄　副組頭　関治作

第一部頭　高橋高治郎　第二部頭　日野新吉　第三部頭　鈴木一寿　第四部頭　宮崎直介　第五部頭　中沢晤八郎

以上表彰式に参列

五月十三日、第五部二十五ヵ年無火災につき表彰される。県より綬一旒贈られる。また同年七月十五日昨日よりの豪雨に大暴風加わり、各河川増水、殊に西中之条、青山、市城方面激甚のため出動救援する。九月四日時局に鑑み防護団の結成式を挙行する。

昭和十三年（一九三八）十一月二十六日中之条消防組四ヵ年無火災につき表彰状及綬一旒を授与さる。十一月二十九日午後一時半嬬恋村大字田代に大火あり、救援に出動する。近来稀な大火であった。

昭和十四年（一九三九）三月二十日午前三時半草津温泉湯畑附近に大火があり、五時十分到着し消火に努め、約一時間で下火になったので帰町する。焼失六戸十七棟。四月一日消防組解散統合に依り中之条警防団して発足する。

(3)　中之条警防団

日華事変の戦線いよいよ拡大され、昭和十三年（一九三八）十一月三日近衛文麿首相は東亜の新秩序の建設を声明した。防空法も制定され国事多難、この時に当り国内秩序維持と国防の強化が要望され、昭和十四年（一九三九）一月二十四日勅令第二十号をもって警防団令が公布された。

警防団令

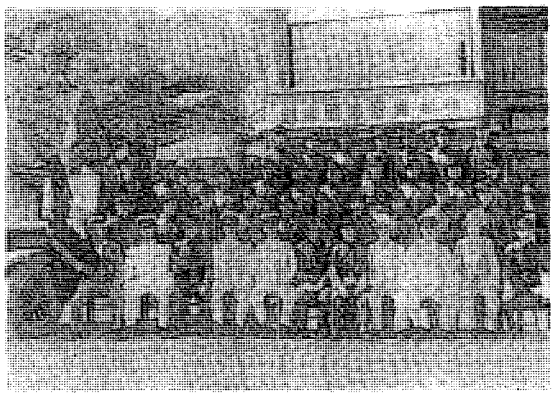
第一条　警防団ハ防空、水火消防其ノ他ノ警防ニ従事ス

第二条　地方長官ハ職権又ハ市町村長ノ申請ニ依リ警防団ヲ設置スルモノトス

第四条　警防団ノ区域ハ市町村ノ区域ニ依ル。但シ土地ノ状況ニ依リ市町村内ニ於テ適宜区域ヲ定ムルコトヲ得

第五条　警防団ハ団長副団長、分団長、部長班長、警防員ヲ以テ之ヲ組織ス。但シ分団長、部長又ハ班長ハ置カザルコトヲ得

第六条　団長及副団長ハ地方長官、其ノ他ノ団員ハ警察署長之ヲ命免ス



中之条警防団員

このように県下一手に統制できる体勢となったのである。この勅令、警防団令により剣持真平町長も町会を開きその組織に着手した。

昭和十四年（一九三九）四月一日午後一時より中之条小学校講堂に於て中之条警防団結成式を挙行した。原町警察署より大谷警部補外二人列席した。同年四月二十日原町警察署管内十ヵ町村警防団の結団式を中之条小学校に於て挙行した。

大日本警防協会総裁梨本宮守正王殿下より令旨を賜わる。関係者は次のとおり。

中之条警防団長　田村辰雄　副団長　塚田国一郎　金井亀雄、第一分団長　関静　警防員　七〇名、第二分団長　日野新吉　警防員　六三名、第三分団長　鈴木一寿　警防員　六九名、第四分団長　永井伝十郎　警防員　三五名、第五分団長　中沢憲作　警防員　四〇名

太平洋戦争と警防団　警防団長を町長が兼任。昭和十八年（一九四三）一月十一日戦力強化のため各種団体の統合で警防団長も中之条町長蟻川潔が兼任した。ところ

が昭和十九年十月三日突如として現役町長に将校動員令が下り征途に就いた。団長後任は桑原準一に受けつがれた。日華事変から大平洋戦争に激化するに従い、副団長も分団長も警防員も次々に動員下令、そのため補充が非常に困難になり、銃後の警備、防空訓練など真に容易ならぬものであった。

(4)　戦後の中之条消防団

昭和二十年（一九四五）八月十五日終戦により、連合軍の占領治下となり、諸制度が次々に改廃された。昭和十四年（一九三四）来の警防団令も戦時色濃しとして廃止され、昭和二十二年（一九四七）四月三十日附で勅令第百八十五号消防団令が公布された。昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号消防組織法が公布されたが、これより先同年五月二日附で内務次官通牒が府県知事宛に通達された。

警防団令は終戦後防空業務も消滅に伴ない一部改正されたが、なおその性格において完全に戦時色が払拭されていない憾みがあるのみならず、更に団体自体の中にも一部には戦時中の諸団体が解散されつつある状況よりして、団の将来を危惧し志気沮喪の傾向も見られて、特に最近激増しつつある火災発生の情勢にてらしても誠に寒心に堪えぬものがあるので、これらの諸点を刷新するとともに国内諸般の制度一新の時運に即応するため、今般勅令第百八十五号を以て消防団令が制定公布され、これに伴い従来の警防団令は廃止されることになったので、左記各項留意の上消防団令の運用指導に遺憾なきを期せられたい。

記

大体以上の如き方針で消防団は設置された。

一、消防団令の警防団令と異なる点

1　その性格を郷土愛護の精神を以て社会の災危を防止する義勇団体たらしめたこと。

2　消防を主たる任務とする。

3　設置及び組織も民主化したこと。

①　市町村の義務、②　団員は消防委員会が推薦し、市町村長が任命する　③　団長副団長は団員の互選とする。

4　消防団の運営を強化するため消防委員会の制度を設けたこと

5　警察部長、警察署長の所轄の下に団長にも消防団指揮及訓練を行い得る途を拓いたこと。

中之条消防団の設置　中之条町長小池遵正は昭和二十二年（一九四七）十月二日消防団設置条例給与条例その他を申請し、同年十月十三日北野重雄知事から認可された。

消防団設置条例第二条により定員は二百三十九人とし、団長一人副団長二人分団長五人副団長五人班長二十一人その他の団員二百五人という区分になっている。また第三条によって中之条消防委員会を設置され、左の諸氏が委嘱された。任期は四年である。

田村辰雄　日野新吉　有村常清　斎藤六

昭和二十二年十月二十五日選挙が行われ次の役員が決定した。

団長　桑原準一、副団長　加藤美好　副団長　小山邦雄、第　名　計二百五名。
一分団長　小池俊一郎　外四十二名、第二分団長　柳田隆養　その後の団長は、二代団長　加藤美好（昭和二三年一〇月二〇日～三〇年四月一五日）
外五十六名、第三分団長　田村誠一　外四十六名、第四分団
長　宮崎潔　外二十九名、第五分団長　中沢貞三　外二十七

可搬動力ポンプ購入　昭和二十六年（一九五一）七月二十六日前橋市斎藤ポンプより可搬動力ポンプ一台金二十四万円で購入する。ホース三本、五分団に配置、本器具として使用する。翌二十七年（一九五二）二月二十五日前橋市斎藤ポンプより可搬動力ポンプ二台購入、一台二十六万円二台計五十二万円也、第三第五分団へ配分する。本器具として使用する。（ホース一台につき三本）

自動車ポンプ購入　昭和二十八年（一九五三）五月二十二日東京日本機械工業株式会社より金百七十三万円也にて自動車ポンプ一台購入する。第二分団へ配置、ホース十五本金十八万四千円。そして翌二十九年（一九五四）十二月二十七日東京日本機械工業株式会社より自動車ポンプ一台金百八十四万五千円也で購入する。第一分団へ配置する。

4　沢田消防組

(1)　消防組の結成

沢田村も明治二十七年（一八九四）消防組を組織し、初代組頭に折田藤七が就任した。その組織をみると、次のようであった。

一部大字山田、二部大字折田、三部大字上沢渡、四部大字下沢渡、五部大字四万と五部に分れ、組頭のもとに小頭二八名を任命し、二三〇名の消防手に依って編成された。明治二十七年の消防組規則に依ると、第三条消防組は組頭一人小頭若干人及消防手若干人を以て之を組織す。組頭及小頭は警察部長若くは其の委任を受けたる警察署長之を命免す。消防手は警察署長之を命免すとある。また第四条には組頭は警察官の命を承け部下の指揮取締りに任じ庶務に従事す。小頭は組頭を助け組頭差支あるときは之に代るものとするとある。部の頭については何も規定していないが、実際には部頭が任命されて、四部には吉田粂吉が部頭として、明治二十七年十一月二十九日附沢田村役場よりの会議通知を受けて居り、二十八年十一月には町田藤馬、三十六年十一月になると登坂太郎が部頭として町田勘平次組頭の通知を受取っている。

消防演習も結成当初には部隊行動が巧みにできないので折田組頭から次の様な通知が部頭に出ている。

本日十一日示達したる外尚左の厥々追加す。

一、在郷軍人には演習当日は軍服着用にて臨場を請い操練上等につき助力を受くること、

一、組頭及部頭備付諸簿冊は検閲及照合の必要有之候に付当日携帯のこと、

一、出場札出来の組は当日提出のこと

つぎに代々の組頭をあげておく。

初代　折田　藤七　明治二七年～二九年
二代　町田虎三郎　明治二九年～三四年三月
三代　町田勘平次　明治三四年三月～三七年五月
四代　町田　庄蔵　明治三七年五月～四〇年二月
五代　山田　治郎　明治四〇年二月～四二年二月
六代　林　絞吉　明治四二年二月～大正八年

七代　町田義一郎　大正八年～大正一五年一月
八代　福田　浩一　大正一五年～昭和四年二月
九代　関　善平　昭和四年二月一四日～昭和二二年二月
昭和一四年四月一日改組団長とる。

明治二十八年一月三十一日に四部が受領した物件をあげると次の通りである。

標識提灯　一個　消防手提灯　三個　小頭提灯三個　部頭指揮旗　一本　小頭被服　三枚　小頭帽子　三個　消防手帽子二八個　四部標識旗　一本　水テリキ　一台　水桶　二五個　標識　二本　高張提灯　一本　提灯　一二個　蔦口　七挺　箒　一個　車　二台

主な器具等の購入費をみると、次の通りである。

購入費取調（明治三十八年一月二十一日）

ポンプ　金二六円五〇銭　運賃　金一円四〇銭　買入旅費　金三円　楷子皮麻　金三〇銭　車修繕代　金二〇銭
備考　ポンプは一番型上等　吸込唧筒一箇　外部鉄製　内部真鍮ツナギ製　水管ズック　長さ十五尺も二本付　筒先替　口付洋管鉄製　東京神田区通新石町　ポンプ製造所　清水弥七

下沢渡の火防設備（明治四十三年十二月十四日）
（火災予防巡視報告）

一　戸数　九十七戸　洋燈（ランプ数）金属製油壺百十七個　井戸　十二ヵ所　池　六ヵ所　水道　十ヵ所　渓流　四ヵ所
（部頭木暮延寿）

火災出場手当（大正九年二月沢田消防組第四部）

一　金五円也　但し大正八年十二月十日沢田村上沢渡民家出火の災の出場人二十五名に対する手当一名金二十銭宛

(2)　明治期の消防演習

明治二十八年（一八九五）三月十四日折田村字成田原で沢田消防組の演習が行われた。これより前三月十日にも中之条原町両消防組の演習が山田川の川原で執行されたので、各部の部頭小頭は見学に出かけている。演習の順序をつぎに示す。

一　警鐘　午前五時注意信号（二連打）で起床、午前六時出場信号（三連打）出場準備着手、午前七時近火信号（連打点）各部に於て隊伍を整え、演習式場に繰出す。演習式場より各部に引揚げたときは鎮火信号一つ打、信号はすべて二十回以上報ずること、但し打点遅速なく区点判明であることを要する。

一、隊列進行　各部二列又は四列に編成し、演習場内に繰込み適当の位置に配列する。但し使用に必要な器械は悉皆携帯する。

一、署長臨場　臨場を迎える時は組員一同は脱帽敬礼のこと。

一、人員点検　消防事務取扱細則第十三条により行う。

一、繰練　一部より順次各部毎に行う。ポンプ取扱各部一回宛試験する。

一、実際ポンプ取扱　ポンプテレーキ水の順は悉く水を汲み「急き取扱」で行わせる。

この様に表彰され金五拾銭給与されたので、右謹受候也。明治四拾年十一月二十日本多作太郎㊞と署名捺印している。まことに今昔の感が深い。

功労賞に金五拾銭也

沢田消防組

元小頭　本多作太郎

消防職務ニ征事以来拮据勉励能ク部下ヲ訓練シ事務ヲ整理シタル段其功労頭著ナルニ依リ金五拾銭給与ス

明治四十年十月十八日

群馬県警察部長事務官従五位勲五等　隈元清喜㊞

(3)　沢田警防団

昭和十四年四月一日沢田警防団を結成した。

団長　関善平　副団長　折田常盤、佐藤喜代平　分団長六人、副分団長　六人、班長　二四人、警防員　二六四、計三〇三人で結成された。

第一分団　大字山田　五〇人、第二分団　大字折田　五〇人、第三分団　大字上沢渡　五〇人　第四分団　大字下沢渡（山田の内寺社原を加え）五〇人、第五分団　大字四万(下)五〇人、第六分団　大字四万（上）五〇人。

昭和十四年（一九三九）四月二十日原町警察署管内連合結団式を中之条町で行った。同年七月七日は前橋市群馬会館に於て警防団旗授与式が挙行された。団長関善平、副団長折田常盤、第三分団長関口昭義、第四分団長町田英二、第六分団長田村茂が参列受領した。

その日午後五時各分団役員下沢渡の四万沢渡の分岐点に集合して警防団旗を出迎え村役場で拝戴式を行った。

家庭防空群の編成　いよいよ日華事変も激化して来て、国土防衛の重大な時局に直面するので、昭和十四年八月十日関係者が役場に集合打合をなし、家庭防空群を設立することになった。

興亜奉公日と警防団　昭和十四年八月十一日内閣告論号外を以て国民精神総動員強化を図るため毎月一日を以て興亜奉公日と定め之を恒久実践の源泉とする趣旨で警防団に対し率先左記事項を実践する様指示があった。

午前六時より八時まで分団毎に神社に集合し左の行事を行う。

1　団員整列　2　開式の辞　3　皇居遙拝　4　神社礼拝　5　皇軍将兵の武運長久祈願黙禱　6　令旨奉読　7　訓話（警察官団長又は分団長）　8　閉式の辞

その他遺家族の慰問、禁煙禁酒その他生活の刷新を図る。機械器具置場の清掃、火防の巡視等を行った。

防空訓練開始　昭和十四年十月二十八日～三十日仮装飛行機来襲中との状況下で行う。

紀元二千六百年無火災運動

1　家庭防空群による防火運動
2　警防団員による火防運動
3　小学校児童による防火宣伝
4　警防座談会　毎月二十日午後一時より各団毎に行う。

精神ノ錬成ニ努メンコトヲ期スト共ニ刻下ノ急務タル県下ノ食糧問題ニ関シテハ県ノ方針ニ即応シ徹底的節米ヲ実践シ之ガ解決ニ寄与セムコトヲ誓フ

昭和十五年六月二十四日

1　集合　午前五時　全員集合であるが農繁期なれば役員の外は実状に適した程度で可
2　午前十時　団員は現在位置で黙禱
　警鐘一点打　ラッパ吹奏（ラッパ手は自宅にて可）
3　午前十時　梨本総裁官殿下は警防団代表と共に橿原神宮に参拝されるのである。群馬県からも代表三名御随伴申上げることになっている。

○　昭和十五年一月より一年間実施

警防団報国宣誓式

宣　誓

今ヤ我国ハ内外共ニ未曾有ノ非常時局ニ際会シ警防団ノ使命ハ愈ニ重キヲ加フ我等ハ令旨ヲ奉体シテ協心戮力益々警防

物資欠乏と警防団　昭和十九年五月沢田警防団に於てはガソリンポンプを供出（貸与）したので、四万の田村茂三

郎所有のガソリンポンプを借入れて配置した。

この外原町名久田も自動車ポンプ、ガソリンポンプを供出（貸与）した。このため警防力の相互応援を強化することとした。

沢渡の大火　昭和二十年四月十六日これまた未曾有の大火、沢渡温泉は全滅という外山林一五〇〇町歩が黒焦となった。駈けつけた各警防団の中心となっての沢田警防団消火救援活動は筆舌に尽くせぬほどであった。

(4)　戦後の沢田消防団

連合軍の占領下におかれた昭和二十年、それ以来政治経済教育等各方面に大改革が行われ、警防団も戦時色払拭という趣旨で消防団令により消防団に改組した。結成は昭和二十二年十一月一日で、役員も左の通り選任された。

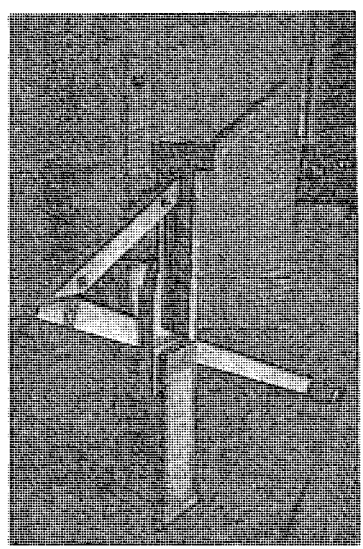
初代団長　金井一二　副団長　京田高十郎
その後は次の諸氏が団長に就任している。
二代団長　山田稲作　昭和二四、三、一～二八、一〇、三　　〇日
三代団長　久住正七　昭和二八、一一、一～三〇、四、一　　五

沢田は広い地域であるが分団長六人、副分団長六人、班長二四人、消防団員二六四人計三〇三人で組織されている。

施設　警防団時代は各分団（六個分団）に腕用ポンプが各二台宛配置されて居り、ガソリンポンプは一台第六分団（四万）に配備されていた。昭和二十七年（一九五二）五月十五日小型動力ポンプ（最大放水量九六ガロン、車体（長さ一尺八寸全幅一尺八寸、六馬力、最大放水射程三二呎、価格二一万円総重量九四kg）が購入され第四分団に配備された。翌二十八年（一九五三）七月十日小型動力ポンプ（東京芝浦タービン株式会社、一二馬力、価格三〇万円、最大放水量一七六ガロン、最大放水射程三〇、六二呎、総重量九三kg）が購入され第五分団に配置された。

5　伊参消防組

明治十九年（一八八六）戸長役場中心の消防組が組織された。岩本の伊能信太郎（文久二年生）、伊能佐吾七（天保十年）、蟻川の原沢安衛、五反田の唐沢李平（天保十四年）という様な戸長格の人物が、消防組を組織し、互に組長となって防火防災に当ったのである。当時原岩本村、蟻川村、大道新田、五反田村は独立はしていたが、七小区として連合戸長役場をもっていた。明治十二年（一八七九）には伊能佐吾七、明治十七年（一八八四）には唐沢李平、明治九年（一八七六）には原沢安衛が戸長であった。



明治10年代の消防ポンプ
五反田の竜吐水

(1)　消防組の結成

消防組の結成は明治二十七年（一八九四）十一月十九日である。組頭には伊能信太郎が就任した。発足の時の組織は次の通りであった。

組頭　伊能信太郎　文久二年生　原岩本村

大道新田・原岩本村（一部）

部頭　富沢元吉（慶応三年生）　大道新田、小頭　塩原逸五郎（慶応三年生）　大道新田、小頭　島村豊吉（明治元年生）　原岩本村、小頭　神保倉平（明治四年生）　原岩本村、小頭　関睦之俊（明治六年生）　原岩本村

消防手　四一名　ラッパ掛　五四　警報係　二　テレキ水喞筒係　一〇名　火手掛　四　水手掛　九　雑事係　五　其の他

五反田（一部）

部頭　唐沢儀平　明治三三年組頭となる（明治七年生）　五反田（日清戦争に出征）、小頭　本多藤吉（明治元年生）　五

反田、小頭　斉藤善吉(明治七年生)　五反田、小頭　唐沢戊五郎(明治七年生)　五反田、消防車　三二名　ラッパ係　三報警係　五　テレキ水喞筒係　七名　火手掛　六　水手係七　雑事掛　一　標識掛　二　其の他

蟻川(三部)

部頭　小渕本次郎(文久二年生)　蟻川、小頭　富沢新作(明治九年生)　蟻川、小頭　蟻川貞十郎(明治四年生)　蟻川、小頭　綿貫鯛重郎(明治九年生)　蟻川、小頭　綿貫嘉重、消防手　一三名　ラッパ掛　一　警報掛　四　テレキ水喞筒掛五　火手掛　三　水手掛　三　雑事掛　六

その他の組頭をあげると、

二代　唐沢本平明治三三年一一月～三七年四月

三代　神保耕一　明治三七年四月一〇日～四一年二月二四日

四代　綿貫宇十郎　明治四一年二月二四日～四四年九月二八日　五代　唐沢儀平(後本平と改名)明治四四年九月二八日～大正三年一二月　六代　神保耕一　大正三年一二月二八日～一一年一月二一日　七代　田村政蔵　大正一一年一月二一日～昭和三年一二月二一日　八代　小林文平　昭和三年一二月二一日～一一年一一月二八日　九代　唐沢参二　昭和一一年一二月二八日～一五年　一〇代　蟻川卯三郎　昭和一五年～一九年　一一代　田村武一朗　昭和一九年～二一年一〇月　一二代　望月今朝蔵　昭和二一年一〇月二五日～二四年一一月二五日

さらに施設をみると次のようであった。

	第一分団	第二分団	第三分団
腕用喞筒	四	三	三
梯子	一	一	一
喇叭	四	五	四
手斧	一	一	一
手提燈	五	五	六
蔦口	四二	四二	四二
布ホース	六	四	五

腕用喞筒　明治二十五年(一九九二)十一月二十一日購入　価格　金四十三円、予備器具として第三分団置場大正四年(一九一五)十月三十日購入　価格　金百五十円

小型動力喞筒　昭和二十八年五月六日購入　価格　三十万円　以上第三分団

腕用喞筒　大正八年十月二十八日購入　前橋市若林鉄工所製作、価格　金三百七十円　第一分団。昭和二年十二月二十六日購入　前橋市根岸鉄工所製作　価格　金百三十円　第一分団。昭和五年四月十八日購入　前橋市根岸鉄工所製作　価格

金百七十円　第一分団。大正二年十一月十四日に購入　前　　十円。
橋市若林鉄工所製作　価格　金百三十五円　第二分団。昭和　　ガソリン喞筒　昭和二十一年三月購入　東京市原ポンプ製
四年十二月四日購入　前橋市若林鉄工所製作　価格　金百二　　作所　価格　金三千五百円　第二分団。

大正十二年関東大震災と消防組

九月一日東京横浜の大震災が甚大だったので、吾妻の消防組も救援に出動することになり、伊参消防組も田村政蔵組頭を団長として小頭以上十人、外に神保富治青年会長外二名の青年も加えて九月三日上京した。渋川駅から汽車、荒川の鉄橋が破壊していたので赤羽で下車、東京府庁まで歩いた。震災の激甚なのに驚異の眼を開く。分担は報知新聞社近くのガード上の警戒であった。一部は米の炊出し、握り飯作業にもあたった。九月六日帰村した。

昭和九年（一九三四）十一月十六日桐生新川グランドに於て消防組として御親閲を受けた。

沢渡の大水害

昭和十年九月二十五日午後三時半頃から二十六日午前三時までの二十三時間にわたる降雨は一坪あたり五石七斗であったというが、その上大風もまじえて吾妻郡は大水害であった。特に隣村でもある沢田地域は未曾有の災害であったので、伊参消防団は九月二十九日から十月八日まで出動救援にあたった。第三部は四十六名沢渡温泉の被災地に向った。五日には奥反下に出動した。主として土砂の搬出作業であった。沢渡温泉で死者十三名、奥反下で死者七名であって、痛ましい限りであった。

(2)　警防団の結成

昭和十四年（一九三九）四月二十日中之条町に於て伊参警防団の結団式が行われた。団長には唐沢参二が就任した。同年七月七日中之条町に於ける団旗授与式が行われた。

捕虜追捕のため出動

昭和十五年（一九四〇）五月三十日支那人捕虜追捕のため三十九人の警防員が高山村に出動した。団長は蟻川卯三郎であった。

沢渡の大火

昭和二十年四月十六日の沢渡の大火は未曾有のことで、そのおそろしさは瞼に焼きついている。と前置きして当時の田村武一朗団長は次の様に話した。

「その日私は用事あって中之条町に出向き、町を歩っていると大岩方面に黒煙が上った。間もなく出動信号の警鐘が鳴ったので、急いで帰宅警防員と共に沢渡に向った。沢田小学校が山火事対策本部となっていたので、警察の指揮のもとにそれぞれの地区に出動した。伊参警防団に岩本大道の第一分団、五反田第二分団蟻川第三分団で、団長指揮のもとに湯原方面に急進した。大岩より出火して、沢渡温泉、湯原等の民家も全焼して手もつけられない有様である。夕刻岩本（伊参村）の上組に飛火したとのことなので、第一分団を岩本に、又第二、第三分団は四万殿界戸に分遣した。ところが岩本上組の飛火は単なる流言で被害なく、四万殿界戸も鎮火して夕刻召集解除となった。翌日も全員出動して焼跡の片付けに奮闘したが、罹災者はまことにお気の毒であった。（詳細は特輯Ⅲ災害の歴史「沢渡の大火」参照）

中之条町の火災

昭和二十二年二月二十日夜の中田製材所の火災。二月二十一日夜の地方事務所の火災、共に町中なので驚きと火災の広がりを心配して大急ぎに急いだことは忘れられない。幸い大火にならず済んで幸であった。

(3)　戦後の伊参消防団の結成

終戦後のあらゆる団体の改組の中で警防団も消防団と改められた。役場に於て会議がもたれ、役員の推薦が行われた。

昭和二十二年（一九四七）十月二十五日伊参消防団の結団式が行われた。

初代団長　望月今朝蔵　副団長　斉藤庄平　副団長　宮崎　二代団長　小池千禄　昭和二五年二月二〇日～二七年三月一一日

貴　第一分団長（岩本大道）本多浩　第二分団長（五反田）　三代団長　富沢福重　昭和二七年三月一三日～四月一五日

斉藤市郎　第三分団長（蟻川）斉藤武朔

昭和三十年（一九五五）町村合併により四月十五日新しい中之条町を結成したので、伊参消防団は中之条消防団第三分団と改めた。

6　名久田消防組

名久田村以前、即ち平村、横尾村、大塚村、赤坂村、栃窪村として、名主後には戸長を中心として村政が行われた時代、破壊消防を主とした消防組はあったであろうが、明治十九年（一八八六）群馬県知事佐藤与三が消防組の組織を指示したので、平の関伝八、福島弥伝次、劔持元達、横尾の高橋弁次、永井専蔵、唐沢宇三郎、小林兵作、関新作、大塚の奈良茂平次、吉田梅重郎、吉田森平、赤坂の小林粂次郎、小林太郎平、などを主軸として消防組を組織し、これ等の人が組長となって消火防災に奉仕したのであろう。今でも横尾、平の二村が連合して結成した「よこた組」という消防組の話が出る。

消防組合連名（字横尾）という資料（唐沢官六所蔵）を探し出してくれた。これは明治二十五年（一八九二）十一月十五日の記録で、次のように組織されている。

馬連掛　劔持喜作　蜂須賀喜次郎、旗掛　割田幸作外三名　関多作外一一名、水掛　山田五十松外五七名

高張掛　蟻川宇蔵外三名、団扇掛　白井順蔵　関栄太郎、口　指揮長　山田徳次　蜂須賀源太郎　原沢信吉　関源八　劔

取　関新作外二名、機械掛　割田熊五郎外二三名、鳶口掛　持良作　唐沢宗七　唐沢七郎平　組長、星野啓十郎　唐沢宇

三郎　唐沢兼八

組長の三名というのは交替制で勤めたのではないだろうか。また各掛名も当時の施設を物語っている。団扇掛など何をしたものか面白い掛である。

(1)　消防組の結成

勅令第十五号による消防組は明治二十七年に組織した。組頭には小林兵作（横尾）が就任した。四部に分けられ第一部は大字平、第二部は大字横尾、第三部は大字大塚、第四部は大字赤坂、栃窪で喞筒十台、水桶一五〇、鳶四四、其の他の器具標旗、小林組頭のもとに部頭四人、小頭一八人、消防手一八六人で結成されたわけである。時の名久田村の戸数八一六、人口三六一八人であった。

歴代の組頭名を挙げると、

初代組頭　小林　兵作　明治二七、一一月～三二、二月
二代〃　唐沢宇三郎　明治三二、二月～三五、二月
三代〃　劔持　熊吉　明治三五、二月～三七、一一月
四代〃　吉田　良平　明治三七、一一月～三九、一一月
五代〃　小林　家吉　明治三九、一一月～四〇、二月
六代〃　宮崎　駒次　明治四〇、二月～四二、一〇月
七代〃　松本　和作　明治四二、二年～四四、五月
八代〃　劔持　庸三　明治四四、五月～大正二、一一月
九代〃　吉田　良平　大正二、一一月～五、一一月
十代〃　唐沢　甚平　大正五、一一月～八、一一月
十一代〃　剣持　四郎　大正八、一一月～一二、一一月
十二代組頭関　専衛　大正一二、一一月～一五、一〇月
十三代〃　小池宗太郎　大正一五、一〇月～昭和四、四月
十四代〃　劔持長太郎　昭和四、四月～六、一二月
十五代〃　唐沢　藤吉　昭和六、一二月～九、一二月
十六代〃　田村　一三　昭和一〇、一二月～一三、二月
十七代〃　劔持　賢作　昭和一三、二月～一四、四月

警防団になると、

初代団長　劔持　賢作　昭和一四、四月～一六、一月
二代〃　小林　角三　昭和一六、一月～二一、四月
三代〃　小林　鷹一　昭和二一、四月～二二、四月

戦後の消防団では

初代団長　小林総太郎　昭和二二、四月～二六、一一月　記してみる。
二代〃　剣持　太郎　四代団長　福島　真一　昭和二八、一二月一日～三〇、四
三代〃　吉田　正明　昭和二六、一一月～二八、一二月　月

施設　大正五年の第二部に於ける施設を各部の代表として

吸込喞筒（ポンプ）	ドイツ型、長サ二尺二寸五分、幅一尺七寸五分、吸水管七尺三本、水管四十尺三本、水勢十五間（二七メートル）	一台	明治四十一年二月八日購入	価格	金四十五円
吸込喞筒	フランス型、長サ二尺五寸、幅一尺四寸、水管ズック十二間、水勢九間（一六、二メートル）	一台	明治二十三年十一月十八日購入	価格	金二十円
吸込喞筒	フランス型、長サ三尺三寸、幅一尺七寸、水管ズック十三間、水勢十間（一八メートル）	一台	明治二十年九月購入	価格	金二十円
標旗		二本	明治三十一年九月、十一月一日	価格	金一円
標燈	大長ホロ	二個	明治二十七年十二月	価格	金二円
喇叭（ラッパ）		三個	明治二十七年～明治三十一年	価格	金八円六十銭
半鐘		二個	明治二十年九月	価格	金十五円
火ノ見梯子		二立	明治三十七年九月 明治三十九年四月	大正十年立替 大正九年立替	
梯子		三挺	明治三十一年九月 明治三十九年	価格	金三円
水樋	手樋型、口経八寸五分、深サ六寸五分	四十二個	明治二十年九月	価格	金五円
大鳶口		十挺	明治二十年九月		
二輪車		二輛	明治二十年九月		
小頭用提灯	丸型	三個	明治二十七年十二月		

消防手用提灯	長、ホロ	四十個	明治二十七年十二月		
器具置場	間口二間半、奥行一間半、板屋根	一棟	明治二十九年九月	昭和十一年新築のため売却	
同	間口二間、奥行一間、板屋根	一棟	明治二十三年十一月	長久保より千沢に移転	
同	間口一間半、奥行一間四尺五寸、板屋根	一棟	昭和九年十月	長久保に新築	
同	間口十尺五寸、奥行二間、トラン屋根	一棟	昭和十一年十月	価格　百五十円	
現場樋	深サ一尺五寸、口経一尺六寸	二個	明治三十年四月		
ガソリン喞筒	エンジン仏国製、二十馬力	一台	昭和八年六月	価格　金八百円	
半鐘	経九寸	一個	昭和十三年四月十二日	価格　金三十六円	
水管車		一輛	昭和九年十月	価格　金三十四円	

（外略）

つぎに名久田地区の消防沿革史における主な事項を記述しておく。

消防組の点検を受けるための講習会

これは明治三十三年六月二十日以後に新式法の教授をするから、各部から小頭一名以上出席させるよう取計らってもらいたいというのである（日時は追って通知）。これは内務省訓令第十六号（明治三十三年五月二十三日付）消防組点検規則に因り消防組員の集合整頓の方法を巡査点検規則を準用して二日間行うものであるという。会場は原町警察署であった。

宇妻橋近傍で消防器具点検

兼て御承知の一月十五日器具点検の義、順序は横尾、平、赤

坂、大塚の都合に有之、貴部は午前九時頃までに全部宇妻橋
近傍に御参集相成度様、其の筋の御達有之候間、右様御含み
の上準備なし被下度此段及御通知候也

明治四十三年一月十一日

名久田消防組頭劔持庸三

第二部　部頭　劔持万平殿

火災原因（明治四十年から四十四年）　これは原町警察署管内の調査であるが、件数の多いものを挙げてみる。

火事の原因	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	計
1 焚火の不始末	一六	一六	七	三	一一	五三
2 灰の取扱疎漏	二	四	一	二	一	九
3 小児の弄火	一	五	二	一	一	九
4 炬燵	一	一	四	一	一	四
5 煙突より	一	一	一	一	一	二
6 ランプより	一	一	三	一	一	三
7 乾燥所	一	一	一	一	一	一
8 その他	四	三	八	一	八	二三

火防組合の設置―明治四十二年（一九〇九）―

松本和作組頭時代であるが、規約で次のように記している。

第一条　本組合ハ火災予防ニ関シ組合員協力シテ予防ノ設備ヲナシ又互ニ注意警戒ヲナスヲ以テ目的トス

第四条　名久田消防組頭ハ各組合ヲ監督ス

第五条　毎年十一月十二月一月二月三月ノ五カ月ハ少クモ一カ月二回以上組合長又ハ小頭一名及び消防手一名若シクハ二名一組トナリ組合員各戸ニ就キ火気取扱上危険ノ有無ヲ調

査シ苟モ危険ナリト思料シタルトキハ家人ニ危険排除ノ方法ヲ示シ注意ヲ与フルコト

第七条　組合員ハ火気取扱上殊ニ左記事項ヲ遵守スルモノトス（項目内容略記）

1　マッチ置場　2　灰置場の設備　3　爐の施設と燃料置場　4　炬燵と金属製の網　5　竈（カマド）の位置と周囲　6　風呂場の施設　7　煙突の構造　8　ランプの油壺と石油の置場　9　屋外の焚火と位置　10　用水池　11　消火器具の点検

監督　組頭　松本和作　組合長　部頭　劔持万平　代理者　小頭　小林銀重　小頭　関忠作　組合員　劔持虎吉外一七七名が署名捺印している。

演習当日の指揮号令の依頼　秋季連合演習に就いて部頭会議を十一月十日に相開くので午前九時までに名久田村役場に御参集相成度いという組頭劔持庸三から第二部部頭劔持万平宛の通知状に次の様に追記している。

大正元年十一月六日

追伸　　小生儀

例のリョウマチ治療の為不在中伊能竹太郎氏に組頭代理を依頼置候に付左様御了承被下度候

尚演習当日の指揮号令不慣にて閉口故経験ある貴殿を頼み度旨伊能君も申され候に付小生も同感に有之候へば宜敷御取計ひ被下度此段伏って御依頼申上候

警備費予算　昭和八年度

警備費　一〇八九円七〇銭　前年度七七八円

一、雑給　三二八円　　手当　二九七円（春季点検手当一人二十五銭百四人分、組頭手当金四円　部頭年手当一人二円　小頭年手当一人金一円、出場手当一人四十五銭宛　百八人分　計金百五円、秋季点検手当一人二十五銭　四百十人分、火防調査手当一人二十五銭　百四十人分　金三十円）

賞与二五円（組頭以下賞与金）傷病手当二円　遺族扶助料二円　弔祭料二円

二、需用費五七三円　器具費二四〇円　備品費二五円　被服費二一〇円　（消防手用法被一着二円三〇銭五十八着分金百三十四円　その他）消耗品費五〇円、修繕費九〇円

こうした予算を見ると、この少い経費で村の防災警備に尽されたのである。特に火災の場合の出場手当が一回一人十五銭とある。これは名久田だけではなくどこの町村もこの様であった。全くの奉仕である。こうした奉仕によって村を守ってきたのである。

ガソリンポンプ購入　昭和八年（一九三三）六月である。ポンプは金八百円であったが、他にガソリン代、炭、麻縄など雑費十六円二十七銭支出している。このためには村よりの補助金四百円、共有金からの補助金二百五十円があり、あとは村人の寄附金百八十三円二十銭によって購入されたものである。

御親閲　昭和九年（一九三四）十一月十六日大演習のため御来駕の天皇陛下の御親閲の光栄に浴した。唐沢藤吉組頭以下二十五名であった。

(2)　警防団の結成

昭和十四年四月二十日十ヵ町村警防団の連合結団式が中之条小学校で行われた。翁持賢作団長以下全員出場した。同年七月七日には前橋公園に於て団旗の授与式が行われた。

その後太平洋戦争に突入してからの警防団員の銃後の戦士としての増産と防空警備の奮闘努力は戦史と共に語りつがれるものである。

特輯Ⅲ　災害の歴史

一　近世中之条町の災害史

1　わが町の災害史年表

慶長十一年の大洪水、延宝八年の飢饉・天和元年の洪水、飢饉を吾妻郡誌には見るが、ここには元禄から明治初年に至る災害について主に当町の文書から見てゆこう。（回数をカッコ内に示す）

(1)　元禄―正徳期(6)

元禄八年月夜野で年貢買納（五反田）、同十年三月飢人調（五反田）、同十一年大風、同十二年大風飢人に夫食貸出し（五反田）、同十三年飢人調（五反田）。

正徳二年八月十九日大風・凶作（五反田）。

(2)　享保―元文―寛保―寛延期(7)

享保十三年八月十三日洪水にて川欠山崩（平）、同十七年凶作―（同十八年一月、百姓夫食不足―折田）、（同二十年三月一、二日大雪現中之条地区殆んど全域池田新兵衛役所へ訴願（上沢渡唐沢千次郎家文書）、元文三年六月三日洪水（平）、寛保二年大洪水（七月二五日～八月二日朝迄の長雨）。延享四年凶作（七月大水。）八月十九日、二十日大暴風雨。寛延二年（市城）同三年凶作（四万）。

(3)　宝暦―明和―安永―天明―寛政―享和期(22)

宝暦一年大水山崩（赤坂）同五月夫食一切なし（四万）宝暦二年違作に付拝借金（赤坂）宝暦四年大水（横尾村明細帳）同五年違作に付救米願（赤坂）同六年九月中長雨にて大豆違作（七ヵ村）、同七年長雨違作、同九年旱ばつ、田仕付ならず（七ヵ村・赤坂）同十一年六月大水、同十二年夏作違（赤坂）、明和一年十一月大風にて違作（赤坂）同二年長雨（折田）

同三年長雨（折田）同八年旱ばつ。安永一年旱ばつに付、検見願（折田）同二年洪水（山田）安永五年感冒・麻疹（郡誌）同七年凶作検見願（廻状）天明二年凶作（岩本・五反田）、同三年浅間あれ大凶作、（同四月一月林昌寺で大勧進へ救助米願出）、同六年大凶作、七月中長雨大洪水、同七年四月大霜、

(4)　文化―文政期(13)

文化二年長雨（折田）同五年春から秋迄長雨秋違作。同六年五月～七日迄長雨　同七年凶作大麦違作。同十一年五月八日長雨、十一月七日大雪、同十二年凶作、中之条町大火、同十三年八月四日大暴風雨違作に付夫食積戻し延べ願（中之条）文政三年長雨（折田）、同四年三月～夏迄日でり田方五ト作（高山村竹田家文書）同六年旱ばつ（西中之条・中之条）同

(5)　天保―弘化―嘉永期(11)

天保元年凶作、土用中雨天秋違作、越後穀留、（中之条・折田）同四年大凶作（同五年夫食難渋訴え―中之条町外七ヵ村）同七年大凶作、種籾一切なく訴願（保科領吾妻郡下七ヵ村）同八年窮民救助願（折田）同九年凶作閏四月十日朝大霜、五月中旬より雨天冷気（岩本）同十年旱ばつにて間歩用

(6)　安政―万延―文久―元治―慶応期(9)

安政二年疫病流行（景作日記）同三年九月大風水害にて吾妻東部四十二ヵ村寄合（折田）疫病流行（景作日記）同四年

麦作損毛訴え（折田）十二月疫病流行神送り（折田）享和一年山田川橋々材流出、同二年大洪水（中之条）同三年八月十二～十六日大風雨諸作損毛注進三ヵ村（中之条）

（注）七ヵ村とは市城、折田、山田、西中之条、上沢渡、下沢渡、五反田であり（　）はその村の文書である。

八年秋作不作（岩本・五反田・反下）同十年疫病はやる（高山村竹田）同十一年夏中長雨凶作田畑違作（七ヵ村）橋残らず落ち所々通用なし（反下）同十二年凶作、大水（蟻川）五月三日より八月三日まで雨降り、市城、青山、平諸々山くづれ（反下）六月二十九日大風、大雨、出水（中之条）七月十八日大風（反下）畑方三～四分（岩井伊能文書）

水争い（中之条伊勢町）山崎耕地水争い中之条・西中之条（折田文書）同十一年原町大火（顕徳寺火事）。弘化一年中之条大火。同二年凶作、同三年七月十六日大風雨。嘉永四年長雨五月二十四日市城村大洪水。

凶作に付貯穀積戻し延べ願（中之条）同五年凶作四月十九日より八月九日まで雨続く、杢の橋不通万年橋廻り、疫病（コ

第1表　災害年表集計表

	明治1〜3	安政〜慶応	天保〜嘉永	文化〜文政	宝暦〜享和	享保〜寛延	元禄8〜正徳	計
冷害	2	2	5	9	10	3	1	32
風水害	1	3	1	3	8	5	3	24
旱魃		1	1	2	3			7
大霜			1	1	1			3
大雪				1		1		2
大火			2	1				3
疫病		4			1			5
計	3	10	10	17	23	9	4	76
年間	3	15	24	26	53	35	21	176

備　考

① 前年表中飢人調・借備金（米）はこの数から省いた。

② 年で数えると65になるが1年に2件以上に及ぶものもあるので合計は76件となる。

レラ）流行、万延元年五月一日大風吹く被害多し（景作日記）、文久二年コレラ麻疹大流行（景作日記）、文久三年旱ばつ（蟻川）、慶応二年凶作両度の大風雨にて田畑流失（赤坂）同三年窮民調（岩鼻役所廻状）

(7) 明治元年〜三年期(3)

一年四月大雨で杢の橋止まる六月開通、秋作四分（反下）同二年凶作、四月下旬より九月迄雨降り続く、大困窮（反下）同三年五月から雨降りつづき七月十三日から七日間大風、大雨大風にて用木流失す（反下）検見廻り、六月十五日難渋民取調べ（西中之条）窮民救助立替（山田村高沼）

この災害年実に六五ヵ年、これを元禄八年（一六九五）から明治三年（一八七〇）年の一七六年間にあてるとおよそ三年に一度となる。しかもその中には、享保・天明・天保という日本の三大凶作が気候の循環を思わせておよそ五十年毎に来ている。次に災害の諸因を分析してさらに考えて見よう。

この表から見て災害の最も多いのは長雨に伴う

冷害であり、次は風水害に見る川欠け、田畑砂入り、道路や橋の流失である。旱魃の（田植不能）水げんかはぐっと少ない数であるが、総じて凶年には争いと火事が多い。宝暦の山論も橋論も、天保の市出入もまた中之条町の大火もその凶作の中にあるのに注目したい。

ついでに、特筆すべき凶作のいくつかを見ておこう。

2　特筆すべき凶作

(1)　享保の凶作

これは享保の改革といわれる吉宗時代の大凶作である。

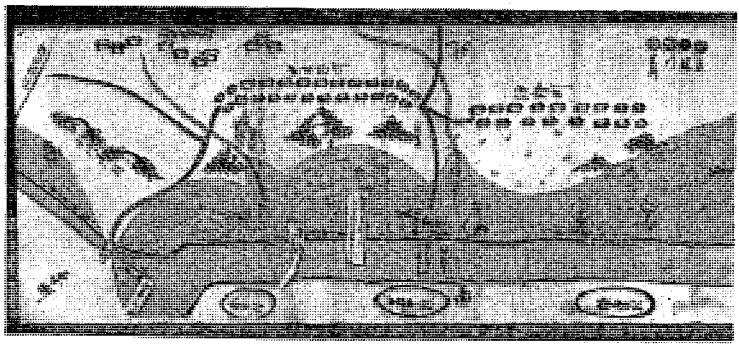
これを、四万村（現大字四万）の村柄明細帳（宝暦四年、当役場蔵）に見ると、

「一、米七石四斗二升（戸数一七三、一戸平均四升二合）当二十三年以前子年（享保十七年）麦作雨腐秋作早霜にて百姓餓え死仕候ニ付拝借仕候、十ヵ年賦ニ返上納仕候」とある。

この凶作の翌年正月、領主池田新兵衛の麦買上の触書に答えた文書（折田今井次男家蔵）に折田村を見ると、

「畑九三町余内二毛畑（麦作可能）二七町余、その麦収二一石三斗六升余、人数四三三人内出奉公七八人」、（これは、一人一日一合六勺に過ぎない）と前年の凶作でこれは夏三ヵ月にも足らない、「粟稗夫食都合仕り候ても夫食続き兼ね申候」とある。背に腹は代えられず、飢えに悪食し、悪食に斃れるこの凶作の年の百姓に、翌十八年幕府は薬法の触書を出しているが（蘭学と中之条町の部参照）、その一つに「一切の毒にあたりて苦しむには、いりたる塩をなめ、またはぬるき湯にかき立てて飯みてよし」とあるが、凶作のあわれをさそう農民の姿を見る。

り、その前文に「諸作損毛の節及レ飢袖乞ニ罷出候程の儀度々御座候へ共、当十四、五里四方の儀は都て山中の村方故袖乞仕る可き場所無二御座一飢死候外無二御座一候……」とある。



天明３年浅間あれに泥流におされた中之条、伊勢町の図

(2) 寛保（一七四一～一七四三）の洪水

「寛保二戌年七月中関東大満水にて山々次々山崩れ多く道橋多く損じ流失致し通路一切無之江戸迄三十三里の道のり五十里余と相成」（折田茂家文書）その被害は「明暦三年の十倍に及んだ」（徳川実紀）とある。後に戌のあれというそれである。市城村では十一両二分と銭五七二文を総百姓七七軒二一〇人が五ヵ年賦（中沢重平文書）で、さきの四万村では米十四石八斗五升一合、稗三石五斗七合を共に支配代官所から借りているが、この額は、さきの享保の凶作を遙かに上回っている。それに翌三年銘の道祖神を上沢渡・湯原・前尻・白久保等の山村に見る――のも洪水の後の道の大普請を思わせる。

大字中之条町を見るとこの洪水から二十五年たっても（明和三年一七七六）まだ川欠が全耕地の一・四％（一町五反二十一歩）があり、四十三年後（天明四年）にまだ二十四耕地残っている。が、〝戌のあれ〟と語り伝えた先人のその年のあれが想像される。

(3) 天明（一七八一～一七八九）の浅間あれ

一瞬浅間山の突然の大爆発に世の流れをかえたとも言える天明三年の年号は今に人びとの脳裡に、いわゆる〝浅間荒れ〟の名に人々を恐怖させる。「浅間山から鬼がけつうつんだして、鉈でぶったぎるような屁をたれた」という俗言――はその頃の人が驚きの眼で見たいつわらない表現であろう。

浅間あれの前年は三月から七月中旬までほとんど雨が続いた稀に見る冷夏でこの凶作に村々で年貢の減免を願っているが、五反田村では天明四年一月十三日に「当村お張札これありお糺しござ候（五反田高橋孝茂家文書）不穏な世の動きをこの近郷に見せている。天明三年は、

「冬になると異状に暖かく、寒中に花が咲いたり竹の子が出たり、しかもやたらに雷雨があるなどの異状現象が続発した。翌三年も四月から八月にかけてほとんど曇天か陰気な年で、人々は空を仰いで嘆息した。真夏の土用でも綿入れを着なければ過ごせないほどの寒さで二年つづいた冷夏に、もはや凶作は決定的となっていた。それに絶望的な追討ちをかけたのが、七月六日の浅間山の大爆発であった」（根本順吉著「氷河期が来る」一五〇夏参照）そしてこの前後をわが町に見れば「四月八日より浅間山やけ」（轟石富沢家文書）、「六月二十七日、五百文浅間山大やけにつき砂灰ふり諸神様へ灯明油代」（入山村々入用帳）、「七月六日より昼夜やけひびきすさまじくこの辺までゆれ渡り（前記轟石）―六四八文浅間山大荒れにまかり成り砂降り候に付諸神様へ灯明油代（前記入山）とただならぬ浅間山の爆発に神に祈る村人を見る。七日には軽井沢より碓氷峠砂灰・五尺・峠坂本八寸、松枝より高崎まで砂おびただしくふる。八日（太陽暦八月五日）四ツ時（午前十時、お山お釜より泥水・火石おびただしく湧き出し、がん原の上原より扇の如く拡がり、北は大笹入口、狩宿近所まで十五谷に降り押し下し（前記轟石）、「大爆発と共に浅間山頂一大火柱黒煙天に数百丈のそれが火口から十里余を二時間足らずで中之条の大川に達した」（吾妻郡誌）この時「二千を超ゆる人命を失い、千百九十四軒の家を流し約四百九十四町三反三畝十三歩の田畑を流失泥押して耕作不能となり、殆んど全滅の二字につきる村さえ数多くある」（上毛及上毛人二五五号萩原進稿）「この月六日夜……其の山燃えあがり、焔燼天をこがし砂礫を飛ばし、大石を迸する事夥し、……信濃上野国の人民流亡し、あまつさえ石にうたれ砂にうづもれ。死するもの二千余人。牛馬はその数を知らず、凡この災にかかりし地四十里余におよぶという」（徳川実紀）

時に、中之条町に繭買いに来ていた原町の商人が、「満水ときいてとび出し、伊勢の森までくれば山田川と吾妻川の合流点に火石が上に流れるのを見て驚き折田の方へ逃げながら、か程の大変はあるまじき事なれば、我は狐にまやかされたるかと思い……西中之条にきて大根を蒔いている人を見て、話して見たいと思うのだが、やたらにこわくなって、また夢中で逃げて行き、小川村の上から山田川を見れば山田川橋が上へ流れている。さてはまやかされたりと思い、むしょうに飛び、やがて折田文左エ門にあい候へば此人申すに、以て

の外なる大変、山田川橋上りに流れ候。然れども菖蒲瀬は通り候間お通りなされといわれて本心に戻る。」（吾妻郡誌原町富沢久兵衛実記）とあり、その日を青山の不動庵から文珠院主の見たところによれば、

「七月八日の朝四ツ時押し出し来る。予其時青山村駒形の辺りの家にあり、大勢騒立候故往還へ走り出見候処、伊勢町裏迄押し出し其様川西高サ五丈（十五㍍）斗りも真黒に押来る。雲か泥か難レ分。伊勢町河原松の木あり、これは地頭のお林なり。余程の大木有之処松の上より高く押来り松の木をうちの方へ巻込み其折る音麻がらの如し、既に青山村下へ押来り駒形明神の岩の出先へ押当り川幅狭く押戻し逆に押しあげ候故諸人を初め予また驚き恐れ不動庵の上の山へ逃登り眼下に見おろし候に其すさまじき事川原表数十町泥土流火石泥土を走る事矢の如し或は松の木など五六本そのまま土とともに押し流るること鳴の動き出すが如く、又は家は屋根斗見えてさながら流泥中に火おこり泥土一面なり、是は硫黄焔の火故雷火に等しく水中にて燃えるなり。其故に押出しの火石所々に有之分後五十日を過ぎ雨の降るたびもえ出で煙立のぼる。後は中よりわれて火気やみぬ」（横尾八幡山文珠院主の「実録浅間大変諸作違大飢饉録」木暮久弥家蔵）とその恐しい泥流を記している。

また名久田川逆流を平の福島真一家の文書に見れば、「八日午刻（昼十二時）浅間より泥大川（吾妻川）通り火石河中を火焼、なく川（なくた川）和利宮の下まで押しのぼせ、十二日ご見分、原田清右エ門御手代飯原官蔵、山下吉右エ門様御出田畑三町八畝十四歩、火石押し砂に成検地罷り成り…」と今の吾妻神社の下まで溶岩が流れて川を逆流させたことを裏づけている。この時の被害を見ると次表の通りであり（吾妻郡誌より）、町と村で被害を別にしている。

第2表

	流地（町歩）	流家（戸）	死者（人）	死馬（疋）
中之条町	21	0	0	0
伊勢町	25	2	0	1
青山村	0	17	1	4
市城村	0	21	0	0
計	46	38	1	5

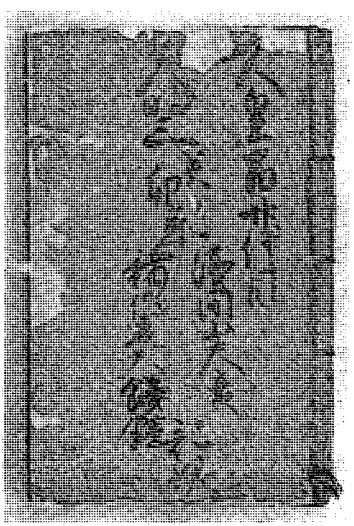
注　1町歩以下は切捨てた。

（尚川南十二ヵ村の被害状況は特論山論の部参照）

この浅間の大爆発の灰はひろがって太陽の放射熱は遮られた。その冷温にか「九月になると諸国の諸作物が実らず日本六十六国の中二十ヵ国のほどは諸作七〜八ト、残る四十六ヵ国は一向みのり申さず候」とさきの文珠院松風庵主は記している。五反田村では（高橋孝茂家文書）「当時惣百姓及ニ飢渇一難儀至極仕候。十月中旬よりくづ・わらびの根を掘り夫食の足合いに仕只今まで命をつなぎ……辰年（四年）麦作出来候迄」……とその十二月食物の借用を原田清右ェ門役所に願っている。赤坂の矢場伊能久治家で東の竹藪の中の墓石に天明三年のものが多いときいて行って見ると次のようであった。

全体の墓石、元禄から嘉永迄三六基、その内天明は元年一、三年七、六年一、計九基で三年は八月から十二月までその十二月の一基はその人達の冥福を祈ったと思える浮ぼりの地蔵尊であった。また横尾の文珠院主は、

「天明四年辰年正月年始年礼の儀式も一家一門の行き来もおたがい止め殊に村々惣門礼も相止めただ近所斗り門礼相勤候。山方にはもちつきせぬ者沢山有之候。関正月より世間一統わらびほり切に、入山・大戸・萩生の方より毎日うえ人ひらき五〜六人程宛（二月十二、三人、三月二十人、四月三十人）来る。「二月くぞ　ところ・わらび一統ほる」と寒中の山野に草根を探し歩く村人を見る。こうした中に米の高値や飢死の噂が聞こえ「さて諸国一統には候へども先ず当郡で入山村にて三百人余もうえ死申し候　さて大柏木・須賀尾・本宿村・大戸村・永井村・権田村・三の倉の辺すべて右の五・六ヵ村にて三百人余りもうえ死候と申し候　惣而山手〳〵其外村々にうえ死も御座候　沼田東入辺にも大分うえ死有之候　奥州も所々より不残うえ死ナルト承り候……奥州は白米一升が七百文まで致候と慥に承り候　拠て申し様も無之次第也」と記している。



天明三年浅間あれ記録
（伊勢町木暮久弥家蔵）

天明期の凶作は、この三年の浅間の爆発にあったというが、(それは今年(昭和五十一年)の寒冷気候の襲来による東日本の冷害を思わせるが)、それは天明二年に始まり、三年は浅間あれであり、また大冷害に見舞われた。翌四年は熟作(荒川秀俊稲田本歳史343号)とあるが麦収の端境期まではどんなに辛かったであろう。翌五年四月には「去辰年(四年)ご年貢不納の分、……困窮の総百姓に候へば取立て出来兼」と代官所へ日延べを願っている。(五反田名主孫兵衛文書)

そして翌六、七年と相つぐ凶作であったのである。

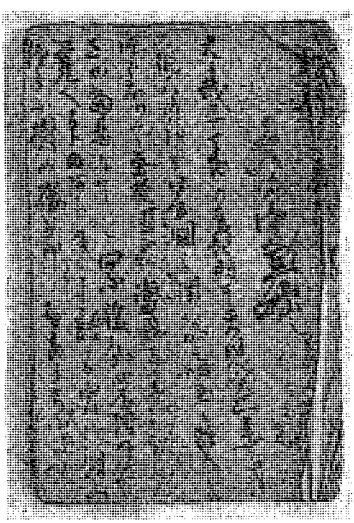
なお、以後続く浅間あれの復興を大字中之条町の年貢割付に見ると、翌四年に十五町四反二畝と約七一%を復興しているが、八十年後の文久二年には、一町八反ほどの「前々川欠と天明三年泥入引」があり、慶応二年には、「村方有高一七〇石余(全耕地の四分の一)一円に泥入……地味よろしからず……」と、八十四年をたってまだ浅間あれをくどいている。(村役書上帳当町役場文書)

(4)　天保(一八三〇―一八四三)の凶作

郷土蟻川の里の生んだ碩学綿貫哲雄博士は天保七年の凶作の年を明治維新のスタートであるとされるが、わが中之条町にもすでに第一巻に見た田中両之助の農村改革の建白書の発想や、沢渡の湯に高野長英が来遊して救荒二物考をものし凶作の農村の救済に挑んだのもこの天保の凶作の年である。(両之助と長英の出合いの史料を見ないが)

この天保の凶作はすでに文政十・十一・十二年と続き、そして翌天保元年、その後四、七、九、十と連年の凶作であった。特に四年と七年は特筆すべき日本の大凶作であり、天明の凶作からまさに半世紀、めぐりくる寒冷季候の周期を思わせる。

中でもその四年の凶作には巷の流しを思わせる〝凶作空



天保四年の凶作を語る
転石文書

耳咄〟としてちょぼくれ様に〟書いた一冊が囀石の冨沢茂富家にあり、七年の大凶作に就ては伊勢町の碩学柳田槇蔵の天保紀事（凶饉録）（桑原雄一郎家蔵）がある。以下前者の天保四年の凶作から見てゆこう。

①凶作空耳咄に見る天保四年の凶作

これは始めに天保四年の凶作をかき後に天明三年の浅間あれを付け加えたもので天保五年の作と思える。その稀なる諸国の凶作に、情勢を流し歩いた節が思われる。すなわちそこには、

「大いなるかな天地の変化、時に天保四癸巳年、世間一統大凶作で、四方国々関八州と、……何を申すも季候の不順、大慈大悲の精力つくし、農家一統田畑の手入、男女朝夕何かとつくしや、も早六月土用にいたり、不事の季候で北風吹いて、冷気甚だ雨天が続く、天気善し悪し朝夕布子、着たる事共折々旦夕、息が見えたり露霜などが、とんだ事だよ朝草刈の、遥か見渡す浅間の山に、雪が降りつつ手はつめたさよ、是で心が痛にやならぬ。世間度々噂を聞くに」、と、東北の凶作をうたい、「米の国にて米高直で、米が一升三百五十」、と米価高騰をうたい、「最早妻子を養ふちふ（う）や、親を孝行つかえん方は、何んとせん方自分も究し、……民の他散家の歎き、右については領内固メ、御蔵開いて飢窮民へ、下しおかされお手当夫喰、又ハ拝借御助け金子、下しおかされ……若い草木国土を現わす、御仁徳にて飢窮民の、露命相続何分有難や」

と、支配のお助けの仁政に結んでいるのであるが、特に遠い出羽奥州の凶作までをうたいこんだこのちょぼくれ様悲愴は恐らく、浅間のよく見える囀石の誰かの作であろう。（囀石（しゃべり石）は大道峠のすぐ下の村）

②伊勢町の柳田槇蔵作天保紀事凶饉録より

天保丙申年四月より天陰々として日月清明ならず　寒暖きわまりなく時々雨降り八月まで冷気恰も秋の如し、田植付の節は畔に火を焚き手足をあたため　況や水に入り候ては寒気又冬至の頃の如く炎熱の時節といえども更に帷子などを着る事なし。大低袷にて事たり蚕にはよろしき気候など申し候へども押なべて漸々三ト一位、就中木綿は諸国一統種たえ候程にて大豆は五、六ト位、田方早稲二百十日頃穂出始め二百二十日に至り候ても出そろはず、九月一日より大霜同三日迄降り

続き粟・稗の類は一切みのらず諸作皆無に相成、稲は糠の如くにて少しもはらまず、その儘干付、藁はふしより抜け縄・わらじにもなりがたく馬の喰ひ草にいたし、関東許りに無之六十余州皆かくの如し。山野に果物も少なく海川に魚類乏しく、猟人の打留候猪・鹿・熊なども胆至て小さかりしとかや、

九月に至り既に凶饉に陥り世間穏かならず。甲州にては郷士小山田何某党を結び武器を構ひ或は鑓・長刀・抜身にて乱行致し追々信州辺へも切出べく様風評有之所々如此騒々敷相成候得共次第に五穀乏しきに付辺鄙は人気日々に衰い極月の頃に至り候ては都て常の冬よりも静かに相成候（この年六月、両之助の農地改革の建白があり、十二月伊勢森に一揆の張札があった）

山方の農民は草蘇葛蕨の根を掘り五穀に交え食し　何方へまた諸記事録の中には、

一、狩宿村人別二六八五人程餓死いたし候由同所関守一場要助殿咄しにて承り候

一、小宿村浄林寺千軒檀中半分生残り山にて餓死のものそのままそこへ埋め置き和尚は弁当持参にて引導致しかけ歩き候となり。

一、困窮にて村々心ならずも離縁致すもの有之子供三人五人有之互に引連れ別れ候儀いかにもなげかわ敷、当町にても上宿政五郎老母を捨て妻子を連れ出奔致し候処、何方にて行っても喰ひ物の咄しの外無之、人も日々いやしくなり百人の中十人も正直の人はあらじと思われ候。……。

乞食日々に増し食を乞うもの日々二十人三十人に及び、不憫に思い候ても与えがたく、……高崎より江戸までの道中にて日々五人三人の餓死を見ざる事なし……、五月上旬に至り青麦にて刈取……一命を辛うじて助かり候、今年は……最早五月中旬より新穀売出し世間は少しく穏かに相成候ても……新乞食は大低斃死致し候、夫よりまた早魃に相成田方仕付出来兼諸国仕付荒れの場所も多しとかや、と記し、さらに、米麦の高直を記している。が、その終りに、百文に付しだの実八合、わらび粉四合、ふすま一升二合、栃の実五升、飴のかす一升五合。油かす三百目、塩一升五合、大豆六合、黒さとう五十目白米三合と食べものの種類と直段を細々と記す。

も暮し兼又々立帰り女房は已に離縁致し小児は捨子になし候を組合にて世話致し候ても、五、六日過小児病死致し政五郎は行方知れず、母は剃髪いたし近村町内もらい歩行候

一、伊勢町中之条町古物商人多く出来候、温泉場払い物多く出でその外にも困窮の者大低家財売払い夫食にいたし候故喰い物商いのみ多く出来申候

一、唐辛子種子絶えて信州より売り参り候

一、藁を香煎にこしらへ候は甘くて妙なり。

一、また蕎の節を煮こめ飴に致し候ても味よろし尤凶年の薬に無くては甘味少なしという。
一、庚申待など豆うどんなり
一、ところとすいかんぼうを同食して大笹近辺にて家内五人即死いたし候と申ことに候
一、申年は麦大当りにて五十年一度など申候ても凶年故か液少しと見えて常より大食いたしこれも腹にたまらず凶年には人も常より大食に相成候と一統申し候。
一、申の冬より酉の春迄所々付火有之火事度々なり、火付盗賊所々にて被捕候。（酉七月善導寺、九月宗福寺焼ける）
一、飢たる人、食物沢山喰うべからず。又あつきもの喰うべからず。忽ち死するものなり、酉の三月中之条の市へ五反田村の者参り、赤飯四、五椀食い候処中之条にて死去いたし候

と、医者らしい柳田の記録を見る。

この凶年の米価を天保七年と天明三年に月々の変動を見よう。（第3表）

第3表　米価の変動

年＼月		天明	天保
		升	升
凶作の年	1		68
	3	120〜160	60
	4		
	5		64
	6		63
	7	64	58
	8	58	56
	9	56	46
	10	57	40
	11	55	38
	12	50	30
凶作の翌年	1	45	28
	2	40	27
	3	35	25
	4	34	20
	5	36	17
	6	52	30
	7	53	30

（注）① 金一両の米
② 天保は渋川相場

米価の高騰が諸物価に比例する事は想像に難くないが、この物価に反比例したものに、飢に泣く貧民の給金がある。年季奉公は天明三年の三、四月には男四〜五両（二年季）が翌年二月になると二両二・三分と半減し、天保七年

第4表　天保4年凶作の飢人調

	総人数	飢　人
中之条町	609	150
市城村	247	76
西中之条村	96	23
五反田村	695	205
折田村	440	159
上沢渡村	720	125
下沢渡村	240	81
山田村	192	59
計	3,239	878

（注）① 西中之条と山田の人数の少ないのは分郷により天領だけであるからである。
② 飢人は全村の27%にあたる。

村に飢人の報告を見ると4表の通りである。

この四人に一人という村々の飢人に東部吾妻の富豪はの次ように救済の手をさしのべた。

「①伊勢町柳田槇蔵　村中救済歳末と号し一軒金子壱分宛三十三両二分。②大戸安左ヱ門　村中人別一人玄米三升宛。③平村仝　平村一軒二分宛　同仝　同一軒米二升、割二升宛。④天保五年正月伊勢町藤兵衛　伊勢町村中塩小俵一俵宛。⑤中之条・十兵衛㊐・店借り人別一人銭五百文宛貸し渡し候名

しかし、この⑥に見るものなど、何か貧民の富豪に対するいかりさえ思わせる凶作の年の瀬である。

(5)　明治二年（一八六九）の凶作

この年の凶作もまた天明、天保と同じく、すでにその前年に始まり、「夏四ヵ月雨七十二日降る。六月八日涼し、同十日涼しき事八月頃（旧暦なので今の九月）の如し」（高橋景作日記）と、夏の長雨で寒冷による凶作に、新政日には、奉公人半金、職人は八日割四日安、遠国は日雇六日安と申合わされた。凶年はこうして貧民をさらにいためつけ貧富の隔差はいやおう無しにつけられる。

この凶作の翌年「去る巳年（四年）稀成凶作にて……」と当年の麦ができるまで社倉御囲穀を拝借したいと嘆願する清水領下の中之条町、市城、西中之条、五反田、折田、上沢渡、下沢渡、山田の八ヵ目にて合力。⑥四年冬十兵衛、十郎右ヱ門、甚兵衛、三次郎四人にて一軒三百文宛合力可致候間難渋の者は組頭へ印形持参可致申し聞かせ候処、誰にても合力請候者無御座、一貫文と致し申し聞かせ候ても一切無御座候」（岩井伊能家文書）と、富豪は救済を講じている。

の浅い岩鼻知県事大音竜太郎にその減免を願っている。

明治二年には、「田方出穂無覚束、粟稗二分位」（折田村）西中之条村では田方を皆無51、一、二分36、三、四分13と届け（中之条役場文書）この時救済を願い出た西中之条村の難渋民は十八軒八十七人とある（同上文書）

この二年の凶作の救済が行われたのは翌明治三年であった。今岩鼻県の「窮民救助立替貸渡金之通」を見ると県下の集計金五四、五九五円、中支那米貸渡代金二万円、とあり、外国米が窮民に渡されている。

この救助の金は各町村に割当てられ、中之条町の儀平、十郎衛、山田村の庄蔵、次郎兵衛、市城村の重平、大道新田の甚平の計六名が七五〇円外に中之条組合から六五五円出している。

（　）の災害史年表の出所は次の通りである。

五反田（高橋孝茂家）、平（福島真一、関征児両家）、四カ村（当役場）、折田（折田茂、今井次男両家）、中之万（村明細帳中之条町役場蔵）、赤坂（小林貞夫家）、七条、伊勢町（中之条町役場蔵）、反下（反下村永宝年代記反下）、岩本（綿貫嘉伝次家）

3　凶作と質地証文

家々にのこる流地・質地や貸借証文の件数を年次別に見るとそこに共通するピークがある。次表は当中之条町の某家に一括されていた右証文三六一通を年次に見たものである。

すなわち最初の大きなピーク、文政末前後は減免の嘆願（中之条町）を見た凶作年であり、さらに続く連続の大きな山は天保の凶作年である。

全くの零明治元年には不安の世相を思わせ、同二年は新政の中の動揺と凶作にか流地（質流れ）が多く。特に林木の大量の伐採と売渡しが目につく。同三年にはピーク出現し、四年以後は大金の売地が続出し地租改正前の土地と年

第5表

年号	件数	年号	件数	年号	件数	年号	件数	年号	件数	年号	件数	年号	件数	年号	件数	年号	件数
延享3	1	文化6	2	文政4	1	天保5	⑫	弘化3	5	万延1	4	明治6	5				
明和5	1	7	1	5	3	6	⑬	嘉永1	5	文久1	2	7	2				
天明4	1	8	3	6	1	7	⑱	2	2	2	⑤	8	3				
5	1	9	1	7	⑤	8	㉖	3	3	3	2	9	4				
8	1	10	3	8	2	9	⑲	4	0	元治1	5	10	1				
9	1	11	3	9	2	10	⑩	5	0	慶応1	4	11	0				
12	1	12	3	10	4	11	3	安政1	2	3	0	計	361				
享和2	1	13	6	11	4	12	5	2	5	明治1	0						
3	2	14	3	12	9	13	8	2	5	4	0						
文化1	2	15	1	天保1	⑩	14	5	15	6	2	⑨	3	4				
2	1	文政1	1	2	⑧	弘化1	1	2	⑨	4	5						
4	1	2	□1	3	6	2	6	3	2	5	4						
5	3	3	2	4	⑬	5	2	6	5	6	5						

備考

① 延享三年（一七四六）が最も古い。

② 天明の凶作から続く。

③ ○……ピーク時であり、（災害年表参照）
□……は豊作の記録を見る年である。

貢の不安が想像される。

なをその谷と見られる文政二年は、豊作で諸物価の直下げを提出した年である。米経済の中に多くは土地からの作物の生産に依存した農民のいかに豊凶に左右されたかを思うと共に、その困窮には村として大金を借りているのを見る。例えば天明四年正月に大道新田では林昌院から金拾両を借り（富沢吉陳家文書）、同六年に折田村では、大戸の加部安から借りて年貢を納め（折田茂家文書）、天保八年に村上村は金三両、尻高村は文政十二年と天保六年と同じく金六両をそれぞれ当中之条町の富豪から借りているのもそれである。

こうして凶作は、貨幣経済の発達の中にいよいよ金を借りる人と貸す人をつくり、土地はいつしか金貸しに集まり一郷は一握の富豪と、それに依存する多数の貧者に分けられ、その度は凶作の歴史と共に高まっていった前近代の村の歴史があった。

この貧富の懸隔を高めた凶作はまた人心を動揺させ、わが里にも天明・天保の凶作には不穏な張札事件があり、あるいはまた天保四年の凶作に中之条町の富豪四家が救援を図った時、一人として応じる者がなかったとあるのも、日頃の富豪に対する抵抗の現われであろう。あの田中両之助が天保の凶作の中に書いた農地改革の建白も、凶作の村に特に思う至当の願いであったと思われる。

4　火　災

文化十二年、弘化元年の中之条の大火は記録に残る大火であり、その外文化三年の新田（西中之条）の火事があるように大火は密集する町並に多く不思議と凶作の年に多い。明和の大火についてはすでに第一巻で触れ、弘化（天保）の大火については市出入の所で述べるのでここには文化十二年の大火を述べて消防未発達時代の災禍の大きかったこ

とを次の焼失家屋に見よう。

	K K		K K
孫　　市	5・7	半　　助	5・7
甚右エ門	4・3.5	□　兵　エ	5・6
明　　七	4・10	兵　　蔵	4・2.5
文右エ門	4・5	長　　蔵	4・5
八郎右エ門	9・4	重郎右エ門	13.5・5.5
七郎兵エ	4・6	吉左エ門	2.5・5
甚　兵　エ	4・8	吉　兵　エ	2.5・5
八左エ門	4・6	文　五　郎	5・4
又　兵　エ	4・7	甚　　助	3.5・7
茂　兵　エ	3.5・7	□　兵　エ	4・8
重左エ門	3.5・7	勘左エ門	4・12
惣　兵　エ	4・9	平　□　□	3・9
彦左エ門	4・4.5	茂　兵　エ	4・5 物置1
利　兵　エ	3.5・7	大　聖　院	4・3 外不動堂4.4
平　　蔵	3・9	藤　　八	4・12
重左エ門	9・4	佐　　内	4・12
平　四　郎	7.5・3	曽　　平	10・7
権右エ門	3.5・5	助右エ門	3・5
三郎右エ門	8.5・4	又左エ門	5・16
佐郎右エ門	6・7	孫左エ門	5・10

時は文化十二年（この年凶作）の年の瀬も近い十一月二十九日の真夜中、百姓茂兵衛の灰置小屋から出火してあっという間に四十軒焼失。

この大火に「上沢渡村より人足三十人合力」（反下村永宝年代記）とあるのを見ても、近郷を驚かせた大火を思わせる。全く過失とわかりながら火元は「不埒に付手鎖仰せ付」村役人は「日頃の心得方不行届」とお叱り、組中は「押込仰せ付」とある。（諸事書上帳中之条町役場蔵）

その処分の経過を見ると、出火の翌日、岩鼻の代官所へ名主儀兵衛以下村役人及び茂兵衛とその五人組が届け出る。十二月四日に代官所役人が検分する。そしてこの申し渡しが下ったのである。

そして翌年一月「以後慎む」の一札を差し上げて許されるといった仕末であった。ところが復旧も終らぬその翌年の八月八日、近年稀な大風に、焼け跡に建てた一時凌ぎの茅屋根がまた吹っぱかれたと記している。

二　明治二十九年の赤痢の流行

――折田村の場合について――

日清戦争終結の翌明治二十九年六月（一八九六年）岩島村に発生した赤痢は、またたく間に吾妻全域に伝染し異常な発生によって多数の死者を出し郡内各町村ともに、このくいとめに多額の費用を要し、年度当初予算を何倍も上まわったといわれ、郡役所から県知事への建議となったのである。沢田村の人達の間にはこの年を「赤痢どし」と言い残されているほどむごい体験をされたのである。

それにもかかわらず資料にとぼしく、各町村の予算、決算もわからず、わずかに言い伝えとして村のあちこちに残されている程度であるので、何人かの人達から聞いたことと、折田の今井次男家に保管された資料をもととして当時の様子を想起して見ることとする。

1　村落の臨時隔離所

六月十一日に発生した赤痢は衛生思想の普及が幼稚なため、患者をかくしたり、流れ水や共同井戸の使用等によ

り隣近所へたちまちに伝染する。県でも発生を見てから予防法や消毒法を各役所へ出すような始末であったのである。折田では、臨時に隔離病舎にあてられた成田の横山孫平は衛生組長金井粂六郎宛につぎのような手紙を出している。

さて兼てご承知の通り折田村隔離所を拙宅と定められ誠にもって困難しております。やむを得ませんが、何の約定もなく甚だもって迷惑のことであります。ついては病人つれこみ前に約定をしてからにお願い申します。何卒ほかの担当人の方々とも大至急相談してご返事下さるようお願いいたします。

このように八月六日に出している。どうしてこの家を臨時隔離所にしたか。八月十一日の治癒報告の中に、八月十一日全治横山孫平妻やすとかかれているので「やす」が最初に患者として発見されたので、ほかに隔離所を見つけることもできず、とりあえずその家へ隔離というようなことと、開設する諸準備を整えてすることもできないままに横山家を使用し約束のないまま、まず隔離して蔓延を防ぐのに懸命であったのであろう。衛生組長も早速相談をしたらしく、八月十七日には横山孫平に五円の借家料が支払われている。

この年は霖雨と呼ぶしとしとと降る雨が一ケ月も続き、四万川へかかる菅田と金原を結ぶ橋が流されてしまい交通不能となったことも伝染にはくしゃをかけたのだと云う（菅田田村岩太郎談）

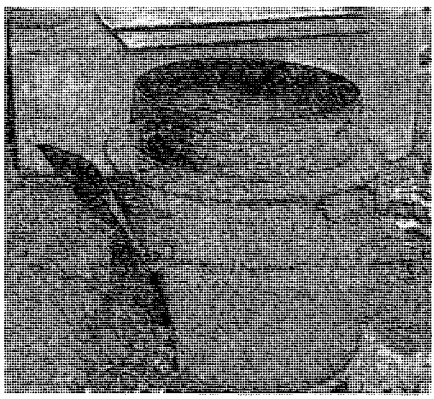
沢渡の医師福田縫作はいち早く赤痢と断定し県に報告した。ところが県では「吾妻の山の中に赤痢が発生とは」との判断から「いま一度調べて見るように」と返事がきた。福田医師は「赤痢は赤痢に候」と言ってやったという（高沼関久男談）。交通通信の発達しない当時は、こんなやりとりの中に処置もおくれて蔓延していったのだとも思える。またほとんどの家と言ってよい程に伝染したという。不完全な施設であったのであろう。入院すれば「死」が待っているといわれ、少しぐらいの下痢の人は隔離を恐れて、山へ仕事に行く名目で「みの」を持って山へ行き休んでいた

人もいたという（田村岩太郎談）。

2　患者の発見、消毒、予防

当時は衛生の取り締りは警察で行っていたのであるが、患者の発見も容易なことではなく、各部落毎に衛生組をつくり、警察と両者の手で発見と予防につとめた、衛生組の係になった人達が各家をまわり一戸ごとに人数を調べ病気らしい人を見たり、不審なことがあれば警察に連絡の上調べるというようなことをしてその発見につとめた（山田・富沢角太郎談）。

患者が発生した家には、入口に縄をはり他人との接触をさけ、家の床板をはいで床下に石灰を一面にまっ白になるほど散いたり、石炭酸、昇汞などで消毒した。また患者の衣類の消毒は、石炭酸水に浸けたあと、「胴ぶかし」で蒸気消毒をした（富沢角太郎談）。又患者の大便は石油かんなどで煮沸して埋めたこともあると言う（山田・富沢角太郎、横尾・割田とめ談）。



明治29年の大赤痢に消毒に使ったかま
（小池盛夫家所有）

このような予防法、消毒法をしたのは、赤痢発生の後、県知事阿部浩が七月十日に避病院及び患者隔離所管理規定を定めて、郡役所、警察署、町村役場へ出している。これを見ると、医長、医員、調剤師、看護人、看病人にわけ、それぞれの仕事をきめている。

食物、飲物、食器などは蒸気消毒、衣類、寝具、持ち物、排泄物等の消毒は昇汞又は石炭酸、以上の消毒のできないときは直射日光の消

毒を六日以上と定めている。

3　医師と看護婦

医師は当時学校医をしていた福田縫作だけでは間にあわず、他所から頼んでいる。折田では七月一日福田幸三郎、水出貞助の三名が須川宿まで医者を迎えに出かけている。この小使銭九十九銭となっている。

看護婦は近所から頼むことができなかったのか。

一、金二八円五十銭　看護婦雇費（三八日分）
（一日七五銭）
一、金二円八一銭　東京より渋川中駅迄
一、金二円五〇銭　渋川より原町まで
一、金五五銭　原町より事務所まで
一、金九円　賭料
合計金　四三円三六銭

このような記録を見ると東京から看護婦を頼んだと思われるが、東京から渋川までなにで運んだのか、渋川から原町まで何で運んだものか割合に高い運賃である。まかないはどんな内容であったのかわからないが、多額の金を使って頼んだことはたしかである。

4　義務人夫と買上人夫

人夫は義務人夫を買上人夫とにわけられ、義務人夫は折田の人々三十七人にあてられている。折田支部衛生役員人夫姓名簿の八月のものには、一日から二十日までの出勤日数が記されている。義務人夫の賃金は一日十五銭である。

買上人夫は、明治二九年八月七日町田勤五郎の手紙によれば、

拝啓　伝染病患者隔離所に要する買上人夫のこと、この者郷村の者で身元証を所持していますから、お取調への上、日申出られましたが、当時こちらは間に合っているので万一貴当五〇銭ほしいと言っておりますので相談して下さい。所において入用だったら契約して下さい。此の者は群馬郡白

と折田隔離所員宛に書いている。

また同年八月五日付で原町警察署当直から

碓氷郡中後閑村字久保高橋猪之吉七三年

この者は兼ねて依頼のあった病人足としてさしむけます。身元等はよく取調べて送った者ですから、お使い下され度、尚賃金のことは本人の働きによって少しは余分に給与して下さい。このように折田の隔離所へ送付されている。これによって、役場や警察など取締りをする所へ依頼して人夫を見つけたのである。

こうして隔離所に勤務する人達は、規定にしたがい、完全に消毒した白衣を着用し、腕に幅一寸（3.3㎝）の白絹布に「預」の字を朱書した徽章をつけて働いたのである。

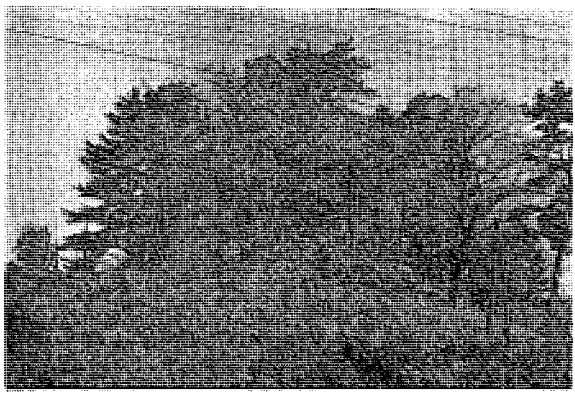
5　赤痢病予防法

山田の富沢角太郎は健康な人達の予防法について、つぎのように語った。

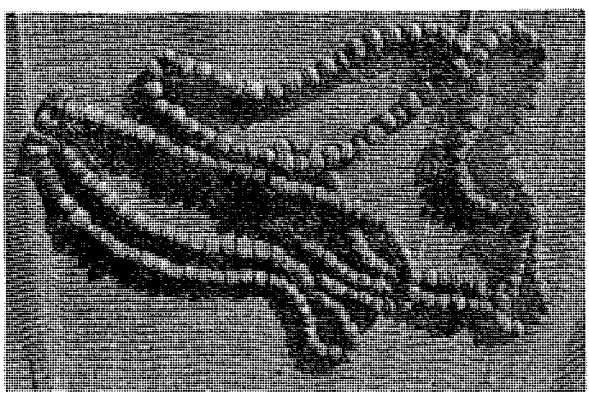


臨時隔離病舎にあてられた山田のかさのうち

○食事は「はえ」を防ぐために「蚊張」を張った中でとった
○蠅をとるために、ガラス製の「はえ取り器」を使った
○手ぬぐいを石炭酸に浸して消毒したものを腰にさげて使った
○こどもの持ち物は全部石炭酸で消毒させ、近所へも遊びにやらないようにした



赤痢でなくなった人を埋めた下沢渡のいなり山



赤痢の退散を願って念仏をあげた折田滝沢不動にある木製の珠数

○人の家を訪問するとき、帰宅したときは、石炭酸を着物（単物）の上から吹きかけた
○胃腸をじょうぶにするため「げんのしょうこ」や「せんぶり」を煎じて飲んだ
○家庭の薬品としては、富山の置き薬ぐらいしかなく、腹痛のときは「やぐるま」という腹薬が使われた

村当局、部落の人達、医師、看護婦などの懸命の努力にもかかわらず、不幸にしてなくなられた人が数多く出たのであるが、山田や菅田中組では、一ヵ月もの長雨のため橋が流失し、金原の墓地へ死体を運ぶことができず、学校裏の「いなり山北側」へ埋葬した。この霊を慰めるために、お経を書いた石がたくさん出たそうである。なお沢田中学校の建築の際に何体かの遺骨が発堀され、工事関係の人々によって慰霊の行事が行われたことも、まだ記憶に新しい人がたくさんいるという。

また折田滝沢の不動産の中に、しろうと作りの大きな木の珠数がかけてあるが、これは百万べんの珠数と言い、赤痢年に作られたもので百万べんの念仏をとなえ、赤痢の退散をねがったり、不幸にしてなくなった人達の霊を慰めたものという（下折田、折田次郎談）。

6　赤痢病関係諸費用の支出状況

この時の費用について折田隔離所の記録によれば、明治二九年八月二日から十六日までの十五日間の臨時衛生支払帳によると、

総支出六六円四三銭五厘、そのうち約十七%の十一円二十三銭が人夫、看護婦宿料、家賃、看護婦日用具、石灰で、他の八三%は、隔離所の設備に要する費用であった。ちなみに、この時の一日の賃金をみると医師一円、看護婦七五銭、買上人夫五〇銭、義務人足十五銭である。当時白米は一升(1.8ℓ)十二銭であった。

また八月二十日までの事実を役場でまとめた折田支部の報告控には

このように多額の費用を必要としたのであるが、これが折田だけなので、他の隔離所の費用を加えれば驚くばかり

また九月二日調べの報告書には（十二間のもの）

大字折田村限支出金額

隔離所建設費	0円
民屋又は寺院借上料	40円00銭0厘
医師雇入給	15円08銭
看護婦給料	31円31銭
薬品代	16円49銭
消毒薬買入代	45円86銭5厘
衛生組長給料	5円85銭
臨時予防係給料	0
器具買入代	22円39銭5厘
義務人足人数（1日15銭）	300人 45円
雑費	21円25銭2厘
買上人夫料	23円39銭
合計	266円63銭2厘

赤痢病予防に関する支出金額その他取調表

隔離所棟数及坪 3棟	42坪7合5勺（141,075m²）
事務所 20坪	（66m²）
隔離所事務所増築及修繕費	4円34銭5厘
右借家賃金	0
薪 15駄（1駄6束）	3円16銭
炭 7俵	1円65銭
消毒器具	22円39銭5厘
雇人夫 34人	21円
雑費	7円85銭
石炭酸 72本	36円26銭5厘
昇汞 3本	4円05銭
生石灰 43個	28円22銭
其の他の薬	74銭
総計	134円7銭5厘

のものであったろうと思うのである。

八月十二日付の折田の臨時衛生費出入簿によると、

入の部

一、金十円也　役場より借入　　一、金二十円・　田村次平より借入

一、金五十円也　仙田万造より借入　　一、金二十二円也　折田九平より借入

合計　一〇二円

の借入れをして、八月中に黒崎喜作に八十円を支払っている。

この借入れた金はどのように返済整理されたのかわからないが、役場からの金が、まにあわないときはこのように村の有力者から一時借入れなければならなかったのであろうし、衛生に関する諸設備、技術、知識等々の浅かったことが、いろいろな面で苦労したのだと思うものである。

この年十月二十五日沢田村役場から出された衛生組合をつくる形式の前書に

沢田村赤痢病患者惣数　　大字四万村分

六二五人　内　男　三二三人、女　三〇二人　　患者惣数　一五一人　内　男　七八人、女　七三人

内　　内

死亡　一四四人　内　男　七五人、女　六九人　　死亡　四六人　内　男　二七人、女　一九人

これを見ると如何に被害が大きかったことを更に深く認識させられるであろう（第一巻通史一〇六一～一〇六三頁参照）。

7　衛生組合の設置と組合規約

ここにおいて衛生組合が各大学毎につくられることになり、その形式が次のように示されている（大字四万村分として）

吾妻郡沢田村大字四万村温泉衛生組合

第一章　衛生組合編成法

第一条　本村大字四万村温泉組合トス

第二条　組合中ノ互選ヲ以テ組長一名ヲ置ク

第三章　組長ノ任期ハ一年トシ満期改選スルモノトス、但シ前任者ヲ再選スルヲ得ル

第四条　組長ヘハ報酬トシテ組合中ヨリ一年一戸三銭ヲ出金スルモノトス、但シ組長報酬金ハ其ノ年九月中ニ村役場ヘ各自ヨリ差出スモノトス

第五条　組合ニ関スル実費ハ其ノ組総会協議ヲ以テ支弁スルモノトス

第二章　清潔法及伝染病予防法

第六条　下水ハ停滞セザル様注意シ、夏期ニアリテハ毎日一回浚渫シ飲料水ハ混入セシムベカラス

第七条　家屋及便所の内外ハ平素清潔ニ掃除スベキコト

第八条　芥溜ハ家屋道路ト接セザル様一定ノ場所ニ設置シ時々掃除棄却スベキコト

第九条　馬屋肥ハナルベク家屋ニ遠隔シタル一定ノ場所ニ置キ臭気ノ家内ヘ達セザル様注意シ其ノ汚水ノ飲料水ヘ混入セシムベカラズ

第十条　流水ヲ飲料ニ供スル組合員ハ砂コシニシテ用ユベキコト

第十一条　組長ハ種痘ノ期節及ブトキハ種痘児アル父兄ヘ接種法ヲ注意シ明治十八年二月十二日本県甲第十八号種痘細則ニ触レシメザル様訓告スベキコト

第十二条　伝染病者アリタルトキハ明治二四年四月十五日県令第二一号伝染病予防心得書ニヨリ予防消毒法ヲ夫々実行シ寸時モ怠ルベカラズ

第十三条　伝染病者アリタルトキハ勿論平素ト雖モ流水ニ於テ汚穢物ヲ洗滌スベカラズ

第十四条　組長ハ未熟の果物其ノ他健康ニ害アリト認ムルモノハ組合内ヘ飲食セザル様注意スベキコト。

第十五条　組長ハ夏季一ケ月二回以上組合内ヲ巡視清潔法ニ注意スベキコト

第十六条　組長ハ伝染病者アリタルトキハ速ニ其ノ家及近接ノ家屋ニツキ予防消毒法ヲ注意シ又ハ実施スベシ、但シ蔓延ノ兆候アリタルトキハ毎日組合各戸ニ付キ予防消毒法ヲ施行スベキコト

第十七条　伝染病予防消毒費ハ組合限リノ負担トス、但シ三戸以上伝染シタルトキハ本文ノ限リニアラズ

第十八条　組長ハ衛生上ノ注意ヲ組合内ヘ通達シ又ハ衛生上ノ注意ヲ怠リタルモノアリタルトキハ訓告スベシ

第十九条　当組合ハ当該官庁主任官吏及村吏員ノ指揮命令ニ服従スベシ

第二十条　此ノ規約ヲ違背シタルモノハ、其ノ組総会決議ヲ以テ二十銭以上一円以下ノ過怠金ヲ出サシメ過怠金

は組合ニ用スル実費ニ充ツ

当組合員ハ此ノ規約導守スル為メ各自左ニ署名捺印ス。

このように伝染病予防を村民全体のものとし、衛生思想の普及につとめたのである。

その後明治三八年に赤痢が発生したときにこの衛生組はめざましい活動をしているのであるが、伊参村の記録を見ると

八月十日伊参村長森田安四郎は各衛生組長にあて、赤痢病患者が各所に発生蔓延のおそれがあるので、衛生組は衛生委員を督励し清潔法を続け本日十四日を一着手として受持区内を毎戸巡検患者の発見につとめ、左の様式で一週間に一度巡検報告書を組長に出し、組長は統轄して村長へ差出すこととして予防と発見、消毒等に努力している。

この年の赤痢は郡下は西部から蔓延したようであるが、吾妻郡検疫委員長の命令による通達が八月十七日に出され、衛生委員に組内各戸現住人を調査し毎日検疫的戸口調査と銘うって、患者の発見と隔離に努力している。

現在は医術の進歩と衛生思想の普及により当時の行ったことにつき、一笑にふされるようなこともあるかも知れないが、私達の先祖や先輩諸氏はこのような苦しみと努力によって、この町を守りぬいてきたのである。

三　明治四十三年の大水害

明治三十年から同四三年までの十四年間に群馬県下を襲った水害は五回もあったが、その中で大被害を受けたのは四三年八月の大洪水であったという。ここに木暮久弥家に保管された文書によってその一端をたどってみることとする。

1　河川の水位・雨量

七月から毎日のように降った雨は八月に入って益々はげしくなり、六日からは著しくその量を増して各河川の水位は、いままでの洪水に比較してはなはだ高く、次のような数字を示している。

河川名	箇所	三十年 九月九日	三十一年 九月六日	三十九年 七月十六日	四十年 八月二十五日	四十三年 八月十一日
利根川	県庁裏	十四尺 (四・二四)	二十三尺 (六・九七)	十三尺 (三・九四)	十尺二寸 (三・〇九)	二十尺 (六・〇六)
同	邑楽郡 川俣	十五尺四寸 (四・六七)	十八尺七寸 (五・六七)	十六尺 (四・八五)	十八尺三寸 (五・五四)	十九尺 (五・七六)
渡良瀬川	勢多郡 花輪	—	—	十三尺五寸 (四・〇九)	十一尺 (三・三三)	十四尺 (四・二四)
同	邑楽郡 下早川田	十七尺九寸 (五・四二)	十九尺二寸 (五・八二)	二十尺七寸 (六・二七)	十九尺九寸五分 (六・〇四)	二十尺九寸 (六・三三)
烏川	高崎市	七尺五寸 (二・二七)	十尺五寸 (三・一八)	八尺七寸 (二・六四)	六尺二寸 (一・八八)	十二尺七寸 (三・八五)

（　）内はm

また八月七日から十四日の間の一日当りの雨量をみると

（単位　ミリメートル）

地名	七日	八日	九日	十日	十一日	十四日	計
草津	七四・二	一三九・六	—	一二〇・五	—	—	三三四・三
四万	五四・五	五四・〇	九一・六	八一・〇	一三二・五	七四・〇	四八七・六
中之条町 伊勢町	七一・一	—	四八・五	八四、五	一四〇・〇	八〇・五	四二四・六
伊香保町	八〇・〇	四〇・〇	一二〇・〇	一五五・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	六一五・〇
前橋市 岩神町	八一・〇	一三・三	五六・八	八五・〇	一〇一・七	七一・八	四〇九・三
安中市	一三三・二	—	三一・〇	一三五・〇	二〇七・〇	—	五〇六・二

（この量は前日の午前十時から当日の午前十時までの量を記入したものである）

2　被害状況

この雨量は昭和十年九月の水害には二五日から二六日にかけて四万温泉観測所において三〇八・五㎜を記録している。それから見れば量は少ないようであるが、吾妻、多野、碓氷、利根の諸郡は交通は全部壮絶となり電話は全部不通となってしまったのである。利根川下流の邑楽郡などでは溺死者や行方不明の出る惨状であったという。県下の死

者二八〇名、行方不明二四名で、小野上村甲里の道路崩壊は五五〇間（約一、〇〇〇m）となった。

吾妻郡の被害は、岩島以東の橋は全部流失山崩れ多く、特に嬬恋村三原地方がはなはだしく嬬恋東小学校は全校舎泥の中に没したという。この水害は天明以来の惨状を呈したといわれ被害は大きかったという。死傷者は西部吾妻が多く死者は五二の中嬬恋村三〇、長ノ原一三、六合村五の順で中之条一となっている。家屋の全半潰は嬬恋三二、長ノ原九、草津町九、伊参村全潰一、中之条半潰一となっている。

八月十一日の中之条町青山地先量水標で、最高水位七尺五寸（約二、二七m）となり、四十年の洪水を約三六cmも上まわっている。

河岸の被害は中之条町では市城、青山、伊勢町の河岸の崩壊があり、原町、東橋の河岸、郷原の鬼岩の崩壊等である（吾妻郡誌）。

県の水害状況によれば、この水害は誠に空前の天災であって、諸川はんらんし堤防の破壊、家屋の流失人畜の損傷はおびただしく、一郡全部濁流に没した所もあり、被災者中には逃げ場を失ってどうしようもなく、屋根裏を破って漸く棟上に出て救いを求めた人もあり、あるいは板片に氏名を書きこれを腰に結びつけて溺死をした者もあり、またあるいは幼児三名を箱に入れて因果を言い含めて水上に押し流したという惨こくな事例もあったという。また山地では山岳の崩壊はなはだしく家屋人畜の傷害が多く、従来の水害は単に水のはんらんによる災害であったが、此の度は山岳の崩壊が加わったので惨状は筆舌に尽しがたいと報告している。

3　救援・救護対策

救護には、たき出し、米の現物支給を行い多忙のため郡役所の書記五名を増員し各町村に一名を派遣し、県官を数

名派遣するなどして万全を期したのである。

羅災地に米その他の物質を輸送するのに道路の決壊等のため非常な困難をきたし、官民一体となって昼夜兼行の努力をはらったと記している。

また物資の供給には内務省から食料品、毛布、ふとん等の配布を行い、県内外の人々から金品の寄贈があり、金が五千円にも達したといい、また本県下の官公衙学校職員とはかり義金を拠出し、ふとん千七百余枚を購入して配布したという。

一方日本赤十字社群馬支部では救護班を組織して負傷者の救護にあたり、吾妻郡には十八日嬬恋村で重傷者十九名、軽傷者四十名の施術をし全治の見込みがたったので二十三日に引きあげている。

応急工事は先ず第一に人の通行できる道路を開く目的で修路隊を組織し、それぞれの部署をきめて工事を進めた。中仙道筋はちょうど前橋に滞在していた工兵第十四大隊の応援を得て応急の工事をしたという。この工事も昼夜兼行の活働がなされたのである。

4　水害善後策としての指導

水害善後策としてつぎのような指導をしている。

一、畑に食用作物として「そば」を栽培せしむること、本項は県農会において各郡における需用供給量も調査し迅速に種子融通配布をし本月下旬迄に播種させる予定

二、種子の供給に関する件

(イ)　本年度における麦種子の供給

(ロ)　本年度における籾種子の供給

本項は県農会に於て各郡市の需用供給量を調査してそれぞれ融通配付をなすこと。尚その機会を利用してなるべく種子の統一を計る予定である

三、浸水地の稲は減水の際軽く動かしてなるべく泥土の茎葉

に附着しているのを防ぎ、またその倒伏しているものは、これをおこさせること

四、多量のごみなどの流入した水田では稲の成熟をさまたげるのでなるべく除かせること

五、浸水地に接近した田畑には浮塵子、蝗、蟋蟀、野鼠などの群集することがあるので、これを駆除して収獲に影響ないようにする

六、畦畔、道水路の荒廃した所にはなるべく耕地整理の実行をすすめて田畑を元形に復させること

七、土砂で埋没した桑園はなるべく土砂を取り出し元形に復させること

八、晩秋蚕の飼育に関しては蚕種の購入撰択に注意させること

九、農産具を流失した者に対しては郡農会において購入配布をし、産業組合のある所ではその組合を其の事業に当らせるなどして共同購入の方法をとること

十、水害地整理の件

(イ)荒地となったものは速に荒地免租を出願して耕地整理法第十五条第二号の土地とすること

(ロ)荒地中その一部川となり、湖水等となった所で、その部分を分筆して砂入地等と区分し整理地区に偏入させること

(ハ)荒地免租の許可は迅速に取り運ぶよう所轄税務署長へ交渉すること

(ニ)工事中にして一部決潰し整理事業として耕地に復旧する見込のない土地はこれを除外しまた予定設計で遂行することのできないものは此の際設計変更の手続きをすること。

このような通達を発して各地区の災害の復旧と各種産業の復旧に全力を尽したのであるが、ここにこの災害復旧に際して「吾妻温泉馬車軌道株式会社」の取締役社長田中甚平から「県道復旧工事請負願」が出されているので要約してみることとする。

5　県道復旧工事請負願

仮定県道長野街道中、群馬郡長居村大字吹屋村から吾妻郡中之条町大字伊勢町に至るの間は当会社馬車軌道敷設の特許線であり、現在の道路幅は平均二間半（約五m）で勾配は十四分の一～二十分の一内外で急勾配の所が多くあり、会社は

命令書により幅を三間半（約七m）勾配二五分の一以下に拡築改修をするはずでありました所、今年八月の水害の結果この県道の被害を受けた道路橋梁等は県において復旧工事の設計中と聞きましたが、県復旧工事の実施と会社の拡築改修工事の実施とは全く同一の場所で、ほとんど同時に着手される見込みであります。ついては県工事に属する道路橋梁の復旧工事も、当会社において引き受け、会社の道路橋梁拡築工事と同時に施行するほうが工事実施上便利なので双方相談で工事を施行すのが最良の方法と思いますので、前記長野街道の水害復旧県工事実施のことは総て県の設計の金額で当会社に指定請負ご下命下さるように致し度存じます。当会社で請負した上は地元受工事の主義によりなるべく地元村民を労役に使うようにいたします。何卒特別の御相談をもって、この願の趣意をご諒察されこの工事を当会社に指定請負下さるよう申上げます。

明治四三年十一月九日

この願書は中之条町長を通じて出したので同月の二十六日付で、中之条町長山田金伝次は次の通達を出している。

明治四十三年十一月九日付で貴社から長野街道復旧工事請負の件について出願の処、右は県工事執行規定に基き執行にならるという通達がその筋からありましたので承知なさること、

これによって軌道会社社長田中甚平は追願の書類を出している。この中でこの復旧工事と会社の行う拡築工事は密接不離の関係にあり、もし工事が別々に施行されたときは二重の工事となり、施行上不便ばかりではなく経済上の損失も少なくないと思うので、前の出願の通り施行されるよういま一度相談の上請負ご下命下されるよう重ねてお願いいたします。

十一月二十八日

このような書類と両度の出願によってこの工事がどう施行されたのかはわからない現状であるが、当時は機械力もなく、人力、畜力などによって工事が進められたのであるが、主要なこの道路の災害復旧のために官民一体となり全力を尽されたことは事実として受けとめ、これからの参考としなければならない。

なお、反下の永宝年代記の明治四十三年をみると、次のように記録されている。

八月大雨水あり、人畜田畑の流失山崩等其惨たんたる被害夥しく天明浅間あれ以後の出来事なり。秋世悪しく稲作など皆無に近し、秋蚕時は雨天冷気引続きまれなる不結果を来すとある。

四　昭和十年（九月）の大風水害

昭和十年九月二十五日夜から翌二十六日にかけて群馬県下を襲った水害は、寛保二年（一七四二年）と明治四三年（一九一〇年）の大洪水以上であるといわれているが、当時大岩部落の幹事をしていた、黒岩末寿は、次のようなことを書き残している。

1　「大洪水惨害記」より

昭和十年九月二十五日夜十一時頃、大雷雨襲来し闇をおかして濁流は益々増水し、山はいたる所崩壊し、家屋浸水倒壊流失、橋梁道路流失、水流の巷と化した。去る七月以来霖雨襲来後九月にいたるも、ほとんど晴天の日なく、農作物収穫皆無あげくにこの惨事にて実に喰うに糧なく着るに衣なし。口頭筆舌に例え難し。二十五日朝から間断なく豪雨であった。夜になって益々強くなった。部落民はほとんど一睡もせず一夜をあかした、二十六日の朝は目もあてられぬ惨状を呈している。大岩細尾の部落は四ヶ所に遮断されて往来杜絶となった。紙片に文字を書き石に包んでこれを投げてやっとのことで通信していた。次第に水は減退しそのうちにどうやら交通ができた。まず前細尾が全滅、宮崎清五郎住家及び安達吉蔵が流失、宮崎定五郎及宮崎四平宅浸水、定五郎は倅の正（一四才）を遂に流してしまった。奥細尾は宮崎時次宅は埋没し伊之蔵宅は倒壊、常吉は物置埋没、この被害は裏山の崩壊のためであった。市五郎（五一才）は死体で発見、みち（六六才）と孫重雄（一七才）は行方不明、このような惨害は大正九年八月四日以後はほとんど水害とてなく、昭和四年の時は被害はきわめて僅少にて人畜に被害はなかった。耕地及び道路の被害だけであった。大正九年及昭和四年に比較して実に被害甚大である。目下のところ村役場、県当局も対策中である。（中略）

被害直後救援隊の応援は二十八日より十月六日まで一日に六十人位が来て、どうやらだいたいの取片付けができた。青

年団は総出動にて食糧の運搬をなす。男は一人残らず復旧事業に従事する。全く生死の巷に活動するようであった。村の係員はくる、県から巡察の役人が毎日くる。この時第五分教場が事務所にされ、篠原定吉、町田とし両先生もそれぞれ応援してくれた。

救助米十一俵、副食数種、当村役場を経て交付され、衣類、慰問金等もそれぞれ交付されてまず一時の糊口とした。しかし食糧も絶対ないではないが、水車流失のために皮つきのものにて、いかんとも致し方がない。

本県君島知事より死者一人三十円、二人に五十円の見舞金をいただいた。すべてが社会の恩恵からなるあたたかさを感じた（中略）。

いかに大惨害があろうとも、復興は我等の任務だ。自然の使命である。我等の努力によって必らず復興する。懊悩（おうのう）としてこれにくじけてはならん、大いに意気を発揚し復興しやまん。

県社会課より木暮視学の巡視、林務部より額田技手及耕地課より奈佐技手、ときの県会議員岩島村菅谷勘三郎、県会議員高柳恒三郎等、当奥細尾まで視察した。この時町田崇山は病気静養中欠席、来る者みな驚かざるものなかりき。沢渡温泉までは君島知事一行の視察もあった。

この時の区長　宮崎近吉、区長代理宮崎重五郎、村会議員関晴作、救護団長宮崎光雄、副団長関喜雄、幹事関昇、黒岩末寿、篠原国光であった。

2　沢渡湯泉の山津浪

――関ときさん・卓一さんの談話から――

温泉地の裏山（金平宮と神社の間）が崩壊し、丸本旅館をはじめ共同湯（上（うえ）の湯、中の湯、下（した）の湯）その他店等を押しつぶし、旅客や温泉の人たちを埋め、死者やそのほか多数の被害をうけたが、これは当時たばこ雑貨の店（角屋）をしていた関ときさん（八十才）と伜卓一さん（五四才）の二人は当時の状況を次ぎのようにはなされた。

太い縄のような雨が降って雨の音だけでなんの音も耳に入らない。電気が消え真暗なので、灯をつけようとマッチをいくらすっても火がつかない、困ったなあと思っていた。ようやく火もつけた。ただ雨の音だけ、するとすぐ上の沢渡屋の



沢渡温泉救助作業

周造さんは前の中沢千代さん（店）の家に土砂が入ったので店の品物や荷物を片づけたりしてやろうとして千代さんの家に行っていて家と一しょに押され埋没死された。この行為で死後人命救助で表彰を受けている。この時千代さんも押し流されてしまった。翌朝近所の人達が千代さんが居ないので附近をさがした泥の下の方で何か音がするので掘って見ると家の木と「アララギ」の立木の間にはさまれ、アララギの木のすきまで呼吸ができ命があり、奇跡的にけがもしないで無事に救助されたという。押し流されて救助されるまで十二時間ぐらいはあったのではないかという。

角屋の人たちは翌二十六日も雨、危険を感じ隣の関口賢蔵さんの家へ避難していた。その時「清さん（増田清作、下のとこや）は俺の家へこないことはないどうかしている」と賢蔵さんが清作さんの家へ行って見れば、泥で埋った家の顔が見えるぐらいの穴から外を見ていて「どうせ助からねえや」と一家四人あきらめていたという。それを賢蔵さんが救出して自分の家へ避難させたという。この行為により賢蔵さんは人命救助で表彰されている。

清さんの家は道より下にあったので屋根の上から土砂をかぶり家全体が泥をかぶった形となった。

松葉屋の唐沢さん夫婦（唐沢平馬さん両親）は湯番（共同湯に上ノ湯、中ノ湯、下の湯とあり中ノ湯に番台があった）に出ていたが、雨の降りがひどいので家に帰ることができず「かねさん」が、泥だらけの足で入ってきた。上にあがろうとするので、そんな泥足であがったら困るというと「たいへんだ丸本はおされるし、周造さん（かねさんの主人）は泥に埋って死んだろうし、千代さんは家と一しょに流されるし…」というので外を見れば丸本の屋根が角屋の店の前までおされてきている。その時が夜半の十二時五分であった。雨の音が大きかったので山津波の音も聞えず、押し出された丸本の屋根を見てはじめて惨害を知ったという。

中の湯に泊っていて二人共押し流され死亡した。

下沢渡の角田しげさんと博さん（角田孝也さんの母と兄）が埋没され惨死されたが、しげさんが丸本旅館で湯治をしていたので、博さんは牛乳を届けに行った。雨の降りがものすごいので「今夜は泊っていけ」とのことで宿泊し被害にあったという。遺体が堀り出された時に避難しようとしたのであろうしげさんを背中に負った姿であったのには、作業をしていた人たちも涙せずにはいられなかったという。

時期が秋の彼岸であり、温泉地で温度の高いこともあり、死体の臭気がひどく、堀り出し作業の人たちはたいへん苦労されたという。

又角屋ではよその人たちまで手伝いに来ているのに店を開いては申訳ないと、店をしめてかね木の家へ避難し、いままでしたことのない「もっこかつぎ」をして作業に手伝ったという。

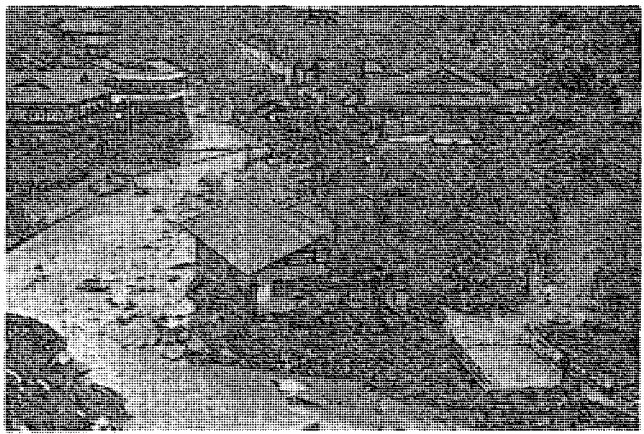
この年は入梅から九月の大嵐すぎまで毎日雨の降らなかった日はなく、九月二十五日はいまに言う集中豪雨であり、いままでにこのような出水は聞いたことも見たこともないといわれる。

3　四万新湯の水害

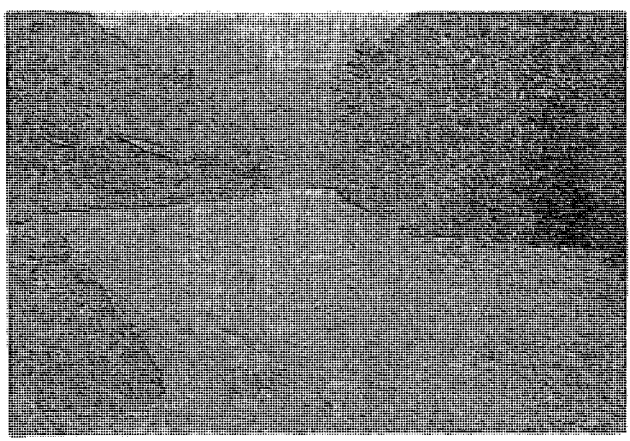
九月二十五日は夜中に新湯川増水、上流の山崩れで立木が流れ萩橋につかえて新湯附近の災となり、積善館客室の一部、小倉屋、高田屋、橋本屋、中屋が流失した。又四万川左岸の積善館の大正館、温泉信用組合事務所、木桧伊十郎宅本多富芳宅流失、尚桐木平の駒木屋、山田三造宅、山口虎次宅、山田金一宅が流失、月見橋及その附近の県道流失、田村館の水車、四万館の客室、積善館湯前神社、薬師堂など流失し、その外家財、小学生の学用品等流失したもの数知れず。被害を受けた人々は、水害のすさまじさ、恐しさを今更のように思い出されていた。

道路は寸断され、橋は流され、電話は不通、電線は切断、夜はランプ、ろうそくの生活が一週間も続いたという。

温泉組合はお客第一主義をとり、客と家との連絡をとり不安を早く解消するため、通信をいち早く復旧し、復興に努力した。その結果、電信電話は直ちに開通し、電燈は一週間位後には復旧することができた。



四万温泉バス待合所付近



桐の木平附近の激流

この一週間は非常に長く、毎夜は「ろうそくの」の火をたより、救援のくるのを、いまかいまかと待つ気持は何ともたとえようのないものであったという。仮橋もようやくでき中之条への連絡もつき、人の出入りもはじまった頃、ある日、川の流れの渕に「きらきら」光るものが見えると言うので、ひろいあげて見ると、それは積善館の湯前薬師

の尊像であったので、現在の堂へ安置することができたという。

4　山田大竹川と後川の被害

吾嬬山の四〇ヵ所余と薬師嶽が大きな指でかいたように崩かいしたのが原因と思われ、当九月二十五日は、雷と川の流れの音がものすごく、水車や蔵の流失したのもわからないくらいであった。大竹川のはんらんによって水車一、蔵一が流失、篠原保次の家は小屋が流れてきて押したので、流れが二つに分れた。これによって道路や畑をおし流す原因となったのである。

篠原伊三郎家の近所四戸の家には、裏山が崩れ、泥流が床下、土間へと流れこみ、いろいろな道具は流れ出し、土間に積んであった米俵が泥水をかぶり大さわぎとなったが、夜のこととて、どうにもならなく翌々の二十七日頃、下山田の人々の応援をえて復旧にかかったと言う。

5　群馬県下の風水害被害状況

昭和十年九月群馬県下を襲った大風水害は古今未曾有の惨害であり、本県近世洪水の記録である寛保二年（一七四二年）と明治四三年（一九一〇年）の大洪水以上であるといわれている。

この被害は、人事では死者二五四名、重傷者一一七名、被害見積総額は実に四、四二九万六千余円の巨額となり、これを昭和九年本県世帯数（推計二二六、八八〇）で算出すると、一世帯当り被害見積り額は一九五円余で、県下産業界にいまだかつてない大損害を与え、つかれはてた農山村に更に大打撃を与えた。本県十一郡三市中被害の最も激しかったのは、碓氷郡で被害額一、五一九万余円で、次は吾妻郡の七六〇万余円、群馬県の五五七万余円となり、利

根郡、多野郡、北甘楽郡、勢多郡、新田郡、佐波郡、高崎市、邑楽郡、前橋市、山田郡、桐生市の順序であった。

いま人事の被害状況を見るとつぎのようである。

郡市名	死者	重傷者	計	郡市名	死者	重傷者	計
勢多郡	六	五	一一	吾妻郡	九八	二三	一二一
群馬郡	四〇	七	四七	利根郡	三	二	五
多野郡	四	二	六	佐波郡	二	一	二
北甘楽郡	八	七	一五	新田郡	五	一七	二二
碓氷郡	八三	五三	一三六	山田郡	一	一	二
邑楽郡	一	一	一	桐生市	一	一	一
前橋市	三	一	三				
高崎市	一	一	一	計	二五四	一一七	三七一

これを見ても本郡の被害は大きかったといえるが、町村別に見ると

町村名	死者・行方不明	重傷者	計	町村名	死者・行方不明	重傷者	計
岩島村	二六	八	三四	草津町	一	一	一
中之条町	一	一	一	沢田村	六四	一〇	七四
坂上村	二	二	四	高山村	一	一	二
長野原町	五	一	五	計	九八	二三	一二一

住家被害状況

町村名	流失崩壊棟数	こわれた棟数	浸水棟数	計	損害見積額
中之条町	一	八	二〇〇	二〇九	一、二〇〇円
太田村	一	一	二	二	四
原町	一	七	二七	三五	八五四
岩島村	八〇	一九八	五九	三三七	九三、八一八
坂上村	一〇	八七	八四	一八一	八、〇四八
長野原町	五	一一	四八	六四	六、六九六
嬬恋村	一	六	一	六	一五〇
草津町	二	一	一	二	七、〇〇〇
六合村	二	八	一五	二五	一、七八〇
沢田村	六一	一〇七	一	一六八	五七、六〇八
伊参村	一	一	二	二	四
名久田村	一	七	一	八	七〇〇
高山村	一三	五七	一〇一	一七一	六、四二二
計	一七六	四九六	五二八	一、二一〇	一八四、二八四

非住家被害状況

町村名	流失崩壊棟数	こわれた棟数	浸水棟数	計	損害見積額
中之条町	一	一〇	一	一〇	三〇〇円
原町	九	一	一	一〇	一、二〇〇
岩島村	三三八	四五八	一〇〇	八九六	二四、八一〇
坂上村	三二	七六	五九	一六七	五、七六九
長ノ原町	三三	五〇	三〇	一一三	五、六三〇
六合村	二五	五〇	一	七五	五、三〇〇
沢田村	一八九	一一二	一	三〇一	一六五、六五八
伊参村	一	一	八	八	八
名久田村	三	一	一	四	六七〇
高山村	一〇	四	一	一四	一、八三〇
計	六三九	七六二	一九七	一、五九八	二一一、一七五

道路被害状況（十四カ町村）

町村名	決潰埋没			毀損		
	メートル	損害見積額		箇所	損害見積額	
中之条町	三、六〇〇	二、〇〇〇円		二〇	一、五〇〇円	
東村	一八二	二、七四七		—	—	
太田村	五〇	一〇〇		—	—	
原町	四八五	五、一二五		一九	七五	
岩島村	七、四三四	三〇、〇〇〇		一四	三、五〇〇	
坂上村	七、六七五	四三、三〇〇		一二七	五九、八〇〇	
長野原町	一、五〇〇	三三、四〇〇		五〇	一、二〇〇	
嬬恋村	二八〇	五、六一六		—	—	
草津町	五	七〇〇		—	—	
六合村	五〇	一五、〇〇〇		一〇〇	一〇、〇〇〇	
沢田村	一五、〇〇〇	七五、〇〇〇		—	—	
伊参村	一、一九一	二、三六〇		二六	五二〇	
名久田村	一八〇	八、〇〇〇		一五	四、六〇〇	
高山村	七、九一八	三九、一八〇		五五	四、三五〇	
計	四五、六五〇	二六二、五二八		四二六	八五、五四五	

橋梁被害状況（十二町村）

町村名	流失墜落			破損		
	箇所	損害見積額		箇所	損害見積額	
中之条町	六	四、三〇〇		一	一	
原町	二六	五、三一〇		一	一	
岩島村	三〇	九、八〇〇		二	七〇〇	
坂上村	七一	一八、〇〇〇		二四	一、〇〇〇	
長野原町	二〇	五五、〇〇〇		三〇	一、〇〇〇	
嬬恋村	四	六、三三三		一	一	
草津町	一	二〇〇		一	一	
六合村	一二	二八、〇〇〇		五	二、五〇〇	
沢田村	三	一八、〇〇〇		一	一	
伊参村	五	四一六		八	一九五	
名久田村	六	五、〇〇〇		一〇	三、〇〇〇	
高山村	一八	三五、六五〇		一	一	
計	二〇三	一八五、九九九		七九	八、三九五	

6　救援救護対策

(1)　県における処置

県では九月二十五日新田郡笠懸村地方に大たつまきがおこり、死傷者、家屋倒壊が多いというので、小島社会事業主事補を派遣し、罹災者の収容、炊き出し、日本赤十字医療班の治療をしていた所、碓氷吾妻利根地方の水害が起こったとの報に接したので急拠県庁に呼びもどし、対策協議会を開き、応急対策をたてた。

① 災害救護部を設け救護上万全を期す
翌二十六日知事部長の罹災見舞
知事は新田郡笠懸村、学務部長は碓氷郡へ
経済部会は勢多郡へ、林務課長を吾妻郡へ
耕地課技師を利根郡へ派遣した

② 死傷者へ県費より左の見舞金を贈る
(i) 死者一人大人三〇円、小人（十五才未満）一〇円、一戸総額五〇円を限度とする
(ii) 重傷者一人大人二〇円、小人一〇円、一戸総額三〇円とする
(iii) その他生活必需品の救援、各町村へ米、味噌等を送る。
(iv) 災害状況の確報・役場警察の救護対策の指導、罹災救助の指導と実施、死者重傷者に対する見舞などの目的をもって、吾妻郡へは、西巻社会教育主事補、小島社会事業主事補、依田属等を派遣された

(2)　市町村に於ける処置

罹災市町村においては、直ちに罹災者を神社、寺院、学校などへ収容、炊出し、県の医療班、日赤支部、医師会等の協力により負傷者の手当、防疫につとめた。さらに県派遣員と消防組、在郷軍人分会、男女青年団員などを動員して救助をし、又交通の復旧につとめた。

吾妻一円は原町警察署に木暮視学を派遣し指導連絡に当たらせた。尚県では追加予算を計上して救護復旧にあたら

れた。

この風水害罹災者の救助については つぎのような要領で精算している。

① 炊出救助　この救助は罹災救助管理支出規則第四条によって白米男子は四合（七十才以上と十五才未満は女の割合による）女三合の割合で救助し、副食物は一食につき五銭以内で給せられている。

② 食料救助　これは規則第四条によって全潰、全流失、全埋没の者に対して三十日間、前の割合で行っている。

③ 被服救助　これは規則第五条によって、袷（帯褌共）一人一着二円五十銭以内であること、小人は相当に低額であるように示されている。

④ 学用品救助　この救助は規則第九条によって、教科書は実費、文房具は一人一円以内において、その学年の所要の分を支給するようになっている。

(3) 罹災救助金調べ

風水害罹災救助者数

町村名	炊出 日数	炊出 実人員	炊出 延人員	食品 日数	食品 実人員	食品 延人員	小屋掛	被服	学用品	治療	運搬用具	人夫賃 人員	人夫賃 延人
中之条町	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一
原町	一	一	一	三〇	五	一五〇	一	三	八	一	一	一	一
岩島村	七	五七二	四、〇〇四	三三	一七八	四、〇九四	二四	六	八二	四四	一	一	一
坂上村	一	一	一	三〇	四六	一、三八〇	一〇	一〇	二九	一一	一	一	一
長野原町	一	一	一	三〇	四	一二〇	四	一	二	二	一	一	一
六合村	七	三三	二三一	一	一	一	一	二	二	二	一	一	一
沢田村	七	三三	二五五、〇七五	三三	二〇四	六、六九二	七六	二五	一八〇	二〇	一	一	一
高山村	一	二五	二五	三〇	九	二七〇	四	三	二	一	一	一	一

(4)　風水害罹災救助費支出調

町村名	炊出	食品	小屋掛	被服	学用品	治療	運搬用具	人夫賃	計
中之条町	—	—	一一〇・〇〇日	—	—	—	—	—	二一〇・〇〇
原町	—	一四・四	一四〇・〇〇	二〇・〇〇	—	—	—	—	一七四・四
岩島村	六六一・六一	六三〇・一七	二、五四〇・〇〇	二七一・〇〇	四三・三三	五〇・一〇	—	—	四、一九五・二一
坂上村	—	一八八・六七	八〇〇・〇〇	九二・五〇	五・九八	一四・三〇	—	—	一、一〇一・四五
長野原町	—	二〇・四〇	三三〇・〇〇	九・〇〇	二〇・四三	—	—	—	二九九・八三
六合村	二七・三〇	—	—	八・〇〇	三・二七	—	—	—	三八・五七
沢田村	六〇七・二五	六八七・五〇	四、三〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	五八・一〇	—	四二・五〇	—	六、三九五・三五
高山村	一四・八五	三二・五五	二九〇・〇〇	二七・五〇	一一・〇〇	—	—	—	三七五・四〇
合計	一、三二一・〇一	一、五七三・六九	八、四一〇・〇〇	一、〇二八・〇〇	一四一、一〇	六四・四〇	四二・五〇	—	一三、五三〇・七〇

(5)　県税の猶予と減免

十月五日の県参事会において、県税地租附加税、及特別地税、並に家屋税の徴集期の変更と昭和十年度第二期分の家屋税の減免除をしている。

左記町村ニ限リ県税地租附加税、及特別地税、並に家屋税、昭和十年度第二期徴集期ヲ昭和十年十一月十六日ヨリ同月三十日限ニ変更ス。

吾妻郡　岩島村、沢田村

家屋稅賦課ニ関スル件通牒

去ル九月二十五日、二十六日の風水害ノ為家屋の倒潰埋没等ノ被害激甚ニシテ大ナル修理ヲ為スニ非サレバ家屋トシテノ効用ヲ為ササル家屋ニ対シテハ本年度二期分家屋稅ノ賦課セサル様御取扱相成度、追テ復旧ノ上ハ前賃貸価格ニ依リ次ノ納期ヨリ賦課相成度

(6) 義捐金品の募集

この度の災害は、その甚大であること本県未曾有と言われ、従ってこれの救護復興に関しては県下無被害市町村は勿論、広く県外よりの救援をまたなければ到底その目的を達し難きにより、本県は各府県及植民地其他在京本県出身者、県内各新聞社、東京各新聞社等に依頼して義捐金を募集することに決定し、翌二十六日取りあえず電報を発し、ついで其翌二十七日書状をもって道庁府県植民地の長官知事に対し義捐金の募集を依頼した。これによって各府道県知事、各団体、個人から、預金利子を含む一三万三、八六六円一四銭に及び、白米四八二俵をはじめとする多数の義捐品がよせられ被害地に分配されている。

①義捐金の配付

町村名	第一回配分金	第二回配分金	第三回配分金	合計
	円	円	円	円
中之条町	二〇五	一五八	—	三六三
東村	八五	五三	—	一三八
太田村	三〇	三〇	—	六〇
原町	六〇	四六	—	一〇六
岩島村	二、一〇五	三、二二六	一二五	五、四五六
坂上村	八五五	九八七	—	一、八四二

長野原町	三四〇	二五二	—	五九二	
嬬恋村	七五	四九	—	一二四	
草津町	三〇	三〇	—	六〇	
六合村	一、三一〇	二、一七五	八四	三、五六九	
沢田村	二、四三五	三、一九〇	一二五	五、七五〇	
伊参村	九五	六〇	—	一五五	
名久田村	三五	三〇	—	六五	
高山村	五一〇	五一一	—	一、〇二一	
計	八、一七〇	一〇、七九七	三三四	一九、三〇一	

(7)　警察署の救護（原町警察署管内）

①風水害の状況

昭和十年乙亥九月二十五日、関東西部一帯を襲いたる暴風雨に依る管内被害状況並警備救護の為、警察官其の他の活動したる状況を記すに、本年は八月以降雨量甚しく冷気平年にまさり、諸穀の発育不良にして、八月下旬稍天候回復したるも九月に至り又々雨天曇天相つづき、晴天極めて少なく、気温低下し長期にわたる降雨の為、地下にゆるみを生じ、道路林野耕地に亀裂を生じ、住民ひそかに心配して居たる時、果然九月二十五日午前五時頃より豪雨となり、午後に至りて益々其の度をがえ、午後三時頃よりは東南の烈風さえ加わり、午後五時半頃には電鳴と共に沛然たる豪雨と化し、午後八時頃に至り各河川共に俄に増水し、道路田畑等ほとんど濁流浸水し、各地の橋梁は流失し、依って交通は杜絶するに至れり。而して此の来襲せる豪雨の幹線は利根郡より入りて管内高山、伊参、中之条、原町、沢田、岩島、坂上の各町村を経て、群馬、碓氷に走れるようにして、管内における被害は他部に比し激甚にして、特に沢田、岩島二ヶ村は、県下最激甚地に

して、其の被害の概要は死者九二名、負傷者三八名、家屋の全潰（住家二九、非住家五九）、半潰（住家五四、非住家二八）、流失（住家八二、非住家一八九）、浸水（床上住一四四、非住九四、床下住六六五、非住三一四）被害二四万一六五四円に及び、提防の決潰破損二二ヶ所、道路の流失埋没破損四六ヶ所、田畑宅地等の埋没流失浸水随所にわたり、橋梁の流失は三〇〇ヶ所に及び其の他農作物の被害激甚にして目をおおうばかりなり

此の日あたかも県会議員総選挙投票日にて全署員の配置部署を定めて前夜来に署内仮寝の夢をたどる署員が、連日連夜不眠不休其の疲労の姿を見るときは、あわれの情まことに深いものがある。

うたた寝瞬時にして未明を期し敢然として豪雨を侵して使命を全うすべく、各投票区にあるいは徒歩あるいは自転車にて出発し、このようにして投票後は投票箱の護送に努めたり。しかしながら同日午後七時頃は、已に各所の道路橋梁は缺潰流失し、山野を迂回して護送する等すこぶる困難を極めたるも、遂に高山村、沢田村の一部及長野原管内の投票箱は当日護送を断念するのやむなきに至れり。

②被害調査連携及警備の状況

当日午後三時頃高山村方面の水害激甚なる旨の報告を受けたるをもって、警察部長に即報すると共に、中之条土木出張所に通報し、其の被害踏査の為、梅沢警部補、岡田巡査の両名を従え、豪雨を侵して視察に出発し、高山村大字尻高に至ったが、すでに橋梁は流失しやむなく応急措置を施し、帰署したがすでに午後七時頃にいたる。各地の交通は杜絶し、通信は不通となり、投票箱送達の状況は勿論、各地の被害状況も之を知ることができず、焦慮の中に午後七時頃よりは、原町附近の河川はんらんし、危険は刻々迫りくるをもって警鐘を乱打し、消防車を出動させ、これに署員を配置し、警防並に各地の状況集めにつとめたが、交通音信杜絶の為施すすべなく、このようにして徹宵待機した。而してさしもの豪雨も翌二十六日は午後三時頃より漸くやみ、各河川共漸次減水しはじめたけれども、未た管内各地の被害状況は知ることができず、殊に重任を帯びた投票箱は、不着のまま何等の消息なく、あせりの中に一夜を明かし、未明を待って各地の被害踏査をなすべく準備していた。

午前五時三十分自ら署員三十四名を従え、管内状況の踏査の為、岩島方面へ、一方戸所巡査部長は岡田巡査と共に沢田村方面に向って出発したり。

我が視察隊は、原町を過ぎると已に橋梁流失道路は決潰しているので河川を渡渉し、或は小岳をのぼり、漸く岩島村に達

したところ、その惨害言語に絶しいるをもって、折柄出動していた消防組員を指揮督励し、署内に待機巡査数名に応援させ、或は被害状況の調査罹災者の応急救護等、その他仮道仮橋等の架設に当らせ、一方家屋の流失埋没人畜死傷の調査に当ったところ、時を追っておびただしく各地より刻々あつまる状況を聞くに、管内の死者一〇〇名になろうとする概況は恐慌惨たんたる惨らの巷を彷徨しつつ、被害状況集めにつとめた。

一方戸所部長は岡田巡査と共に沢田村大字四万及上沢渡の温泉地被害調査におもむいたが、大字下沢渡において岡田巡査を四万に向はせ、自らは沢渡温泉に向ったが、すでに反下川はんらんし各所の橋梁は流失し渡渉することができず、反下川をはさんで相互状況を知ろうとすれど方法なく一策を案じて石に紙片を包み、これを対岸に投げた所、その一ヨ到着し、これを見ると沢渡温泉地及反下川蛇野川沿岸の被害全く惨たんたるものであって、直ちに村役場に至り其の状況報告すると共に消防手を全員出動させ、速かに反下橋の仮橋架設を命じ、一方当局をして直ちに二千円の応急救済金を支出させ、四万沢渡温泉地の旅客住民約二千の食糧調達にあたらせ、一方仮橋かけのとくれいをしたが、増水甚しかったため、いたずらにあせるのみで、架橋は容易に進捗せず、消防手の決死的活動により、ようやく一本橋を渡したので住民はこれにより交通することができた。それより沢渡温泉に到着した所、温泉はほとんど全滅のようであって、そのようすをよくあらわすことができない。ここにおいて戸所部長は消防手を指揮して糧食の運搬死体の発掘被害状況調査に当った。一方四万方面に向った岡田巡査は、岩山を越え河川を渡って、やっと四万温泉に達し、受持巡査と連絡することができ被害の調査に当ったが、四万の被害はほとんど流失で、その痕跡なく全くみじめな状態であった。当日電信電話全く不通であったが、午後三時頃ようやく公衆電話の応急施設により通話を開始できたが、一時に各所からの照会が重なって、一通話数時間を要するような状態であった。

③救護の状況（前略）

沢田村四万駐在保坂巡査は、豪雨中各旅館の避難方を注意避難させ、一方投票箱の護送に苦心したが、ついに護送することができず夜明けをまって山を越え中之条に護送した。

管内消防組員は災害発生当日である二十五日は、各町村の連絡全く杜絶したので、各村受持巡査の指揮により、それぞれ活動したが、翌二十六日各地の連絡つくや管内消防組員全員を出動させ、災害の程度に応じ、人員を配分し、署員を召集し、これの指揮監督に当らさせ、橋梁の架設食糧の運搬死体の発掘伝染病予防施設、又は警備等に当り連日活動し、十月六日に至る十二日間に、総人員六三七七名に達した。其の

他青年団員在郷軍人分会員、中等学校（中之条農業学校）生徒等自発的に応援し、消防組員と行動を共にしたが、その数約三千人と思われる。今後の災害により人命救助その他功労による被表彰者数

㈠警察官二名、㈡消防手二四名　㈢一般人二六名。

保安衛生其の他の状況

災害後の治安維持は郡民必死の場合であったので流言ひ語その他治安をみだす行動もなく、隣保相助けて復旧事業に努力した。災害後における衛生状況は県衛生課員及赤十字社員吾妻郡医師会員の必死の活動により、負傷者は救助し、伝染病としては沢田村赤痢四名岩島村二名の発生を見たるのみにして撲滅し伝染病の流行を見ず

右の外群馬県大風水害善後会（本県選出衆議院議員を中心とする救援の会）、在郷軍人会並に男女青年団、公設消防組、群馬県教育会、群馬県社会事業協会などによって義捐金、勤労奉仕等により救援の手がさしのべられた。尚県内及東京各新聞社による義捐金もよせられている。

又群馬県知事（君島清吉）を委員長とする臨時復興委員会が設置され「復旧復興計画」がたてられ、それぞれ応急策によって工事がすすめられた。

沢田村では生活改善規約をつくり復興に努力したのである。つぎにその規約を示すと

沢田村生活改善規約

第一条　本村ハ昭和十年九月ノ災害ニ鑑ミ之ガ復興更生ノ為其ノ生活ニ於テ常ニ分度を守リ質素ヲ旨トシ身分不相応ノ奢侈ヲナスベカラズ

第二条　本村内ニ居住スル者ハ前条ノ目的ヲ達スル為隣保相戒メ精神的団結ニヨリジョウ費ヲ省キ節約ヲ励行スルコト

第三条　冠婚葬祭ニ際シテハ虚礼虚飾ヲ廃シ招待ノ範囲及饗応ノ程度ハ生活改善委員ノ協議ニ依リ之ヲ決定ス

第四条　本規約実行ノ為左ノ委員ヲ設ク

委員長村長、委員若干名、委員ハ村長コレヲ委嘱ス

第五条　本規約施行ニ関スル内規ハ別ニ定ム

功労者表彰

この風水害に当り、救援救護にあたり、あるいは危険をおかして罹災者の危難を救った幾多の功労者中より特に顕著である個人団体に対し本県知事より表彰されたもののうち本町に関係ある者は次の人達である（敬称略）

民間人　大字上沢渡　小頭唐沢哲三、消防手（以下同じ）、林　一明、
大字上沢渡　唐沢竹次、早水幸次郎、沢渡周蔵、関口賢蔵、
関口玉雄、山本喜好、関口昭義、福田保治、本多位息
福田弁二、島村要三、中沢宗三郎
消防組　団体　沢田村青年団、吾妻郡医師会

7　災害余録

美談、我身を忘れて母の危難を救う

昭和十年九月二十五日、朝から大雨は夕方になってから一層激しく、篠つく豪雨のうちに、日は全く暮れてしまいました。選挙の立会いに役場へ行かれた。お父さんの帰りの遅さを心配しながら山口さんの一家はお母さんと弟と山口さんと三人で万一の場合を予想して家財道具を整理して居りました。

すると闇の中からきこえる大石の流れる音や、流木のつきあたる音、両岸をかむ蛇野川の激流の響が刻々に高まり、そうぞうしい雨音にまじって異様な山崩れの音が刻々遠く近く聞えました。あまりの豪雨に電気は消えてしまいました。ああ困ったと思う間もなく提防を破壊した濁流が押寄せて、見る間に庭が大川となりました。奮然山口さんは家畜を救おうと庭へ出ました。意外な水攻めに驚いた馬や牛は救いの手とも知らず、たてがみを、角を振り立てました。弟と協力して漸くの思いで手綱をつけ弟が馬を山口さんが牛をひき出しました。足もぬかれぬずぶずぶのやみの庭を通りぬけようとした時どうしても牛が動かなくなりました。ようやく引き返して水の浅い所をまわり、ずっと上手の安全地帯へ牛をつなぎま

沢田村女子青年団員　山　口　しん

した。そして、帰ってみるとあたりは一面の泥海となりました。家は全く激流にとりまかれてしまいました。この時沢渡温泉より消防手によって警備と救援の手がさしのべられました、然しもう一度家に帰るのは命を捨てに行くのと同じでした。ああお母さんを残してきた。我が家、山口さんは、「母さんを死なせて何で生きがいがあろう。生きる資格があろう……」と本流へ身をおどらせました。人々は危険だ!!と絶叫しました。けれど山口さんの真剣なそして勇敢な魂は遂に救援隊の人々を動かして手のくだしようもない暴ぎゃくな水魔からお母さんを救出すことができました、今考えてみれば奇蹟しか思われないありさまでした。

8　災害哀話

一、母を慕いて（奥反下にあった話）

二百十日も二百二十日も無事に過ぎたが、毎日のように降る雨に冷害が予想されて行逢う人々の話題にのぼるのは此のことばかりであった。里の田が黄金色に熟しかけた時、山里の田はまっすぐに立った穂ばかりで昨年の秋を思出せて人々の心を暗くした。

小川をはさんで三軒ばかりの農家がある。それは奥反下の行沢部落だった関善平さんの家は農業のかたわら春夏秋と山の物など取って売り親子六人ささやかな生活を送っていた。

沢田村の内でも特に上沢渡は被害の激甚地で蛇野部落は十九名の人々と十七戸の家屋を流出しました。見渡す限り川原となった蛇野部落にわずかに残った三、四戸の人々は過ぎし日のあまりの惨禍に復旧の力もつきてぼうぜんとしていました。その後山口さんは人家のはてた川原に咲く乙女として、惨死者の霊を慰め、残故者を勇気づけて優しく強く、りんとした存在を人々から賞讃されています。

又災禍後の多忙の中を沢田女子青年団の第三支部長として団員のために惜まぬ努力をされております（沢田青年会報告）

二十五日の朝より一層強くなった雨のため行沢川も大分増水して濁流がごうごうとしてきた。夕方はやむだろうと思っていた所、午後になって一層強く夜に入って川の音はいよいよすごくなってきた。家人は不安と焦慮のうちに浸水と流失しないように神に祈りながら夜のあけるのを待っていた。十一時すぎの豪雨も無事に過ぎて幾分小降りになったらしい。しかし川水は軒下の岩に激して物すごい音をたてている。電灯も消えた真暗の中に互にとりすがって親子六人不安のうち

は夜明けを一日千秋の思いて待った。翌朝の午前三時頃みかさん（妻）は寝たりない眼をこすりながら小用にと手さぐりで勝手知った便所へと出掛けて行った。

外は真の闇、鬼気せまる川の音実におそろしい光景である。雨戸を開けて一歩外へ出ると川水ははんらんしてここはおそろしい濁流の死の渕であった。「母ちゃん！　私も」と言いながら母の後を追って出たのは今年六才になる幸逸君だった。「アッ!!」と言う間もなく彼の足は濁流にあらわれ、続いて幸逸君の「母ちゃん」と呼ぶ鈍い叫び声が聞えた。この音に驚いて善平さんが「どうかしたか」と言いながら雨戸の外へ出ようとすると、かすかに見ゆる濁流の渦巻きと降る雨の音のみ。誰の姿も見えずぼうぜんとして川の流れを見つめているばかりだった。やがてほのぼのと夜は明けて昨夜の惨害も知らぬげに太陽が輝き出した。一度に妻子二人を亡くした善平さんと母と弟を亡くした瞬司（十二）節寿（九）の二君の憂いに沈んだ姿がろ端に集っていた。今年の二月に生れたとし子ちゃんは母の死も知らぬげに安らかに眠っていた。二日、三日とたつうちにあの大惨害の跡も人々の同情と協力一致とによって仮橋も出来交通も幾分よくなり、村は復旧工事に忙しい。行沢川の水も常に復したが善平さんの妻子の遺がいさいわからない。働き手の一人を失った善平さんは乳のみ児と幼い二人の子供を抱えて明日の生活にも差支えるようになった。村人の救助を仰ぎながらも今後の身の振り方を考え又「お母さんはどこへ行ったの」と二人の子供にきかれる時「やがてくるよ」といいながら、そっと目頭を拭くのであった。洗い出されて美しくなった川原の石の間に少年少女が遊んでいるとき哺乳器を持ちながら、生活と妻子の行方を考え又おぼつかない子守唄をうたいながら夕陽を浴びて仮橋を渡って我が家へとぼとぼと帰って行く善平さんの姿も惨ましい。

二、生き埋めの六時間（奥反下にあった話）

二十五日の午後十一時半平常は鍋釜を洗うにも不便の小流が増水してその中に小さい山崩れが押出した。細見龍平さんは危険を感じ家内一同に山支度をさせ次男勇さん（十五才）と座敷より電灯を照らして外の様子をみようとするや「ドドド……」と音のする間もなく第二の山崩れのために軒場はさらわれ二人は行方不明となってしまった。

長男龍男さん（十七才）はお母さんと子供四人を連れて後の山へ避難しようとした、時、又も第三の山崩れが押出し大人共流出されてしまった。先に押出された龍平さんは数十間流されたが運よく桑の高木にひっかかったので夢中ではい上がり夜のあけるのを待っていた。すると山手方向にて「助けてくれ助けてくれ」と叫び声が聞えるので真暗闇の泥中をはっ

て行ってみると自分一家族が山際に押しつけられているのであった。やっとのことで救い出してみると末子の操子さん（三才）がいないのでせんかたなく思案にくれていると、かなたに灯が見える。たどりついてみるとそれは下の部落の人が避難している稲荷神社であった。みるとマスエさん（十一才）は刃物で切られた様にほほに長さ十センチ、幅三センチの大負傷をしているが不思議にも弘さん（八才）はふとんの中にいたためか傷一つなく泥さえついていなかったと言う。

龍平さんと一しょに流された勇さんは、五〇〇メートルも押出されて泥中に首だけ出して朝まで仮死状態でいたと云う。五時頃気がついて見ると身動きもできない。一時間もかかって大木におさえられた左足を抜いた。その時村人が見つけて五、六人輪になっているが呆然としていて手を出さない。勇さんはその中に兄の龍男さんがいるのをみて「兄さんたのむ」と叫んだ。人々は我にかえった様に始めて掘り出してくれた。勇さんは襦袢を着て洋服を着て巻脚絆をつけていたのであったが、どこでどうしたのか丸はだかでいたという。未だに末子操さんは行方不明であり、その上長女なつ子さんが普請でもするようにと四年もかかって貯金した一八〇円を少しも使わずに流失してしまったという。

三、あわれ提燈の灯

山口すゑさんは蛇野で扇屋という雑貨屋を営んでおり二階建ての家であった。九月二十五日夕刻からの豪雨が一層はげしくなってきたので近所の人たちは危険を感じ扇屋の二階ならば安全と近所の人たち数人が避難してきていたが、急に増水してきたのに気がついて闇の中を屋外に逃げようとした時はすでに遅く、もう激流にかこまれてしまっていたのです。

人々は二階の窓から提灯を出して救いを求めたが、その時は激流にながされはじめ、蛇野の人たちは闇と激流で近ずくすべもなく、ただ「アレヨアレヨ」と見ているまもなく、提灯を振りながら流れ、二～三間流れた頃に提灯の灯は水中に消えてしまったという。この家の流失によって命を失った人は七～八人になるといわれている。

四、親子のきずな

沢渡温泉旅館　丸木の主人の弟、関口実、夫婦と子供は他の客と共に、倒壊埋没家屋の中で圧死されたが、最後に堀り出された時、夫婦共に我が子を一人ずつ、しっかりと抱いたままの姿であったのには、他町村からの堀出しの応援隊の方々でも涙を流さない者はなかった。

一瞬にして命びろい

これは蛇野部落の唐沢徳武さんが家族と共に奇蹟的に命びろいをした話である。

夜になるにしたがい川の水音はだんだんはげしくなる。雨は益々強くなる。原に水が入ってきたらと思う間もなく遂に土間に水が浸入してきた。午後十時半である。外は雨の音と川の音がまじり、しかも闇夜どこを水が流れているのか川音がどう変ったのか全く知れない。油断がならないと思うまもなく、誰か（山本藤吉さんと山本喜好さん）が呼びにきてくれたので女子どもをたのみ前の家（唐沢倉之進さんの家）へ避難させ、自分は一人で家財道具を片づけ家を守っていたが十一時頃後の山でごう然とした音が河の音をつらぬいて聞えた。間もなく水位が上昇して遂に床上まで入ってきた。見れば四方の壁をつき破って濁水が浸入している。見るうち床上一尺の高さになった。もはやこれまでと思い、天照皇大神宮と先祖の位牌をふところに入れ避難しようと庭へ出た。見れば一面が川、一入水量が増したのを感じた。水は股を没し、こぎ抜けに容易でない。二間ばかり出たが、若しまだ避難しない者がありはしないかと思い家の中へ引き返し声を限りに叫びながら奥に入ってみれば、「たんす」のがたがたする音が聞える。近ずいて見れば老母が日頃からためた小遣銭をとりに入ったらしい。

さっそく母の手を取ってつれ出した。この時は水はもはや腰を没していた。母を励ましながら母の手を握り、水をこいで進んだ。水勢はとても強く母子もろ共押し流されようとする。必死に水と闘い、ただ水を逃れようとする意志のみが全身にみなぎり無我夢中で流れをようやく押切って、声を限りに叫んでいる人々のいる一段高い石垣にとりついた。ホッと胸をなでおろした瞬間、轟々とした響とともに庭がくずれて水勢すさまじく、ほんものの川瀬となってしまった。いま一分家の中にいたら到底避難できなかったであろう。其の時を思えば全身がぞっと寒さを感じたという。

又山本喜好さん六五才（当時二五才）唐沢倉之進さん五三才（当時十七才）の話を総合すれば、山本喜好さんは父さんと家の牛を引き出して避難してきた時唐沢徳武家の人たちが避難していないので逃げてくるよう呼びに行き、子どもを一人かついで腰を越す濁流を夢中で押しぬけ唐沢倉之進さんの家へ避難させたのだという。唐沢倉之進さんの家に避難した人達は危険を感じたので、前の高い所の神社のなかへ、避難しようと前の道を熊野神社へと進んだ。神社へ行って見るとその裏山がぬけ出し「さや宮」が前の方へ押し出されているので、ここも危険なので、畑を通って山本喜好さんの家へ行こうとしたら、畑の土がゆるんで「すね」まで入ってしま

う。やむをえず県道まで引き返し道づたいに山本さんの家へ避難したそうである。

9回想録

恐怖の一夜

ああ、地上をいましめる天意でしょうか。

忘れもされぬ九月二十五日の真夜中、夢にさえ思い出せぬ水害に、六十四人もの村人の尊い生霊を失い、数えきれぬ家屋や林野耕地を押し流されて我が沢田村は目もあてられぬ惨状のちまたとなりました。連日のりん雨に続く雨は夜に入ってから、いよいよ激しく闇そこを射ぬくものすごい、いなずま、それにつれて地上一面の爆布のような豪雨でした。

ねむいのに眠ることさえできず床に臥して居りますと十一時頃「ゴトーン、ミシーン」というに言ふに言われぬ物音がして背戸の雨戸を壁をけたてて沢渡川の濁流が座敷へ押しこんできました。「二階へあがれ」と父がさけんだ時すでに電気は消えて、無気味ないなずまにすかして見る。あたりは一面泥海となった。私は夢中で弟を抱きました。そして片手にランプを持ち互に励まして二階へひさしずたいに家脇の土手へ出ました。今思うさへぞっとする。真の闇を激流に足をさらわれ、ごみにつまずき土手に打ちあたった。道なき道をよろよろくの思いて丘の上の隣家へ避難しました。

水害の当時を追憶して

沢田村女子青年団第三支部　関　まさ

恐らく生涯を通じて忘れることはできないであろう。昭和十年九月二十五日、当地方空前の大風水害、多くの人命をうばい、家を流し、あまつさえ畑や山林まで手のとどく限り惨々にあらした大風水害も時の流れは早く最早十ケ月をすぎまするとすると真の闇を激流に足をさ

すると「子どもを頼むよ」と言ったまま馬を心配して又父が一点の光もない我が家の方へ消えてしまいました。一しょに来たはずの母も見えません。命びろいをした安心と明日へつなぐ勇気とがまけて私はぐったりとつかれてしまいました。けれどもやがて近所の人の情によって馬は救われ無事だった。父や母と向かい合った時、止めどないうれし涙が私のほほを流れた。そして隣人への感謝と目に見えぬ神への感謝に合掌せずには居られませんでした。ああ、全くこの夜の終りかと思われたあの恐ろしき一夜の——夜の明けまでの道の数時間が千年もの長い年月のように思われました。

沢田村女子青年団第六支部　島　村　しめ

した。当時は余りの恐ろしさに、何事も手につかず、ただ呆然としているだけでした。思い出すさえ恐ろしいあの日の夕方、現在自分の住んでいる家の一部は流失し、残った家の中央はドウドウとだく流と化していました。あの小さな流れさえこんな大きなことをするのだから、大川の端はどんなだかしらなど、話しているうちに川々に仮橋ができるようになると。つぎからつぎへと聞くに堪えない悲惨なことが伝わってきた。当温泉の中心地新湯の大きな商店やら旅館やら其の外十数戸の人家が跡かたもなく流失してしまったとか、又官行の職工の家族六人は押し流されて行方不明だとかなど話をきくにつけても自分たちの被害はまだまだ軽い災難であったような気がする、屋内一パイの石やら砂やらの高く盛り上った山を見、庭に放り出された流れ残った泥にまみれたふとんや衣類を見るときは言うに言われぬ情ない気持だった。消防手や青年団の方々からたくさんの救援によって復旧作業はつぎつぎと進んでゆく。こうした不慮の災難に遭った時、見ず知らずの人様から受ける情に私共は全く感謝した。平素は人に反対をしたり人の悪口などを言いあるく人が此の度は誰も彼も一つ心になって種々の作業に従った。くる新聞も県下各地に起った恐ろしいそして悲しいニュースを伝へた。「自然が暴威を振う時人の力のあわれさよ」、あの関東大震災の歌が今更のように思い出される。天命とは言いながら、生きながらにして地獄の責苦にあい水中に没し又山崩れの下敷となって生埋め、思い出すさへ痛ましい気の毒な人々の冥福を皆様と共に心からお祈りいたしましょう。

五　昭和二十年の沢渡の大火

沢渡温泉は、草津温泉の上り湯として、草津温泉と共に知られていた。江戸時代には、温泉運上金永弐百五拾文を納め、永弐百文の四万温泉よりも賑いをみせている。（中之条町役場文書、明和八年温泉御運上被御付候ニ付書上）明治以降、交通の発達により暮坂峠越えの沢渡草津道が次第にさびれてきた。大正から昭和にかけて、その傾向は強くなったが、温泉の中心部を押し流した昭和十年の水害は、江戸時代からの湯治場らしいたたずまいを持った沢渡温

泉の姿を大きく変化させた。その後十年、昭和二十年四月十六日の大火は、沢渡の姿を全く変化させてしまった。

昭和二十年の大火は、第二次大戦末期に発生した災害であったため新聞やラジオにも大きく取りあげられなかった。その被害は非常に大きかった。昭和二十年四月十七日付の朝日新聞全国版に次のような記事がわづか四行掲載されたのみであったが、

群馬県沢渡温泉の火事　村沢渡温泉に延焼、約三十戸の温泉部落を全焼した。
十六日午後三時ごろ、群馬県吾妻郡沢田村の山火事が、同　（前橋）

同日の新聞をみると、B29の編隊二百機が来襲したとか、沖縄決戦についての記事がトップに扱われている。銃後の火事ということで小さな記事になっているが実際には焼死者五名を出し、山林一五〇町歩と人家一一四戸が焼ける大火であった。

1　火災当時の沢渡温泉

大火の被害は、大字上沢渡の沢渡、蛇野、久森、前尻、古座部、湯原と、大字下沢渡字伊賀野、菅田の人家を焼き、大字山田、上沢渡、下沢渡、四万の各部落の山林を焼いている。その中でもっとも被害の大きかったのが沢渡温泉であった。そこで沢渡温泉を中心に大火の様子を述べてみたい。

昭和二十年は、太平洋戦争の終戦の年である。昭和十九年七月、サイパン島の皇軍玉砕からアメリカ軍のB29による空襲がはげしくなり、昭和二十年三月、硫黄島の玉砕が報導されていた。そして四月から、沖縄に向けて連合軍の攻撃が集中していた。このような戦況の中で、山の中の出湯である沢渡温泉にも戦争によっていくつかの変化があった。

第一は、疎開者により人口が増加したことである。昭和十九年から学童の集団疎開がはじまり、沢渡にも、東京都北区瀧野川、田端新町小学校の三、四年生が疎開していた。永林寺六〇名、丸本旅館六〇名、龍鳴館四〇名、万屋四〇名合計二〇〇名の学童達である。その他、各戸に、親戚知人を頼った疎開者のため沢渡の人口が急増していた。昭和二十年三月十日の東京大空襲により東京で焼け出されて、出身地である沢渡に家族を疎開させたり、知人を頼り一家で沢渡に来ていた例もある。増加する人口は、婦人、子供、老人であった。その反面上沢渡六区（温泉、蛇野、牧場）から、十七名（福田松雄、根津伝吉、唐沢倉之進、山本武、山本喜好、山本　広、福田武芳、山口百茂、森下亀

上沢渡第6区農家非農家の割合

（昭和20年6月1日現在）

	全戸数	内訳	
		農家	非農家
湯	70	20	50
蛇野	11	9	2
牧場	6	5	1
合計	87	34	53

上沢渡第6区農家非農家人口割合

（昭和20年6月1日現在）

	性別	農家	非農家	計
湯	男	38 (32%)	79 (68%)	117(38%)
	女	61	129	190(62%)
蛇野	男	21 (88%)	1 (12%)	22(44%)
	女	23	5	28(56%)
牧場	男	13 (88%)	2 (12%)	15(45%)
	女	16	2	18(55%)
計	男	72	82	154
	女	100	136	236
合計		172	218	390

雄、森下庄一郎、剣持　正、富沢治郎、古室武正、高平　昇、矢尾板一雄、荻原貞雄、宮崎四郎）の働きざかりの男子が出征兵士軍属軍関係の工場へ徴用工などになって出ていた。

昭和二十年六月、農家組合長林春吉の沢田村役場へ提出した「農家戸数・作付反別調査の控」によると、昭和二十年の（火災直後）状況は次のとおりである。

沢渡温泉の農家組合加入者は、全七〇戸のうち二〇戸であり、経営規模も小さい家が多い。沢渡の場合、純農村地域の蛇野や牧場地区に比較すると、農家の数が三割であり、男女比も男が少ないことが特色である。これは農家組合に加入している家でも、農業以外の収入即ち兼業収入をあてにしている家が多く、男で他所へ働きに出ている者が多く、他地区に比して、男女比の男が四割以下になっている理由として考えられる。

この表は、大火直後の調査であり、農家の比率が三割程度（他の蛇野などは、約九割が農家）のところへ二〇〇名の疎開児童が加わり大火当時は老人、女子が多く、働きざかりの男子の少ない人口構成になっていた。

つぎに、戦争末期になり諸物資が不足していたが、なかでも食糧の不足は深刻であった。小学生が路傍や校庭にまで大豆を播いて収穫したものを供出させられたり、国民学校の高等科(現在の中学生)の生徒は、美野原の開墾に動員され、勤労奉仕をさせられていた。松の根を堀って松根油をとったり、山ぶどうの葉や、桑の皮をとり供出させられた。また、沢渡の周囲の山々の杉林なども戦略物資として伐採され、搬出されていた。大火のあった二〇年の春ごろ、蛇野の北側の杉林や、寺社原の杉林が伐られて、蛇野川の両岸、住吉屋旅館、福田屋旅館の建っているあたり晩釣橋の両側と、湯原の蓬来橋の南側の二ケ所には、山のように材木がつみあげられていた。そして、木材を搬出するための橇道が山から延々とつくられていた。

こうした戦争による影響により、草津からの湯治客で賑った沢渡温泉が、疎開児童のにぎやかな声にみちていた。働

きざかりの男が少なく女子供と老人だけという部落になつたが、温泉街の家並は変らず、湯治場らしい様子を残していた。高野長英の弟子で、幕府で追われた長英をかくまったという伝説のあった福田宗禎の屋敷は、温泉街の中心部にあり、浴医をしていた名残りの門、玄関、白壁塗りの洋風の診察室などがあり、大きな松の木が道路に枝をのばしていた。宗禎屋敷の向い側の丸本旅館と、共同浴場の下の龍鳴館は木造ながら三階で、この二館と丸本の内湯をつなぐ橋があり、丸本の一階と龍鳴館の三階が橋でつないであった。共同浴場の前に、万屋旅館があり、屋根には石がのってある昔風の葺かたをしていた。湯の街を通る道は、かなり急な坂道であり、坂道の両側には家が連っていた。藁屋根の家も何軒があったが、杉の皮や、板葺の家がほとんどであり、トタン、瓦は少なかった。湯泉神社は天神山の沢渡神社に合祀されており跡地に石壇のみを残していた。薬師堂は温泉街にあったが、その他、金比羅宮、天狗さん・秋葉山・二十三夜尊など周辺の山にあった。

太平洋戦争の末期であり新聞等は、切迫した様子を報じており、疎開者なども多くあわただしい雰囲気もあったが、空襲になれば早く寝ようというようなのんびりしたところもある山の温泉が、そのころの沢渡だった。

2　大火の経過

昭和二十年四月十六日は、朝からよく晴れていて、四月にしては気温の高い日であった。畑や山で仕事をしている人の中には、シャツをとり、はだかで仕事をしている人もいる位であった。午前中は風もあまりなく、馬鈴署のうえつけに絶好の日和であった。

又、この日は、中之条町の安市の日であった。安市は、春の苗木市であり、農事の始まるこの時期に、苗木や農具などを販売する市であり周辺の農村からたくさんの人が中之条に集っていた。戦争中のことではあったが、農繁期に



安原修次作図

入る前に、鍬や鎌などの農具を求めるために、上沢渡方面からも中之条の市に出かけている人達も多数あった。

火事の火元は、沢渡温泉より暮坂峠方面へ約二キロ程奥へ進んだところに羽衣橋があり蛇野川を北に渡って程なく大きな岩があるがその右手の道路北側の台地であり、字古座貝戸という場所である。この場所は、以前耕地であったがすっかり荒地になっていて、野草の枯れた中に、小さな萱葺の小屋があった。当時、集団疎開の児童を引受けていた旅館主人某は、食糧不足の中で、馬鈴薯を生産し子供達に与えようと考え、荒地を開懇しようとしていた。そして、荒地に一面にあった枯草を燃して草木灰を作り肥料としようと考えて火をつけたのが火事の原因であった。当時は一ケ月位、雨らしい雨が降らず、すべてのものが乾燥していたこと、四月十六日がよい天気で気温も高い上に、午後からこの地方特有の季節風が、北西から南東の方へ向けて強く吹いていた。そして、木材の伐採のための杉の木の葉と枝が近くの山にたくさんあった。その上、消火活動のできる働きざかりのある人が近くにいなかったことなどが不幸な結果となったのである。

火事の様子を、第六区養蚕実行組合長林春吉の災害備忘録（昭

和二十二年四月十六日記）によってみると、

その日、旅館主人某は、娘と嫁の三人で仕事に出かけた。午前中、枯草などの整理をしていたが、正午ごろより、風が強くなってきた。風があまり強くなったので同行した嫁から「今日は風が強いから枯草を焼くのは見合せたらどうか」と止めた。そして女二人は、近くの小川へ水を飲みに出かけたところ、某は、崩れかけている萱小屋に火をつけた。午後一時ごろの事である。すると、折からの強風であっと言う間に畑一面に燃えひろがり、近辺の山に燃えうつった。火は、強い西風によって、約四五度の傾斜地を炎が走るように燃え上がり、白石沢、反の沢、砥沢、大沢などの谷をとび、約二キロ程はなれた沢渡に達するまでに三〇分もかからなかった。当時、杉の木を伐採していた大沢附近には、杉の枝や葉があり、この附近で火力を増して、沢渡温泉の後背にある富士山の高庄（大字山田、町田浩蔵家）の杉林に火が入ったときの火勢は、人力では到底消すことができない状況となった。

高庄の杉林の杉は、七、八十年から百年位も経たと思われる大木であり、火が入ると、強い風に火のついた杉葉や、杉の木などが、黒煙と共に中天高く舞い上り、沢渡方面へばらばらと降り注いだ。高温と日照つづきですっかり乾いていた萱屋根や、板屋根に落ちるとたちまち煙を出し燃えはじめた。杉の生木の燃える音や、竹藪のパチパチとはねる音、火災がはじまってから、一層強くなった風のうなる音などで恐ろしい音がし、家や山などの燃えるあの煙のため、あたりは日暮時のように暗くなっていた。

その様子を、体験者の話を記録した「沢渡大火の記録」（安原修次編、昭和五〇年五月刊）と、前出、林春吉の記録「火災備忘録」から抜抄してみると、次のとおりである。

ん（字湯原）によると、

火災当日、火元の牧場で山仕事をしていた、高平藤一さ

この日私は、大火の火元牧場道で仕事をしていました。火元より百米位離れていたでしょう。二時少し前頃、私達の所へ煙があがってきました。「それ山火事だ」と現場へかけつけた。火を出した人が「早く消してくれ、消してくれ。」と叫んでいた。

私達も火を消すべく努力はしましたが、火はたちまち燃え広がり蛇野の方の山へ燃えて行く。川を渡り有笠山の下の杉林にもえついた。「私たちはもうだめだ、蛇野の人家があぶないから行ってみよう」ということになり、火のないところをみつけながら進んだ。

この時の、白石沢あたりの山の燃える様はものすごいものでした。今思うとガソリンをかけて無理に火をつけてもあのようには燃えないと思う程でした。体に火の粉がおちてくる。蛇野までくると、みな屋根に水をかけているのを手伝ってくれと云うのを聞きながら、とにかく沢渡まで と蛇野を出たとたん晩釣橋の所へ沢渡の裏山から出された戦争用の木材が何百石あったろうか、赤黄色でいっさんに燃えているのが目についた。現在の森谷旅館のある下の平の畑に、何人かの人が少しばかりの品物を持って逃げて来ていた。下の部落には、もう見えるところに家はなく煙が出ているだけ、早く家は帰らなければと火のないところを見つけて急いだがなかなか進まない。沢渡の高いところへ来た時は、久森の部落が燃えおちる時だった。沢渡では蔵が二つばかりものすごいいきおいで火をふいていた。人家はもうない。沢渡の町並を通らないで県道に抜け第二分校の所まで来た。人ひとり会わなかった。湯原の部落は燃えおちて火の勢いはないが県道はあつくて通れない。和具商店のところから川へ行きやっと家についた。家はもうなく、家の人たちは近所の人と裏の畑にいた。家の人も近所の人たちも皆無事だった。父が出した馬が畑中をかけまわっているのをただぼう然と見ていた。

高平藤一さんは、牧場の出火現場の近くで仕事をしていて、火事発生と同時に消火に当たったが、火の勢いが強いため消火をあきらめ人家のある蛇野部落を守ろうと蛇野に辿りついたとき、火は蛇野を通り越して沢渡に移っていた。牧場から蛇野までは約二キロ位で、大人の足で急げば十五分位のものである。消火につとめたと云っても、時間にすると、三十分位のものだと考えると、蛇野から沢渡を通るとき満足に立っている家はなかったことをみても、いかに火の廻りが早かったか知られる。そして、湯原の家についたときは、家はすっかり焼けていた。

人家が密集していて被害も大きく、焼死者五人（四人即死、一人は火傷が原因にて数日後死亡）をだした沢渡の様子をみると、つぎのように記録している。

はじめ牧場の方に青い煙が上っているのを見た。煙はだんだん大きくなり黒煙となって空高く上った。杉山に火がついたので、パンパンと大きな音がした。火は家の方へ向ってきたので火消しに行った人達もひき返してきた。火元と家の中間の屋根が燃えるときは、不動明王の背中のよう調った。

（関口久雄）

当時の沢渡郵便局長関口市太郎の遺稿によると次のように沢渡の様子を記している。

昭和二十年四月十六日、昼一時頃、自分局前ニ居タル処、沢渡温泉警防団幹部、林一明君、自分（関口市太郎氏）ニ、牧場方面ヨリ非常ノ煙ナレバ山火事ナラン見テ呉レトノ事ニテ直様松五郎屋敷ヘ行キ煙ノ方見タル処、非常ノ煙ニテ山火事ニツキ直様半鐘ヲ乱打方ヲ命ジタル処、警報ニテ温泉住民ハ、全部手ニ手ニ防火道具ヲ持参現場ヘカケ向ウ。直様引返シタルニヨリ聞キ合セタル処、各自ノ家危険トノ事ニテ帰リタルトノ事ニテ帰ル。ソノ時、襁（かねとく、関口夏太郎宅）ノ家ノ屋根並ニ㊫（まるつじ、福田松雄宅）屋根ニボヤ初マル。依テ時義（市太郎五男当時沢渡郵便局員）ハ村役場ヘ電話ニテ通報、応援方ヲ頼ミ、重要書類、器具ヲ全部土蔵ニ運搬（局員ト共ニ）自分ハ局ノ家ヲ監督ノ上神仏ヲ持参ノ上畑ヘ行ク。其後ニ至リ、湯泉ハ家トイウ家、住宅、土蔵共全部、神社仏閣迄残ラズ焼失ス、ソノタメ蛇野、久森、前尻古座部マデ焼失ス、当第六区長福田六之助、警防班長林一明、関口サク（沢田村収入役関口夏太郎妻）、関口秀三（同上、弟）焼死ス。

当時六区区長、兼養蚕実行組合長をしていた林春吉は、災害備忘録の中に次のようにのべている。

小生当時養蚕実行組合長並に区長を兼ねていましたので農業会へ物資配給受けに行き、帰りし時はちょうど午後一時、（中略）中食をとる間もなく火事現場に行き消火に務めるべく我家を出たとき、火は強風と共に、全山針葉樹へ燃え移りたるを見て、山の中腹まで来てみると、（中略）火勢の響き、黒煙は天に満ち手の尽し難く。我家へ帰らんと、沢渡神社まで降り見れば、神社に火は燃え移り、我が家へも燃え移り、屋根の天井（黒煙をはき、見る見る全温泉の家屋へ燃え広がった。火煙は鳴動し、泣く人、逃げる人、入り乱れ、我も我も必死にて物を持ち出すもの、背負いたる人、実に言語に尽し難き有様、小生我家を去らんとする半焼しつつを見、仲和男を自転車の荷かけへのせ、二十三夜塔辺に参れば、すでに久森、前尻部落、全家に渡り火は燃え移り、畑の中に和男を置き、再び家に立ち戻れば、一帯は火の海となりもはや致し方すべなく（略）下沢渡八尺まで避難した。（林　春吉）

（前略）裏の山からどんどん煙が出てくるんだよ。でも沢渡という所は火事のない所でね、山を通って燃えて行くんでここは燃えるんじゃないと私はよくよく思っていたんですよ。だが、自分の家が燃えようなんていささかも思やしながらね。燃えやしないで通って行っちまうと思っていたんです。そしたらね、丸本のあたりに火が来たと思ったら風の向きがこっちに変ってきたんです。それでもうだめだと思って

なにかを持つ気になって仏さんを一つ、大神宮さんのお札を一つリュックサックに入れて嫁に行った子が来ていたのでその子に背負せてとび出したのです。その時はもう局も丸本も燃えていた。（略）局の裏の道を通り久森の弁天橋の下の田んぼへ逃げた。もう少しおそかったらもう逃げられなかったかも知れない。（中略）夜中の十二時ごろになってから「もう火が静まったかも知れないから行ってみよう。燃えちゃったかも知れないけれど」とのぼってきた。人が局が燃えて火が体験者の記録を読んだり聞いたりしてみると、火の勢いが強かったのと、想像以上に火足が速かったことが知られる。乾燥しきっていたこと、春先の強風によって被害を大きくしたのであるが、周囲が火の海となり、沢渡温泉の場合なども、ほとんど消火活動はしなかった。手押式のポンプなどでは到底防ぐことはできないと見切りをつけたこともある。

中之条町の安市に行き火事と聞いて自動車で沢渡までかけあがった反下の関節さんは次のように記している。

「自分は沢渡の亀田屋の前で消防手がポンプを引いていたのでちょっと手伝ってみたがとてもポンプで防げるものではないとあきらめ、六、七人の消防手と共にポンプをそこに捨てたまま煙の中をくだってすみくぼを通りやっと永林寺の前まで来た。お寺の庭に和尚さんの奥さんが大声をあげているのでかけつけると「本尊様を出してもらいたい。」と言うので古座部の当時小学校四年生の関弘は家まで帰れず途中で中之条方面へ避難させられた。同じ四年生の関克弥は、家いっぱいたまっているところをかき集めて局の庭にいた。夜の二時でしたよ、家の蔵に火が出たのは、これは一番あとだったので「かどやの蔵だけは残ったよ。」と言われるから、「残っても中はだめだろうね」と言っていたんだが。火を吹くのを見ていたの、もう自分ではなんともないですね。おっかないとも恐ろしくもなんでもありゃしない。あたりがみんな燃えちゃっているんだから。「ああけぶが出はじめた」なんて言って見ていた。（関　とき）

すぐ本堂へかけこんで本尊様を抱え出した。その他、蓮の燭台、ふとん五、六けん出したが、寺の裏山まで火が迫って来て竹のはねる音がはげしくお寺ももうすぐ火になめられだろうと思った。しかし自宅のことも心配になり家のある反下へ急いだ。その時古座部へかけおりてみると、どこの家も火がついて全部火事なので途方にくれているようだった

まで着き両親が留守中だったのでおじいさんおばあさん、小学校二年の弟と四人で反下川原まで逃げている。

河原にすわってまわりの状況を見ていると反対側の山が、火の気がないのに突然、ところどころにパッと火がつき燃え広がって行く。近所の家は黒煙をあげてつぎつぎと燃えあが古座部の対岸の山のあたり、伊賀野部落の様子については、りまわり中が火におおわれたが恐ろしいというよりただ唖然としてそれを見ていたような気がする。」（関克弥）

「その日は暖かい風の強い日でした。枯葉は梢をならし、山は無気味な山なりが聞こえ生暖かい強風が朝から吹いていました。私は畑の草取りをしていました。何となく煙がたちこめてあたりがかすんで見えなくなっていました。下村の方で「火事だ、火事だ。」と言う声。「この強風下の火事」ドキッとして下村のついじ（湯原沢渡が一望に見える所）までとんで行きました。五、六人の近所の人と見ていると何も見えないで、白黒い煙が一面にたちこめていました。すると大きな杉葉の燃えぼこりが無数に舞ってきて桑原の中の敷わらの中で、ポヤラポヤラと燃えだすではありませんか。夢中で家の庭までかけて帰り下の方を見ると割田義雄さんの家の屋根峯にメラメラと赤い炎が一丈位あがっていて「もうだめだ。」と思いました。その間、ほんとに四、五分だったでしょうか、どうも強風がひとあふり。前峯山が火の海になりました。身の縮むような地獄絵さながらの光景でした。湯原より伊賀野の方が先に燃えだしたように記憶しています。（伊賀野・町田）

火災の当日、小学校（国民学校）高等科の生徒は、勤労奉仕で美野原へ開墾に行っていた。昼食をとり、一休していると「山火事だ」と言う声がする。立ちあがってみると、有笠山の右手前に白い煙が立っていた、そのときはまだ煙もそう多くはなく、風も強くなかった。その時二、三週間前に、寺社原の材木伐り出しの現場で山火事騒ぎがあったのを思い出していたが、誰かが「また、寺社原の山だろう」と言うようなことを言い、山火事が、里の家まで焼く大火になることは想像もしないで、楽観的な気持で有笠山の近くの煙を見ていた。間もなく作業は終り解散したので急ぎ金原の部落までりてくると、西の方の空は煙でいっぱいになり、火事の勢いが並のものでないことを知らされ、沢渡が危ないと消防のはっぴを着た人達が声高にしゃべっているのを聞いた。それからは、いっそう足を速めて湯原まで行くと火の粉が落ちて来て、「カドの家」の庭さきの納屋に火がつき、二、三回も水をかけて消してから、反下口のところで、避難している疎開児童の列に出会った。そのあたりから沢渡方面からの避難者

が多くなってきた。第二分校のカーブを曲がり寺沢橋のところまでくると、沢渡方面は黒い煙でいっぱいになっていた。寺の前で区長の林春吉さんから「もうこれ以上行く者は危険だ、早く逃げろ」と言われたが、なおも進んで行くと、両親、祖母、妹に出会った。父と祖母は大きなかごを背負って、かごの中には、仏だんから出した位牌と、大神宮の札が入っていた。母は、八ケ月の身重であり、三才の妹を負っていた。母に代って妹を負って中之条方面へ向けて避難するために戻りはじめた。その時、永林等の裏山の竹林に火が入り

東京から戦争のために、学童疎開に来ていて大火にあった子供達は、この火事をどのようにうけとめたろうか。そのころ、田端新町国民学校の三、四、五年生が、龍鳴館、丸本、万屋に、六年生が永林寺に疎開していた。「沢渡大火の記録」の大岡光子先生（当時二十三才、丸本、龍鳴館、万屋の三旅館を沢渡温泉学寮といい、その責任者）の記録によると、

沢渡温泉学寮には、大岡先生の他に阿波千恵子（18才）三年担任、鈴木政江（19才）四年担任の両先生の他、霜田先生（17才）寮母さん四、五名と若い女の先生ばかりであった。火災の日の朝、疎開していたこの子達の区域、東京都北区瀧野川、田端新町の区域は、四月十三日の空襲によって全焼したというニュースが伝えられ、子供達には知らせなかったが職員は承知していた。午後一時半ごろ「山火事だ」という声があり、消防手が走って行くのが見えたが、山の方を見たらパンパンと大きな音がして、寺の大きな建物が、黒煙で包まれ、火がときどき見えた。風も一だんと強くなり、風に運ばれた燃えぼこりが、古座部の東側の山の急斜面にとんで行き、何か所も火が燃え出した。家族と出会ったころから湯原を廻りぬけるまで約十分間程度であったが、あちこちの屋根に火がつきはじめた位であった。菅田あたりでは家々で家財を運び出している様子であった。妹を中之条の親戚まで背負って歩いたが、中之条まで行って右胸のところに約二センチ位の焼けこげの穴が出来ていたのに気付いた。（唐沢定市）

細い白い煙が見え、逃げなければならないとは思わなかったが、それぞれの宿舎に帰り子供達をまとめて整列させようということになった。自習時間であり児童はまとまっているはずの状態だった。『丸本から万屋へ行こうと一歩私が外へ出た時、村の火消しの人の顔色は青ざめ殺気だっていました。山火事の方へタッタッタッとものすごい勢いで何人もの人があとからあとから続いてかけ下りて行きました。その気配で私は情勢が大変なことを悟り、「荷物は持たないで、おちつ

いて早く整列」と大声で叫び全員そろったかどうかを自分の目でたしかめました。「みんないるかね。整列できたところから先生といっしょにお寺にひなん」と大声で指示して、裏の山道からお寺の方へ行くように次々と坂道を避難させはじめた。』そして若い大岡先生は、沢渡神社の石だんに一人で泣いていた三つ位の男の子をおんぶして、六年生のいた永林寺に向って走ったが、途中で「寺も危ない」という声を聞き、寺によらないで中之条方面へ向って避難した。『このままっすぐ、このままっすぐ。お寺はあぶない』と次々に後から前へと児童に伝えさせて県道をひたすら走りました。途中走って行く先の方の道の小草が燃えていたり、道の左側のわらぶき屋根からポーッポーとひとすじの白い煙がたちのぼって火のまわりが早いのにびっくりした。火に追われてス

沢渡の火事では、地元の人の中に犠牲者が出て焼死している。火災の際わづか、二十三才の女の先生をリーダーとして、約二百名の児童が一人の事故もなく避難したことは立派なことである。大岡光子先生は

『集団疎開そのものが避難であり、日常生活が団体行動に明けくれ、親、家族から離れているために、必然的に先生と友以外には行くところもなく、気が散らないし、子どもらしさを失ったさびしい事実が、ケガの功名となって無事故に避難できたものと思います』

と述べている。土地の人が夢にも予測しなかった大火に見舞われて、あわてゝしまい大神宮のお札と先祖の位牌を持ってとび出したという人が多かったが、疎開児童の場合、二人づゝ手をつなぎ、二列に並んで、防空頭巾と雑のう入れを背負って、列の前後に引卒者がついて避難していた。野良着のまゝばらばらに、かごを背負ったり、ふろしきピードが出た。夢中で走り、本校（沢田村国民学校、現在の中之条二小）のところにはまたたく間についた。朝礼台のあたりに腰をおろしている者もあり、水道の前に並んでハーハーいいながらみんな水を飲もうとしていました。最後から走った私が到着して疎開の全員がそろったのもつかの間、「ここも危いかもしつない。中之条まで行った方が安心だ」と水出教頭先生が私の顔を見ておっしゃった。「さあ、みんな、中之条までがんばって行きましょう。ここも危いかも知れないんですって……」と一息いれて休んでいる子供たちの群に近よって声をかけた。』こうして中之条町まで避難し、中之条に疎開していた滝野川国民学校の学寮にその晩から泊り、後岩島の応永寺に再疎開したように記憶している。

づゝみを持ったりして逃げる土地の人と対象的であった。

3　大火の被害状況と復興

沢渡の大火の公的な記録は残っていない。火災の報告は、警察あてに提出したものと思われるが、戦前の記録は残っていない。沢田村議会議事録にも残っていない。また、新聞については前出のとおり、朝日新聞の全国版に三行記事が載った程度であり、上毛新聞をはじめ他紙にはどのように扱われているか（見ることが出来ないため）わからない。そのため被害の大きさは、正確にはつかめない。

朝日新聞の記事には、「山火事の延焼により焼失した戸数三〇戸」とかんたんに出ているのみである。

となりの部落である反下の「永宝年代記」には、

二〇年四月十六日午後一時、牧場大学村跡地より出火、沢渡温泉の全域、蛇野の一部、久森、前尻、湯原、伊賀野（古座部）山林約一、五〇〇町歩を焼失。

一、復旧につき反下より金三千円寄附
一、ふとん一五枚
一、人夫各戸より十日づつ応援す。

とあり約一、五〇〇町歩の山林焼失と、沢渡、蛇野、久森、前尻、湯原、古座部の六部落の人家が焼けていると記録している。

焼失した戸数は、沢渡七〇戸（焼失を免がれた家一戸）。蛇野一戸（蛇野は、西の方には、耕地があって、杉林等がなかったのと、家が沢渡ほどこんでいなかったこと、消火がうまくいったことで、焼けたのは一戸だけですんだ）、久森、前尻十一戸（焼けのこった家二戸）、湯原二十一戸（焼けのこった家一戸。沢田村国民学校の第二分校も焼けのこった。トタン屋根であったことも原因の一つと思われるが、後に、杉の林があったのに、焼けなかったことは不

思議なことである。）古座部五戸（焼けのこった家一戸）、伊賀野六戸（焼けのこった家なし）合計一一四戸である。戸数は一一四戸であるが、疎開等で一軒の家に同居していた人もあり世帯数はもっと多くなるし、集団疎開などで被害にあった人の数も多いが正確の数はわからない。また社寺、堂塔、納屋、水車小屋、福田宗禎屋敷のような空屋など焼失棟数になると、その数はさらに多くなる。人家の被害状況をみると、出火地点の部落である牧場部落は一軒も焼けていない。被害をうけた部落の中で、焼けのこった家は、西風のあたらないような場所にある家であった。

今までにのべたように、西風の強く吹いたこと、乾燥しきっていたことが火の廻りを早くした。被害者の記録の中でも、『逃げるのがせいいっぱいだったとは、多くの人の記録の中にある。

早く逃げないと危いと言われ、家財道具は何一つ出さずに、山羊（親一、子三匹）を助けようと引き出し、子ども達と逃げるのがせいいっぱいだった』（沢渡福田つぐ）

『仏さんを一つ、大神宮さんのお札を一つリックサックに入れてとびだした。』（沢渡関とき）

『家に火がつかないように防いだが、カヤぶき屋根の二階建で、屋根に火がつけば、女、子供ではどうしようもない。まるで火の風が吹くように屋根一面に火がついてしまった。恐ろしさに手足がブルブルふるえて何から出したらよいか見当がつかない。こういうときには鉄びんを出せば度胸がすわるということを思い出しすぐ鉄びんを出した。次に神仏を出し、搗いたばかりの米俵を一俵やっと庭にころがし出した。もう一度、家の中に入り、引き出したかったっぱしからまとめてかかえたとき、天井の一部が焼け落ちて赤い火があたり一面にひろがり顔や手足にかかり、火傷をしてしまった。』（前尻山本ゆわ）

『火に追われて、家の前の川に逃れて、火の粉を防ぎ、川の水をかぶりながら家の焼けるのを見ていた。』（湯原、湯本たけ、高平厚子、高原茂子）

『馬を馬小屋の外に逃がしたところ、馬の背が五寸位（約十五センチ）の間隔で毛が焼けていた。』（久森高平庚）

桑畑の桑の木や、電信柱までが畑の真中で立ったまま焼けていたり、畑の枯草、道の枯芝までが焼けた、晩釣橋（蛇野）や蓬萊橋（湯原）の橋桁や、欄干までが焼け蓬萊橋には大きな穴が空いていた。沢渡には土蔵が一つも残

らなかった。こうした事を見ても被害がいかに大きかったが想像されよう。

火事の翌日の状況について。

「自然に焼けるままでしたので、灰が三、四〇センチもつもり、タンスのあった所には、金具の取っ手が折り重なり、台所附近には、鍋、釜に焼けとけたガラスがこびりつき、ガラスも高温にとけることを知った」。（沢渡福田剛士）

「次の日（四月十七日）沢渡温泉へ行った。まだ火がある所もある。燃えるものは皆焼えてしまったのでもう消さなくて良いのだろうか、本当にきれいなほどよく燃えてしまった。残っている物は、共同湯だけが、いっぱいの焼けくずの中にわかった」。（前尻、山本ゆわ）

「きれいに焼けて、柱もなにも残っていない。ただ灰が厚く積っているだけ。その灰を一か所にかき集めたり、熔けたガラスやくぎなどをひろい集めたりした。うっかりしていると便所に足をついてしまう。みそは焼けないで残っていて、それが手について「うんこかな」と臭いをかいでみたりした。帰りは野天の共同風呂で手足、顔を洗った。」（安原修次、当時四年生で灰片づけの勤労奉仕に出た）

四月十七日避難していた中之条より沢渡へもどった筆者の記憶をたどると

菅田あたりまでは、景色があまり変っていないが、八尺坂を越えると火災の惨状がいやでも目につく、川沿いに大きな家のあった湯原部落はすっかり焼けていた。蓮菜橋のたもと、橋場の家の倉が残っていた。沢渡方面へ登って行くと、途中、石垣上で山羊が焼死していた。道路の両側の家はきれいに焼けていた。第二分校の残っているのは不思議な位であった。永林寺も焼けており沢渡温泉に着くと、見渡す限りの焼野原であった。自分の家の焼け跡へ行ってみると、想像以上に敷地が狭くて感じられた。豚は、十六頭、にはとり五羽、火災と共に小屋から解放したが、燃えさかる家の方へ逃げたらしくて、家の近くに豚の親子がかたまって死んでいた。沢渡の入口のところから、天神山をはじめ、緑であった西側の山々が、赤黒く焼けて、ところどころに焼けのこった黒い幹をみせた村がつづく。有笠山の山頂部など、火が消えないで煙が出ていた。沢渡温泉では立っている建物は見渡す限りなかった。焼けあとで見ると、沢渡温泉てこんなに狭いものかと思った。人影は少なかったが、ぼうぜんとしてあちこちの焼けあとを見渡している人が多かった。風は強く、燃えこぼりを吹きあげ、畑の中のとんでもないところからの煙があがっていた。そして、近隣の部落や、中之条方面から消防士な

どの人々がやって来たが本格的な灰掻きがはじまったのは、火事の四月十八日ごろからであり、小学校や中之条農学校の生徒の奉仕の姿も見られた。

大火のための犠牲者は五人であった。焼死した人は、都所ふじ（70才、都所さと母）、林一明（35才、林愛太郎長男）、関口さく（41才、関口夏太郎妻）、関口秀三（36才、関口夏太郎弟）、福田六之助（55才、火災後、火傷が原因で死亡）の五名の人がなくなっている。

昭和二十年四月は、戦争の末期であり、諸物資は不足しており、すべての物資は配給制度になっていた。そのため、被災者達は、畑の中ほ運びだした物までも焼けてしまう程の被害を受けても生活物資を購入することができなかった。家を建てるのにも釘がないという状況であった。

六月八日、災害復旧のため、沢渡温泉から代表が村役場へ陳情を行なっている。当時の沢田村長宮崎庄平に対して、沢渡より被害者代表委員として、区長の林春吉の他剣持嵯平、福田延一、富沢宇平、林愛太郎の五名が陳情し、被災者の窮状をのべている。役場でも未曽有の災害に対して、救済のため積極的に尽力し、宮崎庄平村長は、郡内町村長会議に窮状を訴え、ふとん、衣料、生活物資などの救援を呼びかけている。

大火後、被災地域にあった公的機関のうち郵便局は、この地域で焼けのこった沢田村国民学校第二分教場に仮設局を設けて局の事務を続行している。当時局長関口昭義は、出征中であり、大火の発生を聞いて駈けつけた四万郵便局長山口宗義の談によると次のとおりである。

「火の勢いがせまってきたので局員が相談し大切なものを郵袋三個につめ、安全と考えられる場所の土中に埋めたが、畑の堆肥まで燃えるという火勢であり、土中へ埋めた郵袋三個も鉄製の仮札入れが燃え残っただけであった。」その他、福田宗禎の書院蔵が局の所有になっていた。その蔵にも、局の用品を運びこんで避難させておいた。「棒型の日附印、為替関係の証書類、その他窓口用の必要品が焼失を免れたもので仮設局を、沢田村国民学校第二分教場に設け、その夜のう

ちに悉皆開局事務をととのえ翌日からは混乱のうちに局の事務を続行することが出来た。」、また電話については、岩下局長中島春吉の協力により罹災後五日間にして開通した。

警察関係では、沢渡温泉の丸本旅館の東側薬師堂のそばに、沢渡巡査派出所があり、佐藤巡査が在職していたが、火災後、下沢渡の四万、沢渡の分岐点の字立場に移っている。

火災後、一ケ月位の間は、近隣の親戚や知人宅、蛇野の稚蚕飼育所などから焼け跡の整理に通っている人が多かったが、五月二十四日に、隣保班役員会を開いて、次のようなことをきめている。（林春吉災害備忘録による）

① 隣保班組替の件、古い隣保班は解消し、隣組変更について、統制をみたしたる者は直に湯組を除外する。
② 副組長の任命。
③ 義勇隊は隣保班単位に分隊長を選出のこと。
④ 各自のふとん調査を二十六日までに報告すること。

右のとりきめによって、各班毎に、男女各一名づつの義勇隊の分隊長と副分隊長がきめられた。

分隊	分隊長（男女各一）	副分隊長（男女各一）
第一	福田酉好	大野伍三郎
	福田よし	根津いさ子
第二	小池利三郎	
	福田とよ	
第三	福田保治	島村巻太郎
	関ふみ	福田まつの
第四	林佐重	唐沢平馬
	福田つた	荻原もん
第五	山口欣治	星野政勝
	関きよ	高平あい
第六	矢尾板友三郎	大場福松
	早水たま	富沢りき
第七	志田亥太郎	剣持三子三
	富沢かの	植木いちの

ふとんの調査については、郡内の町村からのふとんの寄贈があり分配のこともあり、各班毎日その数を報告している。

火災直後には、コンクリートの湯槽のみが残っていた共同湯を野天風呂として使用していたが、五月になって共同浴槽の再建について協議され、つぎのような共同浴槽建築委員がきまった。

共同浴槽建築委員長　福田浩一、副委員長　林　春吉――あとは各隣保班より一名づつの委員が出て。島村庄蔵（一組）、日野勘次（二組）、林愛太郎（三組）、唐沢哲三（四組）、山口欣次（五組）、富沢宇平（六組）、富沢峯作（七組）、小池利三郎（旅館業組合代表）、関口夏太郎（会計委員）の十一名であった。六月から工事にかかり、現在の共同場の建物を建築した。費用合計が四〇〇〇円であり、その内訳の主なものは、大工手間八〇人分、六四〇円、屋根一〇五〇円、建具二〇〇円、運賃、製材費一六〇〇円であった。費用は、温泉の住民よりの寄附金二六〇五円が集まっており、その他は、区会計の預り金、特志寄附によってまかなった。

各個人の住宅については、二間三間のバラック（間口三間、奥行二間、六坪の堀立柱の仮住宅）を建てることになった。五月十二日バラック建てに引越した唐沢定市宅は温泉の上村では一番早かった。夜になると犬の子一匹もいない焼けあとの町でとても淋しかった。林春吉の災害備忘録によると「六月二十五日災害家屋一戸当り家屋木材代金内入として、一戸金弐百円つつ徴収し、一時預金として村農業会貯金部へ預く」とあり、木材代金の内訳として、「二間三間丸太材、屋根草、周囲板ばり、床板、根太一切木材代金含む」としている、温泉の西側の山林の持主であった高庄（町田浩蔵）では、焼けた木材を被災者に提供し、仮住いとしての二間三間のバラックが建立された。戸、障子も配給制であり、家は建っても障子がないという家もあった。

有笠山のふもとの火葬場の焼木の払下げが一人二〇円の納入金で行なわれている。

戸障子の配給は、九月十六日になって大体修了した。折田の佐藤木工（佐藤五郎社長）にて製造し、五反田の斉藤

運輸に依頼して運搬した。一戸当たり、雨戸四本四十八円、並障子四本三十二円に腰高障子二本二十二円、合計十本で代金一〇二円であった。

電灯についても、資材が不足している当時電柱から電線までの調達も容易ではなかった。そのため、火災後、バラックは出来ても、ひで（松の木よりとったもの）を燃したり、石油ランプをつけたりしていた。十月二日、電灯問題協議会が開かれ、温泉が三二戸、古座部九戸、久森八戸、前尻五戸、温泉七六戸計一三〇戸の代表が集まり、点灯のための協議がなされた。そのため、農家一戸当り小麦一升づつ拠出した他、一戸当り十円で、この費用を出して四百八十円の雑費を負担し十月末に通電した。

生活物資の欠乏はひどかった。特に衣料品をはじめふとんなどの日常生活用品を失っており、購入することが出来なかったので大変だった。しかし、四月の火災で、だんだん暖かくなるので、衣料の点も少なくすんだ。ふとんについては、沢渡温泉七〇戸三一二人中、所持枚数一〇七枚、一戸当り一、五枚しか所持していなかった。五月三十日、郡内の特志家より集まったふとんを被災者に配給している。ふとんには、白い小布に寄贈者氏名が記してあった。買うことが出来ない時代だけに大変有難かった。例えば家族五人の林春吉家には、掛布団四枚（長野原桜井新太郎、同田村……・沢田村十区・小泉よし）、敷布団四枚（沢田村折田軍平・同新井昌義・飯塚政雄・無名一）の八枚が配給になっている。衣料品は、女子義勇隊員、農事実行組合員等に作業衣が配給になった。六月十五日には、衣料品（白布地）が全戸に特配となっている『役場で白生地の布を畳二じょう位と、黒い毛布のような布をくれた。だからどこの家でも子供の服も大人の着るものもなんでもそれで作った。よその部落の人から「沢渡の熊が出てきた。」なんて笑われたものだ。』（関とき、沢渡大火の記録より）

生活用品については、お盆と杓子の贈与（四万温泉関善平）味噌、五十樽の特配（山田宮崎庄平）その他、六月九

日　肥料、六月十三日　大豆、六月十八日　桶、むしろ（農家組合員は一戸十五枚）七月七日、油紙、その他、こんにゃく、干甘藷、とうもろこし、大麻、足袋、縫糸等に至るまで特別配給品として支給された。また七月二十五日には、碓氷郡から鋳掛け屋を呼んで鍋釜の修理をさせている。林春吉宅に泊り修理依頼者は、代金と共に食料を添えて支払っている。二十一人の人が修理を依頼している。（林春吉、「災害備忘録」による）

火災のあと、四ヵ月して終戦、戦後のインフレの中で温泉の復興に励んだ人々は、復興に十五年の歳月を要した。昭和三十五年、温泉のボーリングにより温泉病院がつくられ、温泉旅館の数も増加した。所得倍増策の中で、観光地、保養地として沢渡の本来の姿がよみがえるのは昭和四十年代に入ってからである。この昭和二十年の大火は、苦しい思い出と救援して下さった人々に対する感謝の気持と共に沢渡の人にとって忘れ得ないことである。

六　中之条町の地すべり

地すべりは岩盤や粘土の層とその上部の土の間に水が入り、流れるために、水の量や水量により上部層が移動し、田畑や山地等の地表に地割れなどの変化をきたし、ついには大きな災害をもたらすものである。中之条町では、岩本、五反田、蟻川、横尾、山田などの地区で長い間その被害をうけ、その地区の人たちは大きな、なやみであったのである。

1　文政八年名沢の地すべり

文政九年（一八二六年）の五反田村の文書によって名沢の地すべり被害の様子を見ることができる。

その被害状況　文政九年八月、役所へ出した控の「名沢変地田畑屋敷反別書上帳」に八人の名前と田畑屋敷の反別が書かれている。これによると、

「その面積は一町六反四畝歩（一、六二ha）で田一反一畝十歩、畑一町三反八畝二四歩、屋敷一反一歩、除地三畝二五歩で、右は当村字名沢耕地でこの度田畑屋敷共地面引き割れ変地になり、極めて難儀をしているので書面の通りお願い申上ます。名主孫兵衛、組頭新兵衛、百姓代与七の三名で領地の役所へ出している。尚又嘆願書（乍恐以書付奉願上候）に、上州吾妻郡五反田村役人一同お願い申し上げます。別紙書付でお訴申し上げました字名沢という所で去年酉年（文政八年）七月中から土地が割れ沈み百姓家八軒、畑家敷割れつぶし住居ができなくなり、ほかへ引き越し家を作りたくにも去年凶作ゆえに食べることにもさしつかえ、はなはだ難儀をきわめており、家や小屋を作りたくとも、いろいろの入費がかかり、たべることが精一パイで難渋していますので格別の、ご慈悲で一軒につき、金拾両あてお貸し下さるよう願い上げます。何卒右のお願いの通りお聞きいただきお貸しつけ下さるならば、百姓とり続きありがたいことであります。

村民の苦悩　文政九年九月、この年、名主孫兵衛と組頭孫右衛門の本家と分家が拝借人となり、それぞれ二十両、合計四十両の金を借りている。これを見ると

当村は前々から困窮していたが、昨文政八年八、九月頃から名沢耕地割れ出し、今年七月に至り、地割れにより、甚左衛門、忠次郎、半之助、仁兵衛、長吉、市助、居宅をつぶし田畑も変地し右八軒の者共は、いつどうなるかわからないので、やむをえず親類共方一移っていたが、峠外へ地形（じぎょう）をしようと申出しました所それもかなわず、大勢路頭にまよい、その上田畑もまにあわないような始末であった所、今般御仁恵のお貸付下されたので、この貸付金は私共二人で拝借し右八軒の者へそれぞれ割り渡し、百姓を相続したく存じます。八軒の者からどんな小さな土地でも私共両人へ質に取り、上様へは私共より質に差し上げますので、この金を拝借いたし度願いあげます。この金は大切なお金につき、年季で返済する中は、農業はもちろん、ほかのかせぎにも精出し、おいおい元金は積立てておき年季あけの時は間違いなくお返しいたします。と書き、親類、組合、村役人連署捺印している。これに社会見廻り役の半七なるものが「村へ行って内実を取り調べたところ、願いの通り相違ないので、願いの通りの金を貸付下さるように」と、奥書を差出している。

これによって四十両という大金を借りることができたが、その後に各人へどう割り、どう貸付けしたのかは記録がないために不明であるが、たぶん田畑の面積などによってそれぞれ割り出して各人に貸付けて、家を作ったり、被害地の補修工事などに使ったものであろうと想像している。

この多額の金をどのようにして返済したのか記録が見当らないが、五反田に伝承されるところによれば、その一部は返済したが、最後まで返済しないうちに明治の維持を迎えたので棒引きされたのだとのことである。

また借入れてから後も何回かの凶作に見まわれて年貢の減免を願い出している文書があるが、その理由の中に必らずこの地すべりのことがひきあいに出され、五反田中の大きななやみであったことがうなずかれる。

2　戦後の地すべり防災工事

こうして明治維新を迎え、明治、大正、昭和と経過し太平洋戦争の終結以後の経済成長に伴ない各方面において開発が進み、国民生活の安定と向上をめざし、種々の法律が定められる中で、昭和三三年三月三一日付で、「地すべり等防止法」が制定されたのであるが、それ以後県や建設省関係の防災工事が進められている。別表の建設省関係と県の関係の工事費を見ても、建設省関係では、二億九千七百万円、県関係で一千六百八〇万円、合せて三億円以上の多額の費用を費しているのを見ても、私達の生活に還元させる金のばく大なものがあるように考えられるのである。

この外に県で行う治山事業の荒廃地復旧、林野崩壊予防、災害復旧、予防治山等の事業の費用をあわせれば一層の多額になるのであるが、治山事業関係は除外することにしたのである。

地すべり防災工事を施工するにあたっては多額の費用と、その原因と地下の情況によって行う高度の技術を必要とするので、とても町当局で行うことができないので、被害地区の人々が一丸となって町へ、町は県や建設省へ陳情を

行い、県や国の費用によって施工がなされている。

江戸時代には自分達の土地を質に入れて金を借り自費によって災害対策をしなければならなかったし、その対策といっても危険な場所をさけて家屋を作ったり、田畑の整備をする程度で、「災害を未然に防ぐための対策」ができるだけの技術はなかったのであろう。

名沢地区の地すべり工事の施工にあたって陳情書を提出したとき、文政九年の古文書を添付して出したと聞き、その一文を見つけたのだが見当らなく残念であったが、当時活動した人たちはその古文書の写が大いに役立ったと言っている。

陳情書はその控として役場にいく通か残されているが、そのいくつかを示すと

① 陳情書

一、陳情事項　吾妻郡中之条町大字横尾字高津地内地すべり
　　防災工事継続施工について

一、陳情理由

本箇所へは格別の御配慮を以て本年度工事費御割当下され地盤安定のため各種の防災工事御施行下され、まことに有難く厚く御礼申上げます。

ついては来年度も引き続き特に三十年度施行現場の下方に所在する所沢の土留土等の補強工事、上方所沢支流に対するコンクリート開渠工、是非共御施行下され防災上既設諸施設を一層効果あらしめるよう何分の御高配相仰度書状を以て連署陳情いたします。

昭和三十年一月十日

山田朝重郎を筆頭に二四名連署捺印している。

② 陳情書

陳　情　書

当町大字岩本、岩本沢流域一帯の土地は地盤軟弱年々地辷り崩壊埋没等の被害続出のために住家は傾き、耕作田畑には陥没等の変異絶えず発生、道路は地割れ落土等にて交通杜絶となること多く、関係部落民は何時如何なる大惨事発生するやも計り難く、雨期、台風期を目前に控え、いずれも不安に戦いている実状にあります。

ついては経費御多端の折柄まことに申兼ねたる御願いでございますが何卒現地を篤と御調査防災の根本的御施策を講ぜ

らるると共に応急の土砂流出防止堰堤の築設、地下水排除等の防災工事御施工、郡内住民安んじて業に就けますよう御配慮偏に相仰度、私共関係者を代表、町当局と共に連署陳情いたします。

昭和三十年五月

唐沢豊作を筆頭に二十七名と、町議会土木委員長宮部龍三、町議会議長小林正太朗、町長伊能八平の連署捺印して陳情している。

一、陳情の要旨

吾妻郡中之条町大字岩本、岩本川流域の地すべり防止対策促進について

一、理　由

吾妻郡中之条町大字岩本寺尾以北岩本川流域一帯約三十町歩に亘る広域には地すべり箇所多く河相全く荒廃人家傾き山林原野の崩壊はなはだしく耕地の陥没等頻々と起り関係者はいずれも不安におののいている有様でございまして特に本箇所は吾妻川支川、赤坂川支流蟻川川の上流地帯にありますため増水時の危険は申上げるまでもなくその被災区域実に広大被害の凄惨は想像するだに戦慄を覚えるほどであります。

ついては地層の移動状況、地下水の排除等に関する精細の御調査によって治安治水の根本的御施策御立案下さると共に防災の応急的措置として昭和三十一年度に岩本川に土砂止堰堤御築設方是非共御願申度、私共部落関係者を代表書状を以て連署陳情いたします。

昭和三十一年二月

関　和吉を筆頭に部落代表八名、町長伊能八平、議長小林正太朗、土木委員長宮部竜三、町議会議員富沢福重、宮崎、貴の連署になっている。

このようにして、高津、胡桃田、下久保、小池、馬滑等が三十年から三十五年の間に工事が進められたが、更に広域にわたる地すべりがあるので町当局として、昭和三六年五月、つぎのような陳情書が出されている。

陳　情　書

一、陳情の要旨

群馬県吾妻郡中之条町内　各所地辷り防災対策について格別の御配慮方懇請

一、理　由

当管内の別紙図示の箇所は、地辷りの被害が年々甚しく、ために地辷り防止法制定以前から国費または県負担経費等で被災防止につき格別の御配慮を煩わしておりましたが、この危険区域は、町内各所に広範囲にわたって散在しておりますので、保全方策もまことに容易ならぬこととは存じ

ますが、どの地区も、人家密集し耕地が比較的広く、且つ豊じょう地帯でございますから被害の甚大が予想されますし、またこの被害地区の関係各戸は、いつ突発するやも測り知れぬ、被害せい惨な地辺りを痛く憂慮、いずれも戦々兢々としております。実情を何卒御賢察、この際根本的施策を御考究、施工上必要とする予算を群馬県へ多額御配当下さる等、被害の未然防止のため特段の御高配を偏に相仰度私共、被災区域の多数居住者を代表連署陳情申上げます。

昭和三十五年五月

群馬県吾妻郡中之条町長　町田浩蔵㊞
同　町議会議長　田村　茂㊞
同　土木常任委員長　宮崎恒男㊞
同　地元町議会議員代表　富沢福重㊞
宮崎　貴㊞
篠原　敬㊞

この陳情によって各被災地区の工事が急速に進展し国（建設省）と県によって多額の費用をもって恒久対策が現在もなお続けられているのである。名沢地区を地すべり指定地区へ偏入されたのは翌三七年五月の定例県議会の折で「名沢地区を地すべり指定区域へ偏入方についての陳情の件、右は三七年五月定例県議会において採択せられましたので関係方面に送付し御趣旨を伝達しておきましたから御承知下されたく念のため御通知致します」昭和三七年六月六日、群馬県議会事務局長、塚本良太郎の通知が町役場に入っている。

なおこの外に、四四年岩本池田地区、四五年高津、蟻川熊野沢地内、四七年五反田馬滑、四九年蟻川小池、高津、五十年岩本等の陳情書が残されている。

以上のように記録に残された範囲では江戸時代から長い間にわたって、被災地区の住民を、なやまし続けてきた地辷りであり、その被害は大小さまざまであり、一時も休むことなく、この災害とたたかってきたのであるが、政治の思想が国民の末端までゆきとどくようになったこと、防災技術の進歩はじめ社会形態の進展などによって、被害を防止し、又最少限にくいとめるための施策がなされていることは、まことによろこばしいことである。

ここで昭和三十年代から実施された国や県による「地すべり防止工事」について、各地区別に年次ごとに投入工事費の概況を掲載しておく。国（建設省）の工事費について、地区別に示しておく。

地区別には、五反田馬滑地区が三五～四八年まで年々工事費が合計八、八〇三万一千円で最も多く、ついで岩本地区が三二～四七年まで、年々工事費合計七、三四一万三千円、さ

		工事費
五反田名沢地区	昭和38	4,687
	39	4,433
	40	2,985
	41	5,600
	42	4,318
	43	4,584
	44	5,098
	45	5,760
	46	9,978
計		47,419

		工事費
蟻川小池地区	昭和40	5,605
	41	5,309
	44	980
	45	985
計		19,503

		工事費
蟻川沼田地区	昭和45	6,428
	46	3,885
	47	20,359
	48	16,240
計		46,912

		工事費
		千円
岩本地区	昭和32	3,160
	33	955
	34	1,083
	35	1,812
	36	946
	37	1,376
	38	2,241
	39	2,476
	40	2,442
	41	2,900
	42	4,287
	43	3,900
	44	5,467
	45	7,678
	46	15,335
	47	19,255
計		73,413

		工事費
		千円
高津地区	昭和13	2,211
	45	980
	46	995
	48	17,579
計		21,765

		工事費
五反田馬滑地区	昭和35	872
	36	1,042
	37	1,485
	38	1,619
	39	3,000
	40	3,420
	41	2,839
	42	4,884
	43	4,692
	44	8,247
	45	7,800
	46	16,000
	47	18,991
	48	13,140
計		88,031

総計　二九七、〇四三千円

らに五反田名沢地区では三八～四七年までの工事費合計四七四一万九千円、蟻川沼田地区では、四五～四八年（四ヵ年間）の工事費合計四、六九一万二千円、蟻川小池地区でも四〇、四一、四四、四五年と四年間の工事費一、九五〇万三千円、それぞれ多額の経費をもって地すべり防止工事を実施している。

そして建設省（国）が当地区でこの地すべり防止工事のための総工事費支出は実に二兆九七〇四万円の巨額ほのにっている。

つぎに人群馬県が治山工事としての当地区の地すべり工事費を地区別工種別年次別に次表に示しておく。

三八～四五年に至る総工事費支出は一、六八〇万一七八三円である。

治山事業の地辷り工事（県）

年度	場所	構造と数量	金額	面積
昭三八	山田後藤沢外二	ボーリング暗渠工　六六五m	三一五、六六五円	
〃三九	〃	練積　五三㎡　水路工　六 水路工｛コンクリート管　四六〇m ｛ボーリング　五五〇m	七四八、〇五四	二・〇ha
〃四〇	横尾卯木沢	暗渠ボーリング　二七〇m	七三七、九二三	九・九八
〃四〇	五反田大久保	暗渠ボーリング　三五〇m	七七六、九九一	一・〇
〃四一	横尾卯木沢	暗渠ボーリング　七四八m	二、一六〇、四〇〇	九・九八
〃四一	五反田大久保	暗渠ボーリング　八一〇m	二、一七三、七四一	二六・〇九

昭和四二	横尾卯木沢	ボーリング暗渠工　五〇五m		一、五三五、〇〇〇	九・九八
〃四二	五反田大久保	ボーリング暗渠工　五九九m		一、八〇二、〇〇〇	二六・〇九
〃四三	横尾卯木沢	ボーリング排水工　八七三・二m 暗渠工　二一六m（排水パイプ）		三、二三三、〇〇〇	九・九八
〃四三	五反田大久保	集水工　ライナープレート　一〇・五m 排水工　横穴ボーリング　四六六m		三、三二九、〇〇〇	二六・〇九
〃四五	五反田大久保	暗渠工　横穴ボーリング　一八〇m 　　隧道　一三一m 　　排水パイプ　一二m			
		合計		一六、八〇一、七八三円	

3　地すべり防止施設の設計

中之条土木事務所では「地すべりの防災」に対し「地すべり防止施設の設計」と題する冊子をつくり、この工事の施行にあたりその基本方針と施工法をわかり易く示し、工事の万全を期している。その内容の一部を記すこととする。

一、地すべり防止施設、設計施工の基本方針　地すべり防止施設の設計施工にあたっては、地すべりの特性を考慮しながら、有効適切に防止工事が施工できるよう充分な配慮を払うものとする。とし

長期の機能保持のため耐久性のある材料を使用すること、維持管理が容易で、費用手間のかからないように考えること、条件の変化に応じ随時設計を変更して現地に適応した工事ができるように努めること等を示している。

つぎに主に中之条町において実施されている工法をあげて見ると

一、水路工

地域内の降水を速やかに集水して、地域外に排除するために、地域内に水路網を設置する。

二、地下水排除工

地すべり厚さ二〇m程度のものを標準として計算し工法をきめる

(イ) 横ボーリング工　一～三m

(ロ) 集水井工　三～五m

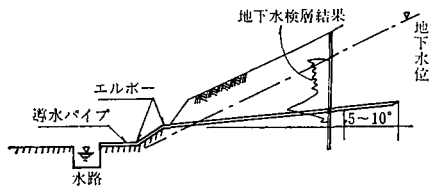
(ハ) 排水トンネル　五～八m

三、浅層地下水排除工

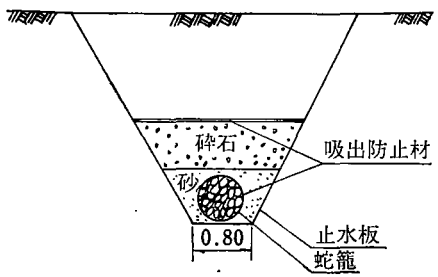
(イ) 暗渠工

地すべり地内において、表層土の間げき水圧や含水比を増加させて、地すべりに影響を与えている浅層地下水を除くことを目的する。暗渠工は土粒子の間げきに存在

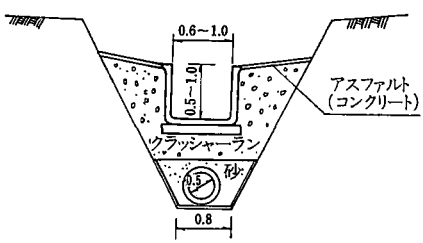
横ボーリング工標準横断図



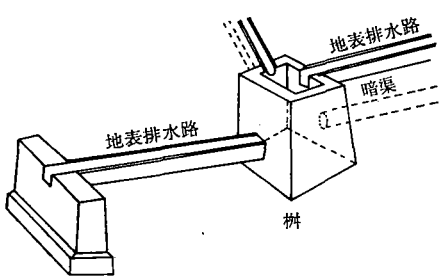
暗渠工標準図



明暗渠工標準図



桝工標準図



する地下水を排除することによって、地すべり土塊の強度を高めたり、荷重変化を抑制したり、深い地下水への水の供給を遮断する。

(二)　明暗渠工

明暗渠工は地表水及び浅層地下水の集りやすい凹部や谷部に施工する。

この一本の長さが長すぎると集水した水が地下に再浸透する場合があるので、現地の状況等を考慮して長さを定めなければならないが、一般には二〇m程度の間隔で設けた集水桝、あるいは落差工を利用して、集まった地下水を地表に導いて排水している

四、横ボーリング工

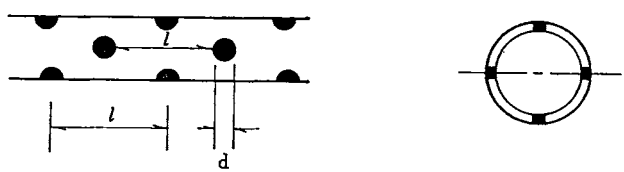
横ボーリング工は暗渠で排水できない位置に存在する浅層地下水を排除することを目的とする

(一)　保孔管

保孔管は、内径五〇㎜以上の硬質塩化ビニール管、またはガス管を使用し滞水層区間あるいは保孔管全区間にわたって、ストレーナ加工を行う。ストレーナーは円形またはスリット状とする。

(二)　排水工

排水工は横ボーリング工、排水トンネル工を参照とし、最深部の透水層が集中して地下水の排水ができる場合は排水トンネル工とし、集中して排水ができない場合は、数本の排水ボーリング工を設計する。



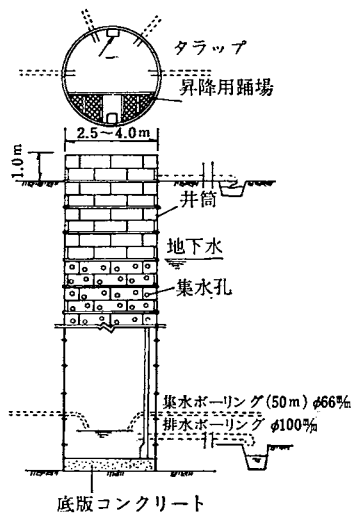
（lは特に指示する場合の他は120㎜
dは　〃　12㎜or2～5㎜程度）

五、集水井工

集水井は地下水の分布が面的に広範に賦存している地すべり地で、集中的な地下排水を必要とする場合に用いられる。

集水井の位置は地下水の集水が可能な限り堅固な地盤に設置するよう考慮し、設計にあたっては調査ボーリングによって計画位置の地質及び基盤を確認すること。集水井の深さ一〇～三〇m程度とする。

集水井概要図



六、河川構造物

渓岸沿いの地すべり防止のため、地すべり末端部に設ける河川構造物は、できるだけ剛体なものはさけ、屈撓性のある柔軟な構造とすることが望ましい。

七、遮水壁工

地すべり地域内に他の地域から水脈を通って流入する地下水を地すべり地域外で遮水壁を設けて、これを遮断し、併せて地下水排除工を設けてこれを排水するものである。この工法には㈠鋼矢抜打込工法、㈡目的深まで開削してコンクリート壁等を築造する工法、㈢地中に薬液等を注入して遮水壁を設ける工法などがある。

八、注入材料

これは地盤の透水性、地下水の流速、並びに材料の耐久性、毒性、経済性等を勘案して定める。

またこの材上には、薬液、セメントペースト、モルタル等がある。薬液は、地下水の流速が大の場合または透水係数の小さい場合で、透水係数が大で地下水流速の小さい場合はセメントペーストがよい。またこの両者を混合する場合もある。

この注入材料は、人畜に無害でなければならない。

以上が中之条で行われている地すべり防止のための工法の概要であるが、いまなお専門の技術関係者によって研究がなされているのである（資料提供、中之条土木事務所工務課長矢沢隆資）

七　災害年表

（明治三十一年～昭和四十年）

年次	月日	災害名	被害状況
明治31年	5月13日	凍霜害	山間地一帯　桑園ニ被害
	5月15日	〃	〃　〃
	5月16日	〃	〃　〃
同33年	9月6日	台風	吾妻全域　吾妻川岩島下流橋全部流失
	8月18日	旋風	高山村　家屋数戸破損　樹木多数倒伏
同34年	5月14日	凍霜害	全域　農作物に被害
同37年	5月7日	凍霜害	全域　〃
	7月8～11日	台風	〃　洪水（降雨量中之条二七七・二ミリ）
	9月15～17日	〃	〃　〃
同38年	5月5日	凍霜害	全域（被害不明）
	6月～8月	冷害	〃　農作物に被害
同39年	5月23日	凍霜害	全域（被害不明）
	6月1日	〃	〃　農作物に被害
	7月12～16日	水害	〃　農作物に被害　降雨量四万で四三一・五ミリ
	8月23～27日	〃	〃　〃
同41年	5月1、15、16日	凍霜害	全域　農作物被害
	7月28日	雷雨	〃　落雷、家屋樹木多数焼失　人畜農作物に被害
	8月17日	雷雨降ひょう	〃　〃
同42年	5月1、4日	凍霜害	全域　農作物に被害

明治43年	8月6～11日	台風	全域　農作物に被害
同44年	5月25日	凍霜害	全域　桑園に被害
	6月18～19日	台風	〃　風害多く家屋倒壊破損多数
	8月3～4日	〃	〃　農作物に被害
同45年	7月21日	雷雨旋風降ひょう	嬬恋村　家屋倒壊三〇　半壊五〇　農作物被害　三五町歩
大正2年	9月22～23日	台風	全域（被害不明）
	5月11日	凍霜害	
	5月17日	〃	全域　被害面積五八三町歩　被害実額一一万円
	5月18日	〃	
同3年	7月	干害	全域　陸稲その他に被害
	8月12～13日	台風	全域　橋梁流失堤防決壊農作物被害
	8月29日	〃	〃（被害不明）
	9月13～14日	〃	〃（〃）
同4年	8月3～6日	台風	全域小被害中之条で降雨量二二二・八ミリ
同5年	2月22日	地震	嬬恋村　倒壊家屋七　半壊三　壁壊二九　山崩れ多数
	5月9日	凍霜害	全域
	6月11日	降ひょう	〃　高山村で降ひょう　四寸～五寸
	7月29～30日	台風	〃　特に四万川　家屋、橋流失、道路決壊四万で降水量二五二・九ミリ　全域　農作物に被害
同6年	5月11日	凍霜害	嬬恋村　倒壊家屋五　負傷多数
	9月28日～10月1日	台風	全域　水陸稲、野菜被害　大豆、梅の実大の降ひょう
同7年	5月4日	旋風	岩島村　家屋倒壊六
同8年	10月9日	降ひょう	全域　家屋流失五　行方不明五人　草津で三〇五・五ミリ
同9年	3月17日	旋風	全域　農作物被害
	8月3～4日	台風	
同10年	5月16日	凍霜害	

大正11年	8月23日	台風	全域	農作物被害
同13年	5月13日	凍霜害	全域	農作物被害
同	9月16日	台風	〃	（被害不明）
同14年	8月14～17日	台風	全域	（被害不明）
同	8月25～26日	〃	〃	（〃）
同15年	4月27日	凍霜害	全域	農作物被害
	5月16日	〃	〃	〃
	5月17日	〃	〃	〃
	6月2～3日	降ひょう	〃	そば、麦、桑被害
昭和2年	5月12日	凍霜害	全域	農作物被害
	6月7日	降ひょう旋風	〃	〃
	8月23日	雷雨	〃	（被害不明）
同3年	10月7～8日	台風	全域	農作物被害
同4年	5月6日	凍霜害	全域	桑、じゃがいも、野菜被害
	5月23日	大雨	〃	被害不明
	7月～8月	干害	〃	水陸稲、さつま、里いも被害
	8月10日	降ひょう	嬬恋村で大豆、小豆、桑八〇町歩被害	
	8月15日	大雨	全域	ガケ崩れあり倒壊家屋二
	9月9～10日	台風	〃	（被害不明）
	10月25～26日	〃	〃	被害軽微
同5年	4月27日	凍霜害	全域	（被害不明）
	5月8日	〃	〃	農作物被害
	5月26日	〃	〃	桑園被害
	7月30日～8月1日	台風	〃	（被害不明）
同6年	5月3日	凍霜害	全域	桑園被害

昭和6年	5月26日	凍霜害	全域	桑園被害
	7月上旬	梅雨	〃	河川増水、橋梁流失
同 7年	9月21日	地震	〃	（被害不明）
	10月1日	白根山爆発	白根山附近硫黄採掘人夫落石にて二人死亡三人重傷	
	11月14～15日	台風	全域	（被害不明）
同 9年	7月～9月	冷害	全域	低温寡照
	9月21日	台風	〃	農作物被害
同 10年	3月25日	強風	全域	（被害不明）
	5月23日	凍霜害	〃	農作物被害
	8月～9月	冷湿害	〃	低温寡照によりイモチ病発生
	9日21～26月	台風雷雨	〃	（沢渡温泉全滅）明治四十三年に次ぐ災害家屋道路橋梁に被害稲作被害死者百数十人
同 11年	2月5日	雪崩	谷所鉱山	死者四四人重傷一一人
	5月6日	凍霜害	山添地方	農作物被害
同 12年	7月6日	雷雨	各地	落雷多く大麻被害10万円
	8月9日	〃	〃	〃
	7月14～17日	大雨	全域	農作物に被害
	11月11日	山崩れ	小串鉱山	死者一六四人行方不明一三六人
			傷者二八人倒壊家屋六二戸焼失家屋三八戸	
同 13年	5月10～13日	凍霜害	全域	桑、じゃがいも被害
	7月30日～8月3日	大雨	〃	道路橋梁被害
	8月31日～9月1日	台風	〃	河川道路橋梁、田畑被害
同 14年	8月3日～5日	台風	全域	橋梁流失、道路決壊
同 15年	5月15日	凍霜害	全域	桑園に被害
	8月26日	台風	〃	農作物に被害

昭和16年	5月15日	凍霜害	山添地方　桑、じゃがいも、とうもろこし大麻に被害
同17年	7月21～22日	台風	全域　河川、道路、田畑に被害
同	5月22～23日	凍霜害	全域　農作物に被害
同18年	7月27～29日	台風	全域　農作物に被害
同	10月2～3日	台風	〃　〃
同19年	7～8月	干害	各地　水陸稲に被害
同	10月5～7日	台風	全域　農作物に被害
同20年	5月7日	凍霜害	全域　農作物に被害
同	10月4～5日	台風	〃　降雨量草津で二六〇・五ミリ
同21年	7月29日～8月1日	台風	全域　被害軽微中之条で三一五ミリ
同22年	5月2～4日	凍霜害	全域　農作物に被害
同	6月8日	降ひょう	〃　〃
同	9月14～15日	台風（カスリーン）	〃　明治43年昭和10年を上まわる被害
同23年	7月28日	降ひょう	岩島村大麦、大豆、さつまいも、桑一九町歩に被害
同	9月15～16日	台風（アイオン）	全域　農作物に被害甚大橋梁流失道路決壊多し
同24年	5月4日	凍霜害	全域　農作物被害
同	6月19～21日	台風（デラ）	〃　草津で一三一ミリ　農作物に被害
	7月～8月	干害	〃　稲作に被害
	8日30月～9月1日	台風（キテイ）	〃　道路橋梁堤防鉄道に被害稲作に被害
	9月22～24日	低気圧	〃　田畑冠水
同25年	6月9～14日	大雨	全域　田畑冠水
	7月27～30日	台風（ヘリーン）	〃　〃
	8月4日	熱低	〃　山崩れ草津で二〇六・二ミリ
	9月23日	浅間山噴火	〃　降灰死者一人傷者六人
同26年	5月21日	凍霜害	全域　桑、じゃがいも、麦被害

昭和26年	6月21日	降ひょう	嬬恋村	大豆、じゃがいも、トウモロコシ被害
同　27年	7月中旬～8月	干害	全域	陸稲、農作物に被害
	5月26日	凍霜害	全域	農作物に被害
同　28年	6月11日～25日・5月3日	降ひょう	坂上村	麻一八町歩、桑四〇町歩、麦五〇町歩被害
	4月13			
	5月4日	凍霜害	〃	
	7月～9月上旬	冷害	全域	連日冷えこみ発芽の早いじゃがいも果樹に被害
	9月24～25日	台風（13号）	〃	水陸稲は冷害と病害
同　29年	1月23日～24日	大雪	〃	山崩れ、道路損傷
	5月27日	凍霜害	全域	列車バス運休積雪平均六〇センチ
	6月～7月	冷害	〃	農作物に被害
	9月18日	台風（14号）	〃	稲作に被害
同　30年	1月9日	寒波	〃	水稲冠水倒伏、田畑流失
	1月17日	〃	草津でマイナス一三・七度	
	1月28日・2月12日	凍霜害　降ひょう	草津でマイナス一六・二～二七度	
	4日5月～23日	降ひょう	各地	
	5月25日	〃	全域	桑、麦に被害
	7月11日	台風(25号)	吾妻町大麻、こんにゃく、水陸稲に被害	
	10月11日	雪崩	全域	水陸稲、大豆に被害
同　31年	1月31日	干害	〃	農作物に被害
	7月下旬～8月下旬	台風(15号)	草津、	万座鉱山死者一一人
	9月26日～27日	凍霜害	各地	
同　32年	5月3日～4日	降ひょう	全域	降雨量一〇四・九ミリ
	5月14月	〃	全域	桑、麦、果樹、野菜、苗代被害二千町歩
	6月1日	〃	〃	農作物に被害
			〃	

昭和33年	3月28日	大雪	全域　麦類、果樹に被害
	3月29日	凍霜	〃　〃
	6月14日	降ひょう	六合村、中之条、高山村　麦類、たばこ、雑穀、野菜六五五町歩被害
	9月17日～18日	台風（21号）	全域　水陸稲、雑穀に被害
同　34年	6月15日	降ひょう	中之条町　被害二二町歩
	8月13日～14日	台風（7号）	全域　死者三人、傷者二五人、家屋流失四
	（災害救助法適用吾妻町、長野原町嬬恋村）		全壊五二、半壊二四三、田畑流失埋没二九三町歩、農作物被害八、四四七町歩
	9月26日～27日	台風（15号）	全域　死者一人、傷者八人、住家全壊一八〇戸
	（災害救助法適用中之条町、高山村、吾妻町東村）		同半壊三九五、農作物被害一、八〇〇町歩
同　35年	2月	異常乾燥	全域　水ききん学童は水筒に水をつめて登校
	5月	野ネズミ大発生	浅間高原　五五〇ヘクタール被害
同　36年	2月	寒波	豚、うさぎの仔凍死中之条町で氷点下一〇度連続
	5月	干害　凍害	全域　二月以来の寒害が現れ、杉の赤枯れ一、〇三〇万円の被害
同　37年	7月	野ネズミ大発生	高山村、赤松　一〇ヘクタール被害
同　38年	1月7日	大雪	草津、嬬恋地方　小中学校臨時休校バス不通汽車遅れる
	5月27日	霜害	全域　高原キャベツ、葉たばこ被害
	7月20日	地すべり	伊参地区五反田　山林、水田、畑、三〇アール埋没
同　39月	2月2日～4日	大雪	草津、嬬恋地方　小中学校臨時休校
	5月12日	霜害	全域　高原キャベツ、桑、じゃがいも、葉たばこ五、九八〇万円損害
同　40年	6月6日	ひょう害	高山村、中之条町　被害面積一八七反五、一五五万円

第一部　歴史編　特論

一　中之条・原町市出入

1　序　説

中之条町と原町の市場繋争の歴史、俗にいう「中之条、原町市出入」の事件は、十七世紀三十年代寛永の時代より十九世紀七十年代明治初年におよぶ藩制期を通じて、時の為政者の農民の統制政策という桎梏のもとで、死闘を繰返した歴史で、実に約二百四十年におよぶ永い紛争であって、我国の在市の繋争でも長い歴史を有するものの一つと考えられる。

この繋争の両町民はいうにおよばず、近郷町村、関係諸国の諸商人に物心両面に与えた影響は誠に深遠なものがあり、このことが町の歴史に語り伝えられ、記録によってうけ継がれて広く町の伝統となった。そして陰に陽に、そして事あるごとにその片鱗を顕わしてくる。このような意味からもこの繋争史をより正しく理解することは将来の郷土地域社会発展の上にも重要な意義を有するものであると考えられる。

さて、昭和初年発刊せられた吾妻郡誌にみるこの紛争史は、そのすべてが中之条町小池折八述増補中之条郷土誌をもとに記述せられたものであり、昭和三十五年発刊せられた原町誌は旧原町役場文書をもととして述べられている。元来紛争の史料というものは互に自己に有利に解釈し、記録されたものが残されるということは人間の通弊であろう。この両編がどちらも自分をより綺麗にみせようとしていることは残念である。この特論編においては両町に残る根本

史料を基幹とし、これに関連する史料の助けをかりて、でき得る限り公平を期したいと思っている次第である。

(1)　原町と中之条市場の成立背景

原町の市場は吾妻記によると約六百余年前鎌倉時代の末期嘉元年間（一三〇三～一三〇五）岩櫃城主吾妻太郎行盛が開いた市で吾妻市といい、当時武州、熊谷氏の村岡の市と並び称せられた市である。その後中世後期、真田氏の時代にいたり天正十二年真田昌幸は市場氏をこの平川戸市の問屋とし市場および伝馬継立一切の権限を委ね、この吾妻市以外の郷村における開市を禁じた。中世の特権的な市場であったわけである。慶長十九年大坂冬の陣の直前平川戸の市が盛大であったので、徳川家康に時節柄これを猜疑の目でみられたため、領主真田信幸は直ちに原町に町を引き、市も従ってここにうつされた。原町の市場は真田氏の吾妻郡奉行所が原町御殿（現、原町日赤病院の地）におかれた関係上、その庇護の下におかれ、その特権は引続き保持された。これに対して中之条町は戦国の末期伊勢町古城下の河原町を母体とし、文禄年間には、下の町（長岡）に移り、さらに寛永二年現在の王子原に移町し三遷して現在にいたっている。中之条が市を立てたいという願いは、すでに河原町の時代にあったらしい。伝承によると河原町の時代の天正のころ、郷士伊能新左衛門が中之条地方を支配のころ、越後国六日町（一説に浦佐）の祇園祭に参詣した。六日町は守護代長尾氏の支族、上田長尾の長尾政景の城下町として栄えたところである。新左衛門は祭の群集をみて大いに感動し、中之条町もかく繁栄せしめたいと思い、ひそかにその神璽を奪って脱走し、追人が来てすでに危いところを一族伊能の者が市より戻ってくるのに遭い神璽を托し、自身は抜力して追人数人を伐払い後より帰宅、町中に勧請し、六月二十一日をもって祇園祭の始めとした。この縁故によって当日市内渡御の際は伊能一族神璽を肩かけ、新左衛門の子孫が保護してきたのである（中之条町郷土誌）とある。この伝承は町が市場開設をすでに戦国時代より悲願としていたことを物語るものであろう。その後領主真田氏の保護があり、天正時代真田昌幸は天王宮を造営したり、その後代々の

藩主はこの天王宮に浄財を寄進していることがみえる。慶長二年に私的ではあるが絹市場が設けられたり、慶長七年十二月中之条の郷士、鹿野右衛門助が、中之条の御宿屋敷と伝馬継立の功を賞されて知行地を賜っている（長野・岡野文書）ことは、このころ中之条に市場があったことを裏書するもので、慶長十九年には、真田信幸は中之条へ宿場御朱印を下して公けの宿場として認めた。大坂の陣後の近世村落の変貌は中之条の経済的地位を一変させ、寛永二年町割すると同九年真田信吉は中之条の市の新設を公許したのであった。

なお、中之条宿駅の詳細は通史「江戸時代前期第四章」を、町の市場の性格、沼田市場と在市の関係、市場の構造、同機構・商品等については「第八節真田時代の産業、第四項商業の項」に詳述したので参考に供せられたい。

(2)　中之条・原町両市場紛争の経緯

近世前期は領主中心の経済の時代であり、自給自足経済であったことは前にのべた。したがって市場も沼田町の市を親市（おやいち）とし、その他の市はその系列下にあった在市で藩領域経済圏の一環としておかれたのである。また農業も中世的な家父長制的な農民、すなわち本百姓上層を中心とする小族団どうしの結合した村落を基盤としていたので生産性も低かった。十七世紀後半慶安三年の仁礼（にれ）街道筋の宿場紛争にみるように、このころより漸く小農の自立も進み、農業生産も飛躍的に上昇し、寛文～延宝期を迎えると全国的にその成長期に入り新市（しんいち）も各所に立てられるようになり、中之条・原町間の紛争にみるような市場紛争も、このころより激しくなる。元禄より享保期に入ると（近世中期）、中世名主（みょうしゅ）の系譜を引く農民が在郷商人（ざいごうしょうにん）として初めて顕われ、中之条の二宮氏の例にみるように領主である沼田本多氏と結んで御用商人となり、領主保護のもとに商業を行う形態の者も出現した。一方五反田、田村氏の如く中之条市の市元（いちもと）となって二宮氏と結び中之条市場に参加すると共に、一方では中央市場へ直接進出するという自立的な在郷商人の道を歩むような者も次第にその数を増していった。

その後、近世後期になると、この種の在郷商人が次第にその勢力を伸張し、さらに近国よりの諸商人も吾妻地方に進出するが、その中にあって在方商人は領主との関係を完全に絶って自立の方向に向い、江戸、名古屋等の中央市場と結びこの方面に進出する。在市のあり方もこれら在郷商人の歩みにみるように、その性格は前期と後期とでは全く異質な変化をみるのである。

両町の紛争の起点は十七世紀前半、寛永年代市場を月番（一ヵ月交代）に裁許されたところにその源流をみるのであるが、以来二百四十年原町の中世的特権を保持しようとする根強い動きに対し、新しい在市である中之条の執拗な挑戦によって時代の流れとともに幾多の経済的・政治的な問題を惹起するにいたる。とくに天保の紛争は天保改革の新しい波にのり、この厚い壁をうち破ろうとする中之条の必至の攻勢であり、両町将来の浮沈をかけての血まみれの闘いであり、紛争もそのピークを迎えたが、梟雄老中水野忠邦の失脚によって中之条の夢は破られ、それは明治維新の新しい時代へとうけ継がれて行く。以下項をおいその詳細をみることにしよう。

2　近世前期の紛争

(1)　寛永事件（第一次中之条・原町市出入）

吾妻原町記（原町円聖法印著）に

「寛永九年（一六三二、三代徳川家光時代）中之条町において毎月六斉の市を立てるようになった。原町と中之条町で毎月互いに六斉の市を立てたので、以来盛衰があり、両者は市場の紛争を繰り返した。寛永年間（年代不詳）沼田二代の藩主真田河内守信吉の時代、吾妻郡奉行、富沢外記がこれを裁定し二ヵ所の市を月番（一ヵ月交代）に開くよう裁許した。」

と簡潔に述べている。真田信吉の治世は元和二年より寛永十一年十一月二十八日の死去にいたるまでの間であるの

で、この事件は寛永九年～十一年までの三年間に起ったものであることが知れる。原町は平川戸宿より移町後僅か十七、八年後のことであり、中之条は寛永二年の移町より八年後にひき起こされた事件であった。この時代は城下町沼田を中心とする経済圏が未熟の創生期にあったので、狭いこの盆地に二つの市がしかも僅か二十数町を距てて所在すること自体が不自然でもあり、この時原町が一歩譲って中之条と隔月に月を開くようになった。ここに真田氏の新立の市、中之条市場に対する保護政策の態度の一端をみることができる。以来この月番の市裁許によって江戸時代を通じその後二百四十年間の両町間の紛争が繰り返えされることとなる。寛永事件はこの外資料が全く存在しないのでその詳細を知ることは現在不可能である。

(2)　真田伊賀守信澄時代の紛争

寛文三年真田伊賀守は三万石を十四万余石に拡大検地したことは通史に詳述したが、小農がこの苛斂誅求によって全く困憊していたので、農業以外の林業や商業に手を出して、その生活の支えにしようと苦しんだ。中之条町における市場の紛争もこのような、農民のあがきの上に組み立てられた一連の事件であったのであろう。

寛文二年事件　寛永の藩の裁定によって中之条と原町は隔月に市を開くようにきめられたのであるが、その後三十年を経た寛文二年秋のこと、中之条の孫右衛門という者が、この禁をおかして原町の市日に当る月に商売をした。このことが図らずも発覚して、吾妻郡奉行春原徳左衛門（奥方家来三〇〇石）、木暮加兵衛（奥方家来二〇〇石）、舟田重右衛門は早速、これを捕縛して原町の牢舎に投獄してしまった。このころ原町に吾妻郡奉行所があり町内にその牢舎があった。驚いた問屋三郎右衛門、庄屋五郎右衛門外町中のものは、当町出身の沼田家中富沢善四郎（清見寺の無縁仏壇中に墓石あり）を頼って、ヤットのことで釈放してもらい、十一月二十八日付をもって代官所、原町あて赦罪文を出して事件は落着した。（旧原町役場文書）

寛文七年事件　その後五年を経た寛文七年二月、中之条町の久右衛門、孫左衛門、惣太郎、彦左衛門、長右衛門の五人の者が、前回同様な手口で、原町の市日に商売をしたことが露顕した。この事件は寛文二年事件と全く同じケースであったので、度重なる事件に激怒した郡奉行片山治左衛門は五人の者を捕縛し原町の牢舎に投獄した。その上監督不行届のかどでこの度は問屋三郎右衛門を町宿に召篭にして処分した。そこで問屋三郎右衛門は、原町顕徳寺、伊勢町庄屋、年寄に依頼してやっとその罪を赦してもらい、同年二月十八日付で原町へ赦罪文を出してあやまり、もし今後このような違反を繰返す場合は町中の者がどのような処罰を蒙っても致し方ない旨の文書を代官所ならびに原町宛に差し出し事件はおさまった(旧原町役場文書)。この二つの事件は中之条としては大変に不名誉なことで、その後二百余年にわたった紛争のたびごとにこれを盾にとられて中之条を不利な立場においこんだのであった。

(注)

(一)　この寛文二年、七年の文書を仔細に検討してみると、幾多の疑問がのこされている。真田時代は沼田城下町だけ名主号を用いた(沼田領品々覚書参照)のにもかゝわらず「中之条町名主」とある。その他所々に名主の名が用いられている。真田時代は在郷はすべて庄屋号を用いていたこと、さらに一つは「中之条」は当時文書には「之」を除いて「中条」と書いたこと等、あるいは原町側が後世作製した文書ではなかろうかとも考えられる。中之条側にはこの文書の写しがないので検討は不可能である。

(二)　寛政八年原町の富沢清胤の記した「年代密日記」(秘密の日記)にこの真田伊賀守時代の市の有様を次のように記している。

(1)　真田伊賀守以前中之条は一、六、原町は三、八の日に市を立てゝきたが明暦のころ、伊賀守が城主となると、吾妻郡奉行所に富沢外記、塚本甚兵衛の二人が着任した。沼田城代には原町出身の川合求馬がなったので、原町ではこれを絶好の機会として、今後原町の市日を一、六の日に変更して欲しいと願い出た。

(2)　その後我妻の奉行が交替し片山治左衛門のとき、原町の者が表裏をもって(画策して)中之条町不断の棚(常店をいうのであろうか)においてある塩鰯、莚、薪木の類まで、奉行所の下目付、同心に申し付け取り上げてしまい、問屋、町人四人を原町に呼び寄せ、問屋は町預け

（罪名）、町人四人を縄下とした。（注、寛文七年事件のこと。前項参照）

(3) 市日が替ったので、原町の市日に中之条では商売できなくなり、一月の間遊びとなった。町人は困窮をいたし二十軒ばかり退転した。とある。前の旧原町役場文書と比べると、全くその内容を異にしている。これではかえって原町が時の真田氏の権力を背景にして中之条市に暴力を加え、その上町民を窮地に陥し入れていることが記されている。中之条側の寛文事件文書は皆無であるので比較できないが、いずれにしても奇怪な事件であり、大いに検討を要する文書である。

延宝五年事件　ここにのべる延宝の二事件は真田伊賀守の末期に起った中之条町内の同志討ちの紛争の記録である。この事件の背景に真田の苛政のあったことを充分に考慮しなければならない。当時の小農はその日その日の食糧にもこと欠く悲惨な生活を送っていた。

延宝五年にいたって、こんどは中之条町内三町市立（いちだ）ての規定を破って上の町の五右衛門と治兵衛の両名が、中市・下市の市日に当る日に勝手に商売をした。中市・下市の者達は激昂して代官所（中之条町袋町にあった）に訴えたので、早速両人とも原町の牢舎に投獄せられた。しかし今回も伊勢町・西中之条・原町の者達の尽力によって赦免となった。ときに九月十日である。このような連続的な事件は吾妻三町にとっては、ゆゆしい問題であったので、今後お互いに自粛し、善処すべきことを約し、代官林理右衛門はお互いに手形を取りかわさせている。（中之条町役場文書）

延宝九年事件　前回同様、上の町の者が中市・下市の日に商売をしたので、またまた問題となった。延宝年度は六市日の外、平素上ノ町、旧今市（いまいち）の辻において最寄りの者が猥（みだ）りに市立てをしたのでこのような問題が頻発したのであった。伊賀守の圧政も延宝期はその極に達し、同年は近年稀にみる凶作であり、多くの餓死者まで出していたので、農民も悪いとは知りつつもかく罪をおかしていたものと思われる。代官林理右衛門はこれを裁定し、以後絶対にこの

種の事件の起らないよう、各町内の境に市杭を埋めてその境界を正し、上ノ町の者達に、問屋十郎右衛門、庄屋伊兵衛、村役人、中の町、下の町の市役人三人宛に赦罪文を提出させた。時に八月二十九日のことであった。この一連の事件を「町内縺(もつれ)市場事件」「市場番順裁可の事件」とよんでいる。この年九月二十九日に改元、天和元年となった。（小池政七文書）

3　近世中期の紛争

(1)　天和～貞享期の紛争

天和元年十二月の中之条町の歎願　天和元年十一月二十二日、真田伊賀守信澄は改易(かいえき)（御家断絶のこと）となり配所におくられた。沼田城の城請取の先陣として十二月六日幕府の目付役桜井庄之助が到着、さらに十二月十九日城請取の上使、安藤対馬守重治以下総勢六千五百余人が沼田城下に進駐し、城受けとりの物々しさに町はさながら戦場のようであった。そして年が明ければ沼田城は破却される運命にあったのである。

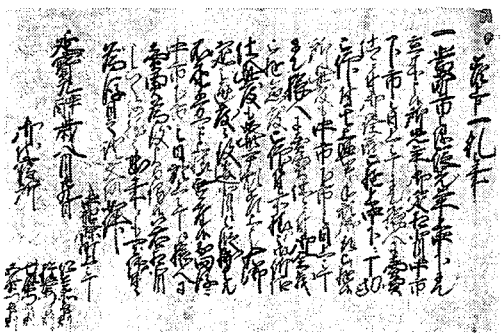
中之条町では好機到来と喜んで、中之条庄屋伊兵衛と問屋十郎兵衛は惣町中の百姓から連印をとった歎願書をふところに沼田城下に向った。（十二月二十四日）。その訴願の内容は代替りとなったので連月市を立ててもらうことであった。沼田城下は戦場のような物々しさであったから、このようなことが幕府役人に取り上げてもらえるはずがなかった。勿論却下となったが中之条町民の商魂のたくましさの一端をここにみることができる。（原町、富沢年代密日記）

天和三年八月市日変更文書　天和三年八月七日、原町名主三郎右衛門、年寄武左衛門、西中之条村市郎右衛門、郷原村清七より中之条町名主伊兵衛外、役人中あて文書（中之条町役場文書）によると

「中之条原町はともに一、六の日に開市したため、中之条の市場が衰微していったので代官所へその旨訴えたところ、西中之条、郷原の役人が仲に入って以来中之条の市日は一、六、原町は三、八の日を市日とすることに決定したので、尓後市日のことについてはこの期日を厳守すること。」とある。この文書も一考を要する文書である。

天和三年天王祭日の変更協定　市神天王宮の祭りは中之条町においては、真田時代明暦のころより毎年六月二十一日と定まっており、原町も同じく六月十八日となっていた。ところが六月は原町においては市月に当っておらなかったため、折角の祭りに商人もこないし客足もなく実に閑散なものであった。そこで原町の役人は沼田の竹村、熊沢代官所に天和三年八月七日願い出て、三八の日でなく中之条と同じ一六の日である十六日にこの祭を是非とも行いたいと申し出ている。これは期限付のものであって天和三年より貞享二年までの三ヵ年という定めであった。陰暦においては三年に一回閏月があったのでこのようになったのである。そこで両町の名主、問屋はいろいろ相談した揚句、その交換条件として原町側は貞享三年は閏月があって六月が市を開く月に当るので、さらに貞享三年より元禄元年まで三ヵ年間は六月二十一日即ち中之条天王祭りの当日を十六日の替りとして中之条町にやるという話し合いになって解決した。当時一、十六日は下の町(下市)、六、二十一日は中の町(中市)、十一、二十六日は上の町(上市)の市日に当っていたので、この二十一日は下の町において市を開く議定が行われたのである。

貞享三年町内縺(もつれ)市場事件　貞享三年六月二十一日は天和三年の裁定により中之条においては下之町の市日に当っており、かつ天王祭りの当日でもあった。



延宝九年　市場番順裁可文書

ところが中の町の勘太夫という者はこの議定を破って勝手に市を立て商売を行った。問屋十郎右衛門および下の町の者は、天和の議定を勝手に破った非をせめたが、十六日は中之町の市番であることを楯にとって容易に自説をまげないばかりか、勘太夫は激怒して問屋十郎右衛門を打殺すとまで言い出した。その場にいあわせた下之町の者たちも、その非を責めたのであるが、どうしても私説を曲げず、そのため問屋十郎右衛門は町民十五名とともに代官所へその旨訴え出たのであった。そこで沼田町上の町、代官竹村惣左衛門の本陣格の家である勅使河原五郎兵衛、丸岡和泉、伊勢町の加右衛門、西中之条の市郎左衛門、岩井の八兵衛、中之条名主伊兵衛、問屋十郎右衛門、同浦町（裏町）の太左衛門、伝右衛門、平兵衛、藤左衛門、十左衛門の十四名は仲裁に入り、その訴状を取り下げ次のような市の取扱議定を行った。

一、中之条市場は従前の通り上、中、下三町で立てること。

一、前店（まえみせ）はその屋敷主がこれを付けること。

一、中店（なかみせ）は先に規定した通り、市間（いちま）の者（中の町が市日のときは下の町、上の町は市日に当らないので市間の者となる）がこれを指図しこれをはること。

　但しこれは中店を開いて尚余っていた屋敷主へ付けること。

一、尓後市場の外にては絶対に商売をしないこと

を確約して中之条町中の者が連印をし市扱人に渡し証文を作って取下人（とりさげにん）に渡し縫市場の件は落着した。

この事件の市取扱証文をみると当時の市は上・中・下の三町が交互に市を立て、市を立てるに当っても前項のようにいろいろな町内における厳重な取極めがあったことがわかる。

(2)　沼田本多氏支配下の中之条市場

宝永三年下之町市場の訴願　中之条市場のうち下之町市場は真田伊賀守時代、代官伊能市郎左衛門の扱いで、炭、薪木、板木、馬市等すべての山物の分を専門に取扱う市場として公認せられていた。中世の座的の性格をもった市場であったのである。真田氏改易後代官所支配となってから、この規約はいつの間にか破棄せられ、上・中の市場でも同様

取り扱うようになっていった。その上貞享三年検地の際、三町の市場を等分に検地し、一町の市場を間数にて百五十五間三尺、この反別、一町五反七畝十二歩、屋敷二十五軒と定め、それまであった屋敷の囲除も除いてしまった。そして諸役等即ち伝馬役を始め祭礼入用、人足等すべてこの家数を基準に掛けてくるので下の町はその都度難儀してきた。そこで以来代々の問屋に内密に数回にわたって旧制に復してもらうよう願ったがその都度断わられてしまった。この度宝永二年より沼田本多氏の支配を受けるようになったのを機会に宝永三年十一月、下之町の名主重郎右衛門を含む二十五名の者は訴訟人代表として甚右衛門をたて、先規の通り山物は下ノ町市場専門に取扱わせて下さるよう、なお下之町市場において山物の特産が余った場合は外の市場で売買してもよいという附帯条件をつけて沼田の本多侯の代官所に願い出た。その結果どうなったかは不明である。（桑原文書）

本多氏の吾妻郡役所と中之条市場　宝永二年沼田城主（二代）本多遠江守正武の時代（正徳元～享保六）中之条町、西中之条、折田、五反田、山田、原町、郷原の七ヵ村が加増地としてその采邑となった。かくして真田氏改易後中之条町の一部は再度沼田本多氏の支配を、享保十五年七月本多豊前守正矩（享保六―十五）が駿州田中城へ移封になるまで約二十六年間うけることとなった。そしてその晩年享保十四年十一月吾妻郡役所が中之条町二宮半兵衛方におかれ、二宮清七、同平八、同伊右衛門の二宮三家はその家臣に列して奉行、横谷与右衛門重栄の指揮下に入った。二宮伊右衛門は中世以来の郷士で元禄―享保年代にわたり、麻、繭、米等江戸との交易において大いに産をなし、所有土地も約十町歩、元禄十四年代、一万三千余両という現金を有し、推定享保中期には五万両は優に所有していて上州屈指の富豪となった。その最盛期には馬四二十八頭、使用人も八十人を有したといわれる。享保五年本多正武の時代、名字帯刀を許され沼田城付の御用商人となり、同七年本多正矩の時代には金子御用立の功により三人扶持の士分に列せられた。以来本多侯と結び、その家産は益々伸びた。享保五―十三年の間本多侯御用立金も新金七百五十両（うち四百両貸倒

れ）家中武士十人の用立金も一六七両に達している。このように中之条町も二宮三家という在郷商人の台頭によって大いに活気を呈するにいたった。中之条市場へ来る商人は近郷の者を除くと渋川、白井、高崎方面の者が入りこみ、このころより漸く町や近在の人口も殖えた。そこで到底隔月の市場ではさばききれなくなったので町中惣百姓は享保九年八月、連月一、六の六斉の市の願いを沼田藩に願い出たが、このたびも却下となってしまった。享保十四年十一月、吾妻郡役所が二宮家に創設せられた。本多氏はここを吾妻郡（自領のみ）の政治、経済の中心とし、中之条市場の安全保障と役所前の定月の市日売買の保護を講じている。「吾妻郡役所出来には付被二仰出一候覚」（原町、増田寛一氏所蔵文書）の中に左の規定がみえる。

一、御役所辺え烏論なるもの徘徊これあれば吟味を懸け、其品により沼田へ早速申上ぐべき事。但し市日之節は別て油断なく心を附け申す可き事。

一、御役所前に定月の市立候儀構之れなく候。往来仕る可く候事。但し、市日の節は御役所前は別て名主、役人等油断なく心を付、多葉粉の火等大切に申付く可く候。若し烏論なる者見かけ候はば町内に少しも差しおき申すまじく候。

一、市場の儀口候得ば、御他領のもの入込候間、喧嘩口論これなき様に取り計い申すべき事。尤も烏論なる者参り候はば、早々追出し少しの間も差しおき申すまじく候。

一、市場の訳は、原町も同意心得申すべく候。

ちなみに享保十六年現在の中之条戸数は一三七戸、人口八三六人、馬四八十五頭であり、（享保十六年村差出帳による）享保～寛保期が江戸期を通し人口の最も多い時期で、この後、明治にいたるまで人口は減少を来している。小林文瑞の説によれば、五反田、田村家を例にとって、市元田村氏は御用商人二宮氏との結び付きが深く、麻、繭等の買付けを全郡にわたって行っており、中之条市場へ出荷すると共に、二宮氏の商標「又」を用い、独自に江戸方面との自由な取引きを行っていることをのべて在郷商人自立の方向を指摘している。（中之条町役場文書・二宮家文書）

(3)　原町市場の動向

享保十八年、中之条市場打壊し騒動　中之条市場は本多氏保護のもとに空前の賑いを呈したが、享保九年の「連月の市請願」が却下されると、近郷の農間稼ぎ商人、高崎、渋川、白井等の郡外商人の多くは市役人の制止を振りきり、原町の市日にもかかわらず、勝手に中之条に市を張り、立ち売りをする者が次第に多くなり、自然原町との磨擦を生ずるようになった。原町役人もやっきとなってその都度中之条に抗議したり沼田藩に歎願したが、その目的を達することができなかった。そして享保末年遂に最悪の事態をむかえるに至った。享保十八年八月十一日盆市の朝のことであった。原町側は暴徒を多数集め次のように命じている。「本日中之条においては原町の市日にも拘らず相変らず市を立てている。お前達は多勢で中之条へ押しかけ、「原町の市日に、盆市をたてるのは不埒である」と言って常店にはよらずに、借り見世の売物を無暗にふんだくって来い。奪ったものはお前達の取り得である。あとのむずかしいことは俺たちが引き受けた。思う存分働いてくるがよい。」と。暴徒の集団は市が立ち始めるころを見はからって市場へ乱入し、麻、木綿、その他の商品で、高価のものを手当り次第に略奪し、原町へ風のように引き揚げてしまった。原町の役人達は中之条から何等かの抗議があるものと待機していたが、何の応答もなかったという。（原町、富沢久平「年代密日記」による）

田辺橋事件と原町市場の衰微　原町の郷原に近い保成より、吾妻川の対岸に渡る橋を保成橋といい、中世より岩櫃城付の大手の橋として重要な軍事的地位を占めていた。真田伊賀守末期、その財政窮乏により橋も朽ち果て落ちてしまった。したがって沼田領品々覚書にも公儀橋としては記載されていない。竹村、熊沢代官時代（天和元～貞享四）に、この橋を引いて川下に移し仮橋をかけたのが田辺橋の始りである。元禄五、六年ごろ雨宮代官のとき本橋とした。本多領となって享保八年始めて公儀橋として架替えたことがある。橋は長さ十三間、幅六尺の欄干付の刎橋であった。本橋となっても、原町の百姓が榛名山の薪、秣を運搬するために利用していた草刈橋であり、参勤の諸大名も、

この橋を渡らず長須万年橋を利用していたものである。

享保十四年、沼田本多正矩の時代、再度架替えのとき川戸村との間に紛争がおきた。この橋は片貿易の橋であったので、川戸村はこの橋の架橋を喜ばなかった。そしてこの争いは江戸評定所に持ち込まれた。その裁定によれば草刈橋とし、市日における旅人の往来は厳に禁止されていた。しかしその後享保十七年評定所月番筧播摩守の裁定で一般の人の往来も認められている。

その後二年を経て享保十九年吾妻川の満水によって再び橋が落ちた。原町の実力者六兵衛は原町市場の再興を願い、吾妻川南の地区、坂上地区の市人を原町に誘引する目的をもって公儀橋再興を計画していた。六兵衛は江戸において代官（池田新兵衛か）と折衝し、言葉巧みに言いよって吾妻、利根二十九ヵ村（原町側文書に三十五ヵ村とある）の人足をもって願望の公儀橋として架替えることの取り極めに成功した。喜びいさんで六兵衛は帰村して、組合村々にこの旨通達したのであるが二十九ヵ村のうち二十一ヵ村の組合村々の百姓はその事後承諾に憤激、江戸に出府して代官所へその不実を訴えたのであるが、かえってその代表者たちは過怠手錠、宿預け等の処罰を受けてしまったのである。組合村々では原町側の非をなじり「古来よりなかった新規の橋」であったので、原町側のおしつけの請印を最後まで拒絶した。そして川戸村が中心となって、原町はこの度のいわば仇相手の村である故、二十一ヵ村の組合村々はさらにその団結を固め、次に示すような協定をとり結び、原町側に対し断乎経済断交の挙に出たのである。その条文は

一、原町の市へ行くことは勿論のこと、如何なる所用ができても一切原町へは一人たりとも行ってはいけない。

一、原町の者と組合村々との一切の商業行為を禁ずる。

一、原町に来て宿をとった他国の者が、原町の者の案内で組合村々へ来た場合といえども相互の売買は絶対に禁止する。

一、前三項の条項に違反した村々は見届け次第過料を徴収する。

天保事件文書（天保14年８月）



以上のような厳しいものであって、この調印は元文元年八月になされた。その形式は傘連判状の様式をとっているのが注目される。

この連判証文の発効によって原町は以上の村々から完全に経済封鎖をうけた。勿論橋の架替はそのまま放置せられたのである。この条項は固く守られたらしく翌々元文二年七月、池田新兵衛代官所への原町の請願書によると

「享保十九年流失した田辺橋の掛替は五年を経過しても、その緒についていない。萩薪をとることができないので必至と難儀している。当町の儀は麻作が第一で特別多くの肥料が必要なので何とも致し方ない」といい、「年々の儀続き兼ね一両年はこやし入れ候儀も罷り成らず、これにより年々諸作荒れ作り罷り成り難儀の上、弥困窮仕り御年貢御上納然るべき様御座なく百姓退転に及び相続成り難く罷り在り候」

とあるところにより完全に原町は音をあげてしまったことが記されている。その後原町は遂にその無礼を組合村々に詫び、田辺橋は善導寺一家の檀用橋として存置することに話は落付き、善導寺は日用船を備えて、その便に供したのであった。（原町富沢家「年代密日記」、明和五年原町村差出帳、中之条町役場文書、増補中之条町誌）

この一連の不祥事件によって、中世よりの特権を誇る原町市場も、組合村々よりの支持を全く失い、漸く台頭

第1表　近世中期の中之条町の階層分化
（1686～1732年）

貞享3年（1686）			享保17年（1732）		
反別	戸数	比率	石高	戸数	比率
		%			%
2反以下	36	2.7	2石以下	52	38.1
2反～4反	27	20.1	2石～4石	45	33.4
4反～6反	19	14.2	4～6	17	12.6
6反～8反	11	8.2	6～8	4	3.0
8反～1丁	8	6.0	8～10	7	5.3
1丁～1丁2反	9	6.7	10～12	2	1.5
1丁2反～1丁4反	6	4.5	12～14	1	0.8
1丁4反～1丁6反	2	1.5	14～16	1	0.8
1丁6反～1丁8反	2	1.5	16～18	2	1.5
1丁8反～2町	5	3.6	18～20	0	0
2町以上	9	6.7	20石以上	4	3.0
		% 38.3			% 12.9
計	134	100.0	計	135	100.0

（貞享3年検地帳による　矢島博士作成資料）　（中之条町石高銘々帳による　小林文瑞作成資料）

備考　貞享3年では8反以上の百姓38.3%、享保17年8反以上と目される百姓は12.9%で半減している。

しつつあった新らしい農民の力と、地の利を得た中之条の攻勢に抗しきれず、中之条市場との間に大きく水をあけられる結果となって行くのである。

享保も末年になると、さしも豪勢を誇った二宮一家も斜陽の影がみえてくる。この田辺橋事件のあった元文三年より二宮家の土地売却が始り逐年土地を手放し、その後宝暦七年を中心に前後四十年間に十町歩余の土地が売られ、永年貯蓄された身代は崩壊して行く。これは一体如何なる原因によるものであろうか。このころになると農村は不況の波をうけ、その階層分化（第1表）は進み、再生産不能の潰百姓が多くなり、二宮家の購売力は激減する。かてて加

えて諸国よりの商人が多く吾妻に入り込み始め、さらに重要なことは在方商人もこのころから次第にその数を増し、その自立が促進されること等が挙げられる。（岩島村誌）

4　近世後期の紛争

(1)　文政事件

明和年間、原町と中之条において市は隔月に立つ議定を再確認したのであるが、中之条の市には高崎、前橋、白井、利根郡沼田、須川等の諸商人が中之条の市の非番の時でも勝手に来て市を張り中々隆盛であった。これに対して原町の市は元文以来衰勢の色を濃くし文政初年のころになると「下方商人（しもがたしょうにん）は原町に掛り申さず候なれども、只今まで物堅き商人は先例に触候事を申候て、纔五（わずか）、七人は原町番に立候得ども市人出でず、あきない之れ無く候」とあるように誠に閑散であった。

そこで文政四年、原町の役人は中之条の役人に、これら諸商人には内見世（うちみせ）も中見世（なかみせ）も非番の節は勝手に貸さないよう抗議を再三発したのであるが、平坦部郡外の諸商人は店を貸さないと勝手に立売りなどを始めるようになった。

原町では町の浮沈に係ることであるので、原町善導寺、同顕徳寺、中之条清見寺の三ヵ寺を頼みその仲裁を申し入れたのであるが、時勢の流れで中之条も非番のときには、これら諸商人の市を張ることを黙許した形となったので、岩島の麻商人まで原町を素通りして中之条市場で商売をする情勢となった。

ここに一つの事件が勃発した。文政六年十月二十一日、原町弥兵衛宅より発した火は、またたく間に顕徳寺大門前より東、町東入口まで二十四世帯を焼き尽した。俗称この火事は「弥兵衛火事」といわれるものであるが、この火災によって原町のうけた打撃は大きかった。このようにして文政八年のころになると原町の市は中絶同様となってしま

い、僅かに五節句前の市日だけに昔の名残りを留める程度になってしまった。そして露店で農間の渡世に餅や団子などを売り細々と生活している小農などは、とうとう経済的破綻を余儀なくされ店じまいをする者や、町を立ち退く者などが目立つようになってきた。

文政十年五月、原町役人は自衛のため立ちあがった。そして領主である若年寄、水野壱岐守の役所を通して、隔月の市厳守のことを歎願したのである。水野の役所では中之条の領主である徳川三卿の一である清水家へその旨申し入れた。清水の役所ではこれを受けて早速中之条村役人代表に出府すべきことを命じたので、村役人代表として儀兵衛（町田）が江戸に出府、その非を問われた。

清水役所では両町が掛合いによって和談するよう申し付けた。この掛合いは、五月十五日より十七日の間に行われた。当時の村役人は原町名主六兵衛（山口）、組頭治郎左衛門、百姓代七之丞、中之条町名主藤八（青柳）、組頭半兵衛（二宮）、百姓代甚兵衛（田中）であった。掛合いの始め原町は場合によっては出訴する旨の強硬手段を述べたことは中之条をいたく刺戟した。中之条は最初文書でなく口頭で和談するつもりであったが、原町は、文書によることを強く主張した。その取替議定文の草案は原町が起案したが、その中に「六斉通ひに商ひ致候を定見せと准へ別て当日内見せ中見せ、居売は勿論立売等の容にて売買致候者迄決て差置かず候様村役人より厳重申渡差押え其外見咎候儀は其時々遠慮なく相平に取調」の条項があった。原町へ行く商人も途中、中之条で立ち売りする者もあるが、原町を通るものは岩島の麻商人ばかりであると、この条項はどうしても受け入れられないとして一蹴し、十七日中之条は町内の百姓の連印をとり出訴の準備にかかった。原町は掛合い不調とみるとこの旨直ちに水野役所に届書の形で願い出ている。中之条は清水役所へ出訴して原町側の申し分の不当をならしたが受理せられず、同年六月かえって説諭され、領地役所へ請書を提出させられた。その内容は「先般清水家に召し出され御利解を仰聞かされたが、敢えて猥り

に市を立って新規の商売をしたのではないが、原町よりの申し立てもあることであるから一札を入れて非番の節は従来通り内見世、中見世は商人にかさず、隔月の市は必ず守る」旨の一札であった。そこで清水役所よりその写しを水野役所へ廻送、水野役所より原町役人宛に送られ、原町は年寄喜太郎、同三郎兵衛の名で承知奉畏という請書を領主役所へ差し出した。かくて中之条はここに隔月市立の規定を厳守することを誓わされた。この文政事件の文書は、次の天保事件の際法廷において問題となったもので、現在中之条にはこの文書の写しは全然なく、この事件の記述はすべて旧原町役場文書によったものである。

(2)　天保事件（第二次中之条・原町市出入）

天保の市出入は天保十二年四月十一日の出訴より同十五年四月八日の裁定にいたる満三ヵ年にわたる市場紛争である。中之条、原町の町民は町の興亡を賭け、渾身の力をふりしぼり死闘を繰返した。そこには代表者の投獄、直訴等多くの秘められた多彩な物語りも秘められている。そして両町二百四十年という永きにわたる全国にも稀なこの市場紛争史の中で、その天王山ともいえるのがこの天保事件であるのである。

さて老中水野忠邦の有名な天保改革が始まるのが天保十二年五月十五日であり、徳川十二代将軍家慶の名においてその門は開かれ、その間、株仲間の解散、銭相場の引き上げ、人返し、上知令等々矢継ぎ早に多岐にわたる改革が、彼独得の政治手腕によって運ばれ「士農工商おののくばかり」といわれた改革が断行せられていったのである。ところで忠邦は天保十四年閏九月遂に反改革派の手に封じられ失脚しこの改革も終止符をうつのである。しかしここに特に注目されることはこの市出入の時期が全くこの改革の嵐の中で押し進められていったという事実である。これは全くの偶然の一致としてみてよいのであろうか。改革の中においてこそ行われた両町の相剋であったのではないだろうか。その事件の織なすあやを追及してみることとする。

第2表　中之条・原町の戸数・人口・馬匹の比較表

中之条町							原町						
年号	西暦	戸数	男	女	計	馬匹	年号	西暦	戸数	男	女	計	馬匹
	年	戸	人	人	人	頭		年	戸	人	人	人	頭
享保16	1731	137	479	359	838	85	元文3	1738	233	771	561	1,332	62
天明3	1783	163	369	335	710	70	明和5	1768	232	549	477	1,042	118
文化6	1809	172	325	303	625	76							
文政8	1825	183	335	302	637	73	文政11	1828	210	440	416	856	77
明治2	1869	204	356	343	699	37	明治2	1869	232	388	391	779	?

※文政11年6月原町在組と分郷

第3表　中之条・原町の土地比較表

中之条町（享保16年）			原町（天保9年）			
種別	反歩	石盛	石数	種別	反歩	石盛	石数
	町反畝歩	石	石斗升		町反畝歩	石	石斗升
上田	2. 4. 6.27	1.3	32. 0.97	上田	1. 7. 2. 4	1.3	22. 4.12
中田	1. 8. 5.01	1.1	20. 3.54	中田	1. 4. 5. 0	1.1	16. 0.16
下田	3. 0. 8.06	7	27. 7.38	下田	3. 3. 5.25	9	30. 1.13
下田	2. 1. 9.10	7	15. 3.58	下々田	3. 4. 6.10	7	24. 2.27
中田	1. 0.20	1.1	1. 1.73	悪地	5. 2. 0	5	2.60
下田	6.48	9	5. 7.84	下々田			
下田	1. 5. 9.20	7	11. 1.82	上畑	9. 2. 5. 3	1.1	101. 8.33
上畑	5. 8. 2.26	1.1	64. 1.15	中畑	9. 0. 9. 0	9	81. 8.10
中畑	5. 9. 5.20	9	53. 5.60	下畑	14. 7. 8.23	5	103. 4.16
下畑	13. 9. 8.50	7	97. 8.72	下々畑	26. 7. 7. 0	7	133. 8.50
下畑	30. 5. 8.20	5	152. 9.36	山下畑	12. 2. 3. 7	5	36. 7.11
山下畑	10. 1. 5.29	3	30. 4.79	やしき	8. 4. 7.24	3	
下畑	2. 8. 4.23	7	19. 9.30		(2.1.26)	(1.1)	
下々畑	14. 8. 9.23	5	74. 4.70				
やしき	8. 8. 4.06						
総反別	105. 6. 8.22			総反別	91. 9. 7.29		654. 3.91
田	11. 9. 4.00			田	11. 0. 0. 9		99. 5.24
畑	93. 7. 4.19			畑	80. 9. 7.20		554. 8.71

両町の町勢の比較

まず近世後期における両町の町勢を比較してみると、（第2表・第3表参照）原町の近世中期の人口をみると元文三年一三三二に対して中之条は享保十六年八三八であって原町の方が絶対多数を示しているが、文政十一年六月原町と在組は分郷し、この十一年以降の統計は原町のうち上の町、下の町、山根組の計であって、いわゆる市街地構成の人口は文政十一年八五六に対して文政八年中之条六三七となり略々同じ勢力となってゆく。土地利用の表をみると中之条は天保時代の統計がないので享保十六年の表を用いたが、享保十六年の集計と明治初年の集計をみるとほぼ同じであるので天保時代の集計とみて大同小異であったろう。

①　事件の発端

山田川橋と西沢橋問題　天保八年八月、吾妻川の増水のため西沢橋が落ちた。これは現在の岩井―原町間にある東橋の前身である。この橋は田辺橋や山田川橋と異なり全くの脆弱な簡素の作場通いの歩橋であったのである。天保の原町市出入文書によればこの橋は遠く真田領時代の寛文年間からあった大橋であったという。当時諸荷物を附け通したり、榛名山秣場より秣薪を運搬するのに利用された重要な橋であったが、真田氏改易後は自普請橋となったという。したがって山田川橋、長須橋とちがって公儀橋ではなかったのである。（沼田領品々覚書）

さてこの橋が落ちると岩井村も原町もお互に入作地もあり、小作人もおったので両町村の役人は早速相談して前々の如く小さな橋をかけることとした。翌天保九年二月原町と岩井の間に取替した規定証文をみると（原町、新井嘉男蔵）両町村の間に以前より歩行橋があったが度々の増水で橋が落ちたので、小作人はすこぶる難儀をしていた。今度作場通路、馬道渡船（馬船）ができれば農業の出精のもとになるとあり、次に岩井側には(1)原町ではこの橋が商売の助成にもなることであるから道代金として一ヵ年金弐両弐分づつ出すこと、(2)岩井側の橋への道筋の田畑がいたむから道繕い

金（道路普請料）壱両弐分を毎年出してもらう事と抜け目のない条件を出したあと、(3)隣村からこの馬船について差し障りがでたらその時両村は相談の上、通船は急度中止することとした証文を取り替している。この第三条の隣村は中之条町を陰に指すことは明らかであるので、岩井側も中之条に相当気を配っていたことが知れる。岩井伊能文書によればこの橋は従前通りの小さい仮橋にしたのであるが、原町側の要求で馬道用の道路としたいというので予定を変更して馬船にしたという。同文書に「一、天保九年二月、原町馬通用始る。此節橋也。一、天保九年閏四月六日より馬道開く。一、天保十年原町通用の竿越船新規に出来、十一月十五日船有之。」とあり馬船をつくり、川船役所に願い出て極印をもらい正式の許可を得て渡し船とした。

一方、山田川橋も天保九年六月の増水で流失した。この橋は公儀普請（官営）の橋で、真田時代以前からあった古い橋である。両町が橋元となり、その架橋の責任を有していた。小破の節は両町で架橋するのであるが、大破の場合は組合三十五ヵ村の農民が高割によって出役して用材を岩櫃山外の御林から出して貰い架替を続けてきた。この往還は夏季本の橋（現・渋川市）不通の際は北越諸大名も通過する参勤交代路であったので重要な役割を有していたものである。中之条の役人はその架替について数度原町と接衝したのであるが、言を左右にして、これに応じなかった。普通の川原の場所で、少しの雨であっても谷川から流れ出る水は一時に押し出して通路をとめ、土砂を運び通行は杜絶状態であった。この橋がないと原町以西より最寄りの村々からは一村たりとも中之条へ来ることはできなかった。原町はこれをよいこととして架橋に応じなかったのである。原町としては文政事件以来中之条との関係があまりよくなかったので、多分に感情的なものがあったのであろう。これが中之条を刺戟した第一の問題であった。

さらに原町は前記の西沢橋（実は馬船）に立札をして旅人達にこの道を利用させ、原町へと市人を誘引した。本の関川止めの時は旅人は日蔭道を通り郷原の万年橋を渡り、原町～中之条～蟻川～三国街道と行くのが常道であった。原

町は古来からの伝馬宿でもあり、ここに宿泊すれば直ちに三国街道に達すると喧伝した。そして新井賢治郎は自ら筆をとって渋川、高崎への近道である旨の道案内をいたし、原町上の町より伊香保へ四里、渋川へ五里……と道案内札まで立てた。中之条側では山田川を塞ぎ、東橋を作場道であるといいながら、これを商道として利用することは不埒であると厳重抗議したが聞き入れなかった。中之条でも船方役所へ願い済みであるから官公用のものは致し方ないとみていた。原町としては岩井村との取替し文書に認めた隣村からの差し障りがあれば急度中止するという条項を無視しての行動であったのである。

原町の大火　天保十一年十一月八日午下り原町頭徳寺より失火した火は、またたく間に西に燃え拡がり、下の町から上の町へかけて三十一軒、町並の半分を類焼するという大火となった。原町側にいわせると「商売熱心の中之条が、このことに眼をつけないことはない」といまに言われるのであるが、中之条に全くこの気持がなかったとは断言できない。その前後の中之条の態度をみるとき、これを認めざるを得ないであろう。

中之条の出訴準備工作　ここにおいて中之条も出訴の決意をかため、十二年二月町民全員百二十八名の者は連印して如何なる事態が発生しようとも町中一致団結してこの出入（訴訟のこと）を勝抜くまで、決して脱落しないという議定の取究めを行い代表の百姓明七と又右衛門に一札を入れている。

取極議定一札之事

当町市場の儀往古より月六斉一六市相立来候に付、先規より定例にて毎年四度宛正、四、七、十の定日一六市穀相場書御公儀様並に御領知役所へ差上来、郡中御普請所人足扶持米御割渡被ㇾ遊候節、御用弁に相成市場役相勤永続仕来ㇼ候処、近年原町にて猥りに市相立不夫のみ故障有無不相糺、通路無之場所え新規に渡舟補理、旅人道案内の立札致し市へ引附様種々取巧に候に付、当町市場え差障自然衰微に相成候は眼前其儘に難ㇾ捨置ㇾ、町内一同相談の上、無ㇾ拠御願立御添書頂戴致候。御奉行所え差出しに相成候上は御裁許奉ㇾ請候迄は、何程年限相掛候共、諸入用の義は日割勘定を以急度差出可ㇾ申候。尚又惣代之義は代り合にて相勤候筈。小前役人相談の

上御用弁に相成候もの見立相願差出申筈、右願の趣相済候迄は万事相談に相洩申間敷候。為ニ念議定一札仍て如件。

天保十二年丑二月　　小市郎㊞

（以下、惣町中百廿八名連印省略）

明七殿

又右衛門殿

明七、又右衛門は百姓惣代である。この当時の村役人は名主甚兵衛、組頭惣右衛門、百姓代平八であったが、二月交代して名主重兵衛、組頭安之右衛門、百姓代藤八に交代している。この村方三役も訴訟期間中名主は交代しないで重兵衛が勤め、百姓代は十三、十四年八左衛門、組頭政右衛門となり、十五年二月に名主は儀兵衛、百姓代は喜右衛門と交代し、組頭は政右衛門であった。中之条の百姓惣代が無役の明七で全期間一貫して勤めたのに対し原町は名主その他多くの者が交代していることは全く対照的であったといえよう。原町もこれに対応して事態がいよいよ切迫したので同年三月町役人一統覚悟をきめ固く結束してこれに備え議定一札を取かわしている。

中之条が次にうった手段は近郷村々の支援を得るため村役人は土産品持参で各村々の名主所を訪れて、中之条が一六六斉の連月の市を立てるから従前通り所の産物、農間稼の品々を持参して売買して欲しいこと、万一訴訟になっても決して村々に損害や迷惑をかけないこと等を懇願して廻村し連印をもらった。

当町之儀月六斉壱六に相立申候に付、所産物の品其外農間稼の品々是迄の通御持参売買被ニ成下一、右に付万一故障之儀御座候て、公事公辺之儀に相成候ても、右御村々え御損害御苦労決て相掛申間敷候。何卒此度の御連印の程偏に奉願上候。

丑三月　日

中之条
名主　重兵衛
問屋　藤八

これに対して折田村外二十五ヵ村の名主は次の連印帳を名主重兵衛のところへ送達している。

私共村方所産物の品並農間稼の品々中之条一六の市にて万事捌方宜敷御願候に付、右市場え前々より市立売買致来候処相違無御座候。依て致ニ連印一置候。

丑三月　　折田村

名主　定右衛門㊞　　奥田、泉沢、小泉、植栗、尻高、大塚、伊勢町、横尾、青山、赤坂（以上二十五ヵ村名主名省略）

外、五反田、上沢渡、岩本、蟻川、市城、大道新田、栃窪、西中之条、下沢渡、四万、村上、箱島、岡崎新田、五丁田、

このことを知った原町側は大いに驚きこの書面の回収にあたり、その一部を押収して、その後奉行所へ差し出したが取り上げなかったという。その後天保十五年裁許ののち、この文書は奉行所が納めたといわれている。

中之条三月一日の雛市のこと　天保十二年三月一日、中之条は文政の確約を反古にして原町と隔月の市厳守の規約を一方的に破棄して原町の市日に勝手にこの日雛市を開いた。町役人は享保事件のように原町が大挙して市の打壊しに出ることを予想し、町の入口に若者達に竹槍、六尺棒、木刀などを携帯させ防衛の体制を整えていた。他方人夫等を雇って道路の要所々々に張りこんでいて農間稼ぎの商人が独活、蕨、縄、莚等を携え原町市場へ行くところを取押え、中之条市で強制的に売らせた。山田の古着商人庄右衛門外十余名の者や、信州商人の荷物も取押えられ原町へ送らなかったり半暴力的な処置をとっている。当日店を張った商人からは店賃をとらなかったので予想以上の賑いを呈した。原町役人は中之条の横暴を怒って早速中之条へ掛合いのため出向いたが、町入口の警戒が厳重のため入れなかった。原町市は全くの不意打ちをくって市は流れてしまい、貧農等は折角の市のため仕入れた品が全部無駄になってしまった。その後原町は中之条町名主重兵衛と掛合ったが、若者たちが若気のいたりでやった事であるといって言を左右にして取り合わなかった。この雛市の事件が天保市出入の直接の導火線となり戦の火蓋が切られたのである。

②　事件の経過

中之条町の出訴　中之条町の領主は徳川三卿の一つであり、名君の名の高い清水大納言斉彊（文政十年～弘化三年）で、原町は私領、天領（幕府直轄地）とに二分されており、天領は岩鼻代官所の山本大膳当分知行所と私領は大久保

備前守の所領となっていた。これを両給地という。原町も中之条の清水家領地を肩にして文政以来目に余る横暴に堪えかねて出訴の決意を固めていたので、まず中之条役人にその趣旨をつげ、この両役所に願書を差し出しその準備にとりかかっていた。ところが中之条では原町役人に無断で四月早々江戸に出府し勘定奉行佐橋長門守へ原町を相手どり、名主重兵衛、百姓惣代明七の名で出訴した。その被告の名は次の通りである。山本大膳知行所の名主三左衛門、年寄六兵衛。同七左衛門、組頭伊右衛門、大久保備前守知行所、名主孫右衛門、年寄善兵衛。組頭三郎兵衛、同勘蔵の計八名であった。出訴にあたりあわてた中之条は粗忽にも山本大膳預所を森親之助代官所と誤記し、組頭長左衛門を勘蔵と誤記して訴状を提出したのであった。原町側ではこの訴状をみて岩鼻代官所へ問い合せたところ、幕府の命令であるからその儘にしておくようにとの達しであったという。

（訴状）

乍恐以書付御訴訟奉申上候

清水殿領知　　同　同　七左衛門

上州吾妻郡中之条町

訴訟人　名主　重兵衛　　大久保備前守様御知行所

難渋出入　同　明　七　　同州同郡同町

森親之助様御代官所　　同　名主　孫右衛門

同州同郡原町　　同　年寄　善兵衛

相手　名主　三左衛門　　同　組頭　三郎兵衛

同　年寄　六兵衛　　同　同　勘蔵

右訴訟人名主重兵衛、百姓明七奉申上候。当所の儀は高七百十一石余有之、往古より一郡一ヶ所にて毎月一六市相立来候ニ付、近郷村々より農間稼所産物品々数多持込商(あきない)致来、毎年正月、四月、七月、十月四度宛定例穀相場組立候に付、右市中穀相場書往古より今以最寄御代官様兼領知役場へ差出来、郡中御普請人足賃米御渡相成来候処、相手原町にて往古観音市と唱へ三八市場相立来候へ共、其後一旦中絶仕候処、近年追々市場相立たまさか一六の日も相交り候へ共、近村の好身を以見遁(みのがし)置候処、近頃一六を定市日同様ニ致相立候上、近年原町にて同郡岩井村と馴合往古より通路無之原町地内より川向岩井村地内へ新規渡舟補理、原町へ通路宜しく致候に付当町市場自然衰微難儀仕候間原町の儀ハ先前通三八市相立当町市へ差障らざる様致呉可申旨及掛合候所、当町を見掠め彼是不当の挨拶のみ仕居何分取あひ不申候へ共、先年原町三

八市日に当町のもの共売買仕、既に原町より差障候故相平に市日の外売買致まじき趣取極置候儀も有之、一躰当町年貢上納高の儀は田畑高免にて全市場助成を以相続仕来是迄度々冥加永の儀領知役場より吟味請候へ共、右冥加永は年貢辻へ孕居候も同様ニ付其段申立、領知役場へおの〳〵取調の上聞済請求候処、市場衰微に及び候ては年貢上納方差支、当町退転に及び候ハ眼前歎ケはしく奉レ存候間、是非無く御訴訟申上奉り候。何卒御慈悲を以て相手のもの共召出され御吟味之上新規渡船相止メ市日は先前通三八に限当町市日に差障相成らざる様仰付下し置かれ度願上奉候。　以　上

天保十二丑年四月　　清水殿領知
上州吾妻郡中之条町
小前役人惣代
名主　重兵衛
百姓　明七
（中之条町役場文書）

この訴状（即ち目安）の裏に評定所において御裏書というものを書いて下し、原町へ答書をすべきこと、評定所へ出頭すべきこと、即ち御差日を申し渡した。その裏書は（四月十一日付）

如斯目安差上候間致ニ返答書一、来月二十五日評定所へ罷出可ニ対決一、若於ニ不参一は可レ為ニ曲事一者也。

長門　伊賀
御用方無加印
土佐　日向
遠江　伊勢
御用方無加印
隼人　丹後
左衛門
紀伊

というものであった。

原町は四月二十三日に、差日の四日以前まで返答書を差し出すことを命ぜられ、訴状請取の一札を中之条に渡している。

一札之事

一、今般貴殿より我等共相手取難渋出入之旨申立佐橋長門守様え被成御訴訟来月廿五日御差日御尊判頂戴被相付拝見承知奉畏候。然上ハ御差日四日以前願五半時返答書弐通持主役人差添出府着御届け可申旨被仰渡之趣御通達被下是又承知仕候
且
御尊判表裏共墨附汚等一切無御座候依之慥に請取申候仍

為後日拝見一札如件
天保十二丑年
四月廿三日
（名主年寄被告人十一名略）
組合総代　久　平

同　断　兵右衛門
中之条町
名主　重郎兵衛殿
明　七殿

原町の返答書は原町誌に所載されている。誠に冗長のもので市の起原より文政事件、雛市の騒動を事細かに述べ中之条の横暴を訴え隔月の市の厳守を懇願する文面である。

原町年寄善兵衛は智謀にたけた人物らしく、親戚で質屋をしている佐兵衛の娘が、岩鼻代官所逸見（へんみ）小野右衛門へ嫁している（或は妾ともいう）縁辺をたどって相談した揚句、被告である前記八名の者は一人も法廷へ出頭させず同居の兄賢治郎と年寄兵右衛門、久平を代表として出頭させた。中之条側の申し入れにより善兵衛は中途交替し、年寄六兵衛悴市三郎が両給役人惣代として出頭したこともあるが、市三郎は若手でことに部屋住であったため、期待した程の力量に乏しく、久平が終始この大役を勤めた。これに対して中之条側は訴訟期間中名主重兵衛が重任し、惣代も無役の百姓明七（町田）であったが、天保十三年六月ごろ江戸伝馬町に入牢、安之右衛門がこれに変ったが、間もなく出所再び惣代として活躍している。このように中之条の方が惣代の人選に動揺の跡がみられない。

天保十三年六月の裁定　訴訟期間中は中之条惣代明七、原町同賢治郎（のち善兵衛、久平）は江戸に常住し、その他の代表は交代して出府するという形をとっている。五月の第一回の裁判では原告中之条は連月市を立てている証として毎年一、四、七、十の各月代官所および領地役所へ相場書を提出している事実を述べているのに対し、原町は隔月市であるのに、連月中之条においてのみ相場書を送達することこそ取扱違反であるとして迫り、一六の市に関しては原町は中世以来一郡一ヵ所である市の歴史を詳しくのべ、中之条のいうところの三八の市（観音市）は全くの虚構

で、新規渡舟問題も代官羽倉外記宛、正式の願いにより川舟役所の公認を得ているので、新規の道路ではないことを主張、反論し、第一回の裁判は以上で終り、奉行は両町へその証拠書類の提出を命じている。

七月三日中之条は左の証拠書類を提出した。

一、寛政六寅年より同八辰年迄、中野条町市中米相場書上書面(四通)　一、同八辰年より当丑年迄右同断書上帳(七冊)　一、当丑年市連印帳(一冊)　一、寛政七より九迄中野条町より岩井村え横渡渡舟出入書面(四通)　一、貞享三寅年中野条町上中下市出入扱証文(壱通)　一、延宝九酉年、中野条町市出入書面(壱通)　一、慶長十九甲寅年、真田伊豆守様より被下候朱印本紙(壱通)

被告原町は岩鼻代官所逸見氏と連絡金品を贈ってその疑をかい、俗にいう「湯本安兵衛文書」なるものを中心に証拠書類を提出した。これは原町誌でも取りあげ、誠に奇怪千万の文書として片付けてはいるが、これが問題の怪文書なのである。

この湯本文書の内容は天保十二年を距る百九年前の享保十八年十一月、中之条が新しく市を立てるというので原町出身(山口六兵衛家出身)である草津村年寄湯本安兵衛に依頼仲介の労をとってもらい、一年七十二斉の原町の連月市を三十六斉中之条へ貸し与えてもらったという意味の文書で、但し若し原町の都合では何時でも中之条に譲渡した半分の市日はこれを返しますと述べられている(旧原町役場文書)。いわば原町は中之条市の恩人であるという意味の文献である。なおこの湯本文書の最後には「文政十年迄九十四年となる」「本書は善平方に有レ之」と附記され。現在その本書は伝わらず写本が二、三原町にのみ伝わっているのである。

さてこの湯本文書について奉行所から拮問された中之条はさすがに驚き、町役人は百方手段を尽してこの関連文書を捜してみたが、何一つとして発見することができなかった。そして翌八月原告中之条は湯本安兵衛文書は中之条を

陥し入れるための偽書であり、岩鼻代官所支配の村々を廻って原町がでっちあげた全く虚構のものであると評定所で陳述している。天保十二年九月提出の中之条の文書にも「享保度の書面(注、湯本文書のこと)の儀は相手の者共、全く偽に拵候書面にも可有之哉難斗奉存候」とある。筆者も逐一これを検討してみた結果、事実これは全くの偽書である。

「そのきめては第一、紀年が全くあわない。享保十八年甲寅と記してあるが、享保十九年が甲寅であって十八年は癸丑である。ただし原町誌は異本によったか享保十九年と記してある。その添書に文政十年まで九十四年と記してある所よりみて、この文書は文政十年事件の際原町を有利に導くため六兵衛を中心にして認められたものではなかったろうか。」

原告中之条も、延宝九年、貞享三年の市関係文書を提示して反論している。

ここで原告中之条は同年八月追訴をした。その要旨は奉行所においては原告のいうことを全面的に取り上げない。例えば一郡一ヵ所の相場書の件も市連月立の理由にはならないと言っている。奉行は互に示談して隔月市を立てるよう申し渡したが、原町は過去においてその市立が頗る不定であり、かかる事態に立ちいたると今迄のように相場書も提出不可能となり、領主に対しても迷惑をかけることとなるから、是非連月の市を許可してくれるよう領主清水侯より進達してもらうようにとの主旨がもり込まれている。このように九月の裁判も互いに四つに組んだ儘この天保十二年は越年した。

天保改革による株仲間解散令と在市　天保十二年ごろの中央の政情はどうであったのであろうか。天保五年二月水野忠邦は本丸老中となり同十年十二月には宿望の老中首座となったが、幕閣の全権を未だ手中に収めるには至らなかった。しかし、十二年閏正月三日大御所といわれた徳川家斉が長逝すると、実力者、忠邦はやっとその触角を伸ばし始め、同四月～八月の間幕閣の粛清を断行、改革の推進勢力を自分の廻りに結集し、その基礎を築いた。この中に事件と何等かの関係があったとみられる吾妻地方の代官をしていた羽倉外記（号簡堂）も含まれていた。羽倉は江川

英竜、川路聖謨と共に当時「幕府の三兄弟」といわれ、渡辺崋山、高野長英らと共に尚歯会の有力メンバーであり開明派吏僚としてその材幹を認められて改革の推進役の一人となっていたものである。羽倉は天保六年―十一年夏ごろまで代官職にあり、十一年以降水野のもとに勘定方吟味役として手腕をふるった。評定所は勘定奉行と深い関係があるので、この市出入についてはその一部始終を知悉していたものと思われる。

史上有名な天保改革は五月十五日、その幕があけられた。丁度このころ第一回裁判が開かれている。そして同年十二月十三日にはこの出入と最も関係の深い株仲間解散令が発令された。この令の直接のねらいは物価引下げにあったのであり、すべての問屋仲間を解散させ、仲間以外の一般商人の自由な商売を認めるということは明白であった。翌十三年七月関東の天領に対して岩鼻代官関保右衛門の名で、在方株仲間の解散令が出された。（このことは後でも述べる）。これによって誰でも自由に江戸に荷物を送ることになったことは、この市出入の判決にも大きな影響を与えた。特権的な城下町商人の独占に対抗して、生産者、在郷商人が作りだしつつあった新しい地方市場が全国市場から自立してゆく傾向が促進せられつつあった。このことはこの市出入をみる上から最も重要なことであると思う。

天保十三年六月の裁定　十三年四月、株仲間解散によって在市もこれに準ずるよう、したがって双方勝手に自由に市立てするよう御留役岡部嘉平次より両町へ通達がなされた。五月二十六日明七は市場の事情を明細に記して奉行所に申し立てている。大惣代は明七、副将格は孫四郎であった。六月、評定所は両町とも原町の申し立て通り、一・六隔月に市を立てるようにとの見解を示した。驚いた明七は原告中之条としては絶対反対である旨を表明、断乎としてこれを拒絶したので、遂に牢送りとなり伝馬町の牢獄に繋がれる身となった。

入牢してみるとかねて顔見知りの高野長英が牢名主としてそこにおったのである。長英は伝えによるとこの時、訴訟の放棄を再三忠告したが、明七は断乎として節を枉げなかったという。長英は哀れんで、明七肩を揉めと言っては畳の上にあげ、

魚の頭を食えと言っては魚のよいところを与えたりしたという。弘化元年長英が脱獄後いち早く明七の家を訪ね、明七もこのときの恩義に感じて厚く遇したと伝えられている。一説には長英と深い交友のあった鍋屋田村八十七もこの時入牢大いに長英に世話になったという。

評定所は証拠固めのため引続き証拠物件の提出を求めた。七月、盆のため両町役人は帰村したが、このあと多くの証拠書類が奉行のもとへ提出された。しかし原告中之条の書類は不備であったといわれる。八月に入って奉行より明七の代人として安之右衛門、嘉右衛門両人に対して呼出しがあった。中之条としては空前の危殆に瀕したわけであった。町民百三十一名はさらに結束を固め次の取極議定を行っている。

取極議定一札の事

天保十三年寅八月　　小市郎㊞

（以下町中百三十一名連印）

去丑四月中市場難渋出入の旨申立、今以御吟味中の所、右一件の義此度に至て六ケ敷廉に相成候に付、従御奉行所貴殿方御呼出に相成候に付、役人小前一同相談及候処、右一件の義精々被成下候上は、何様の済方に相成候共決て後悔仕間敷、且は出府入用の儀は先規定書の通、日割勘定は勿論、外臨時入用の義相掛り候共、急度差出し可申候。向後相手方より何様の申掛候共、役人小前一同引受、貴殿方え御苦労相掛け申間敷候。依之町方一同連印致置候処仍而如件。

名主　重兵衛㊞
年寄　重郎右衛門㊞
甚兵衛㊞
半兵衛㊞
惣右衛門㊞
藤八㊞

安之右衛門殿
嘉右衛門殿

丁度このころ、同年七月、関東地方の代官である関保右衛門（原町もこのときその預所支配下にあった）の名で在方株仲間の解散令がだされ、村で生産される絹や袖等の手数のかかる高価なものを止め、実用品を多くつくって廉価に売り出すこと、これまで村方から江戸の問屋へ積み送ってきた商品は、今後だれでも自由に送り、どこの河岸でも自由に船積み、水揚げをしてもよいという布達がでた。幕府はこうして江戸の問屋仲間と、それに従属して生産地か

ら商品を吸いあげる在方株を廃止し、江戸の市場的機構の強化を計ったのである。幕府は株仲間解散の大方針を全国に通達し、一斉に実施させようという強硬手段をとったのである。中之条安之右衛門の奉行所との折衝は丁度この時期において行われていたのであった。ここにおいて奉行所の態度も百八十度の転回をして両町とも自由に市を開くようにとの見解をとるに至った。かくて明七も牢より出され再び代表としてかえり咲いた。原町側の文書は「明七義入牢被仰付候処、今般罷出戻候。組頭安之右衛門御呼出し相成早々取繕候事、実に利口に申立追々御吟味奉請候。」とあるが、実はこのような在方株仲間解散という事態となって幕府の方針が急変したわけであった。

ここで奉行の交代にふれると最初の奉行佐橋長門守等は転役となり、戸川播摩守と交代した。この時原町も善兵衛、三郎兵衛差添兵右衛門が代表として出ていたが後、久平がこれに替り、十三年十一月から再度奉行は石河土佐守へと交替して行く。

かくて在方株仲間解散を知らぬ原町側の再三の歎願も評定所は取り上げなくなった。掛りの日下部七之助に再三証拠書類の閲覧を懇願してもその都度しりぞけられた。原町の申分は、㈠隔月市が立たなければ数百年永続した市場が潰れるばかりでなく、㈡町内の潰百姓、退転は火を見るよりも明らかであり、㈢参勤交代諸侯、旅人の継立も不能に陥いるとその袖にすがって懇願したが奉行所の態度は至って冷淡であった。

原町の第一次の駕籠訴　事件の急転に動転した原町は、遂に最後の手段として直接老中水野忠邦への直訴を決行することとなった。その直訴状をみると「中之条の言い分は全くの虚偽の申し立てであり奉行所に申し立てても証拠書類をみてくれない。その書類としては前の領主水野壱岐守より山本大膳役所へ引継いだ市場一件書類、今回新しく発見された書類、先般提出した始末書を是非共御覧いただきたい。そして更に証人として市場神主、最寄市場役人、市商人を呼び出し、その実否を正してもらいたいこと。従前通り一六隔月の市の相続を願いたいこと、さもなくば原町

は遂に退転してしまうこと」等を盛りこんだものである。

以下直訴者久平手記による当時の駕籠訴の模様を示すと、

原町代兼年寄久平（関保右衛門支配所）と代兼名主善兵衛（大久保備前守知行所）の二名は十二月六日江戸城へ登城の水野忠邦の行列の駕籠に直訴状を差し出したところ、直ちにその場で御供の家来に取押えられ、侍一人が西丸下にあった老中の屋敷に連行した。殿様が八つ時（午後二時）ごろ御下りになるからそこに控えておれと命ぜられ、昼飯に平一つ付いた御茶漬をいただいた。ここでは同心二名が監視人として付けられた。八つ頃（午後二時）老中が帰宅されると重役の方が出てきて、願面の趣きを仔細にわたっておただしになったあと、侍二人と仲間二人が護送し、月番跡部能登守の勘定所へ引渡された。ここで勘定所の同心二人が護送して御懸りの戸川播摩守へ渡され、それより掛りの大森谷二郎によって遂一訊問をうけたと記されている。

駕籠訴は直訴であって大罪であり、獄門にされるところであるが、この処刑が黙許されたところに江戸後期の幕藩制の苦悶を読みとることができる。これより二ヵ月前の十月には天保改革反対の近江の大一揆があったばかりであったので幕府の並々ならぬ心ずかいが察せられるのである。

天保十四年八月までの経過　この駕籠訴のあと両者を喚問し跡部能登守のもとで、掛りの戸川播摩守による訴訟が続けられたが、その直訴状は被告に還付、その上この申し立ては採用できないと申し渡された。さる二月七日、原町善兵衛、三郎兵衛は天保九年関東取締出役吉田左五郎外四名に提出した「在々商人渡世向取調」の請書、文政事件の一件書類を証拠物として持参奉行所に届け出た。奉行所大森善治郎は株仲間解散令の出た今日においては江戸と同様在方もこれに準じ自由に市を立つようにとの見解を示し、原町持参の一件書類は「御趣意被仰出候上は証拠物件御披見被遊候に不及候間御厳重之御利解云々」といって全然目もくれなかった。そして昨十三年四月申し渡した解散令の趣旨に徹するようにと申し渡しただけであった。さらに四月にも奉行所は自由市の市立の見解を示している。原町は勿

論、大いに反論したのであるが無駄骨であり、ここにおいて原町代表善兵衛は心痛の余り病の床に臥し代表の座から後退した。

七月五日に至って再度奉行所より示談への進達がなされた。ここにおいて中之条としては意外なまでの事態の好転に雀躍りして喜び、両町の掛合いは自由に市を立てることまで示談の話し合いが進展した。済口証文を認めるため七月七日まで日延べを願った。

中之条の株仲間解散令の見解も自分に有利に解釈した。これは商売は自由に、商品を直安にするという幕府の趣旨であるから（事実その通りであった）市を立つことも自由である。されば市を立つ月は隔月でも、連月でも勝手次第である。また原町でも自由に市場を開いてよいというからには西沢橋の通行も自由であると解釈した。ここにおいて済口証文のことも一挙に事件落着というところまで来たのであった。しかし原町は代表善兵衛は病気となり、急拠出府の代表まで病気または事故をおかし、この話し合いには応じられないと再三日延べを要求してきた。唯一人原町の代表とした残った久平は町の百姓を集めて、その声を聞いてみると「株仲間解散令の趣旨はわかるが、在市迄勝手次第というのは不可解である。去る五月関東取締出役高橋三蔵が来町のときも「新規の儀は相成らず」と通達、従って隔月の市立をやってきている。また高橋は在方は江戸と異り新規渡世を厳禁し、新しい商人の台頭を押えている。万一市が自由となれば原町の市場は永続できない。と人によって解釈を異にしているのがわかった」。原町の百姓は殺気立っていて混乱はさけられない気配さえ見えた。奉行所では一名でもよいから出府するようにとの厳命であったので、久平が唯一人で出府し「文政事件」の文書を今度は提出してその検討を奉行に迫った。そこで明七にこの事件の一件書類の提出を命じた。しかしどこを捜しても中之条側にはこの文政の書類は残されていなかった。あわてた明七はこの文書は原町のでっちあげ文書である。若し不審ならば水野・清水両役所を捜してくれと奉行につきあたってい

る。このような意外な事件の推移に動揺した中之条は、七月二十八日までと大幅の日延べを申請し、その善後策を講じたのである。これに対し原町は中之条に「待った」を言って強引の一連の引延し策をはかり着々再度の駕籠訴による直訴の時期をねらっていたのであった。

原町の第二次の駕籠訴　八月五日、富沢久平は死を決意し唯一人、しかも再度の駕籠訴を、残暑の尚去りやらぬ江戸城外に佇んで老中水野忠邦の駕籠訴に決行した。久平の町、百姓を思う真情よりほとばしるこの挙をみると誠に「悲」「壮」という二字につきる。再び久平の手記によると

「八月五日、老中水野忠邦に駕籠訴をしたところ、この度は御懸りの石河土佐守の所へ直ちに引渡され、それから宿屋　月番麻布墨屋庄兵衛方へ渡され、その後直ちに麻布へ申し送られ、坂野屋平五郎方へ引取られた。」

と簡潔に記されている。その直訴状の内容は非常に長いものであるが、要は隔月の市がもし達せられないならば、我々代表の真意は悉く町の百姓から疑われ「人気騒ぎ立ち、混雑に及ぶ」と暗に百姓一揆の突発をほのめかす文言が含まれていることは、幕府をかえって威嚇しているとも解せられる熾烈なもので、久平の人柄の偲ばれるものである。この度も久平は何の科を受けることもなかった。

叙上の経過をみると、卑屈、頽廃の極みにあった武士や役人にくらべて、久平の再度にわたる駕籠訴、自説を枉げず遂に伝馬町に投獄された明七等、百姓、町人たちの死をも恐れない不撓不屈な戦いこそが、権力者最大の脅威となった時代をここにまざまざと見ることができる。領主たちにとっては百姓、町人はすでに極めて治めにくい存在となってきたのであり、幕藩挙げて支配体制の立直しに本当に腰を入れなければならなくなった処に、幕藩制最後の苦悶がはっきりうかがわれる。ここにみるように生産流通の主導権は領主の統制を離れてすでに民衆の手に移り始めていたのである。

このように久平の投じた波紋はあまりにも大きかった。そして久平は在府している惣代明七あて済口証文とりかわしについての対談は駕籠訴まで決行した現在、破談にする外はないと通報してきた。明七、安之右衛門、佐平治は八月八日連名で奉行所宛「御慈悲を以って前段御賢慮下され置かれたい」旨書面をもって懇願し、同八月十日領主清水侯あてにも文書をもって同様協力方を依頼している。このようにして天保市出入も最大の山場を迎えるに至った。

このころ幕府内の政情に大きな動揺がおきていた。水野の天保改革は士農工商おののくばかりといわれ、江戸市民を始め全国から悪評をもって迎えられ、天保十三年秋より反改革派の動きが潜行していた。六十七年ぶりに十四年四月将軍の日光社参を再興し、忠邦はこれが改革続行への新しい足固めができたと自負したが、これに反して人心は益々動揺し、羽倉外記献策といわれる上知令が九月十四日発令せられたが、反対は予期に反して物凄く、遂に水野政権の命取りとなって閏九月十三日水野は老中を辞職させられ、二十三日羽倉外記も逼塞となった。このように久平の直訴に続いてたまたまおきた政変は、大きくこの市出入にも影響を与えた。一旦、えてに帆をあげた形の中之条陣営明七以下この政情不安を知らぬ儘に、引続き同十一月解散令を楯に「連月市を立てること」を旗印に最後の突撃を敢行したが、水野なきあと時代はすでに中之条の味方ではなかったのである。

(3)　天保市出入の終結と中之条の大火

天保十五年の最後の裁定　その後裁判の推移は原町に好影響を与えたことは言うまでもない。天保十五年一月二十五日久平は江戸に出府した。思うに蘇生の思いであったであろう。三月二日新しく名主となった中之条の儀平より江戸在府の明七あて手紙が送られた。「町では先日申し越した通り、町頭、町尻へ立札を致し二月十六日以降内みせ、中みせの見世貸しは一切中止している。原町では相変らず見世貸も休まずやっているが、奉行所へ願いでてやっているのであろうか。当町でも見世貸ができるよう御願しては如何？」とある。苦しい戦を戦いぬいて千秋楽をまたずに勝を

きめた原町の笑顔がうつるようである。その後四月の判決まで両町は互いに市を乱立したので、その弊害は後世に大きな悪影響を与えたという。四月四日裁決があり同日両町から請書を差し出した。天保十二年以来四年の歳月を費し巨額の費用を投入した市出入も原告中之条町の敗訴となって事件は落着した。

裁決書によれば

一、中之条町の連月市立の事は証拠なく、原町の隔月市立の証拠がある事、米相場書は市場のあった証拠とはならない事。原町、岩井間の渡船も作場道である以上中之条市の支障とはならない事。

一、原町の申立、享保十九年市日の半を譲った事は信用できない、西沢橋は有ったと認めぬ事。

中之条の申分は全然立たず、先規の通り両町隔月市を立て非番の月には商人に見世を貸してはならない。原町、岩井渡船は作場専用にすることが申し渡されたのであった。訴訟文中に中之条町が代官の姓名を間違えたり、原町の長右衛門を勘蔵と誤記したことは不埒であるので一同を叱りおく（罪名）惣代人明七、孫四郎はこの罪状に服した。

天保十五年の請書は左の通りである。

差上申一札の事

上州中之条町より同国原町へ相掛候難渋出入再応御吟味の上訴訟方の儀毎月朔日より二十六日迄六斉の市日相立相手原町ハ三日より二十八日迄是又六斉市日の段は天和度領主役場へ願立候書面ニ書載有之候共右ハ其節取計候役人共非分の趣杯取留ざる申立にて其儘差戻し相成候筋と相聞殊に右書面にも二十ヶ年余月代りに市立候趣ハ顕露ニ相見候処其後毎月市立候様相成候段は更に証拠無之明和度原町の者共支配御代官へ差出候明細帳写幷文政の度中之条町の者共より領知役場へ差出候請書写へ原町領主家来継添いたし相渡し候書面にも隔月之段明記し有之夫々符合いたし候上は右申分相立ち難く年々最寄御代官御役所幷領知役場へ書上候米相場の儀も同国下川田村より同様書上候儀にて右村元来市場無之上は是又毎月六斉日の証拠には相立ち難く原町より同国岩井村地内へ渡船の儀も作場往来の外無之上は市場に差障候段は謂れ無き申分にて相手方の儀も前書天和の度訴訟方より領主へ歎願いたし候書面に月代りの由認有之上は享保の度市日半減之分貸遣候由の申分ハ御信用難成字西沢橋の儀も村差出明細帳に書載無

之上ハ従来掛渡候橋場の段ハ不都合ニ相聞其余無証拠申口迄ハ双方とも御取用相成難く依之已来双方共朔日より二十六日迄六斉市日ニ取極一ケ月代り市相立先規の通商いたし非番の節商人に見せ貸渡候儀等都て紛はしき取計無之様相心得且原町より岩井村へ渡船の儀ハ其儘相用い作場往返の外市場往来人等乗船致させまじき段仰せ渡され候

一、訴訟方の者共儀目安御裏判願請候ハヾ念入取調願立べきの処相手方支配御代官姓名違并原町長右衛門を勘蔵の趣相認訴状差出候段不埒ニ付一同御叱被置候

右被仰渡之趣一同承知奉畏候若相背候ハヾ重科仰せ付けらるべく候仍て御請証文差上申処如件

天保十五辰四月四日

清水殿領知

上州吾妻郡中之条町
役人総代
組頭　明七
孫四郎

林部善太左衛門御代官所
大久保甲斐守知行
同郡原町
役人総代
年寄　久平
名主　善兵衛

御評定所

（中之条町役場文書）

中之条上之町大火　天保十五年四月三日夜六つ時（午後六時）上之町百姓伝七店勘十郎灰小屋より失火した火は、またたく間に上の町両側に延焼、南側は山十△横、北側は柏屋横にて止ったが、民家十八戸、市神を祭祀する天王宮まで焼き尽してしまった。（小池折八筆増補中之条町誌に四月二十九日とあるのは誤りであろう。名主諸書上控書による）これを「亀屋勘十郎火事」という。天保市出入は原町顕徳寺火事によって火を吹いたとも考えられるが、この翌日四月四日中之条は敗訴の裁定をうけた。廻る因縁の恐ろしさをまざまざと見せつけられる劫火であった。

5　明治初年の紛争（第三次中之条、原町市出入）

(1)　明治五年の第一次訴訟

①　市出入の原因　**山田川橋問題**　天保十五年の市出入裁定後は両町ともその莫大な訴訟費用の返済に苦しみながら規約を守って表面平静を装っていた。明治元年夏、洪水によって山田川の川瀬が変り、内川が本流となって橋梁も流失してしまった。当時は山田川の橋は現在の場所より上流に架橋されていた。中之条では今までの橋詰が川原となってしまったので、橋の位置を移動し、やや下流の方へ架橋することを橋元である原町へ掛け合ってみたが、それを拒絶されたのみか、架橋にも応じなかった。明治二年、中之条では元の場所に架橋すべく川瀬が変っていたので内川に仮橋をかけた。しかし忽ち流失してしまったので、近郷村々の不便は一方ではなかった。この時中之条町が橋番で架橋する順番に当っていたので、新しい船を作り人足を二人雇って渡し船によって原町との通行の便に供した。その後原町側では、原町地内須郷沢の橋梁が落ちても架橋をしなかったので両町間の交通は半ば麻痺状態に陥った。三〇年前の天保事件勃発当時と全く同じ恐るべき事態が再びおこったのである。

東橋の新設　このころ岩井、原町間にあった渡舟も明治初年の洪水によって川瀬が変更してしまった。原町と岩井は相談し、原町の提案によって新しく橋梁を作ることになった。それが原町の市場再興を目途としたものであることは言を俟たない。しかしこれは大事業であって岩井村外六ヵ村、即ち金井・植栗・小泉・泉沢・新巻・奥田の村々の協力によって、その作業は進められた。協力村々は毎日手弁当で延三千余人の助力によって、明治三年各、木橋の架設をみ、ここに原町永年待望の東橋（あずまばし）の完成をみたのである。これをみて喜ばなかったのが中之条であった。樋田定四郎が申しているように「御一新以来弁利（べんり）専一の儀にて右様取計方いたし候やと相過罷在候」と言うように、明治新政

の時代となり、これもいたし方ないと思っていたのが中之条の偽らざる心情であったろう。

②　事件の経過　**明治四年暮市の原町の追立て**　明治四年十二月二十一日（戦後まで中之条暮市は二十一日と二十六日の二市があった）この月は原町の月番であったが、平坦部からの諸商人は原町に市を張ろうとせず、大方中之条に市を張ってしまった。原町の役人、市世話人は怒って中之条名主所に押掛け、市の追立てと、町役人の謝罪を迫った。当時名主は町田儀平であったが、林昌寺神葬祭騒動一件のため出県不在であり、名主代理年寄小池政七がこの応待に当った。中店（なかみせ）の商人たちは「明治御一新の時代であり、閑散な原町には行きたくない。何れの市場において商売を行うが、こちらの勝手だ。無用の口出しをするな」と各個に莚などを持参し、大道で勝手に商売を始める仕末であった。その翌日、町役人は毎戸へ右の趣旨を通達したが、町の人々は口々に「決して見世を貸したのではない。商人が勝手に立売するので、天下の大道で商売する者を止める訳にはいかなかった」という返答であって、町役人としても如何ともすることができない。十二月二十六日、中之条の暮市はとても盛大であった。原町の役人は相談の上、元の岡引である鮨屋（すしや）を連れて大勢して乗り込んで来て市の追い立てにかかった。中店の商人の中には強硬に反論した者もあり、店を閉じて引き上げる者もあった。原町の役人は制止に応じなかった商人たちの姓名を逐一帳面に書き記した。その数は八十余店に達したという。そしてこれを名主役場につきつけ、かような状態で中之条が原町の暮市を奪った旨を伝えて再度厳重抗議すると共に明年出訴すべきことを伝えて帰った。あわや血の雨かと思われたが、中之条の自制によって難をまぬがれることができた。

原町の出訴　明けて明治五年二月四日、原町役人二人来り、小池政七に対して旧年暮市を中之条が無断で奪った非をつき、直ちに県に出訴すべき旨を口頭をもって伝え、さらに中之条側の代表者の氏名を差出すよう申し入れた。当時中之条においては名主以下五名の町役人は欠員であったので（林昌寺神葬祭事件のため）、政七はいずれ決定次第通

報する旨を伝えて帰した。二月六日、原町総代矢島新作、新井忠弥の二名来り名主役場において政七にあった。政七はいろいろ事情をのべ今迄の中之条の非を陳謝したがきき入れなかった。そして二月八日出訴するから念のため断っておくと伝えて直ちに出県した。当時群馬県庁は高崎町高崎城内におかれていた。

中之条としても町役人が欠員では致し方がないので早急に補欠投票を行った結果、名主に小池政七、組頭町田明七、樋田定四郎、伊能八平、百姓代に田村七郎平、町田与平、伊能新平の諸氏が当選した。本町総代人は互選の結果町田明七（天保事件総代明七の子）、樋田定四郎両名と決定、直ちに役人願をすまし返答の訴状を発したのである。その返答書の趣意は「昨年町役人少にして小前等市店取締り届けず、原町より御訴訟に及されるに付き小前末々始末取乱候処。原町に於ては天保度市出入裁許を無視致し、作業渡船の通路に大橋を架設して本通路を開き候は御維新の自由に任せ便利専一の御旨意に依り裁許を取消したる所以なれば隔月市の儀も供々消滅、人民自由に任せられ候哉〃商人市立の者共に於ても復古御新政に浴し断るを承知せず、遂に本町市立て候。若し中之条にて裁許を犯したりと御認めあらせられ候はば、原告こそ自ら裁許を破り訴訟を起せしものと相像仕候。然る上は自今人民相対の便理に任せられ候はば有難く感激仕り候」というもので原町こそ先に天保裁定の「原町より岩井村への渡船の儀は其儘相用ひ作場往返の外市場往来人等乗船致させまじき事」の条文を先に破棄したものであることをのべている。

③　事件の落着　**五年二月の判決**　二月十二日、名主小池政七は県より出頭命令をうけ、法廷で昨年の状況を口頭陳述し、即日次の判決が下され原告原町の敗訴となった。その判決要旨は㈠東橋は旅人市人の通行を止め作業用とし橋一代を存置すること。㈡市は従前通り隔月とすること。とし和談解決し二月済口証文を取り替した。その済口証文は

差上申済口証文の事

上州吾妻郡原町役人惣代組頭矢島新作外一人より同郡中之条

町名主小池政七外役人へ相掛市日確書失変の旨申立御吟味中之所熟談内済仕候趣意左に奉申立候

一、原町役人申立候は当町の儀郡中枢要の地にて往古より市日一六六斉相立来天正文禄寛文享保文政の確書を始天保度御裁許御請証文の趣も有之市日隔月の定則相守罷在候儀の処中之条町のもの御親裁以来右御請証文の趣失変いたし非番の月にも内店中廓相開諸商人へ貸渡年中市場ニ可被下心膜相見え既ニ旧臘市日当町月番に候処中之条町にて猥ニ市相立他所他街の商人多数中廓相張候間捨置き難く中廓商人姓名承候処八十余名ニ及び此儘にては町方衰微の其興廃と存候より再三再四懸合候へ共百事引違事実ヲ偽リ曽て頓着不仕当惑至極の旨訴へ上ゲ且中之条町定四郎外一人申立候ハ当町市の儀原町より譲受候儀杯決て無御座慶長中より市立来既ニ年々相場書最寄御代官へ奉差上罷在候処天保度両町にて及出入御裁許被仰渡其後右を守り是迄睦み合い候儀の処去々午年中願人方ニて御裁許相破り吾妻川の内原町より岩井村への作場渡船へ新規橋掛渡旅人幷商人通行為致候間一新以来弁利専一の儀にて右様取計方いたし候やと相過罷在然ルニ去未十二月廿六日当町へ商人共立寄市同様相成候を先規通り追人差出さず其儘にいたし置き候より原町のもの共彼是申聞け今般の次第に至り候旨其外始末申上御吟味中の処御利解の趣相弁へ天保十五年辰年幕政裁許証文に基き両町市隔月相立可申ハ勿論双方戸籍に無之もの定廓と号し商い致させまじく且つ吾妻川渡船は原町より岩井村への作場往返の外乗船不相成筈の処同川変瀬いたし渡船差支候ニ付去々午年板橋掛渡候へ共是以作場往辺の外一切通行致させず互に情実を尽し合い往く々々隔月市場相続相成候様致すべき筈取極め聊かも申分無く熟談内済仕候然ル上ハ右一件ニ付重て御願筋毛頭無御座候依之後証連印済口証文差上申処如件

上州吾妻郡原町
役人惣代
願人　組頭　矢島　新作
同　同　新井　忠弥

明治五壬申二月　同州同郡中之条町
役人惣代
相手　同　樋田定四郎
群馬県御役所　同　同門屋　町田　明七

前書之通済口証文奉差上候処御聞届相成候間為後鑑為取替申候　以上

右

矢島　新作　印
新井　忠弥　印
樋田定四郎　印
町田　明七　印

原町の七カ村への謝罪　この判決の結果原町は中之条との間は和解できたが、東橋架橋に助力した岩井村以下七カ村の間は険悪となっていった。済口証文にあるように、東橋は橋一代存置と決ったが「作場往返の外は一切通行してはいけない」という通行制限を付けられてしまったことである。しかしこの制限は実行は非常にむずかしいものであり、七カ村の人々は橋をかけるときは、手前弁当で三千余人も出役して架けた橋であるのに、助力村々には一応の相談もなしで、通行制限とは何事だ。甚だ迷惑であるという抗議がなされ原町を苦境に陥れた。そして村々の中には力ずくでも通行するとまで言い出したので、明治五年三月、名主新井伊三郎、組頭新井忠弥、百姓代一場武平治の三役名で七カ村の村役人宛謝罪状を出して詫びた。（文面略）

(2)　明治五年四月の第二次訴訟

同年四月、中之条の毎戸の者は交代で東橋に出張し、通行の旅人、市人、小荷駄等の姓名を逐一記載した通行人の統計および証明書を作製した。その結果旅人その他諸国商人が多数東橋を通行している事実をつきとめたのである。中之条は去る二月原町が出訴したのは、天保の裁定規約である隔月の市を中之条が破約してなされたもので、原町側こそ、このような重ね重ねの破約はもっての外であるとして、今度は中之条が原告となって同年四月、群馬県に出訴した。然し今回は左記村々が仲裁人となって両町の間を取りもってくれたので程なくして和解した。仲裁人は西中之条村百姓高橋市郎平、原岩本村組頭森田賢六、山田村組頭町田安一郎、川戸村組頭富沢茂平、岩下村肝煎名主西山太平、箱島村肝煎名主佐々木伝七郎の諸氏で、中でも佐々木氏の尽力は少なからざるものがあった。和解の条件は、一、市場隔月開設、一、所産物立売は番非番にかかわらず勝手次第のこと。一、吾妻川通り原町、岩井間の橋は作場往返の外諸人通行自由。一、中之条町において岩井村との間に橋架設の時は原町は協力する。一、原町、岩井間の橋の掛替には中之条町は協力する。

明治五年四月の済口証文は左の通りである。

差上申済口証文の事

上州吾妻郡中之条町役人惣代組頭町田明七外一名より同郡原町名主新井伊三郎外二人へ相掛議定違反出入奉ニ出訴一候ニ付相手方召出され御利解中扱人立入掛合の上熟談内済仕候処意左ニ奉ニ申上一候

一、右訴訟方申立候ハ原町のもの共済口趣意の内吾妻川通り原町より岩井へ掛渡候橋の儀ハ作場往返の外通路致させざる筈の処相手のもの共如何の心得に候や右場所旅人其他諸商人等通行致させ候ニ付済口日合も無之右躰勝手儘の儀致され候てハ、難渋至極の旨訴上、且相手方にては訴訟方のもの共天保度裁許の趣相破候ニ付当二月中相手取出訴に及び掛合の上示談行届き済口証文御聞済請け奉り帰町早々其段最寄村々役人へ申断り候儀ニて済口違変いたし候儀無之旨申立御吟味中の所扱人立入内実篤と承糺し候処互に市場相続の儀より事起り今般の次第に至り候へ共双方共行違の儀有之ニ付右厥々は扱人貰受更に情実ヲ尽シ熟談内済左の通り

一、訴答市立方の儀天保十五辰年裁許証文幷当申年二月済口証文ニ基き隔月一六市相立申す可きはず尤非番の市日は勿論平日双方戸籍無之もの定斛と号し商ひ致させまじく候へ共所産物立売の儀は両町共非番にかゝはらず勝手に売買致すべき事

一、吾妻川通り原町より岩井村へ板橋通路の儀是迄作場往返の外通行致させざる筈の処自今作場通路は勿論岩井村外六ケ村のもの共其外諸人通行致させ申すべく然る上ハ中之条町にて以来新規橋掛渡の節是亦岩井村外六ケ村のもの其外諸人通行致させ候筈にて原町より人足多少共助合申すべく猶原町右橋修復掛替等の節ハ中之条町より多少共人足助合申すべき事

右の通り取極候上ハ双方睦合い自今不平の儀無之様心懸け往くゝゝ市場相続致すべき筈対談行届き聊申分無く内済仕一同偏に難有仕合に奉存候然る上ハ右一件ニ付重て双方より御願毛頭御座無く候依ㇾ之為ニ後証一連印済口証文差上申処如ㇾ件

明治五壬申四月

上州吾妻郡中之条町
役人惣代　組頭　町田　明七
訴訟方　同　同　樋田定四郎
同州同郡原町
相手方　名主　新井伊三郎
同　組頭　矢島　新作
同　同　新井　忠弥

差出人百姓代　山口三郎平
同州同郡西中之条村
扱人　百姓　高橋市郎平
同州同郡原岩本村
同　同　組頭　森田　賢六
同州同郡山田村
同　同　町田安一郎
同州同郡川戸村
同　同　富沢　茂平

同州同郡岩下村　　同州同郡箱島村
同　肝煎名主　西山　太平　　同　同　　佐々木伝七郎　　前文済口之趣私共立会承知仕候ニ付決て違変無レ之ため継書印形仕候　以上
群馬県御役所　　同州同郡
前書の通り済口証文奉差上候所御聞済相成候間為後鑑以写為取替置申候　以上
右　　岩井村　泉沢村
町田明七印　高橋市郎平印　　金井村　新巻村
樋田定四郎印　森田賢六印　　植栗村　奥田村
新井伊三郎印　町田安一郎印　　小泉村
矢島新作印　西山太平印　　右七ヶ村役人惣代
新井忠弥印　佐々木伝七郎印　　岩井村　組頭　本多長次郎印
山口三郎平印　　小泉村　百姓代　塩谷真雄印
（旧原町役場文書）

(3)　明治初年中之条市場の隆盛

慶応四年（明治元年）三月十四日五ヵ条の御誓文が出され新政の方針が示され、明治二年には版籍奉還、同年士農工商の身分制度は徹廃されて四民平等となり、明治五、六年ごろより職業、移住等も次第に自由に行われるようになった。

そもそも封建時代の市場は現今のそれとは全くその性格を異にしていた。近世初期士農工商の身分制度が確立し、自給自足を中心とする領主経済が開かれるが、当時は吾妻郡の住民のほとんどの総べてが農民であり、商人はいなかった。しかし農民が商人になることも、商人が農民になることも身分制度の厳然としていたこの時代には絶対に許されなかった。しかしいくら自給自足の時代であっても、例えば食塩や農機具等はどうしても自給できない非自給物資

近世～明治初年中之条市場商品一覧表

区分	生活資材					生産資材		備考
	食料品	嗜好品その他	衣料品	建材燃料他	美術品等日用品	農具その他	生産資材	
近世前期（元禄五―一六九三）	米、麦、小豆、大豆、荏	塩、酒（濁）、茶、たばこ	麻、麻布、木綿、真綿	板木、杭木、薪炭、薪（下之町市場）		鎌、鍬、馬匹		（元禄五年村差出明細帳、その他）による
近世中期（享保十六―一七三一）	米穀、雑穀	塩、茶、濁酒、煙草	麻、麻布、木綿	板木、杭木、薪炭		鎌、鍬、馬匹		（享保十六年村差出し明細帳による）
近世後期（一八六九―一八七六）明治初年	米穀、雑穀	塩、茶、濁酒、煙草、油、椎茸、松茸、川苔	綿布、織物、木綿紙	槻材、松・杉材	紙、薬、砥石、硯石、刀剣、鉄砲、熊皮、猪皮	鎌、鍬	蚕種、漆、切石、石灰鉄鉱	（明治二年村差出明細帳、明治九年中之条町誌による）
天明三年飢饉時（一七八三）	ふすま焼餅、だんご、麦ばな、甘酒、ところ焼餅	濁酒						（原町富沢久平「浅間山津波実記」による）

区分	江戸前期	江戸中後期	明治初年
対に税場する市	市冥加永	—	市場税（一店一銭）
店賃	？	なし 但し、雑役一人ニ付五〇文	戸板又は、莚一枚ニ付三―五銭（各戸徴収）

があったわけである。そこで封建領主は例えば中之条、原町のように一、六六斉といって一月のうち六日だけ農民に定められた市場を与えて商業行為を許したのが封建的市場の性格であった。明治となって四民平等となったので住民は自由に職業を撰択できるようになり、ここに始めて吾妻にも近代的な商人が生れた。この明治五年の市出入を最後に、この封建的な胖を断ち切って始めて両町民は自由に商業にいそしむことができたのである。

明治六年中之条町に初めて熊谷県中之条区庁が創設され、同十一年吾妻郡役所がおかれると名実共に吾妻の郡都となり商業もますます繁栄におもむいた。明治前期の中之条の市は次のような盛況であった。小池善吉著「明治前期の中之条町」を中心にのべると次のような情況であった。

中之条市場で取扱われていた商品がどのようなものであったかをみると次表のようなものであった。近世の市場においては主として生活資材が中心に取扱われるのであるが、明治初年にいたって時代の趨勢にしたがい初めて生産資材や美術品が市場にあらわれるようになった。

市場税の内容（明治11年）

	納期別	前期	後期	摘要
市場税	納期	4月16日	8月6日／8〃11〃／12〃21〃／12〃26〃 翌年一月末	
	税額	2円30銭	4円20銭	
	税率	一店1銭 2,300店	〃 4,200〃	
	経費	0.40	0.80	当日人代 検査墨筆
	差引税額	1.90	3.40	
	計	5.30		

明治初年職業別人口（明治５年～11年）

年　次	商	工	雑	農	計	備　考
明治 5 年	26	3	?	?	?	壬申戸籍人口
8	42	20	3	—	—	中之条戸籍人口
10	36	13	34	399	482	〃
11	45	17	23	414	499	〃

備考　明治７年１月現在、旅館業７、茶屋７（うち借家２）

次に市場に対する税であるが近世前期真田領時代は市場全体に対して市冥加永を賦課したが、中期となってからは村役人の歎願により免租された。文政のころ清水領のとき、その課税が検討されたが、農村の疲弊と農民の反対によって課税対象からはずされた。明治に至って再び市場税が課税されたが、これを一表にすると前頁表の通りである。

市場の具体的な状況を記した記録は現在見あたらないが、明治十二年戸長役場の事務日誌四月十六日（安市）の状況を次のように伝えている。「この日二百十二店の店が張られた。その活況を原町警察署巡査の監視状況からみると、午前九時から巡査四名、午前十二時から六名、警部派出あり午前十二時より午後十二時まで互勤し、翌日午前一時より午前七時まで引続き巡査六名が立番し、六時三十分退署した。立場検査人は町田留吉と田村市郎衛がこれにあたった」とあり、明治初年の市が盛況であった一端がのべられている。

（注）安市（やすいち）……小池折八述「身の上談話」に次のように記されている。

「新規の祭りなれば将来繁昌の市となして参詣の人多からんことを欲し、十五、十六の両日を祭日とし、十六日には町内の商人一般に百貨百物値下げして販売し、見世物、飾物、其他馳馬（注競馬のこと）浄瑠璃等の興行を添へ賑しき祭となしたり。当時は、塩、茶、綿、油、太物、紙、砂糖の如きは損しても一割以上二割以下の値下げせし故、馬を引いて買物に出る人々は三里五里の遠隔地より来り、市中群集し尓来「弐割下げ市」と言はやせり。」

営業形態別戸数（明治13年—1880）

卸売	仲売	小売	買売	その他	新工	その他
13	76	39	5	3	12	5

営業業態類型別戸数（明治13年）

Ⅰ　単一型						
卸売	仲売	小売	買売	新工	雑業	計
2	47	14	0	1	3	67

Ⅱ　複合型$_1$									
卸、中	卸、小	卸、工	中、小	中、工	中、質	中、雑	小、工	工、質	計
1	2	2	14	5	1	1	3	1	30

Ⅲ　複合型$_2$			
卸、中、小	卸、中、工	中、小、質	計
4	2	1	7

Ⅳ　複合型$_3$	その他	不明	合計
1	2	6	113

（小池善吉作成資料）

注　単一型……卸売、仲売、小売等一つだけ営むもの。
　　複合型$_1$ …２つを組み合せて営むもの。
　　複合型$_2$ …３つを組み合せて営むもの。
　　複合型$_3$ …４つを組み合せて営むもの。

近代的商業への展開　明治二年に土地、人民が政府に移され四民平等の世の中となり、職業の撰択も自由となったが、明治五年以前においては尚近世的な農業外兼業としての市場稼ぎの形態をとり、上層農家は依然農業を中心としていた。明治五年ごろより漸く職業の分化が顕われる。明治五年壬申戸籍によると外来の借地渡世人が商業渡世としてあらわれ始め遂次商業へ自立の方向がみられる。（表参照）明治十一年吾妻郡役所が創設されたのを契機に十年代に入ると町の商業もその緒につくのである。これを明治十三年十一月の中之条町役場帳簿「営業雑種税取簿」によった小池善吉調査統計によって示すと右表のようである。（「明治前期の中之条町」所収）

したがって市場の実態も明治以後大きな変貌をみることとなる。

（附）天保改革と中之条町の経済状況

株仲間解散令……この天保市出入の中で在市における株仲間解散令の及ぼした影響をみてもらいたい。（天保十二年十二月十三日発令）

銭相場の引上げ……天保十三年八月五日、幕府は銭相場の公定に伴う物価引上げ令を公布した。銭相場が下落して下々（しもじも）が難儀するので以後金一両に対し銭六貫五〇〇文を公定相場とした。従って銭相場が公定で引き上げられたのであるから商人は小売物価を安くして誠実に商売するようにとの趣旨である。この改革中物価は三都において下落し、また横ばいの状態を呈し、特に江戸においては天保十三年春から下落し、米、味噌等は前年比一〇％～二〇％下落をみたが、天保十四年秋水野失脚後再び上昇に転じた。

(1)　在市中之条の米穀相場、銭相場

相場書によって在方の状態をみると第4、第5表の通りで、ほぼ江戸と同じ傾向を示していることは重要なことで

第4表　中之条町米穀相場表（天保2年～天保10年）

年月日	上米（1両ニ付）	中米（〃）	下米（〃）	差出先	年月日	上米（1両ニ付）	中米（〃）	下米（〃）	差出先
天保2					天保6				
4.16	7.2	7.4	7.6		7.11	7.0	7.2	7.4	羽倉外記領知
7. 1	7.8	8.0	8.2						
7.11	7.8	8.0	8.4	普請役河島小七郎郡司善三郎	10.16	6.0	6.2	6.4	〃
					天保7				
10.16	8.4	8.6	8.8		4.16	5.8	6.0	6.2	〃
天保3					7.11	4.8	5.0	5.2	〃
1.21	8.0	8.2	8.4	領知役所	10.16	2.5	2.7	2.9	〃
					天保8				
4.16	8.4	8.6	8.8	〃	1.21	2.4	2.6	2.8	〃
7.11	8.4	8.6	8.8	代官大原次郎左衛門	4.16	1.9	2.0	2.1	〃
10.16	8.2	8.4	8.6	大原次郎左衛門領知役所	7.21	2.0	2.1	2.2	領　知
					10.16	4.6	4.7	4.8	〃
天保4					天保9				
1.21	8.4	8.6	8.8	領知山本様	1.21	4.3	4.4	4.5	〃
					4.16	4.7	4.8	5.0	〃
4.16	8.4	8.6	8.8		7.11	4.1	4.2	4.3	〃
7.11	6.8	7.0	7.2	大島庄蔵役所	10.16	4.3	4.4	4.5	〃
10.16	5.2	5.4	5.6	大島孫七領知	天保10				
					1.21	4.7	4.8	4.9	〃
天保5					4.16	5.2	5.4	5.6	両役所領知、羽倉
1.21	4.2	4.4	4.6	元島藤蔵領知					
4.16	4.2	4.4	4.6	〃	7.11	6.0	6.2	6.4	〃
7.11	4.4	4.6	4.8	領知役所	10.16	8.2	8.4	8.6	〃
10.16	7.6	7.8	8.0	〃					
天保6									
1.21	7.2	7.4	7.6						
4.16	6.8	7.0	7.2	山本大膳領知					

ある。

※注　中之条市場の相場書…事件中しばしば問題となった相場書は天保年間も毎年四度、最寄村々支配代官所へ上申した。天保六年―十一年の間は羽倉外記代官所（江戸）に飛脚をもって送り、十一年は直接清水侯役所へ上申されたが、同十一年十月以降は岩鼻代官所二通、清水侯役所へ二通と改められ直接岩鼻に送られた。江戸送りの場合は江戸神田富山町二丁目邑楽屋長蔵方より上納の定めであった。（中之条町名主書上控による）

日光社参　中之条町、伊勢町、その他は社参期間中、いずれも番小屋を拵え、その警備にあたり昼三人、夜五人が夜は拍子木を打って厳重に見廻り、村役人が夜一人づつ巡察した。その他天保紀事に詳しい。

羽倉外記　渡辺崋山、高野長英の主宰する尚歯会の有力メンバーであったが、天保十年五月の蛮社の獄には幕臣なるためその難を逃れた。天保六年～十一年まで吾妻地方は羽倉代官所の管轄であり、十一年勘定吟味役として水野忠邦に抜擢され改革に参画、十四年閏九月水野と共に失脚した。この市出入が水野の天保改革と全く軌を一にして行われているところをみると羽倉との何等かの関係があったものと思われる。羽倉～高野、高野～明七、或は羽倉～町田明七の線も考えられる。天保九年四月十一日、芳賀市三郎も巡見使として中之条に来り柳田槇蔵と会っている。田村八十七と市出入の関係も考えられ、同家に水戸藩の立原杏所の画と長英の掛軸が残されている。市出入と蘭学者による開明派との関係が深く考えられる。

(2)　市出入の資金

両町の市出入の費用は莫大であって一説に数千両といわれる。中之条の場合は領主である清水家よりの拝借金によってその大部分が賄われた。この返済は十カ年賦で弘化二年より安政元年までであったが、清水侯上知により残り一カ年分は御勘弁免除となった。取扱いは重兵衛が行った。その他町の商人は日々の売上高を調査出金し、高割は制限があるので身元金（町役人、豪農）によってあがない、なお不足のところは商い売上高に賦課し年間中に出金した。

米穀、銭相場一覧表（1840～1845）

代官所名・領知名	村　役　人　名	備　　考
羽倉代官所 清水役所	百姓代一惣右衛門 組頭一五左衛門 名主一重兵衛	
〃	百一平八、組一安之右衛門、名一甚兵衛	
〃	〃	
伊奈友之助 清水役所	百一平八、組一惣右衛門 名一甚兵衛	伊奈役所より 銭相場書上
山本大膳　〃 清水　〃	〃 百一藤八、組一安之右衛門、名一重兵衛	(天)12. 5.15 天保改革始る
〃	〃	
〃	百一藤八、組一太左衛門 名一重兵衛	(天)12.12.13 株仲間解散令
〃	〃	
〃	百一八左衛門、組一政右衛門、名一重兵衛	
〃	〃	
関保右衛門　〃 清水　〃	〃	(天)13. 7 印旛沼干拓 (天)13. 8. 5 銭相場引上げ (天)13.10 近江大一揆
林部善太左衛門　〃 清水　〃	〃	
〃	〃	(天)14. 4.13—4.21 日光社参
〃	〃	
〃	〃	(天)14. 9.14　上知令 閏 9.7　上知令徹回 (天)14　閏9.13 老中水野失脚
〃	〃	
〃	百一喜右衛門、組一政右衛門、名一儀兵衛	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃	百一政右衛門、組一太郎左衛門、名一惣右衛門	弘化　元6 水野忠邦再び老中となる （弘化 2. 2.21辞職）

第5表　天保改革前後の中之条町

年次	上米(両)	中米(〃)	下米(〃)	麦(〃)	銭相場(一両ニ付)
	斗 升	斗 升	斗 升	貫 匁	貫 文
天保11 月 日					
1.21	9. 2	9. 4	9. 6	—	—
4.16	9. 0	9. 2	9. 4	—	—
7.11	7. 4	7. 6	7. 8	—	—
10.16	8. 0	8. 2	8. 4	1. 8. 0	6.800
天保12					
1.21	8. 9	8. 6	8. 8	1. 7. 0	6.800
4.16	8. 0	8. 2	8. 4	2. 0. 0	6.800
7.11	8. 0	8. 2	8. 4	2. 2. 0	6.800
10.16	7. 6	7. 8	8. 0	2. 0. 0	6.800
天保13					
1.21	7. 6	7. 8	8. 0	1. 6. 0	6.900
4.16	7. 8	8. 0	8. 2	1. 7. 0	6.800
7.11	8. 0	8. 2	8. 4	1. 8. 0	6.900
10.16	9. 8	10. 0	10. 2	2. 0. 2	6.600
天保14					
1.21	9. 2	9. 4	9. 6	2.10	6.600
4.16	8. 8	9. 0	9. 2	1. 9. 0	6.600
7.11	9. 2	9. 4	9. 6	2. 2. 0	6.200
10.11	8. 6	8. 8	9. 0	2. 0. 0	6.500
天保15					
1.21	8. 2	8. 4	8. 6	1. 8. 0	6.500
4.16	8. 2	8. 4	8. 6	2. 0. 0	6.500
7.11	8. 8	9. 0	9. 2	2. 2. 0	6.500
10.16	6. 2	6. 4	6. 6	1. 8. 0	6.500
弘化 2					
1.21	7. 0	7. 2	7. 4	1. 8. 0	6.500
4.16	6. 8	7. 0	7. 2	1. 8. 0	6.500
		（以	下	略）	

備考　1.　各相場は1両に付
　　2.　中之条町名主諸書上帳により作製（山口武夫調査資料）

また桑原、町田（儀平）田中氏等の質屋からも借りている。町田（儀）文書によると、天保十二年七月には早くも市出入資金として二十両、天保十三年七月には三十両を百姓代外の名儀で借用、これは町民が日々積金をして返済している。

清水大納言家　清水家は文政七年八月より安政二年まで三十一ヵ年間、中之条町外吾妻の各地を所領した。九代将軍家重の次男重好より出で、一橋、田安家と共に徳川三卿の一で、十万石の名門である。三代斉順―斉明―斉彊―照武の四代にわたり吾妻を知行した。天保時代の領主は五代斉彊（文政十年―弘化三年）で名君の誉れ高い人で大納言となり、領内に多くの善政を布き十四代将軍家茂の育て役までした人で弘化三年紀伊家に直っている。老臣稲生出羽守が施政の中心となり代官上野又左衛門が当地方を扱っていた。町民が領主の威光を肩にして原町と争ったことは明白で、町民も清水家を敬慕し上知の際は老中牧野氏に上知反対の歎願書まで出している。

町田明七伝　中之条町下の町、町田経治郎家の祖で、明七の名は明け七つ（午前四時）に生れたので明七と名付けられたという。また俗名を己起といい、また一朗といった。寛政七年生れ、鍛冶と宿屋を業とし刀工蟻川波右衛門の弟子であった。文政のころは酒造も行った。通称「ふじや」「とんや」という。性質は磊落、豪放で、また恬淡、義気にとみ、狂歌をよくした。妻は刀工蟻川波右衛門の女である。天保市出入に本町の惣代として活躍、そのため天保十三年投獄された。高野長英との関係が深く、伊勢町根岸権太夫宛長英の書翰にも「明七はなかなか妙な男にて」とある。弘化元年長英脱獄後いち早く同家を訪れ、現在長英筆の蘭書の軸が残されている。明七はまた俳号を遊亭と号し狂歌にもすぐれていた。「わが庵は蚊にもゆたかな笑いかな」慶応三年二月三日七十二才をもって没した。法名「昌誉宝清居士」同町清見寺に葬る。

(3)　天保時代の商業

天保時代の国外商人一覧表

販売する商人		買付商人（その他）	
商品名	国外商人出身地	商品名	商人出身地
太物	高崎	麻	近江、信濃、越後、越中
荒物	高崎		
食塩	高崎	太物、油、種屋	信濃
茶	上総、下総（見本を以て注文に応ず）（徳山及その他2種）1俵6貫入1分1朱	縮・酒	越後
瀬戸物（陶器）	紀伊、会津（見本持参）	薬	越中、加賀
小間物	江戸	蚕、古着類、硫黄	前橋、高崎
京地の小間物、フロシキ、真田織等、筆墨	近江	煙草	沼田
紙類	上州下仁田産、信州上田産	米穀	越後、信濃
手拭地、晒木綿、紋類	信州松本		
生白地縞、内山紙、帳面	信州善光寺町（現、長野市）		
綿類、篠巻糸水油	信州須坂商人、須坂組の規定を定め、年6回1人に付油綿1回何駄と定め持参、信州高井郡小川原村北沢屋松蔵、文化7年肩荷して始めて来る樋田定四郎方に宿泊、文政度より販路開け搾油始る。水油、糸綿を吾妻沼田方面へ販売する		

備考　小池折八述増補中之条町誌および身の上談話により作製

化政度より固定店舗が定着し、国外商人の中之条町の商人

文化、文政→天保→嘉永ごろの中之条町の商人

（一八〇〇～一八五〇）

屋号	住所	氏名	取扱商品	備考
樋田定四郎	袋町	樋田定四郎	水油、搾油	寛政ごろ荏搾油、文化七年より信州高井郡北沢屋と共に、文政年度賑盛
〒	下ノ町	―	こくや	文政十一年閉店
㊡	新田町	―	―	
〄	上ノ町	小池　要八	太物、百貨大小豆糸巻（江戸へ）	要八、中之条原町市出入中江戸にて発病五月十三日死
〄	〃	松井	―	
松本屋		半右衛門	―	文政以前閉店
文右衛門		文右衛門	大小袴屋㊩	文政十年以前より
三右衛門		三右衛門	同　㊩	〃
佐次右衛門		佐次右衛門	居酒屋㊩	〃
湯屋		曽平	銭湯㊩	〃
髪結		安五郎	髪結㊩	佐次郎地借

定十郎				
酒造人		定十郎	大小袴屋	文政十年以前より佐内地借
〃		十兵衛	酒造	文政十年以前
ちぎりいち	中ノ町	平八	〃	〃
		九兵衛	〃	享和年中より
		町田　儀平	油、茶、塩、米穀、質屋（文政以前より）	
出しばり	下ノ町	田中甚兵衛	文政年度より質屋	
穀仙	曲ノ手	―	油、穀物	
かくいち（とらや）	曲ノ手	町田重兵衛	穀（天保八年まで）酒造、太物、雑貨（天保九年より）	酒造は文政十年以前
えびや	中之町	関	菓子	
望月	下ノ町	望月俊斉	薬種、医者	
ふじや	〃	町田　明七	酒造㊩、鍛冶、宿屋	温泉浴客、信越、高崎、前橋、江戸商人等
町田友七		町田　友七	宿屋、穀物	
叶屋		―	宿屋（油商定宿）	
柳屋	中ノ町	青柳　藤八	〃（種屋定宿）	
鍋屋	上ノ町	田村八十七		

屋号	住所	氏名	取扱商品	備考
桑原	下ノ町	桑原	宿屋（種屋商定宿）	一
水出太左衛門	〃	水出太左衛門	紺屋	
中野屋	中ノ町	中沢　忠七	〃	
かめや		勘十郎	〃	
柏屋	中ノ町	二宮半兵衛	㊓烟草屋酒造	
倉林八左衛門		倉林八左衛門	〃	
倉林又重郎	下ノ町	倉林又重郎	煙草屋？	文政十四年仆跡へ
湯本庄九郎	中ノ町（？）	湯本庄九郎	仕立屋	
〻			肴屋	天保ごろ閉店
越後屋	下ノ町		八百屋	
伊能安左衛門			炭屋	
太田屋	上ノ町		穀商	
二宮清左衛門	〃			天保以前閉店

備考　①　小池折八「身上談話」

②　㊓とあるのは文政十年五月領知役所へ上申した文書（中之条青柳光作文書）により作製

③　青柳文書によると折田に居酒屋七軒五反田に一軒がある。

二　山　論

1　序　説

入会秣薪山とは　中世以来一般農民は入会山（いりあいやま）（地）を持っており、ここより秣（まぐさ）をとって田畑の重要な肥料とし、家畜の飼料ともなし、萱を刈取って家屋の屋根等を修理し、薪をとって日常の燃料とした。かようなわけで入会山は農民生活の上に日常不可欠の非常に重要な意味をもつものであった。入会地は通常数ヵ村より数十ヵ村にもおよぶ大きな入会山もあり、榛名山を例にとって言えば、真田領時代以降実に現在の東吾妻のうち高山村を除く東村、吾妻町、中之条町の三十ヵ村にわたる大きな入会地であった。その他中之条近辺には原町山、上沢渡山、四万山、原岩本山、下尻高南山等の入会地があった。

入会秣薪山よりの収穫物　近世前期より、漸く農業が興り、開墾等も盛んになってくると、必然的にそこに施される肥料源が問題となってくる。現在のように金肥のない近世において、田畑の重要な肥料は、榛名山その他の入会山より秣を刈り、馬にふませて馬肥にして、水田その他に施した。このようなわけで草肥は当時としては重要な肥料源であったわけである。その他森や林より落葉を集め堆肥とし、人糞尿、家畜の下肥等もまた重要な肥料であったのである。では当時どの位の草肥が田畑に施肥せられたかについては第一巻近世前期第八節真田時代の農業第一項農業の項を参照せられたい。また入会地からは前に述べたように、萱や薪が里に運ばれて生活の用に供されたのである。

山　論　このように秣場の価値が重要視されてくる江戸初期、特に寛永～寛文のころになると全国各地において秣場を中心とする係争が展開されてくる。吾妻においても沼田領と榛名山社人領との間にくりひろげられた榛名山入会地紛争、下尻高村と平村外数ヵ村との南山の係争は、遠く元和、寛永のころより繰り返えされていたのである。

2　上・下尻高村、南山山論

(1)　天正十八年の境界論

中世において現在の高山村大字尻高と中之条町大字大塚、赤坂、平、横尾は尻高の城主尻高氏の領有で、尻高村を当時上尻高村、赤坂、大塚、平の三ヵ村を下尻高村と称した。その上下の分村は中世の文明七年といわれ、翌八年この下尻高村が大塚組、赤坂組、平組の三組に分かれたといわれている。（郡村誌）現在大字平に「下尻高」の小字名を残しているのは、そのためである。その後天正十八年小田原の役後、徳川家康が秀吉の命で江戸に入府すると、関東はその治下に入った。そして上尻高村は箕輪城主、井伊直孝の治下に入り、下尻高村は沼田城主真田信幸の領するところとなったのである。

かくて中世の尻高領は二分されて知行されることになり、そこで天正十八年秋、上・下尻高村の境界を正すことになった。井伊方からは広瀬美濃守、孕石源右衛門、横井、立原の四名の検使が来り、現地の百姓代表として上尻高村の百姓、林新助、河原田与五右衛門、町田九兵衛が立ち合い、真田方からは北能登守、代官鹿野志摩、鹿野和泉が検使としてこれに立会い、百姓の代表者として下尻高村の百姓林弾左衛門、田村角内、小渕左京が出て境界線を定めた。その境界線は次の通りである。南は八瀬おね、梨来丸山、あけびちち（あけび宿であろう）切、北は大坊の沢瀬はおち切を境界線とすることに決まった。（吾妻記）

(2)　寛永四年―正保二年の山論

天正十八年の真田、井伊両藩の境界線確定に当って南山一帯の地は相互の入会と定められたのであるが、二十七年を経過した寛永四年（月日不詳）下尻高村の百姓たちが越境して秣を刈ったので、上尻高村では大小の百姓残らず立会い詮議の上で、上尻高村の上、中、下の三組から人員を出して、その是非を決することとなった。これが寛永の出入の口火を切った事件である。上尻高村では七月五日、惣百姓が連印して名主新右衛門、組頭権兵衛、役原組頭伊左衛門あてに江戸に出訴の際の費用分担の協定を行っていることが見える。

寛永八年に至って下尻高村は遂に幕府へ出訴した。このときの情況は史料を欠いていて詳細は不明であるが、寛永十五年幕府の裁定により、南山の入会が確認され、双方へ証文が下った。

ところが吾妻記によると寛永十五年再び上、下尻高村の間に野山境目の争論が突発した。そこで上尻高村よりは角田新兵衛、上坂庄右衛門、川原田六兵衛、川原田与五右衛門が代表となり、下尻高村は、林善之丞、高橋源右衛門、田村半右衛門、剱持何右衛門を代表として送った。そして江戸評定所（えどひょうじょうしょ）において訴訟が繰り返えされている。寛永十八年、江戸より検使役人が来たり、双方に狼煙（のろし）を挙げさせ、その場所を見分の上、狼煙をあげた内山（うちやま）の区域（三十町×十六町）を上、下尻高村の入会地と定めた。このとき上尻高村の狼煙場は上は「野むし岩」、中は「長見山のかみ」下は「出口」に、下尻高村は「あけび宿」、中は「ちょうろっぴ」、下は「鳴沢」に立てられたといわれる。

正保二年四月には江戸より検使として、坪井金太夫、伊奈半十郎、石河三河守、宮城越前守が現地におもむき、検使は現在の尻高村字熊野地内にある中島（地名）の庄右衛門の家で両者を対決させ、その翌日は南の丸山に登って実地検分の上、北は従来通り大坊沢切、南山の地は双方の入会地とした。下尻高村南山は大塚、平、赤坂、下横尾の四カ村の秣山となり、他村の者は絶対に入れないということで決着となった。なお北山については下尻高村百姓は、公

儀の場合は格別であるが、自己消費の物資をとるときは、上尻高村よりの山札をもって入山してこれを採り、商売用や他人にくれるためには絶対にこれを採ってはいけないことがきめられている。正保二年四月二日、上、下双方へ証文二通を渡され、一件落着となったのである。中之条町大字大塚と高山村大字尻高の境にある西向観音堂はこの時両村和解の記念として建立せられたものであるという。（大塚、林芳江談）（尻高、松井文書）（大塚、吉田文書）

(3)　延宝四―五年の山論

延宝二、三年のころより、伊勢町の農民が下尻高村南山に秣をたびたび盗みにくるようになったので、現地において見付け次第山道具を取押えて、重ねて侵出しないよう厳重に注意を促していた。

延宝四年二月、林検地の検使尾見与一左衛門が現地に出張の当時、伊勢町の半介が平村に出作していた。このとき林検地が行われ、半介林は伊勢町の秣場であるという理由でその権利を主張するようになったので、自然平村との間に事件をかもすようになった。平村としては南山秣場は正保二年の裁許にもとづき、どこまでも四ヵ村の入会地であるから伊勢町が入ることは許されないと主張し、お互に相反目するようになったのである。そのうち平村の十二平に伊勢町の者が、新しく新畑五枚を開墾したので平村では、これを取押え林検地の際は平村の帳面に載せて林年貢を上納した。ただ重なる伊勢町の出方に激昂した平村は、この度は林を潰し重ねて伊勢町の者が侵出してくる心算であるとして沼田役人尾見氏に訴えると、双方お互に申分があることとて、沼田の寄合所へ訴えて白黒を決るべきであると言渡したので平村では早速沼田に出訴してその入会権を主張した。

六月二日に至り、伊勢町の百姓が大挙して南山に侵出して来たので、秣二駄を取押え、伊勢町の庄屋へ厳重抗議を申し入れた。ところが六月十日には、さらに六十頭の馬を南山に入れて秣を刈り出したので、二十駄の秣を取押え、四ヵ村以外の者は絶対に入ってはならないという規約を伊勢町側に提示した。その後伊勢町の神官小板橋美作（いたばしみまさか）が、横

尾村の庄屋金右衛門と同村三郎右衛門の両人を仲介に立て平村に申し入れした。その理由は美作は横尾村に田地を持ち伊勢町には屋敷だけしかない。であるからして南山から秣を刈らして欲しいということであった。このようにして伊勢町が南山に秣場を獲得しようとし、平村がこれを拒否することによって、事件はますます紛糾を重ねていったのである。

延宝五年三月二十九日、沼田藩の裁許によって伊勢町の主張が通り、南山なじらく、赤井沢押込、御ぼう山へ伊勢町の百姓が秣刈りに入ることが許された。裁定者役人名を挙げると勘定奉行、尾見治太夫、尾見与一左衛門、西郷角太夫、町奉行、小山五郎太夫、日置(へき)五右衛門、寺社奉行、上野治右衛門、久保弥五右衛門、普請奉行、浅田権兵衛となっている。（吾妻記、宇妻・関文書、横尾・高橋文書、口絵参照）

(4)　元禄六年―八年の山論

延宝の真田氏の裁定によって横尾村と伊勢町は平村山と大塚山の南山において秣場の権利を確認されたのであるが、真田氏改易後再び猥(みだ)りになってしまった。そこで元禄六年、代官竹村惣左衛門のとき訴訟となり、下尻高村（大塚、赤坂、平）、上尻高村と横尾村、伊勢町との間に論争が繰り返えされた結果、元禄八年九月九日、江戸評定所において、井戸対馬守の裁定によって、横尾村、伊勢町二村の主張が通り事件は落着した。この事件の詳細も文献が欠けていてその内容を知ることができない。一説によると（尻高側史料による）上尻高村の名主善左衛門、同九郎兵衛、組頭清左衛門は百姓に相談なく下尻高村の役人たちと内(うち)相談をし、中山村境から青山村境まで野境を立てないで山一面の絵図をもって取極(とりきめ)めたといわれる。これは下尻高村の名主たちの謀計に依ったものであるという。この時、上尻高村名主善左衛門、清右衛門が竹村惣左衛門代官所へ口上書を差し出したが、村の惣百姓はその内容を全然知らず、次期宝永の山論の際問題となった。この文書で「南山は無境入会」となっていたといわれることが宝永山論の争

点となったのである。

(5) 宝永四―五年の山論

天正十八年（一五九〇）から宝永四年（一七〇八）まで約一一八年を経ているが何故このように間断なく論争が続いたのであろうか。由来上、下尻高村は中世一村であり、同じ尻高村であったが、文明七年（一四七五）分村したといわれ、翌八年下尻高村がさらに大塚・赤坂・平の三組に分村した。このような歴史的経緯によって両村には古来入作地が入乱れて散在した。さらに一つは十二ヵ岳（南山）北麓一帯は標高六〇〇メートル前後におよぶ広大な原野であった。ここが吾妻、群馬郡下数ヵ村の入会地として定められた。広漠なる故をもってその境界が至って不明確であったためであり、幕府のその都度の裁定も従って明瞭を欠いていたことが挙げられる。

このようにして元禄の裁定より十四年を経た宝永四年までは一応平穏が保たれていたがこの年再度上、下尻高村の間に争論が起り、幕府に提訴され争われることとなった。この時の裁定によったものが現在の村境となっている。明治の地租改正の折、大塚村、尻高村が立会い合意確定した。問題の地は一方は大塚の大原開墾地となり、一方は尻高の火の口開墾地となっている。

宝永四年六月、事件は下尻高村の百姓が上尻高村の内野に越境したことによって起った。同年八月、中川吉左衛門代官所支配の平村（名主玄左衛門以下二名）大塚村（名主市郎左衛門以下二名）赤坂村（名主七左衛門以下一名）の者は、本多左京、白井主税、高木惣十郎の三給知行所である上尻高村の名主三郎兵衛、彦右衛門、藤右衛門外前任の名主九兵衛以下二名の六名を相手どり、本多左京外二名の旗本知行所宛訴訟をおこした。その趣旨は上尻高村は北山に広大な秣場（約一里四方）があり近頃茅野に仕立て、方々に売出すという余裕があるのに、南山は相方の入会であるにも拘らず野道を堀り毎日五六十人宛刈り取らせている。その反面下尻高村の者を妨害して秣を刈らせず鎌を取り上

げたり、打擲するという暴力行為を敢えてすることは不埒である。また貞享四年上尻高村は白井領のうち、白井、中郷、吹屋、北牧の四ヵ村に対して南山の山留をし、白井領四ヵ村から札銭を出すから入山してくれと申し込んだが独断でこれを拒否し下尻高村には何等の相談もなく、その上秣刈りを拒否しているというものであり、これに対して上尻高村の申し分は、下尻高が「無境入会」と言うのはいわれがなく、寛永十八年裁定で実地検分した狼煙場の内側の区間の内山が入会山と定められており、決して無境ではない。現在両村が所持している取極書も絵図も偽文書であって、当時の名主（元禄時代）が村民を無視して両村間で勝手にきめたものである。よろしく寛永十八年の裁定にもどすべきであるというのが上尻高村の申し立てであった。元禄の山論の際、下尻高村の名主が謀事をたくらんだことは事実であったらしい。（巻末の注の文書参照のこと）このようにして上尻高村内ではこの出入にあたって現任の名主と前任の名主との間で内紛も始っている。他方伊勢町と横尾村は元禄の裁定を無視して組合村であるのに、この紛争に関して何等の相談もないのみか、南山への入山を平、大塚の両村共これを拒否し、鎌等を取り押えられ迷惑している。この際その権利を再確認してもらいたいと、同年八月追訴した。追訴文は巻末注を御覧いただきたい。群馬郡村上村も南山の入会の権利を主張し追訴したので、遂に数ヵ町村が入り乱れての大論争となってしまった。かくてこの訴訟は江戸の評定所にもち込まれ争われることとなった。翌宝永五年四月、上尻高村は大塚村が侵入して問題になった「内野」についての口上書を奉行所に提出、翌五月十九日、江戸より関本小藤太と原田李太夫の両名が検使として出張した。このとき寛永十八年裁定の狼煙場の検分、上尻高村の南山所在の畑は六十一年前の慶安元年岡上甚右衛門の検地をうけていること、村境の橋は両村にて立合いのもとに架橋し吾妻、群馬郡境としてお互に認め合っていること等を確認した。当時上尻高村は群馬郡に属していたものである。（明治二十九年まで）争いが起きて約一年ののち宝永五年八月十三日、次のように裁定が下された。

裁許の条々（以下口訳文）

一、下尻高村の内、平村、赤坂村、大塚村の訴えるのには、南山は古来入会山であるところ、此度上尻高村から異議の申し立てがあった。上尻高村の言うのには南山のうち鷹巣（注中の岳）、十二ヵ嶽の峰を境に木通宿（あけびしく）、ちやうろび、鳴沢迄は入会で、大塚村と上尻高村と立合いで村境に橘を掛けたのであると答申した。幕府の一国絵図を調べたところ、争論の山は群馬郡のうちにある。しかし山内の田地は両方で入組んでおり、先年検地も請けていることであるから、郡境を越えて飛地に地面をもっている百姓は入会の秣を刈ってもよい事

一、村上村の訴えるのには下尻高村三ヵ村の相論している南山の西表（にしおもて）、上尻高村分、大所、大曽根、石ガラあたり峰続き見通した処は村上地内であるのに、三ヵ村よりかれこれ申すので検分したところ、双方とも一切証拠がなく、三ヵ村より沢をこえ支配する申し分は成り立たない。よって以後は沢通り押込山の麓、峰通りの南面は村上村、北面は三ヵ村分と決定した。秣は先例の通り入会で刈ってよい事。

一、伊勢町、横尾村が下尻高村地内の山へ入った処、三ヵ村からおし止められた。詮義したところ、地内の山に伊勢町、横尾村の田畑があり、入会地であることは明白である。よって先規の通りである事

検使のため滝沢十左衛門手代、原田本太夫、野田次市左衛門手代、関本小藤次をさしつかわし、所々検分をとげ裁許が終って後証のため絵図裏書を双方に下しおくから再犯の事なきよう

宝永五戊子年八月十三日

平　若狭㊞　　丹　遠江㊞
石　阿波㊞　　本　禅正㊞
中　出雲㊞　在所御目付無加印三備
萩　近江㊞　　三　備前
坪　能登㊞　　島　播摩㊞
松　壱岐㊞

（注）

①白井領のうち、白井村、吹屋村、中郷村、北牧村の四ヵ村の百姓は以前から南山（十二ヵ岳、鷹巣山）に入って秣を採っていたが、貞享三年、上尻高村にその入山を拒否された。四ヵ村の名主は貞享四年三月六日、上尻高村の領主坂本内記の役所へ札銭（秣をとる料金）を支払うから入山を許してくれるよう歎願したが、新規のことであるからといって村役人がこれを拒絶したので代官所もこれを許さなかった。

②宝永四年九月、上尻高村、先の名主善左衛門、同九郎兵衛、先の組頭清左衛門より奉行所に差し出した文書に次の事が記されている。（前略）貴村も入相（いりあい）御証文地ニ御座候得共、被苅取不申様こと申越され、御代官竹村惣左

衛門様江下尻高村口上書之末に上尻高村名主善左衛門組頭清右衛門印判仕候。今以存当り謀ニテ右之論地ニ得勝勝利其上向後上尻高御証文無境ニ可申達旨拾四年以前ニ工夫存立事努々知り不申、絵図致し事上尻高狼煙場之外、上尻高山に候得共、大塚村之内山絵図に入間敷と申所に惣廻り出不申候ては境目知り不申候間、為書くれ候様にと申すに付、壱面に対し下尻高の者共只今公事可仕逢申候御事

一、右之謀略横尾村兼々存し、上尻高御証文は境地狼煙之内竪三十町十六町此内斗之義にては外秣場論所御公儀様にて相極、（下略）

一、上尻高御証文下尻高謀事の工夫拾四年以前之横尾村御訴状に委しく御座候。名主杯参候亥の六月九日に内御寄合名主九郎兵衛召出山絵図面狼煙境目に上尻高大塚村共ニ印判仕竹村惣左衛門様江指上、十三年来境目之外に大塚村の者共一切入不申候事。（下略）

③宝永四年八月、伊勢町、横尾村追訴文

一、上野国我妻郡横尾村、伊勢町の儀は、平村山、大塚村山にて先規より秣苅り来り申す所に、拾五年以前酉ノ年（元禄六年）遺人にまかりなり（注代官）竹村惣左衛門様御支配の節御訴訟申上げ平村、大塚村、赤坂村、上尻高村、横尾、伊勢町双方立ち合い絵図仰つけられ従々御詮議の上拾三年以前亥九月九日（元禄八年）に井戸対馬守様より先規の通り入会に仰せつけられ下し置かれ候事。

一、今度上尻高村と下尻高村、右の山野論と成られ横尾伊勢二ヶ村江相談も仕らず御公儀様江御訴訟申し上げ候所に双方立合いの絵図仕り当九月廿五日に御評定所へ罷り出てべき由御指紙頂戴仕り候段承り候。

大塚、赤坂村右三ヵ村江絵図立合い其の上入用等指し加え申すべき由申し断り候へども一切仕らず其の上入相之秣場ふせぎ鎌縄等押えられ迷わく仕り候事。

一、先規の絵図に立合い申す所に右三ヶ村は我がまま申し今度絵図に余申し候儀此は後山に入れ申す間敷覚悟に御座候。横尾村伊勢町の儀は一切秣場御座無く候間、御慈悲に今度は絵図に立合い以来出入に成らざる様に願い奉り候。

拾三年以前亥の年山絵図山径図竹村惣左衛門様江指上げ置き申し候間御披見の上右三ヶ村召し出され先規の通りに仰せつけられ下しおかれ候ハバ有り難く存じ奉り候

以　上

宝永四年亥の八月　　上野国我妻郡横尾村
訴訟人　名主組頭一同連印
同郡伊勢町
同　名主組頭一同連印

御奉行所様

3　青山村、市城村秣薪入会山論

青山村と市城村はもと一村であって、郡村誌によると戦国の末期永禄二年（一五五九）分村して青山村が誕生したといわれている。このような歴史的事情があって、両村には田畑等も互いに入作地があり、したがって山も同様であった。青山村の農民はこのようないきさつで永年市城山へ秣、薪を採りに入っていたのであった。ところが享保十一年七月、突然市城村から市城山への入山を拒否されてしまった。市城村の言い分は、青山村とは元来別の村であって、その入会というのは、両村の境の屍坂（かばねさか）に境界のための分木を建て、峯を境にして、その南面は入会山ではないのに入会山と称して入山しているのでこれを断ったのであると言明している。そこで両村は江戸の評定所において互に争ったが、その論所がどうしても明瞭でなかった。当時市城村は代官支配地であり、青山村は旗本保科氏の知行所であった（元禄十一年より）そこで代官である鈴木平十郎を検使として現地に派遣して実地検証した処、青山村の言い分である市城村と一村であるという論拠として、お互い田畑の入作地があり、吾妻川に架橋してある橋を両村で立ち合いで掛けているのは一村という理由にはならない。また幕府の官庫にある古絵図を調べた所両村が別村であることは明白である。よって青山の申し立てについてはその理由がない。また市城村の言い分として不動沢より東沢を限って南方を内山と言っているが、これも確固とした証拠もないし入会の道筋が山越しの由、申し立てているが峻岨の山で、とても「馬足に及び難きこと歴然」で、その申し立ても成り立たない。こんなわけで両村の論所で取り上げるような証拠が全然見当らないので、検分のすえ次のような判決が享保十二年閏正月二十五日におりた。

裁許の条々（口訳）　　青山村は入って秣、薪を採ること

一、不動沢よりでうたん平、すぎがうち峯を境に西北の山へ　　一、南の方、山内へは青山村は一切入ってはいけない事。

一、右の入会の外、道筋の秣薪等一切採ってはいけない事。

裁定者の氏名……稲下野、久大和、筧播摩、駒肥後、諏美濃、大越前、小信濃、太備中、黒備前とあり、有名な大岡越前守忠相がこの裁定に加わっていることがみえる。

4　四万山山論

(1)　四万山の概況

元禄五年六月の中之条町差出明細帳に、中之条町の薪・かや・秣場として、榛名山秣場、原町山、山田村山、上沢渡村山、四万村山、原岩本村山、五反田村山の七ヵ所があげられていて、その一つが四万山である。そして町の百姓消費の大部分を四万山と上沢渡山の二つの山に依存している。この山は薪、萱、秣場であると共に江戸期を通して中之条町全体の重要な木材供給源の山であったのである。同書、山田川橋の条にその架替は三十五ヵ村で行うことが記されているが「敷板の儀は四万村より御出させ被遊候。（幕府の官林のため敬語がつかわれている）人足の代りに村より板出し申候」とあり、享保十六年の差出帳にも「当町市六斉には四万村より御運上の板木、貫木、小割付出し、商人、当町へ参り売買仕、渋川迄仕出申候。此外は近郷、近村より大三寸杭木、板出し売買仕候」とある。

四万村にはこの入会山の外、鷹巣山という幕府直轄の山林があった。鷹巣山とは幕府で鷹狩りに使う鷹をとるため、これを保護して雛を育てる指定の山林のことで一般人の立ち入りは禁止されていた。これを御留山という。真田領時代には中之条には四万山のほか蟻川山、大岩山、上沢渡山、丹下山が指定されている。（沼田領品々覚書）当時四万は温泉も現在のように発展していなかったので農民は耕地も少なくかつ痩地であって農業だけでは到底生活が成り立たなかったので農間稼ぎとして、この御留山の立木を払い下げてもらい、伐挽運上（木を伐採するための税金）を幕府

に納めて、その材木をもらい、細々と生活をしていたのであって、この山と百姓は切っても切れない生活の強い紐帯に結ばれていたのである。前掲の山田川橋の用材も、中之条市場へ出された木材も、これら官林から出された材木が多量に含まれていたので、当時の人々は「御運上の板」と言っていた。このころ中之条の市場では、これらの材木類は下之町の市場、（下の市）で専売されていた。真田時代、沼田領より他領へ移出された重要な商品の中で材木、板、松（但し悪木）の比重は大なるものがあったのである。

さて、この入会山村々は幕末安政のころ、中之条町以下四万村を含めて十四ヵ村である入会山であったから、自由に山に入り、萩、萱の外、主として薪、材木をとり、さらには雑木をきって炭を焼き商売にする等、地域農民と実に密接な関係にあったものである。

(2)　元禄期の四万温泉と農間商の台頭

真田領時代、四万温泉も次第に発展していったが、いまだ草津や川原湯には及ばなかった。沼田領品々覚書によると当時の吾妻郡の温泉の状況を、その湯銭（現在の入湯税）の徴税成績からみて次のようにのべている。①草津、湯銭八〇〇貫、湯宿、表屋敷三十五軒、裏屋敷二十五軒、計六十軒、②川原湯、八軒、鐚二〇〇貫、③沢渡、鐚四貫、④四万（滝の湯、蒸湯、あら湯）湯銭、年七、八両―十両とあり、湯宿の軒数は示されていないが、三、四軒であったと推定せられる。天和三年五月二十一日、名主善兵衛より代官所に差し出した文書によると、新湯の湯宿三軒（茂左衛門、彦左衛門、半三郎）、「元禄五年当申之歳湯治人数改之帳」によると新湯、彦左衛門の一年の湯治客〆二百三十一人であったのをみると、草津、川原湯に比して全く微々たるものであったことがしれる。以上のようなわけで、四万の農民としては山林が唯一無二の生活の糧であったのである。

次に、寛文～延宝期より元禄のころにかけて在方の農間稼の商人が次第にその数を増してくる。その一例を中之条

の二宮氏に例をとってみると、前章中之条、原町市出入の項でふれたが、二宮氏が商人として頭われるのは真田氏末期のころで、元禄元年には二宮三家の一、伊右衛門は利根郡（当時吾妻郡）入須川村伊右衛門の酒造株を請とり、元禄三年には同じく一族の清左衛門が同郡須川町の久左衛門の酒造株を吸収し、草津街道の坪井村（現、長野原町大津）に醸造所を新設進出している。このように元禄期に入ってから中之条市場は二宮三家を中心として活況を呈し、この市元としての在郷の農民は競って現金収入を得るため農間稼商人として台頭する気運に向う。

また、元禄以降貨幣の流通が円滑になってくると四万山のように、入会山を乱用して私腹を肥やす不心得者も漸く各地にあらわれる。近くの例として、宝永五年、尻高村の百姓は入会山の萱を私して大塚村の百姓にひそかに売却したことが露顕し、名主にあやまり状を出している例などがみえる。

(3)　元禄八年の四万山山論

元禄八年のころ、四万村名主善兵衛は四万山入会村である、五反田村、原岩本村、蟻川村、西中之条村、横尾村、伊勢町、青山村、赤坂村の八ヵ村の村人が、かねてより薪、秣の外、四万村の重要財源である材木を自家消費だけでなく、春、鋤、鍬の柄、荷鞍、箕等の農具を拵え商品として売買しているのを知って、四万山よりの木材の搬出を厳禁すると言い出した。その理由は、四万村は伐挽運上（木材伐採に対する税金）を幕府へ納めているのに、これら八ヵ村の者達は運上も出さないで勝手に商売用の坂木をとるのは筋目が立たないと、当時沼田にあった竹村惣左衛門代官所へ申し立てている。これに対して八ヵ村の村役人は同八年八月初旬より、折角の現金収入の途を塞がれたのを怒り訴訟する決意で、幾度か会談を開いた。そして九月二十二日、最後の腹を決め、たといどのような事態が起きても訴訟を続けること。そしてこれに要する費用は各村々の高割りをもって調達することなどを取り極め連印している。

ここにおいて代官、竹村惣左衛門は双方を呼び出し示談させた結果、同年十月、次のように裁定した。㈠八ヵ村の

者が運上も納めないで商売用の農具を拵え売買することは入会山の趣旨に反し不都合であり、今後商売用の農具を拵えるため入会山の木を伐採することは厳禁する。ただし自分の農具を作るためであるなら差し支えなく従前の通りとってもよい。(二)炭焼をして商売することは従前通りこれを行ってよい。というものであった。そして代官所より双方に覚書を渡して事件は落着した。

(4) 山論以後の四万村の状況と安政事件

四万村名主善兵衛外組頭四人の村役人は沼田陣屋よりの命令で、入会村である中之条町と折田村は昨年の山論には参加していないが重ねて訴訟にもなると事が面倒であるから、四万村より各二ヵ村に証文を渡すように申し渡された。これに対して四万村は、この二ヵ村が四万山に入って薪、秣をとっていることは認めるが、材木を伐採して農具を作ることは現在にいたるまで行われていないし、四万村としても両村に対して訴訟する意味も全くないから証文は渡さないことを翌元禄九年十一月二十五日付文書で、沼田陣屋と各二ヵ村に進達した。これに対して中之条町、名主伊兵衛、組頭藤八、折田村名主伊兵衛、組頭勘兵衛は、この書類はたしかに請取ったこと、用事があったら何時でもこれを四万村に差し出すことを返書している。その友好関係のほどが偲ばれる。

元禄十六年七月十四日、四万村名主善兵衛外村役人は四万村の御留山から前々より樅(もみ)の木を払い下げてもらい、運上を出してこれを伐採し農民が生活の資としていたが、最近は全くこれも伐り尽してしまい困っている。右山にある雑木類を前々の如く運上をさし出すから下げ渡してくれと歎願し、元禄八年の山論より十年を待たずして四万村の農民たちはその原木の不足に悩まされている。

安政三年奥山の立木を四万村独権にて売払い、六百両を横収したことより入会村々は出訴し、岩鼻役所において示談内済となる。

入会村々は山を利用する一方、四万川に架橋してある湯原橋（八間×一間半）と渡多戸橋（十二間×二間）の二橋は公儀橋として真田領時代より人足を出して架替をしてきていた。安政六年七月、名主徳左衛門外村役人は四万村字新湯入、本谷、日向見の三ヵ所の立木を江戸深川太田屋の代、岩本村の徳左衛門に売渡したが、そのうち四十両を、この二橋の架替備金として岩鼻代官所に預ってもらい、不時の出水等の場合は特別であるが、平常の場合は、この金で四万村一村だけで二橋の架替を行いたいと入会村々に相談したところ、その快諾をうけ、七月岩鼻代官伊奈半左衛門へ利息年八分で預ってもらった。この利息金は架橋の際、一緒に払い下げてもらう約定であった。

（注）(1)尻高村農民の入会山乱用に当っての赦罪状

宝永五年子ノ四月廿日

当　人　㊞
五人組　㊞
名主　拾兵衛様
組　頭様

一、上尻高村かや野の義は先規より家かやに仕立て家作り候者は人足にて勝手次第に刈取り申し、其外分限に応じ少しづつかり取り申すべきのところ、拙者義は去秋中大塚村の者に山にて直に売りかや仕り、不調法千万仕り、殊に去年中より大塚村の者と山論いたし罷ある上は此方のかや野に入れ申すべからざる所、心無く右様仕り候。（中略）此度の儀は御赦免下しおかれ度く斯くの如くに候。以上

(2)四万山入会地の区域は四万村字黒岩、山口、日向、井戸沢以北の奥山まで官林止山を除く外、官有地は悉く入会地としていた。

5　栃窪山山論

宝暦八年、伊奈半左衛門代官所の役人後藤貞右衛門が管内代官所の秣場と秣場銭吟味のため来郡し平村に来たとき、保科外記知行所赤坂村名主治郎兵衛外村役人は次のことを願い出た。

栃窪村の秣場は御留山である二隠山という高い山の麓にある草原で、栃窪村、大道新田村、赤坂村、蟻川村四ヵ村

の入会山であるが、栃窪村は最近、その入会秣場を横切って勝手に新道を作り、道上の秣場を「御留山囲い」と称し、道下ばかりを入会と言って二分してしまった。栃窪は将来この秣場を私有にするのではないかと思われる。また栃窪村は赤坂村の村口からの村で高所にあるため、大水の時は御留山、野山、部落より流れ出る水は、すべて赤坂村を水びたしにし、田畑の永欠(えいかけ)、砂入り、水押し、用水堰等の破損も夥しく、大いに迷惑しているところ、今回のように秣場を狭められては、百姓は格別難儀し、年貢上納にも差しつかえるようになる。何とかその善後策を願いたいと大塚村、平村、村役人一同と共に陳情している。そこで代官所の役人会田右門は、赤坂、栃窪村の両村を呼出し数度吟味を繰返したところ、岡崎村名主太兵衛、川原湯村名主又兵衛、年寄孫右衛門、太郎左衛門、九左衛門が仲裁人となり、この訴えを取り下げ双方と掛け合った結果、次の通り話し合いが決った。問題道上の秣場は御留山である二隠山の続きの草野で、間口わずか二十間ばかりで、奥行きの深い場所で、大塚村境より栃窪村不動沢限りの地域であった。

一、道上秣場に入る時は馬をおき、歩行にて入ること。万一不注意で深入した時は馬、鎌等を押収する。御林続きであるから特別の注意を払うこと。

一、野火をつける時は栃窪村で御留山の御林周辺を焼ききってから他につけること。特に火の用心に注意すること。

以上でお互が厳守することで済口証文がとりかわされ事件は収った。

6　山田山、原町山山論

(1)　山論の背景

宝暦八年九月に始まり、同十一年六月に終熄した岩下村、矢倉村、郷原村の三ヵ村と、原町、山田村外数ヵ町村の

山論、いわゆる山田山、原町山山論はすでに原町誌に簡略に発表されているが、山田、吾嬬神社に膨大な量の関係文献、特に経済資料が所蔵されているので、これらを中心に筆を進めてみることとする。

山田山は山田村、原町、中之条町、西中之条村、折田村、下沢渡村の入会山で、享保十六年すでに「山田村山入会六ヵ村立会定書」が関係村々の間に取りかわされている。その内容は、

一、入会六ヵ村の外村より入込候はゞ相互に見付次第相押え申すべき事。
一、山田村御林の儀は大野構御座候間、野火付申すまじき事。
一、風祭時□正月の儀は山元より通達仕るべき事。
一、山の口明き候節は山元より手続相廻し申すべき事。
一、山の儀に付相替は御相談も御座候はゞ山元より手紙相廻し申すべき事。

右の通り今以後間違いこれ無き為、立合証文仍て件の如し

享保十六亥十二月

吾妻郡山田村山元
御料所名主　次郎右衛門㊞
同村
沼田領名主　源　太　夫㊞

（以下、下沢渡、折田、西中之条、中之条、原町の各名主連印）という触書である。

この山論は岩下村以下三ヵ村が山田、原町の入会秣場に侵出することによって満三ヵ年近い歳月と莫大な費用が投入されて戦われたのであるが一体、この背景にあったものは何であったのであろうか。

岩下村以下三ヵ村を含む岩島地区は中世以来の麻作が盛んな地帯で、近世中期以降次第にその作付面積は多くなり、その後期、弘化三年には推定その作付面積は百町歩を超える盛況に至っている。同年郷原の菅谷家の取扱った数量でも細美を除いて二、四一四貫に上り、岩島地区では約一万貫以上の大麻の収獲があったと考えられる（菅谷文書、小林文瑞論文）その多くは在方商人、越中、越後の商人との間に取引された。明治初年の作付面積は同じく約百町歩でその収量約一万貫、大正の最盛期同六年のそれは、六、七十町歩と面積は約半減したが、収量はこれに反比例して、

一二、二一三貫と上昇している。麻は元来非常に多量の肥料を必要としたので、明治初年より一町歩当りの収量が倍増したのも、金肥の施用によるものであった。

この山論直後の宝暦十三年「乍恐以書付以御書申候（吾妻町役場岩島支所入会係争文書）」にも

一、上州吾妻郡郷原村、矢倉村、岩下村の三ヶ村之儀、麻作　不宜、尤三ヶ村之儀者、粕、干鰯（ほしか）等之肥可調場所無御座第一に仕候処、大麻作り之儀馬肥沢山懸不申候而者出来方　候。往古より秣一通り之肥を以、仕付仕候。

とあり、元来、この吾妻の地は山間辺阪の地であったため、金肥の購入ができなかったので、専ら草肥に頼らざるを得なかったことがわかる。この点は当地方が関東平坦地が、すでに享保期に金肥施用が一般化されているところとくらべて、その趣を全く異にしていることが知れる。この三ヵ村の草肥供給の入会秣場として、榛名山秣場の外、松尾山大野入会（岩下村以下五ヵ村）、横谷村山大野入会（岩下村以下五ヵ村）、岩下村山（岩下村以下三ヵ村）があった。（安政二年三月「郷原村村差出様子銘細帳」）しかし中期以降麻作栽培が飛躍的な上昇をみると、これら指定の秣場の草肥では到底その需要を満すことができなくなった。このようにして岩下村以下三村は境界が比較的不明瞭であり、かつ近くに存在した山田山、原町山へと眼を転じ侵出し、さらに上沢渡山へと侵略の歩を進めたのである。この山論から僅か三年を経た宝暦十四年二月、岩下村の百姓が山田山に侵入し、岩下村名主清右衛門以下村役人が驚いて山田村へ平身低頭して詫証文を入れているが、多分にこの辺の事情を物語っているものと考えられる。

なお岩下村以下三村の百姓の侵入は宝暦四年のころより始まっている。入会村々の者達は度重なる不法に対して自衛のため立ち上って境の堀を掘ったり、監視人を増すなどして、これを防いでいる。宝暦八年初め、伊奈半左衛門代官所より派遣されて来た後藤貞右衛門（栃窪山論のときと同一人）が巡回し秣銭吟味をして問題となったが、三ヵ村はこの両入会山が村の入会地であること、薪役永（まきやくえい）を支払っていること等偽事を巧く取り繕って逃げていたことがあっ

た。

宝暦八年夏のころより三ヵ村は原町山、山田山の中腹に新道を開削して大々的に侵入してきた。そこで山田村外五ヵ村の村々はその対策に苦慮し、新しく十数ヵ所堀をつくり、土塁を築いて防禦している。そして同年八月十九日、六ヵ村の者たちは一同連印して一致団結して三ヵ村に対して防衛処置の万全を期し訴訟になっても互に連絡を密にしてことに当ることを誓約している。

(2)　岩下、矢倉、郷原三村の出訴

宝暦八年九月二十七日、伊奈半左衛門支配所の岩下村名主八左衛門、矢倉村六左衛門、郷原村甚右衛門外村役人一同は伊奈代官所支配所山田村古料名主次郎兵衛、同新領同源太夫、松平宮内少輔知行所原町名主六兵衛、同在組同三郎右衛門を相手どり「入会秣薪取場道堀切通路に差し止め候に付出入」の訴訟を江戸評定所に提訴した。その訴状によると、

原町山、山田山は三ヵ村の古来よりの入会地であったとし、この山内に岩下村の荒地山畑があるのに、山田村、原町の者たちは去る八月多勢の人々を催し、棒、鎌等を持ち、次のような堀切を作った。字くたかしこ二ヵ所、江戸見一ヵ所、大口三ヵ所、あらいた二ヵ所、やごおね二ヵ所、ぶどう三ヵ所、高野平二ヵ所以上十五ヵ所の堀切の外、特につなぎの沢には堀の外、高さ三尺、長さ二十九間の新らしい土手を構築し、棒、鎌等を持った番人が多勢して警戒しているので入ることができず、談判したが追返えされてしまった。どうか従来通り自由に入会山に往けるよう御配慮願いたいという趣旨のものであった。

評定所においては九月二十七日関係村々に論所である絵図を双方立ち会いの上で作製し、原町、山田村には返答書を添えて十一月十三日に出頭するよう通達している。

山田村、原町の十一月提出した返答書は非常に長文のものであるが、その要旨は次のようなものであった。

①山田山、原町山は岩下村以下三ヵ村の入会山ではなく偽事の申し立てであること。②三ヵ村（以下、岩下、郷原、矢倉を三ヵ村という）は前掲の入会山を多く所持している。③証拠品として山田村は元禄六年雨宮勘兵衛代官へ提出した山絵図の控があり、三ヵ村は近年しきりに岩下山の峯境を越え、山田山に入り込みさらに、上沢渡山（十三ヵ村入会）まで侵入し秣を盗み取っている。④入会山の境界が不明と言っているのも偽事で、堀切の数も誇大に記載し、薪役永を上納しているというが、これはこの山のことではなく先年一郡一統で出した野銭のことでこれも全く虚偽である。⑤山田山は山沢用水源であり、ここを荒らされて田畑の仕付も難儀していることを述べて反論した。

次に原町返答書には

①原町山入会は中之条町、西中之条、山田、原町の四ヵ村の入会で、三ヵ村入会とは全くの虚偽の申し立てである。②堀切場所にも大きな偽事が書載してある。つなぎの沢は元来岩下地区の難所で、ここに岩下の者たちが大々的に入り込んで来ている。③原町山には岩下の田畑は全く所在しないことを詳述している。

そして原町、山田村は幕府役人の実地踏査による検証によって、この虚構を正してもらいたいと申し出ている。同年十月、原町名主六兵衛は領主である里見陣屋の松平役所へ岩櫃山御林の落葉を従来郷原、矢倉二村の百姓に採らせていたが、将来いかなる事態も起りかねないからとその停止を願い出ている。

(3)　山論の推移

論所絵図の作製　宝暦八年十月十四日山田村では幕命による絵図を群馬郡根古屋村の絵図師喜八郎に依頼し評定所へ提出する絵図を双方立ち合いの上で作製した。この絵図師には起請文を書かせてその公平を期している。また後には江戸の絵図師梁瀬氏もその製作に当った。その作製費をみると何やかやと莫大な経費をこれにかけている。（経費の欄参照のこと）

戦勝祈願祭　九年二月には二十六夜のお日待を惣役人をもって行い、その戦勝を祈り、同年五月、十二月と引続い

て山田神社前に盛大な祈願祭を行って必勝を期し、一回二両以上という大金をこれに費している。

役人の実地見分　幕府は代官前沢藤十郎、万年七郎左衛門の両手代を現地に派遣し実地見分を行うこととなった。検使は二回にわたって来郡したらしい。第一回目は十年五月越後より大笹を経て五月十一日―二十七日まで川原湯温泉に宿泊してこれに当り、第二回目は九月十五日より見分が始り十一月七日～二十五日まで沢渡温泉に宿泊している。村役人はその送り迎えのため人足を出したり、宿泊料も全部こちらで支払い、その上接待用の酒を多量に買って役人や宿に贈ったり、大変の気の配りようで、この見分費用は二〇両一分二朱で（約九十六貫）総費用の二〇％に達した。

小屋詰番　入会村では十年五月二十五日より十一月二十二日まで見分中は現地に小屋を設けて昼夜その警戒に当らせた。「水夫」という詰番が記録にあるが、沢水の水番であったものであろうか。その日数も一四九日の永きにわたっている。この小屋につめた詰番の人数は不詳であるが、この日当、食費等で約四十五貫の大金を消費している。これは総額の約一〇％である。

江戸への出張　会議費…訴訟によって何といっても費用の嵩むのは村役人の江戸出府の費用であって、経費の大部分はこの方面に費されている。また何回となく繰返えされている六ヵ村役人の会議費も相当の金額に上った。

費用の調達　この山論の総経費は四三八貫（約一〇四両）に上ったが、そのうち三三五貫は入会六ヵ村の割当である。これは各村高に依って算出された。残り一二〇貫は山田村両組によって拠出されたもので、これは見分中の人足費と諸色村入用である。入用の取高は高割によって徴収され年によって高下があった。この村入用は人足（人夫）延一、〇〇八人、馬四三十一頭であった。また裁決後の諸費用もあったが、これは六ヵ村の割合で決裁された。これ等の内訳明細は「四、入会山論経費について」の項を参照せられたい。

(4)　宝暦十一年の裁定

三年の歳月と百余両という巨費を費したこの山論も、幕府の論所絵図の検討、係官の派遣による実地踏査見分、証拠書類の検閲等によってその裁判は進められ、漸く宝暦十一年六月四日次のような裁許が下った。

この結果は岩下村、郷原村、矢倉村は何一つとして証拠がなく、原町、山田村の答弁は一々確証を挙げ、見分の結果境界線も明瞭で三ヵ村の申し立てが虚構であったことが判然としたので、以後岩下村以下三ヵ村は原町山、山田山への立ち入りを厳禁された。その裁許の要旨は次のとおりである。

論所は絵図面では決し難いので代官前沢藤十郎、万年七郎左衛門両手代を現地に派遣し、くわしく見分した。岩下側は貞享検地の荒地帳を提出したが、古検高千六十七石のところ四百五十九石余の分は地境不明分で無高となっており、当時の割付高と符合しないばかりか残りは七十年以前（元禄初年ごろ）まで僅かの期間だけ年貢の上納はしているが、何等の証拠なく、三ヵ村の明細帳にも山田山原町山へ入会村である証拠は全く認められていない。薪役永の上納も両入会山へのものではない、証拠書類を調べたが証拠となるものは全くない。明細帳には山田山は六ヵ村（原町、山田、中之条、西中之条、折田、下沢渡）と明記されている。隣村である松尾村、上沢渡村にも訊問してみたが、その境は峯筋を境として守ってきたこと明白で、山田村、原町の申し立てと一致している。

以上の論拠によって今般定めたところは番塚より鈴ヵ嶽、上妻嶽、薬師嶽、山桑（やまくわ）、それより地頭林字岩櫃際まで峯道筋を限り墨引の通り山境をきめ、山田山は六ヵ村入会、原町山を四ヵ村入会とし、岩下、矢倉、郷原三ヵ村はこの両山への入会権は認められず敗訴に終った。

(5)　入会山論の経費について

この山論の費用調達についてはすでにのべたところであるが、山田吾嬬神社文書にはこの入会出入に関する詳しい経済資料が多く保存せられているので、これを要約し表にまとめると次の通りである。

（なおこの稿をまとめるに当り金井幸佐久氏に格別の援助をいただいたことを深謝します。）

山論入用割合一覧表

宝暦11．7 現在（1761年）

区分	種別	金額	備考
入会六カ村分 負担	宝暦 8．9 両年分	鐚 貫 195.921	
	〃 10.11 両年分	〃 179.422	
	6カ村負担分計	〃 335.343	
山田両組分 負担	御見分中人足御用分	〃 貫 24.128	人足（水夫）1,008.5人
	諸色村入用分	〃 78.535	馬 31疋 男 64文
	計	〃 120.663	女（水夫）50文
総計		〃 貫 438.010	この金104両1分158文（銭 4貫200文かえ）

入会6カ村高割一覧表（宝暦11.7）

村別	石高数	割当金額（鐚）
	石 斗 升 合	貫 文
原町両組	1,197. 8. 7. 5	54.110
山田両組	684. 2. 3. 6	35.900
下沢渡村	361. 8. 6. 3	16.346
折田村	628. 5. 7. 7	28.390
西中之条村	381. 8. 6. 0	17.520
中之条町	711. 5. 0. 8	32.138
計	3,971. 9. 1. 9	179.422

山田両組入用取立内訳表（宝暦11.7）

種別	割合	取立時期	備考
高1石に付	鐚 100文宛	宝暦9年12月	
〃	〃 100文宛	〃 10年12月	
〃	〃 128文宛	〃 11年7月	

山論裁許後８月出府入用割当表（宝暦13年４月）

村別	割当金額	備考
	貫 文	
山田村新料	目出し 0.835	
〃 古料	1.545	
原町	3.141	
原町在組	1.035	
下沢渡村	1.160	
折田村	2.190	
西中之条村	1.350	
中之条町	2.480	
計	13.736	

山田山山論支出額一覧表

（山論入用割合帳）山田村両組　　宝暦11年辛己７月

月日	金額	支払先
8年	貫 文	
8.19	1.736	入会村々並原町山田役人寄合賄代 但入会村より茶代引残り銭
10. 7	160	岩下寄合両人遣
10. 8	900	御差紙参候節原町山田惣役人寄合入用
10.10	1.072	御差紙参候ニ付入会村々原町、山田役人寄合入用 但、入会村より茶代引残り
10.18	200	矢倉村々寄合ニ参候遣但絵図仕立相談等
10.23	884	山へ初て登り候節惣役人昼飯代
11. 6	612	絵図仕立相談、訴訟方より参り候賄代
11.？	832	下絵仕立候節筆紙絵具ローソク代
11.？	3.372	御差紙参候ニ付御支配御役所へ御届ニ罷出候諸賄用
11.25	224	岩下え出立相談等絵図催促ニ参候３人遣
11.？	1.300	絵具代並絵図師山往来候節馬に乗せ候賃銭
11.？	3.532	原町山田４役人５度寄合入用返答書認候節
11.？	2.472	寅の９月14日より11月27日まで遣候酒代
12.？	２分２朱	寅の冬江戸より飛脚賃但立会絵図伺候節
12.？	1分695朱	江戸逗留中遣候筆紙ローソク代 並宿小もの江遣候酒代

月　日	金　　額	支　　払　　先
9年		
1. ?	1.950	江戸行相談ノ節入会村々両度寄合入用 但入会村より受候茶代引残滅
3. ?	500	卯ノ春江戸より参候書状受取ニ再度高崎へ飛脚遣し候入用
2.26	1.000	御日待入用惣役人
5. ?	1分500文	江戸より帰村之節、鎮守祭り酒代
10. ?	1分	御見分様越後より御帰りの節御伺に倉賀野迄罷出候両人遣
10年		
1. 4	1分61文	梁瀬絵図師方え野帳取ニ遣し候飛脚入用
4. ?	400	御見分様御宿願ニ伊勢町、沢渡え参候遣
5.25	404	御見分様御迎ニ川原湯江村役人参候遣
5.25	1.042	下小屋遣椀茶椀代
5. ?	460	下小屋にて遣候茶の代
5. ?	2朱	下小屋にて遣候膳代
5.25	300	御見分様御迎ニ参候節村役人並人足松尾村八助店に休候茶代
5.25	200	松尾村役人え樽代御見分様御迎人馬松尾村にて□候に付
10. 5	250	岩下御見分ノ節役人並人足参候節岩下村伴助店に休候茶代
10. 6	268	筆紙代辰5月6月両月迄の分
6. ?	200	油、ローソク代
6. ?	564	上広延紙代
7. ?	186	下小屋遣塩茶ノ代
7. ?	2分	入会村々両村寄合入用
7. ?	600	辰夏中遣候わらんじ炭延紙代
9.17	180	五丁田行遣
9. ?	300	御見分様岩下へ御出候節 村役人並人足伴助店休候茶代
11.22	400	御見分様川原湯へ御出候節御送ニ参候役人遣
11.25	171	御見分様御出立ニ付沢渡にて雇候駄賃
11.25	745	御見分様御送ニ付沢渡迄原町山田より6人参候節当村3人遣候遣
11. ?	964	沢渡湯中え配候樽代
11. ?	2朱300	沢渡並宿に遣す樽代
11. ?	1.800	ローソク代但御見分様遣候分
10. ?	500	下小屋にて遣候茶の代

月　日	金　　額	支　　払　　先
10年	貫　文	
11. ?	2両3分 1.019	下小屋に遣候米代、但役人、人足飯料
11. ?	1分2朱100文	下小屋にて遣候みそ代
11. ?	3貫600.50文	辰の夏より冬まで□し遣候酒代
12. ?	2分	辰冬諸勘定ニ付度々寄合入用
12. ?	2両618	神前御祈禱並入用
11年		
3. ?	300	江戸より書状参候ニ付高崎へ取に遣し入用
3. ?	3.000	伊兵衛江戸行遣
6. ?	200	奥田店へ江戸往来ノ節度々寄候ニ付茶代
7. ?	300	延紙代諸帳面仕立候節
7. ?	1両1分	御裁許相済候ニ付入会村々度々参候会 並原町山度々寄合候入用

小計　9両1分40貫700.50文　内1貫60文下小屋物代引
引残　9両1分39貫686　為銭78貫542文、24貫128文右と記在候
　御見分申候人足御用代
惣〆　238貫614文　内24貫128文右に記し在之候人馬御用別割帳在之引
引残　214貫482文此目詰205貫906文　惣□高691石9斗但新□高□□？
　内　40石両名主引残高651石9斗割1石ニ付目詰鐚395文8分8厘

山論入用割合帳（6カ村割合帳）

宝暦11年巳7月　山田村両組

月　日	金　　額	支　　払　　先
8年	貫　文	
10.12	418	絵図師置相談双方寄合
10.14	800	絵図師向ニ根小屋ニ参候遣
10.22	1分786	絵図師迎太賃遣い雑用とも
10.22	2分	絵図師喜八え手金渡す
10.21 ～28	1分2朱	絵図師日雇
10.29	1.050	絵師2人岩下村に逗留賄代但101人分
10.29	953	絵図師御帰り送候太賃
10.29	653	紙、ローソク代　9.29～10.10
11.22	400	絵図師郷原へ参候節山田原町役人とも罷出宿払
9.25 ～11. 7	2.750	是は立会絵図出来不申ニ付江戸へ御窺ニ罷出候遣い

月　日	金　　額	支　　払　　先
8　年	貫　文	
9.25 ～11. 7	14.400	是は右同断、原町山田にて３人参候江戸遣い
11.10	2.100	江戸飛脚賃、賄料ともに双方割
11.12 ～16	812	屋那瀬絵図師御……
11. 9 ～20	2分834	梁瀬絵図師迎、高崎迄参候対用右３人分
11.25	3両1分	絵図師へ仕賃遣
11.25	2.400	絵図師賄代
11.25	1.812	絵図師帰りの節
11.29 ～12.25	9両1分 1.024	山田原町より12人江戸逗留中の雑用
	52.800	右12人道中上下等江戸逗留中小遣101人100文宛 道中上下２貫文
11.11	1両	山田原町御水帳判付御吟味御用ニ付村差入用
11.11	124	絵図師縄打候床代
11.11	200	同
12.25	1分900	江戸宿への茶代
		惣〆15両１分２朱と85貫250文　為銭152貫510文 右山田原町２つ割　76貫453文宛
9年		
2. 3 ～日毎に	3.732	28人長兵衛分雑用但１日132文
〃	1.864	14人宮内？雑用右同
3. 1 ～4.26	5.550	（名主）長兵衛　雑用１日100文
3. 1 ～15	1.500	宮内雑用　１日100文
3.10 ～4. 4	2.400	24人半（百姓代）権右衛門雑用　１日100文
〃	8.300	83人分長兵衛遣い但江戸逗留中１日100文宛
〃	2.900	29人分庄右衛門遣分　１日100文
〃	2.400	24人分次郎兵衛遣い　〃
〃	2.400	24人分権右衛門　〃
〃	8.600	４人上下道中遣い片道中１人ニ付１貫文づつ
3. 3 ～4.30	3.732	28人分次郎兵衛殿へ
3.15 ～3.30	2.132	16人分源兵衛殿へ

月　日	金　　額	支　　払　　先
9年	貫　文	
3. 1 ～4. 27	11. 100	111人分源兵衛、次郎兵衛
〃	8. 300	83人分逗留中遣い（次郎兵衛）
〃	7. 100	71　〃　（源兵衛）
〃	4. 000	上下遣い右両人
4. ?	1分100文	宿へ茶代

20貫115貫926文此目詰銭149貫680文此割100石付目詰３貫768文５分
右は山田、原町、中之条、西中之条、折田、下沢渡６ヵ村高割り

御　見　分　遣　出　入　用

月　日	金　　額	支　　払　　先
10年	貫　文	
4. 23	200	御宿賃、岩井江両人参候樽代
4. 29	3分706	御見分御窺に越後へ両人罷□候路用
5. 8 ～12	5. 984	御見分様大笹へ御着候節６人参る雑用
5. 17 ～27	1. 160	御見分様川原湯へ御移候と承候節７人に参候雑用
5. 23	1両2朱8貫4文	御小屋入用、原町と半割
5. 24	1. 500	下小屋作事入用
〃	600	御見分様御出候節川原湯にて人足８人雇
5. 11 ～25	2分064文	川原湯御宿賃払
5. 25	200	御小屋すき候莚代
5. 25 ～10. 22	14. 600	御小屋逗留中詰番水夫両人賄代但し日数146日分
5. 25 ～11. 25	8. 905	御小屋水夫１人日雇分、但し日数149日分
5. 25 ～11. 22	3. 650	下小屋薪73駄１日２束宛積り、１駄ニ付５文宛
5. 25 ～11. 22	14. 600	下小屋水夫１人日雇賄代146日分
11. 2	550	御小屋はり木並扉出仕付候大工手間代共
9. 15 ～19	1分629	御替り御見分様御出之節五丁田まで４人罷在候雑用
10. 10	416	御小屋かけニ付囲候、戸板、竹、縄、すがき入用

月　日	金　　額	支　　払　　先
10年	貫　文	
10. ?	150	……に遣候麻代
11.20	750	御見分様川原湯え御送りに参候５人１宿雑用
11.20	300	川原湯へ参候小遣
10.23 ～11. 7	2分218	川原湯御旅宿中宿賃並夜着…… 詰番水夫さしともに
〃	2両	川原湯に逗留中村方役人共７人相詰申入用 御見分様よりお窺御用江戸飛脚１人被仰付候所
10.27	1分	両人遣候路用、原町と半分
11. 7 ～25	3分	沢渡御旅宿賃並夜具蒲団給料 詰番水夫□ともに、原町と半分
〃	19.000	沢渡御逗留中、村方役人並９人相談申宿賃入用
10.22 ～11.25		川原湯、沢渡御旅宿中詰番水夫賄代
10. ?	2分911	御小屋に置く諸道具借り物損料　原町と半分
〃	1.400	御見分細見竹140本縄代ともに
11.26	857	御見分様御帰りの節渋川迄４人参候雑用
11年		
5.25 ～11.25	1分112	諸帳面　紙と筆、ローソク代 江戸より御差紙飛脚３月５月両度分役銭 原町と半分出す
5. 9 ～8. 1	1両3分274文	江戸雑用払１人分
〃	1両1分850	江戸逗留中６人遣但し１日100文
〃	3両350	道中上下遣７人分１人２貫文づつ
6. 1 ～13	2両1分300	江戸宿雑用払６人分
〃	1両3分450	江戸逗留中６人遣１日100文
〃	2両3分450	道中上下遣６人分１人２貫文
6. ?	2貫300	江戸宿へ祝樽代
6. ?	342	御絵図箱油紙代

〆金　20両１分２朱ト96貫943文
内金　２分993文是ハ小屋建取詰道具払代　高２両３貫984文の 1/4 引
引残　金19両３分２朱ト95貫946文　此銭179貫422文
此目詰　172貫246文、４貫200文かえ　此割100石ニ付目詰鐚
右ハ山田、原町、中之条、西中之条、折田、下沢渡６カ村高割（別記の通り）

7　榛名山入会山論

榛名山の入会地は榛名湖畔西北一帯の地で昔から白井、吾妻領であった。その面積は約十六町歩にわたっていた。ところが、この入会地に対して、西からは大戸村の者、西南からは榛名山町の社人等が入込み、お互にその領有を主張したので、いろいろの山論が、この地を中心に繰り返えされていった。なお、これよりさきに寛文八年には榛名山をめぐって伊香保領と高崎領、翌寛文九年には伊香保領と榛名社人領との係争があって、互に鎬(しのぎ)をけずって争った歴史がある。そしてついに寛文十年には榛名山社人領と、白井、沼田領、大戸領と同じく白井、沼田領との係争へと進展していった。

(1)　寛永期より寛文十年に至る紛争

榛名山領と白井、沼田領（以下吾妻領という）との紛争の経緯　寛永二年以来、箕輪村の庄兵衛、長三郎、茂兵衛、老原村の作兵衛という者に、春秋六ヵ月金三十両づつ取り、白井、吾妻領より山札を出して三ヵ年の間、木萱を刈らせたことがある。ということは吾妻領の入会地は相当の余裕をもっていたことを示すものである。吾妻の農業が未だ他地区に比して未開拓であったことを示すものではあるまいか。同じころ伊香保村の喜右衛門という者が、一人一疋の山札を出して入会地に入れたことがあった。ところがこの喜右衛門は問屋や、その他の多勢の者を引連れてきて、沼端の萱を勝手に盗んだことがあった。そこで吾妻領の山見の者にみつかり、着類および馬道具等を取押えられてしまった。そして今後は一人一疋以外の者は山に入れないよう厳重な取決めを行った。

その後沼田領の小幡孫市、塚原次左衛門が巡回した時、山道がへり道であるということで、堀切道にした。道留りとなったのでこの時点に山札を返えさせたことがある。寛文某年(九年か)吾妻の入会地に箕輪村の者が盗みに侵出し

てきた。そこで吾妻領の者は、馬四頭および衣類を押えてしまった。榛名一宮三右衛門、悴三左衛門、金剛院は吾妻の者と掛合ったが埒があかなかったので、三人の者は沼田役人のところへ行って「箕輪の峯法寺へ榛名山の者が萱を約束したので、案内の者が沼田領内にて茅を苅らせたことは不注意であった。以後きっと注意する旨」申し立てて帰村した。そこで取押えた品物を返したことがある。同じころ、他領の者までが木萱を盗みにくるので、鎌、馬具などを押え、再び侵入しないよう申し渡し数通の手形をとったことがある。

大戸領と白井、吾妻領との紛争　寛文十年大戸領と白井、吾妻領との係争に進展したが、これより以前次のような事実があった。元和二年真田信幸が江戸屋敷の門木用の材木を居鞍山から採って江戸へ送ったことがある。明暦二年真田信政の時代、居鞍山にある、河内守信吉の御用木の樫の用材に目印をつけ、御用木としておいたことがあったが、大戸村の者はこの木を盗伐してしまった。そこで大戸村の五郎左衛門方へ、吾妻領の八兵衛、半兵衛が談判に行き、山道具、木材を取押えたことがあった。大戸屋というのは沼田藩の望月右近という武士が鷹をうち鳥屋をおき、黄鷹をうったので大戸屋というようになったという。このように大戸領との間には寛文十年の事件以前からむずかしい問題を引き起していることがわかる。

北村の村々より榛名山秣場入会地にいたる通路には次の道が開けていた。原町村下に榛名山秣場へ通ずる橋一ヵ所、中之条、伊勢町の村下に南山へ渡舟一ヵ所、これは以前中之条町奥沢より岩井に通ずる橋があったが、吾妻川の大水にて度々流されてしまうので、延宝元年以降これを廃して伊勢町地内より渡舟をもって連絡するようになったものである。その他市城、青山下に橋一ヵ所、村上村下に渡舟が一ヵ所、以上五ヵ所の通路が所在していた。

(2)　寛文十年―十一年の紛争

榛名山社人領と白井・吾妻領との紛争　寛文九年、榛名山社人領と伊香保領との係争のとき、絵図面に古来、白

井、吾妻領の入会地である「吾妻分大戸屋の尾根先より、沼尻五丁田境場まで沼端十六町の入会地」を榛名分に勝手に書入れてしまった。吾妻、白井領の人々はもっての外の暴挙であるとして、入会村である厚田村以下川南、川北三十ヵ村の者は、榛名山社人を相手取り、寛文十年十月二十三日江戸の評定所へ訴え出た。この裁判には入会三十ヵ村の者が、その代表を村毎に江戸へ出す手筈であったが、沼田役人の取計らいで、多勢出府しても仕方がないという理由で沼田領三十ヵ村の内、代表として山岸九ヵ村と白井領三ヵ村の者が出府して訴訟に当った。伊賀守は、この争論には白井領三ヵ村の者まで代表を出しているのであるから、川北の者も当然出府すべきであると言ったがこれは実現しなかった。このことが後、元禄十二年の世にいう「榛名続南山入会出入」の紛争の原因にもなったのである。

(注)　吾妻領（沼田領）入会三十ヵ村とは　倉、厚田、横尾、折田、山田、岩本、松尾、三島、平、大
奥田、青山、新巻、市城、泉沢、伊勢町、小泉、中之条、　塚、赤坂、上下蟻川、四万、上下沢渡、五反田の三十ヵ村
西中之条、植栗、岩井、郷原、原町上下、金井、川戸、矢　を言う。

大戸領と白井、吾妻領との紛争　榛名山入会地をめぐって大戸領との間には長い間紛争が繰返えされたことは前述したが、大戸村の申し分として「天狗社より掃部鳥屋日向峠までは大戸山」であるのに吾妻側が絵図に勝手に書き入れたことは不都合であると言って両者の紛争となり、山岸九ヵ村連名で、寛文十一年三月十二日、訴状を差し出し、江戸において争うこととなった。大戸村は前々より「いくら岳の峯より大鳥屋の尾根さき境の堀切りまで」は大戸領であると主張していたものである。この両者の係争は寛文十一年三月二十五日、いずれも白井、吾妻領の勝訴となって事件は解決した。

判決文　先年榛名、伊香保山論のとき、吾妻、白井入会地を榛名山領と書き入れ、吾妻の者が草刈りに行った際、これを取り押え、元榛名山社領と言い張っている。しかし数度つぶさに調査したところ、吾妻、白井領であることは間違いない。また大戸よりの申し分も、大戸山を吾妻の絵図に書き入れたこと

は証拠不充分で、大戸の者の申し分にいわれはない。絵図の表境目に墨引して、榛名、白井、吾妻、大戸の四ヵ所に渡すから間違いないようにすべきである。

寛文十一亥年三月二十三日

五兵衛(徳山)、山城(小笠原)、内蔵允(杉浦)、内膳(板倉)、出雲(島田)、但馬(土屋)、大隅(渡辺)、大和(久世)、長門(本多)、美濃(稲葉)、伊賀(戸田)

（　）内筆者注

※注　山岸九ヵ村とは厚田村、川戸村、金井村、岩井村、植栗村、小泉村、泉沢村、新巻村、奥田村をいう

白井領三ヵ村とは五町田村、箱島村、岡崎新田村をいう。

（原町山口文書、岩井伊能文書、旧原町役場文書、原町誌、岩島村誌）

かくてこの判決文は九ヵ村に一冊、白井領に一冊、榛名社人領、大戸領に各一冊、証文の写しは二枚、一枚は川南村へ、一枚は川北村に渡された。また榛名山境裁許の証文は直接真田伊賀守へ渡されたのであった。

訴訟費用の拠出

この訴訟の費用は実に五〇両と一貫七七二文を要したが、その割出方法は、山への遠近に応じ、高辻に割合せ三十ヵ村で分担支出したものである。

○割付申覚　一、十六両一分六三五文市場権左衛門扱所。一、十三両二分三六四文早川弥五兵衛扱所。一、十両三分八七八文林利右衛門扱所。一、九両二分一〇〇文根岸権兵衛扱所　金五十両一貫七七二文

○高割出し割合　㈠高辻に応じ一の割合の村　奥田、青山、新巻、市城、泉沢、伊勢町、小泉、中之条、西中之条、植栗、岩井、郷原、原町上下、金井、川戸、矢倉、厚田、計十七ヵ村。㈡二分の一の割合の村　横尾、折田、山田、岩下、松尾、三島、計六ヵ村。㈢三分の一の割合の村　平、大塚、赤坂、上下蟻川、四万、上下沢渡、五反田、計七ヵ村

○神社への祈願　この訴訟は大きな事件であったので、各村々の著名な神社、仏閣に、それぞれ勝訴を祈願している。

榛名山出入に当っての願所とその金額は、厚田村満行権現以下十八ヵ所、十五両二分に上ったが中之条町関係では横尾村割の宮、金三分だけであった。伊勢町太郎左衛門使にて横尾村庄屋長兵衛に渡されている。

（原町、山口文書）

(3) 元禄十二年の紛争（榛名続南山入会野出入）

寛文十一年の幕府の裁許によって榛名湖畔およびその附近の境界論は確定をみた。しかし二十八年を経た元禄十二年三月五日、川南の山付十二ヵ村（厚田村、川戸村、金井村、岩井村、植栗村、小泉村、泉沢村、新巻村、奥田村、五町田村、箱島村、岡崎新田村）の者たちは榛名山秣場に通ずる野道の各口に一斉に出動して、川北村の者が山に入るのを阻止し、野道具を取り押えてしまった。川南十二ヵ村の者たちの言い分は、川北の者達は秣薪山が村毎に多く与えられ、かつその山は深く越後、信濃路まで続いており、その広さは限りがない。次に昨元禄十一年秋より川南の五ヵ村が土屋甲斐守の知行所に、同じく二ヵ村が旗本保科主税の知行所になったことが大いに原因していた。吾妻町大字厚田の小泉家文書によると、

「然る所に寅（元禄十一年）秋より川南土屋甲斐守様え五ヶ村、保科主税様え二ヶ村御給所に罷成、依之、川北の者共此度よき折柄に候間、南山は北南入会場所と申立候はゞ、縦（たとい）御証文御座候共御給所に相渡候へは入会に罷成へくと工（たくら）み、一列仕百姓役に申附、当三月五日大勢相催し、纔（わずか）に候南山え新規に入込申に付、所々にて押留入不申候」

とあり川北の者たちは、川南に領主の知行替えによって新しく知行地ができたのを好機会として侵入して来たものとみている。しかし川北の者としては、南山は古来よりの入会秣場であるからそこへ行くのは至極当然であるのに、一同大挙して阻止されたので大いに憤り、まず沼田の竹村惣左衛門代官所にこの事件を報告した。竹村は早速五ヵ村（竹村代官所支配下にある小泉村、新巻村、五町田村、箱島村、岡崎新田村）の者を呼出して詮議したところ川南の者の間違いであることがわかった。保科主税知行所の岩井村、金井村の者たちも同様了解したのであったが、新しく知行地となった土屋甲斐守知行所の厚田村、川戸村、植栗村、泉沢村、奥田村の五ヵ村の百姓はどうしても納得しなかった。

そこで自分の村内に秣薪山の乏しい原町、郷原村、矢倉村、西中之条村、中之条町、横尾村、伊勢町、青山村、市城村、群馬郡村上村の川北十ヵ村は、元禄十二年四月連名の訴状を江戸の奉行所へ提出した。その訴状の要旨は①榛名山秣薪山は古来よりの入会山であること。②寛文年間の訴訟の際も川南村に対して大々的に協力したこと。③三月五日の事件に際しては早速竹村代官所支配下の五ヵ村、保科知行所の二ヵ村と掛け合ったところ、すぐ納得したが、土屋甲斐守知行下にある川南五ヵ村はどうしても納得しないので、入会権を確認してもらうための趣旨が仔細にのべられている。

江戸評定所においては詳細調べたところ、川北十ヵ村の者たちの言うことは一々確証があったので、その入会権は確認され勝訴となった。時に元禄十二年七月二十五日である。その後その証本は同年八月四日川北村十ヵ村名主の代表である矢倉村名主甚兵衛が保管し十ヵ村においては銘々その写しに連判をして取替わした。以後組合二十二ヵ村ということになった。なお川北十ヵ村の支配関係をみると竹村惣左衛門代官支配所＝矢倉村、郷原村、原町、中之条町、西中之条村、横尾村、市城村の七ヵ村と保科主税知行所＝伊勢町、青山村二ヵ村と群馬郡村上村である。

(4)　寛政期の紛争

商品流通と榛名入会山論の変貌　信州街道（高崎―三ノ倉―大戸―大笹―鳥居峠―仁礼（にれ）―善光寺町）は中仙道の脇往還①で古い歴史を有するものであるが、十七世紀中期を境として商品の流通は飛躍的に高まりをみせ、慶安三年（一六五〇）幕府の裁定によって仁礼街道は天下の公道として認められると、さらにこの道の利用価値は高まり、この街道を中心に公認②、未公認の公、私道がこれと交差し、十七世紀以来、大笹、沓掛、大戸を中心として幾多の商品荷物の争奪にからまる宿場紛争が繰り返えされてゆく。江戸中期、享保九年には西吾妻数ヵ村においては中馬稼ぎも行われるようになり、遂に明和元年の裁定で中馬（ちゅうま）慣行も認められると、早くも同四年に大戸通りに信州高井郡の中馬稼ぎの

出現をみるに至る。このような中にあって大戸の加部安左衛門や黒岩長左衛門の興亡がみられるのである。

十七世紀以降の商品経済の目覚しい発展は、幕府の土地経済を基盤とする領域経済圏の枠の中に納まりきれず、これを打破り、さらに前進せんとする時代の波は、この榛名山入会山にもおよんでくる。幕府は入会山を農民、特に貧窮農民の自給自足の場として与え、これを支配してくるのであるが、元禄以降これら農民の中から、この入会山を己の舞台として商行為を行うものが次第に頭れ始める。「4四万山々論」で述べた元禄八年の入会紛争は吾妻郡におけるこの種の山論の濫觴であろう。時代が流れて寛政のころになると、入会二十二ヵ村の榛名入会山においてもこの風潮が出てくる。すなわち山③の木材を私に売却したり、あるいは江戸前期においては個人消費のために行った炭④焼稼等も企業的様相を帯びてきたので入会村々においてこれらの協定も行われるようになる。またこれらの山より生産される物資を輸送することを業とする農民も頭われ、新しい輸送路を開削したり、信州、三国両街道を連ねる榛名山々抜道を計画したり、寛政十年ごろには榛名山中に茶店までできて商行為をしたり、人馬の継立て、旅客の宿引きをするというところまでに進展して止るところを知らない情勢が展開されてゆく。

寛政八年幕府評定所において裁定された入会紛争は山付十二ヵ村のうち保守派ともいうべき、秣場本来の機能を維持せんとする代官所支配地である岡崎新田村、箱島村、五町田村と、入会山を背景としてここを商業の場として再編成して行こうとする私領地（両領地）である川戸村両派の争いがある。旧来の農を中心とする勢力と新しい商品流通の波に乗った新勢力の争いとしてみるとき、ここに全く新しい角度からの入会紛争の幕明けをみるのである。（このことはすでに小林文瑞がその卓見の一端を述べているところである。）

川戸村の商業的行為の本態…寛政期の紛争は山付十二ヵ村の中でも特に川戸、厚田両村、そして信州街道の大戸宿を中心として繰り返えされてゆくのであるが、これには如何なる背景があったのであろうか。天明三年の浅間山大噴

火と同時に起った大飢饉は吾妻の農民の経済生活を未だ曾って経験しない厳しい情勢に追いつめていった。いまここに山付十二ヵ村の被害状況をみると（注第五参照）その被害を最も多く受けたのが川戸、厚田両村であった。例を川戸村にとるならば、貧しい山付村農民のただ一つ残された経済生活への活路は榛名山入会山にのみしぼられたとみてよかろう。川北の中之条・原町のように後背地をも持ち得ない、従って市場町、宿場町としての条件にも恵まれなかった川戸村は、折柄の商品流通の飛躍的上昇の好期に便乗し、農民は全村を挙げてこれに対抗する榛名周辺の諸村の攻勢を振り放し、その目的を貫ぬこうとした。また川戸村は歴史的にも榛名山とは不離一体の深い関係が保たれていた。川戸、厚田両村が特にその行動を円滑にし得たのは、天領でなく私領であり、特に両領地であったことも幸いしたことであろうし、山付十二ヵ村全体が歴史的にも川北十ヵ村とは対抗意識の熾烈であったこと等も充分考慮に入れて考えてゆかなければならないところであろう。

川戸、厚田両村を中心とする寛政期山論の特質　宝暦ごろ三原道抜道（信州須坂―干俣）が、安永のころ万座道抜道（信州高井郡―干俣）その前後ごろより草津道の山抜道（信州沓野―渋峠―草津）が開かれて信州からの物資は近道近道と付通しで輸送せられてゆき、これらの商品は大笹関を通過することなく信州街道の主要駅である大戸宿に集中するようになった。かくて大戸の百姓は宝暦の頃よりこの信州米や地産の薪を、返り荷として塩、茶を最も近道で山抜道である榛名山道を撰んで伊香保、榛名、箕輪、そして高崎方面まで付通し、これを渡世とする者が次第に多くなってきた。この榛名山道は山付十二ヵ村の入会山を通過していることより自然これら諸村と商業上、交通上の諸問題を惹起してくる。当時榛名山中には幾多の山道が抜道として所在していたので信州街道と三国街道を結ぶ重要な間道としての性格を帯びてきたのである。

安永四―五年の厚田村―郷原・矢倉村の係争は榛名山往来の通行についての出入（でいり）であったが、寛政期に入ると寛政

三年七月、榛名山中の柿峯に通路妨害の堀り切りを川戸村が作ってその通行を阻止せんとした大戸村対川戸村の係争があり、七月二十五日評定所の裁定をうけ、その結果、榛名山中において馬による商品物資の輸送をお互に行わないことで結着をみた。引続き同四年二月には川戸村対厚田村の紛争が起きた。これは厚田が榛名山柿峯通り字「遠の十二」に番小屋を建て、新道を作って厚田村に旅人を案内したことに対しての川戸村の抗議であった。これも八月十三日の評定所の裁定で厚田村が自粛することによって川戸村の勝訴となった。寛政八年十二月、勝に乗った川戸村が商品の付通しを、岡崎新田村外二ヵ村がこれを妨害したことによって起きた事件が、これも評定所において争われたが川戸の敗訴となった。このことは次項に詳述する。つづいて寛政十年三月、厚田、郷原、矢倉の三ヵ村が川戸村を相手どっての訴訟で、川戸村が榛名山中「杖の神」に番小屋を建て、これを茶店に仕立て、ここを拠点に旅客の誘導や、商品荷物の馬継ぎをしたことに対する抗議であった。このように、大戸村、川戸村、厚田村を中心とする入会山の商業的傾斜から起された係争はその頂点に達した観があったのである。

寛政八年の紛争　寛政八年川戸村は入会山より産出される木炭等の荷物を箕輪、高崎方面へ付通しで売買をしていたが、岡崎新田村外二ヶ村は途中四ヵ所に堀切りを作ってその道路を遮断し、その上荷物を差し押えた上で焼き払ってしまうという事件が起きた。そこで川戸村はこの方面への木炭の搬出ができなくなったので、川戸村（朝比奈、伊丹両知行所）名主伊兵衛の代人平右衛門は岡崎新田村名主与右衛門、箱島村名主清内、五町田村名主武四郎外七名を相手どって「往来差留山稼に差障候出入」を九月二十五日江戸評定所の曲渕甲斐守へ出訴した。その後相手惣代、岡崎新田村、箱島村から返答書が差し出され、その後組合山付十二ヵ村のうち厚田、川戸、岩井、金井、植栗、奥田、小泉、泉沢、新巻の右九ヵ村の惣代として厚田村名主権右衛門、岩井村組頭七兵衛と川北十ヵ村（矢倉、郷原、原町、原町在組、西中之条、中之条、伊勢町、横尾、赤坂、青山、市城、村上）の惣代として郷原村名主常左衛門と伊勢町年

寄源八がそれぞれ出頭した。相手方の言い分としては、榛名山道は関所（大戸、狩宿、大笹、本の関、祖母島）を避けて通っている間道で、関所外の間道を通ることは幕府[6]の禁令であるから我々のとった行動は当然であるという、代官所支配地の村らしい主張であり、また二十二ヵ村代表の入会山に対する態度は、元来秣薪等を採るためのものであって、その外の商業行為などに利用すべきでないという意見であった。そこで双方の掛合いとなったが内済となり結論として榛名、伊香保、箕輪への榛名山道は秣薪採取と榛名神社参詣往来の外一切の旅人の案内や馬荷物付通しを禁ずるということで川戸村の敗訴となって同年十二月裁定、互に済口証文が取替わされた。しかし一年後川戸村はこの裁定を破棄して前掲の事件を惹起し、再び厚田、郷原、矢倉の三ヵ村と訴訟を繰返すこととなるのである。

（注）

① 脇往還大戸通りといわれる信州街道が広範囲に利用される理由として第一に商品流通においては、短時日に輸送されることが必要不可欠の条件であるが、本街道である中山道、北国往還の場合、公儀荷物が優先されるから商品荷物の場合は第二次的となることから、日数を要する結果となることは必定である。第二に、商業の場合は、可能な限り経費の節約を計ることは当然で、本街道の場合は駄賃の他に、口銭、庭銭を要するため、諸経費の増加は、当然の結果となって現われるが、脇街道の場合は、継立てても宿場数も少く、この点より費用の節減も可能であり、その他、商品の付通しも、本街道が宿場毎に継立てることを原則としているのに対して、脇往還はこの点が容易であることから、脇往還の効用は、商荷物の損傷の防止が可能であった。第四に、本街道である、北国往還、中山道と継立てるより、須坂、松代方面からは信州街道による方が、距離的に極めて近距離であった。（五十嵐富夫、近世吾妻の商品流通）

② 公認、未公認の公、私道には山抜道として、三原道（信州須坂―灰野―三原峠―上州干俣―三原）、万座道（信州高井野―牧―毛無峠―上州干俣）、山田道（信州牧―奥山田―山田―草津道）、草津道（信州沓野―渋峠―上州芳ヶ平―草津）、沓掛、草津道（沓掛〈大笹〉鎌原〉三原―前口―草津）、草津街道（大戸―須賀尾―長野原―大津―草津）、羽根尾―狩宿道、越後街道（大戸―厚田―川戸―原町）があった。

③ 小泉文書、寛政三年亥六月「乍恐以書付奉願上候」に…前略…各論所之義、厚田村外拾壱ヶ村入会山にて字柿峯と

唱、拾弐ヶ村限り入会候処、外村之者入込、猥りニ立木盗伐等仕候間、番人附置申処困窮之村々ニ候得ハ、番人附置候儀も難成、拾弐ヶ村一躰申合外村々より猥ニ入込立木伐不荒様仕度、先年より峯境ヲ堀割埋候節ハ凌候儀も有之候と承、外村々より右場所へ通路致道筋ニ無之……以下略

④　小泉文書、寛政八年十二月「覆拾弐ヶ村入会秣薪猥りに相成候ニ付取扱証文の事」に「炭焼売木亦者何にても猥りに仕間敷候。尤村々ニ而壱人壱日限ニ槇伐、或者炭焼候とも一日限と仕義ハ今日営致し兼候者格別、何連之村にても職人を抱、小屋を掛、山伐荒候儀者決而仕間敷候段、炭焼候とも冬より春二月限急度相止め候筈ニ議定仕候。万一此上何村ニ而も拾壱ヶ村江相談無之、私ニ議定破山伐荒山儀有之候ハバ見出聞出し次第見遁不仕、早速廻文相廻拾弐ヶ村一統罷出急度別道可仕候」

⑤　天明3年浅間山大噴火（1783年7月）

川南12ヵ村被害状況表

村名	石高	泥押高	流家	流物置	流死	流馬	支配関係
厚田村	235	88	19		7	6	両給　富永靱負　依田金十郎
川戸〃	717	105	11		10	3	四給　依田金十郎　富永靱負　朝比奈左近　伊丹雅楽助
金井〃	260	1					知行　保科弁三郎
岩井〃	789	44					〃
植栗〃	787	24					土屋備前守
小泉〃	413	76					小栗大学
泉沢〃	235	11					朝比奈左近
奥田〃	180	5					土屋備前守
五町田〃	267	80	6	10			原田清左衛門代官所
新巻〃	430	39					両給　原田清左衛門　小栗大学
箱島〃	550	184					原田清左衛門代官所
岡崎新田村	232	2					〃

備考

① 石高は貞享検地の石高表による

② 統計は天明3年10月記富沢久兵衛清胤著浅間山津波実記による

③ 支配関係欄は義珍法印著浅間焼出し大変記による

⑥　関所を通過せず間道を通った者に対しては、次のような極刑をもって臨んだ

徳川禁令考によると

一、関所難通類山抜いたし候もの、於其所磔（はりつけ）、但男に被誘引山抜いたし候女は別

一、同案内いたし候もの、於其所磔

一、目忍候行候もの、重き追放、但女は別

一、口留番所（くちどめばんしょ）を女を連忍通候もの　中追放

⑦　寛政八年十二月の組合二十二ヵ村の支配関係は次の通りである。

川南十二ヵ村		川北十ヵ村	
支配者名	村名	支配者名	村名
富永靱負	厚田村	布施孫三郎代官所	矢倉村、郷原村、原町、原町在組、西中之条村
依田源六			中之条町、赤坂村、市城村
朝比奈鉄吉 伊丹三郎右衛門	川戸村	保科弁三郎	伊勢町、横尾村、青山村
保科弁三郎	岩井村、金井村	布施孫三郎代官所	群馬郡村上村
土屋山城守	植栗村、奥田村	白井喜八郎	
小栗平吉	小泉村		
朝比奈鉄吉	泉沢村		
小栗平吉	新巻村		
布施孫三郎代官所	岡崎新田村 箱島村、五丁田村		
布施孫三郎代官所			

（小泉文書、中之条町役場文書、岩島村誌、）

(5) 明治前期の紛争

明治七年の争論　明治五年二月、田畑永代売買の自由が認められ、同七月には地租改正に伴ない土地の所有権を明らかにするため、すべての私有地に地券が発行されることとなった。これを壬申地券という。そして翌六年には地租改正令が公布せられ、本県においては明治九年一月よりこれに着手、明治十四年五月をもって完了している。

明治六年（月日不詳）川北十ヵ村の農民は、この地券下げ渡し願いの書類に川南十ヵ村、すなわち入会村二十二ヵ村として記載し熊谷県に上申することを再三話し合ったのであるが、川南村は言を左右にして応じなかった。そこで榛名入会山一件について熊谷県小川少属、甘田少属が本郡に出張した折、重ねてこのことについて川南村に交渉したが、依然としてこれに応じなかったので、地租上納には是非とも、川北村も賦課対象として取扱ってくれるよう談判したが、この時も頑強にその要求を拒絶した。川北地区は適当の秣場とてなく、この榛名入会村から除外されては農業の維持もできない現況に立到ったので、戸長以下その心痛は一方でなかった。そして川北農民の空気はこの際出訴すべきであるという強硬態度も顕われてきたので、戸長たちは協議の末、惣代として伊勢町副戸長木暮次郎衛を挙げ、立会人に村上村の朝北奈重郎次、郷原村の山崎孫三郎を選び、区長町田重平以下各小区の副区長も連書の上、熊谷県令河瀬秀治に歎願した。

当時熊谷県の支庁は高崎町にあったのであるが、同庁地理課においてはこの川北村の意見をとりあげ、川南十二ヵ村の惣代五町田村戸長佐藤弥市外二名を支庁に出頭させ、県が仲介の労をとって示談となった。その結果、壬申地券は従来通り入会二十二ヵ村に交付することに決定をみたのである、ただし地券証は川南村で保管し、野税は県の賦課額を二十二ヵ村に割当て、川南十二ヵ村が年番で徴収納入することとし、川北十ヵ村の榛名山への道路をそれぞれ指定した。ただし川北諸村はこの入会山において山稼類似の行為はしない事という条件で為取換確書を交換し事件は落

着した。時に明治七年五月五日であった。

（為取換確書）

明治七年第五月五日

春名山続入会山為取換確書

川北邨々

為取換確書之事

今般春名山続入会山之儀川北拾ヵ村惣代を以熊谷県支庁地理課江申立則山附拾弐ヶ村惣代罷出双方厚御説諭相弁爾談行届候条々左之通

一、春名山続秣薪萱茹取入会之儀は従往古山附拾弐ヶ村之内と川北拾ヶ村入会来候処、去々明治五年中地券御発行に付ては、地券証と右山附村並入会村々御書加相願御下け渡之地券証は山附村々相願置、且野税の儀は、御割附次第川南、川北都合弐拾弐ヶ村江致賦課山附拾弐ヶ村年番にて取立上納可仕事。

一、従前秣薪萱茹取道路之儀は、矢倉、郷原両村は厚田村耕地先より登山可致事。

一、原町之儀は田辺橋より川戸村字深沢耕地先より登山可致且田辺橋流失之節は郷原村江廻り登山可致事。

一、西中之条、中之条町、伊勢町、下横尾合て弐ヶ町弐ヶ村之儀は伊勢町渡船より岩井村字寺沢長福寺両道耕地先より登山可致事

一、青山、市城両村之儀は市城渡船場より古道通、泉沢村字小屋場耕地先より登山可致事。

一、村上村之儀、同村渡船場並五町田村古道新橋両所相越新道通行いたし候共、五町田村字千沢耕地先より登山可致事。

前条之通篤と爾談行届、従前の如く差支永久入会秣薪萱茹取可申筈、尤川北村々に於ては、山稼ヶ間敷更に致間敷筈確書被遊候処相違無御座候。為後証為取換確書仍如件。

明治七年五月五日

吾妻郡　矢倉村　　木暮次郎衛

郷原村　　矢倉村立会人

原町　　斎藤利平

西中之条村　　村上村立会人

中之条町　　佐藤杢平

伊勢町　　吾妻郡　厚田村

下横尾村　　川戸村

青山村　　金井村

市城村　　岩井村

群馬郡　村上村　　植栗村

右川北拾ヶ村惣代　　小泉村

伊勢町副戸長　　泉沢村

新巻村
奥田村
五町田村
箱島村
岡崎新田村
右川南山附拾弐ヶ村惣代

五町田村戸長　佐藤弥市
新巻村戸長　富沢半衛
川戸村立会人　本多録太郎

前書之通確書為取換候
間此段御届奉申上候　以上
明治七年第五月五日
右　斎藤利平
木暮次郎衛
佐藤杢平

佐藤弥市
富沢半衛
本多録太郎
河瀬熊谷県令殿

（原文片仮名
中之条町役場文書）

明治十四年争論　明治十四年六月、榛名山秣場について川南地元村と川北十ヵ村の間に再度、入会区域についての争論が起り、初代吾妻郡長真野節の仲裁によって数日間討論に及んだが、その後区域立会調査等を経て、従来の通り秣萱苅取は旧来の慣行により、官民有地の区別には関係なく、各地元村登山入口とも今迄通りにより刈採ってきた場所において刈引取ることとし入会村は「為取換契約書地図」を互に取替わし、各町村において保管することとし事件の解決をみた。旧来の慣行によると入会秣場官有地より山の口明けより一日壱駄を限りとして秣薪を引取るきまりであって、二駄採ったり、伐り置き、刈り置くことはいけないというきまりであったのである。

明治初期の土地制度改革には、永い間の地元の慣行を無視して行われたために起った事件が、しばしば全国的にひきおこされている。丁度このころ榛名山の裏側においては、明治十三年十月から翌十四年の三月にかけて、榛名山麓一帯八十四ヵ村農民と松の沢村（現、箕郷町）との間で中野秣場という林野千五百町歩の入会争いがあった。この事件は松の沢村が他村に相談なく四十余町の払いさげをうけ、他村民の出入を禁止したことからおこったもので、三ツ寺村（現、群馬郡）の真塩紋弥を大総代として中野組の幟をおしたて、二千余人の農民と馬匹五百余頭が出動し、十四年には八十四ヵ村の農民千五百人は松の沢村で植林した樹木を伐り倒したり、抜き棄てたりし遂に官憲との衝突をみた不祥事件であった。

秣苅取為取換約定証

春名山続民有秣場之義は従来岡崎新田地元十二ヶ村及川北十ヶ村入会地にして去明治六年中地券御発行の際券状御下附相成居候義に付入会秣薪と各村持地との境界判然可致は勿論原町に於ては川戸村地続字相の倉字遠見塚両町より従来秣引取来り候処、明治九年地租御改正の際川戸村荒地縁故により該村共有地に取調候に付ては原町に於て秣苅取に差支有趣を以て今般入会各町村と談判被及度に付一同立入協議の上秣薪取永続法定約の趣意左の如し

川戸村　番字相の倉

一、秣場の内反別凡三拾町歩

此地価六拾円

此百分の二ヶ年金壱円五拾銭

同村　番字遠見塚

一、秣場の内反別凡拾五町歩

此地価三拾円

此百分の二ヶ年金七拾五銭

合反別凡四拾五町歩

此地価九十円也

此地租金弐円廿五銭

前紙の絵図面相添

一、前記二ヶ年秣場之義は従来原町入会秣苅所慣習により後来無定期として地元川戸村原町両町民之者苅取可力約定致

明治７年５月　榛名山続南山一件諸費割当表

村名	高割	村割	支出額	石高
	円 銭 厘 毛	円 銭 厘 毛	円 銭 厘 毛	石 斗
矢倉村	0. 53. 1. 8	1. 83. 3. 0	2. 36. 4. 8	175. 5
郷原村	0. 67. 3. 6	1. 83. 3. 3	2. 50. 6. 6	222. 3
原町	3. 62. 7. 8	1. 83. 3. 3	5. 46. 8. 0	1,097. 3
西中之条村	1. 17. 6. 0	0. 91. 6. 5	2. 09. 2. 2	387. 8
中之条町	2. 15. 5. 8	1. 80. 3. 0	3. 98. 8. 8	711. 5
伊勢町	1. 96. 3. 1	1. 80. 3. 0	3. 79. 6. 1	647. 9
下横尾村	0. 54. 5. 4	0. 45. 8. 3	1. 00. 3. 7	180. 0
青山村	0. 62. 2. 4	0. 92. 6. 2	1. 59. 8. 9	198. 8
市城村	0. 63. 9. 3	1. 37. 5. 0	2. 01. 4. 3	211. 0
村上村	2. 76. 0. 6	1. 83. 3. 0	4. 59. 3. 6	911. 1
計				4,843. 2

備考　上記84銭３厘６毛　過剰となっているが矢倉村に勘定違いがあり
金55銭５厘払戻す　戸長　小板橋藤平

し置候に付ては本租額金を一倍に乗じ地元村益金共金四円五拾銭に定折半の金額弐円廿五銭を秣料として原町より川戸村江年々差登し可申事。

但し地租の義は御規則之通五ヶ年目御改租額増減有之節者本文により更正するものとす。

最も該地に関する諸入費は実費の折半額を原町より川戸村へその都度差出す事。

前書の通り扱人入会町村立入示談相整候上は後日双方共異存無之ため一同捺印為取換約定書如件。

明治十四年六月

吾妻郡
地元川戸村
総代　桑原七三郎
村用掛　大嶋　粂蔵
原町
惣代　新井　忠弥
矢島五郎七
戸長　市場　光平
郷原村
矢倉村惣代
扱人　斎藤　和平
戸長　菅谷勘三郎

厚田村
惣代戸長　小泉文四郎
伊勢町
青山村　兼惣代
市城村
戸長　小板橋藤平
岩井村惣代
戸長　剣持正三郎
植栗村惣代
戸長　茂木小重郎
泉沢村惣代
戸長　青木佐十郎

新巻村
奥田村　兼惣代
戸長　斎藤清三郎
小泉村惣代
戸長　塩谷　真雄
五町田村
箱島村　兼惣代
岡崎新田村
戸長　飯塚喜平次
西群馬郡村上村惣代
戸長　佐藤　本平
吾妻郡金井村
戸長　都所　壮平

中之条町
西中之条村　惣代
戸長　小池　政七
吾妻郡箱島村外二ヶ村
戸長　佐々木一二

本県士族
当郡中之条町寄留
中裁人（ママ）　真野　節

（以上原文片仮名）
（中之条町役場文書）
（山口）

三　刀工蟻川波右衛門

刀剣の研究家　福永酔剣は、「若狭守政吉の後裔である蟻川博氏所蔵」の古文書をみせていただいたが、若狭守政吉は銘鑑もれの刀工であるから、内心たいしたことはあるまいと予測していたが、どうしてどうして御案内いただいた副会長とともに思わず「これはすごい」と、うなったほどであると述べている。

それは鍛治に関する文書が百点もあって、そのうち京都の三品伊賀守全道から来たものが十数点ある。金道の文書をこれほど多数に持っているところは全国にまずあるまい。日本鍛治宗匠と称して日本の鍛刀界に君臨していた三品家もその内情はどんなものであったか蟻川家の文書によってその一端が知れることはおもしろい。

こんな書き出しで、日本の刀鍛治の総取締り的な役割りをしていた三品伊賀守金道との文通の解説をしているが、その蟻川波右衛門から若狭守に至る、吾妻の山村蟻川に発した刀工について、いくつかの方向から見てゆきたい。

1　蟻川家の系譜

蟻川家の系譜はつぎのようになっている。

神保安芸守長国（植栗城主）――神保佐左衛門重春（岩本村草わけ）――神保彦兵衛重眞――1 2 3 4 5 6…神保半兵衛――神保孫市――観翁宗眞居士　元禄十六癸未十月三十六日――

神保吉右衛門（蟻川波右衛門藤原政吉）――蟻川若狭守藤原政吉（二代目政吉、初代若狭守）――
源海龍泉居士、宝暦十一年十一月四日歿（67才）
鍛治職故に享保二十年印之冬十一月師匠権田伝左衛門
権田ノ系譜ヲ相譲り之ニ依テ其ノ月ヨリ上川権田住政
重ト云フ
元文五庚申ノ年上京ノ時ニ日本鍛治宗匠之品伊賀守藤
原金道自ラ上州我妻部蟻川波右衛門藤原政貢ト賜フ享
保九年生れ、38才で政吉二代襲名
若岸本州居士、安永三年甲午正月四日歿（51才）
上京明和四寅年三品伊賀守藤原金道取次ぎを以テ参
内、上野住蟻川若狭守藤原政吉と号す

若狭守政吉（三代目政吉、二代若狭守）――若狭守政吉（四代目政吉、三代若狭守）――
鉄叟錬光居士、文化十四年丁丑十月十五日歿
和歌吉といった
○文政十三年三子を失う（七月三日女子、七月五日女子、七月四日男子
○天保十二～十四年頃出村……沼田土岐侯に七人扶持でかかえられる
○天保十四年～弘化元年頃川越松平侯に八人扶持で召抱えられる
○鉄砲鍛治を修業川越に住むこと約三十年
文久三年川越にて歿

なみ（和歌吉の娘）――
貞之亟（むこ）…和歌吉の弟子（子どもなし）
ふさ（和歌吉の娘）――喜三郎（敷島小学校長）――
とも江――元治（むこ）――博久子

現在不明の点は　蟻川若狭守、五代藤原敬業作
行年六九才萬延元年庚申八月　日　の作品があるが、だれの作であろうか。



蟻川波右衛門屋敷跡鍛

神保吉右衛門は群馬郡権田村の権田伝左衛門に師事し、のちに享保二十年四十一才のときその系譜をゆずり受けて権田吉右衛門政重と名乗るのであるが、この権田伝左衛門は、加沢記に永禄六年の岩櫃城を真田軍が攻めるときに、矢じり百本を献上したことが記されているので、中世にはすでに権田村で鍛治をしていたので、刀工としてながく続いていた家であったことがわかる。現在その作品が倉渕村池田左膳氏の所蔵になっている。筆者もその屋敷跡をおとずれてみてきたが、当時の大きな屋敷が想像できたのである。吉右衛門が系譜をゆずり受けた後も権田に「正吉」と名乗った鍛治があったと聞いたが不明である。

元文五年（一七四〇）日本鍛治宗匠三品伊賀守金道に認められ、蟻川波右門藤原政吉の称を許され天下の刀工となったのである。

2　鍛治宗匠三品家との交流書簡

これから三品家とその門弟また全国の名工とのつきあいがはじまるのであるが、その手紙から見ると次のようなものがある。

一、三品家の借金返済のため五両の借金を申しこんできたもの（三品伊賀守弟子、対馬守金永、伊豆守鬼道名で出されたもの）（延享三年）

二、借金返済のため、三品伊賀守金道のかいたもの（日付は同じ）

三、年始祝儀の金が届いたことを謝する手紙（宝暦六年十月）

三品伊賀守金道から
四、年始の金を送る波右衛門の手紙
五、金道の逝去に対する波右衛門のくやみ状
（借金を申込んできたときに四代金道の死去について知らせてきたので書いたもの）（宝暦七年三月）

二代政吉は波右衛門の子で享保九年生れ幼時から父について技を練り、三十七才で父波右衛門政吉をつぎ、明和四年、第四代三品伊賀守金道の取つぎで宮中に参内して「若狭守」に宣任され、上野住蟻川若狭守藤原政吉となったのである。この宣任されたときの書き付けが「薄墨の御綸旨」といい蟻川家に所蔵されているものである。

若狭守政吉（三代目政吉、二代目若狭守）にあてた五代目金道からの掟書には、「そのもと祖父以来並に父若狭守政吉当時貴殿共三代この方弟子にて、御即位御用の節は代々上京いたし相勤め来る例の家職の儀に付候へば、当家前々より仕来の通り二心得らる可候事、云々」天明五巳霜月とあり、翌天明六年九月、直弟子になったお礼金弟子三四人より八両二歩の届いたことを謝する手紙を見ても、三品伊賀守とのつながりを持った名工と云える。また天明八年一月京都の大火で三品家も焼失しその再建のための費用三十両を頼んでいるのを見ても信任があつく尚又相当の金持ちであったと思われる。



波右衛門
一代　若狭守
二代　〃
三代　〃

又天明九年二月十二日（寛政元年）に門弟たちの入門料を送金することを依頼した手紙もある。この外にも

○弟子たちの滞納金を集め送ることを依頼したもの（寛政二年）

○鍛治系国名乗り免状

△兼　道―金　道―金　道―金　道―金　道―来金道
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―吉　道
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―正　俊

門人
三代藤原政吉―門人　藤原政氏

寛政二庚戌歳　　三　品　伊賀守
　　藤　原　金　道

○右の鍛治系国名乗りを許可されたときの誓いの書は（草稿か控か）

この誓書によれば、鍛治系図をくだされ鍛治名乗を許されたことは誠にありがたい、この上は京都御用向の節は、おおせつけくだされば、すぐに勤めます、こちらの都合が悪いなどは一切申さず、お定めの通り守ります。もしそれにそむくようなことがあった時は弟子を勘当されても何も申しません。

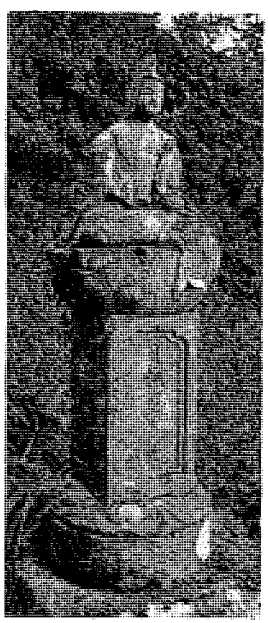
このように書かれ、これは京都へ右の人数より差し上げたものであると添え書きがしてあるので弟子三十何名かの名前をつらねて誓書を出したものであろう。

さてこのような書付をもらうには、技術的にすぐれているだけでなく、経済的にも技術的にも援助をしたものと思われる。

○弟子たちの滞納金を集めることを依頼した金道（五代目）からの手紙（寛政二年）

この手紙の最後に、尚京都もだんだん家が建ち、本年殊に皇居のご造営も出来るから、来春は上京を待っているとつけ加えてある。

○政吉（三代目）の上京を待っている手紙



親父右衛門波
神保孫市

○金道が江戸にきて政吉を呼びよせた手紙（天保十三年と推定）

これには、自分は諸国鍛治取締について江戸へ出てきている。面談いたしたいから門人四、五人をつれて、この使いの者といっしょに上京してもらいたい。委細はその節に申す。

尚この手紙に金道の弟子の相原玄蕃道秀の手紙がつけられ「主人伊賀守、諸国鍛治職取締方改革いたしたい考えにつき、出府したので、御地まで飛脚を立てた」と書かれ、金道の内談もあるから、まちがいなく出府されるよう強く書かれてある。信任のあつかったことがうかがわれる。

「鍛治道掟書」　このとき鍛治道掟書をもらっていると思われる。この掟書は次のとおりである。

一、古来から公に仰せ出されたときはそのきまりはもちろんそのお考えを、かたく守り、第一鍬鎌の農具は国家鎮護の神宝であるから細工をすること。

二、鍛治職は祖神の高恩に対し怠ることなく、五穀農饒祈念し農具はもちろん打物なども国を治め身を修める基であるから作料に貪慾をならずいたすこと。

三、近年全国的に高値になり鍛治材料を引きしめ、農具の類や打物細工も、高値と申立て手間賃など多くとり商いするものもあると聞くが、御趣意（幕府の改革の趣旨）にそうよう、仕入等を安くして仕あげること。

四、町人や浪人が武具馬具など打物細工を頼みにきた時は受けてはならない若し強要したときは、支配所へ訴え、さしずを受け間違いないよう心得ること。

五、近年鍛治職の者ども心得違いのことあり、身もちの悪いものがあり、見苦しいものもあるが、これは鍛治職の古い掟にもそむき職道の乱れるもとになると心得て不作法のないよう守ること。

六、鍛治職の手間かせぎの者の賃金をこれまでより引きさげること、弟子や自かせぎの者にもよく聞かせ、分不相応やかわいがりすぎ等ないようにすること。

右の趣旨は古くから鍛治職の掟につき、いろいろの例を申しそえたが忘れる者があると聞いたので今般の御趣意を教示したので違反してはならない。

○大阪、江戸の録問屋を知らせる手紙

伯州山方荷主

菊上印　段塚五助
○上印　同　勇次郎
「上印　松田屋伊兵衛ヱ
「上印　備後屋喜右衛門
繖上印　名越貞次郎
「上印　足場助八

当時相場十三貫五百目入り、本銀百目位より少々上まわる。

大阪にて江戸積問屋と唱る分

薩摩堀　西村屋愛之助
安堂町一町目　川崎屋惣兵衛
薩摩堀　川崎屋藤兵衛
博労町浜　釘屋十兵衛
安波橋町　玉屋五兵衛
南本町一町目　玉屋長次郎
備後町一町目　鉄屋喜兵衛
〆十二軒之所当時七軒

江戸問屋と唱うる分

小網町一町目　石橋屋伝右衛門
茅場町　伊勢屋弥七
江戸橋四日市　今津屋平右衛門
神田紺屋町一町目　日野屋忠兵衛　△

△引請願人に成り度段申出る。外に赤穂屋宗助と両人参る。

通油町　鉄屋彦助
同　町　炭屋平兵衛
新大阪町　銅屋仁兵衛
通油町　中島屋源六
神田今川橋　岡崎屋吉兵衛
小伝馬町一町目　銅屋十郎兵衛
同　二町目　越後屋七兵衛
元岩井町　紀伊国屋甚兵衛
〆十二軒

右の通り山方荷主大阪並に江戸問屋鉄取扱候事

日本鍛治宗匠家　㊞

○関東の刀鍛治には朝廷から宣任（何々守と言う）された者は若狭守以外にはない。
○右の外鍛治祭の条文があるが省略する。

（福永酔剣稿による）

全国にも珍らしいほど日本鍛治宗匠の手紙があり、またその内容から見ても、その交りの深かったことを知ることができる。遠隔の地の無名の刀工が、どうしてこのような地位を得るようになったのか、と考えさせられる。権田伝

左衛門の戦国時代からの古い鍛治としての家系の中央へ知れていたこともあったと思うが、そのすばらしい作品を造りだす腕を見こまれたことが第一義であったろう。それにしてもそれを認められる機会に恵まれなければどんな腕も埋もれたものとなったかも知れない。

また金力がものを言うのも、いつの世でも同じこと、三品伊賀守が、京都の火災のときに家を作るためや、門弟にする時の入門料、正月その他のつけとどけ等々……その時に応じきれただけの金があったことは更にその地位を保つ大きなものとなったのであろうと想像することができる。

3　鍛治としての蟻川家の発展

それでは波右衛門と三代若狭守までの四人について、その生活はどんなであったろうか。蟻川家の文書と墓地などから、鍛治職を中心にしてその生活をさぐって見ることとする。

波右衛門（初代政吉）の鍛治生産　蟻川波右衛門は元禄八年（一六九五年）神保孫市の子に生れ、元禄十六年数え年九才にして父親に死なれたのである。何才の時に権田伝左衛に弟子入りしたかは不明であるが、昔のことであるから十才前後で鍛治の道に入ったのか入れられたのかどちらかであろう。そして四十一才の享保二十年に連綿として続いた権田家の鍛治の系譜をゆずり受け、権田の住政重と名乗り、吾妻の地に帰り蟻川村宇原野での生活がはじまるのである。

そして元文五年（一七四〇年）八月伊勢神宮参拝の時に上京し日本鍛冶宗匠三品伊賀守金道の門弟となり、その時に上州藤原政吉在名蟻川波右衛門と名乗るようになったのである。この時の三品伊賀守金道に出した願書によると、

上野国吾妻郡蟻川村鍛冶吉右衛門、今度私がお願い申上げることは、私の師匠伝左衛門は先年源頼朝公様より鍛冶承名打物二切付けの御書付は、上州権田住政重と免許の書付けを頂載しておりました所久しく以前に焼失してしまいましたが、まだその写をもって承名打物に切付けの届をして諸道具を作り出して居りました。私も伝左衛門の弟子になり承名しておりましたが、師匠からのお許しで鍛冶名を切り付けておりました。右の通り鍛冶の由緒を申上げ、この上鍛冶承名の上この職にはげみますので何卒御慈悲をもって御赦免の書付を頂載いたしたいのでお願い申上げます。

元文五年申八月

と書かれているので、それ以後はいわゆる登録ずみの鍛冶波右衛門となったのである。この時三品伊賀守金道の門人として鍛冶の系図と薄墨御綸旨写をもらっている。これには

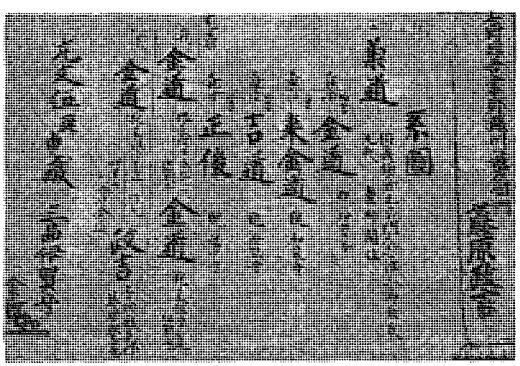
上野国吾妻郡蟻川波右衛門藤原政吉系図

▲兼　道―相州鎌倉正宗門人志津三郎兼氏
九代　農州関住

寛永頃
- 文禄之頃　嫡男　金　道　号伊賀守
- 文禄之頃　二男　来金道　号私泉守
- 文禄之頃　三男　吉　道　号丹波守
- 文禄之頃　四男　正　俊　号越中守

金道
- 一代　金道　号日本鍛冶宗匠三代　伊賀守　金　道　号日本鍛冶宗匠伊賀守
- 四代　金　道　号日本鍛冶宗匠　伊賀守　則藤原金道　門人　政　吉　上州我妻郡藤原政吉也

元文五庚申歳　三品伊賀守金道　荏捺



金道直門

この書付によって中央とのつながりがはっきりとつくられ、子どもの若狭守へと受けつがれていくのである。

またどうして蟻川の地を選んだかについて、大道に砂鉄が出たのでそこに近い場所だったからといわれているが、そのほかに蟻川は三国街道の脇往還として四月（今の五月）から九月（今の十月）までは須川宿から大道、蟻川、中之条、郷原が万年橋を通り吾妻川の右岸へ出て渋川へと人馬や物資が通ったのでこの街道すじにあたるこの地に居を構えたのではないだろうか。鍛冶は刀剣を係るばかりでなく、鍬鎌すきなどの農具や橋などの金具から家具建具の金物に至るまでの生活に必要な金属類を造ったのであるから、文化十三年（一八一三年）にかいた屋敷の図面にも店というのが街道よりにあったのを見ても、農具その他のものを売るのに都合のよい所を選んだと考える。この時代の鍛冶には重要な職業でありその技術は高く評価され、社会的な地位も高かったので経済的にも相当ゆとりがあったと思える。享保二十年の頃には村の人たちは畑や荒地山林等を売ったり、質入れしたものが質流れにして波右衛門のものになっている。これを見ても経済的ゆとりのあったことが知られる。



墓地

刀鍛冶としての作品は前述のように全国的な銘鑑にはないが、そのすばらしさには専門家の驚くところであると言われている。その価値は一般的には認められていないので残念なことである。ある人は作品

のうち出来ばえの良かったものは三品伊賀守金道の銘を打って京都へ送ったのではないかともっともらしいことをいっていたが、そういうこともあるかも知れないが、その真偽のほどは知るよしもない。作品名の一部は最後に記すこととする。

農具も多く作ったと思われるが、残っていないというのが常識といえるであろう。ここに延享元年（一七四四年）長須橋鉄物釘鋏覚帳の内容を見ると、

四月十二日渡、大鋏十丁二貫目。大手違二丁、此の鉄目三貫八百目。中鉄八寸百丁、此鉄目十二貫八百目。三回〆十八貫六百目、外二拾丁鉄目三貫目。四月十六日、手違百八十丁此鉄目十貫九百目、四月十九日、手違十丁、鉄目一貫五十目。ひしかすがへ二五丁鉄目三貫七百目。手違百五四丁此鉄目十七貫百五十目。鋏二四丁鉄目一貫八百目。六寸釘六九六本内四四本五寸此鉄目十六貫五十目、惣〆七七貫二五〇目。

延享元年七月に郷原村名主尽右衛門と矢倉村名主五兵衛あてにこの金額の受取が出されている。

請取申金子之事

一、金十両一歩と銭二百文

右は長須援御普請につき此の度私が鉄物を請負いました。相定めの通り出来ましたので書面の金子只今たしかに請取残らず相済みました、ついては其外勘定について不服は申しません。

我妻郡蟻川村鍛冶　波右衛門

また延享五年の群馬郡本のはね橋の金具を送っているがそれには

一、八寸金二六〇挺　但し五分四方、爪三寸
　一丁目鉄目八十刃
一、八寸平金九六挺　但し幅五寸、厚さ二分
　一丁鉄目八十刃
一、六寸平金六四挺　但し幅四寸、厚さ二分
　一丁鉄目五五刃
一、五寸金　四丁　但し一丁鉄目四八刃
一、六寸平金六四挺　但し幅四分、厚さ二分、一丁鉄目五五刃
一、五寸皆折釘五八八本　但し一本鉄目二〇刃
一、四寸皆折釘七八本　但し一本鉄目一五刃
一、六寸皆折釘二八本　但し四分角、一本鉄目二五刃
　合鉄目四九貫三四二刃代永五貫四八二文四分とニリン

「右は上州群馬郡杢はね橋ご普請御用につき書面の鉄物早々打ち立て、場所において請御改めの上納めるよう仰せ渡されましたのでかしこまりました、右の員数の外に万一増加をされても代金をとらず、きっと納入するようにいたします。そのために書付けを差し上げ申します。延享五年辰四月十一日　吾妻郡蟻川村、受負人　波右衛門」このように書かれた注文受けがあるが、これによっても、広い範囲すなわち吾妻郡はもちろん、利根郡、群馬郡の方までの仕事があったといえる。

このような仕事をする中で弟子もいく人もいたらしく、年季あけの文書を見ると弟子との関係を知ることができる。

一札之事

一、私儀十二年相勤め鍛冶職伝受され道具受納いたし、右職家業いたす上は諸事にわたり御心意にそむくようなことはありません。

後日の為にこの一札を申上げます。

元文六年西ノ正月二日

蟻川村　父九兵衛　平蔵
〃　取添人　太郎右門
〃　立会　六左衛門

蟻川波右衛門殿

さらに鍛冶職をしていく中は五節句にはきっと相勤め諸事にはそむきませんと別の紙に書いている。これによって師匠と弟子とのきびしい間柄を知ることができる。

こうしてだんだんと仕事も充実し経済的なゆとりができ、畑や山林が手に入ってくるとその畑やら林のことで争いも起こり、訴訟まで起こっている。質入れした畑と荒地のことで名主とその弟の二人と争いとなり、それがもとで波右衛門に名前を替えるときに、宗門帳にその変更を書き入れてくれないので早川安太左衛門御役所宛に訴状を出している。結果としては波右衛門の訴え通りになったが、蟻川村の住民としての波右衛門の一面を想像できるように思えるのである。

また、延享元年十月の文書の中に「私儀も数年中之条町で市売りしてきましたが、市宿や町中に迷惑をかけたことはありません」このような文からみて造った農具などの金物を中之条町で売ったことがわかる。

蟻川村へ店を構えて二、三十年の間に、立派な地位と身代を築き、二代政吉（初代若狭守）には、鍛冶としての技を伝授し、宝暦十一年十一月四日不帰の客となり蟻川村の土となったのである。

二代政吉（初代若狭守）　蟻川若狭守藤原政吉（二代目政吉、初代若狭守）は享保九年に生れ、父波右衛門に鍛冶の技を錬り三七才で二代政吉を襲名、父死後六年目の明和四年三品伊賀守の取りつぎによって宮中に参代して若狭守に任じられたのである。



任書

宣

藤原朝臣政吉

権中納言従三位藤原朝臣資枝

宣奉　勅件人宜令任若狭守者

明和四年八月廿四日大外記兼　帯頁酉月
部造正中原臣　師資　奉
才豆シ草

上郷日野中納言

明和四年八月廿四日　宣旨

藤原政吉

宜任若狭守

蔵人右中辨藤原紀光　奉

右の二枚の若狭守に任じられた文書と思われるものがあるが、どちらが本物なのか、写なのかよくわからないが日付が同一なので、どちらも正しい文書であろうと解釈することとする。

また鍛冶弟子証文につぎのようにかかれている。

鍛冶弟子証文之事

此の幸八と申す者貴殿門弟相願置申所実正でございます。但し年季のことは酉年より酉年まで十二年季と相定めます。衣類のことはお家並に下され度く、またこの者取逃欠落いたしました時は、その品々を改めきっと弁済いたします。この者につきいかようのことを申されてもお願いおきました上は、貴殿へ御苦労おかけいたしません。お気に入らなかったらいつでもおひまを出されて下さい。どんなことがあってもこちらからひまはいただきません。右の者が鍛冶職を傳授され年季あけいたしましたら相応の道具をそえておひまを下されましたならば御公儀様のご法渡の儀はもちろん何にてもお家の御作法にそむきません。

宗旨のことは代々禅宗にて岩下村応永寺旦那にまちがいありません。寺受状ご用次第にお届けいたします。後日の為に以上のように申上げます

明和二年酉三月日

人主　弥右衛門
同村請人　清左衛門

蟻川村
波右衛門　殿

相渡し申す屋敷証文のこと

一、宇原野名所の内屋敷二畝三歩の内一畝一歩外かこい除き十八歩同所下林五歩合せて一畝二四歩の所代金三両一分たしかに借り右十年季質置き当秋年季明け申しましたが、請出すことができないので一門中相談の上、勝手ですが永々流地にして相渡しました。貴殿の所持はもちろんどちらへ御払いになっても子々孫々まで障はありません。御年貢御小物成共に御上納なさって下さい。これからどんなことがあって間違いやとり乱したことは申しません。後日のため以上のようです。

明和二年酉九月

蟻川村
売主　利左衛門
清人　与兵衛
口入　作右衛門
組頭　六左衛門
年寄　源　七
名主　権之亟

同村　波右衛門　殿

この外明和四年の小野子村人主文左衛門と請人長兵衛にて、与七の鍛冶弟子の証文があるのみで、三品伊賀守金造との交流の手紙もなく他にも文書がないので初代若狭守のことについてはわからないことが多いようである。宝暦十一年から十三年の間波右衛門のあとを継いで中央とのつながりを一層強固のものにした人で安水三年（一七七四年）

一月四日没したのである。

三代政吉（二代若狭守）　生年はわからないが、父親没後四四年の長い間活躍した人である。この間に日本鍛冶宗匠五代金造の門人となり、交流は前述されているように非常に深く、弟子も多く鍛冶仲間三十七人の総取締りをしたり、内外共に活動的な人であったようである。弟子も相当の人数は居たと思われるが、鍛冶弟子証文としては天明四年三月の川村弁次郎と小野子村の平蔵の二人だけしかない。形式は前出のものと同じである。

天明五年十二月の約束状をみると、

江戸神田高井土佐守運上銀申出ました所京部日本鍛冶宗匠三品伊賀守殿より御免許仰せつけられ有り難く頂載いたしました。よって御即位御用の節はこちらから申し出て直ちに勤めます後日の為に一札入れておきます。

神保善兵衛、太右衛門、友右衛門、彦八、千右衛門、以下三十三人（計三十八人）が連印している。

右の者鍛冶職分でありますので出入のあったときは各々相談の上出銀いたします。若し遅滞の者があるときは、中間相談どのようにもいたします。後証のため連印致して置きます。

三品伊賀守御内　　蟻川波右ェ門

これによると門人の免許をもらったので、三十八人の仲間と相談してどのようにもいたします。特に御即位御用の時はこちらから申し出ても勤務をいたします　としている。中間の名前を見ると波右衛門当時から弟子の名があるので、師匠と弟子の間柄の者が多かったのではないかと思う。三十八人の鍛冶をつれて京都へでも仕事に行くというのだから相当の力をもっていたのであろう。

また天明四年に白山神社への寄附証文があるが、これによると宝暦元年にこの神社を造営したもので、その参考にきざはしをつくるための寄附をしているのである。宝暦といえば祖父波右衛門が隆盛であった時分であろうから、中心になって神社の造営にあたったのではないかと想像できる。

そのほかに寛政五年の「わび証文」に弟子弁次郎がその夏に悪いことをしたので申訳がない。これからはお家の作法をきっと守らせるから証人平蔵、請人小右衛門の名前で出されている。また文政十二年四万村佐金五願人にて出した願い書によれば、波右衛門（二代若狭守）の種々の金銭の問題から相談か又は事件にまきこまれたものか、この解決のために入ったように受けとれるのである。

以上のようなことから二代若狭守は鍛冶職として偉大な力を充分に発揮すると同時に、村としての色々の仕事、事件などからその生活ぶりの一端がうかがえるのである。

四代政吉（三代若狭守）　文化十四年の秋三代若狭守のあとを継ぎ、蟻川に住居し鍛冶の道にはげみ先代に劣らない技をもっていたが、蟻川家の大きな波乱を受けた人であった。それは文政十三年七月三日に女児、七月五日に男児、七月十日に女児とかけがえのない三人の子どもを一時に失ったのである。吾妻郡誌によれば潰けたばかりの梅の実を食べたのが原因で病気になり死にいたったように記しているが、現在の八月にあたる月なので伝染性の病気にかかったのではないかとも思われる。蟻川家の墓地には小さい一つの石塔に、三人の戒名が刻まれている。即ち向って右から賢方童女、玉蓉禅童女、常見童子、右側には向って右から文政十三庚寅七月三日、同年七月十日、同年七月五日と記され、墓地の片すみに立てられている。三人の子どもを一週間足らずのうちに失った親の落たんはいかばかりであったろうかと想像される。

それから十二、三年の後の天保十二年～十四頃蟻川村を出て沼田藩の土岐公に七人扶持でかかえられ、まもなく川越藩に召し抱えられるのであるが、この年を天保十四年～嘉永元年頃といわれている。川越藩主は前橋の松平公であるが、前橋城の一角が大洪水のため崩壊したので、その修理の期間川越城へ一時移城していた時である。松平公が移城を決定したのが明和四年（一七六七年）九月十五日で実際に移城ができたのが翌五年十二月十五日のことであった。

だからこれから七十数年の後のことである。ここで鉄砲鍛冶を修業し、娘の「なみ」に貞之亟を聟養子として迎えて後目をつがせるのであるが、三代若狭守の没年も不明であり四代若狭守もその様子がわからない現状であるので、資料の前後するものがあると思われるが、そのいくつかを見ることとする。

三代若狭守の蟻川在住の頃すなわち文政のはじめ頃は経済的にも豊であった。その頃は上州の三分限と言われた加部安左衛門も生活にゆとりがなくなったとみえて、その質入れの文書には

質物預り書付之事

一、七夕の目貫　一組　後藤宗乗作銘有
一、猿まわし目貫　一組
一、肥前国忠吉短刀　一腰
一、井上真政短刀　一腰

此の質代金十三両也組し利息は一ヶ月二五両に付一分宛

右の品質物に預り書面の代金取替に相渡し申しましたこと

間違いありません。期日は本年十二月迄に請出し、お引合せ下さい。期日が過ぎたら売り払ってもよい約束でございます後日の為に質物手形を書いておきます。

文政七申年五月十七日

大戸宿　加部安左衛門

蟻川村　波右衛門殿

このように書かれている。請出されたか、質流れになったのかは不明であるが、加部安が目につけるだけの金持ちであったことはたしかであろう。

この頃の社会情勢は幕府の二度の改革にもかかわらず企図したように進展をみなかったので、ここに改革による政治のたてなおしが考えられ、天保の改革となるのであるが、それが日本鍛冶宗匠を通して全国の鍛冶職に伝達され、江戸へ出向された金道に呼び出され、鍛冶の掟書をもらってくるのであるが、それは前述の通りである。関東へ出向の折に呼び出され、いろいろ相談を受けたというのは、やはり三代政吉の力をしのばせるものであろう。

沼田の土岐氏の鍛冶としている頃の文書と思われるが、

私養子和四蔵は去る七ケ年以前辰年（天保三年）三月中お願いして御城下上之町宇蔵方引越し鍛治渡世をしておりましたが、兼ねて鉄砲修覆のことも心得ておりますので、若しもご領分内より願いの時は遣し申したいのでお願いいたしま す。その取扱いには念を入れていたします。組合にも相談してありますので是非お願いいたします。

天保九年戊三月　　戸鹿野権七郎

地方御役所

この文書ではじめて鉄砲のことが出てくるのであるが、この頃から鉄鍛冶の修業が始められたのか、またどのような事から鉄砲の修業に入るつもりになったのかは明らかでないが注目したい文書のように思える。

こうして川越での鍛冶がはじまるのであるが、やはり吾妻の方から、若狭守を頼って出ていくものもあったのである。横尾村の水井隆助は親子げんかでもしたのか子供が川越へ頼って出ている。この文によると、武州川越蟻川波右衛門様として倅真十郎が貴殿の所へ居ることを中之条町田明七から聞いたので是非家へ帰るように教諭してもらいたいと頼んでいる。

この川越で鉄砲鍛冶となるのであるが、仕事の関係上、つぎのように規定している。

覚

川越　好田十郎兵衛殿　　小河原将次殿　　江戸　三上雄之進殿　　永井権作殿
多賀谷監物殿　　三田村一郎左ェ門殿　　三上喜市殿　　山口左右吉殿
四工天仁六殿　　木村源市殿　　赤石　登殿　　深沢庄作殿
小原　興殿　　向坂條郎左衛門殿　　佐竹彦次郎殿　　有賀　整殿
久御小作殿　　午松太郎殿　　松下嘉吉殿　　明石仲之亟殿
久郷源吉殿　　木村栄吉殿　　野口庄司
安藤民司

右之外細工場へ立入りを許すべからざる事

これは川越の細工場のことであるが、鍛冶のときは「かじや」と仕事場を呼んで居たので、鉄砲の細工をする所で

あったのだろう。

鉄砲の注文受けを見ると、「筒の長さ舶来より五分短し」などの言葉が見え、外国からの短筒等も性格のよいものが来ていたものと思えるが、値段や数の問題もあって注文も多く忙しかったようである。また、待は外国船の来航等、江戸幕府や諸大名にあたえた影響は大きく、これが武具の製作も多忙であったのだろう。それに幕府の力もだんだんと劣勢となり、経済的にも苦しくなって内外共に多事多端の時であった。浅草部川町の町田勘五郎は蟻川貞之亟（田代若狭守）にあてた手紙の中で

釡口四千挺の内二千挺仰せつけられ値段のところは甚だ下値に仰せつけられ、すべてが鉄かな物になり、一挺につき金二両二分値下げになりましたので、其の割合をもって鉄物ばかりでなく紛金月割りのこともそれぞれ下値であるから、江戸からの話はむなしく、苦しいことばかりです。

六月十五日夜異国船多く渡来したので御府内（幕府の中）は諸屋敷（大名の江戸屋敷）共に大取こみの様子ですから貴公様へも事こまかにお知らせしようと思いますか、細工のことは半時（一時間）のゆうよもないというのに私共はこの夏中眼病にてしばらく細工を休みましたので、いろいろと物入りもあり、春中おいでの時お引き合せしました金のことは引き合せの通りにいかないのでちょっと申上げました。向年中に金五両差し上げたく思っております、金が用意できたらお知らせいたしますので、何卒ご勘弁下さって受取り下さるようお願いいたします。お会いの時にいろいろ申上ます。私の方も取込み故に

七月二十日出　　早々以上

浅草阿都川町　町田勘五郎

川越御鍛冶師蟻川貞之亟様

これを見ると貞之亟は四代若狭守である。時あたかも幕府の経済も思うようにあらずその上に外国からの渡来と各種のしげきによって開国論が高まり、国の内外ともに多年多難の折であった。幕名で種々の金具を作るにも値下げ、しかも急を要するものばかり、このような中で四代若狭守は川越藩御留鍛冶として活躍としていたのである。

4　むすび

こうして松平公が前橋に帰城するにあたり蟻川家も前橋に住居をえるのである。まもなく大政奉還となり明治維新をむかえ廃藩置県によりこの御留鍛冶も終りをつげるに及んで銃砲火薬店を経営し、代々隆盛をきわめ現在に至っているのである。現在の当主は前橋市千代田町三～三蟻川博である。

昭和四九年春、蟻川の宇原野にある先祖の墓地の整備を碑を建てて供養した。その碑文によると、

蟻川家の先祖波右衛門は岩本の神保家より分れた神保孫市の子で吉右衛門と言った。群馬群権田村の権田傳左衛門という刀工について抜を練り権田家系譜をゆずられ上州権田住政重と言った。その後元文五年日本鍛冶宗匠三品伊賀守金道より蟻川波右衛門藤原政吉の称を認可された。初代若狭守藤原政吉は幼時より父波右衛門について技を学び父の死後その名を襲名していたが、明和四年に京に上り第四代三品伊賀守の取次ぎて参代し若狭守に任せられた。二代若狭守も三品伊賀守と親交があり、京都に滞在して宮中の御用を勤めた。三代若狭守は和歌吉と言い、故あって蟻川を出て沼田の土岐、川越の松平の両城主に仕え川越で鉄砲鍛冶を修業した。その後娘の婿貞之亟が後を継き鉄砲治に専念した。貞之亟の死後弟子喜三郎が和歌吉の娘をめとり後を継いで前橋に移り家業を営んでいたが、明治に至り鍛治職から銃砲火薬商となった。その子幸太郎は学校の教師となり敷島小学校長を最後に退職した。その間銃砲火薬店の経営は番頭に一切を委ねた。幸太郎娘とも江口元治を迎え現在に至っている。

以上のような次第により墓地も無縁に近い状態にあったが、小渕家の方々によって立派に保存され荒廃を免かれたことは全く幸であった。昭和二十年の農地改革により小渕家の所有となったのであるが。たまたま昭和四十七年中之条町誌の編さんに当りその資料収集が機縁となり町誌編さん委員地元町議のお力添えと小渕儀市信雄父子の好意により墓地の名儀が蟻川博のものとなったのを機会にその修復と供養が行われた。

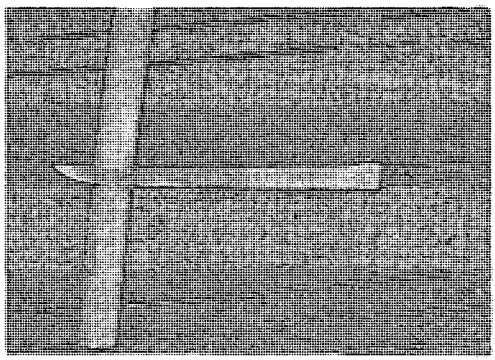
現在蟻川家に所蔵されている文書は二二〇通の多くを数えることができるが、鍛冶に関するものも全部をしるすこ

とができないので更に後考にゆだねることとする。

県内の研究家による「上野刀工図譜」があり、これは昭和四六年七月刀剣研究の全国大会に前橋市に住む中之条町出身柳田栄一の発表したその要旨がある。その中から作品の一部について記して見る。

一、なぎなた　上州権田住政重の銘あり古刀末期の作、慶長期前の作と推定

一、短刀　右京造り銘　藤原政吉　文化九申十月日（茎の棟に切ってある）刀長六寸六分、反りわずか



短　　刀

一、脇指　銘　蟻川若狭守二代（政吉二代）晩年の作　若狭守二代（政吉二代）晩年の作

一、脇指　銘　蟻川若狭守政吉、文政八乙酉八月晦日、刃長一尺六寸九分、反り五分　政吉四代（若狭守三代）の作　中直刃で、地鉄は小杢目、帽子は小丸に品よく返る作

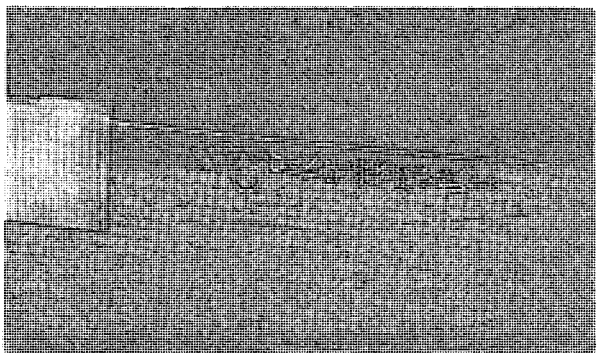
一、脇指　銘　蟻川若狭守四代政吉、天保六年二月日　刃長三九・二㎝、反り　・九㎝　板目肌つむ、刃文は直刃に打のけ、砂流しを僅かに交え、総体に小沸よくつく、若狭守四代目の作　当国には新古刃期を通し、任官刀工は蟻川代々のみである

一、短刀　銘　上州住若狭守政吉　刃長一八・二㎝　反なし小板目肌、刃文尖り互の目、中央より湾れ、長い焼出しがある、乱れ映りがほのかにたっている、時代は安政の頃

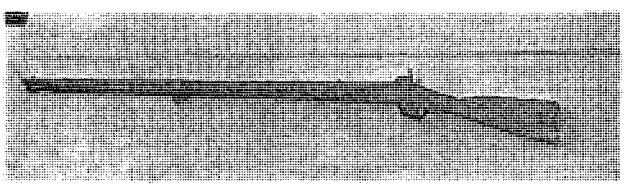
一、脇指　銘　蟻川若狭守五代藤原敬業作、行年六九才、萬延元年庚申八月日（この作品の製作年月からして、また、作者名と若狭守の歿年等からして不明の点があるという）

一、鉄砲　蟻川家に所蔵されているものである。

銘本藩村山正斌君介三田村政範用練精錵鍛安政
（これまでが一行）
四年丁己十月蟻川若狭守藤原敬業作之



短　　刀



鉄　　砲

四　蘭学とわが中之条町

はじめに

沢渡温泉のバス停近くの丘に吾妻蘭学の開祖福田宗禎の墓碑がある。そこには「当ニ文政天保之間ニ、修ニ洋学ヲ一者僅ニ僂指。克自樹立スル者、豊後有ニ帆足愚亭氏一。上野有ニ福田浩斉翁一」とあり、史家豊国覚堂は「近世上毛洋医の先駆は西の福田宗禎、東の村上随憲（境町）のみなり（上毛及上毛人30号）と説き、丸山清康は群馬の医史（八四頁）に、「随憲と前後して碓氷郡里見村に開業した木暮俊庵「中之条町大字伊勢町字只則の生れ」も、蘭方医師であった。始め華岡青州（紀州）に師事して外科を研究したが、青州の外科は漢蘭折衷といわれるように、蘭方の手技・薬剤が多くとり入れられていた。ここで教を受けた俊庵は強く蘭方に惹かれ、青州のもとを辞してから江戸の高野長英の門に入った。文政七年である。」と説き、さらに「上毛の蘭学は高野長英に負うものが多くとさきの村上随憲とこの木暮俊庵を上州蘭学の先駆とし、天保時代になると福田宗禎・柳田楨蔵・高橋景作などそれは吾妻郡に浸潤し吾妻はまた高野長英のよきパトロンであった」と述べている。

思えばあの蘭学華かなりし尚歯会（蘭学者の集い）時代（天保一～九）にわが先人達は長崎留学の俊才（医者は長崎に学ぶ、今日書生欧米に学ぶが如し」（文明東漸史）高野長英の英姿を（私は親しくお会いしていたものですが、坊主頭で立派な方でした、一鍋や田村りう談、高野長英伝27頁）しばしば迎え、そこに結ばれたその親交と教学はまさ

に上野蘭学の学園をさえ思わせたのである。それが惜しくも蛮社の獄（天保一〇年）に逼塞しても、潜流は流れてやまず、明治十三年長英の孫弟子恒斉の如き「蘭学の復興は先師の遺命なり」と敢然として郷関を立ち東京遊学の壮途に立つのである。ここにこの上州の蘭学においてまさに特筆すべきこのわが先人の〝蘭学の道〟を尋ねてゆこう。

1　吾妻郡に見る長英史料とその書翰

まず、吾妻郡下の高野長英関係史料と遺跡を尋ねてみよう。

(1)　中之条町

○　大字中之条町

町田明吉　（後明七）長英の蘭文教訓一幅、書翰中天保八・一〇　上旬、長英宅に滞在（同九・九・一二日付柳田宛に見ゆ）、現当主町田経治郎。なお明七は長英入獄中　市出入（特論参照）で投獄された時牢名主であった長英に世話になったという。

望月俊斉　天保九・二・一三　同欠月二九日　柳田宛書翰中（現河内屋）

田村八十七　天保九・欠月・二九日　柳田宛書翰中、長英の書画、薬匙、柳田宛書翰、その他（現鍋屋）。

○大字伊勢町

柳田槇蔵　天保六・一二・七　同七・一・一六　同八・一〇・九　同九・二・一三　同九・四・九　同欠月二九　同九・六・五　同九・九・一二　同九・一二・三の柳田宛書翰、天保紀事中の長英宅訪問。外、救荒二物考著書中のじゃがいもを送る。シーボルト筆跡その他（現当主前橋住柳田隆養）

根岸権六　柳田宛天保九・欠・二九　柳田宛書翰、長英宅訪問（景作日記）（現上一）

根岸秀蔵　柳田宛天保九・二・一二　書翰中（現上一）

木暮久弥家　景作宛書翰、蘭文点滴穿石の教訓栞、硝子玉

木暮俊庵生家（現当主木暮勝夫）

○大字横尾

高橋景作　柳田宛天保七・一・一六　同九・一・一六　同九・二・一三　同九・欠月・二九日書翰中、外景作宛書翰、天保七年救荒二物考中（現当主高橋忠夫）

○大字大塚
林芳江宅　高野長英の硯（現存せず）
○大字上沢渡
(2)　吾　妻　町
○大字原町
福田宗禎（浩斉）の子、文同関係文書、福田浩斉日記、長英の蘭医学教授書其の外の書翰、長英書教訓書一幅（天保四年十一月十四日三十三齢長英謹書）（新井三郎家）
福田浩斉原町出張所、（長英と浩斉の文書中継所）矢嶋俊司扱（封皮同）柳田宛「〇月二十九日」書翰中に俊司」
(3)　嬬　恋　村　高野長英の人相書（岩上家）
(4)　六　合　村　赤岩　長英の門人という湯本俊斉家（吾妻郡誌追録四〇七頁）
(5)　草　津　町　渋峠毒水の碑（長英がたてたと伝えられる）

なおこの書翰のすべてが高野長英の最も華かなりし尚歯会時代の、しかもわが中之条町に結ぶものである。（なお長英を知る尚歯会時代の史料は全国的にもまことに少なくその意味からも貴重なものである。）

2　近世上野における蘭学はなぜ中之条町に開花したのか

(1)　その素地を尋ねて

①　文人を育てた温泉と宿場町——医学研究を促した温泉客。

高野長英の来泊した福田宗禎屋敷跡、蘭文点滴穿石の教訓額（新井ふみ家）、高野長英相伝という家伝薬（同上）
がある。（注　矢嶋俊司は同五郎兵衛家で現在吾妻町役場あたりにあった一一二二頁写真右端参照）
○大字三島
門人と墓誌にある高橋元貞（福田宗禎の門人でもあった）の居宅跡、長英のジュウタンと伝えるもの（高橋利家）

〃お医者さんでも草津の湯でも〃と名湯をうたう草津の客をわが町の大総代町田重平は文化九年七、八月七千人(明治二六年道陸神峠開通前は暮坂峠越え(牧水コース)は草津の表玄関で賑った)と記し仙境四万の湯を「六、七百人」と記している。(㊐文書)この草津街道に「草津の合せ湯として全国温泉番付の勧進元に加えられているほどのいわば天下の名湯沢渡温泉(眼病皮膚病)があり(草津郷土研究屋代周二)、大塚には三国脇街道沿いに皮膚病の特効湯大塚のぬる湯がある。更に「北国より草津、四万、沢渡・伊香保等温泉元お武家様方お通り」(大道峠)(冨沢家文書)と、この温泉どころ吾妻の、その首都である宿場町がわが中之条町である。

いま先の重平の覚書をうけて西毛の文人を化政期に見れば(江戸扇面亭編の関東諸家人名録からつくる)第1表の通りであるが、実にわが中之条町は上野の国都高崎に迫り、しかも、その医者においては、遙かに群をぬいて第一位である。

第 1 表

町　村	人　数	内医者
高崎市	15	3
中之条町	14	6
箕郷町	11	2
榛名町	8	0
草津町	7	1
吉岡村	7	4
藤岡市	7	2
下仁田町	5	1
安中市	3	1
吾妻町	3	1
榛東村	2	1
子持村	2	0
渋川市	1	0
沼田市	1	0
富岡市	1	0
伊香保町	1	0
長野原町	1	0
六合村	1	1
計	90	23

これをさらに吾妻に拡げれば、(第2表)実に二十六人。辺境な吾妻が、まさに西毛の約三〇%を占めているではないか。さてその因由や如何！　である。

吾妻郡の大字別諸家文人数（出所同前）

第2表

	大字	人数	内医師
中之条町	伊勢町	5	3
	中之条町	4	2
	四万	3	0
	上沢渡	1	1
	山田	1	0
	計	14	6
吾妻町	本宿	1	0
	大戸原	1	1
	郷計	1	0
		3	1
長野原町	林	1	0
	計	1	0
草津町	草津	7	1
	計	7	1
六合村	赤岩	1	1
	計	1	1
合計		26	9

ここでその因由を尋ねて第2表を見ると、温泉とその宿場町が七六%を占め、外は一人が六ヵ村、よって皆無が六五ヵ村となる。しかも一人の本宿（本正院）は草津街道の仙境鳩の湯にある。まさに温泉は文人を招きその住み家であったといえよう。

次に第2表の人名（◎印）に併せて吾妻郡誌の人物編及びその他（中之条町●印）からほぼ同時代である文人を加えてその全貌を見れば、（人名下の数字は天保七年現在の年令で同時代の文人達を見ようとしたものである）

中之条町　大字伊勢町　◎医・文　柳田隆庵、◎医・詩・書　望月俊斉、◎画　柳田嘉三郎、◎学者　丸山白峯
柳田楨蔵、◎医・詩　荒巻貞益、◎画　小板橋日向（吾皐）　大字四万　◎歌　四万山人、◎詩　田村浩斉、◎詩　田村茂
◎歌　小板橋武右ヱ門、●医　小板橋謙斉（63）、●神主　左ヱ門、●画　宮崎酔山（55）
小板橋好里（27）　大字上沢渡　◎医・詩　福田宗禎（46）
大字中之条町　◎医・詩　吉田尚敬（二宮半兵衛養子）、◎医　大字山田　書◎町田延陵（文化三年没）、●歌　山田又市（40）

●算　剣持章行(39)
大字大塚　●医　林隆益(49)、●詩文　田村鯤斉(25)、
●剣・歌　吉田秋安(49)、●詩文　奈良住(23)、・医　吉田忠徳（文政元年紀州の華岡青州に学ぶ）(43)
大字横尾　●医・詩・歌　高橋景作(33)
大字赤坂　●医　田村蘭皐(34)
吾妻町　大字本宿鳩の湯◎詩・本正院、大字郷原◎詩・心地院、大字大戸◎医・学問　加部精斉
長野原町　大字林◎詩・書　十如院
草津町　大字草津◎詩　宮崎心斉、◎詩　宮崎竹波、◎詩　坂上竹煙、◎俳・諧　雪嶺庵鷺白、◎詩　湯本平兵、◎詩　医　神林貞三
六合村　大字赤岩◎医詩・書　湯本伝左ェ門。

となる。この追記（●印）の中に数学者　剣持章行や蘭学者　高橋景作があり、温泉をもつ大塚は五人をもってトップの伊勢町に迫り、しかもその二人は医者である。その吉田忠徳の如きすでに文政元年に古医方（実証的医学・漢蘭折衷の代表者である）紀州の華岡に学んでいる（華岡青州―宝暦一〇―天保六、紀州那珂郡におり、吉益南涯に内科を大和見水に外科を学ぶ）。ここにまた温泉と文人、そして医者の相関が考えられる。

さらにそれは、第一巻で見たように中之条町は信州、越後の要路であり、首都である。その問屋、旅籠、そして旅客を（特に病弱の浴客）を運ぶ馬子やかごなど、「旅人との道中の触れ合いに啓発されたことが多かった」（入山古老談）ときくそれも考えられ、さらに、療治の為に長らく滞在するいわゆる湯治客が諸国の人といつしか、その閑日を、詩歌に書画にあそぶ。そこには自づと湯の町文化が醸成され、その文化と文人が互いに、育ち育てられていったと考えられる。あの吾妻郡の先賢偉人伝（吾妻郡教育会編）にのる数学者　剣持章行・医師　福田宗禎はこの沢渡の湯の町に、書聖町田延陵はその近郷（山田）の道筋に育った。しかも勉学の糸口が共に少年の頃希しくもめぐり合わせた湯の客にあったという。

七代福田宗禎文同の令孫新井もと女の、今はなき母君の語られた幼なき日の思い出に「小渕松斉という湯治客があ

った。長年の皮膚病の為道添えに一人用の湯舟（浴槽）をつくってやった。非常な能書家で療養の閑日に書幅を書きまた手本（今もある）をかいた」。と、語られたが、恐らくこの松斉の書を頂いた近郷の人達は外にもあったであろう。今同家に入湯客の筆と思われる書画の多くを思う時、温泉が自づと育てた文人が想像される。

こうした湯治客をさらに福田浩斉が、支配清水役所に差出した天保二年（一ヵ年）の施薬届（原町新井三郎家蔵）にその地域と人数を見る時（宿帳ではないので全貌は想像の外はない。）その一割を占める江戸の客と外、諸国の客との交流にこの沢渡のゆにかもされた文化のほどが想像される。

住所	数	住所	数	住所	数	住所	数	住所	数	住所	数	住所	数	住所	数	住所	数
江戸	32人	花咲	1	武州	2	足利	2	吉井	1	松井田	1	白井	4				
越中	2	小相	1	阿波国	1	高崎	12	坂本	1	あく津	1	大胡	1				
越後	4	山科	1	信州	4	箕輪	2	中郷	1	村上	4	岩井	3				
岩城	1	秩父	2	鹿沼	1	前橋	2	谷中	1	祖母島	1	岩下	1				
鎌倉	1	品川	1	鴻の巣	1	山野子	1	人見村	1	伊勢崎	2	岩本	1				
下総	1	遠州	1	府中	1	八幡	1	沼田	3	伊香保	5	植栗	2				
駿州	2	尾州	1	野尻	1	新町	2	安中	2	桐生	1	伊勢町	4				
本庄	2	三州	1	新野	1	惣社町	2	高瀬	2	北牧	2						
下沢渡	19	中之条	17	河原湯	1	草津	1	萩生	1	泉沢	2						
折田	4	山田	14	小泉	1	五反田	3	平	1	花敷村	1						
四万	21	大戸	1	根小屋	1	本宿	1	中山	2	不明	4						
上沢渡	45	大柏木	1	羽場村	1	須賀尾	1	生須	1	上白井	1	計	280				

思えば草津六里の暮坂の麓、この沢渡の湯に浸りながら福田宗禎の施薬をうけたものがこの数であり、その拡がり

である。ここにこの年宗禎は、長英を招き、新医の蘭学に取組むのであり、大塚のゆでは、これより早く（文政元年一八一八）青年吉田忠徳が遠く紀州の華岡に学んでいる。が、共に思いは同じ湯治の客の治療に心を砕き、その果ての決意に外なるまい。

こうした湯の医師と共に、「丹羽守様家来草津入湯の帰り、湯当りにて（享和二・七）。武蔵入間郡惣右ェ門女房四万入湯途中病気（文化八・七）にて、と共に医師両人立合い」（桑原雄一郎家文書）とある湯治客診察の文書を見る時、この温泉の首都に医師がまた要請され、そこに必然と2表の人名に見た医師達の出現が思われ、またこれに協合した薬種屋が、また道中の（特に湯治客）客をのがさず軒を並べるのである。例えばあの伊勢町の僅かな街並に上市屋秀蔵（根岸家）、小板橋謙斉、（芳桂堂―安政二年の高橋景作日記参照）、神主小板橋好里（景作日記参照）累代の医師柳田槙蔵（環翠堂）の四軒が見え、その看板には七十二種の眼病悉く治す草津御夢想御目薬（草津の湯は目にきくといわれ眼病の客が多かった）（環翠堂）。万病円・瘭疽散―草津温泉道（上市屋）など湯治客の目をひいているのである。

こうして、来郷のこの湯治客にこの多くの医師、薬種屋が輩出し、それは学問を呼び、文人を育てるという一連の相関によってつくられたこの風土はさらによりよき医薬を要請する。この必然の流れの中に。宛も繁栄した大江戸文化に医学の先端をゆく蘭方医が輩出する。そこに、江戸に直結する天領の民、わが先人の上野にさきがけた蘭学導入があったのである。

②　天領――中之条町

第一巻で見たようにわが中之条町は広義狭義を含めてすべて天領であり、多くは江戸代官の支配にあった。これを蘭学関係に見れば、代官羽倉外記や巡見使芳賀市三郎（第一巻五五八頁）は、わが町の長英親交時代その同志であ

り、尚歯会員であった。また横尾の高橋景作が、安政四年保科領家に年賀に名主代表として参上すれば、領主が蘭書を読みたいと景作に命じているなど江戸文化の身近かさを感じる。

そのころ江戸まで四日、三十六里の道中が普通だったが、代官屋敷へ行く村役人や来郷する支配役人、中でも伊勢町の根岸家は、吾妻七郷の役場として年中領主の旗本保科と連絡していた。景作日記や高野長英の書状に「根岸へ」「根岸より」とあるが、江戸との情報交換は思いの外早った。

この江戸の領家に中間奉公に行っているものもあれば、福田宗禎・木暮俊庵・高橋景作のように若き日を江戸に遊学し、郷党に稗益している者もあり、或は前項の終りに述べた上州にさきがけての蘭学の導入もこの天領なるが故にその一因があったと考えられる。

③　薬草と熊のいの産地吾妻郷

「江戸お役所より熊のいお薬お尋ねこれあり……」（寛政五年入山村入用帳）と江戸の役人が遙々求めている吾妻には、原町の薬種屋㊦が江戸に送った熊のいの驚くべき数量がある。（新井嘉男家蔵）それに薬草の採集の古い記録（享保年間）に幕府の医師丹羽正伯が上沢渡村（沢渡湯泉所在）を探ね。（折田茂家文書）また高野長英の指導と伝える家伝薬を沢渡の湯の新井ふみ家では今に造り、さきの㊦も各種薬草を寺社原・五反田など近郷の村々から買い、高崎の大津屋あたりに出荷している（原町新井嘉男家文書）のを見ても、深山の良質の医料資源に恵まれたわが里の医薬の成長が思われる。

④　蘭学成長の素地としての古学と国学

すでに第一巻（六六六頁）に見た神官小板橋家(伊勢町)の多くの蔵書に国学の家を思わせ、またその医書中に「天神より医術生ず」と説く生田国秀の暨宗仲景考（文政一〇）を蔵し、薬種屋の看板を下げ。医師謙斉（紀州華岡に学

ぶ）を分家し、親友に蘭学・国学共に深き高橋景作あり、その門人関恒斉はまた同家に神道を学び蘭国神の三者を修めている。

さらに尋ねれば近くの医師柳田楨蔵（高野長英に学ぶ）は早くから蘭学に結ぶ古学徂徠学を学び（天保紀事）後述する景作の読書仲間は（景作蔵書）すでに長英来条前実証的古医方の最高の書傷寒論を読みこの古医方に結ぶ漢蘭折衷の紀州の華岡青州にこの仲間から忠徳、俊庵、謙斉の三人が学んでいる。思えばこの古学、国学の研鑽の中にすでに新進の医学、蘭学を求める素地は作られていたと考えられるのである。

⑤　高橋景作の読書グループに見る高度な学問への志向と医師への憧憬

この湯治場のつくる風土、恵まれた医薬資源、身近かにふれる大江戸文化、古学国学者の展開した医薬の道など、より総合された環境のわが里の多くの医師を含む文化人は、何を求めていたか。今高橋景作の書籍出人帳にまず文政末年（文政九年から天保元年）から見て行こう。（文政十竜集書籍出入帳―高橋忠夫家蔵）

A医書と人名（○景作の貸し、△は同借り、氏名の上の○印は医師）

○薬徴（吉益東洞著）　吾妻郡三島　○玄庵
○傷寒名数解　中之条町　○望月俊斉
△建殊録（吉益東洞著）　平村　○山崎秀伯
△輯光傷寒論　〃　〃
△名数解　伊勢町　○小板橋謙斉
○腹症奇賢　小塚　○謙蔵
△子玄子産論△産論翼　平村　○山崎秀伯
○医事或問（東洞著）　伊勢町只則　○木暮俊庵
○医事或問（東洞著）　伊勢町只則○小板橋謙斉
△外療細蛭　横尾村　文珠院
△傷寒論章句　碓氷郡岩氷村　喜藤次
△東洞遺稿建殊録　大塚村　○吉田忠徳
○医　断（東洞著）　〃　〃
○金匱聞書　伊勢町　主　計
○　〃　〃　〃
○　〃　〃　○柳田楨蔵
○医範（宇多川溶庵著西洋医学の基礎書）　〃　主　計
○傷寒論聞書　伊勢町主計

○瘍科瑣言（紀州華岡青州著）　大塚村　○吉田忠徳
○傷寒論集　伊勢町　○柳田楨蔵
○医事小言　〃　〃
○医　道　〃　〃

B医書以外　◎は医書も借りているもの

○詩　経　利根郡布施　頭令
○蒙　求　◎小塚　○謙蔵
△量地指南　横尾トチゼ　永定
○印版秘決　◎三島　○玄庵
○唐詩選　伊勢町　一琢
○百人一首　◎平　○秀伯
○芭蕉談　◎〃　〃
△掌中詩韻　〃　一琢
○考経国字解　トチゼ隆助・大塚村普賢寺
○同　〃　〃
△世尊寺折本　トチゼ　隆助
△同朗詠正面摺　〃　〃
○古文上巻　◎小塚　○謙蔵
○唐詩選諺解　◎〃　〃
△兵法七書　◎小塚　謙蔵
△孫子三畧六韜　◎〃　〃
○漫遊雑記　◎平　○秀伯
笑府　△六分集　◎伊勢町　○柳田楨蔵
○考経大義　◎横尾八幡　文珠院
○和歌虚調考　伊勢町　○荒巻貞益
○百人一首新抄　〃　〃
○方丈記　◎平村　○山崎秀伯
○鎌倉物語　◎〃　〃
△老子国字解　伊勢町　秀(貞カ)益
○仁義畧説　◎伊勢町　主計
△蘭助法帳　トチゼ　隆助
○風俗文選　下村　永五郎
△老子林希逸話　◎小塚　○謙蔵
△荘子同注十巻　トチゼ　安右エ門
△書翰指南　◎岩氷　喜藤次
○風俗文選、俳諧古選　永五郎
○士朗七部　下村　房吉
○叢柱偶記　◎伊勢町　○柳田楨蔵

Aの医書二十二種が十一人。Bのその外三十三種が一七人計五五種、二十八人。その実数は十九人である。なお高橋景作は、天保元年三月五日に東洞門下の医書を応斉の家で写し（高橋忠夫家文書）、福田宗禎は文政末年江戸で東

洞の弟子洞庭に学んでいる。この十九人が文政の末期、この高度な医書を読み特に古医方（古学）に通ずる老荘の書及び国学関係の書を見る事に注目されよう。

注　吉益東洞　一七六二―一七七二、広島生れ、京都に移り古医方を唱え、山脇東洋によって著名となる。

このグループのひろがりは、碓氷郡の岩氷、三島、中之条各一人の外は、景作の家から歩いて三十分程の旧名久田村と伊勢町で共に保科領である。考えて見れば、同郷にこの読書仲間があり、中にはすでに紀州の華岡に学んで帰った大塚の吉田忠徳もあり、文政三年に二十歳の若さで同じく紀州に学び、また、江戸の吉田長淑の塾に入門し、そこで高野長英についた木暮俊庵もいる。

このほか出入帳にのっていない医者に大塚に林隆益（天明三～安政三）赤坂に田村蘭皐（寛政七～明治七）あり、江戸扇面亭編にのる沢渡の福田宗禎、中之条の吉田尚敬がおり、そして医者を志す、この高橋景作である。（その頃の青年の夢に医者があり、「次三男は医者にでもさせよ」（岩井伊能家々訓）という時勢でもあった。）もとより医者は封建制の身分的階層社会にも比較的自由が認められ名士として尊敬もされた。しかし、専門の医書は難解で漢籍の教養を必要とした。しかも書物は手に入り難く自然とそこに読書仲間ができ、互いの研鑽の中には遠く名医をたずねて郷関を出た若者もあった。要するに温泉が招く湯治客の送迎に輩出した医師達が、この客にすでにのべた、〃良師を求めん〃とするこの機運の熟していたこの時、まさに以下のべる高野長英との出会いがあったのである。

(2)　高野長英との出会い

中之条町の蘭学は長英を離れては考えられない

①　高野長英の江戸開塾

以上のべてきたこの態勢の中に高度な学問受容の基盤をもつ中之条町の人々が「良師あらば」と渇望するこの時、たまたま天保元年十一月高野長英が江戸で開塾したのである。

蘭学（オランダ学問）といってもそれは過去数千年の研究の歴史を積む洋学の成果であり、ここでいう蘭学は主にその医学をとる。いうまでもなく、この蘭学医研究の一大契機となったのは、前野良沢、杉田玄白らが、江戸小塚原で死刑囚の解剖にそれがオランダ医書に全く一致していることに驚いた時であり、その一新を画したのは、長い春の一日に「まゆ毛は目の上の毛なり」の一節の訳に、この成果に祝杯を上げたという、その日々の努力の四星霜に、解体新書の刊行なった時（一七七四年）である。

さて高野長英の蘭学修業の経歴を見れば、

杉田玄白―伯父高野玄斉（養子となる）―江戸杉田伯元、
（玄白の養子）、この時長英は江戸に出る―蘭医吉田長淑―シーボルト（この時長英は長崎に行く）とつながる。

十七歳で郷里水沢を出た長英の蘭学研究の苦闘の道は割愛するが、長崎留学中師シーボルト（ドイツ・ウユルツブルグ大学の生理学教授、オランダ東インド会社衛生士官、出島蘭民医官）（寛政八年生）（内科、外科、産科、眼科を得意とした）の国外追放により江戸糀町甲斐坂で町医を始め塾を開いたその翌年すなわち天保二年からわが町の交わりは展開するのである。

②　高野長英と中之条町の出会い

木暮俊庵の出会い　しかし個人として見ればすでに述べたように伊勢町の木暮俊庵の出合いが最初であり、文政七年に江戸の吉田長淑に（オランダ内科）俊庵が入門した時、その長淑の没後、同塾を経営したまだ二十二歳の青年長

英に師事した。恐らくこの事は上州で長英にあった最初の人であろうと丸山清康は群馬の医史に述べている。俊庵は時に二十三歳であった。（その後、「同十二年碓氷郡里見村に開業、外科医の名医として近隣に知られた。現在同家に数百冊の医書がある。」（『群馬の医史』一七四頁参照）

この俊庵の在郷中を、さきの高橋景作の書籍出入帳に見ると、文政十年十月、只のり俊庵―「医事或問」（蟻川の綿貫祐三郎家にもある）貸し、「傷寒論」借り、の二件がある。俊庵は景作（二六歳）より一つ年上だった。この二人の会談に高野長英がでない筈はなく、それは狭い山郷の医者仲間に知れ、後に福田宗禎が沢渡に長英を招くキッカケになったのかも知れない。

福田宗禎・高橋景作の出会い　昭和五十一年九月。長英の生地岩手県水沢市の市会議員の方々が、はるばる当町の長英遺跡を訪ねられた時、「高野長英先生が吾妻に来られたきっかけはどこにあったのでしょうか」と尋ねられた。が。考えられることは、恐らく宗禎は俊庵の話に長英が長崎のシーボルトに学んでいる事を知っていたであろうし、今一つは、宗禎の薬の仕入店の原町の㊢の広告に「オランダシーボルトと申す名医の伝方製薬」（諸業高名録）のあるのを見ると恐らくこれを使っていたと思われることである。

この事情を、さらに宗禎の墓誌に思い合わせると、（門人元貞撰(A)に）、ある日、

「一旦廓然（大いに）として蘭学の有益な治術なることを感悟（きづく）し、さきを（今まで習った）捨てて学ぶ所将に西洋の書（当時オランダが代表していた）を読むべし…」とあり、他の一つ明治十年太政官野口常共の撰文(B)には「かつて一病夫を療して治らず、たまたま某氏の訳する所のおらんだ医書を読み、病理薬性を論ずる甚だ悉し。之を試みて立験す。翁の技これより変る。」と、共に患者の治療の中に蘭方の有益を見出しその研究に発心したとある。しかも(B)では、「居ること（翻訳書につく中）久しくして自ら奮って曰く、他人の訳書を閲する猶靴を隔てて痒を掻くが如し、原書を紬繹（深く調べる）して以て蕩奥を究むに如かず」とある。

始め翻訳書を読んだがその核心にふれ難く原書についたとある。（蔵書中に文化十二年版のオランダ文法書のあるのを見るとそれを裏づける。）しかし「田舎に良師なく」(A)とこの独学の困難の中にかねてきく名医シーボルトに学んだ高野長英の江戸開塾と知ったのであろう。その時、そのつては、湯治客の中にか、恩師知人の多い江戸の人びとにか、そのいずれにせよ、「これを東都に招く」(A)と、長英は切望されて来たのである。しかし墓誌には(A)(B)共に若い人とだけ記して名をふせている。（まだ長英の名を出す事をはばかっていたのである。）が、これが高野長英である事は、吾妻神社の境内に立つ篁庵先生（高橋景作）碑文(C)に「高野長英の来遊にあい師として之に仕え」が裏づけ、またその時は(B)に「宗禎四十二歳」（長英二十八）とあり、それが天保二年である事を暗示している。

さらにそれを高橋景作の文政九年から欠かすことなく書き続けた図書出入帳の欠年の始めが天保二年である事からも（景作の師事と入門の年と合せて）それを裏づける。（なお天保二年の来遊を高野長英伝（長雲著）には欠年十一月十八日の書翰から推定しているが、これは、後述するように天保七年であろう）

高野長英の来条とその周辺の人びと　この天保二年のある日、沢渡の宗禎を訪れた長英を想像すればそこには長英がかねて用意してきた蘭学々習の手引を前に宗禎の弟子三島の高橋元貞（元貞の墓表には師長英とあり、天保七年の福田宗禎の日記には元貞が宗禎の命で所々へ出かけている）それに、前記碑文(C)に見たように、高橋景作がいたことは間違いない。柳田楨蔵や望月俊斉などはこの沢渡で出会ったのか、残念ながらわからない。

長英吾妻入りの年次考　長英の吾妻入りの年次について吾妻郡誌（一一四七頁）では天保元年としているが、長英が長崎遊学の後江戸に帰ったのが天保元年十月二十六日の夜である(高野長英伝六五九頁)とするとこれは無理であろう。また上毛人物誌（岡部福蔵著下巻二八一頁）と吾妻郡誌（一二一三頁）には、宗禎は「たまたま高野長英遁れて来る、ひそかに之に師事し、学術大いに進み……」とあるが、長英が脱獄し潜行を始めた時（弘化元年―一八四四）

には宗禎はすでに亡く（天保十一年（一八四〇）、没）これは大きな誤りであり、招きにより天保二年のある日、堂々と吾妻に入来したのである。なお、この沢渡滞在の期間は、碑文(C)の①景作が長英師事をきめたとあることとその②は長英が江戸に帰った後入門したとあるこの①と②の時のズレに可成り長く滞在していた事が想像され、その蘭学の手ほどきを思わせるゲッシセルの外科書の一綴にもそれが想像される。（新井三郎家蔵）

その後の通信教授の開始については、新井信示の推論によれば、翻訳済み記載の年月から見て、天保三年頃からであろうとしている（上毛史学第七号）。なお天保四年（一八三三）五月に大観堂で書いた高橋景作の「医原枢要」や、同年十一月の長英書の教訓書の大幅（宗禎遺品）に通信教授中の一駒も想像される。

要するに、高野長英とわが町との出会いは、個人としては文政七年（一八二四）の木暮俊庵の江戸吉田塾に始まるが、わが町としては天保二年（一八三二）のある日の沢渡の湯に始まるのである。

次にこの出会いに始まるわが町の蘭学の跡を尋ねてゆこう。

(3)　わが町の蘭学者たち

①　福田宗禎の読傑山房の涙

いま沢渡温泉の丸本旅館前の空地に宗禎家敷跡がある。そこに郷土史研究の先覚者新井信示の撰した記念碑がありまた中之条町教育委員会の立てた標柱がある。宗禎はここの累代の医者で、この宗禎は五代浩斉宗禎（寛政三年一七九一―天保十一年一八四〇）である。若き日を（十七歳～三十歳）江戸に遊学し後帰郷して家業をついだ。その蘭学の道はオランダ人ゲツシセル（David von Geshez）（読傑（どくけつ）とはゲッシセルの書を読むの意である。）の外科書十巻の翻訳にある。いま、その努力の跡を蘭学を交えた筆書の綴に見れば、

(一) 第一章～四七章　すべて長英筆（さきにのべた蘭学初歩を教えたもの）

(二) 第一章～一〇八章迄の写しで蘭字は長英、訳字は宗禎である。

(三) 第一一五章～一五四章まで

一ヵ所に「初冬」とあり、新井信示は「天保四年十月ナラン」と註記している。

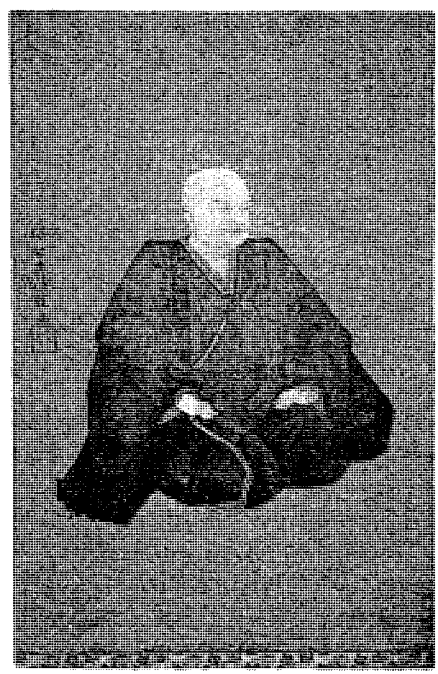
また、第百十四章筆写解訳の所に「甲午新正十三日訳」とあり、天保五年である。第百十五章には「同十四日訳」第百十六・七章には「同二十一日訳」と記入してあって、この辺には長英の検閲批正の記入があり、第百七十四章まで続いている。

(四) 一一〇～一七五章

(五) 二一九～二五六章

(六) 三八〇～四〇三章　七八三章～七八四章

(七) 七九一～七九二章　の七綴がある。



五代福田宗禎画像

以下新井信示の論述によってその研究の跡を見よう。

「その第一編第四十七章までは長英が原本から写し取って之に字訳意訳をつけ文法を説明したものを授けた。宗禎が蘭文法を初めて読んだのは天保二年四十一歳、ゲッシェル外科書に取かゝった年次は不明であるが、其の第百十四・五章の辺が天保五年正月なかばであるから第一章は恐らく天保三年頃であったのではなかろうか。そして天保七年六月にはその第九百七十八章迄読み進んでいるという業績を示している。

四十才を越えた宗禎が賑わう温泉場――当時は草津温泉道中として賑わい浴客が多かった。その医師として幾人

かの内弟子の面倒を見、又、原町と高崎に出張所を設けて忙しい診療に従事する身を以てしての勉強としては、よくやったと賞讃を禁じ得ない処である。宗禎がこのゲツシェル外科書を読む事を如何に楽しみ、又、如何に熱心であったかは、其の書斎に名づけて「読傑山房」と云ったのでもわかる。

宗禎に対する長英の指導もまた懇切であった事が批評訂正の加筆の中に窺い知られる。その一例を示せば、

(1) 第百九章辺の訳に対して「此章明々亮々少シモ誤ナシ」と賞讃し

(2) 第百十八章の訳に対して「此処尤明亮、可感々々」というように褒めあげている。

(3) 宗禎が第百四十四章中の「ターフェル」という語を抜書して「何のコトニ候ヤ」と質問したのに対して長英は、「ターフェル」ハ元来台ノ義ナリ卓子（テーブル）ナドニナル又此ヨリシテ物ヲ安置スルモノヲ概シテ云尓此処ニテハ脳蓋ノ内容ヲ云フ」と教えて居り、

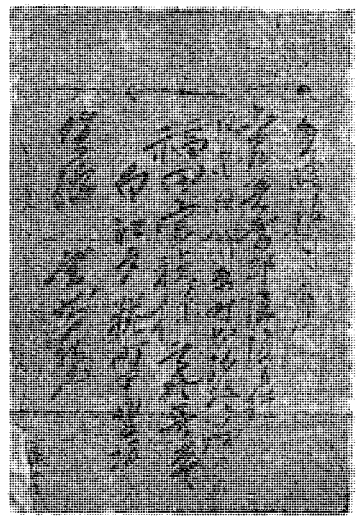
(4) 第百五十一章の後半部を宗禎が「此章了解不仕候」と付記して示教を求めたのに対してくわしい説明を書いている。時としては長英も又謙虚な態度で私にもわからぬが調べて申し上げると云った様な意味の記入をしている場合もある。即ち、

(5) 第百六十四章中の den weg inslaan（デン、ウェグ、インスラーン）という語句を宗禎が質問したのに対し、長英の答は「den weg inslaan 熟語ナリ未詳、語典ニ質シ近々可申上候」と書添えて居る。

こんなところを見ると、宗禎の学力の進度もわかり、師弟間お互いの熱心さもわかる。（新井信示稿高野長英と福田宗禎上毛史学七号、及吾妻郡誌追録参照）

天保七年三月一日の日記に「高野瑞皐書至る」とあるが、その文通を思わせる封皮一葉がある。（写真）が、この江戸―沢渡の四十里の旅を思えば、恐らく大宮―熊谷―本庄―高崎―室田―三の倉―大戸―厚田―郷原―原町のいわゆる中仙道の裏街道が思われ、それからは（宗禎は毎月一日が原町の出張日で、長英の往復文書はこの出張所の矢島が取つぎ、当時原町には㊎という問屋があったが原町―山田（寺社原―前尻）通りの沢渡道が使われていた。

この日記の頁に〃心血所在〃と題して



長英発宗禎行文書の封皮
「原町出張所届」とある

早暁ニ弁別シ一日之事件ヲ、従レ朝診病シテ到レ午ニ、
午後読ハミレ書　吟ジテレ詩ヲ　高尚志気。夕膳清酒二椀。

と、日々の奮闘をうたっている。

門弟に対して「不学の人程恐るべき者はない、医学生たる者は学と術を兼ねなければならない。と教えた（宗禎の墓前に門人の献じた石灯籠が二基ある、そこに籠島寛造、飯島宗俊、高橋元貞（三島）、松井貞純（尻高の道隆か）、内田忠順（駒形の医者）と刻まれてある。なお郡内大笹の栃原重次郎、高崎出張所の福田文哉も門人であった。（吾妻郡先賢小伝新井信示稿）

その山房所懐に宗禎を見れば「日々山房でとりくむ蘭書も思いながら進まず、杯中に愁目を開けば、蛇野川（宗禎の家の下の川）の風浪は悲しく、榛名の山の楓色は今たけなわである。四十の男子未だ名もなく、「鬚毛茁白涙潜々」と嘆詠する宗禎である。しかしついにゲッシェル十巻を訳し、病名弁疑四巻を著し、北越紀行を遺し、詩をよくし、画とよくし、まさに豊後の愚亭に並ぶ上野の福田宗禎であった。

なお、領主清水卿からは、「年々施薬多数、且、蘭学による医学勉強の業績を認められて苗字帯刀を免さる」（沢渡温泉雑談―新井信示稿）と、その功績を認められている。（第一巻五四一頁清水卿下の救民事業参照）

②　高橋景作―無名山房の蘭学

景作（寛政十一年―一七九九生）の蘭学の道はすでにのべたように、天保二年（一八三一）の長英師事に始まり江

戸の大観堂に学び帰郷後は農業の傍ら医薬の道を開き、また門生を教えて明治八年没の七十七歳の生涯にあるのであるが、ここでは一応長英塾入門時代から蛮社の獄までを一節として、その間の蘭学の跡をたずねることにした。

景作の入門の年を天保二年とする事は諸家に異論はないが、その帰郷の年次は、「父政房翁の卒年からおして少なくとも父逝去の前としなければならないとして天保七年の九月とし、（長英門下の高橋景作伝群馬文化第四号小林文瑞稿）丸山清康は天保九年十二月としている。（おそらくこれは吾妻神社境内に立つ篁庵先生の碑文によったものであろうが、この碑文がちがっていることは景作日記に明らかである。）が、景作の書籍出入帳の再開の天保六年三月と福田半香入来時の景作の在家を知る同七年一月の長英書翰からすると天保六年と考えられ、その在学期間はあしかけ五年と推定される。

この大観堂時代を明かに記すものに、天保三年刊行の医原枢要巻二のそこに（原町新井三郎家蔵）「天保四年　巳夏五月於江戸麹町甲斐坂高野先生塾中謄」とあるが恐らく、これは宗禎の求めによって、景作が写してやったものであろう。（因みに同書は日本最初の生理学書という）。

その長英門下生時代を小林文瑞の前記論文に見れば、

「就中横尾の高橋景作は、長英の設立せる大観堂の塾長として、長英著訳の助手をなせる人である。長英著「避疫要法」巻末には「門人上毛高橋景作校」とあり「各病療法記聞」は、長英の講演を景作が筆記せしものにして「瑞皐活方」と共に今尚同家に保存せられている。更に同家に「蘭学緒巻得師(全)」というオランダ文法書が所蔵されておる。この巻頭に「拡充居先生口授、高橋盈若沖筆記」とあり、長英が得意になって講義した筆記録である。長英のアクティブな講義振り躍如たるものがあるが同時に景作の整った美しい書体がうかがわれる。」

とあるが、塾中の英才景作の蘭学研究の姿が偲ばれる。

その帰郷後の開業医については、家伝に景作は総社で医者をした」（現当主忠夫談）それを裏づけて天保九年の日

記に「四月十八日、青梨村和吉宅に泊る」「十九日同宅より健亭氏同道にて帰る。二十日渋川をへて吾妻に帰る」とおよそ一週間おきに出張している。（薬種は「六月十一日大津屋より芒硝十匁入」とあり高崎から仕入れている。）

その帰宅の道のある一日を見れば「六月五日　柳田楨蔵子（伊勢町）同道にて七つ時（午後四時）着、中村より雨降る。二四文　渋川遣のわらじ一足、百文　木暮氏（渋川の医師）病気見舞」、とわらじの道と医者仲間を思わせる。

次に出張中（天保九・四・一八～六・三〇）の診療件数とその地域を見ておこう。

病家	青梨村	高井村	大久保村	玉村	立石村	不明	越人	計
件数	5	8	2	1	9	43	1	69

その在家中は七月二日、松井道隆（福田宗禎門人で尻高の医師）に団蔵宅（横尾村）にて逢い、お友の腫物を手術する」とその近くの医者仲間との診療を見る。

この出張医の始めは、この日記の始めの天保九年四月十八日からを思うと、もっと前からの開始を思わせ、その終りは、同年七月二十三日出張より帰る。八月一七日、今日出張より荷物入る」。のここであろう。

この日記に長英への発信が二度ある。その一つに「九月十二日、高野先生への書状伊勢町根岸へ頼む」がある。

その間の蘭学を見ると天保九年五月三日、蘭書テンハーフ創傷編を訳し始める。五月十六日銃創篇を訳し始める。と二つの翻訳をしているのを見る。

景作の勉学について丸山清康は「群馬の医史」（一三四頁）に「大成後は江戸で開業しようと期した。時に塾友に羽倉・小関ら英士があり、相携えて講究し互に怠状を戒め合った。一年余で学力大いに進み塾頭となった」と、その大成をうたい、その後へ、「内部の紛議で江戸で功をなすことを断念して故郷に帰った。」とある。「無名山房」と

書いたのをどこかで見たが、その淋しさをうたったものであろうか。

長英が夢物語を書いたのは同九年十月二十一日で、その日の景作日記は、「晴玄米両ニ四斗八升信州白米両ニ四斗五升ニテ入ルヨシ」とあり、農・医兼業である。しかし蛮社の獄（天保十年五月）以前すでに、なぜか景作の読書グループは、天保七年十月二十九日を最後にぷっつりきれて、長英脱獄の翌年の弘化二年までない。

次にこの天保六・七年の図書の出入に、四年余の江戸研学の跡をその医書に見よう。

天保六年七月よりの医書（△借り、○貸し）

天保六年　△チットマン外科書下編写三冊　○ブレンキ外科書　△万物怖異弁術七冊　○リサルト写本三冊　○刺絡聞見録一冊　○客中症接写本一冊　○金創治要　○処方筌蹄写一冊

天保七年　○チットマン写本一冊　△外科オランダ書　○瑞皐処方帳一巻　○傷寒写本書入　○太(泰)平年表

医書の貸借人

伊勢町　柳田楨蔵、岩本　泉蔵院、横尾長石　七蔵、渋川横町　木暮五十槻、須川　西岳、信州　伊藤、横尾下村　謙蔵　以上七人

その他の書籍（多くは詩、歌、西洋関係書）天保六年　五品十一冊、七年　十八品三二冊

同貸借人六、七年合十一人

この貸借を入塾前に比べると、医書には、蘭書と長英著書が多くなり、その貸借範囲が信州・渋川・須川と遠方にのび蘭学の普及の道を見る。他書には詩歌書の教養の跡を見、さらにまたアメリカ新志・海外新話など、さすがに蘭風を思わせる。

(4)　高野長英とわが町の親交

天保二年から六年までは、奇しくも福田宗禎は通信教授を、高橋景作は江戸の大観堂に学び、そのバックにはまず

伊勢町の中程の豪邸、医・詩・書のその高い教養の持主、柳田梯蔵がいる。上の一角には、広大な屋敷をもつ吾妻七郷の領主保科家の役場、根岸権六と薬種荒物屋の上市屋秀蔵がある。中之条町に入ると組頭格の町田明七の子明吉・二、三軒おいて医師望月俊斉　二、三百㍍において旅籠八郎左衛門一家にその養子田村八十七がいる。この門人知己をもつ長英とわが町の親交はどうだったろうか。

①　天保七年の春、長英の親友福田半香の来遊

福田半香は渡辺崋山の門弟中の白眉であり高橋景作の帰郷にあたり、一樹の老松を描いて送っている（高橋家蔵）。この半香を照介した長英の柳田槙蔵宛ての書翰に、年欠正月十六日がある。そこには、山鳥恵贈（歳暮）のお礼の後に、

さてこの人福田半香と申候て小生無二の懇友に候、山水家にてこの度御地辺にあそびたき由に付沢渡へも書状相添相願候。人物は世の漫遊生の如きものにこれなくすこぶる実直温厚の性、何分然るべくお世話下され、少々金を得候様、お世話下されたく候、景作子などお話し合いぜひよろしくお手引のほど千万相願候。小生の近状万事この人よりお聞き取下さるべく候。何事も後便申し上ぐべく先は右相願度早々ばかり申し上げ候。

ご令閨様へも然るべく相願候　以上

正月十六日（天保七年）　高野長英

柳田鼎（槙）蔵様

とある。

景作の帰郷を惜しんだ半香であり、「景作子などお話合い」と、記すまでもなく横尾の景作を尋ねて友情を温めた事であろう。沢渡へも添状を出したとある。それは、天保七年二月十七日「高野長英、画人半香をして余の家に至らしむ、書中枢要を説く（宗禎日記新井三郎家蔵）のそれであり、さきの柳田宛年欠、正月十六日書翰の天保七年を教えている。半香が沢渡に入ったのは二ヵ月の後であったのを見ると、その間柳田槙蔵・高橋景作家などを宿にした月余

の画歴が想像される。（原町の㊦にも半香の山水一幅がある。同家の家伝によれば半香は未だ若く「人格高尚の人だったと言い伝えいる（新井嘉男談）と聞く。が、その軸に「甲子（文化一）口夏」とあり、この時以前を思わせる。）宗禎は日記に、銭別二百疋」と記しその後へ「半香製山房図口総而十二首星奔書詩呈高瑞皐二」とある。宗禎はゲッシェルを読む山房を半香に描かせ師に贈ったのである。滞在幾日か。その後の三月一日の日記に「高野瑞皐書到る」とあるがその礼状であろうか。

②　高野長英の来遊

①　天保七年八月七日の来遊と救荒二物考

高野長英の来条を明かに記したものは宗禎の天保七年八月七日～十一日の日記だけである。

「八月七日、高野瑞皐先生来る。イヨジロメジキタリズの説」云々と蘭学をまじへた調薬と「代官羽倉外記（当時吾妻天領の代官）――清水勘定奉行重立所右ェ門、市郎兵衛火の番所、医者佐藤龍冲、数原通原子通伯高野門人領千百石、吉田収奔五百石二十人扶持、木村長安玄長の子高野門人」などを記している。

おそらく師を迎えた久方ぶりの会談に問題の医談の後はいつしか蘭学者の集い尚歯会の人達、特に代官羽倉外記など、語る長英と聞き入る宗禎ではなかったろうか。しかしその宗禎が蘭学の難さを「涙潜々」の詩情に嘆けば長英は〝涓滴穿石〟あの滴る水もついには石を穿つではないかと学問の道を蘭文で諭す。（後にこの学訓は板に刻まれて、額に納められ、今に福田宗禎のやしき近くの同家ゆかりの新井ふみ宅の居間に掲げられてある。口絵参照）

八月八日　領主役人（清水領御出役）、伊藤庄蔵、小物一人召連、平形半七、菅谷勘右ェ門、池村隠士仲之助入来両夜止宿、十日出立。十一日、高野瑞皐出立、枢要上木に付 delie kopan 借し遣す。と、ある。

この書中の平形は石原村、菅谷は郷原で両人共清水領下の郡中取締りである。この清水領役人の沢渡に来たその八日に中之条町の百姓代八左ェ門、組頭安右ェ門、名主半兵衛が、小川林の植付の一札と、若者の芝居をうるさく取締ったこの

頃、折あしく天保七年六月二十一日（祇園祭―今は新暦に直して八月一日）の夜、町の若者七人が旅芝居の者三人を雇って芝居狂言をやったことが知れてその「若者の預り一札」をもって出頭している。（諸事書上帳中之条町役場文書）

役人の定宿は宗禎の家に定っていたという。

この二日間宿を同じにした役人達と顔を合わせたであろう長英は中之条町の人々にも会ったであろう。長英の書翰（天保九・一二・三）の中に、市出入や助郷に好転の一言をそえているのもこうして町の事情に通じていたことが思われる。が、こんな時、長英はなんで沢渡へきたのか。それは、さきの日記にあった通り医原枢要の出版費の金策であったのであるが、時は冷害に泣く日本大凶作の秋であり、この一夕のそばがあの〝救荒二物考〟発刊の機会となったのである。すなわち、

「今慈に丙申雨湿連続、三月より八月に達す……各州水害多く、米価漸く貴く人心恟々として安からず、今歳八月中浣（中旬）、余上州沢渡なる福田宗禎に逢う……余固より交厚し。一夕閑談して更将に闋ならんとす。時に一掬のそばを出して余に示して曰く……此そば、一歳三熟すべし、これ救民の鴻基」（大きな事業の基）と、この一椀のそばに救世を思い、さらに「後又同国伊勢町なる柳田鼎蔵という者、一種の芋を贈れり。……オランダの所謂アップルなり……其性毒なし、以て日用の食にあつべし。……寒地熱国に関せず、荒野廃地を択ばずして一根数十塊を得べし。余この両種を得てよろこびにたえず、以て荒廃に民の飢をすくい他日疫疾の患を除く者これに過ぐるはなしとす。……」

九月五日　大観堂と記し、その序文は尚歯会の世話役である遠藤勝助・抜文を高第内田弥太郎、校閲を福田宗禎・柳田槙蔵、さし絵は渡辺崋山である。宗禎日記（天保七年）に「高野長英二物考謄月朔贈来……其日原町ニテ答書ヲ遣候」とあり、その十二月一日に沢渡へ送っているが、この書の普及に「諸藩は連年の凶作に争って馬鈴薯を作った」（長英伝307頁）とあるようにその益する所は多く、群馬県勧業課では明治十六年四月に発行して県内に頒布している。実に長英は行く所に人を教え（例涓滴穿石の教）世を救って（二物考）いるそれをこの日の来遊にも思うのである。（な

お、二物考の版木はその後本県から福田家へ贈られたが、同家では大正十一年長英と同祖の後藤新平に贈呈した。（吾妻郡誌二五七頁）

② 天保八年九月二十六日の来遊

長英が柳田に依頼した一人に遠藤玄亮がある（仮りに書簡(A)とする。）玄亮は長英のいとこで、同じ水沢の生れである。

(A)「寒気相増火事沙汰もまた初り申し候。……今沢渡りの使帰り候ニ付嘱付呈上致候。御笑留祈り上げ候。①玄亮事、御近辺ニ留寓之由申来り候、定めて御宅辺の御世話と存じ候。畢竟御高庇此上然るべく御指揮相願候。……②枢要来春は出来仕るべく候。……」

十一月十八日（天保七年）高野長英

柳田槇蔵様

この②からまず、出版費調達にきたさきの天保七年八月と枢要来春とある十一月付から（枢要外篇は天保八年といわれている）これは、天保七年十一月と推定できる。

そして次の書状（かりに(B)とする）には

(B) 八ツ半前「午後三時」野田（渋川の南約四キロ、ここに有名な医者、原沢履軒がいた）につき仕り候。ご放慮下さるべく候。然れば水沢近辺の野にアルニカ花（うさぎ菊属薬用植物）未だ散り申さず、甚だ盛りに候。渋川木暮氏（医者木暮足翁）にご相談なされ、早速一・二斤手に入れ候様お取りはかり下さるべく候……。

九月二十六日（天保八年）高野長英

遠藤玄亮様

とあり、書翰(A)、(1)未定の玄亮の住所は定まり、また月日からおして(B)は(A)の翌年天保八年であると推定できる。さらにこれを裏づけて天保九年欠月二十九日の柳田梯蔵宛の「元来漸、此七月にて旧借（天保七年八月医原枢要の出版費調書で沢渡の宗禎を訪れた時柳田えも寄り借りている）も相済まし、先年拝借の金子等……」とあるこの先年は天保

八年である。この天保八年は、「九月下旬家屋を買入れて新邸に移る（高野長英伝　六六一）や「其節申上候通り先月下旬引移に相成申候」（天保八・二〇・九付柳田宛書翰）とある新邸の購入移転費の借金を思わせ、（この時沢渡の宗禎も訪れ借金している――天保九年欠月二十九日福田宗禎宛書翰）また〇印の其節は伊勢町柳田の近くに、世話になっていたと思われる（書翰(A)）書翰に、午後三時頃野田についた（書翰(B)）と知らせる事は天保八年九月二十六日柳田から借金をして別れた其節と考えられる。この推論から高野長英は、天保八年九月に来条している事が推定されるのである。

なおこの時書翰のアルニカ花を思うと、薬草の採集指導もやったので、だからこそ、その帰途にアルニカの花を見てはたまらず、水沢に近い木暮足翁にも話してと頼んだのであろう。なお玄亮を吾妻郡誌（二四二頁）にみれば沢渡福田家にいたとある。

③　根岸発―山田村兵馬宛書翰から

さらにその三は、伊勢町根岸権之助の兵馬（山田村）宛の書翰に「江戸表より高野大人、遠藤玄亮様一昨々日参り候……玄亮様は奥の産にて在所へ罷り越候通り掛り高野と二人用事を兼ね参り候」（吾妻郡先賢小伝十五頁）とあるものでまた別の日の来条がわかる。

さて以上により長英は、初めて来た天保二年から、同八年九月の新邸引移りまで、少なくも四度の来条は文書に明らかであり、その間の文書や日誌から長英の事業（二十五歳～三十五歳まで四十種程の著述がある）（群馬の歴史一五三頁）のよきパトロンとなり、その親交が分るが、郷民のその思いを想像すれば、宛も蘭風薫るこの時、新風を行く、福田・柳田・高橋ら斉しく郷人の尊敬する人々の師高野長英が想像され、特に町内で犬の解剖をして見せた（故伊能八平談）など今に語り伝えられることなどを思うと、長英の話題の大きく郷中に広まっていたことが思われるのであ

る。

③　その他の書翰中に見るわが町と高野長英

ここにはさきに見た文書以外にのこる長英とわが町の親交を見よう。（書翰は長英出）

①　年欠（天保六年）十二月七日付柳田楨蔵宛

凍餅、山鳥二羽ご恵投とある蔵暮の礼状で次の書翰から天保六年とわかるものである。

②　年欠（天保七年）一月十六日付柳田楨蔵宛

さきに見た天保七年の福田半香画遊の紹介で、書中に①書翰に見る山鳥二羽の礼を重ねて記し、長英は返礼に海苔を渋川の青木を介して送っている。

③　年欠（天保八年）十月八日付柳田楨蔵宛

これはさきに見た長英の来条を知る一つであるが、その中で、先月新邸に移った事の外に、「先達て中、明吉参り居り。六日出立の跡にて御手紙参り候。定めて只今頃は参着の日と存じ奉り候」とあり、明吉は長英の引越しの手伝いに行ったことが想像され、さきの「八ツ半前　野田に着き申候……」の九月二十六日には明吉は長英と江戸に上ったとも考えられる。

この明吉を文化十三年の宗門帳に見ると、父明七五十一歳　女計六人、馬二疋の大家で、時に明吉二十歳。とある。

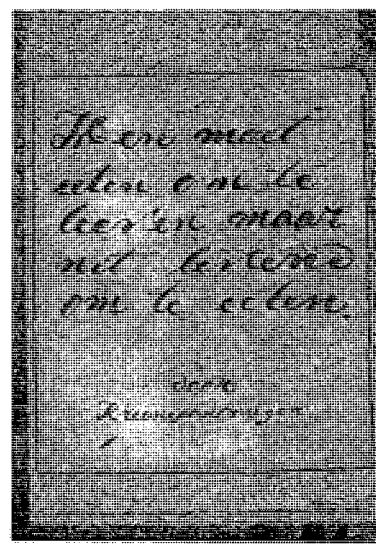
持高五石七斗七升一合七勺鍛冶職、家族十四人内弟子下男下

下の町にある（現当主経治郎家）、この家の朝早くから威勢のよい槌の音さえ静かな町にきこえてくる。問屋もし、穀屋もし、前には名主もやっている。この家に成長した明吉は、市出入の頃は襲名して明七をつぎ組頭をつとめ、中之条町を代表している強者（つわもの）である。長英の感化影響も多分にあったのではあるまいか。

今同家に伝わる二幅の軸に（写真）〝人は教えるためにたべなければならない、しかし食べるために教えてはならない〟の教訓がある。長英の引越しの手伝いに行くほどの仲だからこそこの一幅をもらったのであろう。

④　年欠（天保九年）二月十三日付柳田槇蔵宛

文中の「去年は大いに御世話謝し奉り候」でさきに見た八年の新居購入を裏書きし、「当年良泰先日御地へ参り候。貴家辺に居り候はば、然るべく御伝へ下さるべく候。」と以下江戸の大火を報せているので天保九年とわかる。（良泰も玄亮と同じく中之条に来ていたのであろう。）そこには、「天下第一の勝街、今は昔日の武蔵野同様……この由敬（景）作、俊斉（望月）、秀蔵（根岸）子へよろしくお伝え下さるべく候。」と柳田にその伝言を頼んでいる。



町田明七に与えた
高野長英の学訓

⑤　天保九年壬四月九日　柳田槇蔵宛

天保九年は春から夏にかけて晴れた日が続き江戸の市街はかわききった。そこに頻発する江戸の大火で閏四月四日夜、長英の新邸は類焼し「一骸骨になり申し候。只土蔵と台所のみとは幸いに少しも手つかずにて、この節土蔵住まい致し居り候。」ついては早速に普請に取りかかりたく……「まず第一材木・屋根板・大工日雇の価三倍に相成り申し候……右に付心付候事にて申上候……」と松板一筏（いかだ）・二階作りの杉柱一筏……この度は少しもご損相かけ申すまじく、只々おせわのみ願い奉りたく……精神転倒半狂乱、また何の工夫もつき申さず只茫然といたし居り候……俊斉、景作、秀蔵三子によろしく御伝言相願い候……先達て権六子に託し（根岸権六は長英の宅へよったのである）書状並

びに粗煙草入指し上げ申候処定めて相達し候事と存じ奉り候」。と柳田外三子にたのみ「材木積下しの事福田へも委曲申し遣し候　御相談下さるべく候」と一同に頼み、さらに「明吉比度は小生も存外の災難ゆへせめて積下しの世話なりとも御頼下さるべく候」と特に明吉と呼んで世話を頼むといっている。なお柳田・望月・高橋・根岸には、オランダから特に手に入れた「日本に始めての他には一本も無いもの……御世話の御礼御他言下さる間敷候…」とこの医者達の渇望する新薬草の種子を極秘に返礼として送る。どうか筏で材木を送ってくれと頼む長英であった。

⑥　天保九年月欠（七月）二十九日　福田宗禎宛

（前略）〃医者の玄関前〃世の風俗止むを得ざること無理にまず外の所は佳成（かなり）に仕立候。但し宅内は天井もなく屋根の瓦もなく、何分バツと致し候事共にござ候。とその後のしのぎを報せ、「此七月」（これでこれは七月と推定できる。）旧借（天保七年であろう）をその後八年の拝借金も返済しようと楽しみにしていたところ。と、積もる借金をそのままに、また材木を頼む事を謝しながら「尤此度は決而御損も相懸申間敷……筏着の上は直ちに右代金さしあげ候……火災後田村八十七どのへも頼み一通、先月中、原町矢嶋俊司にも謁届一封これは根岸・高橋・望月子等夫々へも認め差し出し申し候」これで五度手紙を出したが全然返事がきない。どこかに滞っているのか知れないが、「何分にも筏の儀お願い申し上げ候……」と宗禎にも筏を頼みつづけている。天保四年の凶作以来決して楽な宗禎ではなかった（それは弟忠兵衛に申渡す数条（新井三郎家蔵）にも見える）が、どうしていたのだろうか。

⑦　天保九年欠月（七月）二十九日　宛名欠

文中の火災後の修理の現状（天井無く屋根瓦なく等、前の⑹と同日同内容である。ただ違う所は「毎々御配慮下され候趣千万奉謝候。何卒少々相後れ候ても不レ及二是非一……代は筏着にて一高（いっこう）に（時の相場で）取合御渡し可申候」とある反面「難二申尽一難儀仕候……望月・高橋へは先日貴下一同書状上候間此度は認不レ申候。宜敷御伝可被下候」とあ

り、恐らく柳田宛で根岸に托したものであろう。最後にまた「明吉はいかがいたし候や、此度の儀ゆへせめては材木の世話にても頼度候。よろしく御伝え可被下候」と、ここにも、そのただならぬ愛語で明吉をよんでいる。

⑧　天保九年十二月三日　柳田宛

この手紙は「例年の通り山鳥……」と歳暮の礼をのべ「筏の義は不堪渇望候」と、届かない筏を頼みつづけている。そして「助郷一条万分の好模様可レ免(まぬかれべき)か、市場一条も成就可レ仕哉　と、奉存候。但し此は官家の事可秘々々。事就候迄御多言無用々々」と当時、軽井沢助郷の申入に困惑し、歴史的な市出入に必死の当町の立場を知る長英であり、尚歯会を通じて知る役人へのロぞえもできたものか、その明るい見通しもほのめかしている。そしてさらに「白虹貫日」の窮理はイスホルジンクの書で調べてやるとある。そして最後に「何も急事根岸迄申遣候間匆々斗り申上候…」と柳田に宛てている。何れも急ぎ事は根岸まで連絡をするというのである。根岸は、江戸の保科家と飛脚で連絡し合っていたので長英も急ぎ事は保科家―根岸間の飛脚を使っていたのであり、長英とわが町の深い交わりがホウフツされる。

なお柳田阿三郎が高野長雲にあてた書翰中、天保九年の長英宅の火災に、福田宗禎と柳田槇蔵が二人で材木を送ったとある（高野長英伝289頁）が、その礼状の書翰は後難をおそれて処分したのか見ない。（なおさきの長英伝（330頁）には天保九年土蔵付の家屋も買入れて、かくて家、庭の外囲は造営された」とある。）

なお柳田槇蔵の長英訪門の一つがその著天保紀事にある。即ち「申の秋（天保七年）我等出府致し候節麹町高野長英方にて奥州の士同席いたしこの人申しけるに…」と、凶作の年に飢えない方は、うまい米をいっぱいたべることだなどの冗談話と「此時高野方にて酒の馳走に相成…」と、一升銀十四匁の酒に凶作を記している。こうして出府の折に長英の宅を訪れるその親交を、またわが町に見るのである。（なお長英の友人であり尚歯会員である水戸の立原杏所

（天保十一年没）の画が当町なべや旅館にあるのも、半香と同じく長英の紹介も一考される）

最後にこの尚歯会時代の高野長英関係書翰や日記中に見る人名をあげておこう

註　カッコ内は天保二年時の年令　◎は長英宅を訪れた記録

のある人たちである。

○中之条町　鍛冶屋、問屋、穀屋の悴◎町田明吉(35)　はた　◎根岸権六（地代官）

ごや八郎左エ門の養子◎田村八十七(39)　医師玄泰の　○横尾村　江戸大観堂に学ぶ◎高橋景作(38)

悴―周次郎（医師望月俊斉(29)）　○沢渡温泉で蘭学の通信教授をうける医師福田宗禎(41)

○伊勢町　医師柳田楨蔵(31)　薬種屋根岸秀蔵　保科家々来　○原町　◎矢島俊司

○野田原沢（履軒カ）　○渋川木暮足翁　問屋青木

ここで考えられる事はわが町の門人達の多くが二、三十台のまだ悴養子の若衆組で新風を望む青年であり、その照介により来遊した人達も画師あり医師あり、若し蛮社の獄なかりせば、江戸の文化の流入もさらに考えられ、若き学徒に見る将来の一大躍進も思われたわが町である。今にのこる書翰の最後は天保九年十二月三日付であった。

3　蛮社の獄・長英の獄中・潜伏時代の吾妻

夢物語（天保九年十月十日、尚歯会集会のこの日。かつて巡見使で中之条町にもきた芳賀市三郎の話題から、モリソン号打払いを知り、海外の状勢を聞き、国策を誤らないようにすべき事をといた）の評判のあまりの高まりに、かねてから新学を抑えようとしていた江戸町奉行鳥井耀蔵は、天保十年五月十八日夢物語の件を自首した長英を投獄した。このいわゆ蛮社の獄に、多くの蘭学者がその難にあい、わが町でも、後難をおそれて長英関係文書を処分したといいつたえるが、この書が茶の間の裏の壁の中にぬりこめられていたという（明治二十年発見）柳田家もある。

この蛮社の獄から長英の脱獄。潜行時代について、さまざまな憶測はあるが、それを確実に記したものは一つもない。高橋景作の日記も、長英の自首した数日前の五月六日に「伊勢町に行く、江戸下谷二丁目で椿山という発句師に逢う、夜帰る。」とあるだけである。伊勢町は、おそらく柳田槇蔵の家であろう。あるいは長英の自首を予告してきたのかも知れない。そして天保十年十二月十四日（終身刑判決の数日前）「常山宅にて酔岳にあう」を最後に一日として欠かしたことのないその日記に筆をおき、以後、嘉永六年元旦の再開迄実に十三年間の空白がある。その間、天保十一年十二月二十八日（長英の入獄中）、吾妻蘭学の祖福田宗禎は忽然とゆく。そしてこの蛮社の獄の後、長英について何ら記すものを見ない。が、ただ一つ、あの天保の市出入に、中之条町を代表した町田明七が伝馬町の牢に投獄された時、宛もその牢名主が長英であった。長英は、明吉、明吉と呼んだ中之条のかじやの息子明吉を忘れる筈はなく「明七ここえきて腰をもめ」「魚の頭をくえ」と、その牢生活にいたわったという。

恐らくこれは、やがて許されて帰った明七が、獄中の思い出に語ったものであろうが、今に語り伝える長英を偲ぶその一つである。

その後弘化元年、獄舎の火災から、出獄を許された長英はそのまま帰獄せず、以後潜伏六年間をつづけるのであるが、その生地水沢へ向う（七月晦日に板橋を立ち翌年十月頃水沢につく高野長英伝長雲著）越後・山形の道筋に、わが吾妻に足を向け、特に門人や知己の多い中之条町に、幾日かを潜伏していた事は想像にかたくない。そこには、親しみ続けてきた伊勢町の柳田家、それに横尾の高橋家、その裏山の天台宗の古寺文珠院、ここには二ヵ月も潜れていたが偵吏の目がきびしく、景作に案内されて山伝いに利根郡の境で別れて越後へぬけたという。その途で転んで額に負傷したという景作の後日談もある。それに予想もつかない地代官根岸家もある。沢渡の、いまは主なき福田宗禎家、穴小屋、ばんつり橋、三島の門人高橋元貞の近くの薬師堂、赤岩の湯本家（今に長英の間があり、この赤岩から

草津へ出て渋峠をこえて信州路を回って越後へ入ったとも伝えられる。）など、その潜行時代を語り伝えるものが多い。（長英の人相書が嬬恋の岩上家にあるときく）

この獄中と潜伏時代の吾妻の蘭学の沈潜はいうまでもなく、高橋景作の書籍出入件数もガッタリ減って、弘化二年1、三年1、四年3にすぎず、蘭学としては門人西岳（須川）に端皐処方帳を一冊貸しているだけである。外は医書ならぬ歌と書で、門人の恒斉まで唐詩選を読むというそこには、まことに蘭学者の打ちひしがれた姿が想像される。

6　ペリー来航から明治期に至る中之条町の蘭学

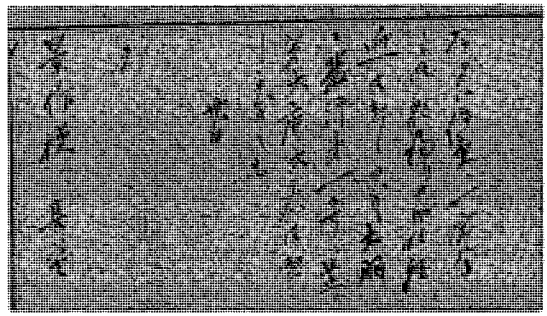
その消沈の後をうけてペリーの来航（嘉永六年）から、近代化の進む明治に至る蘭学はどうなっていたか、以下高橋景作、福田宗禎文同、関恒斉の三人からその消長を辿って見よう。

(1)　景作日記にみる幕末の蘭学

次表は嘉永六年から明治七年に至る二十二年間の高橋景作日記から、入門者数、診療回数、景作の研究医書とその外の人とのその貸借、件数、それに流行病の年を付記したものである。

次に門人名を見よう。（＊印は第3表中カッコに入れた者である。）

嘉永六年平村劔持真十郎、安政元年関啓八・郡次郎、二年平村喜八・永井団蔵二男重五郎（6歳）、三年植栗荒木太郎左衛門・戸＊右衛門（手本）、四年蟻川福蔵寺（子息）、五年植栗金田（子息）、万延元年西中之条蘭学医生小嶋元長、宇妻関喜太夫・永井良平（8歳）、中之条町＊町田儀平（手本）（18歳）、関僻次郎改名恒＊斉蘭学（17歳）、陳＊隆蘭学、文久元年伊勢町小板橋謙斉養子菱三郎（アベセ四体手本）、二年西中之条喜代次郎・宇妻鍋次郎・後口伝次郎、三年無量寺・雛僧（手本）下村安右衛門（悴）、元治元年平村作右衛門（悴）・甚兵衛悴・勇吉（悴）・幸右衛門（養子）、岩本安右衛門（二男）、西中之条＊柴里・



高橋景作宛　高野長英書翰

第3表　（△は流行病蔓延の年である）

年号	入門	診療件数	医書 景作	医書 その外	疫病
嘉永 6	1	1	0	0	
安政 1	2	4	2	0	
〃 2	2	61	1	0	△
〃 3	2(1)	254	1	1	△
〃 4	1	108	2	0	△
〃 5	1	11	0	0	△
〃 6	0	?	0	0	
万延 1	6(3)	117	2	3	
文久 1	1	86	4	2	△
〃 2	3	334	3	2	
〃 3	2(1)	47	1	3	
元治 1	9(4)	6	0	1	
慶応 1	1	12	1	0	
〃 2	?	?	?	?	
〃 3	2	7	0	0	
明治 1	1(1)	2	0	0	
〃 2	1	41	1	1	
〃 3	4(2)	101	1	0	
〃 4	4(1)	119	0	1	
〃 5	0	57	0	0	
〃 6	0	53	1	0	
〃 7	1	106	2	7	△

（注）　入門数は入門とある者の数。そのカッコ内はその年に初見するが年不明及び入門となく手本を頂いた最初の人数で計四四人である。

堅三郎・関*酒造之助（善亭）・関与兵衛（かつら）、慶応元年北越医師長谷川良本、三年只則木暮茂八（14歳）、悉曇、明治元年大塚村普*賢寺（手本）、二年関安吉（15歳）、三年伊勢町柳田阿三郎（14歳）（医学）、田村弥作・泰*庵・久*二郎（手本）、四年恒蔵（6歳）（恒斉の子後歯科医となる）、万*作（手本）利根郡今井越医師長谷川良本、三年只則木暮茂八（14歳）、悉曇、明治元年大塚村普*賢寺（手本）、二年関安吉（15歳）、三年伊勢町柳田阿三郎（14歳）（医学）、田村弥作・泰*庵・久*二郎（手本）、四年恒蔵（6歳）（恒斉の子後歯科医となる）、万*作（手本）利根郡今井

今井武太夫、同　今井清容、七年大塚林台作（父は医師謙隆）、以上、なお名の上に住所のない者は自村横尾村らしい。

明治二年調の景作の門人を第二巻で見た八五人とすると、ここにおちているものが可成あるわけである。

医学研究と診療回数に見る蘭学の消長

嘉水六年は診療僅かに一件、大塚安平の大病にそれも渋川の高橋健司、尻高松井道隆と立ちあいの見舞であり、日記の多くは黒船来るに騒しい年である。その読書は「八月周易を読み始める」の二カ所だけ、後は第一巻に見たように（五八九頁）熱心な農家経営者である。

蛮社の獄以来十五カ年、あるいは医書を離れて農業に生きていたのではなかろうか。

そして日米和親条約なる翌安政元年は診療僅かに4、しかもその一つは上野（原町）の孫であり、さきの大塚の安平であり、外は村上と伊勢町上市の杜氏であり、これも特別の関係らしい家である。医書の二つはさきの道隆が持って来た医事答語を借り、薬代一月上市に一円、秋になって薬種を十月中三回十一品を中之条の薬店から仕入れて健胃丸を作っている。薬種屋をしているのである。

医書の二は「十一月七日察病論を写す」で、医書を研究するのではなく、農閑を迎えて自分の医書を写しているのである。（この頃開港と共に洋学の研究も高まり蘭書の需用も多くなりつつあった時である。）

そしてつづく安政二年は幕府が海軍伝習所を長崎に開設した年であるが全く医書を記さず、岩本の冗雨（俳諧師）の墓誌を書きその令姪嵩月雅会や開根の建番雅会等俳諧を楽しんでいる。

この年十月十三日。柳田陰居の病重く渋川の木暮五十槻、尻高の松井道隆と共に見舞っている。すでにのべたこれは、柳田槇蔵（長英の著書の大部分およそ一二〇冊をもつ）その人であろう。「二十一日夜明け没す」とある。ここにまた蘭学者の一人が逝き、高橋景作ただ一人となるのである。この年景作はその日記の表に農蚕日誌と記して農蚕専念の日々を思わせる。ところが診療61回、出動53日と疫病と江戸の大地震にか農蚕専念は裏切られている。

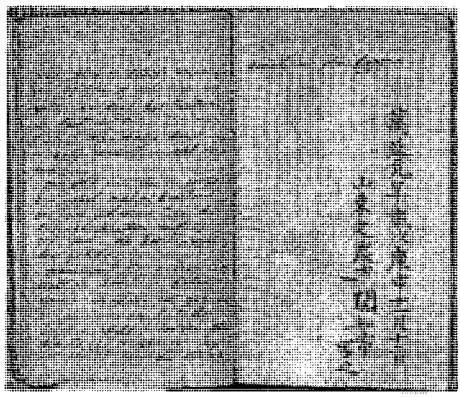
しかも医書の研究は、農閑を迎えて十月二十二日「オランダ薬鏡試効抄第二巻目を書き初める。」のただ一つ。こうして一人かすかな蘭学の光をともしているのである。安政三年。ハリスが下田に駐在して貿易をいよいよ促進する

年。景作は昨年秋に始めた蘭書を写し続けて三月十日、「和蘭薬鏡第二巻写し終る」。表中の外一は、六月十七日「カテーテル」を田村玄真が返したことである。（玄真は赤坂の医師で明治七年八十七歳没、景作が碑文を書いている号は蘭学者を思わせて蘭皐といった。）

この年診療　一月29、二月21、三月12、四月19、五月16、六月36、七月28、八月31、九月21、十月13、十一月15、十二月13、計254。その往診のひろがりは、市城・西中之条・山田・上・下沢渡・大道新田・栃窪の七か村を除く現中之条町と吾妻町の原町・植栗・泉沢・東村奥田新巻・高山村尻高・利根郡新治・北群馬郡白井村上で住所の不記が79件ある。この年は九月に大洪水があり、その上疫病が流行し、景作の日々は繁忙を極めた。その為か翌安政四年は日記を居常記と改めている。もっともこの年景作は当番名主で、恒例の領主保科家への年頭の挨拶に出府する。すなわち「正月五日、明日出府につき同役組頭中門（かど）送りに来る」六日出発、九日江戸着十三日殿（との）（保科栄次郎）和蘭（オランダ）原書読みたき由に付差上げる」十五日。「殿より仰せ付られ夜に入り二合半坂富永雄之助へ行く。当時開版ゾーフ（オランダ文法）辞書・オランダ文典これは原書日本版の由拝見する」。とあり、景作も蘭学冠弁を求め、ゴルテル（オランダ医師）凡例書を写している。開港以来、この蘭学の高潮を見る時、恒例の年頭の中に村名主の景作が蘭書を領主の命で差上げるという一幕は前にもふれたが上州の山の中の名主の学問に特筆したい所である。この年また凶作、診療一〇八件、「かくの如きはげしきはやりかぜ未だ知らず」と頼みに来ても行けない（須賀尾、五丁田等）所もある。

そして翌安政五年はどうしたことか、その診療・七・八月合せて11件、そこには、友達の医師道隆見舞の三回を含めてである。しかも医書一冊の記録もない。この疫病流行の年に。おそらく井伊大老をめぐるいわゆる安政の大獄という未曾有の世の混乱の為であろう。そして、翌六年は、日記体としては記録なく万延元年の初めに前年回顧の形で繭相場など僅かに記す。そしてこの八月シーボルト再び来朝景作時に六十三歳。ゆれる安政の大獄の中に。

この二ヵ年の空白をおいて迎えた万延元年は、桜田門外の変の不穏の漂う中に、三月、景作の両隣村である赤坂・大塚の百姓が保科家の正米納の命に抗して傘連判で訴えた年であり、一月中は咸臨丸がアメリカへ向った年である。こうした中に、アメリカ新誌、海外新話、地球略説を読み同志にも貸している（日記）が、景作も心機一転したかの如く、日記に「誠求書屋」と示し、天保時代の書籍出入帳の昔を再現させている（この書屋の名は以後一貫のものとなる。）この年は診療件数また多く、特に「一月五日西中之条医生小島元長蘭学入門と、特筆すべき入門者を迎え、さらに入門者は前表のように多い。景作はこの医生から「八月二十日　ワートル薬生論初篇を借りて写す」と門人から借りて写している。十月二十日　門人陳隆の需により医範提要を講じ始め、医師関謙蔵に太平年表を貸し、「十一月十七日恒斉来りワートル原書を読む」とさきに借りて写したこの原書に恒斉は取りくんで居る。恒斉時に十七歳。写真は、その時恒斉（知常）の書いた蘭書の一頁である。この蘭学の復興を見る中に、同年十一月晦日、小板橋謙斉が持参した大橋訥庵著の闢邪小言（四冊）あり、景作は「聖道を説き西洋学流を排斥する、其の論抜くべからず」と感心している。



関　恒斉（知常）の勉学の一冊
（新井三郎家蔵）

しかし、すでにふれたように、安政の開港以来蘭学の発達と外交の急迫の中に、幕府は安政二年正月洋学所を立てその規模を整えてきたが、同四年神田お玉が池に種痘館を立て兼て蘭方医学講習の場にあて、万延元年十月これを幕府の直轄所として種痘所と改称、（日蘭文化交渉史の研究四八頁参照）されるのであるが、この洋学の発達の中に幕府が種痘の指



ワートル薬性論が、文久元年推定の東部吾妻の薬種屋原町の㊁の出入帳にも入っている。
関恒斉もここから薬種を仕入れている。

導を図ったこの年早くも三月四日「嵩月（原岩本）牛痘を持ち来り孫、子に種痘を施す」「十六日種痘祝をする」その後二十一日に栃瀬（とちぜ）の孫、二十九日原岩本とやっている。日記の裏表紙に「この日記永久に失う勿れ」とあるのも、蘭学入門者あり、弟子に原書を読む者あり、そして種痘に成功する高橋景作の最良の年への愛語ではなかったろうか。

翌文久元年にはシーボルトが江戸に入り幕府の外事顧問となっているが、幕府はさきの種痘所を西洋医術所と改称し、ますます洋医の研究を進めている。が、一方景作は、四月十一日に謙斉が持参した「新論」を読んでいる。

この年、○書写　泰平年表、ワートル薬性論　○返本ワーテル十～十八、ガラマチカ一巻、○求めて譲る。ガラマチカ原書・オランダ文典―根岸にたのみ東都より求め（金十両）小板橋（謙斉）に譲る。○与う、アーベーセー四体手本小板橋菱三郎に。西洋宵方類数品、小嶋玄長に。○貸す医書正始第三・四編関謙蔵に。フレンキ外科書・瘍科瑣言二冊を長石周次郎に。来り学ぶ論語―宗助、ゴルテル原書　陳隆。

と開港による洋学の関心に、その新論が説く尊攘を見ながらわが町に蘭学が甦り、一人天保の蘭学に生きた景作がその先頭に立って後輩を教えている。景作時に六十八歳。高まる尊王攘夷の声にゆれるその翌二年六月十日、幕府に攘夷を迫って勅使が江戸に下る（島津久光の兵にまもられて）その大変の中に「悪性麻疹大流行し死する者甚だ多し」その施薬診療実に三三四件の繁忙。この年景作は年番組頭を息子にゆずり、ここに平和外交を説く「続恐惶新論」を

ものした如く。この中にも原書グラマチカを読み、その訳書や松陰医断を写し、さらに、蘭学者の開明を思わせて、創刊された官版バタビア新聞を読んでいる（日記）。（なお官版の海外新聞は八月創刊された）

こうした中で門人恒斉はグテンハーフ原書に取組み、新論を景作に貸した小板橋謙斉は内科枢要を研究している。（同家（現芳桂堂）には訳鍵オランダ語辞典（安政四年版）医薬諸方集がある。）

シーボルトのまた帰国する翌文久三年には診療四七件と昨年より急減したが、同志への医書の貸借は多く、戻り、ワートル薬性論オランダ書（恒斉）、貸し、ウイーテン二冊門人山本泰庵　借り、日本文典蘭書（小板橋謙斉）与う、グラマチカ原書（オランダ文法書（同人）貸し、松陰医断（医師謙蔵）写し、ゴルテル（オランダ医師）凡例書（景作）とこの蘭学に取組む六人の同志の、それぞれの研究の姿は、宛も高まる尊王攘夷の声の中にまさにわが町幕末における蘭学のピークを思わせる。そして、翌元治元年はこれはまたどうした事か。まさに一転、書籍は僅かに松陰医断を返した謙蔵の一件のみ、診療また僅かに六回（中自村4）。その将軍家茂の上洛、武田耕雲斉の挙兵、佐久間象山暗殺、第一回征長……そして巷に横行する押借り強盗の乱世に「何という世の中に成り行きしことにや」（四月二十三日日記）と、歌を読み書を書き近所の子に手習いを教えている師匠景作であり、敷島の道を思わせて恒斉は師景作に宣長の画像に和歌を頼んでいる。そして、翌慶応元年はさらに高なる攘夷、討幕の論しきる中に強盗が続発して山狩がくり返され、「行末如何に成行くらん、寝食共に休まるを得ず」と景作をして歎ぜしめる。そして、入門1大学を講じ、診療12回、医書の一つは、「七月十一日　外科則梅瘡を写し始める」。と患者の治療を求めてくる頽廃の世情を写す。多くなったのは村の祭りの奉納句点者の依頼である。翌二年日記欠、三年診回7（自村と平・折田のみ内一人は梅毒）（伊勢町中之条は頼みに来ても断っている。）医書零多くなった句評13ヵ所。その幕政の終らんとする中に。翌明治元年診療2（一件は大けが・一件は梅毒）句評また一件にすぎず。その激動の中の村人を思わせる。思えば元治

から明治に至る五年間残念ながらただ不安の日々を見る許り全く蘭学の光を見ず。

明治二年。さすがに平和の訪れに診療にもまた出かけ、その回数41。戦傷の患者の為か備用頭創篇の翻訳を始め門人恒斉はセインタスキの原書にとり組んでいる。そして翌三年の年頭には「命こそ嬉しかりけれながらへて、道あるみ代にあふぞ嬉しき」とうたい、また「老はつる身をさえわかぬ天津日の光ぞいとも尊とかりける」と平和論者の景作は皇国の平和の光の到来を喜びつ診療また101回、その間前年から始めた翻訳を続けている。それに幕末からの句評はさらにその範囲を拡げている。その乱世をへて平和到る維新の農民のよろこびにか。しかし蘭学はこの景作と門人恒斉のただ二人あるのみ。（訳書「軍中備要訳」は岩波書店刊の日本図書総目録にも見える）

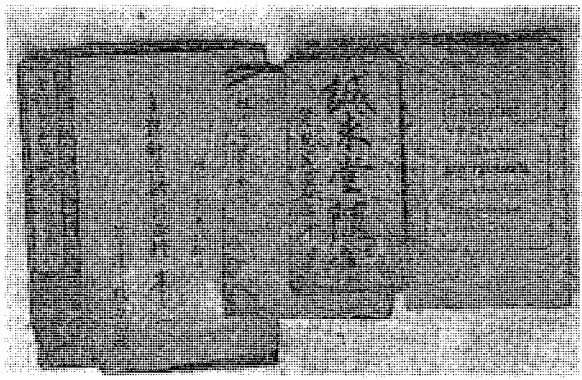
明治四年岩鼻県から命ぜられて中之条町一帯に種痘をやっているが医書の記録なく恒斉ただ一人医療正治を読んでいる。五年医書零　診回57、六年「助辞読解草稿を書く」とオランダ文法の読解を草している。そして明治七年はコレラがはやり、人々が赤紙に牛馬とかいて戸口にはればよいというのをきき、いかなるタブーのいい出せしことにやと戒めているが、そこに蘭学者景作の最後の栄光を見る。

すなわち門人木暮茂八郎は入門以来の四書五経をおえて日本人の無知なりといわれた生理学書全体新論。博物新論・衛生新論を、林台作（医師謙隆の子）は傷寒論、医範提綱をと、門人は机を並べ、関恒斉は済生新論を読む。そこに座した景作は全体新論の誤りカ所を次々について書きあげる。（次頁写真）教員となった門人関善亭は訪れては学校定則・学問ノススメ、勧善訓蒙などを読み合い、自分も開設の小学校へも行く。

その弟子に与えた景作最後の筆は国学者を思わせて門人茂八郎への万葉集手本であった。（木暮久弥家蔵）

以上は黒船渡来から明治七年に至る激動の中のわが里の蘭学の消長を、高橋景作の日記に見たものであるが、要するにさきに見た天保の開花は蛮社の獄にしぼみ、以後続く窒息から甦ったのはあの黒船の来航による転機の開港で

あった。しかしまた安政の大獄に終息し、また息吹いたのは万延元年（幕府蘭方医学の講習所を種痘所と改称・アメリカ、特使派遣）から文久三年に至る僅かな時で、それがまた、元治以後行末知らぬ不安にとだえ明治の新政にもその目まぐるしい変転になかなかその復興を見ず漸く明治七年その復興を景作の姿に見るのであり、まさにわが町の蘭学の消長はまたわが国の治乱相関の歴史でもあったのである。



高橋景作遺稿等
左は全体新論の正誤草稿

(2)　福田宗禎文同

幕末から明治にかけての蘭学者に、さきにのべた福田宗禎浩斉の子七世宗禎文同がある。文同は天保十二年七月生れで父の死後である、四歳の時母と共に沢渡を出て母の生家溝呂木に、また母の再婚により渋川の近くの金井へ行き、津久田の医師多胡玄道に入門し、後高崎の蘭医依田玄甫にオランダ文法を学び、その後「君決意して江戸に出て林洞海（安政四年には幕府の蘭方医教育の一人であった）の門に入る」（福田第七世碑文）と、ここで十六歳の秋から二十一歳の帰郷の日まで蘭学を修めその間同塾の副塾頭となり、後進に蘭書を教えた。時は宛も安政の開港に蘭学熱の高まった時であり、帰郷は景作にピークを見た頃であった。その帰郷に当り師の洞海が贈った蘭学辞書は、いま令孫もと女の家新井三郎家にある。

高橋景作の日記に「文久二年三月二十七日晴。中之条へ行。小板橋ニテ沢渡村福田宗禎男ニ逢フ」とあり、そのピーク時の交流を思わせ、ま

た同四年（元治元年）九月十四日には、文同が景作を訪問している。父宗禎を知り、しかも同学の士であれば不安の世情の医方を語り合ったであろう。

豊国義堂の言をかりれば「二十一歳で帰郷したころは、明治維新より五～六年前で世間は騒々しかった。洋学に通暁していた文同はよく時勢の赴くところを洞察していた。

若い時の文同は医者の暇に近村の子弟に漢籍を教えた。学校が村々にできてから寺子屋の師匠はやめた。医者は忙いし、常に客がある、酒を酌んではのみ過ぎる。夜は寝ないで蘭書を読む、始終原書を読んでいた。」（上毛及上毛人復刊二号福田文同参照）といい、さきの碑文に「無幾、明治新世、洋学頓行、乞教者踵至」とあり、さらに「ついで郡医にあげられ、治を乞う者多きを加う。二十年十二月六日家に病没す、年四十七。」とある。その子縫作はまた医師としてその跡をついだ。令孫もと女の談によれば「かつての岩下の竹内医師や赤城村の青木は同家の門人であった、文同が竹内に与えた教訓の書翰も家にある」という。

(3)　最後の蘭学者関恒斉

恒斉幼名儔次郎名は常明（知常）字は子明号恒斉（名付親は師景作）という。弘化元年（一八四四）江戸神田に生れ（公事訴訟の代書、父重右衛門、母は神尾氏）五歳の時父母と共にその郷里の、大字横尾に帰った。同郷の高橋景作に師事して、和漢の書を修め、詩歌をよくす。恩師景作の勧めにより、医学を学び蘭学を修め二十歳で開業した。が、その尊攘しきる中に、伊勢町の神官小板橋好里に皇典学を学び、勤王の大義を唱えた。やがて明治六年村社の変制により、近郷十六ヵ村の総鎮守和利宮の社掌を拝命。十年十月それを辞して再び医学の道に入り、同十二年、群馬県医師試験に合格。同年一月二十二日群馬県付属病院医員を拝命。翌十三年開業の為沼田町に移転する。しかもその夜、心機一転。俄かに出京するのである。さてその上京の動機は何か。恒斉時に三十七歳以下その日記（東京日記）

に見よう。

東京日記

「明治十三年十二月十七日午後三時東京着」と日記はここに始まる。

以下これを要約すれば、「東京連雀町小松屋の宿に旅装をとき、まず福田文同の添書を持って林軍医（甕清）、総監（文同の師洞海の子）宅を訪れれば明日午後一時が約される。

「依ツテ洞海先生（長英と同じ頃長崎に留学した）ニ拝謁ヲ請ヒ同ジク添書ヲ呈ス。少クシテ、先生ニ謁シ談話一時間余ニ及ビ……期日ヲ期シテ辞ス」と目指す林先生訪問の第一日をおえ、その夜の東京の宿に、この決意と経過を次のように記している。

思えば去る十一月上旬沼田町に開業をきめ、下の町に借家し、十二月五日　中山峠をこえて九頭の馬に家財一切をつけて引き移る。

夜十二時、親戚神尾氏（祖母の家）に帰り、「灯ニ挑デ書見、机上適々七科問答解剖書アリ、余感慨甚シク」自分は外科を知らない、このまま開業すればそれを究むる暇はない、この休業は天与の時である。と、一転東京行きを決めるのである。すなわち「心已ニ決シテ天明ヲ俟ツ。」と暁をまって家人に決意を告げる。「衆僉愕然。」とある。十二日。福田文同をたのむ。「氏愕然且嘆ジ且欣ビ談話夜ヲ徹シテ頗ル興アリ」。翌十三日、原町の高山氏（神主）を訪いその夜は中之条の佐々木穀堂（医師）宅に泊り、十四日親戚朋友に別れを告げ、十五日　あらしをついて割田、宮崎両人（門人か）と共に東京に向う。高崎泊。十六日晴烈風　熊谷泊。十七日暖風。馬車で東京着。

奮然休業赴二京師一　万里銀山満二眼時一

一片白雲送我去我　不レ知何日是帰郷。……と

出郷関の心境を記して寝につく。

翌十八日。まず伯父神尾金次郎（母の兄）を訪れ三十余年の昔を語る。林邸には道に迷い約束の時間に遅れれば「また明日来れ」という。十九日。漸く林軍医総監への面会が叶い、出京の決意をのべる。「①蘭学を学び、②外科技術を修め、③試験をうけて軍医になりたい。」といえば、「今日　蘭学は時代遅れであり、学ぶ者は殆んどない。英独を学ぶ事をすすめる」「私も蘭学の衰退は聞知している。しかし若い日の勉学が今僅かに脳裏に残る。齢　四十に近い今、また新学に走るより、それが時代後れでもこの蘭学につけたら、たとい、それが成就できなくても後悔はない。」「外科学は実験を必要

とする。いま公務でその指導はできない。順天堂でよければ斡旋してやる。それに今軍医に人は多い。若し欠員ができて試験に合格していれば推せんできる。」「先生幸ニ門下ニ配セヨ、切磋琢磨力ツキテ若シ成ラザルバ天也」。「二十一日午後二時ヲ期シテ来レ、当ニ確スベキ也」。と、ここに世は英語、独語の時代であると教えられながらなお蘭学研究を生涯の業とし、「努めて成らざれば天なり。」と記し、その後、すでに五十日。安逸をさけ苦しみを求めてきたが已に七十金（両）を費した。世の人が見たら何というだろう。馬鹿といわなければ狂人というだろう。しかし何といわれても小人の言を耳にしない。郷里を出る時「呑舟ノ魚不レ遊ニ支流一」と、家の壁に大書してきたあの文字にはずかしい。と、東京の第三夜に記している。そして約束の二十一日に面会すれば、①蘭学の現実は先日言った通りである。②外科の修業は順天堂の佐藤氏に頼もう。③軍医には年令制限があり、断念の外はない。④わが家はせまく且公務多く書生を教育する事はできない。と再会を二十六日と約される。のこる一つ、洞海翁に在京中の蘭学の質問の許しを請えば、「先生辞シテ不許」再三に願って承諾を得て帰る。

二十二日、「終日読書、外科問答　第一回素読終る」二十三日「午前十時発十二時着。老先生ニ謁シ文典数ヵ所ヲ質問」すれば林翁は、その篤志はえらい。しかし君の学問はまだ日も浅い、早く方向を転じて時風に移るのがよい、若し医学希望ならドイツ語を、文学を好むなら英語を学べ、とまた蘭学の時代は去った、今は英独の時代であるとくりかえす。約束の二十六日に訪問すれば、所用あり、返事は郵送するという。今は頼みの綱のみなきれて恒斉は東京に望みを失い、しかも、懐中已に乏しく、一月二日、「外科問答一冊府病院薬局方一冊ヲ売ッテ金三十銭ヲ得タリ可惜々々」と記す。その日伯父神尾氏に一時帰国を告げ三日朝、割田、宮崎両人と両国を立つ。

墨田川堤の桜心あらば
　花のさかりを我につけこせ。

東京に下居の志ありて、

立帰り又もみやこに宿しめて

　隅田河原の春のけしきを

と東京の別れをうたう。そして心のこる遊学志願の割田のために、「駒込西片町ナル新田氏邸ニ到リ入塾ヲ懇請ス、再三ニシテ許可ヲ得一月間ノ約書ヲ呈シテ終ニ同氏ヲ託シテ去ル…」と、ここに宮崎と二人で帰路につくのである。

その夜、浦和の宿で福田文同に次のように認めている。

「関知常　頃首謹テ福田先生（福田は恒斉より三つ年長）案下ニ拝啓ス。……夫レ生　サキニ奮然国ヲ去ッテ京師ニ遊ブ所以ノモノハ……生　此道ニ従事スル事玆ニ二十年　所謂夙志ナル者三ツ」と、林家でのべた三項の決意をあげ、林老若先生の言を伝え、「然則東京ニ於テ此ノ学ヲ修ムルノ道全然絶

縁セリト云フモ亦誣言ニ非ルベシ。又夫ノ軍医部出仕ノ如キモ」と年令制限に所詮断念の外なく、また未知の外科学に取組むのはすでに無益の部類である。「退テ其学科ヲ修メ而シテ後実際ヲ試ルモ尚未ダ遅シトス可ラズ、況ヤ今日ノ急務瑣々タル功名ト富貴トニ非ズシテ蘭学再興ノ一大事業ニ在ルヲヤ。」と蘭学の再興を今日の急務とし、洞海翁の言う所がわからないわけではないが、しかし、「従事ノ志弥々堅ク再興ノ念益々定ル……」たとい蘭学が今日衰えたといっても、英独の牛尾につくより、蘭の雞口たるに如かず、まして「先師ノ遺命亦棄ツ可ラザルオヤ。若シ不幸ニシテ此ノ学益々不ㇾ奮他日地ニオツルニ至ルモ我之ト共ニ陳腐セバ毫モ遺憾ナシ。於是カ帰国ノ念又益々熾ニシテ遂ニ京師ヲ辞セント欲スル至レリ」と帰郷の決意をのべ、「加之嚢中日々ニ減乏シ妻子亦飢餓ノ虞ナキヲ保セズ、依ツテ策ヲト居ニ決シ一旦国ニ就テ糧食ヲ給シ資財ヲ貯ヘ負債ヲ償却シ再挙シテ目的ヲ達セント欲ス」……と。

「一月四日午前十時浦和発、午後四時鴻之巣着。「今朝嚢中数銭ヲ余スノミ、依テ診断学一巻ヲ出シテ売ラント欲スレドモ之ヲ離スニ忍ビズ、骨董舗ニ就イテ衣服幷ニ袴ヲ売リテ一円六十五銭ヲ得タリ。……。

草枕むすびもあへぬゆめにさへ
あらしのうきは明けぬよぞなき。」と

かつての「立志　郷関を出ず」の現実は今は衣服を金にかえて国に帰る宿の朝である。五日　黎明鴻之巣発、伊勢崎―駒形―前橋泊、嚢中いよいよ乏しく時計を岩六にあずけて一円五十銭を借り、塩原氏を訪れて五円借り、渋川泊……湯の上狩野利房（神官）宅訪問。十二日。伊香保をへて沼田町の借家に帰るのである。

二月七日「今朝始メテ開門　診療所ノ門標ヲ掲示ス。」とある。

三月八日。青木氏歌あり、

時を得て雲井にのぼる龍もまた
しばし沼田のうちにすむらん

と。その宿志に同情する。

「三月十四日大雨　天真神習書第一巻稿成ル、十五日朝神習稿畧完備ス」と、もとより皇国的神道観に燃えていた恒斉は天真教の一派を立て「我が道は天真の道ぞ皇神の行幸し道ぞ神習へ子ら」とうたい、「国学者流の胆を撃破し他日志を学界に得よう」と所信を茂木某（神官茂木荘三郎か）に贈っている。

この神医両道――併立の中に明治十六年にはコレラ流行診療の勉励金を県からうけている。

明治十八年六月稲葉管長より権少講義に補せられているがそのころキリスト教信者の吾妻に盛出する中に親友神保濤次郎（入須川）が石坂氏にすすめられて信者となり、上京（五月一日）してバイブルを求め（恒斉家の蔵書中にもある）米人

ジョン・タムソン・コールを訪れ、帰郷後説教に歩くこの同僚を身近に持ちながら、ついに恒斉はキリスト教へは動かなかった。この神保との関係を見れば、明治二十五年二月二十九日の日記に、晴風寒し、神保君原町行、同日出立須川へ帰る。回天病院旗建」とあり、病院を経営（十七年四月回天病院新築、十九年群聖堂を起す、関常明畧歴）しながら、神保と交替して原町の吾妻病院にも行っている。なお私塾を開き名付けて皇道学館（時としては武芸者をまねき武道を授けまた女子教育も興す）という。その教育の道まさに四十年、その教えをうけたもの五百余名。郷党の教化に一生を捧げた。今同家の五百四十余冊の蔵書（書名二一三）にその勉学の跡を見る。

医書27、国学36、漢学3、易学5、神道31、俳諧・詩歌16語学・辞書20、理学4、政治学7、紀行3、人物2、刀剣1、商業1、農業1、キリスト教2、学校教育5、寺子屋5、絵画5、柔術2、その他27　計213

その中医書に歯科提要・オランダ医書・オランダ語の泰西五十五言全・歇児氏人身窮理学・布列斯（フランス）解剖書・繙巻得師・陸軍々医学全教講述の華氏内科摘要と検眼法・眼底検査及び外科小手術・須氏脚気論・雞林医事（陸軍一等軍医小池正直著）・袖珍処方学（小児科篇）・菌論・病理学薬剤学内科学産科備志録・原病学筆記・現生学・養生論・産科学・産科学用・群馬県郡市衛生講習会筆記・薬価時価表・横浜病院薬剤法・詞海漁網・博物（筆写）・増訂化学訓蒙動物小学（明治十年）化学式の写並に薬の調法（明治十一年写）。



関恒斉の晩年

以上であるが語学の中には明治十九年の英語関係もあり、日記中に軍医としてつとめた神保のものもあるが、その後の恒斉の蘭学を記したものを知らない。なおこの蔵書の医学関係には父の跡をつぎ日本歯科専門学校を卒え静岡県三島市で歯科医を開業した息子常蔵（景作の門人）のものもある。

終りに、この恒斉をして、吾妻最後の蘭学者たらしめたそれは、その脳裏に刻まれたあの〝先師の遺言なり〟の一語であり、そこに長英精神の脈々とした流れを明治の吾妻に見るのである。しかも彼は、明治国家の理想とする皇道教育に徹し、神道の入門は教育勅語にありと、神道極意本伝一巻をつくり、そこに「いざ子供この言の葉をしおりにして、誠の道の奥をたづねよ」と教え、「至誠もて直く清くと神習ふ神代の道も、惟神なるかな」とうたい、「惟神は人道の大本なり、吾人すでに神なり」というそこには、神人一如の無宗教観を見るのである。

5　蘭学の影響寸見

最後に天保時代高野長英の来遊を得て上州蘭学の拠点となったわが中之条のその影響とする所を考えて見よう。

(1)　西洋医学の学習による医術の進歩

次は、天保八年三月、連年の凶作に死者が多くその施薬療法を幕府が出したおふれ書（中之条町役場文書）で高野長英が玄亮にアルニカ花の採集を托した年である。

一、時疫（はやり）にて熱（ねつ）ことの外つよく気違いのごとくさわぎて苦しむには、芭蕉の根をつきくだき汁をしぼり飲みてよし。　又はぬるま湯にかきたて飲みてよし、但し草木の葉を喰いて毒にあたりたるにいよ〳〵よし　右農政全書ニ出ル。

一、一切の食物の毒にあたり苦しむには、いりたる塩をなめ

享保十八年辛丑年十二月　望月三莫・丹羽正伯（上沢渡の山へ薬草採集にきた記録のある人）の町奉行へ提出したものを、そっくりそのまま、「御仁恵之趣行届弁之候様」と村下にふれているのがある。

こうした幕府のふれ書に少し時代は下る安政二年五月、景作は「十八日　平村平右ヱ門左手不仕診を乞来る。十九日、カンフランブラントウエイン（カンフルチンキ）を製し平右ヱ門に与う」その他年月は省略するが、平六小児に

キリステル（浣腸）を施す、芳桂堂よりタラキュス（健胃剤）十両入る。丸山にアークワバカテニカ（昇汞水）を与う。と蘭方の処方を見る。万延元年三月四日には始めて種痘をわが子、孫達に試みその成功を見て同郷に拡げたことはすでに見たが、その後明治四年には岩鼻県から命ぜられて中之条町一帯に種痘を実施している等、一人景作にとどまらずその他の蘭医による進歩的治療施薬に郷民の幸せは想像に難くない。

(2)　自然現象に対する迷妄の打破

さきに見た天保九年十二月三日柳田宛書翰中の、柳田の質問に「白虹貫日の理はイスホルジンクに詳なり後、訳して送るとあり、それをうけたのか門人高橋景作は同月十七日の日誌に「晴四ツ時日輪白虹ヲ貫ク、ソノ図如此」と図示している。

白虹（白い虹）貫日（太陽の面を貫く）があるのは誠が天に感応したしるし。また兵乱を受ける徴候という迷信があった。しかしこの天体の日照現象についてはおそらく後日長英の解答があったに違いなく、柳田楨蔵の書いた天保紀事には、天保十四年二月七日夜、西の空の山田山と岩櫃の間にかかる大慧星をあげ、「西洋の説にては一種行道の違い候星にて、かぎりなく遠天より太陽天元限り来り無程遠天に還り候儀に有之……」と、古来の迷信妖星説を一蹴しているあたり、その進んだオランダの天文学の影響を見る。

(3)　続恐惶新論（高橋景作日記にあり小板橋神官家蔵）に見る平和外交思想

水戸の勢力が天領のこの地にどの程度入っていたかは知らないが、あの嘉永の請願で、待望の吾妻川通船開通の、その糸口が水戸の力にった（第一巻630頁）事や、立原杏所の絵、藤田東湖の書。弘道館述義、会沢正志斉の新論、水府公献策、大橋訥庵の闢邪小言などの当地の家々に残ることや、東湖が草津に来ている（草津郷土史研究、森川祐忠）とすると、伊勢町に立寄った事も考えられ、それに、別節にのべる林昌寺神葬祭騒動の首魁が平田国学に立つ神

官小板橋家であり同家の蔵書に水戸光圀の古道を称えた入学問答（平田篤胤）があり、しかもその挙を讃えた破仏集の巻頭に国学と合体し神州を高揚した徳川斉昭の神国の一首をあげているのにも、あるいは、植栗の神宮茂木庄三郎が幕末水戸に遊学していることを考えてもその神道・神国観に水戸学の影響を多分にうけていた事は見逃せない。

高橋景作の文久元年（一八六一）四月十一日の日記に親交の厚かった小板橋謙斉（小板橋神官の家か分家）が万葉集の通信教授を宮下寛陰としており、（小板橋一正家文書）新論二冊を貸したと記しているのもそれである。

いうまでもなくこの新論は、異国船のわが近海の外圧に、その打払い令を出した文政八年に成ったものでその公刊は、安政元年伊井大老が勅許をまたず開港条約を結んだその尊王攘夷の声巷にしきる中の安政四年であり、ひろくその憂国の志士に愛読されて彼等にその理論を与えた。あの九州の神官真木和泉は感銘の余りはるばる水戸を訪れた（綿貫哲雄維新と革命128頁）というが、恐らく当地では平田神道の流れをくむ神官小板橋家がまず入れ、やがて景作らの学識層に読み回されたものであろうが、これをさきの闢邪小言などと思い合せると尊攘思想のこの地への流入を思わないわけにはいかない。しかし景作は、そこへさきの闢邪小言には感心しているがここでは夷人の後害（神州を汚される意か）あらん事を患う書なり」と記すだけですでに見たように時はまさにわが町の蘭学のピークをさえ思わせた時である。

この志士の動きの中に何故景作が、何で神州をうたい尊攘を叫ぶこの新論に反対し、続（続恐惶新論）として（私は是を景作の作と推定する）（恐らくその意味であろう）平和外交を打ち出したかである。

思うに、もとより長英の開明思想に立つ景作のすでに六十の坂をこえ、農蚕と医薬の業に励み村を思い、村治を取締る長老の身のこの攘夷論の旋風に行末を案じる（景作は、よく日記に行末を案じているのを見る）温厚の学者景作であったのである。折しもこれも水戸のパイプと思われるさきの会沢正志（文久三年没）の開港論への変節（晩年尊

攘の志士を裏切り開港論に変節する―現代百科辞典5思想）にわが意を得たその共鳴の中に官政のバタビア新聞（同年正月創刊（海外新聞は同年八月創刊）は世界の中の孤立不可能を教え（新聞が語る明治史四頁）、それを読む景作（同年十一月十四日日記、昨日よりバダビア新聞訳書を読む）の、その二年六月攘夷を迫る勅使の東下にいよいよ攘夷論のわき上がる時、もとより平和を願う景作のやむにやまれずこの筆を進めたものと思われるのである。

そこに「勝算というもの一つもなきものを血戦の巷にすることは余りにも情なき事なり」と、世界を知らぬ鎖国と無謀な攘夷を戒め、最後には、「長州侯の沈勇建白（文久一年）永井雅楽の名説」（航海遠略策、開国進取の策で公武合体、以て海内一和を図る）を讃え平和外交を説いて結んでいるのである。

この書はまた高野長英の夢物語を思わせ、その精神の再現を思わせる。すなわち日光の祭り（十七日）に参詣した金剛阿闍梨がその大廟の夢に見る、名に景作の作を思わせる二人の（好吉―神官好尚と弁蔵―景作の孫弁次）対話の中に、下る異国船打払いの令に日本の国の為に平和外交を説いたものである。

さらに見れば

「さても今年外国人共猥りに押込み和親の貿易のと色々の事増長し、物品高くなる天下が困窮するのと種々の議論が、一天万乗の君も深く叡慮脳し給うとて。西国大名やら浪人やら関東に代りて夷賊を打払て（勝算なき合戦、と後にある）宸襟を安んずる振。（真意は立身出世の私心とあるとある。）をつけ、今度薩州の島津という人（久光）が数千人を押登り、京師を警衛するの浪人を収鎮するのと大騒動遂に大原三位郷（重徳―尊攘派の急先鋒）が勅諚を奉じて関東下向ニ付営中（江戸城内）は日々大混雑それが為、皇国の御大事と日光神君も渡御」

と、旧臣名臣の（その夢に）和戦択一の大論争に、和平外交を是とし、さらに富国強兵のために参勤交代の緩和による経費節減を説いたものであり、数ヵ月世の動きを見続けたらしく思われ、さらにその貸与の日の文久三年五月十日の攘夷決行が、薩長の敗退に終り、いわゆる八月十八日の政変に攘夷派が追放された直後の九月であることを思うと、

この一連の発想の機とその意図に見る景作の思いに、夢物語に見る万国平和の思想を思わせ、その弟子達や同郷の士にその思想の一流を思わせるのである。（著者不明につき検討を要するが、読んでいる事は間違いない。）

しかしそれが明治の世にどう展開したかそこにはなお変転する新政の批判や、賛同する棄仏事件にも検討を要すが少なくも福沢の慶応に子弟を送った多くに蘭学の家やそれに結ぶ人々を見るのも明治に生き続けた開明思想の展開の一つと考えてよいのではあるまいか。

(4)　今に生きる高野長英の学訓

天保七年八月長英が沢渡を訪れた時蘭学の至難を訴えた宗禎に〝点滴石を穿つ〟とさとしたその学訓は長く同家の居間に掲げられ、その遺訓が三十余年をへた慶応三年、文机を背負って景作の門をたたいた木暮茂八郎の蔵書に一片の栞として納まっていた（このほど家人が見出された）のにまた長英の沢渡の日の一夜が思われ、ここにも長英精神のわが町の人びとへの浸透のほどが想像されるのである。

おわりに蘭学の影響として見る高橋景作の門人やその家を見よう。

(5)　高橋景作の門人たちの業績

まず万延元年以来手本を書いてもらっている町田儀平（景作もここへ泊った事を記している）は第一巻で見たように中之条町はおろか郡内一級の人物であり吾妻の諸種の発展に多くの足跡をのこしている。

門人中の第一人者関恒斉についてはここに重複をさけるが、回天病院と言い皇道学館と言い、その皇国の道に徹した赤誠はまさに特筆に値する。

元治の年入門の岩本綿貫安右衛門家は第一巻の明治前期の教育で見たように岩本学校創業時代の功労者の家である。関善亭事三郎は小学校創立と共に村の学校の教師になり、明治末期には伊参小学校長となり生涯を教育に捧げ、

老後は神官となっている。慶応三年入門の木暮茂八郎についてはすでにふれたが、中之条町の明治の三傑といわれた傑物である。

柳田楨蔵家の阿三郎についても第一巻で見たところであるが、特に明治二十年代小板橋菱三郎、根岸伴次郎らの関係者と共に長英遺展を開き、あるいは、高野長英滝留の碑を同家の庭前に建てるなど、天保以来山郷吾妻に新風をそそいだ長英の徳を讃え後輩に長くその足跡を伝えているのも群馬の蘭学を語る一モニュメントとしてまた特筆に値する。

明治七年、景作逝く前年、最後の入門者である長英ゆかりの硯のあった大塚の林台作は安政二年七月生れで時に二十歳、さきに見た木暮茂八郎と机を並べた日々が景作の日記に伺えるが師の没後、父謙隆の跡をつぎ現在の東京医専の前身である日本済生学会に学び郷星大塚で医師を開業した。なお、この蘭学の先駆、高橋景作の令孫弁次は名久田村長として村政に貢献し、今に教育一家として現在に至っている。

終りに

先日水沢市の人たちを案内して（長英の孫長雲は明治と大正に、曾孫長慶は昭和五十年に来条）沢渡の湯に高野長英来遊の福田宗禎の屋敷に至り、小高き丘の同家の墓地に詣で、わが町の蘭学研究の跡を語りつつバス停に立てば、浴衣姿の湯治の老媼が沢渡病院の坂を登っていく。思えば今は昔。この来沢の湯治客の医薬に、累代の医師浩斉福田宗禎の学究的良心が、時はよし、高野長英の江戸開塾を知ってこれを招き、吾妻の蘭学はこの沢渡の湯に発祥したのであった。

この長英の来郡を機に名医を待望していた医師達はその門下に集まり、ここに山郷吾妻に蘭学は開花し、世に蘭学

の興隆を見た尚歯会時代にわが中之条町はまさにその全盛を見、当代を代表する蘭学者高野長英のよき研学のパトロンとなったのである。

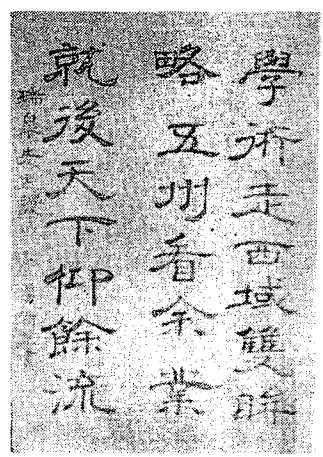
惜しくもそれが、蛮社の獄にうちひしがれはしたが、しかしその潜流は時にその消長浮沈をくりかえしながらも、長英の訓えるその研学和平の精神は長く後代に脈々として流れて明治の新政を迎えるのである。

丸山清康が高橋景作の晩年を〝老来なお研鎖〟（群馬の医史）と讃えているが、誠に喜寿を迎えんとしてなお研学する高橋景作の日々など〝老来栄光〟の讃歌に惜しみなき思いがあり、さらに最後の蘭学者福田文同、関恒斉の蘭学への執念には変らぬ長英の研学精神を見るのである。

さらに思うことは、時代の流れの中に発展する国学を消化し、（特に伊勢町小板橋神官家を中心とする）その清明な神州観に立つ日本人の自覚の上に世界の日本人として蘭学の開明さを加え、万国和平の中に皇国の進展を希う思想



高野長英先生淹留の碑


長英の気慨
（高橋景作書）

に展開しているのであり、（続恐惶新論）。そして、その神州観にか、景作、恒斉、宗禎、梯蔵家のすべてが神道に転じ、さらに恒斉に至っては進む明治の国家主義教育の昂揚の中に教育の目的は日本人をして真の日本人たらしむるにあり、と愛国（長英精神にも見た）の誠をたぎらせ、帝国臣民の老若男女は平日武門武士たるべしと唱え、神道の入門は教育勅語にありと一大家族主義に立つ国民道徳に徹し、無宗教観に展開するのである。

終りにわが先人の胸に刻んだ長英の学訓（蘭文、中浜東一郎訳）、今に高橋景作書に残るあの大観堂に学ぶ青年の意気を見る雄渾な一詩（福田文同も暗誦していたという高野長英鶴見俊輔著240頁）を留めてこの稿を終ろう。

学　訓

たえねばや　果ては石をもうがつらん
かよわきつゆの　ちからなれども

意　気

学術走二西域一　隻眸略二五州一
看二吾業成一後　海内仰二余流一

五　林昌寺神葬祭騒動

はじめに

林昌寺神葬祭騒動とは、明治三年（一八七〇）二月四日、中之条町大字伊勢町の人々が曹洞宗林昌寺の除地であった同町所在の八幡山（当時若宮八幡宮が祭祀されていた）の伐木問題の紛糾に激昂し、伊勢町林昌寺に乱入、堂塔や仏像、仏具を破壊した事件で、明治初年における廃仏毀釈運動の一環をなす不祥事件であり、当町としては実に空前絶後の大騒動であった。なお、廃仏毀釈とは仏寺、仏像、経巻の破壊、僧尼の資格地位に対する制限、禁止など、仏教のうけた法難をいう。

江戸幕府は寺院諸法度などによって仏教に対して制限を加えるとともに、その反面保護にものり出し、柔軟な宗教政策はまことに巧妙をきわめたものであった。江戸初期、キリスト教弾圧のため、一般庶民はいづれかの仏教寺院に所属することを強制せられた。この宗門改めは仏教の基本的性格を構成するにいたったのである。各村ごとに宗門人別帳が作られるようになると、寺院は庶民の戸籍をも担当し、官僚的地位をあたえられ、そこに檀家制度がつくられた。このようにして仏教僧徒は座して食うことができるようになったので、中世のような活発な布教活動をあえて行う必要を感じなくなり、自然無気力となり、その戒律は捨てて顧りみられなくなった。そしてその堕落の姿は一般の人々の冷笑をかうまでにいたったのである。熊沢蕃山や富永仲基らによってこれを攻撃、排斥する声があげられた

が、幕末にいたって国学が興起し、特に平田篤胤らは神道至上の狂信的批判をなし、これによる尊王思想の急速な普及によって、それが徳川政権崩壊の一大原因をなすにいたった。

明治維新となり天皇親政、祭政一致のさけびは、廃仏毀釈の火の手となってあらわれてくる。明治新政府はまず叙上の精神にもとづいて、慶応四年（明治元年）三月、遠く古代より行われてきた神仏習合を切り離すため、「神仏判然の令」を下した。各寺院における仏教的の名称廃止から始まり、仏具を神前から取り払い、社僧を復飾させ、寺院、神社の所属を明らかにするなどの処置がとられた。このことは今までの混合宗教を脱皮して、近代的な宗教に生れかわるのには、まことに歓迎すべき処置であったのである。しかし、このような動きを仏教の否定と早のみこみをした感情的な復古主義者は、廃仏毀釈という、かつてない破壊行為を展開するにいたったのである。このことはただに、この地方に限らず、全国的な宗教改革的性格をもったものであった。しかし、これは勿論一朝一夕にして培われたものではなく、そこには永年にわたる根の深い神道と仏教との対立の歴史が秘められていたのである。このことを我郷土中之条町を中心とする吾妻郡全域に捉えて考えてみよう。

注　神仏習合……日本の神を仏教の仏菩薩と関連づけて説明する思想、およびこれにもとづいて神と仏とを同一の境内に祭ること。日本には古代から民族宗教としての祖神信仰があったが、伝来した仏教がしだいに日本化した結果、崇神崇仏の両思想が接近し、奈良時代すでに神前読経がおこなわれ、神宮寺・寺院鎮守がつくられるようになった。平安時代には、日本の神は本地である仏菩薩が権化した姿であると考え、これは権現という本地垂迹思想へと発展し、この理論づけのため両部神道が発生した。これは仏主神従の立場からの主張で、密教の大日如来の権現が天照大神と説く真言神道、日吉神社の山王は釈迦の権現であるとする天台の山王一実神道などに代表される。しかし鎌倉末期から神主仏従の立場に立つ伊勢神道や吉田神道が、江戸末期には神仏の完全分離を主張する復古神道が生れ、この思想に立脚する明治政府は「神仏判然令」で神仏を分離させた。

1　明治以前の神道と仏教

(1)　神　　道

加沢記巻之一「斉藤入道没落並沼田勢加勢之事」のなかで、永禄六年（一五六三）九月武田信玄が真田氏を先鋒として、岩櫃城主斉藤越前守憲広を攻める条に「大戸口へ次男斉藤四郎太夫憲春……白井勢を合せて一千余騎、其外一ノ宮、首宮、鳥頭、岩つつみ、和利宮、神主川野、片山、高山、小板橋神主等に至るまで、此度の御大事に御供申さんとて一類を集め百余人、同年九月十五日、辰の一天岩櫃を立て、仙人の岩の南なる手古丸の城へ寄たりけり。」とある。中世末期の斉藤氏支配下、（いわゆる上杉家文書の岩下衆御館支配下）の著名神社の神主の名がみえる。和利宮は小板橋、大宮岩鼓は高山、一の宮、首宮は片山、鳥頭が川野氏であったのであろう。この中で川野氏は系譜不詳であるが、他の三家は以来連綿として近世にいたるまで各社の祠官をつとめた家柄であり、郷村の知識階層であったのである。

和利宮神主小板橋氏は和利宮文書によると十五世紀の初め応永三十三年（一四二六）景隆が上杉氏の乱をさけて吾妻郡に来住し、その子吉隆が永享十二年（一四四〇）前の祠官神田氏のあとをうけて祠官となり、爾来連綿として近世末期にいたっている。吉隆の戒名はその系図に「中興之祖、梅林貞凌神主」とあり、文明十年（一四七八）没している。二代吉成は永正十七年（一五二〇）没しているが、その墓標と考えられる石宮が伊勢町伊勢宮境内に現存し「永正十七年、小板橋氏」とある。中世の時代、伊勢宮の東方丘陵「御手洗」の地がもと和利宮であった故地なので、ここに埋葬せられたものであろう。このように小板橋家は遠く永享の昔より自身葬祭であったのであろうと考えられる。ただし、和利宮が神仏混淆の宮であったことは、社前に仁王門があり、梵鐘もあったことによってこれをしることができる。仁王像は現在林昌寺山門の中へ移されたものがそれであり、梵鐘は排仏毀釈の際廃棄され利根郡新

治村大字新巻字今宿、曹洞宗功徳山徳巌寺に移された。銘はつぶされていたが、わずかに和理宮の文字が見えていたという。戦時中（昭和十七年）供出せられたので現存しない。（上野国神名帳の研究＝群大尾崎博士）

原町大宮岩鼓神社神主高山家も中世以来の名家である。小林文瑞の研究によると、原町在組神主高山薩摩代々法名写に、万治三年（一六六〇）六月十三日没した高山薩摩の法名は「桂林道松社使」とあり、菩提寺は最初善導寺であって神道に改号、その石碑の脇の銘に「名目若狭椽重房、年老而、岩下郷鳥頭神主与家而、死則葬祭於矢倉村」とあるという。高山薩摩は隠居して矢倉鳥頭神社の神主となり、そこで神葬祭によって葬せられている。辻善之助博士は神職離檀の実例を享保年間から挙げているが、このとき薩摩が離檀し神葬祭を執行したとすれば、日本史上における神葬祭の嚆矢であろうとのべている。続いて宝暦十二年卒の薩摩も神葬祭で葬られている。寛政三年には社人薩摩真焉の子主計が同七年には薩摩の嫡子、神子（薩摩の妻）の三人が檀那寺である顕徳寺から離檀し、神葬祭を認められている。主計は寛政三年、京都の吉田殿に勤仕し、以来吉田神道を鼓吹し、このような事情もあって、離檀へ踏切ったのであろう。その後社人と寺坊との間に激烈な訴訟がくり返えされ、文政八年には社人薩摩のみに限り、自身葬祭を許されているが、高山茂樹のとき一家揃って離檀した。

他の神職の離檀状況は不明であるが、この高山家にならっておよそ同じ経路をたどったものと考えられる。

(2) 修験道

吾妻郡における修験道の初めは白根山笹塔婆の研究（群大、尾崎、堀両教授の研究）によって十二世紀ごろと推定せられているので、これも日本史上からみても、最も古い時代にすでに、その発生をみたのである。本郡は山嶽重畳の地勢であるため、古来修験者のよき道場にあてられていたことも、その隆盛をきたした一因ではあるが、神とも仏ともつかぬ山岳宗教の一派である修験道の教義は、旧仏教より簡易で一般に理解し易く、その独得の呪術は地域住民

に早くから受け入れられた。それにもまして岩櫃城代々の城主である斉藤氏、その跡をついた城代海野長門守は特に熱心な信者で、自ら「福仙院」と称したほどの人物であった。近世にいたって領主真田氏も厚くこれを保護したので、その教線は拡張された。本郡は他の地方と同じく天台宗系の本山派修験が真言宗系の当山派修験を圧して多かった。寛政六、七年ごろの作とみられる「上野国本山山伏名所記」によると、上野国三三三ヵ院の中、吾妻郡は五十一ヵ院の多きに達し、特に伊勢町に四ヵ院、沢渡村に五ヵ院を数える修験寺があった。

修験道は早くから他の仏教諸宗派とは一線を画していたらしく、すでに享保九年ごろから村の宗旨人別帳とは別に、自身印形にて宗旨御改帳を幕府へ提出していた。

宗旨請合証文

上野国吾妻郡御料所本山方修験之儀、天台宗ニ紛無御座候。今般従本寺宗派之儀御条目被仰出候ニ付、向後宗門御改之節左之三人者自身印形ニ而宗旨御改帳面御納可被下候。若疑敷宗門と申者在之候者ゝ此方ゟ埒明少茂御苦労掛申間敷為其如斯御座候。　以　上

享保九年辰　閏四月

本　明　院
同　郡平村
善徳院弟子　常　正　院

吾妻郡平村　　池田新兵衛様
善　徳　院　　御役人中
同　郡四万村

触頭　善　正　院㊞

（吾妻町大字三島　浦野次郎家所蔵文書）

なおこのことは文政九年「上州吾妻郡郷原村宗門人別帳」をみても郷原の本山修験潜竜院同行配下九院の者が自身印形で宗旨御改帳を提出していることがしれる。（菅谷文書）

これらの人々は仏寺の支配をうけず、自身葬祭を行っていたもので、伊勢町三蔵院も明治五年の戸籍にそのことが

明記せられていた。このように修験道者は宗門人別の上でも特別の立場におかれていた。これは、明治新政をむかえて明治五年の修験宗解散へと連らなるものであるが、同宗は廃止せられても、永年にわたる農民の信仰、そしてその慣行等は消えることなく今尚現代にいたるまで生きつづけている。

(3) 仏僧の俗化

江戸時代における仏教の腐敗は一般庶民の顰蹙(ひんしゅく)をかったことは前にのべたが、資料によってその具体例を示すと、次のようなことが行われていた。

① 安政二年の高橋景作日記より

安政二年七月十六日晴暑甚し。亡妻一七日忌明ケ寺へ盆礼に行。住持不身持に付、新亡布施並ニ冠金諸色盆、正付届銭を近檀世話人方へ納め、和尚当月壱分之小遣に寺諸雑用皆通ひに取、二季世話人より勘定致候筈に取極る。住職が不身持であったため金銭をあずけられず、檀家の介入によってその出納を行っている状態であった。

慶応四年閏四月十七日晴、無量寺（注、明治まで横尾にあった寺）住持乱心増長して折々来り、妄喜して不止。

明治三年八月廿七日曇る。無量寺精神錯乱又起る。

明治三年八月廿九日曇。錯乱和尚酒二合携来。終日曇不晴。

おそらく無量寺の僧は、修行の足らない、何等俗人とかわるところのない人で、横尾村の集団離檀によって発狂したものであろう。

② 原町善導寺僧の不信

明治二年十月、吾妻町大字川戸の村民が、全村一致で神葬祭に改宗しようとして岩鼻県に提出した自神葬祭願書の写しによると

「素仏法不服の処、去辰年以来神仏混淆廃止すべきの御布令詔を奉じ、依て益仏道不信の心相発し、自今仏葬式を廃し、何卒自神葬祭仰せ付けられ下し置かれ候様願上奉り候」（原町誌）

とある。川戸村はその大部分が原町浄土宗善導寺檀家で、ごく少数の家が伊勢町林昌寺、新巻長徳寺、岩井長福寺檀家であるが、永年にわたる地域住民の仏法不信の声がここに一挙に爆発して一村限りの集団離檀となったのである。

以上は僧侶の俗化の一端を示すものであるが、明治元年の神仏分離令の発布をまたず、地域住民のなかに仏法不信の声がひそんでおり、そこに長年にわたる仏僧の威圧に抵抗せんものと気構えている神官の反発も加わって廃仏毀釈が行われたことがしれる。

2　洋学と国学（復古神道）の発達と尊王攘夷の思想

(1)　吾妻の洋学（蘭学）

吾妻の洋学は高野長英によってその門戸が開かれた。その門下生として福田宗禎（沢渡）柳田楨蔵（伊勢町）高橋景作（横尾）がありその他知人に望月俊斉（中之条）高橋元貞（三島）矢島俊司（原町）湯本俊斉（赤岩）らがある。

長崎においてシーボルトの教をうけた長英は天保元年以降、江戸麹町甲斐坂に居を構え一介の町医者として翻訳や医療にあたっていた。福田宗禎が長英の門下生になったのもこのころで、その指導宜しきをえて医術は大いに進み、豊後（ぶんご）の帆足愚亭とならび称せられる名医となり、一方蘭学も長足の進歩をとげたのであるが、おしいことに天保十一年十二月五十才をもって没した。高橋景作は天保六年（あるいは二年ともいう）長英の私塾大観堂の塾頭となり、門下の駿足として医術、蘭学ともに目をみはるものがあったが、故あって約一年有余にして帰郷した。その後長英は、天保十年洋学史上最大の弾圧といわれる蛮社の獄にあい、江戸伝馬町の牢舎に永牢の身となった。

わずか十年の長英との交流ではあったが、その門下生は稀にみる俊才であったので、その後蘭学は各地にひろまっ

た。弘化元年（天保十五年）長英は牢舎の火災に乗じて脱獄、路を上州路にとり、暫く中之条に隠れていたことは、口碑に残るほか、その域を出ない。

中之条の医師達は長英より実学としての医学の道を学んだのであるが、ときあたかも開国々難のときにあたっていたので、西洋の政治、経済等の研究も進み（高橋景作日記による）封建制批判のこともあらわれてきた。天保七年、岩井の田中両之助がときの老中への建白である農地改革論などは、明らかに長英の思想のあらわれであろう。

宗禎なきあと、柳田楨蔵も安政二年没したので、ひとり高橋景作のみ残り、明治八年十一月没するまで、その余生は洋学の翻訳や著述に、さらに道を国学の研究にむけた。小坂橋謙斉は伊勢町の神官小坂橋好里の弟で、字を元恭、号を芳桂堂といった。若いころ紀州の華岡青州に西洋外科医術を学び、諸国巡歴ののち故郷に帰り、文久二年九月六十四才をもって没した。帰郷後の活躍についてはのちにのべる。福田宗禎（五世）の子、宗禎（七世軌斉）は江戸にいで林洞海に和蘭医術を学びその成績抜群であったという。

高野長英没後、その偉大な指導者を失った吾妻の洋学も、一頓座をきたした感があるが、ひとり高橋景作のみが、その遺鉢をくんで、多くの子弟の薫育に出精したが、幕末にいたり国学の発達とともに、橘守部や橘本直香への傾斜がめだった。その後畏友小坂橋好里、弟子関恒斉、知人高山茂樹らの強い影響をうけて、復古神道への研究に入ってゆく姿がみえる。

総じて天保以来長英の薫育をうけたこれら洋学者達は、幕末開国の気運が熟すると、西洋の情勢にくわしいが故に、その愛国の情やみがたく、その反動として、国学特に復古神道への道をたどったのであろう。

(2)　国学思想の系譜

吾妻の国学の中心母体となった人々は主として神官であった。これらの人々の活躍によって次第に、草莽（そうもう）の士であ

る高農層におよんでいった。

①　本居太平門

高山真淹……原町大宮の神官で明和三年（一八六六）七月生。国学を本居宣長の養子太平に学び、「吾妻本居」と異名をとるまでにいたった。実に吾妻国学の始祖ともいえる人である。また書を山田の町田延陵に学び、享和三年九月四万ゆずりはに「上野国稲褒地神之碑」を建てた。寛政二年二十四才のとき京都の松岡内記から神道相位をうけ、その思想的影響をうけて顕徳寺より離檀した。内記に対する誓約三ヵ条は寛政二年八月のもので、その内容は原町誌にくわしい。また渋川の木暮足翁との交りが深かった。

②　平　田　門

平田篤胤（一七七六～一八四三）は江戸時代の国学者で気吹廼舎と号した。国学は本居宣長の没後の門人である。和歌山に本居太平、松坂に本居春庭を訪れて門人の資格を確認された。神祇伯白川家の命をうけて、諸国の神職に国学を教授したが、儒仏を排斥し、尊王復古を主張するその学風は天下を風靡し、天保十二年、幕府の忌憚にふれ、著述の刊行を禁ぜられ秋田におわれた。その国学は平田神道ともいうべきものに転化し、門人五五〇人をもって平田学派を形成し、幕末の思想界を動かした影響は大きく、吾妻にもその影響を与えた。その養子平田銕胤（一八〇一～八二）は篤胤没後京都にあり、のち東京に移った。その門人一千余人におよび、明治二年侍講となり、吾妻にも門人がおり、専ら平田篤胤の学を祖述するを任としていた。

幕末吾妻の国学は平田学派をもってしめられた観があった。その門人には次の人々がおり、吾妻の国学をささえ、復古神道を鼓吹し明治新政の隠の原動力となったものである。

高山茂樹……天保六年大宮神主高山真焉の長男として生れ、五才のとき祖父真淹より素読をうけ、十才のとき原町

木村卓堂より儒学を、橘本直香より万葉学を修め、慶応三年、三十三才のとき平田銕胤の門に入り、国学、神典を講究し神職となった。大宮祠掌、白根神社祠官となり。明治二十九年没。高山昇(元官弊大社伏見稲荷宮司)の父である。

小板橋好里……文化七年伊勢町の神官小板橋家に生る。平田篤胤、その弟子館林藩士で天保八年越後柏崎で乱を起した生田万、水戸学の会沢正志斉等から強い影響をうけているがその詳細はわからない。文久二年ごろより高橋景作と深く交り復古神道を鼓吹している。幕末～明治の吾妻地方の中心的国学者である。伊参文庫の創設…慶応四年三月、関知常(恒斉)とともに自宅に伊参文庫を創設した。同年七月その子好尚は社寺裁判所あて陳情をなし、明治二年春上京して有栖川宮に願い出てその許しを得、伊参文庫を正式に設立し国学普及の中心機関とした。石坂白亥の白根紀行に「明治二年七月二十一日、神官小板橋氏の老人を訪ふ。好里とて学に志ふかし。好里かねて文庫を建て、和漢の書籍を積て、同志に貸さん事を欲すといえども成就せず、去春以来武江に出、大惣督有栖川の宮に願うてゆるしを得、庭前に造立して伊参文庫と号す。伊参は和名抄の郷名にて、古へこの辺を云ふにや。今耕田の字に残れり。」(原文のまま)なお蔵書の主なるものは第一巻に所載されているので省略する。

海野斉……嘉永元年十月岩下の修験、三東院に生る。慶応三年権大僧都となり、復飾して斉と改称。皇典を平田銕胤に学ぶ。(海野斉の碑)

関恒斉……横尾の人、高橋景作の門人、小板橋好里と伊参文庫の創設に尽力、のち白根神社祠官、本郡における有数の国学者。

③　橘守部門

吾妻国学は平田篤胤の流れが主流をなしたが、橘守部の流れをくむ者も処々散見される。橘守部(一七八一～一八四九)は伊勢に生れ本居宣長の学説に反対し、日本書紀を重視し独得の古道説を唱えた。平田篤胤、伴信友、香川景

樹と並んで天保の三大家と称された。国学者の極端な排外思想に反対して外国の思想でも長所は学ぶべきことを説いた。門人には特に商人が多く、桐生の吉田清助とは特に関係が深かった。橋本直香（はしもとただか）は現、桐生市境野町出身の国学者で歌人、橘守部について国学和歌を学んだ。門下に原沢文仲、堀口藍園らがある。

高橋景作……寛政十一年生れ。蘭学の外、漢詩、和歌、俳諧をよくしたが、橋本直香や橘清光（夏樹）の影響をうけたことはその日記に、

安政五年五月八日晴。橘清光、元の名は橘夏樹、嵯峨の人、皇国学者来る。

万延二年五月一日晴。直香大人へ送る。復葉集代金三朱。中ノ条桑原へ出す。

文久二年八月廿五日曇ル。橘清光来ル。風邪ニテ不レ逢

文久四年八月八日、雨降午前止。恒斉之依需宣長画像ニ和歌を認む。

文久四年八月十四日曇涼し。橘清光来泊

慶応四年十月十九日晴。暖ク霜ナシ。越前国橘清光三ケ年目ニテ又来リ合力を乞ふ。与ニ索

景作は小板橋好里、同謙斉より復古神道について影響をうけているが、国学者の極端な排外思想を嫌い、外国の思想でもとるべきをとるとする橘守部の学説に傾斜していたもののようである。

加部琴堂……大戸の富豪加部安左衛門である。橘守部、大沼枕山、宗像芦屋、富処西馬に師事、俳諧の宗匠でその名を顕す。加部家では芭蕉道も皇学の一流とみていた。

高山茂樹……前掲、橘本直香について和歌をおさむ。

④　その他の流派

樋田瑞秋……文化十年中之条に生る。国学は小板橋好里の思想をうけているが詳細不明。寿松斉一眠（遠州流）と称し華道の大家でもあった。

高橋元貞……三島の蘭医。兎園雑録（とえんざつろく）の著書がある。開明的な意見がのべられており高橋景作と交流のあったことは

その日記に「安政七年、十一月廿七日、潜竜院にて三島村高橋元貞子に逢う」とある。

柳田侯斉……槇藏あるいは鼎藏という。伊勢町の蘭医。天保紀事、浅間山大噴火熱泥流実見記（文化十三年）の著書がある。

根津鼎二……郷原村潜竜院主。明治になり復飾して須賀尾諏訪神社の祠掌となった。

(3)　尊王攘夷思想の系譜

①　大橋訥菴（とつあん）の闢邪小言

安政七年（万延元年）十一月晦日晴。中之条小板橋謙斉「闢邪小言」四冊送り来る。東都大橋順臧（注、訥菴）所著にして、西洋学流布を排撃せん為、甚詳に聖道を説たる者。其論確乎として抜くべからざる見解。感心の書也（高橋景作日記より）。

大橋訥菴（とつあん）（一八一六～六二）は幕末の尊攘思想家で、字を順臧と称し、訥菴と号した。天保八年佐藤一斉の門に入り思誠塾を開き、儒学を講じた。狂信的な排外主義者で、嘉永六年ペリー来航に際しては幕府に建白、攘夷断行を訴え「闢邪小言」四巻をあらわし、朱子学を強調し、邪説洋学の排斥を唱え、文久二年大橋淡雅の実子菊池教中らと老中安藤信睦襲撃（いわゆる文久二年正月十五日の坂下門外の変）を画案して投獄され、同年七月没した。坂下門外の変の志士三人が水戸浪士、他は医師、農民で、水戸浪士のうち下野の河野顕三は宇都宮地方の尊攘志士の指導者大橋訥菴の強い影響をうけていた。しかし、ここには倒幕の考えはなくて、幕政を改革し、天皇を奉じて攘夷を実行すべしというものであった。

小板橋謙斉や高橋景作がこの坂下門外の変の前々年にこの本を手に入れ、お互に読み回し景作が「其論確乎として抜くべからざる見解感心の書也」と賛辞を送っているところに注目すべきである。

②　会沢正志斉の新論

文久元年四月十一日晴。小板橋謙斉、会澤恒蔵所著新論二巻　　記より）
を贈り貸す。夷人の後害有ん事を書たる書也（高橋景作日

会沢恒蔵は会沢正志斉のことである。正志斉（一七八二～一八六三）は水戸学の尊王攘夷論を代表する学者で、彼の思想は神・儒を調和し、キリスト教、洋学を排撃し、開国に反対するなど、水戸学の典型とされていた。ここにでてくる新論は、この正志斉の著書で二巻からなり、水戸学に立脚して、国体論を中心に、世界の大勢とヨーロッパ諸国の東洋侵略の形勢に処すべき日本の富国強兵の急務と、文教政治の総合的国策を講じている。文政八年脱稿したが、過激の内容のため、公表を控えた。しかし次第に世に知られ、木活字で少数印刷され、ついに安政四年江戸でも出版され、幕末尊王攘夷論の指導書として、ひろく読まれた。

注　水戸学…大日本史編纂事業を中心に水戸藩に成立した学問。前期は徳川光圀の時代、後期は八代徳川治紀、九代斉昭の時代に分れる。藤田幽谷、東湖、会沢正志斉の史局である彰考館において尊王攘夷思想を主張した。しかし、尊王敬幕の枠を脱しきれず、文久以降、その政治的指導力を失った。

③　中之条町と水戸学

高橋景作家（現当主、高橋忠夫）の古文書中に、水戸の藤田東湖の書や、江戸末期の詩人で勤王家である梁川星巌（やながわせいがん）の書が秘蔵されているのは景作と水戸との間に何らかのつながりのあったことを暗示するものであり、中之条町鍋屋旅館に、水戸の学者立原翠軒の子で南画家である立原杏所（たちはらきょうしょ）（一七八五～一八四〇）の絵が蔵されている。このことは中之条町が水戸学との深いつながりをもっていることを物語るものである。しかし、その詳細は現在のところ不明である。

④　福田宗禎（七世軌斉）長谷川氏の蹶起に従う。

福田宗禎（七世軌斉）は高野長英の門下であった五世宗禎（浩斉）の子で、諱を文同、字を行同といった。長谷川某について漢学を学び、のち江戸に出で蘭医林洞海の門に入り、蘭学を学ぶこと六年、洞海は大いにその才を愛し女婿にしようとした。嘉永四年攘夷論たけなわのころ、恩師長谷川氏は遂に蹶起し同志を募った。軌斉は大いに感動し長谷川に従った。老母は大いに驚き、人をやってその軽挙を誡めたので、ついに悔悟して帰郷、宗禎七世をついだという。（大槻如電撰、福田第七世軌斉碑銘）

⑤　結　び

天保以降、吾妻において洋学を学んで西洋事情に通じていた医師たちは、嘉永以来の開国と尊王攘夷の両論の中で、国学者平田篤胤や、水戸学の影響もあって、洋学者小坂橘謙斉、高橋景作、福田宗禎（軌斉）ら、すべて尊王攘夷論者へ傾斜したことは注目すべきことである。特に若き宗禎の如きはその熱情やみがたく、長谷川氏の蹶起に相和するに至ったのである。このように明治新政、王政復古の原動力となった志士たちは、この草深い吾妻の地からも、その産声をあげたのであった。

3　神仏分離と神葬祭

(1)　神仏判然令

明治新政府は王政復古、祭政一致の精神にもとづいて、慶応四年（明治元年）三月十七日、政府は諸神社に達して、仏教僧侶が神社の仕事に従事することを禁止し、僧位、僧官を返上させて還俗（げんぞく）させた。ついで四月十八日権現（ごんげん）とか、牛頭天王（ごずてんのう）とか、その他いろいろの仏教語をもって神号としている神社に、その由来をくわしく報告させた。仏像

を神体とすること、仏像を神社の前にかけ、梵鐘、仏具類を神社におくことを禁止し、寺院と神社の所属を分明にすることの処置がとられた。そしてその後もいろいろの法令を発して神仏を厳重に分離させ、神仏分離令は全国へ厳重に実行させた。王政復古の推進力となった地方の志士は、多く国学の勉強をしていたので、永年僧侶に不満をもっていた神官等が先頭に立って神社と仏堂の分離、社地と寺域の分離を決行した。

しかしこのような動きを、仏教の否定と曲解した感情的な復古主義者の行動は、廃仏毀釈という、かつてない破壊行為を展開していく。

吾妻きっての知識人とみられる横尾の高橋景作さえも、その日記に次のように記している。

明治五年五月廿九日晴。諸宗共に肉食妻帯致し、法用の外法衣を用いず、百姓同様の衣服着用可致旨御触有。依って思ふに遠からず諸宗御廃し僧侶帰農被仰出候趣と相見えたり。

このように神仏分離を仏教の廃止と誤解したのは、当時何も知らない百姓たちとしては当然のことであったろうと思われる。

つぎに、この神仏分離令によって我々の住む町には、どのようなことがこれによっておこったかをみてみよう。

慶応四年三月神祇局より北野・祇園両社へ出された布達を参考にのせると次のようなものであった。

慶応四年三月十二日神祇局

此度御一新、岩清水、宇佐、宮崎等八幡大菩薩之社号被相止、八幡大神ト奉称候様被仰出候事

一、中古以来素権現式は牛頭天王杯と称し、其外仏語を神号に相唱候神社不少、何れも其神社由緒に基き称号相改可申事。但、勅祭神社伺出候上、余之社裁判鎮台領主支配頭等江申出相改可申、各相改候上は、夫々当局江届出可申事。

一、仏像を以神躰と致候。本地と称唱、仏像を社前に懸け、或者鰐口、携灯、仏具等之類差置候ハヾ、早々取除可申事。

今般

諸国大小之神社におゐてハ、僧形にて別当或者社僧杯と相唱候輩復飭被仰候。若復飭之儀余儀差支有之分者可申出候。仍此段可相心得事。

但し、別当、社僧之輩復飭止て是迄事僧位僧官伺に達し被仰出候。追而御沙汰被為在候。当今所者衣服浄衣にて勤仕可致候事。

右之通相心得致復飭候面々、当局江出可申者也。

辰三月

今般依願復飭被仰出候。仍而此段相心得可申候事。

神祇局

北野一社中

祇園一社中

右之通被仰出候。仍而申入候。

三年十二月

（高橋忠夫所蔵文書）

つぎにこの神仏判然令が、いかに厳しく実行せられたかをみると、山田郡の新義真言宗の十カ院の僧徒が神祇官のいかりにふれ、ついに社務を停止させられ、解散を命ぜられた。

一、先達而中、山田郡新義真言僧徒共嵯峨御所よりの触書に、神仏持込勤仕之義不苦上候件之書触書其写江拾ケ院斗遣印に而是迄之通り神勤致度趣之願書相認差出候に付其段神祇官江伺候処左の通り御附紙に相成候。連印僧徒去年以来御布告之趣意奉戴不致、猥に本寺之私義を強行致候段不埒に付、神社奉仕之分者神務相止退散可致候事。

諸願届之儀既に府藩県之所知也。豈本寺之諸書を以直に太政官江出頭之義あらむや。空海之妖僧神典三十四説を盗み、西天仏氏の妄説を附会せしより、神祇之尊厳を汚し神州之気脉漸に衰替に及候。今哉千載之一時必被可妖説を剝奪し、神皇唯一之正道に復せしむるを以任とし暮々妖僧に蠱惑せしむ間敷事。

両部神道御廃止之儀者、於太政官被仰出、天下一般公行之御趣意に候。然を一山之私義を強行致し御一新之御布令を令妖害候段無謂事候。決而採用難相成候事。

旧幕判物納方之儀も所郡之府藩県之所務たり。本寺江差出候様申触候儀者私之至也。（高橋文書）

①僧侶の復飾　この神仏判然令によって、仏僧がまず還俗させられたが、吾妻郡においてどの位の数の僧侶が復飾したか明らかでない。寛政時代五十一カ院を数えた本山修験寺のほとんとが現存していないので、この時すべて廃寺となったものであり、さらに当山派の修験寺を加えると相当の数に達する。このあと明治五年の修験宗解散の令によって

中世以来数百年一般庶民と深いつながりをもった修験道はここにその跡をたち、修験者の大部分は帰農し、一部の人々は神官となって引続き残った者もあった。

明治四年十月廿九日晴。復僻神主並古来之神職、県へ御呼出し神職御取上不残百姓可勤由被仰渡。

明治六年一月十一日晴。此度諸宗寺院山号、寺号共御廃し農苗字誰と俗名に相成べき旨御触有之候。（高橋景作日記）

②　神社名の改称

四月二十八日の命令で仏教語の神号の改称が布達された。

明治元年九月十九日晴。和利大明神、和利大神と御改称祭礼有。大々神楽は止らる。

明治元年十月廿五日晴。伊勢町八坂大神祭礼。俄狂言有。八坂大神は牛頭天王の改称なり。（高橋景作日記）

③　そ　の　他

仏像を神体とするものは全部これを改めさせ、仏像を社前にかけることも禁ぜられた。昭和四十八年、四万貫湯平稲裏神社において発見せられた懸仏は信徒のはからいで、これを神殿奥深くしまわれたものが百余年をへて始めて日の目をみたものであった。和利宮所在の仁王像も梵鐘もこのとき取り払われた。

(2)　神葬祭の進行と離檀の状況

明治元年九月岩鼻県の命令で、自身神葬祭のことは邪宗門ではないので、これを執行しても差支えない旨の布達がなされた。

明治元年九月十五日晴。二、三日以前前橋鎮撫所相止に相成候御廻状並御関所横川の外不残相止候由御廻状。其外家中方、百姓、町人共神葬祭之儀、邪宗門に無之儀聢与相断候上は不苦由是又御廻状に有之。前橋鎮撫杭取除岩鼻御支配

之杭に立替候由御触。（高橋景作日記）

（注　吾妻郡は明治元年（慶応四年）八月～九月にわたり、前橋鎮撫所と安中鎮撫所の両所管であった。）

江戸時代中期以降、本郡の神官や修験者は自身葬祭として神葬祭が行われていたことは第二項に詳述したところであるが、ここにおいて一般庶民は県（官）に届出さえすれば神葬祭を公けに執行することが許可せられたのである。すでに慶応元年出された「喪儀略」によればその様式が次のように詳しくしめされている。

慶応元年　美濃守源朝臣躬行

○墓所を開かんには、先土地の神を祭べし。そは必穢にふれざらん人をして、其地を掃い清め、蔬をしき、杭をたて、神座を設け奉幣酒饌魚蔬藻菓等を供え、祭の代法常の如くにして、其淳辞は、

此乃地遠宇斯掃坐須大神乃大前爾白佐久遣爾某ノ官位姓名乃為爾此所爾新爾奥都棄戸袁為シテ営ルト旦御酒御饌幣帛備奉リ弖祈白須状袁平良爾安良爾聞看弖此レ乃奥都城爾長久久災无久平穏令在賜閉止畏美畏美毎白須

○葬　具

霊璽　長五寸経二寸柱の如し。台をつけ、案を具す。材は桧を用るへし。

○墓　標

桧方三四寸、長三四尺、土に入ること一二尺、某姓命之墓と書。

降って明治五年六月廿八日、太政官布達で近来増加してきた自身葬祭を禁止し、以後葬儀にあたっては、必らず神官か僧侶を頼んで執行すること。なお、従来神官は葬儀には一切関係しなかったが、氏子等よりの依頼があった場合は、これに関与すべきことが達せられている。

近来自葬取行候者も有之哉に相聞候処、向後不相成候条葬儀は神官僧侶之内江可相頼候事。

壬申六月廿八日　　太政官

（明治五年）

○

従来神官葬儀に関係不致候処、自今氏子等ヨリ神葬祭相願候節ハ、喪主ヲ助ケ諸事可取扱候事。

壬申六月廿八日　　太政官

右之通被仰出候条得貴意区内無洩可触示もの也。

群馬県庁（御印）

（高橋忠夫所蔵文書）

離檀の進行

政府の神道保護の政策の進行は、一般庶民の神葬祭執行を公許するにいたったので、永年にわたる仏教に対する不信の傾向と、仏教の封建性に対する農民の批判とは、あたかも雪崩のように、神職や村の識者の先導によって離檀の方向へと進んでゆく。

①　横尾村の神葬祭と離檀

明治三年九月の岩鼻県よりの布達をうけてからの横尾村の離檀と神葬祭への傾斜の情勢を高橋景作日記によりこれをみると、……

明治二年九月二十四日曇。伊勢町小板橋好里より神葬祭の書、喪儀略並に葬事略記を送らるゝを看る。

〃　十月八日晴。霜降りなし。神葬式の書付岩鼻より下り夜迄写。

〃　十月十三日晴。曇有。神葬送仕方のあらまし編書。

〃　十月十四日晴。名主勘左衛門宅へ行、神葬式相談取究をする。

〃　十月廿二日晴。神葬御免に相成、村中上下八拾軒余名主宅に寄被申渡。

〃　十月廿八日晴。栃瀬、国吉死。神葬初め。由来祭文を作る。

〃　十一月十日晴。先祖代々の御霊を神霊に祭る。是迄の戒名を相摩し、姓名を霊と改め、祭文を作って是を祭る。

〃　十一月十七日晴。啓助（注景作の子）神葬。

〃　十二月八日晴暖なり。高津、平次右衛門死。太平祭文を作る問合に来る。

明治三年二月十五日晴。五右衛門宅霊屋改葬に招る。

明治四年八月五日晴北風にて涼し。永井伝蔵に依て神葬祭文を作る。

このように離檀は急速に進行し、神官小板橋好里と高橋景作が中心となり、神葬祭執行の家が増加してゆく傾向が、ことこまかに記されている。

②　伊勢町の離檀の情況

伊勢町の離檀の情況をしめす具体的な史料はないが、神官小板橋氏の膝元だけに、横尾村と同様急ピッチで進行した模様で、明治五年壬申戸籍によりこれをみると一六三戸中約四分の一の四十一戸が主として林昌寺から離檀している。

明治五年戸籍による伊勢町の宗門人別表

区分	場所	宗派	信徒数	備考
林昌寺	伊勢町	曹洞宗	五九戸	伊勢町西部に檀家多し
林昌院	平	〃	四〇	伊勢町東部に檀家多し
宗福寺	市城	〃	一	
泉竜寺	高山村尻高	〃	一	
清見寺	中之条町	浄土宗	一一	
神葬祭			四一	只則その他、明治三年以降の離檀が多いという
自身葬祭	伊勢町		一	本山修験、三蔵院
計			一六三	

（注）宗門人別帳が発見できないので神葬祭執行者の元の菩提寺は不明であるが、そのほとんどが林昌寺で、それも明治三年二月の騒動以降の離檀者が多いといわれている。階層区分もしたがって詳にしない。

③　吾妻町川戸の集団離檀

川戸村は明治二年まで、その大部分が原町浄土宗善導寺檀家で、神葬祭執行の家は全くなかったが、明治元年九月の岩鼻県の神葬祭不苦の布令があったので、村民は寄り寄り話し合い、近村厚田、三島、伊勢町、横尾等に神葬祭に改めた者のあるのをみて、川戸村は全村一致で神葬祭に改めようと評議一決し、明治二年十月、村民一同連書し、願

書を県に提出した。願意は直ちに聴きとどけられ、同月下旬に請書を提出、それから後は神葬祭を行うこととなった。これが誘因となったか、その後間もなく金井、岩井、小泉の諸村も神葬祭になった。（原町誌）

かくて川戸村は集団的に仏寺を離檀したのであるが、その背景には善導寺に対する不信があったことは、すでにのべたところである。

④　厚田村の離檀情勢

吾妻町厚田の離檀の状況を明治四年の宗門人別帳を基にして分析したものが岩島村誌に所載されているが、これによると厚田村総家数六十四軒のうち離檀して神葬祭に改めたものは二十八軒あり、それは約村の半数におよび、一族ぐるみで離檀し宗旨がえしていることがわかる。つぎにその階層分化表をみると石高九石以下の者が離檀し、離檀者は一石以下の者が多い。そしてその％は一四～一八となっている。これに対し石高十石以上の者は依然として宗門に止っている。そして村の七石から三石までの石高をもつ中堅層が多く宗門に固定し、その％は神葬祭六に対し宗門一三となっており、寺院として村の上層、中層の繋ぎ止めに意を払ったことがうかがわれる。

厚田村の檀家並に神葬祭の階層分化表

宗門			神葬祭		
20石代	1				
11	1				
10	2				
			9石代	1	
7	1	13			
			6	2	6
4	3				
3	9		3	4	
2	3		2	3	
1	7	14	1	8	18
7斗以下	7		7斗以下	10	

このことはそのまま伊勢町の場合にもいえることであろう。残念なことに伊勢町の場合は宗門資料欠如のため数字をあげることができない。

4　神社神道の国教化と新政批判

(1)　神道の国教化

キリスト教と仏教に圧迫、迫害を加えたことは、神社神道の事実上の国教化につながるものである。政府はその成立のときから祭政一致をとなえ、明治元年正月の三職七科の制においても神祇事務科をおき、神社と神道興隆の行政機関とした。

政府はまず神社の格付を行い勅祭社、神祇官直支配社、府藩県支配社、郷社、村社に分けた。これはのち大・中・小官幣社、国幣社、府県幣社、郷社、村社に改められた。

明治六年本郡においては草津の白根神社が唯一の郷社に格付され、中之条町においては四月七日和利大神を和利神社と改称村社としたが、四月二十六日和利神社を、横尾村、中之条町、伊勢町等十六ヵ町村の村社とし、五月一日その祭典が盛大に行われた。

また直接人民に対して、天皇は天照皇太神宮の子孫であることを教育した。日本は天照大神の開いた国で、その子孫である天皇が我々の日本を治め、一尺の地も、一人の民も天皇のものであるという趣旨を宣伝した。こうして政治的君主の天皇というよりも、神様の子孫である天皇という宗教的、神的権威に対する信仰的な畏敬と恭順がつくられ、神道が国教とされてゆく。そして次のような国家的な儀式が上の命令によって執り行われた。

明治四年三月の布達をみると、

辛未（明治四年）三月御布告

神武天皇御祭典之儀海内一同遵行被仰出候。毎年三月十一日　各地方ニ於遙拝式可執行事但当年者本日間合モ無之ニ付御沙汰到達次第吉日ヲ撰、可執行尤遙拝式細之儀者神祇官ヨリ可

相達事

未三月　　太政官

神武天皇御祭典海内一同遵行被仰出候ニ付遙拝式左之通相心得可申事

辛未三月　　神祇官

鎮守社中遙拝式

一、清浄之地ヲ撰ミ大和ニ向ヒ新薦ヲ敷高机一脚ヲ置キ机上ニ御玉串ヲ安ス可シ玉串ハ榊ノ小枝ニ白紙ノ四重ヲ付

拝辞

掛麻久毛畏支神武天皇乃御前乎遙爾拝奉留

一、清潔衣服着用順次厳拝礼ス可シ

一、右畢テ御玉串ヲ焼却ス可シ

一、村々氏神々職前書遙拝式為相心得当月中良辰ヲ相撰ミ執行氏子ノ者ヲシテ大和ノ方ニ向ヒ謹而遙拝セシム可シ

前書之通リ被仰出候条村々ニオイテ遙拝式厳重ニ可執行事

来月十七日大嘗祭十八日豊明節会被為行候ニ付全国一般諸神社ニ於テ相応之神事執行衆庶一同可相祝事

但両日刑罰之儀可禁止事

辛未十月　　太政官

（高橋景作日記）

明治四年十一月十七日晴。今日新嘗祭、一般鎮守に於て相応の祭礼致すべき旨御触あり。

明治五年十一月の天朝御祭典御布令をみると次のようにしたためてある。

天朝御祭典御布令

○明治五壬申十一月新聞第卅号

明治六年新歳式

一日四方拝　二日判任官於官省拝賀

三日元始祭　四日政始

五日新年宴会　六日上日

八日陸軍始　九日海軍始

廿日教導職奏任以上朝拝

右之通被相定候旨十一月十四日御令アリ

○明治新聞第卅一号写

明治六年癸酉年第一日新歳式

元始祭式

孝明天皇御陵遙拝式

神武天皇即位日遙拝式

○元始祭式……一月三日宮中神殿ニ於テ

○孝明天皇御陵遙拝式

地方ハ郷村氏神、神職ヘ遙拝式申シ渡シ、氏子ノ者ヲシテ山城ノ方ニ向ヒ遙拝セシムヘシ

孝明天皇御例祭新暦（明治六年より新暦に改む）一月二十三日相当ニ付、上下一般遙拝スヘシ

○神武天皇御陵遙拝式

神武天皇御即位紀元の日新暦一月二十九日相当ニ付、毎歳御祭典御遙拝在セラル。

依テ御遵奉シ上下一同遙拝スベシ

明治六年ごろの正月行事は次のようであった。

明治六癸酉年

一月一日　社参大休日

第二日　村中年礼

第三日　休日又ハ隣村年礼

第四日　小区年礼一村役人

第七日　人日節句

十五日　上元

十六日　休日　廿日　同断

(2) 氏子守札の制

明治四年七月太政官布告第三二一号によって郷社と村社を定め一区一郷社とし、郷社の社職を祠官、村社の社職を祠掌と呼ぶように定められた。そしてさらに同第三二二号によって子供が出生すると戸長に届け出を行い、戸長の証明書をもって神官から守札を受け、所持することが義務づけられた。そして現在守札を持っていない者は、老若男女を問わず戸長から証書をうけて神社より守札をうけること、六年ごとに「戸籍改め」を行うとき、その守札を戸長に提示して、その検査をうけることにした。そして翌明治五年の壬申戸籍から、公民としてその土地の氏神（中之条、伊勢町に例をとれば中之条町神明社、伊勢町神明社）の氏子となって記載されることとなった。政府はこのようにして神官によって氏子の調査を行わせ、神社を通して人民を掌握したことはきわめて重要なことである。

この制度は近世、各寺院において行った宗門改めの制度が戸籍に引継がれ、氏子調査となったものである。

本町においても遠く近世前期十七世紀の後半、真田伊賀守信澄の時代、横尾村に郷役所を設け、子供が生れると和利宮に出生の届をして守札をうけさせ戸口調査を行ったことがみえており、このような故例をも参考としてなされたものであったろう。しかしこの制度も七年五月に太政官布告第一八〇号によって廃止されたので、実施されずにその

儘となったところも多かったといわれる。

明治五年の戸籍をみると中之条町の場合、総戸数一七八戸のうち、一時居住者、すなわち借家住いの一時渡世者と特別の人十五戸はそれぞれ本籍地の神社に所属していることがみられ、伊勢町の場合は総戸数一六三戸のうち借家が十六戸あるが、すべて氏神は神明社となっているところが異っている。

このように氏神、神明宮に所属しての氏子入りが村（町）入りを意味し、この慣行は相当厳しく行われ、同戸籍にも明瞭にそのことが記されており、正式の町民であることを証明している。

注(1)　中之条町における神社寺院数は明治二年二月調では神社十三、伊勢両宮遙拝所一、山伏一、寺二、明治五年では社三（神明宮、内外社、須賀社）、寺一（清見寺）明治十年十一月では社一、寺一、寺院は清見寺のみとなり廃寺一である。神社は五年までに三ヵ所に、さらに十年までには一社に合祀されている。伊勢宮相殿三座は明治十年に合併、あとの神社は明治四十二年までのびる。（小池善吉、「明治前期の中之条町」による）

なお伊勢町は明治五年現在神社は三社で神明社、須賀社、八幡社となっている。

注(2)　明治六年十月開校した伊勢校（林昌寺）は学校保護役に伊勢町神官小板橋好尚、学務兼助教に樋田瑞秋（中之条町）、教員茂木庄三郎（植栗）、助教小板橋元則（伊勢町）等すべて神官であった。

このようにして神社神道の国教化は進み、明治六年からは江戸時代より庶民に親しまれてきた五節句も廃止せられてゆく。

(3)　高橋景作の明治新政批判

徳川政権が倒壊し明治の新政となり、いわゆる御一新の政治が行われたのである。日本国民はその政治、経済、宗教、文化等あらゆる面で、この御一新に対して大きな期待をよせていたのである。しかし現実にあらわれた地方の政治はどうであったであろうか。一応戊辰の内乱もやんだとはいえ、経済界は混乱し、思想界も、庶民の最も待望して

いた年貢の取立ても旧政権時代より良くなったとは言えない。

若きころ期するところあって、高野長英の私塾大観堂の塾頭の座を捨てて江戸を去り、草深い吾妻の一寒村に寓居して、世の移り変りをジット見すえていた高橋景作の目に映じた明治の新政は、余りにも自分の考えとかけ離れたものであった。景作はこの新政に対して、その日記の中で、左のような厳しい批判をあびせ、そっと自分の心にいいきかせている。このことはこのころの一般庶民の気持を素直に代弁しているものではあるまいか。

（高橋景作日記）

明治三年七月十七日、暴風猶不止頻りに降。古来より如此暴風三日三夜止まぬためしを聞かず。これも太政よろしからず、万民の恨悉天に感じなす所の天変、行末如何に成ゆくや甚憂はしき事也。

明治三年八月七日晴。辰年納不足、上納金は御廃しの由。此比御沙汰有之。此金取立の儀岩鼻県交代ニ付相止候を見れば、全く知県事横領之所業にても有しか。

明治五年五月二十九日晴。国家の御観則未嘗て無定。惣ての御触事朝に令して夕辺改ため、運上其外収斂の苛政のみ多く、盃の事杯初めの御触には五ヶ年の取高書出すよし、又十三ヶ年の取高書上候よし御触有。

朝令暮改の政治は遠く封建時代の昔から、現代にいたるまで連綿とした日本の為政者の伝統であったことが語られていて胸を打つものがある。このような庶民の声をやわらげる施策であろうか。同じ日記に

明治三年九月廿七日晴。朝廷養老資金弐百疋賜ふ。七十才以上の者当村に十六人、各同じ。八十才以上のものは金三百疋頂戴する。

景作はこの年、七十二才の高令をむかえていた。

5　林昌寺神葬祭騒動＝廃仏毀釈

はじめに

本事件の概要は巻頭においてのべたとおり林昌寺の除地であった八幡山の伐木問題に端を発し、神道派と仏教派の間で話がこじれ、ついに明治三年二月四日神道派の者が林昌寺に乱入し、堂塔、仏具を破壊した騒動で、明治新政府の神仏分離令が曲解されて廃仏毀釈にいたった事件である。

まず本論に入る前に①八幡山の土地問題、②仏教派と神道派の階層区分、③明治三年ごろの世情の三項を前置きに略叙してゆく。

①　八幡山の土地について

神仏分離、廃仏毀釈は宗教上の改革ばかりでなく、寺院の領地を神官あるいは領主がとりあげる経済的意義もまた重要である。そして廃仏毀釈が領主権力によってではなく、民衆によって行われたとき、それは土地改革（革命）の意義をもつものであること。

八幡山も江戸時代林昌寺の除地であったが、小板橋神官を初めとする神道派の人々によって、伊勢町共有の山とすることに事件が進展したことは史的にみて重要な意義を有する。

②　寺方と神道派の階層区分について

宗門人別帳等の史料欠如のため、その適確の判定をくだすことはできない。しかし判決文の資料によってこれを分析してみると神道派は柳田阿三郎の二十五石を除いて平均石数五・三石の中堅層あるいはそれ以下の階層の人々である。柳田を除けば平均三・八石の下部層に属することとなる。これに対して寺方は町の役人層で占められ上層クラス

の人々であった。

③　明治三年ころの世情

明治戊辰内乱のあとをうけて、世情はまことに険悪であったことを高橋景作日記より抽出してみると左のようであった。

三月廿九日、去己年皆済御年貢贋金当村分四拾八両弐分有之に付来月十日迄に引替金持参致し可申由岩鼻県より廻状来る。

五月三日、昨夜白井沢豊右衛門宅へ押借弐人来り、夫婦の者を縛り金を少々取って去る。

六月四日、沼田永札銭札共一切不通用

六月廿九日、諸藩之金銭札引替甚差支ニ付不通用にて只民部省、県札、三井札の外通用無し、弐分金真偽□不論不通用ニ付通用宜しき札甚少く借貸一切ならず、世間之不便利甚し。

七月十四日、昨夜戌刻比平村白井沢豊右衛門宅へ悪徒五人押込、豊右衛門数ヶ所疵を請、平村富蔵即死、悪党共ハ中山の方へ逃去候よし。

八月十三日、昨日大塚村、赤坂村、平村、伊勢町より囚十人有之、不残岩鼻へ引かる。

八月十四日、昨日尻高村より囚三人出る。

閏十月廿四日、今夜五丁田村高安へ悪徒大勢押込金銭衣服等を取逃去

十一月二日、笹尾村（現　沼田市）佐太夫に悪徒二十五人押入金子多被取候由。

(1)　八幡山と林昌寺との関係

八幡山は伊勢町の東北にある丘陵であって、その昔は相当広い区域にわたっての地名であったらしい。元禄十一年伊勢町が旗本保科氏の采邑となってから、八幡山腹にあった正八幡宮は若宮八幡宮（正八幡宮の東に鎮座していた）に合祀されて、その宮跡の地に、いまの伊勢宮が勧請されたといわれている。伝えるところによると保科淡路守が享保年中伊勢国山田奉行のとき、伊勢神宮を勧請したものといわれている。

この八幡山が文献に初めて出てくるのは宝永五年（一七〇八）二月であって、この山域のことについて神官藤左衛

門（小板橋氏）との間に林昌寺が争論したことがみえる。

扱証文之事

一、中之条町八幡森出入に罷成候に付、御公儀様迄□に御訴可申上之処、中之条町年寄中、沼田町両宿衆取扱之趣者、右八幡森四畝拾弐歩之内、藤左衛門畑添三間通並道下小林右之本金壱両弐分請取堺明ヶ申上者相残八幡宮共ニ林昌寺分に仕、自今以後少も□無御座候為其扱証文仍如件

宝永五戊子年二月

青柳八郎兵衛　同所　安兵衛
中之条町　藤左衛門　名　藤治郎
同　所　平左衛門　同所名主　惣兵衛
同所組頭　茂左衛門　同年寄　半兵衛

伊勢町　林昌寺　同　惣　助
同　武右衛門
沼田町宿　忠兵衛
同　傳左衛門

（林昌寺文書）

中之条町年寄と沼田町宿の者が仲裁に入って示談となった。

その後寛保三年（一七四三）伊勢宮別当小板橋美作守と八幡山別当林昌寺との間に境界の争論があり、明和七年（一七七〇）正月、これも扱人が入って示談となっている。このころ八幡山の境内面積は二町一反三畝十歩という広大な地域を有しているのに対し、伊勢宮はわずか壱反五畝である。（現在伊勢宮の境内面積は約千二百坪）

このように江戸時代より、この八幡山をめぐって神宮小板橋氏と林昌寺の間に土地の争論がくりかえされていたのである。

一札の事

一、伊勢神明宮大門通、通路悪敷候に付、此以前寛保三亥年八幡宮境内林続の替地可致候筈申談し置候処、年重候故境目不分明ニ付、双方相談の上奉願候処、御屋敷え被仰上御聞届け相済候段於御役所に被仰渡候。

依之村役人立会両社地得心の上伊勢森御林壱反五畝歩之

内五畝並に八幡宮境内弐町一反三畝拾歩之内五畝歩此度地
所替致境目致堀切候処相違無之候。
向後は右境目通の外双方違乱申間敷候。
為後証連印如件。
明和七寅年正月

八幡宮別当　林昌寺
神明宮別当　美作

名主　武左衛門
弥市右衛門
組頭　七兵衛
清治郎
喜兵衛
新左衛門

（林昌寺文書）

(2) 事件の発端

① 渋川宿の仲裁

慶応四年（明治元年）三月神仏判然令がでると間もなく同年五月、寺方は林昌寺の除地であった八幡山の松林を伐採し初め、この伐木は九月まで続けられた。このことを「容易ならざる事」として騒ぎ出したのが神道派の人々であった。明治も御一新となり、神仏は分離するよう神祇官から布達がでているにもかかわらず、若宮八幡宮鎮座地である八幡山の社木を何のことわりなしに一方的に伐採するということは言語道断であるといきり立った。そこで神官小板橋好尚は神道派の代表として林昌寺住職と寺世話人（伊勢町東平田、青柳嘉源十、中之条町世話人町田儀平）三人に対して厳重な抗議をおこなった。だんだん調べてみると寺方でこの伐木代金を寺院用にする考えであることが判明したので、御布告をわきまえない致し方であると、いろいろ話し合ってみたが、寺側は昔からの除地であることを申し立て、話し合いは一朝一夕に解決をみる気配は全然みられなかった。

それどころか寺方は感情的となり、寺世話人青柳嘉源十、町田儀平等は鳩首協議の上、ここにいたっては岩鼻県に出訴すべきであるという強硬論に傾き、出訴の準備にとりかかった。

明治元年八月～九月にわたって吾妻郡東部地方は前橋鎮撫所の所管となっていた。そのころ渋川宿に渋川郷学の完成者である堀口藍園（一八一八～九一）がおり前橋藩主松平氏から吾妻、群馬両郡の取締りを命ぜられていた。ここにおいて渋川の堀口藍園と高橋健次が仲裁人となり、両者は渋川に会合、話し合いの結果、つぎのような示談が成立した。小板橋好里と堀口藍園の関係は不明であるが、おそらく学問の上で前々から交友関係もあって、小板橋からの依頼もあり堀口が動いたものではなかろうか。ここにおいて寺方は出訴をとりやめたのであるが、その示談の内容は、

(イ)斧入木はそのままにしておくこと。(ロ)伐木の松林の枝葉は伊勢町の者が処分すること。(ハ)八幡山社地の清掃をしておくこと

等の条件で、あまり核心には触れないままに双方覚書を取替し内済したのであった。

②　八幡森を寺方七兵衛名義（久保田）に改める。

このころ林昌寺においては山門の腐朽が甚だしく、何とか修覆しなければならない段階にきていた。ところがこのころ町民の経済状態は不況の底にあえいでいた。というのは、この春以来の関八州を一丸として起った打こわし騒動の余波をうけて町民の人気もまた殺伐たるものであった。このような時勢に、檀徒に寄附金の強要もできず、思いついたのが八幡山の伐木であり、この売却代金によって修覆費を捻出しようというのが寺方の計画であった。ところが去る三月の神仏判然令の布達によって、八幡山にも手をつけることができなくなることを知った住職と寺世話人はこの布告が前にも述べたように厳しいものであることを露しらず、この山に手をつけたのである。ところが予想外の神道側の厳重な抗議にあわてた寺側は、青柳嘉源十、町田儀平ら寺世話人のごく上層部の人たちによって考えた揚句、一般檀徒は勿論、百姓代、組頭等の村役人にも何等の相談もなく、極秘のうちに寺世話人である七兵衛（久保田）の名儀にしてしまった。

寺方としては若宮八幡宮外一社の除地を県に除地としての申請の手続きさえすれば問題は起らずに済んだのであるが、もし事が発覚した場合は、神仏混淆であるから財産を二分してしまえばそれまでという、ごく甘い考えで、事件を曖昧のうちに葬らんとしたことが事件をますます泥沼に引きいれる結果となった。

③　明治二年七月の暴風雨

明治二年七月十二日夜半よりこの地方を襲った暴風雨は終夜やむことなく、十三日も引続き大荒れで、吾妻川は大出水となり、伊勢町の渡舟は流失し、風もまた強く、家を倒し大木を折ること無数といわれる大きな被害を与えた。このとき八幡山の社木も相当の被害をうけ、多くの風倒木を出すにいたったのである。

寺方では早速この風倒木を何とか処分して寺院の費用にあてようと、檀家であり、明治二年、その俊才を認められ岩鼻県属となっている中之条町の二宮孝作に相談した（明治三年十月辞職）。当時県の役人となることは異常な出世であって、二宮の外原町の新井元左衛門（のちの新井善教）渋川では堀口藍園の子で浜松支庁判事補となった堀口貞遵などがいた。

二宮幸作は町の者には全然相談することなく独断をもって、自分が官吏であることを肩にきせて「町内において八幡山の材木は取片付ても何ら差支えない。私が出県して差図があったと言えばそれまでではないか」と。寺世話人一同は大いに感服して、二宮の案に賛同した。そこで名主青柳嘉源十は神主小板好尚（好里の子）を役宅によびつけ、「このたび岩鼻県に届出がすみ、八幡山の風倒木を八幡宮の修覆と村用木に使用することになった。ついては小板橋神主として申し分があるかどうか」といつわってその腹をさぐった。好尚は願ってもないありがたい事で、これも神慮のいたすところであると喜んで承諾した。

寺方はこれを好期とばかり、風倒木ばかりでなく良木まで、人足をいれて次第に伐木しその材木をひそかに売却し

ていた。したがってその金の使途は一般に公開されなかった。

④　明治三年正月より二月までの状況

あくれば明治三年正月、神道派の人たちにとって、何としても八幡山での伐木は不可解である。何か理由が裏にかくされているのではなかろうかと疑いをもつようになった。噂によると風倒木といって寺の世話人たちが、自分勝手に伐木しているらしい。そして風倒木を売却はしているが、発表はおろか、口をつぐんで語ろうとしない。ということがわかって伊勢町民たちは、百姓代（柳田）金平を神主好尚の宅にやって、明治元年の済口証文のことから始めて、その後の交渉の経過などを質問した。好尚はくわしく最初よりの事のいきさつを説明したが、町民は全く納得できないことばかりであり、好尚としてもまた納得できる筈もなかった。そこで今度は百姓代金平をやって山主七兵衛と交渉することになった。

ところが七兵衛と話し合ってみると、ことの意外の進展に驚いた。八幡山は七兵衛の所有でもなく、また町の共有でもない。昔通り寺の所有であるというのである。そしてさらに伐木代金の行方を追求すると、それは山門修覆のための費用にあてているということが始めて神道派のものにわかった。百姓代金平初め神道派の者たちは、いよいよ事の重大さに驚き、また狼狽せざるをえなかった。

正月二十六日、神道派の者は七兵衛に本日より伐木をやめるよう厳しく申し入れをした。それにもかかわらず抗議を無視して伐木はあいかわらず続けられた。二十七日与七（今泉）、権平（桑原）、清七（中沢）の三名は八幡山に登って伐木している寺方の人夫から斧三挺を強制取上げ、与七がこれを持帰り、小板橋好尚宅を訪れ、斧入木に関係ある証拠物件としてこれを預けた。そこで好尚はことの次第をくわしく名主久平（木暮）へ届け出たのである。

みるにみかねた好尚の弟田鶴吉（当年二十才、神職）は金平（柳田）、菱三郎（小板橋）、新平（二宮）、与七（今

泉）の四人とともに寺世話人の代表にあい、その不信をなじり、伐木を停止すること、そして村用木やその他費用の行方のことなど追求したが、寺世話人は言を左右にして、話し合いはすこしも進展しなかった。

二月三日、神道派の者は血気旺んな若者ばかりであったので、岩鼻県に出訴しようということに一決、好尚らと協議の結果、いよいよ出訴することに腹を決め、差添人を寺方に申し入れたところ、名主青柳嘉源十、組頭小板橋藤平は差添人差し出しのことは、神道派の者にかぎり、これを拒絶する旨藤平から回答があった。事件もここまでくると暗礁にのり上げた感で、神道派の者達は怒り心頭に達し、どうしても出訴する気構えであった。そこへ七兵衛（久保田）が中に入って(イ)八幡山は惣村持とすること、(ロ)明二月四日四ツ時百姓代柳田金平の家において会談することという条件をもちだしたので、神道派の者達もこれをのんで明日の会談を約して、その日はわかれたのであった。

(3)　林昌寺破仏事件の情況

二月四日四ツ時（午前十時）、柳田金平宅において会談というので神道派の人々は定刻までに集って待っていたが、寺方の者たちは約束をたがえて一人も顔をみせなかった。使を出して林昌寺にきてみると、寺世話人伊勢町名主嘉源十（青柳）、同組頭藤平（小板橋）、同組頭権一郎（根岸）、中之条町名主儀平（町田）、肝煎名主町田重兵衛は住職大法と酒宴の最中で何か協議している様子であった。五ツ時、六ツ時と時は過ぎ、七ツ時となったので再三、再四の催促も馬耳東風で寺方の者は一向に来る様子がみえない。ついに八ツ時になったころ、つぎのような情報がどこからともなく入ってきた。

「寺方では山門の下に安置してある菅原道真の像（表参道より入ると右の方に安置してあった）を大破した。」というのである。そこにいあわせていた中で特に血気盛んな与七（今泉）は「おかみの御布達（神仏判然令のこと）をわきまえない神の敵をやっつけるのは、お上に対して忠節をつくす道である。仏像さえなければこんなことは起らな

いのだ」と大声で叫んだ。そしてその時今泉与七は、その場に居合わせた十四人の手を借りて寺に乱入し破仏することを決意したのである。いくたびか重なる寺方の不信に激怒し、いたたまれない気持でいた一座の者は「オー」と立ってこれに応じたので、林昌寺乱入のことは即座にきまってしまった。このとき寺に乱入した一座の氏名は次の通りである。

林昌寺へ乱入した神道派の氏名（判決文による）

所有石高	家族数	氏名	職業	年令	備考
石斗升 二・八・七	五人	二宮新平	百姓	四八才	
三・四・〇	四	小板橋菱三郎	〃	二二	養父、謙斉
五・五・二	六	小板橋源重郎	〃	三二	
二・四・二	六	劔持弥一郎	〃	三二	
一・二・三	五	中沢清七	〃	三三	
二・七・〇	三	桑原種平	〃	四九	
七・〇・〇	三	今泉代吉	〃	三〇	
二・六・〇	五	伊能平蔵	〃	三九	
九・〇・〇	五	桑原与五平	〃	二七	
？	三	高橋重作	〃	二九	
一・五・〇	五	青柳孫平	〃	四一	
一・三・二	七	中島丑蔵	〃	三〇	丑五郎事

二〇・〇・〇	四	柳田阿三郎	〃	二三	槙蔵三男
四・七・三	五	小林作平	〃	四二	
五・五・〇	三	小板橋幸三郎	〃	二五	
	六	小栗五三郎	〃	二七	権八悴
	六	小板橋田鶴吉	神職	二〇	父、好里(61)二男、兄、好尚(40)と同居、妻あり
	三	今泉与七	百姓	三一	
	六	柳田金平	〃	二六	百姓代
計		十九名			

（年令は壬申戸籍による）（住所は全員伊勢町）

この日は前日より格別寒気が烈しく、吸んでおいた手桶の水も三日ばかりとけずにいたという。俄に殺気がみなぎった。一同、手に手に斧、鉞、鋤、鍬などの得物をもち、身には頭巾、鉢巻をしっかとつけて、足袋はだしのりりしいでたちは、あたかも戦場におもむく勢いであったと後藤松靄は報じている。

百姓代柳田金平の庭前に一同勢揃した右記十六名の外、今泉与七からの呼びかけはなかったが金平（柳田）、菱三郎（小板橋）、新平（二宮）も我遅れじと馳せ参じた。二宮新平は町役人へ届け出のため列を離れたので、破仏はしなかった。

今泉与七、小板橋田鶴吉が十九人の指揮をとり伊勢町の町通りを駈けぬけて寺の山門の外で一同は一旦停止した。今泉与七ただ一人寺の中に入り、寺世話人としばし押問答をしていたが、「問答無用」と与七が采を振ると一同はな

だれを打って寺へ踏み込んだ。

楼門よ、本堂よと縦横無尽に猛り狂って暴れまわった。ほどなく隊は二隊に分れ、南と北から与七、田鶴吉の指揮で第二波の襲撃、本尊仏を始め、仏像、仏具類を余すところなく微塵に打くだいた。

山門襲撃の際は十人が山門にかけ登り、八人が下で警戒にあたり、楼門二階に安置されていた羅漢像は忽ち首をはねられ、見るも無残な姿に変り果てた。また山門下にあった六地蔵尊、石灯籠、禁杯石も狼藉にあい、頭は畦に飛び、胴は路傍に投げ棄てられた。住僧たちは何時何処ともなく姿を消しておったという。中之条、伊勢町の町民はとるものもとりあえずその場に駈けつけたが、その勢いに呑まれ、遠まきに取りまいて、手を拱き傍観するよりほかなかったという。

彼等は乱暴のかぎりを尽したのち、一同名主青柳嘉源十宅にいたり、自首して一身の処置を委ねたが、名主は肝煎名主町田重平に相談の上処置するから兎にも角にも帰宅するよう奨められ一同はその場で散った。

なお高橋景作日記には襲撃の模様を次のようにのべている。

明治三年二月六日晴風烈し。一昨日(注、四日)伊勢町只則神　前代未聞之事也。
葬之者三拾余人、同町林昌寺へ押入、本尊始め仏具類不残微塵に打砕き、石灯籠其外山門之羅漢外六地蔵、禁杯石に至る迄打砕候由、今井栄左衛門外弐人見届帰り候而話す。

(注)　一般百姓が苗字を称することを許されたのは明治三年十月であったので、(　)内の苗字は明治五年壬申戸籍によって補ったものである。

(4)　天皇の尊牌を破棄

この騒動で直接大きな衝撃をうけたのが住職であり、岩鼻県属二宮幸作であったろう。

住職大法のしらせにより幸作は弟兼八(二宮)とともに林昌寺に駈け付けてみれば寺院内は足の踏み場もなく、実に惨憺たる情景であった。幸作が一番心配していたのは、寺に国家安全を祈念するために安置されていた天皇の尊牌

の処置であった。岩鼻県の官吏、天皇の官吏として幸作はどうしてよいかわからなくなりその場に立ちすくんでしまった。瞬間幸作の脳裏にひらめいたことは、岩鼻県の実地検証の前に証拠物件を湮滅するよりほか手はないと直感、おそれ多いことではあるが明治天皇の尊牌の破棄を決意した。これは神道派の者たちの犯行のように見せようとしたものでもあった。

彼は尊牌を地面に打ちつけたが頑丈にできているのでこわれなかった。傍でこれをジット見すえていた兼八は矢庭に尊牌を兄の手よりもぎ取って敷居にふみかけて砕き破棄してしまった。このような不敬事件は全く取りかえしのつかない重大問題である。戦前であれば、このような記事をさえ発表すること自体むずかしかったのである。

この有様を目撃し、またはその場に居合せた者に左の七名のものがおった。

中之条町　平八悴	二宮　幸作（その後死去）	中之条町　太田屋兼平
同　幸作弟	二宮　兼八	同　倉林　新平
伊勢町林昌寺長老（大法弟子）	全　英	同　樋田　与平
伊勢町七兵衛婿	久保田鹿蔵	当時岩鼻借家　ぬしや　山下　治平

この不敬事件はいたく神道派の者を刺戟し岩鼻の裁判においても、するどい追及をうけ神道派の者は一時濡れぎぬを着せられたのである。このことは小板橋好尚が文書をもって翌明治四年四月岩鼻県社寺役所へ陳弁している。また以上八人の人々が証人として県に出廷を求められ調べられたことは勿論である。

さて住僧大法も至尊の尊牌の毀たれたのを見て「取りかえしのつかない事」として伊勢町山田友三郎、中之条倉林寅十郎に極秘裡にとりかたずけさせ、また寺世話人青柳嘉源十、町田儀平、町田重兵衛は大法と相談のうえ、青柳外八人と申し合せて、検分前に証拠物件のすべてを破棄処分してしまった。

ここに哀れをとどめたのは、中之条町よりの初めての民間人登用官吏として、その前途を嘱望されていた二宮幸作

は、身から出た錆とは言いながら、その後ほどなくして死去した。おそらく責任の重大さを痛感しての自殺であったといい、一説には毒殺されたとも言い伝えられその真相は迷宮入りで全くわからない。（故伊能八平の父よりの話による）

明治四年四月、社寺役所あて提出した小板橋好尚の文書には、神道派の者は判決の遅れているのを心得違いして東京へ控訴する勢いであるからどうか速急に事件を解決して欲しいと申し立て、なお当時の風聞として

「住僧大法は増々不似合の致方（中略）寺雑具等種々打砕候御風節（中略）其節見て居り候は大法弟子平形長蔵悴喜作と申者に御座候」

と申し述べている。

この騒動に連座した者は神道派三十六名、寺方十三名で、計四十九名であった。

神道派……小板橋田鶴吉、今泉与七、小板橋菱三郎、関三四郎、柳田金平、小板橋三郎平、柳田阿三郎、劔持弥七、割田作蔵、今泉幸吉、今泉代吉、今泉熊七、今泉金蔵、今泉富吉、小板橋幸三郎、小板橋宇八、中沢清七、小池三蔵、青柳孫平、青柳六平、小栗五三郎、二宮新平、高山勘太郎、桑原権平、伊能平蔵、伊能孫八、伊能与八、小渕十蔵、小渕円蔵、桑原与五平、中島丑五郎（丑蔵事）、青柳鷲十、小渕伊八、小渕源吉、小林清六、小林作平（以上　三十六名）

寺方……小板橋藤平、青柳嘉源十、久保田七平、小池彦平、根岸権六、根岸権一郎（以下伊勢町）町田重兵衛、桑原重郎衛、町田儀平、二宮半兵衛、二宮幸作、二宮平八（以上中之条町）折田九右衛門（折田）（以上　十三名）

(5)　事件後の情況

①　岩鼻県の実地検証と除地調査

二月八日、岩鼻県より林昌寺へ実地検証のため検使が来り中之条町肝煎名主町田重兵衛宅に止宿してこれにあたり、翌二月九日、伊勢町の八百蔵、金平（柳田）、良太（小板橋）、只則の与七（今泉）の四名は縄付きで県に連行され、与七、金平の両人は直ちに入牢となり外二名は腰縄宿預けとなった。

六月二十九日、県では社地、堂地の除地を残らず反別調査した。

②　岩鼻牢獄への入牢

神道派三十六人はことごとく岩鼻の牢獄に留置（判決刑に服した十八人を除く）約一ヶ年で放免されたが、入牢中の疲労のため出獄後死亡した者小板橋田鶴吉、柳田阿三郎（幼名四郎助、明治五年四月十一日没）外二、三人を出したという。寺方前記十三名の者も岩鼻に呼出され取調べ中宿屋預けとなった人々である。

③　伊勢町・中之条両町民の自粛

両町の町民はこの事件で、主だった人が岩鼻に鉤引され、明治三～五年の間神道派十九人、仏教派八人の者は帰宅を許されなかった。町民は正月の松飾りも自粛して外飾りをやめ内飾りだけとし年礼も取やめ、一月十四日の和利宮の祭礼も中止しているほどであった。

（高橋景作日記）

明治四年十二月晦日、伊勢町破仏一件之入牢十九人、外寺世話人小板橋藤平、青柳元吉、根岸権六、同苗庄五郎、中之条町町田重平、桑原重郎右衛門、町田儀平、折田村折田九右衛門、手錠宿預ケ、年間帰らざるに付、右両町内鉤計（うちかぎりばかり）にて外鉤せず、年礼も表面なし。

明治五年一月十四日晴。林昌寺破仏一件に付、和利宮祭りなし

④　岩鼻への歎願

寺方および神道派の留置により、これらの人々の家族または親族等、いずれも岩鼻に歎願のため多人数出かけるなど未曾有のさわぎであったといい、寺側では二宮兼八が入牢となり、組合村役人十四名(名主)が連署して(四年七月)歎願する。

伊勢町では当時戸数百六十四軒のうち両派計四十軒に近い人々が岩鼻牢舎につながれた。約四分の一の数である。町は裁決まで丸二ヵ年の間、上を下への大騒ぎで、ムスビやその他の差し入れの用意やら、牢舎役人への賄路として金や

品を贈った。これは百叩きであれば五十あるいは金額に応じて手心が加えられたからである。一、二、三……五〇と んで一〇〇と私的の滅刑があったという。この金銭の金苦面で身代をおやした人もあったといわれる。なお家族との面会は岩鼻郊外の烏川の河原で行ったと伝えられる。（今泉環、青柳勘蔵（柳屋主人）談）

⑤　林昌寺の復興

このとき破仏せられた仏像は四十三体であったといい、後、住職深井大法は寄付金を募り、仏像および堂宇を修理し、千体仏を安置して、殿堂の美は旧に倍したといわれる。

⑥　明治五年ごろの伊勢町々勢の一端

明治五年の壬申戸籍によってみると左の通りである。

明治5年伊勢町年令別人口

男		女	
	人		人
14才以下	78	14才以下	81
15才以上	40	15才以上	120
21才以上	92		
40才以上	78	40才以上	103
60才以上	35		
80才以上	2	80才以上	1

戸口と人口

戸数		人口	
	戸		人
戸数	164	人口	634
内訳		男	328
家持	146	女	306
借家	16		
寺院	1	計	634
その他	1		

(6)　林昌寺騒動の判決

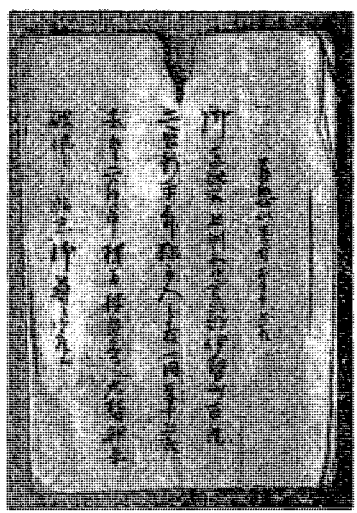
明治五年三月四日群馬県（岩鼻県は明治四年より第一次群馬県となる）より事件に対する判決が下った。実に事件

勃発より丸二カ年を要した。その要旨は次の通りである。

差上申一札の事

上州伊勢町百姓今泉与七外三拾壱人乱妨又は不所業いたし始末再応御吟味の上左の通り被二仰渡一候

一、与七(今泉)、田鶴吉(小板橋)、金平(柳田)、権平(桑原)、清七(中沢)、代吉(今泉)、平蔵(伊能)、阿三郎(柳田)、作平(小林)、弥一郎(剱持)、与五平(桑原)、源十郎(小板橋)、幸三郎(小板橋)、丑蔵(中島)、菱三郎(小板橋)、五三郎(小栗)、重蔵(小渕)、新平(二宮)儀、神仏混淆不二相成一旨之御布告有レ之に付ては町内林昌寺進退の八幡大神境内の地所立木共都而町内持に可レ致の所、寺世話人共取斗を以百姓七平(久保田)持に致し、特に無断伐木相切しは不都合の儀に存、其節名主嘉源十(青柳)並寺世話人七平(久保田)外壱人と懸合候処不二取留一儀申聞候、迚与七(今泉)田鶴吉(小板橋)発意に同道致し銘々得物を携、林昌寺へ乱入本堂、楼門其外寺中の仏体、仏具等打毀、新平(二宮)は其場迄不二罷越一候とも都而同道致候段、与七(今泉)、田鶴吉(小板橋)は別ての儀右始末一同不届に付与七(今泉)、田鶴吉(小板橋)は徒三年、金平、権平、清七、代吉、平蔵、孫平、阿三郎、作平、弥一郎、与五平、源十郎、幸三郎、丑蔵、菱三郎、五三郎、重蔵は杖七十づつ、新平は笞三十被仰渡候。



林昌寺破仏仕末書

一、兼八(二宮)儀隣町伊勢町与七(今泉)外拾七人の者共、同町林昌寺へ乱入いたし候段承り兄幸作(二宮)同道同寺へ罷越候処、仏体、仏具打毀有レ之候を見受心外に存候迚幸作申付に随ひ国家安全を祈念致候至尊の御位牌を打毀、与七(今泉)其余の者共所業の体に仕来、御見分可レ受を取行置候始末不届に付、杖七十被二仰付一候。

一、嘉源十(青柳)、藤平(小板橋)、七平(久保田)、権一郎(根岸)、重平(町田)、儀平(町田)、重郎衛(桑原)、半十郎(二宮)、九平(折田)儀、社寺除地取調の節、其以前神仏混淆不二相成一旨の御布告有レ之に付菩提寺伊勢町林昌寺に

て進退改来候若宮八幡大神外壱社の除地同寺進退難ニ書上一
辻町方一同と相談の上持主相定判然両社附に相成候ては同
所の立木同寺入用に難レ致檀中一同の割合出金に相成困窮
の町方難渋に付、曖昧に書上置、伐木代金を以修覆入用の
足合に致し候ハヾ一同の□助可ニ相成一と存候辻町方の者共
と篤と談示も不レ致七平（久保田）持の趣に仕来、殊に右
除地損木出来の節、中之条町平八悴幸作（二宮）申合町内
にて取片付候共不レ苦旨外御用にて御出役の節御差図有レ之
趣に取扱、町内重立候者共と申聞自儘に損木売払、右に付
与七（今泉）其外の者より再応掛合有レ之節に銘々不ニ取留一
挨拶いたし置候より与七（今泉）其余の者共林昌寺へ乱入
いたす次第に至り、其上嘉源十（青柳）、七平（久保田）、藤
平（小板橋）、権一郎（根岸）、重平（町田）、儀平（町田）、重
郎衛（桑原）、半十郎（二宮）、九平（折田）は至尊の御標碑
打毀有レ之候を不ニ容易一義と存候辻同寺住職大法伊勢町山
田友三郎、中之条町倉林寅十郎申合、御見分已前密に取片
付置追而嘉源十（青柳）、儀平（町田）、重兵衛（町田）右大法
相談の上修覆致候共右始末一同不届に付嘉源十（青柳）、藤
平（小板橋）、七平（久保田）、権一郎（根岸）、権六（根岸）、
重平（町田）、儀平（町田）、重郎衛（桑原）、九平（折田）は
杖一百づゝ被ニ仰付一、半十郎（二宮）は役儀御取放（注
町役人であった）被ニ仰付一候。
但、御仕置済の上は町村役人へ御引渡被ニ成下一候。

一、大法、友三郎（山田）、寅十郎（倉林）儀伊勢町今泉与七
其余の者共林昌寺へ乱入いたし仏体、仏具打毀候節国家安
全を祈念いたし候
至尊の御標碑打毀有レ之候ハヾ其儘差置御見分可レ受筈の
処、不ニ容易一儀と存候辻同寺世話人同町青柳嘉源十外八人
申合御見分已前密に取片付置候段大法は追而右嘉源十（青
柳）外弐人申合修覆致し置候共右始末一同不埒に付、笞三
十ヅヽ、可被仰付候所、格別の訳を以贖罪金弐両一分づつ、
被ニ仰付一候。
一、右之外御吟味に付被ニ取（？）出一候もの共は御構無レ之、
其旨可レ申通段被ニ仰渡一候。
右被ニ仰渡一之趣一同承知奉レ畏候。依レ之御受証文差上申処



林昌寺破仏一件書類

如し件

申（明治五年）三月四日

（　）内筆者山口註書

（伊勢町、小板橋一正所蔵文書）

この判決をみると寺方の方が重く罰せられていることに注意せられたい。

（高橋景作日記）

明治五年三月六日晴。伊勢町破仏一件裁許に成帰る。田鶴吉、与七徒罪。

〃　四月十一日晴。朝、阿三郎死を告来る。

〃　九月十日晴。只乗（たのり）今泉へ行。帰路木暮氏へ立寄。

〃　九月廿八日晴。只乗今泉を見舞。

右の林昌寺神葬祭騒動の記事は左の文献を基として記述したものである。

1　乍恐以御書付奉申上候　明治三年二月　神主　小板橋好尚

名主　差添人久平

2　乍恐以書付奉申上候　明治四年（未）三月廿四日

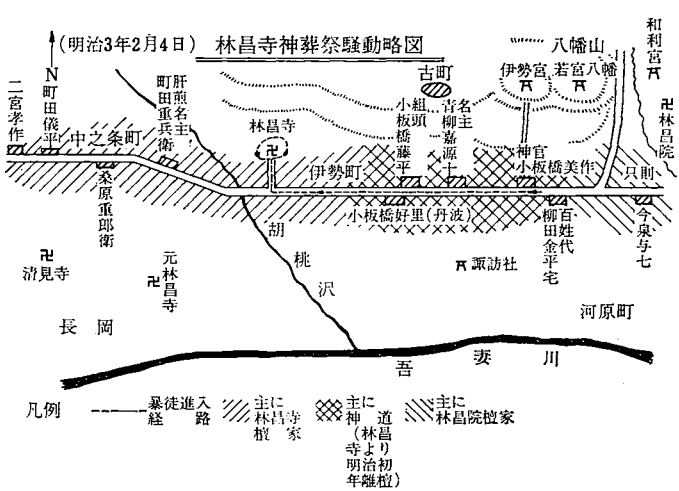
小板橋田鶴吉外五人より岩鼻県御役所あて

3　乍恐書付を以奉言上候　明治四年未四月

小板橋好尚より岩鼻県社寺役所宛

4　乍恐以書付申上候　明治四年九月十日

岩鼻県御役所知事　小室信夫宛



5　差上申一札之事　明治五年三月四日　伊勢町

6　乍恐書付を以奉歎願候　年号不明断翰　林昌寺文書、青柳文書、木暮久弥氏蔵壬申戸籍、小板橋一正氏所蔵文書

百姓　与七、百姓代　金平　横尾

①②③④⑤⑥は伊勢町小板橋一正所蔵文書　高橋景作日記（高橋忠夫氏蔵）、和利宮文書

⑥は中之条町、吉田毅一郎所蔵文書　口述

参考にした文献、口述は左の通りである。　中之条町　故　伊能八平、故　青柳勘蔵（柳屋主人）

中之条町

吉田毅一郎所蔵文書、二宮文書、中之条町役場所蔵文書、小池折八述増補中之条郷土誌、中之条町郷土誌、桑原家文書　伊勢町　今泉　環

6　修験道の解散と路傍の信仰物の除去

(1)　修験道の解散

林昌寺破仏事件の判決のあった明治五年の秋九月十五日政府は太政官布告第二百七十三号をもって、つぎの布達を出している。

修験宗ノ儀自今被廃止、本山・当山、羽黒派共従来ノ本寺所轄ノ儘天台・真言ノ両本宗ヘ帰入被仰付候条、各地方官ニ於テ此旨相心得管内寺院ヘ可相達事。

但、将来営生ノ目的等無之ヲ以為俗出願ノ向ハ、始末具状ノ上教部省ヘ可申出候事。

古代末以来約一千年の間、庶民の深い信仰を得ていた修験宗は、ここに解散を命ぜられた。神仏混淆の最も色濃いこの修験道に対する政府の態度がうかがわれる。

その要旨は天台・真言の両宗派へ帰入し、正式に仏教の一宗派として再出発すべきか、もし将来営生の目的がない

時は、還俗すべきことをしめしたものである。

本郡においては当時数十にのぼる修験寺があったが（寛政年間、本山派だけでも五十一ヵ寺）①仏教の一宗派として再出発したもの。②還俗して神官に転じたもの。③還俗して帰農したものに分かれた。①に属するものに原町金剛院外十数ヵ院があり、吾妻町地区に多い。②の途を撰んだ者に岩下三東院の海野氏、林大乗院浦野氏、郷原潜竜院根津氏等があり、③その他のほとんどは還俗帰農した。中之条町の場合、本山派だけで横尾の文珠院以下十六ヵ院、両派合せて二十数ヵ院あったと思われるが、その全院が還俗、帰農した。

しかし現在に至るまで、春祈禱や呪術等修験道は公的、法的の根拠を失ってもその命脈は日常生活の行事や慣行の中に根強く生き続けており、将来もまた変らないであろう。

折口信夫は「修験道は山人の間に醞醸された自覚神道だと思う」（古代研究「山伏」）といい、和歌森太郎は「修験道は日本人の根本的性格が修験道をかくまで庶民が支持してきた重要な理由である。」（修験道史の研究）とのべている。民情を全く無視した政府の宗教政策はここにおいても大きな誤りをおかしているのである。

(2)　路傍の信仰物の除去

同五年十一月さきの布達につづいて群馬県の令諭に

前々往還端又ハ村内空地へ庚申塚、十三夜塔、馬頭観世音ノ類、無謂建立有之旧習トハ乍申無用之物ヲ以テ有用之地ヲ妨ゲ、其上愚民ヲ惑シ、開化進歩ノ妨碍不少候条、自今新規造立堅ク禁止候。在来ノ分農隙ヲ以可取片付、跡地ノ儀ハ貧民ニ給与シ開発方等何分ノ可及指揮候条、坪数取調可申出候事。

右之通相達候条区内無洩可触示者也。

壬申（明治五年）十一月

群馬県七等出仕　加藤祖一
群馬県令　青山　貞

正副区長中

道祖神その他信仰物の強制的な撤去を命じている。これらの物は無用のものであって、有用の土地を妨げ、愚民を惑し、開化進歩の妨げとなるといい、新しい建立を禁じ、農閑期を利用して、その撤去を命じ、跡地を貧民に分与せよと命令している。

（高橋景作日記）

明治六年一月十一日　晴。（前略）又庚申塔、地蔵、観音、二十三夜塔、農隙取捨候由、御布告有之候。又墨色の考榜御子、富士講、御嶽講等之義惑ㇾ人之儀ニ付是亦御止也

明治六年一月三十日　晴雲有。村中道傍石仏之類、仏名を彫たる石碑等不ㇾ残取捨る。

さらに十一月には乗気祈禱等は神社を玩用し、愚民を惑し、開化の進歩を妨げるものであるからとつぎの布達を出している。

従来乗気祈禱ト唱ヘ又ハ御嶽講、富士講杯（など）ト講中ヲ詰ヒ、或ハ人相墨色之判談、口寄セ等ノ類間々有之其効験可有之理決シテ無之、就中乗気祈禱之儀ハ自己貪利ノ為メ神社ヲ玩用、愚民ヲ誑惑（きょうわく）シ専ラ開化ノ進歩ヲ妨ケ候。先ニ致捕縛候向モ有之処、中ニハ竊（ひそ）カニ信向（つの）致居候者モ有之哉ニ相聞ヘ、心得違之事ニ候。自今右類渾（すべ）テ令禁止候間、管内自然ニ人民此意ヲ体シ、其理ヲ弁ヘ、断然方向相改メ候様可致事。

右之通相達候条区内無洩可触達、尚便宜ニ説示可致事。

（明治五年）
壬申十一月

群馬県参事　井上如水
群馬県令　青山　貞

正副区長中

そして七年四月二十七日には神官、僧侶の外一般人が、神託、仏の告と称して人々の吉凶を占い、患者に施薬したり、医術の方法をとくことを禁じている。

これらのことはすべて、永い間の庶民の信仰より発したものであり、これまた一方的な政府の命令で処理されるものではなく、現在においても村々の辻に、あるいは昔あったと思われる場所に、これらの信仰物がそのまま存置されているのを見るのは、根深い庶民の信仰心の顕れをここにくみとることができる。

明治政府のこの一連の布達は平田篤胤派の過激の復古神道の思想によるものであって、ここにも庶民無視の御一新の政策の一端をみることができるのである。明治の歴史家津田左右吉は「日本の仏教の特色は、飛鳥、奈良時代の遺物たる寺院建築や、仏像や、又学匠の述作や、禅僧の記録などに求むべきではなくして、例へば民間の寺院や辻堂や、道ばたの石地蔵やお彼岸まゐりや、お会式や、三十三ヶ所めぐりや、さういふやうなところにおいて認めらるべきである。」（「支那思想と日本」）とのべていることは、味わうべき言葉であると思う。

7　教派神道への道

(1)　廃仏毀釈の反動と教派神道の芽ばえ

①　大教院の布教

林昌寺の騒動は本県においても代表的な廃仏毀釈の事件であるが、このようなことは全国的な拡がりを見せておった。例えば隣県、長野県の松本藩では、藩主が率先して祈願寺や菩提寺をとりこわし、松本市中にある二十四ヵ寺のうち二十ヵ寺が廃され、隠岐島では最も激烈で、全島にわたって寺院や仏像が毀されたほどであった。またその反面、越後や三河のような仏教の盛んな地域においては、民衆が暴動を起こす等の傾向がみられた。

このように政府は廃仏毀釈運動が社会の秩序の破壊につながり、反政府暴動をひきおこすことを恐れ、また仏教の衰退が、かえってキリスト教の興隆をまねきはしないかと危惧するようになって、明治四年七月の廃藩置県のころより、仏教をかえって保護するような方向に転換していった。

明治政府はキリスト教の防止と変革期後の思想工作のため、慶応四年二月神祇事務局をおいたが、四月これを神祇官と改称、三年九月には宣教使をおいて皇道の宣布につとめた。四年八月神祇官を神祇省に、五年三月には教部省と改

めた。そして九月、神仏各宗合同して大教院を東京、芝の増上寺において中央の道場とし、地方には中・小教院をおいて、全国的な布教体制を整え、十一兼題、十七兼題を定めて研学および採用の基準とした。

大教院は神仏合併の道場であったが、その実は神主仏従の形態であったので、僧職の者は不平を訴え、このような宗教統制は信教の自由にもとるものであるとして、明治五年十二月、外遊中の僧、島地黙雷が大教院分離論を建議、さらにその解散論を主張した。よって政府もこれを認めざるを得なくなって明治八年四月、神仏合併の布教をやめ、九年五月大教院は解散した。ここにおいて神仏各宗は独自に布教活動をするようになり、十年一月教部省を廃止し、ここにおいて信教の自由と政教分離の態度を明らかにしたのである。

②　教派神道の芽ばえ

このように国家神道が理論的に発展しているとき、他方一般民衆の間には、神道と、永い間、民間に根をおろしていた儒教、仏教の三教が一致する傾向が強くなりつつあった。それは神道信仰を基とし、これに朱子学の倫理説や、仏教の禅の悟道等を加え平易に道を庶民に説いたものであった。

こうしてこのころ有識者だけでなく、次第に民衆の間でも人おのおのの個性が強くなり処世の道が激しくなると、各個人の実際生活と結びついた信仰を求め、これをもって処世の道を説く教えがおこった。これはちょうど仏教のように宗派をなすので教派神道、または宗派神道ともいった。

③　神道十三派の公認

①の項で述べたように明治八年に大教院が廃止されると神道事務局を設けたが、これが神道（いま神道大教と改称）として一派をなした始めで、翌九年に黒住教、修成派が独立、つぎつぎと新しい教派神道が生れ、明治四十一年天理教の公認を最後に十三派が生れた。

明治政府は神社神道（国家神道）中心の政策をとったことは前に述べたが、これを宗教にあらずとし、超宗教的な国家の制度としたが、そのほかの神道系の諸宗派のうち、主なものを神道教派として順次公認した。これを十三派に限定したので、神道十三派と通称しているのである。そしてそれ以外のものは類似宗教団体とし、公式の宗教としての特権を与えなかった。

では最初に吾妻郡に入ってきた教派神道は何であったかというと、それは修成派であったのである。

④　神道修成派

神道修成派も教派神道の一派で、東洋修成神ともいう。教祖は新田邦光で、この派は儒家神道教派の類別に属し、その神号が示しているように皇漢を折衷している修理固成光華明彩の心法、行法を強調し、強、励、行によって造化三神、すなわち修成大神の分身としての神性の発揮を基調とする。明治九年（一八七六）十月二十三日一派として独立したものである。

注　神道十三派……明治八年、最初に公認された神道（神道大教と改称）を初めとして、翌九年黒住教（当初は神道黒住教）が、さらに宗教団体法の当時の名でいえば修成派（いま神道修成派）が独立、大社教（いま出雲大社教）、扶桑教、実行教、大成教（いま神道大成教）、神習教、御岳教、神理教、禊教、明治三十三年（一九〇〇）に金光教、最後に明治四十一年に天理教が公認され、十三派はこの順によぶのを例とする。昭和十五年宗教団体法が施行されたときも総合されずに存続した。第二次大戦後公認制が消滅すると、昭和四十年現在、神道大教から十七、扶桑教から十九、実行教から四、大成教から四（大本を含む）、神習教から五、大成教、御岳教から十五、神理教から五、天理教から八の教団（文部大臣所轄包括団体のみで）が編成され、計八十二派となった。

(2)　新田邦光と修成講社

①　新田邦光の事績と修成講社

教祖の新田邦光（一八二九～一九〇二）は幼名を竹沢寛三郎といい、阿波国（現、徳島県）美馬郡拝原村に南朝の忠臣、新田義貞の弟義助（脇屋氏）の子孫として誕生した。勤王の志士で、濃・飛鎮定に大功をたてた。すなわち慶応四年一月、東山道鎮撫総督府の先鋒を命ぜられ、美濃の旧幕領、笠松陣屋を接収し、当年の年貢を半減、二月三日、飛騨高山に入り、当年の年貢を半減し、諸運上免除を令して民心獲得につとめ、世故にたけ、心の暖かい竹沢は時に四十才。少しも威圧的でなく、よく人心の機微をつかんで市中の秩序を回復し、民衆待望の画期的な負担軽減を令して、民衆から救世主のように崇められた。のちこれが禍いして讒訴にあい、武州忍藩に幽居を命ぜられ、この時世道人心の救済を大悟したという。のち東京、永田馬場にあった有栖川宮邸内に住んだ。

新田は大教院より派遣せられたらしく「大講義」といい、初めは講社を中心として布教につとめたので、その名を修成講学社といい明治六年修成講社と改称、その教義はさきにのべた通りである。

②　新田邦光の上野国への布教

上野国への神道の布教は、いつのころから始められたが不明であるが、高崎の熊野神社の高井鉄鐸や惣社の赤石元長らが、まずその門人となったものと思われる。

明治六年九月一日、教部省より講社を「修成講社」と称するように許されたが、その当時の上野国内の門人は、

二十番講社　高崎、高井鉄鐸（熊野神社）
五十七番〃　那波筑波
二十一番〃　斎藤千九郎、根井行雅
七十四番〃　沼田　宮沢清樹
七十二番〃　中之条　樋田瑞秋
七十六番講社　大戸　加部琴堂
七十五番〃　渋川・堀口貞教（藍園）
二十二番〃　惣社　赤石元長
五十六番〃　安中　栗原友彦
板鼻　上杉伊波松

当時の上野の門人は三百六十八名であって西上州高崎町、碓氷郡、群馬郡、吾妻郡に多かったことがしれる。

(3) 吾妻郡における修成講社

① 吾妻郡への布教

明治六年八月ごろの吾妻郡内の門人をみると、吾妻郡東部の神官がすべてその名を連ねており、その他、中之条町の樋田瑞秋や大戸の加部琴堂（加部安左衛門）沢渡の福田宗禎などが入門している。勢多郡の木曾三柱神社あたりを道場とし布教したらしく、本郡からも多くの門人が参加し、信者となったものと考えられる。

修成社御布達録（明治六年、樋田瑞秋）によると樋田瑞秋は明治六年七月八日入門しているが、そのときの誓状をみると、

東京出張所
（永）
山王長田馬場
有栖川宮様　御邸内ニテ
新田邦光
長男　新田邦貞

誓状

御国体ヲ根本トシ日本魂ヲ振起シ皇国ノ大道ヲ熟知シ修理固成ノ意ヲ体認シ直ニ実行ニ施シ候事
大道ヲ心ニ得躬ニ行フヲ以テ楽トシ本業ヲ勉励シ節倹ヲ執守リ世ノ弊習ニ伝染不仕人倫ノ道ヲ踏行ヒ候事
神祇ヲ尊敬シ御教則懇切ニ遵守仕斯道ヲ以邪教ヲ闢除シ我邦光ヲ輝シ候様尽忠報国ノ心得有之候事

右

天神地祇に誓ヒ相守リ可申事
明治六年七月八日
新田邦光先生門人
上毛野国吾妻郡中野条町住
樋田瑞秋
明治六酉五十才ト記ス

（このとき樋田の住所は北二十六大区五小区吾妻郡中野条町）

このころの修成講学社（七十二番講社）の門人名はつぎの通りである。

修成講学社人名

上毛野国吾妻郡小泉村居住　塩谷真雄
大戸学校教師
（三百四十五番）　郷原村居住　根津鼎二
須賀尾諏方神社祠掌
（三百四十六番）　伊勢町居住　小板橋好里
白根神社祠官
伊勢町居住　小板橋好尚
同　小板橋長秋
同　小板橋尚謙
朱印
七十二番講社
中野条町居住　樋田瑞秋
原町居住　高山茂樹
岩鼓神社祠掌
同　高山昇
五反田村居住　高橋大喜
（三百四十七番）　横尾村居住　関恒斎
和利神社祠掌
（三百四十四番）　岩下村居住　海埜斎
鳥頭神社祠掌
（三百四十八番）　村上村居住　村上義曜
（三百四十九番）　沢渡村居住　福田宗禎

右一社中者相成丈勉学候事

明治六年八月　邦光

篤志の人教則相守決心ニ而別紙仮誓状ニ姓名相認候上者入門差許候事

明治六年八月　邦光　朱印

六年九月一日教部省ヨリ講社を修成講社と相唱候事

表

上野吾妻郡中野条町
樋田瑞秋殿　修成講社

裏

東京永田馬場有栖川宮御邸内
新田邦光殿門人
二月二日発

②　修学講社の心得書十九条

明治六年九月十一日、新田邦光が上野国の門人に示した修成講社心得書をみると、この講社の研学の内容を知ることができる。神道を経とし、儒学の思想が多分にもりこまれていることがしれる。

修成講社心得書

一、諸国ニアル処ノ門人各地ニテ独学シテハ講習ノ益少ナケレバ、今ヨリ其地方最寄ニテ講社ヲ結ビ、互ニ勉励イタシ、皇国ノ道ヲ熟知シ、報国尽忠ノ実効ヲ立ル目的アルベシ。

一、古事記ニ修理固成是多陀用幣流之国トアル修理固成ハ、国土ヲ生成事ヲ主トスレドモ、今日ニ在テハ人事ヲ尽シ、一身ヲ修メ、一家ヲ斉ルモ、皇国ノ為忠ヲ尽シ、我邦ノ光ヲ輝スモ皆修理固成ノ意味ナリ。門人此意味ヲ妄却セザル為ニ修成講社ト唱ルナリ。

一、三条ノ教憲ハ朝夕服膺スベシ。

一、一身ノ主ハ霊ナレバ、神ノ御心ト同キ真心ヲ磨クベシ。我誠ヲ立テ人ヲ感服セシムベク、徒ニ口舌ヲ事トシ、志ヲ財利ニ用ヒテハ、人ノ感心スル筈ナケレバ、専ラ至誠ノ心ヨリ道ヲ担当スルノ志アルベシ。

一、神国ニ生レテハ、一筋ニ我邦ノ神祇ヲ拝ムベシ。然ルニ皇国ノ神ヲ差置テ、妄ニ外神ヲ拝テハ外神ノ受ケザルノミナラズ、皇国ノ神祇ノ神慮ニ叶ハヌト心得ベシ。

一、毎朝天御中主神、皇産霊二柱大御神、天照大御神、天神地祇八百万神ヲ拝ミ、奉産土神、氏神ヲ拝ミ、祖先ノ神霊ヲ拝ムベシ。

一、神祇ハ敬拝スルヲ主トスルナリ。神祇ニ托シテ平常ニ異ナル行アルベカラズ。神祇ヲ仮リテ人ヲ惑スコト有ベカラズ。

一、社中各我家業ヲ勉励シ、十分活計ヲ立ベシ。サレドモ、人トシテ道ヲ心得ズシテハ貌ハ人ナレドモ、獣禽ニ同ケレバ、人倫ノ道ヲ確乎ト心得テ、利害得失ヲ顧ミズ、天理ノ当然ヲ踏行フベシ。

一、寝テモ覚テモ修理固成ノ意ニ法リ、物事ヲ作リ、固ヲ成スノ志アルベシ。日神ノ光華明彩ノ御徳ニ法リ、公明正大ノ行アルベシ。

一、総テ社中ハ一家ノ思ヒヲナシ、冠婚等ノ吉事ハ相慶シ、疾病、患難等ハ相救合ベシ。

一、講社ヲ結タル上ハ、時々集合シテ道ヲ講求スベキ事ナレバ、社中ニテ便地ノ手広キ家ヲ撰ビ集会所トシ、産業ノ妨トナラザル日ヲ繰合セ、集会シテ道ヲ講習スベシ。此時兼テ授与シアル講録等ヲ誦読スベシ。

一、正直篤実ノ者ハ、貧富ノ別ナク入門入社許スベシ。姦計悪行アル者ハ、決シテ社中ニ入ルヲ許サズ。万一社中ニ心得違ノ者出来レバ、社中一統ヨリ忠告シテ厳ニ改心セシムベシ。

一、社中身ヲ修ルヲ主トシ、道ヲ以テ任トスルコトナレバ、別シテ敬慎シ、外人ト争論ヲ開キ、府県庁ヘ御面倒筋ヲ掛ルコト有ベカラズ。特ニ社中ニテ隙ヲ生ズレバ、社中ノ恥ナレバ相互ニ親睦スベシ。

一、社中ノ者ハ別シテ倹約ヲ本トシ、仮令他人ヨリ誘ラルモ

聊頓着セズ、人ニ構ハズ衣食住ノ慾ヲ除キ、節倹ヲ守ルベシ。余財アレバ道ノ為ニ財ヲ散ジ、秋毫モ吝嗇ノ心アラズ。

一、集会ニハ各行厨持参シ、少モ会主ノ厄介ヲ受ベカラズ。且会シテ妄ニ酒食シ、財ヲ費スコト有ベカラズ。会中已ムヲ得ザル費用ノ為ニ積金スルコト有ベシ。是ハ志アル富人ヨリ出金スベシ。尤簿ヲ作リ、壱銭モ妄ナルコト有ベカラズ。篤実ノ者ヲ撰ビ、会中ノ事ヲ取扱ハシムベシ。

一、我道ヲ信ジ、是ヲ拡メテ盛大ニ至ラシムルヲ専務トシ、外教ト妄ニ争ヲナスベカラズ。

一、金穀ヲ以テ人体ノ飢ヲ救ハ、救ノ小ナルナリ。道ヲ以テ人心ノ飢ヲ救ハ、教ノ大ナル者ナリ。是ヲ以テ社中道ヲ以テ任トシ、自ラ道ヲ心得タル上ハ、直ニ人ヲ導ク志有ベシ。如此ナレバ、神祇ノ神慮ニ叶ヒ、皇国ノ為ニ忠ヲ尽スト謂ベシ。

一、結社ニ仮令良善ノ方法アリトモ、誠ヲ主トシ人ヲ感ゼシメザレバ、其ノ方法モ永ク行レ難シ。サレバ今我道ヲ以テ人ヲ救ノ赤心ヲ体認シテ、社中同心戮力ン此講社ヲ永続セシメ、一人ニテモ多ク道ヲ熟練シ、報国ノ実功ヲ成ス如クスベシ。

一、教会大意ノ旨ト前条ト照準シ、厳重遵守スベシ

以上十九条

右之条々結社之門人堅可被相守事

尤多人数集会候場処ハ、地方官へ願立旨、教部省ヨリ御沙汰候附此段可被相心得候事

六年九月十一日

邦光

上野国内門人中

(4)　講社の驚異的発展とその活動内容

①　狂信的な講社への入門

修正講学社の時代（明治六年八月以前）吾妻郡において、その入門、入社の勧誘の中心となった人々は前項でのべたように、原町の高山、伊勢町の小板橋、横尾の関を始め、各町村の神官であり、またその仲にあって中之条の樋田瑞秋や、小泉の塩谷真雄（大戸小教師）沢渡の医師福田宗禎らの有識者が中心となって、その活動が始められたのである。

六年九月修成講社と改名、教部省から公認されるころになると、その門人層は東京の本部の指令をうけて次第に各

村々の役人層へと拡げられてゆく。翌七年になると第二十六区長町田重平を初め、第五小区長二宮平八、六区長折田軍平、七区長伊能佐五七を始め、村の戸長、副戸長もほとんど入社するようになり、秋ごろには、ほとんどの村の一般農民まで入社、入門するという盛況を呈するようになっていった。高橋景作日記にも

明治七年十月五日晴。樋田瑞秋来る。

〃　十一月三日晴。天長節、新田大講義殿、諸国御門人トスル由ニテ、戸長ヘ印判持参スル。（注、この印判は入門届に使用されたものであろう）

〃　十一月四日晴。此頃村中一統、新田大講義殿へ御門入ニナル。

とあり、その熱狂的な入門の状況がのべられている。入門者が多くなると各町村毎に講社の設立がなされた。そして村内の適当な場所に講社集会所が設けられ、家業の妨げとならない時間をみはからって、お互に本部から送られてくる教導大意や心得書等を中心とし研修が行われたのである。講社の間の同志の連絡はきわめて緊密であり、東京への連絡も盛んに行われた。明治七年三月以降は新田邦光が勢多郡箱田村、木曾三柱神社に自身出張講義するほどの盛況さであった。そして講社に入門する時には、次のような入門書を提出しなければならなかった。

自今御教授之旨遵奉仕候間御門下に御加へ被仰付修成講社御規則相守候間入社奉願上候　以上

何県何郡何村　士族或ハ農民
何　某　㊞
年令

大講義新田邦光殿御門人
修成講社御中

また講社内には次のような役職と階級が厳然として行われていた。

等級表

一級　代教（但シ一方ノ地ハ代級スヘシ）以下是ニ准ス
二級　諸府県下ニアル社中ヲ取扱フ
三級　取締　副総会長
四級　大会長　従前地方取締ハ当級ト心得ヘシ、地方ニアル組々ヲ取扱フ
五級　中会長　従前会長ハ当級ナリ
六級　少会長　〃　副会長ハ当級
七級　大世話　説諭方ハ当級

八級　中世話　世話方取締一級世話方ハ当級　　九級　少世話　世話方当級

②「修成講社七十二番組中之条」の設立

講社の中でも中之条町(大字)は樋田瑞秋の献身的努力で明治六年～七年にかけて、大区長町田重平、小区長二宮平八、戸長町田儀平等の町役人を初めとし、町民ほとんどの入社をみるようになった。新田邦光も大満悦で明治七年三月十四日伊香保へ出張の節、加部琴堂の手を通して有栖川宮の真筆を木版で模写した「修成講社七十二番組中之条」の額面を世話方である樋田瑞秋に伝達した。樋田は同月二十日、中之条町に設置されていた熊谷県出張警視所（熊谷県の区庁）を通して県に設立認可の届を出している。

乍恐以書付奉御届申上候

熊谷県管下吾妻郡中野条町樋田瑞秋奉申上候私儀昨年七月修成講社新田大講義邦光殿に入門致し罷有候処同昨年八月中中野条町七拾弐番之講社を被申付然る処当二月講社世話役被申送候得共其儘に致置候処猶又今般右講社設立可致旨を以有栖川宮様御筆跡ニ而修成講社之額面壱枚新田邦光殿より御渡しに相成誠に以卑賤之身而は恐多く候得共難有拝戴仕候就ては七拾弐番組社中のもの集会致し教導講義勉励致し世話方行届候様被申付候右当町方江右講社設立致度候間何卒以樋田は感激の余り届書に有栖川宮の木版刷の字を真筆と間違えて記載したため、県では驚いて、東京の有栖川宮家へその真偽を問い合せるという一幕を演じたが、同年六月二十二日許可がおりた。それより各地に講社が設立された模様であるが、その詳細はわからない。大戸が第七十六番になっているので、その後ほどなく加部琴堂の尽力によって設立をみたもののようである。

御仁恤此段御聞済奉願上候

明治七年四月一日　熊谷県管下北二十大区五小区
吾妻郡中野条町
農　樋田瑞秋㊞
戸長　町田儀平㊞

前書之通相違無之候付奥印書差上申候　以上

副区長　二宮平八㊞

河瀬熊谷県令殿

③　郡内の講社の活動状況

吾妻郡東部（西部は不明）の活動状況はつぎの通りであり、樋田・関・高山等の神官がその教導の中心となって講説をして回村しているし各村落においても、日を定めて集会が開かれている。（明治七年修成講社御印鑑請授簿による。伊勢町、今泉環所蔵文書）

（今泉文書）（明治七年）

一月五日　当町（伊勢町のこと）社中集会講社開く。毎月十五日説教講会定。

二月十一日　山田村は毎月三十日講会。一月三十日より定。

植栗村は一月十五日茂木利平治（注　植栗の人、第三小区長）宅にて開講。毎月一の日を以て植栗、岩井、小泉、荒巻（新）、泉沢五ヵ村順番講会。

三月四日　市城、中沢重平宅において講義設。

三月十六日　岩本区長伊能佐吾七（注　第七小区長）にて開講。講説方、岩本村、横尾村、五反田村、蟻川村、大道、栃窪村、戸長、村吏、この外小前各出合聴問。関恒斉、茂木英信、樋田瑞秋三名にて講説致す。

三月十九日　青山村戸長、宮崎権六、此村方戸長宅において説教。村吏・小前一同聴問出合。講説人樋田瑞秋壱人。

三月二十六日　五反田村開講。忠七宅において。

四月八日　近戸神社において講義。

四月十九日　西中之条芝宮神社において関祠掌、樋田瑞秋開催。

五月一日　講義（場所不明）

五月二日　折田村諏訪神社において高山訓導、樋田瑞秋開催。（折田村は第六小区長折田軍平、伊東蘭斉等が中心であった）

五月五日　四万村宮崎安平宅において開講。村吏、村方小前一統集合談ず。

五月八日　山田村高沼祭典において講義。高山茂樹、樋田出席（山田村は町田庄蔵、山田村戸長町田安一郎等が中心であった）

五月十六日　横尾村学校において開催。関祠掌、樋田出席。村吏小前一統集合。（第八小区は区長関伝八が中心であった）

五月三十一日　教教雑志十一部、平村関伝八（第八区長）、村上村村上耕作、岩本村伊能佐吾七（第七区長）、折田村折田軍平（第五区長）、植栗村茂木利平次（第三区長）、原町山口六平（第二区長）、岩下村片貝新十郎（第九区長）、川原湯萩原耕作（第十区長か）、元宿村河部（辺）半（第一区長）、狩宿村黒岩源十郎（第十二区長）、草津村山本十三郎（第十一区

長）

右之通り一部宛分与の義、大区長町田重平殿へ依頼候也。

（樋田瑞秋より）　　（　）内筆者註

明治七年～八年にかけて中之条講社が東京からの中継基地となって利根郡や新潟県魚沼郡関村、藤原村、奥村へ連絡をとっており、

八年十二月十二日　各小区長集合有之、各区内村々修成教来る一月より一層尽力の事、区長方に依頼す。

とあり行政機関を利用して布教につめている。「信教の自由」は明治二十二年憲法発布以後に属することなので、現代の私たちにはまことに奇異の感をいだかせるものがある。このようにして明治九年十月二十三日、教派神道の一派「神道修成派」として独立の形体をとるにいたるのである。

注　吾妻郡誌第十章第二節神道の項に「……最も早く教会を設けたるは修成派にして　明治二十七年六月。」とあるのは是正さるべきであろう。

注　神道修成派告示第十六号

旧教部省九年一月第弐号ヲ以相達候転宗改式ノ節承認書授受ノ儀向後廃止候条渾テ壬申（明治五年）六月百九拾弐号七年二月第拾三号公布ノ通相心得自今転宗改式ノ者ハ是迄葬祭受持ノ者ヘ及通知置其旨管轄庁ヘ可為届出此旨相達候事

但同宗派ニテ甲乙相転候モ同様タルヘシ前書之通内務省ヨリ御達ニ相成候条当派社中ハ根元当派教法信仰ノ上入社ニ相成有之儀ニ候得ハ今般ノ御達ニテ転宗改式届書ニテ相済候儀ニ候得ハ従前依頼ノ寺院或ハ祠官、祠掌ヘ通知ニ及ヒ且地方庁ヘ届出届済ノ上当派ヘ可申出事

但シ従前派内社中ヨリ寺院ヘ離檀致度ニ付承認書申請度旨申出候節寺院ニテ早速承認書不差出向モ有之処今般ノ御達ニ就テ即日ニモ離檀相成儀ニ付其手続ヲ付候様可致事

明治十一年三月五日

寺院祠官祠掌ヘ通知シ地方庁ヘ届出ノ文面ニ付不案内ノ向モ有之哉ト相察シ候ニ付雛形ヲ左ニ示ス

葬祭御断書

私　儀

兼テ神道修成派教法信仰ニ付自今右派之方法ニ随ヒ葬祭執行被致度候従前葬祭等御依頼申有之候得共自今御断申候也

明治　年　月　日　　何郡何村

何　之　誰

何寺住職何之誰殿

何社祠官
祠掌何之誰殿

御　届

私　儀

従前何宗何寺へ葬儀等依頼仕有之候処今般神道修成派教法信仰ニ付自今右派之方法ニ随ヒ神葬祭ニ執行候条此段御届申上候也

但シ本書之通葬祭改式ニ就テハ戸籍面へ神道修成派、神葬祭ト御記載被成下度候也

明治　年　月　日

何県下何大区何小区
何国何郡何村何番地
何　之　誰

何県令何之誰殿

8　結　語

平田篤胤の流れをくむ国学者や高野長英の流れをくむ蘭学者たちの思想は、やがて尊攘思想となってあらわれ、明治新政をささえる一つの原動力となったことは前にのべたとおりである。新政府が王政復古、天皇親政の精神的支柱としてえらんだ国家神道の国教化は神仏判然令によって神仏分離がさけばれるに至った。このことは今までの神仏混淆の混合宗教を是正し、宗教の近代化を図ったことは近代国家への歩みを進めてゆくうえに当然のことであった。しかし国家神道の振興と平行して行われたため、一般庶民に大きな曲解を与え、加えて僧侶の俗化は神官等の使嗾(指嗾)も禍して多くの離檀者を出し、川戸村のように一村挙って神葬祭にのり替える処さえ現われてきた。そして遂には廃仏毀釈運動を展開するにいたり、本町においても林昌寺破仏事件等をひきおこす等宗教界は大混乱に陥った。

このことはまたキリスト教、仏教の衰えをきたし、明治五年さらに「山人たちのかもしだした自覚神道」といわれた修験道をさえ解散させ、併せて民間信仰の対象となった路傍の石仏まで撤去させるにいたったことは、文明開化の波にのって表層文化のみを重視し一般庶民の時間の積み重ねによって生み出した貴重な基層文化を否定し、民衆の信

仰を踏みにじるものであった。

江戸中期以降、上州の山村の片隅で、営々として培われ育てられてきたエネルギーも、それは小さいながら徳川政権を倒す一つの因子となった。そしてこれら庶民は明治新政に大きな期待をよせたのであるが、高橋景作の明治新政批判にみられるように、政府は一つの柵をこえるごとに民衆を無視し、かつしりぞけ庶民もまた不幸にしてその政治指導者を得ることができない儘に、地方の有識者にその身をゆだねねばならない運命におかれた。為政者はまた宗教政策においてみても一般庶民の日本人の根本的性格から永年にわたって育てられた文化をも文明開化の敵であるとし、弊履のように踏みつぶしてあえて省みなかった。

しかし庶民の間には新政府の唱える国家神道が、このように理論的に組み立てられ進められつつあった時、それとは全く対照的な日本古来の神道を基とし、儒教や仏教と三者を一体とする信仰の姿が、次第に顕れ始めた。教派神道の芽ばえである。

国家神道に随従し、儒教と神道を一つとした新田邦光の神道修成派の教義は、在地の有識者によって耕された肥料豊かな吾妻の畑に播かれると、その芽ぶきは異常なまでの発育をみたのは、歴史的必然の帰結であったといえよう。ではその狂信的とまでにみえる発展をみた修成講社への入門入社の激増をみた秘密は一体那辺にあったのであろうか。

まず考えられることは、神官や有識者の指導によって明治二年以来神葬祭への転宗者が急速に多くなったこと、つぎに仏僧の俗化に対する郡民の不信があり、その結果、林昌寺破仏事件へと連なる廃仏毀釈の運動が進んだこと。さらに天下万民は維新の推進力ではあるが、まだ自分自身の政治的代表を生み出すことができなかった。明治新政にその期待を裏切られた郡民の前に、突如その姿を顕わした新田邦光は、もと竹沢寛三郎と名乗る勤王の志士であり、飛

羅高山における年貢半減の善政で救世主のように崇められた。彼はここにおいても明治の救世主として大いに歓迎せられたものであろう。

そして彼が有栖川宮家と関係の深かったことは、天皇崇拝の至誠に燃える郡の有識者の心を湧かせ、その上南朝の忠臣新田義貞の系譜を引いていたことも、いたく興味をもって迎えられたことと思われる。当時の庶民は「復古論」の著者の言を借りるまでもなく、明治新政を建武中興と比論し、人民自らの手で復古の大業をなし遂げようとする自覚をもっていたものであった。郡民が明治新政の理想像を彼に求めて入門したであろうことなどが考えられるのである。

しかし一方仏教々団の中からは、廃仏毀釈の混乱を通してきわめて反省的な態度もあらわれ、行誠、雲照に代表されるような「旧弊一洗の精神」が高められ、諸宗はこぞって自宗の改革にのり出した。

また時を同じうして榛名山の表側では、明治七年米国から帰国した新島襄により故郷安中において県下で始めてのキリスト教の第一声がきかれ、十年には海老名弾正が安中に来ってキリスト教の伝道を始めるなどして、宗教界もまた大きく変ろうとしていた。

そしてまた同じころ（明治七年一月）板垣退助らは「民選議院設立建白書」を提出し、四月、板垣は土佐に立志社を創立している。（山口）

六　明治維新と地租改正

1　地租改正、その歴史的意義

地租改正　わが国の封建的地方社会から近代的統一国家への発足に当って、地租改正は近代国家としての財政施策上からみて最も重要な事業であった。明治初年にはなお封建的領有制下の土地経済に立脚していて、従来のような換金に不確定性をもつ現物貢租は、新しく国家予算をたてるのには大きな障害であった。そのため賦課方法を改正して今までの石盛りから全国的に統一した地価を算定し、これを基準に定率賦課することにした。この賦課方法の転換には事実上の土地私有権の成立や自由な土地売買制が前提条件である。しかしこれら前提条件も近世以来の貨幣経済の進展によって成熟してきていた。また明治になってからは五年（一八七三）二月の田畑永代売買の解禁や地券の公布も行われていた。こうして地租改正に必要な準備的作業は漸次進捗していた。さて政府が地租改正事業実施にいたるまでの施策の過程を次に簡単に付記しておく。

もともと地租改正は維新政府にとっては不可欠な事業であったから、明治初年以来問題となっていた。急変による民心の動揺をおもんばかって、租法は旧慣のなかで少しずつ金納化を進めていた。三年（一八七一）の廃藩置県で統一国家が形成されると、租税制度の改革が急を要することになり、地租改正の歩みもピッチをあげ、まず地券の交付によって土地の私有権者の確定から着手した。政府は売買譲渡しない土地について全国統一的に地券交付しようとしたが、実施不可能

により方針を変更し、五年（一八七二）四月地方官会議を召集し、地租改正案を練りなおし、その結果この年七月の大政官布告、ついで六年七月に地租改正条例、地租改正規則が公布され、はじめてこの事業が軌道にのるようになった。

(1)　地租改正の性格　明治の地租改正の内容について、その性格を要約すると、(イ)江戸時代からの旧貢租が収穫をもとに賦課されていたのに対して、新地租は原則的に全国一率の規準で評価決定された地価が課税標準とされた。(ロ)税率は全国一律に地価の一〇〇分の三の定率とした。天災らによる地所変換の場合を除き、年の豊凶によって一さい増減をせず、ために財政収入の安定がはかられた。(ハ)収納物件は一律に貨幣とした。かくて従来の物納から新地租は金納になった。これによって地租収入は米価変動の影響からもさけられた。(ニ)納税義務者は地券の交付によって確認された土地所有権者とされた。この点では明治の地租改正は従来の地主小作関係には一さい手をつけなかったわけで、従って小作人は地主には小作米で物納し、地主はこれを換金して金納の地租を政府に払った。(ロ)税率と(ニ)に関連する地小作関係について、次に若干付記しておこう。

(ロ)　税率、この時の税率一〇〇分の三も、十年一月四日には、百分の二・五にさげられた。また地価は七年五月十二日、さらに十三年五月二十日には五カ年すえおきの措置をしている。これは地租改正、反対闘争への対策であろう。改正完了後の十七年三月十五日には地租条令を公布し、法定地価が設定され税率も固定された。

(ニ)　地租改正による地小作関係を、江戸時代の地小作関係と対比すると、江戸時代には小作人は直接年貢を村役人のところへもっていったのにくらべて、明治の地租改正では小作人の国家との関係は間接的なものにすぎなくなった。従って新しい時代の資本主義も、農村の場合、地主自作（土地所有者）だけのものであり、小作人は相変らず地主のもとでの物納にとどまった。

さて地券の交付による土地私有権の確認は一種の領主の返済した土地の配分とも考えられる。しかしこの私有権確認の範囲も近世以来の本百姓（貢租担当者）に限定された。明治前期では地主といっても未だ大部分は耕作者として

の豪農であって、一面では地主的であっても他面では耕作農民として、その利害を代表していた。また地租はその配分を通じて一種の有償の買戻しの性格をも部分的にはもっていたといえる。この点では地租も割合高額にきめられていたように思う。こうして地租改正では在来の封建貢租の高額を継承していた。当時は国家財政の基礎を地租においていたので、政府も亦当然地租の負担者である土地所有者を経済的かつ政治的にも保護優遇していた。近世において幕府が本百姓のみを貢租納入者として公民と認めたのと同様に、明治政府もまた地租負担者の土地私有権者だけを公民として認め、選挙権を附与していた。

ところで、地租改正事業は、明治五年（一八七三）に着手され、田畑宅地は八年にはほぼ終了したが、山林原野は十三年までかかるという長期にわたる難事業であった。古島敏雄博士は全国各地方の税法としての地租改正の実施については、「農民の手による土地面積、収穫量、所有者、耕作者、小作料等の調査をへて、国が地方別に定めた米価・利子率・生産費算定方式による地価決定があった後である。地租改正条例にもとづく実際の改正地租の賦課が、何年からどれだけの地域に実施されたかは明かにされていない。基礎調査開始自体が八年（一八七五）以後になった地方が少くない」と述べている（古島「産業史Ⅲ」二八頁・体系日本史叢書）。

(2) その歴史的意義　以上、明治維新における地租改正を通覧したが、さて明治の地租改正の歴史的意義を考えてみるに、維新政府によって実施された土地制度の改革としての地租改正は、確かに封建的な土地領有制を解体させて、法的形式の上では近代的土地所有権を成立させた。しかし農村内部の生産関係や土地の用益関係にはふれなかった。領主に換って地主（土地所有者としての本百姓層―当時では豪農に代表される耕作者的性格をもつ土地所有者）を中心とした土地所有制へ移行したことは、確かに大きく一歩前進した土地所有形態ではあった。しかし地租改正によるこのような地主中心の土地所有制への移行は、やがて新たな小作制度への展開の途を開き、これによって前代の領主対

農民に換って、明治以後には新しく地主対小作という形態のもとで、実際的には封建時代とあまり変らない前近代的な身分関係を存続させた。この意味では地租改正の歴史的意義づけは、十分に近代としての農民的土地所有制への改革ではなく、領主的土地所有と農民的土地所有との中間に介在する地主的土地所有への基礎となったといわれている。封建的領主による土地所有制からの解放は、確かに近代化への大きな一歩ではあったが、広く農民的土地所有制が成立する基盤としての近代的農村の形成は、昭和戦後の農地改革をまたねばならなかった。この点で、近代の土地制度への維新であった明治前期の地租改正には、自ずから一定の限界があったわけである。

しかもなお明治の地租改正のもつ次のような歴史的意義は、しっかりと捉えておかねばなるまい。すなわち地租改正はなによりも近代的土地私有制を確立し、これを基盤にして封建的貢租から近代的租税に転化したものであること、そしてまさにこれによって資本主義の成立と、これに対応した近代的統一国家を確立するために大きい役割を演じたということである。

2　群馬県の地租改正の進捗状況

群馬の地租改正は「明治九年（一八七六）十一月に着手し、十四年五月に終了している。その総段（反）別二三三、八七一町二反六畝一六歩二合六勺、地価金三、一三四万四三一二円二銭七厘、地租金九四万三二四円三六銭一厘なり」（地租改正紀要より）。ところで県で地租改正の計画が発令されたのは八年十月三十一日だったが、実地に着手したのは一年間たった翌九年十一月からで、改正のための土地丈量という大仕事が一斉に開始された。

以下地租改正について熊谷県布達資料（旧名久田村平の関伸一所蔵）によって述べてゆく。

注　関伸一の祖父関伝八は第二十六区副区長であった。　第百五拾弐号　明治八年十月三十一日　熊谷県権令楫取素彦

から各区正副戸長宛の通達によると、

地租改正取調着手ニ付テハ、地引絵画、仕立方、並ニ検地法ヲ心得ラレ、概略雛形トモ、別記ノ通リ相達シ候条、右ニ照準シテ着手致ス可ク、最モ人民心得書ノ儀ハ逐次相達シ申ス可ク、此旨相心得ベキモノナリ。

地租改正心得書（一部掲載）

一、最初大小方儀等ノ測器ヲ以テ全村周囲ヲ分間シ、大道枝道、用悪水堀、其外総テ甲乙地所ノ所在目標トナルベキモノハ是又測量器ヲ用ヒ実測シ、大体ノ位置ヲ定メ全村絵画面ヲ製シ申ス可キ事、

一、字限リ境界ヲ正シ、是又測器ヲ以テ周囲ヲ分間シ、前条全村図面ニ朱ノ飛点ヲ以テ区画スベキ事

一、別ニ字限リ絵画面一歩一間程ノ積リヲ以テ、一字毎ニ別紙ニ引立申ス可ク本支道筋溝渠等総テ全村絵画之通リ記載致ス可キ事

一、……

右は県が最初に地租改正計画発令の際の文面であるが、作業順序に従ってそのやり方を指示している。続いて改正の通達が相次いで出されている。第百八十一号（八年十二月十二日）では「地租改正ニ付、人民心得書頒布候条、諸般矛盾ノ儀、之無キ様、取計ル可ク候」として、先の地租改正心得書の内容を繰返し丁寧に指示している。そして九年一月には詳細な県の告諭がだされた。この一月に地租改正御用掛を各大区ごとに一名ずつ二十二名を任命し、続いて三月には各村に地租改正の地主総代人を選定させ、四月、各郡に地租改正事務局を設置させる等、着々その実施への準備を進めた。当時の県の通達によって、その状況の一端を察知してみよう。

本県第十八号（九年二月十七日）では、土地丈量について次々通達したが、左右に事よせて着手を遷延している向をきいているが、もってのほかで、至急耕地宅地の歩数を精密に調査し、地図と地引帳を四月三十日までに必ず差出すように督促している。（土地丈量の進まなかったのは、当時測量技術の心得あるものも少く、また新しい改正所旨も十分に理解しえなかったためであろう）。

本県三十五号（三月十七日）では地主総代人の選定を三月三十一日限り差出すよう督促している。「本県管内ノ如キ専ラ総代人用掛、目下其任ニ当リ鞅掌ノ儀ニハ候ヘドモ、漸次事ノ挙ルニ従ヒ事務繁雑ニ立至ルベキハ必然ノ勢ニ付……各区正副区長ヲ除キ所有反別一町歩以上ノ総地主互選投票ヲ以テ、毎小区二人ヨリ多カラズ、適宜地主総代ヲ撰定シ、人名書本月卅一日限リ聊モ遅延ナク本支両庁ノ内へ差出シ申スベ

シ……」と

そして、同日付の他の通達（第三十六号）では、農事繁忙期にならない以前に土地丈量をすませるように注意督促している。

そして四月十二日の本県第五十四号達では「目下土地丈量その他坪詰、地図編製等が追々実施されてきている」ことを示している。五月二十六日の本県第八十八号では、山林原野丈量の事とその反別調査順序を示す達しをだしている。さらに七月一日本県第一〇六号によると「地租改正は人民一般の無関心であってはならないものであるのに、正副区戸長が一切関係ないものと心得ているのは甚だ不都合である」と勧告している。

そして県正式の改正事業開始の十一月をひかえて一ヵ月前の十月になると、土地等級の選定法についての示達が相次いで発せられている。九月三十日に地位等級定方心得書、地位等級調査区吏員心得書、地位等級撰方概例等が詳細に示された。十月には四日、十三日、二五日と相次いでその増補や追加が示達された。この九月三十日達の前文から当時は既に地盤検査済の村々もあって、この時の通達では次のような手順が示されていた。

地租改正之儀ハ既ニ期限公布ノ趣モ之有リ、本年租額ヨリ新税施行之儀、追テ其筋へ上申致スベキハ勿論之処、既ニ地盤検査済ノ村々モ之有リ候ニ付テハ、先ズ其部分ヨリ模範組合村ヲ選定シ、続テ地位等級ヲ精覈ニ調査致シ改租施行ノ手続相達ス様致スベク、依テ前紙ノ心得書相達之条、右照準取調ベ、本月幾日限リ相違ナク出向ナサルベシ。委細ノ儀ハ懸リ官員ト承合スベク此旨相達シ候事。

そして十一月四日の通達中には模範組合番号（1号～82号）が示されてあり、吾妻郡関係では、55号厚田村、56号新巻村、57号西中之条村、58号横尾村、59号長野原町、60号芦生田村らがあげられている。さらに十一月三十日の本県第七十四号には地価取調方心得書が発せられている。

以上、本県の地租改正の進捗を、県の示達を通じて一覧しただけでも、現場の村々の住民にとっては画期事業だっただけに、その理解は極めて難しく、遅滞遷延していて中々進展しなかったようである。県内でも地区によって進展には相当格差があったようである。とくに土地等級の査定には連合組合を結成、模範村を指定し、その調査結果に比

準して一般の村々の等級査定を実施し、さらにこれにもとづいて地価の評定が行われている。

3　中之条地方の地租改正

明治の地租改正について、すでに国から県の段階の動きについて概説したが、この大事業が最前線の郡や町村においては、どのように進展したのだろうか、少し詳細に考察しておきたい。

明治政府が地租改正条例規則を上諭をもって全国に頒布したのは、明治六年（一八七三）七月であったが、群馬県がこの事業の正式着手は九年（一八七六）十一月からであった。前述のように県ではこれに先だつ一年前の八年十月三十一日に地租改正心得書を県内各区（町村）に示達している。国から県、県から大小区（郡町村）へとこの地租改正の大事業を、上から行政的に実施してゆくためには、それぞれ一定の準備期間が必要であった。そして県―郡町村、とくに末端の郡町村段階では大小区長はじめ指導層への啓蒙理解が不可欠であった。

(1)　地租改正の事業実施まで―準備期―

わが吾妻郡（第二十大区）では、県の地租改正心得書示達の一ヵ月前の八年（一八七五）九月に区長副戸長が会して、まず地租改正着手の順序を定めている（増補中之条町誌による）。当時二十大区五小区の地主総代人だった中之条町小池政七の「増補中之条町誌」によると、二〇大区では、小区内に総代一人選挙し、町村吏のほか相当人員を定め、さらに地主総代人を挙げている。そして各小区改正総代人を測量伝習所に出張させて、改正測量のための技術方法を学ばせた。県では十九大区二十大区の総代を渋川町に集め、五小区総代小池政七以下十二人、これに大区総代田中瑳一郎が附添参加し、先生には宮崎県令が出張して測量教授が行われた。講習は二日間で終了し、この講習をうけた総代人たちが帰って区内地主総代に伝授している。こうして講習で覚えた速成の測量技術によって郡内各地の地押

丈量（土地測量）が実施されたのである。測量方法は当時として十字法、分間略器法、三斜法の三法が指定されたが、群馬県では三斜法（三角測量による分割測量）を使用している。

地主総代人の選任　さきの明治九年三月十七日の本県三十五号の通達によって、第二十大区（吾妻郡）の各小区代表の地主総代人に次の人々が選任された。

一小区　本宿村―中井總平、大戸村―田中昌一郎（二名）
二小区　原町―新井忠弥、川戸村―関口文四郎（二名）
三小区　植栗村―茂木弥平
四小区　五丁田村―佐藤弥一
五小区　中之条―小池政七
六小区　上沢渡村―関口定八
七小区　大道新田―小渕文衛
八小区　大塚村―奈良茂平次
九小区　三島村―高橋重郎次
十小区　大津村―小林善平、林村―浦野　庸（二名）
十一小区　草津村―富沢金弥、羽根尾村―唐沢太一郎（二名）
十二小区　応桑村―黒岩有哉、大笹村―岩上八郎、三原村―黒岩常五郎（三名）

ところで小区代表の地主総代人の選挙に先だち本県二十三号通達に示された各村々の地主総代人選挙心得書によると、次のような選挙順序と方法が定められている。

わが中之条町関係の五～八小区は各区から一名ずつが選任された。

注　現在の中之条町地区は、二十大区五小区～八小区に属し、五小区（中之条、伊勢町、西中之条村、青山村、市城村）、六小区（山田村、折田村、下沢渡村、上沢渡村、四万村）、七小区（原岩本村、蟻川村、大道新田、栃窪村、五反田村、横尾村）、八小区（赤坂村、大塚村、平村、尻高村）であった。

この際、八小区では、小区地主総代人選挙の結果、大塚村奈良茂平次（副戸長）が高票をえたので総代人に撰定されたいとの願書を、小区内四ヵ村の各投票人代表と各戸長との連名をもって提出している（三月三十日）そして四月十八日付で奈良茂平次はこれの受書を県令に提出している（辞令受取は四月十三日）。

田畑宅地十五町歩ニ一人位ノ目的ヲ以テ毎村ノ人員ヲ撰挙スベシ(第一条)、地主総代ハ官員、区長、大区総代模範組合総代、丈量担当人及所有地ナキモノヲ除クノ外、何人ヲ問ハズ撰挙スベシ(第二条)、総代人ノ撰挙ハ該村総地主ノ投票ヲ以テスベシ……(第三条)、地主総代人ハ該村地主一同ニ代リ重大ナ事業ヲ担当辨理スルモノナレバ該事業上ニ就キ将来異議ナカランガタメ、地主ト総代人トノ間ニ確乎タル契約ナカルベカラズ。故ニ投票開札以前ニ於テ左ノ書式ノ如キ誓約書ニ通ヲ認メ……(第五条)、誓約書は紙幅の関係で略すが、その案文をみると中々にきびしいものであることがわかり、地主総代人の責務の重大さを現わしていた。

さて上沢渡村の地主惣代には十名があげられている(反下村の永宝年代記、明治九年の項)

関口紋三郎、町田善十郎、山本勘三郎、山口茂十郎、飯塚半四郎、本多十三郎、関　甚平、関　源造、唐沢佐八、福田喜代次郎

なお、戸長関口定八は、上述のように六小区の地主総代人であった。

下沢渡村の地主惣代を、同村の「地租改正における丈量関係絵図綴」(同村剣持正一所蔵)でみると

地主大惣代田村平七(立会人)、地主惣代木暮□□(副戸長、名前は文書が切れているため不詳)、同町田藤吉(立会人)、同島村權八、吉田惣造、吉田惣造六、柏原林平(以上七人)

この丈量に参画した村吏には戸長吉田善平、前小地主大惣代として劔持勘三郎、内海山□(名前が切れて不詳)、そのほか改正人として、湯本三五郎、石田治郎八、町田与四郎、本多治郎吉、本多佐太郎、柏原直吉、関源太郎陰居、吉田文□(名前がきれて不詳)ら八人が記録されている。

以上、各小区内の町村の地主惣代は、それぞれ地区の上層おもだちであった。これら町村惣代たちの選挙によって各小区から一名の地主総代人が選出されたが、小区地主総代人は多くが副戸長格ないし立合人格で戸長につぐ最高役職出身の人々であった。当時町村の新制度の施行下にあって繁忙化してきた諸々の事務中では、地租改正事業の担当責任者は極めて重要職であって、一般町村政事務から独立して専門担当にしていた。地主惣代のほか改正人をおいていたところも多い。事務所も一般戸長役場とは別に設けたところもあった。増補中之条町誌をみると、「九年八月改

正事務所ヲ分チテ清見寺ニ仮設ス」とあるように、多数町民の労力参加によって人々の出入もはげしく、また日当人足賃の支払等、丈量関係器材、諸地図や諸帳の作成、結果の丈量算出整理等多忙な新規な諸作業もあって、事業の進捗とともに不慣れの尨大な仕事の量が山積していったと思われる。

(2)　地租改正事業の実施段階

各町村における地租改正事業の具体的実施状況を示す文書は極めて少いので、四ヵ町村別にその詳細を明かにすることができない。さきの増補中之条町誌から、当時の第五小区（旧中之条町）の場合をみると、明治九年（一八七六）に、まず「二月実測着手ト定メ、八月地図整理、九月十月丈量、十一月等級模範村ヲ西中之条村ト定メ、十年反別歩詰等級比準巡回終了、十一年三月精算訂正ニ付、前橋町ヘ八名ヲ出シ十有五日ニ終リ、次ニ宅地山林ニ及ビ地価確定、野帳地価帳ヲ上申ス。十二年官民有区別社寺境内墓地取調終リ、旧地券引合セ新券下附済ニテ同年五月成功ス」と記述されている。

注　増補町誌の別の草稿によると、九年十月丈量調査済、十年二月違算再調のため本県へ地主総代人六名出張、四月納帳済、同年（十年）地位等級を定めている。十一年には収穫比較調査を行い、また等級変更もしている。この年耕宅地分調製済となった。

「反下永宝年代記」の明治九年をみると、「此年地租改正に付、三月よりはじめ同十月まで休なし。同十月より十二月二六日、地位等級調、之有り……」とあって、反下部落でも九年三月から年末まで丈量と地位等級調に追われ多忙だった様子がうかがわれる。

つぎに第十九大区（利根郡）の桃野村地方における地租改正の実施進捗（桃野村誌二一一頁）と対比しておこう。

年月	吾妻郡中之条町地方	利根郡桃野村地方
明治九年三月	地主総代人、担当人をおく	
	測量着手（二月）	同　上
八月	← 地図整理	耕地、宅地の丈量着手（三月）
九～十月	耕地丈量、十月丈量終了	土地の地位等級選定 ←
十一月	等級模範村に西中之条村を決定	丈　量　終　了（十一月）
		地図帳、野絵画帳、地引帳作成
十年一月		丈量検査終了 ←
二月	反別歩詰	土地の地位等級選定の終了
三月	地位等級比準巡回	収穫地価表帳の調整 ←
六月	終了	〃　終了
十一年三月	精算訂正のため県に出張（十五日間で終了）	新地価によって地租納入
	宅地山林丈量	
	地価確定　野帳、地価帳上申	
十一月		山林原野丈量開始（十二年十一月終了）
十一年五月	官民有区別　社寺地墓地調終了	――――
	新地券下附済	〃　終了
十一月		
十三年三月	山林の地位等級正式決定	山林原野の検査完了（地位等級の正式決定）

十四年 四月 五月 六月	← 新地券下附 ←	官民有区別、地価決定 新地券交付

両町村を比較して、耕地丈量はほぼ同時に進捗しているが、山林丈量着手に差があった。わが旧中之条町では、九年に地押丈量（三斜法による土地測量）を実施し、翌十年には主として反別歩詰（坪詰）や土地等級の比準選定の巡回を実施している。さらに十一年になって宅地山林の丈量と地価の確定、野帳地価帳の完成、そして十二年に社寺有地、墓地等の調査、最後に新地券交付（五月）という仕事の進め方であったことがわかる。

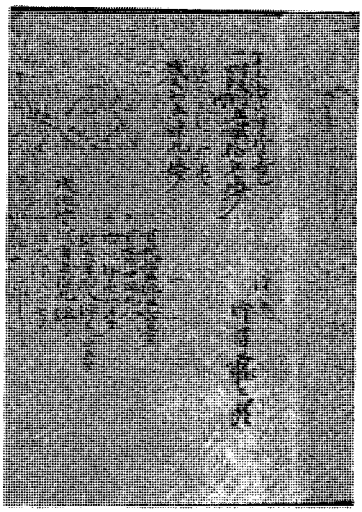
わが六～八小区も五小区（旧中之条町）と、ほぼ同様な手順で事業が進捗したと思われるので、以下順序を追って四ヵ町村の状況をみてゆく。

①　地　押　丈　量

一般に地押丈量の方法と順序については、(i)一地一筆ごとの地目調査、(ii)通し番号をつける、(iii)一地一筆ごとの畝杭をたて、字・地目・反別・地主名・及び新地番号を記入、(iv)大字内の地域区にきって見取図を作成（野帳・地引帳づくり）、(v)改正係官の検査（実地と地図の照合）とされている。この過程では各種の地図が多く作成されたが、これを大別すると、「一筆限地図」、「一字限地図」、そして「一村限地図」となるが、この明治の地租改正の地押丈量の際作成された三種の諸地図は、ながく旧町村役場に保管されてきた。野帳地引帳の類も今に保存されているものがかなり多い。

さて実際に現場で土地丈量を実施する過程において、県指令と照会して不審の箇所が発生し、幾多の質疑の伺いが

出されたが、この主な事項を参考のため広く県内各区に通達回覧している。その一、二の事例を掲示しておこう。





質　疑

一、第二条畑地丈量ノ儀、前條（第一条）同様打詰メ仕ツル可キ者勿論ニ御座候ヘドモ、該区ノ如キハ従前ヨリ桑ニ適切ノ地ニシテ畑地ハ悉ク周囲ニ桑株之有リテ、古来ヨリ右桑株ヲ以テ一般畑境ト相心得マカリアリ候ニ付キ、右畑外回ノ桑株ヲ以テ境界ノ目途ト相定メ丈量苦シカラザル儀ニ御座候ヤ。カツ又乙甲ノ畑アリテ各々桑株ヲ界トスレバ、甲乙境界桑株トノ間一尺或ハ二尺等隙地アリテ、是ハ一般畑畔ト相心得申度事

御指令……畑地坪詰ノ儀ハ当時其筋ヘ問合中ニ付相済次第何分ノサタニ及ブ可キ事

注　この質疑九年三月六日であるが、丈量初期には特に多かったと思われる。北第廿一大区改正用掛心得副区長萩原鎌太郎から楫取県令宛の質疑文であるが、二〇大区の七小区内に回覧されている。

質　疑

一、坪詰之儀　本県第十六号御達ヲ遵守シ、三斜法ヲ用ヒ詳細丈量仕ツル可キハ一般ニ徹底罷（マカ）リアリ候処、山林僻地ノ棚田等ニ至リ、十歩前後ノ如キ、又ハ平地耕耘ノ田畑ト雖モ、地形頗ル屈曲シ孤形ヲナシ候分等ニ至リテハ、幾度ニモ切リ三斜法ヲ以テ坪詰ヲナスト雖モ、其細密ニ至リテハ

実ニ尽スニアラズ。故ニ前件ノ如キ些々々タル孤形屈曲　ヤ。

ヲナシ候分ニ限リ、歩数正実ヲ要スル以上ハ、出歩入歩　御指令は……第一条坪詰ノ儀ハ屈曲平均取捨ハ聞キ届ケ難ク

ヲ取捨シ中勾尺寸ヲ斟酌シ丈量苦シカラザル儀ニ御座候　候条、先般布達之通リ取調ベノ事。

この質疑に対する解答（指令）をみると、中々に厳正な態度で対処していることがわかる。

なお村々の測量担当者に対しては三斜法の測量試験を行ったらしく、九年四月三十日付で県の地租改正掛吉田広吉から八小区長宛文書に、「大急」としてその通達がでている。

村民出勤と土地丈量の進捗　第八小区（大塚・平・赤坂・尻高の四カ村）では、九年三月から九月を中心に土地丈量が実施されたようである。八小区各村の「土地丈量日勤取調」や「人員成功書上帳」によって、その進行状況と丈量作業への村民の出勤状況をみると次表に示すとおりであった。

期間	村別	作業内容			作業出勤延日数		作業出勤人員
		野取地図	三斜坪詰	丈量算入	村吏日勤	傭入日勤	
9年3月～7月25日	尻高村	8歩通成功	3歩通成功	2歩通成功	延　五五八人（七名）	延一、一九二人（四三名）	延一、七八〇人
	大塚村	〃	〃	1歩通〃	延　三六八人（六名）	延　八四五人（二三名）	一、二一三人
	赤坂村	〃	〃	2歩通〃	—	—	一、〇七八人
	平村	〃	〃	5歩通〃	—	—	一、四二三人
7月26日～8月4日	大塚村	—	2歩通	3歩通	延　四二人（六名）	延　二二四人（二三名）	二六六人
	赤坂村	9歩5分通	9歩5分通	3歩通	延　四三人	延　一九八人	二四一人

日	日	赤坂村	9歩9分通	9歩5分通	4歩5分通	延　一六人	延　四〇人	五六人
8月	5～9							
8	月							

注　8月5日～9日赤坂村では清地図（地図清書）に取りかかったとある。

作業内容の進捗をみると、野帳地図作成が最も早く、各村とも七月末にはほぼ終了に近かった。二斜測量も赤坂村では終了、算入が一番おくれ、七月末でまだ二～四分通りのところであった。

なお七月二十六日～三十日の五日間の各村の詳しい仕事内容を示しておく。

平　村……野取三斜反別二町五反を四六人、清地図作成に四人従事　している。清地図に八人、算入に三一人が夫々従事している。

赤坂村……野取三斜反別十一町五反十歩を七七人、算入四町三反一畝二三歩を二七人でやっている。　当時は七月下旬から八月にかけては八小区の各村々では改正の諸作業に多人数を動かして進捗をはかった。とくに赤坂村の進捗が著しかったようである。

尻高村……野取三斜野取用紙七九九枚作成、一六〇人で従事

丈量日当賃の支払　九年三月からの八月には八小区の各村々では村吏はじめ多数の村民が土地測量に幾日も出勤したが、このための日当賃の支払も村財政では大変大きかった。九～一〇年には地租改正費は町村の民費支出の大きな比重をもってきたが（後に詳述）、ここでは大量出勤のための人足賃だけについてみておこう。

まず上述の八小区の村々の場合をみると、大塚村平村では伍長連印の上、村（戸長）との間で日給約定を取り交わしている。

土地丈量日給約定証

今般地租改正ニ付、村吏日給金拾銭、尤傭入之分者、一日金拾弐銭五厘ヅツ給与致ス可キ旨、毎戸協議ノ上ニテ確定仕リ候。依テハ右給与方法ノ儀ニ付、異論等、決シテ申スマ

ジキニ付、後ノタメ約定ノ證、件ノ如シ

明治九年四月廿五日　　立会人　吉田　佐七㊞

北第二十大区八ヶ区　吾妻郡大塚村　　戸長　田村佐伝次㊞

伍長　吉田二重郎㊞

（以下　二十人連印）

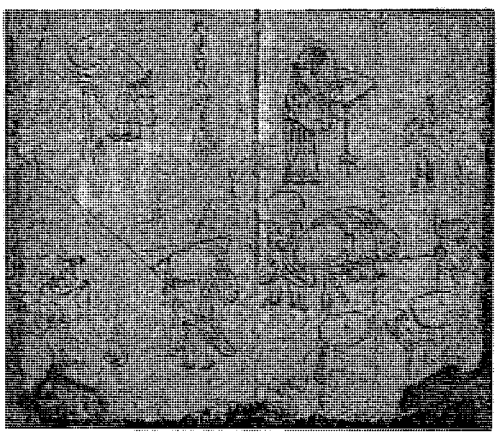
注　平村でも同じ型で日給約定證を取り交わしている（文書略）

右の文章をみると、村吏は日給十銭、傭人村民は一日十二銭五厘であった。この日給を基準額とすると、丈量への出勤日給支払金額は次のようになる。

九年三月～七月二十五日　尻高村　二〇四円八〇銭
大塚村　一四四円四二銭五厘
七月二十六日～八月四日　赤坂村　二九円五銭
大塚村　三二円二〇銭
八月五日～九日　赤坂村　六円六〇銭

この丈量日当額は巨額にのぼり、当時の戸長役場の財政上では実に大きな負担であった。さらに五小区の中之条町の場合をみると、九年七月九日戸長役場から改正事務所宛の「雇日当支払受取」でみると、六九四人分で八三円五六銭五厘五毛で、一人分にすると十二銭四毛であった。

さてこの地押丈量には村方役人の不正を防止するために改正の県係官が立会うことになったていたが、すべての村丈量に立会ったわけで



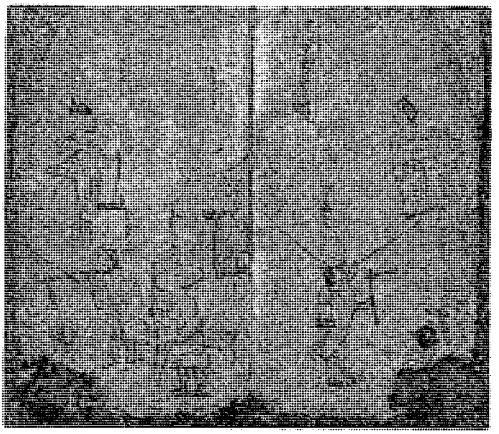
下沢渡村の土地丈量　野取調方之図

はなく、実際には、一村に一ヵ所ぐらいだったという（萩原進「群馬県史」明治時代第一分冊四五頁）。

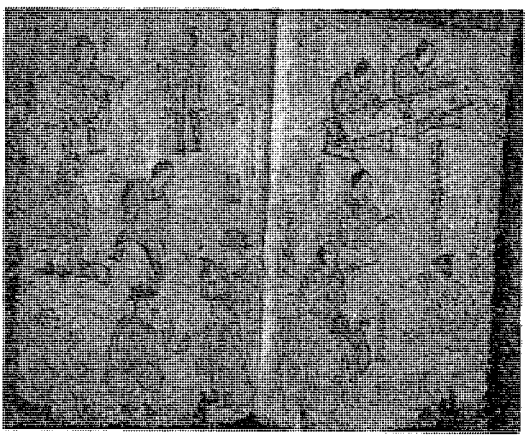
先掲の下沢渡村の「丈量野取調方之図」、「丈量野取之図」によって現場測量の実態がよくうかがわれる。

測量のための諸用具、分間台（測量器）、間竿（六尺一分）、曲尺、旗竿、縄等を使用したが、これらの用具は村役人（地主惣代・改正人等）が総出で作業している様子がうかがわれる。裸で作業のものがいるのをみると七～八月の夏であったろうと思われる。

なお「地押役人之図」や「丈量けん役人之図」をみると、



第1図　下沢渡村の丈量野取之図



第2図　下沢渡村の丈量検査役人之図（左）
村役総代人の清帳之図（右）

一図は戸長以下の村役人を前に県の係官は大冊の野地図をひろげながら色々と指示している。（村役人の頭髪はまだチョンマゲであるが、県係官は断髪である）。

二図左は県係官らしいもの三人、一人は右手をあげて指示しているし、一人はソロバン玉で算出して村役人を指導している。ここでも県係官と村役人との服装のちがいが著しい。赤い帽子赤マント、当時の洋風化の一端である。（右は村役人総代人による地引帳等の清書作業の図である）

山林原野の丈量　一般に山林原野の丈量は田畑宅地の場合よりかなり遅れて着手されている。前掲の中之条地方、利根郡桃野村（現月夜郷町）地方の場合でも十一年から十二年にわたって実施された。このように山林原野では着手が遅れただけでなく、その丈量は極めてずさんで、ひどかったといわれている。これは近世以来耕地にくらべて山林の私的所有権の成立が遅れており、明治になって私有権の設定を迫られて早急に特定個人有に名義転換された事例も多かった。加えて山林丈量はやりにくかったこともあって目見当で丈量したといわれているほど、田畑にくらべて不正確なものであったようだ。

さて県当局としても耕地宅地の丈量の方を先行させたい意向をもっていて、九年二月七日の第十八号達をみても次のように指令している。

耕地宅地ノ歩数精覆調査、地図地引帳共、来ル四月三十日ヲ限リ相違ナク差出サルベク候……但シ山林原野ト雖モ早晩改正相成ル儀ニ付キ、手繰ノ為、此際取調ベ候ハ苦シカラズ候エドモ、ソレガ為、耕地宅地ノ整理遷延致サザル様、注意致ス可キ事

また同年五月二六日では、民有山林原野の反別調査手順がきまって、「山林原野丈量之事」として、左の如き通達を発している。

第一条　山林原野ハ耕地ト同視スベカラズト雖モ、大畧耕地丈量ノ手続ニ拠ルベキモノトス

第二条　山岳ハ斜面側面ニテ縦横ノ間数ヲ量リ、反別ヲ算出スベキモノトス。

第三条　一筆限リノ区別アルモノハ其筆限リ耕地同様ニ丈量シ一字限リノ区別ノミナルモノハ其字限リ廻リ分見、或ハ板分見等ニテ適宜丈量スベキモノトス。

また地租紀要「群馬県」の第四項山林原野各種地ノ調査によると、次のようであった。

山林原野ハ毎筆地押ヲナシ、其丈量ハ分間略器ヲ用ヒ、官吏モ亦同器ヲ以テ百町歩毎ニ三四ケ所以上ヲ検査セリ。地価ヲ議スルヤ其使否好悪等ニヨリ主トシテ地位等級ヲ詮評シテ毎等ノ収益ヲ計算シ其価格ヲ確定セリ。

②　土地の地位等級の撰定

町村の耕地の丈量とこれと併行しての一筆限、一字限、一村限等の地図作戦の作業が相次いで実施されたが、つぎの難題な仕事は、耕地の地位等級をきめることであった。県は先述のように九月三十日付で、その定方概例、定方心得書及びこれを担当する吏員心得書などを送付して詳細な指示をしているし、十月初旬にはその追加増補の達しも相次いで示している。これの定め方として地租改正の組合村をつくらせ、その組合村中に一つお模範村（モデル村で、わが地区では横尾村と西中之条村など）を設け、ここの調査を基準にして比率査定する方法をとった。この具体的方法を指示した「地位等級定方心得書」から、つぎにその要旨をあげておく。

第一条……丈量検査相済、地盤確定の上、其村内各地ノ等級ヲ選定スベシ。但シ等ノ階級ハ定限ナシト雖モ、一村内大凡十等内ナルベシ。尤モ実地ノ景況ニヨリ右内ニ止メ難キモノハ、等外一二等ヲ置クモ妨ゲナシ。其等外トナスベキ土地ハ旱損等ノ災害アルカ、又ハ類外ノ瘠地ニシテ隣傍等内地中ニ加ヘ難キモノヲ此部中ヘ加ヘベシ。

第二条……此等級ヲ定ムルニハ先ヅ各郡村ニ便宜ニ区画シ、大凡廿ケ村ヨリ少カラズ卅ケ村ヨリ多カラザル村数聯合、然シテ地租改正ノ組合村トス可シ。

第三条……前条組合村ヨリ一ケ村ノ模範村ヲ撰定スベシ。其模範村トナスベキモノハ組合村ノ中央ニシテ水旱等両災モ薄ク村位モ中等ヨリ上ノモノヲ良トス。

第四条……三条ノ手続了ラバ模範村地位等級ヲ定ムベシ。其撰定方ハ模範並組合村々戸長及村吏老農各地主等一同立

会、田畑ヲ類別シ、然シテ水旱等ノ患害地味ノ厚薄、耕耘ノ難易、水理運輸ノ便否、一作二作ノ列等ヲ参酌シ、且ツ投票其他ノ手続ヲ以テ毎地毎筆ニ就キ精覈ノ等級ヲ定ムベシ。

第五条……組合中ノ等級ヲシテ一目瞭然ナラシメンタメ調査上ノ組合ヲ失セザラシメンタメ、其組合村々ハ渾テ一様ノ等級トスベキ故ニ各村（組合中ノ）ノ地位ヲ大観シ、假令バ模範村ノ一等地ハ該組合村々中ノ各地ニ比準シ一等地ト見做ストキハ二等又ハ三等トシ（大観上ニ於テハ一等地ト見做スト雖モ実際調査ノ上ハ此上ニ上ルベキ地位デキスベキモ計リ難ケレバ）、以下右之ニ準ジ、公平均一調査ヲナスベシ。但シ此際ニ当リ最モ注意スベキモノハ、アナガチ現量ノ収穫及ビ小作米ノ多寡ノミニ拘泥スル勿レ。

第六、七条（略）

叙上の県の指示にもとづいて、わが五～八小区（二十カ町村）では、五、六小区の村々（十カ村）と、七、八小区の村々十カ村が連合して、夫々二つの組合村をつくった。前者は五十七号組合村、後者は五十八号組合村と称した。そして各組合村の模範村は五十七号組合村では西中之条村、五十八号組合村では横尾村にきまった。この時の第二十大区（吾妻郡）の組合村とその模範村をあげると次の通りであった。

一、二小区と九小区の連合で	第五十五号組合村	模範村	厚田村
三、四小区が連合して	第五十六号 〃	〃	新巻村
五、六小区 〃	第五十七号 〃	〃	西中之条村
七、八小区 〃	第五十八号 〃	〃	横尾村
十、十一小区 〃	第五十九号 〃	〃	長野原町
十二小区	第六十号 〃	〃	芦生田村

こうして地位等級の選定作業がはじまったが、この等級調査の実施過程において、当地区でも幾多の問題にぶつかり、県に伺いを出している（九年十二月）。その一例だけをあげると次のようなものがあった。

第三条……当地区内ハ山間ト雖モ、甲ハ僅カデ、平坦ノ村落モ有シ、該村落ハ等級十三階ニトドマリ、乙ハ寒村僻地ニシテ階級五、六等ニ過ズ。然ル時ハ瘠地ノ人民ニ不幸ヲ生ズルニ付、之ヲ公平均一ニセントスルハ、甲大麦一斗五升ヲ以テ階ヲ開キ、乙ハ地界難易ト運輸ノ便否ヲ斟酌シ、凡ソ一斗ヨリ七升五合ヲ以テ階ヲ開キ申シ度ク候。

さて九月三十日通達の「地位定方心得書」は、その後十月になって更正または増補さらに追加等によって整備されていった。二、三をあげると、

等級之段階ヲ立ツルハ、土地肥瘠ノ収穫ノ多寡ニ依ルベシト雖モ、又運輸ノ便否、耕耘ノ難易、水理ノ有無ヲモ参酌セザルベカラズ。且ツ之ガ階級ヲ立ツルニ其ノ等差ノ目的ナケレバ各村区々之弊ヲ免カレズ。故ニ水陸田共収量米麦凡ソ一、斗五升ヅツノ開キヲ以テ一段階トスベシ（地位等級定方心得書増補　第三条）。

こうして地位等級のきめ方は、県内最低の末等地一反歩収獲を三斗とし、一級あがるごとに一斗五升を増すと決められた（甲一斗五升、乙三斗七升五合）、それ以下の耕地を類外とし、これをさらに一、二、三等地に分けた。この等級は全県下を通じてきめてあり、この比較査定のため数組の模範組合、組合内に一模範村と模範惣代人をおいた。そして惣代人一同は県内各模範村を巡回し土地状況を調査し、これらを比較して等級査定を行った。

ここでわが五十七号と五十八号の組合各村の田畑等級別の比較表を第1表（次頁）と第2表（三六一頁）に示す。五十七号組合村では西中之条村、五十八号組合村では横尾村を、各組合村中の中央村として、他村はこれを比率にして等級選定をしたが、なお県達によって近接の組合村間の比較によって等級の均衡化をはかっている。例えば五十七号組合村の市城村と接壌する五十六号組合村の村上村とを等級比準するため立会調査を実施しているが、その結果「聊も不権衡之儀之無ク候」と県令に上申している（十年三月）。両村の田畑宅地の最上と最下の等級の比較表（第3表）を示す。同じように接壌する伊勢町（五七号組合村）と横尾村（五八号組合村）、四万村（五七号）と五反田村（五十八号）、山田村（五十七号）と原町（五十五号）の村々の最高最下の等級比較を第4表と第5表及び第6表に掲載して

第1表　五十七号組合各町村の田畑等級の比較表

等級	町村	中之条町	西中之条村	伊セ町	青山村	市城村	折田村	山田村	上沢渡村	下沢渡村	四万村
田方	一	一甲		一甲							
	二							二甲			
	三					三甲					
	四		四乙		四乙		四甲				
	五									五甲	五乙
	六								六甲		
	七										
	八										
	九				九乙						
	十	十乙	十乙	十乙		十甲	十乙	十乙	十乙	十乙	十乙
畑方	一	乙一		一乙							
	二				二乙						
	三		三乙				三甲	三甲		三甲	
	四					四甲					
	五								五甲		五乙
	六										
	七										
	八										
	九										
	十			十乙							
	十一	十一甲	十一甲		十一甲	十一甲	十一甲	十一乙	十一乙	十一乙	十一乙

注　西中之条村は模範村であり、これを比準にしている。

第2表　五十八号組合各村の田畑等級の比較表

等級		町村	平村	横尾村	赤坂村	大塚村	尻高村	蟻川村	岩本村	五反田村	大道新田村	栃窪村
田方	一		一乙									
	二			二乙	二甲	二乙	二乙					
	三											
	四							四甲				
	五									五甲		
	六								六甲			
	七										七甲	
	八											八甲
	九											
	十											
畑方	一		一乙	一乙	一乙							
	二					二甲	二乙					
	三							三乙				
	四											
	五								五乙	五乙		
	六										六乙	
	七											
	八											八乙
	九											
	十											
	十一											

注　横尾村は模範村でこれを比率にした。

おく。

なお具体的な地位等級の詳細なきめ方は紙幅上から略すが、利根郡桃野村誌を参照されたい（二一一～二一二頁）。

ところで第八小区の平村では山林の地位等級をきめる事務が十三年になって二月十二日に集会が行われ、以後連日この仕事が継続されて二十一日まで十日間にわたって実施された。その間の出勤状況と各人別日当支払額を示すと、次のとおりであった（十三年一月山林地位等級事務出勤名簿による）

二月十二日　十一人、十三日　十四人、十四日　十三人、十五日　十三人、十六日　十一人、十七日　十一人、十八日

第3表

比較	村	最上	最下
田	村上村 第56号合組	三	十
田	市城村 第57号合組	一	八
畑	村上村 第56号合組	四	十一
畑	市城村 第57号合組	一	七
宅地	村上村 第56号合組	一	
宅地	市城村 第57号合組	一	

第4表

比較	村	最上	最下
田	伊勢町 第57号合組	二	十
田	横尾村 第58号合組	一	九
畑	伊勢町 第57号合組	一	十一
畑	横尾村 第58号合組	一	十一
宅地	伊勢町 第57号合組	二	五
宅地	横尾村 第58号合組	一	四

第5表

比較	村	最上	最下
田	四万村 第57号合組	一	六
田	五反田村 第58号合組	一	六
畑	四万村 第57号合組	一	七
畑	五反田村 第58号合組	一	七
宅地	四万村 第57号合組	一	四
宅地	五反田村 第58号合組	一	四

第6表

比較	村	最上	最下
田	原町 第55号合組	一	十一
田	山田村 第57号合組	三	九
畑	原町 第55号合組	一	九
畑	山田村 第57号合組	四	十二
宅地	原町 第55号合組	一	四
宅地	山田村 第57号合組	一	四

九人、十九日　九人、二十日　七人、二十一日　七人、合計一〇五人であった。

村民に対して出勤日数に応じて日当支払が行われたが、これを示すと

		日	円	銭	厘	毛
剣持元年八		七	一、	〇〇、	〇〇	
〃孫八		一〇	一、	二五、	〇	
〃喜兵		九	一、	一二、	五	
岡孝作		八、五	一、	〇六、	二五	
〃小八		三		三七、	五	
〃直八		一〇	一、	二五、	〇	
小池浅吉						
小渕万年		一〇	一、	二五、	〇	
綿貫五郎七		九	一、	一二、	五	
福島佐平		七、五		九三、	七五	
剣持半七		七		八七、	五	
関作平		四		五〇、	〇	
〃勇八		二		五〇、	〇	
清水佐一郎		二		二五、	〇	
〃正三郎		八	一、	〇〇、	〇	
計		一〇五	一三、	一二、	五	

③ 地価の評定

さて叙上のような過程をへて地価の評定を行うことになるが、この地価の決定は地租の算出の基礎になるので、まず土地丈量とその地位等級の査定を厳正に実施し、さらに実際の収益価格を勘案して等級づけをすることが必要であった。この課税標準になる地価については、決定地価主義がとられた。その地価の算定方式を示すと

田地一反歩の収穫量に米価をかけて粗収益を出し、それから種子代肥料代地租及村入費を控除して「純収益」を算出し、これを一定の利子率で資本還元したものを地価とした。粗雑だが「収益価格」を地価とするものであった。この収益価格については、「地価算則」として水田一反歩についての検査例によって示されていたが、これをわかりやすくして表示したものを引用して掲げておく（第7表＝明治前期財政経済史料集成七巻、三二八～三二九頁）。この地価の算定は粗

雑なもので一定の地租収入を確保のため地価は高く評価されていると云われている。そしてこの新地租の負担は全体としてみると旧貢租とあまり変らなかったという。こういう地価決定の原理も、これを実際に適用する場合には多くの困難を生じた。そのため地方ごとに相当便宜的方法で地価算定が行われ、地主に有利な決定をみた場合が少くなかったという。しかし上掲の方法がやはり中心になっていた。

第7表　地価算則表（自作地水田一反歩当り）

費目	金額	備考
	円 銭	
粗収益	4.80	収穫米1.6石、1石3円
種もみ肥料代	0.72	粗収益の15%
地租	1.224	—
村入費	0.408	地租の1/3
残金	2.408	正しくは2.448
地価	40.80	6%で資本還元
地租	1.224	地価の3%

利根郡桃野村では十年一、二月までに丈量検査と地位等級の選定を終らせて、三月から収穫地価表の調整作業に入り、四ヵ月を費して終了している。県下各村の地価評定は一般に十年になってからのようである。これに先だって九年十一月三十日に本県第七十四号達で、「地価取調方心得書」が示された。これには村内の地価を十四等に区分し、各等間の差量は米・麦一斗五升ずつとした。その等級地位は水利運輸耕作の便否、水害、及び地味米価なども斟酌して決定することになっていた。ところで地価調査所用の米麦の価格が布告されたが（十年四月十日群馬県乙第四十六号）、これによると、米一石五円四五銭、麦一石一円八六銭とされた。この価格は明治三～七年（五ヵ年間）の県下十九ヵ所の提査地の時価の平均値を算出し、これに幾分の斟酌を加えた数字である。田畑の収穫量は村の最高と最低を選び、その間に階級差をつけて決定した。宅地価は県下の田畑一反歩当り平均地価額の二割減を基準にしてこれに各村の実況を酌量して決めている（地租改正紀要、群馬県の項）。

こうして地価評定の結果、群馬県全体では一反当りで田畑宅地の地価地租額は左の通りであった。

地目	地価	地租	地目	地価	地租
田	五八、〇八、四三円	一、七四、二五円	畑	一五、五九、二七円	四六、七八銭
宅地	三〇、一二、五三	九〇、三八			

また吾妻郡における田畑宅地別に、一村平均の反当収穫量と反当地価の最高の村と最低の村との比較表を次に示す。

		町村名	反別	収穫量	反当収穫量	地価	反当地価
田	最高	中之条町	一六、三三一九町反畝歩	二一五、六八四石合	一、三二〇石合	九、九九一、五六一円銭厘	六一、一四九円厘
	最低	大前村	三、〇七〇二	一四、八〇一	〇、四八二	六八五、六五六	二二、三二九
畑	最高	岩下村	八二、二七〇七	一、〇七四、四七七	一、三〇六	一六、九八七、四八一	二〇、六四八
	最低	田代村	一六二、三〇二六	五五八、三四二	〇、三四四	八〇、二四八、八九七	四九、四四二
宅地	最高	岩下村	七、九一一二	—	—	二〇、三一八、四七三	二九、二九六
	最低	干俣村	五、五〇〇九	—	—	七五五、一八〇	一三、七二三

ここで第五～第八小区（現中之条町）の収穫地価調査の結果をみておく。

中之条町（大字）　十年三月収穫地価取調帳第四号によると、改正反別は合計二一二町五畝一七歩であった。ほかに官有地（三町七反一畝三歩）、社寺地（一町五反二八歩）、開墾畑薮地官地墓地等々がある。地目別の面積、収穫量、地

表8第　土地・地目別の地価と地租（明治10.3）

地　目	面　積	収穫量	地　価	地　租
	町反セ 歩	石斗升合	円　厘	円　厘
田	16.3.1.09	米 215.6.5.8	9,930.808	248.269
畑	119.4.1.24	麦 1,450.8.0.9	23,002.436	575.054
郡村宅地	9.9.0.18	麦 79.5.2.6	4,700.577	117.527
〃	4.6.3.13	—	1,276.200	31.905
山　林	65.0.6.28	—	534.565	13.377
原　野	1.8.0.10	—	3.985	0.101
	町　歩		円	円
計	217.4.1.3		39,448.571	986.233

（資料）　明治10.3　中之条町収穫地価取調帳による。

第9表　田等級別の地価・地租（中之条町・明治10年）

等級別	改正面積	収穫量(米)	地　価	地　租
	町反セ 歩	石斗升合	円　厘	円　厘
1　甲	3.5.9.00	61.7.8.4	2,862.144	71.554
1　乙	1.8.4.20	30.3.7.1	1,406.937	35.173
2　甲	1.2.7.04	21.8.1.4	931.223	23.280
3　〃	7.7.24	11.0.6.3	512.494	12.813
4　〃	7.6.24	9.7.8.8	453.430	11.335
5　〃	2.8.2.21	31.7.2.9	1,469.846	37.747
6　〃	4.7.6.16	45.9.4.8	2,147.910	53.695
7　〃	1.7.11	1.4.2.7	66.151	1.654
8　〃	1.6.17	1.1.0.5	51.813	1.295
9　甲	0.7.08	0.3.8.1	17.696	0.443
9　乙	0.5.14	0.2.4.1	11.164	0.279

（資料）　明治10年3月中之条町地租改正等級取調結果の上申書による。

第10表　畑等級別の地価・地租（中之条町）

等級	改正面積	収穫量(麦)	地価	地租
	町反畝歩	石斗升合	円　厘	円　厘
1　乙	4.4.2.24	92.9.8.8	1,470.140	36.754
2　乙	7.2.6.06	138.1.0.5	2,238.724	55.968
3　乙	6.0.5.04	110.1.6.6	1,721.521	43.036
4　乙	7.8.5.29	129.4.2.6	2,050.195	51.258
5　甲	9.1.2.25	143.7.7.1	2,273.008	56.827
6　〃	86.2.2.05	123.9.4.7	1,943.949	48.590
7　〃	15.8.2.04	198.4.4.9	3,189.149	79.724
8　〃	8.5.7.00	95.5.9.5	1,524.165	38.108
9　〃	16.4.8.07	161.2.9.4	2,540.502	63.509
10　〃	24.4.1.26	168.8.0.0	2,663.606	66.590
11　〃	8.6.4.27	58.6.6.9	923.058	23.079
12　〃	4.8.0.13	25.3.4.7	398.665	9.966
13　〃	7.8.14	2.9.4.8	46.607	1.166
類外1	3.0.00	0.7.9.0	11.858	0.296
〃　2	2.3.01	0.4.6.1	7.289	0.183

（資料）　前表に同じ

価地租を第8表（前頁）に示す。ついで田畑及宅地についての等級別の地価と地租を、第9表(田)（前頁）、第10表(畑)、第11表（郡村宅地）に掲示しておく。大字中之条町では、田（第9表）は六等甲が一番多く、ついで一等甲、五等甲の順だが、地租額では一等甲が一番多くしめていた。

第11表　郡村宅地等級別の地価・地租
（中之条町）

等級	改正面積	地価	地租
	町反畝歩	円　厘	円　厘
1	9.9.07	608.401	15.209
2	1.3.1.23	764.246	19.109
3	2.3.0.04	1,030.782	28.275
4	4.2.9.25	1,639.885	41.001
5	1.5.8.27	651.486	16.290
6	2.0.0.21	722.520	18.063
7	1.6.3.22	388.295	9.707
8	1.0.18	22.624	0.565
9	0.0.22	1.391	0.035
10	2.8.12	47.147	1.178

（資料）　前表に同じ

畑では（第10表）十等甲、ついで九等甲、七等甲が多く、地租額でも七等甲、十等甲、九等などが多くをしめていた。宅地では（第11表）四等級が一番多く、地租額も四等級が一番多額をしめていた。

	山村	かや場	温泉地
最上等	一五、〇〇〇円	九、〇〇〇円	六〇円
最下等	一、五〇〇厘	二、〇〇〇厘	一〇円

さて山林原野の地価について、地目として山林原野のほか温泉池沼荒地新開鍬下にわけて行った。山林地価では、わが吾妻郡の一筆上で最上等と最下等の一町当り地価をみると上表になる。

つぎにわが五～八小区（現、中之条町地区）における山林原野の地価地租を第12表と第13表に示す。

第12表　山林の等級別地価・地租
（大字中之条）

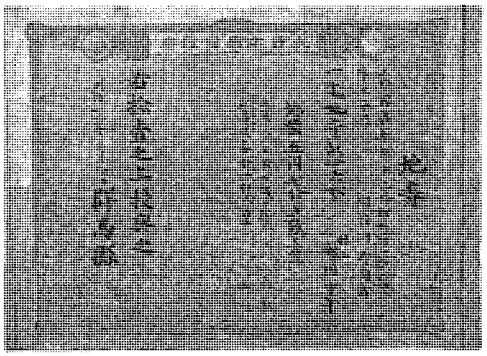
等級	改正 面積	地価	地租
	円銭厘	円　厘	円　厘
1	1.217	1.815	0.047
2	118.021	141.684	3.544
3	252.304	227.802	5.684
4	267.308	160.396	4.014
5	11.708	3.518	0.088

第13表　原野の等級別地価・地租
（大字中之条）

等級	面積	地価	地租
	円　厘	円　厘	円　厘
5	3.714	1.125	0.029
類外	14.226	2.860	0.072



折田村「等級収穫地価取纏帳簿」（明治十一年）



再交付された地券

④　地券の再交付

叙上のような地租改正の諸作業の過程をへて、これが終了後に町村の土地所有者に対して地券の再交付が行われた。この地券は土地所有の公証であり、また納税義務者の指定でもあった。地券の紙面には土地の地番、持主、地目、面積、地価、地租が記入されていて、群馬県から交付されている。この地券による耕地宅地筆数は全県で一、三七三、一一八筆であった。土地所有者一二六、七一三人であった。なお地券証印税収入額は明治六年一月～事業整頓までに一一五、七七六、六四二円であった。

さて地租改正により地券を交付された土地所有者数（山林原野を除く）一二六、七一三人を一人当土地所有反別にすると、八反五畝五歩、そして一人当地租額では五円九六銭一厘であった。なお県内の地券筆数総数一三七三、一一八筆を一筆当反別にすると、七畝二六歩、土地所有者一人当筆数では一〇八筆であった（「地租改正報告書」第十款第四項）。

(3)　地租改正と町村財政

地租改正は維新政府が統一国家の形成のための重要な基礎的大改革として、これをうける末端町村においては未曾有の大事業で全く大変なことだった。すでにその実施過程で述べたように、どの作業も多数の住民を動かし、不慣れな新しい知識と技術を必要とし、巨額な財政支出を必要とした。国―県を通じて極めて厳正な規則をもって、「上からの改革」として強行された点が多い。この改正事業は土地の封建的領有制から近代的農民（地主）所有に変革する

ものとして、長期にわたった。その間遅滞遷延もあって中々十分な進捗がみられなかった。各作業段階における色々な問題点については前述したので、ここでは改正事業が町村財政にいかなる影響を与えたかを述べておく。

中之条町でみると、改正事業着手以来二ヵ年間で、その関連事業支出費は、第一年次が一七八円八銭で全民費の四三、七%もしめ、さらに二年次には、急増して四四八円七銭六厘九毛となって、全民費支出の実に六二、三%もしめるに至った。他の支出額に比して圧倒的に巨額であった。そのうち主たるものは雇人足の日当費であった。

ここで参考として地租改正実施期間（明治九～十三年）における群馬県の年次別民費支出額を次に示しておこう。

（地租改正報告書の改租民費計算表）

九年　三七五、〇一六円三一八。一〇年　一五四、〇六三円五五九。一一年　一〇六、九〇〇円七六五

一二年　四六、六一五円二四八。一三年　一〇四、一七四円〇六〇。

4　地租改正の結果

前に述べたように、地租改正のもつ目標とその性格から、町村民の租税は現物納から金納に、課税基準も地価（貨幣）で表示されるようになった。かくて地租改正後の農家経済は一段と貨幣経済のなかに突入し、これは商品生産を促進させた。他方地租改正は農民層の分解を進め、地主小作関係を拡げていったことがあげられる。

(1)　地租改正による住民階層の発生

地租改正後には租税制度は、江戸時代からの石高収量にかわって、地価にもとづく貨幣地租額が中心になった。地租改正後まもなく十年代に町村会県会そして二十年代には帝国議会が成立したが、この議員の選挙権被選挙権には一定額の地租納入者に制限し、いわゆる明治時代の公民権は地租額によって規定された。したがって町村民の経済的

社会的階層区分は、なによりも地租が基軸となったのである。明治十六年（一八八三）の群馬県における郡別の選挙権者（地租五円以上の納入）と被選挙権者（地租十円以上の納入）をみると、第14表になる。一般に県内でも平坦地農村には地主が多く、山間村では少く、したがって有権者も平坦地に多く、山間地には少なかったといってよい。とくに被選挙権者は山間地の町村はごく僅少の地主層に制限されていたことがわかる。一番身近かな町村会議員選挙にも一級・二級の階層別があって、これも地租納入額によって資格上の差別があった。明治十三年（一八八〇）の「町村会議員選挙人名簿」によって、伊勢町青山市城二村の有資格者をみると、伊勢町一三九人、青山村三七人、市城村四八人であった。当時の住民人口に対する町村議員有権者の比率では、伊勢町一八・一%、青山村一八・八%、市城村二一・一%であった。これによってもわが末端町村では地租納入層がごく僅かだったかがわかる。つねに新町成立後の全中之条町について、明治三十一年（一八九八）の町議有権者を戸数単位でみると、三七三戸（全戸の四六%）で全戸の約半数近くをしめていた。ところで同じ三十一年の旧中之条町（大字中之条）の地租による住民階層をみると、第15表になる。まず地租を納めない町民層は全戸の六四%をしめていたこと、そして地租十円以上の町民層上層（A・B）はわずか七%で、うち最上層（A）五戸（一%）であっ

第14表　郡別地租納入階層
（明治16年）

郡別	地租5円以上のもの	地租10円以上のもの
東群馬	898	569
西群馬	7,387	3,511
片岡	255	13
多胡	782	276
緑野	1,891	851
南甘楽	218	32
北〃	3,344	797
碓氷	3,000	1,301
吾妻	1,402	474
利根	1,781	715
北勢多	253	111
南〃	5,937	2,958
那波	1,739	1,077
佐位	1,879	844
新田	3,093	1,744
山田	1,695	909
邑楽	4,660	1,455
計	40,215	17,638

た。そして地租五～一〇円を中層ノ上（C）三%、地租三～五円を中層ノ中（D）一七%、そして地租二円以下を中層ノ下（E）九%、計中層が二九%であった。明治三十一年頃の町部の大字中之条町について、地租からみた住民階層区分は、上中下に三分すれば、七対二九対六四の比率であった。さらに明治四十二年（一九〇九）における中之条町（五大字）における地租階層にもとづく町会議員・郡会議員・県会議員及び国会議員の選挙資格者数を下の第16表に示しておく。

第15表　地租階層別戸数
（明治31年）

階　層	納入地租額	戸数(比率)
A	100円～	5(1.8)
B	50～100円	1
	30～ 50円	3
	15～ 30円	7
	10～ 15円	4
	計	15(5.3)
C	5～ 10円	8(2.8)
D	2～ 5円	48(17.1)
E	～ 2円	25(8.9)
F	0	180(64.1)
計		281(100.0)

明治32年町会議事録
町勢一覧による

各種選挙資格者数を、今日の男女二〇才以上全町民を有資格者としているのに比較して、町議では、その一七%、郡議県議では、その一二%、国会議員では、その僅か七%にぎすない少人数であった。町の全戸

第16表　各種選挙資格町民数と比率（中之条町・明治42年）

	町会議員	郡会議員	県会議員	国会議員
選挙人数	（一級）33　（二級）344	257	257	151
男子20才以上人口に対する%	35.2%	24.0%	24.0%	14.1%
男女20才以上の人口に対する%	17.1%	11.7%	11.7%	6.9%
総戸数に対する%	40.7%	27.8%	27.8%	16.3%

（資料）　明治43年中之条町郷土誌から作成

数に対する比率をみると、地租による町議資格者は四一%、地租額による郡議県議資格者は全戸の二八%、さらに地租額による国会議員資格者は全戸の僅か一六%の少数町民に制限されていたのである。

(2) 地租改正前後の土地所有関係

——土地集積と農民分解——

近世中期以降は商品生産の発達に伴って漸進的に農民分解も進捗し、先進的地域においては地主制への胎動もみられた。当時の地主制の実態については、全国的に地域差が著しかったことは、すでに歴史学研究によって明かにされているが、わが中之条町を中心とする吾妻地方は山村地帯として、この点では遅れた段階にあったといえよう。このような段階にあった旧中之条町の近世以来の土地所有規模の変遷を第17表に示しておこう。そしてこの表によると、

第17表　近世における土地所有規模の動き
（大字中之条町）

	貞享3 (1686)	享保17 (1732)	明和6 (1769)	明治6 (1873)
～ 2反	36 27.0	31 22.4	33 22.9	74 46.0
2 ～ 4反	27 20.1	18 13.4	26 18.1	40 25.5
4 ～ 6反	19 14.2	29 21.6	26 18.1	16 9.9
6 ～ 8反	11 8.2	17 12.7	19 13.2	6 3.8
8反～1町	8 6.0	12 9.0	9 6.2	9 5.7
1 ～1.4町	15 11.2	8 6.6	14 9.7	3 2.2
1.4～ 2町	9 6.6	9 6.8	9 6.2	5 3.1
2町～	9 6.7	10 7.5	8 5.6	6 3.8
計	134 100.0	134 100.0	144 100.0	159 100.0

下欄は%を示す

近世中期には、なお変化は緩漫であったが、後期になると、中層は尚変化が少いのに、上層が減少して、反対に最下層（二反以下）が急増している。これは町民全体の土地所有規模が零細化する趨勢（特に幕末～明治には進捗する）のもとで、上下の階層分化ではなくて、全体的な零細化、特に極小化のコースを

進んできた到着点であろう。近世中期～後期にかけて町の農業経営の縮少化と、定期市による商業取引の増大、交通の漸次頻繁になってゆく中で、土地から町民が離脱していった。しかも中層以下の町民にとっては、まだ農業以外に収入の途が殆んど閉されていた幕末～明治初期には、依然零細ながら農業依存のほかなかった。かくて自立しえない大半の零細町民は最上層の町民に生活依存しなければならなかったのである。

ここで地租改正前の明治六・七年の土地所有状況を、少し詳しくみるため、六年の土地所有規模状況を町並と在地にわけて第18表にしめす。

第18表　町並、在地別土地所有規模
（明治6）

	町並数	在地数	計
～2反	66 52.8	8 23.5	74 46.5
2～4反	30 24.0	10 29.4	40 25.2
4～6反	11 8.8	5 14.7	16 10.6
6～8反	3 2.4	3 8.8	6 3.8
8・～1町	5 4.0	4 11.8	9 5.7
1～1.5町	1 0.8	2 5.9	3 1.3
1.5～2町	5 4.0	0 —	5 3.1
2町～	4 3.2	2 5.9	6 3.8
計	125 100.0	34 100.0	159 100.0

下欄は%を示す

当時営業活動をする者が多かった町並の方が零細土地所有者が多く、（二反未満が半数以上）。在地では二～四反所有が三〇%で一番多く、在地では町並にくらべて、土地所有の階層差は非常に少く、中層もかなり多かった。しかし町並の方が上層が多かった。在地町民は大部分が農を専業にしていたが、この程度の所有規模では、営業活動によって収入の糧をえていた町並町民にくらべて、却って苦渋の生活だったであろう。

つぎに地租改正直前として明治七年の町民の石高階層構成（第19表）（次頁）をみると、

一石未満が六四戸で約四割をしめていた。五石未満までをいれると全町民の八六%をしめていた。これは近世以来の中之条町の土地所有の状況をそのまま示すものであった。

以上、三つの表を中心にして、中之条町（大字中之条）の近世中期以降の土地所有規模の特質はじめ、地租改正の直前の明治六・七年の土地所有規模状況をみたが、つぎに町の主な家々について、地租改正前（六年九月）と地租改

正直後（収獲地価調査終了後の十年三月）の土地所有状況を第20表によって考察しておく。

各家ともに改正の前後によって反別、石高ともに大きく増大していることが示されているが、これは改正の土地丈量の結果による反別の増加、等級地価調査による石高の増大もあるが、そのほか、地租改正実施期間における各家々の土地の集積もあろう。しかしこの集積は、地租改正の結果や影響によるものとしてよりも、明治初年以来の凶作不況等よるものの方が大きかったとみられる。

第19表　石高別戸数（明治７）

石高	戸数		%
0	2		1.2
～5斗	26	64	39.3
5斗～1石	38		
1 ～ 3石	63	77	47.2
3 ～ 5石	14		
5 ～ 10石	8		4.9
10 ～ 20石	8	12	7.4
20石～	4		
計	163		100.0

（資料）　明治７年
毎戸石高帳による

地租改正は八年から十四年六月の長期にわたって実施完了したもので、この期間中にも勿論土地集積は進捗していたが、地租改正自体の結果の影響として現われてくるのは、主として明治十年代の後半からである。地租改正の進捗過程から直後にかけての十年十一年は明治政府の紙幣公債発行によるインフレの発生、つづく経済不況

第20表　改正前後主ものな家々の反別・石高

	反別		石高	
	明治 6.9	明治10.3	明治 6.9	明治10.3
	反 歩	反 歩	石	石
町田重平	73.101	173.005	53.836	75.062
町田儀平	50.923	110.521	32.437	70.149
田中甚平	58.815	123.922	44.920	170.798
桑原重郎衛	46.426	152.628	39.407	106.651
伊能八平	8.527	36.818	17.034	21.822

（資料）　明治6.9 地券名寄帳
明治10.3収穫地価取調帳による

の発生、そして十年代後半にわたって相次ぐ経済的変動によって全国農村が苦窮にあえいだ時期である。中之条町もこの変動期には土地の移動が行われ、近世以来の多数の中層自作（本百姓層）が下降ないし没落した。かくして従前からの土地所有の階層構成が変動したのである。かかる経済変動要因と地租改正による影響とが重積して、本格的な町の階層変動が現われてくるのは、二十年すぎの明治中期以降になる。明治中期以降の町の家々の変動は別にして、明治七～一三年頃（一八七四～八〇）までの土地流動を通じての家々の浮沈をみることにする。

十年前後の町の家々の浮沈　この時期の中之条町では、土地の抵当質入がきわめて多く、一部上層を除いて町並の多くの家々にこの動きがみられた。この期間はちょうど地租改正の実施期でもあったが、この時期の土地移動によって(イ)所有面積の減少下降した家々、反対に(ロ)所有面積の増加上昇した家々、(ハ)比較的所有面積の変動の少なかった家々ないし変動のなかった家々に区分して中之条町民をみると、(イ)の家々四十三戸、(ロ)の家々十四戸、(ハ)の家々三十六戸であった。土地の質入抵当そして売渡等によって土地を減少した家々には町の自作中間層が多かった。この階層には、さきの第14表にみるDE層を中心に一部にCB層にもわたる町の地租納入の中堅をしめる町民であったことが注目される。こうして地租改正終了直後の明治十年代後半期の中之条町では、近世以来先住の旧い中堅自作層うちには経済的に下降没落して耕地宅地を喪失する家々が多かったのである。

(3)　地租改正と地主制

明治前期の各地の豪農は、地租改正実施後に、これを起点として明治後期には地主制の方向に動いたと一般に論述されているが、この点に関して吾妻郡、とくに旧中之条町の場合について検討してみよう。

ふつう地租改正後には、土地所有者としての豪農は米価の騰貴と基準地価の据置により地租負担が実質的に軽減された結果、土地耕作者としての側面を縮少しつつ、次第に土地所有者としての側面を志向していったが、これが地主

第21表　田畑別自小作地率の変化（明治後期、全国、吾妻郡）

年次別	地域別	田畑別 自小作の地別	田		畑		計	
			自作地	小作地	自作地	小作地	自作地	小作地
			%					
明治16・17（1883・84）	全国		59.7	40.3	68.2	31.8	63.2	36.8
明治20（1887）	全国		56.4	43.8	66.6	33.4	60.7	39.3
	吾妻		68.4	31.6	80.0	20.0	78.4	21.6
明治25（1892）	全国		50.0	50.0	65.7	34.3	60.0	40.0
	吾妻		55.4	44.6	70.4	29.6	68.3	31.7
明治36（1892）	全国		50.8	49.3	61.0	39.0	55.6	44.4
〃38（1894）	吾妻		71.2	28.8	76.7	23.3	80.0	20.0

（備考）　全国資料は「帝国統計年鑑」と「日本経済統計総覧」による。吾妻郡資料は群馬県統計書による。

制への趨勢をきめる重要因になったといわれている。しかしこの耕作者的性格の後退は都市的産業の勃興による地元雇傭労力の離脱状況と関連するため、地域の殖産興業の展開を併せて検討せねばなるまい。

地租改正後の土地集積の進展　まず改正後における当地方の小作地化・小作農化の趨勢からみてゆこう。明治後期を通じての自小作地の比率の変化を、田畑の小作地化の動きにより、吾妻地方と全国段階とを対比すると（第21表）、各年次を通じて、田畑ともにその遅れが著しい。二〇～二五年には吾妻郡では土地集積が進捗したが、全国平均にくらべると、なお相当遅れていた。とくに二五～三五年には全国段階の小作地化の進展に比して吾妻地方では遅滞が大きく、全国水準との格差が増大したことが注目される。（この期間は、吾妻では自作化が進展した）

地租改正後の農民分解　つぎに自小作別農家構成の動きでみると（第22表）、この点でも全国水準にくらべて各年次ともに小作農家の比率が吾妻地方では極めて低い。すなわち農民分解が全国水準に比して著しく遅れた段階であっ

第22表　自小作別農家率の動き
（全国、吾妻、中之条町）

地域別＼年次別＼自小作別		自　作	自小作	小　作
明治 16 (1883)	全　国	38.4	42.4	19.2
明治 21 (1888)	全　国	33.3	45.1	21.6
明治 20 (1887)	吾　妻	43.2	48.6	8.2
明治 32 (1899)	全　国	35.4	38.4	26.2
明治 25 (1892)	吾　妻	50.9	37.7	11.5
明治 41 (1908)	全　国	33.3	39.1	27.6
〃 38 (1905)	吾　妻	43.4	42.0	14.6
〃 42 (1909)	〃	35.7	43.1	21.2
〃	中之条町	23.6	41.2	35.2
〃	伊参村	46.5	37.7	15.8
明治 45 (1912)	全　国	32.1	40.8	27.1
	中之条町	29.8	70.2	

（備考）　全国資料は日本農業発達史４巻94頁、吾妻郡は群馬県統計書、中之条町伊参村は明治43年郷土誌

た。ただ旧中之条町についてみると、二三十年代の資料をかくので、各年次ごとの全国平均との比較はできないが、四十年代についての比較では、全国平均よりも農民分解が進展していたことがわかる。中之条町の場合、郡内他町村にくらべて日露戦争後には商工業交通業らの発達が著しく、それだけ分解が進捗していたからであろう。この点郡内でも分解の最も遅れていた隣接の伊参村の場合とは対照的だったといってよい。

明治二十年前後の農地変動　明治十六、七年頃からのデフレによる不況が全国各地の農村に波及し、十七年の凶作や税金の過重等から地租の滞納者が続出した。加えて借金のため土地を抵当質入するものが多く、このため中層農民の多量の農地が地主に流れこんだ。こうして僅か三、四年間に小作地が全国で一割もふえたとみられている。当時の吾妻郡の状況を次に示しておこう。

明治十九年には、郡内三十二戸の質屋の一年間貸出金額は六五一一円六六銭三厘、年間口数は四、九九四件にのぼった。そして年間質流れの金額は四二三円三八銭六厘、口数で一八〇件である（明治十九年群馬県統計書）。この年県内質

屋の金利は最高二・五割、最低一・四割で平均して二・四割という高利であった。

また明治二十一年調査による吾妻郡の土地売買と土地質入、書入の状況をみると第23表、第24表になる。（明治二十三年「吾妻郡臨時農事調査」による）。

第24表から土地質入については、一人当り貸借金は三〇円四四銭七厘、土地書入については、一人当り貸借金は七一円九三銭七厘であった。

第23表　土地売買の状況（吾妻郡）

	売買件数	売買反別	売買代価
		町反畝歩	円　厘
田	228	21. 5. 1. 10	9,163. 399
畑	935	140. 9. 2. 17	20,781. 209
山林	478	175. 2. 1. 10	4,896. 320
その他	210	49. 7. 2. 16	4,772. 344
計	1,851	387. 3. 7. 23	39,613. 272

（備考）　明治23年吾妻郡臨時農事調書による。

第24表　土地の質入・書入（吾妻郡）

	土地質入	土地書入
件数	159	940
貸借金	円　厘 4,841. 140	円　厘 67,620. 500
人数	159人	940人
受戻金	円 2,867. 000	円 52,170. 694
人数	92人	816人
年末貸借金	円 67,714. 310	円 291,880. 886

（備考）　資料前表に同じ

この年の吾妻郡農家の経済状況を次に示しておこう（二十三年「吾妻臨時農事調査」による）。

農産物収入金	六四五、七七二円九一銭
農家負担総額	四一、四五九円一九銭一厘
訳　耕地地租	二九、五五七円二三銭八厘
内　耕地ニ係ル地方税	八、二七六円〇二銭七厘
〃　町村費	二、九七二円六六銭七厘
公　儲	六五〇円二五銭九厘
差引残額	六〇四、三一六円七一銭九厘
農家負債総額	三五九、五九五円一九銭六厘
〃　貯蓄総額	七、一一七円三一銭三厘

	郡農家一人当り	郡農家一戸当り
田畑	一反九畝一七歩	一町〇反一畝二三歩
作付反別	一反九畝二四歩	一反〇二畝二五歩
収入	一七円一二銭四厘	八八円九二銭五厘
負担	一円〇九銭九厘	五円七〇銭九厘
所得	一六円〇二銭四厘	八三円二一銭六厘
負債	九円五三銭五厘	四九円五一銭七厘
貯蓄	一八銭九厘	九八銭〇厘

郡農家全体の負債総額は三五万九、五九五円余、一戸当り四九円五二銭（一人当り九八銭）という当時として極めてきびしいものであった。

なお、二十一年調査による米作一反歩の収支をみると、収入九円二五銭、支出十一円五九銭、差引損金二円三四銭と大きく赤字であった。支出のうち、土地に係る公費をみると、総額一円四六銭五厘で、その内訳は、地租一円六銭二厘、地方税二九銭七厘、町村費十銭六厘で、特に地租の負担の重みの大きかったことがうかがえる。なお支出における小作料として米八斗四円七六銭とあるが、小作料の支出金にしめる割合は四一％である。なお収入をみると玄米一石四斗八円三五銭（一石五円九六銭五厘）とあるので、小作料は反当収量の五七％、反当収入額の五七％という高率なものだったことがわかる。さらに当時の郡全般についての田畑小作料をあげておく。

	田			畑		
	最高	普通	最低	最高	普通	最低
米	一石三斗	八斗	四斗	大麦 一石二斗	六斗五升	二斗
籾	二石	一石六斗	一石	小大豆 九斗	四斗	一斗八升
	六円五〇銭	四円二六銭	二円三〇銭	八円	五円	一円五〇銭

さて明治十五年における中之条町の状況を増補中之条町誌でみると、次のようであった。

貯蓄後、漸々穀相場下落シ、十五年度ヲ願、積金ト□シ、金ニ換ル代金ハ枡五斗入、一俵一円ニ落札セリ。方針ト奨励ノ誤リヨリ第二回損害ヲ蒙リ、加之県内ノ勧業料ハ種々ノ新種物ヲ試ミナクシテ直接人民ニ奨励セシ結果、一モ不募ノミカ、私損セシ場合ニ至リ、ブタ、ロバ、牧場等ノ奨励ニ応ゼル者ハ資産ハ勿論、容易ナラヌ損害ヲシタリ。……年々数千円ノ地方税ヲ支出セシ勧業料ハ恰モ物好ノ果テ、十五年度ハ廃課シタリ。有名無実ノミナラズ道楽科ト唱エラレタリ。

とあるように、新時代に不慣れな一部町民が何かと新奇な仕事に着手しても、資産損失に至ることの多かったことを示している。この十五年～十八年の時期は、明治後の日本農村が遭遇した最初の経済不況（恐慌）期で、その実態はマイエット「日本農民ノ疲弊及其救治策」に詳しい。群馬県下でも一般農民の苦窮が激化して、十八年四月県会でも「県下民間ノ窮状ニ付上申」としての議案が朗読され、各議員から各郡下の窮状が県令の前で陳述された（各地の状況については、群馬県議会史第一巻七九五～九七頁参照）。かくてこの時期には県下農民騒擾も頻繁したが、その状況を次に示しておく。

（青木虹二「明治農民騒擾の年次的研究」五九～八四頁）。

明治十四年　三件（うち山論一、凶作小作料引下一）。十五年　一、十六年　六件（負債全免と延納　四、金円不融通一）。十七年　四（借金年賦延納、負債二、秩序騒動群馬事件を含む）、この年全国各地に頻発、十八、十九、二十年なし。この期の騒擾には、負債借金等の関係によるものが圧倒的に多い。十六年の群馬農民騒擾については、県議会史第一巻一五〇一～一五〇九参照。

中之条町桑原原重郎衛家の小作資料によると、十五年～十八年の期間に小作人数が急増している。十七年八六人を頂点としてこの四カ年間が明治一〇～二〇年代のうちで最も多いときであった（小池善吉「明治前期の中之条町」（上）五一頁）。また国家からの金銭借用期日をみると、他に比して十七～十九年が圧倒的に多くなっているのをみても、明治十年代後半期における当地方の窮状の実態が察せられるのである。

さて、この十年代後半の農村恐慌期を一契機として土地の質入、書入ないし流失等による土地移動が活発化し、中

之条町では前述のように近世以来の旧い自作中層と一部地主上層が下降没落したのである。この期を起点とし明治後期の二三十年代には、全国的には日清日露戦争を通じて漸次資本主義経済が発展し、商工業の勃興により国家財政も地租にかわって営業所得税源の比重が増大していった。とくに日露戦争後の一九一〇年代に入ると、地方の経済社会の状況も転換期に入るのである。中之条町でも日露戦後から大正初期にかけては、新しい地元産業（交通運輸業・製糸業など）が開発されて幾分の離農離村の機会も現出する。このような経済状勢の変化が地主制の成立展開に関連性をもつことはいうまでもない。この課題については別に解明する。ここでは明治後期の中之条地方の土地集積の動きをみておこう。すでに一巻六章明治後期のなかで、地価地租及び土地集積の概況を述べておいたが（町誌一巻八七〇～八七二頁）、地租改正後の法定地価の動きをみると、まず十七年地租条令により地価税率が一応固定したが、三十一年にこれが引上げられた。日露戦争勃発で重要財源として地租が増徴された。しかし四十三年には再び改正されて地価税率ともに幾分緩和された。しかしわが町村民一般にとっては当時の地租負担はかなり大きなものであった（一巻八七一頁）。また日露戦後のわが町村における不在地主所有の土地面積は、村では全体の一割余であった（中之条町は五%、一巻八七二頁）。つぎに明治三五年の町田重平家の耕地貸付資料によって、大字中之条町以外の他町村小作人数は全小作人の七六・三%をしめていた。また、明治前期十年代後半における桑原家の他町村小作人数をみると、全小作人の約五〇%であった。資料を欠くので正確に前期から後期への展開過程をたどることはできないが、町の上層家の周辺村への小作地化の拡大も漸次進展していたといえる。

七　戦後昭和の農地改革

1　農地改革とその歴史的意義

はじめに

先に述べた明治維新の地租改正は、近代日本の土地改革への起点であったが、未だ十分な農民的土地所有制を生み出すまでには至らず、半封建性を保有したままで戦後昭和期までに及んだ。その間、日本の産業経済は明治後期から資本主義的発達をとげたが、その基盤には地租改正を起点に発展してきた半封建的な地主的土地所有が関連していたといわれている。戦後昭和の農地改革は、かかる土地所有制に対する画期的土地改革としての歴史的意義をもつ。そして農地改革は終戦直後のいわゆる「民主主義的諸改革」の一環として、連合国軍の占領治政下において実施されたものである。これら戦後の諸改革のうちでも、特に農地改革は日本社会の民主化政策上から極めて重要な役割をになっていたのである。

さて明治の地租改正（一八七三～八一年）と戦後昭和の農地改革（一九四七～四九年）とを比較すると、ともに近代日本が直面した二大変革期における近代的な土地改革であったが、その土地改革の実施内容、実施をめぐる内外の諸条件（占領管理下・国際的環境条件をも含めて）、とくに歴史的経済社会環境において全く相違していた。これらについて詳述する紙幅はないが、わが町村の農地改革実施過程を述べる際に、これら諸条件・要因がいかに具現して

いたかを無視することはできない。

(1) 第一次農地改革

戦後の農地改革は、昭和二十年十二月九日のG・H・Q（総司令部）の農地改革に関する覚書（農地解放指令）によってはじまるが、これに先だち二十年十月日本政府自らの手で農地改革案が作成され、十二月四日農地調整法改正法案として議会に提出された。これが第一次農地改革（案）であったが、これは総司令部により「地主的土地所有制の改革として不徹底で、むしろ地主的土地所有を温存するもの」と批判され、第一次改革案は実施をみずに解消した。後述の実際行われた第二次農地改革にくらべて、当時日本政府の手で作成されたものとして、第一次農地改革案の要旨だけを示しておく。

この農政局原案の骨組は、小作料の金納化（地主米価による換算）、自作農創設の強化（強制譲渡）、農地委員会の民主的改組の三つがその主柱であったが、その要点をみると、(イ)五ヵ年内で急速広般な自作農を創設する。農地の譲渡買取は当事者相互の取引にまつ間接創定方式による。不在地主は全小作地、在村地主の所有は全国平均五町歩をこえる小作地の解放であった。(ロ)小作料の金納化は地主米価によって換算された。(ハ)耕作権の強化については、地主の小作地取上げ制限、市町村農地委員会の承認制や罰則規定を設けた。(ニ)農地委員公選、その構成は地主自作小作各階層各五名ずつとした。

ところで小作料の金納化は二十年二月農地調整法の改正により、すでに戦時統制の一環として実施されていた。これが第一次農地改革案中に具体化した。当時の現場小作料と法定金納小作料を比較すると、石当りで金納小作料は現物の三〇%、さらに後には一三%と低下している。当時農地改革の実施を予期して闇小作料の横行や小作地引上げが急増していた。要するに、第一次改革は農地調整法として小作料金納化の部分は四月一日から、その他の部分は二月一日から施行されたが、この第一次改革に対する内外からの批判、特に総司令部側の不満が強く、農地委員選挙は実

施されずに第二次改革にゆだねられた。

(2)　第二次農地改革

戦後日本の農地改革は、前述のように第一次革案に対する不徹底という批判にもとづいて、第二次改革案が作成され、これが結実して全国的に実施されたのである。第一次改革の挫折以後は、農地改革の主導権は総司令部に移り、当時日本の占領管理方針をきめていた対日理事会における国際的勢力関係にも規制されながら、第二次農地改革案がきめられていった。二十一年八月にこの農地改革案が閣議決定され、十月議会を通過、十一月二十一日公布されて愈々実施の運びとなった。

さてこの第二次改革の要旨（第一次改革との相違を含めて）について述べると、

自作農の創設について、(イ)農地の譲渡取得は当事者の意向のいかんに拘らず法によって強制する。保有面積以上の小作地は国家が地主から買収し、小作人に売渡す直接創定方式をとる。(ロ)地主の保有面積は第一次改革案よりは減縮し、不在地主では全小作地、在村地主は内地平均一町歩をこえる小作地を買収の対象とする。(ハ)改革の遂行は二カ年間に短縮する。(ニ)土地買収は、二十年十一月二十三日の事実に遡って実施することにした（その後の土地取上げ、土地所有名義の分割は無効とした）。かくて自作農創設は、直接創定方式により早急に実施する。地主所有地を無償で買収するのでなく、買収売渡という有償方式で実施した。

市町村農地委員会の性格について、公選の農地委員の構成は、第一次改革では各階層五名ずつだったのが、小作五、地主三、自作二の比率（小作人が半数をしめる）に変った。そしてこの農地委員会が農地の買収売渡の計画・実施の主体となった。

こうして第二次農地改革は法的には「自作農創設特別措置法」及び「農地調整法改正法律」として二十一年十月二十一日公布された。さらに調整法及びその施行令・施行規則は翌二十二日に施行、自作農創設特別措置法施行令・施行規則は十二月二十八日公布、そして特別措置法と共に翌二十九日に施行された。かくてこの画期的な農地改革は実

施に入ったが、二十一年十二月下旬には市町村農地委員の選挙、ついで二十二年二月には都道府県農地委員の選挙が行われた。

(3) 農地改革の性格

戦後ののの農地改革は、「ポツダム宣言にもとづくG・H・Qの経済民主化基本政策に対応した日本政府の「農地調整法中改正法律案」としての議会提出という形で出発し、しかもG・H・Qの「農地改革」覚書によって促進せられたものである。しかしそれは「戦時中に急速に激化した日本農業の構造的危機の所産として既に内在的必然性もあったのである」（農地改革類末概要）として捉えられるが、その内容的性格は先にあげた①自作農創設と②小作料の金納化を通じて叙上のような特質をもっていたのである。

2　中之条町の農地改革の実施状況

さて戦後の農地改革は、わが一町三ヵ村の場合、上記の法律に準拠していかに実施されたか。第一次改革、第二次改革を通じてたどってみることにする。

(1) 第一次農地改革に伴う問題

――小作料金納化・闇小作料・小作地引上げ小作紛争の動き――

前述のように第一次農地改革は二十年十二月四日農地調整法改正法案として議会に提出され、その骨子の小作料の金納化は翌年四月一日から施行された。この最初の農地改革案の発表は、小作料の金納化(すでに二十年二月から戦時統制として実施されていた)はもとより、地主の小作地引上げ、闇小作料の横行、さらにこれによって小作人との間に紛争を激化させ、小作調整申立件数が著増している。小作料金納化、小作地引上げ及び小作調停の増加等の県内各地の実

態については、群馬県農地改革誌に詳しい（一九〜三〇頁）。特に小作地引上げは終戦後から増加して第一次改革発表後の二十一年前半期に急速に増大しているのが注目される。ところで中之条地方における第一次改革前後の小作料金納化小作地引上げ及び小作紛争等については、一括した資料をかくので、その実態を詳述しえないが、第一次改革の発表当初の状況は、県農地改革誌から推察しても、吾妻地方でもかかる動きは県内平担地方にくらべると、さほど表面化して目だつものは少かったようである。

小作地引上げ　第二次改革当初の二十二年〜二十三年に於ける四ヵ町村農地委員会の会議日誌の議題をみると、各町村とも殆んど毎回のように「小作地引上げ」の諸事例が審議されている。(イ)中之条町農地委員会でとりあげた二十二年八月〜二十三年八月まで一年間の「小作地引上げ」関係（農地調整法第九条第三項）の事例件数をみると次表のとおりである。

委員会開催日		件数
昭和22年	8/23	2
	9/ 3	2
	10/13	6
	10/28	2
昭和23年	1/26	7
	2/20	2
	4/27	3
	5/ 8	1
	5/24	0
	6/13	1
	6/24	0
	7/20	2
	8/17	0
計		28

年間二十八件が審議されたが、このうち不当引上げと議決されたものは、ごく少数であった。(ロ)沢田村委員会は二十二年三月以来一年間十九回開催されたが、うち「小作地引上げ事例」が審議されたのは七回である。(ハ)伊参村委員会では同じ時期の一年間に十五回開催されたが、うち「小作地引上げ事例」が審議されたのは、七回であった。(ニ)名久田村委員会では同期に年回十七回開催、うち「小作地引上げ」の審議は九回に及んでいる。

なお二十二年七月名久田農地委員会からの報告によって「小作地取上げ」をみると、

補助員、委員、書記をして実情調査をなさしめ、且つ意見をも徴し、事情複雑なものは関係者を委員会々議に出頭せしめて調査審議をし、もって法による公正妥当なる処理につとめたり。

とあって、委員会審議では、まさに上記のような慎重な手続をへて決定している。

(2) 第二次農地改革実施の進展

町村の今次農地改革は第二次改革をまって本格的に展開したが、これは先掲の二法律及びその施行令施行規則らに準拠して、町村農地委員会を主体にして、一定の実施段階を経過しつつ展開していった。従ってわが一町三ヵ村の農地改革実施も、各段階に即応しつつ順次その実態を解明してゆくことにする。

まず改革の主体の委員会の人と組織からみてゆく。

農地委員会　今次改革で中心的役割を果したのは市町村農地委員会であって、その構成と活動のいかんによって改革の成果が決したともいわれる。当委員会は耕作農民の意向を反映させる必要から、十人の委員を地主・自作・小作の各階層別に夫々三・二・五の比率で民主的に構成された。そして委員会には広汎な権限が附与され農地に関する一切の問題処理に当った。

農地委員の選挙と委員（会）の性格　わが一町三ヵ村の第一回農地委員の選挙は二十年十二月二十一日に行われたが、この選挙の特質が各階層別代表制度のためか、町村の地主・自作・小作の各階層によって多少の関心の相違もあった。町村の委員選出状況をみると、沢田伊参両村では各階層とも選挙は行われず、夫々階層ごとに所定数の委員を選出している（二十三日）。中之条町の地主代表の委員も選挙が行われなかった。選挙を実施したのは、名久田村の各階層委員（十名）と中之条町の自作、小作委員（七名）であった。

第一回農地委員は二十一年十二月～二十四年八月まで就任したが、わが一町三ヵ村の各委員を掲げておく。

町村	階層	農地委員	年令	所有面積 改革前	所有面積 改革後
中之条町	地主	◎福田豊三郎	55	一〇、〇町	一町
	〃	桑原雄一郎	60	一八、四	一五
	〃	外丸喜作	47	二一	一八
	自作	今泉環	44	二、〇	四、〇
	〃	伊藤良一	40	一二	一三
	小作	須藤保次	65	〇、二	〇、五
	〃	福島藤太郎	47	〇、四	〇、七
	〃	蟻川丑朝	47	〇、四	〇、〇
	〃	木暮親一	35	〇、一	〇、六
	〃	中沢庄平	48	〇、五	〇、九
村田沢	地主	◎宮崎弘	59	四、二	二、〇
	〃	折田卓一	46	一〇、五	一、二
	〃	町田浩蔵	33	三六、二	一七、二
	自作	安原品吉	52	一七、	一五、
	〃	唐沢竹次	50	〇、九	〇、九
	小作	関六合雄	47	〇、二	〇、二
	〃	田村岩太郎	50	〇、二	〇、四
	〃	山本喜好	36	〇	一、二
	〃	田村幸雄	37	〇、六	一、二
	〃	奥木九十郎	48	〇	〇、八

町村	階層	農地委員	年令	所有面積 改革前	所有面積 改革後
伊参村	地主	森田嘉一郎	30	一町	一町
	〃	割田重太郎	52	四、九	一、三
	〃	富沢武一郎	56	二、一	二、〇
	自作	◎斎藤五平	71	二、三	二、〇
	〃	綿貫良一	38	一、八	一、七
	小作	中沢喜平	52	〇、二	〇、八
	〃	生巣重太	45	〇、三	一、〇
	〃	斎藤万次郎	63	〇、四	一、九
	〃	山崎義一	49	〇、二	〇、六
	〃	蟻川鉄平	47	〇、三	〇、七
村田久名	地主	小林正太郎	57	二、八	一、三
	〃	福島信一	35	四、四	二、二
	〃	吉田正明	34	二、三	〇、九
	自作	野口袈裟次	47	一、六	一、四
	〃	◎唐沢藤吉	60	二、〇	二、〇
	小作	関道雄	45	〇、四	一、〇
	〃	谷川松三	43	〇	一、八
	〃	川島武雄	36	〇、一	〇、二
	〃	小林三郎	39	〇	〇、六
	〃	林重平	47	〇、一	〇、四

註　◎は各町村の農地委員会の会長

委員会長の選出　委員選挙後の第一回農地委員会で委員会長の互選が行われたが、四ヵ町村の会長は次のとおり決定した。

	役職経歴	名久田村　唐沢　藤吉（自作）	現村長、消防組頭、農協理事
中之条町　福田豊三郎（地主）	現町会議員（後に町会議長になる）		
沢田村　宮崎　弘（地主）	農協組合長、町長になる）現村会議員（副議長）、産業組合長（農協組合長、村長になる）		
伊参村　斎藤　五平（自作）	元村会議員		

この会長は委員会の代表として、会長がどの階層出身にあるかは委員会の性格を示すものとして注目された。わが四町村では地主会長二、自作会長二であった。中之条町の委員会では初会合において次のような運営の申し合わせをしていることも注目してよい。

本町委員会ニ於テハ其ノ使命ノ重大性ニ鑑ミ会議ニ際シテハ各委員ガ其ノ階層意識ヲ超越シ常ニ公正ナル態度ヲ持シ円満裡ニ事務ヲ処理スベキコトヲ申シ合セタリ。

選出方法をみると、中之条町では全委員協議による推薦方法によった。名久田村では村長委員が最適として推薦されている。中之条町で会長代理に須藤保次（小作）が推薦されたことは注目してよい。名久田村では吉田正明（地主）が会長代理に推薦されている。

第二回農地委員及び農地委員会　第二回目の農地委員の選挙は、農地解放がほぼ所定の目標を達した二十四年八月十八日全国一斉に行われた。第一回の農地委員会を構成した各階層代表の委員も、改革後二ヵ年間で農地解放が進捗してくると、当初の選挙母胎だった農民の階層も大きく変化してきたことを併せて、この階層委員構成が農村社会の実情とあわなくなった。こうして第二期の農地委員の改選が実施された。今回は全村選挙でという意見もあったが、結局第一回目とはちがった次のような階層選挙が行われた。

一号委員（定員一名）……二反歩をこえる小作地を借入れ小作している者

二号委員（定員二名）……二反歩をこえる小作地を貸付けている者

三号委員（定員六名）……二つの場合に入らない耕作者又は農地の所有者

さて農地解放の大半をすぎた時点における、かかる新委員の階層代表は、解放直後の農民利害をどの程度代表しえたものであったか。とにかくわが四カ町村についてみると、伊参村名久田村では全委員が選挙によったが、沢田村では全委員が話合いで定員が決められている。中之条町では二号委員（二名）が選挙で、一号（二名）三号（六名）は夫々定員に即して話合いで人選された。四カ町村の第二回農地委員をあげておこう。

町村	階層	農地委員	年令	新旧	備考
中之条町	1	伊藤良一	43	旧(自)	
	1	斎藤万次郎	66	旧(小)	
	2	小渕台太郎	61	新	前一〇、一八町 後一〇、一八町
	2	森田嘉一郎	32	旧(地)	
	2	綿貫良一	41	旧(自)	
	3	福田豊三郎	58	旧(地)	
	3	小野光一	55	新	前二、一〇町 後一、〇町
	3	田村一郎	50	新	前四、〇 後二、三
	3	外丸喜作	50	旧(地)	
	3	今泉環	47	旧(自)	
	3	福島藤太郎	50	旧(小)	
	3	唐沢文夫	42	〃	
	3	田村武一郎	46	〃	
	3	小池市郎	51	〃	
	3	鈴木一壽	46	新	前一一、四 後一一、四六
	3	高橋幸重郎	55	新	前一〇、〇 後一〇、〇五
	3	角田操	48	新	前一〇、〇 後一〇、〇二
	3	望月市次	56	〃	
	3	片貝己代四	44	新	前一〇、〇 後一〇、〇四
	3	冨沢豊太郎	40	〃	

村					田			沢		
3	3	3	3	3	3	3	2	2	1	1
福田充広	金井道治	山口福二郎	山本良馬	唐沢竹次	山本喜好	田村巳平	山田一二	宮崎弘	竹渕栄作	剣持操
33	36	46	30	53	39	57	70	62	58	48
〃	〃	新	新	〃（自）	旧（小）	〃	新	旧（地）	〃	新
後前	後前	後前	後前			後前	後前		後前	後前
○○	○○	○二	○一			○○	○一		○○	○○
三	三六	六一	三七			九二	一三		三	五

村				田		久		名		
	3	3	3	3	3	3	2	2	1	1
	福島浪次郎	青木侯一	山田覚二	小池裕八	劔持喜代三	野口袈裟次	唐沢藤吉	小林正太郎	関道雄	元山文治
	52	57	53	47	40	49	62	59	47	48
	〃	〃	〃	〃	新	〃（自）	〃（自）	〃（地）	旧（小）	新
	後前	後前	後前	後前	後前					後前
	○○	○○	○○	○一	○○					一○
	八八	九八	五五	一一	六五					○町

註　備考には、新委員のみについて改革前と後の農地所有面積を示した。旧委員（第一回農地委員）の改革前と後の所有面積は、第一回農地委員一覧表（一二七一頁）を参照されたい。

第二回農地委員について、新旧別にみると四ヵ町村とも新人が半数ないし半数以上をしめた。とくに伊参村では新人が七人もしめていた。階層別にみると、今次農地委員では六人定員をもつ三号委員に新人の進出が著しく、伊参村では全員が新人、名久田村でも五人が新人でしめている。これに対して各町村2号委員（二名）は第一回の地主委員でしめていた（中之条町、名久田村で二名、伊参沢田村各一人、伊参旧自作代表一名が2号委員になる）。農地解放のほぼ終了した第二回農地委員選挙によると、わが四ヵ町村にも一号三号（特に三号）委員の進出状況を通じて解放

後の新しい息ぶきが察知される。さて二十四年後半期からの第二回農地委員会の使命は一般に次のごときものとされていた。①自作農創設をさらに徹底させる。②創設された自作農の小作人転落を防止するために賃貸借権及び所有権の移転を監督する。③小作地の耕作権の保護と小作関係の近代化。④農業生産力や農家の地位の向上のための土地改良や農地の交換分合の実施等の諸課題が残されていた。しかし大半の農地解放が終了していた二十四年以後の町村委員会の主たる機能は残務整理的なものになっていた。従って第一期農地委員会と比較すると、その性格も相当ちがったものになっていたといってよい。

第1表　部落補助員の出身階層別年齢別人数
（四ヵ町村）

		中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
階層別	地主	一	1	0	8
	自作	一	4	9	3
	小作	一	13	7	10
年令別	20～30代	3	7	6	6
	40才～	8	5	3	10
	50才～	3	5	4	4
	60才～	4	1	3	1
	計	18	18	16	21

（資料）　各町村の農地改革実績結果表による。

四ヵ町村委員会の会議日誌から、第二期委員会の議題をみると、どこでも農地の所有権・耕作権の移動統制、農地潰発・農地価格及び小作料等の統制、小作地引上げ等を中心とするものであった。

部落補助員の選出　農地改革の趣旨を町村末端まで浸透伝達するため、また委員との連絡協力のため等で、各部落ごとに、各階層ごとに部落補助員を選出委嘱した。中之条町沢田村一八人、伊参村一六人、名久田村二一人が二十二年二月～七月（伊参村名久田村）、ないし七月（中之条町）十二月（沢田村）に夫々委嘱された。

名久田村では各部落ごとに小作、自作、地主、各階層が一～二名ずつ選任された。小作八、地主二、自作六、計十六人を二月十四日

委員会で選出している。

沢田村では農事組合を単位に一名ずつ選出、さらに人口戸数の多いところを二名ずつにした。

四町村別に部落補助員の年令別・階層別構成を表示しておく（第1表）（前頁）。階層別にみると部落補助員には各村とも小作層が多数をしめていて、とくに地主層は少数であった。伊参村では自作層が多数であった。部落補助員を年令別にみると、四町村とも三四十代の青壮年が中心であった。

農地委員会の職員　町村農地改革の計画実施において実質上大きな役割を担当したのは、町村事務局の職員であっ

町村	専任書記	年令	就任期間	経歴
中之条町	青柳　三郎	37	二一年一一月～二二年一一月	海外引揚
	唐沢　宗平	24	二一、一～二四、三	復員
	菊間　一夫	29	二二、一一～	復員
沢田村	植木　寛	28	二一、一二～二三、五	復員
	神保　次雄	32	二二、二～	海外引揚
	綿貫　善三	24	二二、二～二三、七	復員
	萩原　安樹	30	二三、七～二四、三	〃
	関　正子	18	二三、八～二五、三	在村
伊参村	関　晃三	43	二一、九～二三、一二	在村
	塩原　大吉	37	二二、一～二四、三	海外引揚
	斎藤　恤子	37	二二、二～二三、一一	海外引揚

町村	専任書記	年令	就任期間	経歴
伊参村	綿貫　寛	21	二四年一月～	在村
	蟻川　菊次	16	二四、四～	在村
久田村	小池　正次	43	二一、一〇～二三年七月	復員
	矢沢　幸造	29	二一、一二～二三、一一	復員
	剱持　園吉	28	二三、二～二四、二	復員
	飯塚久太郎	31	二三、一一～二四、八	復員
	佐藤　進	17	二四、五～二五、三	在村 前役場書記
	小林　公平	25	二四、九～	

註　兼任書記雇員は除いた。

た。とくに専任書記はその中核であった。世紀の大事業として尨大な事務を限られた期間に遂行し幾多の難問題を処理してきたわけで、これを担当した事務局職員の努力は大変なものであった。しかも一般に「待遇の劣悪、報われざる超過労働、身分の不安定（転・失職）等、農地委員会書記の歩んだ苦難の途は農地改革過程の苦悩を象徴する」（顚末概要）といわれている。一般に委員会職員の経歴をみると、復員海外引揚者疎開者などが多かったのが、その特色でもあった。わが四ヵ町村の当時の専任書記をあげておく（前頁の表参照）。

(3)　一筆調査

農地改革の第一段階としての農地買収に先だって、農地の実態把握のために一筆調査が行われた。二十二年一月十四日附公布施行の農地調査規則にもとづいて、県は調査期日を指定し実施要領を定めて指導に着手した。その結果群馬県では四月～六月間に大半の市町村委員会で買収売渡に入れる準備としての一筆調査を仕上げている。この時の県内の様子について県農政部長報告（二十三年七月）によると、当時の状況は次のようであった。

> 各町村共、一応の一筆調査は完了し、農地台帳は作成しあるも不備なるもの多きため半数程度の町村は再調査により農地台帳を修正整備せり。

わが四ヵ町村でもこの一筆調査は今次農地改革中で最も苦労した仕事の一つであった。「改革当初の一筆調査による小作農家の耕作台帳の不備」が指摘されているし、（中之条町農地委員会）、また「一筆調査による世帯台帳の整備」には大変苦労したことがあげられている（伊参村農地委員会）。しかしこの一筆調査には部落補助員はじめ農民も参加してその協力によって行われたことは大きな意義があったといわれている。本格的な農地買収に対処して現地実地踏査（一筆調査）について、名久田農地委員会は二十二年五月三十一日附で部落補助員に次のような通知をだしている。

目的　土地台帳と実地とが一致しているかどうか、相違のあるものはどう違っているかを明かにする。申告もれ農地の絶無を期す。

実地踏査する農地及その順序　①不在地主農地。②認定買収予定農地。③村内地主の解放予定農地（但②以下は台帳作成中であるから、これの出来次第実施する）。

補助員の調査担当範囲　自部落内の該当農地全部

調査期間　一、不在地主農地（三月買収分は調査済）六月二日にはじめ、各字毎に部落順に一部落二日の割で実施し、六月十日迄に終る。

調査要領（略）

以下中之条町の農地改革の本格的展開にはいるが、農地の買収売渡、牧野未墾地の解放等々、詳細にわたるため夫々事項別に節をかえて述べてゆくことにする。

(4)　中之条町の農地買収

第二次改革の農地解放計画では、当初二年間に二〇〇万町歩ということであったが、これは第一次改革の五年間に一五〇万町歩、さらに昭和十八年の自作農創設計画による二十五年間に一五〇万町歩に比較すると、いかに急速だったかがわかる（顚末概要二二五頁）。

県の農地買収　まず群馬県全般の農地買収状況をみると、二十二年三月末の第一回買収から二十五年七月初の第十六回買収までに三八、二〇九町歩（田一三、〇六二町歩、畑二五、一四七町歩）という画期的なものであった。地主所有別内訳は不在地主所有地一二、四四八町（三二・六%）在村地主所有地二五、七六一町（六七・四%）である。買収実績の経過をみると、改革二年目（二十二年度）に二万一千町歩余の買収を終り、当初解放面積見込みの約七割の実績をあげ、二十三年十二月（第九回買収）で、ついに九六%の成果を示した。県は不在地主の小作地については二十二年度中に買収完了を計画し、そのため第三回買収に総力をあげた。そして第四回買収（二十二年十二月）では全期中で最大の実績を記録している。詳細は「群馬県百年史」上巻、農地改革の項（筆者担当）七〇八～九頁を参照

されたい。つぎにわが四ヵ町村について述べる。

①　買収計画

農地買収にまず不在地主の農地からはじまるが、その計画が町村委員会に提出議決されたのは、二十三年三月である。（中之条町三月十五日、沢田村三月七日～二十四日、伊参村二月十五日、名久田村三月四日）

中之条町の農地委員会議事録（第三回、三月十五日）によると、自作農創設特別措置法第三条第一項第一号該当農地（農地の所有者がその住所のある市町村の区域外において所有する小作地）の買収計画を附議し、別紙の計画案を専任書記に説明させて各委員議案を審議し、之を可決した」とある。（別紙資料略）

名久田村農地委員会議事録（三月四日）によると、委員会長本会議長となり……「議案第一次買収計画案の審議に入る旨述ぶ。書記議案につき説明す。全員審議の結果、議案の議決を得たり」とある。

名久田村の第一回買収計画について、上記三月四日委員会に提出の計画案をみると、

一、買収対象農地　中之条町に住居する地主の本村所有農地の地主は三十名である。

二、買収農地の所在及面積

平	田	四、四〇二反	畑	一七、九一七反	
横尾	田	三九、六一五反	畑	五四、九一七反	
大塚	田	三〇、八〇四反	畑	三〇、八一一反	
赤坂	田	一〇、三〇九反	畑	五、七〇三反	
合計	田	八町五反二畝	畑	一〇町九反四畝一八歩	

であった。（委員会庶務綴）

なおこの計画についての縦覧期間は二月二十八日～三月九日で、買収計画への異議申立については三月十五日までであった。そして三月十七日委員会で第一次買収計画への異議申立三件が審議されている。

伊能八平よりの申立二件（現在宅地につき対象より除外、異議を認める）、林金治郎の地主の入耕作認容への異議申立　一件（入耕作認めず、買収対象に決定）。



中之条町農地委員会の議事録
（昭和22年）



名久田農地委員会の議事録
（昭和22年）

②　農地買収における問題点

町村委員会が発足当初に実施した不在地主の農地買収においては、実施が早急だったことと関連して農地台帳及び調査の不十分さ等が重なって、幾多の問題があった。そのうち主な問題は(イ)不在地主と在村地主の判定と(ロ)地主保有地の決定であった。

地主の不在、在村の判定　農地解放の実施が必至の趨勢となる当時は、折柄の疎開復員引揚等による従来不在の町村民の帰郷在村がふえ、さらに食糧窮乏から農耕従事者も急増する終戦直後の時期でもあった。かかる混乱した激動渦中において地主の在、不在の判別は中々大変であった。各町村ともかかる状勢であったが、特に中之条町の場合には、この件が当時の委員会における重要議題となった。二十二年八月九月には幾人かの地主から上申書が提出され、各委員が分担調査し、これにもとづいて審議判定された。中之条町の委員会では全期間における当該会議で最も問題となった三大案件の一つとされている（全委員の投票による判定も行われた）。

在村地主か不在地主かの区別は一町歩（平均）の小作地が保有できるかどうかのわかれ目である。第二次改革（自作農創設特別措置法）では生活の本拠としての「住所」に限定し、第一次改革に比してきびしく規定した。通達でも「一時不在者を在村地主と認めることについては、極めて厳重に解すべきである。教員官史等で任地関係で不在となった者が在村地主になれないのは云う迄もない」とされた。従ってかれらから「早晩帰農する考えにも拘らず不在地主として買収されるのは酷である」との抗議が繰返された（「顛末概要」より）。

この「在村」と関連して「隣接市町村の区域内の地域」「都道府県農地委員会が当該市町村の区域に準ずるものとして指定した」（措置法第三条一～一）ところに住所をもつ者は「在村地主」と見做された。しかし隣接市町村の農地委員会の同意を要したので、この手続も行われた。

伊参村農地委員会（農委と略称）から中之条農委、名久田農委への特別措置法三条一ノ一の指定区域同意依頼の件は、伊参村の区域に準ずるものと認められないので否決されている。

地主保有地の決定　農地買収はまず不在地主のものから着手したが、不在地主の農地解放に当っては、先掲の異議申立にみるように農地台帳の不備による地目変更らもあって農地非農地別の正確な判定や不在地主の入耕作等にかかわる問題等があった。これに関して名久田村農地委員会では部落補助員宛に、中之条町在住の不在地主の所有農地については今一度実地踏査を行い、特に㈠現面積が台帳面積と著しく違うもの、㈡流失欠潰部分のあるもの、㈢地目の変ったもの等を摘出して再調査報告を依頼している。

在村地主については、決定の保有限度まで小作地を残すべきことから、どの小作地を保有地として残すかをきめることが必要になる。措置法では町村委員会がきめることになっていた（一次改革では地主に選択権を与えた）。地主の保有面積については、県農地委員会では県の実情に合せて県下を三地区にわけてきめている、吾妻地区では二町四反（小作地八反）の保有になっていた。

③　農地買収の進捗状況

不在地主の農地買収に続いて、在村地主の農地解放へと進捗したが、在村地主の農地買収段階に入ると、小作地をめぐる村内における地主小作関係はじめ各種の利害関係らが交錯していて、委員会における買収の対象農地の査定は、村内の親交の上からも中々に難題であった。総じて農地買収は二十三年から二十五年にいたる三年間にわたって実施されたが、その間に買収期日を定めてこれが促進をはかった。

各時期別にみた買収農地面積　四ヵ町村について買収期日別に、買収農地面積を第2表（中之条町）、第3表（沢

第2表　買収回数別の買収農地面積

町村別 / 買収期日別 ＼ 田畑別	中之条町		
	田	畑	計
	町	町	町
第　1　回	5.7822	5.2700	11.0522
4	31.0114	33.6918	64.7102
7	15.6020	12.6022	28.2112
8	0.7227	2.6202	3.3429
10	0.8515	1.1208	1.9723
11	0.1927	0.5228	0.7225
12	0.0326	0.3226	0.3622
15	0.2014	2.7411	2.9425
計	54.4315	58.9125	113.3510

（資料）　農地解放結果実績表による。

第3表　買収回数別の買収農地面積

町村別 / 買収期日別 ＼ 田畑別	沢田村		
	田	畑	計
	町	町	町
第　1　回	0.2406	7.3121	7.5527
4	15.5825	26.5027	42.0922
5	7.1628	29.4516	36.6214
6	3.4925	11.8217	15.3212
7	3.7312	34.7226	38.4608
8	—	1.2606	1.2606
10	—	1.0800	1.0800
11	0.0512	1.8602	1.9114
12	—	0.7119	0.7119
15	0.1129	1.0013	1.1212
16	0.0521	0.4713	0.5304
計	30.4608	116.2310	146.6918

（資料）　前表に同じ。

田村)、第4表(伊参村)、第5表(名久田村)に示す。

註　買収期日について、第一回　22年3月31日、二回　22年7月2日、三回　22年10月2日、四回　22年12月2日、五回　23年2月2日、六回　23年3月2日、七回　23年7月2日、八回　23年10月2日、九回　23年12月2日、十回　23年12月31日、十一回　24年3月2日、十二回　24年7月2日、十三回　24年10月2日、十四回　24年12月2日、十五回　25年3月2日、十六回　25年7月2日であった。

買収期日別にみると、第四回(二十三年十二月)が四カ町村とも買収面積が最も多かった。そして第七回(二十三

第4表　買収回数別の買収農地面積

買収期日別＼町村別・田畑別	伊参村 田	伊参村 畑	伊参村 計
	町	町	町
第 1 回	4.4102	11.9804	16.3906
4	12.8015	32.1209	44.9221
6	1.4614	3.9200	5.3814
7	1.0319	2.5019	3.5408
10	0.1412	0.4201	0.5613
11	—	0.1017	0.1017
15	—	0.0515	0.0515
16	0.2319	0.7613	1.0002
計	20.0921	51.8718	71.9709

(資料)　前表に同じ。

第5表　買収回数別の買収農地面積

買収期日別＼町村別・田畑別	名久田村 田	名久田村 畑	名久田村 計
	町	町	町
第 1 回	2.6519	5.9422	8.6011
4	23.2127	47.2924	70.5121
5	1.3421	3.9003	5.2424
7	7.0007	11.7414	18.7421
8	—	0.4609	0.4609
10	—	0.2921	0.2921
12	0.0505	0.4508	0.5013
14	—	0.1210	0.1210
15	0.0521	0.7224	0.7815
16	0.2904	0.3616	0.6520
計	34.6214	71.3201	105.9415

(資料)　前表に同じ。

年七月）までに四ヵ町村とも、ほぼ大半の農地買収が行われたことがわかる。第四回買収面積のしめる比率は、中之条町五七・一%、沢田村二八・七%、伊参村六二・四%、名久田村六六・六%であった。第七回の二十三年七月までの各農地委員会の買収面積が全買収面積にしめる比率（買収実績）をみると、中之条町九一・七%、沢田村六九・三%、伊参村九二・七%、名久田村九七・三%であった。名久田村伊参村中之条町はすでに九割余の買収済であったが、沢田村は当時七割程度であったことが注目される。

買収対価　つぎに四ヵ町村の前記十六回までの買収における田畑別の買収対価総額を第6表に掲示する。

第6表　買収対価総額

	田	畑	計
	円	円	円
中之条町	465,048.00	268,176.96	733,224.96
沢田村	213,434.40	357,863.52	571,297.92
伊参村	118,932.00	141,340.00	260,272.00
名久田村	301,241.02	261,126.67	562.367.69

1～16回分の総計を示す。
（資料）　前表に同じ。

註　買収対価は原則として田は賃貸価格の四〇倍、畑は四八倍（平均反当、田七六〇円、畑四四七円）以内で定めることになっていた（農地調整法第六条ノ二）。

④　農地買収の結果

第7表　不在地主・在村地主・社寺の買収農地面積（4ヵ町村）

		中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
		町	町	町	町
不在地主の小作地	田	17.1415	4.7927	7.4016	21.9713
	畑	14.3109	22.5528	24.5007	39.4721
	計	31.4524	27.3525	31.9023	61.4504
在村地主の小作地	田	34.3129	20.0920	12.2701	9.7329
	畑	39.5929	82.9922	26.2416	18.5625
	計	73.9128	103.0912	38.5117	28.3024
社寺の小作地	田	2.7617	3.7903	0.0106	1.3727
	畑	3.0811	9.5008	0	2.8314
	計	5.8424	13.2911	0.0106	4.2111
社寺数		2	9	2	3

（資料）　前表に同じ。

(イ) **不在・在村地主別の買収農地面積（第7表・前頁）**　四ヵ町村の不在地主の小作地買収面積をみると、名久田村が六一町四反余で一番多い。ついで伊参村中之条町が三一町余、沢田村は二七町三反余であった。これを不在地主の買収面積率（在村不在地主合計買収面積に対する）にすると、名久田村六八、五%、伊参村四五・三%、中之条町二九・八%、沢田村二一%であった。沢田村中之条町に比して伊参村名久田村は不在地主の買収農地の割合が多かった。特に他町村とちがって名久田村では在村地主（一二八戸）よりも不在地主（一七六戸）の買収農地面積の方が三三町余も多かったことを指摘しておく。

(ロ) **買収面積規模別にみた不在・在村地主数（第8表）**　解放面積は在村地主不在地主ともに五反未満の零細規模の

第8表　在村・不在地主の解放農地面積別戸数（四ヵ町村）

	中之条町		沢田村		伊参村		名久田村	
	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主
～五反	二六	七八	一二三	七〇	五八	一三〇	一〇九	一四四
五反～一町	七	八	一四	八	五	五	九	二〇
一～三町	九	八	九	四	一〇	六	九	一一
三～五町	三	—	二	—	—	—	一	—
五～一〇町	四	—	〇	—	一	—	—	—
一〇町～	一	—	一	—	—	—	—	一
計	五一	九四	一四九	八二	七五	一四一	一二九	一七六

ものが圧倒的に多数だった。十町歩以上の解放地主は、在村地主では中之条町と沢田村に各一戸ずつであった。名久田村の農地十町歩以上を解放した不在地主(一戸)があったことも他の三町村にくらべて注目してよい。不在地主の多かった名久田村では、その解放面積をみると一～三町一一戸、五反～一町二〇戸である。中之条町の在村地主の解放面積は三～五町三戸、五～一〇町四戸を数えた。五町以上解放の在村地主は伊参村名久田村にも夫々一戸ずつあった。

(5)　中之条町の農地の売渡

①　売渡計画とその進捗

当初は買収と売渡とを並行して行うわけであったが、中途から買収促進のため売渡の方は後まわしになったのが一般的趨勢であった。二十二年三月二十日県は市町村農地委員会に対して売渡しの基本方針を指示したが、これに即して農地の売渡しが実施された。当初は県内各地ともその進捗は極めて低調であった。二十二年～二十三年三、四月までは全く僅かで、三月時点の解放面積に対する売渡進捗率は一〇%という状態だった。わが四ヵ町村の農地委員会で売渡計画が提出されたのは二十二年八月下旬～九月中旬であった。

名久田村では八月三十日第一回買収農地の売渡計画が委員会に提出された。まず書記から「政府の買受出来る者の範囲」に関する通牒が朗読され、委員から「今後売渡の一定基準を設ける要ありや」の質問に対し、会長が「一定の基準を設け、各人の実情に即して審議する方が今後の計画に支障を生ぜざるようです」として、一同これに賛成決定している(議事録)。

中之条町でも八月二十七日に売渡計画が出され、二十七日と九月三日にわたり買受申込書によって審議が行われた(議事録)。

名久田村では九月中の売渡面積をみると、田二町七畝一四歩、畑三町八反四畝三歩であった。農地売渡戸数は五三戸である(九月進行状況月報による)。

わが四ヵ町村の売渡捗状況については、委員会の会議日誌から各町村の進捗状況を察すると次のとおりであった。

中之条町は二十二年十月以降六、七ヵ月間も売渡の方はなく、翌二十三年六、七月になって再び実施された。伊参村では二十三年に入り第二回売渡がはじまり、二十三年度には進捗したようである。沢田村も中之条町と同様二十二年十月～翌年五月の間は売渡は行われず（その間は買収が進展）、二十三年後半期～二十四年前半期を通じて進捗していたようである。名久田村の売渡進捗の動向もほとんど同様であった。

この進捗状況は県の促進督励により県内町村が六七両月に売渡実績をあげていることも関連している。二十四年三月の全県実績ではほぼ九割に達した。そしてわが町村の売渡完了は伊参村二十三年十二月、中之条町二十四年三月、そして沢田村名久田村が二十五年五月までにわたった。

②　農地の売渡の結果

まず(イ)売渡をうけた（村内・村外から）戸数と農地面積（村内農地と農外農地）を四ヵ町村別に示すと上表になる。

	売渡をうけた戸数		売渡をうけた面積	
	村内から	村外のみから	村内農地	対外農地
	戸		町	町
中之条町	四八四	〇	一二四、五九一四	三、九五二二
沢田村	五〇二	〇	一六九、九八〇七	一、七五一三
伊参村	三二七	九	七二、一六〇五	二、六六〇六
名久田村	四二二	四	一一〇、七八二五	四、一三〇四

(ロ)つぎに改革前（二〇年一一月二三日現在）自小作農家別に売渡をうけた戸数（第9表）と売渡をうけた農地面積（第10表）を次頁に示しておく。売渡をうけた農家を自小作別にみて、各町村で一番多いのは、中之条町が純自作、沢田村が小自作、伊参村名久田村が自小作であった。(ハ)さらに四ヵ町村の自小作別に売渡された農地面積の一戸当り平均をみると（第11表）、各町村ともに純小作農が一番多く、特に沢田村の純小作農の買受面

第9表　売渡をうけた農家の自小作別戸数

	中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
自作	27	41	22	47
自小作	131	106	117	134
小自作	120	200	90	117
小作	180	137	72	100

第10表　自小作別農家の売渡をうけた農地面積

		中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
		町	町	町	町
自作	村内農地	0.6300	3.5525	1.4006	3.1611
	村外農地	0.6524	0	0.0419	0.0325
自小作	村内農地	27.4221	23.6005	14.1607	27.7329
	村外農地	3.0928	0	0.4115	0.9520
小自作	村内農地	37.4306	52.6726	24.2927	39.9422
	村外農地	0	0.5814	1.1317	2.2114
小作	村内農地	56.6707	88.4001	22.7010	35.7112
	村外農地	0	1.1629	1.0615	0.9205

第11表　自小作別一戸当平均売渡された農地面積

	中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
	町	町	町	町
自作	0.0515	0.1006	0.0726	0.0815
自小作	0.2400	0.2226	0.1315	0.2211
小自作	0.3119	0.2803	0.2826	0.3603
小作	0.3201	0.6608	0.3314	0.3803

積は六反六畝と他村に比して大であった。(二)最後に四ヵ町村の自小作別農家について、改革前（二〇年一一月二三日現在）の所有規模別にみた買受農家戸数を第12表（次頁）に掲げておこう。この表から町村別に売渡を受けた農家階層の多いのは次のとおりであった。

中之条町……純小作の五反未満と五反～一町の農家（自小作層の五～一町、小自作層で五～一町がこれにつぐ）。

沢田村……小自作の五反未満（ついで小自作五反～一町、小作の五反～一町の農家）。

伊参村……自小作の一～二町層（ついで同層の五反～一町、小自作の五反～一町）。

名久田村……小自作の五反～一町（ついで自小作一～二町）。

(6) 宅地建物の解放

今次農地改革は農地だけの解放でなく、自作農創設に必要な場合には市町村委員会の決定によって宅地建物等も買収売渡された（特別措置法第一五条）。宅地建物の解放は買受人の申請があってはじめて発動することになっていた。四カ町村の宅地建物の買収売渡状況（数量対価と買収件数・買受戸数）を左表に示す。

第12表　自小作別買受農地規模別戸数（4カ町村）

		中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
自作	～5反	9	5	1	6
	5反～1町	11	25	0	12
	1～2町	7	11	17	29
	2町～	0	0	4	0
自小作	～5反	20	14	12	25
	5反～1町	58	55	48	48
	1～2町	40	37	56	61
	2町～	3	0	1	2
小自作	～5反	31	119	17	27
	5反～1町	57	75	47	69
	1～2町	32	16	23	21
	2町～	0	0	3	0
小作	～5反	105	45	39	47
	5反～1町	76	63	28	44
	1～2町	15	29	5	9
	2町～	4	0	0	0

	宅地 数量（坪）	宅地 対価	宅地 件数	建物 数量	建物 対価	建物 件数
中之条町	三、四六五	三四、二一七・二〇円	二四(32)	八	一九、〇〇〇・〇〇円	三(4)
沢田村	一六、一四四	六一、〇〇九・三〇	一〇二(169)	一三	四一、七〇〇・〇〇	一〇(10)
伊参村	三、五八八、九三	三九、八四七・二〇	三六(36)	一七	三一、九八八・〇〇	一二(12)
名久田村	五、二一九、九三	一九、四八〇・四五	三七(41)	八	二三、四〇〇・〇〇	八(8)

註　件数欄の（　）内の数字は買受戸数である。

(7)　農地改革と農地の交換分合

今次農地改革は（自作農創設特別措置法による）、何よりも農地の所有形態を改革して、広く耕作農民を主体とするものに転換することであったが、すでに措置法第一条の同法の目的にも、「以て農業生産力の発展と農村における民主的傾向の促進を図ること」とあるように、自作農の広汎な創設の土台にたって農業生産力発展が志向されていた。従って改革の進捗過程でも、自作農強化のために生産力対策として耕地の交換分合が要望された。二十二年三月第一回買収地については売渡までの間に買受機会の公平を図ると共に農地の集団化を図るべきか否かを問題として中央農地委員会の決定の間、売渡しを延期している。中央委員会の決定をまって発せられた農林省農政局長から各県知事宛の五月二十六日附の「農地交換分合に関する件」の通牒が名久田村農地委員会長から農地委員と部落補助員に伝達されている（委員会庶務綴）。その要旨をみると次のようなものであった。

> 買受機会を公平ならしめるための交換分合は買収売渡の間に極力推進すべきであり、集団化のためにそれは重要である　が「市町村の実情を無視し、農地集団化の強行によって農地改革そのものの遂行を阻害しないように」述べている。

この農地集団化に対しては、二十四年八月土地改良法が公布され、これにもとづいて農地改革後に本格的な交換分合が実施された。農地改革の一環としての交換分合による集団化は、実際には市町村の自発的熱意によって行われたもののみに限られた。こうして農地買収売渡の間にできれば農地集団化のための交換分合も実施しようとした最初の意図は、結局自作農創設事業自体を二ヵ年の短期間に遂行しなければならなかった事情のもとで、農地改革後の問題として残されたのである。

県内でも交換分合を実施した農地委員会は十ヵ町村もあった。二十三年三月現在では七ヵ町で実施面積が四七町五反であった。他に交換分合を計画したものも多かったが、これら町村ではその法制化をまっての実施を予定したもの

が多かった。わが四町村についてみると次のとおりであった。

自作法第二十三条による交換……中之条町四件、二町一反二畝一五歩、当事者八人、沢田村四件、六反五畝三歩、当事者八人（うち二件は協議不成立で県ないし町村の農地委員会の裁定によった）。名久田村一七件、一町九反一四歩、当事者三十四人。

自作法第二十五条による交換……中之条町二十三件、四町一反八畝、当事者五十一人。名久田村九件、一町三反二畝二歩、当事者十八人。（伊参村委員会の資料をかく）。

(8) 牧野の解放

戦後の農地改革では、その一環として牧野解放が実施された。この問題はわが吾妻郡のようにその面積の多い山間地方では重大な関心事であった。一般に農山村では農業経営上の自給肥料として、また家畜の飼料として、そして萱屋根の材料供給の萱場として多数の農民たちの牧野への依存は極めて大きかった。それだけに牧野解放の山間村における意義は大きかったわけである。

牧野解放の件は昭和二十二年後半における総司令部の強い勧告に端を発して、政府がこれをとりあげ、二二年十二月二六日法律改正（法律第二四号）により新に牧野解放がなされていることになったその主な内容については

㋑当然買収の牧野……不在地主所有の小作牧野、在村地主所有の小作牧野で平均三反歩をこえる面積、自作牧野でも、農地と合せて県平均四、四町をこえる部分の牧野。㋺政府、県農委、市町村農委の認定による買収しうる牧野（内容略）。

㋩買収除外の牧野、公共用に供している公有牧野、市町村有財産区又は農協有の牧野で共同利用に供されているもの。学校等所有牧野。㋥牧野の買収対価は近傍類似の農村対価の四五%

かくて牧野解放のために牧野実態調査（二三年十一月～二四年）が実施された。昭和二五年二月一日現在の牧野調査申告によって、吾妻郡の牧野面積をみると次のとおりであった。

民有牧野（放牧地、採草地）一一、四二〇町九反四畝二九歩、国有牧野（放牧地八九一町。採草地四、二六六町）五、一五七町、計一六、五七七町九反四畝二九歩、全県各郡のうち最大面積をしめ、その比率は実に全県の五六・九%である。

第13表　牧野所有形態別面積（昭和20.11.23）

			中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
			町	町	町	町
個人有	在村	自作	3.6928	9.7000	83.9214	3.2516
		小作	0.2500	1.2000	8.3111	1.1110
	不在	自作	—	—	—	—
		小作	—	—	4.2404	—
法人団体有	在村	自作	—	—	—	—
		小作	—	—	2.0000	—
	不在	自作	—	—	—	—
		小作	15.0000	384.0000	162.4000	181.8600
計			18.9428	394.9000	260.8729	186.2226

（資料）　各町村の「農地等解放実績調査」による。

改革前の牧野面積の実態　さてわが四ヵ町村について、改革前（二〇年一一月二三日現在）の牧野面積の実態を第13表と第14表（次頁）に示す。第13表により改革前の牧野所有形態別面積を四ヵ町村別にみると、各町村ともに主なものは個人有在村の牧野と、町村外の法人団体のものを借用して共同利用している牧野であった。伊参村の個人在村者所有の八三町九反が大きい。村外法人有の牧野を借用して共同利用しているのは沢田村三八四町歩、伊参村一六二町四反、名久田村一八一町八反六畝、中之条町十五町歩である。これらの牧野は第14表（次頁）にみるように、すべて採草地であって、個人有採用地は個人として自作利用ないし小作利用しており、村外法人有の採草地は村民が共同借用利用していたものである。農耕・家畜飼育上から不可欠なものとして慣行として長く利用してきたものが多い。

牧野解放の実態　牧野解放は前述のように遅れてはじまり、最初の買収期日が二十三年七月二日だった。この年はまだその重要部分には着手できず二十四年にもちこした。一般に牧野解放は対象面積が広大で、長い伝統的慣行も複雑にい

第14表　放牧・採草地別利用形態別面積（昭和20.11.23）

			中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
個人有	放牧地	個人利用	—	—	—	—
		共同利用	—	—	—	—
	採草地	個人利用	在 3.9428町	在 10.9000町	在 92.2325 不在 4.2404	4.3626町
		共同利用	—	—	—	—
法人団体有	放牧地	個人利用	—	—	—	—
		共同利用	—	—	—	—
	採草地	個人利用	—	—	—	—
		共同利用	不在 15.0000	不在384.0000	在 2.0000 不在162.4000	181.8600

（資料）　農地等解放実績調査による。

りくんで利害関係が錯綜していること等によって、その解放は中々はかどらなかった。群馬県では二十五年末における買収面積は予定面積の二一%にすぎないという状況であったが、二十六年になって進捗した。二十六年末における吾妻郡の買収売渡の実態をみると次のようであった。

買収　放牧地九九六町、採草地一四二〇町、計二四一六町、
売渡　放牧地九九六町、採草地一〇七〇町、計二〇六六町、
で売渡未済面積三五〇町という実績であった。

わが四町村の牧野解放をみると、

中之条町　この時点ではなし。

沢田村　昭和二十五年七月二日　採草地四反九畝一八歩（農地に附帯する牧野）を解放（関係地主三人）、買収対価七四二円七九銭。

伊参村　二三年十二月二日採草地一町三反三畝九歩、二四年三月二日採草地一町九反一畝六歩、計三町二反四畝一三歩を解放（関係地主は不在地主六、在村地主三）、買収対価四二七二円六四銭。

名久田村　この時点ではなし。

註　牧野における地主の保有面積は県内、牧野区域別で吾妻郡の地主保有面積が最も多く、自作牧野八・五町、小作牧野〇・三町であった。

国有林野（牧野）の所属替　山間地における自作農創設のために国有牧野の所属替を各農家からの申告により各町村の牧野台帳に記載された面積をみると、中之条町一五町歩。沢田村二三〇町歩、伊参村一三八町歩、名久田村一三八町歩であった。これらは二十七年三月三十一日に解放が実施された。

(9)　未墾地の解放

農地改革は、既墾農地の解放（買収売渡）を中心に実施したが、これとともに開拓用地としての未墾地の解放が行われた。国は二十年十一月閣議で「緊急開拓事業実施要領」をきめ、その所要地取得に際して開拓適地、可能地調査を実施した。

群馬県でも、まず開拓適地及可能地調査を行い、県開拓委員会で開拓適地と決定されたものについて、市町村農地委員会のたてた買収計画にもとづいて実施されるという建前であった。県は買収計画樹立前に関係地主、地元町村長、農地委員等と協議会を開催し、納得のもとで買収するよう処置した。この未墾土地買収は認定買収のため相当困難が伴い、決定までには各種の反対運動も起った。勿論未墾地買収計画に不服の場合には異議申立や訴願ができたが、農地改革当初はその件数も非常に少なかった。二十四年頃から地主の未墾地買収に対する反対運動が盛んになり、異議申立訴願及び陳情等が増大した。その理由をみると、治山治水上の開拓不適地であるというもの、買収により薪炭林採草地を失い営農上大支障をきたす等のものが多かった。

わが四ヵ町村の未墾地買収関係を、委員会の会議日誌でみると、中之条町にはこの関係議事はほとんどないが、沢田、伊参、名久田三ヵ村では大体二十三年後半期からの議件として頻繁に審議されている。名久田村委員会の議事録や庶務綴によると、すでに二十二年二、三月からこの件がとりあげられている。その内容を次に示しておく。

議事録によると、二十二年二月十四日に「大原地区未墾地　開拓に関する件」が提示され、この件で村の農業会技手吉田

仁一が議案説明を行い、全委員審議の結果、村農業会に依託することにきめている。この件についての経過にみると、「二十年十二月以来耕地拡充と復員による増員の対策として、未墾地解放の外なしとして、官地の解放を求めて一部入植試植したところ成績良好の結果、入植希望者も増加した。しかし父祖伝来の地、畜産の増殖、水害等々と幾多の問題もあるが、災害防止、官有採草地の解放は急務といわれている。現地は飛地で、地主の理解、積極的協力が大である（「庶務綴」による）。

かくて二月二十九日未墾土地買収計画並に解放について、県係官が出張主旨の徹底が行われた。ついで三月十五日附通牒により山林その他四十七町三反二畝一五八筆（所有者数三十六戸）の各筆調査が実施された。この調査は農地委員会書記三人（計十七日）、農業会技手三人（計二十二日）、その他地主及人夫計二十七人延五十四人によって実施された。

そして三月二十九日附、吾妻郡地方事務所長宛の「開発適地報告」によると、大塚の土橋宿割地区三町三反二畝一二歩、横尾の堅岡地区五町五反三畝四歩について、「委員会としては両計画を承認したるも、現状においては、深く手をのばしえざる実情なり。一方開発は速かなるを以て取敢えず地主との交渉成りたるものより着手し、開発進行の某時期に買収の枠をあてる方針にて進みあり。両者とも近く着手の見込みなり」と報じている。続いて六月十四日附報告によるとすでに、「堅岡地区は開発に着手した」と述べている。さらに九月十二日附同村農業会長宛の「民有未墾土地の買収開墾（小団地）についての協議依頼書」によると、小団地開墾申込みには上掲二地区のほかに、原地区の開墾が附加されている。

さて未墾地解放の件は各村で二十三年後半期から農地委員会の議案にのぼったが、資料関係から名久田村の場合について述べることにする。

二十四年議事録によると、未墾地買収の件は、一月二十一、三日（第一回）から、当時はこの件を中心にして毎回のように審議が相次いで行われている（二十三年度名久田議事録を欠く）。

未墾地買収計画に対する異議申立（一月二十一日）をみると、申立九件が審議された。その申立理由の主なものとして、㋑植林予定ないし既に植林、㋺自力開墾希望又は自家増反、㋩既耕地ないし用水への崩壊に影響、㋥推肥原料薪炭採取のため現状保有、道路橋梁修繕用等災害復旧に供するため……、などがあげられている。委員会では個々の事例について現地踏査によって、慎重に審議決定がされている。かくて異議申立を認めず買収に決した事例も多かった。さらに慎

重再踏査の事例もかなりあった。部落全体の声として異議申立てしている事例に対しては、委員会は部落円満のためこの申立を認める決定をしている。二十一日審議においてなお買収に対応して所有地の開墾希望を提出している事例も多く、十六件のうち五件の買収が決定されたが、十一件は自家開墾によって買収から除外されている。

五月十六日にも未墾地買収の件がとりあげられ、この時には「郡審査委員会で適地の認定がないが、法的に期間も迫り事務の進行上認定があり次第買収計画をたて縦覧に供す…」と述べている。そして八月になり、委員の改選による第二期農地委員会成立以後九月、十月、十二月と当時は相次いで未墾土地買収計画、同売渡計画の決定についての審議が行われた（上の原地区、塩原地区、千沢地区など）。

こうして名久田村では未墾地の解放が当初は大原地区はじめ堅岡地区などを開発適地として開墾に着手、二十四年前後からは上ノ原地区塩原地区千沢地区などで未墾地買収売渡計画が実施されていった。

(10)　社寺の保有農地の解放

社寺教会は宗教法人として、その財産の農地は法人所有に属する。農林省は当初法人所有の小作地は「全部開放させる様指導すべきである」といいながら、「唯社寺所有地について一町歩を残すか否かは農民自身の意志に任せるのがよい」という日和見的態度をとっていた。その間農民勢力の強い農地委員会では社寺有地の全面解放の方針を貫徹しようとしたため、寺院信徒の組織的な反対運動が表面化している（「農地改革顛末概要」二五八頁）。その後二十二年十一月二十六日になって遂に農林省も当初の方針をかえて、「社寺教会等宗教団体の所有する農地は自作地小作地の別なく原則として政府は買収する方針をとる」ことを声明するに至った。但し社寺境内地で「従来農地として耕作されていなかったもので、食糧増産のため一時耕作されていた土地」は買収対象から除外された。また「神職僧侶等が宗教団体所有農地を小作している場合」は、「自作農として農業に精進する見込ある者に該当すれば」、一般の例にならい売渡をうけることができた。

さてわが中之条地方についての社寺関係農地の解放について述べてみよう。二十二年七月二十四日附名久田村農地委員会長から「吾妻神社の解放農地について」、当社氏子総代小林応太郎宛に次のような文書が発せられている。

去る二十一日の委員会に於て寺の貸付地は八反歩まで所有を認めることとせられたが、神社に関しては全然小作もあらず諸種の点から考察して全農地を開放するのが最も適当と考えるが、氏子総代に諮りたる後、決するを可とするとの申し合せにより右お伝えするとともに、折返し御意見を承りたく照会します。

註　七月二十一日議事録によると、神社所有農地は不耕作なるため氏子総代に計り、全耕地解放を希望する。寺院所有地については一般在村地主と同様に取扱うことになった。

ついで十一月十九日の委員会では、「過日県農地部長来村の際に指摘された「寺社保有農地の限度の解釈に相違あり」という点について、法の解釈が違ったことが明確化したので、委員会として「寺社保有農地の限度」について審議され、「法の通りに善処せるを至当として」処理することに決している。この決定にもとづいて村内の林昌院と宗学寺宛に会長から次のような文書が発せられた。

農地部長来村視察の際「当委員会の寺社保有農地の限度に関する見解は違っている」と指摘されたことについては、その際御連絡申し上げましたが、このことについて去る十九日の委員会に於て法の解釈の誤りでは止むをえないのでお気の毒ではあるが、法の通りにやっていただくことになりましたから御諒承をお願いいたします。就ては買収特に売渡全般の計画樹立に必要でありますから次の様にお願いします。

一、保有農地の限度は現在住職の耕作しているものを含んで八反歩迄。

二、これにより保有小作地、追加解放小作地を別紙小票により区分し、来る十一月三十日迄にお届け願います。尚住職が現に耕作しているものは保有小作地に入れていただくのがよいと思います。

そして先掲の政府当初の方針変更の声明（二十二年十一月二十六日）以後の十二月四日附で名久田村農地委員会長名で、「社寺農地の解放について」、次のような連絡通知をだしている。

このことについて政府の方針が変って「社寺の所有農地は原則として全部政府が買収し、……神職僧職が現に耕作している者は、この者が農業に精進するものであれば、この者に売渡す……」こととして地方庁に指令したと伝えております。委員会は未だ正式の書類に接していませんが、この報道の如く指令があるものと考え、その買収は二月買収として、その計画の縦覧を本月二十日迄に終る如く事務を進める様、地方事務所より指導がありましたので、その趣旨によって現在買収していない農地は、その全部買収するよう計画を進めたいと思いますから御諒承願いたく連絡申し上げます。

こうして社寺の農地解放が遂行されていった。つぎにわが四カ町村の寺社有農地の解放面積を第15表に示す。沢田村が九寺社で十三町三反が最も多く、ついで中之条町三寺社、五町八反五畝、名久田村三寺社、四町二反一畝、伊参村の社寺解放面積はごく僅かであった。

第15表　社寺農地の解放面積（4カ町村）

	中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
	町	町	町	町
田	2.7617	3.7903	0.1709	1.3727
畑	3.0811	9.5008	0.2525	2.8314
計	5.8428	13.2911	0.4304	4.2111
社寺法人数	3	9	2	3

（資料）　農地等解放実績調査(昭和25.8.1)による。

社寺所有の農地解放は先述のように地域の人々の伝統的敬神崇仏思想慣行とも関連して各地でわりきれない心情を惹起したが、反対運動にまで表面化しなかった。わずかの社寺財産として専ら農地にに依存の大きかった不耕作の社寺地主（僧侶神官）の場合には、解放後の生活維持が困難であった。また農地買収により生活基盤を喪失した村の小寺の僧侶で離村したものも多かった。

ここで名久田村大塚の宗学寺有地の農地解放を同寺檀徒総代小池一ェさんの話によって記述すると次のとおりである。

宗学寺は檀徒一二五戸という小さな寺で、農地解放前の寺有農地をあげると、田は一〇筆で八反二畝二十一歩、畑田十六筆で一町二反四畝六歩であった。田は全部小作に出していて、毎年春には小作米として玄米で二十二俵三斗の収納があった。他方畑も全部近所の農家に貸付していた。解放時の宗学寺の住職は藤本好文（山梨県出身）で氏は住職のかたわら、農地委員会書記を勤めていた（後には名久田村役場の職員、合

併後中之条町役場職員となり、昭和三十四年四月現職で死去した)。ところで解放時には藤本住職は、水田のうち耕作していたものが四筆で計四反二畝一歩であった。この自作していた水田と畑のうち八筆六反三畝二十三歩が解放により藤本氏の名義になった。住職藤本氏は勤務の傍、水田だけは実際耕作していたが、畑は寺の小用人を雇用して畑の耕作を担当させていた。藤本好文氏には二男三女あり、長男は妻方兄の寺の養子となり、二男が寺の後継者と目されていた。ところで好文氏の三十四年の突然の死とその後、氏の二男が寺入りせず、宗学寺は現在のところ後任の住職さえなく檀家の悩みのたねになっている。

なお沢田村下沢渡の宗本寺について、その買収農地をみると、田は十五筆、六反一畝、畑は三十二筆、三町七反三畝三歩であった。

3　農地改革と地域住民の動向

今次農地改革は、土地所有を通じて従来からの農村社会の基盤変革にかかわる画期的事業であったので、その実施前から実施の各段階、そして実施後の結果の影響など、夫々の時期、夫々の局面における地地域住の動向が注目される。既に述べたように占領管理下の総司令部の改革指令を頂点に、国―県―町村という上からの行政系統組織のなかで、直接的には町村農地委員会の動きを通じて地域住民はその都度これに対応していたのが実情であった。この農地改革に対応してのわが四ヵ町村の地域住民の状況について、改革前後を含めてその全過程における町村民の意識と行動をみることにする。これに先だってまず群馬県農民の一般的動向から述べておく。

県下農民の一般的動向　第一次農地改革実施過程の二十一年四月、その進捗の低調をみて県農業会では、全県市町村農業会を通じて地主、小作人を対象とした与論調査と農地委員会を対象とした与論調査、さらに地主小作人の現状、小作慣行、小作争議等についても実態調査を実施している。当時の農民一般の農地改革への多少の関心はうかが

えるものの、第二次改革時に比して全く低調であったといってよい。当時県下に農民組合の結成が相次いだが、この時期の組合は主として物資配給の不正摘発や村の反動勢力の一掃（民主化）への活動を行っていて、農地改革に焦点をおく組合はまだごく少数にすぎなかった。

第二次改革が実施される二十二年～二十三年には、階層別農地委員の選挙、町村委員会の成立、そして買収売渡と委員会活動を通じて改革が実施段階に進展するに伴って漸次その関心もたかまっていったが、なお旧来の慣習からは中々脱皮できず、改革への対応は一部の農民を除いて一般に消極的であったといわれている。この農地改革では、農地の買収売渡を通じて利害関係上からその立場のちがう地主層と小作層とでは、農地改革に対する考え方や行動も自ずからちがうわけであろう。県内一般の地主、小作及農民団体の動向については、筆者が群馬百年史(下)七一二～七一三頁に述べておいたので参照されたい。ここでは要点だけをあげておこう。

地主層の動向　内心不満をもちつつ諦観をもって時勢の推移をみつめ、積極的反対を示すものは少なかった。特に地主中でも大地主は諦観が強かった。大半の中小在村地主には、保有面積の現状維持をはかるもの、荒稼ぎによる利潤獲得を目ざすものなど、脱法的苦肉策を構ずるものが著しかった。

小作層の動向　耕作農民、とくに小作層は確かに多くの関心をよせたが、一般的には一部を除いて多くは事大主義的観念に支配されている状態だった。特に一部地域では農地法さえ理解することなく、従来からの地小作観念のままに浮動したものが多かった。県内一般として一部を除いて消極的だったといえる。

農民団体の動向　二十一年～二十二年にかけて県内農民組合が結成された。日農系組合、全農系、農青連系及単独農民組合等があったが、第二次改革の実施には積極的に推進する態度で、趣旨の普及宣伝に努めた。農地制度改革推進委員会にも参加して改革の推進に当った。今次改革過程では農民組合に対応する地主組合の組織化は不十分であった。

(1)　農地改革の趣旨普及と宣伝

今次農地改革の計画実施はもとより、その推進のための改革の趣旨精神らの普及浸透と宣伝、そのための諸行事等

の遂行など、すべて農地委員会の仕事であった。中央―県―町村の各段階に応じて、このための各種の活動が展開された。わが四ヵ町村におけるかかる諸活動の状況からみてゆく。

まず第二次改革当初における名久田村農地委員会資料によって、当時の状況をみておく。

講習会の開催　二十二年一月三十日附、名久田村農地委員長から農地委員宛の「農地委員講習会開催」の通達によると、

二十二年二月一日午前十時、会場吾妻地方事務所、中之条、名久田、伊参、沢田、高山の一町四ヵ村の農地委員を対象にして、講師県農地課村上嘱託、吾妻地方事務所農地課長田村技官で講習会が開催されている。

県段階でも全県の農地委員、委員長らを集めて中央講師や県担当官によって農地改革の講演会講習会が時々開催されている。

「七月二十五日群馬会館ホールにて、東大教授近藤康男、古島敏雄、農林省大和田事務官の講演会の開催」通知（県農地改革協議会から市町村農地委員会長宛）を、七月二十二日附で村の各農地委員に伝達している。

また、農地改革の趣旨の末端農家への侵透をきして、二十二年七月十一日附で委員会長から部落補助員宛に、「農地制度改革に関する宣伝を実施せられたき件」の通達をみると、

この件について、「農地改革早わかり」及「ポスター」を送付します。……要は農地改革の遂行は、この趣旨が各家庭のお勝手迄も洩れなくよく浸透し一般の関心を高めるばかりでなく、特に理解と協力をうることが極めて大事でありますから、この普及徹底を次により至急取計らいの上、其の結果を報告願います。

一、農地改革早わかり、1各家庭に洩れなく回覧する。2回覧は七月二十日迄に完了する。3回覧結果報告を七月二十一日委員会に提出する。……以上の外、座談会等を開催して普及をはかることが出来たら至極結構と存じます。

二、ポスター　1 2 6 8 9 10 13 14 15部落は同封のポスターを部落内の最も有効な場所に七月十三日迄に掲示願います。

座談会の開催　名久田村では農地の一括買収の段階に進んだ時点にあたり、二十二年八月八日午後二時から広く村民を対象にして名久田小学校で県係官、地方事務所長、農地課長らを招いて「農地買収売渡」に関する座談会を開催している。

(2)　改革実施に対応する地域団体の動向

昭和二十一年度の動向――第二次改革前――

まず二十二年二月四日附の名久田村長から地方事務所長宛の農地改革指定村としての「二十一年度の実態報告」のなかで、「農地改革ニ対スル村当局、農地委員会、農民組合及農業会推進協議会等ノ熱意」について次のように述べている。

村当局・農地委員会　益々責務を痛感しあるも、あらゆる点で今尚準備中（上司よりの的確なる指示指導のあるを待機中）の域を出でず。

農民組合　昨夏土地取上げ防止等について、稍々活発なる行動あるも、現下に於ては特別目立つ点を認めず。組合長は小作側委員なり。

註　農民組合の成立は二十一年六月一日組合長川島武雄所属は単独組合、綱領　一、農村ニ於ケル封建的反動勢力ノ徹底的打破ヲ期ス。二、農民ノ自主性ヲ獲得シ、生活ノ安定ト文化ノ向上ヲ期ス。三、民主主義ニ基ク革新農村建設ヲ期ス。組合員八〇名（自作二〇、小作六〇）、結成区域は平、横尾、大塚の三大字であった。役員、組合長のほか、書記長小渕元義、会計吉田仙吉、会計監査吉田多次平、吉田卯三郎、青年部長田村正雄、厚生部長三沢正紀、文化部長吉田祐二、支部長吉田長吉、福田光次、小渕守、顧問松岡貞吉、（二十二年十月十八日農民団体調査報告より）。

二十二年十月報告でも、「殆んど活動しおらず」という状況であった。

農業会・推進協議会　昨十二月、農地制度普及を目的とする講演会を開催し、また農地委員推薦候補者を詮衡決定する等、表面にたち活動する唯一の機関なり。

二十二年前半期の動向　二十二年七月二十五日附の「名久田村農地委員会活動状況報告」のなかで、村の農地改革に対する村民の動向について、次のように述べている。

本村の農地改革実施の特性は「穏健」の語につきる。則ち保守積極陣営のあるをさえ聞かず、また地小作層対立の表面に出たものもなし。この反面積極的動きは良き面、悪しき面、共にみられざるが一般なり。しかれどもこれに関し異常なる関心を内蔵しあるは事実にして、保有農地の問題にて将来表面化の虞あるもの絶無にあらず。これを要するに、内に流るるものありと認むるも、表れたる所を以てしては、世の指導層の考える所と懸隔なしとは云いえずというを以て、現況とは云わんも、将来いかんは、かかって今後の委員会の活動運営の如何にありというべし。

なお同報告中で村民一般の農地法の理解、買収売渡等についての理解度についても、「実施に際して農民一般に対する啓蒙の要大いにありと考案される……」と述べているように、村民一般の改革への理解度は二十二年七月時点では未だしの段階だったようである。

4　農地改革の総結果とその問題点

明治前期の地租改正以来の世紀的な土地改革であった戦後の農地改革は、農地の買収売渡を中心に、牧野や未墾地の解放、さらに農地解放と関連する宅地建物用施設等の開放を含めて、農地・農家そして農村社会全般にわたって大きな変動をもたらした。今次農地改革による農地買収売渡はじめ牧野未墾地の解放等、夫々の結果実態については、すでに各項別に述べておいたので、ここでは農地改革の総括結果について、改革前と後における(1)農地と(2)農家の移動・変化を主軸として、農地の所有構造の変貌をみることにする。そしてこのような生産基盤の変化によってもたらされた農村社会の構造の変動を併せてみておく。

(1)　農地移動の総括（結果）

改革前の自小作地の状況　まず改革前の自小作地別面積をみると（第16表）、中之条町を除き三カ村とも自作地が小作地よりも多かったが、中之条町では小作地の方が幾分多かった。在村地主の自作地率が一番たかかったのが名久

第16表　改革前の在村・不在地主別の自作地・小作地

（昭和20.11.23現在・4ヵ町村）

	在村地主		不在地主		計	
	自作地	小作地	自作地	小作地	自作地	小作地
	町	町	町	町	町	町
中之条町	176.4401 (52.4)	160.4713 (47.6)	2.7208	28.7316	179.1609 (48.6)	189.2022 (51.4)
沢田村	316.1407 (58.9)	221.0216 (41.1)	0	27.3525	316.1407 (56.0)	248.3811 (44.0)
伊参村	267.9218 (68.6)	122.8923 (31.4)	10.0712	32.1007	278.0000 (64.2)	155.0000 (45.8)
名久田村	241.4306 (72.0)	94.0826 (28.0)	4.0505	62.7917	245.4811 (61.0)	156.8813 (39.0)

各欄の（　）内の数字は%を示す

田村七二%、ついで伊参村・沢田村、中之条町は五二%と他村にくらべて低かった。

改革過程の自小作地　昭和二一～二四年（農地改革過程）の自小作地面積の動きをみると第17表になる。(イ)第一次改革期（昭和二一・四・二六）には、沢田・名久田の二ヵ村は前年（二〇年）にくらべて自小作地の変化はほとんどなかったが、中之条町では、二〇年～二一年四月にわたって自作地が減少して小作地がふえているのが注目される（小作地六町五反四畝七歩増）。(ロ)第二次改革のはじまった二十二年八月においては、第一回買収（二二年三月）によって幾分の変化がみられた。中之条町では小作地率五三・五%で、当時はまだ小作地が自作地よりも多かった。名久田村では自作地がふえて自作地率も三%上昇していた。(ハ)第十回買収を終えた二十三年をすぎた二十四年三月には、四ヵ町村も大半の買収売渡が終了していた。従ってこの時期の自小作地の状況をみると、名久田村の自作地率はすでに八割をこえ、伊参村もほぼ八割であった。中之条町七七%、沢田村七二%という状況であった。(ニ)そして第二次改革の終了時点の二五年八月には中之条町伊参村名久田村はいづれも自作地が八割余をしめた（特に名久田村では、ほぼ九割に達した）沢田村ではまだ自作地が八割に達しなかった。

第17表　改革過程（昭和二一～二四）の自小作地別面積の動き

	昭和二〇、二、三		昭和三、四、三六		昭和三、八、一		昭和三四、三、一		昭和三五、八、・	
	自作地	小作地	自作地	小作地	自作地	小作地	自作地	小作地	自作地	小作地
中之条町	一七九町一六〇九（四八、六）	一八九町一〇三九（五一、四）	一五九町七二九（四四、九）	一九五町七五〇六（五五、一）	一七〇町七〇〇（四六、五）	一九六町六〇〇（五三、五）	二八三町六四一四（七六、六）	八六町八三三（二三、四）	三〇一町〇三一五（八一、二）	六八一〇（一八、八）
沢田村	三六、一四〇七（五六、〇）	二四八、三八一一（四四、〇）	三六、一四〇七（五六、〇）	二四八、三八一一（四四、〇）	三〇、一〇〇〇（五七、四）	二四五、三〇〇〇（四三、六）	四一八、三三一三（七二、四）	一五九、七六〇四（二七、六）	四一八、三三〇三（七二、四）	一五九、一〇一八（二七、六）
伊参村	二七八、〇〇〇〇（六四、二）	一五五、〇〇〇〇（四五、八）	—	—	二七、四〇〇〇（六四、三）	一五四、九〇〇〇（三五、七）	二四五、八〇〇〇（七九、八）	七三、〇八二四（一八、八）	二四九、〇〇〇〇（七〇、六）	八四、〇〇〇〇（一九、四）
名久田村	二四五、四八一二（六一、〇）	一五六、八八一三（三九、〇）	三六、四九二九（六一、九）	一四〇、五二一（三八、三）	三一、九〇〇〇（六四、七）	一三六、七〇〇〇（三五、三）	三一六、一〇一〇（八一、二）	七三、〇八二四（一八、八）	三五五、四三一八（八九、〇）	四三、八三〇九（一一、〇）

註　昭三、四、三六　農家人口調査、昭和三、八、一臨時農業センサス、昭和三四、八、一農地調査、各欄の（　）内数字は%を示す

改革終了直後の自小作地の状況　昭和二十五年八月今次改革終了直後の調査結果によって、四ヵ町村の自作地、小作地の内訳状況を第18表（次頁）でみると、①自作地のうち、今次解放によって売渡をうけたものの割合は、中之条町と沢田村が四〇%をしめる。名久田村は三一%、伊参村二一%にすぎない。すなわち改革前からの既存の自作地の割合がたかかったのが伊参村で全自作地の八〇%もしめていた。名久田村でも七一%をしめていた。中之条町沢田村が改革後の自作地中で今次解放による自作地化の比率が他の二村にくらべてたかかった。いづれにせよ今次改革による自作地化は三～四割程度で、平坦地にくらべるとやはり農地解放の比重は幾分小さかったといえる。

②第二次改革後の小作地をみると、各町村ともに改革前からの引続きの小作地がほとんどである。沢田村について

第18表　改革後の自作地・小作地（その内訳別）（昭和二五、八、一現在・四ヵ町村）

	自作地			小作地			合計
	改革により売渡をうけたもの	その他	計	売渡保留（現、国有）	改革前非農地のもの	その他	計	
中之条町	一三四町 五九一四（四一、四）	一七六町 四四〇一（五八、六）	三〇一町 〇三一五（一〇〇、〇）	三七町 三一七（一二四、〇一〇一）	二町 三五〇〇（一一、六）	六三町 〇〇三（二〇、九）	九九町 八八一〇（一〇〇、〇）	三七〇町 九一〇五（一〇〇、〇）
沢田村	一六九町 九八〇七（四〇、六）	一三六町 一三一五（五九、四）	四一町 二一〇二（一〇〇、〇）	—	—	三五町 一八一六（一一、八）	一五九町 一〇一八（一〇〇、〇）	五七町 四三一〇（一〇〇、〇）
伊参村	七二町 〇八〇五（一〇、七）	二七町 八三一五（七、三）	三四町 〇〇〇〇（一〇〇、〇）	—	—	八四町 〇〇〇〇（一〇〇、〇）	八四町 〇〇〇〇（一〇〇、〇）	四三町 〇〇〇〇（一〇〇、〇）
名久田村	二一〇町 七八二五（三一、二）	二四町 六五〇三（六、八）	三五町 四三八〇（一〇〇、〇）	—	—	四三町 八三〇九	四三町 八三〇九（一〇〇、〇）	三九町 二七〇七

註　自作地の「其の他」は昭和二〇、一一、二三当時からの自作地及びこの時期以後、売渡開始前の自作創設地を含む。小作地の「其の他」は昭和二一、一一、二三当時からの小作地及びこの時期以後の小作に出して現に小作地のものを含む。

今後改革において売渡保留になっているものが当時一二四町余もあったことを指摘しておく。③改革後の二十五年八月と改革前の二十年十一月の四ヵ町村の自小作地面積を比較してみよう（第19表）（次頁）改革前に比して改革後の自作地の増えた面積をみると、中之条町、一二一町八反七畝六歩、名久田村一〇九町九反五畝一七歩、沢田村一〇二町七畝二五歩、伊参村七一町歩であった。小作地の減った面積では、中之条町一一九町三反二畝九歩、名久田村一一三町五畝四歩、沢田村八九町一反七畝二三歩、伊参村七一町歩であった。三ヵ村にくらべて中之条町が自小作地の増減が大きかったことがわかる。

第19表　改革前・後における自小作地別面積の変化

	自作地		小作地	
	改革前	改革後	改革前	改革後
	町	町	町	町
中之条町	179.1609	301.0315	189.2029	69.8820
沢田村	316.1407	418.2202	248.3811	159.2018
伊参村	278.0000	349.0000	155.0000	84.0000
名久田村	245.4811	355.4328	156.8813	43.8309

（註）　改革前（昭和20.11.23）。改革後（昭25.8.1）

(2)　農家変動の総括

改革前の自小作別農家　第二次改革が始ってまもない二二年八月一日の自小作別農家（この時期は農地改革によるまだ自小作別農家構成の変化はほとんどないので改革前の自小作農家構成とする）について、第20表をみると、中之条町……小作が最も多く全農家の四四%をしめていた。ついで自作二一・七%、自小作二〇%、小自作一五%であった。

沢田村……自作が一番多く三〇%、ついで小作二七%、小自作二二%、自小作二一%

伊参村……自小作が一番多く三二・四%、ついで自作二七・四%、小自作二四%、小作は一番少く全農家の一六%であった。

名久田村……自作が一番多く三一・五%、ついで自小作二八・二%、小作二一・四%、小自作一九%

四町村を概観して、中之条町が他の三村とちがって小作・小自作農家が六割近くをしめていたこと、これと対照的に名久田・伊参村二カ村は自作・自小作農家が六割をしめていた。沢田村はその

第20表　改革前の自小作別農家
（昭22.8.1、4カ町村）

	中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
自作	143 (21.7)	220 (29.9)	133 (27.4)	162 (31.5)
自小作	130 (19.7)	155 (21.1)	157 (32.4)	145 (28.2)
小自作	97 (14.7)	163 (22.2)	117 (24.1)	98 (18.9)
小作	287 (43.9)	197 (26.8)	78 (16.1)	110 (21.4)
計	659 (100.0)	735 (100.0)	485 (100.0)	515 (100.0)

（資料）　昭和22.8.1 臨時農業センサスによる。各欄（　）内は%を示す

中間的な構成で自作自小作農家と小作小自作農家がほぼ相半ばしていた。町部を含む中之条町農家は戦前から農民分解が郡内他村よりも進捗しており、農家構成でも小作・小自作農家が優位していた。これに比して名久田伊参二カ村は農民分解のちがいから自作自小作農家が優位していた。農地改革前においては、農地所有形態からみた自小作別農家構成では、中之条町と他の三カ村との間には、かなりの相違があったことが示されている。

第21表　改革過程と改革直後の自小作別農家
（4カ町村）

		中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
自作	昭 24	211 (29.6)	337 (42.4)	216 (43.2)	265 (49.0)
	〃 25	281 (48.1)	271 (35.1)	153 (31.2)	330 (62.4)
自小作	昭 24	273 (38.2)	238 (30.0)	188 (37.6)	190 (35.1)
	〃 25	188 (32.2)	232 (30.0)	193 (39.4)	158 (29.9)
小自作	昭 24	83 (11.6)	162 (20.4)	48 (9.6)	32 (5.9)
	〃 25	77 (13.2)	149 (19.3)	103 (21.0)	32 (6.0)
小作	昭 24	124 (17.4)	57 (7.2)	40 (9.0)	42 (7.8)
	〃 25	38 (6.5)	47 (6.0)	41 (8.4)	8 (1.5)
その他 貸付地所有	昭 24	23 (3.2)	0	8 (0.4)	12 (2.2)
	〃 25	0	74 (9.6)	0	1 (0.2)
計	昭 24	714 (100.0)	794 (100.0)	500 (100.0)	541 (100.0)
	〃 25	584 (100.0)	773 (100.0)	490 (100.0)	529 (100.0

（資料）　昭24.3.1 農地調査、昭25.2.1 世界農地センサスによる。各欄の（ ）内は%を示す。

改革過程の自小作農家構成　(イ)二二年八月～二三年三月の変化、改革過程の二四年三月における自小作構成を第21表でみると、前表（二二年八月）にみる農家構成にくらべて次のような大きな変化がみられた。

中之条町……自作六八戸増、自小作一四三戸増、これに対して小自作一四戸減、小作一六三戸減、自作自小作層（とくに自小作層）が増加しているのに対して、小作小自作、とくに小自作層）が減少しているのが著しい。農家比率で示すと

自作自小作率は全農家の六八%にふえ、小作は二二年八月の四四%から一七・四%へと全農家中にしめる比重が著しく低下しているのが目立つ。

名久田村……自作一〇三戸増、自小作四五戸増、農家比率では自作が全農家のほぼ半数、自小作が三五%、両階層で全農家の八四%をしめるようになった。純小作四二戸（七・八%）小自作三二戸（六%）と急減した。

二十四年三月には改革による買収売渡が大体の峠をこえた時点だったので、改革による農地所有別の農家階層の構成にも、はっきり大きな変化が現われた。四ヵ町村夫々に村内の農家構成が変動した。

(ロ)　二四、四月～二五、二月の変化　この時期に大半の農地解放が終了して、改革の最終段階にあったが、わが四ヵ町村の自小作別構成の変化を同じ第21表でみると、次のような変化が捉えられる。

中之条町……小作二四年より八六戸減じて三八戸になり、全農家の六・五%となる（自小作小自作ともに戸数減）。他方自作は七〇戸増で、全農家の四八%をしめるようになる。

沢田村、伊参村……ともに自作が七六戸、六三戸と著しく減し、全農家中の比率も四割から三割にさがる。（沢田村に貸付地をもつ農家七四戸、伊参村で小自作五五増で全農家の二一%をしめる）。

名久田村……純小作はこの間に四二戸から八戸に大幅減少、純自作は六五戸増加で全農家の六割余をしめるようになる。

総じて改革の最終段階で、中之条町、名久田村で純自作の増加、純小作の減少が進展した。これと対照して沢田伊参村では純自作が減少しており、また純小作の減少もさほど顕著でなかった。

改革後における自小作農家数の動き　さらに改革後三年をへた二十八年八月における自小作別農家構成を第22表（次頁）でみると、四ヵ町村に共通した特質として、(イ)小自作と小作が減少していること（純小作は全農家にしめる割合は中之条五・六%を最高に、他の三ヵ村はわずかに一～二%と減少していた）。(ロ)純自作がふえている（四ヵ町村とも全農家の五～六割をしめるにいたった）。

最後に昭和二二～二八年の改革前から改革後に及ぶ全段階における自小作別農家の変動を一覧表（第22表）で示しておく。

第22表　自小作別農家構成の変動（4カ町村）

		中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
自作	昭 22	143 (21.7)	220 (29.9)	133 (27.4)	162 (31.5)
	昭 24	211 (29.6)	337 (42.4)	216 (43.2)	265 (49.0)
	昭 25	281 (48.1)	271 (35.1)	153 (31.2)	330 (62.4)
	昭 28	293 (52.1)	508 (65.0)	287 (58.8)	327 (60.5)
自小作	昭 22	130 (19.7)	155 (21.1)	157 (32.4)	145 (28.2)
	〃 24	273 (38.2)	238 (30.0)	188 (37.6)	190 (35.1)
	〃 25	188 (32.2)	232 (30.3)	193 (39.4)	158 (29.9)
	〃 28	198 (35.2)	220 (28.2)	172 (35.2)	174 (32.2)
小自作	昭 22	97 (14.7)	163 (22.2)	117 (24.1)	98 (18.9)
	〃 24	83 (11.6)	162 (20.4)	48 (9.6)	32 (5.9)
	〃 25	77 (13.2)	149 (19.3)	103 (21.0)	32 (6.0)
	〃 28	40 (7.1)	39 (5.0)	23 (4.7)	27 (5.0)
小作	昭 22	287 (43.9)	197 (26.8)	78 (16.1)	110 (21.4)
	〃 24	124 (17.4)	57 (7.2)	40 (9.0)	42 (7.8)
	〃 25	38 (6.5)	47 (6.0)	41 (8.4)	8 (1.5)
	〃 28	31 (5.6)	14 (1.8)	6 (1.3)	12 (2.3)
その他	昭 22	0	0	0	0
	〃 24	23 (3.2)	0	8 (0.4)	12 (2.2)
	〃 25	0	74 (9.6)	0	1 (0.2)
	〃 28	0	0	0	0
計	昭 22	659 (100.0)	735 (100.0)	485 (100.0)	515 (100.0)
	〃 24	714 (100.0)	794 (100.0)	500 (100.0)	541 (100.0)
	〃 25	584 (100.0)	773 (100.0)	490 (100.0)	529 (100.0)
	〃 28	562 (100.0)	781 (100.0)	488 (100.0)	540 (100.0)

註　昭22.24.25の資料は前表に同じ。昭28年は8月1日夏期調査。各欄の（　）内は%を示す。

5　農地改革における各町村の諸問題

明治以来の長い間の土地所有のあり方を根本的に改革した今次農地解放は、まさに総司令部の指令のもとでこそ、このような徹底的変革がなしとげられたといわれている。それだけに農地改革の実施過程においては、各町村とも

夫々幾多の障壁に遭遇し、その処理に大変苦労したことが極めて多かったようである。その詳細は各町村農地委員会議事録はじめ農地等解放実績調査報告（二五年八月一日現在）中の「農地改革全般に関する質問表」に対する町村委員会の解答記載によって窺い知ることができる。四ヵ町村委員会の報告によって、この農地改革をふりかえってみよう。

現場における今次改革の遂行主体の町村の農地委員会は、きびしい改革規程の履行と現地の解放対象の農家農民との間にたって苦労を重ねた。第一期農地委員会においては、当初の一、二年はほとんど毎月一～二回と頻繁に会議が開催され、実に精力的に解放処理に当った。その過程で平時から余りにもよく熟知し合った村内農家の農地の買収売渡という最もきびしい利害問題を、第三者として冷静客観的に裁決することは、まことに難事中の難事だったに相違ない。これを果断する農地委員会は幾度となく苦悩苦窮の境地に遭遇したことと察知される。さらにこの難事業の趣旨を体して、これを自ら理解し、村内農家に納得了解してもらう諸々の工作、そして買収売渡等の計画原案の作成、そしてその実施遂行を担当した委員会書記事務員等の心労と努力は計り知れぬものがあったと思う。とにかく、まず町村委員会の目を通じて捉えた今後改革の諸問題からみてゆこう。

(1)　農地改革で最も苦労したこと

この難事業とこれに伴う多量の業務を僅か少人数の書記事務員でしなければならなかったので不十分・不徹底のことが度々であった。特に当初の一筆調査耕地台帳の整備などには一番苦労したと、各町村とも述べている。これと併せて一部地主の農地改革の趣旨についての不認識があげられ、そのため各町村委員会の担当者が大変苦労したと訴えている。今次改革のきびしい規定と町村農民の意識の間には大きな距りがあったことは、当時の実態では当然であったと思う。それだけに農地委員会としてこの事業の遂行は全く大変だったのである。

(2)　委員会で最も問題となったこと

四ヵ町村の農地委員会で列示したものをあげると、

中之条町……①買収農家をきめるに際して、在村地主か不在地主かの決定、当初二十二年九月の委員会で、この件について何件か審議され、時に委員の投票により決定した場合もあった。②二十五年九月委員会における小作争議の調停

沢田村……①親族間の小作問題の調停（二十二年十月）。普通では問題はおこらないが、こういう際にはいかに親しい間柄でも正式な小作契約をしていないと紛争解決は難しくなると述べている。②神社の農地解放問題（二十二年十月）、神社財産として農地の一部保有を申立てたが、神社の農地保有は自作農創設の趣旨にもとるとして、全部解放となる。③某地主に対する数名による未墾地申請問題、再三の現地調査の結果、一部適地として認めた。

名久田村……①中学校用地の取得調整の件（二十二年九月）。法に即して交換分合等によって調整する方法について審議された。②不在地主の入村の件（二十二年三月）本件は農地買収計画の時期の解釈と入村後の小作解約についての問題であった。

（伊参村は記載ないため略す）

特別積極的にとりあげた問題　沢田村農地委員会では、二十二年八月に小作料について契約文書化を一部で実施、料金の支払を小作から地主への直接払いを農協を介しての支払に変更して一部地域（大字折田地区）で実施したところ、その結果が非常に好成績だったので、これを全村的に普及することに努めた。こうして文書契約に農協扱いとして村内全般にわたり統一実施することができた。今次改革を契機に沢田村では小作料の納入方法が物納金納さらに刈分等、区々であったものを金納農協払いの一本化に変わった。

改革途上の特殊事情　中之条町では、他の三村とちがって町部として半商半農の土地柄のため、町当局及び関係者のうちには農地改革について関心のうすい人々が多かったという。また町の耕作者自身も他村にくらべると他の収入源があるためか、農地への執着もうすかった。さらに全般として地主勢力が意外に強かったため、農地委員会は中間にあって農地法の主旨にもとづいて客観的に対処しなければならなかったと記述している。（他の三村では特殊事情

による留意事項の記載はない)。

(3)　改革により変化した諸点

各委員会の記載は一般に抽象的であるが、幾分なりとも町村の実態を反映している点もうかがえる。

中之条町……①小作農家は一般的に経済状態が向上した。②地主は土地依存から収益依存の生活へ変化した。③改革によって地主小作という階級意識が薄らいだ。

沢田村……①次第に農地改革の真意を理解し、地主の小作に対する態度行為が変った。②小作地の大量解放によって大部分の小作農が自作農となり、経済的には勿論、精神的にも上下の差が少くなった。

伊参村……農村の封建性が打破された。

名久田村……①耕作地が大半自作地となり、農民の耕作意欲が昂揚した。②大地主、純小作がなくなり、村が民主化された。③一般に耕作農民の地位が向上した。

(4)　今後に残された問題

今次農地改革を通じて叙上のように各町村において種々の変化を生じたが、この改革を通じて改革後に残された問題もまた極めて多かった。各農地委員会では次のような事項が指摘されている。

中之条町……半商半農に売渡をした開放農地が今後の商業発展とともに農地を手離すことが起きると思う。また現在の人口状態からみて開放農地の潰廃の問題も起きるのではないか。これらの対策として、今後の商業発達に伴う農地移動は、専業農家に移転経営させるよう指導したいと思う。

沢田村……①今だに許可なく小作地引上げの行為事例があるが、今後は、小作契約に対して厳重なる監視が必要である。今までの小作契約は主として納付方法を金納に一本化統一化したのみで、小作料に対しては適正でないものがある。基準ある適正小作契約の改訂を速に実施すべきである。③許可なくて農地を廃せんとするものがあるが、厳重な監視が必要である。

名久田村……農地対策への意見として、①農家の相続、農地の分散防止について法文化、②農家の次三男対策を考える必要がある。

(伊参村……記載なし)

八　明治前期の町村合併

明治以来のわが国の地方自治制度（市町村制）の歴史のなかで、行財政上からの市町村の大改革が実施されたのは、明治二十二年（一八八九）四月の新町村の成立と、昭和戦後の三十年（一九五五）四月の新市町の誕生であった。この二つの時期はいづれも近代日本が直面した二大変革期であって、政治経済社会の全般にわたる諸制度の改革が行われ、その一環として地方制度たる市町村のあり方も改革されたのである。この市町村制の改革の前提として、この二つの時期には従来の市町村の区域の拡大とその合理化を目標にして、旧町村の合併が実施された。ここでは、まず明治前期の町村合併について、わが中之条町区域における当時の旧町村の合併の実態を中心に述べることにする。

1　明治前期の町村制の変遷

近世の封建制度を打破して近代国家としての諸体制を確立するために、明治政府は幾多の新政をうちだしたが、これら諸施策のうち地方社会にとって、とくに重要な影響があったのは、土地改革としての地租改正事業と、町村制の改革としての町村合併であった。したがって本町誌でも通史とは別に、この二つの課題については、あえて特論として詳述することにした。

さて明治前期の町村合併は、直接的には明治十一年（一八七八）七月の郡区町村編成法にもとづいて明治十年代に

おける二回にわたる連合町村（区域）への拡大をへて、近代的地方制度のもとで新町村の成立となるが、広くは明治十年前に遡って旧町村の制度的変遷を含むその前史にもふれておく必要がある。さらに明治の新町村の性格を明かにするには、江戸時代の旧町村の性格から述べてゆくことにする。

江戸時代の町村　江戸時代の町村は自然発生的な集落を基礎にした地縁的な生活共同体であった。したがってその区域は狭く戸数人口も少く規模もごく小さいものだった。町村の執行機関たる役員には村方三役（名主・組頭・百姓代）があった。名主は今日の町村長であり、半官半民的性格をもち、一方でお上の行政代行人、他方では自治体たる町村の理事者でもあった。組頭は名主の補助者（助役）として、また五人組の頭分として町村民の代表者たる性格ももっていた。そして百姓代は住民の代表者として、執行者の名主組頭に対する監督役（目付役）の性格をもっていた。さらに名主の職務は人別宗門改はじめ収税・会計・勧農・土木・水利・風紀取締・不動産登記……などで、組頭は名主の下役となって領主地頭の用向並びに村用も勤めたのである。百姓代は百姓からの目付役として村入用割賦などのときは、これに立会った。中之条町地方の近世の町村役職の慣行については、小池折八著「増補中之条町誌」（筆者註）一六～一七頁を参照されたい。

つぎに明治になってからの旧町村が、相次ぐ新制度の変遷のもとでいかに変容していったか。明治十一年の郡区町村編成法制定の前後にわけて町村制を通覧しよう。

(1)　明治十年前の町村

明治になっても四年までは、ほぼ江戸時代のままの存続といってよかった（名主制度の存続期）。四年四月戸籍法の布告によって「区」を設け毎区に戸長副戸長をおいて、戸籍調査させた。この戸籍区が五年（一八七二）五月の地方行政区域としての大小区制設置に発展した。

大小区制と町村　群馬県では全県を二十二大区に分け、その中を小区に分画した。吾妻郡は十九・二十区に属し、十九大区は三小区、二十大区は十二小区に分けられた。小区は江戸時代以来の四・五町もしくは七・八村で形成されるのがふつうだった。二十大区所属の吾妻郡の各小区（町村連合体）を次に示しておく。

第一小区　六ヵ村（大戸、本宿、萩生、須賀尾、大柏木、厚田の各村）。第二小区　一町三ヵ村（原町、川戸、金井、郷原各村）。第三小区　五ヵ村（植栗、岩井、小泉、泉沢、新巻各村）。第四小区　五ヵ村（箱島、岡崎新田、五丁田、奥田、村上、各村）。第五小区　二町三ヵ村（中之条町、伊勢町、西中之条村、青山村、市城村）。第六小区　五ヵ村（山田、折田、下沢渡、上沢渡、四万各村）。第七小区　六ヵ村（原岩本、蟻川、大道新田、栃窪、五反田、横尾各村）。第八小区　四ヵ村（赤坂、大塚、平、尻高各村）。第九小区　四ヵ村（岩下、三島、矢倉、松谷各村）。第十小区　一町七ヵ村（長野原町、河原畑、林、川原湯、横壁、古森、与喜屋、大津各村）。第十一小区　十ヵ村（羽根尾、赤岩、太子、日影、小雨、生須、入山、草津、前口、今井各村）。第十二小区　十一ヵ村（広桑、鎌原、干俣、門貝、蔵生田、三原、袋倉、大前、大笹、西窪、田代各村）。

この小区制のなかにすでに旧町村と合併した町村連合体の形成への動きがみられた。かくて戸籍法（四年）、学制発布（五年）、地租改正条例（六年）と相次ぐなかで、町村の主要な機能は戸籍・教育・徴税・土木などに集中していった。このような新制度の変化に応じて、自然的生活共同体の町村は、大小区制のもとの町村連合体へと吸収されていった。六年六月熊谷県管轄下になると、大区小区ともに毎月一回の集会が開かれ、小区集会には戸長副戸長らが集合し、小区単位は旧町村連合の性格を強めていった。

明治六、七年の五小区をみると、五小区戸長一（町田儀平）、副戸長五（五ヵ町村から各一人ずつ）、立会人二、組頭一、計九名がおかれ一つの行政単位として統一ある動きを示していた。

(2)　明治十年代の町村

叙上のように、すでに十年前における大小区制のもとで旧町村連合への動きもみられたが、十一年（一八七八）七月郡区町村編成法によって、大小区制が廃止され、新たに郡制のもとで町村が再編成された。この郡区町村編成法と併せて、府県会規則、地方税規則の三新法が同時に誕生し、ついで十三年（一八八〇）四月には区町村会法も公布されて、地方自治の体制は一応整えられてきた。このように十一年以降は、国による地方自治体制の整備に支えられて、旧町村は新町村の成立へ向けて大きく前進していった。

十一年七月の編成法は「地方ヲ画シテ府県ノ下郡町村」（第一条）とし、「郡町村ノ区域名称ハ総テ旧ニ依ル」（第二条）こととした。そして町村には戸長が一人ずつおかれ、「戸長ハ行政事務ニ従事スルト、其町村ノ理事者タルノ二様ノ性質ノ者」（三新法施行順序達）として、自治団体であると同時に国の行政区画でもあるという二重的性格が示されていた。さらに戸長事務概目についても、布令達の周知、地租諸税の上納、戸籍、徴兵下調、帳簿の印鑑等の保管整置、道路橋梁の修理、学児の就学勧誘、孝子節婦篤行者の具状、天災事変による窮迫者の具状等が明示された。

この際群馬県では十一年十二月七日布達で大小区制を廃し郡制をしき、十七郡をおき十一人の郡長を任命した。吾妻郡も十二月十七日郡役所が開設された（郡長真野節）。この新制施行によって旧大区会所が郡役所に、小区扱所が戸長役場に転換したといわれるが、旧中之条区庁（町田重平宅）が吾妻郡役所に移行した。

①　第一期町村連合期——十七年四月まで——

新制下の町村制は旧数ヵ町村単位に戸長役場を設け、戸長一のほか、用掛一～四をおき戸長を補佐させた。戸長は民選だったが、三名を選挙具申し、そのうち一名を県が選定した。用掛は戸長が郡長の許可をえて任命した。さて郡制当初の中之条町地区の町村連合行政区（戸長配置方区域）をみると、次のようになっていた。

町村連合行政区域	戸長役場所在地	町村連合行政区域	戸長役場所在地
中之条町、西中之条村	中之条町	伊勢町、青山村、市城村	伊勢町
上沢渡村、下沢渡村	上沢渡村	山田村、折田村	山田村
四万村	四万村	原岩本村、五反田村、大道新田村、蟻川村	原岩本村
平村、横尾村	平村	大塚村、赤坂村、栃窪村	大塚村

この戸長配置方区域は新町村成立への第一期の連合町村で、ここに第一期連合戸長役場がおかれ、統一的行財政が行われた。この区域は旧町村の連合体だが、さきの小区にくらべると小地域であった。五小区が二分、六小区が三分、七小区が二分、八小区が二分された範囲の小地域であった。さてこの町村連合を母胎に吾妻郡町村連合会が結成され(議員は連合戸長)、また町村連合ごとに町村会がつくられた。この町村会はさきの三新法公布と同時に大政官番外達によって許可され、群馬県では十二年(一八七九)三月三十一日甲四一号をもって町村会規則(三十五条)が制定され、町村会はこの規則により運営されていた。各町村連合ごとに町村会議員の投票開札が行われ、当選議員によって予算はじめ重要事項の審議議決が行われた(詳細は町誌一巻七三五～七三八頁参照)。

②　第二期町村連合期――町村連合区域の拡大――

第一期町村連合(体)は十二年から十年代後半にかけて継続していったが、十七年(一八八四)五月に区町村会法の改正があって、戸長役場の管轄区域が拡大され、平均五ヵ町村(五百戸)を含む区域となった。群馬県では同年七月二十八日に戸長配置方区域が告示された(甲第六十五号)。こうしてわが中之条町地区の町村連合行政区(戸長配置方区域)は次のように拡大された。

連合町村名	戸長役場所在地	所属旧町村名
中之条町外四ヵ町村	中之条町	中之条町、西中之条村、伊勢町、青山村、市城村
山田村外三ヵ村	山田村	山田村、折田村、上沢渡村、下沢渡村
四万村	四万村	四万村
原岩本村外三ヵ村	原岩本村	原岩本村、五反田村、蟻川村、大道新田
平村外四ヵ村	平村	平村、横尾村、大塚村、赤坂村、栃窪村

右表の連合町村（区域）をみると、さきの第一期小連合町村の二地域を併合した範域のものが主であった。四万村は郡制以来引続き他町村から独立して一村をかまえていたのが注目される。ここで二十二年四月に成立する新町村の原型にほぼ近い連合町村区域（沢田村のうち四万村を除き）が定立したのである。そしてこの十七年には区町村会法も改正されて戸長は民選から官選となり知事や県令が選任することとなった。この連合町村に新しい連合町村会が発足したが、町村会に対しても戸長と同様に官的統制が示されてきた。かくて町村会議長としての官選戸長の強権行使も可能になった。

さて、以上述べてきた明治初期から十年代を通じて、明治政府は中央集権的な統一国家形成の上から、町村制を再編成してゆき、その過程で江戸時代からの小規模の旧町村を連合しつつ戸長役場の管轄区域を拡大していったのである。いま明治前期の町村数と戸長役場数の変化をみると第1表と第2表になる。（次頁）

町村数は十年代には七万余（村数は五万八千余）一区町村平均的人口は五百人余であった(第1表)。戸長役場管轄区域は十年代には拡大してゆき、一戸長役場管轄の平均人口も、第二期町村連合直前の明治十六年には一二四七人が

第1表　区町村数、その平均人口の推移（全国）

	明治 5 (1872)	〃 12 (1879)	〃 16 (1883)	〃 18 (1885)
郡数	717	798	802	802
区数	(6,862)	38	37	37
町数	12,335	12,085	12,194	12,338
村数	70,443	58,738	59,284	58,738
区町村総数	(82,778)	70,856	70,515	71,113
一区町村当平均人口	(399)	504	517	532

（資料）　内閣統計局編「人口動態統計」（昭和18年）

第2表　戸長役場数・戸長役場当り平均人口の推移（全国）

	明治 16 (1883)	〃 17 (1884)	〃 18 (1885)	〃 19 (1886)	〃 20 (1887)
戸長役場数	554	561	562	562	566
戸長役場管轄平均人口	1,247	2,680	3,250	3,330	3,399

（資料）　各年次「帝国統計年鑑」より作成

第二期連合町村をへた二十年には二・七倍にもふえている(第2表)。ところで明治初年の旧村数（自然村）は七万だった（十年代も七万余で町村数そのものは不変で、町村は前期中にはほとんど減少していない。後述する明治二十一年の第一次町村合併による法的措置をへて、はじめて整理されて大きく減少する)。しかるに行政単位を示す戸長役場数の方は、明治初年の七万余が十一年（第一期連合戸長役場区域設置）に三二、八〇〇余になり、さらに十八年（第二期連合戸長役場区域設置）には一一、五〇〇に減少している、すなわち末端の地域行政区は明治初年にくらべて十八年には六分の一に減少整理されてきていた。かくて明治二十年近くなると、町村数（自然村的旧村数）と連合戸長役場（区域）数とのズレが余りにも拡大してきていたので、早晩旧町村の分合（町村合併）を断行す

べき段階に到来していたといってよい。

2　明治二十二年の町村合併

(1)　政府の町村合併の推進

すでに、述べてきたように、明治以降二十年間にわたり、政府の地方制度変革の一環として町村制は大きな変容をとげてきた。その結果町村住民を統治する新しい行財政地域と江戸時代からそのままの伝統的生活地域としての小規模な旧町村との間には大きな懸隔が生じていた。この溝を埋める国の施策が明治二十二年（一八八九）の町村合併の実施であった。このために、明治二十一年四月十七日市町村制の公布、翌二十二年四月一日これが施行となった。小さな旧町村間の合併による規模拡大にもとづく合理化が志向されたのである。政府は市町村制の公布に続いて、同年六月十三日内務大臣訓令第三五二号をもって、地方長官宛に町村合併標準を示して、全国一斉に町村合併の強力推進をはかった。この訓令中から主な町村合併標準を次に示しておく。

独立自治ノ目的ヲ達スルニハ、各町村ニ於テ相当ノ資力ヲ有スルコト又肝要ナリ。故ニ町村ノ区域狭小、若クハ戸口僅少ニシテ、独立自治ニ耐ユルノ資力ナキモノハ之ヲ合併シテ有力ノ町村タラシメザルベカラズ。依テ其施行ニ際シ、先ヅ府県知事ニ於テ現今各町村ノ区域、人口及資力ノ如何ヲ調査シ、左ノ条項ヲ標準トシテ相当ノ処分ヲナスベシ。（前文）

大凡三百戸ナイシ五百戸ヲ以テ標準トナシ、猶従来ノ習慣ニ随ヒ町村ノ請願ヲ酌量シ、民情ニ背カザルヲ要ス。且ツ現今ノ戸長所轄区域ニシテ地形民情ニ於テ故障ナキモノハ其区域ノ儘合併ヲナスコトヲ得（第三条）。

第六条　合併町村ノ名称（略）、第七条　町村財産の手続、第八条　町村間デ財産処分ノ協議整ハザル時ノ財産処分ノ規定（一～七項）、第九、一〇条　町村組合（略）。

（註　、、は筆者の符点）

この六月十三日の訓令示達から翌年四月一日までの僅か十ヵ月たらずで全国町村を合併整理しようという措置だけに強力に推進されることになった。これをうけた各府県では、ほとんどが二十一年中に合併を完了させ、僅か半ヵ年のうちにこの大業を成しとげている。かかる大業がこのように早急に完了したのは、前節を通じて述べてきたように、十一年以降の第一期と第二期にわたり十年間にも及ぶ町村連合（体）づくりの準備期間があったからである。とくに十七年以降の第二期連合町村はその大半が新町村の母胎となった。この十ヵ年におよぶ町村連合体の経験こそ、新制度を早急に受容消化しえた大きな原因であったと思う。かくて新町村成立直前の二十一年の旧町村数は七一、三一四であったが、二十二年四月成立の新町村数は一五・八二〇と大幅に縮少整理されたのである。

(2)　群馬県の町村合併実施概要

さきの二十一年六月十三日付各地方長官宛の町村合併に関する訓令をうけた各府県知事は、それぞれの各地方の実情や慣習に応じて、郡長案や地域住民（戸長総代人）の意見等を配慮しつつ町村合併を推進していたようである。

有識者の合併への対応　わが群馬県についての実情を知事から内務大臣に上申した「町村分合及町村制施行之儀ニ付具状」（甲第七〇七号）によって述べると

> 抑々本制発布以降管内ノ状況ヲ概陳スレバ、常ニ政事思想ヲ抱ケルモノハ、之ガ発布ノ美挙ヲ翼賛シ、主トシテ町村制講究ノ必要ヲ唱導セリ。タメニ各地ニ講究会ヲ開キ、或ハ有志結合シテ講師ヲ聘シ、或ハ一郡、或ハ一地方ヲ数区ニ画シテ有力ノ町村ヲ造成セント試ミシモノアリ。恰モ明治二二年四月一日施行ノ期ヲ遅シトスルモノノ如シ。爾来町村共同事業ヲ起ルモノモ、一時之ヲ中止シ、本制実施ノ期ヲ竣ッテ施行セントスルモノノ如ク、百事沈滞活発ナラザル状況ナリトス。

これによって県内各地の有志たちの町村制施行への早期実施への要望と、これが実現への熱心な対応行動が察知されるが、これを証左するような知事から内務大臣宛の内申書（親展甲七〇六号）の内容を次に簡述しておく。

本邦著名の養蚕区たる本県では、毎年三、四月頃は昼夜多忙で、しかも県民の生計の資がこの一時期にある故、この期に町村分合を実施すれば県民の混雑容易ならざるものになろう。そこで町村分合は本年内に行い、さらに戸長選挙も行ってすなわち、養蚕多忙の三四月をさけて、二十一年中に実施完了させたいという熱意を上申している。これも前の七〇七号に示された県内有志たちの熱心な対応からみれば十分に可能であったと推測されたのであろう。

町村合併の実施過程　さきの甲第七〇七号の具状書によって県としての町村合併進捗の基準計画をみると

二十一年の合併前における県内町村の戸数別の町村数によると、全町村数一二一九町村のうち、一〇〇戸未満四〇七(三三・三%)、一〇〇～二〇〇戸未満三四〇(二七・九%)、二〇〇～三〇〇戸未満七八(六・四%)で、三〇〇戸未満の町村数八二五で全町村の六七・七%をしめて、全体として極めて小規模であった。

合併基準……現戸長所轄区域数は二六九、この区域の平均戸数は四八〇戸余、を合併の基準とした。そして各町村に対し合併諮問をするために、まず総代人を選出させる、そのための選挙方法を布令した。

計画……一町村の戸数では平坦地で村落接近しあっている地方は七〇〇～八〇〇戸ないし一〇〇〇戸とし、地勢、民情により四〇〇～五〇〇戸の地区もあり、この仮定基準によって、新制度実施の準備もしたいと思う。これは県下人民の輿望でもあります。詳しいことは此度上京の書記官から具申させますので、特別の御詮議を以て早急に御許可を願いたいと存じます。

以上、県の町村合併上申書でみると、県試案に対して、六割近い町村は試案通りでまとまり、地元町村の意見をいて郡長に諮問したところ、郡長が人民協議の主旨をとりいれ答申したものを県は採用して県内全体で二〇〇町村を目標とした。これを町村総代人等に諮問し、その結果をまとめると、数村合併を請願をせしもの三一ヵ村。諮問に対し別に異見ないもの一一四ヵ村、諮問に対する異見を採用せしもの三二ヵ村、合併の協議整わないもの、意見を採用する能はず公益上合併せざるをえざるもの一二ヶ村となっていた。

なお合併する意志あるも、まだ関係町村間で合併意見のまとまらないものに対しては組合村をつくることもできたが、本県民は組合村の行き方を好まず、強いてこれをなさしむるときは却って従来の小村独立のままでゆくことを主張するという状勢であった。

れてまとめたものが二割近かった。そして請願によってまとめたものが一六%であった。県試案に対する県民の反応を郡別に整理すると

請願の起りしもの　西群馬一五、吾妻利根各五、南甘楽那波各二、新田北甘楽片岡各一、計三二。

諮問に対する意見をとり入れたもの　南勢多一〇、邑楽八、吾妻碓氷新田各四、北甘楽南甘楽各二、那波一、計三五。

意見あるも採用せられず、公益上合併せざるをえなかったもの　西群馬三、邑楽、佐位各二、吾妻、利根、新田、北甘楽、緑野、南勢多、東群馬各一、計一四。

諮問ニ意見ナキモノ（郡別略）なお旧村のままで合併せざるものが十二ヵ村あった。

なお町村合併による新町村の名称のつけかたについては、さきの内務大臣訓令第三五二号の第六条に原則を明示したが、県内新町村の場合については、萩原進「群馬県史明治時代」によると（第一分冊六〇頁）、

㈠歴史的由緒をもとにしたもの、（綿打村長野村）、㈡伝説をもとにしたもの（小野村、横野村、嬬恋村）、㈢古地名を復活したもの（伊参村、永楽村）、㈣合併村の有力名を一字ずつ組合せたもの（大箇野村、岩島村、沢田村、金島村、岩野谷村）、㈤地理的特質によるもの（東村、下川渕村、粕川村、神流村、赤城根村、富士見村）、㈥合併の中大きな町村名に吸収したもの（中之条町、下仁田村、尾島町、境町、盤戸村）、㈦合併村の数を記念したもの（六郷村、九合村、美九里村、三郷村）

こうして群馬県の町村合併の結果をみると、町村数は合併直前（二一年十二月末）の一二一九が二〇五町村に大整理された（一〇一四の旧町村減）。これを戸数別にすると、三〇〇戸以下はわずか四ヵ村になり、三〇〇～五〇〇戸七七、五〇〇戸以上一二四町村（町二六、村九八）となった。県内町村当り平均戸数は六三七戸となった。なお合併直前の戸長役場数二六九は六四減となり、一町村内の平均旧町村数は五・九ヵ村で、平均六ヵ村合併が行われたわけである。これでみると小規模の旧村が大幅に整理され、規模上では相当大掛りの合理化が実施されたことになろう。財

3　中之条町地区における町村合併

前述のように、国の訓令（六月十三日）をうけた群馬県では、一応の合併基準をきめ、町村合併試案をつくり、これを町村に諮問している。明治二一～二二年における町村合併では、地元住民を代表する総代人が選ばれて、県試案への意見上申はじめ、合併に関する諸事項について御伺・奉答・請願などを行っている。すべてこの総代人が中心で、これに連合町村の戸長さらに県との関係を通じて各郡長らの指導役割が大きかったといってよい。政上からみると町村費平均で一、七三三円一六銭、一戸当り平均では二円七二銭となった。

終りに群馬県の郡別町村数、平均戸数及び合併・非合併町村数を上表に示しておく。（第3表）。

第3表　郡別にみた町村分合状況表（群馬県）

郡別	新町村数	平均戸数	分合セシ町村数	分合セザル町村数
東群馬	3	2,129	3	0
南勢多	15	811	15	0
西群馬	37	627	35	2
片岡	1	667	1	0
緑野	10	565	8	2
多胡	4	576	4	0
南甘楽	4	463	4	0
北甘楽	23	490	12	1
碓氷	18	560	17	1
吾妻	13	608	13	0
利根	13	606	12	1
北勢多	3	393	3	0
山田	10	949	9	1
新田	13	614	13	0
邑楽	22	544	20	2
佐位	10	658	8	2
那波	6	384	6	0
計	205	637	193	12

（資料）　町村合併の県具状書（県文書課）による。

(1) 総代人の選出

県では選出方法を指示して、まず町村別に総代人を選出させたが、中之条町関係で選出された人々は次の通りであった。

旧町村	総代人	旧町村	総代人	旧町村	総代人	旧町村	総代人
中之条町	田中甚平	下沢渡村	田村平七	大道新田村	冨沢藤吉
〃	桑原竹次郎	〃	登坂与七	〃	塩野谷金一郎
伊勢町	小板橋菱三郎	折田村	折田九平次	〃	小渕文衛
〃	木暮茂八郎	〃	福田彦平	〃	剱持嘉兵衛
西中之条村	唐沢善四郎	〃	伊東仁平	〃	清水由太郎
〃	高橋市郎平	四万村	田村茂三郎	横尾村	高橋辨次
青山村	宮崎富三郎	〃	島村五三郎	〃	唐沢甚平
〃	湯本浜吉	〃	宮崎徳三郎	大塚村	奈良茂平次
市城村	中沢重平	原岩本村	伊能佐吾七	赤坂村	吉田梅重郎
〃	〃富茂	〃	森田鹿蔵	〃	小林粂次郎
山田村	町田安一郎	〃	神保寛五郎	〃	伊藤貞重郎
〃	山田次郎平	五反田村	高橋孫三郎	栃窪村	小池斧衛
〃	山田兵四郎	〃	斎藤荒松	〃	小池平重郎
上沢渡村	関紋三郎	〃	本多茂市		
〃	関諶平	蟻川村	原沢安衛		
〃	中沢半三郎	〃	須郷清次郎		
下沢渡村	町田藤吉	〃	綿貫庄平		

中之条町外四ヵ村連合と平村外四ヵ村連合では、総代人は二名ずつ、山田村外三ヵ村連合と原岩本村外四ヵ村連合及び四万村では総代人が三名ずつ選出された。これら各旧村の総代人をみると、いずれも各旧村では当時の最上層の豪農地主で、そうそうたる人々を揃えていた。これら総代人とともにこの町村合併に尽力した各町村連合の戸長名をあげておく。

中之条外四ヵ村連合	根岸善作	原岩本村外四ヵ村連合	唐沢杢平
山田村外三ヵ村連合	町田賢太郎	平村外四ヵ村連合	関傳八

総代人を中心に、各戸長と一体となって町村合併のため、いかに活動したかについては、後の各項別の対応行動によって明かにしよう。

(2)　旧町村の戸口、資力の実態

さて明治二十一年の合併の際には、前述の内務大臣訓令の「町村合併標準」にも明示されているように、合併の基準には区域、戸口(戸数・人口)、資力(財政経済力)の三要因があげられていた。そしてこれら三要因を勘案して専ら「独立自治ニ耐エル」だけの有力町村の造成が目標とされ、当時として「三百戸ないし五百戸」を標準に一定の人口規模をつくりだすことに主力がおかれたといえる。そこで、まず中之条町地区における当時の各旧村の資力、戸口の実態を明示しておく。なお資力(財政力)の指標として国税・地方税・備荒儲蓄額はじめ町村費町村有財産・建物等、さらに当時の旧町村民の財力基盤として田畑山林原野宅地等の土地状況も解明しておく。

①　中之条町外四カ町村連合区域(中之条町区域)

旧町村別の土地関係の資力状況と人口・戸数を第4表に示す。(次頁)

第4表　旧町村別土地資力・人口・戸数（中之条町外4カ町村）

	中之条町	西中之条村	伊勢町	青山村	市城村	その他旧村飛地	計
	町　歩	町　歩	町　歩	町　歩	町　歩	町　歩	町　歩
田	16.4808	14.6813	21.3614	4.3929	8.7915	0.0901	65.8123
畑	119.7911	66.2903	76.6213	30.4119	35.3924	7.5419	336.0629
宅地	16.3000	7.4601	21.1213	3.2322	3.7802	—	51.9008
池・沼	—	0.2907	—	—	—	—	0.2907
山林	65.9328	110.6722	65.5114	68.2926	64.5801	1.7225	376.7326
原野	1.7916	5.0427	1.7711	60.3000	197.6211	0.2627	266.8102
雑種地	18.6929	6.4822	22.8908	7.4119	12.9709	3.4229	71.8926
	町　歩						町　歩
計	239.0102	210.9405	209.2915	174.0625	323.1502	13.0611	1169.5301
人口	1,198人	738	933	247	290	—	3,406人
戸数	240戸	151	180	47	56	—	674戸

（資料）　明治21年県文書課所蔵「町村合併綴」による。

第5表　旧町村別の諸資力指標の状況（中之条町外4カ町村）

資力指標		中之条町	西中之条村	伊勢町	青山村	市城村	その他	計
		円銭厘	円	円	円	円	円	円厘
国税		3,164.495	581.817	1,323.779	244.779	514.907	37.393	5,866.732
地方税		364.205	364.205	462.555	85.026	119.447	9.497	1,974.863
備荒儲蓄		21.697	10.694	18.768	5.102	5.848	0.822	62.931
町村費		641.955	267.916	415.832	107.696	123.288	9.449	1,566.136
				町　歩	町　歩	町　歩		町　歩
土地財産	耕宅地	—	—	0.1305	0.0125	0.0108	—	0.1608
		町　歩	町　歩					町　歩
	山林	0.0617	0.0121	—	—	5.7323	—	5.8201
建物		7坪	1	1	0	1	—	10坪
		円厘						円厘
協議費		51.194	30.050	75.833	13.467	17.377	—	187.921

（資料）　前表に同じ。

一戸当りの土地資力を旧町村別にみると、旧中之条町は一町二八歩、西中之条村は一町四反一畝一〇歩、伊勢町は一町一反六畝二七歩、青山村は三町七反一畝四歩、市城村は五町七反七畝五歩、連合町村では一戸平均一町七反三畝二六歩であった。なお連合町村で一人当反別をみると、三反五畝四歩であった。

つぎに旧町村別の経済力指標としての担税力・町村費協議費らを第5表に示す。（前頁）

旧町村別の担税力を一戸当でみると、中之条町は一四円七〇銭三厘、西中之条村六円二六銭五厘、伊勢町九円九二銭四厘、青山村七円一七銭一厘、市城村一一円三二銭八厘、そして連合町村では一戸当一一円六一銭七厘となる。国税地方税を併せての担税力で中之条町市城村が一戸当十円以上で、連合町村で一戸当十一円六二銭であった。これを一人当りでみると連合で二円三〇銭二厘であった。

つぎに一戸当町村費を旧町村別にみると、中之条町二円六七銭五厘、西中之条村一円七七銭四厘、伊勢町二円三一銭、青山村二円二九銭一厘、市城村二円二〇銭二厘で、連合町村の一戸当りは二円三二銭である。合併町村になると全体では担税力は相当たかまるとみられる。

注　各表の資料は各旧村から合併資料として県当局に提出したものである。

②　山田村外四カ村連合区域（沢田村区域）

旧町村別にみた土地関係の資力状況と人口・戸数を、第6表に示す。（次頁）

一戸当りの土地資力を旧町村別にみると、山田村三町七反七畝八歩、折田村三町一反六畝二一歩、上沢渡村二一町二反二〇歩、下沢渡村四町二反五畝八分、四万村五〇町四反四畝二七歩となる。五ヵ村連合の一戸当りでは一九町九反四畝六歩となっていた。連合村で一人当りにすると、三町八反五畝二二歩である。

注　土地資力については、当然各地目ごとの等級別を勘案しなければならない。従って叙上の土地資力による一戸当反別は等級（質）を除外した単純な量的なものにすぎない。正確ではない。

つぎに旧村別の担税力・町村費らによって経済力状況を第7表でみる。（次頁）

一戸当坦税力を旧村別にみると、山田村八円四六銭一厘、折田村十二円七厘、上沢渡村五円四九銭四厘、下沢渡村十円二九銭九厘、四万村六円五七銭であった。五ヵ村連合で一戸当りにすると、七円四八銭八厘になる。

第6表　旧町村別土地資力・人口・戸数（山田村外4ヵ村）

	山田村	折田村	上沢渡村	下沢渡村	四万村	他村への飛地	計
	町　歩						町　歩
田	23.6900	7.4818	6.1221	4.2306	9.4414	0	50.9659
畑	119.2919	121.2425	123.6619	86.0714	123.0807	2.4708	575.8185
宅地	12.3229	7.2520	8.6018	5.9023	10.2129	0.2717	44.5636
池沼	0	6	19	0	0.0209	0.1203	0.1507
山林	378.6025	91.6816	732.6127	130.2509	7376.7107	0.1604	8710.0328
原野	69.8414	59.3420	2588.2012	78.5822	1123.6900	158.8412	4078.5120
	町　歩						町　歩
計	654.9101	309.8815	3517.2223	322.0009	8724.1807	161.8644	13694.4111
人口	938人	501	889	369	858	—	3,555人
戸数	174戸	98	166	76	173	—	687戸

（資料）　前表に同じ。

第7表　旧町村別の諸経済力指標の状況（山田村外4ヵ村）

		山田村	折田村	上沢渡村	下沢渡村	四万村	その他（他村もち）	計
		円銭厘						円銭厘
国税		965.061	905.065	528.681	565.990	569.259	3.028	3,547.084
地方税		524.085	271.668	383.310	216.748	567.350	1.324	1,597.486
町村税費		526.653	322.833	383.310	316.748	567.350	1.294	2,018.218
現金		—	—	—	—	662.054	—	662.054
			町　歩					町　歩
土地財産	耕宅地	—	0.0607	0.0114	0.0527	0.0105	—	0.1423
		町　歩						町　歩
	山林	0.0214	0.2421	0.0921	—	—	—	0.3626

（資料）　前表に同じ。

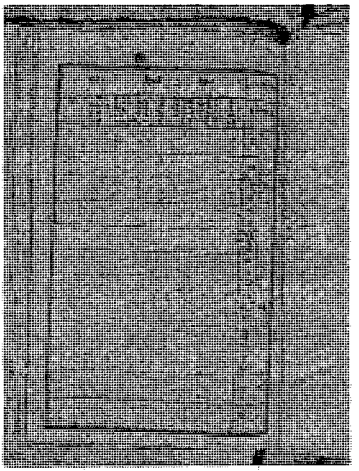
町村費一戸当りを旧村別にみると、山田村三円二銭七厘、折田村三円二九銭四厘、上沢渡村二円三〇銭九厘、下沢渡村四円一六銭八厘、四万村三円二七銭九厘であった。五ヵ村連合の一戸りにすると、二円九三銭八厘となり、町村合併による広域化で、旧村別一戸当町村費負担も大半の村民にはかなり軽減されることになるわけである。

注　旧町村別の一戸当りの担税力、町村費にせよ合併により戸々の村民の負担減については、旧村別の納税階層経済階層の構成について分析しなければならないが、紙幅の関係で省略した。

③　原岩本村外三カ村連合区域（伊参村区域）

旧村別の土地関係の資力状況と人口・戸数を第8表に示す。（次頁）

一戸当り土地資力を旧村別にみると、原岩本村は六町六反三畝三歩、五反田村は四町七反三畝一〇歩、蟻川村は三町九反六畝二一歩、大道新田は一三町四反八畝一七歩であった。連合村で一戸当りにすると、五町五反三畝二七歩である。なお連合村について一人当り反別をみると、一町八畝二二歩となる。



伊参村合併旧村の土地資力状況
（県文書課所蔵の文書）

つぎに旧村別の担税力・町村費らによって経済力の状態を第9表でみておく。（次頁）

一戸当り担税力を旧村別にみると、原岩本村六円六七銭四厘、五反田村九円五七銭四厘、蟻川村一三円六五銭八厘、大道新田二四円三七銭二厘であって、大道新田の一戸当り税負担額が他村に比して極めて大きかった（原岩本村の三、六五倍）。旧村別に一戸当税負担額の格差が大きかった。四ヵ村連合の一戸当りの税負担額をみると、九円七五銭八厘とかなり平準化されることになる。

さて一戸当り町村費を、旧村別にみると、原岩本村二円二六銭五厘、五反田村二円三二銭六厘、蟻川村二円六二銭七厘、大道新田二

第8表　旧町村別土地資力・人口・戸数（原岩本村外3ヵ村）

	原岩本村	五反田村	蟻川村	大道新田	旧町村への飛地	計
	町 歩					町 歩
田	27.6310	30.1500	27.1509	7.2504	0.6445	92.8408
畑	87.7429	110.2419	80.1001	29.6824	0.9556	308.7409
宅地	7.2001	9.6709	8.6714	2.7516	0.0205	28.3218
山林	246.2307	216.9713	176.4917	106.1529	2.7408	744.6014
原野	389.7800	243.2428	109.1019	246.7907	6.8020	991.0326
雑種地	14.5910	57.3750	32.4000	19.5813	5.3463	106.4310
計	町 歩 769.1157	650.9519	454.0309	404.0303	—	町 歩 2,201.9685
人口	537人	700	620	191	—	2,048人
戸数	116戸	138	115	30	—	399戸

（資料）　前表に同じ。

第9表　旧町村別諸経済力指標の状況（原岩本村外3ヵ村）

		原岩本村	五反田村	蟻川村	大道新田	その他（他町村持）	計
		円銭厘					円銭厘
国税		529.863	1,047.701	1,322.888	156.674	10.649	3,067.775
地方税		244.271	273.576	247.827	574.490	2.695	825.860
町村費		262.744	320.968	302.153	75.875	2.589	964.329
土地財産	耕宅地	0	0	0	0	0	0
	山林	町 歩 7.1815	0	0	0	0	町 歩 7.1815

（資料）　前表に同じ。

円五二銭九厘であって、これは一戸当り国税地方税負担額にくらべて、旧村間の負担格差は少なかった。四ヵ村連合一戸当り町村費負担は二円四一銭七厘になる。

④　平村外四カ村連合区域（名久田村区域）

旧村別の土地関係の資力状況と人口・戸数を第10表に示す。（次頁）

一戸当りの土地資力を旧町村別にみると、平村は五町二反四畝二八歩、横尾村は二町五反七畝二四歩、大塚村は四町一反九畝一三歩、赤坂村は三町八反二畝二八歩、栃窪村は一〇町九反八畝七歩であった。

つぎに旧村別の経済力を担税力町村費らで示す第11表を掲げておく。（次頁）

一戸当り担税力を旧村別にみると、平村一一円六九銭三厘、横尾村八円九五銭三厘、大塚村九円三九銭五厘、赤坂村八円五〇銭六厘、栃窪村四円六銭一厘、五ヵ村間に担税力の格差がかなり大きかった。平村は栃窪村の二、九倍の担税力をもっていた。五ヵ村連合の一戸当りでは九円三二銭七厘となった。

最後に中之条町地域の町村連合及び旧町村別の国税地方税の一戸当り担税力と町村費一戸当り支出額を一覧表（第12表）にして示しておこう。（四五三頁）。

一戸当り担税力　十円以上は、中之条町（大字中之条）市城村、折田村、下沢渡村、蟻川村、大道新田、平村の七ヵ町村であった。とくに大道新田が二四円三七銭と他町村に比して圧倒的にたかいのは、少数の財力家の存在による。最も低連合村で一人当りの反別でみると、一町一畝二三歩である。

町村費一戸当りを旧村別にみると、平村二円四五銭八厘、横尾村二円九八銭、大塚村二円六一銭一厘、赤坂村二円八八銭七厘、栃窪村一円六二銭八厘であって、栃窪村を除いて、大体同程度の負担力である。五ヵ村連合の一戸当りにすると、二円六八銭一厘になる。

いのは、栃窪村四円六銭、上沢渡村五円四九銭である。連合町村単位の担税力では、中之条町外四ヵ村連合が十一円六一銭が最もたかく、ついで原岩本村外三ヵ村連合と平村四ヵ村連合、一番低かったのは山田村外四ヵ村連合であった。

第10表　旧町村別土地資力・人口・戸数（平村外4カ村）

	平　村	横尾村	大塚村	赤坂村	栃窪村	他町村への飛地分	計
	町　歩						町　歩
田	16.2303	35.9800	22.6910	22.2103	5.8701	1.1730	104.1617
畑	58.4821	93.6414	55.4621	52.4029	18.5312	3.3906	281.9313
宅地	7.4616	12.4201	8.2214	6.7528	2.0713	0.0516	36.9928
山林	230.0413	213.3004	132.9319	125.0924	173.6714	6.7328	881.7912
原野	289.1014	28.6809	249.7924	122.4601	158.4928	45.6305	894.1721
雑種地	38.3019	32.6918	24.6301	38.0506	13.6921	2.1627	149.5502
計	町　歩 639.6326	416.7216	493.7429	366.9901	373.3429	55.5204	町　歩 2,348.6203
人口	505人	685	545	438	147	5（宇津間）	2,320人
戸数	122戸	162	118	96	34	1	533戸

（資料）　前表に同じ。

第11表　旧町村別諸経済力指標の状況（平村外4カ村）

		平　村	横尾村	大塚村	赤坂村	栃窪村	他町村持	計
		円銭厘						円銭厘
国税		1,167.982	1,052.432	837.715	588.278	95.285	25.861	3,767.553
地方税		258.577	397.950	269.751	228.315	42.794	6.485	1,203.870
町村費		299.930	482.755	308.058	277.172	55.366	5.797	1,429.078
現金		88.000	147.000	105.000	90.000	24.000	0	454.000
土地財産		町　歩						町　歩
	耕宅地	0.0216	0.8527	0.1427	0.0302	0	0	1.0609
	山林	—	2.6512	2.7924	0.1029	0.3300	0	町　歩 5.8905

（資料）　前表に同じ。

第12表　旧町村別一戸当担税額
町村費支出額

	一戸当担税額・地方税	一戸当町村費支出額
	円銭厘	円銭厘
中之条町	14.703	2.675
西中之条村	6.265	1.774
伊勢町	9.924	2.310
青山村	7.171	2.291
市城村	11.328	2.202
5カ村連合	11.617	2.320
山田村	8.461	3.027
折田村	12.007	3.294
上沢渡村	5.494	2.309
下沢渡村	10.299	4.168
四万村	6.570	3.279
5カ村連合	7.488	2.938
原岩本村	6.674	2.265
五反田村	9.574	2.326
蟻川村	13.658	2.627
大道新田	24.372	2.529
4カ村連合	9.758	2.417
平村	11.693	2.458
横尾村	8.953	2.980
大塚村	9.385	2.611
赤坂村	8.506	2.887
栃窪村	4.061	1.628
5カ村連合	9.327	2.681

(3)　各町村の合併への対応行動

国（内務省）から群馬県、県から町村連合（戸長役場）へと系統組織を通して新町村制施行による旧町村の分合についての施策に、末端のわが中之条町地域の各旧町村がいかに対応したか、これについて旧町村別に、また旧町村連合単位ごとにみてゆこう。

国（内務大臣）の訓令六月十三日付をうけて、群馬県が合併基準を策定し、県内各町村の分合案によって町村に諮問がおろされ、これに対応して総代人の選定にはじまり、この諮問案に対する意見の上申、御伺い、また請願らの諸行動が展開されたのは、現存資料等からみて七月から九月にわたる時期が中心であったと思われる。末端の各町村における協議内容を知る資料をかくので、詳細な旧町村内ないし旧町村間における合併をめぐる問題点等に関しては、現在ではあまりにも不明な点が多い。従ってこの町村合併については県に提出した各町村連合からの文書（県庁文書課所蔵）だけに依存して、その状況を述べざるをえない。

①　中之条町外四カ町村連合

県庁への提出文書の「吾妻郡町村分合ノ諮問ニ対スル一覧表」から、中之条町連合の意見をみると次の通りである。

諮問按町村分合			同上戸長意見			同上総代人意見		
新町村名	旧町村名	戸数	新町村名	旧町村名	戸数	新町村名	旧町村名	戸数
中之条町	中之条町	二四〇	中之条町	中之条町	二四〇	中之条町	中之条町	二四〇
	伊勢町	一八〇		伊勢町	一八〇		伊勢町	一八〇
	西中之条村	一五〇		西中之条村	一五〇		西中之条村	一五〇
	青山村	四七		青山村	四七		青山村	四七
	市城村	五六		市城村	五六		市城村	五六
計	五カ町村	六七五	計	五カ町村	六七五	計	五カ町村	六七五

注　これに諮問後の郡長意見の欄が附加されている。

これによると、総代人、戸長とも旧町村五カ町村合併の規模（六七五戸）の県案に対して、全く意見一致で、従来の連合戸長役場区域を「至極適当ト思料仕候」と、二十一年八月十七日付で戸長から知事に奉答している。

合併町村之儀ニ付御諮問ニ奉答

当中之条町外四ヶ町村聯合之儀、従来之区域ヲ以テ一村落ト為スベキ御諮問、至極適当ト思料仕リ候ニ付此段奉答候也

明治二十一年八月十七日

吾妻郡中之条町外四ヶ町村　戸長　根岸善作㊞

群馬県知事　佐藤与三殿

ついで町村合併に伴う問題点であった「共有財産処分」の件について県に対して伺書を示しておく。

町村合併共有財産処分之義ニ付御伺

今般当聯合村合併ノ儀御諮問之通適当ト奉答候ニ付テハ、従来各村共有財産処分之儀協議仕候処、従来一村限り共有負担可仕様協議相整ト候間、御認可相成度、此段御伺候也

明治二十一年八月三十一日　……

（以下伊勢町、西中之条村、青山村、市城村各総代二人ずつ計八名連名にて）県知事宛に伺書を提出している。

吾妻郡中之条町総代

田中甚平
桑原竹治郎

この処分法の旧村一村限り共有負担する方式は、昭和戦後の町村合併における旧町村有財産の処理法の場合にも同じ原則によっている。そして九月十一日付で旧町村総代人の連合、同月十四日付戸長名をもって、五ヵ町村合併して中之条町と改名することの許可を願い出ている。

合併町村ノ儀ニ付請願

法律第一号ヲ以テ明治二十二年四月ヨリ町村制御施行相成候ニ付テハ当中之条町、伊勢町、西中之条村、青山村、市城村ノ五ヶ町村合併、壹ヶ町ト為シ、中之条町ト称シ度、協議行キ届キ候間、右法律第四号ニヨリ御允許相成度、此段奉請願候也。

吾妻郡中之条町惣代
田中甚平
桑原竹治郎

同　郡伊勢町惣代
小板橋菱三郎
木暮茂八郎

同　郡西中之条村惣代
唐沢善四郎
高橋市郎平

同　郡青山村惣代
宮崎富三郎
湯本浜吉

同　郡市城村惣代
中沢重平
中沢冨茂

明治二十一年九月十一日

群馬県知事　佐藤与三殿

前書之通り相違無之候也　　明治二十一年九月十四日

吾妻郡中之条町外四ヶ村

戸長　根岸善作

県文書課所蔵の明治の町村合併資料（明治二一年「名称区域」11冊中第7号）により、中之条町をみると、次の通りである。

一、**合併ヲ要スル事由**　地形上支障ナク且ツ民情ニ於テモ敢テ異常ナシ。故ニ役場所轄区域ノ儘、合併ヲ要ス

（これにより明治の町村分合でも、合併要因として、(1)地勢的条件、(2)民情的条件が二大必須条件だったことがわかる。（昭和の合併でもこの二条件が同様に重視されている）

二、**沿革**　五ヶ町村共、維新以前ハ幕府領ニシテ、維新後明治十二年迄ハ各独立自治ナリシガ、郡区町村編成法発布後、明治十二年ニ至リ、中之条町ハ西中之条村ト、伊勢町ハ青山村市城村ト聯合ヲナシ、其後明治十五年ニ於テ中之条町西中之条村ハ分離ヲナシ各独立シタルモ、明治十七年中現今ノ聯合ヲナシタリ。

（沿革は民情の基盤をなすもので合併の適否を決める重要な項目でもあった。昭和の合併でも報告の一項目となっていた）

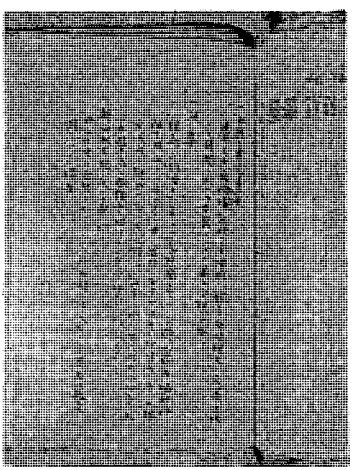
三、**境界その他争論の有無**　コレニ関スル件曽テナシ。

四、**秣場入会地等ノ関係**　他町村ト入会秣場アリ。旧慣ニヨリ費用ハ全町村ノ負担ニシテ曽テ争論ヲナセシコトナシ。

五、**水利土功ノ関係**　中之条町伊勢町田圃ニ注グ用水路開サクニ係ル水利土功会ノ設ケアリ。而シテ工事ハ明治二十一年ヨリ向五ヶ年継続事業ニシテ該費ハ両町ノ負担タリ。又伊勢町字天神ヨリ同郡岩井村ニ達スル渡船アリ。諸費用ハ同町及中之条町ノ負担トス。

注　三、四、五の過去の歴史は合併の適否をきめる一要因であった。

六、**学校ノ関係**　第一四七学区中之条尋常小学校、市城尋常



中之条町の合併文書
（県文書課所蔵）

小学校ニシテ、中之条校ハ中之条町ニ設置シアリ。経費ハ中之条町西中之条村伊勢町三ヶ町村ノ負担ニシテ該校財産ハ附属地山林一反一歩廿四歩アリ。市城校ハ市城村ニ設置シアリ。経費ハ該村及青山村ノ負担タリ。両校共生徒通学ニ至リテハ皆便ナルモノアリ。

七、**役場ノ位置**　役場ノ位置ハ中之条ニシテ、該村ニ至ル西中之条村中央ヨリ八丁、伊勢町ヨリ同断、青山村ヨリ二十丁、市城村ヨリ一里余、通路便ナルヲ以テ現今通リ据置ヲ要ス。

注　六、七の学校の関係、役場の位置の問題は現在における合併の適否をきめる重要因であった。

以上、地勢民情はじめ沿革、争論、秣場入会、水利土功らの関係、そして学校、役場の位置等の項目は、県が旧村合併による新町村の統合一体化を判定する有力指標であった。

八、**新町名**　そして合併による新町村の名称の問題も明治昭和の合併に共通した主要な課題であった。報告書中で、「新町村名撰定ノ事由、町名ハ大町ノ名称ヲ採リ中之条町ト付ケタリ」と記録してある。後述する沢田村、伊参村、名久田村らの旧村間の合併の場合とちがって、中之条町の場合には、旧町当村間の合併として（現在の吸収合併）、中心となった大町の名称がそのまま新町に引継がれることになったのであろう。

注　別の県庁文書には「町名ノ中之条町ト付ケタルハ、合併町村中ノ大町トシテ其名遠近ニ聞エアルニヨル」とある。

②　山田村外三カ村連合

県案諮問に対する山田村外三カ村連合の意見（県庁文書）をみると、次の通りである。

一、新村名について山田村折田村総代人ハ沢田村ト付ケタキ旨申立テタリ、上沢渡村下沢渡村総代人ハ新名称諮問案通リ、意見ナキ旨申立テタリ。

一、郡長の意見欄をみると新町村名に対して沢田村と記入してある。

諮問按町村分合			同上戸長意見			同上総代人意見		
新町村名	旧町村名	戸数	新町村名	旧町村名	戸数	新町村名	旧町村名	戸数
沢渡村	山田村	一七四	沢田村	山田村	一七四		山田村	一七四
	上沢渡村	一六六		上沢渡村	一六六		上沢渡村	一六六
	下沢渡村	七六		下沢渡村	七六		下沢渡村	七六
	折田村	九八		折田村	九八		折田村	九八
計	四ヵ村	五一三	計	四ヵ村	五一三	計	四ヵ村	五一三

新村の名称　四ヵ村連合の合併規模（五一三戸）の県案には各旧村総代人はじめ戸長とも全く意見一致をみたが、新村の名称については、山田村折田村の総代人の意見（沢田村説）と上、下沢渡村の総代人の意見（沢渡村説）とがわかれた。そして戸長町田賢次郎（山田村）は「沢田村ト改正シタキ旨」を上申している。

今般合併ノ件ニ付御諮問之有リ候処、従来聯合四ケ村ヲ会シ壹ケ村ト成シ候ハ御下問ノ如クシテ差支ヘ之無ク考ヘラレ候ヘドモ、村名之儀ハ沢田村ト改正仕リ度ク、此段奉答候也。

明治廿一年八月十七日　　吾妻郡山田村外三ケ村
戸長　山田賢次郎
群馬県知事　佐藤与三殿

これに対して旧沢渡村連合では上、下沢渡村各総代人連名で、八月二九日付で沢渡村（県案）としたき旨奉答している。

今般町村分合之儀ニ付御諮問ニ対シ、新村名之儀ハ沢渡村モ之有リ□ト推考仕リ候間、御諮問案ノ通リ沢渡村ト仕リ然ルベキト考ヘラレ、若シ著名鉱泉地モ名称ヨリ消滅シ景況度（たく）、此段奉答候也

明治二十一年八月廿九日

上沢渡村総代　関紋三郎、関謹平、中沢半三郎

下沢渡村総代　町田藤吉、田村平七、登坂与七

計六名の連署

他方山田村折田村総代人は次のような上申をしている。

今般町村分合之儀ニ付御諮問ニヨレバ新村名ハ沢渡村ト之有リ候処、左ノ二ケ村之儀ハ従来山田折田之名称ニ之有リ、納税戸数人口等モ上下沢渡ニ比シ、山田折田両村落ハ何分高額ニモ之有リ、旁以テ二ケ村人民平和ヲ基トシ、旧名称四ケ村ノ片執リ、新村名ハ沢田村ト仕リ度ク、此段連署ヲ以テ上申仕リ候也

吾妻郡山田村総代三名、折田村総代三名連署

山田村総代　町田安一郎、山田兵四郎、山田次郎平、

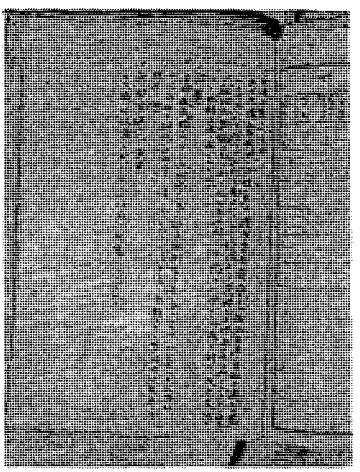
折田村総代　折田九平次、福田彦平、伊東仁平であった。

そして九月に入り四ケ村総代人十四名の連署をもって合村願を提出している。

山田村外三ケ村ノ儀ハ地形其他モ至極適当ニ付、従来聯合ノ区域ヲ以テ一村落ト仕シ度ク、且当村落ヨリ他村へ飛地之有リ、然レドモ其所在ノ村ニ付スルモ聊カ差支ヘ之無ク候間、前願之通リ御聞届ケナラレ下サレ度ク、此段連署ヲ以テ願ヒ奉リ候也

山田村、上・下沢渡村、折田村総代人連署

注　県案では原岩本村連合と合併するようになっていた四万村が山田村連合の方に合併を希望し、五ケ村連合の沢田村が成立した。



沢田村の合併文書
（県文書課所蔵）

なお県庁文書の明治町村合併資料綴から、沢田村をみると

一、合併ヲ要スル理由　地勢民情ニ於テ故障ナシ。依テ現今ノ戸長役場所轄区域ノ儘合併ヲ要ス。

二、沿革（略）。

三、水利土功ノ関係　橋梁二ケ所ニシテ山田村花曽根ヨリ折田村字定光寺ニ達シ、一ハ山田村字高沼ヨリ下沢渡村字賀々森ニ達ス。何レモ山田川ニ架設セリ。費用ハ三ケ村負担トス。

四、境界其他争論ノ有無　曽ヲ争論ヲナセンコトナシ。

五、秣場入会地等ノ関係　他町村ト入会秣場ニシテ四ケ村互ニ争論ヲナセンコトナシ。費用各村負担トス。

六、学校ノ関係　学区ハ第一六〇学区ニシテ四ケ村トモ各自ニ尋常小学校ヲ設置シ、何レモ其村名ヲ冠シ、且上沢渡村字大岩ハ分校アリ。経費ハ四ケ村共通ニシテ生徒通学ハ皆便ナリ。

七、役場ノ位置　現今山田村ニ設置アリ、将来合併スルモ尚該村ニ設置スルヲ便益トス。

そして**新村名**については、先述のような経過によって「四ケ村ノ名称ヲ参互折衷シ沢田村ト付シタリ」と記している。

③　原岩本村外三ケ村連合

原岩本村はじめ五反田村蟻川村大道新田を含む従来の岩本村外三ヵ村連合と四万村を加えた五ヵ村合併が県案として諮問されたが、これに対する該村四ヵ村連合の意見をみると

諮問按町村分合

新町村名	旧町村名	戸数
四万村	原岩本村	一一六
	五反田村	一三八
	蟻川村	一一五
	大道新田	三〇

同上戸長意見

新町村名	旧町村名	数戸
四万村	原岩本村	一一六
	五反田村	一三八
	蟻川村	一一五
	大道新田	三〇

同上総代人意見

新町村名	旧町村名	戸数
四万村	原岩本村	一一六
	五反田村	一三八
	蟻川村	一一五
	大道新田	三〇

	四万村	一七三		四万村	一七三		四万村	一七三
計			計			計		
五ヶ村		五七二	五ヶ村		五七二	五ヶ村		五七二

四万村総代人ハ山田村へ合併致シ度キ旨申立シタリ。

そして九月四日付知事宛の御諮問奉答によると、

当原岩本村外三ヶ村聯合及四万村ヲ以テ一村落ト為スベキ御諮問、至極適当ト思料仕リ候。当村落ヨリ他村ヘノ飛地之有リ、然レドモ其所在ノ村ニ付スルモ差支ヘ之ナク候、右奉答候也。

明治二十一年九月四日

群馬県知事　佐藤与三殿

吾妻郡原岩本村惣代三名
五反田村　〃　三名　署
大道新田　〃　三名　連
蟻川村　〃　三名

注　惣代名を示すと、原岩本村　伊能佐吾七、森田鹿蔵、神保寛五郎。五反田村　高橋孫三郎、斎藤虎松、本多茂市。大道新田　冨沢藤吉、塩野谷金一郎、小渕文衛。蟻川村　原沢安衛、須郷清次郎、綿貫庄平。

そして同日（九月四日）付で同時に新村名を伊参村と仕度きことを上申している。

さて明治の町村合併資料綴（県庁文書）によって、伊参村をみると

一、**合併ヲ要スル理由**（四万村を含む五カ村合併の県案について）四万村地勢ハ五反田村ニ属シ、且ソ交互ニ飛地多シ。尤モ民情ニ至リテハ四万村鉱泉場ハ少シク異常アルモ、他ハ敢テ異ナル所ナシ。故ニ現今ノ二戸長役場所轄区域ヲ合併シテ一村ト為スヲ要ス。

二、**沿革**　各村トモ郡区町村編成法発布以前ハ各独立自治ニシテ、四万村ハ大二十大区六小区、他ノ四ケ村ハ同大区七小区ナリシガ、明治十二年五反田村蟻川村大道新田、原岩本村ノ四ケ村聯合ナリシ。爾来現今ニ至ル迄分離センコトナシ。四万村ハ従来ヨリ他町村ニ合併聯合セシ事ナシ。独

立シテ今日ニ至ル。

三、四　特ニ記載スル事実ナシ

五、**秣場入会地等ノ関係**　共同入会秣場アリ。費用ハ各村負担トス。

六、**学校関係**　四万村ハ第一六一学区ニシテ村内ニ尋常校ノ設ケアリ。原岩本村五反田村蟻川村大道新田ハ第一六二学区ニシテ尋常校ハ五反田原岩本蟻川ノ三ケ村ニ設置アリ。而シテ原岩本本校ヨリ分校ハ大道新田ニ設ケアリ。生徒通学ハイヅレモ便ナリ。経済ハ四万校五反田校蟻川校ハ各村ノ負担ナリ。原岩本校ハ大道新田分校ト共通ナリ。

七、**役場ノ位置**　五ケ村合併スルトキハ現今原岩本校ヲ以テ中央トス。故ニ該村ニ設置スルヲ要ス。

なお「新町村名を選定したる事由」をみると、県案では「四万村ハ大村ナルノミナラズ、鉱泉場アルガ為、其名世ニ著(いちじる)シ。故ニ該村ノ名称ヲ保存セシメント欲シ付シタルナリ」とのべている。しかし原岩本村四ヵ村連合の総代人連署にて、県案通りの四万村を含む五ヵ村連合の新村の名称については、前掲のように「伊参村」を上申している。

今般町村分合之儀ニ付、御諮問ニヨレバ、新村名ハ四万村ト之有リ候処、原岩本村外三ケ村之儀ハ、古来伊参郷ト唱ヒ候縁故之有リ、就テハ新村名ハ伊参村ト仕リ度ク此段連署ヲ以テ上申候也

吾妻郡原岩本村惣代二名、五反田村惣代二名
大道新田惣代二名、蟻川村惣代二名　連署
明治廿一年九月四日
群馬県知事　佐藤与七殿

④　四　万　村

四万村は明治十年前の大小区制時代には第二十大区六小区に属して山田村、折田村、上沢渡村、下沢渡村らと同じ小区仲間であった。明治十一年郡区町村編成法以後において郡内各旧町村は十二年と十七年の二度にわたって旧町村間の連合体をつくり、戸長役場区域を次第に拡大していった。したがって二十二年四月の新町村制施行に伴い、二十一年の町村合併の実施に当っては、すでに十二年以来の町村連合の基盤にたって、合併相手の旧村グループはほぼ出来上っていたといってよかった。ところで四万村の場合には明治十二年以後の連合戸長役場時代には他町村と連合せず独立の一村として継続してきていた。これには四万村が近傍の他町村とちがった性格をもっていたからであろう。

二十二年の新町村成立をひかえて、新町村規模の三〇〇～五〇〇戸基準によると、近接の他町村との合併が課題とされた。四万村は県案によると原岩本村外三ヵ村等と合併することが示されていた。県案による合併理由をみると、「四万村地勢ハ五反田村ニ属シ、且ツ交互ニ飛地多シ」とあって、五反田村とは歴史的に縁故関係があったことが一理由であった。そして「尤モ民情ニ至リテハ四万村鉱泉場ハ少シク異状アルモ、他ハ敢テ異ナル所ナシ」として五反田村らを含む四ヵ村連合（伊参村）との合併案が提示されたのである。これに対して四万村側では、県案には反対して山田村連合（沢田村）への合併希望を奉答している。

明治二十一年四月御公布法第一号町村制実施方法ニ付、今般各村総代人御召集、当合併村数ハ同郡原岩本村、五反田村、大道新田村、並ニ四万村五ヶ村合併之趣、御諮問ニ答フルニ……

右五ヶ村合併ト御指定ニ御座候処、本村ト原岩本村ハ地形ハ連絡スルモ往復ノ便ナク、誠ニ該村ニ至ルハ山路ニシテ冬時積雪ノ際ハ通行容易ナラズ、特ニ四万村ノ不利益ト予想仕リ候。因テ現今ノ山田村聯合ヘ合併ナス時ハ、地形ノ連絡及本村ヨリ中之条ニ至ル県道ニ沿フタル村落故、往復ノ便、且旧制大小区御設置ノ際ハ同区中ニシテ人民ノ交際モ篤ク旁ラ将来ニ於テ至便ト存ジ奉リ候間、右山田村聯合ニ合併仕リ度ク、此段御諮問ニ対シテ謹ンデ奉答仕リ候也。

明治廿一年九月四日

吾妻郡四万村総代人　田村茂三郎
島村五三郎
宮崎徳三郎

群馬県知事　佐藤与三殿

県案と対比して、山田村連合への合併理由をみると、何よりも交通の便、とくに中之条町とつなぐ将来を見通しての道路交通の便益を第一と考えたこと、これに加えて大小区時代の住民間の親交関係などがあげられている。温泉地をひかえてその将来性を考えての意向が、県案の主な理由とされた近世以来の歴史的沿革慣行の重視よりも優先していたといえる。当時の四万村総代人はじめ先人たちの合併選択は、その後の発展にどのような関係をもったろうか。こうして四万村は地元民の意見が受容されて、山田村連合との合併が実現され、明治二十二年四月からは沢田村の一

区域になったのである。

⑤　平村外四カ村連合

県案諮問に対して平村連合の意見（県庁文書）をみると、

諮問案町村分合			同上戸長意見			同上総代人意見		
新町村名	旧町村名	戸数	新町村名	旧町村名	戸数	新町村名	旧町村名	戸数
平尾塚村	平村	一二二	名久田村	平村	一二二	名久田村	平村	一二二
	横尾村	一六二		横尾村	一六二		横尾村	一六二
	赤坂村	九六		赤坂村	九六		赤坂村	九六
	大塚村	一一八		大塚村	一一八		大塚村	一一八
	栃窪村	三四		栃窪村	三四		栃窪村	三四
計	五カ村	五三二	計	五カ村	五三二	計	五カ村	五三二

県諮問案について、この四カ村合併の理由、沿革新村名選定の理由などをみると

一、**合併ヲ要スル理由**　地勢民情ニ於テ故障ナシ。依テ現今戸長役場所轄区域ノ儘合併スルヲ要ス。

二、**沿革**　郡区町村編成法以前ハ各村独立自治ニシテ平、大塚、赤坂ノ三村ハ第二十六区第八小区ニ属シ、横尾栃窪村ハ同区第七小区ニ属セシガ、該法施行後、明治十二年ニ至リテ平村ハ横尾村ト大塚村ハ赤坂村栃窪村ト両連合タリシガ、同十七年七月現今ノ聯合ヲナシタリ。

ついでこの四カ村連合の歴史的にみた三、**境界その他争論**と、四、**秣場入会地ノ関係**については、三「争論モ曽テナク平穏ナリ」、四「横尾村赤坂村ヨリ外二ケ村ノ入会秣場アリ。又同村ヨリ他町村入会秣場アリテ費用ハイヅレモ各町村ノ負担トス」記されている。また現在における、五、**学校ノ関係**

と六、役場ノ位置については、五「第一六三学区ニシテ平、横尾、大塚ニハ三尋常小学校ノ設置アリ。又栃窪村ニ大塚村分校ノ設ケアリテ、赤坂村ハ大塚校ニ属ス。経費ハ各町村共通ニ負担ス。生徒通学ハ横尾赤坂ノ両村ハ聊カ不便ノ場所アレドモ敢テ差支ヘナシ。他ハ皆便ナリ」と。六「現今ノ設置アル平村ハ便利ナリ。将来合併スルモ尚据置ヲ要ス」としている。

このような諸条件による基盤にもとづいて平村外四カ村の合併による新村形成の県案に対して、地元側（総代人戸長）の意見をみると、県案の新町名称の「平尾塚村」を「名久田村」に改正することを上申している。

今般町村合併ニ付、村名之儀ハ名久田村ト改称仕リ度ク候。右村名之儀ニ付テハ該土地近傍ノ人民皆称シテ名久田村ト相唱ヒ候習慣ニ之有リ候。其趣キ古書ニモ相見ヱ候間、此段上申候也

吾妻郡　平村、横尾村、大塚村、赤坂村、栃窪村
各総代人二名ずつ連署

明治廿一年八月廿七日

群馬県知事　佐藤与三殿

名称改正については、県案では「平尾塚村」としたが、これを改めて新しく「名久田村」としている。そして八月二七日付にて各旧村総代人連署をもって次のような合村請願をしている。

今般当平村、横尾村、大塚村、赤坂村、栃窪村ノ五ケ村ヲ合併一村ト成スノ御諮問ニ之有リ候処、右五ケ村ハ従来ヨリ聯合致シ居レリ。地形及民情同一ニシテ向来一村ト相成候ハバ、至極好都合ト思料候間、合村之儀御聞届ケ相成リ度ク連署ヲ以テ此段請願候也

吾妻郡　平村、横尾村、大塚村、赤坂村
栃窪村総代人（各村二名）連署

明治廿一年八月廿七日

なお明治の町村合併の際にも旧村共有財産の処分については問題点が多く、この五カ村連合でも、この件で御伺いをたてている。

今般町村合併ニ付、従来各町村共有財産処分之儀、協議仕リ候処、従来之一村限リ共有負担仕リ可キ様、協議相整ヒ候間、御認可相成リタク、此段御伺ヒ候也。

吾妻郡平村外四カ村惣代人連署

明治廿一年八月廿七日
群馬県知事　佐藤与三殿

注　連署の惣代人名をあげておく。平村　剱持喜兵、清水　由太郎。横尾村　高橋弁次、唐沢甚平。大塚村　奈良茂平次、吉田梅重郎。赤坂村　伊能貞重郎、小林粂次郎。栃窪村　小池斧衛、小池平重郎

4　町村合併の結果

以上、明治二十二年（一八八九）四月からの新町村発足に際して、旧町村連合を一元化するための町村合併の実施過程について、中之条町地域の旧町村（各大字地区）の実態を通じてみてきた。ところで、この町村合併は、いかなる結果をもたらしたか、合併前の旧町村期と合併後の新町村期とを対比しながら、いくつかの点から合併の成果について考察してみることにする。

前にも述べたように、明治以来の町村制の相次ぐ改正は、明治二十年前後になると、自然的な生活共同体としての近世以来の伝統的な旧町村と、新行政制度地区としての旧町村連合（連合戸長役場区域）との間には、すでに放任しえないほどの大きな懸隔が生じていた。近代国家体制の樹立を急ぐ明治政府が近代的地方制度としての新町村成立を二十二年四月を目標にしていた以上、この町村合併は必然的要請として実施された。その実施基準は、前述のように、町村規模（戸数・人口）の拡大合理化により独立自治にたえうる財政力ある新町村を形成することを目標とした。すでに明治新政下の相次ぐ制度変革によって末端の町村では、新戸籍の作成処理、学制の実施、社会救恤等々、新規の機能の増大によって従来の町村規模では対応しきれない状況が累積していた。明治前期の町村では近世以来の旧村政とは全く異質の新しい仕事の処理が年々累増していた。かくて従来の旧町村連合による量的拡大のみの合理化では、新町村政の機能処理は到底不可能となっていた。かかる状勢のもとで、明治十年代後半期になると、新町村制

施行という質的機能の合理化が何よりも不可欠になっていたといえる。こうして明治二十年代冒頭には町村合併による新町村への転換は全く歴史的必然性をもつようになっていた。

(1)　予算上からみた旧町村連合と新町村

中之条町地域の各町村連合と新町村との財政を比較検討したいが、資料を欠くため、新中之条町について、新旧の財政を予算を通じて検討する。明治二十年（旧町村連合期）と二十二年（新町期）の歳入予算額を款項目別に示す第13表により比較してみよう。

第 13 表

収入項目	地租割	営業割	戸数割	小計	雑収入	前年度より繰越高	合計
	円 厘						円 厘
明治二十年	四〇七・一九三	一七六・二四九	一六九・三〇〇	七五三・九四三	三六〇・〇〇〇	二七・八五三	一、〇四〇・七九五
明治二十二年	四一〇・二〇五	三八八・〇五七	四九三・六〇〇	一、二九一・八六二	一七・九八七（一八・三三七）		一、二九九・八四九

注　（　）内収入額は国庫交付金である。二十年の収入額は、歳出額に対して六一円一四銭一厘の収入不足であった。

まず歳入財源を比較すると、新町期二十二年の方が旧町村連合期二十年よりも、地租割、営業割、戸数割のいずれについても多額であった。地租割で二円九八銭八厘、営業割で二一円八〇銭八厘、戸数割で三〇四円一〇銭と合計五三八円九二銭増である。三者を財源でみると、二十二年は二十年に比して、一・七二倍にふえている。

つぎに両年の歳出予算額を支出項目別に示す第14表で比較してみると、（次頁）

新町の行政上の諸機能について歳出の項目と内容からみてゆくと、まず役場費では新町予算が旧連合予算より三・四六倍、会議費は三七・四倍と膨張している。さらに役場費の内訳をみると書記雇員使丁等の増（仕事増）に伴う給料はじめ

需要費、備品費、消耗品費等の増大によっているが、これらはいずれも新町のもとの諸機能の増加による支出の膨張である（町誌第一巻、八三二頁、第6～3表参照）。

第14表

支出項目	役場費	会議費	土木費	教育費	雑支出その他	予備費	合計
	円　厘	円	円	円	円	円	円　厘
明治二十年	三〇一・〇八〇 （一九・五%）	六・二五四 （〇・六〇%）	—	八二九・四五〇 （二〇・〇%）	—		一、〇四七・七三一
明治二十二年	六九八・一六 （五五・〇%）	三三三・六〇〇 （一八・四%）	二三・〇〇〇 （〇・九五%）		三五五・六〇〇	三〇・〇〇〇	一、二六九・八一六

注　二十二年には教育費の記入がない。

以上、旧連合期（二十年）と新町期（二十二年）の歳入歳出予算の構成及び実額内容を比較すると、新町予算の方が増大する町政の諸機能に応じて歳出内容の多種目化と実額の膨脹、さらにその支出財源にあてる収入財源額の膨脹がみられた。なお当予算の提出された新町の初町会において、歳入財源として新たに所得税割が附加されたり、また特別町税（町村制五十条による）が設定されていることも注目される。すなわち新町村制下では膨脹する町村政機能に対処して収入税源の領域が拡張されていた（町誌第一巻八三三頁）。

注　参考資料として全国的にみた旧町村期と新町村期（二十二年）との歳出決算中の主な費目について、その総額に対する比率を次表に示しておく。（次頁）

この表によって合併新町村では、旧町村期にくらべて、土木、教育、衛生費などの比率がさがって、役場費の比重が著しくたかくなっている。

主な歳出費目	明治12年	〃 16年	〃 17年	〃 20年	〃 21年	〃 22年
土木費	三六%	三一%	二五%	二七%	二六%	二四%
教育費	三〇	三九	四七	三六	三五	三二
戸長役場費	一五	一五	一六	二三	二四	三五
衛生費	三	四	四	四	四	二

（資料）　亀卦川浩「明治地方自治制度の成立過程」72頁より

つぎに明治の合併中之条町について明治後期における歳出経常費（決算）の主な費目についての変遷を左表に掲げておく。

年度	役場費	土木費	教育費	衛生費	勧業費	歳出経常費総計
明治22年	七〇三、八八六円 （九二、五%）	—	—	—	—	七六一、三四六円 （一〇〇、〇%）
〃 25年	七七一、一七五 （四三、〇）	九五、〇五五 （五、三）	八一七、一三五 （四五、六）	—	二、一一九 （〇、一）	一七九二、九九三 （一〇〇、〇）
〃 28年	八三三、一四一 （三七、一）	二二四、四〇八 （一〇、〇）	八一八、五六五 （三六、六）	八、三六五 （〇、四）	二五、〇〇〇 （一、一）	二二三七、九八四 （一〇〇、〇）

〃 30年	一〇四七、一二三（二一〇、八%）	二二七、一七四（四、五）	二六一二、四二九（五一、八）	三九三、九八六（七、八）	二五、〇〇〇（〇、五）	五〇四四、九二六（一〇〇、〇）
〃 35年	一五二〇、六八五（一八、一）	三四一、八三五（四、一）	三五三四、二八五（四二、一）	七七九、二五九（九、三）	—	八三九四、二二五（一〇〇、〇）
〃 38年	一六一九、四〇六（一九、三）	三二〇、三五〇（三、八）	三七七九、八四九（四五、〇）	二〇三、二一七（二、四）	—	八四〇七、一六二（一〇〇、〇）
〃 40年	一七八八、〇四九（二二、〇）	一一三六、九三九（七、六）	四七五八、九五一（三一、九）	一九八、六八五（一、三）	—	一四九三〇、三四一（一〇〇、〇）
〃 42年	一九七七、八七一（二四、八）	一〇三〇、五四〇（七、七）	五二五九、一七六（三九、三）	八三三、〇六〇（六、二）	—	一三三八一、四九〇（一〇〇、〇）

（明治四三年中之条郷土誌の歳出決算表による。表の左欄の数字は%を示す）

(2)　町村自治の担当者

旧町村と対比して合併町村では、国の強い要請に即応して新しい町村自治を担当する人材の整備が第一に課題となった。明治二十二年六月の「町村制施行ノ状況報告書」（群馬県文書課蔵）によると、県内の町村長助役には概ね資産名望を有する其の地方相当の人物が就任していること、有力者が無給で名誉職を担当していることがわかる。わが

四カ町村の場合にも、初代の町村長には経歴年令の重味をもち、家柄資産ともに第一級の有力人物が就任している。ただ役場書記の選任には苦労したようであった。特に中之条町以外の三村では新村の自治行政事務を直接担当する人材を見出すのには大変苦労している（中之条町誌第一巻八二二～八二四頁）。新町村制の実施状況をみると、群馬県などは全国的には順調の方であったというが、それでも新制下の町村役場は従前の戸長役場に比較すると其運営が幾分渋滞したということが、県内の郡長巡視報告にみえている（明治二十三年二月）。新町村の行政は在来の戸長期の行政に比すると、煩雑繁忙であり、そのため病気其他で退職者も相次いだが、その後任はどこでも中々に得られなかったようである（群馬県庁蔵、明治二十三年「町村実施後の概略」）。わが伊参村名久田村の場合にもこのことが現われていた。

さらに先にあげた新町村の鼎（かなえ）の軽重が問われる予算編成は非常に困難な作業であった。中之条町の明治二十二年度の予算づくりがこれを実証していた（中之条町誌第一巻八三〇～八三三頁）。当時の町村行政の大半は国の委任事務が多かっただけに専門的行政能力を必要とした当該事務を名誉職の有力者に求めることは所詮無理な状況であった。

(3)　合併町村の課題

合併町村として明治二十二年に発足した新町村は、自然発生的な長い歴史的伝統をもつ旧町村を包含して、上からの行財政上の要請にもとづいて人為的に成立させたものであった。新町村（行政町村）と旧町村（大字、自然村）とでは、その性格を異にするもので、両者は発足後長い間にわたって中々融合しえなかった。とくに地域住民にとっては、新町村は従来の旧町村（大字・自然村）に比して、親近性のない縁遠いものとさえ感受されていた。この新町村のもつ二重的性格の克服には、明治政府は中央集権的な近代国家形成のうえから、新町村発足当初から細心の注意をはらいつつ種々努力したところであったが、この施策に本格的に着手したのは、新町村が二十年をへた明治四十

年代から大正前期にかけての時期であった。すなわち発足後二十年間をへて漸く新町村もその財政的基盤が強化されてきたこと、明治国家も明治二、三十年代の産業資本の急速な発達によって近代国家の政治経済体制が確立してきたことによって、旧町村から新町村への本格的転換の諸施策が実施されたのである。合併当初からの懸案であった①部落（旧町村）有林野の新町村への統一、②旧町村の氏神の合併、③旧村の「村」という名称の削除など、地域住民のもつ伝統的旧村への意識の根源をたちきる諸施策が着手されたのである。これと併せて明治前期に発足した旧町村内の学校を新町村単位に統合する施策もこの時期に併せて実施された。なお明治四十年前後からは新町村の強化を目標とした地方改良運動はじめ、新町村単位の農会や産業組合づくりの積極的施策が相次ぎ打ちだされていたのである。

①　旧町村財産の新町村への統合　山村地帯に所在するわが四ヵ町村では、旧町村期からの部落有財産としての共有林野は地域住民にとっては生産生活上から利害関係の大きい問題であった。一般に部落共有林野は明治後には、租税負担の加重を怖れて官有地に編入されたり、またこれを有力者たちの個人有ないし、有力者を代表人名儀とする共有地として登記するものが続出した。かくて明治以後には部落共有地は一般に激減したが、明治二十二年（一八八九）の新町村制施行の際には、旧町村の合併を円滑に実施するために、この部落有林野の問題には全くふれなかった。合併した新町村の強化確立のためには、早晩この問題の解決に着手する必要のあった明治政府は、明治四十二年（一九〇九）になって内務・農商務両省によって部落有林野の統一がうちだされた。その理由をみると

(i)荒廃した部落有林野を復旧し国富を増進する。また森林荒廃にもとづく洪水を防止して国土を保護する。(ii)新町村制による自治団体を発達させんためには、……町村共有財産の収入によりて村民の負担を軽減し、以て町村財政の基礎を強固ならめる必要がある。(iii)部落が共有財産を所有し、部落的に割拠すれば新町村制の発展を阻害する。此の阻害の根柢をなす部落有財産を町村に統一することが必要である。

四十二年内務農商務両次官の連名で地方長官宛の通牒を発し、さらに補助金を交付して統一を勧奨実行させた。しかしこの施策は、長い旧町村に根ざす伝統的慣行で、新町村二十年をへた当時においても、なお至る所で幾多の障害に遭遇して統一事業は十分な進捗をみなかった。それ以後もこの事業は続行されて昭和九年（一九三四）になってやっと統一実現をみるに至った。しかし部落有林野は地元住民、とくに中小農家にとっては長い間の近隣共助の経済的生存の根源となっていたものだったので、当時この事業の強行は多くの抵抗をうけつつ実施され、その結果は地元の多数中小農家の経済を著しく衰頽させたといってよい。

わが四ヵ町村の場合をみると、新町村発足当時の各町村の基本財産関係の諸条例の改正はじめ新町村整備のための各種の条例規程が、明治四十年代から大正前期にかけて修正整備されている。詳細は町誌第一巻の明治後期と大正期の通史編の町村政の項で述べておいた（八五五～八五八頁、一〇七八頁）。その一部を伊参村の大正五年（一九一六）事務報告書でみると、（町誌第一巻、一〇七八頁参照）。

> 数年来難問題トシテ村民憂慮ノ内ニアリシ部落有財産統一ノ件モ、二月全部村基本財産ニ統一セラルルヲ見タルハ、村基本財産利殖上誠ニ慶賀スベキ現象ナリトス。林有林（大字五反田字嵩山四七〇三番ノ一、総面積八町歩余）御即位大礼記念事業トシテ計画シタル造林経営事業ハ四月ソノ実施ニ着手スルニ至レリ。

とあるように、この時期に新町村に統一されたものが多かった。

②旧町村の氏神の合併　明治以前においては部落の氏神は旧町村民にとって長く精神的結合の表象であった。明治の新政下では、これら神社の維持管理は地元住民にとっては多大な負担となり、自然と神社の荒廃も甚だしく明治政府はその対策として早くから氏神社の合併を企図した。明治十年前にすでに第一次氏神統合を実施したが、当時はまだ極めて不十分であった。新町村成立以後、その基盤確立のため第二次の統合を必要としたが、これを新町村が漸次

整備されてきた明治三十九年（一九〇六）八月内務省神社局長宗教局長の連名によって、氏神を村社に合併し、一村一社にするように奨励している。しかしこの旧町村の氏神については、地元民にとっては長い間にわたる歴史的慣行による心の拠点となっていたものだけに、維新以来の懸案だったこの廃社統合は部落共有財産の統合以上に難問題であった。わが四カ町村でも、明治四〇～四三年にわたって各町村で一応実施されたが、決して円滑に行われたわけではなかった。表だった騒動こそなかったが、どこでも地元住民の不満は大きかったといわれている。地元住民の心情と不一致のままで強行された傾向のあったこの施策はとかく行きすぎがあったため、四十三年には内務大臣平田東助は、「神社合併には由来と維持方法を考え、慎重な調査を遂げたる上になし、軽々なすべからず」との通牒を発しているし、大正七年（一九一八）五月にも内務大臣水野錬太郎が重ねて、更に一層慎重に行うべきことを命じている。なおわが各町村のこの時期の神社合併については、第一巻の通史編の町村政の項で詳述しておいたので参照されたい（八六〇～八六二頁）。

③　旧村の「村」という名称の削除　部落有林野や旧町村の氏神等の合併とともに、旧町村の新町村への転換の仕上げとして、大正期に入って、六年（一九一七）六月、ついに新町村発足後も引続いて大字地区として旧村名が村を附したまま新町村名のもとで生存しつづけてきた大字のもとの村という名称を、新町村成立後約三十年へて漸く削除する通達が発せられたのである。これに対する地元住民側には、なお不満意識のあったことはいうまでもない。

このようにして国の施策上からの新町村への精神的な基盤育成が、明治末期～大正前期にかけて着々実施されていったが、この旧村意識の根絶は、戦前戦後を通じて現になお決して完遂されたとはいえない。日本の旧町（自然村）の社会に根ざす「共同体」としての社会のしくみは、村の「家」とともに日本の民族社会の性格とも深くかかわるものであって、「家」と「村」の歴史の項（第三巻）で詳しく述べることにしている。

九　戦後昭和の町村合併

1　戦後昭和の町村合併の契機とその進展

(1)　シャウプ使節団の勧告と町村合併促進法の施行

昭和三十年四月十五日、中之条町、沢田村、伊参村、名久田村の一町三ヵ村が合併して新しく現中之条町を誕生させた戦後昭和の合併は、明治二十二年四月の市制、町村制の施行に先立って断行された明治の町村合併から六十六年の歳月を経て行なわれたもので、経済状勢、社会状態、行政機構その他に多くの差異があり、その合併成立過程を比較検討すればそこに甚だしい時代の推移が看取される。

地方自治の基盤を強化しその組織、運営を合理的かつ能率的にして地方自治の本旨の実現を目途とする昭和の合併の契機は、昭和二十四年八月に行なわれた税制改革に関するアメリカのシャウプ使節団の勧告にはじまる。すなわち、この勧告は行政事務の再配分に関連して町村規模の合理化の問題も包含しているので政府にその推進措置を促し行政規模の拡大――町村合併を全国的に促進する機運を高める示唆となった。

シャウプ博士を団長とする日本税制調査使節団一行は、昭和二十四年五月から三ヵ月間、わが国の行財政制度のほとんど全部にわたり調査した結果、画期的な変革を行なうよう勧告をした。この使節団の直接の意図は経済九原則（いわゆるドッチライン）によって日本財政の健全化を実現するためなのであるが、それには地方自治制度の改革が

密接不可分の関係にあるので、国と地方自治体との間の行政事務配分についても勧告が行なわれたのである。政府はこの勧告にもとづいて、国と地方自治体の行政事務の再配分についてその全領域にわたって調査を行なうとともにその促進機関の設置が必要とされ、昭和二十四年十月十二日の閣議で地方行政調査委員会設置法案を決定し、この法案は同年十二月二十四日、第六回国会を通過してその公布をみたのである。この地方行政調査委員会は発足してから約一年間調査や審議を重ね、政府と衆参両院に昭和二十五年十二月二十二日と同二十六年九月二十二日の二回、わが国の行政制度発達史上極めて重要な意義をもつ行政事務再配分についての勧告を行なったが、この勧告はシャウプ勧告にもとづき、①行政責任の明確化、②能率、③地方公共団体の優先、特に市町村優先の三原則を明示したのである。そしてこの勧告が市町村規模の適正化（町村合併）に理念的根拠をあたえ、合併についての政府構想の基調となり、町村合併促進の原動力となったのである。行政事務再配分の方針が行政事務の合理的、能率的処理という観点から前述したように府県よりも市町村が優先され強力な市町村をつくることを目途とし、町村の規模について一応の標準を提示していることに注目しなければならない。

昭和二十七年八月、地方自治法の一部が改正され、それによって町村合併推進への法的措置が講ぜられ、なお、昭和二十八年九月一日法律第二百五十八号をもって町村合併促進法が公布された。この町村合併促進法は昭和二十八年十月一日から施行され、町村合併に関する政府の方針と、同法を施行するにあたり留意すべき事項について、昭和二十八年十月五日附の自乙第七二五号で自治庁次長から都道府県知事宛に『町村合併促進法施行に関する件通知』として通達があった。これが昭和二十八年十月十七日附地第六八六号群馬県総務部長名で県内各市町村長と地方事務所長宛に同法の趣旨を住民全般に周知徹底を期せられるとともに、その目的達成に強力なる御指導と御尽力を願いたいという通達があり、これが吾妻郡内の各町村役場へとどいたのは、同年十月二十九日であった。自治庁次長の通達の要

旨は左のとおりであった。

去る九月一日法律第二五八号として公布された町村合併促進法は十月一日から施行されることになり同法施行令は政令第三二二号として本日公布即日施行されることになった。

町村合併により弱小町村を解消し町村規模の適正化を図ることは、地方自治の基盤を強化し地方行政を簡素合理化する基本であるのみでなく、国政全般の合理的能率的運営に寄与するところが多いのであって、政府は去る九月十一日の閣議において町村合併促進法の施行を機とし今後三年間に概ね現在の町村数を三分の一とすることを目途として強力にその推進に当る方針を決定、これがため関係各省庁、地方公共団体の代表者及び学識経験者をもって組織する町村合併推進本部を内閣に設け町村合併に関する基本方針及び基本計画を定め、この画期的な大事業を推進することとなった。同法の施行その他町村合併の実施上の諸般の措置については、各都道府県における関係各機関の積極的協力にまつところが頗る多いのであって、全国的な町村の再編成の歴史的事業の成就は、帰するところ関係町村の自主的発意によらなければならないが、それは各都道府県を単位とする町村合併促進体制の整備と町村合併の機運の醸成のいかんにかかわるものと存ぜらる。ついては同法の施行にあたり左記事項に御留意の上、町村合併の促進に関し格別の御尽力をお願いしたく、なお、管下市町村はもとより、ひろく住民全般に対して同法の趣旨の周知徹底を期し挙げてその目的の達成に努めるよう御指導相成りたい。

なお通達は、第一、総則に関する事項、第二、他の法律の特例に関する事項、第三、町村の合併及び新市町村建設計画の実施に関する事項、第四、町村の合併及び新市町村建設計画の実施促進に関する事項、の四項に分れて主要な留意事項を指示している。そのうち、第一、総則に関する事項の一部だけを示しておく。

一、この法律は小規模町村が相互間の合併又は他町村への編入により町村の規模を適正化することを積極的に促進して町村の組織運営を合理的且つ能率的にし、もって住民の福祉を増進し、地方自治の本旨の実現に資しようとするものであって、そのため行財政の両面にわたり特別的措置を講じ町村合併に伴うあらゆる障害を除去するとともに、あわせて関係町村の自主的な合併をすすめるために、国及び都道府県が積極的に援助、助言、又は指導を行うことを定めるものであると前提し、六項にわたり町村合併の指針を明示している。

第二の他の法律の特例に関する事項は省略して第三の町村の合併及び新町村建設計画の実施に関する事項の一部を抜萃してみる。

一、町村の合併実施で最も肝要のことは住民のすべてがよく町村の現在及び将来を察し、町村合併の意義及び目的を理解するよう都道府県及び市町村の関係機関はもとより公共的団体の協力を得てその啓発に務めることにあると思われるので、これについては格別の配慮を願い町村の合併についての正しい理解と納得とを全住民から得られるようにされたいことと通達されている。

(2)　町村合併の勧奨通達と各町村の動き

この通達をうけた県下の大部分の町村は現在のような小さな町や村では近い将来に行政的にも財政的にも行詰りは不可避である。大同団結して大きな力をもつ町村にならなければ、これからの時勢には到底対応できないという自覚は十分もっていても、町村の大小、戸数、人口の多少、財政規模にも相違があり、担税力の多寡、村柄、人柄、慣習、生活事情などの異なるいくつもの村や町が合併して、はたして今後円滑に行政の業績を挙げ得られるかどうか、という不安にとらわれて、いずれも躊躇逡巡せざるを得ないような実情にあったことは否めない事実であった。

(3)　町村合併推進協議会の結成――上からの勧奨――

時の吾妻地方事務所長清水定雄が郡内各町村によびかけて、町村長、町村議会議長を町村合併推進協議会委員に委嘱し、町村合併推進協議会の会長一名、副会長二名の互選と合併推進啓蒙運動計画樹立のため、第一回の委員会を吾妻地方事務所に開催したのは昭和二十八年十一月十六日であった。

吾妻郡町村合併推進協議会長名で郡内各町村の郡推進協議会委員、町村会議員によびかけ、町村合併推進に関する説明会を吾妻郡の東部西部に分け、岩島村を除く東部九ヵ村を十一月二十七日、岩島村を含めた西部五ヵ町村を翌二

十八日に吾妻地方事務所に招集して説明会を開催した。このような合併推進協議会には出席したものの吾妻郡内各町村とも前途の見極め容易ならず、態度も明確にうちだせぬうちに県側の事務は一方的に進み、昭和二十八年十一月十一日県総務部長名で、市町村長、地方事務所長宛に町村合併の基本調査ともいうべき各町村毎の財産調（大・中・小の三分類に区分）、同年十一月十七日には職員調（分類は四区分で、市町村長及び補助職員、市町村長の附属機関職にあるもの及びその事務局職員、市町村の長以外の執行機関の職にある者及びその事務局職員、議会議員及び事務局職員）の照会があった。この調査内容は極めて複雑で財産評価などもその算定が容易でなかったが、それでも提出期限までには所定の調査を完了し群馬県総務部長宛回答書類を吾妻地方事務所へ提出したが、これらが町村合併計画県試案作製の重要資料となった。

2　町村合併県試案の提示

昭和二十八年十二月十七日、群馬県総務部長名で県内各市町村へ左のような合併計画試案が通達された。この文書を収受したいずれの町村も時季が多忙な年末であり、合併県試案という重要文書でも内々に検討してみるのが精一杯で、合併内示相手の町村の動き、出方を静観していたのでもあろうか、これといった表面的な動きはみられなかった。

(1)　町村合併計画試案について

県通達文書
地第七六五号
昭和二十八年十二月十二日

群馬県　総務部長

市町村長殿

町村合併の促進については十月十七日附地第六八六号通知の趣旨によって御配慮中のことと存ずるも今後一層具体的にその促進を図る目途をもって左記により『群馬県町村合併計

画試案』を策定したので別冊の通り送付するから町村合併のもつ意義の重要性にかんがみこの試案の企図する処を貴管下一般に周知し積極的に町村合併を促進しその目的を達成するよう御配慮願いたい。

県試案立案意図は、①人口八千未満の町村の絶無を期したこと、②人口八千以上の人口を有する標準規模の町村についても、できる限り規模の増大を図ったことが追記されていた。この県通達で提示された**中之条町**プロックについての町村合併計画試案を次表に示す。

新町村番号	同上人口	面積(平方粁)	合併関係町村 町村名	人口	面積(平方粁)	備考
27	二八、二三一	三〇〇、九	中之条町	九、一八五	一三、一	上記の五ヵ町村は俗にいう川北五ヵ町村
			高山村	四、九六五	六四、二	
			名久田村	三、七一三	二七、六	
			伊参村	三、二二三	三〇、五	
			沢田村	七、一四五	一六五、五	

県試案による吾妻郡内の他町村は、原町、東、太田、岩島、坂上の吾妻川南所在の五ヵ町村が一ブロック、これに中之条ブロックを併せた十ヵ町村が、吾妻東部十ヵ町村と古来から呼称されていた。長野原、六合、草津、嬬恋の吾妻郡西部所在の四ヵ町村が一ブロックであった。

(2)　町村合併計画要領

なお県通達中の「町村合併計画要領」について、その主要項目を列挙しておく。

(一)　法第三条の規定によれば、町村の標準人口は八千以上とされているが、行政能力をなるべく向上発揮する見地から具

体的実情に応じてできるだけ規模を大きくするよう適切なる計画を作製するものとする。町村人口八千人以上を上廻っている場合においても他の弱小を解消するとともに、その行政財政力の一層の充実発展を図るために適当と認められる以上はその合併を促進すること。

(二)　町村の合併は単に個々の町村の個別的利害にとらわれることなく全町村について総合的に広く国及び府県全体の立場から考慮して全般的に均衡のとれた町村規模の適正化を図るべきであって、いやしくも、一、二弱小町村が取り残されている等自治行政の将来に禍根を残すことがないよう留意すること

(三)、(四)　略

(五)　**町村の合併計画は概ね次に掲げる事情を考慮して作製すること**

①　関係町村間に地勢、交通、産業等の相互関係が深く自然的及び経済的基盤の一体性が認められ得ること

②　関係町村間に各町村の住民の人情、風俗、習慣等が類似し、又は特に著しい相違がなく将来一の共同社会として自治意識を醸成することができるものであること

③　地方の総合開発計画、都市計画等を充分に勘案し、その方針に照応して町村の合併計画を定めること

④　全部事務組合、又は役場事務組合を組織している町村間にあってはその組織町村の合併を図ること

⑤　小中学校、病院、漁港、警察、国民健康保険、水道その他の公営企業等について一部事務組合を組織している町村間にあっては特別の事情のない限りその組織町村のすべての合併を図ること

⑥　地方自治法に定める協議会を設置し或は機関の共同設備を行っている町村間にあっては、できるだけ関係町村の合併を図ること

⑦　児童の教育事務その他の事務の委託関係にある町村にあっては特別の事情のない限りその合併又は境界変更を図ること。

⑧　水道、バス事業、病院、墓地、火葬場等のいわゆる営造物の区域外設置の関係にある町村間にあっては特別の事情のない限りその合併を図ること

⑨、⑩　(略)

(六)　合併後の新町村名については、なるべくわかり易く読みちがいのないように留意すること。なお、旧町村名はなるべく町名、または大字名として残すこと

(七)　町村の合併に際しては関係町村は未収の債権を徴収し未払の債務を弁償する等新町村に引継ぐ事務を誠実に処理し新町村の発足に支障のないようにすること。なお町村の合併を見越して不相応な事業を計画実施し、債務を残すようなことは厳に慎しむべきこと。

(八)　関係町村はその財産営造物等すべて新町に引きついで新

町村の維持発展を図るものとし、いやしくも町村合併の際、これ等を処分することのないようにすること。なお特別の事情があってこれを新町に引き継ぐことが適当でないと認められるときは特に旧町村の区域をもって財産区を設けること。

(ﾊ) 関係町村の区域内の公共的団体は努めて統合するものとし、新町村の一体性をすみやかに確立するものとする。農業協同組合については同組合が農業経済機関としての機能を充分に果し得るよう可能な限り合併を行うこととし、合併不可能の場合においては連絡組織を結成すること。

(ﾛ) 市街地と農村地帯が合併するような場合においては、そのために農村の振興発展が阻害されることのないよう適切な配慮を加えるものとする。

(3) 町村合併促進の広報宣伝実施の必要性とその方法

さらに町村合併促進についての広報宣伝に関する件を通達しているが、これについても附記しておく。

町村の合併は関係住民の自主的総意に基いて行わるべきことはいうまでもないが、今回の町村合併が市制、町村制施行に際しての町村大合併に比すべき国家的事業であるからその所期の目的を達成するためには単に町村の自発的意思の自然的な盛りあがりを俟つに止らず、積極的に町村合併の気運を醸成するため広報宣伝を活発に行う必要があると前提し、町村については、各町村は直接住民に対し具体的に当該町村の発展のために町村合併が必要であることを認識させなければならない。そのためには、部落座談会、懇談会の開催、公民館の活用その他を考慮し、その主眼点とすべき事項として、町村合併促進の必要性、町村合併の歴史的意義、町村合併基本計画、町村合併の利点の四項をあげ、合併は町村の行政能力の充実により一層住民の福祉向上が図れる、財政力が強大となるから財政運営の弾力性が増大する、消費的経費が節減され、投資的経費の占める比率が著しく増大する、施設の統合整備によって資金を効率的に使用し施設経営の合理化と施設の高度化を図ることができ又、事業の集中的実施が可能となり、相当程度の事業が独自力で行い得るなど十三種目にわたって詳細な説明が加えられてあった。

3　吾妻地方事務所を中心とした町村合併促進と啓蒙運動

(1) 県試案提示後の吾妻郡町村合併推進協議会の動き

昭和二十九年一月六日午前十時から吾妻地方事務所に吾妻郡町村合併推進協議会が開催された。当日の議案は次の五項目だった。①町村合併計画試案について、②合併先進町村の実績視察について、③町村合併推進協議会の経費について、④町村合併促進順序について、⑤その他

先進合併町村の実績視察は、町村事情などが吾妻郡に近似適合するようなところを検討したが、近いところに適当と認められるところがないので、新潟県刈羽郡小国町と長野県更級郡篠の井町の二ヵ所を視察することに決定した。吾妻郡内十四ヵ町村を二班に分け、中之条町ブロックは六合村、嬬恋村の二ヵ村とともに第一班に所属、昭和二十九年一月二十五日視察に参加した、第二班の出向は一月二十七日だった。この視察で見聞した事項を研究課題にして左のような研究会を開催、隔意のない意見交換を行ない、今後の合併促進方法について協議検討した。

日時	場所	出席範囲
二月三日　午前十時	吾妻地方事務所	中之条町、沢田村、伊参村、名久田村、高山村
二月四日　午前十時	仝	東村、太田村、原町、岩島村、坂上村
二月六日　午前十時	長野原町役場	長野原町、嬬恋村、草津町、六合村

(2)　町村合併座談会の開催

吾妻郡町村合併推進協議会の研究会で郡内全町村が合併についての座談会を開催し、その啓蒙指導を行うとともに合併についての町村内居住者の意向打診をすることにした。

記録文書によると明治の合併でも地域居住者の合併に対する賛成か否かの意向の確認ということを特に重要視した

ようであるが、直接関係者であるその町村居住者の意見が那辺にあるかということの調査こそ合併実施意志決定にあたっての先決要件であり、この各町村別座談会の開催申し合わせは、合併への一歩前進ともいうべきことであった。ここで各町村別合併座談会開催日程とその開催場所、参集者の範囲を次にあげておく。

町村名	開催日時		参集の範囲
	月日	時間	
中之条町	二月八日	午前　九時	町村議会議員 区長区長代理者連絡員
東村	二月十一日	仝	戸主会長 農業委員
太田村	仝	午後　一時	中小学校長 選挙管理委員
原町	二月十一日	午前　九時	消防団長、副団長、分団長 公安委員
岩島村	二月十三日	仝	農業協同組合長 森林組合長
坂上村	二月十一日	午後　一時	民生委員 公平委員
長野原町	二月十八日	午前　九時	農業実行組合長 養蚕実行組合長
嬬恋村	二月十九日	仝	衛生組合長 婦人会幹部
草津村	二月十七日	午前　九時	青年団幹部
六合村	二月十六日	仝	
沢田村	二月十日	仝	
伊参村	二月八日	午後　一時	

名久田村	二月九日	午前　九時	その他必要と認めるもの
高山村	二月九日	午後　一時	

こうした催しが再々各所で開かれるようになり、合併の気運が徐々ではあるが動きだしたのが感知できるようになった。

県庁や、地方事務所の啓蒙運動も逐次活発となり、吾妻郡町村合併推進協議会が郡内の各町村へ配布した町村合併参考資料と題した印刷物は次のようなものであった。

郡内各町村別の①人口面積、②生産高、③教育文化施設公営企業消防関係調、④業態別人口、⑤町村別一般会計歳入歳出科目別決算額調、⑥基本財産調の六項であった。これは、合併事務推進上、頗る便宜を供与した。また、『町村合併断行の機至る!!（群馬県地方課試案）』と題した印刷物も、1町村合併の必要性、2町村の適正規模、3町村合併の効果、4合併上の諸問題、5町村合併の手続、(1)町村合併促進協議会の設置、(2)基本調査、(3)住民に対する周知と合併条件の協定、(4)議決と申請

を示す内容で、町村合併についての必要事項を網羅した参考指針であった。

昭和二十九年一月九日地第十三号、群馬県総務部長通達で、町村合併基本方針、町村合併促進の広報宣伝実施計画、町村合併促進の啓蒙宣伝に当っての主眼とすべき事項及び新市町村建設計画取扱要領が決定されたこと、また、町村合併推進本部で、町村合併基本方針が審議されたとき、その方針にあわせて、『集配郵便区域および電信電話区域変更について、町村合併に際してはなるべく速かに新町村の区域と、集配郵便局の区域及び通話区域とを一致させるものとすること』となったことが了解事項とされたことが通知された。

(3)　町村合併会議の進展――二十九年四月～九月――

昭和二十九年四月、新年度に入ると、各町村の合併についての動きが活発となり、合併推進の中心となっている合併推進協議会では県試案によるブロック別の協議会を屢々開催するようになった。これを次の一覧表に示しておく。

日時	会合場所	参集町村	参集者	摘要
四月十一日 午前　十時	吾妻地方事務所	中之条町、沢田村、伊参村、名久田村、高山村	町村長、町村議会議長、農業委員会委員長、消防団長、農業協同組合長	
四月二十日 午前　十時	中之条町役場	同	右と同じ外に合併事務担当者	町村合併推進協議会事務局中之条町長福田豊三郎名招集
六月十二日 午前　十時	同	同	同	
八月十二日 午前　九時	同	同	同	
八月二十一日 午前　十時	吾妻地方事務所	吾妻郡内全町村	助役と庶務主任	
九月十六日 午前九時三十分	中之条町役場	中之条町、沢田村、伊参村、名久田村、高山村	町村長、町村議会議長、農協組合長、農業委員会委員長、消防団長、合併事務担当者	

この九月十六日の会議で、高山村代表から、県試案に基く、川北五ヵ町村の合併を実現すべく、何回も協議会などを開催、村内の意志統一に努力したにもかかわらず、今日に及んでも合併に対する村内の意見が未だに一致をみず、当分のところ、合併に同一歩調をとること不可能なる旨が陳述された。四ヵ町村協議の結果、高山村の合併離脱を確

認した。

4　高山村の合併離脱と中之条町外三カ村の合併進展

(1)　地元町村民の合併についての諸意向

中之条町内には県試案にあきたらず自治庁では町村の合併は事情の許す限り大きく広くという方針なのだから、川北五カ町村などという小規模でなく、東部十カ町村が合併してはどうかという意見と、県試案の川北五カ町村でも合併となると簡単なことではないのに東部十カ町村合併とは少し無謀ではないか、地形を考慮し、村柄などからみても合併してうまくやってゆけそうに考えられる川北五カ町村と太田村、東村の川南二カ村を加えた七カ町村の合併が望ましいという二つの意見があり、特に後者は、太田村とは或る程度の話し合いを進めたようであるが、太田村に隣接する東村は、吾妻川を隔てて対岸に所在する小野上村との合併を希望するという意向が村内に伏在する等の事情から七カ町村合併に賛成という積極的な意思表明もなく、十カ町村説も七カ町村説も終息を告げたのである。十カ町村合併支持派の事情に明るい、町の商工会員で、また、みどり会の会員でもある**吉原仁三郎**は当時を追憶して左のように語っている。

> **川北五カ町市合併**という県試案が提示されたころ、商工会の役員や、みどり会（町政にも関心をもち、時々集って意見交換などしている壮年の会）を中心に、町村合併の利害得失が盛んに論議された。商工会役員やみどり会員の多くは合併の委員ではないので、その発言はフリーで責任がないから発想は自由でユニークなものだった。当初は県試案の川北五カ町村の可否だったが、**吾妻東部十カ町村の合併**がよいとの意見がだんだん強くなった。その理由を要約すると、①町作りの面からみて、中之条町と原町を中心にして、これを農村部が囲饒するという地形の優秀性があること。②同一の町なら、従来困難視されていた道路橋梁改修等も支障なく実施でき、一般交通上の利便多大であること。③広域にわたるの

で、文教地区、住宅地区、商業地区、工業地区等目的別用地の区分、配分等、都市計画的構想立案も可能であること。③子持―佐賀良―稲包―四万―沢渡―暮坂―岩櫃―薬師―鳩の湯―榛名―伊香保を結ぶ広域観光圏の活目すべき将来性があること。⑤行政、産業、金融、福祉関係機関、諸団体の有機的統合に有利であること、⑥新市制誕生という行政的優位性があること等があげられた。結局、十ヵ町村合併案が県試案より秀れているとの結論で、この実現のため、その推進役を町の元老である伊能八平に頼もうと申入れをしたところ、伊能八平は勿論これに賛成で、早速、太田村方面の意向打診に着手したところ、賛成者が多かったが、各地とも、この交渉がもう少し早かったら成功したかもしれないが、手の打ちようが少し遅かったので不可能になってしまった

(2)　高山村の県試案合併離脱

県試案である川北五ヵ町村の中でも高山村は、大字中山と大字尻高は各々その意見を異にし、尻高側には県試案に賛成者が多く、これに反し中山側は合併そのものに反対の意向が強いというような状勢にあった。一部には中之条町などよりはむしろ沼田へ合併すべきだというような説も流布されていたようにきいている。

高山村には広大な村有林（主として官行造林地）があり、町村合併によってこうした林野の帰属、分収金等が果してどうなるかを憂慮し、合併などしたら、それこそ今日までの努力が無にも等しくなり、多大の不利を招来するのは必然だと、村の将来について痛く不安を感じている点（勿論そればかりではないが）などもこうした意見の対立をみた一因だったと思う。

(3)　合併推進協議会委員の委嘱

昭和二十九年の新年度にはいると、町村合併促進は一段と進展をみせ、各町村で合併推進協議会委員を委嘱するようになった。この委員の構成は、町村長、町村議会議長、町村議会議員、農業協同組合長、農業委員会委員長、教育委員会委員長、教育長、消防団長、戸主会長、婦人会長、婦人会役員、青年団長、青年団役員、学識経験者、行政区

長、その他で、これ等の人々は合併促進の第一線に立って目的達成のため挺身するという重大責務がある。四ヵ町村の委員をみると

中之条町の委員は六一人で、委員長　小渕光平
沢田村の委員は四五人で、委員長は宮崎弘
伊参村の委員は四四人で、委員長は唐沢参二
名久田村の委員は四五人で、委員長は小林正太朗であった

この協議会の所掌事務を規定した規約の要点は左のとおりである。

第二条の所掌事務は『町村合併に関する計画の策定について調査審議し併せて町村の合併の推進について啓発、宣伝、奨励及び斡旋を行うものとする』、第六条の協議会長及び副会長は『協議会に会長一名、副会長一名を置き委員の互選によって定める。会長は議事を整理し協議会の議長となりその事務を統理し協議を代表する。会長に事故あるときは副会長が会長の職務を行う』第八条の議決定足数『協議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。前項の場合において議長は委員として議決に加わることができない』

(4)　中之条町外三ヵ村合併促進協議会の設置

前述のように合併推進協議会の設置によってその推進態勢は一応整ったが、更に一段とその促進を図るべく協議の結果中之条町外三ヵ村の合併促進協議会の設置を内定し四ヵ町村からこの協議会委員を選出することになった。そして委員には町村長、町村議会議長のほか町村議会推薦委員各四名、農業協同組合長、農業委員会委員長、教育委員会委員長、学識経験者二名とすることとし、事務局職員は四ヵ町村の助役と庶務主任をこれに充てた協議会を設置、協議会規約の設定、四ヵ町村議会推薦委員の選出について一斉に町村議会を招集することになった。この町村議会招集は九月二十三日、推薦委員を含めた合併促進協議会委員は左の通りである（次頁）。

こうして選任された委員の最初の会合の第一回合併促進委員会は、昭和二十九年十月二日午前十時二十五分から中之条町役場で開会され、中之条町長福田豊三郎が座長席に着き議事を進行、会長は互選の結果、中之条町長福田豊三

中之条町外三カ村合併促進協議会委員

町村別 / 職別区分	中之条町	沢田村	伊参村	名久田村
町村長	福田豊三郎	宮崎弘	唐沢参二	小林正太朗
議会議長	宮部竜三	田村茂	伊能保則	吉田正明
町村議会推薦議員代表	高橋幸重郎	宮崎恒男	富沢起作	松本光太郎
同	佐鳥寛	田村七平	小池市郎	伊能泉三
同	今井正太郎	福田松雄	生須善正	剱持太郎
同	高橋豊次	島村繁蔵	蟻川卯三郎	吉田重太郎
農業協同組合長	鈴木一寿	折田卓一	田村武一朗	剣持四郎
農業委員会委員長	外丸喜作	町田浩蔵	田村一郎	小池安次
教育委員会委員長	木暮文六	割田美由	蟻川吉郎治	関省八
消防団長	加藤美好	久住正七	冨沢福重	福島真一
学識経験者	伊能八平	関善平	唐沢九十	剱持賢作
同	小板橋菱三郎	関美雄	関和吉	小林総太郎

郎と決定した。

(5)　合併基本協定の作成着手

はじめに、現場からみた町村合併の問題点、町村合併試案を提示した県庁の立場からみた町村合併は、その所在地

形、町村事情などには十分検討を加え、なお、いろいろの角度から十分考究し合併によって住民の福祉を増進し、地方自治の本旨の実現が期待できる共同社会になり得るとの見地から提案されたのであるが、この合併を推進する当事者の立場となると、隣接所在の関係上、そこに多くの共通点があるとはいえ、村柄、人柄に甚だしい相違がある、町村の規模にも大小があり、従ってその保有する力、それに伴う行政事情にも差異がある。こうした町や村がこれから一つになって新しい町づくりをしなければならない、その過程として山積する未解決事案も早急に処理しなければならない。合併条件、たとえば町村有林の帰属を一例にとっても町村の誰もが、よかった！　これで安心だと納得するような協定を妥結しなければならない。それだけに、どこから、どのように、この合併という大事業に着手すべきかが合併促進委員に課せられた当面の重要課題であった。

(6)　起草委員の選任

まず第一着手として合併の骨格ともいうべき基本協定の原案を起草する委員を選任しようということに決定、小板橋菱三郎委員の動議で選出委員数を各町村とも四名と決定、またその選出方法は今井正太郎委員の提案で、町村毎に互選でも投票でも適当の方法で選出することとし会議を一時休憩して詮衡の結果、中之条町は福田豊三郎、宮部竜三、鈴木一寿、小板橋菱三郎、沢田村は宮崎弘、田村茂、町田浩蔵、割田美由、伊参村は唐沢参二、伊能保則、小池市郎、田村武一朗、名久田村は、小林正太朗、吉田正明、剣持四郎、関省八の十六人と決定、また、合併予定期日を昭和三十年一月一日とすることなどを申し合わせた。

(7)　合併事務局の設置

こうした複雑な事務を処理するため、合併関係町村から合併事務担当職員（原則として助役と庶務主任）が毎日出向執務する合併事務局が中之条町役場に設置された。

しかし、いづれも兼任で、合併事務に専念できず各自の町村における担当事務を処理しなければならぬため協議の結果、午前中は役場に在庁して事務整理や行事に参加し、午後は合併事務局に出勤して事務処理に当ることにしたが、資料の蒐集、集計など容易でなく、その上、しばしば開催される合併促進委員会の準備、協議事項原案の作成は勿論、町や村の部落座談会や協議会にも出向せねばならず、合併事務局出仕職員の激務は筆舌には尽し得ない多忙労苦の積み重ねであった。合併事務局への常時出勤者は次のとおりだった。

中之条町役場、助役小池弘一郎、主事富沢寅吉。沢田村役場、助役宮崎貴、書記関文雄。伊参村役場、助役関徳男、書記森田銀治郎。名久田村役場、書記伊能義一、助勤者　中之条町役場、書記小池留三、雇萩原富美江。名久田村役場、書記佐藤進、雇吉田良子

なお調書の作成その他で特に必要のあるときは、四ヵ町村役場からその事務主任、事情精通者などを事務局に招いて応援を求めたが、立案はどこまでも、公正であり、普遍妥当の線を打ち出さなければならないので、促進協議会委員、起草委員の責務が重大であると同様、事務局職員の処務もまことに容易ならざるものがあった。

(8)　地域住民の合併に対する反応

こうした動きを見守る四ヵ町村内の人々の町村合併に対する反応はどうであったか、中之条、折田、蟻川、横尾在住の四人に、その当時どう感じたか、なにが不安だったか、どうして欲しかったか、卒直な意向聴取を試みた。

中之条町小川の山本長一郎は『私は中之条町が沢田、伊参、名久田の三ヵ村と合併して人口が三倍もの大きな町になれるということには双手をあげて賛成だった。しかし、大道とか、栃窪、大岩の奥の方に住んでいる人は大へんだろう、交通は不便だし、役場は遠くなるし、自分のことのように心配になりましたね。将来はきっとよくなるときまっていても、いろいろのことがうまく軌道にのるまでは、役場も町民も苦労は覚悟しなければなるまい。そんなことを考えました。』

折田の金井一二は『合併は時勢の要請でもあるし私も合併

にはもとより大賛成者であるが、沢田村は合併などしなくても、りっぱに一本立ちのつづけられる村柄であることも十分承知している。四百町歩もの村有林をもつ沢田村の一村民として不安でならないのは、合併が果してプラスかマイナスかということだった。村長の宮崎弘さんをはじめ村の指導者たちが合併の効果を説明してくれるが、たしかに将来よくなることも私たちにもよくわかる。ただ図体だけ大きい町になって、すべてが思うようにはゆきとどかず、森林経営方針なども沢田村時代と異って、従来のような十分な維持管理方針が堅持できるかどうか、林野が荒廃するようなことになれば、一大事だ、私はその点が心配でたまらなかった。今日になってみればこれは杞憂に過ぎなかったが……。』

蟻川宇原野の綿貫菊蔵は『小さな村や町が合併して強力な行政力のもてる大きな町になるということは至極結構なことで、私は部落座談会などでは皆によく説明して賛成してもらった。それでも心配だったのは手塩をかけて林木を育成して新制中学の建築などに大へん役立った自慢したいような村有林が、大きな中之条町になってしまったら、いままでのように管理が十分にゆきとどくだろうか、その点が心配でたまらなかった。理由はいろいろあるだろうが、主として山が心配で合併に反対だったという中山の人々の気持も私にはよくわかる。』

横尾の山田朝重郎は『名久田村特にその中でも大塚は小作地が多かったが農地改革で不在地主の土地は村の人々の手に戻った。これによって営農も従来とは異って希望がもてるようになったし、また、県の林業経営モデル村として小林村長が先頭指揮をとって、林業、特に特殊林産で村の致富を図ろうといろいろ苦心されていたから、だんだん村の様相も変ってくるものと期待されるが、何分にも小さな村で将来の財政的な行詰りというようなことも憂慮されるので、そうしたことのないよう合併という大同団結策をとるのが村の人々の生活擁護福祉増進への道だと考え、私は合併に賛成しようと、知人や近隣の人々を説いた。』

どんな僻地に居住の人々にもひとしく文化の恩恵を、至幸至福をと念願する合併運動が町内の人たちにどのように感受されていたかを察知するに、全地区で僅か四名の懐旧談ではその全貌を知る由もないが、部落座談会や懇談会を通じて判断するに、結婚届、出生届、死亡届、或はまた戸籍謄抄本の交付手続、印鑑証明書の必要なとき、転出入の手続や米穀通帳の交付を受けるなどには、いままでなら農間のほんの片手間、野良着のまま役場へとんで行っても簡

単に手続ができたのに、今度は町の役場まではるばるとでかけなければならない。野良着でも行けないし、ところによってはバスに乗って一日がかりでかけなければならないし、昼食も途中でとらなければならない。このように、今までは全く不要だった入費がかさむことになる。合併すれば経費の節減が、合理化が図れるなどといっているが、役場も四ヵ村集合の大世帯となるから実際には所要経費は従来よりはず、っと多額になるのではないだろうか、結局、税金の増徴となるだろう。納税も納税組合長がわざわざ町の役場まで行って納付しなければならない、今までとちがって納付役場が遠くなっただけでもその打撃は大きい。

どこの部落座談会でも協議会でもこのような不便、経費の増嵩などが論議の的になった。これを解消するため窓口事務だけは沢田、伊参、名久田の三ヵ村は従来の役場庁舎に出張所を設け、本庁事務の一部代行をすることによって大体の解決はできるわけである。また、納税の不便解消には、沢田、伊参、名久田の三農協に協力を求めて役場の支金庫、又は代理店業務を委嘱し徴税事務の一端を担ってもらえば解決のできる問題ではあるまいか。合併基本協定事項原案の起案に当っては、このようにいろいろと考慮工夫をこらし、心魂を傾注したのである。

(9)　合併基本協定事項

起案　昭和二十九年九月二十二日、中之条町外三ヵ村合併協議会の設置を契機に合併実施の機運は急速に進展し、合併基本協定起草委員の選任という新しい段階に入った。

同年十一月四日午前十時三十五分中之条町役場に第一回起草委員会が開催された。会議は合併事務局が準備した起草参考案を中心にして協議に入った。

審議の進捗状況　二日間の審議内容は次の通りであった。

起草の対象となった事項の第一、町名、第二、合併形式、第三、役場の位置、建物、第四、出張所の所掌事務、第五、

小学校と中学校、第六、国民健康保険事業、第七、消防、第八、議員の任期と定数等の審議が順調に進んだが、第九、財産営造物並に負債の帰属が附議され、その審議の過程で名久田村の吉田委員が部分林を設定してはどうか、分収権の協約によって新町運営財源の確保を図りたいと提案、また、沢田村の宮崎委員から小学校建築が計画してある。これに伴う立木伐採の承認を願いたいとの申入れがあり、部分林の設定、分収歩合等の決定は正確な判定数字単位が必要である。森林経営収支計算書の作成を森林経営に多年の経験がある伊参村助役関徳男を指名し、この計算書を明日開催の委員会に説明できるよう急速調査を依頼した。その後第十、職員の身分の取扱から審議を再開、第十一、助役の定数、第十二、副収入役、第十三、大字名、第十四、部落連絡員、第十五、教育委員会、第十六、農業委員会、第十七、各種公共的団体の統合等が審議された。

引続いて翌十一月五日も午前十時四十分から開会され、第十八、町税の賦課方針、第十九、継続事業が附議された。まず四ヵ町村からの提案事項をあげると

中之条町の提案は、中之条町立中学校の増築『四教室』、中之条町内の道路未舗装区域の舗装、沢田村からの提案は、沢田村立中学校体育館新築、同村立小学校第二分校改築、同第二分校改築、同第四分校改築、四万教員住宅新築工事、伊参村からの提案は、伊参村立小学校第一分校改築、村道名沢農道改良工事、蟻川赤坂間道路改良工事、西中之条―枯木沢―親都間道路改良工事、名久田村からの提案は、鷹の巣橋災害復旧工事等であった。この外、四ヵ町村が目下、未着手、未施行だが新町発足後、急速に実施を要望するものとして中之条駅前整備事業、国県道の改修、橋梁修築八ヵ所、僻地、遠隔地の交通不便解消のための民営会社の定時運行バスの導入、用水路の改修四ヵ所、火葬場の設置、地辷り個所の防災工事実施四ヵ所、四万日向見薬師堂の改装、この附属施設防火貯水槽の建設等があげられた。

ついで当日は新町役場職員の職務分掌（課の新設、統合など）について活発な意見発表があった。このほか前日の協議会で起草文案決定せず本日へ繰越された町村有財産林の管理方法起草参考として動議のあった調査員として資料調査の依頼をうけた伊参村助役関徳男から林業経営の収支計算から推算した分収率の算定までの詳細なる説明があり、これについて、慎重に審議し、難航した起草も一応の結着をみた。

なお、十一月八日までに新町建設計画書を提出すること、十一月十一日午前九時から起草委員会、同日午前十時から合併促進委員会全体会議開催等を決定して午後二時三十分閉会した。

ついで十一月十一日午前九時から開会予定の第二回起草委員会は午前十時五分開会となった。出席者は沢田村選出委員一名を除くほか全員出席、事務局も四ヵ町村の合併事務担当全員参加、指導者として、吾妻地方事務所長飯塚恭山と総務課長新井直吉が臨席した。開会になると、直ぐ中之条町委員宮部竜三が起って、『前回の起草委員会で一応決定をみた第九項の財産、営造物ならびに負債の帰属について私ども中之条町委員は、先日の委員会終了後、町議会議員と合同協議会を開いたが、その日の協議で中之条町は新町の今後の運営財源確保を図るため、その内容の一部を改訂して貰いたいという意見に一致したから訂正を願いたい』という発言から委員会の議事は俄然難航し、前協議会で決定をみた起草案を再確認し、それから新町建設計画を協議し、十時から開催される全体会議に附議しようという議事日程が狂ったばかりでなく、第九項については結論のないまま全体会議に繰越され、ここでも真剣な論議がこの一点に集中されたのである。

このように協議を何回重ねても、なかなか意見の一致をみなかった問題の基本協定書第九項の『財産、営造物ならびに負債の帰属』の協定原案は左のとおりである。

『一切の財産、営造物並に負債は新町に引継ぐものとする。但し、基本財産中、合併の日現在までに旧町村に於て育成の山林より生ずる収入は旧所属町村の公共的施設等を充実する財源に充当する。なお撫育途上のもの及び伐採跡地に対しては、地元管理部分林契約を設定しその分収歩合は三町七民とする』

協議難航の原因となった中之条町、宮部委員の発言の一部を左に摘録する。

『中之条町では十一月五日の起草委員会閉会後、町議会議員と合併促進委員との合同協議会を開いた。種々の意見発表があり、この合同協議会出席者の意向は結局のところ、九項中、財産処理、営造物その他については異議はない。ただ合

併後の財産の繰廻わしについてだけ訂正を願いたいと思う。結論的にいうと、中之条、伊参、名久田は白紙合併（はだか合併）広い村有林をもつ沢田村の立木処理についてだけ起草委員会の起草文案を改訂していただきたい。二ヵ年間だけ立木を公共施設に充て、その後は他の三ヵ町村同様の扱いにして貰いたいのである。』

このように、中之条町対沢田村外二ヵ村の起草委員の論争が白熱化したことも、近く誕生するであろう新らしい町の将来を、また、その運営財源を憂慮しての熱意の迸（ほとばし）りであり、平和な、誰もみな幸福な、豊かな町の出現を待望する愛町の精神の発露に外ならず、所有町有林面積五十町歩に満たない中之条町と、約四百町歩の村有林をもつ沢田村との甚だしい懸隔、伊参村が百六十九町歩、名久田村が九十町歩、いづれも中之条町に比較すれば面積が広い。しかし町有林の所有面積は狭少でも、担税力においては、はるかに優位にある中之条町、町の特殊事情からこれはやむを得ないことではあるが、その時点では中之条町だけは国民健康保険が未実施であり、施設完備の隔離病舎をもつという立場から吾妻郡町村伝染病院にも未加入だというように一心同体になると、諸所に嚙み合わぬところがあり、これをしっくりとよく嚙み合う歯車にして新しく発足するために、合併促進委員も事務局も、この町生みに鏤骨の苦しみを続けたのである。

(10)　町村合併上の問題点

新しく生れる町には強力な財政源となるであろう町村有林野の処理案と、これに附帯する事項の検討は十二月十日に開催された合併促進協議会にも附議されたが、この広大な財産林を無条件提供では第一に村民が納得しないと農村地区側が主張すれば、中之条町側は担税力の多額をもってこれに応酬するといったように、町を愛する、村を憂うる熱意から、また、近く誕生が約束されている新町の将来を慮って各委員はテーブルを叩いての激論に終始し、容易にその結論は見出し得なかった。

一方、事務局は、伊参村助役関徳男がその中心となり、徹夜に徹夜を重ね、事務の都合上徹夜作業をしない日も必ず十二時過ぎまで残業をして、再々開催される起草委員会や合併促進協議会要望事項の手配、協議決定事案の文書化等に懸命の努力をした。

合併基本協定書案の作製をする。新町の建設計画案を樹てる。建設計画には附属書類を添付して提出しなければならないので、起案した一部分を参考までに左に掲記してみる。

① 県に対する要望として道路の改良、橋梁の架換え、治山治水事業の推進、土地改良による食糧増産の四項
② 建設省へは国道一四五号線の速急改良、国道橋梁の可及的速かな永久橋化
③ 運輸省へは国鉄長野原線の車輛改良、輸送力の強化、観光地開発新線の速急敷設
④ 厚生省と文化財保護委員会へは観光地開発と文化財の保護、保養温泉の諸施設充実
⑤ 文部省と群馬県教育委員会へは僻地教育振興策の確立とその速急実施
⑥ 通商産業省へは吾妻中小企業相談所の拡充強化と商工業者の育成と助長
⑦ 郵政省並に日本電信電話公社へは電報電話局の管轄区域及び集配区域を新町の区域と合致せしめられたいこと
⑧ 前橋営林局へは国有林野資源の民間開発利用承認方と、新町基本財産造成のための国有林払下げ

つぎに、合併の問題点について、新町建設基本方針とも関連して二、三の説明を加えておきたい。

中之条町は商業、工業、自由業、給料生活者その他業種さまざまの連たん地区で、西中之条、青山、市城等の農村地区、沢田村は四万、沢渡の観光地区と広い農村地区、伊参村、名久田村は純農村地域、こうした異った地域、業態で形成される新町は共存共栄、融和親善、よくその統合を図り、農商工その他が一体となって理想郷を建設しようとする念願が構想の根本理念であること。

出張所で行う一から九までの事務は各所で開催された部落座談会や懇談会で、特に農村地域の人々が、役場が遠く

なって、不便で困るようなことになりはしないだろうかと憂慮しているので、こうした声の反映が（対策的措置が）出張所の設置となり、その取扱事務も遠隔地居住者の不便除去が配慮されたのである。また、国民健康保険業務で『未設置区域は速かに事業を開始することとし以て整備充実を図る』は、中之条地区が未実施であったためである。

四ヵ町村管内で開催された部落座談会のことは、前述した中で簡単にふれたが、しばしば開催されたこうした会合で察知した合併に対する住民感情の動向は、特に重要事項なので、その概略だけを説明しておきたい。

中之条町住民の感情の動向　合併に対する住民の関心が深く、吾妻郡東部十ヵ町村の大同合併を理想とし、その実現に向って奔走したが、時期尚早のため、県試案によることとなり、次いで高山村が離脱、四ヵ町村の合併となったが、住民は合併の必要性を認め大いに協力的である。なお、合併関係町村とは古くから密接な関係があるので、合併については住民は積極的熱意をもっていた。

沢田村住民感情の動向　当初住民の不便を論ずるものあり、多年育成した村有林に対する愛着心からこれが処置について危懼の念を抱く向もあったが、村民一同よく合併の趣旨を了解して逐次これらの感情も解け、合併基本協定の各事項もよく納得して、部落座談会においても何らの異論なく住民感情は極めて協力的であった。

伊参村住民感情の動向　町村合併については、当初、村民の不便及び村有林等の問題で多少の議論はあったが、村理事者の積極的啓蒙活動により大部分の住民は中之条町を中心とする合併の必要性を理解し積極的な支援を惜しまなかった。合併により地方自治の一層強力な発展を望んでいた。

名久田村住民感情の動向　村民は時局をよく理解し、県試案である川北五ヵ町村合併の一日も早いのを希望していたが、中途で高山村が脱落し、やむを得ず四町村の合併を促進すべく住民の感情動向は極めて協力的で新町発展のた

め積極的努力を惜しまない決意がうかがわれた。

新役場位置とその決定理由は、旧中之条町は合併関係町村のほぼ中央に所在、交通の関門にあたり、吾妻地方事務所その他の諸官庁、県立高等学校、銀行、郵便局、電報電話局等の公共機関多く、政治、経済、文化の中心地なので、住民の利便を特に考慮して、新役場として、中之条町大字中之条町九四七番地の一に所在の旧中之条町役場建物を使用することに決定した。

町名選定の理申　合併関係町村のうちで中之条町は吾妻郡役所の所在地だったような関係から古くから郡都とよばれ、大ぜいの人々に親しまれてきた呼称であり、近県にもこれに紛らわしい町名もないので新町村名として適当ではないかという関係町村の一致した意見で中之条町と決定した。

(11)　合併促進協議会の中之条町建設計画最終審議

協議の難航した合併基本協定第九項、財産営造物並に負債の帰属は、昭和三十年三月十二日午後五時、吾妻地方事務所会議室で開会の中之条町外三ヵ村合併促進協議会の最終審議に附議された中之条町建設計画書第十一項に収録され、他の十三項目、附議事項とともに協議決定された。この日の出席者は会長中之条町長福田豊三郎外三村長、中之条委員宮部竜三外五委員、沢田委員田村茂外九名、伊参村委員伊能保則外九名、名久田委員吉田正明外八名、参与の事務局員中之条町助役小池弘一郎外四名、指導のため吾妻地方事務所長飯塚恭山、総務課長新井直吉、主事関三郎が臨席した。

中之条町合併基本協定の明細は別表の通りである。建設計画書は合併基本協定の内容と重復する点が多いので掲載を略したが、その附属書類、記載事項だけを示しておく。

事務局の合併事務執務経過の中の記述事項と一部重復する点のあることを諒とされたい。これに、昭和三十年度及

合併基本協定書（中之条町、沢田村、伊参村、名久田村）

一、新町名	中之条町
二、合併の形式	新設合併
三、役場の位置建物	中之条町に置く。庁舎は現在の中之条町役場を使用し将来改築の場合は国鉄中之条駅に近き適当の場所を選定して建設する。
四、出張所及その所掌事務	現在の沢田村、伊参村、名久田村、各役場を出張所とし当分の間左の事務を行う。 (1)戸籍に関する事務、(2)住民登録に関する事務、(3)徴税その他の令書の配布及び納入に関する事務、(4)諸証明に関する事務、(5)配給に関する事務、(6)農業委員会に関する事務、(7)国民健康保険に関する事務、(8)各種調査報告に関する事務、(9)その他町長の指定する軽易なる事務
五、小学校及び中学校	現状の通りとし、新町に於て遂次、その施設等を充実する。尚通学区域は合併実施後関係機関に於て研究する。
六、国民健康保険の事業	旧中之条町区域は速かに事業を開始することとし、当分の間、旧沢田村、旧伊参村、旧名久田村は夫々の国民健康保険条例の規定をその区域に適用する。旧中之条区域の開始を待って条例を整備する。
七、消防施設	合併関係町村の消防団はすべて統合し新編成を行い更に整備充実を図るものとする。
八、議員の任期及定数	議員は町村合併促進法第九条第一項に基きその任期を昭和三十年五月二十一日まで延期する。それ以後は公職選挙法第十五条第五項の規定に基き旧町村区域毎に選挙区を設けその定数は最近の国勢調査人口に比例して定める。
九、財産営造物並びに負債の帰属	一切の財産営造物並びに負債を新町に引継ぐものとする。但し、基本財産中合併の日の現在までに旧町村に於て育成の山林より生ずる収入は旧所属町村の公共的施設を充実する財源に充当し、本収入中三〇％を限度として新町の一般経費に充当する。尚撫育途上のもの及び伐採跡地に対しては地元管理部分林契約を設定し、その分収歩合は三町七民とする。

一〇、職員の身分取扱い	各町村の一般職員は全員新町に勤続年数と共に引継ぐものとする。町村長は新町に於て合併後一定の期間参与に委嘱する。助役、収入役は新町に於て一般職に採用する。
一一、助役の定数	二名とする。
一二、副収入役	必要の場合これを置くことが出来る。
一三、大字名	現在の大字名をそのまま存置する。
一四、区長	一応現状のままとし将来整備を図る。
一五、教育委員会	町村合併促進法第九条の二により選挙による委員の数は四人とし、合併関係町村の教育委員の内から互選したものを合併町村の教育委員会の選挙による委員とし、引続き昭和三十年五月二十一日まで在任するものとする。
一六、農業委員会	知事の許可を得て地区農業委員会を置き、その区域は従前の町村の区域とする。
一七、各種公共的団体の統合	なるべく速かに統合するよう勧奨する。
一八、町税の賦課方針	合併の行われた日の属する年度に限り不均一課税を実施する。
一九、継続事業	引続き新町に於て続行する。
二〇、合併直後の町長職務執行者	小林正太朗
二一、その他細部の取扱い	新町発足に当り職務執行者の行う次の事項は各関係旧町村長（参与）と協議の上決定する。 ㈠新町の事務機構、㈡職員の給与の調整、㈢新機構による職員の配置、㈣その他必要なる事項
三、合併実施の時期	昭和三十年四月十五日

昭和三十年三月二十日協議決定

中之条町長　福田豊三郎　　伊参村長　唐沢参二

沢田村長　宮崎弘　　名久田村長　小林正太朗

建設計画附属書類

一、県に対する事項

1　道路

(1)　新町管内を貫通する左記県道の改修を速かに実施し、バス、トラック等の運行の便をはかられたい。

(イ)　中之条湯宿線　(ホ)　大道峠中之条線
(ロ)　中之条沢渡線　(ヘ)　沢渡草津線
(ハ)　中之条四万線　(ト)　中之条伊香保線
(ニ)　原町沢渡線

(2)　新町管内左記路線を県道に編入しその改修をはかられたい。

(イ)　四万温泉より赤沢林道を経て法師温泉に至る線
(ロ)　駒岩より岩本を経て平に至る線
(ハ)　大岩より細尾を経て県道沢渡草津線に連なる線
(ニ)　伊勢町より高津を経て蟻川に至る線
(ホ)　西中之条より五反田、中村を経て親都に至る線
(ヘ)　王子原より吾妻川を越え、原町岩井に至る線
(ト)　西中之条より成田、美の原を経て君の尾に至る線
(チ)　竜ヶ鼻より中之条駅を経て王子町に至る線（中之条都市計画路線）

2　橋梁

(1)　新町管内県道の左記橋梁を永久橋に改修せられたい。

龍ヶ鼻橋、吉池橋、只則橋、松葉橋、三階坂橋、泰峯橋、上の台橋、天神橋（岩本）、間歩橋、落合橋、前田橋、貫坂橋、宮沢橋、上の貝戸橋、十二沢橋、天神橋（赤坂）、金比羅坂橋、行沢橋、湯原橋、萩橋、あやめ橋、女郎花橋、逢萊橋、晩釣橋、天狗橋、羽衣橋、中居橋、高渡橋、湯沢橋

3　治山治水

(1)　新町内の荒廃せる林地に対し県林務部の治山治水事業を速かに実施せられたい。

(2)　名久田川、四万川、蟻川川、赤坂川、胡桃沢川、桃瀬川、沢渡川、反下川、蛇野川、その他河川の治水工事を県土木部主管または国営事業として速かに実施せられたい。

4　土地改良

(1)　耕地狭少に鑑み各種土地改良事業を実施し、食糧の増産をはかられたい。

二、建設省に対する事項

1　新町管内の国道第一四五号線の速かなる改修並びに舗装の延長を実施せられたい。

2　新町管内国道の左記橋梁を永久橋に改修せられたい。

桃瀬橋、神奈橋

三、運輸省に対する事項

1　国鉄長野原線へ気動車の運行を急速に実施せられた

い。

2　国鉄中之条駅に速かに跨線橋を建設し駅舎の改築、駅構内の整備並びに駅前道路の拡張をはかられたい。

3　国民保養、国際観光的見地より国鉄中之条駅を起点とし四万、法師、三国峠、浅貝等の上信越高原国立公園地帯を経由して飯山線に連絡する新線の急速敷設をはかられたい。

四、厚生省並びに文化保護委員会に対する事項

1　観光事業の開発と共に文化財の保護をはかられたい。

2　保養温泉の諸施設を速かに充実せられたい。

五、文部省並びに群馬県教育委員会に対する事項

1　僻地教育の振興策を確立し、急速にその実施をはかられたい。

六、通商産業省に対する事項

1　吾妻中小企業相談所を拡充強化し商工業者の育成助長をはかられたい。

七、郵政省並びに日本電信電話公社に対する事項

1　電報電話局の管轄区域及び集配区域を速かに新町の区域と合致せしめられたい。

八、前橋営林局に対する事項

1　国有林野資源の民間開発と利用を認められたい。

2　新町管内所在の国有林を基本財産達成のため払下げられたい。

び爾後五ヵ年度の財政計画、中之条町建設に伴う事業計画及び財源、各町村別の財産営造物並に負債等一覧などの附表があるが尨大量なので、やむなく収録を省略した。

5　合併実施議決の四カ町村議会一斉招集

中之条町合併史上特記すべき中之条町議会、沢田村議会、伊参村議会、名久田村議会が四ヵ町村の合併実施についての同意議決を行うため左のように一斉招集された。

招集期日、中之条町議会、昭和三十年三月二十日、沢田村議会、同三月十九日、伊参村議会、同三月二十日、名久田村議会は、三月十一日招集議会を三月十八日まで休会し、三月十九日再招集した。

提出議案第一号中之条町、沢田村、伊参村、名久田村を廃し中之条町を設置する処分を群馬県知事に申請することについて、第二号合併に伴う財産処分に関する協議について、第三号合併に伴う議員の任期及び定数について、第四号合併に伴う教育委員の任期及び定数について、第五号合併に伴う国民健康保険の実施区域及び規約の設定について、第六号中之条町、沢田村、伊参村、名久田村合併に伴う協定について、第七号中之条町建設計画議決についての七件、四ヵ町村議会はいづれも異議なく賛成者全員これを可決した。

6　新中之条町の誕生

(1)　中之条町長職務執行者決定

合併実施期日は最初、昭和三十年一月を予定していたが、これが二月に延期され、合併事務進度の都合上更に遅延、昭和三十年四月十五日という決定をみたのである。新町発足後の五月町長選挙を執行の予定で、この初代町長の決定をみるまでの暫定期間の町長職務執行者は地方自治法施行令第一条の規定にもとづき、関係町村長協議の結果、名久田村長小林正太朗と決定した。

(2)　合併申請書の進達

合併申請書の作成を終ったのは、三月二十一日の早暁だった。この日直ちに町長職務執行者小林正太郎は伊参村助役関徳男を帯同、群馬県庁地方課へ出頭、四ヵ町村長連名の合併申請書を進達した。進達書類は、町村を廃し町を設置する処分申請書、正五部、副五部、地理調査部地図　十部、略図　十部、現況表　百五十部、略図　百五十部、建設計画書　三十五部（内略図添付の正五部、建設計画案添付略図二十部）という大部のものだった。これに、三月十九日、同二十日四ヵ町村で一斉議決をした議案の写　全部、その議会議事録写　全部と合併基本協定書を添付した。

(3)　四カ町村合併の県庁手続

四ヵ町村合併申請書を受理した県庁では、これを二月の定例県議会へ追加議案として上程手続きをとり、議案第五二号～五六号、第七一号～七四号、いづれも合併関連九議案中、第七三号議案である中之条町沢田村、伊参村及び名久田村を廃し、その区域をもって中之条町を設置することについては、議長金子金八が、附託議案審査について委員長報告を求めたるに応えて総務委員長黒沢成美が議案を慎重審査の結果、原案通り異議なく承認したいと報告、続いて第四十一番議員高橋義助の第三読会省略第二読会可決確定の動議に賛成者多数で四ヵ町村合併は原案可決となった。

(4)　総理府告示と町村合併手続の完結

三月二十五日、群馬県総務部長から、三月二十四日、地方自治法第七条第一項の規定により群馬県議会の議決を経て内閣総理大臣に届出をしたとの通達があり、四月一日附で同条第六項により官報に左のように告示された。

総理府告示第千百十号

地方自治法第七条第一項の規定により群馬県吾妻郡中之条町、沢田村、伊参村及び名久田村を廃し、その区域をもって中之条町を置く旨群馬県知事から届出があった。

右の廃置分合は昭和三十年四月十五日からその効力を生ずるものとする。

昭和三十年四月一日

内閣総理大臣　鳩　山　一　郎

これで四ヵ町村合併は成立し合併手続は完結した。予定のように四月十五日開庁式を挙行、新機構による初人事が発令され、新町は発足をしたのである。

中之条町歴史年表

一、本年表は中之条町の原始・古代から昭和二十年代までの期間とした。

二、本年表は町の主な歴史事項を中心とし、吾妻郡・群馬県・日本全体の歴史事項も付記したが、これらは特に重要な項目のほか、町の歴史事項に関連のあるものだけを記載した。

三、本年表に記載した日付は一部を除き年月までとし、日は略した。

西暦	年号	中之条町の主な歴史事項	吾妻郡・群馬県及び国の重要事項
	無土器文化	岩宿文化の発達……岩宿遺跡	
	縄文文化	早期の遺跡　岩本（上組・天台）	早期　邑楽郡板倉町海老瀬貝塚
		山田（清水・細尾）	
		細尾の岩陰遺跡からは土器と共に多量の獣骨が出土	
		前期の遺跡　大塚・岩本・五反田	前期　勢多郡宮城村市之関遺跡
		高沼、奥山原、山田	
		下沢渡、上沢渡等に土器が出土	
		中期の遺跡	中期　勢多郡赤城村三原田遺跡
		中期になると遺跡の数が増加している。中之条町でも、久森遺跡をはじめ全町から出土している。	吾妻郡長野原町勘場木　〃
		後期の遺跡	後期　群馬郡倉渕村権田敷石住居址
			吾妻郡高山村中山　〃
			利根郡水上町大穴　〃

			縄文後期になると敷居住居址がつくられており、住居址のプランをはっきりと示している 清水敷石住居址 四万途中　〃 棚界戸　〃 壁谷の筒形土偶 晩期の遺跡 成田原遺跡
		弥生文化	有笠山遺跡
		古墳文化	吾妻川の河岸段丘上の市城、青山、伊勢町、山田川沿岸の小川に至る地域と名久田川流域に古墳がつくられた。 樋塚古墳 石ノ塔古墳 土師式住居址 宝満寺など、平坦地で川に近いところに集落が発達
六四五	大化元		大化の改新
六四六	〃　二		諸国に国司・郡司がおかれ、吾妻郡は六四六～七〇一（大宝律令制定）の間に建置せられたか。吾妻三郷の成立（?）
七一五	霊亀元		里を改めて郷とする（郷里制）

	登呂（静岡県）、唐古（奈良県）遺跡 吾妻郡原町鷹ノ巣遺跡太田市石田川遺跡
	（崇神天皇四八年） 崇神天皇の皇子豊城彦命東国を治めるため下向したと伝えられる 天神山古墳（前橋） 鶴　山　〃（太田） 観音塚　〃（高崎） など県内各地に古墳が構築された。
	和銅開宝（七〇八）（和銅元年） 奈良遷都（七一〇）（和銅三年） 多胡碑ができる（七一一）（和銅四年）このころ金井廃寺建立か

七五五	天平勝宝七	このころ万葉集所載の上野国防人の歌がつくられる。
七八九～八〇四		坂上田村麿の征夷に、吾妻七氏が従軍したという。
七九五	延暦一四	諸国の郡倉を郷毎に分散の令（閏七月）近郷相接している郷は、その中央に倉庫を立つるの令（九月、類聚三代格）伊参院、長田院このころ建置か
八六二	貞観四	このころ天代廃寺が建立されたか（？） 吾妻郡擬少領上毛野坂本朝臣真道のことが政事要略にみえる。
八八〇	元慶四	稲裏地神、従五位下勲十二等が授けられる（五月）
八八五	仁和元	班田制、上野国において廃絶。
八九八	昌泰二	傷馬の党蜂起。
九四七	天暦元	市代牧より名馬白波を朝貢するという（八月）、このころ市代牧があった。
九二五	延長三	上野国においてはこの年まで校田が行われたという。
九八〇	天元三	同、戸籍がこの年まで作られたという。
九八七～八九	永延中	定光寺、知高熊野三社が建立せられたという。
一〇二八～三七	長久中	このこの勅旨牧が廃されたという。
一一八二	養和二	吾妻八郎栗毛駮一頭を伊勢神宮へ奉納（正月）
		縁野寺（七八八）（延暦七年）
		平安遷都（七九四）（延暦一三年）
		藤原氏摂政（八五八）
		遣唐使を廃止（八九四）（寛平六年）
		承平の乱（九三五）（承平五年） 天慶の乱（九三九）（天慶二年）
		藤原道長摂政となる（一〇一六）
		院政、後三年の役おこる（一〇八六）（応徳三年） 中尊寺建立（一一二四）（天治元年） 吾妻八郎神馬を伊勢神宮に献ずる（一一八二）（寿永元年） 平氏滅ぶ（一一八五）（文治元年）

一一九九～一二〇〇	正治中	大野氏、伊参城におると伝う。
一二二一	承久三	承久の乱に吾妻四郎助光戦死と伝う。
一二七〇	文永七	沢渡温泉の板碑銘
一二七一	〃 八	伊勢町林昌寺板碑銘、このころ善福寺の善光寺三尊仏鋳造か
一二八一	弘安四	浅間山大噴火。このころ稲裏神社の懸仏がつくられたか（？）
一二九八	永仁六	上野国神名帳に吾妻郡の十三座所載される。
一三三二	元弘二	道覚上人、鎌倉に出向（或言三年）、建武元年鎌倉より帰り、久福寺を創建
一三三五	建武二	折田滝沢板碑銘、このころ修験道起る。
一三四二	康永元	善福寺が創建されたという。
一三四四	〃 三	宗本寺宝篋印塔銘
一三五四	文和三	伊勢町海蔵寺の名が海蔵寺の碑文にみえる。
一三五六～六一	延文中	このころ神道集が成立されたといわれ、和利宮の名が初めてみえる

源頼朝鎌倉に幕府を開く（一一九二）（建久三年）	
源頼朝三原荘に巻狩し新田館による（一一九三）（建久四年）	
源氏亡ぶ。北条氏執権。承久の乱（一二二一）（承久三年）	
貞永式目制定（一二三二）（貞永元年）	
文永の役（一二七四）（文永十一年）	
弘安の役	
嬬恋村門見の修験道岩窟遺跡（一三一九）（天保三年）	
鎌倉幕府滅ぶ（一三三三）（元弘三年）	
建武新政（一三三四）（建武元年）	
上杉憲房、上野守護となる	
足利尊氏室町幕府を開く（一三三八）（延元三年）	
新田義貞藤島にて戦死	
吾妻太郎行盛戦死	
秋間氏善導寺創建（一三六五）（正平二〇年）	

一三六二	貞治元	道覚上人寂と伝う（八月）、この年青山円通寺創建という
一三六九	応安二	横尾板碑銘
一三八四	元中元	青山師重、尹良親王を奉じて青山郷による。
一三九四	応永元	真昌智故、宗本寺を建立
一四一三	〃　二〇	蟻川大稲、横尾千沢の宝篋印塔銘
一四一四	〃　二一	市城五輪塔銘
一四一七	〃　二四	禅秀の乱にて二宮憲忠戦死（正月）
一四二六	〃　三三	小板橋景隆、吾妻郡伊参郷に来住
一四二八	正長元	蟻川、倉沢の五輪塔銘
一四三九	永享中	永享の乱後、吾妻三家分立し、中之条は塩谷氏支配
一四四〇	〃　一二	小板橋吉隆、和利宮神主となる
一四四四〜四九	文安中	長聲、林昌寺創建
一四四五	〃　二	和利宮鰐口銘（現存しない）
一四五八	長禄二	西現、清見寺創建、上沢渡湯原古塔銘
一四七三	文明五	塩谷治秀誅せられる。このころ、塩谷氏、大野氏と争う
一四七五	〃　七	このころ吾妻三十三番札所隆盛
一四七六	〃　八	上、下尻高村分郷
		大塚、赤坂、平村分村

	南北朝合体（一三九二）（元中九年）
	尻高城を築く（一四〇一）（応永八年）
	勘合貿易初る（一四〇四）（応永十一年）
	上杉憲実平井城による（一四三八）（永享十年）
	太田道灌江戸城を築く（一四五二）（享徳元年）
	長尾景仲白井城に武を振う（一四五四）（享徳三年）
	応仁の乱（一四六七〜七七）
	岩松氏金山城を築く（一四六九）（文明元年）
	このころ岩櫃城築城か

一四八〇	文明一二	関憲勝、大岩郷に転住。このころ伊能氏、佐位郡伊与久村より中之条に移住。吾妻諸氏、平井上杉顕定に属す
一四八二	〃 一四	蟻川、綿戸、宝篋印塔銘
一四八五	〃 一七	堯恵、白井城より桟道を通り草津に入る
一四九〇	延徳二	大岩不動尊棟札銘
一四九三	明応二	下総小渕城主小渕信盛折田、内山城に入る
一五〇五	永正二	山田吾嬬神社神像銘、下沢渡小池氏古塔銘
一五〇六	〃 三	下沢渡大蔵院天狗祭文奥書
一五一六	〃 一三	折田城主小渕信盛死
一五二〇	〃 一七	伊勢町小板橋氏古塔銘
一五二二	大永二	海蔵寺観音堂を改築（八月）
一五二三	〃 三	関氏、大岩不動堂創建
一五二七	〃 七	伊勢町海藤寺堂供養行われる
一五二八〜三二	享禄中	木根宿山賊のため焼亡
一五三三	天文二	中条大明神、皇子大明神銘
		鎌倉の僧快元勧進のため吾妻郡に来る
一五三七	〃 六	日向見薬師堂棟札銘
一五四六	〃 一五	樹翁伝薫、宗学寺を創建
		神保長国植栗城主となり、のち岩本に移転する
一五五一	〃 二〇	古城主大野弥太夫上杉氏に従い越後に落ちる
一五五六	弘治二	和利宮を現在地へ移す
一五五九	永禄二	日向見薬師堂仏像銘（四月）岩櫃、武山領民、小野子庄に逃散（十月）
		山城国一揆
		加賀一向一揆（一四八八）（長享二年）
		宗長、宗祇草津入湯（一五〇二）（文亀二年）
		玉村八幡宮本殿建立（一五〇七）（永正四年）
		鉄砲伝来（一五四二）（天文十一年）
		キリスト教伝来（一五四九）（天文十八年）

一五六〇	永禄三		
一五六一	〃 四		
一五六三	〃 六	折田城主、永田伊賀守謀殺される 武田信玄、真田幸隆をして岩櫃城を攻める（八月） 岩櫃城落城、斉藤憲広越後へ落ちる（十月）	
一五六四	〃 七	上杉謙信、兵を嶽山城に送り斉藤氏を援護する（三月） 成田、美野原の戦（三月下旬）神保長国死、岩井堂城主富沢治部武藤氏を謀殺する（十月）	
一五六五	〃 八	武田信玄、箕輪、嶽山城等降伏の願文を諏訪上社、新海大明神に納める（二月）。折田八幡宮棟札銘（三月）、嶽山城落城斉藤氏滅びる（十月）。信玄、日向是吉を上杉謙信索制のため岩櫃城に派遣する（十一月）	
一五六六	〃 九	上杉氏沼田城より出撃して吾妻郡奪回を計る。信玄長野原城に兵を入れこれに備える（八月）。武田信玄嶽山戦の論功行賞（三月）神保重春、植栗より岩本に移る（九月）	
一五六七	〃 一〇	武田勝頼、鹿野新左衛門以下二十四人衆に安堵状（五月）	
一五七〇	〃 一三	清見寺炎上、信玄再興すという	
一五七一	元亀二	山田善福寺仏像銘 武田信玄岩井堂より白井領に乱入（八月上旬）続いて下旬、勝頼白井城を攻む	
一五七五	天正三	長篠の戦において吾妻の将士多く戦死する	
一五八〇	〃 八	岩井堂城の戦（七月）真田昌幸横尾八幡城を攻む（九月下旬）古城落城、尻高摂津守火塚にて討死（十二月二	

	岩櫃落城（一五六三）嶽山合戦（一五六五）（永録八年）
	武田信玄箕輪城攻略 嶽山城落城
	海野兄弟吾妻郡代となる
	北条、上杉両氏作戦協定をなす（一五六九）（永録十二年）
	室町幕府滅ぶ（一五七三）（天正元年）
	上杉謙信没（一五七八）（天正六年） 真田昌幸沼田入城

一五八一	天正九	十七日）横尾八幡城落城（十二月二十八日） 尻高小矢野城落城、尻高氏滅びる（一月）
一五八二	〃 一〇	北条氏、大戸、小野子口より吾妻郡に侵入（九月） 真田昌幸、小渕豊後守へ安堵状を下す
一五八三	〃 一一	宗本寺真誉上人墓碑銘
一五八六	〃 一四	中之条河原町より移転の議起る
一五八八	〃 一六	八幡山番帳を定める（四月）
一五八九	〃 一七	北能登守、大塚宿割（秋）北条進攻、横尾八幡城
一五九〇	〃 一八	古城の戦（十二月、吾妻合戦） 中之条古城落城（二月）真田信幸沼田藩を開く（八月十五日）下川田検地（八月二十五日）折田八幡宮棟札銘 （八月）吾妻郡の諸城砦破却、上下尻高境界論（秋）
一五九一	〃 一九	真田信幸宛行状を出す（十二月）
一五九二	文禄元	朝鮮の役に付田村雅楽尉へ知行（一月）
一五九三	〃 二	朝鮮役に付田村雅楽尉へ知行（八月）蟻川氏、山田氏等吾妻に帰る 下川田検地帳成る（十月）豊臣秀吉真田信幸に伏見城普請を免除する（十二月）
一五九四	〃 三	横尾山田氏墓地宝篋印塔銘
一五九五	〃 四	矢沢頼綱林昌寺へ土地寄進（十一月）
一五九六	慶長元	中之条長岡への移転完了 岌山清見寺を再興する。〇鹿野氏中之条伊勢宮を創建

沼田氏滅ぶ
大戸真楽斉、遠州、高天神城にて戦死
武田氏滅ぶ（一五八二）（天正十年）
本能寺の変、太閤検地
尻高氏滅ぶ（一五八一）（天正九年）
豊臣秀吉太政大臣
秀吉の刀狩
秀吉の朝鮮出兵
慶長の役（一五九七）（慶長二年）

一五九七	慶長	二	する。
一五九八	〃	三	矢沢頼綱死（五月）　中之条長岡に絹市場開かれる
一六〇一	〃	六	日向見薬師堂を伊勢国住人、鹿目家定再建する
			真田信幸、戦勝奉謝のため社寺へ寄進（八月）
一六〇二	〃	七	鹿野右衛門助に真田信幸知行状
一六〇三	〃	八	平の林昌院新築、林昌庵を林昌院と改称
一六〇四	〃	九	鹿野志摩守、伊勢宮を修覆（三月）関東大暴風雨（四月）
一六〇六	〃	一一	関東大風水害（権現荒れ）
一六〇七	〃	一二	大塚宿炎上（三月）沼田築城始る
一六〇八	〃	一三	井伊直孝吾妻郡のうち五千石加増される
一六一二	〃	一七	山田吾嬬神社再建棟札銘（十二月）禁煙令出る
一六一四	〃	一九	中之条、平川戸宿に伝馬制札（一月）折田将監死
			富沢豊前死（七月）関東大暴風雨（八月）平川戸市盛大（秋）真田信幸郷村攻め（十月）原町屋敷割検地（十一月）中之条に宿場御朱印（十二月）中之条伊勢宮を伊勢森に移転する
一六一五	元和	元	原の新町を割る。鹿野志摩死（三月）中之条町分郷、伊勢おどり流行
一六一六	〃	二	岩櫃城を破却し、原町に吾妻郡奉行所を建てる
一六一七	〃	三	真田信吉の給人江戸住役金を拒否（六月）日向見薬師堂を修覆する。〇蟻川佐内の跡式を正蔵につがせる田村左次右衛門自刃（六月）富沢、折田の清見寺の血闘（七月）割田下総捕縛される（九月）
一六一八	〃	四	

豊臣秀吉没す
関ヶ原の役（一六〇〇）（慶長五年）
天狗岩用水開く（一六〇一）（慶長六年）
江戸幕府を開く
大胡城主牧野忠成白井を領す
大坂冬の陣
大坂夏の陣
武家諸法度制定
徳川家康没
本多紀貞
白井一万石を領す

一六二〇	元和	六	フェルナンデスの沼田布教、それより吾妻郡通過か
一六二二	〃	八	鹿野和泉守死、中之条町分郷
一六二三	〃	九	恵鶚寂、永林寺創建
一六二四	寛永	元	この年中之条長岡の林昌寺を現在地に移転するという
一六二五	〃	二	中之条町を王子原に町割する。芝本用水(中之条用水)を開削する
一六二六	〃	三	原町へ伝馬の定書を下す(二月)
一六三〇	〃	七	林弾左衛門死(二月)
一六三一	〃	八	この年真田信吉検地すという。鹿野右衛門助死
一六三二	〃	九	中之条町にて初めて市を立てる第一次中之条、原町市出入始る。大通、市城宗福寺を再建する
一六三四	〃	一一	岌山寂す(六月)
一六三八	〃	一五	真田信吉、吾妻の知行替を行う(二月)
一六三九	〃	一六	蟻川、下尻高村検地するという。鹿野右馬之助死(五月)上下尻高村野山境目争論再発
一六四三	〃	二〇	真田信政知行改めを行う(十月)祢津宮門横尾村に転居。この年林昌寺を伊勢町へ移すという
一六四五	正保	二	寛永二十年検地帳交付、田村雅楽尉清宗死(三月)
一六四七	〃	四	上下尻高南山山論裁決。このころ西見寺を清見寺と改める。〇鹿野新左衛門死(四月)
一六五二	承応	元	五反田村新開改めをする(十一月)
一六五三	〃	二	伊勢町割出願(九月)伊勢町割許可(十二月)
			伊勢町々割完了

本多紀貞没し白井藩断絶

大戸関設置される(一六二八)(元和五年)

参勤交代の制を完玉(一六三五)(寛永十二年)

島原の乱おこる(一六三七)(寛永十四年)

鎖国令

一六五四	承応	三	伊勢町々割検地、青柳源右衛門間歩用水開削願を出す（二月）
一六五六	明暦	二	間歩用水完成、西中之条今市を中之条町に編入市場とす
一六五七	〃	三	中之条町天王宮祭り（祇園祭）を六月二十一日と定める
一六五八	万治	元	真田信澄夫銭を米納とする
一六五九	〃	二	真入坊（唐沢正慶）入寂。（一説にこの年間歩堰完成という）
一六六〇	〃	三	郡中制法発布。青柳重隆死（十一月）
一六六一	寛文	元	宗本寺炎上。寛文検地始る
一六六二	〃	二	中之条町、市場問題にて原町へ赦罪（十一月）
一六六三	〃	三	鹿野氏欠所される
一六六四	〃	四	折田、中之条、伊勢町を検地（十月～十一月）
一六六六	〃	六	諸藩に宗門改め役人の設置を命ずる
一六六七	〃	七	和利宮神主小板橋美作、京都吉田家より神階正一位をうける
一六六八	〃	八	市場問題につき、中之条町原町へ赦罪
一六六九	〃	九	全面俸録制移行か
一六七〇	〃	一〇	榛名山々論始る
一六七一	〃	一一	吾妻、白井領農民、榛名山社人を相手どり江戸へ出訴（榛名山論）
一六七二	〃	一二	大戸領を相手どり、白井、吾妻領出訴（三月）榛名山論裁可（三月） 寛文十二年検地を行う

岡上景能代官となる
大笹、狩宿の両関所を開く

湯本図書欠所（一六六五）（寛文五年）
酒井忠清大老となる

岡上景能岡上用水を開く

一六七三	延宝元		中之条町岩井間の奥沢橋を廃し伊勢町に渡舟す
一六七五	〃 三		榛名山論の勝訴祈願（十一月）
一六七六	〃 四		鹿野勘助死（四月）
			下尻高南山にて伊勢町平村争論（二月）沼田領林検地
一六七八	〃 六		（五月）中之条町内市場紛争
			木材の津留、虎伯善福寺建立、真田信澄中之条天王宮再興
一六八〇	〃 八		関東大暴風雨（閏八月）大飢饉
一六八一	天和 元		中之条町内縄市場事件（八月）・中之条町連月の市立を代官所に訴える。
	〃 二		沼田城主真田伊賀守改易により天領となる。（十一月）
			折田村で宗旨手形をつくる（小渕家蔵）。鉄砲を引上げる。
一六八四	〃 三		天領となっても変らない年貢の減免を訴える
	貞享 元		前橋藩主酒井河内守が命をうけて家老高須隼人を検地総奉行に任じ、土地を改める。
			林昌寺梵鐘成る
	〃 三		新しい検地帳が村々に交付された（貞享検地帳）以後明治の地租改正に至る年貢の基本台帳となる。
	〃 四		下沢渡橋を公儀橋として架け替える。折田村名主甚左衛門が検地の不公平を訴える。
一六八八	元禄 元		吾妻三十三番の札所が再興される。
一六九〇	〃 三		折田村庄屋小渕喜右衛門が檀那寺善道寺に「一打鐘声、脱三界苦」の銘を刻む梵鐘を寄進する。
一六九一	〃 四		

		徳川綱吉将軍となる
		凶作（大水八月権現荒）
		杉木茂左衛門越訴（上沢渡）
		貞享検地施行
		田畑永代売買禁止を再令する
		全国の鉄砲改めがある
		生類憐みの令が出る
		名誉革命（イギリス）
		付木を禁じ麻殻を使わせる。

一六九二	元禄	五	田畑の永代売買禁止令再開の中に、永代売渡しは続く（折田小渕家文書）
一六九三	〃	六	この年の五反田村の名主扱いの村入用帳がある（高橋孝成家名主孫兵衛）
一六九五	〃	八	この年の村絵図に、五反田村、山田村、赤坂村栃窪村のものがある。 中之条町問屋重郎右衛門が町の減免を願い出る。 凶作の為折田村名主八兵衛は村民の為代官に金百両の借入を願い出る。五反田では月夜野から米を買って年貢を納める。
一六九七	〃	一〇	四万山の入会に五反田外七ヵ村の出入がある。
一六九八	〃	一一	五反田村では三月飢人を調べて救済を願う。 伊勢町・青山・横尾・大塚・赤坂の五ヵ村は、川北の岩井金井村と共に、旗本保科の支配となり、（以後明治元年に至る。）伊勢町の根岸家がその地代官となる。
一六九九	〃	一二	八月十五日の台風で折田村で二十一軒潰れ、宇妻の寺（当時下にあった）が潰れて、上の段に移す。 山田川橋が流失して吾妻東部三十五ヵ村が人足に出るこの年また五反田村に飢人調があり、救済を願っている。
一七〇〇	〃	一三	この頃中之条の二宮三家は全盛を迎える（伊右衛門は、金一三、二三八両余を蔵したという。） 五反田村住の江戸の道心空閑が嵩山に三十三番観音を湯島に聖堂を移す。
一七〇一	〃	一四	京都寺子屋師匠掘水軒により「商売往来」が公刊される
一七〇二	〃	一五	江戸大火 本（本の橋不通） 赤穂義士仇討

一七〇三	元禄一六		建てる。
一七〇五	宝永 二		四万の杣人が生活の困窮を訴え四万山の入会で争う。
			沼田城主に本多伯耆守着任し、中之条町外山田西中之条、折田、五反田の五ヵ町村は原町、郷原と共にその支配下に入り、中之条町の二宮伊右衛門は吾妻五千石の地代官となる
一七〇六	〃	三	下沢渡橋普請
一七〇七	〃	四	旗本保科領赤坂村定免制となり、米納が金納となる
一七〇八	〃	五	平、赤坂、大塚の秣場争いがおこる（八月）
一七〇九	〃	六	
一七一〇	〃	七	巡見がある。
一七一二	正徳	二	風損で減免を願う（五反田）この頃村々から、前橋伊香保等へ出稼者が多くなる。
一六一三	〃	三	猪鹿等の野獣の被害が多く、先年取上げられた鉄砲二丁の下付を願い出る（平村）
一七一四	〃	四	下沢渡橋掛替、平村ではなべった川があれ普請を願う
一七一六	享保	元	三月、巡見使通過、山田村泊り、上沢渡村から草津へ向う。
一七一八	〃	三	十月、巡見使通過、大戸（泊）―原町―中之条通り
一七二〇	〃	五	矢場の三国橋通りの不動坂に不動尊を建てる。
			五反田村馬毛改めあり、合七十疋とある。

		東国の大地震により改元する。
		浅間山の噴火、諸国洪水
		女の巡礼、念仏講禁止
		家宣将軍職をつぐ。
		生類憐みの令を止める。
		馬場重久が蚕養育書を出す。本橋不通
		長崎の貿易を制限し金銀の流失を防ぐ（正徳五年）
		吉宗将軍職をつぐ　本橋不通
		享保の改革始まる

一七二一	享保 六	丹羽正伯薬草採集の途沢渡通過
一七二五	〃 一〇	沼田本田侯支配下平村、山田村に定免制がしかれ、漸次定免制が他の村々にも及んでいく。
一七二六	〃 一一	伊勢の山田奉行となった保科正純が伊勢宮を伊勢町に勧請する。
一七二八	〃 一三	将軍の日光御社参りあり、宇都宮まで吾妻五十五ヵ村から人足に出る。
一七三〇	〃 一五	本多侯駿州田中へ転出し、同領はまた天領に帰る。成田の八幡宮の伐木一件で騒動する（折田村）
一七三一	〃 一六	山田入会山（山田・折田・中之条・西中之条）の規定をつくる。
一七三二	〃 一七	郷倉の設立が申渡されて実施する。
一七三五	〃 二〇	中之条町外元本多侯支配の村々から沼田城付御免を願い出る。（三月）。七月五日許される。
一七三六	元文 元	麦蒔以来酷寒無雨の為、麦稲枯れ、三月大雪で大損毛で減免を願い出る。宗学寺梵鐘成る。
一七三七	〃 二	原町が田辺橋の人足を村々に申し入れ。中之条町外村々は拒否。原町が郷中と対立する。
一七三八	〃 三	五、六月霖雨。はしか流行する。
一七三九	〃 四	中之条の惣百姓が小川林の林守を仰せつかる。
		折田村妙見輪訪神社の再建で寄付を集める。
		名久田川洪水、平村は検見を願い出る。
		下沢渡橋架替。（代官池田新兵衛）
		長福寺梵鐘成る（享保九年）
		この頃村から町へ出る奉公人がだんだん多くなる。
		洪水（八月十三日）
		米価下落　本橋不通
		大凶作
		江戸打こわし始まる（享保十八年頃より）
		本橋不通（三年）
		青木昆陽らオランダ語を学び始める（元文五年）

一七四一	寛保	元	原町の分村調停に平村茂右衛門五反田村次郎兵衛蟻川村重郎右衛門原岩本村某が出る。
一七四二	〃	二	未曽有の大洪水・山田方年両橋おち、河川道路欠壊この年貢米輸送ならず、米を金納とする。
一七四三	〃	三	名久田川用水普請を扶持米をうけて修理する。
一七四五	延享	二	山田川橋普請願い——（中之条原町）
一七四六	〃	三	巡見使通過 ㊋九四人、原町泊—中之条中山 ㊎四一人、川須—（中之条(二泊)—原町
一七四七	〃	四	橋が落ち新巻村に舟で往来す。暴風雨で作物損毛す（八月十九、二十日折田村）
一七四八	寛延	元	山田川橋かかる。朝鮮人来朝に付神奈川迄人足に出る。
一七四九	〃	二	清見寺に時鐘ができる。
一七五〇	〃	三	岩本村百姓四十四人が昨年の凶作に拝借金を願い出る。（一月）
一七五三	宝暦	三	伊勢講人五十一人が、太々神楽三十両を献じ、三十三日を費して帰る（大道新田外）（富沢吉陳家文書）
一七五四	〃	四	林昌院の天狗詣りで賑わい、近村の百姓が境内に茶店を出す。
一七五五	〃	五	長雨冷涼凶作で村々が減免を願い出る。下沢渡橋の架替をめぐり東部吾妻は二つに分れて争い続ける。（八年に至り解決して公儀橋として人足を出す）
		六	四万湯原橋架替。
一七五六	〃		凶作続く、折田と下沢渡が山境を争う
			原町が原町と在組に分かれる
			戌のあれ
			町田延陵生れる。
			家重将軍職をつぐ
			凶作
			岩鼻陣屋仮役所が岩鼻村に設置される
			百姓の強訴を禁ず
			山脇東洋が始めて死体を解剖する。

一七五七	宝暦 七	多野郡下の百姓が村役人の圧政に抗議する。
一七五八	〃 八	塩原太助が江戸に出て薪炭商山口屋に仕える。
一七五九	〃 九	
一七六〇	一〇	家治将軍職につく
一七六一	〃 一一	
一七六二	〃 一二	上野武蔵下野の百姓助御重課に反抗する。
一七六四	明和 元	
一七六五	〃 二	
一七六六	〃 三	だ胎、間引を禁止す
一七六七	〃 四	オランダより始めて金録銭を輸入する
		百姓往来成る
		田沼意次側用人となる。

杢の渡し不通の為、牧野駿河守中之条通り人足50人馬70疋で村継ぎ。
薬師岳秣場出入、山南村、山北村と対立、以後三ヵ年間争いつづける。
旱魃・田植ならず、村々難渋を訴え出る。
巡見使通過。
栃窪、赤坂両村秣入会場で争う。
丸山白峯生れる。
清見寺本堂建つ。六月洪水（赤坂）
旗本保科領下米金の三両増を命ずる。この頃大方の村々が米納を金納にかえる。横尾村の百姓が村役人の横暴を訴えて争う。
保科領年貢金持参江戸行飛脚二人が岡崎新田で殺される。同地代官伊勢町の根岸への年貢金の直納を拒否して騒動が始まる。
横尾の文珠院の梵鐘成る。
凶作、大豆、たばこの換金作物別として不作。
浪人寺社権化横行―二十ヵ村が拒否を申し合せる。折田村中組で、谷地と定光寺の分離騒動起こる。
中之条町の忠七が問屋規定を無視して賃馬を稼ぎ問題となる。平村の百姓某が四月十八日夜横尾村で殺される。朝鮮使節のもてなしに猪狩をする（折田）。
山田川橋架替。山田村名主の入札でもめる。
中之条町の問屋前橋高崎の城米を買う。

一七六九	明和	六	山田村の古料の百姓が村役人の会計不信を訴える。永林寺で大般若経幷に経堂造営の為六百本くじ講を開く。
一七七二	安永	元	（明和七、八、安永元と凶作三年続く）
一七七三	〃	二	旱魃で平村出入。
一七七四	〃	三	山田川橋流失 定光寺観音堂道心性源鐘堂設立を心願して各地を行脚して喜捨を求め、武州久喜寺に一切経安置の堂を建てる。安永三年八十七歳で折田に没す。
			荒地起返し吟味（大道新田）山田川橋竣工
			この頃糸繭商人多くなる。
一七七五	〃	四	山田川橋流失、林昌寺梵鐘成る。
一七七六	〃	五	蟻川用水普請人足を郷村から出す。雨天続き凶作
一七七八	〃	七	山田川橋竣工
			中之条町大火
一七七九	〃	八	大塚村は中山村の助郷に出るのが本体ではないかと中山村より訴える。
一七八〇	〃	九	赤坂村、平、大塚両村の秣場出入おこる。
			凶作により減免願い、廻米の命に歴史を説きて金納を願う。
一七八二	天明	二	山田川橋流失（さい勝橋を通る）、同橋竣工
一七八三	〃	三	浅間山春から鳴動。七月大爆発山田万年
			南鐐二朱銀出る
			麻疹大流行
			解体新書成る
			浪人体のねだり、合力徘徊者取おさえ方触。
			アメリカ独立宣言
			漢字山平沢旭山来郡
			上・武二州百姓一揆三五ヵ村参加　李橋不通
			前橋藩から高崎藩へ
			旭山延陵を訪れて蝦蟆渓の崖に記念の字句を記す
			大凶作

一七八四	天明	四	大凶作大洪水
一七八六	〃	六	酒小売停止
			糯米の令が出る
一七八七	〃	七	家斉将軍につき松平定信老中となる。
一七八八	〃	八	
一七八九	寛政	元	フランス革命
一七九〇	〃	二	
一七九一	〃	三	
一七九二	〃	四	
一七九三	〃	五	

両橋流失。
林昌寺で大勧進宛に御助米拝借を願い出る（一月）七月中大雨、川欠、石砂入、水腐に相成りと減免と夫食救助を願い出る。百姓平右ヱ門年貢を不納して騒動となる（折田）
大霜で麦損毛。不陽気に付五穀成熟の百万遍念仏をする折田疫病はやり神送りをする（十二月）
巡見使通過
盗賊取締方歎願書（十四ヵ村）を差出す。（九月中之条）〇剣持予山生れる
山田川橋流失、同九年の竣工まで七ヵ年という空白時代始まる。
商品経済農村浸透によるその寄生分子たる博奕盗賊が横行し、村々に辻番をおく。がその反面倹約政策に不況を生じ、山田村では金を出し合って商内相続講をつくる。
天明三年泥入起返し方吟味。下沢渡橋大破吟味。
入会山村。勝負瀬橋普請（西中之条、中之条、折田）（三月）
村役人外の岩鼻行きが始まる。
飛脚の発達に西中之条では年貢を飛脚問屋高崎の嶋やに頼む

鎖国の日本にロシア使節根室に来る。
杢の橋不通
岩鼻に代官所をおき、無宿者の横行に備える。

一七九四	寛政 六	山田川橋出入
一七九四	〃 七	船渡出入おこる。山田川橋流失中商人荷物は万年橋を迂回せず、岩井の舟渡から直接中之条へ来る。これらと関連して川北村から中之条町が訴えられる。
一七九六	〃 八	榛名山麓山中の荷付通しの（伊香保、みのわへ）問題で二十二ヵ村が争う。中之条町の米相場報告が始まる（一月）
一七九七	〃 九	舟渡出入、山田川橋の竣工と共に落着する。
一七九八	〃 一〇	凶作山口六兵衛・黒岩長左衛門が郡中取締に任命される。前年（一一年）高橋景作生れる。市川米庵沢渡温泉に来遊する。
一八〇〇	〃 一二	郡中取締増員、大戸加部安左ェ門、草津年寄善兵衛、山田村治郎兵衛、（この頃博奕禁止の触多し）
一八〇一	享和 元	六月二十九日夜山田川橋流失
		寛政四年から八ヵ年の家数人別増減調の触れあり
一八〇二	〃 二	大洪水　山田川橋流失。反下村永宝年代記この年から始まり現在に至る。
一八〇三	〃 三	八月大嵐、秋作損毛、煙草逼迫する。
一八〇五	文化 二	丸山白峯没。
		繭・煙草・米大下落―不況中之条大火（諸大名外国船に対し薪炭給与令を布達す）
一八〇七	〃 四	名工田村喜之生れる。

近藤重蔵がえぞ地を探検する
古事記伝完成

忠敬越後からの帰路杢の関を通る
関東取締出役（八州廻り）の設置
特に上州に重点をおく。
農民に絹類の奢侈品を禁ずる。

一八〇八	文化	五	凶作不況―山田川橋流失。須川宿より助郷申入。
一八〇九	〃	六	不況。長雨凶作浪人旅僧船倒山伏座頭盲女諸権化横行ひどく、三十九ヵ村が申し合せて拒む。
			生産物収納に年貢の時期と合せたく延期を願う。(十二ヵ村)
一八一〇	〃	七	凶作、小板橋好里生れる
一八一一	〃	八	岩本村分郷されて代官支配と旗本山本平左ェ門に、蟻川村は分郷されて、旗本久世伊勢守と大津新左ェ門に分与される。温泉場不況。
一八一二	〃	九	七月入湯人草津七千人、四万六、七百人と中之条町の大絵代は「温泉賑わう」と記す。
一八一三	〃	一〇	凶作四万湯不況の為、湯屋敷を質入にする。飛脚問屋嶋屋、京屋、十七屋(以上高崎)江戸みのやの扱い文書この頃多くなる。
一八一四	〃	一一	天王祭礼(六月二十一日)例年の獅子舞花出し願い。
一八一五	〃	一二	凶作　中之条町大火、博奕横行。
			西中之条、平村中山道三国道の助郷の尋ねあり。(助郷申入文書、この村々への始め)
一八一六	〃	一三	凶作、北国穀止め、信州米月夜野迄のぼる。
一八一七	〃	一四	和利宮社四ヵ年契約で普請を始める。
一八一八	文政	元	中之条、市相場の米糀、麦糀の相場の届始まる(六月)
一八一九	〃	二	米価下落により諸物価の値下げを申し渡されて値下げ実施価を届ける。(この頃十辺舎一九が六合村から入

フェートン号事件

「吉原甚だ不況」と式亭三馬が記す

忠敬大日本地図完成

一八二〇	文政	三	り中之条町鍋屋に泊り市城の渡をわたって行く） 大塚の吉田忠徳、紀州の華岡青州に医学を学ぶ。 平村の百姓女房れんが村道で浪人に殺され、諸費用一切を郷村で分担させられる。
一八二一	〃	四	山田川橋掛替。五月長雨 和利宮神社落成。旱魃で天領の惣百姓が難儀を訴える。原町が中之条の市に抗議する。町田重平が郡中取締に任命される（五月）
一八二三	〃	六	○分郷がある。旱魃五反田村奈沢大地辷りで被害甚大。博奕禁止申合せ
一八二四	〃	七	清水侯の支配となる（九月）。（東部吾妻十二ヵ村） 伊勢町只則の木桧俊庵は江戸に学び高野長英を知る。
一八二五	〃	八	凶作、原町の市中絶同様となる
一八二六	〃	九	宗福寺梵鐘成る。
一八二七	〃	一〇	寄場組合を作らせ八州廻りに直結させる。―疫病はやる。文政の改革伊香保大火。この頃高橋景作をめぐる読書仲間約二十人が医書を読みあう。
一八二八	〃	一一	吾妻東部は四十ヵ村寄場組合を作り、原町・中之条が交替して親村となり、山口六兵衛・町田重兵衛が大総代に任命される。

中居重兵衛生れる

新開に付十八ヵ村が出願。
原町大火・大霜害（十一月）

シーボルト来期・二ツ岳蒸湯（五年）

異国船打払い令を出す
長須橋掛替
疫病はやる
文政の改革
伊香保大火
シーボルト事件
田辺橋流失
西部吾妻は大戸村が親村となる。
富田永世、四万、沢渡の温泉を訪れる。

一八二九	文政一二		大洪水。越後大地震。
一八三〇	天保　元	凶作・大嵐、蟻川用水普請。（福田宗禎は文政末年まで若き日を十数年間江戸に学ぶ）	高崎大火
一八三一	〃　二	宇妻林昌院焼失	長須橋架替
		清水領下老養手当、小児養育手当―支給貧民救済方実施。沢渡の宗禎に治療をうけた江戸の客三十二人。福田宗禎に招かれて高野長英沢渡に来る。	
一八三二	〃　三	高橋景作江戸の長英塾に学ぶ。	天保の大飢饉
		山田川橋掛普（金十四両で原町が請負う）	勢多郡小夜戸村の百姓吾妻川通船を願う風
一八三三	〃　四	四万新湯の大火	邪流行小児死者多し
		米価高値、酒造の減石を申し渡す。伊勢町の柳田槇蔵ら貧民に合力す。	
一八三四	〃　五	伊勢町藤兵衛ら同合力。保科家、領民に臨時金の支出を命じる。不況により奉公人稼人の給料引下げを村々で申し合せる。	
一八三六	〃　七	華山の高弟福田半香、長英の照会で当町に画遊。	大凶作各地に一揆おこる。
		柳田槇蔵天保凶饉録をかく。中之条と川北村との渡舟出入がおこる。（八年十二月解決）	田中両之助農地改革献白
		林昌院本堂の造営。若衆の芝居、俄などきびしく取締る。高野長英来郷。救荒二物考を出す。	勢多郡の百姓ら通船許可再願。
		年末伊勢森外に不穏の張札がある。	国定忠治通過
一八三七	〃　八	村々で困民窮助を願う。	大塩平八郎の乱（二月）
		高野長英来条、福田・柳田らを訪れる。	生田万の乱（六月）

一八三八	天保	九		巡見使通過(四月)、尚歯会員羽賀市三郎巡見使として来条。山田川橋流失(六月)。市出入おこる。須川村から原岩本村外三村へ助郷を申入れる。
一八三九	〃	一〇		不況凶作の中に若衆の芝居狂言はやる。蛮社の獄以降中之条の蘭学下降する。蘭医福田宗禎没
一八四〇	〃	一一		小板橋吾阜没し追悼会が行われる。中之条市相場に麦、銭相場が要求されて届ける。
一八四一	〃	一二		市出入に重兵衛、明七ら出訴(一二八名連署)金利一割五分を一割に引下げさせる(天保改革)
一八四二	〃	一三		四万渡戸橋架替。
一八四三	〃	一四		将軍家慶日光御社参りにつき遠く沿道迄人足に出される。長須橋架替。
一八四四	弘化	元		市出入に中之条町敗訴。中之条町大火　関恒斉江戸に生れる。(高野長英・脱獄してこの年来条の模様)平・赤坂両村の南山秣場出入。(六月)
一八四五	〃	二		モリソン号事件 一分銀新鋳 夢物語成る(十月) 凶作閏四月十日大霜害五月六月長雨。冷気 江戸大火。 蛮社の獄 原町大火 佐渡奉行川路聖謨中之条大道通過 天保改革始まる 異国船打ち払い令を改め薪水給与を許す 人返し令を出す(二月) 上知令を出す(六月)九月撤回 水野忠邦罷免 オランダ使節開国勧告書を幕府に呈す 木村卓堂原町に開塾 イギリス船長崎に来航。

一八四六	弘化	三	（道陸神峠開削磨崖碑をつくる）
一八四八	嘉永	元	山田村、中山道軽井沢駅の代助郷この年から始まり文久三年迄十五ヵ年間続く。
一八五〇	〃	三	平村の百姓村役人の専断を訴える。
一八五一	〃	四	吾妻川通船の許可を願い出る。五・六月長雨、平村の用水堰大破。市城村大あれ（五月）
一八五二	〃	五	早つき米業者の取締りを四十ヵ村で議定する。
一八五三	〃	六	黒船の来航に世上さわがしくなる。（小板橋神主夷国船上書写）
一八五四	安政	元	折田村で社木伐採をめぐり村役人と百姓が対立して争う。
			正月十四日の祭りの山車に黒船をかたどる（伊勢町）
			吾妻川の通船が許可され、山田川に三河岸ができ、江戸へ通う船運が開かれる。（二月）
一八五五	〃	二	横尾村の若者　千社参りの岩本の道で蟻川の者とけんか出入。柳田槙蔵没
			九月十七八日、大風水害、東部寄場組合で会合。
一八五六	〃	三	保科家で支配下の寺の梵鐘を大砲に鋳直す為林昌寺・長福寺・文珠院・宗学寺の銘文を差出させる（五月）
			宗本寺梵鐘成る。（施主唐沢政右ェ門）四万入会山出入。若衆の俄狂言盛。
一八五七	〃	四	吾妻川の通船休む。凶作。山田川橋大破
			アメリカ浦賀に来航、通商を求む
			善光寺地震（弘化四年）
			高野長英自殺（嘉永二年）
			山口六平生れる（嘉永二年）
			国定忠治大戸で処刑される
			ロシア艦下田に来航
			ペリー浦賀に来航図書を呈す（六月）
			ロシア使節長崎に来航す（七月）
			品川に台場を築く
			米・英・露と和親条約を結ぶ（三月～一二月）
			日蘭和親条約。
			江戸大地震
			疫病大流行
			洋学所を蕃書調所と改める。
			ハリス下田に上陸す。
			吉田松蔭松下村塾を開く。
			散髪廃刀を許す

一八五八	安政	五	中之条町で鏡岩一行を招き郡中十八ヵ村によびかけて角力興行をする。
			遊歴皇国学者高橋景作を訪れる。
一八五九	〃	六	五月洪水、杢橋川止め、万年橋通行、御用人馬ふれ（五月）
			堀丹波守通行（六月）、柴宮大明神屋根替（十一月）
			四万入会山出入落着。まゆ高値
			須川宿から赤坂栃窪大道新田原岩本の四ヵ村に助郷を申入れてくる。凶作
一八六〇	万延	元	赤坂村百姓、領主保科家の正米納めの命に反抗して傘連判状を作り逃散する（壬三月）
			小銭不足で中之条町では十六文の切手を発行する。
			下沢渡と折田で境を争う。景作種痘に成功（三月）
			高橋景作を中心とする蘭学研究がこれから文久三年までそのピークを出現する
一八六一	文久	元	和宮の東下で村々から中山道軽井沢外へ助郷に出る。
			右により十一月昼夜道筋の番をする（大道新田）
一八六二	〃	二	村人減り、年貢納め難しと開発費援助を願い出る。（蟻川）
			コレラ、麻疹大流行（七～九月）

	アロー号事件をオランダが幕府に知らせる（一月）
	日米下田協約成る（五月）
	水戸藩反射炉完成
	日米通商修好条約成る（六月）
	安政の大獄おこる
	金が多く海外に流出
	長崎・神奈川箱館を開港す
	志士相ついで処刑さる。
	シーボルト再来（七月）
	咸臨丸アメリカへ向う（一月）
	桜田門外の変（三月）
	種痘館を種痘所に改称
	蕃書調所英学を正科にかえる。
	和宮降嫁
	坂下門外の変（一月）
	寺田屋騒動（四月）
	生麦事件（八月）

一八六三	文久	三	江戸詰大名の妻子の帰国で道中大混雑、助郷が頻りに要請される。世情不安治安なき村々に半鐘をたてさせ、自衛を図らせる。早魃で田仕付ならず。悪徒の侵入の報に東部四十ヵ村が山狩をする(八月)
一八六四	元治	元	道陸神峠道を馬一疋通れる道に改造。折田村の材木商が江戸商人に江戸出し木材の不払を訴える。天狗党来条一夜にして一七八〇両をまき上げて去る(四月)村々に強盗しきり、また四十ヵ村総出で山狩(七月)。以後これが年中行事のように行われていく。(乱世の中に景作をめぐる蘭学は急落し、高弟関恒斉は伊勢町の神官小板橋好尚につき皇典学を学び始める)
一八六五	慶応	元	凶作(冷害)につき検見、延納歎願大道(文書)。
一八六六	〃	二	大道新田甚兵衛家六人組・山田村名主庄右衛門家へ十人組の強盗押し入る。
一八六七	〃	三	岩鼻代官の逃亡(三月十三日)。東山道総督府から川北二十八ヵ村に回状(三月九日)
一八六八	明治	元	参勤交代制緩和 将軍家茂入京参内(三月) 天皇攘夷祈願(四月) 薩英戦争(七月) 天誅組の乱(八月)八月十八日の政変 生野の変(十月) 武田耕雲斉挙兵(三月) 禁門の変(七月) 第一回長州征伐(八月) 連合艦隊下ノ関砲撃(八月) 下仁田戦争 慶喜将軍につく 第二回長州征伐(六月) 孝明天皇崩御(十二月) 農民一揆しきり。 薩長両藩に討幕の密勅下る。慶喜大政を奉還(十月) 王政復古の大号令を宣言す(十二月九日) 戊辰戦争起る(一月) 小栗上野が権田に帰る(二月)

		三月九日岩鼻代官所の高札、分杭を書替えて武州に向う。
		三月十一日より富豪の打潰しの張札はらる。四月三日まで村町の共同防衛に全力をあげる。
		四月、中之条町は前橋藩鎮撫となり四月十三日の市城村泊りに始まり、村々を回り王政御一新を布達する。
		三国戦争の人足に一千余人がかり出される。
		渋川に総長局（堀口）のもと吾妻に鎮撫掛がおかれる（松井・新井）。寄場村々を支配する（六月）
		小板橋丹波悴ら伊参文庫の永続を願い出る。
		伊勢町小板橋神官らご一新につき皇恩に報いたくと奉献志願する（七月）
		神仏分離会から神葬祭に転ずる村多し。横尾村で村中名主宅に寄せ申し渡す（十月）栃瀬団吉死・神葬祭の初め（十月二十八日）
		浮浪人横行、四十一人の人相書ふれが回る
		三国脇往還見張る（栃窪村七月）
		この年大凶作
一八七〇	〃 三	林昌寺の毀仏騒動神葬祭騒動起る（二月）
		棄仏集一冊をつくり運動を謳歌す。
		村々の困民救助の為富豪に醸金させ、支那米を購入して支給、また金稗など貸し渡す。
		神仏分離令（三月）
		官軍東征
		江戸城開城（四月）
		三国戦争（四～七月）
		岩鼻県発足（六月）
		初代知県事大音竜太郎の声明（七月）
		（渋川に総長があり）
		明治改元（九月）一世一元制となる
		吾妻の関所廃止中渡し（九月）
		原町に岩鼻県出張所が設立される（一月）
		五月廃止になる。
		草津町大火（四月）山田川橋流失官費掛替
		坂本宿伝馬申入れ。
		問屋を廃し陸運会社開設
		諸国に排仏毀釈騒動おこる
		版籍奉還
		にせ金、にせ札出回る
		山田川橋流失

一八七一	明治 四	原町が中之条町の市日に抗議する。 戸籍係りとして副戸長が任命されて戸籍作りが進められる。種痘行う。五ヵ年平均取高を調べる。 宗門人別張が廃止される。（十月）
一八七二	〃 五	戸籍づくりなかなか進まず。 大小区制の実施により現中之条町は第二十大区（大区長は大戸の田中瑳一郎）に属し、四つの小区（五、六、七、八）に分れられ、その村役人の名は、歴史的な、名主、組頭、百姓代を改め、戸長副戸長となる。 越後新道（四万―浅貝）の開削進む。 吾妻郡に六名のら卒が任命されて二人組になり巡回を始める。中之条原町の歴史的な市出入に終止符をうつ。
一八七三	〃 六	徴兵令布告にて世上不穏。 中之条町下の町、群馬県区庁出張所が開設された。（四月） 検事出張所が町田重平宅におかれる。（五月） 町田重平が第二十大区長となる。 壬申戸籍がこの年できる。 中之条、名久田、伊参、沢田四地区各小区毎に十月から十二月にかけて一校宛寺をかりて開校する。
		平民に氏姓を許す（九月）五万石騒動 郵便規則制定（一月） 戸籍法 〃 （四月） 廃藩置県の詔により第一次群馬県発足（七月）大小区制実施 中牛馬会社に郵便事務を託す 壬申戸籍、人口調査戸籍編成実施（一月） 村の長を戸長とす（四月） 群馬県庁を前橋に移す（六月） 学制頒布（八月） 新橋横浜間に鉄道開通（九月） 富岡製糸場開業（十月） 「学問のすすめ」刊行
		太陽暦実施（一月） 徴兵令布告（一月） 山口六平が学区取締に任命されて小学校の開校を進める。 三月五日原町に群馬県三番の小学校が開設される。 加藤弘一が「文明開化」を刊行する（九月）

			中山道坂本宿の助郷問題が落着する。	地租改正条令布告（七月）
一八七四	明治	七	榛名南山（入会山）問題解決する。薬師岳境界問題おこる。市城の舟渡に吾妻川橋かかり、名久田川橋竣工する。	熊谷県となる（十月）
一八七五	〃	八	楫取県令小学校（林昌寺）に徴集試験の為来条。	民撰議員設立を建白す（一月）
			中之条区庁所が警視方出張所となる（二月）	佐賀の乱おこる（二月）
			吾妻川橋の新設に赤坂のおもだちが永井市城間の道の修理に投資して行う。物産取調報告（一月）	台湾征討（五～十二月）
			中之条警察出張所は中之条警保出張所に、さらに同屯所と改められる。	東京銀座にガス灯点火す（十二月）
一八七六	〃	九	神祠仏堂石像の移転合併が始まる。	地租改正事務局がおかれる（三月）
			山田川橋の瀬回し堀割架替に三十五ヵ村から計七、三六一人の人足が出る。（人足代一人一日十銭）	新聞条令、ザンボウ律制定（六月）
				同志社英学校設立（十一月）
			吾妻郡内の指導者たちが勧業議会を設立する。生産会社の前身継業会社が設立される（一月）	佩刀禁令（三月）
			地租改正測量はじまる（二～三月）	各地に地租改正事務局をおく（四月）
				前橋生産会社創立（五月）熊谷県を廃し第二次群馬県をおく（八月）
一八七七	〃	一〇	中之条屯所は渋川警察出張所中之条分局となりついで同分署と改名（二月）三月一日同分署は原町に移される。	京都大阪間鉄道開道（二月）
				東京大学開設（四月）
				前橋と高崎に電信始まる

一八七八	明治一一		社祠堂宇の合併行われる。この頃仏堂存置願多くでる。
			中之条生産会社（中之条生産会社第一分社）が創立され、前橋生産会社に資金一千万円の借用を申入れる
			（七月）町田儀平が群馬県勧業世話係に任命される
			（十月）
			中之条生糸改良出張所が創設される（頭取中井総平、計算方田中甚平）（十月）イギリス人文部省出仕学術研究及び米人ウイリヤムビカールが共に竹の屋に泊り、草津に向う。この年町村誌ができる。
			伊勢町の本田半平が吾妻宮神社に算額をあげる。
			赤坂駅が中之条駅と共に群馬県下内国通運会社の一駅となり、越後渋川間の物資を取扱う。町田儀平が農事通信員に任命される。ベルツ博士が二宮平八方に泊り草津へ向う。この年地租改正山林丈量はじまる。
			吾妻郡役所が中之条町に開設され、初代郡長として真野節着任（十二月）郡役所官舎（二棟）を一千円で新設（十二月）町田儀平四万川の水を中之条町に引く計画願提出
一八七九	〃 一二		郡長が伍長心得を布達する（三月）。町村会議員選挙（四月）。町村議会開く（七月）。知県事楫取素彦来条す（七月）。コレラ流行する。
			山田川橋竣工。橋銭をとる（一人五厘）中之条町にガス灯つく神社明細帳を作成提出（八月）。
一八八〇	〃 一三		青山―市城の道路の改修が始まり、十四年まで続く。
			○高崎分営の兵士西南の役に出発（二月）
			○吾妻畜産会社設立
			○薬師岳牧場開設
			三新法制定公布（七月）郡区町村制しかれる
			吾妻漢学書院設立（三月）
			群馬県師範学校新築落成（八月）
			明治天皇群馬県に御巡幸（九月）
			この年郡下で凍霜害（五月）
			第一回県会議員選挙（三月）第一回県議会開く（五月）
			コレラ大流行（七月）
			高間牧場新設
			有笠牧場開設（七月）
			改正教育令

一八八一	明治一四		群馬県立中学校開校（一月） 勧業委員制をしく（七月） 国会開設の詔下る（十月）
一八八二	〃 一五	中之条町須賀神社のきざ橋及び神籬をつくる。中之条町に養蚕組合がつくられる。	
一八八三	〃 一六	中之条町の中央を流れていた用水路を北側に移し、街路を整備する。吾妻川橋が危くなり、また渡し舟にかえる。山田川橋二十三間幅一丈三尺を設計（十五年六月竣工する）中之条須賀神社落成。中之条生産会社を第十一生産会社と称し資本金十万円の株式会社とする。この年蚕業売上高ふえる。	
一八八四	〃 一七	伊勢町木暮茂八郎ら研精社を創設（五月）この年伝染病流行・凶作・金融状況悪し 中之条に収税出張所ができる。伝染病者死屍埋葬排泄汚物埋所の（成田原）設置を折田村で県令に願い出る。山田川橋落成（六月） 群馬の自由党中之条町で大会ひらく（七月）この年米価急落する。	
一八八五	〃 一八	中之条に吾妻繭糸共進会が開かれる(九月)。折田学校（現中折田公民館）が新築される。 赤坂会社扱荷物減少により廃業届を出す。吾妻郡町村連合会開催さる（五月）。	軍人勅諭発布（一月） 県立中学校小暮村に移転開校（四月） 不況により不穏な動きが各地におこる。
一八八六	〃 一九	中之条町に小学校が新築される（現役場） 中之条町に田中甚平が木桧製糸場設立（工場長木桧定七）。麻疹流行。 中之条町に吾妻第一高等小学校開校される(四月)。吾妻教育会発足(六月)。関恒斉群聖堂をおこす。	前橋大火七三〇戸焼失 群馬事件、秩父事件 県庁前橋署間に電話架設 上野高崎―前橋間に鉄道開通する。 官選戸長制がしかれる 県道日向通り開通 高崎横川間鉄道開通（一〇月） 上野教育会創立（一月） 原町に英学校開校（六月）

一八八七	明治二〇	生産会社満期となり更めて吾妻銀行と称して営業を続ける。 郡役所開庁式(二月)、福田和五郎ら吾妻興学義会設立(二月)、田中甚平ら英学夜学校創設(四月)、名久多教会堂建立(九月)吾妻教育会報発刊(十二月)、この年山田川原で吾妻郡消防演習行われる。この年高沼大火
一八八八	〃 二一	英学夜学校開校(二月)、吾妻養蚕試験所開業(五月)、吾妻教育会雑誌創刊(七月)、前橋始審裁判所中之条出張所設置(十月)、共成社設立(十二月)、この年下沢渡チブス流行、裏町新道開く(中之条町)
一八八九	〃 二二	田中甚平イタリーに養蚕親察(三～十月)中之条町・沢田村、伊参村名久田村成立(五月)、吾妻改伸社設立(十一月)、大林区中之条派出所設立(十二月)
一八九〇	〃 二三	裁判所出張所が中之条区裁判所となる(十月) 名久多数教会設立(九月) この年養蚕霜害で不況、四万小学校全焼吾妻講武会生れる。
一九九一	〃 二四	大林区派出所が小林区署となる(一月)、柳田阿三郎ら西毛協和会設立(十月)、この年上沢渡小学校新築、前年に続いて不景気
一八九二	〃 二五	吾妻協愛会成立(四月)、吾妻製糸共算組合設立(七月)、中之条町役場新築庁舎落成移転(九月)、吾妻撲武会発会(十一月)
一八九三	〃 二六	吾妻協愛会雑誌発刊(二月)、米伝導師グリーン杉田潮石らキリスト教説教(四月)、吾妻社開業(七月)、 原町教会建立吾妻青年会設立(三月)小泉岩井ら四ヵ村に吾妻学友会設立(四月)上毛新聞発行。この年吾妻渓谷開削案を野口茂四郎県会に提案 吾妻婦人会創立(二月)市町村制公布(四月)、両毛鉄道桐生小山間開通(五月)碓氷馬車鉄道開通(九月) 憲法発布(二月)県下第一次町村合併(三月)西毛時事創刊(五月)草津温泉大火(八月)県下大水害(九月) 第一回衆議院議員選挙府県制郡制公布(五月)前橋渋川間馬車鉄道開通(七月)教育勅語発布(十月) 小泉青年会設立(二月) 公娼廃止の県令公布(九月) 前橋町市制施行(四月) 原町キリスト教会で青年励精会(三月)、上毛キリスト教会発足(四月)、

一九九四	明治二七		県下全域霜害（五月）
		中之条収税署となる（十月）、原町長野原間道路開通式（十二月）	日清戦争はじまる（八月）高崎十五連隊出征（九月）吾妻中学院創立（三月）北毛農商銀行設立（十月）前橋電燈点火
一八九五	〃 二八	中之条青嵐会設立（一月）、中之条町消防組織なる（二月）、吾妻学友会雑誌刊行（十月）、学友志叢創刊（十二月）	県立農事試験場設立（四月）
		日清戦争始まり町村民に応召者あり、反下に勤労資金蓄積組合生れる	高崎十五連隊凱旋（五～六月）高崎商業会議所設立（八月）
一八九六	〃 二九	伊勢町青年会設立（一月）、中之条製糸所設立（五月）、吾妻郡凱旋軍人歓迎会（九月）	郡農会設立（一月）郡制改正（十一郡に・三月）県農会設立（八月）
一八九七	〃 三〇	中之条講武所開所（四月）、霜害（五月）、水害（七月）、赤痢病大流行（七・八月）、収税所が税務署となる（十一月）	大凶作三〇～三一年にかけ経済恐慌、県下大雨大洪水（九月）
一八九八	〃 三一	中之条電信開局（二月）船津伝次平農事講話に来郡（三月）、吾妻教育会雑誌百号記念総会（五月）、電話線できる（七月）、沢田村天然橋開通式（十月）、馬車鉄道路中之条町裏町測量（十一月）	高崎煙草製造所創設（二月）群馬農工銀行開業（五月）吾妻川増水被害電話郵便不通
一八九九	〃 三二	高山社々長町田菊次郎養蚕講演会（三月）、吾妻貯蓄銀行開業（九月）、朝日座開場（九月）、美野原水利測量願許可さる（十月）、中之条協会交詢会創立（十二月）、この年大岩新道開く	県立女学校（高崎）開校（五月）
		美野原測量終了（四月）、郡立農学校設立（四月）、改正条約実施有志祝賀会（八月）、井上哲次郎博士講演（八月）、島田三郎学術講演会（八月）、中之条少年会（十月）、朝日座で活動写真興行（十二月）、この年下沢渡	条約改正実施各地祝賀会開く（八月）群馬新聞創刊

一九〇〇	明治三三		高等小学校新築開始、上越新道開さく着手
			中之条小学校敷地問題で県参事会に訴える(十月)、農学校県立となる(四月)、伊勢町に吾妻興業銀行設立(十一月)、中之条町生繭乾燥所設立(十一月)、沢田青年懇話会発足(十二月)、この年糸値下落商況不振
一九〇一	〃	三四	吾妻銀行創立二十五年祝典(一月)、中之条競馬会設立(三月)、碓氷社中之条組開場(七月)、名久田村横尾赤痢蔓延(六月)、中之条町夫役訴願内務大臣より却下通告(九月)、碓氷社萩原鎌太郎講演(十月)、名久田村交友会報創刊(十一月)、中之条で子守教育(十一月)、この年上沢渡松尾官林払下げ木炭開始、四万校新築
一九〇二	〃	三五	中之条女子補習学校開始(一月)、中之条信用組合創立(九月)、名久田高等小学校増築(九月)
一九〇三	〃	三六	中之条軍友会設立(二月)、沢田補習学校開始(二月)、寺沢橋設置(三月)、この年伊参村で学校父兄会創立
一九〇四	〃	三七	動員令下る(二月)、中之条町軍人援護会発足(三月)、町村会議員選挙(四月)、大雨床下浸水(七月)、女子校に母姉会創立(九月)、伊参村学校に母姉会(九月)、木下尚江講演会(女子校)(十月)、郡篤志看護婦人会発会(十二月)
			この年二月日露戦争始まり、各町村から出征兵多し、折田村赤痢患者多し、戦勝祈願提灯行列さかん。
一九〇五	〃	三八	旅順陥落戦勝祝賀提灯行列(一月)、高山社蚕業講話会(中之条二月)、八田海軍大佐義勇艦隊建造費勧誘演説
			新町鬼石間馬車鉄道開通(一月)高崎市制施行(四月)吾妻養老会開催(四月)吾妻郡産牛馬組合創立(九月)原町銀行設立(十一月)高山銀行(十二月)
			原町に郵便局設置(二月)
			県耕地整理規則設定(四月)
			新法による産業組合県下に生れる(七月)
			坂東橋開橋(十二月)
			県下大降霜により桑園甚大な被害(五月)
			前橋電話交換局できる(八月)
			高崎市内に電燈つく(九月)
			日露戦争始まる(二月)
			高崎十五連隊出征(二月)
			吾妻橋架橋(七月)
			国債募集行われる(三月・六月・十一月)戦時下教育方針訓令(十月)小学校男子教員の制服制定さる(十一月)
			旅順陥落(一月)奉天会戦(三月)日本海海戦(五月)

一九〇六	明治三九		会(中之条二月)、五反田青年同志会・四万青年同志会発足(五月)、加藤咄堂講演会(清見寺五月)、松見橋開通式(八月)、中之条農会凶作善後策(九月)、軍人凱旋はじまる(十月下旬)、この年霖雨凶作・大塚地芝居歌舞伎実演さる。
一九〇七	〃	四〇	金森通倫勤倹貯蓄演説(一月)、凱旋軍人中之条小学校に松樹植付(四月)、町会議員選挙(九月)、碓氷社中之条組一万台枠祝、この年沢田村に尚武会軍友会発足、四万婦人会設立
一九〇八	〃	四一	中之条男子実業補習学校始業式(一月)、各町村神社合併はじまる(一月)、留岡幸助報徳演説女子校(三月)、町村会議員選挙(四月)、ゼントルマン馬車初めて来条(五月)、女子校教員女礼式修講(八月)、小学校連合運動会(十一月)、この年沢田村で大林区植林事業開始、学校に父兄会母姉会開く、県会農学校移転建議に付、地元反対運動たかまる。
			農学校移転問題で郡民大会(一月)、名久田村神社合併。吾妻神社に合併なる(一月)、草津馬車運転開始(五月)、町会水力電気建設決議(七月)、碓氷社中之条組男工四人ストライキ(九月)、川合玉堂吾妻川沿岸採景、大町桂月来条、キリスト教綱島梁川来条(十一月)、四万温泉報徳会設立(十一月)、四万温泉青年会下沢渡青年会設立(十二月)。この年霜害冷気で凶作、四万下沢渡婦人会設立
			ポーツマス講和条約調印講和反対国民大会(東京日比谷焼打事件)(九月)
			原町教会献堂式(十一月)
			高崎十五連隊凱旋(二月)
			高崎大火(二二〇戸余)(三月)
			知事養蚕視察来郡(六月)
			渋川伊香保電話所設置(八月)
			前橋医師会設立(三月)
			碓氷社三十年祭(四月)
			吾妻牧場株式会社創立(五月)
			県議選挙(九月)
			郡議選挙(十月)
			高崎渋川間電車開通(十一月)
			県会農学校移転建議提出(十二月)
			草津町火災(三十二戸焼失)(五月)
			渋川沼田市内電話開通
			県知事養蚕視察来郡(六月)
			戊申詔書発布(十月)
			この年小学校六年義務教育となる

一九〇九	明治四二	蟻川青年同志会設立(一月)、青山報徳会設立(二月)、羽田師範学校長報徳講演(二月)、中之条町神社合併なる(二月四月)、吾妻教員互助会設立(十月)、鉄道馬車発起計画、山田村青年報徳会設立(十一月)、原岩本青年同志会設立、栃窪小学校廃止分教場とする(十二月)、この年も冷害霜害続く、伊参村役場五反田白久保に移す、五反田小学校新築。
一九一〇	〃 四三	羽田師範校長報徳講話(一月)、山田村戊申会、報徳会、下沢渡村戸主会設立(二月)、碓氷社名久田組信用販売組合事業開始、大道新田青年同志会設立(三月)、四万村報徳会成立、男子校女子校合併、中之条児童保護会設置、町村会議員選挙、蟻川小学校増築(四月)、中之条電話局設置(六月)、吾妻馬車鉄道会社創立(十月)、中之条鯉沢間軌道敷設(十月)。この年伊参村で蟻川小学校増築、八月の大雨で各町村被害多し、沢田村上沢渡に母の会戸主会、四万温泉に婦人修養会設立さる。
一九一一	〃 四四	町村役場に電話開通(二月)、中之条電話局開通式(三月)、電灯取付工事始(六月)、この年渋川中之条間軌道馬車開通、松尾林道開通。
一九一二	〃 四五	中之条栄橋開通式(四月)、電灯はじめて点火(五月)、太田村小学校焼失(二月) 群馬戊申会発足(三月) 郡連合青年大会開催(四月) 浅間山大爆発(五月) 県議選挙(八月) 郷土誌編纂を県各町村へ訓令(九月) 帝国在郷軍人会創立(十一月) 帝国農会創立(十一月) 東武鉄道浅草伊勢崎間開通(三月) 郡青年連合大会、前橋高等女学校市立で開校(四月) 県下大雨西部大被害大洪水、県下最大被害(八月) 一府十四県連合共進会はじまる、前橋全市点燈(九月)渋川伊香保間電車開通(十月) 前橋渋川間電車開通(十二月) 浅間鳴動大噴煙(二～四月) 利根発電開業式(四月)県下降雹被害甚大(六月)郡会議員選挙(七月)渋川沼田間馬車鉄道開通(八月)東村神社合併騒動で郡衛に大勢来る(九月)

一九一二	大正元	志賀重昂講演会（四月）、中之条渋川間鉄道馬車開通（七月）、青山村チブス続発（七月）。
一九一三	〃 二	御大葬遙拝式（九月）、この年上妻橋工事中に落ちる。
		吾妻連合青年会開催（三月）、上妻橋竣工（四月）、四万温泉馬車会社紛騒（四～五月）、碓氷社第二工場設立（七月）、大芝知事来条（九月）、吾妻製糸所設立（十二月）、この年五反田信用組合設立、中之条須川道伊参道改修。
一九一四	〃 三	吾妻倉庫会社設立（四月）、四万馬車会社設立（十月）、大勝館製糸所設立（十一月）、この年伊勢町に耕地整理はじまる、名久田村役場移転紛糾、天然橋架替、信用組合伊参組設立。
一九一五	〃 四	町会警察署移転建議（一月）、中之条青嵐会に講談会設立（一月）、農業学校々旗樹立式（三月）、東京谷村氏の自動車来条（六月）、大塚壁谷大火（十月）、御大典花車出る（十一月）、この年五反田小学校奉安殿築造、岩本信用組合設立、反下青年クラブ設立。
一九一六	〃 五	吾妻興業銀行事務所竣工（二月）、四万馬車会社設立（三月）、浪花節雲右ェ門朝日座興行（三月）、原沢中之条製糸所設立（五月）、東京記者団温泉地視察（六月）、豪雨浸水被害軌道不通（七月）、八ヵ町村連合学校体操会（十月）、中之条青年修養団創立（十一月）。この年吾妻
		明治天皇崩御（七月）
		草津軽便鉄道（井沢小瀬間）開通（九月）
		浅間山鳴動頻り（十月）
		大正政変護憲運動各地におきる（二月）
		前橋日赤病院開院（三月）
		県連合青年会発足（三月）
		郡木炭同業組合設立原町に電燈つく
		第一次世界大戦はじまる（七月）
		この年原町に吾妻木工組合設立
		「上毛及上毛人」発刊（四月）
		郡会「原町警察署不移転」建議（一月）
		郡立農事試験場設立（長野原町）（四月）
		総選挙（三月）
		原町常設家畜市場設立（五月）
		県議選挙（九月）郡議選挙（十月）
		原町処女会創立（郡で最初）（十一月）
		県下大地震三原損害（一月）
		霜害菜園被害（五月）
		川原湯電気会社設立（五月）
		県下コレラ発生（九月）

一九一七	大正 六	東部荷馬車同業組合共済会設立、碓氷社沢田工場建築、伊参村部落有財産を統一し村基本財産とす、広前橋改修。
一九一八	〃 七	吾妻銀行増資・四万川用水路開田計画完成(一月)、求友館設立(四月)、吾妻物産株式会社設立(六月)、伊参通信発刊、草津馬車営業川原湯草津間だけになる(八月)、竹本素行・綾之助興行(九月)、志村松之助開演盛況、井上円了妖怪談(十月)、中川知事四万醋酸工場見学(十月)　この年県知事より伊参村自治表彰をうける。義太夫流行。
一九一九	〃 八	吾妻興業銀行貯蓄銀行増資(一月)、町会中之条実科女学校建設決定(二月)、四万林産会社設立(五月)、中之条小学校新校舎落成(八月)、町役場女子校跡地に移転(九月)、中之条町白米廉売(八～九月)、吾妻印刷会社設立(九月)、市城石材会社設立(十一月)、名久田在郷軍人分会忠魂碑建立(十一月)。この年米価高騰、七月スペインカゼ流行、伊参村々会に学校建議案提出される。 休戦平和回復と町千戸祝の旗行列(二月)、栃窪炭鉱採堀開始(三月)、四万馬車会社タクシー営業開始、志賀重昂農学校で講演会(五月)、吾妻輪友会の自転車競争会、大戦々死者進吊会(林昌寺四月)・講和調印祝賀式中之条区裁判所開庁(七月)、町会小学教員給与二割増・諸物価高騰(八月)、吾妻水運木材会社設立(十一月)、山室軍平原町教会で講演(二月) 木桧三四郎南木山事件で体刑宣告をうけ、県議失格(六月) 米人スミス前橋桐生で宙返り飛行(七月) 郡連合青年会の新組織なる。吾妻実科女学校設立(四月) 草津水力電気会社設立(五月) 全国各地に米騒動(八月) この年高崎十五連隊シベリヤに出兵 上野毎日新聞創刊(十一月) 郡立実科女学校創設(四月) ヴェルサイユ平和条約調印(六月) 草津水力電気開業(七月) 群馬実業懇話会発会(十一月)

一九二〇	大正 九	法博平沼淑郎講演会（十二月）、伊参水力電気発電会社設立（十二月）、大塚に劇団大平座結成（三月）、名久田女子青年団結成（五月）、この年十二月県内物価高騰著るし。
一九二一	〃 一〇	郡道認定について郡会諮問答申（一月）、郡日陰県道復活有志大会（三月）、衆議選挙第四区木檜三四郎立候補当選（五月）、桐生商人来条織物廉売、町商人大売出し（七月）、八月郡内各地洪水、沢田村山田に税金不納同盟結成（八月）、中之条渋川間電車開通（十一月）。この年郡内で「大正ばくち」流行、物価賃金の変動激化
一九二二	〃 一一	シベリヤ出征兵凱旋はじまる（一月）、鉄道敷設運動町有志動く（二月）、町村会議員選挙（四月）、清見寺焼失（四月）、中之条名久田有志県道速成協議に沼田町へゆく（五月）、中之条実業懇話会設立、四万温泉で県内電気業者大会（六月）、西田天香講演会、伊勢町耕地整理完成（九月）、中之条町処女会創立（十月）、合併により中之条銀行設立（十一月）、四万演芸館落成（十一月）。スペインカゼ蔓延（二月）、大芝知事農村振興講演（三月）、清見寺上棟式（四月）朝日座で風俗展覧会（七月）、納税者集会（朝日座八月）、沢田村山田愛輪会設立（九月）、若山牧水花敷より沢渡温泉に来る（十月）、丸三製材会社設立、群電問題につき郡民大会（十一月）、吾妻県普選期成同盟演説会に尾崎行雄来る（三月） 県教育会発足（一月）ニコライエフスク事件（三月）伊香保大火（八月）第一回国勢調査（十月一日）憲政会県支部発会（十一月） 教育雑誌「新上野」発刊（十二月） この年シベリヤ出役中の高崎連隊の兵士凱旋
		高山水力発電会社設立（二月） 県種畜場新設、桐生市制施行（三月） 泉沢電気会社設立（四月） 上越南線高崎渋川間開通（七月） この年吾妻このにゃく組合設立
		木檜三四郎より上信鉄道敷設建議案提出（二月） 太田村小泉大火（五月） 原町（深沢川）発電所送電、群馬県農民組合連合会発足（六月）

一九二三	大正一二	山林擁護会発足(十二月)。この年渋川上田鉄道敷設運動さかん、一戸当り町民税金大正期の最高となる(町税不納者多出)、年末大売出しはじまる。	憲政擁護大会芝公園(七月) 台風により県下全域被害(八月)
		専売局による煙草耕作の打合協定(二月)、中之条銀行コリンクト新築開店(五月)、遠藤隆吉講演会(郡教育会五月)、白土会絵画展(四月)、郡女教員会設立(七月)、大震災救護班として各町村消防団員上京、流言蜚語さかん、町村民出動警戒に当る(九月)、県議選挙(九月二五日)、パラチフス流行(八月下旬～九月)、三友製材所設立(十一月)、吾妻製材所設立(十二月)。この年三月桑害、夏多雨のため米不作、タバコ耕作組合設立、伊参村有林施業案編成始まる。	郡制廃止法施行(四月) 箱島水力電気起工式(六月) 関東大震災(九月一日) 国民精神作興詔書(十一月)
一九二四	〃 一三	朝日劇場新装開業式(三月)、青年学術発表会(三月)、山崎延吉講演会(町公会堂二月)、赤坂縦貫道路改修工事着手(三月)、四大家遺墨展覧会(四月)、渋川中之条間乗合自動車開通(六月)、中之条図書館設立(八月)、吾妻軌道会社が群馬電力会社に合併(十月)、文芸誌「創土」発刊(十二月)。この年郡内不況、民間不正金融業者増加、伊参村隔離病舎移改築、四万温泉子供会誕生。	皇太子御成婚式(一月) 上越南線渋川沼田間開通(三月) 総選挙(護憲三派圧勝)(五月) メートル法使用はじまる(七月) 県連女子青年団発足(九月)
一九二五	〃 一四	吾妻軌道の電車、東京電力の経営となる(三月)、県山林会吾妻支部発足(四月)、赤坂道路改修工事完了(四月)、町村会議員選挙(四月)、俳人長谷川雹余子来条(五月)、吾妻新聞雑誌会社・四万自動車会社設立(六	大衆雑誌「キング」創刊(一月) 世良田事件おこる(一月) 渋川前橋間自動車開通(六月) 東京放送局本放送開始(七月)

一九二六	大正一五	月)、中田製材所設立(七月)、須川屋製材所設立(十一月)、中之条沢田耕地整理組合設立(十一月)、中之条信用組合新築落成(十二月)、横尾唐沢七郎平出品コンニャク生玉一等入賞(十二月)、この年糸価上昇に変わる。税金滞納者増加。	この年普選法成立、銀行金融不況著しくなる
一九二七	昭和二	中之条精武館柔道場開き(一月)、群馬無尽中之条代理店発足(二月)、高津簡易水道起工(二月)、吾妻温泉振興会開催(四月)、降霜被害甚大(五月)、郡役所廃止(六月)、松竹映画「俄取者」撮影のため来条(九月)、中之条商工業会開催(十月)、中之条折田地区耕地整理着工(十月)、鶴見雄輔沢田謙演説会(十一月)、後藤新平「政治の倫理化」演説会(十二月)、この年不況貸付件数増加、町で活動写真盛んになる。	県融和会発足(二月) 青年訓練所令公布(四月) 上毛電鉄設立(五月)
一九二八	〃 三	耕地整理事業で中之条の道路工事着手(二月)、小渕製糸所、旭製糸所設立(二月)、求友館が帝国館になる(三月)、折田中之条地区大雹害(六月)、不況で中之条町に夜店現わる(六月下旬)、群馬自動車会社発足(六月)、栄橋架替(七月)、中之条銀行郡内三行を合併(八月)、新田町道路拡張工事着工(十月)、名久田郵便取扱所開設(十月)。 吾妻神社郷社に昇格(一月)、朝日座に水谷八重子開演(一月)、中之条寿町道路工事開始(三月)、吾妻繭糸同業組合発足(五月)、中之条隔離病舎新築(六月)、昭和館製糸所設立(十月)、天皇即位大典祝祭(十一月)、	草津軽井沢間電車全線開通(九月) 日本小作人総同盟結成(毛里田村十月) 上越南線沼田後閑間開通(十一月) 大正天皇崩御(十二月) 田中内閣三週間モラトリアム実施全国銀行一斉休業(四月) 県下一円に霜害、吾妻地方も霜害甚大(五月)、五月県下初めてメーデー 普選第一回県議選挙(九月) 普選下初の総選挙(二月)県庁舎新築、群馬中央銀行創立(四月)吾妻高女焼失(五月) 新築落成(十月)、済南事変高崎連隊出兵(五月)

一九二九	昭和 四	赤坂道路工事竣工記念碑建立(十一月)。この年伊参村会に学校整理改善意見書提出さる。
		耕地整理組合東電と覚書調印(一月)、町村会議員選挙(四月)、法博姉川新「民衆主義」講演(五月)、高津地区台所改善事業工事完了(五月)、中之条銀行総会紛糾重役辞任(七月)、耕地整理幹水路工事起工式(九月)、中之条小学校講堂新築落成(十一月)。この年十月県教育界で郷土読本発刊。
一九三〇	〃 五	中之条消防自動車購入(二月)、折田地区幹線水路開通(七月)、豪雨各地水害(八月一日)、佐々木秀一教授教育講演(八月)、中之条銀行上州銀行に合併(九月)、群馬自動車争議運転中止(十二月)。この年繭価大暴落、不況深刻化。この年伊参村耕地調査始める、各村十一月三日体育デーはじまる。
一九三一	〃 六	教員減俸問題で町村会開催(一月)、中島修中之条幼稚園開く(二月)、社会民衆党演説会(二月)、吾妻小唄の普及講習会公演(三月)、減俸問題鎮静(中之条役場五月)、日農中之条支部結成(十月)、学生飛行士熊川良太郎来条講演会(十一月)、賀川豊彦講演(十二月)、中之条町通水路工事落成(十二月)。
一九三二	〃 七	町村民大動員令(二月)、群馬県消防義会開催(中之条小学校四月)、中之条町にカフェー現わる(七月)、中之条草津の青年野球戦(八月)、政府払下米獲得請願に上毛銀行設立(十月)上毛電鉄開通(十一月)
		教員俸給不払減俸拡がる(六月)
		浜口内閣成立(七月)官吏一割減俸発表(十月)上越清水トンネル開通(十二月)
		アメリカ株式市場暴落・世界恐慌拡大
		金輸出解禁(一月)
		第十七回総選挙(二月)
		県下全域台風被害(七月三〇～三一)
		知事六年度緊縮財政方針発表(十一月)、群馬会館落成、伊豆地方大地震(十一月)
		日本農民組合結成・同月その群馬連合会発足(一月)
		官吏減俸令公布(五月)(六月一日施行)
		満州事変勃発(九月一八日)県議選挙(九月)
		犬養内閣成立・金輸出再禁止・太田町に中島飛行機会社設立(十二月)
		上海事変おこる(二月)衆議選挙(二月)
		満州国建国宣言(三月)
		坂田山心中・五一五事件・斉藤内閣成立

一九三三	昭和 八	農民組合町役場に押寄せる、朝日新聞初めてトーキー開催（九月）、満州出征兵凱旋（十月）、松見橋よりトラック墜落死傷者を出す（十一月）。この年不況激甚、経営停止企業続出、各村で農村振興土木事業開始。
一九三四	〃 九	愛国群馬号来訪（一月）、中之条渋川間電車廃止、沢田村第一回郷土研究会開催（三月）、松本錦枝一座名久田橋より転落事故（四月）、牧師小崎道雄説教（四月）、町村会議員選挙、沢田村椎茸生産販売組合設立（五月）、四万の湯煙群馬自動車による公演（朝日劇場七月）、名久田村小学校改築問題で村内対立（八月）、中之条町国防義会設立（八月）、愛国婦人会中之条分区会設立（十月）、中之条商業会発足、沢田村高沼部落県より栄養改善指導をうける（十一月）、四万温泉で心中（十二月）。この年二月以来耕地整理の開田水路工事進捗、アメリカ大恐慌により二月以後不況さらに激甚。近来にないさびしい安市（四月十六日）、梅雨期に雨なく水不足に苦しむ（六月）、繭値安、景気沈滞（六～七月）、祇園祭景気不振（八月）、井上重徳歌碑除幕式（十月）、須川屋製材所設立（十月）、福引共同大売出し盛ん、暮市売上不振（十二月）、名久田橋改修工事竣工（十二月）、この年伊参村近衛師団地方馬検査、名久田村経済更生指定村になる、この年は各町村とも冷害で不作。
		（五月）農民県議会に農村救済を請願（六月） 群馬大同銀行発足（十一月）。この年楽泉園設立
		岩島村どんど焼による失火（一月） 県下教員赤化事件（四月） 前橋放送局開局（六月） 中之条上田線開通式（七月） 事変二週年郡戦没者慰霊祭（九月） 皇太子御降誕（十二月）
		太田村岩井川原に飛行機不時着（七月） 県下全域冷害（七～九月） 川原湯温泉大火（十一月） 陸軍特別大演習天皇陛下県内行幸（十一月） この年東北地方冷害凶作

一九三五	昭和一〇	チギリイチ横の新道工事開始(三月)、四万温泉で心中事件、寺社平火災(六月)、山田川橋(鉄筋)開橋式(七月)、豪雨で各地大水害、四万沢渡温泉被害甚大(九月二六日)、四万川水路取入口工事完了し通水開始(十一月)、渋川上田間省営バス開通(十二月)。この年沢田村碓氷社合併、風水害で災害復旧対策本部を設立、村の生活改善規約作成、伊参村名久田村米穀貯蔵倉庫つくる、名久田村栃窪に負債整理組合設立。
一九三六	〃 一一	どんど焼旧慣改善施行(一月)、高津第一次第二次栄養改善事業実施(三月十月)、伊香保四万連絡自動車運転開始(四月)、井上重徳建碑除幕式(六月)、朝香宮殿下演習で中之条一泊(七月)、碓氷社中之条工場始業(七月)、防空演習(九月)、吾妻教育会五十週年記念式(十一月)。この年沢田村学校栄養給食はじまる。伊参村広前橋改修工事完成、名久田村各地災害復旧工事開始。
一九三七	〃 一二	横尾高津第三次栄養改善事業実施(一月)、中之条中央魚菜市場設立(一月)、名久田村学校校舎移築問題再燃名久田村郵便取扱所が郵便局となる(三月)、名久田村会校舎問題可決(四月・二日)、町村会議員選挙(四月)、雨なく田植できず(六月)、龍ヵ鼻橋開通(七月)、応召出征祈願祭さかん(七～八月)、中之条町防護団結成防空演習(九月)、防共協定と戦勝の提灯行列(十一月)、南京陥落旗行列提灯行列(十二月)この年沢
		第一回県産業組合大会(三月) 県下降霜大被害(五月) 県下大降雹(六月) 県下各町村青年学校開校・県下台風水害(九月) 臨時災害県会はじまる(十月) 県議全員水害視察に来郡(十一月) 総選挙(二月)草津谷所鉱山災厄(二月) 二・二六事件 吾妻西部晩霜被害(六月) ベルリン・オリンピック大会(八月) この年県内に国防婦人会支部発足 林内閣成立(二月) 総選挙(四月) 七月日華事変勃発、高崎連隊四千人近く出征(七～八月) 日独伊防共協定(十一月) 小串鉱山で山崩れのため死傷行方不明家屋損害多数(十一月)

一九三八	昭和一三	田村経済更生指定村になる、沢田村婦人会々則作成、伊参村隔離病舎移転、学校敷地工事開始、四万沢渡温泉事変のため夏客少し。
		国民精神総動員週間諸行事さかん(一月一一～一七)、精神作興教育大会(四月)、市町村制発布五十週年功労者表彰物故者慰霊祭(四月)、ガソリン切符制で自動車賃あがり運転回数も減少、大塚用水組合本宿ずい道工事完工(五月)、沢田村託児所開設(七月)、伊参信用組合国民貯蓄組合設立(七月)、事変一週年記念行事(七月・七日)、動員出征祈願祭さかん(八月)、伊参小学校新築着工(九月)、北関東防空演習(九月)、広東占領旗行列・提灯行列(十月)、名久田村ドリル工場開設・婦人会愛国旗披露(十一月)、防空演習(十一月下旬)。
		この年町民への物価物資統制はじまる、甘藷供出はじまる。
一九三九	〃 一四	銃後奉公会設立(三月)、警防団結成(四月)、吾妻教育会堀田中将講演会(五月)、防空演習(七月)、四万沢渡温泉軍需景気で賑う(八月)、石橋湛山名久田ドリル工場を来訪(八月)、動員出征(九月中旬)、防空訓練(十月下旬)、体育検定実施(十一月)、中之条町部落常会開かる(十二月)
		この年家庭防空群編成、名久田村田村東谷「幕末郷村生活状態」著述、九月頃から砂糖菓子の出廻り悪くなる。
		満蒙青少年義勇軍派遣(一月より)、五月ガソリン切符制文部省夏季学生勤労奉仕を指令
		日ソ軍張鼓峰で衝突(七月)
		廣東・武漢三鎮占領(十月)
		政府東亜新秩序建設声明(十一月)
		前橋放送局ローカル放送中止(十二月)
		平沼内閣成立(一月)
		海南島上陸(二月)
		群馬地区防空演習(七月)
		阿部内閣成立(八月)
		九月(第一回)興亜奉公日はじまる
		第二次世界大戦勃発(九月三日)
		石油配給制になる(十月)
		物価統制令地代家賃統制令実施木炭配給制になる(十二月)

一九四〇	昭和一五	吾妻郡戦時食糧委員会設立（一月）、鳥追祭中止（一月）、反下蛇野湯原に公衆電話架設（三月）、郷軍大会開催・美野原耕地整理組合創立（四月）、砂糖切符制になる（七月）、祇園祭花車出さず（八月）、菓子公定価格実施・吾妻商事開業（八月）、防空演習（十月上旬）、米穀切符制となる、大政翼賛会挙式（十月）、二六〇〇年記念式典花車提灯行列（十一月）、商店公休日はじまる（十一月二十日） この年伊参村聖旨奉戴教化村に指定さる、名久田村ドリル工場閉鎖になる。	米内内閣成立（一月） 六大都市砂糖マッチ切符制・下旬近衛文麿新体制運動はじまる（六月） 七月奢侈品製造販売禁止（七・七禁令）第二次近衛内閣成立（七月） 部落会町内会市町村常会整備要綱府県に通達（九月） 県紙上毛新聞に合併（十月） 国民服制定実施（十一月）
一九四一	〃 一六	商店休業（一月一～三日）、町村に国民学校発足、中之条町中之町大火、旧青年団解散し新青少年団結成（四月）。郡内一円大降霜（五月）、大政翼賛会町支部町翼社発足（六月）、山本英輔大将時局講演（六月）、動員出征多し、軍馬徴発、時局を反映温泉客少し（七～八月）、青年動員大会二四〇〇人街頭行進、鉄回収金属供出はじまる（十一月）、日米開戦後三日間夜燈火管制実施（十二月）この年東亜林業反下で製炭開始、伊参村診療所開かれる。	衆議院議員任期一年延長（二月） 県青少年団結成（三月） 独ソ開戦（六月） 全国一斉隣組常会開催（七月一日） 日本軍仏印進駐、東条内閣発足（十月）県内五銀行大同銀行に合併（十二月一日） 日本米英へ宣戦布告（十二月八日）
一九四二	〃 一七	鉄道省湯本昇鉄道敷設の件来条・商業組合（食料品雑貨）創立（一月）、八日大詔奉戴日はじまる（一月）、防空訓練シンガポール陥落祝賀旗行列（二月）、卵配給制となる（三月）、大戦下初の空襲警報（四月十八～十九日）、町村会議員翼賛選挙（五月）、町田崇町長死去	長野原線鉄道敷設議会に上程（一月）、衣料切符制実施（二月）、国鉄郵便電信電話料金値上げ、（四月）米空軍本土初空襲（四月十八日）衆議翼賛選挙、企業備整令公布実施、翼賛政治会結成（五月）、ミッドウエー海

一九四三	昭和一八	（六月）、吾妻地方事務所設置、経済警察町中一斉取締（七月）、東条首相木炭製造視察四万温泉に一泊、青年団体力検査（八月）、中之条秋祭花車踊で盛大（九月）、多数動員出征、鉄道工事渋川で地鎮祭（十月）、青年団動員大会、婦人会毛髪茶がら集め、金属供出開始（十一月）、魚菜組合成立、中之条町忠霊塔竣工、ひま献納（十二月）	戦（六月）、 妊婦手帳制実施（七月） 厚生省優良多子家庭表彰（十一月）
一九四四	〃 一九	鳥追行事廃止、内山仏印大使講演（一月）、紀元節日華事変恩賞賜金伝達式、銀銅貨回収開始（二月）、商店定価入替・企業整備開始、節電規制（三月）、群馬自動車東武に合併（四月）、動員出征多数（六月）、各組合企業整備進捗（七月）、戦勝祈誓大会・朝日座李香蘭開演（八月）、防空訓練（九月）、新穀感謝農業祭（十一月）、産業報国会主催演芸会、郡農会解散（十二月） この年中島飛行機製作所員木炭増産手伝に反下に来る、長野線鉄道工事進捗。 中之条町女子挺身隊出動、商報隊鉄道人夫出役（一月）、伊勢町停車場敷地前で道路起工式、各町村農業会設立（三月）、業務用砂糖三四月分配給皆無（四月）、第二次整備残存店舗決定、鉄道工事勤労奉仕強化（七月）、疎開児童四万中之条入来（八月）、蟻川町長応召、山田川鉄橋架設完了（十月）、転廃業者名簿発表、下旬連日警報発令さる（十一月）、松根掘開始（十二月） この年名久田村にも学童疎開入来、反下に中島飛行機太田工場のガスマキ工場できる	ジャズ・レコード禁止、電力消費規制強化、 煙草値上（一月）遠藤部隊殆ど全滅す（三月） 山本五十六司令官戦死（四月） アッツ島日本守備兵全滅（五月） 原町以西鉄道工事起工式（七月） 女子挺身隊（九月）学徒出陣（十月）都市疎開実施要綱発表（十二月） 新聞夕刊廃止（三月） 不急旅行高級娯楽禁止（四月） サイパン守備隊玉砕（七月） 東条内閣総辞職（七月） 七～八月県下各地旱害、家庭用砂糖配給停止（八月）煙草男子一日六本隣接組配給制になる（十一月） B29東京大空襲はじまる（十一月）

一九四五	昭和二〇	警戒警報下に新年を迎う、長野原線修祓式、火事かぜ多し（一月）、中之条町会警察署問題取り上げる（二月） 防空壕掘はじまる、京浜罹災者疎開入来（三月）、沢渡大火（四月十六日）、寒冷降霜（五月）、農家へ勤労奉仕盛ん（七月）、長野原線開通、中之条裁判所調停裁判復活、陸軍予備士官学校中隊沢田本校に入る（八月）町村民終戦放送をきく（八月十五日）。
一九四六	〃 二一	戦時と戦後（九月以降）境界 九月町村に復員多し。十月米兵中之条小学校に駐屯。この月雨続き農作物不作、食生活悪化する。 十二月原町岩下間鉄道開通式、この月県新教育方針を通達、 一月国民学校御真影なしの祝賀式、中之条町の鳥追祭大鼓出て大賑い、吾妻青年同志会設立、御真影教育勅語の返還を通達。 二月預金封鎖、新円引換で住民不安、御真影を地方事務所に奉還、この月に入り配給不正問題おこる。 三月五百円生活はじまる、各町村農業会理事選挙、各政党立会演説会（中之条小学校講堂）

原町警察署火事（一月）
米機太田地区初来襲（二月）硫黄島日本軍全滅（三月）
鈴木貫太郎内閣成立（四月）沖縄地上部隊全滅（六月）原町駅竣工（六月）主食配給一割減二合一勺になる（七月）三国巨頭ポツダム会談（七月）米機前橋・高崎伊勢崎空襲、広島長崎原爆投下・天皇終戦放送（八月）
降服文書調印（九月）総司令部五大改革を指令（十月）各政党結成相次ぐ、柔剣道の授業禁止（十一月）十二月農地改革指令、労働組合法公布、修身日本史地理の授業停止指令（十二月）
天皇人間宣言（一月一日）総司令部軍国主義者の公職追放指令、雑誌「潮流」創刊（伊勢崎で印刷）、
第一次農地改革実施、金融緊急措置令・食糧緊急措置令隠匿物資緊急措置令等公布施行（二月）
物価統制令公布施行、群馬県教員組合結成、地方労働委員会発足（三月）

一九四六	昭和二一	三月下旬は衆議選挙で各地賑やか、地歴修身の教科書回収される。この月戦災復興視察で天皇前橋に行幸。四月煙草配給(一日五本)、戦後最初の総選挙(十日、婦人はじめて投票)中之条町安市露店で賑わう、長野原線全線開通祝。五月メーデー、デモ行進あり、雑誌桃源発刊(二十日)七月御真影奉安殿の撤去の指令くる(十日)、八月中之条祇園祭花車六台でる、九月伊勢町祇園祭近年にない人出、隠匿物資放出、朝日劇場沢村宗十郎芝居賑わう。県下豪雨被害(一四～一五日)七～九月奉安殿撤去さる。十月中之条保健所開所(一日)、安芸ノ海一行大相撲(農学校、三日)十一月憲法発布式典(三日)、農学校竣工式この月町村の戦争追放者発表さる、県に婦人警察官生れる。十二月朝日劇場で松本幸四郎開演(七日)、第一回農地委員選挙(二十一日)、暮市人出で賑う、この月から節電規則
一九四七	〃 二二	一月県民タケノコ生活に入る。長野原線の遅れ激化、官公労吾妻地区共闘委員会結成、二月食料品協同組合創立(一一日)、吾妻地方事務所火事(二〇日)三月吾妻懇話会設立(一日)農地買収はじまる、四月六三制実施、新制小学校発足、新制中学校開設、この月各種選挙に明け暮れる、北野重雄第一回民選群馬県知事となる。町村会議員で新旧の交代著し。五月憲法施行記念衆議院総選挙(自由一〇一、進歩九四、社会九三、婦人代議士三九)(四月十日)メーデー復活(五月一日)極東軍事裁判開廷(五月三日)この月県連合青年団同女子青年団結成、六月教育会総会(一日)、ハガキ五銭から一五銭に値上げ、ソ連抑留邦人の引揚開始(七月)、七月群馬県に教員適格審査委員会発足(十六日)新聞値上げ八円になる、全統制会解散命令八月生活保護法公布、日銀券発行高最高記録を突破、三井三菱解散決定(九月)教育勅語奉読廃止、日本史墨塗教科書で授業再開(十月)日本国憲法公布、電力大幅制限(十一月)年末日銀券発行高九三億八千万円をこえる(十二月)学校給食はじまる総司令部二・一スト中止命令(一月)八高線列車顚覆(二月)町内会部落会廃止知事市町村長選挙、参議衆議院議員選挙、県会議員、市町村会議員選挙相次ぎ行わる(四月)日本国憲法施行、片山哲内閣成立(五月)

一九四七	昭和二二	式典行事、この頃から統制組合にかわり業種別協同組合生れる。	初の経済白書発表
		七月生活必需物資配給協議会設置(中之条町)八月節電一日二回三十分ずつ、中之条商工会創立(二七日)、この月新制中学建築半額県負担となる。	主食遅配全国平均二十日に及ぶ(七月)
		九月キャスリン台風被害長野原線交通杜絶(一五～一六日)、十月中之条小学校P・T・A発足、郡P・T・A研究会(二三日)吾妻婦人大会(七日)、この月下旬から節電益々強化、十一月中之条商工会所得税につき税務所交渉。この月県内各地で越冬資金闘争活発、十二月雑貨組合解散、この年夏以降物価高騰・米一俵千円。	社会科授業開始(九月) 衣料切符制復活(十月) 農業協同組合法公布共同募金始まる(十一月) 児童福祉法公布、改正民法公布家廃止(十二月)
一九四八	〃 二三	一月商品出廻りはじめる、農家へ食糧買出し、物々交換さかん。二月商工会県外闇商人取締を原町署に申入れ、中之条町自治体警察生れる(開庁式三月七日)、伊参名久田農協設立(二月)、田中電気榛名木工賃上げ要求。三月石橋湛山経済講演会(一四日)、町民大会(税金問題)、県教組ストに対し授業平常通り実施(二〇日)。四月中之条高校発足、酒醤油登録制で候補店の運動盛(中旬)、旧婦人会解散総会(二五日)、井上日昭講演会。五月沢田農協設立、六月中之条農協設立、吾妻地区労組協議会結成。七月伊参農協設立、八月祇園祭花車出さず、中之条町出身伊能芳雄群馬県知事当選(一〇日)九月アイオン台風で四万沢渡の道路橋梁決潰、交通杜絶す。十月県教育委員選挙、前中之条保	一般参賀許可帝銀事件(一月) 国税滞納十四億円(二月) 農業会解散(二月) 新警察制度発足(三月) 新制高校発足(四月) 総司令部祝祭日、国旗掲揚許可(四月) サマー・タイム実施(五月)(二七年四月廃止) コーヒー事件北野知事辞職(六月)、福井地震(六月) 教育委員会法公布・国民祝祭日法公布(七月) 取引高税実施(九月)

		健所長湯本アサ当選(五日)十一月この月県教委主催第一回文化祭開催十二月中之条中学校舎落成、大山郁夫講演会(一一日)、東富士前田山ら相撲興行(一三日)
一九四九	昭和二四	一月戦後はじめて初売出し(一日)、第一回成人式開催(一五日)、小渕光平衆議院議員に当選(二三日)。二月中之条高校落成式(一九日)、五月沢田村山火事(九日)、六月大雨河川増水(一九日)、商人の所得税申告きびしい(下旬)、ソ連引揚第一船、県下三七名(二七日)、県内工場閉鎖、人員整理激化、七月商工会代表所得税で税務所交渉、福引売出し不振、中之条町に街灯点火する八月キテー台風県下各地で被害(三一日)、九月商工業者県税問題で奔走す、中之条小学校給食実施、十月文化祭行事はじまる、十一月文化の日諸行事さかん(三日)、大生無尽会社中之条出張所支店に昇格祝(五日)、十一月年末売出し、商況不振、暮市露店三〇〇余出る、この年列車事故引揚商況不振等で社会不安動揺
一九五〇	〃 二五	一月初売初市、金づまり不振、温泉も客少し、鳥追祭催しなし、二月インフルエンザ流行、町商人の出商いふえる、新教育実験学校発表会、三月中之条町役場納税督励車出動する(一三日)、この月金づまり深化、出商いも不振、米一升八〇円。四月税金問題でデモ行進、

昭和電工事件新聞増員(九月)
米大統領トルーマン再選(二日)
極東軍裁判判決(十一月)
年賀郵便復活、世界人権宣言国連採択(十二月)
第二四回総選挙、法隆寺壁画焼失(一月)
ドッジ米公使経済安定策示す(三月)
新制大学発足北大西洋条約調印(四月)
酒類自由販売になる、シャープ博士税制改革で来日、第一回母の日(五月)、ベトナム国成立(五月)
平事件、下山事件(六月)、三鷹事件(七月)
松江大火、松川事件(八月)
西ドイツ国成立・県農地委員選挙(九月)、シャープ税制改革案発表(九月)
中華人民共和国成立・東ドイツ国成立・連合軍県民事部教育課解散(十月)
湯川博士ノーベル賞受賞(十一月)、県下教員整理、夕刊復活(十一月)、マ元帥日本人戦犯特赦発表(十二月)
満年令の実施、千円札発行(一月)
全国的にインフルエンザ流行、電力制限解除(二月)
県母子会発足、供出後の麦が自由販売に(三月)煙草家庭配給廃止、魚衣料の統制廃

地方事務所税務署に押しかける（一七日）
五月日銀高島前橋支店長講演会（八日）、六月吾妻郡小学校教育研究会発足、七月夏の大売出し閑散、八月祇園祭人出多く賑う、保健所敷地問題伊勢町に決定（三一日）、九月久布白落実女史講演会（六日）、十一月大歌舞伎興行（羽左エ門権十郎）ファッションショー（朝日劇場）文化祭行事大鼓祭り、この年県農協連合会成立、群馬婦人会（二市十郡）結成

一九五一　昭和二六

二月木暮武太夫追放解除時局講演会（一〇日）四月町村長、町村会議員、県会議員選挙、五月四万温泉団体客で満員（五・六月）、六月商工経済懇談会発足（二五日）七月第一回町村農業委員選挙（二〇日）夏売出し不振、八月祇園祭近年にない賑い、中之条裸搬局落成（二四日）九月第一回としよりの日、十月吾妻福祉事務所開設（一日）、吾妻信用組合創立（二二日）、電力制限はじまる（三〇日）、中之条保健所新築完成（三一日）、十一月尻高人形芝居（朝日劇場二七日）、十二月吾妻信用組合開業（一四日）

一九五二　〃　二七

一月郡内消防関係者団体雲龍会発足（二一日）四月中之条町道路舗装施工きまる、電報電話局開庁式（二六日）六月中之条駅跨線橋の件で高崎管理局へ陳情（二〇日）七月住民登録実施（一日）
十月中之条岩本バス開通（一日）町村教育委員選挙、県教育委員選挙（五日）、中之条町商工協同組合設立（二七日）十一月町村教育委員会発足（一日）、連休で四万止、公職選挙法公布（四月）
生活保護法公布（五月）、参議院選挙（六月）朝鮮戦争勃発（六月）、味噌醤油自由販売になる（七月）、警察予備隊令公布（八月）、衣料切符制廃止（九月）、一万人の追放解除学校柔道復活（十月）
君ガ代復活（十一月）、第一回県展開催（十一月）、地方公務法公布（十二月）米屋登録制（一月）、両毛線ヂーゼル化（一月）、農業委員会法公布（三月）、米屋民営復活、地方選挙（四月）
児童憲章宣託（五月）、I・L・O及ユネスコ加盟（六月）、第一回文化功労者決定（七月）第二次追放解除発表（八月）
民間放送開始（九月）、対日平和条約日米安保条約調印（九月八日）
川原湯温泉火事（十月）
砂糖統制解除、サマー・タイム廃止になる（四月）、麦統制廃止（六月）、ヘルシンキオリンピック大会日本復帰（七月）、北野県知事当選（八月）
第二五回総選挙、供出後の米自由販売となる（十月）
アイゼンハワー米大統領に当選（十一月四

一九五二	昭和二七		温泉超満員(一一～三日)、丹羽文雄ら文芸講演会(三日)
			十二月暮市近年にない人出賑う
一九五三	〃 二八		三月美野原耕地整理水路開通式(七日)、四月伊能芳雄参議院議員当選、五月東武バスのストライキで四万客トラック輸送(三日)、中之条町舗装工事の路面削りはじまる(七日)七月中之条高校寄宿舎に赤痢蔓延、八月各地に稲熱病発生する、九月台風十三号で中之条町名久田村家屋被害(二五日)、十月小学校農閑休業はじまる、十一月浅沼稲次郎来条、社会党吾妻支部発会(十一日)、町舗装工事新田町から始まる(二三日)、NHK三つの歌(二五日)、十二月第一期舗装工事起工式(一四日)、西毛新聞発刊(二〇日)商工会主催「町村合併研究会」(二二日)
一九五四	〃 二九		一月～三月町村合をめぐる各種会合さかん、三月町村合併の街頭討論会(二三日、中之条町)名久田小学校火事(二〇日)、四月中之条小学校開校八十周年記念式典(一五日)五月中旬以降道路舗装工事本格的に進捗す、六月長野原線太子駅まで開通(二一日)、中之条警察署廃庁式(二八日)、七月中之条派出所開所式(一〇日)、八月四万温泉国民温泉に指定(一一日)、東富士一行相撲興行(二五日)九月中之条町外三ヵ村合併促進協議会設置される
一九五五	〃 三〇		四月新中之条町開庁式(一五日)

あとがき（編集後記）

町誌第一巻が発刊されて一年、今度第二巻が刊行されることになった。一巻の刊行に当って私たち編集委員が注目していたのは、第一には地元町民の反応であり、第二には広く町村史の専門研究者からの批判であった。中之条町誌では、すでに基本方針によって他の町村誌とは違うゆき方をめざして努力していたので、はたしてそれがどのように受けとめられたかを是非知りたかった。もちろん第一巻の歴史編通史（昭和戦前期まで）においては、まだこれが十分には示される段階ではなかったと思うが、それでも一部にその片鱗は現われていると思っている。今度の第二巻には通史の昭和戦時期、戦後昭和二十年代の現代史のほか、三つのテーマ別の歴史編の特輯と九つの歴史編特論を編集したので、基本方針にもとづく町誌の特徴が第一巻以上に現わされているのではないかと思っている。

私たちは町誌編集に際して、通史では各時代別に、特輯では各テーマ別に、それぞれ旧町村単位に資料収集を中心とした編集委員のチーム編成がされて、文献絵図写真はじめ、手記原稿や聞き取り等によって、広く町民の生活体験の資料収集につとめた。そしてこれら多数の生きた町民の諸資料をどこで、どう活用するかについて執筆と編集において大変苦心をした。私たち編集委員は、旧い世代の歴史的体験を新しい世代に継承してゆくという役割の重要性を強く自覚しながら、精力的に資料収集に奔走してきた。

この二巻の執筆編集及び監修に当って留意した事項を各部門別に示しておく。

通史(続)は、昭和一〇～二〇年代の今次戦争から戦後十年間にわたる動乱激変の時期を豊富な諸資料によって叙述している。戦争と平和がもたらす全く相反する二つの時期の特徴をうちだしたが、反面戦時戦後を一貫して共通する耐乏生活

の実態も示した積りである。また二十年代は、次の三十年代以降の現代への過渡期として、各分野における新時代のめばえについても明示することにつとめた。特輯三編では、通史とは違った特色をだすために、とくに広く町民の歴史的生活体験の資料を多く掲載するようにした。「戦争と生活」編では、戦線と銃後の実相を示す貴重な体験にもとづく多数の投稿が町民からよせられたことは誠に感謝にたえない。「団体の歴史」では、耕地整理組合の事業、町村青年会の実践活動、そして地域消防組織の地道な活動等が、郷土社会発展の底辺を支えてきたことを示そうとした。「災難の歴史」では、戦争の記録とともに、生命の危機に直面した町民の体験記録と談話を通じて、人間の尊厳を将来に話り伝える役割をもつものと思っている。

特論九編は、通史では十分に取扱えなかった重要事項について編集委員に依頼して執筆してもらった。資料収集の一部は他の委員の協力を仰いだが、各論稿は主として執筆委員個人の研究といってよい。編集監修に際しても、ほとんどの論文は原文のままで掲載した。

二巻は一巻に比して執筆者が多く、全体の統一をとるために部分的には加除修正したところが多い。なお特輯三編では豊富な町民の生活体験記録を系統的に編集するために収集資料を取捨選択して掲載することにした。ここに掲載できなかったものは出来るだけ資料編にまわすことにしている。一般に町村誌における近現代史の編集は現状ではまことにむづかしい状況である。わが町誌ではこの点に関して不断の検討を積み重ねて、現状では精一杯のものを公表した。

町村史においても、近代以前の歴史に比して近現代の歴史の研究では、近代科学的な視野と知識が絶対不可欠な要素であるが、これを欠く町村の近現代研究の現状は極めて弱体である。従って今後の研究にまつ点が余りにも多い。

最後に第二巻の作成に当って、各部門ごとの執筆者、協力者をあげておく。

執筆者

通史（続）

昭和戦時期　小池善吉
教育の部のみ　金井幸佐久
〃　丸山不二夫
昭和戦後二十年代　小池善吉
教育の部のみ　福島憲二

特輯

Ⅰ　戦争と生活　吉田毅一郎
二・三・四二・五二・六四・七三(6)・四・(2)　小池善吉
三四五・九四　奈良秀重
Ⅱ　団体の歴史　中島忠雄
五のみ　小池善吉
Ⅲ　災害の歴史
一、近世中之条町の災害史　金井幸佐久
二、明治二十九年の赤痢の流行
三、明治四十三年の大水害　奈良秀重
四、昭和十年の大風水害
五、昭和二十年の沢渡の大火　唐沢定市
六、中之条町の地すべり
七、災害史年表　奈良秀重

特論

一、中之条原町市出入　山口武夫
二、山論　山口武夫
三、刀工蟻川波右ェ門　奈良秀重
四、蘭学と中之条町　金井幸佐久
五、林昌寺神葬祭騒動　山口武夫
六、明治維新と地租改正　小池善吉
七、昭和戦後の農地改革　小池善吉
八、明治前期の町村合併　小池善吉
九、戦後昭和の町村合併　伊能義一

中之条町歴史年表

原始　唐沢定市
古代
中世　山口武夫
近世前期
近世後期　金井幸佐久
明治前期
明治後期
大正期
昭和戦前期　小池善吉
昭和戦時期
昭和戦後二十年代

協力者グループ

通史（昭和戦時・戦後期）特輯を通じて執筆者を含めて、旧町村地区別に編集委員による資料収集、寄稿原稿の依頼、談話の聴取及び写真撮影等々……地区別協力グループ活動にまつ点が大きかった。全巻を通じて写真資料の撮影は奈良秀重、関征児によるものが多い。各地区別の編集委員の協力メンバーをあげておく。

中之条地区　木暮久弥
吉田毅一郎

沢田地区　金井幸佐久
唐沢定市

伊参地区　唐沢姫雄
奈良秀重

名久田地区　小林文一
伊能義一
福島憲二
丸山不二夫
中島忠雄

なお、執筆原稿の監修は編集委員長として小池善吉が担当し、全巻的見地からの編集は主として小池善吉と金井幸佐久が担当した。

校正は主として金井幸佐久関征児小池善吉が担当した。

（編集委員長小池善吉）

中之条町誌第2巻

昭和五十二年三月二十日 印刷
昭和五十二年三月三十日 発行 〔非売品〕

編者 中之条町誌編纂委員会

印刷 朝日印刷工業株式会社
前橋市元総社町六七

発行 中之条町役場
群馬県吾妻郡中之条町
大字中之条町九四七ノ一